満蒙全書

第一巻

研精
覃思

栽菊

滿蒙全書序

凡そ一切の文化的經濟的事業を經營するには、先決問題として當該地方に於ける各般の事情に就いて的確なる統一的智識を必要とする、約言すれは調査研究の門より入つて實際的經營の堂奥に達せねはならぬ、調査事業の意義と價値との重要なる所以は、此の開拓者たる點に存するのである。

今や列強は、世界大戰に於て受けたる經濟的創痍を國際貿易に依つて癒さんとし全力をその經濟活動に傾けつゝあると共に其前提として調査事業に鋭意しつゝある。英國に於ける改造省の如き獨逸に於ける各種の公私調査機關の如き、實に目醒ましき活躍をして居る、我國に於ても戰後幾多の調査機

開設置せられ經濟的競爭の準備に力めつゝあるか、これ堅實なる經濟的文化的發展の爲には正確なる調査の智識かその基礎條件を爲すか故てある。

而も是等調査の智識も單なる箇別的のものては到底用を爲し難い、事象の全般に亘る統一的智識を以てして始めて遠大にして適切なる計畫を立て縱横に經綸を行ひ得るのてある。

回顧すれは我國か滿蒙の開發に著手して以來既に十有七年の星霜を閲したるに拘はらす、未た滿蒙全般の事象に關する統一的調査を缺き、爲に政府及ひ一般國民に對し滿蒙に關する正確なる体系的智識を提供し得さりしは頗る遺憾てある、而して滿蒙に關する國民的智識の此の缺陷か、吾人か常に標榜する所の滿蒙開發に對し多大の障礙の因をなして居ることゝ

は文明國としての日本の恥辱と言はさるを得ない、然かも世界大戰以後列强の興味か著しく太平洋や支那に向つて集中されつゝある事に想到すれは、錯綜せる國際關係の焦點たるへき滿蒙の自然的及ひ文化的全般を、最も精確なる輪廓に於て中外に紹介することは、少くとも滿蒙開發の當事國としての日本か先つ指を染めなければならぬ基本的使命の一てある。

我社調査課は玆に見る所あり、一は以て滿蒙開發の國民的使命の遂行に便ならしめん爲め、一は以て世界に對する滿蒙紹介の國家的義務に應せん爲め、滿蒙全書の編纂を企て滿蒙に關する全般的智識を提供せんとし、殆んと課員の全力を擧け一年有餘の日子を費し漸く之を集成し玆に發刊の途に就いたのてある。然し乍ら吾人は本全書を以て完璧無疵なりと誇

稱するものでない、將來事態の推移に應し絶はす改正を加へて可及的完成を期するは勿論である。

要するに本全書は滿蒙研究の總論に過きない今後本書を基礎こして更に進んて廣く深く滿蒙各般の現象を箇別的に探討研究しその各論的方面を充たし、以て我社か滿蒙に於ける文化の發展こ産業の進歩に寄與する所あらんここを期するのである。

大正十年十月

社長室調査課長

石川鐵雄

滿蒙全書總概目

第一卷

第二卷

第三卷

満蒙全書總目次

第一巻　地理及戸口

滿蒙の歷史

現代滿蒙の諸民族

滿蒙風俗略誌

年中行事

言語

滿蒙の宗教

滿蒙の教育

第一卷目次終

第二卷

行　政

第二卷目次終

第三篇　關東州租借地及鐵道附屬地

國際關係

第一篇　露國との關係

第二篇　日本との關係

軍事

第三卷

農　業

林業

第一篇 總論

第二篇 各論

畜產業

水產業

第三卷目次終

第四卷

工業

鑛　業

第四卷目次終

第五卷

商　業

交　通

貨幣及金融

度量衡

保險

第五卷目次終

都市

第六卷目次終

第一卷

地理及戶口

凡例

一、本篇は滿蒙の國土、地勢、山川及人民に關する最も見易き狀態をそのあるか儘に纂述したものである。

一、滿蒙の地たるや、峰巒宛轉、江流逶迤、そこに沃野と澣海とを夾み、寒氣酷烈にして風俗勁剛、此天然に處せし勁勇なる其民族か常に南下して黃河流域に出て、進んで南方支那を壓したるは、蓋し故なきにあらさるものかある。

一、滿蒙は又我國安保障の藩屏として、通商貿易の勢力範圍として政治的にも經濟的にも密接至緊の關繫を有するの地てある事は、是れ實に我國か曾て再度の大戰をも辭せさりし所以にして、此山、此川、吾人の印象に新たなるへきは贅する迄もあるまい。

一、滿蒙は今の處一大農業國てある、支那人か如何なる動機の下に今尙蒙古の或部分に行はれつゝある游牧生活から離脱して農業生活に移つたかは疑問てあるか土地に對する開發的技能と勢力との卓越せることと年々增加し行く民族の發展とは寧ろ脅威に屬するもので吾曹の爲に殘されたるは土地に關する科學的利用夫れのみである然るに遺憾とすへきは滿蒙の夫れ

に關する書籍報文の少なきことである。夫れ土地の科學的研究は支那智識の根蒂にして、滿蒙の商工業も悉々其基礎を土地生産の科學的研究に置かねはなるまい、吾人は之を將來に期し、之を邦人に望むや深きものかある。

一、本篇に用ゐたる地名は煩雜を避けんか爲め、なるへく邦語に依ることにしたか、原音にあらされは不可なるものは讀音を附して之を明かにした。

一、本篇に用ゐたる距離はなるへく邦里に換算せしも止むなく其支那里に從へるものは大概の比較を左記に置いて戴きたい。

一支那里	一、八〇〇支那尺	我六町內外
民國所定	一支那里	我五町二八
海關所定	一支那里	我五町九〇九

一、本篇の編纂には幾多の書籍報告の援助を受けた次に記して原著者に謝表を表する、若しそれ本篇の缺陷誤謬の責に至つては篇者の甘受するところ、之を他日の删改に期するてあらう。

漢文書籍及彙報類

兩漢書、新舊唐書、金史。元史、明史、大清一統志、皇朝開國方略、滿洲源流考、皇朝通志、蒙古源流、熱河志、承德府志、口北三廳志、蒙古遊牧記、盛京通志、水道提綱、水經注釋、小方壺齋輿地叢鈔、皇明從信錄、堯山堂外記、白氏文集、民國行政統計彙報、政府公報、

邦文書籍及彙報類

滿洲歷史地理（白鳥博士監修）　東胡諸民族考（同上）　清朝國語考（市村博士）　成吉思汗實錄（那珂博士譯）　ドーソン蒙古史（田中萃一郎）　コルチン蒙古史（淸水友次郎譯）　明代の蒙古（原田文學士）　淸朝全史（稻葉君山）　蒙古通志（中島竦）　滿洲地誌（守田利遠）　滿洲一般誌　（關東都督府陸軍部）　東部蒙古誌幷補修（同上）　滿蒙經濟統計圖表（民政部）　史學雜誌、滿蒙經濟事情、東洋協會學報、

大正十年九月　　擔當者　高久肇

地理及戸口

目次

地理及戸口

第一編　概論

本書は、滿蒙の土地及人民に關する、最も見易き狀態を纂述したるものにて、題するに滿蒙全書を以てする。大興安嶺、起伏緩漫雲際に起りて、大波狀形の高原地帶を形成し、長白山勢、奔躍して逸馬の如きところ、黑龍江、遼河の長流屈曲して神龍大地に橫はるの概あるところ、人是を分つて滿洲と呼び、蒙古と稱する、本書名の滿蒙も右の略稱に外ならぬ。然れとも只夫れ滿洲或は蒙古と稱するも其意義及區域に就ては學者の說、紛錯區々にして未た一定せす、動もすれは其是非、捕風捉影の恨なき能はぬものかある。

於是乎、先つ滿蒙の意義を檢討査覈するの喫緊事たるへきを知るも、吾人も亦夫等の疑義を深く釋明し得ぬを遺憾とする、姑く隨手探究する處の諸說を摘述して、其髣髴を傳ひ、聊か資料の一助となさんとする。

第一章　滿洲

第一節　稱號の起源

滿洲稱號の起源

滿洲の稱號は何時より起源したか、之を支那文献に徵するに、乾隆四十二年八月十九日上諭に『我朝肇興時、舊稱ニ滿珠ー所屬曰ニ珠申ー後改稱ニ滿珠ー而漢字相沿爲ニ滿洲ー』とあり、太祖實錄に依れは『布庫里（フグリ）雍順居ニ長白山東俄漠惠（オモホイ）之野俄朶里（オドリ）城ー國號曰ニ滿洲ー是爲ニ滿洲開基之始也』とあり、開國方略及東華錄卷一にも亦同しくかいてある。即ち孰れも淸朝の開基當時より、已に國號を滿洲と稱したことを記載してある。

吉林通志は從來の諸說を綜合して『俄朶里城（作鄂多里、八施通志作阿克敦）城東南三里許、牡丹江北岸周圍約四里、尙存ニ土基ー（冊報）。長白山東南俄漠惠（原註地名）俄朶里（原註地名）三姓人共奉ニ布庫里雍順ー爲レ主、定號ニ滿洲ー南朝誤名ニ建州ー（盛京輿圖）。我朝發祥ニ於長白ー遼祖定ニ三姓之亂ー居ニ俄漠惠之野鄂朶里城ー在ニ今寧古塔西南三百里ー國號ニ滿洲ー是爲ニ開基之姓ー（皇朝通考）云々』と解してある。又太祖聖訓には天命十一年七月の上諭を擧けて『滿漢各官、嘗有ニ誓言ー』と記し、太宗聖訓卷三には天聰八年四月の上諭を擧けて『當易以ニ滿語ー毋レ得ニ仍襲ニ漢語舊名ー』とあるを見れは、太祖太宗の時代已に明に

滿漢の稱呼か存在せるか如くてある。

然れとも叙上の書は康熙時代の纂修に成りて、後世の追改少くないか故に當時の憑據としては頗る薄弱なるを免れぬ。殊に吉林通志に述へたる、南朝即ち明朝か滿洲と云ふを誤りて、建州と名けたりとなすに至りては、其曲折甚たしきものあり、稻葉君山は之を許して帝及當時の史官等は自己の祖先の明國に服屬せしといふことを忌避し自ら國號を創建しつゝありとの主張を要望したる捏造てある(清朝全史上卷)と云ふて居る。市村博士も亦、清の開基時代に滿洲と稱したと云ふ實錄其他の記錄にある事實に對しては、斯く否定して居る(同氏著清朝國語考)

本證　清初の根本史料たる各項稿簿、及明治三十八年七月に奉天崇謨閣にて得たる清初群臣の奏疏には、滿洲若くは滿漢の語を認めないのみならす、反て各項稿簿の天聰五年七月及同年閏十一月上諭には皆、金漢の文字を使用する、即ち當時滿漢の語なきことか明かてある。從つて開基の際に其稱號存在したりとなすは疑問てある。

旁證　明及朝鮮方面にて記したる側面の各史料に據れは、清朝の祖先に對して女眞、韃靼、建州、東建、建部、東夷、建夷、奴酋、金汗、金國汗等の語を用ひたると知り得へきも、絶えて滿洲と稱したことを認めぬのみならず、反て朝鮮の來書には後は滿漢の語に出るへき所に、

金漢の語を用ひたのを見る。若し淸と稱したる以前に果して國號を滿洲と稱したならは、是等の書中に少くも其語の散見せさる理由はない、然るに今其語なきを見れは、淸朝開基時代に於ける滿洲の稱號の存在は疑ふへきてある云々。

然らは滿洲と云ふ語は何時より現はれたか、更に一考を要する。市村博士は朝鮮來書の崇德四年（西紀一六四〇年）八月十四日、申景禎等賚到來封世子恩謝表の下の割註に『此原表於崇德四年十二月二十九日大學士剛借用寫、五年正旦、滿洲字表用記』とあるにより已に崇德時代に滿洲なる語の存在せるを考證し、滿洲の語は已に崇德年間に作られ、順治以後に盛んに用ひられたと判斷を下した。（淸朝國語考）

之を要するに滿洲の二字を使用するに至りしは崇德朝に於ける實錄編纂の日に翊まりしものと見るへきてあらう。

第四節 稱號の意義

滿洲稱號の意義

稱號の意義に關しては古來數說ありて決定せる所かなく、吾人も亦確然たる意見を持たぬ故、今其數說を列擧して參考とする。

(甲) 梵語より出でたりとする說

此說は滿洲源流考卷一に

以二國書一考レ之、滿洲本作二滿珠一二字皆平讀、我朝光啓二東土一、毎歲西藏獻二丹書一皆稱曰二曼珠師利大皇帝一、翻譯名義集曰、曼珠華言妙吉祥也、又作二曼珠室利一、大敎王經云、釋迦牟尼毘遮那如來、而大聖曼殊室利、爲二盧遮那本師一、殊珠音同、室師一音也、當時鴻號肇稱、實本二諸此一、今漢字作二滿洲一、蓋因三洲字義近二地名一、假借用レ之、遂相沿耳、實則部族而非二地名一、固章々可レ考也。

とあり、又皇朝通志卷一に

滿洲係二滿珠之轉音一、亦稱二曼珠一、我朝龍興二東土一、毎歲西藏獻二丹書一、稱二曼珠師利大皇帝一、曼珠華言妙吉祥也、當時滿珠之鴻號、萬里同符矣

とある、是皆滿洲の稱號は梵語より出でたりとなすの說である。

按するに、曼珠師利は即ち文珠菩薩であるか、外藩か淸朝の皇帝に對して此稱號を用ひたるは獨り西藏に止まらす、廓爾喀即ちネポールの如きも亦然りしを見る。故に西藏の國書に曼珠師利皇帝の名を用ひたりと云ふは別に疑ふを要しない。然れと滿洲の國號か果して曼珠師利の語に基きたるや否やに就ては、議論の存する處てはあるまいか。岡部晋水の如きは何等の疑問

なしに肯定して居り(晋水雜話)、又清朝全史にも國號出來の時代こそ書かぬか『太祖の尊稱たりし滿住を以て國號とした、滿住とは佛名文珠の對音に係る云々』(清朝全史一〇一頁)と云ふてある、而して李滿住の說明には『建州衛にては時の頭目を李滿住と呼へり、李氏をいふは祖の阿哈出(アハチュ)か明廷に受けたるによるものなれとも姓のみを漢にしてその名の改まらさるは一見奇とすへし、明室多事にしてさる賜恩の邊夷に及はさりしものにや、滿住とは蓋し文珠の對音なり』と記し居る(同書四三頁)

此說の出處は辭源(巳部一四三頁)に

國名、本曰二滿洲一、乃文珠之音轉、以二佛名一爲レ名也、明之中葉、有二建州衛酋長李滿住者一、由二朝鮮咸鏡道一移二居興京一、其後淸太祖統二其都統一、以二滿住一爲二尊號一、是爲二滿洲汗一、至太宗始以二滿洲一爲二部族之名一、又用爲二國號一、世人因二三省爲下太祖太宗所中經略上、遂稱二其地一爲二滿洲一焉。

と記せるものと同一の說かと思はれる。

然るに市村博士は、開國の初めに西藏の國書に基きて、國號を定めたりと云ふ滿洲源流考の說は信を置くに足らすとなし、考證として大凡國號を表はすには自國の言語を用ふるを常とすれとも、若し他國語を用ふることありとせは、其言語か頗る行はれたる時代ならさるへからす。さるに當時梵語か女眞種族間に行はれたることは證する能はさるのみならす、且建州衛の一酋

長に對して西藏より曼珠師利皇帝と云ふか如き國書を送るへき筈はない。

然れとも若し滿洲の國號か太宗の崇德以後に出來たるものとすれは、此説は一考を要すへきてあらう。何となれは當時喇嘛敎は頗る流行し、蒙古の地方には已に梵語を以て部落の名又は箇人の名としたらうと思はるゝものあり、故に崇德以後に淸以前の國號を滿珠若くは滿洲と追稱したるものとすれは曼珠師利の梵語に關係なしとは云へぬ。但し西藏の國書に基きて滿珠若くは滿洲と稱したとの説は疑はしい。西藏の淸朝に國書を送りしは、崇德の七年十月に伊喇固(イラコ)克散胡圖克圖(クサンホトクト)等か達賴喇嘛の書を齎して奉天に來りしを初とすへく、然るに朝鮮來書簿に據れは、崇德五年に已に滿洲の稱號かあつたと思へる、且西藏の支那に通せることは其以前に久しく、殊に明代には屢々國書を明廷に贈つた。若し曼珠師利の語か皇帝に對する敬稱として用ひられたとせは、無論明廷に對しても同しい譯てある。然るに淸朝か漫然其國書の敬稱をとりて國號となしたとは事情頗る疑はしい、故に設令滿洲の國號か崇德以後に出來たものとするも西藏の國書に基いたとは信し能はぬと云ふてゐる。

舊來國號轉訛説

(乙) 舊來の國號の轉訛と云ふ説

一、肅愼の轉音說　滿洲源流考に『國初舊稱所屬曰二珠申一、亦即肅愼轉音、漢人不レ知二原委一遂

岐而猶ㇾ之』とあり、又乾隆四十二年八月十九日の上諭に『我朝肇興時、舊稱ニ滿珠ㇾ所屬曰ニ珠申ㇾ後改ニ滿珠ㇾ而漢字相沿爲ニ滿洲ㇾ眞實即古肅愼、爲ニ珠申之轉音ㇾ』とあり、即ち滿珠若くは滿洲は古の肅愼にして珠申の轉音であると認めたものである。

此説に對し市村博士は、滿洲と滿珠とは固より相通すへく、珠申と肅愼とも亦相通するを疑はす、然れとも珠申と滿珠とは其發音全然相異るか故に、固より相通すへき理由なし。されは滿洲を以て肅愼の轉音と云ふ説は採る能はす云々。

二、滿節又は滿飾の轉訛説　滿節又は滿飾の二語とも、九夷の註疏に基き此等の語は今の滿洲地方の種族を指したるものなるを以て、其音 Man-chieh（滿節）、又は Man-shih（滿飾）は、更に轉して Man-chu（滿珠）となり、若くは Man-chou（滿洲）となつたものであると論斷する説である。

試に九夷の註疏を各書に漁るに

論語――宋刑昺註疏　一玄菟　二樂浪　三高驪　四滿節　五鳧更　六索家　七東屠　八倭人　九天鄙

爾雅――李　巡　註　一玄菟　二樂浪　三高驪　四滿飾　五鳧臾（又作夫余）　六索家　七東屠

一八倭人 九天部

等てある。尙滿節、滿飾の別は本來は前者なるも字體相似たるを以て飾に誤りたるものと解せられる。

市村博士は、本說を以て滿洲の語源てあるとなし、說明して曰く、滿洲の國號は論語の註疏の滿節に基きたるものなるやも知るへからす、而して滿節か果して靺鞨と同一のものなれは、滿洲の稱號は頗る來歷あることなり、假令大淸と稱する以前には、金若くは後金と稱して滿洲と稱せさりきと雖も、猶舊來の稱號として、開國時代より存在せる如く見做すを得へし、然らされは崇德時代に滿洲の稱號を設けて、其以前の國號なりと强いむとするは、殆か無意味の行爲に近しと云はさるへからす。

但此說を確めむには何か故に金の國號を誤みて、舊來存在したる滿節よりとりたるか、又果して當時滿節の語の知られし程、論語の註疏は行はれたるかを決せさるへからす、按するに舊來金の國號は余り普通に知られ居りしを以て、反て之を諱みて未た一般に知られさりし滿節によりて、更に別の文字を用ひたるは猶金に代ふるに近似の發音なる淸の字を以てしたるか如くなるへきか、論語註疏は又當時行はれたりと見るへき考證あり(博士は二三を例示せり)。

故に滿洲は滿節の語に基きたるものならむ云々。

以上によりて略滿洲の意義に就ての諸説を悉した、尚此外に滿洲の語原か蒙古語は又女眞語Mang（勇猛の意）に基きたりといふ説、及ひ伴信友の中外經緯傳に見ゆる、淸朝の祖先を源義經に出て、滿洲の國號は其祖滿仲朝臣に基けりとなすの説あれども、何れも信を擱き難いのみならす、後者の如きは架空の臆説も亦甚たしと云ふへきてある。

第三節　滿洲の地域

滿洲の地域

從來支那に於ては滿洲なる文字は多く漢人に對し人種上の區別を必要とする際に用ひられ、地理的に一地方又は一區域を指示すべく用ひらるゝこと多からす、吾人の云ふ滿洲に對しては普通關外、關外（關とは山海關を指す）等の語を用ひ、法制上の用語としては東三省乃至略して東省なる文字を以て之に充て其內容は奉天、吉林、黑龍江の三省に該當せしめる。

唯、日本及歐米人等は此地方が滿洲朝發祥の趾にして、舊時主として滿洲人の占居地たりしとの見地より滿洲（英米 Manchuria、獨逸 Mandschurei、佛蘭西 Mandchurie、露西亞 Маньчжурія）なる稱呼を用ひ來つたものと思はれる。

由來斯の如くなるを以て吾人の用ふる滿洲なる文字の地域的意義は漠然たる所があり、殊に其西境蒙古と相接する地方に於て其限界確定に幾多の疑義かあり、從來日支並に露支等の條約に於て屡々滿洲なる語を用ひられたるを見るも其條約內容の性質上特に滿洲の嚴正なる境界を劃定するの要なかりしを以て今日に至る迄其定說を見なかつたか、大正四年日支條約の第二條により商租の施行範圍を南滿洲と限定したるを以て、勢ひ南滿洲の域境を確定する必要あり、南滿洲の境域を限定せむか爲めには先つ滿洲境域を確定せさるへからさるに至つたのてある。

前述の如く吾人か稱する所の滿洲なる語に對しては、支那と諸外國間に協定又は往復したる各種條約文又は公文等を探究し或は支那刊行の各種の地誌を考覈するに、支那は東三省なる文字を以て之に充て、其內容は奉天、吉林、黑龍江の三省に該當せしむるものと信せられる。今其數例を擧くれは左の如くてある。

例一　大正四年日支條約中に於て日本側より『南滿洲及東部內蒙古』としての提案に對し、支那側の第一對案に於ては東部內蒙古を除外し南滿洲に對し『東三省南部』なる文字を以てした、

大正四年一月十八日　日本第一提案第二號

日本國政府及支那國政府ハ支那國政府カ南滿洲及東部內蒙古ニ於ケル日本國ノ優越ナル地位ヲ承認スルニ依リ茲ニ左ノ條款ヲ締結セリ云々

大正四年二月二日　第一回支那側對案第二號（譯文）

日本國政府ハ支那國ノ東三省ニ於ケル完全ナル領權土主ヲ終始尊重スルコトヲ聲明シ茲ニ日支兩國政府ハ彼我ノ東三省南部ニ於ケル商務ヲ發展セシムル目的ノ爲ニ條款ヲ議定スルコト左ノ如シ云々

例二　小方壼齊輿地叢書（光緒十七年刊）卷二の滿洲考略の左の一節かある。

譯文　滿洲ハ舊ト三省ニ分ツ、曰ク盛京、曰ク吉林、曰ク黑龍江、各將軍一員ヲ設ケテ以テ控馭ニ資ス

中外地輿圖說集成（光緒二十年刊）卷七滿洲考にも亦同文かある。

例三　中華地理全誌第二卷東三省總說に左の一節かある。

譯文　滿洲ノ地ハ種々ノ名稱アリ、或ハ盛京ト曰ヒ、或ハ東三省ト曰ヒ、或ハ關東ト曰ヒ、或ハ山海關外滿洲三省ト曰フ、其東三省ト曰フハ、其地ニ奉天、吉林、黑龍江三省アルヲ以テナリ、關東又ハ山海關外滿洲三省ト曰フハ其山海關ノ東部ニ位スルヲ以テナリ、

盛京ノ稱ハ奉天ノ一省ヲ指スト三省全部ヲ指ストノ異ルアリ云々

即ち滿洲は奉吉黑三省を包括する所謂東三省の地なるを知るへく、其廣袤は時代に依つて幾多の變遷かあり。皇朝通典卷一に傳ふる康熙年間に於ける盛京即ち滿洲疆域の如きは其記述に多少不正確の點はありとするも如何に大なりしかを察知すへきてあらう。右に曰く

東西距五千一百餘里、南北距六千八百三十餘里、東至海四千三百餘里、西至山海關接直隷永平府界八百餘里、南至海七百三十餘里、北至黑龍江外興安嶺接俄羅斯界五千二百餘里、東南至希喀塔山濱海界二千九百餘里、西南至海八百餘里、東北至費雅哈濱界四十餘里、西北至蒙古土默特奈曼各部界六百九十餘里、自盛京至京師一千四百七十餘里云々。

然らは現在に於ける所謂東三省の境界如何を見るに大體に於て、北境は黑龍江の幹流に沿ひ烏蘇里河合流點に至り、東境は烏蘇里河を溯り松阿察河に入り興凱湖を兩斷し諸水の分水嶺を傳ひ日本海に臨めるポシエット灣に近つき圖們江に經る線により露領に界し(以上の詳細は一八六〇年露支北京條約第一條參照)、更に圖們江、白頭山及鴨綠江により朝鮮に接し、南境は黃海及渤海灣に濱し、西境は南方山海關より起り長柵及哲里木盟界に沿ひて熱河特別行政區域に接し、更に外蒙との界線を經て北方額爾古納(アルグナ)河によりて露領に界するものてある。

東三省の境界は大凡右の如くなるか其西境に關して疑義ありとするは右に述ふる境界中には呼倫貝爾地方及開放未開放の哲里木盟蒙地を包括するを以て、右の地方か果して滿洲とするを適當と見るへきか否かに存する。之に就きては第三章第三節に於て改めて研究する處かあらうと思ふ。

蒙古稱號の起源

第二章　蒙　古

第一節　稱號の起源

蒙古なる稱號の起源も殆と糢糊の裡に在るか、吾人の探究した範圍に於ては、此名稱を有する民族か歷史上に現はれた初めとして、唐書を擧くへきてある。其處には左記の如く蒙瓦又は蒙兀の二字て譯されてある。

舊唐書——卷一百九十九下

室韋傳云、今室韋最西與ニ回紇一接、界者烏素圖（ウソト）部落、當倶倫泊之西南……其北大山之北有ニ大室韋部落一、其部落傍望ニ建河居一、其河源出ニ突厥一東北倶輪泊、曲屈東流、經ニ西室韋一、又東經ニ大室韋界一、又東經ニ蒙兀、室韋之北一、落狙ニ室韋之南一、又東流與ニ那河忽汗河一合。

新唐書——卷二百十九室韋傳云

最西有ニ烏素固部一、與ニ回紇一接、當ニ倶倫泊之西南一、自レ泊而有ニ移塞沒部一、稍有ニ塞曷支部一、驪部也、居啜河之陰亦曰ニ燕支流一、益東有ニ和解部烏羅護部那禮部嶺西部一、直北曰ニ納北支部一、北有ニ大山一、外曰ニ大室韋一、瀕ニ室建河一、出ニ倶倫一迤而東、河南有ニ蒙瓦部一、其北落坦部、水東會ニ那河

忽汗河」。

即ち蒙古は當時蒙兀又は蒙瓦の名の下に、國名としてに非ずして、單に室韋民族に屬する一部落の名稱として、存在したに過ぎなかつたのである。本篇は室韋民族のことを考證するのか主眼でないから、此民族に關しては省略に從ひ、專ら蒙兀部の位置及名稱を考察するに止める。

扨て舊唐書の蒙兀新唐書の蒙瓦は契丹國志にある蒙古里、金國志にある朦骨、金史にある萠骨又は盲骨子と同名の異譯で Mongol（蒙古里はモンゴルの轉訛）の音譯であることは既に學者の說いた所で、後には此名を専ら蒙古の二字で譯することになつたものである。其位置は唐代に蒙瓦部の據つた處に俱倫泊が擧げられてあるので其方位を推知するに、此湖水は Kerlun 河（克爾倫河）の注ぎ入る Dalai-ner（達賴諾爾又呼倫池は作る）のことで、俱倫泊は此湖水の一名たる Kalunne の音譯であることは深く贅するを要せまい。故に此湖水から出て東に流れるとある室建水は今日の Arghun 河（烏爾遜河）を謂ふたものと思はれる。兩唐書の文面に據れは蒙瓦（又は蒙古）部落は俱倫泊の東（實は東北）、室建河（Arghun）の南（實は東）に當る所に住んで居たとあるから、其游牧地は Arghun 河と興安嶺の間に在る原野で、多分今日の Hailar（海拉爾）の近傍に當るてあらう。蒙古通志（中島竦編著民友社發行）にも『原と室韋族にして枯倫湖邊（即今の黑龍江省呼倫貝勒湖）に蔓衍し、金の盛なる一江を隔てゝ此と相對す』と述へてある。

此蒙兀部落か何時頃此部を去つて西に遷つたか、記錄の徵すへきものかなく、僅に『金史』の東北部族の糺軍中に萠骨部族の名かあるのみてあるから、固より之を知る由もないか十三世紀の初め成吉思汗の時には、既に Shilka 河(綽兒河)の上流たる Onon (斡難河)の左右に據つて居た(Dohsson 蒙古史に據る)。

蒙兀部の唐書に載つて居る所から之を見れは、此部落か唐人に知られたのは確かてあるか、此部民か其後十三世紀の初めまてに如何なることを仕出したかそれは少しも歷史に傳へて居らぬ。ブロカウズ、エフロン露國百科全書にも『十世紀後十一世紀に於ける宋朝の歷史に於ては室韋萠兀の稱號亡ひ、單にメング、モング、又はモングリ、と記載されてある』云々(同書第十九卷七四八頁)とある丈けてある、夫れ故に世の歷史家は蒙古民族の歷史は成吉思汗の時から始まるものと思考して居る。

叙上せる如く室韋民族の一部落てあつた蒙兀部に屬する名稱は、此種族か十三世紀の初め、成吉思汗の時より世上に活動し始めたことにより、名稱適用の範圍擴大せられたことは、固より異論かないのてあるか、蒙古民族かこれより以前に絕えて歷史上の舞臺に現はれたことないと斷言するは、稍物足りない感かあるものの、研究の都合上茲には蒙古なる稱號の起源に就て

知り得たる範圍に止める。

第二節　稱號の意義

蒙古稱號の意義

蒙古（Monggol）なる稱號の意義に就ては左の如き種々の說がある。

（一）Dolisson の主張する說—— Rasideddin の說明に從つて Monggol と云ふは質撲脆弱の義となすこと。

（二）Schmidt の主張する說——蒙古の語根 Mong は蒙古語及女眞語の勇悍無畏の義て、蒙古及女眞にはその語をとりて名稱としたものか少くない。蒙哥と云ひ、蒙哥帖木兒と云ひ、孟特穆と云ひ、萬汗と云ふか如き皆然らさるはない、故に蒙古は Mong 即ち勇猛の意義となすと。

（三）Schott の折衷說—— Mong と發音する蒙古語に二つの語根かある。其一は富裕繁榮を意味し、其より轉して勇悍の義となり、今一つは朦昧錯亂、暗愚の義て、西藏語愚鈍の義も漢語蒙の義とも亦同し語源に屬する、然し狂悍（無謀）の義から轉して勇悍の義となつたものと見れは、上の語根を連結して元は一語根に出てたものと思はれる（Schott Aelteste

Nachrichten Von Mongolen PP. 5—6）

（四） 堯山堂外記に據るもの——北狄稱銀曰蒙古、元之先號蒙古者、因女眞號金、乃以銀號其國也、とあるに依るもので即ち Monggol は蒙古語銀の意味である、昔蒙古か金國に抗せんとしたとき之に對して銀の意味なる言葉を以て名けたものである云々。

（五） 東部蒙古誌所載に據るもの——蒙古種族の本據は後貝加爾地方にして成吉思汗は同地方の滿費兒(マンフイル)と稱する部落て生れたから、出生地を以て同種族の名稱としたもので蒙古(モング)は此地名の轉音てある云々。

（六） 同上書に據るもの——蒙古人の初め住せし部落忙古(マンク)部に因んて遂に蒙骨斯(モンクス)又は蒙古と稱した。

上述の如く諸說紛々たるものあるか（四）（五）（六）の三說は餘りに穿ち過きた傾かある、白鳥博士は Schmidt の說に從つて、Mongal の語根たる Mong は勇悍の義て、滿洲語の Manga、漢語の Maeng（Mugoe 猛）、韓語の Mai と語源を均しうするものと考へる（東胡諸民族言語考）と述へてある。首肯すへき意見と思はれる。

第三節 蒙古の地域

蒙古の地域

蒙古の地域か滿洲にも比して變遷の多かりしは呶々するの要はあるまい、古代は姑く置き、唐代初めて支那史に印せられた蒙兀部落は、西暦一一六二年曠古の英傑成吉思汗を出し、夫以後に就て說けは、成吉思汗の奇蹟的武略は史に滅國四十と稱せられ覇業は遠く東歐の天地に及ひ、孫忽必烈嗣きては支那の天下を一統して國を元と號し、疆域の大なる古今未曾有てあつた。然も第九代托歡特穆爾(順帝)に至り政治不綱、遂に朱明の爲逐はれて塞北に不遇に死し、元の餘裔は支離滅裂、始終內訌を生し、弱肉强食これ事とし來つたか、明の中葉、元の嫡裔達延汗の中興と傍系の孫俺答の强勢を以て稍祖先の覇業を恢復し得たと云ふものの、惜い哉復た帝業の志を有せす啻に明邊を擾騷して物資の慾望を逐くるに終り、幾もなく子孫は愛親覺羅の頤使に甘んし、後世內は吹虀して沸羹に病み、外は臥榻に甘睡して隱に病衰するに至つたのてある。

溯つて周代に戎狄、東胡の稱ありて以來今に至る二千五百有餘年、北方民族か離合絕續、强弱更迭の地域てある今の蒙古の地は北緯三七度より同五三度に亘り、東經八五度より一一七度に亘る厖大なる地域の總稱てあつて之を大別して、內蒙古、外蒙古、額魯特蒙古の三部に分つ、

其位置支那本土の北面に當り東西相離る二二九六哩、南北相距る一〇二五哩、面積約一四八萬方哩、支那本土より廣きこと實に十餘萬方哩である。其詳細は後節に讓ることゝし、只歷史を背へる此人と廣濶の此地を以てして、泯滅に近つきつゝあるは又一掬の淚なからすやである。

第三章　滿蒙地域の區劃

第一節　滿蒙の行政的區劃

滿洲及蒙古は行政上より多大の軒輊がある。滿洲にては支那本部と同しく省、道、縣の諸官衙を置き、一般行政を掌らしむるに反し、蒙古は新疆及西藏と齊しく、淸朝時代に於ては理藩部（現蒙藏院）の統轄に屬し、將軍、都統、大臣等の諸大官を派せしも、支那政府は單に其主權を總攬せしに過きす、其實際に於ては、各部旗共に其種族の自治に委し、世襲の酋長即ち扎薩克（チヤサク）又は喇嘛之を行ひ、政府は唯之を監督するに止まつたものてある。

然れとも轉て東蒙古中、滿洲及支那本部各省に接壤せる地方には、蒙古王公の土地開放により既に比隣行省の行政管轄に屬するもの續出し來り、之等に對しては道縣の諸官衙を置き、民治機關の運用に依り、併せて滿漢移民を統轄すること、尙支那本部及滿洲に於けるものと異らなくなつた。換言すれば蒙古に於ては一見同一地方に二樣の行政を布けるか如く、即ち蒙古王公の封建的旗制地内の若干部を開放せしめて、是に移民をなし、之か統治權は支那民政官をして管掌せしめたものてある。

今叙上關係を明かならしめん爲め滿蒙の行政區劃を表示すれば左の如くである。

第一款　縣治行政區劃（大正十一年三月現在）

（甲）東三省

（1）奉天省

三道
五七縣
省城　瀋陽（奉天）

遼瀋道（二二縣　治所（奉天））

瀋陽（奉天府）	鐵嶺	開原
東豐（東平）	西豐	西安
營口（營口廳）	遼陽（遼陽州）	遼中
臺安	蓋平	海城
錦縣（錦州府）	新民（新民府）	彰武
黑山（鎮安）	盤山（盤山廳）	北鎮（廣寧）
義縣（義州）	興城（寧遠州）	綏中
錦西（錦西廳）		

東邊道（二〇縣　治所（安東））

安東	興京（興京府）	通化
鳳城（鳳凰廳）	寬甸	桓仁（懷仁）
臨江	輯安	長白（長白府）
安圖	撫松	撫順
本溪	海龍（海龍府）	輝南（輝南廳）
柳河	金縣（金州府）	復縣（復州）
岫巖（岫巖州）	莊河（莊河府）	

- 洮昌道（一五縣・治所（洮南））
  - 遼源（遼源州）
  - 洮南（洮南府）
  - 昌圖（昌圖府）
  - 康平
  - 開通
  - 洮安（靖安）
  - 梨樹（奉化）
  - 安廣
  - 懷德
  - 突泉（醴泉）
  - 鎭東
  - 法庫（法庫府）
  - 雙山
  - 通遼
  - 瞻榆

(2)

吉林省

四道
三九縣
省城（吉林）

- 吉長道（一一縣・治所（吉林）・原治所（長春））
  - 吉林（吉林府）
  - 長春（長春府）
  - 伊通（伊通州）
  - 濛江（蒙江州）
  - 農安
  - 長嶺
  - 舒蘭
  - 樺甸
  - 磐石
  - 雙陽
  - 德惠
- 濱江道（八縣・治所（濱江 哈爾濱））
  - 濱江（濱江廳）
  - 扶餘（新城府）
  - 雙城（雙城府）
  - 賓縣（賓州）
  - 五常（五常府）
  - 榆樹（榆樹廳）
  - 同賓（長壽）
  - 阿城
- 延吉道（八縣・治所（延吉 局子街））
  - 延吉（延吉府）
  - 寧安（寧安府）
  - 琿春（琿春廳）
  - 東寧（東寧廳）
  - 敦化
  - 額穆
  - 汪清
  - 和龍
- 依蘭道（一一縣・依蘭（三姓））
  - 依蘭（依蘭府）
  - 同江（臨江府）
  - 密山（密山府）
  - 虎林（虎林廳）
  - 綏遠（綏遠州）
  - 樺川
  - 富錦
  - 饒河
  - 方正

穆稜　賓清　勃利

(3) 黒龍江省

三道　三二縣七設治　省城（齊齊哈爾）

- 龍江道（一二縣三設治　治所（龍江））
  - 龍江（龍江府）　嫩江（嫩江府）　大賚（大賚廳）
  - 肇州（肇州廳）　安達（安達廳）　林甸
  - 訥河（訥河廳）　克山　青岡
  - 拜泉　肇東　泰來
  - 布西設治局　索倫山設治局　景星鎮設治局
- 綏蘭道（一三縣一設治局　治　綏化）
  - 綏化　綏稜　呼蘭
  - 海倫　通北　巴彥
  - 慶城（原名余慶縣）　蘭西　木蘭
  - 通河（原名大通縣）　湯原　龍鎮
  - 望奎　鐵驪設治局
- 黒河道（四縣二設治局　治所　璦琿）
  - 璦琿　呼瑪　蘿北
  - 漠河　烏雲設治局　綏東設治局
- 呼倫貝爾（三縣一設治局）
  - 呼倫　臚濱　室韋（吉拉林設治局）
  - 奇乾設治局

(乙) 特別行政區域

(1) 熱河

熱河 ― 熱河道

- 承德（承德府）　灤平　平泉（平泉州）
- 隆化　豐寧　凌源（建昌）

一道、一五縣、卓索圖盟六旗、照烏達盟一二旗、喇嘛一旗、治所承德

一五縣（治承德（熱河））
- 朝陽（朝陽府）　阜新　建平
- 綏東　赤峯　開魯
- 林西　圍場（圍場廳）　經棚

所轄蒙古各部地方（卓索圖盟、照烏達盟）の詳細は丙「蒙古」の部に述ふ

（2）察哈爾―興和道

一道、八縣、一設治局、錫林部郭一〇旗、牧廠八旗、治所張北

八縣一設治局（治張北（張家口））
- 張北（張家口廳）　沽源（獨石縣）　多倫（多倫諾爾廳）
- 豐鎭（豐鎭廳）　凉城（寧遠縣）　興和（興和廳）
- 陶林（陶林廳）　商都（招墾設治局）　寶昌招墾設治局

所轄蒙古各部落、牧廠地方の詳細は丙「蒙古」の部に述ふ

（3）綏遠―綏遠道

一道、八縣、一設治局、歸化城土默特二旗、伊克昭盟七旗、烏蘭札布盟六旗、治所歸綏

八縣一設治局（治歸綏）
- 歸綏（歸化縣）　薩拉齊（薩拉齊廳）　清水河（清水河廳）
- 托克托（托克托城廳）　和林格爾（和林格爾廳）　五原（五原廳）
- 武川（武川廳）　東勝縣（東勝廳）　固陽設治局

所轄蒙古各部落の詳細は丙「蒙古」の部に述ふ。

（丙）蒙古

蒙古領地內設治各縣

（1）蒙古領地內設治各縣

懷德縣（公主嶺驛、范家屯驛等あり）、梨樹縣（四平街驛、郭家店驛等あり）、雙山縣、遼源縣（大部）、康平縣（法庫門外一小部分）、通遼縣　（哲里木盟達爾罕旗

- 奉天省
  - 昌圖縣(昌圖驛、雙廟子驛等あり)、康平縣(一部)、遼源縣(一小部)、法庫縣(一部) ― 同 博王旗
  - 康平縣(一部)、法庫縣(一部) ― 同 賓圖王旗
  - 洮南縣、開通縣、洮安縣 ― 同 札薩克圖旗
  - 安廣縣、鎭東縣 ― 同 蘇鄂公旗
  - 突泉縣、瞻楡縣 ― 同 土什業圖旗
  - 彰武縣 ― 舊養息牧廠地方
- 吉林省
  - 長春縣、農安縣、德惠縣(窰門驛を含む)、長嶺縣 ― 同 郭爾羅斯前旗
- 黑龍江省
  - 肇州縣、肇東縣(蒙古驛甜草崗驛等を含む) ― 同 郭爾羅斯後旗
  - 安達縣(大部)、武興縣、林甸縣 ― 同 土爾伯特旗
  - 大賚縣、泰來縣、景星鎭設治局 ― 同 札賚特旗
  - 拜泉縣(一部) ― 伊克明安旗
  - 呼倫縣、臚賓縣、室韋縣、奇乾設治局 ― 呼倫貝爾
-
  - 綏東縣(一部) ― 錫呼圖庫倫喇嘛旗
  - 綏東縣(一部) ― 昭烏達盟奈曼旗
  - 開魯縣 ― 同札魯特左右旗　阿魯科爾沁三旗
  - 林西縣 ― 巴林右翼旗
  - 經棚縣 ― 克什克騰旗
  - 赤峯縣、烏丹城佐治 ― 翁牛特左右翼二旗

省	縣	旗
熱河	建平縣（大部）	敖漢左右翼二旗
	阜新縣（一部）	喀爾喀左翼旗
	阜新縣（大部）	卓索圖盟土默特左翼旗 唐古特喀爾喀旗
	朝陽縣	同 土默特右翼旗
	淩源縣	同 喀剌沁左翼旗
	平泉縣（大部）、建平縣（一部）	同 同 右翼旗
	平泉縣（一部）、建平縣（一部）	同 同 中旗
	圍場縣	舊圍場地方
	承德縣、灤平縣	舊熱河駐防地方
	豐寧縣	舊熱河屬察哈爾鑲黃旗、鑲白旗地方
	隆化縣	同 正白旗、正藍旗地方
察哈爾	張北縣、沽源縣、多倫縣、商都縣、寶昌設治局	察哈爾左翼四旗
	豐鎮縣、涼城縣、興和縣、陶林縣	同 右翼四旗
綏遠	歸綏縣、薩拉齊縣、清水河縣、托克托縣、和林格爾縣	歸化城土默特二旗
	武川縣	烏蘭札布盟四子部落旗
	五原縣、東勝縣	同 烏剌特三旗

第二款 旗制行政區劃（大正十一年三月現在）

(A) 內蒙古（漠南を內蒙古と云ふ）

- 東四盟
  - (1) 哲里木盟……四部一〇旗
  - (2) 卓索圖盟……三部六旗
  - (3) 昭烏達盟……八部一二旗
  - (4) 錫林郭勒盟……五部一〇旗
  - (5) 伊克明安……一部一旗
- 西二盟
  - (6) 烏蘭札布盟……四部六旗
  - (7) 伊克昭盟……一部七旗

計七地方六盟……二六部五二旗

- (8) 呼倫貝爾……四部一七旗
- (9) 布特哈打牲……四部一八旗
- (10) 遊牧喇嘛……一旗
- (11) 達什達瓦……一部一旗
- (12) 察哈爾……九部八旗
  - （附）達里崗崖牧廠
  - 商都達布遜諾爾牧廠
- (13) 歸化城土默特……一部二旗
  - （附牧）青吉斯汗
- (14) 駐京綽羅斯……一部旗ナシ

計七地方……二〇部四二旗 外ニ喇嘛一旗 附牧三

內蒙古合計 一四地方
- 札薩克あるもの六盟三六部五二旗
- 同なきもの（外ニ喇嘛一旗附三部落）三〇部四二旗

計……四六部九四旗

外蒙古喀爾喀

（B）外蒙古喀爾喀（ハルハ）
（漢北喀爾喀の衆を外蒙古と云ふ）

- 汗山盟（1）— 土什業圖汗部……一部二〇旗
  - （附）古羅格沁
- 克魯倫巴爾城盟（2）— 車臣汗部……一部二三旗
- 札克河源畢都哩雅諾爾盟（3）— 札薩克圖汗部……二部一九旗
  - （附牧）輝特部一旗
  - （附）鄂多克五部旗
- 齊々爾哩克盟（4）— 三音諾顏部……二部二四旗
  - （附牧）額魯特部二旗
- 游牧喇嘛……五旗

外蒙古合計　四地方四方……四部附牧二部八六旗

外に喇嘛五旗附六部旗

額魯特蒙古

（C）額魯特蒙古
準噶爾、杜爾扈特、杜爾伯特、和碩特の衆を四額魯特と

- （1）阿拉善及額濟納 —（盟なし）……二部二旗
- （2）科布多 — 杜爾伯特 — 塞因濟雅哈圖
  - 左翼盟……二部一二旗
  - 右翼盟……二部四旗
  - （附）札哈沁、明阿特、額魯特（三部、三旗外ニ附一旗）
- （3）阿爾泰 — 新和碩特（盟ナシ）……一部一旗

（稱す、準噶爾、強盛の時、杜爾扈特難を露領に避けしより輝特を抽入して四額露特と稱せり、後、準噶爾乾隆帝に征服せられ、殘衆は現に、綽羅斯等と稱し舊名を冠せず、土爾扈特復た回牧せしより、依然土爾伯特、輝特、和碩特と共に四額魯特と稱す。）

（烏梁海及達木蒙古西番は便宜上之に編入す。）

- 新土爾扈特—靑塞特奇勒圖盟……一部二旗
- 阿爾泰烏梁海……二部七旗
- 阿爾泰諾爾烏梁海……一部二旗

(4) 唐努烏梁海……（四部五旗、外ニ二一佐領）

(5) 伊犁
- 舊土爾扈特—特烏納恩素珠克圖
  - 南路盟……一部四旗
  - 東路盟……一部二旗
  - 西路盟……一部一旗
- 伊犁和碩特、巴圖塞特奇勒特—中路盟……一部三旗
- 附 錫伯、額魯特、察哈爾……三部一八旗

(6) 塔爾巴哈臺
- 舊土爾扈特—烏納恩素珠克圖—北路盟……一部三旗
- （附）察哈爾、額魯特、哈薩克……七部七旗

(7) 靑海
- 靑海和碩特
  - 靑海盟……五部二八旗
  - （附）游牧喇嘛……一旗
- 商上堪布游牧……一旗
- 西番三十九部落

(8) （附記）唐古特
- 達木蒙古……一部二旗
- 西番三十九部落

合計九地方
- 札薩克を有するもの九盟……二一部七〇旗
- 同有せざるもの（外に喇嘛三旗）（西番七八部落）……一八部三五旗

計 ……………………………………………… 三九部一〇五旗

内外蒙古總計—二七地方
- 札薩克を有するもの一九盟 …………… 五三部二〇八旗
- 同有せさるもの（外に喇嘛九旗 附九部落 西番七八部落）…… 三八部七七旗
- 計 ……………………………………… 九一部二八五旗

喇嘛

（D）喇嘛

喇嘛に呼圖克圖（活佛）呼畢勒罕（法嗣）諾們罕（博經の聖僧）達喇嘛（高僧）等二多少の行政管治的權力を有するもの多し、依て著名なるのをを特に本項を設けて示すこととす

- (1) 沙畢那爾（部衆）を有するもの（待遇札薩克に同し）
  - 内蒙古 二
  - 外蒙古喀爾喀 五
  - 青海 三
  - 西藏 二九
  - （外蒙古喀爾喀・青海）蒙古ノ部重出
- (2) 其他呼畢勒罕に出出つるもの
  - 駐京喇嘛 一四
  - 藏喇嘛 三〇（内沙布隆一二）
  - 番喇嘛 四〇
  - 游牧喇嘛 七六

廣い意味の満蒙即ち満洲を蒙古との行政的區別は何れも右に表示する通りてはあるか、所謂南満洲、東部内蒙古なる地域に關しては、幸か不幸か大正五年に締結された條約には此地域の境界を明示されてゐない、即ち該條約の適用範圍は尙ほ研究の餘地を存してある。従つて此境域に就ては日支兩國當事者間の意見か異つて居る様に新聞や雜誌て散見して居り、又實際支那

地方官の法規の適用上にも區々になつて居るのは事實である。就ては節を改めて滿蒙の地域區劃に關して少しく研究の歩を進めて見たい。

第二節　南北滿洲の意義及地域區劃

南北滿洲の意義

滿洲は單にその名稱の下に呼はるゝ外、更に之を二分して南滿洲及北滿洲の名に於て人口に膾炙せられる。然れとも南北滿洲の語は其由來する處近世に屬し、其慣用範圍も耑ら外國人間に稱道せらるゝに止まり、支那としては使用せらるゝこと少く又確定的の意義もないものと認められる。

若夫れ支那側にて之と符節を合せたものを檢討すれは、康熙帝時代に俗に今の奉天吉林兩省一帶を老滿（ラテマン）とし、黑龍江省を新滿（シンマン）と呼稱せしことありとの傳說と、民國三年に唐紹儀か提唱した滿洲南北二分說とかあるか、孰れも素より漫然たる區分に過きぬものであつた。されは支那側にて公式に南滿北滿の名稱を使用せる嚆矢としては、東三省郵務管理上より舊東三省郵務管理局を南滿北滿の兩郵區に分つこととし、民國十年七月一日以降奉天管理局を南滿郵務管理局として奉天省全境を括有せしめ、哈爾賓一等郵局を北滿郵務管理局と定め、長春を其分局とし

て吉里兩省全境を含ましむることゝせる事實を擧ぐへきてあらうと思はれる。

註 奉天省長公署通令第二九二號、吉林省長公署訓令第二〇一七號參照

然らは次に外國人側の稱する意義及語源に就て考覈して見たい、一八九七年（明治三十年）出版露國大藏省編に係る滿洲地誌（Описаніе Маньчжуріи）に南北滿洲として左掲の詳細なる記述かある當時既に其分別か慣用せられたものと思はれるか、其名か書籍に現はれた最初としては、吾人の討究せる範圍にて前記滿洲地誌あるのみてある。

該書には斯く述へてゐる（同書第二章四三、四四頁）

滿洲の領域は反對の方向に傾斜する兩斜面に區分せられる、北滿洲及南滿洲これてある。前者は其東南の一部か日本海方面に傾斜せる外、大部分は黑龍江及オホック海方面に傾斜する後者の河系は南の方遼東及朝鮮の海に注ぐ。

此兩斜面の分水嶺は白頭山の東方、約北緯四二度、東經一二八度の地に始まり漸々に低くなる山脈にて西方に延長し、更に北方に向ひ、伊通河、東遼河兩水の間を通り、蒙古の砂漠地方に至る。

滿洲を斯の如く二分することは啻に河系のみならす、氣候、植物、農業等の差異による

ものである。此等の諸條件を通觀するに、北滿洲は地理上西比利の一部分を組成し、南滿洲は全然北部支那の一部分を形成し、北滿洲は全滿洲領域の約六分の五を占め、南滿洲は六分の一を占める云々。

南北滿洲地域の區劃

又南北滿洲の語か公文に使用せられた濫觴としては、露曆一八九八年六月廿四日（明治三十一年七月）露支兩國間締結の東淸鐵道會社續約第一條に、

本契約ニ議定セル東淸鐵道ノ支線ハ旅順大連灣海岸ニ達スヘキモノナルカ故ニ名ケテ東淸鐵道南滿洲支線トス。

とあるを擧くへきものであらう。夫以前には奉天半島、遼東半島、奉天省、吉林省、黑龍江省等の名稱を用ゐ、絕えて南北滿洲の用語の使用せられたるを見ないか、其以後にては、一八九九年の東淸鐵道會社定欵第一追加には東淸鐵道の南部滿洲支線と記し、明治三十八年十二月二十二日日淸兩國協定の滿洲に關する日淸條約附屬協定には南滿洲鐵道の文字か用ゐらるゝ等（第七條及第八條）屢々南北滿洲の語か慣用さるゝこととなつた。

次に問題として殘されたるは南北滿洲地域の區劃である。前揭の滿洲地誌には地理的自然の形勢に基き南北滿洲の分區を定めたか、原來か固有名詞でないから地理的に區分することには

肯考し難い、吾人の考ふる處にては、南滿洲と云ひ北滿洲と稱するも一定の疆域か確定せる譯てなく、各人か稱する便宜の稱呼てあり、從つて見方により又は條約其他の取極の力に依り如何樣にも定められるものと信する、然れとも之を大觀するときは大概左の五種を出てさるものと見ることか出來やう。

（一）省境界によりて區分せんとするもの　（二）地勢を標準として區分せんとするもの　（三）鐵道の勢力範圍により區分せんとするもの　（四）貿易系統により區分せんとするもの　（五）日露の勢力圈により區分せんとするもの、之れてある。今右各項につき少しく説明を加ふれは、

一　省の境界によりて區分せんとするもの

省の境界によりて南北滿洲の境域を區分せんとするものには二種ある、即ち（甲）黑龍江一省を北滿洲とし、吉林奉天二省を南滿洲とするもの　（乙）黑吉兩省を以て北滿洲とし、奉天一省を以て南滿洲とするもの是てある。

今甲乙丙説を其面積の點より比較對照すれは、

甲　説

南　滿　洲　　　　北　滿　洲

奉天省	遼瀋道	三、六二四方邦里
	東邊道	四、八六八
	洮昌道	二、七四〇
	蒙古未開放地	三、六九〇
	關東州	二一九
	計	一五、一五一

黑龍江省	龍江道	一四、〇四三方邦里
	綏蘭道	四、七一七
	黑河道	七、六六一
	呼倫貝爾	九、〇七六
	計	三五、四九七

吉林省	吉長道	三、三四一
	濱江道	二、〇五三
	延吉道	三、一六三
	依蘭道	四、五三五
	南郭爾羅斯未開放地	五一三
	計	一三、六〇五

南滿洲　計　二八、七五六方邦里　　北滿洲　計　三五、四九七方邦里

右に依るときは北滿洲は南滿洲よりも六、七四一方邦里大にして、此上吉奉兩省の未開放蒙地

四、二〇三方邦里を兩省より減するときは二四、五五三方邦里となり、南滿洲は北滿洲面積の約三分の二に當るに過きさるを見、其緯度に於ても滿洲の極北は、額穆爾（アムール）河即ち黑龍江の一點北緯五十三度三十分、極南は旅順老鐵山突角南端同三十八度四十三分なるを以て、其中央線を算出すれは北緯四十六度六分三十秒に位し、吉林省の依蘭道の北半及奉天省未開放蒙地の一部は同線の北に位し、黑龍江省の南境數縣は一部同線の南となるも、大體に於て中央界線となるものである。

乙說

南滿洲		北滿洲	
奉天省	一五、一五一方邦里	吉林省	一三、六〇五方邦里
		黑龍江省	三五、四九七
南滿洲計	一五、一五一	北滿洲計	四九、一〇二

右に於ては面積北滿洲は南滿洲の三倍强に當り、換言すれは南滿洲は全滿洲の四分の一弱に過きさることゝなり、其界線は又南北の中央線より遙かに南方に偏するを以て兩分の意に合せさることを遠しと云ふへきてある。

二　地勢を標準として區分せんとするもの

滿洲の地勢を標準として南北滿洲の界線を定めんとするものは、大體に於て北に流るゝ松花江の流域を以て北滿洲とし、南に流るゝ遼河の流域を以て南滿洲となし、其分水嶺を以て境界となすへしとするものにして、之に依る時は界線は滿鐵線に於ては公主嶺驛附近を通過すへく、奉天省洮昌道の內開通縣以北洮南を中心とせる地方及間島は全〻北滿となるてあらう。但し東境に於て北流の河を圖們江にとらす烏蘇里江とするものかあるか、松花江上流を懸隔し實情に合せない所あるも、此見解によれは間島は南滿洲中に含まれることゝなる。

然れとも此說は恐らく滿洲に黑龍江省あるを忘却したる說てあらう。蓋し奉吉兩省のみを以て滿洲とするものなる時は、之を南北に二分する標準としては稍採るに値すへしと雖も、一度黑龍江省を算入する時は如何に偏頗なる見解によると雖も此說を肯するものはあらさるへく、若し之による時は面積に於て實に全滿の五分の一內外に過きさる地方を以て南滿洲となすことゝなるへきてある。或は現在の人口に於て此區分による南北滿洲は略ほ匹敵すへしとなす者あるへきも、人文を加味したる內容價値を以て主なる標準となすか如きは地理的に滿洲を南北に區分すへき場合に採るへきものてあるまい。

三　鐵道の勢力範圍により區分せんとするもの

鐵道の勢力範圍により南北滿洲を區分せんとするものは大體に於て南滿鐵道の勢力範圍を以て南滿洲となし、其以北東支鐵道の勢力範圍と見るへき地方を北滿洲とするものにして、東支鐵道は露國の勢力を代表し、南滿鐵道は日本の勢力を代表するものとなすにありて、(五)の日露勢力圈によりて決せんとするものと大體論據を同しくするものの如くてある、唯其狹義にとるものは南滿洲は全々南滿洲鐵道の直接的關係のみを見て、遼西地方は南滿洲に非すとなすに至り、更に露骨なるものは南滿鐵道の北端長春驛と東支鐵道の南端寬城子驛との中間を以て界とすと迄盲斷する者かある。就中稍代表的と見るへきは長春吉林二縣の北境を以て南北滿洲の境界とし、西方は盤山、臺安、新民各縣の西境を以て限らんとするものてある。

四　貿易系統により區分せんとするもの

輸出入貿易の系語より見て、主として大連、營口、安東等の滿洲南方諸港より輸入せらるゝ貨物の供給を受け且つ其生産物か主に之等の諸港より輸出せらるゝ地方を以て南滿洲と見、北の方東支鐵道により露領浦鹽(或は歐羅及西比利地方)若しくは松花江又黑龍江の水運により露國と貿易關係ある地方を以て北滿と見んとするものにして、此見解に於ては主として天津、秦皇島若しくは胡

蘆島、天橋廠等の貿易系統に屬する錦縣地方は寧ろ南滿洲より除外せられ、却て貿易上營口、奉天と關係深き熱河屬の阜新、綏東、開魯等の諸縣は之を南滿洲に加へんとするものあるに至る。

此見解に基く具體的南北滿洲界線は、略ほ前項(三)のものと一致すへきものなるも、舊長春府管内及吉林管内各縣の北境即ち現在の吉長道北境を以てせんとする者がある。尙ほ(三)の鐵道勢力範圍に依るもの及本項の貿易系統に依るものは必然の結果として間島方面は特別地方として(二)の場合と同じく之を南滿洲に加へざることゝなる、蓋し同地方は從來南滿鐵道の勢力範圍とは云ひ難く、貿易關係に於ても主として朝鮮方面と密接なる關係を有するからてある。

叙上(三)(四)の如き鐵道の勢力範圍貿易系統等の假設線によりて界線とするは、調査の便宜の爲めにする區分として之を採ることは何等差支なきことにして、之か爲には滿洲を或は東西に分ち、或は多數の區劃に分ち或は滿洲外の他の地方と相混して區分するか如きは總て各人の任意なるへしと雖も、之を以て地理的區分たるへき南北滿洲の界線と爲さんとするは理由のないことてある。

五　日露の勢力圈に依り區分せんとするもの

滿洲に於て西及北より進侵せる露國の勢力を以て北滿を代表し、東及南より進まんとする日

本の勢力を以て南滿を代表するものとし、兩者の勢力圈を以て南北滿洲の界線とせんとするものにして、見方によりては(三)及(四)の如きも亦此中に含まるゝと爲し得ざるに非るも、特に其日露勢力圈を以て云々するは其間に何等かの取極ありと稱せらるゝもので、稍信すへきものとして傳へらるゝ處に據れは、琿春より西北して鏡泊湖に到り、更に西して長柵と松花江の會合點附近に出て、それより松花江に沿ひ東支鐵道を横斷して嫩江との合流點に出て、少しく同江を溯りて洮兒河に入り、更に歸流河を傳ひて索岳爾濟山附近に至るものゝ如く、之に依れは東方は所謂間島地方の北半部は該線の北となり、又西方は黑龍省屬の大賚縣南半部は同線の南となり、奉天省中洮兒河北の鎭東、洮安二縣は同縣の北となる等支那の行政區劃と沒交涉なる爲め諸種の統計其他に少からさる不便あるを以て、略此線を標準とし行政區劃を參酌して南北滿洲の界線を捻出せるものかある、同線によれば東方吉林省延吉道の中、東寧、寧安の南境より濱江道の南境に連り、それより黑龍江、奉天二省の境界即ち哲里木盟札薩克圖旆と蘇縣公旆との境界を傳ふて外蒙との境に至るものにして、之に依れは東方は間島地方は全部同線の南となり、西方は界線南に黑龍江省の屬地を含ます、界線北に奉天省の屬地を含まざることゝなるものである、而して此行政區劃を參酌したる線は我哈爾賓總領事館管區及齊々哈爾領事管區の

南境と一致する、此一致の偶然なるか、或は領事館管轄區域なるものを定むる標準か本項の南北滿洲線界を定むる標準と同一なるに依るものか、吾人は之を知らすと雖も一時盛んに唱道せられし露國が東支鐵道南部線の一部を以て、我國に讓渡すへしとの説に於ても陶賴昭、老燒鍋の附近を以て界とすへく傳へられたる等より邦人中には略同線を以て滿洲に於ける日露の勢力範圍境界たるを信ずるもの極めて多きが如くてある。

而して露國クロパトキン將軍は其著滿蒙處分論（原著書名不明大井包孝譯）に左の如く述へて居る。

滿洲は三省に分たる、即ち省都齊々哈爾を含む黑龍江省、吉林省及奉天省これてある、東支鐵道の北方幹線即ち海拉爾より浦鹽に至る千三百露里は南滿洲と北滿洲とを分斷する。

北滿洲を形成するは、全黑龍江省及吉林省の北部即ち鐵道線以南百乃至百五十露里の地帶にして、松花江停車場より太平洋岸圖們江口の線を分界とする、此地域中露領に深く突入する北滿洲の總面積は約一百萬平方露里てある。（中略）南滿洲は奉天省全部及吉林省の南部を含み其廣袤約二十五萬平方露里に亘る云々。

惟ふにクロパトキンの所説は普通認定さるゝ所謂南北滿洲の疆界線と殆と其軌を一にしたものと考へられる、同將軍か如何なる根據に基き、斯かる斷定をなしたものか、其考證の出處を

明かにせぬ點は遺憾てはあるか、日露戰爭當時に於ける同將軍の立場から省察すれば、滿更憑據のないものではあるまいと思惟せられる。

然し本說は單に日露兩國の申合せに止まり、之を以て第三國の領土地域に於て直に日支條約による南北滿洲の界線を見んとするは理由なき所と云はねはならぬとの批難あることも亦首肯さるへき筋合のものてあらう。

第三節　滿蒙の地域區劃

第一款　東三省と滿洲

滿蒙の地域區劃

蒙古は地理上及行政上既述の如く內蒙古、外蒙古（額爾特蒙古は如く置く）に分ち、更に軍政上各盟及旗に分つてあるか、一方滿漢人の移住する者漸く其數を增すに及んては借地養民なる名稱の下に蒙古王公は漢人種等に對し其地を開放し、其地方には支那民政を布き特別行政區又は附近各省に隷屬せしめてある。例へば哲里木盟十旗は奉天、吉林、黑龍江三省に分屬し昭烏達盟十二旗及卓索圖盟六旗は熱河特別區域に屬するか如くてある、從つて地理上及行政上滿蒙の區分なるものは極めて曖昧にして、假りに內蒙古なる語を蒙古王本來の領土即ち蒙古王公の業主權を認む

べき全部の領土に適用するものとせば、南滿洲鐵道沿線なる昌圖、滿井、栢勾子、虻牛哨、四平街、公主嶺、長春一帶の土地は內蒙古に屬する譯である。

滿蒙疆界の二異說

斯く滿蒙地域區劃の不確定はすへてに於て遺憾てはあるか、當面の問題として大正四年五月締結の滿蒙に關する日支條約に對し直接大關係を生するものてある。假に將來長春、公主嶺、四平街等の地に於て邦人の土地所有權上の問題惹起し、日支外交上に紛糾を生したる場合ありとせんか、即ち滿蒙に關する日支條約第二條に則るへきや果して第四條に準據すべきやに付て大なる問題を生すへきやも測られぬ。そは此地は普通滿洲と解しつゝあるも、又見方によりては蒙古とも稱し得られる虞れかあるからてある。即ち蒙古と稱する地域は（一）彼の民國約法の規定に依り蒙古王公の管轄統治權區域のみに限るや、（二）或は蒙古王公か古來よりの領土にして現に土地の業主權及蒙古王公に存して居るか、唯早くより漢人に開放耕作せしめた爲漢人の居住多く、從つて支那內地と同しく民政を布き支那の地方行政官をして管轄せしむる地域をも尙蒙古と認むるや等の二異說に就ては何等條文の見るへきものあるを知らぬ。

今之を論せんか爲めに蒙地の沿革を略述するの必要かある。元の太祖成吉思汗以來之等の地方は其一族の分封せられし土地にして、後淸朝明を滅して起つや之等の蒙地は相次て淸朝に歸

順し其宗主に服從したりしも、當時淸朝は專ら力を中國の戡定に致し復蒙古を顧みるの遑あらす、若し强て之に干涉し其反抗を招かは又奈何ともすへからさるの狀態なりしを以て、蒙古に對しては努めて懷柔撫御の策を取り蒙古の土地人民は依然各蒙古王の支配に委したのである、今前淸朝時代の制度上より蒙古王公の蒙地支配權及淸朝との關係を見るに、

一、蒙古王公は淸國內地の法令に依らずして其領土內に一切の行政を爲すことか出來た。

二、蒙古各王公は大淸律例に依らす特に蒙古の慣習に依りて制定せる法律に依りて其領土內の蒙民に對し爭訴を斷し刑罰を科する等の司法權を有する。

三、蒙古王公と所管旗內の蒙民とは隷屬主從の關係かあり、蒙民は旗に對し旗丁（兵丁は壯丁ともいふ）として兵役に服する外主人たる王公の爲に一旦事あれば身を挺して之に奉すへく、平日に在りては王公の爲めに貧富により年々多少の經費を負擔し、極貧なる者は勞役に服する。

四、蒙古各王公は太祖以來淸室と姻緣關係を結び親王郡主輔國公等の封爵を給はり其地位と榮譽とを世襲する。

五、淸朝は崇德三年以來中央政府の一機關として理藩院を設置し蒙古の政令を掌らしめたるも、理藩院は多く人事儀制に關する事項を處理し、直接に蒙地蒙民に効力ある命令を下し

たることかない、其蒙古各地に駐在する將軍都統等の清國官吏も亦單に蒙古王公の政治を監視するに止まり王公及蒙民に對し命令を下したことかない。

六、蒙古各王公は國初以來清朝に對し朝貢參觀等の儀制上の義務を負ふ。

七、蒙古各王公は旗籍に列して清國皇帝の統率權に服し命下れは其壯丁を率ひて出動せなければならない。

八、近世外國交渉の事起るに及ひ蒙古各王公は清國政府より獨立して外國と訂約することを禁せられた。

由之觀是、蒙古は前清時代に於ては藩屬として一種の屬國の如き地位に立ち、蒙古王公は所謂封建諸侯の如く旗人として清帝の軍事大權に統率せらるゝも其領地に對しては制限せられたる一種の領土權を有し、其領土權の作用として其土地人民を支配したるものと見るへきてある。然るに民國成立し臨時約法（民國元年三月十五日公布一時新約法代りしも五年六月二十九日復活支那現行の假憲法）制定せらるゝや、其第三條に於て內外蒙古も亦中華民國領土なることを明示せるを以て、例へ蒙古待遇條例第二條に於て從來各蒙古王公の享有せる管轄治理權は一律舊に照して持續せしむと規定したものゝ、法理上蒙地に對する蒙古王公の地位は最早領土權にあらすして單に國法の委任に依て其管轄治理權を行ふ

ものにして、然も事實未開放地に於ける蒙古人に限られ、既開放地に對しては單に規定の地租を徴收するのみてある、其既開放地に殘存する蒙古人に對してすら力及はす概ね支那地方官の統治に委せる狀態にして既開放地に於ける支那地方官の統治權は邊內の他縣等に於けると殆んと何等の異る狀態なきを見るへきてある。

彼の蒙古待遇條例（民國元年八月廿一日政府々報一一三號）に示せる

一、嗣後蒙古ニ對シテハ藩屬ノ別ヲ去リ民國內地ト同シク之ヲ待遇シ中央政府カ蒙古ニ於ケル行政機關ニ對スル場合ニモ亦理藩殖民等ノ字ヲ用ヒサルヘシ、

二、從來各蒙古王公ノ享有セル管轄治理權ハ一律舊ニ照シテ持續セシム。

三、內外蒙古汗王公臺吉ノ世襲位階ハ從前ニ照シテ承襲セシメ其各旗內ニ於テスル所ノ特權モ亦舊ニ照シ異ル所ナカラシム。

六、各蒙古ニ關スル對外交涉及邊防事務ハ中央政府ノ辦理中ニ歸スヘシ、但シ中央政府ニ於テ地方ニ關係スル重要事件ト認ムルモノハ臨時地方行政機關ヲ參議セシメタル上施行スヘシ。

七、蒙古王公ノ世爵俸餉ハ之ヲ優給ス。

の各項の如きは民國成立早々の際にして大なる改革は蒙古の反亂を釀成すへきを慮りて總て前清時代其儘の待遇を與ふへきことを約束せるものてはあるか、五族平等共和民主の國是と矛盾するものあり、蒙古王公の管轄治理權の如きも現行臨時約法第五條に於て中華民國人民は一率平等にして種族階級宗敎による別なしとの思想に反する所管人民に對する封建諸侯の如き隷屬關係は立國の大本と相容れさるものにして、民國の嚴正なる存立より見るときは到底存在すへからさる制度なるを以て、法理上蒙古王公の所管蒙民に對する權限と雖も今日に於ては頗る薄弱曖昧なるものと云はねはならぬ。

更に衆議院議員の選擧規定等に就きて見るも蒙地として選出すへき議員の定數を示し（民國七年二月十七日公布、修正衆議院議員選擧法第九十八條）、哲里木盟として一名を選出すへきことを明かにせるに拘らす、其開放地方各縣は別に該所管省に於て歸屬すへき選擧區を定められ省內他地方を同樣の選擧をなしつゝある。

以上の如き理由に依り開放未開放の哲里木盟蒙古地方は沿革上蒙古の地なるも、其開放地方は事實上行省の一部として各所管省に歸屬し、從て支那の如く三省の地を滿洲とする場合には當然其滿洲中に包括せらるへきものてあり、又三省の未開放蒙地にして將來開放せらるへき地

方も亦開放と同時に滿洲三省に編入せらるへきものてあらう。

尙哲里木盟中の開放地方を滿洲の一部と見るへきことは條約上にも先例かある、明治三十八年十二月二十二日附滿洲に關する日淸條約附屬協定に左の條文かある。

第一條　淸國政府ハ日露軍撤退ノ後成ルヘク速ニ外國人ノ居住貿易ノ爲自ラ進ンテ滿洲ニ於ケル左ノ都市ヲ開クヘキコトヲ約ス

盛　京　省　鳳凰城、遼陽、新民屯、通江子、法庫門

黑龍江省　齊々哈爾、海拉爾、愛琿、滿洲里

吉　林　省　長春(寬城子)、吉林、哈爾賓、寧古塔、琿春、三姓

右の內長春は哲里木盟の一旗郭爾羅斯前旗に屬する蒙地の開放地なるに拘はらす『滿洲ニ於ケル左ノ都市』云々と滿洲內なることを言明したか、これ條約上滿洲なる文字には哲里木盟蒙古の開放地をも含むものと了解すへき最も有力な鐵證とすへきてある。

未開放の地方に至りては今日の狀態にては既開放地方と全く事情を異にし民國地方官行政の直接及はさる地域なるを以て、其東三省の統轄區域內なるも之を滿洲外即ち內蒙古と見るを妥當と考へられる。

備　考　哲里木盟蒙地と現東三省との設治狀態に就ては本章第一節を參照されたい

第二款　呼倫貝爾地方と滿洲

呼倫貝爾地方と滿洲

呼倫貝爾は黑龍江省興安嶺以西の地方にして、前清時代は新巴爾虎、陳巴爾虎、索倫額魯特の四部十七旗に分れ齊々哈爾、墨爾根、黑龍江(愛琿)、布特哈、通肯等と共に副都統を置かれ黑龍江將軍の管轄する所たりしか光緒三十三年將軍を裁して黑龍江巡撫を設けらるゝや、次年同地の副都統を改めて呼倫道となし海拉爾に呼倫直隷廳、滿洲里に滿珠府(宣統元年臚濱府と改め、吉拉林に設治局を置いた)を置いた、次て清帝退位の際外蒙と呼應して獨立し海拉爾練管勝福此地方を管轄せしか、民國政府に民國三年同地を龍江道の管轄とし海拉爾に呼倫縣、滿洲里に臚濱縣を置けるも名のみにして元より其實を見るを得す、翌四年に至り露支條約により呼倫貝爾は其獨立を取消し特別自治區域として支那政府に直屬することゝなり、總管勝福は民國政府の任命により副都統に上り依然此地方を統轄しつゝあるか、黑龍江省長及督軍は其政治軍事を監督するものの如く、露支條約第一條にも

必要ノ事項ニシテ急速ヲ要スル場合ハ其地域ヲ包括スル黑龍江省長ト直接商議スルコトヲ得

と規定せるを見る。同地方は內外蒙古一般に居住する蒙古人と同樣の喀爾喀種族(新陳巴爾虎十旗全部)及

純粹蒙古人たる額魯特種族（額魯特一旗）、通古斯族（滿洲人も之に屬す）の一種にして契丹の遺種と稱せらるゝ索倫種族（索倫六旗）等の占居する處にして、內外蒙古各地の如き札薩克を置かす內屬種族として前述の如き旗政を布き來つたものであるか、之を蒙古の地と見るは沿革上よりするも制度上よりするも當らさるものと云ふへく、興安嶺東方の布特哈等と同しく滿洲の一地方たるへきものと信せられる。

備考　東三省政略卷一呼倫貝爾編の初にも『呼倫貝爾之滿洲里實爲西伯利亞鐵路入滿洲第一重門戶』とあり、呼倫貝爾か滿洲の一部たる證左となすへきてある。

但し前述の如く民國四年以外特別自治區域として中央政府に直屬することゝなれるを以て、今日に於ては無條件に之を行政上黑龍江省の完全なる一部と爲す能はさるものの如しと雖も之か爲めに滿洲の一部と爲すを妨くるものてはあるまい。

次に呼倫貝爾とは關係なきも黑龍江省中齊々哈爾の東北方に依克明安旗と稱し哲里木盟に屬せさる蒙古人額魯特種族の部落かある、右は乾隆二十二年遠く外蒙烏里雅蘇臺管內より一族十二戶を携へて移住し來りしものにして、爾來黑龍江將軍の節制に歸し、札薩克を置かす會盟朝覲に與からす所謂蒙古としての待遇を受けない部落てある、其主莽鼐公（マンナイコン）は淸末革命の際去就宜

しきを得た爲め民國政府は民國元年之を輔國公より固山貝子にすゝめ、同二年札薩克の印務を授けたものの沿革上之を以て一般蒙古と同一に論すへきものてなく、寧ろ滿洲の一部を見做すへきものと考へられる。其土地は光緒三十二年以來其大部分を開放し、現に拜泉縣に歸する、全旗面積一萬方方里（殘二百方里餘）の小地域にして孰れにしても大勢に關係ある地方てはない。

第四節　東部內蒙古の地域區劃

東部內蒙古の地域區劃

東部內蒙古の名稱も亦南滿洲と等しく地理的に劃然たるものある譯てなく、內蒙古の東部を便宜上指したるものにして、從て其範圍に就ても未た定說あるものてはあるまい、其範圍を條約上に規定されなかつたのは、蓋し、東部內蒙古なる名稱は夫れ自體によりて既に一定區域を指示するものあるを以て、更に詳細の取極をなすの必要なかつたものと思はれる。

然し支那には從來東部內蒙古なる名稱かなかつた爲め疑義も起つたか從來內蒙古なる一般の觀念として東四盟（哲里木盟、昭烏達盟、卓索圖盟、錫林郭勒盟）、察哈爾東四旗、同西四旗及西二盟に分けてゐる點よりして、東部內蒙古なる語は東四盟、察哈爾東四旗及承德縣を含むものと解釋すへきてあらう。

其理由とする處は東四盟の東部内蒙古に屬すへきは一般の觀念よりして贅述を要せさる迄明かてあり、察哈爾東四旗は支那の統治組織の關係に於ても亦歴史的發達の狀況に於ても東四盟と察接の關係を有するものてある、又承德縣に就ては熱河即ち舊承德府に熱河都統を置き直隸省より獨立的に熱河特別行政區域を管轄するか故に東四盟と離るへからさる關係にあるか故てある。

第五節　本書に用ふる滿蒙の觀念

本書に用ふる滿蒙の觀念

以上縷述せる所の論據により滿洲、蒙古及南北滿洲東部内蒙古の觀念を悉した積りてある、就ては本全書に於て右の文字を用ふる場合、調査便宜上よりの約束として左の如く定めて置きたい。

滿蒙

滿。蒙。
- 東三省——奉天省、吉林省、黑龍江省
- 三特別區域——熱河、察哈爾、綏遠

北境
- 東方吉林省延吉道の中、東寧、寧安の南境より、濱江道の南境に連り、それより黑龍江、奉天二省の境界即ち哲里木盟扎薩克圖旗と蘇鄂公旗との境界に沿ひて外蒙に至るもの。

南滿洲

南滿洲
- 西境
  - 蒙古科爾沁部の開拓地界（此地域は支那の地方廳を設け其管する地界を云ふ、從つて將來は蒙古の土地開墾につれ擴大す）より邊墻に沿ふて山海關に至る。
- 東南境
  - 衆知のことであるから之を略す。

東部內蒙古

東部內蒙古
- 東四盟
  - 哲里木盟　十旗（開拓地を除く）
  - 卓索圖盟　五旗
  - 昭烏達盟　十旗
  - 錫林郭勒盟　十旗
- 小哰倫喇嘛潡牧旗
- 察哈爾　東四旗
- 承德縣

備考　本書に於て滿蒙二字の意義か內蒙古の他の部分及外蒙に亘るへき場合は其範圍を附記することした。

第六節　滿洲と露領との境界

滿洲と露領との境界

滿洲と露國との境界は北京條約（咸豐十年十月二日 露曆一八六〇年十一月十四日）にて規定する所て、即ち同條約第一條に據れは、露支兩國の東方境界はシルカ（什勒喀）河アルグン（額爾古納）河との合流點より初まり、黑龍江の下流に沿ひ烏蘇里江との合流點に至る間の黑龍江北邊の地は露國に屬し、南邊の地は

支那に含まれ、又烏蘇里江口より興凱湖に至る迄は烏蘇里、松阿察二河を以て交界とし、其河東の地は露國に屬し河西の地は支那に屬する、又松阿察河の源よりは興凱湖を踰ゐて白稜河に至り、同河口より山嶺に順つて瑚布圖河口に至り、更に同河口より琿春河と海との中間嶺に順ひ豆滿江（圖們江）に至る線の東は露國に屬し、西は支那に屬するものである、又露支兩國の交界線と豆滿江との會合點は該江口を距ること二十支里を超ゐない。

江東六十四屯問題

以上は露支現在の國境であるが、尚江東六十四屯問題なるものがある、即ち海蘭泡事件として世に知らるゝものにして、團匪の亂以來二十年に亘つて尚未た解決しない國境擧爭問題てあるからに左に其由來を述ふる處があらう。

江東六十四屯は瑷琿の對岸に在る滿洲旗人の部落にして瑷琿條約の所謂「由精奇里以南、至豁爾莫勒屯、原住之滿洲人等」のことである。同條約第一條には「照舊准其在所住屯中、永遠居住」と稱して永久に旗人の居住を許し、尚「仍著滿洲國大臣官員管理」と稱して從前の通り支那政府の管轄に屬せしめ、且其權利を侵害しないことを約したのてあつた。然るに其後二年を經て北京條約を締結するや、境界線に就ては明細に規定しながら江東六十四屯に關しては何等の明文なく、單に同條約第一條の末句に「上所言者、乃空曠之地、遇有中國人住之處、及中國人

所占漁獵之地、俄國均不得佔、仍住中國人照常漁獵」と稱し、新條約による露國領內に「若シ支那人ノ住地アルトキハ」と甚た曖昧な文辭を以て、陰に江東六十四屯を認めたるか如き又認めさるか如き條文てあつた。是れ後年露國に口を藉した因を爲したものてある。

其後光緒九年（一八八三年 明治十六年）、光緒十五年（一八八九年 明治二十二年）の二回に六十四屯の劃界を行ひ界備を設けたか、光緒二十六年（一九〇〇年 明治三十三年）團匪の亂か起るや、露國は間に乘し兵を滿洲に進めて之を占領すると共に、六十四屯の支那人に退去を命し、從はぬものを擒捉して黑龍江に投するの蠻行を演した。團匪の亂平くや支那政府は光緒二十八年（一九〇二年 明治三十五年）に締結せる中俄所訂交收東三省約欵の「東三省地方、一如俄軍未經戰據以前、仍歸中國版圖」の句に基き、江東六十四屯の還付を要求したか、露國は種々の遁辭を設けて遂に還付せすして今日に至つたものである。然れとも最近支那側から江東六十四屯を還付すへしとの要求か起りつゝあるから、露國々力微弱の今日或は支那の素志を達し得らるゝかも測り難い。

第二編　地　理

第一章　總　說

滿蒙の位置

滿蒙とは支那本部の北及東北、北緯三八度四五分（金州半島南端）より五三度三〇分（黑龍江右岸）に亘り、東經八八度二〇分（科布多西部）より一三五度二〇分（黑龍烏蘇里兩江の會流點）に連る廣漠たる地域の總稱にして、其地形は東西に廣く南北に狹く、東南部は朝鮮に接し東北二方面は露領に連り、西は甘肅省及伊犂に境し、南部一帶は萬里長城を以て支那本部に接壤し、以て滿蒙の區劃と爲す。東圖們江から起つて西新疆省の葱嶺に續く國境線は世界に冠たるもので其延長二萬支里に亙ると稱せられる。

滿洲の位置

滿洲は一に東三省（奉天吉林黑龍江）と稱し、支那本部の東北部に在る。其形狀略は不規三角形をなし、東及北部は露領西伯利と疆界を分ち、西は蒙古及支那本部、東南は我朝鮮に、南は遼東灣及黃海に瀕する、近時に至りては更に滿洲を南北に區分するものあり、南滿洲及北滿洲の名稱は即ち是てある、其由來する處は既述せる處に讓るか、要するに南滿洲の地は我國策上常に注目を要する土地てあらねはならぬ。

關東州及鐵道附屬地

南滿洲の南端即ち遼東半島の南半部は關東州と稱し、日露戰役の結果（滿洲に關する日清條約並附屬協定明治三十八年（一九〇五年）十二月二十二日調印）、露國より繼承せる我帝國の租借地である、帝國は右の關東州以外南滿洲に於ては南滿洲鐵道に附屬し、關東長官の所管に係る所謂鐵道附屬地なるもの十三方邦里餘を有する。

蒙古の位置

蒙古は支那本部の北方に位し、通常分つて內外蒙古の二區劃と爲す、即ち戈壁（コビ）（戈壁とは蒙古語砂原の謂）沙漠の西北に位するものを外蒙古と云ひ、其東南部に位置するものを內蒙古と云ふ、蓋し漠北蒙古、漠南蒙古の稱ある所以である。而して內蒙古は西北戈壁を隔てゝ外蒙古に連り、東北呼倫（ホロン）貝爾（ペイル）及黑龍江省と接壤し、東南奉天、吉林省と界し、萬里長城は其西端を玉門關と云ひ、蜒々南に走りて甘肅の寧夏に至り、東して山海關に至る間、蒙古と陝西、山西、直隸三省の北邊を劃する。日支新條約に現はれた東部內蒙古の名稱は既述せるか如く從來慣用せられたるものにあらさるも、便宜上の假設名稱は漸次一固有名詞たるの位置に進み、滿洲と接壤して各種の關係を有する內蒙古東部地方を呼ふことになつた。

滿洲及蒙古は概略上述の形勢にあるものの、滿蒙の何れもか漸次發展せる關係上、清朝末期に至り、政府は直隸省及滿洲に近接せる蒙古王公を勸めて逐次其土地を開放せしめ、蒙古王公亦自ら其土地を開放するありて何れも縣治を布き、現在ては滿洲に接する地方は奉天、吉林省

満蒙は寧ろ一團として處理すへし

等の行政區域に編入し、又西方内蒙古一帶は、熱河、察哈爾、綏遠の三特別區域として夫々同名稱の都統の管轄に屬する、然れとも滿洲と云ひ、蒙古と稱するも、由來地形上より考察すれは、徒に舊來の名稱に拘泥して其間に劃然たる區分を設くるの要なく、寧ろ之を滿蒙の一團として處理すへきものてあらうと思はれる。

第二章　廣　袤

滿蒙の土地測量

支那本部に於てすは古來完全なる土地の測量の行はれたことかない、本部に於て然り、況んや滿蒙の如き支那本部より視て、所謂外藩と稱する地域に於ては尙更らてある。淸の康熙帝は一七〇〇年代に於て多數の耶蘇會士を派遣して該地域を實測せしめたことあり、廣漠なる滿蒙の山川は爲めに稍明瞭なるを致したのは事實てある。然れとも爾後淸朝にては何人も帝の鴻緖を承繼する者かなかつたから、遂に精確なる地圖を完成するの機會に到達しなかつた、從つて未た其幅員の確數を知る上に憑據とすへき調査統計なく且各調査者に依り其數を異にし何れを以て是とすへきや判定に苦しむものか多い、先つ諸調査書に載する滿蒙の面積を集錄し之か推斷を試みんとする。

第一表　諸調査者別原滿蒙の面積

諸調査別原蒙の面積

本表に含まるへき範圍の限定に關しては、遺憾なから各著者とも其範圍の記述を缺いてあるか、試に原滿蒙の面積を表示するものとの推定の下に立たう。所謂原滿蒙とも稱すへき地域は即ち滿洲は蒙地の開放せるものを含まさる東三省の義て、蒙古は開放如何に論なく原來の內蒙

古、及外蒙古、額魯特蒙古を總稱せるものと見るへきてあらう。從つて現勢より觀れは本表の數字は直接吾人に必要てはないか、試に錄して其大勢を知るの便宜に資する。

原滿蒙	滿洲	蒙古
支那政府算定（光緒、三四 明治、四一）	三六三、六一〇 方哩	一、三六七、六〇〇 方哩
中國商業政治地理大全（民國、七 大正、七）	三六三、〇〇〇	一、〇七六、〇〇〇
China in Decay（著者、Krausse 一九〇〇、明治、三三）	三六二、三一〇	一、二八八、〇〇〇
Far East.（著者 Little 一九〇五、明治、三八）	三六二、〇〇〇	一、二八八、〇〇〇
Stanfords Compedium of Geography. Asia. Vol. I（著者、Keane 一九〇六、明治、三九）	三六四、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇
Provinces of China（一九一〇、明治、四三）	三六二、〇〇〇	一、二八八、〇〇〇
The China Year Book（一九一九、大正、八）	三六三、七〇〇	一、三六七、九五三
平均	二六二、六六〇	一、二六七、九三六

即ち原滿蒙の面積は精確に知るを得す、何れも支那固有の地圖より推測したる概算なるを知るへきてあるか、之と我國の朝鮮合併後の全面積二十五萬八千五百餘方哩に比較すれは其大なること滿洲に於て約十一萬四千方哩、蒙古に於て約五倍てある、以て其幅員の大なるを窺ふに

足らう。

現滿蒙とは吾人か緒言に述へたる日支新條約に依る滿洲及東部內蒙古の義てある、今各調査者別現滿蒙の面積を列擧すれは左の如くてある。

第二表 諸調査者別現滿蒙の面積

現滿蒙	諸調査者別現滿蒙の面積	
奉天省	奉天諮議局(光緒、三四 明治、四一)	一八、六七九方里
	關東都督府陸軍部滿洲誌(明治、四二)	九、三三〇
	奉天全省農業統計調査報告書(宣統、二 明治、四三)	二〇、四七六
	關東都督府陸軍部滿蒙圖表(大正、二)	一五、〇一一
	關東都督府陸軍部滿蒙產業誌(大正、五)	一二、七二一
	南滿洲鐵道會社調査課(大正、五)	一四、九三二
吉林省	吉林民政司(光緒、三四、明治、四一)	二四、九三六
	關東都督府陸軍部滿洲誌(明治、四二)	二二、二一〇
	同滿蒙圖表(大正、二)	一五、九四五
	東支鐵道會社(大正、五)	一七、七八一

	關東都督府陸軍部滿蒙產業誌（大正、五）	一七、〇五三
	南滿洲鐵道會社調查課（大正、五）	一三、六〇五
黑龍江省	關東都督府陸軍部滿洲誌（明治、四二）	七、〇〇二
	同　滿蒙圖表（大正、二）	三四、〇二七
	同　滿蒙產業誌（大正、五）	二九、〇一六
	南滿洲鐵道會社調查課（大正、五）	二五、四九七
熱河	關東都督府陸軍部滿蒙圖表（大正、三）	四、六二四
	同　滿蒙產業誌（大正、五）	九、一〇一
	南滿洲鐵道會社調查課（大正、五）	一〇、一六八
察哈爾	（滿洲經濟事情第二十一號）	一、五五〇
關東州	（關東都督府統計書（明治、四〇—大正、九）	二一九

第三表　現滿蒙の總面積（大正五 調查課）

調查者に依て各說を異にすること此の如くてある、而して其何れか眞なるかは實測を經るに非れは其確數を知ることか出來ぬ、然れとも是れ不可能事に屬するを以て大正五年我か滿鐵調

調查課の圖上計算法

查課にては別に面積の圖上計算を行ふたのである、乃ち奉天省及熱河の地形は陸地測量部の地圖に依り、吉林黑龍江の二省は各該民政司編製の地圖に依り、諸書類を參照して其境域を出來るたけ綿密に劃定し地圖に依て異る經緯度間伸縮の度も亦之を酌算し、以て各縣內總面積を算出した（大正五年滿鐵調查課調と稱するものは是てある）、原より圖上計算なるものは算出方法、疆域の決定、其他調查者各其意見を異にすへきを以て、勿論此數を正確なりと力說することは能はないか、之を從來の分に比すれは稍實際に近きを信して疑はないと共に將來更に有力なる根據を得て補修せむと欲する者てある（當課編滿蒙の大勢參照）。

即ち是を以て姑く滿蒙の總面積と推定し今之を再記し並に各國の面積に換算して一表に示せは左の如くてある。

	方里	平方町（一方里＝一二九六町）	町步（一方里＝一五五五・二町）	平方支里（一方里＝四六・四六方支里）	小畝天地（一方里＝二五一〇天地）	中畝晌（一方里＝二〇九一晌）
奉天省	一五、一五一	一九、六三五、六九六	二三、五六二、八三五	七〇四、三六九	三八、〇二九、〇一〇	三一、六八〇、七四一
吉林省	一三、六〇五	一七、六三二、〇八〇	二一、一五八、四六六	六三三、四六六	三四、一四八、五五〇	二八、四四八、〇五五
黑龍江省	三五、四九七	四六、〇〇四、一一二	五五、二〇四、九三四	一、六五〇、二五五	八九、〇九六、四七〇	七四、二三四、二二七
計	六四、二五三	八三、二七一、八八八	九九、九二六、二三五	二、九八七、一二〇	一六一、二七五、〇三〇	一三四、三五三、〇二三
熱河	一〇・一六八	一三、一七七、七二八	一五、八一三、二七四	四七二、七一〇	二五、五二二、六八〇	二一、二六一、二八八
察哈爾東四旗	一、五五〇	二、〇〇八、八〇〇	二、三一〇、五六〇	七二、〇一三	三、八八〇、五〇〇	三、二四〇、〇五〇
合計	七五、九七一	九八、四五八、四一六	一一八、〇五〇、〇六九	三、五三一、八四三	一九〇、六七七、二一〇	一五八、八五四、三六一

	平方哩（一方里＝五・七九五五方哩）	エーカー（一方里＝三八一一エーカー）	平方粁（一方里＝一五・四二方粁）	ヘクタール（一方里＝一五四二ヘクタール）	平方ウエルスト（一方里＝一三・五五方ウエルスト）	デシャーチン（一方里＝一三二八デシャーチン）
奉天省	九〇、三二四	五七、七四〇、四六一	二三三、六二八	二三、三六二、八四二	二〇五、二九六	二〇、一二〇、五二八
吉林省	八一、〇一八	五一、八四八、六五五	二〇九、六八九	二〇、九七八、九二〇	一八四、三四八	一八、〇六七、四四〇
黒龍江省	二一一、三八五	一三五、二七八、〇六七	五四七、三六四	五四、七三六、三七四	四八〇、九八四	四七、一四〇、〇一六
計	三八三、六二七	二四四、八六八、一八三	九九〇、七八一	九九、〇七八、一三六	八七〇、六二八	八五、三二七、九八四
熱河	六〇、五五〇	三八、七五〇、二四八	一五六、七九一	一五、六七九、〇五六	一三七、七七六	一三、五〇三、一〇四
察哈爾東四部	九、二三〇	五、八〇七、〇五〇	二三、九〇一	二、三九〇、一〇〇	二一、〇〇三	二、〇五八、四〇〇
合計	四五三、四〇七	二八九、四二五、四八一	一、一七一、四七三	一一七、一四七、二八二	一、〇二九、四〇七	一〇〇、八八九、四八八

備考　一、各國面積換算率は各標題括弧内に示した
　　　二、尙各縣別の詳細に關しては人口の項を參照せられたし。

第三章　地　勢

滿洲及東部內蒙古の地勢を概觀すれは、東は長白山脈、西は陰山山脈。及興安嶺山脈、北は小興安嶺山脈に依り大型三角形を形成し、此等大山脈に依りて包擁さる丶廣大無邊なる平野と、此間を貫流する大小幾多の河川とより成つて居る、今之を說明の便宜上滿蒙の二者に分つて俯瞰せんとする。

第一節　滿洲の地勢

滿洲の地勢

滿洲は南方海に濱し長白、興安嶺の二山脈及其支脈中央に縱橫起伏し、其地勢は山勢に從つて東方及西北に隆起し、南方に傾斜する。長白山一帶の山地は朝鮮西北部及遼東半島の地に磅礴して、滿鮮の境界をなし、主脈は海拔六〇〇〇尺を超え其支脈は西して滿鐵沿線附近に達し、其一部は南方遼東半島の東岸近くに散在する、又此大山彙の吉黑兩省に入るものは、烏蘇里江、牡丹江、圖們江、等諸流の分水嶺を形成し、其主なるものを黑山、英額嶺、小白山脈、納丹哈達拉(ナタンハタラ)山脈穆克特亨(スクトホン)山脈等となす、其山脈の蜿蜒連綿たる狀は恰も屋背の如く殆んど滿洲

の全地域を二大部に分つ、而して其特性としては此等山勢か深淵ならさる谷地によりて截斷せられたる水平的平面の性質を有するを認むるを得へく、此高原は幾多の山脈丘陵に依つて區別せらるゝと共に、無數の溪流を有する峽谷に依つて截斷せられ、山腹山頂に於て蓄積する濕氣を包有する。

長白山脈の脈勢か叙上の如き結果、之に發源する河流は各南北の傾斜に向つて走る。即其南部一帶を以て北支系統の河流に屬し、又其北一半を以てしては黑龍江水域に附すへき自然の地勢をなす、其南北せる諸水は皆滿洲の大動脈と稱する松花江と相俟て縱橫に灌漑をなし、時に舟楫の便を有し、其沿岸は又豐穰なる沃野をなし、山は一般に丘地狀を呈し樹林に富む。

次に大興安嶺及其支脈は東蒙より入りて黑龍江省に蟠屈し、其本脈は嫩江と額爾克納河(ウルクナ)との間を占め黑龍江に接し、折れて東し小興安嶺となる、即ち大小興安嶺は殆んと丁字形をなして省內の東西部に盤礴する（大興安嶺の詳細に就ては後節參照）。

而して長白、興安の二山脈は略同一の距離を保ち、均しく南々西より北々東の方向を取りて黑龍江省に至り、小興安嶺山脈を以て連絡し恰も黑龍江省の北部を爪先とせる馬蹄形をなし（の如く中央に滿洲（蒙古の一部分をも含む）の大平原を形成する。此平原は所に由り河江丘陵等を以て數區に

區分することを得るも、大體に於て相連結せるものに外ならない。尚此外河江湖海に沿ふ地方には所々に小區域の平原が少くない。

滿洲の海岸線は鴨綠江口より直隷省界山海關口に亙る、其海岸は黃海に面する方面は屈曲が少いが、遼東灣沿岸は屈曲凹凸に富み港灣に乏しくない、

要するに滿洲は此の如き地勢を有し、其山は交通を妨ぐるの嶮峻なく、其河は運輸の利便に供せられ、自然の地理上決して天惠なきの空野たりと云ふへからさるものがある。

第二節　東部內蒙古の地勢

東部內蒙古の地勢

東部內蒙古の地勢は東は平野を以て滿洲と接壤し、西は砂漠を以て外蒙に連り、南は陰山山脈の支脈に依り直隷平野と分界し、北は平野及興安嶺山脈を以て黑龍江省に連る。興安嶺山脈は南々西より北々東に走り北部平野を縱斷して宛然脊梁を形造り、其起頂を爲せる南端は陰山山脈と交錯混綜し、遠く餘波を西南部及南部に奔馳する。其分水線は專ら西に偏し、分水線の西北側は廣短の峽地に富み、起伏緩漫雲際に連つて大波狀形の高原地帶を形成し、河川に乏しく沼湖に富む。東南側は之に反し狹長なる無數の峽地を東南に馳せて山彙地帶を形成し、峽地

は低下するに從つて廣濶を增し、河川は分水嶺及山彙地帶を發して東流、平原地帶に入る。又陰山々系に至りては、西南より來りて東北に走り、烏喇特旗に起りて歸化城の北を經、察哈爾部を貫穿して張家口外に至り、延て卓索圖盟全境の北を擁し、千里綿亙、一起一伏、旁系支脈を其間に縱橫し實に內蒙古山脈の大宗をなす。

從て東部內蒙古の地形は概略山彙地帶、高原高帶、平原地帶の三部分に大別することを得へく、山彙地帶とは興安嶺山脈と陰山山脈の交叉地方なる察哈爾東部より熱河特別區域西南部の一帶を指し其廣袤は總面積の三分の一を占める。此地方には特に著しき高峯かないか幾多の群峯連互し其比高は概ね三〇〇尺乃至一、〇〇〇尺の間を上下し最高部たる七老圖山の分岐點附近(多倫諾爾北方)にても海拔五、七〇〇尺に過きない、山腹の傾斜は慨ね緩慢にして全山樹木少く草を以て覆はれる。高原地帶とは察哈爾西部、卓索圖盟東北部及照烏達盟及哲里木盟の一部の如く興安嶺の餘波を受けて自然の高地を形成せる地方の總稱てある。次に平原地帶とは敖漢及奈曼旗より北は遠く黑龍江省に及ひ東は奉天吉林二省に至る一帶の平地にして、錫林郭勒盟の大部分及西喇木倫河の南には蒙古特有の砂漠地か綿亙し、其外平原地帶の隨所に波狀形を成せる丘陵か介在する。

第三節　外蒙古喀爾喀部の地勢

抗愛山脈

本書は前述せる如く滿洲及東部內蒙古の範圍に於て記述すへきてはあるが、地理上には勢ひ外蒙の管見を概說するの至當なるを感するものてある。喀爾喀部の地勢は南面一帶平曠にして砂磧多く、大山高嶽皆其北境に聳ゆる、就中杭愛山脉部の西北より起りて中央に綿亙し、是より南、水皆北流し或は東北流し、東北流するものは黑龍江に歸して東海に注き、北流するものは色楞格河（セレンコル）に歸し貝加爾湖に滙し終に北海に注く。而して南流するものは巨川を成すこと能はす、皆沙中に瀦して湖澤となり、然らされは停つて流れす、涸乾して其往く處を失する。其車臣汗部は最も平坦にして橫濶千餘里、唯々一道の山脈、西北隅より起り折れて東に走り黑龍江省界に入る、克魯倫河（ケルレン）之に沿ふて流れ、俱に走つて亦同しく省界に入る、其土謝圖汗部は南半殆と砂漠にして山川は盡く北半にある。

凡そ喀爾喀北流の巨川は皆部の北境を經て、露領に迸出する。其間には疊嶂層巒、叢林茂林か多く、庫倫より恰克圖に至る驛路一幕は最も險要と稱せられる、其の賽因諾顏部（サインノイン）は三大山脈かあり、各々雄を爭ふか如く、杭愛山中央に在つて其主位を占め、旁枝圖出し脈絡東西に連つ

唐努山脈

て以て南北の分水嶺をなし、西南に阿爾泰山脈があり、科布多の西南より來り斜に部內を掠めて東南行し、內蒙古に向つて走り、烏喇特界に到つて止まる。唐努山脈は北面の牆屛となりて其後を擁し、以て烏梁海と隔絶する。札蘭克圖汗部は狹長にして屈曲し、全部殆ど山澤の地てある。唯々南面阿爾泰山脈以外は悉く砂磧にして、時に小山起伏し特に沙海の絶島を形成せるのみてある。而して科布多屬も亦三大山脈に横斷せられ、其中間の水は巨流をなすこと能はすして皆大澤となる。其西南境阿爾泰山脈の南に又一山脈がある、蓋し亦阿爾泰の旁枝てあつて、砂漠中に蜿蜒としてある。大抵一界內の山脈は東南行して倶に漠北諸部に走る、唐努烏梁海部は全境盡く山てあつて殆と平地なく、山上には湖水があり流下して川源となり屈曲すること龍蛇の如く、全く科布多城屬と其趣を異にし、水脈東西流し、東流するものは額赫江となりて色稜格河に歸し、西流するものは烏魯克楞、貝克穆爾河となり露領に出てゝ葉尼塞河となり、遂に北海に注く、以上が漠北喀爾喀部地勢の大勢てある。

第四章　山　脈

第一節　概　說

滿洲及東部內蒙古の山脈を概觀すれは、東は長白山脈、西は陰山山脈及大興安嶺山脈、北は小興安嶺山脈の蜿蜒する處なるは既述せる如くてある、然れとも三山脈中は共に海拔八、〇〇〇尺を超ゆるもの稀にして、其高度は比較的高からす突兀秀拔の高山かない。大興安嶺の如きも其起頂を成せる南端は、陰山山脈と交錯混綜し巍峩たる岩山を見るも、北すれは其傾斜甚た緩慢にして其地脈の交互錯綜は其間幾多の溪谷を形成し地形を變化し土地を尨雜ならしむる所か多い。

要するに滿蒙の山勢は殆んと丘岡的性質を有し、其山脈は大抵一樣にして波濤の澎湃として奔馳するか如き趣はあるも、其突兀として雲表に入るか如き觀あるものは甚た稀てある。從つて森林の茂密せるあるも其方向は概して縱山脈にして一般人文の發達を妨害するに至らさるもの丶如くてある。

第二節　興安嶺山系

第一款　概　言

興安嶺の名稱

興安嶺の名稱に就きては、西清編黑龍江外記の小註に曰く『興安嶺は一名を東金山(トンチン)と云ひ又金阿林(チンアリン)と云ふ、阿林は滿洲語に山をいふ、西方の阿爾泰山(Altai蒙古語の金の意)に對して是を東金山となし、金阿林は轉して興安嶺(シンアンリン)となれるものならん云々』とあり、又或は一說に語源は蒙古語にて"Han Ola"(又は"Hin Tabe""Altunhang""Narahen")と稱し"Han"は汗にして"Ola"は山であるから即ち汗山にして群山に超越するを意味し、滿洲語に"Khan"Oling"(同意義)と轉し、更に漢名にて興安嶺に轉訛せるものなりと稱せられる、外國人間には"Hsing-an-ling"又は"Khinghan"『ヤブロノーオイ』『スタノウォイ』として知られる。

其名は清以前には多く現はれず、『清の太祖天聰二年(一六二八年)察哈爾の林丹汗を征し、逃衆を追擊して興安嶺に至る』と見え、圖麗琛の異域錄に『張家口を出でゝ六日興安嶺を渡る』とあり、其他清以後の諸書には屢々其名を散見する。

興安嶺は支那朔北東方の大山脈にして、西は陰々山脈に連絡し、北はヤブロノイ(Yablonoi)

興安嶺の大勢

山脈と連結し、綿亙數百里の間に跨る。其主脈は舊木蘭園場内に蟠屈せる陰山山脈の喀喇山(又は海喇喀山)に起り、東北西喇木倫の源に奔り、更に北して蘇克斜魯山となり、又東北に奔馳して索岳爾濟山の起頂を成し、東に洮兒河源を出し、西に喀爾喀源を發し烏桓山となり、雅克山嶺となり、茲に滿洲、蒙古の天然的境界を區劃し、黑龍江省界に入りて外蒙古より來れる肯特山山脈と交錯し呼倫貝爾、布特哈境内に蟠旋して索倫山となり、又伊勒兩里山脈となりて遂に露領に入る。

内興安嶺

雅克嶺以北を指して内興安嶺と稱するは蓋し黑龍江省に於て支那人かロシア領なるヤブロノイ山脈を呼ひて外興安嶺となすに對して區別するものである。嶺脈は黑龍江省に於て嫩江の水源地に盤結し、分れて東興安、西興安の二嶺となる。

西興安嶺　東興安嶺

嫩江源の伊勒呼里山以西を西興安嶺と云ひ以東を東興安嶺と稱し東西の二者を總稱して内興安嶺と稱する。之を總括して概言すれは、その西南部は單純の山脈てあると雖も北方に進むに隨つて漸次廣さを增し、黑龍江省に入りては益々擴大すると共に且つ之に支脈を派生し、以て全省に磅礴するに至るものである。高さは部分に由りて一樣てはないか、平均四、三〇〇呎に居り、往々にして四、五〇〇〇呎に達するものあり。平野を拔くこと比較的高からさると、傾斜極めて緩なるとを以て、道路は容易に其間を通し、交通を阻礙すること餘り多くない。山上は禿山の部分かあるか而も又樹木を以て

被はるゝ處多く、その最高の部分さへ樹木鬱蒼たる個處かあると傳へられる。今之を其天然的境界をなす點より見て滿洲、蒙古に分別すれは

蒙古地帶に於ける興安嶺

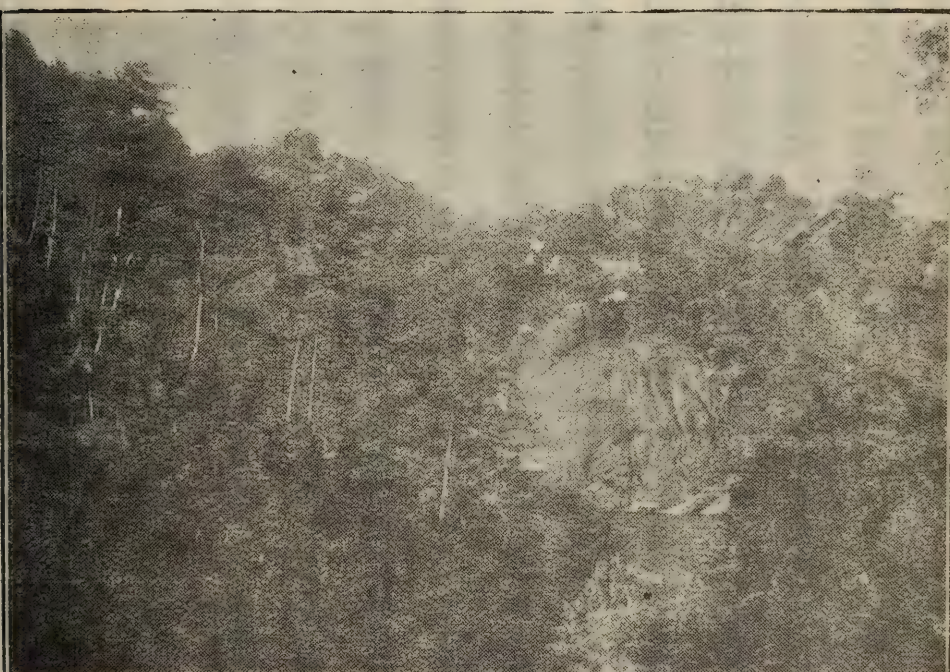
第二款　蒙古地帶に於ける興安嶺山系

蒙古地帶に於ける興安嶺山勢は其西南部に於て高峻を成し、西喇木倫上流及灤河上流地方専ら山岳重疊の光景を呈せるも、東北走するに從ひて高度を減し幅員は擴大する。即ち昭烏達盟克什克騰附近の起頂部に於て、海拔五、〇〇〇呎内外、幅員約七八〇支里を算し、東部哲里木盟昭烏達盟と西部錫林郭勒盟の境界を剩せる地方は山幅三〇〇―五〇〇支里を算し、索倫界附近に至れは更に山幅擴張して八九〇〇支里に及ひ、殆んと高原地帶を形成する、故に全脈中の最高峰伊克克達（蒙古語大嶺）に於て猶海拔六、〇〇〇呎を出てない。嶺中の分水を劃せる一線は岩山若くは砂山或は圓く或は鋭く波濤の如く連亙するか、分水嶺の兩側は狹隘なる無數の峪地を形成し、東南に奔馳するものは、蜿蜒低下するに從つて開豁し、分水線及山彙地帶より發せる河川は山勢と共に東流して平原地帶に入り、西北に奔馳せる支脈は標高前者に比し著しく高きも須臾にして廣潤となり、大波狀を形成して一望雲際に連り、河川に乏しく沼湖に富む。而して峪地の山腹には樺、楡、楊、柳、杏等の樹林點在し、尚ほ矮樹、雜葉草か叢生する、且つ牧草に富み放

牧に適せる地は少くない。

更に東北走して索倫山地方に至れは嶺巒高峻、傾斜急ち急峻となり、全山森林を以て覆はれ黒龍江省に入るのてある。又興安嶺の西側即ち北部錫林郭勒盟地方は其東側の峪地をなすに反し、緩漫なる傾斜を有する小丘の起伏する高原に過きすして、其一望際涯なき間に處々に水溜ありて人家散居するも、氣候寒冷、現今殆んと利源の開拓すへきものかない。

索岳爾濟山



索倫附近に於ける興安嶺

索岳爾濟山（ソエルチ）

索岳爾濟山は東蒙第一の高山にして、科爾沁右翼前旗の西北境にある、大興安嶺の支脈か黒龍江界より南來し、茲に盤結せるものてある、延袤數百支里、邐迤として南に奔り、烏[illegible]那山（ウハナ）となり、奇勒巴爾哈爾罕山（チルパルハルハン）となり、拉馬伊馬哈拉山（ラマイマハラ）となり、綽農圖喀喇喀（チヨノントハラク）となり、哈瑪爾嶺（ハマル）となり、庫魯點特山（クルムト）となり、大抵昭烏達盟の西北界に在り、此西邊か烏珠穆沁旗てある、此山系以東にては水皆東流し、以西は皆西流する。

第三款　滿洲に於ける興安嶺山系

興安嶺山系の滿洲を走れるものに大興安嶺、伊勒呼里山、小興安嶺の三脈かあり、黑龍江の全省に盤旋して松花、黑龍、嫩江の三江を襟帶とする。

第一項　大興安嶺山脈

大興安嶺

大興安嶺は內興安嶺又は單に興安嶺と稱する、蓋し露領ヤブロノイ山脈を支那名外興安嶺又は石大興安嶺と稱するにより區別して斯く稱するに外ならぬ。黑龍江省內に於て興安嶺は龍江道と呼倫貝爾との境界をなし嫩江、額爾古訥河の二大水系の分水嶺を成形し、更に北走し英吉利山より連亙して黑河道に入り二大支脈に岐れる。

西支脈

(一)西支脈は英吉里山より連つて室韋山、雉鷄場山となり呼倫貝爾と黑河道漠河縣の境界を盤礴し呼瑪爾、旁烏、額穆爾等の河と克拉林牛爾河との分水嶺をなし北走して什勒喀、額爾古訥河の合流點より阿瑪匝爾の峽谷となり黑龍江北岸に至りて再び隆起し外興安嶺に連る。雉鷄場山は最高處海拔三、六九〇尺を有し其本支脈中は鄂倫春族の巢窟とする所にして大部分は密林に蔽はれる、呼瑪爾河の源に當り托羅山かある、是より一支脈を分岐し們都黑山に至り又二分派をなす、東派は即ち呼瑪爾窩集の大森林地帶にして、龍沙紀略に所謂『松柞四十五圍、目力

を窮む、林を穿ちて行くに午尙ほ日を見す、石色斑駁、趙千里か畫幅の如し』云々の光景を呈する。

東支脈

（二）　東支脈は伊勒呼里（イロホリ）山脈（Ilihuri Aling 一名一順松子山とも云ふ）にして、伊勒呼里阿林とは一直線に連互する山岳の意であり、別に東内興安嶺又は單に東興安嶺の名かある。伊克克達の地に於て大興安嶺より分出し之と丁字形をなし黑龍江の右岸に沿ひて小興安嶺の支脈と合するまて嫩江、黑龍江兩水系の分水嶺を成し漸次南に折れ大横山の南に於て璦琿街道を過る、最高海拔一九八〇尺內外ありて斷崖絕壁をなすも其支脈は黑龍江及嫩江の本流に壓せられて長大てない、唯大黑河の西方に屹立する額爾古勒（ウルコロ）山は連脈中の最高峯にして海拔一九七〇尺あり、璦琿街道附近に



伊勒呼里山脈の一部

於ける山脈の海拔は約一三〇〇乃至一六〇〇尺である、此山脈は東南に向つて訥謨爾河の發源地となり烏雲和爾冬吉山と名くる死火山となる、之か小興安嶺の西支脈との結合點である、伊勒呼里山の右支脈は嫩江の水源をなすものにして其主なる山は伊勒呼里山の東南に近く阿察特山あり、甘河の上流に噶珊山かある。烏雲和爾冬吉山は有名は噴火山にして康熙五十八年(一七一九享保四年)爆發して今の德隣池を生したと云はれる、目下は死火山の狀態に在る。

肅愼山脈

又其南方に於て西に岐る薩拉喀木土山脈及二克山は嫩江、呼蘭二水系の分水嶺を成し、又東北に岐して黑龍江岸に突出するものを肅愼山脈と稱する。

第二項　小興安嶺山脈

小興安嶺山脈

小興安嶺山脈は東內興安嶺に連接し訥謨爾河(嫩江に注ぐ)、湯旺河(松花江に入る)科爾芬河(黑龍江に入る)の三河發源地方より東方及南方に分岐せる瑪哈拉山、瑪拉山の總稱にして、其連脈中は森林に富み未た斧鉞を加へない箇所か多い、連脈中の最高は海拔四〇〇〇尺內外ある、小興安嶺の東支は松花江と黑龍江水系の分水嶺をなし烏雲(設治局)、蘿北縣と湯源縣との境界縣をなす、其東走するものを佛思寛山脈と稱し、南方に突出して松花江に盡くるものを珠山々脈と呼稱する。

佛思寛山脈　珠山山脈・布倫山脈

小興安嶺の南支たる布倫山脈は即ち又東內興安嶺の餘脈にして更に薩哈連山、白蘭山、倭兹

山、を起し北通 慶城、鐵驪三縣と湯原縣との境界をなし、更に老龍山脈となりて湯原通河二縣を

老龍山脈

劃し三姓附近にて松花江岸に突出し江中に低落して三姓淺灘を形成するが其西部を青山とも稱する、又西南の支脈は瑚裕爾河と呼蘭河の右支流を分つ克爾克爾圖(クルクルト)山あり、

黒山山脈

呼蘭河と湯旺河とを分つ黒山山脈あり、湯旺河と

達里帯嶺

巴蘭河との分水嶺たる達里帯山脈がある。



小興安嶺頂上老爺廟

A黒山山脈　北團林子の東北に在り、西方より東々北に向ひ呼蘭河、碩羅河、漂河三河の分水嶺をなす、又呼蘭河左支源の發する所てある其黒山と稱するは遠望の山色か黒色をなすより來る俗稱てある。

B達里帯嶺　巴蘭河と湯旺河との分水をなす山脈て小興安嶺山脈の支脈たる分水嶺の東支てある、山は甚た高く森林に富む、其南端は漸次高く鷄冠摺子かあり東北より西南に平行する、此山脈には明治三十五年露國陸軍大佐ドナウローフの設けた三姓鐵山包間の通路がある。

第三節　長白山系

第一款　概　言

長白山系は滿洲の東、朝鮮の西北に在る。學者の說に據れは此山脈も獨立のものにあらすして崑崙山脈に系統を引き陰山山脈と聯絡かあると稱せられる。

長白山の名稱

長白山の名稱は古へ不咸山、徒太山、白山等の名を以て呼はれ、朝鮮人は白頭山（Changpai-Shan; Paikto-san）と稱し、滿洲語に果勒敏珊延阿林又は歌爾敏商堅阿隣と稱する、果勒敏は長、珊延は白、阿林は山の意である。これを長白山若くは白頭山と稱するは、山頂より一千呎に至る間白色なる浮石（Pumice stone）を以て被はるゝ故てあると云ふ。必しも四時積雪かある譯てない。土人は老白山と呼ふ。長白山の史上に顯はれたるは、山海經に不咸山の名を以て知られたるを初とすと稱せられる。漢書に單々大嶺、後晉書に不咸山、北魏書に徒太山、太白山、太皇山、隋書に徒太山、太白山等の名かある、古來附近の土民はこれを聖山として崇拜せるか如く、金の太定十二年に至り封して靈應山として祭祀し、明昌四年册して開天宏聖帝の祠廟を立て長白山と稱した。開國方略、東華錄等に據れは『山の東に布庫哩山あり、其下に池あり、布勒瑚哩池と稱する、天女姉妹三人あり、降りて浴す、神鵲朱果を啣みて季女の衣に置く、季

女口中に含み、忽ち腹に入る、途に一男を生す、名を布庫哩雍順、性を愛親覺羅(アイシンギョロ)と云ふ、これを淸帝室の祖となす云々』とある、康熙十六年(一に十七年に作る)大臣覺羅武穆訥等を派し山に登りて視察せしめ同二十三年又協領勒輙を遣はして山形を相せしめ、明初五嶽を封するの例に照らし、長白山神を册し、寧古塔の西南溫德亨(ウントホン)山に於て祭を行ふた、後祭地を吉林城外に改め、雍正、乾隆以來春秋仲月にこれを祭ることに定められた。

長白山系の大勢

長白山系本脈は滿洲吉林の東南に磅礴し、朝鮮との境界を劃し其最高峰は八、〇〇〇呎に達するものがある、本脈より派生せる支脈は、大なるもの三あり、西北に向ふを小白山脈(中に平頂山你牙巒哈達等がある)となし、東北に向ふを完達山脈(老爺嶺、完達山等がある)、西南に向ふを千山山脈と云ふ、千山は出て遼陽の東を走り、金州半島に延びる、長白山脈は學者(James Younghusband)等の研究に據れは往時噴火の形跡あり、今日尚ほ熄火山として認むるを得へく、現に火山灰も南麓に存し、北麓には溫泉の湧出するを見ると云はれる。本脈は滿洲に於ける大水源を形成し、北に圖們江、瑚爾哈(フルハ)江、牡丹江の巨流を出し、西北に松花江を發し、南方に鴨綠江を發する。これら諸水の流域には千年斧鉞の入らない大森林あり、中にも鴨綠、松花、圖們の三江流域の如きは採伐最も盛んである、又山には藥草を產し、其人參は最も靈異ありと稱せられ、土民は往いて之を採

取する。山麓一帯は未た開拓を經さる地多く、又派子（パイツ）と稱する山谷間の荒地かある。支那政府は漸次農民を招致して開拓を實行しつゝある。

第二款　長白山脈

長白山脈は長白山系の本脈にして、其主脈は二箇の平行連山より成り兩者の距離約二里半を有し、此二連山は幅五邦里半乃至七邦里弱の一山層となりて、一は松花江、他は圖們江、鴨綠江及遼河の分水嶺を成形する。其最高峯たる白頭山は北緯四一度五五分、東徑一二八度六分の地點に屹立し標高約八、〇〇〇尺ある、其他連山の山頂は概ね圓錐狀をなし時に楕圓形を有するものかあり、是等の諸山峯は或は獨立高地狀をなすものあり、或は高き鞍部を以て連接するあり、形態種々にして風景亦美てある。本山脈に屬する諸山中有名なるものに費德里山、伊克哈雅範山脈、黑山、英額嶺等かある。

白頭山

A、費德里山（又作斐德里山）　高山なる山彙にして其周圍凡そ六十邦里、南北に二支を發し北するものは佛思亨山となり、南するものは帽兒山となり、鴨綠江と佟佳江の水域を界する。費德里山は西北して佟佳江の源を發する伊爾哈雅範山及黑林嶺となり吉林哈達となる。此山脈も亦海拔六千尺以上に及ふ所かあり、樹木か多い。

B、伊爾哈雅範山脈　長白山の西脈費里德山に接し、吉林の西南に位し吉林盛京二省の境をなす、俗に老嶺と稱する、海拔三、〇〇〇餘尺あり、山は平頂にして土砂質をなし、此山脈は松花江の南流頭道江、鴨綠江の右支流佟佳江と輝發河

小白山脈

の分水嶺となり、松花江と輝發河との江岸に進むに従ひ次第に丘地となり、荒蕪地が多い。那爾轟嶺は其支脈である。

C、黒　山　長白山の本脈東に走れるものにして圖們江佈爾哈圖河の間を充し兩河の合流點に至りて山は一般に森林に富む圖們江上流に沿ふ地方は高嶺が少なく、海拔約三、〇〇〇尺より六、〇〇〇尺に至る。此山脈中には俗稱老白山を最高とする。平頂にして石土質を帶ぶる山脈の東端には望海塔山が有名である。

D、英額嶺　長白山の東脈の折れて北するものにして其屈折せる處を、平頂山と稱する、山高六千尺以上に及ぶものがある傾斜は一般に甚しくない。本脈は東北に走り你牙巒哈達に入るの處山道の經過中最も高くして約上下三四里もある。圖們江支流紅旗河の北に大秫稭嶺があり是亦有名な高山である。

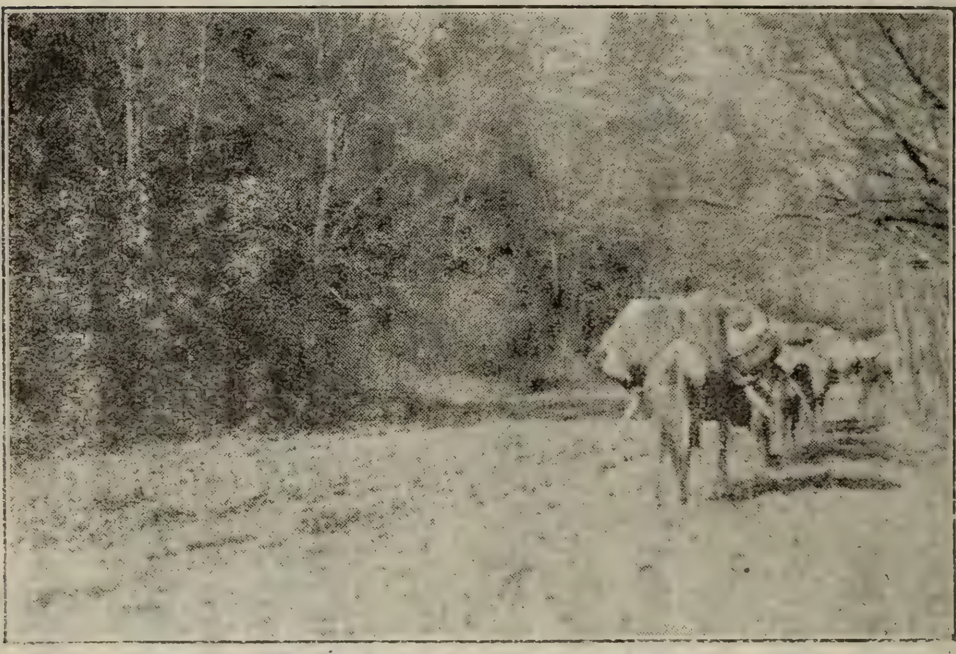


大蛟河より北方大頂子山を含む

第三款　小白山脈

長白山脈より東北して蟠屈するを英額嶺とし、之より少しく西北して你牙巒哈達となるものを小白山山脈とする。

小白山山脈は牡丹江と松花江との間を西南より東北に蜿蜒し、其本支脈は吉林、三姓、寧古塔の各市を抱擁して山勢甚た緩慢にして北西方に傾斜し、終に平原となる。山脈は高峻ならす海抜三、〇〇〇尺乃至六、〇〇〇尺の間にあり、一般に森林に富む。此山脈は吉林、額木索街道により二分せられ、南を牡丹嶺とし、北を張廣才嶺とする。



張廣才嶺中驢馬隊通過

A、牡丹嶺

牡丹嶺は又你牙巒哈達とも稱する長白山の支脈にして折れて牡丹江源と富兒河との分水嶺となり、西北して吉林敦化樺甸の間に蟠崛する、其北端に聳ゆるものを慶嶺とする。牡丹嶺の東脈は哈爾巴嶺となり、其西脈は富爾山脈となり金銀鼈嶺となり二道江を圍境し其他幾多の支流は東西に走つて松花江の東岸に盡きる。金銀鼈嶺は西南に向ひ金銀鼈に折れて西に向ひ二道江と松花江の間を充する。其二道江と松花江の合流點に於て東大頂子、東南岔の二山あり又南麓は頭道流河より五道流河に至るの溪谷

かあり、其西南に跡架子山がある。又猴嶺、猫山、慶嶺、双廣嶺、双砬子、屏風山、通溝嶺等の諸山がある。慶嶺は牡丹嶺達の北端に聳へ、牡丹江の支流と松花江の支流と松花江の支流とを東西に分つ。慶嶺の松花江岸に走れるものに漂河嶺がある。其西方幾多の溪谷の水は皆西流して松花江に入る。

B、張廣才嶺　長廣才嶺は別に嵩嶺と稱し慶嶺より北し吉林寧古塔街道を横り牡丹江松花江を分流する、其張廣才嶺と稱するは昔時民人張廣才なるもの者吉林額木索間の嶺上に宿店を營み居たるが爲め名けたと稱せられる、後嘉慶二十年（一八一五年 文化十二年）吉林將軍富俊之を改めて嵩嶺と名けた。其最高部は海拔約二、八〇〇尺ある。

C、老　嶺　老嶺は張廣才嶺に續き海浪河と蘭陵河とを分ちて北に摩天嶺、摩琳山、芙老茅山となり、東瑪延窩集に至り畢展窩集嶺と西瑪延窩集とを東西に分つ。

第四款　完　達　山　脈

完達山脈

完達山脈は又ケンテイ山脈とも稱せられる。長白山の支脈にして老松嶺に連り墨嶺より東北に延び吉林省の東北に蜿蜒し烏蘇里、松花江、黒龍江、牡丹江、穆稜の諸河間に限界せられる。山は處によりて其名を異にし察庫蘭（チヤクラン）、完達、那丹哈達拉（ナタンバタラ）、鄂爾利拉（オルリラ）等の名稱を有する、穆稜河の上流附近より折れて東西の方向に延び撓力河と烏蘇里河との合流點を走る牡丹江に接する幾多の支脈は皆此より分岐せるものである。高さ八〇〇尺より二、〇〇〇尺の間を上下し山間には沼澤多き谷地がある。山頂は余り嶮峻てないから處々に徑路がある。

穆稜河の北方には石頭城の遺墟ある猴兒石山があり、其山形の猴に似たるを以て名くる。左脈

には肯臺山龍爪溝嶺等あり、東西に平行して牡丹江右岸の諸水を分つも高大でない。之に次くを察庫蘭嶺とし完達山あり七星摺予、大鍋盔等の諸山となり、又其撓力河と穆稜河との間を走るものは納丹哈達拉嶺山脈にして双牙山、安巴倭克里山、佛力山等があり、穆稜河畔に迫ること半邦里乃至一邦里、山質は黒土に石を交へ溪流が多い。

納丹哈達拉山脈に平行して撓力河松花江の兩河間を走るものに阿爾哈窩集山脈がある。阿爾布善山より東北走し馬鞍山脈を松花江岸に出し又東北して双崖山長春嶺喀爾布蘭山となり綏遠縣城附近にて松花江に沒する、山は余り高くなく傾料緩急一ならざるも人行を妨けない。

第五款　老松嶺山脈

老松嶺山脈は一名穆克特亭山脈とも稱する。圖們江、牡丹江、綏芬河の水源を分割し滿洲東南部の一大分水嶺をなす、其東方に進むものは露領烏蘇里地方に入りて霍塔特山となる。本山脈は長白主山脈の英額嶺に起り富兒哈通河牡丹河の支流を分ち哈爾巴嶺となり、東北に走りて長嶺子山脈となり北に墨嶺を出し南して老爺嶺となり汪清東寧縣界に蟠崛する。

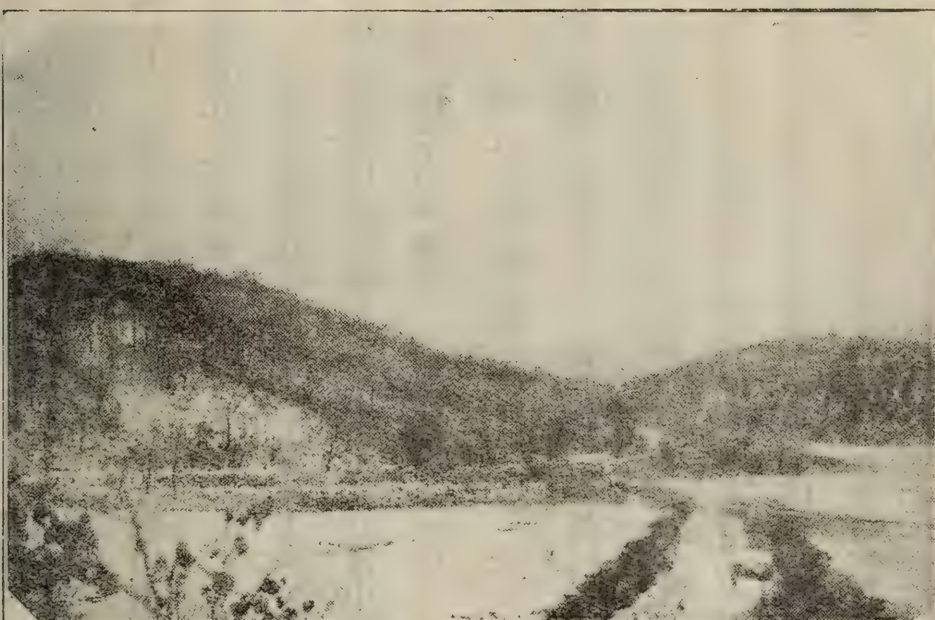
A、哈爾巴嶺　英額嶺の右脈にして額木索、琿春街道上に在る、海拔二、六四四尺其南は流れて大鎔谷をなして居る。哈爾巴嶺に續いて老嶺嶺があり、布爾哈圖河と嘎雅河との分水をなすものに四方臺山がある。

B、**長嶺子山**　寧古塔の東南な東北に走れる山脈にして穆稜河と牡丹江間に蟠崛する寧古塔の北方に廟嶺及照峯山あるも高くない。

C、**老爺嶺**　長嶺山脈に平行して東北に走れる山脈にして嘎雅河と穆稜河との分水をなす、海拔約三、〇〇〇尺、其高麗嶺と合する處を老松嶺（俗稱東大山）と云ふ、老爺嶺は延て穆稜河の南岸を満し、楸皮嶺となり二道老爺嶺となりて黄窩集山に至る、其折れて東走するものに葛鹿溝山脈あり、海拔約三、六〇〇尺、山頂は平頂山背は廣背てある。

吉林哈達山

D、**墨　嶺**　墨嶺は牡丹江と額穆河を分ち東に額稜窩集嶺を出し北して定遠山脈に連る。



西麓より見たる哈爾巴嶺

E、**大高麗嶺**　又老高麗嶺とも云ひ大綏芬河琿春河間に盤結せる山脈てある、山頂は圓、山腹は凹、山背は狹い。

第六款

長白山西支脈

長白山の西支脈は輝發河と佟佳江との分水をなし、興京の東北に於て戈爾敏朱敦嶺（コルミンチトン）、哈達山等の諸嶺と蟠結し、北して朱家莽喀嶺（チユチヤホンハ）、薩哈亮（サワリン）

山脈となり、東北して庫勒嶺（クレ）、馬烟河嶺（マエン）となり、輝發河の左支流と赫爾蘇河（ホルス）、伊通河等の分水界をなし、延て吉林長春間の上地となり、一は吉林城南より松花江を踰へて小白山脈に接する。其哈達山より西するものは哈達河と渾河との間に蟠り、開原、鐵嶺、奉天各縣を充し、遼河の右岸に到る、海拔約二――三、〇〇〇尺に充て五千尺に到るものは稀である。

A、薩哈亮山脈　輝發河と哈達河との分水嶺より起り東北走して輝發河の左支流と東遼河と分つ東豊、西豊、西安の各縣は此間に在る。

B、庫勒嶺　吉林哈達山脈の右支脈にして北西より東南に走り、輝發河の左岸松花江の右岸を充して吉林に迫る、此山は傾斜急にして幾多の谿谷がある、山は牛心頂山、太平嶺、螞蟻河嶺、煙筒山、趙大鷄等を主なるものとし、土民は趙大鷄（又作起大鷄）を以て本山脈中の主山として居る。山は尖、山腹は凸山背は狹てある。馬烟河大嶺は趙大鷄右支脈にして東西に亘つて松花江岸に迫る。

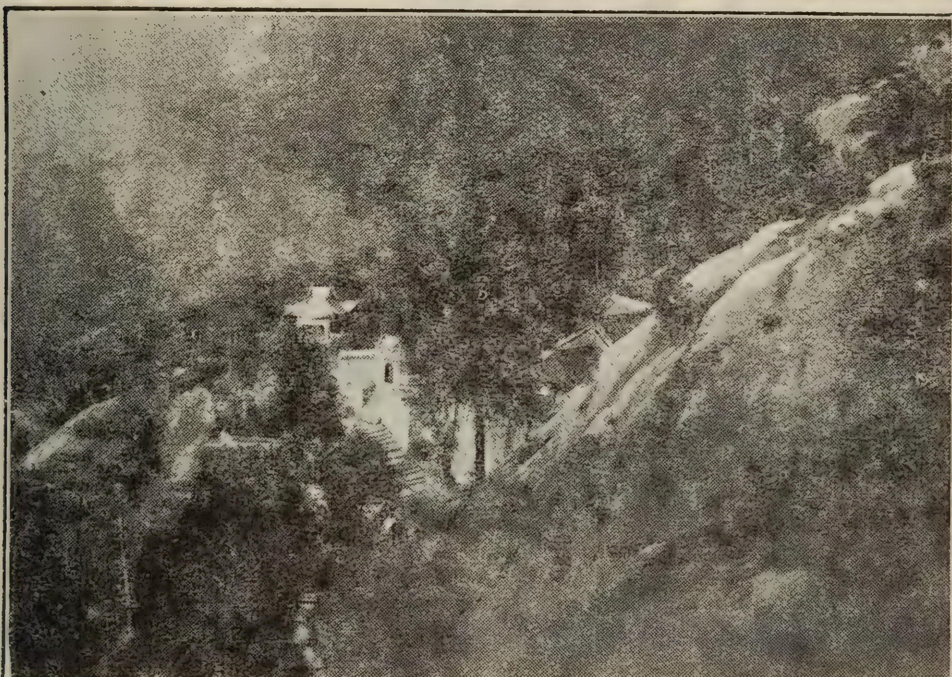
第七款　南部分水嶺山脈

南部分水嶺山脈

此分山脈は全滿洲を兩斜坡に分割する分水主脈の殆んど中部に始まり、南方及南西に連亙して遼東の全山地を貫通し、關東洲地方に入りて旅順口附近なる老鐵山岬に沒する。全脈殆んど遼東山地に西方境界附近を通し、其一部を一門山（エーメン）、沙木山（シャームー）、分水嶺（フェンスイ）、崧窑（熊岳城）（スンヤチ）山と稱する。

地理學者の說に依れば南アダムス灣より北太子河靉河流域地に至る遼東の地は互に交叉する

二箇の山脈より成れる高原にして、高さは中位と謂ふへく其大部は長大ならさる山背より成り即ち一は西南西より東北東に向つて走り、處々遼東に向つて流るゝ河流の分水へとなると謂はれる。然れとも畢竟遼東の高原には諸多の山岳中傑出して主脈と稱せらるへき山岳を見す其高峻なるものも三、〇〇〇乃至三、五〇〇尺に通きさる山岳の唯



千山

散亂するのみてある。

尙特記すへきは遼東の山岳は何れの處も海岸との中間に一二五乃至二五〇尺の平低なる丘陵を夾み、直接海岸に延亙せすして海岸より遼く離隔して隆起せることてある。而して前記岳丘陵間には廣大なる谷地あり、時として砂石的土壤に遭遇することあり。東海岸に於ける谷地には芝地ある

も西海岸及ホルト、アダムス灣及所有北方の港灣に面する丘陵間には鹹水より成る沼澤か散布し皮子窩、大孤山兩市間に於ける丘陵的沿岸地は幅八邦里內外てある。遼東の極南即ち英人の所謂 Regent Sward の地は廣き谷地を有する高からさる丘陵より成る、而して半島の沿岸は所々嶮隘なる斷崖の海中に突出するあるも其形は甚た穩和てある。

A　一門山嶺（イーメン）　本山は龍崗山脈より南し渾河と富兒江との分水脈をなす、幅二邦里內外、高さ二、〇〇〇——二、五〇〇尺、峠の高さは約一、五〇〇尺を有する。此山脈は斜面一般急峻なるも其稍緩助なる山坡にありては悉く耕作地となつて居る。尚本山脈は西方に平頂山脈、東方に火石嘴子南方の一脈を出し、何れも奉天より通化に達する道路を通する。

B　大嶺山脈（ターリン）　興京の南方七邦里太平嶺峠附近にて沙木山山脈と分れて西に連亘する一脈て、幅二邦里內外太平嶺及高土嶺峠間は高さ一、五〇〇——二、〇〇〇尺に達するか西すれは漸次低下し遂に丘陵となる、本脈は南部支脈中最も鑛物に富み本溪湖及煙台炭坑は其內にある。

C　靉河西部嶺　本脈は大嶺の直接連脈て分水嶺より分離し、南に蜿蜒して鍋頭峪山（一〇四一尺）となり丁岐山に終る。

D　摩天嶺　沙木山山脈の直接連脈て城廠の東方五十邦里太子河の水源地に起り延長約四十支里の間北方及南方に若干の屈曲をなして南西に連亘し析木城附近に沒する。山脈の平均高二、五〇〇尺にして其高峯は三、五〇〇尺に達する。本山脈の南部支脈は鴨綠江及其支流より黃河沿岸、岫巖海城の廣き範圍に蟠幅し海に注流する河流の分水脈を形成する。

F　千山山脈（又作熊岳）　本山脈は元來此に記述すへき分水山脈の中部のみの名稱て殘餘の部分には一定の名稱かないか今特に分水嶺山脈南部全體の總稱とする。析木城附近に起り關東州の境界に達するまて全延長五十邦里、標高は南す

るに從ひ低下する。

第四節　陰山山系

陰山山脈の大勢

陰山は蒙古名にてこれを噶扎爾山と稱する、原と吳喇特部の西北二四〇支里に在る陰山其ものを指せるものであるか、遂に轉して山脈全般に及ふ名となつた。西端は吳喇特部の西境より起り、北走して喀卜特兒山となり、東北に轉して哈兒占布兒古圖等有山なる諸山をなし、東に走つて吳喇特旗の北部及毛明安喀爾喀右翼二旗の南部に綿亘し、又東北して四子部落の東南に出で、色爾貝山となり、益々高峻を極め更に東に遷延し、察哈爾及牧廠を歷て都蘭山、得爾山となり、多倫諾爾の北を繞り、山勢稍斷絕し、克什克勝の西部に起頂して、拜察山（又作白岔山）の如き海拔一萬呎に達する高峯となり、克什克勝の西なる喀喇山にて興安嶺を分派し、復た縱橫に支脈を出す、其最も秀拔なるものを喀喇派右翼旗に屹立する明安山とする、支脈は東南に馳せて斜に承德縣境を貫き、橫に老哈河灤河の源を分つ、之を七老圖山脈と爲し、起頂を毛金壩と稱する、而して最南端山海關に盡くる處に到れは、奇峯重疊、悽惶嶺、歡喜嶺の峻嶮を起し、更に進んで東に奔馳し、柳條邊牆の松嶺邊門に至つて松嶺山脈となり、先に東北脈に於て其水源を出せる大凌河を越へ、海拔五、〇〇〇尺に重んとして起頂を成す、是れ著名なる醫巫閭山てあ

る。之より東するに從ひ漸次高度を減し、大小黑山の稱呼となり、高さ數十尺に過ぎず、遂に丘陵となりて起伏連亙し、法庫門の南に至り稍頂を起して法庫山となり、又漸次丘陵起伏の狀態を以て東し、其最東端の起頂を小塔子山と稱し、遼河の西岸に到りて盡くる。

山容概して高峻に富み、山頂往々尖鋭秀抜のものかあり、殊に西部及西南部に於ては、眞に山岳重疊、奇峯連立の形容を盡し、縱横に幾多の溪谷を造り、傾斜急にして斷崖絶壁を爲す處か少くない、即ち卓索圖盟及熱河地方の大部分山彙地帶は此山形によりて形成せられる。而して全山を通して樹木に乏しく、圍場附近の森林、毛金壩の疎樹林を除けは餘は雜草を以て覆はれ傾斜の寛なるものは耕地と化し、或は處々に巍峩たる基岩を露出し、又豪雨の爲めに生せる無數の地隙は山體を縱斷する。

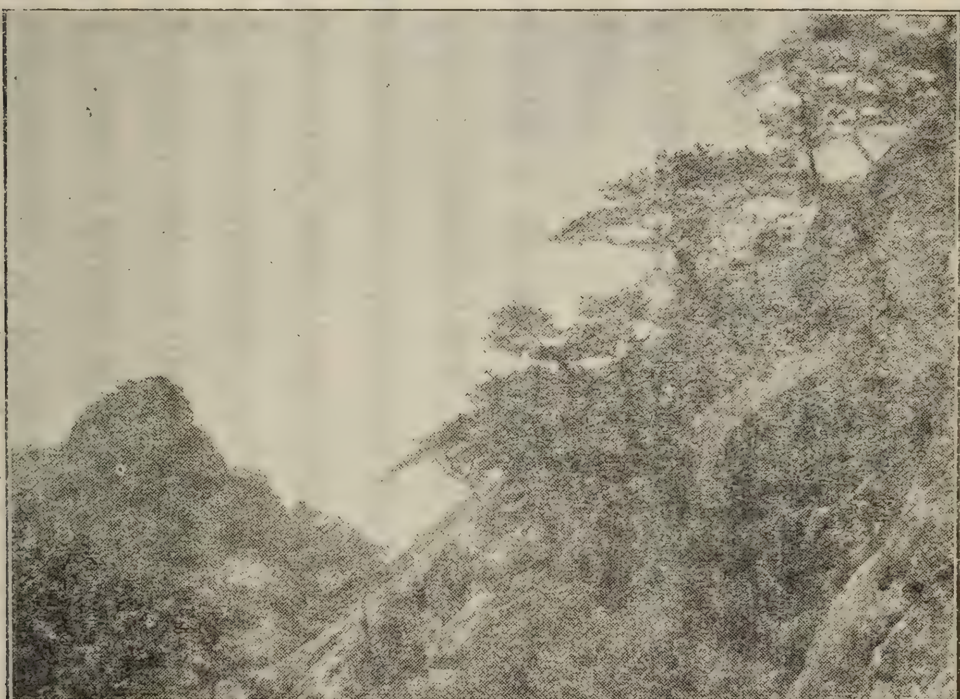
陰山の名稱は古より傳へられ、秦の始皇の三十三年(紀元前二一四年)に林並に河より以東、これを陰山に屬し以て三十四縣を置くと云へる陰山は、吳喇特西方の噶扎兒(カチヤル)山を指せるものてある。又『秦、漢の際匈奴此に據る、當時竹木茂生し、禽獸多く、冒頓單于(ホクトツゼンウ)其中に據りて弓矢を造り、寇掠す』とあり、後孝武帝寨を置きて之を制すとあり、『匈奴陰山を失ひて後これを過くる毎に哭せり』とあり。或は又唐の貞觀四年、太宗は李靖を遣し、突領の頡利可汗を陰山に擊破し、

之を遁走せしむ云々とあり、陰山道に關しては白氏文集新樂府に載するものを左に示す。

陰 山 道

（疾二貪虜一也）

陰山道、陰山道、紇邏敦肥水泉好、每レ至二戎人送レ馬時一、道傍千里無二纖草一、草盡泉枯馬病羸、飛龍但印二骨與レ皮、五十疋縑易二一疋一、縑去馬來無二了日、養無レ所レ用上非レ宜、每レ歲死傷十六七、縑レ絲不レ足女工苦、踈織短截充二匹數一、藕絲蛛網三丈



醫巫閭山

餘、回鶻（コワイコツ）訴稱無二用處一、咸安公主號二可敦一、遠爲二可汗一頻奏論、元和二年下二新勅一、內出二金帛一酬二馬直一、仍詔二江淮一、馬價縑從レ此不レ令二踈短織一合レ闕將軍呼二萬歲一、捧三授金銀與二縑綵一雖知黠虜啓二貪心一、明年馬多來一倍縑漸好馬漸多、陰山虜奈レ爾何。

尙本山脈に屬する有名なる高山を擧ぐれば左の如くである。

一、毛金壩　又茅荊壩（マオチンポー）

と書し、蒙古語『ムチンタバ』と稱する、最高部海拔二、五〇〇米を有し、熱河、赤峯間に横はり、岩礁峻嶇にして行旅の常に難む處てある、全山は樺、松、槲、相樹の疎林に覆はれ、附近の土民は薪炭を之に得、就中山中藥草に留むを以て名がある。

此外本山系に屬するものに、廣仁嶺、蝦蟆嶺、大衍嶺、四道溝梁、明安山等の秀嶺がある。

二、醫巫閭山　滿洲に於ける名山にして南北十六邦里、東西十邦里內外の廣漠たる地域に蟠蜒する、峻嶮たる岩石山にして山頂より四五〇〇尺の間全く植物を見ない。

附　察哈爾部

察哈爾部は大抵平衍てあつて、壩外には山は多くない。黑龍山は獨石口の東北一〇〇支里にあり、上都河の源處てある。青陽山は獨石口の東南二〇〇支里に在り、千峯攢立して嶮峻てある、聚陽山は龍門所塘子口の東二〇支里に在り、元代に銀冶を置いた、香爐山、桀樹嶺、青羊山も附近にあり、鑛を產する哈喇罕山は察哈爾の正藍旗界に在り、甚た險阻にして其下に大川がある。元代五雲關を此に設け、舊上都より興和に赴くの要路てある。其他著名なるものには野孤嶺、七鷹山、双盤道嶺等があるが、之を略する。

第五章 河 川

第一節 概 說

満洲の河川

満洲は長白、興安の二嶺南北に障屏をなし、之を繞るに松花、黑龍、嫩の三江あり、以て滿洲の腹部を貫通し、之を補ふるに遼河、烏蘇里、圖們、鴨綠の四流あつて殆んと滿洲の三邊を濕潤する。

蓋し北部滿洲に於ては雲霧屢々起つて此等地方の廣大なる傾斜面と衝突し、著大なる河流水源たる無數細流の本源を組成し、其莫大なる水氣は山嶺より谷地に流入して無數の沼澤となり、且つ幾多山脈の高原は鬱蒼たる樹木雜草發生して以て水源を涵養するか故に、北滿洲に於ける河流は比較的水量か多く、之に加ふるに此等の諸川は迂餘屈曲甚たしく、其方向も亦四方に適流し、從つて灌漑區域は全地域に比し尠少てない。

蒙古の河川

而して此等河流は一般の性質として一年二回の滿水期かある。即ち夏期及春期てあつて夏季霖雨の降下と、初春山中に於ける解氷と相俟つて、夥しい水分を生するによるものてある、又其小なる溪流或は濕地も增水時には河流湖沼と變するあり、而して此等河川としては何れも橋

梁の設けなきも亦滿洲河川の特色てある。

蒙古に於ける河川に就ては水道提綱（乾隆四十一年齊召南編）よく其趣を傳へて居る。其塞北漠南諸水編（第二十七卷）を口譯すれは曰く、水は巨川に會して海に入らないものはない、惟た大漠に近き小水は、海を去る既に遠く、地勢は同しくない、各々本源ありと雖も自ら行き自ら止り、或は瀦して澤となり、涸れて沙となるを以て、經流の特記すへきものかない、外に外藩蒙古五十一旗の地は東北吉林、伯都訥に近きものゝ水は、皆な松花、諾尼（嫩江）の二江に會し（杜爾伯特一旗、郭爾羅斯後旗、札賚特二旗の如きは部地皆な嫩江の左右に近い）南、盛京、京師、直隸の邊城に近いものは皆潢水（西喇木倫）に會し、邊に入りて大遼河と爲る（盛京柳邊外に近き郭爾羅斯前旗、科爾沁左前、左後二旗、土默特左右二旗、喀爾喀左翼一旗の如き、直隸喜峯口外に近き奈曼一旗、敖漢一旗、喀喇沁三旗翁牛特二旗の如き、古北口外に近き巴林二旗、克什克騰一旗の如き、其水は皆潢水に入る、潢水は即ち大遼河てある）又南、熱河行宮及牧廠に近きものは、水皆な灤河に會し、其西南、山西及陝西の邊域に近きものは、水皆な黄河に入る。即ち漠北喀爾喀三部の地てある。其東水は皆な克魯倫河に會し、以東は內地の黑龍江に合する（肯忒山以東の內地より、長白山以北よりの、諸水は黑龍江に會し東して、海に入る、亦巨瀆てある）其西は土喇鄂爾昆諸河てある。凡そ阿爾泰山東南の諸水は北して色楞格河に會する云々。

以下滿蒙に於ける著名なる河川を擧くれは左の如くてある。

第二節　黑龍江

第一款　概言

黑龍江の名稱の由來は、主として水色より來れるものゝ如く、漢人は黑龍江(Heilung-chiang, Hehlon-kiang) と云ひ、滿洲語にては薩哈連烏拉 (Saghalien-ula, Sakhalen-oola) と云ふも皆水色より出でたと稱せられる。之を古書に求むるに、

（一）捺水、難河、那河に作るもの

（二）弱水、弱洛水、洛孤水、如洛讓水、饒洛水、洛水、樂水、臬羅水に作るもの

（三）烏江、烏龍江、龍江、黑水に作るもの

（四）室水、室建河に作るもの

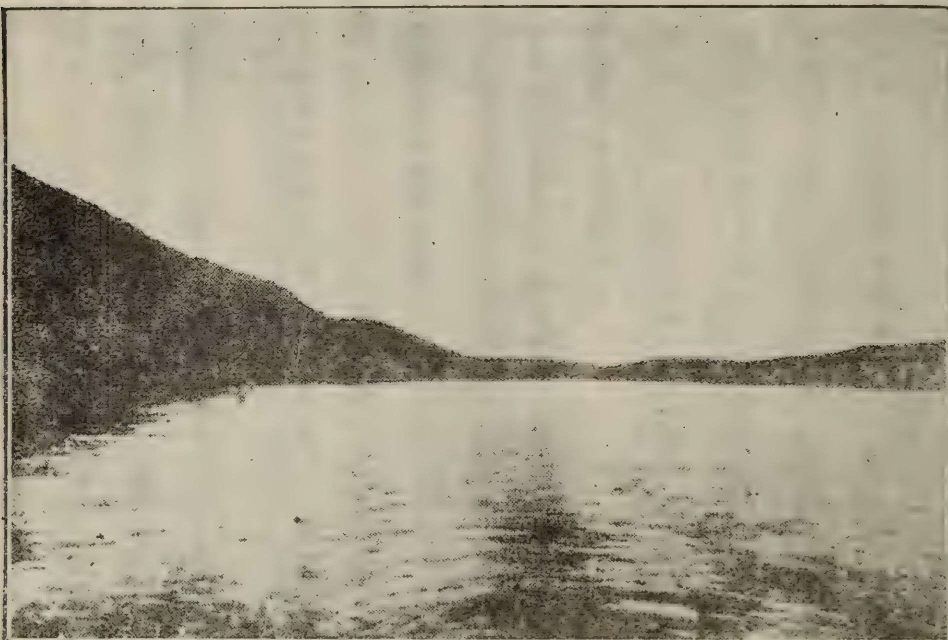
等がある。

黑龍江の名稱

黑龍江の名稱は始めて遼の時に見え、黑水の名は南北朝に現はれた。(一)の捺水以下の名稱はギリヤック語にて黑色を "La" と云ふを以て "La を "Na に轉音してかく稱せられたるか如く、(二)の弱水以下は、トルコ語の "Sari" 又は "Sarga" クウイグル語の "Sarichi" 蒙古語の "Sirga" 或は "Sarga" より寫したるものと思はれ、共に黑色を帶べる彩色を意味する。(三)の烏江

等の諸名は、みな其意味を漢名せしものである。(四)の完水室建河は上流を指すものゝ如く、室建河は即ち今の什爾河であらう。ロシヤ人のこれをオムール(Amur, Amo r)と稱するに就ては異説かあるか、水を朝鮮語にムル、滿洲語にムーク、蒙古語にムレン又はムリ等と稱するより察すれはこれ等の語より轉したるものと推せられる。

黒龍江本流


黒龍江峡流（武市哈府間）

今其本支流に就て略説すれは、

第二款　本流

黒龍江の源流に二つある。一は什爾喀(Shilka)河と云ひ、其上流を(一)敖嫩(Onon)河及(二)因戈達(Ingoda)河と稱する。他の一源は額爾古訥(Argun)河にして其上流を克魯連(Kerulen)河と稱する。二河各々東北流し、支那領黒龍江省の西

北(北緯五三・二〇 東經一二〇・二八)に至りて相合し其合流以下を黑龍江と稱する。

一、敖嫩河　源を外蒙古喀爾喀界内肯特山の支脈忒勒爾兀嶺西の小肯特山東麓に發する、河は東北流し露領後貝加爾州に至り其境界に沿ふて走り、再び蒙古に出て又露領に入り因戈達に合する。長さ一五〇邦里乃至一七五邦里である、河幅は約二町内外にて河谷は豊穣なる原野を有し、右岸はエレンタバン山脈の余支を受け廣大なる森林を以て蔽はれる。

二、因戈達河　源をヤブロノイ山脈中の綽功土山の東北麓に發し、東北流してチタに至り轉して東に走り敖嫩江に會して什勒喀河となる。延長約一四〇邦里、上流は急流奔湍をなすも下流に從ひ小舟を通する箇所がある、兩岸は密茂せる樹木を以て蔽はれ、稀に草地の點在せるを見る。

三、什勒喀河　即ち黑龍江の上流にして因戈達河と敖嫩河の會合點以下を稱する、其上流は河幅廣けれども處々に急湍を生し舟航の便が少ない、左岸は山岳隆起して柳樹を生し、右岸は低地にして沮洳が多い、敖嫩、因戈達兩河の合流點より黑龍江と稱せらるゝまでの間は約百邦里ある。

河はこれより東流してアルバジン(Albasin)(雅克薩)の南を過ぎて東南に折れ、江南の支那領よりは瑚瑪爾(Khumar)河等の諸流を容れ、江北の露國領よりはゼヤ(Zeya)河(精奇里江)ブレヤ(Burega)河(卓倫奇河)の二大流及許多の小流を受け、黑龍江省の東南端に至りて南來の松花江と合し、

混同江

水勢頗る大を加ひこれより以下を混同江(これに就ては異説がある)と稱する。これより東北流して烏蘇江を合するが、上流額魯古訥河よりこゝに至るまで、露支兩國の境界を劃するものである。

更に東北流しては全然露領の間を過ぎ、ニコライヴスク（Nikolaievsk）市の南に於て西來のアムグン（Amgun）河を收め、同市の東（北緯五二・五七 東經一四一・〇〇）に至つて韃靼海峽に注ぐ、全長は額爾古訥河を合して約一、一〇〇邦里あり、小蒸汽船の如きは、溯江して約七六〇邦里、什爾喀河畔のミトロフアノヴア（Mitrofanova）に達することを得る。松花江（後節參照）も亦吉林まて汽艇を通する、黑龍江河幅は頗る大にして、一方に在りて他岸を見るに恰も內海を隔てゝ他洲を見るの感かあり、プレヤ山脈の峽に於てさへ江幅殆んと二、〇〇〇尺に及ふと云はれる、江の水色は稍々黑色を帶ひ江中鯉、鮭、鱒、胖魚、細鱗魚等種々の鱗族を產する。兩岸は時に山嶽相逼れる所あれとも、概して廣漠たる平野又は森林てある。江邊の市邑は什爾喀河畔にチタ（Chita）ネルチンスク（Nerchinsk）（尼布楚）、ストレチエンスク（Stratensk）あり、江の北岸にアルハジン、ブラゴヴエチエンスク（Blagoveshchensk）（海瀾泡）かあり、江の南岸に瑷琿かあり、松花江口に臨江縣（拉哈蘇々）あり、更に下りて烏蘇里江口にハバロフカ（Khabarouka）（伯利）あり、江口にニコライエヴスクあり、ロシア汽船はこれらの市邑を縫ふて、江口よりストレチエンスクに至る間を往來する、本江の交通の便は古來よりロシア東方經營上の幹線となしたるものてあるか、冬季の結氷（十月中旬より翌年五月中旬迄）を大なる缺點とすへきてある。

第三節　松花江

第一款　概言

松花江は本名を松阿里烏拉（Suugari-oola）と稱する、滿洲語にて天河の謂である。魏に速末水、唐に粟末、遼に鴨子河と云ひ改めて混同江と呼んだ、金元及明皆宋瓦江と云ひ、明の宣德年間初めて松花江の名がある。

本江は滿洲の北部及中部の地を灌漑せる大江にして非常の屈曲をなして流れ、遂に吉林省東北部に於て黑龍江と合する。其上流は南北二派に分れ、北派を嫩江と稱し、南派は即ち松花江の本流とする。

第二款　本流

本

松花江流上流

一、上流

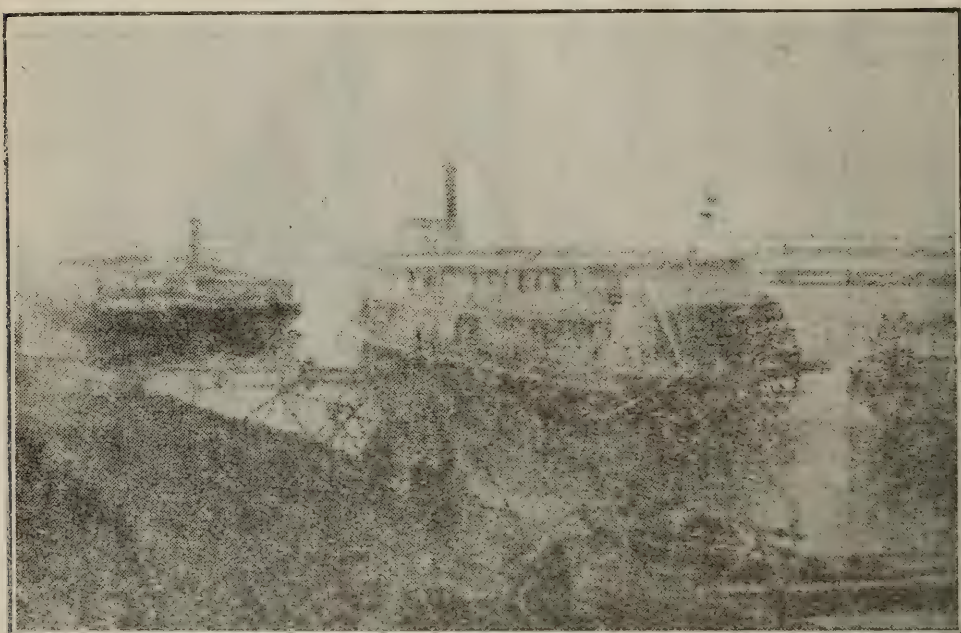
松花江本流は源を（一）長白山脈に發し（二）頭道江又は厄赫引諸引（厄赫は滿洲語不善の意にして急流に名けたものである）の名を以て北西に流下し、三音諸因河（サインノイン）（別稱湯河）と相會し、更に東北流十三邦里餘、其間幾多の小流（娘々庫河富爾河）を容れ屈曲甚たしく北流遂に（三）二道江と合する、其會合點を名けて兩江口と云ひ、之れよ

り始めて松花江の名かある。

（一）水道提綱巻二十五に曰く「松嘎里烏喇、即古松花江也、源出長白頂山北稍西、與阿九八兎拉庫僅隔二一岡一、西北流出レ山七八十里、合南一水、西北流、曰二厄赫諾（ヤホノ）引（イン）河一」云々。

（二）松花江の本流を頭道江となすもの及二道江となすものとの二説かあつて源流は詳かてないか、本書は暫く前説に從ふ。

（三）二道江は源を長白山嶺圖門潭に發し其上流分れて二派となる、西を安巴圖拉（アンパトラ）庫（ク）、東を阿濟格圖拉庫（アチクトラク）（滿洲語安巴は大阿濟格は小圖拉庫は瀑布の意）と云ひ、後合して諸水を合せ頭道江に會する。



松花江開河光景（哈爾賓）

此間江は長白山伊爾哈（イルハ）雅範（ヤハン）山の餘脈との溪谷間を流れ屈曲多く、兩岸は何れも巉巖多くして河水淺く岩石多く、奔湍激流にして舟楫の便かない、川幅狹きは二間半より廣き處は十五間に及び深さは三尺乃至五/六尺、石底にして水流は稍急てある。漸く下るに從ひ平水時に

中流

於ても江幅十五間内外、水深丈餘となり、流勢又漸く緩漫となる。

松花江は二道江と合してより西北に屈し又東北に折れ、東に圍沙河、索落河を合し、左岸より輝發河を會する。輝發河と合して吉林に至る間は江の屈曲多く穆禽河、拉發河、拉發河、溫徳赫恩河の諸水を受け、河水著しく増加して四〇乃至六〇間に至り水深又十二尺に



松花江鐵橋（哈爾賓）

及ふ、此間左は山脈漸次江岸を壓し右は你牙巒哈達山脈の餘脈も亦來り、上流には江岸絶壁をなし水流極めて急である。

二、中　流

松花江は吉林に至り水勢を北東に轉し、烏拉街を過ぎ舒蘭河を合せ、遂に法特哈邊門外に至りて西北流となり灣形をなす。吉林附近にては河谷狹く吉林よ

り河流に沿ふて下れは右岸は小白山の餘脈を受け、多くは濃密の林を以て蔽はれる。漸く平地となれは河は次第に數多の分水となり幾多の島嶼を散布し兩岸の景色絶佳てある。此間河幅狹きは一五間通常三〇間内外、深約二丈、水流緩にして沙石底をなす。夫れより江は西北流して蒙古站南より正西流し、老燒鍋を經て南方より來れる伊通河を入れ、伯都訥（Petuna）附近に至りて、殆んと吉林省の西邊を横貫し終ると同時に大屈曲をなし、最大支流なる嫩江（Nonni）の黑龍江省の北部伊勒呼里山西に發し流下し來れるを入れて、水量益々增大する。此合點を名けて三江口又は三岔河と云ふ、實に北緯三五度五分、東經一二四度五二分にして源流より此に至る約一九五邦里とする。

江岸は伯都訥に近くに從て漸次砂原的性質を帶ひ、江岸には蘆柳叢生し、左岸は遠く蒙古の太平原となる。江幅二四/五間乃至一町半、水深二丈乃至四丈淺處は七/八尺に過きす江底は又沙石底となる。

三、下　流

松花江は嫩江を合して略東北に向ひ、拉林河を合し東支鐵道を横きりて哈爾賓に達する。此附近右岸漸く高まり河幅は一〇町水幅七/八町内外、沙底にして江流は急てある。

哈爾賓より東流呼蘭河を左岸、阿什河を右岸に受け又東北に轉して南に匪克圖(フイクト)河北に說羅河(又作碩羅河)を合せ、夫れより左に石頭右に枷板の兩河を加へてより河流は屈曲頗る多く、略吉林、黑龍兩省の界を劃し、左黑龍江省よりは穆倫答、木蘭河、噥々河、富拉渾、西林河、右吉林省よりは螞蜒河、其他老爺嶺より發する諸小水を受け折れて東南羅拉密の北を經て東北流に流し南に牡丹江を受けて三姓城の北を過ぐる。

哈爾賓より三姓に至る間は概して南岸は急にして小白山及其他の余脈走り、北岸は緩斜にして二三町を隔てゝ青山山脈、次に小興安嶺の余脈の蜿蜒せるを見る。江幅は約十町弱、水幅五町、深さ七尺淺瀨ある處は五尺以上砂底にして流れか急てある。

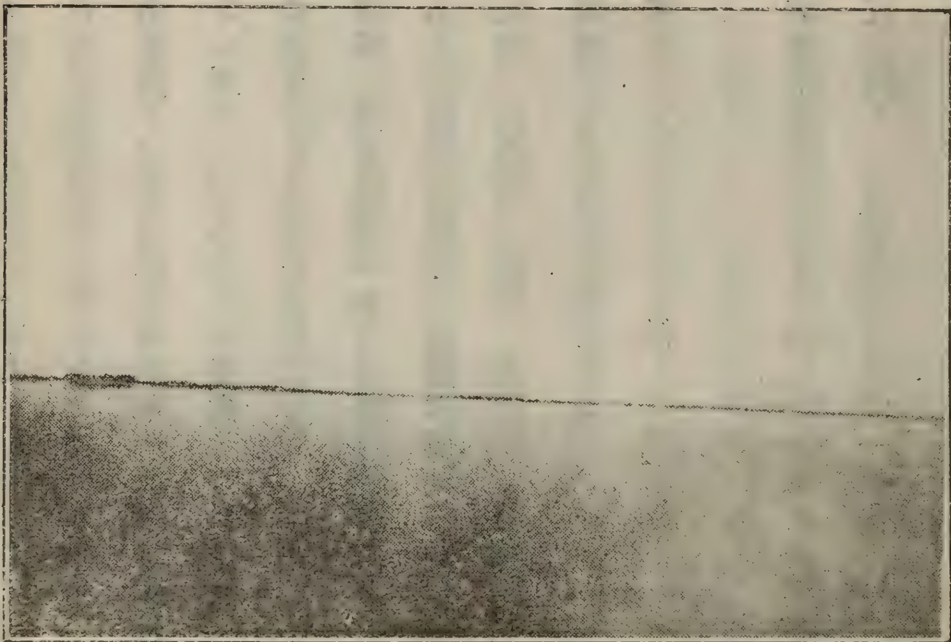
松花黑龍兩江の合點

三姓より稍東すれは東南より窩肯河、西北より巴蘭河來り、夫れより北流し又稍東北に轉して湯旺河の北より注くあり、尙東北流して喇哈蘇々（Lahasussu）の北、北緯四七度四五分、東經一三二度四〇分の處に至り始めて黑龍江と相會する。嫩江の會合點より此に至る約三三五邦里てある。

三姓以東は漸く進むに從ひ右岸は山脈處々に散在し、左岸亦高地傾斜かあり、之れより兩岸は山岳或は岸に迫り或は遠さかり、山嶺以外は皆平原にして烏爾河間沼澤地多く、右岸は丘地

にして森林に富み之を左岸に比すれは稍優つて居る、河幅約五町弱、水深平均七尺漸く廣くなるに從て島嶼多く往々十九町余に達する處かある。

湯旺河より河口に至る間河底石多きも喇哈蘇々の如きは全く泥土てある夏時は著しく増水し左岸は時として二里半余水中に沒することかある、流速約二呎半結氷は十月下旬に至る。



黒龍松花兩江合流點「ミハイロセミノフスキー」

湯旺平野は一般に地味膏腴、小麥、大豆、煙草等の農産物に富み、北滿洲の寶庫てある。氣候の關係上本支流共に概ね十月より翌年四月に至る約半年間河水凍結し、又流末他國の領土に屬する等の憾あるか、夏季は吉林哈爾賓より下流に於ては附近に於ても水深四/六尺、七/八尺以上に及ふを以て、小汽船の航行に適し、木筏の流下に至りては本支

流の大部分これに適せさるなしと云ふも不可はない。従つて古來道路の頗る不完全なる北滿洲の運輸交通上に利用せられ殊に明治二十八年ロシアの汽船初めて黑龍江より進入し、吉林に溯航してより水面上に新生面を開き、東支鐵道會社河川汽船部及黑龍江汽船會社の伯都訥より下流の航運に從事するを見るに至つた。又土民の操縦せる帆船の往來繁く、吉林、伯都訥間の水運は比較的盛んならされと、吉林より上流輝發河に入りて朝陽鎭に至り、伯都訥より嫩江に入りて、齊々哈爾を過き、墨爾根に至る航路の如きは盛に經營せられ、殊に前者は南方との連絡上特に重きを措かるゝ所である。隨て其沿岸には數多の河港か發達した、即ち輝發河の朝陽鎭、本流の大鷹溝、小鷹溝、寬河、長山屯、吉林、烏拉街、老燒鍋、伯都訥南門外、哈爾賓、墨爾根、牡丹江の寧古塔等は其殊に有名なるものてある。

松花江の舟航

第三款 支流

松花江の支流

一、拉發河

源を吉林省城の東北霍倫川西に出つる、即ち金史世紀の和倫水てある、河は西南流すること凡そ四十餘邦里松花江に注く。河幅約百歩水深一尺內外にて水流は急てない。

二、瑪延河

吉林省東南瑪延嶺に出て三道溝の西を經て松花江に入る。

三、輝　發　河

上流を柳河を名け下流を輝發河又は輝發江と稱する、源を吉林哈達連山中に發し東北流し、海龍縣、朝陽鎮を經て三屯河を合し、東流輝發城北に至り其間幾多の小水を合し東北流して松花江に注ぐ、長さ百邦里、小水の有名なるもの四十餘、才爾朱墩以東及鷄林哈達黑林嶺以北の泉流畢く滙り、水勢は殆と松花混同兩江と相同してあるから、土人は總して一に鷄林烏拉とも稱する。

全流域は凡て山地にして河は狹き深谷の間を屈曲するか故に沿岸の耕地は多くない、其上流は河幅約一間水深一尺餘、海龍城附進にては河幅二十餘間水深三四尺、吉林界にては河幅五八間乃至七〇間、水深五尺乃至七尺、海底は砂又は石にて水深は急てある。

四、伊　通　河

金史に益褪、明史に一禿河と記されたるものにて、源を吉林哈達連山庫勒嶺中の西側に發し、西北流し又北に轉して伊通縣城東を過き北流し、一單河を受け北流し、長春の南東門を掠めて去り北流して驛馬河を併せ松花江に入る、全長七九邦里、其下流は河幅三町、水深二

尺、水深急にして砂底である。本流の支流には驛馬河、新開河の二川がある。

A 驛馬河 源を吉林哈達山脈の庫勒嶺より發し西北流して伊通河に注ぐ、流長凡そ八六里、双陽河、岔兒河を兩支河とする

B 新開河 伊通縣の西北に出て長春の西六邦里を通き北流伊通河に入るもので。河流は灣曲甚た多く兩岸は共に平地である。河幅は朱家大屯に於て二丈、水幅一丈餘、水深二、三尺あり、河口は幅五/六〇歩、水深二/三尺ある。

五、拉林河

所謂遼史の徠流河、金史の末流にして上流を蘭陵河とも云ふ、額穆縣の蘭陵嶺より源を發する、即蘭林嶺の東麓諸水を集めるものと西麓諸水を集めるものとの二派があつて、此二者は小河屯の北に會同して西北に向ひ、沙山の北方にて英勒思河を合せ、此より西西北の方向に流れて楡樹縣の平野を横斷し、新城縣と雙城縣との境界を流れ、車家崴の南方にて東支鐵道南部線を横り、右折西北に流れ、黒沙坨口至つて本流に注ぐ

六、呼蘭河

呼蘭河は小興安嶺南部の諸水を集めて居る、其源は尖頂山の東麓より出て、西南に流れて鐵山包に至り、歐肯河を左岸に入れ西流して海倫、綏化の境に近く左岸に音河を合する。音河も又小興安嶺山坡の間に源を發して南流し來るものである。夫より又西南に流れ海倫、青

岡、蘭西の境界點に至つて右岸に頭道汚隆河、二道汚隆河の兩水を合せ南下して蘭西を過き呼蘭に入りて濱江の對岸に松花江本流を會する。

七、阿什河

阿什河は金に按出虎河、阿觸胡又は阿求火と云ひ別名を阿勒楚喀河とも云ふ。源を賓縣の中部に發し、西南に流れて東支鐵道小嶺子の東南方を横り、葫蘆頭溝を經右岸に大石頭河、左岸に大、小黃泥河の合流を受け、此より西北に向ひ再ひ東支鐵道を横り阿城縣の平野を流れて松花江に注く。下流は河幅八九〇歩水深二尺餘て河口より十二里半に至るまて舟楫の便かある。

八、匪克圖河

匪克圖河も又其源を賓縣の中部に發し、諸水を集めて北に流れ、縣城の南方より西に向ひ、蜚克圖に至つて右折北北西に方向を轉じ、賓縣阿城縣の境界なして本流に注く。

九、螞蜒河

螞蜒河は馬顏河或は白頭河とも云ふ。源を同賓縣の東南に發し、北側螞蜒河嶺、牛犢子嶺長崗嶺、青雲山等の連峯と、南側圍場荒山、東螞蜒窩集、西螞蜒窩集等の山彙の間を東支鐵

道線に平行して流れ、一面坡に至つて右折北方に轉し、兩岸に諸水を納めて平安鎭に至り、東東北に流れて松花江本流に注ぐ。河流は屈曲多く下流の河幅水幅同しく約十餘丈、水深一丈ある。

一〇、牡　丹　江

牡丹江は呼拉哈河又は虎爾哈河と稱し、唐に忽汗水、金に呼里改、元に忽爾哈、明に胡里改江と云つてゐる。源を敦化縣西南方老嶺牡丹嶺より發し、敦化縣城の東方より曲折して北に趨り、數十の小流を合せて東方に轉し、寧安管內に入りて四集の水を合せ一大巨澤を形成す、即畢爾騰(ビルタン)湖と云ふの湖は其てある、畢爾騰湖とは滿洲語で鏡泊湖と云ふ意味てある。湖の北端を北湖頭と云ふ、此より落ちる水か北流して初めて牡丹河の名か生する、曲折して東北に向ひ、寧安縣城の東部を過き東支鐵道線路を横りて小白山と完達山山脈とを隔斷し、左右の溪流を兩岸に集め寧安縣城より北流すること六〇〇邦里にして依蘭縣に入り城北二邦里餘を距つて松花江本流に注いてゐる。

一一、窩　肯　河

窩肯河は其源を樺川縣の東南境に發し、西南に流れて依蘭縣に入り、察庫蘭嶺の北麓諸水

を其左岸に受け、阿爾布善山山麓の溪流を其右岸に今せ、漸次に灣曲して西北に方向を轉し、勾心集を過きて西西北に向ひ、依蘭縣城の東北方に於て松花江本流に合する。

第四節　嫩江

第一款　概言

嫩江の名稱

嫩江は古名難水(ナンシユイ)、唐時の那河(ナホー)、明時の腦溫江(ナオウユン)、呼喇溫江(ホラウユン)（原作忽剌溫江）にして、又嫩泥江(ノンニー)、諾尼江(ノーニー)、卜魁江(ブークイ)等の名かある。

唐書に『那河或曰他漏河、東北流入黑水』となし那河、他漏雨河を以て一水となすか、魏書勿吉傳には『太和初、使臣乙力支稱初發其國乘船溯難河西上、至太沵河（太魯河即ち托漏河の轉訛）云々』とあつて那河と托漏河を二水に分つてある、盛京通志の説に據れは『那河即難河今之嫩江邊、太魯河今之托羅河（現稱洮兒河）也。古今名雖屢、其音自通、況其水道曲折、與今輿圖悉合、唐時疑爲二水、乃傳聞之誤云々』とあるのか首肯すへき意見てあらう。

第二款　本流

嫩江の本流

嫩江の本流は其源を墨爾根、愛琿の分界線たる、興安嶺中伊勒呼里阿林（阿林は滿洲語山の意）に發し

二源を有する。二水は約七邦里を流れ、合して西北よりせる伊什肯河を受け、東北より庫爾奇河來り注き東南に流れ、西北より喀李河之に注き、西北より額勒和肯河を合し復た東北より哈羅爾河之に注き西北より同名異流の額勒和肯河を受け、庫勒爾濟山の西麓を流れ、西北伊勒呼里阿林に源せる拉都嶺河、流下約三五〇支里、來りて之に注く、



嫩　江（訥河附近）

是に於て本流は西南流し、博克多山を繞り、又托博庫里河、漠魯爾河、科落爾河を受け、稍西南に轉し甘河を會する。甘河は西布特哈の北、呼倫貝爾東境の東境の博里奇克山に發源し東南流八〇邦里、墨爾根城西南に於て之に注く、而して本流は復た西南流し訥敏河訥謨河等の諸水を合せて齊々哈爾管内に入り、

呼裕爾河、阿倫河、音河を容れ、初めて蒙古旗內に入れは、雅爾河西北より來り稍東 流して綽爾河の本支流來り注ぐ、次て洮兒河を會して又東南流し遂に松花江と會する。下流は河幅二〇〇米突乃至六〇〇米突水深五尺乃至一丈を下らぬ。

本流域は齊々哈爾以南に於て低地に屬する處少からす、而して干瀉に屬する區域は常に泥土乾燥するも、稍比高を保てる地域は廣潤にして牧草繁茂する。而して此流域には齊々哈爾、墨爾根間、齊々哈爾、松花江間に舟楫の便かあり、結氷期間(十月中旬―四月下旬)以外帆船の來往か絶へぬ、又松花江との合流地點より、齊々哈爾城の西南、東支鐵道富拉爾齊驛(フリヤエルチー)に至る間は小汽船の航行に堪ゆる。

第三款 支 流

嫩江の支流

一、雅 爾 河

雅爾河は其源を興安嶺常倫山の各地に發し、巴林河、阿敏氷河、烏德伊河、濟沁河、哈代罕河を合し東南流して扎賚特旗の東北界を掠め、延長約一、〇〇〇支里嫩江に入る、兩岸は均しく高原を形成し、左岸には斷崖の處か少くない、水幅上流に於て一二間、水深五六寸乃至一尺五寸に過ぎさるも下流に至るに從つて擴大し、水幅四/五十米突乃至三/四百米突を算する。

二、綽爾河

其源を西布特哈境內、興安嶺脈の噶爾碧鄂博山麓に發し、東南流して小水を會し、扎伊河、哈巴奇河、托欽河を合し、扎賚特旗の北部中央を橫斷し、塔子城の西北、綽爾城に於て一支流を東北に出し、本流は東南流し、客地窩棚に至り嫩江に會し、支流は東北流し又東流して嫩江に注ぐ。

本河上流は連山間を縫ふて流るゝも、下流に從つて峪地展開し、南岸には柳楊疎密連生し好牧場か少くない、河幅は札賚特王府附近にて約三〇米突を算し、下流の水幅六/七〇米突、水深三乃至四尺を有する。

第五節 洮兒河

第一款 本流

洮兒河本流

洮兒河は古名他漏河、新唐書の它漏河、魏書の太添河(太晉河の轉訛)、托羅河、盛京通志の太瀰河にして、又桃兒河とも書す、其源數水あり、悉く興安嶺索岳爾濟山の東麓より出て、一源は奴查

兎河と云ひ、東南流して郭特河と云ひ、東南流して木什夏河と查木哈特河と會し、又北尼白勒哈巴拉嶺より發する厄模克什特河と會し、更に東南流して即白各兎河、喫乞太河を容れ、特門河、多灰羅太河を合し、東流して北來の素灰兎河と西南流の亞烏爾胡太河を併せ始めて洮兒河と稱する。更に東南流を續け、敖龍撒里河あり、得布臺河あり、迂曲山間を出て、始めて砂地に出つれは、歸流河、西北より諸水を合して東流し來り、扎薩克圖旗舊王府の南に會する。洮兒河既に歸流河と會し南流して一支を南に分派し、正流は更に南に流れ、洮南縣城北に於て、旗界の西北より東流し來れる交流河を合し、東流蘇鄂公旗に入りて同旗を横斷し、札賚特旗の南涯に至りて月亮泡を形成し、東流して嫩江に入る（水道提綱に據る）。

本河も亦、往々河身に中洲を生して水流を分開する處かあり、平時は河幅約一〇〇米突乃至三〇〇米突、水幅二/三十米突、乃至五六十米突、水深一米突乃至二米突を算するか、降雨に際しては何れも其大を增す、而して本河は、伯都訥より嫩江を溯船する舟筏の便あるもまた盛んてない。

第二款　支流

洮兒河支流

一、歸流河

歸勒里河、貴勒爾河に作る、源を索岳爾山麓に發し、東南流して東北より烏藍灰河を合し、更に阿里德拉、施哈穆倫の諸水を合せ扎薩克圖旆舊王府南にて洮兒河に注く、下流の水幅約四〇米乃至六〇米、水深二尺乃至六尺てある。

一、交　流　河

又交里爾河に作る、扎薩克圖旗西北隅の翁媼山に出て、同旗南部の中央を南流し、那金河を合し洮兒河分流の支流か、龍華圓河と合して南流せるものに會し、洮兒河正流と一地區を夾流する、此地區を有名なる。夾心子の膏腴地とする、夫れより東南流して洮兒縣城北に至り洮兒河に注く、下流水幅二〇米突乃至六〇米突水深三尺乃至四尺てある。

第六節　烏　蘇　里　江

第一款　本　　流

烏蘇里河本流

烏蘇里又は烏蘇里河（Ussari, Usari, Oosaoree）は一名烏子江又は戍子江とも呼ふ。古の胡里改江にして源を露領沿海州の近海一帶に蜿蜒する錫特赫山脈に發し、其源流は勿畢河及サンタクー、ウラへの諸河より成り、合流して烏蘇里江をなす。

勿畢（タウビ）河は錫特赫山脈の北麓に發し、北流してサンダクー河と合する、江の上流は高山の間を流れ河谷狹少であるか、北すれは平地に出て從つて漸次擴大する、サンダクー河は錫特赫山の南麓に發源し屈曲して勿畢（タテビー）河と會する。二流合して西北流し左に興凱湖より來る松河察河を容れ東北に轉して左に小穆稜河及穆稜河を受け、右にイマン河を入れる。此間に於て江は最初は開濶なる平地を流れ、水流急にして右岸に近つき江中に巖石より成れる小嶼を點在する。

松阿察河を合してより兩岸は平原となり、水流は漸く緩慢となる、江はイマンを合してより更に左に錫布克里（七虎林）阿布沁の二水を容れ著しく水量を增し江幅大に擴張し且つ著大なる延長の島嶼を現出し、屈曲も亦多くない、稍東北に偏して走り約一七邦里を經て右にビキン河を受くる、此間江側には連山相迫り、江は其間を彎曲するか、河床狹より處々に斷崖の狀を呈する。

ビキン河を合して江は東北に傾きたる後、著しく西北に流れて撓力河を合せ、弓形を畫いて再ひ東北に向ひ、江口に於て二分され、其間に一大島嶼を形成し遂にハバロフカに於て黑龍江に入る。源流より玆に至る實に三二八邦里二〇町である。ビキン河口下流は茫々たる平地をなすか、右岸江口を去る一二邦里半に於てはヘフツィル山脈來りて處々に斷崖をなす。

撓力河より下流は夏時非常に増水すれは水溢して三丈五尺の高さとなり田圃を害するのみならす沿岸低地の住民は被害少くない、又江中には二十八箇處の淺瀨かあり減水期には舟行を阻碍する、結氷は通常十一月上旬より四月上旬に至る。

第二款 支流

烏蘇里江の支流

一 松阿察河

松阿察河は興凱湖の東南岸、龍王廟の南より湖を出つる、此より東流し又東北に流れ、其間幾多の小水を滙して曲折し、東北流烏蘇里江に注く。河身屈曲甚たしき故直線にすれは約二三里二七町に過きぬか、沿岸線は之に倍して六二里半に及ふ、水深二尺、中央五尺乃至二十尺、幅二十三間乃至二十九間てある。兩岸は廣大なる游澤の地にて楊柳及雜草を生する、結氷は九月十日の間に在り、水勢は通常なるも增水の時は急と變する。

二 穆稜河

穆稜河は一に募力河とも書く、源を穆克特亨山脈中の老爺嶺に出つる、三源岐發して東北流し、紅廟兒嶺の南を經て亮子河を受け、猶東北して西哈達河、黃泥河、下亮子河、郭奎河等の諸名を合せ、太平摺子、裴底河を合し又東蘇爾得山を經て遂に烏蘇里江に入る。河口より約一

八里二七町の處にて河は二分し、一は小穆稜河となつて烏蘇里江に注ぐ。

同河の上流は凡て完達山脈、穆克特亭山脈の餘脈を以て夾まれ、河水は多く山間の溪谷を走り、兩岸は嶮岨なるも東するに從つて次第に低地となる、峰密山子以下は處々に沼澤ある平原間を流れ、兩岸には小柳、蒿草が密生する。河幅水幅共に三町、水深一丈四五尺沙石底にして水流は急である。穆稜河と小穆稜河の分點は幅一一間なるも、其烏蘇里江に入るの邊は河幅約三町、水深三/四尺乃至五/六尺に至り、兩岸は緩斜である。

三 撓力河

撓力河は一名諾羅河と稱する、二源あり、完達山脈より發源し、合流して東北に流れ、喀穆圖河を南に受け、猶東北流して佛倫窩集北麓の水を受け、又齊爾欽河を合せて折れて北流し、又折れて稍東北の方向に走り遂に南折して烏蘇里江に入る、全長約六二里半、河は低く且つ沼澤多き谷地を流れ、右岸は山と距る稍遠く、左岸は山根に迫る、流勢緩漫にて水深四/五尺を下らす、河幅は五八間である。

第七節 大綏芬河

大綏芬河

大綏芬河は源を穆克特亭山の北麓圖們山に出て、東北流し、西に小綏芬河を合し、東三岔口を經て北に萬毘溝河を受け、東北ニコリスクを經て又東に折れ、南に折れてラズドリノエの西を經て海に入る。

綏芬河は三岔口の附近にては河幅三町、水深三/四尺、若し大雨に逢へは深さ一丈に及ひ、車馬は容易に渡過し難い、兩岸は高低等しからすして皆土質てある、結氷は十一月より四月に至る。

瑚佈圖河は一名魚沙溝河或は烏蛇溝河と稱する、源を穆克特亭山脈に發し、北流佛爺溝河に合して綏芬河に入る。

佛爺溝河も亦穆克特亭山の穆稜窩集に出て、東に流れて瑚佈圖に入る、河幅五町、水幅二町半、水深二十三尺沙底にして急流てない。

第八節　圖們江

第一欵　本流

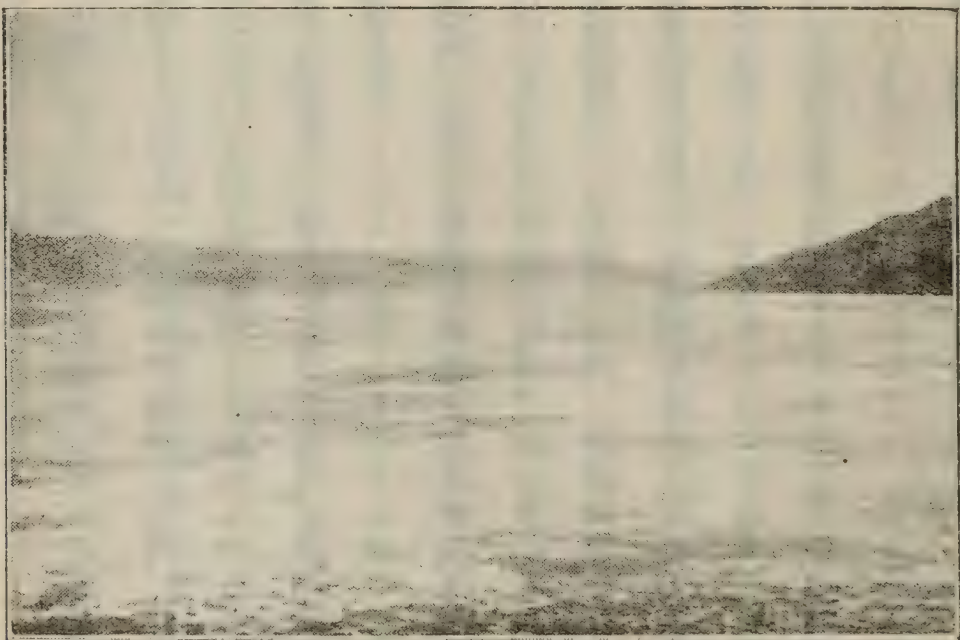
圖們江本流

圖們江は俗に高麗江(カヲリー)と稱する。朝鮮の東北境と滿洲及露領沿海洲との分界をなす江流にして

其源を長白山の南麓分水嶺の東麓に發し、之を圖們色禽（メンソチン）と稱する。凡そ二源、北を下乙水（又紅丹水と稱する）、南を石乙水と云ふ。

紅丹水は山中の三汲泡より出て東北に向つて伏流すること約八里其間には泉の湧出してゐる箇所もある。

東北に流るゝこと六〇邦里、右岸に柳洞河を入れ尚ほ又六〇里餘の後に石乙水と會する、石乙水



半は結氷せる豆滿江（新乾原附近）

は水源を長白山の東麓に發し紅土山水及外七道溝を合せて東流するもので、光緒十五年支那及朝鮮兩國の境界問題となつたことかある。紅丹水と石乙水とか合流するに及んで以下を圖們江の正流と稱ふ。東方に曲折して流れ紅溪河を左岸に合す。紅溪河は又一口之を圖們江の北源流を爲すものとも云はれてゐる。其源は長白山の東北部に當る老嶺

より發し、東南に流るること約百里の後圖們江に注ぐ。

圖們江はこれより二里許東に流れて右岸に西豆水を入れてゐる、西豆水は別名を魚潤江とも云ひ、圖們江の南水源を爲すものであつて其源は朝鮮の境内に發し、東南流して圖們江に注ぐものである、この會流點を三江口と稱ふ。此邊より水勢も加はつて盛となり左岸に外六道溝、外五道溝、石洞子溝を受けて朝鮮の、茂山を過ぎ、左岸に外四道溝、硯水、砰水、果李崴子水、在末水、沙金溝水等の諸流を集めてゐる。會寧より以下に於ては江勢を北に轉して流るること八〇里、左岸を支那の光霽峪、右岸を朝鮮の鐘城と爲す所長さ十里程の沙灘を擁してゐる。本名は假江であるか朝鮮人は之を間島と呼んでゐる、此より一七里東北に流れて左岸に樞榆溝を入れ又東北に流るる左岸に嘎呀河、合布爾哈通河、海蘭河等を合す。江の南岸は朝鮮の穩城てある、水勢を加へて方向を東南に轉し一大灣曲を畫いて琿春の西部、慶源の東部を通過し琿春河を其左岸に受け以下慶興の東部を經て日本海に注いてゐる。嘎呀河口より下流江口に至るまての長さ約三〇〇里あり、又江口より溯江すること三〇里の地點、其左岸に土字界牌かある、即露支兩國の境界である。以上述へた如く江源地より、此界牌に至るまては支那と朝鮮との界水となり、界牌以下は露領と朝鮮との界水となつてゐる。

第二款　支　流

圖們江の支流

一　嘎　呀　河

嘎呀河は即ち喀哈哩河て又十三道噶雅河とも云ふ、源を高麗嶺の西側斜面に發して西流し小三岔口の北を經、薩奇河北より來り之に注ぐ、又西南太平嶺東を經て大小王青河の諸水を合して西に折れ、又西南小盤嶺を經て佈爾哈通（ブルハトン）河西より來り之に入る、遂に南流して圖們江に入る、此に至る四〇邦里ある。

嘎呀河は屈曲頗る多く、王青の西南約六邦里にては河幅二十五間、夏日大雨の時水幅も相等しきに至る。水深二丈餘、冬時は水幅七/八丈あり、此より圖們江に至る一一邦里餘は皆礫石底にて兩岸概して急峻てある。

一　大青王河　大青王河は源を穆克特高山に發し、西流約二一邦里、小青王河も源を之と同しくし共に兩流して合し二三の小流を合して嘎呀河に入る、大青王河は河幅六/七間南岸に平地を有し、小青王河幅は略同しきも其北岸は山麓に靠る。

二　佈爾哈通河　源を哈爾巴嶺に出て東南流し、錫林河を受け又延長、海蘭河と合し東南流して嘎呀河に入る、河幅一町乃至二町水深六尺、兩岸は緩斜てある。

三　海猥河　金史の孩懶河にして今呼て駭浪河、又は海猥河と云ふ、源を英額嶺に發し東北流し、頭道溝河の諸水を合し佈爾哈通河に入る、長さ四〇邦里、下流は幅三町、水幅一町、水深四/五尺てある。

二 琿春河

琿春河は又紅溪河と云ふ、源を穆克特亨山脈中に發し、三源相會し西南流し、土門子に經て大圖們河北より入る、又五道溝河、四道溝河等の諸水を右岸に受け西流老龍口を經て琿春城東を過ぎ南流し圖們江に入る、延長約三三邦里。

土門子より琿春間は凡て溪谷を流れ、沿岸は森林少く間々平野あり、河は上流約二町乃至五町、水幅四十餘歩、水深二乃至四尺である、中流は河幅水幅五町、水淺きときも一丈に近い、河口は河幅五町水幅三町、水深は夏秋に二丈に及ふ、兩岸は北高く南低く、河中には沙灘かある。

三 密占河

密占河は又米江或は密瞻と書す、源を穆克特亨山脈中の密瞻窩集西南に發し、西南流圖們江に入る、源流より此に至る長さ約一三邦里、河幅約五間、水幅二間、水幅三/四尺に過きぬ。

第九節 鴨綠江

第一款 概言

鴨綠江は朝鮮語てアムノクカンクと稱するか、其古名稱又は俗稱に就ては幾多の異說かある

鴨綠江の名稱

試に其二三を引用して聊か考證する處あらんとする。

〔漢書地理志〕	馬訾水	鹽灘水(支流)	
〔宋史〕	鴨綠江		
〔通典〕	馬訾水	鴨綠江	鹽灘水(支流)
〔新唐書〕	馬訾水	鴨綠水	
〔全遼志〕	鴨綠江	益州江	瑷江
〔元史〕	鴨綠江		
〔明一統志〕	鴨綠江		
〔東國輿地勝覽〕	鴨綠江	馬訾水	靑河 龍灣
〔辭典〕	馬訾水	鹽灘水	浿水
〔大日本辭典〕	馬訾水	阿利那禮(朝鮮古名)	

依是觀之、本江は古く馬訾水と稱し、宋(西紀約四百年代)以後鴨綠江と呼稱したものの如く考へられる、鴨綠の語源に就ては『水色似鴨頭故名』(新唐書、通典、東國輿地勝覽に記載)となすを肯定すへきてあらう。次に鹽灘水(今の佟家江)、益州江、瑷江等の名稱は何れも支流の名を以て本流に移したものと見るへく、浿水は平壤大同江の謂なるを以て之を本流とせるは差謬てある(大韓疆域考、卷八浿水辨)。

又世上に本江の朝鮮名をアリナレ（阿利那禮）となし、或は亦之を以て新羅王か神功皇后に誓つた誓言中の所謂阿利那禮であるとなすものかあるか、稍疑ふへきの説であらう。

註　神功皇后新羅を征し給ふた時、新羅王南面して皇后に向ひ、「東に出る日更に西より出て、阿利那禮河の返りて逆に流れ、及河の石の昇て星辰となるとも、殊に春秋の朝を闕き、忍て梳鞭の貢を廢めは、天神地祇と共に討ちたまへ云々」と誓ふた其阿利那禮の位置に於ては屢々疑問とせられる、即ち我か國學者か鴨綠江を阿利那禮河と稱せる説の如き其地理上より決して肯定せらるへきてはない、矢張新羅の領を流るゝ川に違はぬとの反對説かある、而して其主張する處としては宮崎博士は阿利那禮を閼川（今の南川）なりとし、山田民次郎氏は吾連川（蔚山川）の漢音はアレナレなる故アリナレとアレナレとの語根を略同一なりとし吾連川説を主張して居る、余説てはあるか大方の研究を待つ

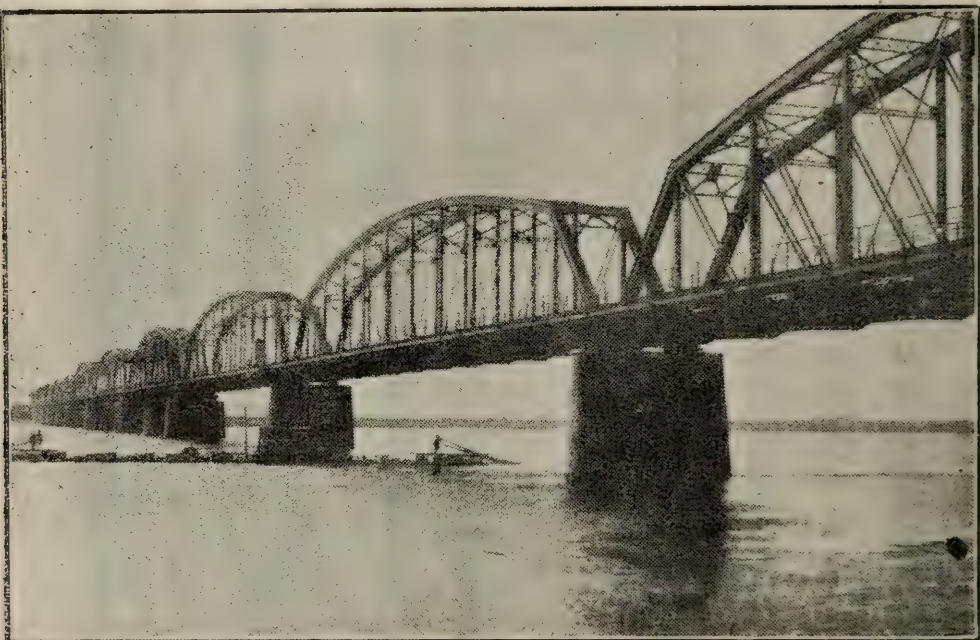
第二款　本流

鴨綠江本流

鴨綠江は其源を白頭山の西麓に發し、咸鏡南道の惠山鎭に於て南方より來る虚川江を合せ、稍々下つて長津江を朝鮮より合せ、且つ白頭山脈の溪谷より發する幾多の小流を集めて西北流し、滿洲より渾河を加へ、是より水量大に增加し、義州の上流にて、滿洲より靉河を容れ河流は九里島、於赤島、黔定島、中江臺等の沙洲の爲めに三派に分れる。滿洲側を上江といひ幅約一〇〇米突あり、中央を中江といひ幅約四〇〇米突、朝鮮側を通天河と稱し平時幅約一〇〇米

突ある、沙河鎭に至つて此三江は再ひ合して一江となり、更に威化島を築積して濶大なる三角江を形成し黄海に入る。

本江は全長一四〇邦里に及ふか、河床は勾配急にして且つ水量比較的多からす、加ふるに岩礁多く激流奔湍の箇所尠からさるを以て航運河として の價値は多くない。江口より數里の間に於ても輕吃水にして馬力强き小汽



鴨綠江鐵橋

船に非れは航行し難く、義州及其下流六七哩の威化島附近若しくは安東縣、沙河鎭附近は吃水四尺以上の船の航行頗る難く、沙河鎭より義州間には一尺六寸以上の吃水を許さない個處かある。如斯本江の水流急速なること及沙洲多きことは汽船の航行に困難なれとも支那ジャンクを以てすれは河口より四〇邦里を溯上し得る。

本江は貿易河としては相當の價値を有する、其上流には有名なる大森林地ありて滿鮮に亘る廣袤數十里の間に大樹巨林欝生し其他重要特産として山繭、大豆、苧麻、人蔘、砂金等がある、支那人が本水域の富源に着目したるは僅に四十餘年前である。

備　考　本江の舟運に關しては第四卷水運篇を參照されたい

第三款　支　流

鴨綠江の支流

鴨綠江の支流には左岸朝鮮側より入るものに東來江、忠滿江、道梁江があり、右岸滿洲側より注ぐものに渾江、大蒲石河、靉河があるが茲には本書の性質上後者即ち右岸支流に就て解說するに止める

一、渾(ホン)　江(チヤン)

別名を洛佳江(トンチヤチヤン)と稱し、古高勾麗の沸流水である、古昔扶餘の居りし所にして其谷地を忽本谷と云ふた、鄒牟王此に國を建て、近く朝鮮李朝の初に滿住(第一章滿洲の語源參照)の割據せし所にして之を婆豬江の野人と稱した、婆豬には蓋し今の渾江であると解せられる。源を長白山脈中の老爺嶺峠附近に發し、西南して通化縣に達し南方より同市街を迂回して渾江口に到りて鴨綠口に注ぐ、全長約八十一邦里である。

此河流は全流域山谷中を流通し全然溪河的性質を有するか、下流桓仁縣附近は漸く河幅六一間乃至八七間に達し小舟を航通せしめ得る、然れとも時季により水に增減あり、恒仁縣附近にても減水の際は徒涉點を生する、三岔子は三岔河、紅土埃河、買臺溝三流の相合する所にして流筏に便にして老爺嶺山脈の豊富なる森林の伐材作業上より重視すへき地てある、四道溝より上流の河谷高地は樹木に豊かてあるか、下流に至るに從ひ樹木は漸次疎散となり通化縣附近にては殆と既に伐採せられた。渾江の河谷は土地肥沃ならす又上流には沼澤か少くない故に、住民一般に稀薄てはあるか四道江以上の上流に於ける木材事業は此河に依つて多く流木せられる。

本江の支流には哈密(ハーミー)河(龍崗山脈南坡に源し通化縣附近にて渾江に注入、全長二一邦里)、富爾江(龍崗山脈の八大溝嶺峠附近に源し桓仁縣東方にて渾江に會す全長二七邦里)、大雅河、北古河、南古河等の諸水かある。

二、大蒲石(ターブーシー)河

源を寬甸縣の北方山層に發し南流して蒲石河口に到り鴨綠江に朝する、全延長一七邦里、河身大ならす減水期には到處徒涉し得る。

三、靉　河

靉河は鴨綠江の一大支流にして、源を寬甸縣の北一〇邦里分水嶺山脈中の南坡に發し、南西流して鳳凰城に平行する地點に達し、更に直角に廻轉して南東に流れ朝鮮義州の對岸に到り鴨綠江に注入する、全延長約四三邦里である。

初は河身竝性質共に緩河的にして石頭城にては容易に徒涉し得るも、大堡に到り八道河及曹河と合してよりは河身膨大して幅約八〇間深七尺となり、流速又急である。此谷地は地味肥腴にして木材の運送業も稍行はれ曹河合流點より河口迄小舟の交通の便がある。

本流の支流としては

A、八道河　賽馬集の北西分水嶺山脈に發源し、延長約一六邦里、河身は大でない。
B、曹　河　賽馬集の北西に發し、延長約二〇邦里、河流は殆ど山谷間を流下する。

第十節　遼　河

第一款　概　言

遼河の名稱

遼河は滿洲の西部にあり、奉天省に於ける大河にして古來より此河流に因つて遼東の地名最も著明である、其上流東西二派あり、其一を西喇木倫河又は潢河と云ひ即ち西流にして大であ

り、其二を東遼河と云ひ即ち東派にして小てある。西遼河は内蒙古克什克騰部に發し、東北流して南部より來れも老哈河を併せて初めて其名かあり、更に進みて東遼河を收めて、これより以下遼河又は大遼河と稱せられる。

遼河は古名に句驪河、拘柳河(盛京通志曰、謂是拘河柳河合流之處)に作り、後又巨流河とも名け、滿洲語にて老哈又は



遼河河口（營口）

珠爾呼珠に稱ふる。

西遼河の本源潢河は蒙古名西喇木倫(西喇は黃、木倫は河の義、即ち黃河である、其字支那本部の黃河と相混する爲めに潢河又は湟河に作る)と云ひ、古名に弱諸水、饒樂水、濫眞水又は吐護眞水、托紇臣水等と稱する。其支流たる老哈河は遼金の土河、水經註の白狼水、明時の老花木倫て蒙古語にてラヲハムロン(ローレンゴロとも云ふ)と曰ふ。

東遼河は西安縣の東方に發源するもので、滿洲

名を黒爾蘇河又は母當阿黒爾蘇と稱する。

第二款　西喇木倫

西喇木倫本流

西喇木倫は源を經棚縣(克什克騰旗)の西、百餘支里の興安嶺赫爾賀爾洪に發し、毛金壩嶺脈を以て灤河と分水し、藍滾河、薩里克河、碧七克圖、碧落河の諸水を合せ東流巴林縣の南境に沿ふて赤峯縣の西北境に至り、西北東の察罕木倫(察罕は白即ち白河の音)を合せ、東流して少冷河を容れ、東北流して阿魯科爾沁部南端の砂漠に至り、老哈河東北流し來り注く(合流點は開魯の西北五十支里)、是より東北流、開魯(札魯特旗)奈曼の北界を經て、二派となり開魯縣の南北境に沿ひ、其南派は獨り奈曼旗、開魯縣界を東流する。其北派は即ち光緒二十年の大洪水に横決したるものにて之を新開河と名け、開魯縣正北を經て東北流する。斯くて二江は共に相分れし儘、達爾罕旗内を衝き、南派即ち本流は東に走りて通遼縣下、達罕にて西來の清河(奈拉特河)を合せ、北派即ち新開河は東北流、東南流大灣曲を盡きて鄭家屯の東に至り、南北派玆に相會する。本流か達爾罕旗に入りてよりは俗に西遼河と呼ひ、鄭家屯を經て西流し來れる東遼河と合し、此點を三江口と稱ふる。

新開河

本流域の水長は、三江口より以上、西に溯りて西喇木倫源に至る約二、〇〇〇支里、水幅は三江口附近に於て平常の流域約一〇〇米突乃至一五〇米突、水深は河身に於て二米突乃至三米

突を有し、上流巴林旗附近に於て河幅約一〇〇米突内外、水深二米突内外を有する、而して上流に於ける水勢は、概ね激湍にして處々に中洲を生し、烏舟城東方より下流、水勢漸く潺緩たるものかある、河底は泥土乃至砂土より成り、水性は稍々鹽質を帶ひ、水色亦た甚た透明てない、又本域の兩岸は敖漢、奈曼に蜿蜒せる砂漠地帶を除けは、概ね渺望なる沃野にして、殊に開魯、通遼兩縣内に亘る沿岸は地味肥饒東蒙の農業最適地を以て目せられる。

西喇木倫の支流

潢河の支流としては左の如きかある

一、拜察河（ハイチャ）　源を克什克騰旗西南の拜察池より發し、東北流して韋里河及諸小水を合し、東北流して西喇木倫に注ぐ。

二、察罕木倫　遼の喀喇木倫（喀喇は蒙古語黑即ち黑河の意）てある、其源を巴林西北境の宋吉納山（ツオンチナ）に發し、東南流して小水を會し、又東來の二水及歌雨歌甕河（コルコタイ）の北より來れるを合し更に東南流して西喇木倫に會する。

三、奈拉特河　別名を淸河又は叫來河とも云ふ、朝陽縣の北方、北敖漢旗の南部から源を發し、東北流して奈曼旗を貫通し、達爾罕旗界に入りて暗流となり、後現はれて達罕附近にて潢河南流に合して居る、大部分は沙地を流れてゐるので平時の水量は餘り多くない。

第三款　老哈河

考哈河

老哈河は其源を平泉縣の明安山より發し、察罕河（チャハン）と云ひ、西南流諸水を會して北巴圖察罕和碩（パトチャハンホショ）の東北に至り、東流の奇帶河（チタイ）を容れ、虎査河（ホチャ）を入れ其他縣內の諸小水を合せて東北流し大寧

故城の西を繞りて其東北を經、納林昆都穆河を合せ、更に北流して赤峯縣境に入り、又建平縣の西北境に入り、石壁高く聳え懸つて飛瀑となる、土人之を響水と稱する、本源より此に至るまで猶ほ溪流の觀あるを免れない。既にして英金河を合せて水勢初めて盛んに、又北流して西北流の白爾格河を合し、敖漢海力王府の正面を經、更に北流すれは羊腸子河西より來り注く、是より稍東北に流れ、敖漢の北界、東翁牛特の南界を過ぎ、西喇木倫に會する。

本河の水幅、深淺は時期により甚たしい懸隔かある、增水期は水幅暴漲して渡船を行る能はす、乾燥期は殆と水涸れ水深尺に滿たぬものかある、又平時流速頗る緩慢にして、水幅三〇米突乃至六〇米突、水深一尺乃至四尺を算するを普通とする。

△英金河　大清一統者の所謂饒樂水にして、圍場縣都呼岱山より出て、東南流し赤峯縣内に入り、連に奇布是河、錫爾哈河を合せ遂に東流して建平縣界に入り、以て南來の老哈河に合する、眞奇布是河は困場縣内より生て錫泊河を合せ北流して赤峯縣を經、東流英金河に入る。錫泊河は平原縣の察罕陀羅山の東より出て東流して縣南を經、錫爾哈河に合する。

第四款　東遼河

東遼河

東遼河は其源を長白山の西北支脈吉林哈達山脈中の薩哈亮山西麓に發し、西流大疙瘩に至る流れ急にして兩岸は急峻である。大疙瘩より河流は或は北し、或は西して屈曲多く、又薩哈亮

の支脈を繞りて川の大さ著しくなるか、河流は急にして川中には洲かある、河は更に赫爾蘇（此地を通するにより赫爾蘇河の名かある）の西を過き、西北流して梨樹縣に入り、折れて西南流し北緯四十二度二分、東經一二三度三五分の處に至り西遼河に會する。玆に至る全長約八六邦里てある。

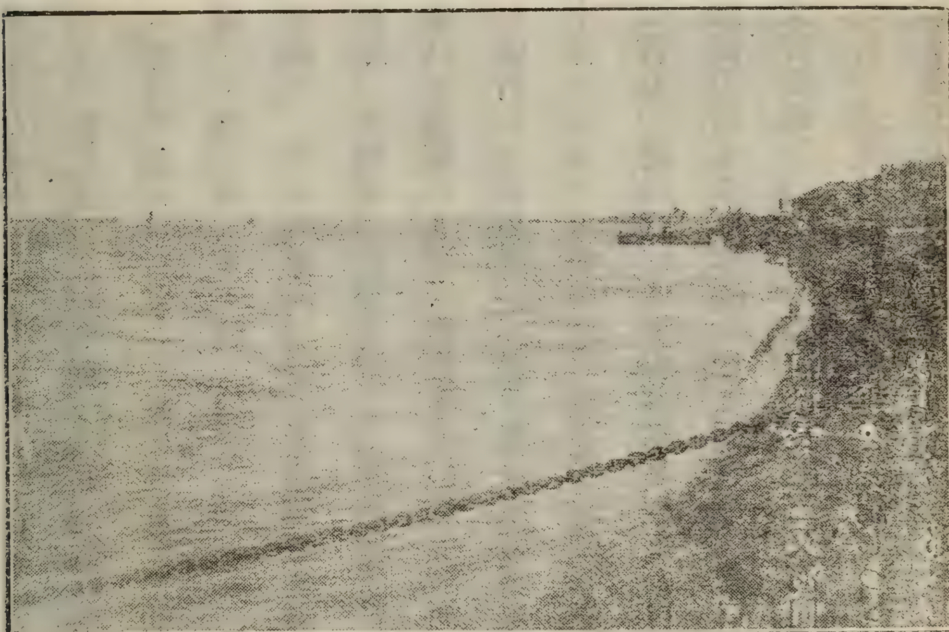
第五款　遼河本流

遼河本流

東西遼河合流してより南流し、初め巨流河、後に大遼河の名かある、遼河は博王旗下の平野を貫流し、昌圖、康平、法庫、及開原の諸縣を劃し、其間通江口（或は同江口とも書く）の西北方に至つて招蘇臺河を合せ、東南に流れて邊牆に入り、鐵嶺附近に於て淸河、柴河（又別名を鐵嶺河と云ふ）范河の諸水を其左岸に入れ、西南方に曲折して新民附近に至り養息木の諸川を合せて居る。此處より更に方向を西南々に轉して遼中縣に入り、冷家口にて双臺子河を分流し、海城縣下三叉河にて渾河、太子河の合流し來るに會し、營口縣に入り田莊臺を經て營口に至り渤海に入る、延長三八〇〇支里と稱せられる。舟楫の便あるは本流に於て鄭家屯、營口間一四三八支里、支流にありて太子河は韓家居子、三叉河間四〇〇支里、渾河は長灘三叉河間四一〇支里計二、二三〇餘支里て、滿蒙交通の中系をなし、其流域に於ける陸運を凌駕しつゝある。

河口には營口の大市場あり輸出入の咽喉をなし、流域に鄭家屯、三江口、通江口、昌圖、開

原、鐵嶺、法庫門、新民屯、遼陽、田庄臺等の都邑を現出せしめ、其聚集せる生産物は大部分水運によりて營口に輸出し、同時に營口に輸入せられたる内外雜貨を歸荷として移入し、更に之を奥地に分布する。然るに遼河の流域沿岸一帶の地質は泥土又は細砂の混合土にして水勢の浸蝕に任せ、其河勢たるや、原始



營口に於ける遼河

的河川にして、洪水に對する堤防すら不完全を極める、然れは其河幅は鄭家屯附近五/六〇〇米突乃至一〇〇米突、途中一〇〇米乃至二〇〇米突、河口附近七〇〇米突乃至一、〇〇〇米突以上を示すも、年々流砂によりて河底游塞し且つ河水放流の結果は河幅員擴大し共に水深を減し、舟楫區域すら水深二呎に達せさ

る箇所多く航行困難なると共に、重要物資の輸送期たる冬季四箇月は河水氷結して交通杜絶するの缺點を有する。遼河の結氷及解氷は年々寒暖の差により一定せぬか、上流に至るに從ひ緯度の關係上結氷早く解氷は遲い、鄭家屯と營口とは解氷結氷共十日内外の遲速を生する、鄭家屯の結氷は毎年十一月下旬にして解氷は三月下旬てあり、營口の結氷は毎年十二月上旬、解氷は三月中旬てある。

遼河流域は內蒙古高地を除く外は概して平野にして瀦水各地に散在し洪水時の如きは此等窪地に氾水しつゝ流下するものなれは、流域擴大なるに比し出水は僅少てある、滿鐵佐藤技師の調查に依る洪水時流量と流域地積との比は（流量立方メートルを流域平方メートルにて除したるもの）冷家口附近にて〇・〇二七、三江口にて〇・〇二〇てある、之を我信濃川の〇・四五〇、淀川の〇・六六〇に比すれは、遼河の流域か如何に平坦にして洪水時兩岸の窪地に貯水せらるゝ水量の多きかを察するを得やう。

遼河は上述せるか如く南滿洲運輸の大道てあつたか、近來河道の游塞せると、滿鐵及四鄭鐵路の開通せると、冬季河水の凍氷すると、更に一は水運、一は風向の如何に依賴するを以て日子を要すること多きとにより、往時の如く漕運は盛大てはないと雖も、なほ上下の貨物は少くない、大正五年以來當局者の間に、河道を浚渫して水運に便せんとし、遼河改修事業着手せら

れ着々進行中である、尚遼河水運及改修問題に關しては本全書第四卷の交通篇を參照された
い。

第六款 支流

遼河支流

一、招蘇臺河

招蘇臺河は又招子臺河或は喬四臺河とも書く、梨樹縣の赫爾蘇南西部に源を發し買賣街を過きて南に流れ遼河に注く、河床は概ね絶壁の谷地を通過してゐる。全延長約三二邦里。

二、涼子河

涼子河は亮子河とも書く、源を北嶺山脈中に發し南西の方向に流れ昌圖の北方を繞り南に轉して馬莊河と合流し、それより南西に向ひて遼河の左岸に注いてゐる、河である延長は一六邦里ある。

三、清河及其支流

清河は延長四六邦里程ある、薩哈嶺の南端に源を發し西に流れて李家臺に至り、此より西北に向ひ開原縣に至り更らに西南に轉し英守屯に於て遼河に注いてゐる。水流は概ね急速であり、河床は沙質の箇所多く、又急流を爲す所は石塊質を露出してゐる。開原に出つる迄は

河谷は山地の狀を呈してゐるけれとも、下流に於ては平野を流れ並に河床も泥濘てある、清河の支流に桐河あり、更らに其支流に考河かある。

四、柴　河

柴河は其延長二五邦里、遼河の左岸に注く支流て、源を哈嘛嶺山脈の北側に發して西に流れ、鐵嶺の北方大孤山に於て本流に合する。

五、范　河

范河も矢張り遼河の左岸に注いてゐる、源を哈嘛嶺の北側に發して西方に流れ、魏家屯附近て本流に合する延長二二邦里、河身河質共に柴河と餘り異る所はない。

六、新民附近の遼河支流

新民附近には數多の河流か錯雜に流れてゐる、其等の源は皆蒙古の丘陵地から發して東南に流し柳河に合して遼河に注いてゐる。其の中主なるものは太平河、小河、新開河てあつて太平河は賓圖王府の南境に源を發して東南に流れ彰武縣の東方て二つに分れ、一つは南に流れて彰武臺邊門を過き新開河に合流し、一つは依然東南に向ひて小河と稱はれ、新民の東部を流れて京奉鐵道線路を橫り柳河に合してゐる。

新開河は源を綏東縣の西境に發し、綏東の南部を過ぎて東に流れ、彰武縣界に入りて方向を東南に轉し、大坂、大廟等を經て彰武に至り、邊牆を過ぎて太平河を合せ、新開河となりて新民の西部を流れ、京奉鐵道線路を横りて小河を左岸に受け、柳河となつて老達房の邊から遼河に注いでゐる。

七、渾河及其支流

渾河は源を興京の北方に發し、西南に流れて撫順を經奉天の南部を過ぎ、南滿鐵道線路を横り南々西に方向を轉し遼陽及遼中との中間を流れて三叉河に至り、遼河の本流に合してゐる。蓋し左岸に於て會する支流中の最大なるものである、其上流に於ては左岸蘇子河を合せ稍々流れて營盤の下流に達し、之も左岸に社河の小流を含み、之より遙かの下流に至りては小北河、黄泥窪との間に於て同しく之も左岸に太子河を合せてゐる、又下流に沙河を含む。水流の全延長五八邦里餘、平時民船は上流三五邦里の長灘迄通する。

八、蘇子河

蘇子河の上流は興京である、二水源を有し一つは興京の東北側より、他の一つは興京の東南側より來りて興京の西側に合してゐる、以下右岸に一、左岸に二許りの小流を入る。延長

約二八邦里。

九、太子河

前述の如く太子河は渾河の左方支流であつて源を興京南方の平頂山附近に發し、殆ど渾河と相平行するの觀に於て流れてゐる。小市を經本溪湖の南安東線路を橫り、更らに遼陽の北に於て南滿洲鐵道線路を橫り黃泥窪附近に於て渾河に合する。全長五七邦里遼河大支流の第二に位し、又其水運は遼河本流に次ぎ、增水時は五〇邦里上流の北干河子附近に達する。

第十一節　灤河

第一款　本流

灤河源流

灤河は、漢書地理志の濡水、水經註の難河、元史の上都河である。其源を獨石口外東北一三〇支里なる牧廠界の巴顏屯圖古爾山に發し、西北流して多倫縣に入り、北流して折れて東北流し舊開平城の南を流るゝ邊にては上都河（又作商都河）の名があり、又曲折して東南流し、柳條溝に至る此間哈柳圖河、衣克梛河、庫々河、西喇扎拜嶺河、圖良長依扎兒等の諸小水を合せ豐寧縣內察哈爾鑲黃旗の境に入り、南流して僧機圖汎の東に至り又南向して大廟灣に至り又東し、山谷

の間を尋ねて東南に流れ韮菜梁を經て正白旗の界を東流し、郭家屯の東北にて小灤河(庫兒奇勒河)を合し初めて灤河の名かある。斯くて本流は、更に東南流を續け、熱河行宮の禁地界を經て金家屯に至り、興州河に會し、東折して小營子に至り伊遜河(又作宜孫河)、伊瑪圖河の合流を合せ、喀喇河屯を繞り又東南流し、樺樹溝河來り會するに至り、遂に東北流すれは、熱河は諸水を會し北より來り注く。

本流は熱河を入れて更に水勢を增し、折れて東南流し、下營子(灤河の舟楫玆に達す)上板城を經て白河口に至り、白河及老牛河を會し、更に東南流して下板城を過き柳河口にて柳河及車河を合し、東南流し門子哨より平泉縣界に沿ひ黃花川、淸河、豹河を入れ、潘家口にて長城を突出し、遷安盧龍(舊永平府)を經、灤縣にて京奉鐵路を橫り、樂亭縣西に至り、南流、分れて二派となり、一派は東南流して直に海に入り、一派は南流して齊家莊を過き、東南流して海に注く。

本流の上流は概ね山間溪谷を腸廻し、豐寧縣境に入り、初めて廣濶なる峪地を形成し、伊遜河に次て熱河を合するに至り洋々たる大河となる、然も一度下流に至れは、兩岸は忽ち茫々たる原野と化し、年々の溢水は地方の累患をなす。水幅は熱河合流地點に於て約一〇〇米突、水深一米突半、灤平附近にて水幅七〇米突乃至八〇米突、水深一米突乃至二米突を算する。河底

は砂礫相半し、舟楫の便は河口より熱河（合流地點莊頭營子）に至る間最も頻繁を極め、尚ほ上流灤平に至り、增水季、郭家屯に溯ることを得る。

第二款　支　流

灤河支流

一　伊　遜　河（又王蘇河、烏蘇河に記す）

伊遜河は西翁牛特旗西、蝦蟆嶺の南麓に源を發し、嶺を隔てゝ西北、英金河及西喇木倫と分水し、東南流一〇〇餘支里にして書庫里嶺河、北より來り會し、小覺河、大覺河、孫几圖河西より會し、又拜布哈河を合し、西南流して唐三營東を經、張三營市を貫き、下りて黃姑屯西を流れ、波羅河屯西南にて伊瑪圖河（又驛馬圖河、蟻瑪圖河に作る）を容れ、西南流、舊紅旗營西を過ぎ、折れて東南流、舍利木兀の西南を經、東南流灤平北にて灤河に會する、伊遜河の舟揖は黃姑屯に達し、增水季は張三營に達するを得る。

二　熱　河

熱河は古の武列水である、三源あり、其一は圍場縣東南界の察罕陀羅海の西固都古爾卡倫に出て、其二は平泉縣點沁達巴罕西の玳瑁溝に出て、點沁河茅溝河の名かあり、其三は平泉縣西南なる霍爾霍克達罕の西三道溝より出つる。此等三源合流して西南し黃土坎行宮及釣魚臺行宮

の東を經て、更に避暑山莊の行宮内より出つる溫泉を受け、茲に始めて熱河と稱せられ、南流、東流、西流、莊頭營子に至りて灤河に會する。本河は奔流激湍なるも、灤河本流沿岸の莊頭營子より、熱河市街に至る間は、尙ほ舟楫の便がある。

（三） 豹　河

豹河は古名高石水である、又瀑河、柳河も云ふ、源を喀喇沁右翼旗南に發し、東南流折れて西南流平泉の南を經小水を受け、寬城の東を過ぎ寬河の名あり、西南流して水窖の西南を經て邊城を出て、遷安縣内にて灤河に注ぐ、河口を瀑河口と云ひ、增水期には小舟が寬城に溯航する。

第十二節　大凌河及小凌河

第一款　大　凌　河

大凌河源流

大凌河は蒙古名を敖木倫（アムールン）（又作傲穆楞）と稱し、水經注の白狼水、元一統志の凌水、魏書地形志の狼水唐書奚傳の白狼河である。源を建平縣内に出て三源あり、其一は平泉東北の楊樹嶺の東麓に出て東北流し、其二は松嶺山脈中の努魯兒虎（ヌルルホ）嶺中に出發し、東北流して威遜圖（ウエスント）の東を流れシラハタト山の間を過ぎ、三臺小營に至り第一源流に會し、茲に初めて大凌河の名がある（大清一統熱河志）。

小凌河

其東北に流れて朝陽に達する間には大小幾多の支流を併せ、朝陽の南端を過ぎて更に東北に向ひ、九官臺門の北方に至りては黑海子河を合し、東南向し、義州の西方は河心附近を經て、義州北地邊を流れ、荒河を合して南流し、錦州の東方一〇邦里にして遼東灣に注く水長約八五〇支里、夏秋、水盛に際し河口



小　凌　河

より上流約二〇〇餘支里の間は帆船の溯船を得る。

第二款　小凌河

小凌河は古の參柳河てある、又明安河、蘇(ス)八兒塞(パルツア)河とも云ふ。源を朝陽縣內の明安山に發し東北流して木疊河、女兒河、哈柳圖河の再來するを合し、折れて東南流し、柳邊を出てて錦縣城北を過ぎ海に

注く。

第十三節　其他内蒙古河川

第一款　霍勒河（ホーレンゴロ）

霍勒河

霍勒河は古名合河又は哈克勒河、嵩兒河、沙河と呼ひ、又蒙古語和爾河和倫河とも云ふ。兩源かある、此源は拜兒河と云ひ、東扎魯特旗北興安嶺の分水源より出て、東北流、查喀珠爾木河あり、烏



香海泊口の霍勒河

哪喀山より發して東北流來り注く。南源は二ある、一を阿魯昆都崙河と稱し西扎魯特の摸蘇捨倫哈達の北に發し、二澗合して北流し、一は源を同旗愁思嶺（マクホ）に發して額伯爾昆都崙と稱し、東流して阿魯昆都崙河と流を合して本流に注く、本流は東南に轉流して圖什業圖旗に入り、

白音和碩廟の南を流れ、香海泊に滙入し、之より發して、或は顯はれ或は暗流となり、扎薩克圖旗の南端、中央に散在せる數多の沼澤を形成しつゝ蘇鄂公旗に入り、流れて遼河沿岸に沼澤を成す、

第二款　烏爾圖綽農河（外蒙古名ウルザムロン）

烏爾圖綽河

烏爾圖綽農河は遼の按出河にして、一源流を曲江と曰ひ、一源流を徠河水と云ふた、兩水の間に現時尙ほ遼の上京臨潢府の舊跡を存する。本流は巴林部の巴顏五藍峯に發し、東南流、布雅乃（俗稱バインコル）及枯爾圖河を合し、東流して阿魯科爾沁旗界に入り、東南流して來れる和戈圖綽農（通稱アチムルン、源を阿魯科爾沁のシラウエンドル山に發する）を會し、東南流、哈喜爾河（通稱ヘプリンコル）を合して東流し、達爾罕旗界に入りて砂地に沒する。

第三款　哈喜爾河（通稱ヘプリレコロ又はヘヒルロロ）

哈喜爾河

哈喜爾河は源を阿魯科爾沁旗北サピルハン山に發し、上流を蘇爾喜（俗稱スーレコル）と云ひ、扎魯特界サルバル山に源を發し、南流、西南流し來れるデンクリンコロ（漢名天河）及ひ西扎魯特旗より西南流せるコホトスタイ河、並に阿魯科爾沁旗發源のアリヤ河を會し、クロト山を經、折れて東流

し、西扎魯持旗の西南境に入りて烏爾圖綽農河に注ぐ。

第四款 錫林河

錫林河

錫林河は源を克什克騰旗の西、海爾奇克山の俄倫泊（オルンホール）に發し、西流すること約一〇〇支里、折れて西北に流れ、阿爾察圖站の東を經て西北に折れ、東阿巴噶（アパハ）旗の南端を貫流し、西阿巴哈那（アパハナ）爾（ル）旗に入り、旗の北端に注きて暗流となる、錫林河は所謂錫林郭勒にして、錫林郭勒盟十旗の所在地である、流域は地味膏腴、水草豐美、河水も亦清い。

第五款 其他河川

其他河流

內蒙古中には其他烏爾虎河（ウルケンゴロ）（索岳爾濟山に發し東西烏珠穆沁を過ぎ克勒鄂模に至り暗流となる）禿河（ホヌステンゴロ）（古爾圖河、阿爾達圖河二源あり、西烏珠穆沁旗にて湖水となる）。吉林河（チリン）（克什克騰旗西に發し浩齊特界に入り暗流となる）、潮河（獨石口外に發し古北口に於て長城を出て白河に注ぐ）等の諸水かあるか、其多くは內蒙古河川の特有たる瀦して澤となり、涸れて沙となるものである。

第十四節 外蒙古河川

外蒙古に於ける河川の主なるものには克魯倫河、敖嫩河、色楞格河、鄂爾坤河、土拉河、扎

布干河、翁金河、推河、塔楚河、拜塔里河、科布多河、特思河、烏隴古河、貝克穆稜、額爾齊斯河等がある、以下之等に就て各説すれは。

第一款　克魯倫河

克魯倫河

克魯倫河は或は喀魯倫に作り古は翕陸運に作り、明史には臚朐に作り、又飲馬河の名がある。源を車臣汗の西境なる肯特山脈の南に發し、南流して達爾罕山の北部に至り、僧庫圖河（又孫克勒に作る、元朝秘史の桑古兒河てある）を左岸に合して東北に轉し、庫倫街道に沿ふて左岸に喀爾集爾集河を容れ、南部瑪他斯、瑪他哈連山と北部珠爾呼珠山一帶との中間を東北に貫流し、和羅圖に於て黒龍江省界に入り呼倫池に注ぐ、河源より河口迄凡そ四百餘邦里にして車臣汗部の中央を横斷する。

如斯長流なれとも河底淺く流水常に少く中間砂漠地帶を通過する際流水の過半は砂中に暗流となり上流よりも下流は反て水量少きの觀がある、其湖水に入る前に於て五條に別れ著しく屈折して廣き面積を占むるも、平時僅かに水を湛ふるに過きない、故に河口の現狀のみを見ては數百里を流るゝ長流ならむとは想像の及はさる所てある、

上記の如く克魯倫河は水量少く所々に沙洲を現出するを以て毫も舟楫の便がないが、坦々たる平野を流るゝを以て所々甚た深き所があつて水流は概緩慢てある、

第二款　敖(オ)嫩(ノン)河

敖嫩河は即ち黒龍江の上源にして俄呼付勒喀(オホフルカ)、完水即烏桓水に作り、金元時代の斡難河てある。車臣汗部東路中右後旗内忒勒爾克嶺の西北小肯特山の東麓より出て東流すること數里右折して東南に流れ又行くこと數里にして東北より來れる一水を容れ猶ほ東南に赴き忒勒爾吉嶺の北麓を過ぎ一水ありて嶺の西北より東流し來て之れに注く、之れ敖嫩河の一源てある、是より東流すること數里にして即龍山の水麓を繞り、一河あり北方の大山より二水を合して南流し來りて之に會し又東流すること數里大肯特山の北麓を經て一水を合せ、更に東流中後旗の境に入り稍東南流して啓査魯河を合し、畢爾喀嶺より齊母爾喀(チモルカ)河を容れ、又東南流して庫野河、公古爾河、呼瑪拉湛(ホマラタン)河併せ、又東北流阿興(アシン)河、科勒蘇(コルソ)河來り注き、猶ほ東北に流れ集爾渾(チュルホン)、布裕克(ブユク)圖(ト)爾河の水を合せ、更に東北流して卡倫以北より來れる克魯(クロ)、特倫(トリン)、搭爾巴集(タルバチュ)、圖魯(トロ)、搭爾(トフル)、額克爾鄂拉(ヌクルオラ)、阿古(アマ)の諸流を合し南に博爾集(ポルチ)、圖爾格溫(トルカ)、都の諸水を合し又東流して黒龍江省に入る。其河源より蒙古内地を流るゝ約二百餘邦里てある。

第三款　色(セ)楞(レン)格(コ)河

色楞格河は或は色冷額、塞倫額に作り、元朝秘史の薛涼格河てある。三音諾顏部と土謝圖汗

部に跨り流域廣大蒙古河川中の第一と稱する、六源あり共に皆抗愛山系の本幹若くは支脈たる西南諸山より發する、其北に在るものを哈喇臺爾河布克誰河とし其南に在るものを厄得勒河、齊老圖河、烏里雅蘇臺河、阿濟拉克河の諸河とする、南北兩源合して一と爲り始めて色楞格河と稱し、東流して數條の小川を併せ三音諾顏部の中末旗に至り、哈瑞河其西南より來り會し、更に北流厄赫河其西北より之れに注ぐ、是れより水勢愈々盛んにして土謝圖汗部の境に入り市呼圖河、鄂爾坤河其他の諸川を併せ、東北流して露支兩國の分界を踰へ露領後貝加爾洲に入り更に大小數川を合して北流し終に貝加爾湖に滙する。國疆に接する邊は河身の濶さ凡そ一五〇米突源流三五〇邦里、其下流には汽船か良好なる時期にのみ駛行し得る。

第四款　鄂爾坤河

鄂爾坤河

鄂爾坤河は或は鄂爾昆、鄂勒渾河に作り、明史の阿魯渾河てある。三音諾顏部より出て二源かある、一は杭愛山尾南、一は東麓より發する、二源相會して東流し姑洛河と合するの後始めて鄂爾坤河と稱する。其流域は三音諾顏土謝圖汗の二大部に跨り色楞格河に亞く大河てある。本流の支流には濟爾瑪臺河、衣蘭喀勒奇拉河、濟蘭蒙古魯克河、哈爾渾木克河、哈喝思賽因杜魯河、土拉河、喀嚕哈河、伊遜河、齊雅圖河あり、色楞格河と會する。

鄂爾坤河の濟爾瑪臺河と合流する附近は曾つて元の太祖の墾種せしことかあり、清朝に至りて康熙五十四年に屯種せしめたことかある、其收穫は豐凶一ならすと雖も農耕を爲し得る地たるや明かてある、

第五款 土拉河

土拉河

土拉河は土喇、圖拉に作り元史の土兀喇河てある。北路右翼左末旗より出て二源ある、西北流し哈溪河、喀拉鄂模窪烏魯河、阿拉他克河、喀嚕哈河、色兒必河、哈魯忒哈河の諸支流を合し鄂爾坤河に入る本流延長約二〇〇邦里ある。

第六款 扎布干河

札布干河

扎布汗河は或は扎布堪、札卜罕又は査巴哈に作る、三音諾顏を流るゝものと、科布多を流るゝものとの二源かある、中流附近にて布彥圖河の名かあり、札薩克圖汗、科布多の地を經て愛拉克泊に注く、全長二六〇邦里と稱せられる。

第七款 其他外蒙古河川

其他外蒙古河川

其他外蒙古に於ける水流としては塔密爾河、哈綏河、庫蘇古爾、克穆陶托諾爾其他幾多のものかあるか、餘り著名ならさると、東部内蒙古との關係の疎なる爲め之を省略する。

備考　尚此等外蒙古河川に關しては熱河志、水道提綱、小方壷齋輿地叢鈔を參照されたい

第六章 沼 湖

第一節 概 説

湖沼は滿洲にては俗に水灣子、水泡と稱し、平野に窪瀦せるを鄂摩(オマ)と云ひ、蒙古にては爾(チヨ)爾(ル)、諾爾(ノール)、鄂模(チモ)、泊(ハイ)等と稱し又字書する。滿蒙に在りて湖と名く可きものは僅に興凱湖、必爾(ビル)騰(タン)湖、呼倫、貝爾(以上滿洲)、他什哈鄂模(タシハネモ)、月亮泡、大魚濼、捕魚兒海(以上蒙古)等の數個に過きない。又沼澤なるものも其面積の大なる割合に甚た多くない、而して此等湖沼池の散在せる地點は黑龍江省に於ては嫩江水域と其下流松花江に合する近傍の低地及興安嶺の西麓とし、吉林省にては省の東北牡丹、烏蘇里の二江に屬する低地及松花江の沿岸に多い。

湖沼の成因は平地にありては河道の遮斷或は地盤の陷落等を主因とし、山間のものは山崩又は土地陷落の爲めなるへく、而して之に雨水の瀦溜したものにして此等の多くは雨なきときは、大部分乾涸して凹所をなし泥土を顯はす、又沙漠地帶に於ては暗流か忽然露はれて湖沼となりたるものかあり、或は泉水湧出して湖となつたものあり、地質と地形によつて其徑路は必しも一樣てない。

而して一般に通觀すれは、吉林省に屬する湖沼は其地質も動植物の繁殖に適するか、黑龍江

省に屬するものは、磽确の沙地多く周圍に一草を見さるものあり、或は曹達を產するものあり、更に蒙古にては或は鹽を產するあり、明礬を產するありて不毛の處か少くない。

第二節　湖　水

第一款　興　凱　湖

興凱湖

興凱湖は一統志の鏡泊湖て一に新開湖と稱する、元支那領てあつたか、咸豐十年北京條約によりて定めた烏蘇里江地方の疆界線に當り、湖の北半は支那領に歸し、南半は露領に屬する。

湖水の全面は楕圓形をなし、北に擴張して南に縮小し、其南端は缺陷して一灣をなす、周圍六三里一六町弱、南北の長さ凡そ二一里二二町弱乃至二二里二九町餘、東西の濶さ凡一九里一七町餘乃至二二里六町餘、最深の處は一四/五尺乃至二〇尺にして最淺五/六尺てある。湖底は砂石游泥相混するを以て、淡水てはあるか水色黃濁てある、唯冬期結氷の時は稍清亮てある。

湖岸の地形は東方及南方に濕游地かあり、大松阿察河の平地と相連り通行すへからさる處多く、蘆葦茂生する。勒爾河口より小松阿察河口の南二邦里の處には湖岸に小山屹立し、大松阿察河口より北に至れは砂石より成りし高隴かある、又東北に西北にも黃土崗かある。興凱湖の西

岸は東岸と性質を異にし、山地の景狀を帶ふる、然れとも穆稜河口及烏札湖河口の間に唯兩山あるのみて、其山趾は湖岸より十二/三町遠かり、其間に濕游地の平地をなす、西岸の山は連亘して數支に分れ、北は湖域と穆稜河域を分界し、南は綏芬河を分界する。

興凱湖に注入する支流はツール、烏札湖、シントウ、抨、勒富、三道河子、フタルカの諸河を主とし、內勒富河を最大とする。

湖より發源する河流は大小松察河二かあり、其一は小にして大松阿察河口の南三邦里に派出し、凡二邦里を流過して本河に合する、大松阿察河口には松樹林かあり、湖西諸山にも亦繁生する。

湖水は近年漸次淺減する傾向かあり、十二月上旬結氷し、四月上旬結氷する。

第二款　達巴庫湖（タパホ）

達巴庫湖

達巴庫湖は一名小凱湖と云ひ、土人は小湖と呼ふ、興凱湖の北に在る、湖の長さ八/九邦里、廣さ一邦里乃至三邦里、周圍は三十餘邦里に過きない、水甚た淺く湖の中央にて五/六尺に止まり沿邊は一/二尺位てある、底質は泥土にして、湖岸には蘆葦か茂生する。

達巴庫湖と興凱湖との間は一河により水を通するか、其大部分には大なる坡隴ありて之を分

界する、壠の廣さ凡そ一町半乃至二町、高さ二五尺乃至四〇尺、或は六〇尺に達する、壠上には樹木か繁茂し荒岡より密山に出つる一路を通する。

兩湖は曾つて一湖なりしか、南西の風多きを以て漸次土泥を堆積したりとも稱せられ、又は兩湖間小岐の屛立したものか土砂の爲め連續せりとも云はれる。

註　達巴庫湖は往々にして興凱湖中の一部として見られ其名さへ記載せない地圖か多いか、兩湖は明かに區別すへきものてある。

第三款　鏡泊湖

鏡泊湖

鏡泊湖は又必爾騰湖と云ひ又阿布湖と稱する、寧古塔の西南十數邦里に在る、長さ約十邦里、北部を北湖、南部を南湖と呼ふ、南湖頭より北二邦里餘の間は長幅共に二邦里餘にして北湖頭に至れは湖幅寛五町あり、全體に於て南北に長い楕圓形をなす。

湖水は牡丹江の滙する處にして、兩岸は南湖頭より北二三邦里間は皆平地てあるか北すれは高低不平てある、湖底は黃沙にして堤防かなく、舊九月下旬より三月迄は氷上を通過し得る。河水の湖に入るものに札津河（札珠又は夾溪河とも云ふ）、松吉河（松育河）、阿都河、石頭河、畢拉罕河等かあり、湖の水は牡丹江となつて北流する。

第四款　呼倫池

呼倫池

呼倫池は蒙古語に達賴諾爾（大海の意）と云ひ、一名枯倫泊、又は庫楞湖、又は瀾灤海子とも稱する。黑龍江省海拉爾の西方を距る約三八邦里アバカタイ邑の南七邦里餘の深谷中に在る、東南貝爾池より分流する所の鄂爾順河及西肯特山より發する所の克魯倫河を納れ北岸の湖口より流出して額爾克納河となり黑龍江に會する。西南より東北に長き楕圓形にして、長さ約五邦里、東西凡そ二邦里半、鹹湖にして鹽を產する、湖の正面に巴柳爾臺山があり、正北に敖勒即塞克成山がある、湖口には東北角に於て二支に分れて流出し、一支は噶爾巴爾山の西北地に於て海拉爾河に會し、一支流は正北流して敖勒即塞克成山の東麓を通過する、之より數里にして二支復た合する。

第五款　貝爾湖

貝爾池

貝爾池は布雨池とも書き又布育里諾爾とも謂ふ、古名は捕魚兒海と云つた、呼倫池の南方に當り、黑龍江省海拉爾の西南方凡そ五〇支里の處にある。其形は瓜瓠の如く西南より東北まで一五〇支里、東西七〇支里、大さ呼倫池の次位を保つ、鹹湖であり、索岳爾滑山の西北より流れ來る喀爾喀河を呑み呼倫池に注ぐ烏爾順河を吐き出してゐる。

第六款　月亮泡

月亮泡　月亮泡は舊名月池にして、蒙古語シャン、ラン、チョランと稱する、其上流は洮兒河にして科爾沁右翼後旗より流れて札賚特旗に來り、滙して池となり、又東南流して嫩江に注ぐ、周圍口約二四/五邦里あり、頗る魚族に富む。

第七款　大魚濼

大魚濼　大魚濼は西札魯特旗下に在り、新開河（遼河の項參照）に近い、蒙古名を伊克札喀蘇臺（イクチヤハスタイ）と稱し、俗にタラカンノールと呼ふ、周圍約百七十支里、頗る魚屬に富む。

第八款　達里諾爾（タリノール）

達里諾爾　達里諾爾は達里泊、捕魚兒海子と稱する、內蒙古克什克騰旗の西北三〇邦里、海拔四、二〇〇尺の高地に在る大湖にして、周圍凡そ三〇邦里に達し、公姑爾河（コンクール）、野猪河等の諸水皆之れに注き湖中に島嶼あり魚類水禽か多い、又古蹟としても名かある。

第九款　大布蘇諾爾

大布蘇諾爾　大布蘇諾爾は本名を固爾珠泊（クルチユノール）と稱し西烏珠穆沁旗の西北六邦里餘、浩齊特左翼旗との境に在る、東西約二〇支里、南北廣き處に於て五/六支里を算し、蒙古人は周圍八〇支里と稱する。湖は恰も海岸の如き砂と草地とに圍まれ、中央より西半に水を湛へ、東半は水最も淺く、水

なき處に鹽現はれ、一望白皚々たるものかある。

備考　本鹽湖及其他の鹽湖に於ては本全書第三卷の水產編を參照されたい、

第三節　沼　澤

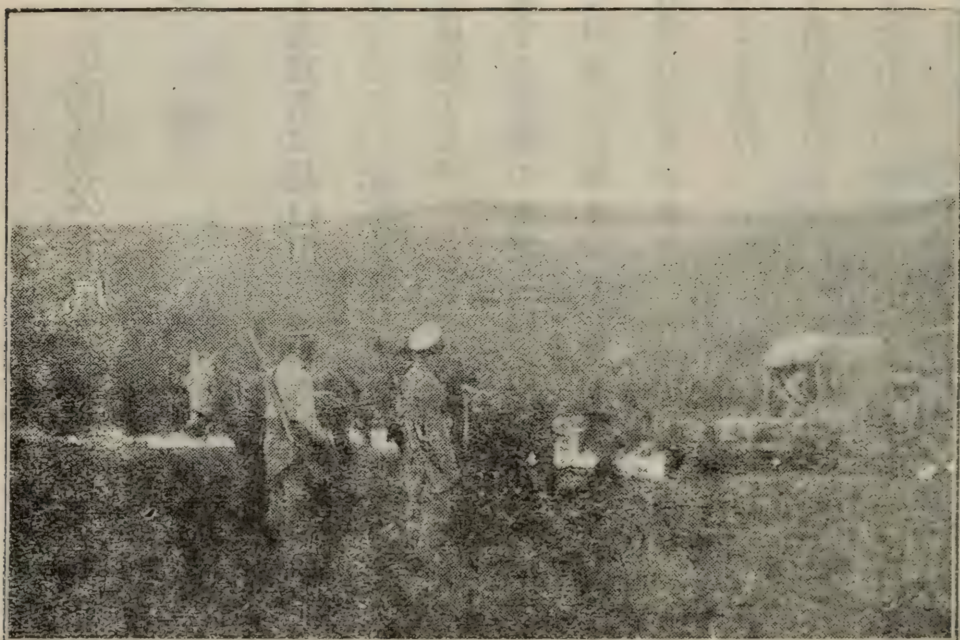
滿蒙に於ける沼澤

滿蒙に於ける沼澤は、杜爾伯特旗に東支鐵道貫通せる邊り、若くは嫩江、松花江、洮兒河乃至其他河川の流域に點在せるもの、枚擧に遑まない、殊に興安嶺東麓の雅爾河に沿へる一帶は沼澤沮洳の地にして一年中數ヶ月間殆んと通過す可からさる處かある。松花江々岸の沼澤は伯都訥、哈爾賓間及三姓より喇哈蘇々に至る間にも處々潦水の個所かあり又瑪延河々岸にも沼澤かある。其他伊通河近岸、拉林河の上流、山河屯附近皆沼澤あり、磨盤山四外も沼澤か多いか概して廣袤は大きくない。ポクラニチナヤ地方綏芬河流域は地勢低下し、沼澤と名くへきもの點々數十邦里に亘ると稱せられる、琿春三岔口嘎呀河地方も平時は平地てはあるか、降雨量大なれは水深三/四尺乃至四/五尺、廣さ二邦里餘に亘る沼池を作るを常とする、懷德より長春に通する道路上の沼澤にも廣袤約二邦里餘に亘るものかある。

東部內蒙古に於ては遼河沿岸地方に多く、開魯縣西方の潢河老哈河會流點地方、通遼縣の西

北、鄭家屯北部の玻璃山麓等降雨大なれは水潴溜して大濕地を形成する。奈曼旗下の一部にも又大濕地がある、蒙古に於ける此等の濕地は雨降れは潴し、其水淡黄色にして鹹質を帶ひ、乾けは一見白砂を布けるか如く曹達を噴出し其土は全く不毛の地てある。

滿蒙に於ける沼澤の主なるものは左の如くてある。



敦化縣内の低濕地（甸子又窪子）

一、察漢泡　一名瑚裕爾（ホユル）泡と稱し土人は潴大溝子とも云ふ、齊々哈爾の東南十數里に在り、南北十町餘東西七八町に過きぬか、湖中に入れる瑚裕爾河か增水すれは湖忽ち溢れて附近水濕の野を侵し一望際涯なきの水原を現する。

二、狐狸泡　齊々哈爾東門外にあり、年々解氷大雨の際水增して大潦水となる。

第七章　丘岡地及平原

第一節　概　説

滿蒙の地勢は既述の如く其東南は長白山脈を以て限られ、西北は興安嶺山脈を以て障へられ、西南方は陰山磐崛するを以て、此等山脈に近き部分は其余波を受け縦横起伏して丘崗地となり、聽て廣大なる平原を展開する。

地質は大部分リーズと稱する膏腴の土壤を以て掩はれ、鳶色の土成分多き疎鬆の地を成し、乾燥せるものは容易に之を粉末にし得る、リーズ土質の成分中には石灰質の粘土より成る細分子と雲母の細片を混せる石英の粉末を合有し又泥灰石及地上の軟骨動物の殼即ち蠣の如きを混する、其層厚は一様ならさるも或は一、〇〇〇尺以上に達するものかあると稱せられる。

北滿洲にては沙地及粘土質も亦少くない、海拉爾より東方に互れる地方は一般に粘土及細石より成り亦甚たしく鹽分を含有し、松花江溪谷の或る處は過度に粘土を混合し、長白山の北麓二道江地方は一般に沙地に屬し寧古塔地方は土沙相半する。

蒙古にては西戈壁より侵入したる沙漠がある、先づ錫林郭勒盟の大半を侵し、昭烏達盟、克什克騰旗の西南部に入り、一旦興安嶺の遮斷する所となるも、突として東翁牛特旗の西北に現はれ蜿蜒として東に奔り、敖漢、奈曼、喀爾喀左翼の各旗を過ぎて、賓圖博王兩旗を經、達爾罕旗に至りて盡くるものにて、其幅員一定せさるも十數支里乃

丘岡地



敦化縣內標式的波狀地

至數十支里に亘り、地表は概して波狀形を成して斷結する。殊に其甚たしきものは滿地の細砂恰も爐灰の如く眞に不毛の地分がある。

第二節　丘岡地

滿洲にて丘岡地と稱すへきものは到處に存するか其主なるものには奉天省に於ては中央丘崗地及遼西丘崗地がある、中央

丘崗地は哈嘛嶺及山嶺山脈の餘波にして、福陵以西奉天新民間の大道に達するもの及開原の北方より北東方に延ひ開原吉林間の大官道及滿鐵線路間に亘り更に遼河左岸に沿ひ北方朝陽坡に達するものてある。

遼西に於ては女兒河及小凌河間及大凌河及小凌河間の兩地域に丘崗地かある、何れも蒙古より連亙せるものにして概ね厚き粘土層其面を掩ふ。

吉林省に於ては南部丘崗地あり、長白山及其左右佛牙蠻吟達、伊爾哈範の二山に包繞せらるゝ地方にして二道江、頭道江、輝發河此間を流れる、西部丘崗地は吉林長春間の丘崗地にして、北部丘崗地は賓縣の南部小白山脈餘の走れる所、東部高地は你牙蠻哈達、老爺嶺間、穆克特亨山との間にある。

黑龍江にありては墨爾根、齊々哈爾間は全く丘岡地にして荒地多く兩山に樹木か少くない昂々溪附近にも亦處々に丘岡かあり、興安嶺の西麓も漫坡にして滿洲里及海拉爾地方には丘岡及砂丘か少くない、青山山脈の餘坡にも丘岡か多く呼蘭地と白彥蘇々間には一般に波狀地をなす。

蒙古には丘岡は平原地帶到る處無數に存し、之を遠望すれは其光景恰も波濤の澎湃たるか如

く、往々四十度以上の急傾斜を有し、處々に基岩を露出せるもの乃至石礫累々たるものあるも概して形狀廣濶土壤深く農耕に適する。

之を概觀するに農業集約なる滿洲及蒙古開拓地方に於ける丘岡中、起伏連亘せる四五度以下の緩傾斜を有するものは、今や幾んど開墾し盡され、耕耗久しきに亘るものは爲に全く荒廢して基岩を露出するものもある、然も內に利用可能なる



蒙古に於ける丘岡地

ものは、急峻三〇度內外の傾斜を有するものと雖も、多くは段割を設けて耕地と爲せるを見る、而して農家の全體を通して、比較的廣汎なる耕地を有せる地方又は新開地方に在りては、丘岡の大半は一村共同の燃料採取場乃至家畜共同放牧場に充てられ、個人所有の丘岡地には、概ね建築用として、或は燃料を得んか爲めに植林せるものか少くない。

第三節　平　原

滿蒙に於て平原と稱すへきものは黑龍江省の北部を爪先とせる中央の大平原を首とし、其他河江湖海に沿ふ地方に所々に小區域の平野かある、以下之を詳述すれは

一、遼河平原

遼河平原

遼河平原と稱するは遼河流域地方にして奉天省全面積の五分の一を占め所謂東部山地及遼西山地の中間に於て北東より南西に連亘する。

此平原は遼西より來る松嶺山脈の餘波と薩哈嶺山脈の餘波と通江口附近に於て相近接し而して是により北部及南部に分つ。遼河平原の北部は通江口より上流の東西遼河及各支流を含む廣大なる地域にして、北は中央平原に接し、南部は通江口より下流遼東灣に至る廣大なる平原にして實に經濟上南滿洲の最重要地方てある。此平原は南北兩部共土地は下層黃土層、上面黑土或は粘土質より成り甚た肥沃にして耕地普く河谷に沖積せる砂土上僅かに灌木を生するのみなれと雜草能く繁茂し良好なる牧畜場を成す。河谷の附近及村落の周邊には小樹林かあり、土地肥沃なる爲住民は概して富有にて村落も頗る多い。

此平原は道路多く冬季凍結期には交通自在てある、然れとも兩期には河川氾濫して交通を害する場合か少くない、京奉鐵道の一部は此平原を貫通し、平原の東端に沿ひ南滿洲鐵道かある。

中央平原

二、中央平原

玆に中央平原と稱するは南は遼河の上流たる東遼河、東は伊通河の流域、北は嫩江に至る所謂蒙古平原に連る一帶の大



遼河平原の一部

平野にして、長春農安地方は稍高原地に屬すれとも、其他は一般に低地にして西方遙に興安嶺の餘脈に連る。其一部に曹達地少からすと雖も概ね坦々たる沃野にして農耕地として價値ある部分か多い。

此平原中滿洲に接壤した地方は既に大半開墾し盡され、支那官憲の下に縣を設置し、行政上奉天省に編入されてあることは既述せる處てある。

三、呼蘭及通肯平原

呼蘭通肯平原

本平原は呼蘭河流域一帶にして、東は餘慶縣に亘り、小興安嶺の青山黑山に迫り西及南は松花江に連るものにて、此平原は遼河平原に比し地勢一般に高く緩傾斜をなせる平坦なる丘阜地か多い。而して自然に西南は緩傾斜をなし、安達附近に至りては低地となり齊々哈爾に至る間芦葦を生する低濕地を形成する。

住民地は南するに從て多く、將來も增加の傾かある、此平原を通する河は呼蘭河及其支流通肯河にして比較的多く舟揖の便を有する。

四、嫩江平原

嫩江平原

嫩江平原は蘭西縣地方より齊々哈爾に至る一帶の地方にして、地味曹達質を帶ひ良好でない、且蒙古王旗下に屬し、久しく開放せさりし爲開墾殆と行はれす滿目の荒野てある。

此平原は開墾地少きと、嫩江流域は兩期の汎濫多きにより農產品乏しく、將來發達の價値は甚た少ない。

五、松花江平原

松花江平原

松花江の平地伯都訥より起り起花江黑龍江との合流點に至る兩岸の地にして、伯都訥哈爾賓

地方の平原は稍丘岡の性質を帯ひ、其眞の平地は左岸呼蘭河の平地、三姓白楊木間の平地にして右岸には瑪延河地方に少許の平地あるのみである、最も平坦なるは三姓より松花、黑龍兩江合流點なる喇哈蘇々までにして漸次農民の移住を見つゝある。

六、其他平原

其他滿蒙には墨爾根平原、遼西平原、圖們江平原、呼倫貝爾平原、黃海沿岸平原、熊岳城附近平原かあるか既述の他の平原に比し何れも狹少である。

第四節 沙漠地

沙漠地

沙漠地は東部內蒙古地域特有のものにして、西戈壁大沙漠の餘勢にして所謂東戈壁（コビ）是てある、西戈壁より侵入したる沙漠は先つ錫林郭盟の大半を侵し西喇木倫河の南敖漢、奈曼、喀爾喀左翼の各旗に亙り、賓圖、博王兩旗を經て、達爾罕旗に至るもので、此間山彙地、高原地平原地に出沒し、其幅員は一定せさるも、十數里乃至數十支里百數十支里に亘り、地表概して波狀形を成して斷續し、處々に低濕地若くは河流あり、河流は概ね瀦して湖沼をなし、流れて沙中に沒し、又顯はれて復た沒する、所謂暗流てある。

沙漠地帯は叉細砂地、草原地、可耕地の三區に分述することが出來る。

一、細　沙　地

細沙地は白砂皚々、眞に不毛の砂地で、蒙古語にマンハと稱する地區にして、滿地の細沙は恰も爐灰の如く、地表凸凹、始終西北强風の衝擊を受けて柱狀を形成せる砂上連亘し、漸次東南に移動し、一度强風到らは天地忽ち晦瞑風位によりて其



砂　漠　地

位置を變する、故に車輛の通過は車輪を沒し、運行不能の處が少くない、蒙古人は此の如き

二、草原地帯

草原地帯は滿地砂土より成るも、多くは一帶を通し高からさる雜草又は矮樹疎生する、而して砂上の麓は多くは低濕地を有する、低濕地には小柳、葦蘆、牛草等繁茂し、又牧草

を生し、且つ多少の水泉湧出することあり、人畜の住居に堪ゆる。蒙古人は之をタラーと云ひ支那人は之を草甸子と云ひ、沙丘を沙坨子と稱する。

三、可　耕　地

沙漠地中、可耕の地區は專ら草原地帶に接壤する、地味、砂質の壤土を多含し、旣に開墾せられ、又は開墾して耕田となし、五穀の種作に大なる支障なき地帶てある。

第八章　森林地帯

第一節　概　説

満蒙森林の大勢

吉林、黒龍江二省は山水秀麗にして、長白、興安の二大山脈の蜿蜒せる所、一帯蓊欝たる樹木を生茂する。就ち所謂艮維(東北)窩集(オーチ)なるものである、窩集は又烏稽或は兀積に記し、満洲語の森林の意である。昔時住民また遍からさるとき、到處森林の存在を見たるは幾多文献の示す處てある。

註一　高志奇の日錄に曰く「窩集中皆喬松樺樹、枯楡椵等あり、鱗接虬蟠山に纓し、澗を帶ひ、蒙密紛糾、白日腌脖す、霜旦葉凋て略かに朧月を見る、樹根亂石螺砲錯落、道路なきかと疑はる」云々。

註二　呉兆騫か寧古塔紀略に曰く「松林千里際なし、皆太古時代のもの、車馬横通六十里、天日を見す、微風震憾すれは濤聲澎湃たり、啼鳥號鼯、略ほ人を怖れす、夜半怪聲を聞く、山摧け地裂るか如し、乃ち千年の枯樹摧折の聲なり」云々(小方壺齊輿地叢鈔巻五)

現在に於ける満蒙の森林としては第一に南満松花江及豆満江上流地一帯長白山麓とし、之に亞くは鴨緑江上流及渾江上流の一圓地て、北満には東支鐵道東部線の海林地方と吉林省三姓地方のものを其尤なるものとする。又飜つて蒙古を臨めは渺茫千里草原と砂丘の連續てあつて殆

んと森林を見ることか出來ぬか、猶ほ興安嶺索倫山の東部、蒙古地方に突出せる地方は、實に森林欝蒼の地區であり、又灤河上流の錐子山森林は、所謂圍場森林の一部分にして、古より平地松林の名高く、廣潤なる森林地帯を形成して居る。

樹種

滿蒙に於ける樹種は既に知られたもの約三〇〇餘種であるか、普通森林内に散見するものは十數種に過ぎない、就中針葉樹てはテウセンマツ、テウセンモミ、テウセンタウヒ、エゾマツダフリカラマツ、テウセンカラマツ、タウシラベ等、濶葉樹てはカウライミヅナラ、モンゴリカシハ、アムールシナノキ、マンシユウシナノキ、オニメグスリ、マンシウカヘデ、ヤチダモ、イダヤカヘデ、ハルレ、キハダ、マンシユウクルミ、テウセンヤマナラシ、ドロノキ、シラカンバ等は主なるものである。之等の混淆歩合は元來か天然林てあるから勿論一定せぬか、針葉樹四割、濶葉樹六割と見て大差かない。各樹中てはテウセンマツか針葉樹中の過半を占めモミタウヒ類か三割其他は鮮少である。濶葉樹中ナラ、カシハ類シナノキ類、ハルニシ、ヤチダモ、ドロノキ等か大宗をなし、約七割を占め、クルミ、キハダ等は多くはない。黒龍江省の西部、蒙古の北部、興安嶺の森林はカラマツ類、オウシウアカマツ及シラカンバ類を主とし、優良樹種は尠くない。

面積及蓄積

面積及蓄積は十分なる調査かないので不明てあるか各方面の調査を綜合すると滿洲の森林面積量は凡そ左の如くてある。

(イ)鴨綠江流域右岸竝渾江流域は六十六萬八千町歩、三億四千七百六十五萬五千石て一町歩平均五百二十石

(ロ)松花江、牡丹江、豆滿江流域地方の森林は、本社の調査の結果毎町蓄積二三百石以下の散生地を除き森林面積百九十六萬四千町歩、材積十三億一千五百五十一萬九千石、一町歩平均六百七十石てある。

(ハ)東清鐵道東部線沿線の森林は二百四十三萬五千町歩、九億二千四百六十九萬六千石と報告せられて居る。即一町歩平均三百八十石てある。

(ニ)三姓地方の森林面積約五百二十九萬一千町歩、材積二十六億一千八百六十萬二千石、一町歩四百九十五石てある。

(ホ)興安嶺の森林は面積、蓄積共に不明てあるか、場所に依つては一町歩平均四百五十石餘の見込てある。

第二節　森林地帶各論

第一款　長白山森林

長白山林

長白山森林は吉林の南方に蟠蜒し、朝鮮との國境をなせる長白山系に沿ひ、東は平頂山より西は吉林、盛京の界なる伊爾哈雅範山に及ひ、南は鴨綠江畔に亘り、北は你牙巒哈達に至るものである。

長白山頂は即ち有名なる白頭山にして、灰石多く禿山てはあるか、其山腹に下るに從つて漸次濃密なる森林となり楡、樺、松樹の類の天日を蔽ふものかある。南麓鴨綠江畔に於ける森林の區域は朝鮮に屬するものにして、延長六〇邦里內外、幅一〇邦里乃至二〇邦里の廣袤ありと稱せられる。其北麓は緩傾斜となりて松花江支流二道江岸に迫り一面の老壯樹にして、中にも紅松、杉松最も多く、黃花松、柞、楡、榛等を主とする。林は伐採せらるゝも今尙稠密てはあるか處々に俗に派子（パイ）と稱する荒蕪地かあつて林空をなす。

長白山の西北は即ち伊爾哈雅範山にして奉天、吉林兩省の界をなす、其樹木は椴、松多く楊柳も之に雜生する、頭道江に沿ふの地は開墾と稱して伐採せる所かある。

平頂山、英額嶺地方は圖們江と海蘭河間を聯接せる形勢をなし、樹木は松、樺、楡、柞、柳楊等を主とし密生してある。樹林は東方に進むに從て漸く疎となり已に伐採せる地方は少くない。

你牙蠻哈達に屬する森林は便宜上長白山森林に合したるものにして、北は長廣才嶺に止まり、西は松花江岸に延ひ、東は哈爾巴嶺に至る一帶を云ひ、納秦窩集（納秦は滿洲語靑の意）は即ち此森林に屬する、本地帶も東北敦化縣に近つけは開墾せられて漸次疎となる。

第二款　小白山森林

小白山一帶の森林は南長廣才嶺を限りとし、東北寧古塔、三姓より、西北は松花江畔に亙れる一帶の地にして、哈爾賓、双城堡、拉林、伯都訥地方を除き其他は今尚森林に富み、殊に瑪延、錫蘭、和倫、必爾罕等は有名てある、又長廣才嶺一帶は昔時と色齊窩集（色齊は劃破の意）と稱せられし處てある。

第三款　其他長白山京森林

其他小白山森林

其他長白山系森林には（一）穆克特亨山森林（二）吉林連山森林（三）完達山一帶森林等か著名てある、（一）は寧古塔、三岔口、琿春、局子街を連結せる圏内にして索倫、瑪爾瑚哩、尼葉赫

海蘭、舍靜等の窩集之に屬し、(二二)は吉林の西南輝發河の左岸上流を占むる一帶にして納嚕、庫勒納窩集等てあり(三二)は寧古塔の東北牡丹江、穆稜河、松花江、烏蘇里の諸江に圍繞せらるゝ昔時の珊延、畢爾、佛穆窩集か之てある。

第四款　興安嶺一帶森林

興安嶺一帶森林

興安嶺に沿へる一帶森林も又廣大なる地域を占め、大嶺の如き山頂、山麓に柞、松、樺等の密叢せるを見る、北方伊勒呼里山脈に屬する地方は鍼葉樹の森林殊に多く、更に又黑龍江省東部なる小興安嶺の山脉には古へより有名なる呑窩集かあり滿山青々たるの趣かある。

第五款　錐子山森林

錐子山森林

錐子山は熱河特別區域圍場縣內に屬し、其森林地帶は錐子山附近より起り北新拔に至り、西四道溝より太陽埧に及ひ、南太陽埧より灤河の溪流に沿へる一帶地域にして、光緖三十二年(一九〇六)木植局を設け、盛に伐材を開始し、伐材に隨つて其地を拂下け、漢人をして開墾せしめた。森林樹木の種類は油松及什松を主とし、復た楡、楢、楊、柳等一樣てない、昔時は周圍二、四〇〇支里を算する大森林地帶なりしか、今や漸く$^{1}/_{5}$萬頃地を殘存するに過きない、玆に專問家の研究に依る、現在樹木の有高は左の如くてある。

一、面積二萬町歩	（內濶葉樹林三分 針葉樹林七分）	
一、濶葉樹林蓄積	一町歩平均二〇〇石	一、二〇〇萬石
一、針葉樹林蓄積	一町歩平均一、〇〇〇石	一四、〇〇〇萬石
計		一五、五〇〇萬石

第九章　海岸線

第一節　黄海沿岸

黄海沿岸　此海岸線は鴨綠江より穆家屯に至る間奉天省の境界を成し、全延長約六〇邦里に達する、(但し直徑は約四〇邦里)、此海岸線は屈折寡なく、從つて港灣に乏しい又水淺く二〇尺乃至三〇尺の水尋線は海岸をたること二邦里以內に近接すること少く、多くは二邦里乃至四邦里を遠さかけ、山脈は又沿岸を去る五邦里乃至七邦里の地に在る。

海岸線は鴨綠江口より南西に進み、大東溝附近に北折し、後更に西方に向ひ、大孤山附近に到り、復北方に轉する、大洋河及二三の細流は此地に於て海に注入する、大孤山より大東溝に到る間、海岸より一邦里乃至一邦里半の位置には大鹿島、小鹿島の小島かあり、大東溝の西方二邦里の地點よりは、幅一〇乃至二〇町の鹽沼池となる。大孤山、尤家屯間海岸は再ひ北折し、此地にウエザ岬及小灣を組成し、此岬と北隣の東ツングス岬間に又小灣を成す。東ツングス岬よりツングス灣及西ツングス岬を經て海岸線は西南西に亘り後西方に延ひ、之より穆家屯に到る間は稍大陸に刻入し、二三の細流を收容して南西に進行する。要するに此境域に於ける特徵

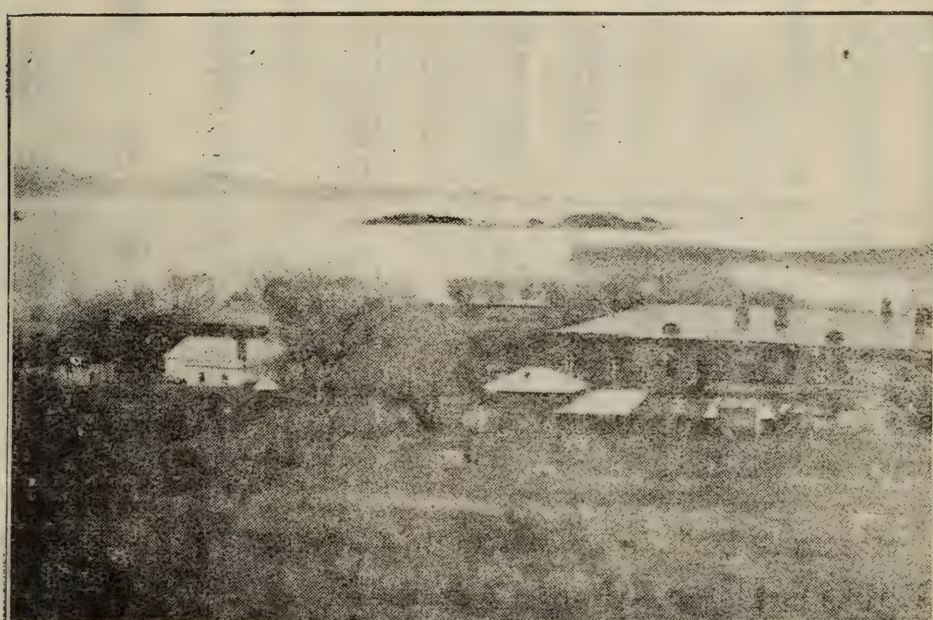
は、海岸線屈曲寡く、水淺くして沿岸の低いことである。

第二節 遼東灣沿岸

遼東灣沿岸

アタムス灣より山海關に至るまでの遼東沿岸を分說すれば

（一）アタムス灣よりエレナ灣まで、海岸線延長四四邦里、直徑一六邦里、アタムス灣は東に約八邦里大陸に刻



「ポセット」兵營を隔てて同灣口を望む

入して北轉し、更に北に折れ狹き膝狀を成して終る、アダムス灣のコン角フォルト、ヘイト角間沿岸は深く大陸に刻入せす、北に延ひ二箇の大孤形を畫く、此地にツルダヲ島、博羅島及長興島の三大島其他二三の小島か散布する、フォルトヘイト角エレナ澳間海岸は屈曲少なく、僅に灣曲をなして北東に進む、此

角より北東海岸は沙洲及暗礁がある。

(二) エレナ灣より遼河口間　海岸線延長三二邦里半、直徑一七邦里半、エレナ澳の北端に在るマクスウエル岬より蓋州角に至るの間沿岸は屈曲寡なく、北東に延び僅にセードルー小澳を有するのみである、蓋州角より海岸は大弧形を畫きて大陸に刻入し、其北端は遼河口に接する、海岸に沿ひ濶き沙洲があり、遼河の入口を壅塞する砂灘に合する。

(三) 遼河口――大凌河間　海岸線延長一二邦里半、直徑一〇邦里、此間の海岸線は北西の方向を有し、大凌河を去る四/五邦里の地點にて弧形をなし、西南に進む、海岸甚低く傾斜し、一面より濶き沙洲之を壓し、又一方より遼河及大凌河の中間に横はれる廣き平原と混交し、其境界線を確定し能はぬ。

(四) 大凌河――山海關間　海岸線延長五九邦里、直徑四一邦里九、此間は大凌河、小凌河口間海岸は依然として南西の方向に進み、後直西に轉する、小凌河口より海岸線は南西に轉し僅少の屈曲をなして山海關に達する、沿岸は海水概して淺きも沿岸には數多の砂洲小島嶼岩石散在し、不凍港として囑目せらるゝ連山灣も此處に在る。

第十章　萬里長城

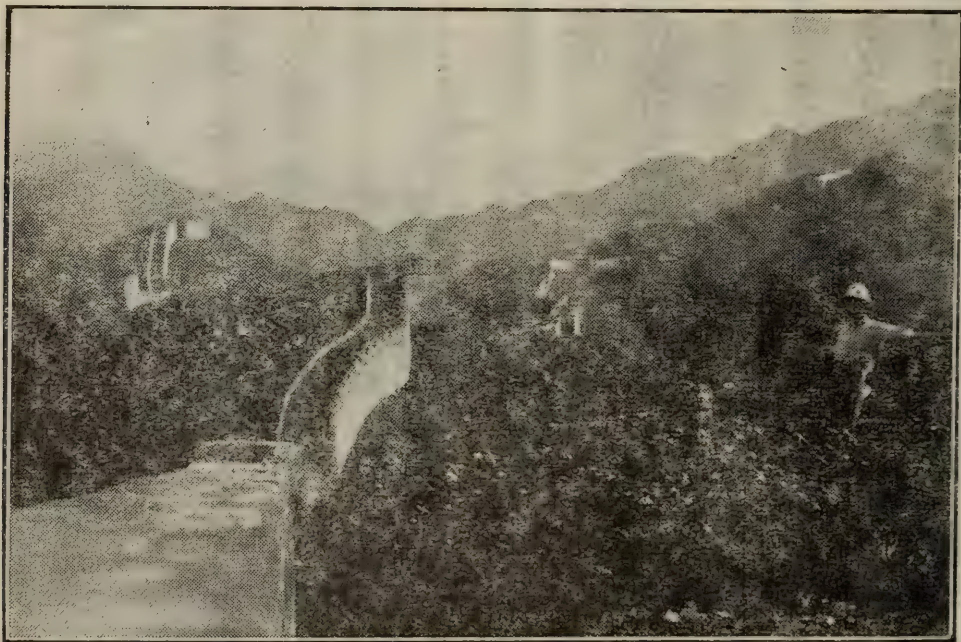
第一節　現狀

長城の大觀

長城は東直隸省山海關に起り、直隸と熱河、察哈爾、綏遠三特別區域の境界を縫ふ、其間內城、外城の二重あり、更に西して陝西を過ぎ、甘肅の嘉峪關に至るものである。二重の箇所を合算して凡そ一、七六〇邦里餘あり、築造の法は地勢に隨つて粗密一樣でなく、概して西部は粗にして東部は密てある。材料は土、石及甎瓦を用ふる、城壁は厚さ基礎に於て約二五尺、上部に於て約一五尺、高さは一五尺乃至三〇尺に及ふ、體積を以て算出すれは、約一六、〇〇〇萬立方米突なりと稱せられる。各所に堀口を造り、墩臺を營し、敵臺を設くる、今長城の關門中重要なるものを擧くれは、東は山海關より初めて、喜峯口、古北口、獨石口、張家口、殺虎口更に西して、甘肅の嘉峪關に及ひ、內長城に於ては居庸、紫荆、雁門の諸關かある、世に長城の北を呼んて塞外又は口外と稱し、長城の內を關裡といふ。

伊東博士の說に據れは萬里長城の最古の形式の保存せられたる部分は、恐らく直隸省の西

部、張家口より西方山西省に向って來れる部分てあらうとの事てある。張家口に於ける長城は山の背に沿ひて築かれたる、略々等邊三角形の斷面を有する石壁てある、今は頗る荒廢して其幅員を確定し難きも、高さ二丈乃至三丈に達し、石は附近の岩石を碎いて運搬せるものにして、大さ一尺乃至一尺五寸、二尺



八達嶺に於ける長城

に達するは稀てある、蓋し一人の工夫か一箇の石を運ひ得る程度とせるに似る、石は工作を加ふることなく、これを積むに漆喰の類を以てせす、內部は土を以て充實せるか如くてある、又所々に塔の如きもの建築の崩壊せるものかあり、恐くは望樓の趾てあらう、此石壁の年代は未た詳かてなく、或は秦代とも云ひ、又は後魏の修築てあらう

とも思はれる。

第二節 沿革

長城の沿革

按するに長城の築造は戰國に起り、燕、趙の諸國か諸胡を防かんか爲めに長城を築けること古史に見ゆる、然れともいつれも各所の要地に修造したるものにして、後世の如く連續せる大規模のものてはなかつた。而して萬里長城か記錄に顯はれたのは、漢書に『燕は眞將秦開、東胡を襲ひ破る、東胡却くこと千餘里、乃ち長城を築き、造陽より襄平に至りて、上谷、漁陽、右北平、遼西、遼東郡を置き以て胡を防く』云々とあるを以て嚆矢とする。史家韋昭は之等地名を考證して造陽は上谷郡即ち今の嬀州にして直隷省宣化府の北に當り、襄平は奉天省遼陽の北に當り、漁陽は今の熱河特別管區南境一帶てあるとなしたのは肯定すへき說てある。然れは當時の長城は八達嶺より東に延びて山海關に至る今の內城てあらう。

秦、魏、趙も亦各々長城を築き胡に備へたか、更に秦の始皇三三年(紀元前二一四年)蒙恬匈奴を斥けて河套の地(今の內蒙古鄂爾多斯の地)を收め、兵三十萬を發して、西は臨洮(今の甘肅省蘭山道岷縣)より起りて、東は遼東郡(奉天の東南錦州の東)に至る間、山に據り谷に架し、燕趙築く處のものにして、繕ふへきは繕へ、築

くべきは築き、險塞延袤七百餘邦里、蒙恬は常に上郡に駐して之を統治し、其威大に匈奴に振ふた。城壁高厚二丈はかり、毎六十間に堡寨を設け、戍兵を置く、當時用ふる處の甎瓦今日往々にして殘存するものかあり、紫色を帶ふるを以て紫塞と稱する。

註一、史記に曰く「秦大に天下を併せ、乃ち蒙括をして三十萬衆に將として、北戎狄を逐ひて河間を收め、長城を築かしむ、地形に因つて嶮を用ひ、塞を制し、臨洮より遼東に至る延袤萬餘里」云々。

註二、魏書帝紀に曰く「太祖泰常八年、長城を長川の南に築き、赤城より西五原に至る、延袤二千里」云々と、即ち之か今日の外城てあるらしい。

註三、括地志に曰く「岷州の西十二里に起り、延袤萬餘里、東遼水に入る」云々、然れは現形の長城とは位置稍異なるを見るへきてある。

註四、史に曰く「秦昭王、義渠を代つ、是に於て隴の西北地上郡に在りて長城を築きにて胡を防く」云々、昭王は陝西省の咸陽に都した關係上隴西方面に築いたものてある。

註五、顧炎民の日知錄參照

漢に至りては[一]武帝元朔二年(一二七年)大將軍衞青を遣はして匈奴を擊ち、河間の地を取り、朔方に築き、もと秦の蒙恬つくる處の塞を繕ひ、河によりて固をなしたか、[二]八達嶺外には唯た邊塞に亭燧を起し、屯戍を設けて北戎に備へたのみて長城を築かなかつた。降つて魏の明[三]帝泰常八年二月戊辰、長城を長川の南に築き、赤城(直隷省赤城縣)より起り、西五原(山西省封陽縣の北)に至る延袤二

○○○餘里、太武帝の太平眞君七年五月丙戌、司、幽、定、冀四州民十萬人を發して城を築き、上谷より起り、西、河に至る、廣袤みな一、○○○支里と稱せられ、(四)又北齊の文宣帝天保三年十月乙未、長城を起し、黄櫨嶺（山西省汾州府永寧州の西北）の北より社平戍（朔平府左雲縣廣武州の境）に至る、四○○餘支里、三十六戍を立てた。同六年民一八○萬を發して長城を築き、幽州の北夏口（居庸關下口）より恒州に至る、九○○餘支里を築き、是より先き、西河總秦戍（山西省大同縣）より長城を築き、東海に至る。前後築くところ東西凡そ三、○○○餘支里、率ね十支里に一戍を設け、其要害には州鎮を置くこと凡そ二十五個所である、同八年には、長城內に於て庫落稄より東塢の終戍に至る間に四○○餘支里の重城を築いた。

註一、前漢書に據る。

註二、郎中令侯應の上奏に曰く「北邊、塞遼東に至る、外に陰山あり、東西千餘里、草木茂盛し、禽獸多し、本と單于其中と依阻せり。孝武の世に至つて師を出し、此地を斥奪し之を幕北攘に攘ひ、塞徼を立て、亭燧を起し、外城を築き、屯戍を設け、以て之を守り、然る後、邊境用を得て少しく安し」云々。即ち孝武帝が塞徼を立て亭燧を起したことは明白であるが、之と共に外城を築きてあるにより長城の外城でも築造した樣に思はれるが所謂外城とは塞外に塞堡を設けと云ふに外ならない。因に幕北とは今の綏遠興和地方である。

註三、魏書帝紀に據る、之が今の外城であるらしい。

註四、文宣帝紀に據る、以て當時の長城が如何に整然たるかは略ぼ想像が出來る。曾つて秦の始皇が築いた地方に再び長

城を築き當時の强敵庫莫奚（突厥の末流）の南下を禦かんとした。

次に周の宣帝大象元年六月（西暦五七九年）、山東諸州の民を發し、長城を修めて、亭障を立て、西雁門より東碣石に至つた。而かも北齊以前の長城は隋時に至り殆と崩壞せしものゝ如く、隋の文帝開皇元年四月、稽胡を發して長城を修築し、五年用司少郷崔仲方をして丁三萬を發し、朔方靈武（甘肅省靈縣）に於て長城を築き、西綏州（陝西省綏徳縣）に至り、南勃出嶺に至つた、綿歷七〇〇支里、六年二月丁亥また崔仲方をして丁十五萬を發し、朔方以東緣邊險要の所に數十城を築き、七年又丁男十萬餘人を發して、長城を修めた。大業三年七月丁男百餘萬を發して長城を築き、西楡林を踰へ、東紫河（山西省歸化城の北）に至り、四年七月辛巳丁男二十餘萬を發して長城を築き、楡林谷よりして東すとある。隋書地理志に『漁陽郡無終縣北平郡盧龍縣皆な長城あり』とあり、太平寰宇記には『蘇州（直隷省蘇縣）の東北、平州に至る戍は皆長城に踞す』とあり、之を北齊の『十里に一戍を築き要害に州鎮を置く』云々と照合すれば全く相符合する。要するに今の直隷省密雲縣の東北一面、即ち元の潘家口より東に迤り海に出つる間の長城は是れ秦後に北齊か修築した遺跡にして、其後隋か前後四回に亘り補修したものである。尙ほ隋の長城につき注意すへきは『隋四たひ長城を築き復た楡關に築く』とあり、又通典には『渝關は盧龍縣の東百八十里に至り』とある

により、今日の山海關は玆に初めて明記され、且つ隋に依つて築かれたことか明らかてある。
而して玆に又考覈すへき一事かある、夫れは前述の如く秦の長城は東遼水に至るとあるに、北齊の長城は西河總秦より東海に至るとありて、遼水と海との差か位置上に大相違を生することてある、史家は之を考證して『秦の長城は盧龍塞以東、尙ほ北に迺つて遼水に及び、北齊以後は平州東境より南に迺り海に至ると云ふか故に、其北に圖ると南に圖るとの違ひか生する、此點を案するに、秦の長城は北齊頃には己に修築するの價値なきまて崩壞せるにより。北齊は秦の位置に從はす、山勢に應して下南するの設計に變更したるものてある。又隋に於ても己に北齊の遠路かあり、又之に據つた方築造も容易てあるから其方法によつたものてあらう』云々。蓋し穩當な考察てあらうと思はれる。
又降つて唐の時稍々修築の事あり、金、元は朔北に興起し、長城修理の必要はなかつたか、明に至りては其前朝か皆な北敵より苦しめられたことを痛感し、君臣擧つて邊事に盡せるは洪武三十年夏四月乙酉、明の太祖か晋王、燕王に勅諭した備邊十事及明の高拱の上疏の如き其鐵證となすへきてある。從つて屢々修築を加へ、敵臺を築き、戍兵を設け、警備を嚴にし、現形の長城は專ら明時の修築になつたものてある。其特筆すへきは關門の改造を斷行したことてある、

彼の居庸關(三)は以前より有名にして淮南子にも天下九關の一と數ふるか、今日の堅固に造つたのは明の太祖洪武年間のことであり、同時に喜峯口(四)、古北口、獨石口、殺虎口、雁門關、寧武關(五)、偏關等も併せて修理した。淸は東、滿洲に興り、加ふるに蒙古の諸部みな藩屬に入りし關係上、昔日の警虞を要せさるを以て、修理の工久しく行はれす、唯各所の關門に戍兵を配置して防守する處かあつたのみて、康熙帝の如きは其詔勅に於て『守邊の道は修往安民にありて險阻を恃むへからす、長城の如きは工を起すの要なし』と誡めて居る。

斯く長城は現在に於ては其險要も用途をなすに至らす、歴史的遺物として壯大の名を縱まゝにし、將た人爲的大疆界として、支那本土と蒙古とを區劃し、空しく地圖上に、曲折蜿蜒たる凸形線の偉觀を印するに過きない。然し現在に於ては兎も角、過去に於ては、長城か支那本部と滿洲蒙古方界との自然の分界たりし關係上、此城廓によりて漢民族の結合力を增大し、亦以て北狄の侵入を防禦するに力かあつたことは否定し得ない。

註一、明の高拱の上疏の一節に曰く「伏して望む、勅を兵部に下し、各該督撫將領諸臣に嚴飭し、此閑暇に及んて邊務を以て、大に常格を破り。着實整頓し、統を改め轍を改むへきものあらは、明かに奏誠處に白し、因循自ら悞るを得せしむるなからんことを」云々と云つて、常格を破つてまて邊務に力を用ゐよと主張し、又「餽糧上年に比し積下若干、險隘上年に比して增修若干、器械上年に比し備造若干、其他屯田監法以て諸事に及ふ、倶に上年に比し擴廣若干、明日開

報せしめ、若し果して方積ある者は當に梟斬と功を同しくし、仍ほ故常を襲ふ者は當に機を失ふと罪を同しくし必す赦すへからす云々」と嚴峻に具申して居るのを見ても、明の官民か如何に邊務に熱注したかゝ察せられ、又邊臣は各自其管内に屬する邊防を增修するを重要な職責としたことか推知される、

註二、備邊十事に曰く

第一、北虜の南下に備ふる爲め各處に斥堠を配置せよ。斥堠に馬二疋を用ゆることゝし、三千堠を以て十路を作る、布置の法は近き處に二十里に一堠、外地なれは十五里に一堠とし、一路は即ち五百里を望み、少しく烽警あらは立ろに知る得る樣手配りせよ。

第二、人を選んで精騎五六千或は七八千を率ひて百五十里の外に潜伏し、敵の虚實を偵知すへきこと。

第三、設くる處の十路の斥堠は毎處三十層とし、以て遠處の消息を知り得る如くし、毎堠には砲を置き、薪を積んで、晝は望煙、夜は望火を以て合圖することと定めよ。

第四、王の統ふる所の大軍は其都督等を發去し、堤防する者を除くの外、常に水草を逐ふて營に隨ふて放牧し、以て牧畜を盛ならしめよ。

第五、今年八月には京師に上京し、別に面諭を受けよ。

第六、今年五月に農作物の生育狀態を報告し、七月に結實如何を再報し、九月に收獲如何を具陳せよ、即ち毎年三回稟報するものなれとも邊防は之を懈るへからす。

第七、宜しく部下各官吏に命して放牧の軍馬員數を報告し、中央よりの檢査に便ならしむへし、又洪武二十三年より今日に至る產馬の總計を以聞せよ。

第八、前八年間に交付せる生馬及軍馬數は七萬頭なり、其領馬及領馮年月日を條列以聞せよ。

第九、前に發せし有罪將校の勤務狀況及死亡等につき明白に稟報せよ。

第十、部下に支給する軍馬と每年の產馬數との按配を愼重にせよ。

註二、胡楷記に曰く「居庸より西北、石門關に入る、關路狹隘、一夫以て百に當るへし、乃ち中國契丹を控阨するの險なり、或は以爲く卽ち此の石門關なるもの元人此を以て居庸の北口と爲し、城を築き戍を設くるものならむ」云々。

又山水記に曰く「八達嶺より居庸關を下視ずれは、建瓴の如く、窺井の如し、昔人謂ふ、居庸の險は關城に在らすして八達嶺に在りと、信に然り、嶺を踰へて下る路漸く坦、五里にして嶺道に至る、卽ち平原なり矣、志に云ふ、岔道二路あり延慶州より四海冶に至るもの北路と爲し、懷來衛より宣府に至るもの西路となす、八達嶺は居庸襟抗、岔道は又居庸の藩籬と爲すなり」云々。

註四、古北口は古名虎北口にて、金史には「國言留斡嶺と云ふ」とある、明の洪武二十二年燕王に命し師を古北口に出し、乃顏不花を襲ふた時には軍馬兵車を通する大關であつたか、「永樂八年古北口の小關に及大關口を塞き僅か一人一馬を容る」とある如く、居庸關、山海關を除く外悉々關門を小さく自由に往來の出來ぬ樣に改造した。

古北口を古史に案するに、五代史に「唐の燕樂縣に東軍、古北二守あり」とあり、「梁乾化二年、晉將劉光稽なる者、劉守先を攻め古北口に克つ」とあり、石晉開運二年の條には「契丹主入冦し、還つて虎北口に至る」云々、宋史に「宣和三年金人遼兵を古北口に破る」云々、金史に「嘉定二年蒙古金を侵し兵古北口に至り、金人退いて居庸關を保つ」とある。又其要害に就ては宋王沂公の行程錄に「兩旁峻涯、中に路あり、僅かに車軌を容る」とあり、蘇軾、歐陽修、高士奇等の詩亦其天險を詠して居る。

註五、喜峯口は古名松亭關にして、遼には中京留守司に隷し、開泰中には澤州の俘と蔚州の民とを置き、塞を立て之に居らしめたと傳ふる、高士奇の詩に「清蹕出雄關、鳴笳歷荒徼、夾峡眞天開、壁之畫奇峭、往時說重戍、藉此爲險要」云々とある、同しく天險たるを知るへきてある。

第三節　古長城

古長城

今東部内蒙古地域に隱見せる古長城は、是れ金の泰州邊堡である、現時雅爾河か索倫山圍場の谷地より發し、左右に巴林河、阿敏（アミン）河の二派を受くる稍々下流より起り、西南に向ひて圖什業圖旗を横斷し、西札魯特オランソロギ部落南を過ぎ、興安嶺を越えて西烏珠穆沁旗のトクチン諾爾（ノール）を繞りて沒する土堤にして、高さ約三尺内外、幅二十丈内外、我二町乃至三町毎に周圍六/七〇歩を算する土饅頭形の土堆かあり、所謂堡の遺跡てあらう、泰州邊堡と稱するは、金時北方民族の襲來に備へんか爲め、泰州治の域内と、臨潢府治の域内に設けられ長城である、前者一九堡、後者は二四堡より成つたか、大定二十一年、之を改めて直列の堡戍となし、次て承安年間、丞相完顏襄再ひ、此邊堡を修築したことか金史に見ゆる。

又唐時、高勾麗の築いた長城は、北の方夫餘乃ち今の南郭爾羅斯旗の隆安（農安縣）附近より起り、一直角行して渤海岸の卑沙城（大連附近）に盡きたりと稱せらるか、現時其遺跡を見ない。

第十一章　邊牆

第一節　概說

邊牆の大觀

邊牆は時としして長城の名を以て呼はれ、多くの場合には障害若くは邊牆と稱せられる。邊牆なるものは、これまて支那人によりて支那本部にも滿洲にても採用せられた外敵防禦の形式てあるか、彼等は漸次にその組織を改めた。邊牆なり、長城なりか絕對の效力あるかとうかといふことは、これまた疑はさるを得ないのて、內外の形勢次第その效果のほとも測度せられるのてある。

漢人か遼東に障害を築きて外敵の侵掠を防衞したるは極めて古い、戰國の燕は蓋し其始をなせるものて、秦の起るに及ひて之を受け、漢も亦た秦の規則に依り、三國魏及ひ西晉の初期に至るまて、殆んと一樣の形式を遵守した、東晉以降は、漢人の該方面に於ける勢力の失墜せしとゝもに、長城は久しく廢せられ、隋唐の興りたる時化にても、吾人は再ひ斯かる事業を再現せむとするの機會を見能はなかつた。五代の衰弱はさらにもいはす、宋の兵力は一時直隸灣の群島を較々確實に保持したるも、海を渡りて遼東半島の一角を經始するは不可能のことてあつ

た。然るに元亡ひて明起るに及んでは、始めて再び確實に遼東を把持するに至つたのである、從つて明は此領土を確保せんとの必要生し、對邊政策の最主要方法として遼西及遼東の兩地に亘り、邊牆を築設して、東北は女眞に對し、西北は稍々もすれは滿洲部族と欵を通する兀良哈（オランカイ）の侵掠を防衛した、之か明時遼東に於ける邊牆である。明は實に二百餘年の久しきに亘り、或は修築し、或は展退し、一面遼河流域の沃土を保持し、一面北京の東側を固めた。

然るに明の防衛も其效なくして亡ひ、清興り邊牆は今の柳條邊牆に移つた、玆に於てか、邊牆の形式は西部に於て、大に從來の面目を改め、明代に於て凹字形たりし部分は遠く展出した、蓋し清朝邊牆の目的は滿洲か清朝發祥の地なりしを以て、之を一般漢人に開放することを諱み、疆界を區劃せんか爲め設計せられたからである。以下項を分つて明及清の邊牆に關し略述せんか。

第二節　明代遼東の邊牆

第一款　概　言

明代遼東の邊牆

明代の邊牆は大約三大部に區分せられる。其一は遼河流域の邊牆、其二は遼西の邊牆、其三

は遼東東部の邊牆即ち是である、以上三大部の邊牆の位置は各々變遷あるを示し、また各々格段なる歴史を有する、年代の順序よりすれは、遼河流域及遼西の邊牆は先つ最初に起り、遼東東部の邊牆はこれより後の時代に起つたものである。而も其變遷の著しきを擧くれは東部の邊牆を最となす。

次に明代に於ける邊牆は大略左の如くして構成された、とちらと云へは、支那人か各種の地方、各別の時代に於て採用した形式を、雜然として一處に併設したかの觀かないでもない。

一、劈山牆（天然の地形を利用し、多少人工を施す）　二、石牆（天然の地形を利用し其上に石造の短牆を施す）

三、石垜牆（石を疊みたるもの）　四、山險牆（天然の地形を利用せるもの）

五、土牆（土を用ひたる厚き壁）　六、柞木牆（一種の木柵）

七、木板牆（木板にて作りたるもの）　八、磚牆（磚にて製造せるもの）

而して明の時に於ける遼東の防備として柳邊紀略に述ふる處に據れは、敵臺一三三三坐、路臺二八八坐を設け、創建の當時地勢を見計ひ、五里毎に一臺、若しくは二十三里毎に一臺を作つた、路臺は高さ三丈五尺、磚にて築かれたる同體の建造物にて上に樓屋を設け、周圍に垜口を施し、毎一聯に兵卒五名を置き、專ら旅行者の敵より襲撃せられしを收容したものである。

今山海關より寧遠州に至る間は、依然星羅碁布して殘存するも、寧遠州より奉天に至つては或は五里に一臺、或は十里に一臺あつたか、明の天啓及崇德の朝に清國に破壞せられた、奉天より威遠堡の柳條邊に至る間には、數十里に一臺ありしも而も大方毀れた、土人の言に據るに清の天聰年間に於て奉天城を增築の材料に採られたるよりしてかく廢圮した云々と記載する。敵臺及路臺は明の邊牆の不完全なるよりして、尙此種の設備ありたるを知るへく、以て當時遼東防備の狀況を察すへきてある。

第二款 遼河及遼西に於ける邊牆

遼河及遼西の邊牆

上記邊牆の起原は、同一年代を以て見るへきてある、此年代は英宗の正統七年（西紀一四四二年）に在る、而して邊牆を該方面に築きたる事情は、當時西喇木倫の下流域より、開原の西北に亘つて散在したる兀良哈の侵掠を防禦せんとの目的に出てたもので、此計畫を創始したるは、當時の巡撫王翺にして、工程を擔任せしは、都指揮畢恭てあつた（全遼志及皇明從信錄等は此間の狀況を知るへき好資料てある）、斯くして計畫せられた東邊も、時偶々兀良哈等三衛の南下に耐へすして、纔かに遼河の水險を利せし姑息なる防禦計畫を生し、其結果、遼河套一帶（舊新民府域地方）の沃土を放棄して凹字形の一種不自然なる退守的防禦を以てするの止むなきに至つた。然れは當時西邊の凹字形より來る禍害を洞察し

此弱點を改造せんとの意見は侍郎馬文升(一)、將軍鄧玉(二)、巡撫李善(三)等により具申され、明の朝廷に於ても亦夙に之を感知したのであつた。若し此等政見にして實行されたりしならは、今の新民縣の疆域及法庫縣の一部は、收めて遼東の內地に入つたものであらう、惜いかな、此建築は兵力の寡單なるよりして、遂に所謂卓上の空論たるに止り、啻に遼河水道を敵前に曝露して、主要の交通機關を喪失し農商業者に著しき影響を來せしのみならす、遂に根本的遺算たる、此退嬰政策の結果は、常に明をして西方の備邊に疲勞せしめ、東邊に外敵を受くるに及んては其全疆域を滿洲族に委ぬるの止むなきに至らしめた。

註一、皇明從信錄に其疏の略を傳ふ。
二、顧祖禹は讀史方輿記要に其意見を紹介した。
三、李善の遼東邊事に關する意見書（弘治六年提出）は明代を通して遼東の事情を談するものの、必す援いて論證をなしたもので、最も能く、該時代の政治家の對邊意見を窺知すへき資料である。

第三款　遼東東部の邊牆

遼東東部の邊牆

茲に遼東東部の邊牆と云ふは、今の撫順城の東約そ二〇支里の地點より起りて、南は鴨綠江に、北は開原の東北方を圍繞する一線を指す、此邊牆は建州女直の來侵を防止せむとするの必要上起工せられたものである、此政策を企てしは左都御史李秉にて、邊牆の工程を董督せしは

副總兵韓斌であり、其築設は西部の邊牆の起築に比較すれは約二十餘年後即ち成化三年の頃てあつた。

東方の邊牆は西邊に比して著しい展退かあつた、就中淸河城の以南、鴨綠江の以北にありて其著しかりしを見るへきてある。明初に於ける邊東の東界は東北は撫順關、淸河城の一帶に盡き、東南は連山關を限りとした、然るに成化三年後に於て東南方面は鳳凰山迄進み、新邊を設くるの展況を示したか萬曆一六年（西紀一五八八年）女眞の部族と接觸して鬪爭の頻繁なるに苦みてか、寬甸方面か其六堡を退還してより、又東邊の疆域に一大變遷を惹起し、邊牆は再ひ成化三年の舊地位に復したものの如く、史によりて推知される、撫順關以北威遠堡に至る一帶には萬曆四一年（西紀一六一三年）明と建州女眞との界趾の爭かあつたか、邊牆は爲めに移動せりと見えす、明の世を通して維持せられたものてあらう、之を要するに東邊は明末に及んては其狀態の太たしく傾圮して用をなささりしは事實として疑なき處てある。

要する明代遼東の遼東は外敵の侵掠を防衞せんとするに出てたもので、種々なる缺點よりして其効果は其努力に酬えらるゝに至らなかつたものの、又以て明朝の施設せる政策の極めて多樣なりしことを覺るへきてある。

第三節　清朝の柳條邊牆

清朝の柳條邊牆は西山海關より起りて東北に蜿蜒し、開原城の東方に於て東に一綫を分派し、主綫は更に東北に延ひて松花江を越え、老爺嶺山脈の北嘴、發特哈站の東、亮子山に至りて盡き、開原城北に分岐せるものは、東進を繼續して東遼河、松花江各支流の分水嶺を走り、遜河佟佳江に沿ふて進み、更に蘇子河の分水嶺に循ひて西南走し、所謂盛京圍場と稱せる清廷の獵苑を區劃する、而して主綫の亮子山に連亙せるものは以て蒙古、滿洲の疆界を分つものてある。

按ふに滿洲は清朝發祥の地なりしを以て、之を一般漢人に開放することは、朝家の顧慮せさるを得なかつたことは言ふ迄もあるまい、從つて茲に境界の必要か生したか、境界は單なる境界てはない實に外人防壓の意義て劃定されたことてあれは其形式に格段の意義の加はつたことは知らなければならぬ、清廷はいかなる、意向てその形式の標準を定めたか、明文の徵すへきものを發見せぬのてゐるか、大體に於て柳條邊牆のそれを擇んたことは現存の形式て知ることか出來る。

柳條邊牆は二個の要件から成立ちつゝある、邊牆はその外面の邊壕を穿ち、邊壕の內側に沿

ふて土堆を置き、土堆の上に柳條の柵を植列すること通側としたらしい、それは乾隆十年中、御史和其衷か向來各邊木を偏みて柵をなし、以て內外を限り、柵外に壕を浚ひ、以て越度を禁するとあるので知ることか出來る。いつれにしても柳條邊牆は邊壕と樹柵とを必要なる、條件とすることは云ふを待たない、東部蒙古誌には前淸末の邊牆修理に關し彰武臺門に於て、邊門の守吏より奉天將軍に呈出した見積書を左の如く載せて居る。

西三臺邊柵例式程途里數淸單

邊濠　深八尺、底寬五尺、口寬八尺、

邊柳　一步三棵粗應四寸、高應六尺、塗土埋二尺、降剩四尺、邊外大路二丈六尺寬、區內馬道一丈一尺寬。

首臺　自彰武臺邊門西邊牆、起至双臺子封堆、　計五十四里半

中臺　自二双臺子西封堆、起至王莊屯封堆、　計五十三里半

西臺　自王莊屯封堆、起至白土廠門東邊封堆、　計五十里半

以上自彰武臺邊門、至白土廠門　計百六十二里半

右の外同誌には『他邊門吏の說く所を綜合するに、邊牆は土堆にして外壕を有し、土堆は高さ三尺、幅三尺、壕は幅三尺、深さ五尺、土堆は壕を合して高八尺となす、或は謂ふ土堆を中央にして內部に幅七尺、深さ $4/5$ 尺の壕を掘り、外側にも幅八尺、深さ $4/5$ 尺の壕を作りたり

と』云々と傳へて居る、又土堆に植えられた樹柵について同書には『土堆の上には柳樹長さ六尺の材を地上に四尺を現はし、之に横に柳木二本を以て栓ひ、或は柳枝を以て編條を成す、柳樹の間隔は約一尺七寸即ち五尺の間に三本を植ゆるに當る、此柳樹材を使用したるか爲めに柳條邊又は柳子邊なる稱呼を生するに至れり、是等の樹は爾後年を經て成木せしもの少なからさるり至り、現今にては地方により邊牆に沿ひ老柳樹を見ることある所以なり』云々と記してある。

清朝の邊門

清廷は然も尙邊牆の險要には關隘を設け、以て邊內外の來往を嚴査し、之を邊門と名けた、儘に門上又は邊上といつてある、通例それらの地には下の如き邊門か置かれたのであつた。

明水塘(ミンスイタン)小門　山海關直東の關隘にして、錦縣の西南二九〇支里、康煕十八年設く

白石嘴(パイシーツオイ)門　錦縣の西南二〇支里、順治八年、水口に設く、康煕十四年、邊を高臺堡に展へ、同十六年白石嘴に邊門を安設す。

梨樹溝小門　錦縣の西一四〇支里、康煕十八年設く。

新臺(シンタイ)門　錦縣の西一三〇支里、初め芹菜溝に設く、康煕十四年、邊を二道河に展へ、同三十六年現地に移設す。

長嶺山(シャンリン)門(後撤廢す)　錦縣西北九〇支里、舊設なり。

松嶺子(ソンリンツ)門　錦縣西北九〇支里、康煕十四年設く。

九官臺門　義州西北〇三支里、康熙十五年設く。
清河門　義州東北五五支里、康熙十五年設く。
白土廠門　義州東北一三〇支里、康熙十五年設く。
彰武臺門　北鎭縣東北一七〇支里、康縣二十六年設く、
法庫門　開原縣東北二五支里、康熙元年設く。

右十一門各城は、防守尉管轄し、奉天將軍に於て管轄す。

牛拉山邊門　滿洲語布兒往庫蘇把兒漢門と稱し吉林省城の西南五六人支里、
赫兒蘇邊門　四臺子に在り、吉林省城の西南四六七支里。
伊通邊門　吉林省城西南一九〇支里。
發特哈邊門　吉林邊の北二一五支里。

右四門は寧古塔將軍統轄す、尚此外山老大門（昌圖）馬千總大門（開原）科昂門（同上）、巴彥俄佛羅門（長春）かあつた。

此外開原より鴨綠江に至る間には。

威遠堡門（開原）　英額門（同上）　旺清門（興京及通化）
鹻廠門（興京及懷仁）　靉陽邊門（鳳凰城及寬甸）　鳳凰邊門（鳳凰城及安東縣）

而して前清末時代には右の邊門は、規程によると蘇喇章京一人、筆帖式一人、披甲十名の定

めてあるか、實際に於て章京（防禦）一人の下に、部下三十人乃至四十人の旗兵かある、是等の旗兵は、通常十人を一組とし、交代に邊門を守備する、其任務は關門の開閉、交通往來の看視などてある、されとも遼西地方の關門は、廢頽せるもの多く、全く門扉をすら缺けるものもあつた。然れは有名無實てはあるか、關門は皆重衡てあるから、地方官は大抵此等邊門の所在地に稅局を設けて、徵稅を韋りつゝあつたと傳へられる。尙開外の査覈は當初極めて嚴しかつたらしく、當時の書に據るに、所轄官衙の免票を帶へるものの外は滿洲に入らしめす、滿洲人とても、山海關より北京方面に來るときは先つ其行李を檢せられさるを得す、そは人參の夾帶を禁止したに據つた、又漢人の滿洲行きは大方禁止せられ、但し國初に於て捕虜となつた漢人の、其地に客死せるもの少くなかつたから、それらの子孫の遺骸を迎へんとする希望の者には特に免票を下附したとも記載されてある。

清の柳條邊牆は今日に於て、其西柵は概して猶ほ原形を認むる處あるも、東柵に殆んと痕跡を止めない、往時關門の設けあつた村落の名稱て、僅に其方面を搜り得るのみてある、又其東邊とても邊壕か土堆と併行して何等の深きも、痕跡も留めないところか多い。關門の邊防は民國創立以來、依然前淸の制を踏襲し、西邊十門は東三省駐防の管轄に歸し、奉天督軍に隷し、

盛京副都統之を統へ、駐防八旗防禦一員は、麾下の兵を率ひて各邊門に駐紮するの官制を保有し、又其主要關門には常關を設けて徵稅に從事しつゝある。

第三編　戸口

第一章　滿蒙の人口

第一節　概説

滿蒙に於ける在住人口を擧くるは頗る困難なる業に屬する、之れ其數か諸般調査の基礎たるに拘はらす、未た其根據とすへき統計を缺くを遺憾とする所以てある。

如斯、信憑すへき統計表若くは調査書の缺乏せるを以て、止むなく之を推測に依らなければならない、今各調査者別に依る滿蒙人口表を列擧すれは即ち左の如くてある。

（第一）　諸調査者別滿蒙の人口

奉天省	東三省政略（光緒、三三、明治、四〇）	八、七六三、一四八
	奉天諮議局（光緒、三四、明治、四一）	九、八八九、五五三
	關東都督府陸軍部滿洲誌（明治、四二）	一〇、二四五、八三六
	奉天郡邑誌（宣統、元、明治、四二）	九、一〇六、四三九
	東三省鹽法誌（宣統、元、明治、四二）	九、九六五、〇四五
	奉天全省農業統計調査報告書（宣統、二、明治、四三）	一〇、五八二、七七七
	關東都督府陸軍部滿蒙圖表（大正、二）	一一、〇九三、二七五

	同　上（大正、三）	一一、二四八、二九七
	同滿蒙産業誌（大正、五）	一一、七〇四、二四一
	南滿洲鐵道會社調査課（大正、五）	一一、三四一、〇〇〇
吉林省	吉林民政司（光緒、三三、明治、四〇）	三、〇四七、〇七七
	東三省政略（光緒、三三、明治、四〇）	四、二三八、三八二
	關東都督府陸軍部滿洲誌（明治、四二）	三、九九〇、五二三
	吉林民政司（光緒、三四、明治、四一）	三、七四八、〇六七
	東三省鹽法誌（宣統、元、明治、四二）	五、一八二、七二八
	吉林民政司（宣統、三、明治、四四）	五、六三二、八三八
	關東都督府陸軍部滿蒙圖表（大正、二）	五、五三四、九九九
	吉林國稅廳（民國、二、大正、二）	五、三九五、〇〇〇
	關東都督府陸軍部滿蒙圖表（大正、三）	五、六三二、〇二二
	同滿蒙產業誌（大正、五）	五、二八二、五五九
	東支鐵道會社（大正、五）	五、七三六、六一一
	南滿洲鐵道會社調査課（大正、五）	五、六二六、一〇〇
黑龍江省	關東都督府陸軍部滿洲誌（明治、四二）	一、二六三、六九五
	東三省政略（光緒、三三、明治、四〇）	一、四五五、六五七
	東三省鹽法誌（宣統、元、明治、四二）	一、六七九、五一〇
	關東都督府陸軍部滿蒙圖表（大正、二）	一、八六七、九三九
	同　上（大正、三）	一、八六五、七〇六
	杉山某原稿黑龍江通志（大正、三）	一、九一三、七二九

	關東都督府陸軍部滿蒙産業誌（大正、五）	二、〇九八、八一九
	南滿洲鐵道會社調査課（大正、五）	二、四九四、〇〇〇
熱河	關東都督府陸軍部滿蒙圖表（大正、三）	二、一六八、八三二
	同滿蒙産業誌（大正、五）	一、六七六、五〇〇
	南滿洲鐵道會社調査課（大正、五）	四、三六六、〇〇〇
關東州	關東都督府統計書（大正、七）	五八三、五〇三
	同（同　八）	六〇〇、六四四
（其他の年度略す）	同（同　九）	六六七、三八二

右表示する所は都督府統計書を除き、其他は支那官憲の公表する所、及實地踏査當時入手せし支那官憲調査書類、又は官憲の公言する所を基礎とせるものに係るも、一見其差の著しきを怪むへきてある。

由來人口の統計は頗る難事に屬し、我日本に於ても本籍人口と現住人口との間には常に差額あり、況や戸籍に關する取締緩弛し、數の觀念に乏しき支那官憲の所謂調査なるものの信し難きことは想像するに餘あり。先つ右表に就て之を見るに、奉天省に於ては同しく宣統元年の調査にして、奉天郡邑誌は九百十一萬人と稱し、東三省鹽法誌は九百九十七萬人と稱し、其間に八十六萬人の差かある、吉林省に於ては同しく光緒三十三年調にして、吉林民政司は三百〇四萬七千と稱し、東三省政略は四百二十三萬八千と稱し、其間に百十九萬一千の大差かあり、又

光緒三十四年吉林民政司三百七十五萬人に對し、翌宣統元年調東三省鹽法志に於ては、五百十八萬と稱し、僅々一箇年にして實に百四十三萬人の増加を來し、更に二年を經過して宣統三年民政司調は、五百六十三萬人と稱し四十五萬人を増加したるも、更に二年を經て、吉林國稅廳は約五百四十萬人と稱し、却て二十三萬人の減少を示した。斯の如きは滿洲の現狀より見て殆と信すへからさることに屬し、所謂支那官憲調査の據るへからさること、此一端を以て知ることか出來る。若夫れ滿洲誌、滿蒙圖表、滿蒙産業誌に至ては、一に實地踏査の際支那官憲の聲明する所に基きたるものなるか故に、之を以て略其編書の前年度に於ける支那官憲の調査と看做すことを得やう、即ち其數も亦即信し難きは言を俟たぬ。

熱河の人口か滿蒙圖表、滿蒙産業誌共に少數なるは、當時熱河地方の調査資料に乏しく、且同一年度に於ける普遍的調査を爲し得さりしに起因し、調査課調査數の多きは、偶々同一年度に於て普遍的調査を爲し得たる結果、闡明したるに外ならぬ、

第二節　當課推算滿蒙の人口

如斯、從來の統計に依る人口の疑義は一にして止らす、又一々之を指摘するの煩に堪えされとも、以上述ふる處により其梗概を推知すへきてある、是に於て大正五年當課員星武雄は、先

つ最新年度の支那官憲統計を以て、比較的實際に近きものと見做し、更に該地方人口の密度、耕地並に生産物との關係とに依て改修を加へ、以て其前年即ち大正四年末に於ける滿蒙の人口と爲した『調査報告書第二卷（人口耕地及農産物より見たる）滿蒙の大勢』の一篇は即ち此苦心の結晶てある。原より支那官憲の調査に基礎を置きたるを以て、多少の誤謬は保すへからすと雖も、密度、耕地の關係を視て、補修を加へたる點に於て、從來の調査に比し稍實際に近きものと信する。但し本數字は大正五年當時の事情よりして之を推したものてあるから、詳細は滿蒙の大勢參照の上機に臨み適宜酌算すへきてある。

調査課推算大正四年度滿蒙人口表（附屬地人口を含む）

省	道	面積	人口	每方里密度	一平方粁密度	一平方哩密度
奉天省	遼瀋道	三、六三四	六、四八六、一〇〇	一、七八四	一二六	二九九
	東邊道	四、八六八	二、八三〇、五〇〇	五八一	三八	九八
	洮昌道	二、四七〇	一、八六六、八〇〇	六八一	四四	一二四
	蒙古未開放地	三、六九〇	二五五、〇〇〇	六九	五	一三
	關東州	二一九	五四一、〇〇〇	二、四七〇	一六〇	六一五
	計	一五、一五一	一一、九七九、七〇〇	七九〇	五一	一三三

省	道	面積	人口	每方里密度	一平方粁密度	一平方哩密度
吉林省	吉長道	三、三四一	二、八九六、二〇〇	八六六	五六	一四五
	濱江道	二、〇五三	二、〇九、九〇〇	九七七	六三	一六四
	延吉道	三、一六三	四四八、四〇〇	一四二	九	二四
	依蘭道	四、五三五	三三七、三〇〇	五〇	三	八
	南郭爾羅斯	五一三	六〇、〇〇〇	一一六	八	一九
	計	一三、六〇五	五、六三八、七〇〇	四一四	二七	七〇
黑龍江省	龍江道	一四、〇四三	六七〇、〇〇〇	四七	三	八
	綏蘭道	四、七一七	一、六〇四、〇〇〇	三四〇	二三	五七
	黑河道	七、六六二	一二三、〇〇〇	一六	一	三
	呼倫貝爾	九、〇七六	九八、〇〇〇	一一	一	二
	計	三五、四九七	二、四九四、〇〇〇	七〇	五	一三
東三省	合計	六四、二五三	三〇、一一三、一〇〇	三一三	二〇	五三
熱河	熱河道	七、五二五	四、一六八、〇〇〇	五五四	三六	九五
	蒙古未開放地	二、六四三	一九八、〇〇〇	七五	五	一二
	計	一〇、一六八	四、三六六、〇〇〇	四二九	二八	七三
滿蒙	合計	七四、四二一	三四、四七八、一〇〇	三三八	二二	五五

即ち一局部に就て言へは、關東州の如く我茨城(二、四一八人)群馬(二、四一七人)地方と略同一の密度を有するものあれとも、之を總計すれは我國に比し尚一般に稀少にして、最も稠密なる遼瀋道すら我島根(一七二三人)長野(一六九七人)宮城(一六八八人)に伯仲するのみてある。吉林省中最も稠密なる濱江道の如きは、我國本州中最も稀薄なる岩手(九二〇人)に伯仲し、黒龍江省中最も稠密なる綏蘭道は、我北海道(二七一人)より稍多く、奉天省を通しては臺灣(一五〇人)朝鮮(一〇九八人)より遙に少くして、我岩手と伯仲し、吉林省を通しては我北海道より遙に多く、黒龍江省を通しては我北海道より遙に少く、東三省を通しては、我樺太(夏三二人 冬二〇人)よりも遙に多く、北海道に伯仲するを知るへきてある。

毎方哩の密度に換算して示せは左の如し。

世界各國毎方哩人口密度表

(各國の密度は、第七回世界年鑑、日本の密度は日本帝國第三十六統計年鑑、滿蒙は本調査書に據る)

國名又ハ地方名	毎方哩密度	調査年
英虞蘭威爾斯	六一八	一九一一年
白耳義	五八九	一二一〇年
和蘭	四七〇	一九一〇年
○日本本州○	三七四	一九一三年
丁抹	一七三	一九一一年
匈牙利	一六六	一九一〇年
關東州○	一六〇	一九一五年
蘇格蘭	一六〇	一九一一年
熱河△	七二	一九一五年
吉林省△	七〇	一九一五年
歐露	六八	一九一〇年
滿蒙△	五五	一九一五年
諾威	一一	一九一〇年
智利	一一	一九一〇年
哥倫比亞	一〇	一九〇八年
中央亞細亞	七	一九一〇年

國名又ハ地方名	毎方哩密度	調査年
大不列顛	三七四	一九一一年
伊太利	三一三	一九一一年
獨逸○	三一〇	一九一〇年
臺灣○	二五五	一九一三年
波蘭	二四七	一九一〇年
墺太利	二四六	一九一〇年
瑞西	二三五	一九一〇年
佛蘭西	一八九	一九一一年
朝鮮○	一八四	一九一三年
合衆國北大西洋部	一五九	一九一〇年
塞耳維亞	一五六	一九一〇年
葡萄牙	一五三	一九〇〇年
愛蘭	一三五	一九一一年
奉天省△	一二九	一九一五年
羅馬尼亞	一一七	一八九九年
勃牙利	一一七	一九一〇年
西班牙	一〇一	一九一〇年
希臘	九七	一八九六年
東三省△	五三	一九一五年
北海道○	四六	一九一三年
瑞典	三二	一九一〇年
北米合衆國	三一	一九一〇年
芬蘭	二四	一九一〇年
土耳古	二一	一九一〇年
露西亞	一九	一九一〇年
墨西哥	一八	一九〇〇年
黑龍江省△	一二	一九一五年
秘魯	七	一八九六年
亞爾然丁	六	一九一〇年
樺太○	五	一九一三年
伯西	五	一九〇一年
加拿太	二	一九〇一年
濠州	二	一九一一年
西伯利	二	一九一〇年

右の如く對照するときは、奉天省の密度は蘇格蘭葡萄牙より少きも愛蘭と伯仲し、希臘、西班牙よりも稍多く、熱河吉林省は歐露と伯仲し、滿蒙を通しては瑞典、北米合衆國(全土)、墨西哥よりも遙に多く、黑龍江省は諾威智、秘魯よりも稍多く、加拿太、濠洲、伯利よりも遙に多い、滿蒙の人口密は人の想像するか如き稀薄なるものに非さるを知るへきてある。

第三節　滿蒙人口の細別

奉天省

地方 道	地方 縣	面積（方里）	換算地積（天地）	大正四年度人口	每方里人口密度	平均每年增加人口
遼瀋道	瀋陽	二一八	五四七、一八〇	六五四、四〇〇	二、〇〇一	八、〇〇〇
	鐵嶺	一五八	三九六、五八〇	二八九、〇〇〇	一、八二九	三、二〇〇
	開原	二三九	五九九、八九〇	二八四、五〇〇	一、一九〇	三、〇〇〇
	東豐	一六四	四一一、六四〇	二四〇、〇〇〇	一、四七〇	二、〇〇〇
	西豐	一五五	三八九、〇五〇	二四〇、〇〇〇	一、五四八	一、九〇〇
	西安	一四三	三五八、九三〇	二三四、〇〇〇	一、六三六	一、八〇〇
	營口	六四	一六、、六四〇	一八六、一〇〇	二、九〇七	二、三〇〇
	遼陽	三四八	八七三、四八〇	七三〇、五〇〇	二、九九一	九、九〇〇
	遼中	一一六	二九一、一六〇	二七二、〇〇〇	二、三四四	二、二〇〇
	臺安	一〇五	二六三、五五〇	二二〇、〇〇〇	二、〇九五	一、八〇〇
	黑山	一三四	三三六、三四〇	二七五、〇〇〇	二、五二三	二、五〇〇
	蓋平	二五四	六三七、五四〇	四五六、〇〇〇	一、七九五	五、九〇〇
	海城	二二二	五五七、二二〇	五一一、六〇〇	二、三〇四	六、七〇〇
	錦	一七六	四四一、七六〇	二八一、〇〇〇	一、五九六	三、二〇〇

地方 道	縣	面積（方里）	換算地積（天地）	大正四年度人口	每方里人口密度	平均每年增加人口
	新民	二二一	五五四、七二〇	三八〇、〇〇〇	一、七一九	三、〇〇〇
	彰武	二〇七	五一九、五七〇	九四、〇〇〇	四五四	一、二〇〇
	盤山	一四三	三五八、九三〇	一四一、〇〇〇	九八六	一、三〇〇
	北鎮	八四	二一〇、八四〇	二〇六、〇〇〇	二、四五二	一、九〇〇
	義	一五一	三七九、〇一〇	三〇七、〇〇〇	二、〇三三	三、五〇〇
	興城	一一〇	二七六、一〇〇	一六九、〇〇〇	一、五三六	一、七〇〇
	綏中	一三四	三三六、三四〇	一六五、〇〇〇	一、二三一	一、七〇〇
	錦西	八八	二二〇、八八〇	一五〇、〇〇〇	一、七〇四	一、五〇〇
	計	三、六三四	九、一二一、三四〇	六、四八六、一〇〇	一、七八四	七〇、〇〇〇
東邊道	安東	九三	二三三、四三〇	一四三、七〇〇	一、五三七	二、〇〇〇
	興京	三五六	八九三、五六〇	一七二、〇〇〇	四八三	一、五〇〇
	通化	二六七	六七〇、一七〇	一一五、〇〇〇	四三〇	二、四〇〇
	鳳城	四〇三	一、〇一一、五三〇	二六〇、五〇〇	六四六	三、二〇〇
	寬甸	二九八	七四七、九八〇	一九二、〇〇〇	六四四	一、七〇〇
	桓仁	二四七	六一九、九七〇	一七二、〇〇〇	六九六	一、五〇〇
	臨江	三〇六	七六八、〇六〇	二〇、〇〇〇	六五	五〇〇

	輯安	二二〇	五五二、二〇〇	九八、〇〇〇	一、四五	一、九〇〇
	長白	二六四	六六二、六四〇	一三、〇〇〇	四九	三〇〇
	安圖	二六七	六七〇、一七〇	四、〇〇〇	一五	一〇〇
	撫松	三五二	八八三、五二〇	八、〇〇〇	二三	二〇〇
	撫順	一四六	三六六、四六〇	一七三、二〇〇	一、一八六	三、五〇〇
	本溪	三六三	九一一、一三〇	二三九、五〇〇	六五九	三、六〇〇
	海龍	一八二	四五六、八二〇	二三五、〇〇〇	一、二三六	四、三〇〇
	輝南	一〇六	二六六、〇六〇	五七、〇〇〇	五三七	二、四〇〇
	柳南	二一五	五三九、六五〇	一一九、〇〇〇	五五三	四、二〇〇
	岫巖	二一四	五三七、一四〇	一七一、〇〇〇	七九九	一、五〇〇
	莊河	二七三	六八五、二三〇	二九二、〇〇〇	一、〇六九	二、六〇〇
	復	二九六	七四二、九六〇	三五五、六〇〇	一、一九九	二、八〇〇
	計	四、八六八	三、二二八、六三〇	二、八三〇、五〇〇	五八一	四〇、二〇〇
洮昌道	遼源	二〇三	五〇九、五三〇	九八、〇〇〇	四八二	三、八〇〇
	雙山	九四	二三五、九四〇	二一、〇〇〇	二二三	一、一〇〇
	洮南	一八一	四五四、三一〇	五三、〇〇〇	二九二	二、一〇〇
	突泉	二八〇	七〇二、八〇〇	一四、〇〇〇	五〇	四〇〇
	瞻榆	二八四	七一二、八四〇	八、〇〇〇	一八	二〇〇

地方 道	縣	面積	換算地積	大正四年度人口	毎方里人口密度	平均毎年増加人口
	昌圖	二三七	天地 五七四、八七〇	四三一、六〇〇	一、八二二	三、七〇〇
	康平	一八七	四六九、三七〇	一九〇、〇〇〇	一、〇一六	二、四〇〇
	梨樹	一九四	四八六、九四〇	三八七、五〇〇	一、九九七	三、三〇〇
	懐徳	一三九	三四八、八九〇	三一五、七〇〇	二、二六六	四、〇〇〇
	開通	二二三	五五七、二三〇	一八、〇〇〇	八一	六〇〇
	洮安	一二八	三二一、二八〇	二九、〇〇〇	二二六	一、二〇〇
	安廣	二一八	五四七、一八〇	二三、〇〇〇	一〇五	七〇〇
	鎮東	二四二	六〇七、四三〇	二八、〇〇〇	一一五	八〇〇
	法庫	一三一	三三八、八一〇	一五〇、〇〇〇	一、九〇八	二、八〇〇
	計	二、七四〇	六、八七七、四〇〇	一、八六六、八〇〇	六八一	一七、一〇〇
合計		一一、一四三	二八、二二七、四二〇	一一、一八三、四〇〇	九九四	一三七、三〇〇
蒙古未開放地	×賓圖	一六八	四二一、六八〇	一〇、〇〇〇	五九	四〇〇
	×博王	四二三	一、〇五九、二三〇	五八、〇〇〇	一三七	二、二〇〇
	×達爾漢	一、三六一	四、四一六、一一〇	九二、〇〇〇	六七	三、二〇〇
	圖什業圖	七〇二	一、七六二、〇三〇	四二、〇〇〇	五九	五〇〇

道	縣	面積	換算地積	大正四年度人口	每方里人口密度	平均每年增加人口
	札薩克圖	六五五	一、六四四、〇五〇	二九、〇〇〇	四四	四〇〇
	蘇鄂公	三八二	九五八、八二〇	二四、〇〇〇	六三	三〇〇
	計	二、六九〇	九、二六一、九〇〇	一五五、〇〇〇	六九	七、〇〇〇
	關東州	二一九	五四九、六九〇	五四一、〇〇〇	二、四七〇	一五、五〇〇
奉天省合計		一五、一五一	三八、〇二九、〇一〇	一一、九七九、四〇〇	七九〇	一五九、八〇〇

吉林省

道	縣	面積	換算地積	大正四年度人口	每方里人口密度	平均每年增加人口
吉長道	吉林	六六四	一、六六六、七四〇	六四四、二〇〇	九七〇	七、二〇〇
	雙陽	一三三	三三一、三三〇	二三四、〇〇〇	一、七七三	二、三〇〇
	舒蘭	二四一	六〇四、九一〇	一八九、〇〇〇	七八四	二、四〇〇
	長春	二五九	六五〇、〇九〇	四八三、六〇〇	一、八六七	八、〇〇〇
	德惠	一九九	四九八、四九〇	二八七、六〇〇	一、五七三	四、五〇〇
	伊通	二五九	六五〇、〇九〇	三一三、〇〇〇	一、二〇八	三、一〇〇
	樺甸	六三七	一、五九八、八七〇	六一、〇〇〇	九五	一、八〇〇
	濛江	二一四	五三七、一四〇	一一、〇〇〇	五一	四〇〇

道	縣	面積	換算地積	大正四年度人口	方里毎人口密度	平均毎年増加人口
	磐石	二三六	五九二、三六〇	一六五、〇〇〇	六九九	四、〇〇〇
	農安	二四一	六〇四、九一〇	四〇七、〇〇〇	一、六六八	四、九〇〇
	長嶺	二五九	六五〇、〇九〇	一〇〇、八〇〇	三八九	四、二〇〇
	計	三、三四一	八、三八五、九一〇	二、八九六、二〇〇	八六六	四二、八〇〇
濱江道	濱江	三五	八七、八五〇	九一、五〇〇	二、六一四	五、五〇〇
	雙城	一三三	三〇八、七三〇	一五一、七〇〇	一、二三三	六、〇〇〇
	扶餘	三四九	八七五、九九〇	三五七、〇〇〇	一、〇三三	一四、三〇〇
	楡樹	二五一	六三〇、〇一〇	三五八、四〇〇	一、四二七	一四、一〇〇
	雙城	二五四	六三七、五四〇	三七八、〇〇〇	一、四八八	一八、九〇〇
	五常	三三一	八三〇、八一〇	二五〇、〇〇〇	七五五	一三、六〇〇
	賓	二七七	六九五、二七〇	二五八、四〇〇	九三二	一三、三〇〇
	同賓	四三三	一、〇八六、八三〇	一六一、九〇〇	三七三	八、九〇〇
	計	二、〇五三	五、一五三、〇三〇	二、〇〇六、九〇〇	九七七	九三、六〇〇
延吉道	延吉	四三六	一、〇九四、三六〇	一〇五、一〇〇	二四二	二、七〇〇
	和龍	二八二	七〇三、八三〇	五九、九〇〇	二一四	一、五〇〇
	汪清	三六三	九一一、一三〇	一九、六〇〇	五四	六〇〇

琿春	二三二	五八四、八三〇	三九、八〇〇	一七二	一、一〇〇
寧安	七八九	一、九八〇、三九〇	一三三、〇〇〇	一六九	二、二〇〇
東寧	四六八	一、一七四、六八〇	一八、〇〇〇	三九	二、〇〇〇
敦化	二六〇	六五二、六〇〇	三五、〇〇〇	一三五	六〇〇
額穆	三三二	八三三、三三〇	三八、〇〇〇	一一五	七〇〇
計	三、一六三	七、九三九、一三〇	四四八、四〇〇	一四二	二〇、四〇〇
依蘭道　依蘭	八一八	二、〇五三、一八〇	八〇、〇〇〇	九八	六、六〇〇
樺川	二七六	六九二、七六〇	三三、〇〇〇	一二〇	二、六〇〇
方正	一九六	四九一、九六〇	四五、三〇〇	二三二	三、七〇〇
富錦	二四五	六一四、九五〇	一八、九〇〇	八三	一、五〇〇
寶清	三五三	八八六、〇三〇	四、〇〇〇	一三	四〇〇
同江	四三九	一、一〇一、八九〇	六、五〇〇	一五	四〇〇
綏遠	四五四	一、一三九、五四〇	一、五〇〇	四	二〇〇
饒河	三五六	八九三、五六〇	二、四〇〇	七	四〇〇
虎林	四二〇	一、〇五四、二〇〇	五、〇〇〇	一三	四〇〇
密山	七〇三	一、七六四、五三〇	一七、一〇〇	二五	二、九〇〇
穆棱	二七五	六九〇、二五〇	一三、五〇〇	五〇	一、五〇〇
計	四、五三五	一一、三八二、八五〇	二二七、二〇〇	五〇	二〇、六〇〇

地方（道）	地方（縣）	面積（方里）	換算地積（天地）	大正四年度人口	每方里人口密度	平均每年增加人口
	南郭爾羅斯	五一三	一、二八七、六三〇	六〇、〇〇〇	一一六	一、五〇〇
吉林省合計		一三、六〇五	三四、一四八、五五〇	五、六二八、七〇〇	四一四	一六八、九〇〇

黑龍江省

地方（道）	地方（縣）	面積（方里）	換算地積（天地）	大正四年度人口	每方里人口密度	平均每年增加人口
龍江道	龍江	八五七	二、一五一、〇七〇	一四〇、〇〇〇	一六四	四、七〇〇
	大賚	二四〇	六〇三、四〇〇	五六、〇〇〇	二三四	四、九〇〇
	泰來	三七五	九四一、二五〇	三九、〇〇〇	一〇四	一、八〇〇
	景星	一、七七一	四、四四五、二一〇	二三、〇〇〇	一三	一、五〇〇
	肇州	五四〇	一、三五五、四〇〇	六二、〇〇〇	一一五	五、〇〇〇
	肇東	四四七	一、一三一、九七〇	三七、〇〇〇	八三	三、〇〇〇
	安達	四〇三	一、〇一一、五三〇	二〇、〇〇〇	五〇	八〇〇
	林	一七七	四四四、二七〇	一五、〇〇〇	八五	四〇〇
	武興	四三二	一、〇八四、三二〇	三〇、〇〇〇	七〇	一、二〇〇
	青岡	二二四	五六二、二四〇	七六、〇〇〇	三四〇	五、四〇〇

拜泉	六五九	一、六五四、〇九〇	六八、〇〇〇	一〇五	二、〇〇〇
訥河	六四八	一、六二六、四八〇	四七、〇〇〇	七三	一、七〇〇
嫩江	三、五六八	八、九五五、六八〇	二六、〇〇〇	八	八〇〇
布西	三、七〇二	九、二九二、〇二〇	三三、〇〇〇	九	七〇〇
計	一四、〇四三	三五、二四七、九三〇	六七〇、〇〇〇	四七	三一、九〇〇
綏蘭道					
綏化	一五三	二九一、一八〇	二〇〇、〇〇〇	一、三〇九	八、二〇〇
綏楞	一一八	三八四、〇三〇	六五、〇〇〇	五五一	三、九〇〇
呼蘭	二一五	五三九、六五〇	二八四、〇〇〇	一、三三一	一三、六〇〇
海倫	二八六	七一七、八六〇	二五〇、〇〇〇	八七四	一二、五〇〇
通北	二七五	六九〇、二五〇	七〇、〇〇〇	二五五	四、六〇〇
巴彦	一八二	四五六、八二〇	二四〇、〇〇〇	一、三一九	一〇、八〇〇
慶城	二四六	六一七、四六〇	一一四、〇〇〇	四六三	六、二〇〇
鐵驪	三一九	八〇〇、六九〇	一五、〇〇〇	四七	一、〇〇〇
蘭西	一四七	三六八、九七〇	一四一、〇〇〇	九四七	六、四〇〇
木蘭	一八九	四七四、三九〇	一四、〇〇〇	四九七	四、二〇〇
通河	五七三	一、四三八、二三〇	三八、〇〇〇	六六	四、六〇〇
湯原	一、一九七	三、〇〇四、四七〇	七一、〇〇〇	五九	六、四〇〇
克山	五四四	六八五、二三〇	一〇、〇〇〇	一八	一、二〇〇

地力 道	縣	面積	換算地積	大正四年度人口	每方里人口密度	平均每年增加人口
	龍鎮	方里 二七三	天地 一、三六五、四四〇	一三、〇〇〇	四四	一、二〇〇
	計	四、七一七	一一、八三九、六七〇	一、六〇四、〇〇〇	三四〇	八三、九〇〇
黒河道	璦琿	一、六五六	四、一五六、五六〇	五七、〇〇〇	三四	一、一〇〇
	呼瑪	一、二五一	三、一四〇、〇一〇	一八、〇〇〇	一四	七〇〇
	漠河	二、七五八	六、九二三、五八〇	五、〇〇〇	二	四〇〇
	蘿北	一、九九六	五、〇〇九、九六〇	四二、〇〇〇	二一	一、〇〇〇
	計	七、六六一	一九、二二九、一一〇	一二二、〇〇〇	一六	三、二〇〇
呼倫貝爾	呼倫	四、五六九	一一、四六八、一九〇	五八、〇〇〇	一三	六〇〇
	臚濱	一、九四四	四、八七九、四四〇	三四、〇〇〇	一八	四〇〇
	室韋	二、五六三	六、四三三、一三〇	六、〇〇〇	二	二〇〇
	計	九、〇七六	二二、七八〇、七六〇	九八、〇〇〇	一一	一、二〇〇
黒龍江省合計		三五、四九七	八九、〇九七、四七〇	二、四四四、〇〇〇	七〇	一二〇、一〇〇
東三省合計		六四、二三三	一六一、二七五、〇三〇	二〇、一一三、一〇〇	三一三	四五八、九〇〇

熱河道

熱河道	承德	二五三	六三五、〇三〇	二三〇、〇〇〇	九〇九	二、六〇〇
	灤平	二七八	六九七、七八〇	一四〇、〇〇〇	五〇四	一、四〇〇
	豐寧	四〇六	一、〇一九、〇六〇	一八五、〇〇〇	四五六	一、九〇〇
	隆化	三八二	九五八、八二〇	一三〇、〇〇五	三四〇	一、五〇〇
	平泉	七六三	一、九一五、一三〇	五二三、〇〇〇	六八四	五、六〇〇
	凌源	五四三	一、三六二、九三〇	五二七、〇〇〇	九七一	五、三〇〇
	朝陽	五八〇	一、四五五、八〇〇	七五〇、〇〇〇	一、二六三	七、八〇〇
	阜新	四八八	一、三三四、八八〇	二八八、〇〇〇	五九二	六、六〇〇
	建平	八八一	二、二二一、三一〇	一七七、〇〇〇	二〇一	一、八〇〇
	綏東	五六八	一 四二五、六八〇	一三一、〇〇〇	二三一	二、六〇〇
	赤峯	一、〇六四	二、六七〇、六四〇	五六七、〇〇〇	五三三	六、三〇〇
	開魯	一一一	二七八、六一〇	一五、〇〇〇	一三六	一、二〇〇
	林西	一二六	三一六、三六〇	一三、〇〇〇	九五	一、五〇〇
	經棚	五七〇	一、四三〇、七〇〇	一四三、〇〇〇	二五一	九〇〇
	圍場	五一二	一、二八五、一三〇	三五〇、〇〇〇	六八四	四、九〇〇
	計	七、五二五	一八、八八七、七五〇	四、一六八、〇〇〇	五五四	五一、九〇〇
蒙古未開放地	×巴林	一五二	一、八八七、五二〇	六四、〇〇〇	八五	五〇〇
	×阿魯札爾心	八〇二	二、〇一三、〇二〇	七五、〇〇〇	九四	一、五〇〇

地方 道縣	面満換算地積	大正四年度人口	毎方里人口密度	毎年増加人口平均
×札魯特	七三三	一、八三三、三三〇	四九、〇〇〇	六八	二、〇〇
×克什克騰	三六七	一、九二一、一八〇	一〇、〇〇〇	二七	一〇〇
計	二、六四三	六、六三三、九三〇	一九八、〇〇〇	七五	四、一〇〇
熱河合計	一〇、一六八	二五、五三一、六八〇	四、三六六、〇〇〇	四九	五六、〇〇〇
滿蒙總計	七四、四二三	一八六、七九六、七一〇	二四、四七八、一〇〇	三八	五一四、九〇〇

第二章 關東廳管內に於ける人口

第一節 戸口靜態

關東廳調査の戸口統計は關東州內外警察官吏派出所に備ふる戸口調査簿に據り調査せし常住的の戸口數にして、旅客其他の一時滯在者、陸海軍在營艦者及在監人を包含しない。又其範圍も關東州內、滿鐵附屬地內及牛莊、遼陽、奉天、鐵嶺、長春、安東、領事館管內居住の者のみを計上するに過ぎない。

今大正九年度末調査に依りて其大勢を通觀すれは、關東州に於ける人口は、明治三十八年末

に於て內外國人を合せて三七四、七〇〇餘人なりしか、逐年增加して大正九年末に於て六六七、三八二人を算し、之か一方里平均人口三、〇四七餘人にして、其密度內地を凌き、州外鐵道附屬地は明治三十九年末に於て僅に一一、四〇〇餘人に過きさりしもの、大正九年末には一七七、八五一餘人に達し一方里平均一三、六〇〇餘人の多きに及んた。鐵道附屬地に於ける人口の密なるは面積の極少なるに反し、市街を形成せる地域の多きに由る、此外領事館內に於ける九年末人口六六四七三餘人ある。之を最近五ケ年に於ける狀態を見るに州內は增加率最も著しく、州外之に亞き領事館管內に至りては微々殆と云ふに足らない、而して邦人の分布は年々其區域を擴大し遠く鐵路を距りたる奧地と雖も、多少有望なる市邑には概ね其の在住を見さるなく、我か勢力の侵潤實に意想の外に及ふものかある。而も近年の傾向は土著、永住の念を以て入込むもの漸次風をなし、其根蔕の漸く鞏固ならむとするを見るは喜ふへき現象てある。

第一、戸口靜態總數累年比較

州　內

地方	戸數				人口							一戸平均人口
	日本人	支那人	外國人	計	日本人 男	日本人 女	支那人 男	支那人 女	外國人 男	外國人 女	計	
旅順	二、四二七	一四、七〇三	七	一七、一三七	四、九二五	四、五五三	五〇、五八三	四四、九六三	二	一四	一〇五、〇四八	人 六・一
大連	一四、七〇六	二四、五八二	四二	三九、三二九	三四、一一八	二八、八七六	一三〇、九九七	四四、九二四	九二	六〇	二三八、八六七	六・一
金州	二〇八	一三、一九〇	一	一三、三九九	三四一	三一〇	四五、四二一	四一、八三六	—	二	八七、九〇〇	六・六
普蘭店	一九九	一五、二七三	—	一五、四七二	三七三	三三〇	六一、九九八	五四、八四一	—	—	一一七、五四二	七・六
貔子窩	一三八	一五、八二九	—	一五、九六七	二四四	二二一	六三、一九六	五四、三六四	—	—	一一八、〇二五	七・四
總計	一七、六七八	八三、五七七	四九	一〇一、三〇四	四〇、〇〇一	三四、二八九	三五二、一八五	二四〇、七二八	一〇三	七六	六六七、三八二	六・六
大正八年	一五、七九七	七六、七九八	三一	九二、六二六	三五、五九九	三〇、〇九三	三〇六、〇二五	二三八、八三四	五九	四四	六〇〇、六四四	六・五
同　七年	一四、七六五	七五、一三五	三一	八九、九三一	三三、五三九	二七、七〇三	二九八、三八八	二三四、八五九	五七	五七	五八三、五〇三	六・五
同　六年	一四、〇二九	七三、七〇三	三五	八七、七六七	二九、九七九	二五、六五八	二九三、四七二	二三三、三〇〇	六〇	五六	五七二、五二五	六・五
同　五年	一三、四五六	七一、二二三	二四	八四、七〇三	二八、二二四	二四、四四四	二八五、一九〇	二一七、一五九	五〇	四五	五五五、一〇三	六・六
同　四年	一二、九九九	六九、〇七三	五一	八二、一二三	二七、三三八	二三、九二五	二七九、一〇五	二二一、四七九	九二	四九	五四〇、九七八	六・六

州外

地方	戶數 日本人	戶數 支那人	戶數 外國人	戶數 計	人口 日本人 男	人口 日本人 女	人口 支那人 男	人口 支那人 女	人口 外國人 男	人口 外國人 文	人口 計	一戶平均人口
營口	二三	一九	—	四二	四二	四二	七八	一二	—	—	一七四	四・二人
瓦房店	六一三	九八七	—	一、六〇〇	一、二〇二	一、〇三〇	四、二七一	一、一七三	—	—	七、六七六	四・八
大石橋	六六〇	四七三	—	一、一三三	一、四三二	一、一五〇	二、三六七	八〇〇	—	—	五、七四九	五・一
遼陽	一、一六九	三二八	—	一、四九七	二、一九六	一、八六七	二、五〇八	三二八	—	—	六、八九九	四・六
鞍山	一、七五九	三八一	二	二、一四二	三、三七三	二、八一六	三、二四五	三〇五	二	二	九、七四三	四・五
奉天	三、一五七	一、二五八	一七	四、四三二	六、九一六	五、六六〇	六、九七六	一、四四九	三四	一七	二一、〇五二	四・八
本溪湖	六六七	一二一	—	七八八	一、二〇三	一、〇三六	五一七	一二一	—	—	二、八七七	三・七
撫順	三、四五五	二、五二九	三	五、九八七	七、〇六四	五、八〇九	二九、一八二	二、三〇六	四	六	四四、三七一	七・四
鐵嶺	七二九	三七三	—	一、一〇二	一、一八九	九五七	一、七〇二	一六〇	—	—	四、〇〇八	三・六
開原	五六八	一、三九三	一	一、九六二	一、〇七四	九五五	一一、四二五	一、五八〇	一	—	一五、〇三五	七・七
長春	一、九六三	一、九五九	八七	四、〇〇九	四、四六〇	三、四一二	一八、六九三	二、四四一	一六九	一三七	二九、三一二	七・三
四平街	五五四	一、二二三	—	一、七七七	一、〇二三	八八四	七、六八八	一、五九二	—	—	一一、一八六	六・三
公主嶺	七三三	一、〇一八	—	一、七五一	一、三五一	一、一〇六	六、二六三	一、三三四	—	—	一〇、〇五四	五・七

地方	戸数 日本人	戸数 支那人	戸数 外國人	戸数 計	人口 日本人 男	人口 日本人 女	人口 支那人 男	人口 支那人 女	人口 外國人 男	人口 外國人 女	人口 計	一戸平均人口
安東	一、一六〇	八六二	二	二、〇二四	二、四一三	一、九六三	四、五八二	七五一	二	四	九、七一五	四・八
總計	一七、二一〇	一三、九二四	一一三	三〇、二四六	三四、九三七	二八、六八七	九九、四九七	一四、三三二	二二三	一六六	一七七、八五二	五・九
大正八年	一七、四二一	一〇、三四九	六八	二七、八二八	三四、六一七	二八、二〇八	八八、八〇八	一一、二一五	一三〇	九七	一六三、〇七五	五・九
同七年	一四、七六三	九、一六四	五八	二三、九八五	二八、八九〇	二三、六四〇	七六、二九二	一〇、三二八	一四二	八三	一三九、二六五	五・八
同六年	一二、六一〇	八、〇八〇	五七	二〇、七四七	二四、一六四	一九、九二三	六四、〇〇一	八、〇三二	一六三	九七	一一六、三八〇	五・六
同五年	一一、〇五五	七、〇五三	四九	一八、一五七	二〇、九六六	一七、四二二	五七、六五九	六、三九三	九八	七九	一〇二、六一六	五・七
同四年	一〇、三一九	六、六二一	五八	一六、九九八	一九、〇九三	一五、七五二	五四、五六五	五、六六〇	一〇七	七四	九五、二五一	五・六

領事館

地方	戸数 日本人	戸数 支那人	戸数 外國人	戸数 計	人口 日本人 男	人口 日本人 女	人口 支那人 男	人口 支那人 女	人口 外國人 男	人口 外國人 女	人口 計	一戸平均人口
牛莊	九二三	二一三	—	一、一三四	一、七四六	一、四七七	九八一	一九九	—	—	四、四〇三	三・九
遼陽	一五〇	—	—	一五〇	二八二	二二三	—	—	—	—	五〇五	三・四

奉天	二、六〇一	—	—	二、六〇一	五、九一一	四、九一六	—	—	—	—	一〇、八二七	四・二
鐵嶺	三、八六〇	—	—	三、八六〇	一〇、〇六三	八、五二八	—	—	—	—	一八、五九一	四・八
長春	四四四	—	—	四四四	九〇九	八三五	—	—	—	—	一、七四四	三・九
安東	二、七二三	四、二〇〇	二	六、九二五	六、六七〇	五、七四八	一三、五七五	五、四〇四	四	一	三〇、四〇二	四・四
總計	一〇、六九八	四、四一三	一三	一五、一二四	二三、五八一	二一、七二七	一三、五五六	五、六〇三	四	二	六四、四七三	四・三
大正八年	七、八四五	?	?	七、八四五	一八、八三〇	一五、一二五	?	?	?	?	三三、九五五	四・三
同七年	六、七〇六	?	?	六、七〇六	一五、四七一	一二、七七八	?	?	?	?	二八、二四九	四・二
同六年	四、九三二	?	?	四、九三二	九、九八九	八、六五一	?	?	?	?	一八、六四〇	三・八
同五年	四、〇一九	?	?	四、〇一九	四、七二五	六、七九〇	?	?	?	?	一四、四一五	三・六
同四年	三、八八八	?	?	三、八八八	七、一四〇	六、三二〇	?	?	?	?	一三、四六〇	三・五

總計

地方	戸數				人口							一戸平均人口
	日本人	支那人	外國人	計	日本人		支那人		外國人		計	
					男	女	男	女	男	女		
大正九年	四五、五八六	一〇〇、九一四	一六四	一四六、六六四	一〇〇、五一九	八四、七〇三	四五五、三三八	二八〇、六八三	三一九	一四四	九二一、七〇六	六・三
同八年	四一、〇五三	八七、一四七	[illegible]	一二八、二九九	八九、〇四六	七三、四三六	三九四、八三三	二四〇、〇四九	一八[illegible]	一四一	七九七、六四四	六・二

地方	戸數 日本人	戸數 支那人	戸數 外國人	戸數 計	人口 日本人 男	人口 日本人 女	人口 支那人 男	人口 支那人 女	人口 外國人 男	人口 外國人 女	人口 計	一戸平均人口
同 七年	三六、二三四	八四、二九九	八九	一二〇、六二二	六八、九〇〇	六四、一一二	三七四、五八〇	二四三、〇八六	一九九	一四〇	七五一、〇一七	六・二
同 六年	三一、五七一	八一、七八三	九二	一一三、四四六	六四、一三三	五四、一三三	三五七、四七三	二三一、三三三	三二〇	一五三	七〇七、五四五	六・五
同 五年	三八、五三〇	六八、二六六	八三	一〇六、八七九	五六、八〇五	四八、六五五	三四二、八四九	二二三、五五二	一四八	一二四	六七二、一三三	六・三
同 四年	二七、二一六	七五、六八三	一〇九	一〇三、〇〇八	五三、五六一	四四、九八七	三三三、六七〇	二一七、一三九	一九九	一三三	六四九、六八九	六・三

第二、朝鮮人戸口

州内

地方	戸數	人口 男	人口 女	人口 計
旅順	八	二三	二五	四八
大連	四三	一三二	一五五	二八七
金州	一	三	三	六
普蘭店	七	三四	一五	四九
貔子窩	—	—	六	六
計	五九	一九二	二〇四	三九五

州外

地方	戸數	人口 男	人口 女	人口 計
瓦房店	—	二	五	七
大石橋	二	三	六	九
遼陽	四	一五	一二	二七
鞍山	八	一九	一二	三一
奉天	三三	一五二	六二	二一四
本溪湖	五	一二	一二	二四
撫順	四九	一四七	一二五	二七二
鐵嶺	一八	七四	三四	一〇八
開原	一五	四六	四四	九〇
長春	四四	一二一	九二	二一三
四平街	一四	四三	三〇	七三
公主嶺	一七	四〇	四二	八二
安東	一九七	五〇〇	三九八	八八八
計	四〇六	一、一七四	八七四	二、〇四八

領事館

地方	戸数	人口 男	人口 女	人口 計
牛荘	二一	五一	三八	八九
遼陽	一六	五〇	三二	八二
奉天	一、二六二	三、四五〇	二、八四九	六、二九九
鐵嶺	三、三七三	九、三五六	七、八四七	一七、二〇三
長春	一五〇	四九四	三八八	八八二
安東	一、〇六四	二、九四六	二、四九〇	五、四三六
計	五、八八六	一六、三四七	一三、六四四	二九、九九一

總計、

地方	戸数	人口 男	人口 女	人口 計
大正九年	六、三五一	一七、七一三	一四、七二二	三二、四三五
同八年	四、四九八	一二、九九五	九、七四三	二二、七三八
同七年	三、二一九	九、四二七	七、二三九	一六、六六六
同六年	一、三四四	三、九三二	二、八五四	六、七八六
同五年	四六四	一、四五五	九一四	二、三六九

第三、市戸口

旅順市

年次	戸數 日本人	戸數 支那人	戸數 外國人	戸數 計	人口 日本人	人口 支那人	人口 外國人	人口 計	一戸平均人口
大正九年末	二、二九一	二、〇六七	六	四、三六四	九、〇五八	一〇、二三四	二二	一九、三〇三	四・四
同八年末	二、一六六	一、九〇六	六	四、〇七八	八、七三〇	九、一〇六	二三	一七、八六〇	四・四
同七年末	二、一〇九	一、六六三	四	三、七七六	八、七〇七	七、四二五	二三	一六、一五四	四・三
同六年末	一、六五六	一、六五六	三	三、七六二	八、六四五	八、六四五	二〇	一六、〇四三	四・三
同五年末	一、六四〇	一、六四〇	三	三、八四四	八、八二三	八、八二三	一八	一五、七二三	四・一
同四年末	一、五〇六	一、五〇六	四	三、六七三	八、四七八	八、四七八	一七	一四、七一五	四・一

大連市

年次	戸數 日本人	戸數 支那人	戸數 外國人	戸數 計	人口 日本人	人口 支那人	人口 外國人	人口 計	一戸平均人口
大正九年末	一二、四九八	一二、七八八	三四	二五、三二〇	五一、〇一八	五一、〇一八	一二八	一〇五、九六八	六・二
同八年末	一〇、四一二	八、五五六	二四	一九、〇〇一	四五、五八六	四五、五八六	七八	一〇八、三二八	五・七

年次	戸數 日本人	戸數 支那人	戸數 外國人	戸數 計	人口 日本人	人口 支那人	人口 外國人	人口 計	一戸平均人口
同七年末	九、九〇〇	七、八九〇	二六	一七、八一六	四一、七四一	四一、七四一	八九	九七、三二一	五・五
同六年末	九、五七五	七、六〇七	三一	一七、三〇三	三八、五二八	三八、五二八	九五	九〇、三八五	五・二
同五年末	九、〇九七	六、七八三	二九	一五、九〇九	三六、四一五	四六、四一五	六九	八三、〇五四	五・二
同四年末	八、七八二	六、三四〇	四五	一五、一六七	三四、六〇二	四三、四六六	一一六	七七、一八四	五・一

第四、人口年齡五歲別（大正九年末現在）

州内

年齡級	日本人 男	日本人 女	支那人 男	支那人 女	外國人 男	外國人 女	合計 男	合計 女	合計 計
〇－五	四、六二二	四、三八七	三八、四一三	三五、四五七	八	七	四三、〇四二	三九、八五一	八二、八九三
五－一〇	三、三三三	三、三三二	三二、八二六	三〇、七六五	八	六	三六、一六七	三四、一〇三	八〇、二七〇
一〇－一五	二、九四〇	二、四六三	三〇、六三八	二七、八〇七	四	一二	三三、五八二	三〇、二八一	六三、八六三
一五－二〇	四、三五四	三、六八一	三六、四三四	二五、四二七	六	四	四〇、七九四	二九、一一二	六九、九〇六
二〇－二五	四、三三一	四、八六八	三六、七五六	二一、六五一	一三	六	四一、一〇〇	二六、四三五	六七、五三五
二五－三〇	四、七二四	四、二八二	三五、四九三	一八、二四〇	九	四	四〇、二二六	二二、五二五	六二、七三二

三〇―三五	四、六〇二	三、六四八	三二、四六〇	一七、一七八	二	三	三七、〇七三	二〇、八三八	五七、九一一
三五―四〇	四、二二一	二、八九〇	二九、〇八七	一四、九七二	一四	二	三三、三二二	一七、八七四	五一、一八六
四〇―四五	三、〇八四	二、〇〇五	二三、七五四	一二、〇三三	一三	八	二六、八五二	一四、〇四六	四〇、八九七
四五―五〇	一、八五三	一、〇九八	一六、〇九五	九、一四七	八	二	一七、九五六	一〇、二四七	二八、二〇三
五〇―五五	一、〇六三	六三〇	一四、一五三	八、一三七	六	四	一五、二二二	八、七七一	二三、九九三
五五―六〇	四五九	三六四	一〇、五〇九	六、八〇一	三	―	一〇、九七一	七、一六五	一八、一三六
六〇―六五	二五四	二八一	七、三六九	五、六七一	―	一	七、六二三	五、九五三	一三、五七六
六五―七〇	九五	一八八	四、一八三	三、四六六	―	―	四、二七八	三、六五四	七、九三二
七〇―七五	六六	一〇七	二、二二五	二、二〇五	―	―	二、二九一	二、三一二	四、六〇三
七五―八〇	一三	四八	一、〇七〇	一、〇八五	―	―	一、〇八三	一、一三三	二、二一六
八〇―八五	五	一五	五一一	五五四	―	―	五一六	五六九	一、〇八五
八五―九〇	三	三	一六一	一七九	―	―	一六四	一八二	三四六
九〇以上	―	―	三八	四二	―	―	三八	四二	八〇
總計	四〇、〇〇一	三四、七八九	三五二、一八五	二四〇、七二八	一〇三	七六	三九二、二八九	二七五、〇九三	六六七、三八二

州外

年齢級	日本人 男	日本人 女	支那人 男	支那人 女	外國人 男	外國人 女	合計 男	合計 女	計
〇—五	四、一二七	三、九三七	一、六〇六	一、三九六	一七	一八	五、七五〇	五、三五一	一一、一〇一
五—一〇	三、二〇三	三、八八六	一、六三七	一、四五八	一三	一〇	四、八五三	四、三五四	九、二〇六
一〇—一五	二、二四五	一、九四二	二、九四一	一、三五一	一三	一〇	五、一九九	三、三〇三	八、五〇二
一五—二〇	二、八四八	二、四三四	一〇、四八八	二、〇二四	六	一三	一三、三五二	四、四七一	一七、八二三
二〇—二五	三、五八五	三、八六九	一七、四三三	一、九一三	一三	二〇	二一、〇三〇	五、八一二	二六、八四二
二五—三〇	四、五二〇	三、八一二	一九、〇二六	一、五八八	二三	三七	二三、五六九	五、四三七	二九、〇〇六
三〇—三五	四、九三五	三、五五三	一六、九四七	一、四〇二	二四	二二	二一、九〇六	四、九七六	二六、八八二
三五—四〇	四、二六八	二、七一五	一三、七一三	一、三三〇	三七	一二	一七、〇一八	三、九五六	二一、九七四
四〇—四五	二、七四六	一、九六八	七、八三二	七三六	四三	一〇	一〇、六一九	二、五一四	一三、一三三
四五—五〇	一、二八九	七五〇	四、二八一	三八七	一五	五	五、五八五	一、一四二	六、七二七
五〇—五五	六一〇	三五六	二、六五三	三四一	九	一	三、二七二	六九八	三、九六九
五五—六〇	二五五	二〇九	一、〇二三	二一三	二	—	一、二八〇	四二二	一、七〇二
六〇—六五	一四八	一六四	五四二	一四四	—	—	六九〇	三三八	一、〇二八
六五—七〇	八	一三八	二四一	一〇〇	—	—	三二八	二二八	五五六
七〇—七五	四九	八九	九六	四九	—	—	一四五	一三八	二八三
七五—八〇	一四	二六	一五	一四	—	—	二九	四〇	六九

年齢級	日本人 男	日本人 女	支那人 男	支那人 女	外國人 男	外國人 女	合計 男	合計 女	合計 計
八〇−八五	五	六	九	二	—	—	一四	一七	三一
八五−九〇	二	一	三	六	—	—	五	七	一二
九〇以上	一	二	一	—	—	—	二	二	四
年齢不詳	—	—	二	—	—	—	二	—	二
總計	二四、九三七	二八、六八七	九九、四九七	一四、三三二	二一二	一八六	一二四、六四六	四三、二〇五	一六七、八五一

領事館

年齢級	日本人 男	日本人 女	支那人 男	支那人 女	外國人 男	外國人 女	合計 男	合計 女	合計 計
〇−五	二、三九四	二、二九一	八〇七	五六三	—	—	三、二〇一	二、八五四	六、〇五五
五−一〇	二、三三八	二、一〇一	九〇一	六二三	—	—	三、二三九	二、七二四	五、九六三
一〇−一五	一、九一〇	一、六三四	一、〇四四	六〇五	—	—	二、九五四	二、二三九	五、一九三
一五−二〇	一、九七七	二、〇〇一	一、三一五	五八三	—	—	三、二九二	二、五八四	五、八七六
二〇−二五	二、五一四	二、六四七	一、三五三	四三二	—	一	三、八六八	三、〇八〇	六、九四六
二五−三〇	二、九二五	二、七三八	一、五五六	五三七	—	—	四、四八一	三、二七五	七、七五六
三〇−三五	三、〇二四	二、三四〇	一、三八一	五四四	一	一	四、四〇六	二、八八五	七、二九一
三五−四〇	二、七三〇	一、八三七	一、五九四	五一二	一	—	四、三二五	二、三四九	六、六七四
四〇−四五	一、九九五	一、三三四	一、一八〇	三七四	—	—	三、一七五	一、七〇八	四、八八三

年齢級	日本人 男	日本人 女	支那人 男	支那人 女	外國人 男	外國人 女	合計 男	合計 女	合計 計
四五―五〇	一、五二一	一、〇一七	八七六	三三八	一	―	二、三九八	一、三五五	三、七五三
五〇―五五	一、〇七二	七三七	六一七	二二二	一	―	一、六九〇	九五九	二、六四九
五五―六〇	四四六	三四一	三四五	一一五	―	―	七九一	四五六	一、二四七
六〇―六五	二二五	二二四	一八一	五七	―	―	四〇六	二八一	六八七
六五―七〇	一〇八	一三五	一二一	五一	―	―	二二九	一八六	四一五
七〇―七五	六二	八一	七一	二八	―	―	一三三	一〇九	二四二
七五―八〇	一一	二三	一三	九	―	―	二四	三二	五六
八〇―八五	八	七	―	―	―	―	八	七	一五
八五―九〇	一	二	一	―	―	―	二	二	四
九〇以上	二	一	―	―	―	―	二	一	三
年齢不詳	三一八	二四六	―	―	―	―	三一八	二四六	五六四
總計	二五、五八一	二一、七二七	一三、五五六	五、六〇三	四	二	三九、一四一	二七、三三二	六六、七四三

總計

年齡級	日本人 男	日本人 女	支那人 男	支那人 女	外國人 男	外國人 女	合計 男	合計 女	合計 計
〇—五	一一、一三二	一〇、六一五	四〇、八二六	三七、四一六	二五	二五	五一、九九三	四八、〇五六	一〇〇、〇四九
五—一〇	八、八七四	八、三一九	三五、三六四	三二、八四六	二〇	一六	四四、二五八	四一、一八一	八五、四三九
一〇—一五	七、〇九五	六、〇三九	三四、六二三	三四、六二三	一七	二一	四一、七三五	三五、八二三	七七、五五八
一五—二〇	九、一七九	八、一一六	四八、二四七	二八、〇三四	一三	一七	五七、四四八	三六、一六七	九三、六〇五
二〇—二五	一〇、四三〇	一一、三九四	五五、五四二	二三、九一五	二五	二七	六五、九九七	三五、三三六	一〇一、三三三
二五—三〇	一二、一六九	一〇、八三一	五六、〇七五	二〇、三六五	三二	四一	六八、二七六	三一、二三七	九九、五一三
三〇—三五	一二、五六一	九、五四一	五〇、九八八	一九、一二四	三六	三四	六三、五八五	二八、六九九	九二、二八四
三五—四〇	一一、二〇九	七、四四二	四三、三九四	一六、七〇五	五三	三二	五四、六五五	二四、一七九	七八、八三四
四〇—四五	七、八二五	五、一〇七	三二、七六五	一三、一四三	五五	一八	四〇、六四五	一八、二六八	五八、九一三
四五—五〇	四、六六三	二、八六五	二一、二五二	九、八七二	二四	七	二五、九三九	一二、七四四	三八、六八三
五〇—五五	二、七四五	一、七三三	一七、四二二	八、七〇〇	一六	五	二〇、一八三	一〇、四三八	三〇、六二一
五五—六〇	一、一六〇	九一四	一一、八八七	七、一二九	五	—	一三、〇五二	八、〇四三	二一、〇九五
六〇—六五	六二七	六八九	八、〇九二	五、八八二	—	一	八、七一九	六、五七二	一五、二九一
六五—七〇	二九〇	四五一	五四五	三、六一七	—	—	四、八三五	四、〇六八	八、九〇三
七〇—七五	一七七	二七七	二、三九二	二、二八二	—	—	二、五六九	二、五五九	五、一二八
七五—八〇	三八	九七	一、〇九八	一、一〇八	—	—	一、一三六	一、二〇五	二、三四一

年齢數	日本人 男	日本人 女	支那人 男	支那人 女	外國人 男	外國人 女	合計 男	合計 女	合計 計
八〇―八五	一八	二八	五二〇	五六五	―	―	五三八	五九三	一、一三一
八五―九〇	六	六	一六五	一八五	―	―	一七一	一九一	三六二
九〇以上	三	三	三九	四二	―	―	四二	四五	八七
年齢不詳	三一八	二	二	―	―	―	三二〇	二四六	五六六
總計	一〇〇、五一九	八四、七〇三	四六五、一三八	二六〇、六八三	三一九	二七四	五六六、〇七六	三四五、六六〇	七一一、七〇六

第五、人口配偶關係別

有配偶者

人口配偶關係別

地方	日本人 男	日本人 女	支那人 男	支那人 女	合計 男	合計 女	合計 計	人口百に付
州內	一五、六五六	一五、二〇五	一一五、四五九	一〇一、六〇〇	一三一、一一五	一一六、八〇五	二四七、九二〇	三七・三
州外	一五、二七九	一四、三二八	一六、六九三	六、五〇八	三一、九七二	二〇、八三六	五二、八〇八	二九・八
領事館	一〇、九三一	一〇、四六五	三、六三九	二、七四〇	一四、五七〇	一三、二〇五	二七、七七五	四一・八
總計	四一、八六六	三九、九九八	一三五、七九一	一一〇、八四八	一七七、六五七	一五〇、八四六	三二八、五〇三	三六・一

本表の外現住外國人男一六七女一三三計三〇〇人あり

同上年度別

大正八年	三三、七八二	三二、六八四	一一〇、四七八	一〇一、九五八	一四四、二六〇	一三四、六四二	二七八、九〇二
同七年	二九、九一四	二八、八六〇	一〇六、六六一	九八、一〇四	一三六、五七五	一二六、九六四	二六三、五三九
同六年	三五、二六八	二五、一一二	九八、六三〇	九九、五五三	一三三、八九八	一二四、六六五	二五八、五六三
同五年	二二、五七〇	二二、五二九	九四、五二四	九五、三七二	一一七、〇九四	一一七、九〇一	二三四、九九五
同四年	二〇、三〇八	二〇、〇九九	九〇、五九九	九二、〇〇五	一一〇、九〇七	一一二、一〇四	二二三、〇一一

無配偶者

地方	日本人		支那人		合計			人口百に付
	男	女	男	女	男	女	計	
州内	二四、三四五	一九、〇八四	二三六、七二六	一三九、一二八	二六一、〇七一	一五八、二一二	四一九、二八三	六二・八
州外	一九、六五八	一四、三五九	八二、八〇四	七、八四四	一〇二、四六二	二二、二〇三	一二四、六六五	七〇・三
領事館	一四、六五〇	二、二六二	九、九一七	一一、八六三	二四、五六七	一四、一二五	三八、六九二	五八・二
總計	五八、六五三	三五、七〇五	三二九、四四七	一五八、八三五	三八八、一〇〇	一九四、五四〇	五八二、六四〇	六三・九

本表の外現住外國人男一五二女一一一計二六三人がある

同上年度

大正八年	五〇、一二六	三七、一九五	二八四、三四五	一三八、〇九一	三三四、四七一	一七五、二八六	五〇九、七五七
同七年	四二、八五七	三二、一六九	二六七、九一九	一三六、九七三	三一〇、七七六	一六九、一四二	四七九、九一八
同六年	三八、八六四	二九、一二〇	二五八、八四三	一三一、七七九	二九七、七〇七	一六〇、八九九	四五八、六〇六
同五年	三四、二二五	二六、一二六	二四八、三三五	一二八、一八〇	二八二、五六〇	一五四、三〇六	四三六、八六六
同四年	三三、二五三	二四、八九八	二四三、〇七一	一二五、一三四	二七六、三二四	一五〇、〇三二	四二六、三五六

更に之を配偶の有無により人口百に對する比例を求むれは

種別	州内	州外	領事館	總計
有配偶者	三七・二	二九・八	四一・八	三六・一
無配偶者	六二・八	七〇・二	五八・二	六三・九

第六、日本人本籍地別

日本人本籍地別

本籍地	州内			州外			領事館			總計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
北海道	三八九	三〇二	六九一	三二〇	二〇五	五二五	五九	四一	一〇〇	七六八	五四八	一、三一六
青森	一六二	一〇六	二六八	二六四	一七八	四四二	三八	二七	六五	四六四	三一一	七七五
巖手	二二四	一七四	三九八	二四五	一八四	四二九	五一	三五	八六	五二〇	三九三	九一三

秋田	三七三	二七八	六五一	四二三	二八八	七〇八	七一	三七	一〇八	八六六	六〇一	一、四六七
山形	四三九	三一七	七五六	三八〇	二六九	六四九	七六	五八	一三四	八九五	六四四	一、五三九
宮城	四六九	三八四	八五三	六五八	四九五	一、一五三	一四二	一一五	二五七	一、二六九	九九四	二、二六三
福島	五三九	三八一	九二〇	八四九	七〇四	一、五五三	一四[illegible]	八四	二二四	一、五二八	一、一六九	二、六九七
茨城	四七一	三八九	八六〇	五〇九	三八三	八九二	一一一	九七	二〇八	一、〇九一	八六九	一、九六〇
栃木	三四八	二一七	五六五	三八三	三一一	六九四	八六	六二	一四八	八一七	五九〇	一、四〇七
群馬	二四二	一七五	四一七	三一七	二三八	五五五	五三	四一	九四	六一二	四五四	一、〇六六
埼玉	三三九	二六六	六〇五	三三三	二七七	六一〇	四[illegible]	四二	八七	七一七	五八五	一、三〇二
千葉	四四二	三五二	七九四	三〇七	二一二	五一九	九二	八三	一七五	八四一	六四七	一、四八八
東京	二、三三五	一、九七五	四、三一〇	一、一六五	九九九	二、一六四	三六五	二七六	六四一	三、八六五	三、二五〇	七、一一五
神奈川	六七三	六二四	一、二九七	四一五	三二五	七四〇	九八	八二	一八〇	一、一八六	一、〇三一	二、二一七
新潟	八〇六	六二〇	一、四二六	六一六	四八九	一、一〇五	一六九	一三三	三〇二	一、五九一	一、二四二	二、八三三
富山	四七八	三五三	八三三	四五三	三三五	七八八	一七〇	一三五	三〇五	一、一〇三	八三三	一、九三五
石川	五九九	四五三	一、〇五二	六五三	五一七	一、一七〇	一二六	一〇	二二五	一、三七八	一、〇七九	二、四五七
福井	四二八	二八〇	七〇八	四二三	三四九	七七二	八九	七三	一六二	九四〇	七〇二	一、六四二
長野	六八四	五三九	一、二二三	七七四	五六九	一、三四三	一三三	九九	二三二	一、五九一	一、二〇七	二、七九八
岐阜	五四三	三八八	九三一	四六七	三〇二	七六九	一六九	一二四	二九三	一、一七九	八一四	一、九九三
滋賀	七〇八	四六〇	一、一六八	六二九	四五二	一、〇八一	一七九	一〇二	二八一	一、五一六	一、〇一四	二、五三〇

本籍地	州内 男	州内 女	州内 計	州外 男	州外 女	州外 計	領事館 男	領事館 女	領事館 計	總計 男	總計 女	總計 計
山梨	二二六	一六一	三八七	二八二	一八四	四六六	五九	四六	一〇五	五六七	三九一	九五八
靜岡	七〇六	五四三	一、二四九	七七四	五九六	一、三七〇	一三八	九三	二三一	一、六一八	一、二三二	二、八五〇
愛知	一、〇九六	九二九	二、〇二五	八四四	七二三	一、五六七	二六二	二五八	五二〇	二、二〇二	一、九一〇	四、一一二
三重	五六〇	四一九	九七九	四八四	三八三	八六七	一五二	一二三	二七五	一、一九六	九二五	二、一二一
京都	七八七	六一七	一、四五八	五〇〇	三八七	八八七	二〇一	一六五	三六六	一、四八八	一、二三三	二、七二一
兵庫	一、三六五	一、一一三	二、四七八	八二四	七九二	一、六一六	二八七	二四七	五三四	二、四七六	二、一五二	四、六二八
大阪	一、三五七	一、二八五	二、六四二	七七五	六六三	一、四三八	二八五	三一三	五九八	二、四一七	二、二六一	四、六七八
奈良	二五六	一九五	四五一	一九五	一六七	三六二	一〇四	六六	一七〇	五五五	四二八	九八三
和歌山	三九六	三四六	七四二	三二〇	二四三	五六三	一三七	八七	二二四	八五三	六七六	一、五二九
鳥取	四五二	三八四	八三六	三七七	二七二	六四九	七〇	四六	一一六	八九九	七〇二	一、六〇一
島根	八五六	七四六	一、六〇二	六四四	四九八	一、一四二	二〇三	一九七	四〇〇	一、七〇三	一、四四一	三、一四四
岡山	九一九	七七二	一、六九一	七六〇	六二九	一、三八九	二一六	一五四	三七〇	一、八九五	一、五五五	三、四五〇
廣島	二、二五四	二、一四四	四、三九八	一、四六四	一、三一〇	二、七七四	五一五	四七一	九八六	四、二三三	三、九二五	八、一五八
山口	二、〇八七	一、八二九	三、九一六	一、三七七	一、二一八	二、五九五	四八二	四五二	九三四	三、九四六	三、四九九	七、四四五
德島	四三〇	三八五	八一五	三四五	三〇三	六四八	一三八	一一四	二五二	九一三	八〇二	一、七一五
香川	六〇九	五三一	一、一四〇	五四八	四七八	一、〇二六	二一五	一七三	三八八	一、三七二	一、一八二	二、五五四

愛媛	一、一三二	一、〇三二	二、一六三	七七三	七二一	一、四八四	三四一	二六八	六〇九	二、二四五	二、〇一〇	四、二五五
高知	四一七	四三三	八四九	三一九	二七四	五九三	一一〇	七六	一八六	八四六	七八二	一、六二八
大分	一、四〇〇	一、三一九	二、七一九	一、二〇五	一、〇〇五	二、二一〇	三七一	三四六	七一七	二、九七六	二、六七〇	五、六四六
福岡	二、五九七	二、三三一	四、九二八	三、〇〇四	二、四八七	五、四九一	六八四	六二四	一、三〇八	六、二八五	五、四四二	一一、七二七
佐賀	一、六三六	一、四三七	三、〇七三	一、六〇七	一、四一八	三、〇二五	三二五	二九五	六二〇	三、五六七	三、一五〇	六、七一七
長崎	二、二四二	二、三八四	四、六二六	一、五八七	一、七三五	三、三二二	五〇六	七一六	一、二二二	四、三三六	四、八三五	九、一七〇
熊本	一、九一一	一、八五〇	三、七六一	一、七四七	一、五六九	三、三一六	四三〇	五〇八	九三八	四、〇八八	三、九二七	八、〇一五
宮崎	三七八	三二〇	六九八	四一七	二四一	六五八	八九	七四	一六三	八八四	六三五	一、五一九
鹿兒島	二、〇一一	一、四七七	三、四八八	一、九七六	一、四三二	三、四〇八	四四四	三三三	七六六	四、四三一	三、二三一	七、六六二
沖縄	三三	一三	四五	三三	一一	三四	四	三	七	五九	二七	八六
臺灣	七	五	一二	一〇	五	一五	四	一	五	二二	一一	三三
朝鮮	一九二	二〇四	三九六	一、一七四	八七四	二、〇四八	一六、三四七	一三、六三四	二九、九八一	一七、七一三	一四、七一三	三二、四二五
總計	四〇、〇〇二	三四、二六八	七四、二七〇	三四、九三七	二八、六八七	六三、六二四	二五、五八一	二一、七二七	四七、三〇八	一〇〇、五一九	八四、七〇三	一八五、二二二

第七、南滿洲日本人職業別一覽（大正九年末）

日本人職業別

職業		州内 男	州内 女	州外 男	州外 女	領事館 男	領事館 女	總計 男	總計 女	大正八年 男	大正八年 女	大正七年 男	大正七年 女
農業、林業、漁業	本業者	四七〇	一三	四三八	九	七、五二一	三五五	八、四一九	三七七	六、五八五	七三	四、五三九	三四〇
	從屬者	四〇一	五五七	三〇七	五一八	七、一八〇	二、八六七	七、八八八	三、九四二	五、四三四	八、八四七	四、三六五	六、四八四

職業		州內 男	州內 女	州外 男	州外 女	領事館 男	領事館 女	總計 男	總計 女	大正八年 男	大正八年 女	大正七年 男	大正七年 女
鑛山業	本業者	三五	一	三、二六五	四九	四二三	―	三、七二三	五〇	三、九二三	一三	三、六四六	一七
	從屬者	一	五〇	二、一五〇	四、〇二四	二四五	四九六	二、四一四	四、五八〇	二、三〇二	四、四五三	一、六七五	四、〇四四
工業	本業者	八、二四	五九六	五、一三六	一五一	一、七八五	一一〇	一五、一六〇	八五七	一四、七七六	七四六	一二、〇八六	六三八
	從屬者	四、七〇六	九、九四三	二、八八〇	五、六九二	八六九	一、九一九	八、四五五	一七、五五四	八、一八六	一六、二五三	六、五六七	一三、二一六
商業	本業者	六、六二九	一、一〇七	四、〇五四	九一三	二、六九五	五三三	一三、三七八	二、五五三	一二、〇八七	一、九五九	九、六六七	一、五九九
	從屬者	四、一〇八	七、一九七	二、八二三	四、八七三	一、四八二	二、九七三	八、四一三	一五、〇四二	六、五八七	一三、一〇二	五、五八三	一〇、四三一
交通業	本業者	三、八五六	三三六	五、八九一	二〇六	七七九	七八	一〇、五二六	六二〇	九、二五七	二七三	八、五二九	二〇八
	從屬者	二、三二六	四、四九七	三、〇七六	六、八〇〇	四一一	八六一	五、八一三	一三、一五八	五、二〇三	一〇、六一〇	四、七四九	九、七九一
政務に關する業	本業者	二、二四四	三九	九六四	一	三八二	―	三、五九〇	四〇	三、二九五	二三	三、〇一二	八
	從屬者	一、五五〇	三、〇四九	四八三	一、〇八九	一九一	四四九	二、二二四	四、五八七	二、一四二	四、三五七	一、八〇七	三、九三三
自由業	本業者	一、二〇九	六二五	八九	四四六	二七五	一二五	二、三八三	一、一九六	二、一六二	一、〇五一	一、八九四	一、〇二九
	從屬者	一、〇七八	一、九七八	五五〇	一、〇〇七	二一七	三六二	一、八四五	三、三四七	一、五九九	三、〇六八	一、三九七	二、六九[illegible]
其の他の業	本業者	一、七八二	二、二五五	一、一七八	一、三一六	六一六	七七八	三、五七六	四、四二九	三、六八二	四、九〇六	四、一五〇	四、二四三
	從屬者	九九五	一、八一四	九八一	一、三三六	四一〇	六八二	二、〇八五	三、八三三	二、〇九七	三、九一一	二、三七八	四、五七五
無職業	本業者	五五	二三	三六	四	八	三	九九	三〇	四六	一三	五〇	一八
	從屬者	二九八	二〇九	一二七	一六四	一〇三	一三六	二五七	五〇九	六八〇	七七一	八〇六	八四七
合計	本業者	二四、五二〇	四、九九五	二二、八六一	三、一七五	一四、四七四	一、九八二	六〇、八五五	一〇、一五二	五四、八一六	九、〇五五	四七、五七三	八、一〇〇
	從屬者	一五、四八一	二九、二九四	一三、〇七六	二五、五一二	一一、一〇七	一九、七四五	三九、六六四	七四、五五一	三四、二三〇	六四、三七一	二九、三二七	五六、〇二二
	計	四〇、〇〇一	三四、二八九	三五、九三七	二八、六八七	二五、五八一	二一、七二七	一〇〇、五一九	八四、七〇三	八九、〇四六	七三、四二六	七六、九〇〇	六四、一二二

臨時戸口調査に依る戸口數

第八、臨時戸口調査に依る戸口數

然るに大正九年十一月一日内地の國勢調査施行に關連して、滿洲にては關東廳に依つて臨時戸口調査なる名目の下に、關東州、南滿洲鐵道沿線附屬地及領事館管内に於ける日本人、支那人及外國人の戸口を調査し、左の如き結果を得た。

關東廳臨時戸口調査に依る世帯數及人口概數（大正九年十月一日調査）

一、常住人口

地方	世帯數	日本人 内地人 男	日本人 内地人 女	日本人 内地人 計	日本人 朝鮮人 男	日本人 朝鮮人 女	日本人 朝鮮人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	合計 男	合計 女	合計 計
民政署 旅順 旅順市	四、六一六	七、〇六二	四、三七六	一一、四三八	(*四)五八	(*三)二七	(*六)八五	七、四一五	三、一九三	一〇、六〇八	九	一三	二二	(*四)一四、五四四	(*三)七、六〇九	(*六)二二、一五三
旅順 其他	三、九一二	二五五	一四五	四〇〇	三	—	三	四三、〇三三	四一、四四八	八四、四八一	一	二	三	四三、二九二	四一、五九五	八四、八八七
旅順 計	一七、九二七	七、三一七	四、五二一	一一、八三八	(*四)六一	(*三)二七	(*六)八八	五〇、四四八	四四、六四一	九五、〇八九	一〇	一五	二五	(*四)五七、八三六	(*三)四九、二〇四	(*六)一〇七、〇四〇
大連 大連市	二五、一八八	二九、一六五	二三、八二一	五二、九八六	(*一〇)(△一〇)一八四	(*九)一五四	(*一八)(△一〇)三三八	九〇、二九九	一四、七五六	一〇五、〇五五	一二八	三七	一六五	(*一〇)(△一〇)一一九、七七六	(*八)三八、七六八	(*一三)(△一〇)一五八、五四四
大連 其他	一七、八一三	六、五七八	五、五三九	一二、一一七	三三	二一	五四	五八、六六一	三二、九七〇	九一、六三一	二一	二一	四二	六五、二九三	三八、五五一	一〇三、八四四
大連 計	四三、〇〇〇	三五、七四三	二九、三六〇	六五、一〇三	(*一〇)(△一〇)二一七	(*三)一七五	(*一八)(△一〇)三九二	一四八、九六〇	四七、七二六	一九六、六八六	一四九	五八	二〇七	(*一〇)(△一〇)一八五、〇六九	(*三)七七、三一九	(*一三)(△一〇)二六二、三八八

地方			世帯數	日本人 内地人 男	日本人 内地人 女	日本人 内地人 計	日本人 朝鮮人 男	日本人 朝鮮人 女	日本人 朝鮮人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	合計 男	合計 女	合計 計
管内	金州	本署	一三、三七〇	三三八	三一四	六五二	七	三	一〇	四五、一八〇	四一、六三一	八六、八一一	—	二	二	四五、五二五	四一、九五〇	八七、四七五
		普蘭店支署	一五、五九九	三八八	二九八	六八六	三〇	一五	四五	六一、八七三	五四、六五七	一一六、五三〇	—	—	—	六二、二九一	五四、九七〇	一一七、二六一
		貔子窩支署	一六、三八二	四五四	二四五	六九九	五	—	五	六二、三七〇	五四、二四四	一一六、六一四	—	—	—	六二、八二九	五四、四八九	一一七、三一八
		計	四五、三五一	一、一八〇	八五七	二、〇三七	四二	一八	六〇	一六九、四二三	一五〇、五三二	三一九、九五五	—	二	二	一七〇、六四五	一五一、四〇九	三二二、〇五四
	合計		一〇五、八七八	四四、二四〇	三四、七三八	七八、九七八	三二〇 (*一四)(△一)	二二〇 (*五)	五四〇 (*一九)(△一)	三六八、八三一	二四二、八九九	六一一、七三〇	一五九	七五	二三四	四一三、五五〇 (*一四)(△一)	二七七、九三二 (*五)	六九一、四八二 (*一九)(△一)
警務	營口	本署	四八	五一	四八	九九	—	—	—	一〇八	一二	一二〇	—	—	—	一五九	六〇	二一九
		大石橋支署	一、一六四	二、二五〇	一、一二五	三、三七五	八	一二	二〇	二、三七四	七六七	三、一四一	—	—	—	四、六三二	一、九〇四	六、五三六
		瓦房店支署	一、六八八	一、七〇七	一、〇四七	二、七五四	一	八	九	四、七八四	一、二九六	六、〇八〇	—	—	—	六、四九二	二、三五一	八、八四三
		計	二、九〇〇	四、〇〇八	二、二二〇	六、二二八	九	二〇	二九	七、二六六	二、〇七五	九、三四一	—	—	—	一一、二八三	四、三一五	一五、五九八
	遼陽	本署	一、四九二	三、五八一	一、八四四	五、四二五	九	七	一六	二、五二四	三六〇	二、八八四	二	—	二	六、一一六	二、二一一	八、三二七
		鞍山支署	二、三一〇	三、七七九	三、〇一四	六、七九三	二七	一一	三八	三、七八九	三一四	四、一〇三	一	一	二	七、五九六	三、三四〇	一〇、九三六
		計	三、八〇二	七、三六〇	四、八五八	一二、二一八	三六	一八	五四	六、三一三	六七四	六、九八七	三	一	四	一三、七一二	五、五五一	一九、二六三
	奉天	本署	四、六四三	八、一七八	五、九二一	一四、〇九九	一九二 (*六)	七一 (*四)	二六三 (*一〇)	七、九三七	一、六四八	九、五八五	二九	二一	五〇	一六、三三六 (*六)	七、六六一 (*四)	二三、九九七 (*一〇)
		撫順支署	六、三一五	七、二四五	五、七九八	一三、〇四三	八八二 (*一)	七二一	一、六〇三 (*一)	二九、四一三	二、四九三	三一、九〇五	二	一	五	三七、五四二 (*一)	九、〇一四	四六、五五六 (*一)

區分	署	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
管内	本溪湖支署	八八五	一、八三三	一、一八七	三、〇二〇	三三	一九	六三	五九一	一三五	七二六	—	—	—	二、四五七	一、三五一	三、八〇八
管内	計	二、八四三	二七、二五六	一三、九〇六	三〇、一六三	一、一〇七（*七）	八二二（*四）	一、八二八（*二一）	三七、九四一	四、二七五	四二、二二六	三二	二四	五五	五六、三三五（*七）	一八、〇二六	七四、三六二（*一一）
管内 鐵嶺	本署	八七〇	二、三五九	一、〇〇三	三、三六一	七一	三三	一〇三	一、三九一	一七三	一、五六四	—	—	—	三、八二一	一、二〇七	五、〇二八
管内 鐵嶺	開原支署	二、一三二	一、三七九	九五〇	二、三三九	四六	四一	八七	一二、二九五	一、九一五	一四、二一〇	—	—	—	一三、七二〇	二、九〇六	一六、六二五
管内 鐵嶺	計	三、〇〇二	三、七三八	一、九五三	五、六八〇	一一七	七三	一九〇	一三、六八六	二、〇八八	一五、七七四	—	—	—	一七、五四一	四、一一四	二一、六五四
管内 長春	本署	四、三八九	四、八八八	三、四七九	八、三六七	一五五（*三）	一二八（*一）	二八三（*四）	一九、三九四	二、五四三	二一、九三七	一五五	一三七	一九二	二四、五二二（*三）	六、二八七（*一）	三〇、八七九（*四）
管内 長春	公主嶺支署	一、九二六	二、〇四六	一、一七三	三、二二九	五七	五四	一一	七、一五三	一、五一六	八、六六九	—	—	—	九、一五六	二、七四三	一一、九九九
管内 長春	四平街支署	一、八二二	一、一七四	八四〇	二、〇一四	六〇	三九	九九	七、六一五	一、七三九	九、三五四	—	—	—	八、八四九	二、七一八	一一、四六七
管内 長春	計	八、一三六	八、一〇八	五、四九二	一三、六〇〇	二七二（*三）	二二一（*一）	四八三（*四）	三四、一六二	五、七九八	三九、九六〇	一五五	一三七	二〇二	四二、六二七（*三）	一一、六四八（*一）	五四、三四五（*四）
管内	安東	二、一八三	二、〇五〇	一、五四九	三、五九六	五三一	四二八	九五九	四、六一一	七五四	五、四四五	一	二	七	七、一七三	二、七三三	一〇、〇〇六
管内	合計	三一、八七五	四三、五二〇	二八、九七七	七一、四九七	三、〇七三（*一〇）	一、五八一（*五）	三、六五三（*一五）	一〇四、〇五九	一五、六六四	一二九、七二三	一九〇	一六四	三五四	一四八、八四二（*一〇）	四六、三八六（*五）	一九五、二二七（*一五）
領 牛莊	牛莊	一、〇八一	一、六八九	一、三八三	三、〇七二	一四二	一一五	二五七	一、一九五	一四一	一、三三六	—	—	—	三、〇二六	一、六三九	四、六六五
領 牛莊	大石橋	五一	七八	六六	一四四	—	一	一	—	—	—	—	—	—	七八	六七	一四五
領 牛莊	瓦房店	一一	一一	八	一九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一一	八	一九
領 牛莊	計	一、一四三	一、七七八	一、四五七	三、二三五	一四二	一一六	二五八	一、一九五	一四一	一、三三六	—	—	—	三、一一五	一、七一四	四、八二九
領 遼陽	遼陽	五六	九六	九〇	一八六	六	七	一三	—	—	—	—	—	—	一〇二	九七	一九九
領 遼陽	鞍山	一四九	二三九	一六七	三九六	五六	四八	一〇四	—	—	—	—	—	—	二八五	二一五	五〇〇
領 遼陽	計	二〇五	三三五	二五七	五八二	六二	五五	一一七	—	—	—	—	—	—	三八七	三一二	六九九

事館管内

地方	世帶數	日本人 內地人 男	日本人 內地人 女	日本人 內地人 計	日本人 朝鮮人 男	日本人 朝鮮人 女	日本人 朝鮮人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	合計 男	合計 女	合計 計
奉天 本館 奉天	一、六四〇	一、三二五	一、一八〇	二、五〇五	(＊二)二、七一〇	二、二二一	(＊二)四、九三一	—	—	—	—	—	—	(＊二)四、〇三五	三、四〇一	(＊二)七、四三六
本渓湖	四六〇	八三八	七七二	一、六一〇	八	二〇	二八	—	—	—	—	—	—	八四六	七九二	一、六三八
計	二、一〇〇	二、一六三	一、九五二	四、一一五	(＊二)二、七一八	二、二四一	(＊二)四、九五九	—	—	—	—	—	—	(＊二)四、八八一	四、一九三	(＊二)九、〇七四
新民府分館	二一〇	二八七	一六六	四五三	一七四	一三三	三〇七	—	—	—	—	—	—	四六一	二九九	七六〇
計	二、三一〇	二、四五〇	二、一一八	四、五六八	(＊二)二、八九二	二、三七四	(＊二)五、二六六	—	—	—	—	—	—	(＊二)五、三四二	四、四九二	(＊二)九、八三四
鐵嶺 本館	六一六	六四四	六一一	一、二五五	六五三	四八四	一、一三七	—	—	—	—	—	—	一、二九七	一、〇九五	二、三九二
掏鹿分館	一五五	九二	七二	一六四	二一六	一七五	三九一	—	—	—	—	—	—	三〇八	二四七	五五五
海龍分館	一九九	八〇	五七	一三七	三二八	二九七	六二五	—	—	—	—	—	—	四〇八	三五四	七六二
計	九七〇	八一六	七四〇	一、五五六	一、一九七	九五六	二、一五三	—	—	—	—	—	—	二、〇一三	一、六九六	三、七〇九
長春 本館 長春	二五〇	六九七	三四七	一、〇四四	一三〇	一二〇	二五〇	—	—	—	—	—	—	八二七	四六七	一、二九四
公主嶺	一二二	四九	三七	八六	二四九	一七七	四二六	—	—	—	—	—	—	二九八	二一四	五一二
四平街	八〇	七五	六一	一三六	八一	七三	一五四	—	—	—	—	—	—	一五六	一三四	二九〇
計	四五二	八二一	四四五	一、二六六	四六〇	三七〇	八三〇	—	—	—	—	—	—	一、二八一	八一五	二、一〇六
農安分館	一二	一三	一二	二五	—	一	一	—	—	—	—	—	—	一三	一三	二六
計	四六四	八三四	四五七	一、二九一	四六〇	三七一	八三一	—	—	—	—	—	—	一、二九四	八二八	二、一二二

地方																
安東 本館	六、七四一	三、八八二	三、三二三	七、二〇五	一、三七八	一、〇三六	二、四一四	一三、七九四	五、七一二	一九、五〇五	五	二	七	一九、〇五九	一〇、〇七二	二九、一三一
安東 通化分館	三六	四七	一五	六二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四七	一五	六二
安東 計	六、七七七	三、九二九	三、三三八	七、二六七	一、三七八	一、〇三六	二、四一四	一三、七九四	五、七一二	一九、五〇五	五	二	七	一九、一〇六	一〇、〇八七	二九、一九三
吉林	三三七	六二九	四五〇	一、〇七九	八八	四四	一三二	—	—	—	—	—	—	七一七	四九四	一、二一一
鄭家屯	三一〇	三四七	一七三	五二〇	四一〇	二四〇	六五〇	—	—	—	—	—	—	七五七	四一三	一、一七〇
合計	一三、五二六	二一、一〇八	八、九九〇	三〇、〇九八	六、六二九 (*二)	五、一九三	一一、八二二 (*二)	一四、九八九	五、八五三	二〇、八四二	五	二	七	三三、七三一 (*二)	二〇、〇三六	五三、七六七 (*二)
總計	一五〇、二八九	九七、八六八	七二、七〇五	一七〇、五七三	九、〇二二 (*二六)(△一)	六、九九三 (*一〇)	一六、〇一四 (*三六)(△一)	四八七、八七九	二六四、四一五	七五二、二九四	三五四	二四一	五九五	五九五、一二三 (*二六)(△一)	三四四、三五四 (*一〇)	九三〇、四七六 (*三六)(△一)

二、現住人口

地方	日本人 内地人 男	日本人 内地人 女	日本人 内地人 計	日本人 朝鮮人 男	日本人 朝鮮人 女	日本人 朝鮮人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	合計 男	合計 女	合計 計
民政 旅順 旅順市	七、一六二	四、三九〇	一一、五五二	六六 (*四)	二八 (*二)	九四 (*六)	七、四六三	三、一五七	一〇、六二〇	一一	一六	二七	一四、六九二 (*四)	七、五九一 (*二)	二二、二八三 (*六)
民政 旅順 其他	二七七	一四五	四二二	三	—	三	四三、二二七	四一、四八一	八四、七〇八	一	二	三	四三、五〇八	四一、六二八	八五、一三六
民政 旅順 計	七、四三九	四、五三五	一一、九七四	六九 (*四)	二八 (*二)	九七 (*六)	五〇、六八〇	四四、六三八	九五、三一八	一二	一八	三〇	五八、二〇〇 (*四)	四九、二一九 (*二)	一〇七、四一九 (*六)
民政 大連 大連市	二八、九四七	二三、七〇七	五二、六五四	二〇一 (*一〇)(△一)	一六〇 (*三)	三六一 (*一三)(△一)	九一、〇一七	一四、九〇四	一〇五、九二二	一七八	四八	二二六	一二〇、三四三 (*一〇)(△一)	三八、八一九 (*三)	一五九、一六二 (*一三)(△一)
民政 大連 其他	六、四八六	五、五五五	一二、〇四一	三五	二一	五六	五八、一二五	三三、〇〇四	九一、一二九	二五	二二	四七	六四、六七一	三八、六〇二	一〇三、二七三

地方		日本人 内地人 男	日本人 内地人 女	日本人 内地人 計	日本人 朝鮮人 男	日本人 朝鮮人 女	日本人 朝鮮人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	合計 男	合計 女	合計 計
署管内	計	三五、四三三	二九、二六二	六四、六九五	(*一〇)(△一)二三六	(*三)一八一	(*一三)(△一)四一七	一四九、一四二	四七、九〇八	一九七、〇五〇	二〇三	七〇	二七三	(*一〇)(△一)一八五、〇一四	(*三)七七、四二一	(*一三)(△一)二六二、四三五
金州	本署	三三五	三〇八	六四三	六	三	九	四四、五八八	四一、五三六	八六、一二四	—	二	二	四四、九二九	四一、八四九	八六、七七八
金州	普蘭店支署	四二八	二九五	七二三	三二	一五	四七	六二、〇一三	五四、七五六	一一六、七六九	—	—	—	六二、四七三	五五、〇六六	一一七、五三九
金州	貔子窩支署	四三七	二四九	六八六	一七	—	一七	五八、二四六	五四、一九六	一一二、四四二	—	—	—	五八、七〇〇	五四、四四五	一一三、一四五
金州	計	一、二〇〇	八五二	二、〇五二	五五	一八	七三	一六四、八四七	一五〇、四八八	三一五、三三五	—	二	二	一六六、一〇二	一五一、三六〇	三一七、四六二
合計		四四、〇七二	三四、六四九	七八、七二一	(*一四)(△一)三六〇	(*五)二二七	(*一九)(△一)五八七	三六四、六六九	二四三、〇三四	六〇七、七〇三	二二五	九〇	三〇五	(*一四)(△一)四〇九、三二六	(*五)二七八、〇〇〇	(*一九)(△一)六八七、三二六
營口	本署	五三	四八	一〇一	—	—	—	一〇八	一二	一二〇	—	—	—	一六一	六〇	二二一
營口	大石橋支署	二、一八三	一、〇九八	三、二八一	八	一三	二一	二、三三七	七七四	三、一一一	一	—	一	四、五二九	一、八八五	六、四一四
營口	瓦房店支署	一、六八〇	一、〇三〇	二、七一〇	一	八	九	四、六九八	一、三〇二	六、〇〇〇	—	—	—	六、三七九	二、三四〇	八、七一九
營口	計	三、九一六	二、一七六	六、〇九二	九	二一	三〇	七、一四三	二、〇八八	九、二三一	一	—	一	一一、〇六九	四、二八五	一五、三五四
遼陽	本署	三、六一五	一、八二四	五、四三九	一〇	七	一七	二、五四七	三六六	二、九一三	二	—	二	六、一七四	二、一九七	八、三七一
遼陽	鞍山	三、七二一	二、九八六	六、七〇七	三〇	一一	四一	三、八六〇	三二二	四、一八二	二	一	三	七、六一三	三、三二〇	一〇、九三三
遼陽	計	七、三三六	四、八一〇	一二、一四六	四〇	一八	五八	六、四〇七	六八八	七、〇九五	四	一	五	一三、七八七	五、五一七	一九、三〇四
警務	本署	八、一七七	五、九五四	一四、一三一	(*六)二〇四	(*四)六九	(*一〇)二七三	八、二五七	一、七〇五	九、九六二	五二	三三	八五	(*六)一六、六九〇	(*四)七、七六一	(*一〇)二四、四五一

署管内		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
奉天	撫順支署	七、一〇〇	五、六八三	一二、七八三	(※一)九〇〇	七三三	(※一)一、六三三	二九、六六七	二、四九九	三二、一六六	四	三	七	(※一)三七、六七一	八、九〇七	(※一)四六、五七八
	本溪湖支署	一、八一二	一、一六〇	二、九七二	三三	二九	六二	五七四	一三五	七〇九	—	—	—	二、四一九	一、三二四	三、七四三
	計	一七・〇八九	一二、七九七	二九、八八六	(※七)一、一三七	(※四)八二〇	(※一一)一、九五七	三八、四九八	四、三三八	四二、八三七	五六	三六	九二	(※七)五六、七八〇	(※四)一七、九九二	(※一一)七四、七七二
鐵嶺	本署	二、四三八	一、〇一四	三、四五二	六九	三三	一〇二	一、二九七	一八七	一、四八四	—	—	—	三、八〇四	一、二三四	五、〇三八
	開原支署	一、三五五	九一九	二、二七四	四六	四〇	八六	一三、〇二〇	一、九七一	一四、九九一	—	—	—	一四、四二一	二、九三〇	一七、三五一
	計	三、七九三	一、九三三	五、七二六	一一五	七三	一八八	一四、三一七	二、一五八	一六、四七五	—	—	—	一八、二二五	四、一六四	二二、三八九
長春	本署	四、八四一	三、四四八	八、二八九	(※三)一六五	(※一)一二三	(※四)二八八	一九、八四一	二、六二一	二二、四六二	一八二	一四八	三三〇	(※三)二五、〇二九	(※一)六、三四〇	(※四)三一、三六九
	公主嶺支署	二、〇六七	一、一四二	三、二〇九	六〇	五一	一一一	七、三二八	一、五三八	八、八六六	—	—	—	九、四五五	二、七三一	一二、一八六
	四平街支署	一、一七三	八三四	二、〇〇七	六八	四一	一〇九	七、七六九	一、七六四	九、五三三	—	—	—	九、〇一〇	二、六三九	一一、六四九
	計	八、〇八一	五、四二四	一三、五〇五	(※三)二九三	(※一)二一五	(※四)五〇八	三四、九三八	五、九二三	四〇、八六一	一八二	一四八	三三〇	(※三)四三、四九四	(※一)一一、七一〇	(※四)五五、二〇四
安東		二、〇一三	一、五一六	三、五二九	五五〇	四二三	九七三	五、〇六八	七五四	五、八二三	一	二	三	七、六三二	二、六九五	一〇、三二七
合計		四二、二二八	二八、六五六	七〇、八八四	(※一〇)二、一四四	(※五)一、五七〇	(※一五)三、七一四	一〇六、三七一	一五、九五〇	一二二、三二一	二四四	一八七	四三一	(※一〇)一五〇、九八七	(※五)四六、三六三	(※一五)一九七、三五〇
領 牛莊	牛莊	一、六七九	一、三七九	三、〇五八	一四二	一一五	二五七	一、三一一	一六五	一、四七六	—	—	—	三、一三二	一、六五九	四、七九一
	大石橋	六五	五七	一二二	—	一	一	—	—	—	—	—	—	六五	五八	一二三
	瓦房店	八	八	一六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	八	八	一六
	計	一、七五二	一、四四四	三、一九六	一四二	一一六	二五八	一、三一一	一六五	一、四七六	—	—	—	三、二〇五	一、七二五	四、九三〇
遼陽	遼陽	九五	八七	一八二	三五	七	四二	—	—	—	—	—	—	一三〇	九四	二二四
	鞍山	二〇一	一五九	三六〇	七〇	四八	一一八	—	—	—	—	—	—	二七一	二〇七	四七八
	計	二九六	二四六	五四二	一〇五	五五	一六〇	—	—	—	—	—	—	四〇一	三〇一	七〇二

地名			日本人 內地人 男	日本人 內地人 女	日本人 內地人 計	日本人 朝鮮人 男	日本人 朝鮮人 女	日本人 朝鮮人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	合計 男	合計 女	合計 計
事館管內 奉天	本館	奉天	一、三一五	一、一八一	二、四九六	(*二)二、七六〇	二、二一二	(*二)四、九七二	—	—	—	—	—	—	(*二)四、〇七五	三、三九三	(*二)七、四六八
		本溪湖	八二六	七四三	一、五六九	七	二〇	二七	—	—	—	—	—	—	八三三	七六三	一、五九六
		計	二、一四一	一、九二四	四、〇六五	(*二)二、七六七	二、二三二	(*二)四、九九九	—	—	—	—	—	—	(*二)四、九〇八	四、一五六	(*二)九、〇六四
	新民府分館		二六四	一六五	四二九	一七四	一三三	三〇七	—	—	—	—	—	—	四三八	二九八	七三六
	計		二、四〇五	二、〇八九	四、四九四	(*二)二、九四一	二、三六五	(*二)五、三〇六	—	—	—	—	—	—	(*二)五、三四六	四、四五四	(*二)九、八〇〇
鐵嶺	本館		六四二	五九七	一、二三九	六五七	四七六	一、一三三	—	—	—	—	—	—	一、二九九	一、〇七三	二、三七二
	掏鹿分館		八五	七〇	一五五	二一六	一七五	三九一	—	—	—	—	—	—	三〇一	二四五	五四六
	海龍分館		七一	五五	一二六	三四〇	三〇一	六四一	—	—	—	—	—	—	四一一	三五六	七六七
	計		七九八	七二二	一、五二〇	一、二一三	九五二	二、一六五	—	—	—	—	—	—	二、〇一一	一、六七四	三、六八五
長春	本館	長春	六四一	三三五	九七六	一三〇	一二〇	二五〇	—	—	—	—	—	—	七七一	四五五	一、二二六
		公主嶺	四二	三四	七六	二四七	一七七	四二四	—	—	—	—	—	—	二八九	二一一	五〇〇
		四平街	七三	五七	一三〇	八〇	七三	一五三	—	—	—	—	—	—	一五三	一三〇	二八三
		計	七五六	四二六	一、一八二	四五七	三七〇	八二七	—	—	—	—	—	—	一、二一三	七九六	二、〇〇九
	農安分館		一三	一二	二五	—	一	一	—	—	—	—	—	—	一三	一三	二六
	計		七六九	四三八	一、二〇七	四五七	三七一	八二八	—	—	—	—	—	—	一、二二六	八〇九	二、〇三五

本館	安東 通化分館	安東 計	吉林	鄭家屯	合計	總計
三、九一三	四九	三、九六二	六四八	三一五	一〇、九四五	九七、二四五
三、三七八	一五	三、三九三	四四九	一六七	八、九四八	七三、二五三
七、二九一	六四	七、三五五	一、〇八七	四八二	一九、八九三	一六九、四九八
一、四五二	—	一、四五二	一一四	四〇六	六、八三〇(＊二)(＊三六 △一)	九、三三四
一、〇三一	—	一、〇三一	四六	二三九	五、一七五	六、九七二(＊一〇)
二、四八三	—	二、四八三	一六〇	六四五	三、〇〇五(＊二)(△三六 ＊一)	一六、三〇六
一四、七三二	—	一四、七三二	—	—	一六、〇四三	四八七、〇八三
五、七三一	—	五、七三一	—	—	五、八九六	二六四、八八〇
二〇、四六三	—	二〇、四六三	—	—	二一、九[illegible]	七五一、九六三
五	—	五	—	—	五	四六四
二	—	二	—	—	二	二七九
七	—	七	—	—	七	七四三
二〇、一〇[illegible]	四九	二〇、二五一	七六二	七三二	二三、八三三(＊二)(＊三六 △一)	五九四、一二六
一〇、一四二	一五	一〇、四五七	四一五	四〇六	二〇、〇二一	二四四、三八四(＊一〇)
三〇、二四四	六四	三〇、三〇八	一、一五七	一、一二七	五三、八六四(＊二)(＊三六 △一)	九三八、五一[illegible]

備考　本表中※印を附したるは臺灣人、△印を附したるは樺太人にして再掲せしものである

大正十年現住戶口數

第九、大正十年末現住戶口數

大正十一年一月二十三日關東廳發表に係る大正十一年末現在の現住戶口數は左の如くである

大正十年十二月末現住戶口表

大正十一年一月二十三日（長官官房文書課調査）

地方		戶數 日本人 內地人	戶數 日本人 朝鮮人	戶數 支那人	戶數 外國人	戶數 計	人口 日本人 內地人 男	人口 日本人 內地人 女	人口 日本人 朝鮮人 男	人口 日本人 朝鮮人 女	人口 支那人 男	人口 支那人 女	人口 外國人 男	人口 外國人 女	人口 合計 男	人口 合計 女	人口 合計 計
關東州	旅順 市內	二、三九三	八	二、一八八	五	四、五九四	五、一三七	四、六八〇	一六	三七	八、〇八二	三、二六八	九	二	一三、二四四	七、九九六	二一、二四〇
	旅順 市外	一四六	二	一二、七五五	—	一二、九〇三	二七〇	一六三	三〇	一七	四五、〇二四	四二、四八三	—	—	四五、三二四	四二、六六三	八七、九八六
	大連 市內	一二、二〇七	三七	一一、三四四	四〇	二三、六二八	二七、八五四	二三、七七〇	一〇三	一四三	六六、二二六	一二、八六一	八四	六六	九四、二六六	三六、八四〇	一三一、一〇六
	大連 市外	四、〇五三	一九	一二、一三三	七	一六、二一二	七、〇六六	六、三三四	四八	三三	四四、八八一	三〇、七一三	一五	一四	五一、九九六	三七、〇八四	八九、〇八〇
	金州	二〇一	六	一三、五四八	一	一三、七五六	三三五	三〇一	一四	一七	四六、六五五	四二、六七九	—	二	四七、〇〇四	四二、九九九	九〇、〇〇三
	普蘭店	二三一	八	一五、六〇八	—	一五、八四七	三六五	三三七	二	一五	六二、七九七	五六、二七〇	—	—	六三、一八四	五六、六二二	一一九、八〇六
	貔子窩	一四三	二	一六、三〇三	—	一六、四四八	二四四	二一三	三	二	六四、九七二	五五、五七五	—	—	六五、二一九	五五、七九九	一二一、〇一八
	計	一九、三七四	九一	八三、八七八	五三	一〇三、三九六	四一、二五七	三五、七八七	二一六	二七三	三三八、六三七	二四三、八四九	一〇八	九三	三八〇、二三七	二八〇、〇〇二	六六〇、二三九
南滿洲	營口	五五	一	二三	—	七九	九三	八二	一	一	一〇九	一四	—	—	二〇三	九七	三〇〇
	瓦房店	六五九	—	一、〇三六	—	一、六九五	一、三四〇	一、〇九九	一	七	四、三四三	一、三八四	—	—	五、六八四	二、五〇〇	八、一八四
	大石橋	六六三	二	四八〇	—	一、一四四	一、三七九	一、二〇三	三	六	二、三八〇	七四八	—	—	三、七六二	一、九五七	五、七一九

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
滿洲鐵道附屬地	遼陽	一、二三八	六	三一五	—	一、五九八	二、二七八	一、九九五	一二	二〇	二、一七九	二八六	—	—	四、四六九	二、三〇二	六、七七〇
	鞍山	一、五八二	六	四二二	三	二、〇一三	二、九九二	二、七一二	一二	八	三、二七七	三四七	三	四	六、二八四	三、〇七一	九、三五五
	奉天	三、四九九	一五	一、二五一	一八	四、七九三	七、三三三	六、三六九	一〇三	三	七、一三六	一、五一四	三[illegible]	二三	一四、五〇四	八、〇二五	二二、五二九
	本溪湖	六三五	八	一二一	—	七六四	一、一六〇	一、〇一四	二四	二三	四九八	九二	—	—	一、六八二	一、一二九	二、八一一
	撫順	三、五四三	七〇	二、五三三	三	六、一四八	七、二〇一	六、二六一	一九五	一五六	二九、八〇七	二、二七四	一	三	三七、二〇七	八、六六四	四五、九〇一
	鐵嶺	七三七	二〇	二九〇	—	一、〇四九	一、二二三	一、〇〇〇	七一	二七	一、六八六	二三一	—	—	二、六七〇	一、二五八	四、二二八
	開原	五九八	一〇	一、四一二	—	二、〇二一	一、一七二	一、〇二八	二九	二八	二三、八一〇	一、六九八	—	—	一四、〇一一	二、七七四	一六、七六五
	長春	二、一六三	三九	一、八九七	七〇	四、一六九	四、四二五	三、五四二	一〇四	七八	一六、三〇八	二、二二八	一四五	一〇五	二〇、九九二	五、九五四	二六、九四六
	四平街	五一〇	一一	一、二四三	—	一、七六四	九五七	八五七	三四	二四	七、四〇一	一、六二八	—	—	八、三九二	二、五〇九	一〇、九〇二
	公主嶺	七三八	一六	一、一〇七	—	一、八六二	一、三五五	一、一〇三	四九	四七	六、二八八	一、四五五	—	—	七、六九二	二、六〇四	一〇、二九六
	安東	一、〇〇〇	二四八	八三三	二	二、〇八三	一、九五二	一、七二一	五四一	三八四	四、八二三	八〇九	二	四	七、三一七	二、九一八	一〇、二三五
	計	一七、六二〇	四六四	一三、九六二	九六	三一、一四二	三四、七五九	二九、九七五	一、一七九	八四八	九九、〇四四	一四、七九九	一八六	一三九	一三五、一六八	四五、七六一	一〇八、九二五
領事館	牛莊	八六〇	二四	二二八	—	一、一一二	一、六一七	一、四三七	五六	四七	一、四四八	二二七	—	—	三、一二一	一、七二一	四、八三三
	遼陽	九七	一三	—	—	一〇九	一七五	一五一	三四	三一	—	—	—	—	二〇九	一八三	三九一
	奉天	一、一一五	一、二八〇	—	—	一、三九五	二、〇七四	一、七八五	三、五九三	二、八五四	—	—	—	—	五、六六七	四、六三九	一〇、三〇六
	鐵嶺	五一六	三、三四七	—	—	三、八六三	七五三	七三三	九、三七七	七、六七七	—	—	—	—	一〇、一三〇	八、四〇九	一八、五三九
	長春	二八五	三七五	—	—	六六〇	三八二	四一〇	六八八	八一〇	—	—	—	—	一、三七〇	一、二二〇	二、五九〇
	安東	一、八二一	一、一二七	四、四六一	四	七、四〇三	三、五六五	三、二八〇	三、一一七	二、五四三	一二、六三九	五、五五七	五	二	一八、三二六	一一、三八二	二九、七〇八
	計	四、六九四	六、一五五	四、六八九	四	一五、五四二	八、五六六	七、七九五	一七、一六五	一三、九六二	一三、〇八七	五、七八四	五	二	三八、八二三	二七、五四三	六六、三六六

地方	戸數 日本人 内地人	戸數 日本人 朝鮮人	戸數 支那人	戸數 外國人	戸數 計	人口 日本人 内地人 男	人口 日本人 内地人 女	人口 日本人 朝鮮人 男	人口 日本人 朝鮮人 女	人口 支那人 男	人口 支那人 女	人口 外國人 男	人口 外國人 女	人口 合計 男	人口 合計 女	人口 合計 計
總計	四一、六八八	六、七二〇	一〇一、五三九	一五三	一五〇、〇八〇	八四、五八二	七三、五五七	一八、五七九	一五、〇八三	四五〇、七六八	二六四、四三三	二九九	二三四	五五四、二二八	三五三、三〇六	九〇七、五三四
十一月	四一、三七六	六、六四三	一〇一、四二三	一五七	一四九、五九八	八五、二四四	七四、〇九三	一八、三六一	一四、九五七	四四七、六七九	二六四、二二五	三〇四	二三八	五五一、五八八	三五三、五一三	九〇五、一〇一
十月	四一、三七四	六、三三三	一〇一、七九三	一五七	一四八、六五六	八五、八九三	七三、七二二	一七、七七八	一四、三六一	四四七、四四四	二六三、七二一	三〇五	二四二	五五一、四二〇	三五二、〇四六	九〇三、四六六
九月	四一、二〇七	六、四三三	一〇一、五四四	一六九	一四九、三五三	八五、九七七	七三、六三八	一七、八六〇	一四、四〇八	四四五、六五六	二六四、一二七	三一一	二五七	五四九、八〇四	三五二、四三〇	九〇二、二三四
八月	四一、一二五	六、三九三	一〇一、四九八	一九一	一四九、一九七	八五、八八八	七三、〇九九	一八、〇一八	一四、三七二	四四六、五五一	二六四、二八二	三八七	三三四	五五〇、八四四	三五二、〇八七	九〇二、九三一
七月	四〇、九二五	六、四九〇	一〇一、〇八三	一八五	一四八、六八三	八五、三九七	七二、七七〇	一八、三六〇	一四、七一二	四五〇、四二九	二六三、八六六	三七三	三〇八	五五四、五五九	三五一、六五六	九〇六、二一五
六月	四〇、二五二	六、四五三	一〇〇、七六九	一七九	一四七、六五三	八四、三九九	七一、五七八	一八、一七〇	一四、八二四	四五〇、一八七	二六四、二二四	三六三	二七三	五五三、一一九	三五〇、八九九	九〇四、〇一八
五月	三九、九七〇	六、四〇五	一〇〇、三六三	一七〇	一四六、九〇八	八四、五三五	七一、六〇九	一七、八八四	一四、六四三	四五一、一三三	二六三、八〇四	三三八	二五五	五五三、八九〇	三四九、三一一	九〇三、二〇一
四月	三八、七一七	六、三六八	九九、七四七	一六四	一四五、九九六	八三、八六七	七〇、九五二	一七、七三六	一四、六五九	四五三、〇二〇	二六一、〇九三	三六五	二五五	五五四、九八八	三四六、九五九	九〇一、九四七
三月	三九、五八七	六、三三八	九八、九九一	一七三	一四五、〇八九	八三、七一二	七〇、六五八	一七、六二七	一四、六六七	四五〇、〇四五	二六〇、一八六	三五〇	二五一	五五一、七三四	三四五、七六二	八九七、四九六
二月	三八、五六五	六、三一八	九九、〇六二	一六八	一四五、一一三	八二、六七一	七〇、四二九	一七、五八四	一四、五三八	四五三、五二八	二五九、四〇四	三一三	二四八	五五四、〇九六	三四四、六一九	八九八、七一五
一月	三九、四七一	六、四〇四	九九、四三三	一六七	一四五、四七四	八二、二七七	六九、六四六	一七、七九九	一四、七三八	四五六、三六四	二五九、三二八	三二八	二五四	五五六、七六八	三四三、九六六	九〇〇、七三四

備考

一、本表には陸海軍隊營内居住の軍人を計上せない

二、牛莊及安東領事館管内の支那人及外國人は新市街居住の者のみを計上する

三、内地人中臺灣人奉天警察署管内三戸男九人女六人、撫順警務支署管内一戸男一人長春警務署管内一戸男三人女二人を含める。

第三節　關東廳統計に依る人口動態

第一　人口動態總數累年比較

日本人

年次	結婚	離婚	生産	死産	死亡	死亡ニ對シ生産ノ増	人口千ニ付 結婚	人口千ニ付 離婚	人口千ニ付 生産	人口千ニ付 死産	人口千ニ付 死亡	人口千ニ付 死亡ニ對シ生産ノ増
大正九年	二、〇六四	二〇二	四、七六二	三三七	三、一二二	一、六四〇	組 一一・二	組 一・一	人 二五・七	人 一・八	人 一六・九	人 八・八
同　八年	一、六〇一	一〇八	四、四二三	二七六	三、九九八	四二五	一〇・四	〇・七	三〇・四	一・八	二四・六	五・八
同　七年	一、五二〇	一二六	三、八七二	二四三	二、七五二	一、一二〇	一一・九	〇・九	二九・八	一・九	一九・五	一〇・三
同　六年	一、二二三	一〇八	四、二三三	二三〇	二、五〇四	一、七二八	一〇・八	〇・九	三八・一	一・八	二一・[illegible]	一六・九
同　五年	一、二五二	一一二	三、八二二	二〇九	二、一六二	一、六五九	一二・一	一・〇	三七・四	二・一	二〇・五	一六・九
同　四年	九四二	七五	三、三四四	二一八	一、九〇四	一、四四〇	九・六	〇・八	三五・二	二・二	一九・三	一五・九
同　三年	八五五	七〇	三、四五三	二三〇	一、八三六	一、六一七	九・二	〇・七	三六・〇	二・三	一九・一	一六・九
同　二年	七四三	八七	三、一五八	二五一	一、五六九	一、五八九	八・五	一・〇	三六・〇	二・八	一六・八	一九・二
同　元年	七一五	九〇	二、六四七	一九三	一、五八六	一、〇六一	九・七	一・〇	三六・〇	二・六	二一・五	一四・五
明治四十四年	七三六	七五	一、八二九	二一六	一、三〇七	五二二	一〇・九	〇・九	二七・二	三・二	一九・四	七・八
同　四十三年	七六九	七八	一、六二三	二三三	一、三八四	二三九	一三・三	一・〇	二六・〇	三・六	二二・二	三・八
同　四十二年	四六五	五二	一、〇三九	二一九	一、四〇八	三六九	八・六	〇・八	一九・三	四・一	二六・一	六・八
同　四十一年	七八〇	一九一	七八九	二〇七	一、一二八	三三九	一六・六	四・二	一六・八	四・四	二三・八	七・〇

支那人

年次	結婚	離婚	生産	死産	死亡	死亡ニ對シ生産ノ増	人口千ニ付 結婚	離婚	生産	死産	死亡	死亡ニ對シ生産ノ増
大正九年	四、五二八	二二四	一九、二〇六	六五	一一、三二七	七、八七九	六・二	一・六	二六・五	〇・一	一五・六	一〇・[illegible]
同八年	四、三四七	七九	一五、九八一	七〇	一三、二〇四	二、七七七	六・八	一・二	〇五・二	〇・一	二〇・八	四・四
同七年	三、八二〇	八一	一六、三三六	六〇	一五、〇七四	一、二五二	六・三	一・三	二六・八	〇・一	二四・七	二・一
同六年	四、〇二四	六二	一七、六六七	五二	一三、六四八	四、〇一九	六・八	一・一	三〇・三	〇・一	二三・二	七・一
同五年	四、〇〇五	六八	一六、九五三	三二	九、二四四	七、七〇九	七・三	一・二	二九・九	〇・一	一六・三	一三・六
同四年	四、〇九六	四六	一五、五〇〇	三二	九、八三八	五、六六二	七・四	〇・八	二八・一	〇・一	一七・九	一〇・二
同三年	三、五四七	六八	一六、〇九五	六四	一〇、四二五	五、六七〇	六・八	一・三	三〇・七	〇・一	一九・九	一〇・八
同二年	四、〇二四	五八	一六、四六〇	四五	一〇、四〇八	六、〇五二	七・八	一・一	三一・八	〇・一	二〇・一	一一・七
同元年	三、三四〇	四四	一四、五八六	六一	九、一六五	五、四二一	六・七	〇・九	二九・四	〇・一	一八・四	一一・〇
明治四十四年	三、四九七	四一	一五、五二五	九八	八、四五八	七、〇六七	七・三	〇・九	三二・四	〇・二	一七・六	一四・八
同四十三年	三、一七七	一四	一三、八二四	一五	九、三三九	四、四八五	六・九	〇・三	三〇・二	〇・〇	二〇・四	九・八
同四十二年	二、七五六	二七	一二、二五七	―	八、六七六	三、五八一	六・二	〇・六	二七・八	―	一九・六	八・二
同四十一年	二、九二七	三四	八、八七六	二八	五、二〇五	三、六七一	七・二	〇・八	二一・七	〇・一	一三・七	九・〇

總計

年次	結婚	離婚	生産	死産	死亡	死亡ニ對シ生産ノ増	人口千ニ付 結婚	人口千ニ付 離婚	人口千ニ付 生産	人口千ニ付 死産	人口千ニ付 死亡	人口千ニ付 死亡ニ對シ生産ノ増
大正九年	六、五九二	三一五	二三、九六八	四〇二	一四、四四九	九、五一九	七・二	〇・三	二六・三	〇・四	一五・九	一〇・四
同八年	五、四八	一八七	二〇、四〇四	三四六	一七、二〇二	三、二〇二	七・四	〇・二	二六・〇	〇・四	二一・六	四・四
同七年	五、三三〇	二〇七	二〇、一九八	三〇三	一七、八二六	二、三七二	七・[illegible]	〇・五	二七・三	〇・四	二四・一	三・二
同六年	五、二四六	一七〇	二一、八九九	二七二	一六、一五二	五、七四七	七・四	〇・二	三一・二	〇・三	二三・〇	八・二
同五年	五、二五七	一八〇	二〇、七七四	二四一	一一、四〇六	九、三六八	七・八	〇・三	三一・〇	〇・三	一六・九	一四・一
同四年	五、〇三八	一二一	一八、八四四	二五〇	一一、七四二	七、一〇二	七・七	〇・二	二九・一	〇・三	一八・〇	一一・一
同三年	四、四〇二	一三八	一九、五四八	二八四	一二、二六一	七、二八七	七・一	〇・二	三一・四	〇・四	一九・八	一一・六
同二年	四、七六七	一四五	一九、六一八	二九六	一一、九七七	七、六四一	七・九	〇・二	三三・四	〇・四	一九・七	一三・七
同元年	四、〇五五	一三四	一七、二三三	二五四	一〇、七五一	六、四八二	七・一	〇・二	三〇・二	〇・四	一八・八	一一・四
明治四十四年	四、二三三	一一六	一七、三五四	三一四	九、七六五	七、五八九	七・七	〇・二	三一・七	〇・六	一七・九	一三・八
同四十三年	三、九四六	九二	一五、四四七	三三八	一〇、七二三	四、七二四	七・六	〇・二	二九・八	〇・五	二〇・六	九・二
同四十二年	三、二二一	七九	一三、二九六	二一九	一〇、〇八四	三、二一二	六・五	〇・二	二六・八	〇・四	二〇・三	六・五
同四十一年	三、七〇七	二三五	九、六六五	二三五	六、三二三	三、三四二	八・一	〇・五	二二・二	〇・五	一三・九	七・三

本表ハ以下各表ニ掲出セル州内、州外及領事館ヲ合計シタル總數ナリ但シ大正元年以前ハ領事館ノ調査ヲ缺如ス
表中(一)印ヲ附スルハ減少ナリ

第二　結婚及離婚（大正九年）

州内

地方	結婚 日本人	結婚 支那人	結婚 計	離婚 日本人	離婚 支那人	離婚 計	人口千ニ付 結婚	人口千ニ付 離婚
旅順	二〇	八八五	九〇六	三	一九	二二	組 八・六二	組 〇・二二
大連	八八三	五三〇	一、四一三	九五	四九	一四四	五・九二	〇・六〇
金州	四	八四四	八四八	—	八	八	九・六〇	〇・〇九
普蘭店	—	一、一二〇	一、一二〇	—	九	九	九・五三	〇・〇八
貔子窩	二	九六七	九六九	—	一一	一一	八・二一	〇・〇九
總計	九〇九	四、三四六	五、二五五	九八	九六	一九四	七・八七	〇・二九
大正八年	五九七	四、二一三	四、八一〇	三五	七六	一一一	八・〇五	〇・一七
同七年	五八六	三、五六八	四、一五四	五九	五九	一一八	七・一三	〇・二〇
同六年	五八八	三、九五四	四、五四二	五九	五八	一一七	七・九三	〇・二〇
同五年	六二〇	三、九三一	四、五五一	五八	六七	一二五	八・二〇	〇・二三
同四年	四七二	四、〇四六	四、五一八	三八	四四	八二	八・三五	〇・一五

州外

地方	結婚 日本人	結婚 支那人	結婚 計	離婚 日本人	離婚 支那人	離婚 計	人口千ニ付 結婚	人口千ニ付 離婚
瓦房店	二七	一一	三八	三	二	五	四・九五組	〇・六五組
大石橋	二七	五	三二	三	—	三	五・五七	〇・五二
遼陽	一〇七	一八	一二五	五	二	七	一九・五七	一・〇一
鞍山	一〇三	三	一〇六	一〇	二	一二	一〇・八八	一・二三
奉天	一三六	一三	一四九	一五	一	一六	七・〇八	〇・七六
本溪湖	二七	三	三〇	—	—	—	一〇・四三	—
撫順	一六六	一九	一八五	二四	—	二四	四・一七	〇・五四
鐵嶺	三五	—	三五	三	—	三	八・七三	〇・七五
開原	三五	一四	四九	一	—	一	三・二六	〇・〇七
長春	九四	一六	一一〇	八	—	八	三・七五	〇・二八
四平街	一五	一〇	二五	一	四	五	二・二三	〇・四五
公主嶺	五一	八	五九	一	—	一	五・八七	〇・一〇
安東	六八	九	七七	四	一	五	七・六六	〇・五一
總計	八九一	一三九	一、〇三〇	七八	一二	九〇	五・七九	〇・五一
大正八年	七三五	×一三四	八七〇	五六	一二	六八	五・三三	〇・四二
同七年	七六一	二五二	一、〇一三	六一	二二	八三	七・二七	〇・六〇
同六年	四九〇	×七〇	五六二	四〇	四	四四	四・八三	〇・三八
同五年	四八〇	×七四	五五五	三五	一	三六	五・四〇	五・三五
同四年	三四五	×五〇	三九六	二二	二	二四	四・一六	〇・二五

領事館

地方	結婚 日本人	結婚 支那人	結婚 計	離婚 日本人	離婚 支那人	離婚 計	人口千ニ付 結婚	人口千ニ付 離婚
牛荘	三〇	三	三三	四	—	四	組 七・四七	組 〇・九一
遼陽	二	—	二	—	—	—	三・九六	—
奉天	六二	—	六二	六	—	六	五・七二	〇・五五
鐵嶺	三三	—	三三	三	—	三	一・七七	〇・一六
長春	五五	—	五五	二	—	二	三一・五三	一・一五
安東	八二	四〇	一二二	一〇	六	一六	四・〇一	〇・五三
總計	二六四	四三	三〇七	二五	六	三一	四・六二	〇・四七
大正八年	二六九	?	二六九	一七	?	一七	七・九二	〇・五〇
同七年	一六三	?	一六三	六	?	六	五・七七	〇・二一
同六年	一四四	?	一四四	九	?	九	七・七三	〇・四八
同五年	一五二	?	一五二	一九	?	一九	一〇・五四	一・三三
同四年	一二五	?	一二五	一五	?	一五	九・二九	一・一一

總計

地方	結婚 日本人	結婚 支那人	結婚 計	離婚 日本人	離婚 支那人	離婚 計	人口千ニ付 結婚	人口千ニ付 離婚
大正九年	二、〇六四	四、五二八	六、五九二	二〇一	一二四	三二五	組 七・三三	組 〇・三五
同八年	一、六〇一	四、三四七 ×一	五、九四九	一〇八	七九	一八七	七・四六	〇・二三
同七年	一、五一〇	三、八二〇	五、三三〇	一二六	八一	二〇七	七・一〇	〇・二八
同六年	一、二二二	四、〇二四 ×二	五、二四八	一〇八	六二	一七〇	七・四二	〇・二四
同五年	一、二五二	四、〇〇五 ×一	五、二五八	一一二	六八	一八〇	七・八二	〇・二七
同四年	九四二	四、〇九六 ×一	五、〇三九	七五八	四六	一三二	七・七六	〇・一九

表中×印ヲ付スルハ外國人ナリ

第三 渡歸航者人員

渡航者

種別		旅順	大連	金州	普蘭店	貔子窩	計
日本人	大正九年	—	五八、五六七	—	—	一五	五八、五八二
	同八年	一、〇一六	五四、八九四	—	四九	五一	五六、〇一〇
	同七年	七	四八、二六七	—	三三	一一三	四八、四二〇
	同六年	四八	四〇、六九八	—	一七	一〇二	四一、三五七
	同五年	九三	三五、九一九	—	—	—	三六、八六三

種別		旅順	大連	金州	普蘭店	貔子窩	計
支那人	大正九年	四五三	二二八、六二〇	二一七	四三	一七七	二四〇、五一〇
	同八年	八一九	二二九、六八八	六〇四	二二	一四八	二三一、四八〇
	同七年	七〇九	一七〇、三三五	七二八	六三	一一〇	一七一、九四五
	同六年	六五三	二二三、三六六	一、四六三	六〇〇	二、一一三	二二八、一九五
	同五年	七一一	一四四、五七四	一、八五〇	九五八	二、九四七	一五一、〇四〇
外國人	大正九年	―	二、五二八	―	―	―	二、五二八
	同八年	―	二、四一三	―	―	二	二、四一五
	同七年	―	二、〇八七	―	―	―	二、〇八七
	同六年	―	一、七九八	―	―	―	一、七九八
	同五年	―	一、五三〇	―	―	―	一、五三〇
總計	大正九年	四五三	三〇〇、七一五	二一七	四三	一九二	三〇一、六二〇
	同八年	一、八三五	二八六、九〇七	六〇四	二七〇	三〇一	二八九・八一七
	同七年	七一六	二二〇、六八九	七二八	九七	二二三	二二二、四五三
	同六年	一、三九三	二六五、八六二	一、四六三	六一七	二、二二五	二七一、五五八
	同五年	一、六五五	一八二、〇二三	一、八五〇	九五八	二、九四七	一八九、四三三

歸航者

種別		旅順	大連	金州	普蘭店	貔子窩	計
日本人	大正九年	—	四三、〇四五	—	—	五〇	四三、〇九五
	同八年	—	三六、六四四	—	四九	七六	三六、七六九
	同七年	六	二五、三〇一	—	三四	一〇七	二五、四四八
	同六年	六三三	二六、八四三	—	一八	九八	二七、五九二
	同五年	九四八	二四、三四〇	—	—	—	二五、二八八
支那人	大正九年	三六五	一二四、三六〇	九三	四三	三一五	一二五、〇七六
	同八年	四八八	一〇四、〇九四	四九一	二二二	二三七	一〇五、五三二
	同七年	一二〇	八七、九七〇	六五四	三三	二〇八	八九、五八四
	同六年	四七二	八二、〇四〇	一、五二一	六四三	一、六六七	八六、三四三
	同五年	六二五	七四、一九四	一、八一七	一、〇六三	二、六三六	八〇、三三五
外國人	大正九年	—	二、六五三	—	—	二	二、六五五
	同八年	—	二、一一一	—	—	—	二、一一一
	同七年	—	一、八三三	—	—	—	一、八三三
	同六年	—	一、七二〇	—	—	—	一、七二〇
	同五年	—	一、二三九	—	—	—	一、二三九
總計	大正九年	三六五	一七〇、〇五八	九三	四三	二六七	一七〇、八二六
	同八年	四八八	一四二、八四九	四九一	二七〇	三一三	一四四、四二一
	同七年	七二八	一一五、一〇四	六五四	六六	三一五	一一六、八六七
	同六年	一、一〇五	一一〇、六〇三	一、五二一	六六一	二、〇六五	一一五、九五五
	同五年	一、五七三	九九、七七三	一、八一七	一、〇六三	二、六三六	一〇六、八六二

前表に依り人口動態を考察すれは

一、婚　姻

大正九年中の婚姻總數は六五九二件にして、元年の四〇五五件に比すれは二五三三件を增し、之を日支人に分ては日本人二〇六四件、支那人、五二八件てある。又之を土地別にすれは人口千に付き長春領事館管内の三一組五三を最高に、遼陽附屬地の一九組五七之に次き、鐵嶺領事館管内の一組七七を最低とし平均七、組二三てある。婚姻步合は九年度一一組一、八年度一〇組四にして大正四年以前の九組內外なるに比し增加を示した。近年の增加は渡航者數の累進せると經濟界の活躍を見たるも其原因てあらう。結婚者の年齡別としては、夫の年齡日本人側二十五歲―三十歲なるもの三七%、三十歲―三十五歲のもの二二%は支那人側二十歲―二十五歲のもの約三〇%、十六歲―二十歲約二二%を示め、妻の年齡は日本人側二十五歲―三十歲一六%二十歲―二十五歲四三%、十五歲―二十歲二二%、支那人側十五歲―二十歲四八%を示してある。

二、離　婚

大正九年度の離婚總數は三一五件て、之を前年に比するに一二七件を增し、之を婚家より見

れは日本人二〇一件、支那人一一四件であり、土地別にすれは大連の一四四件か著しい異例てある。其離婚數を婚姻數に比較するに婚姻千に付き四七•七に當る、之を日本の一二四•六（大正六年度）に比して少きは、離婚者の屆出に怠慢なると、所謂內緣の夫妻にて經過するもの內地に比して多きに基因するか如くてある。離婚者の年齡別としては夫の年齡、日本人側、二十五歲—三十歲、三四%、支那側、二十五歲—三十歲、一八%、を示す。

三、生產、死產

大正八年度の生產總數は二三、九六八人、之を生家に分ては日本人四七六二人支那人九八〇九人となり、公私生よりすれは、公生は日本人、四四五四人、支那人一九、一二五人、私生は日本人三〇八、支那人八一てあり。日本人側は年々私生減少の傾向かある。而して男女の權衡は女百に付、男日本人一一二•九、支那人一〇四•四の割合を示す。

死產は大正九年度、日本人三三七、支那人六五總計四〇二にして、日本人側は死產女百に付男一二五、三、死產百中、公生七九•九、私生二〇•一を示し、支那人側は死產女百に付、男一五〇•〇、死產百中、公生九三•八私生六•二てある。

四、死　亡

大正九年度の死亡總數は日本人三、一二二人支那人一一、三二七人合計一四四四九人にして、內譯日本人男一六三二、女一四九〇、各性人口千に付男一六・二、女一七・六てあり、支那人男六四三一、女四九〇六、各性人口千に付男一三・八女一八・八を示すか、日支人共大正六／七年に比すれは死亡率は減少してゐる。死亡月別よりすれは、日本人は七八月、支那人は一、八、九月に多い傾向かある。之を死亡者の現住地に依れは日本人州內九九六、州外六〇八、領事館區三八〇、支那人州內一〇七七九、州外三九七、領事館區一五一てある。死亡者の年齡より觀察すれは、幼兒死亡の增多と靑年者の死亡の著しく多きは風土の關係上とは云へ寒心すへき點てあらう。次に死亡者の職業別より見れは。

	大正七年 日本人 本業者	大正七年 日本人 従業者	大正七年 支那人 本業者	大正七年 支那人 従業者	大正八年 日本人 本業者	大正八年 日本人 従業者	大正八年 支那人 本業者	大正八年 支那人 従業者	大正九年 日本人 本業者	大正九年 日本人 従業者	大正九年 支那人 本業者	大正九年 支那人 従業者
農業、林業、漁業	四六	八五	一、九三三	八、四六五	九七	一七一	一、八六六	七、二五一	五〇	八七	一、三六八	六、四七五
鑛山業	六六	一三九	二六〇	二一	九八	二一〇	二一七	九	五二	二二六	八四	六
工業	一九二	四八	三三四	五二一	二六五	七三	二〇二	三八九	一八六	四七二	三五五	三三一
商業	一九〇	五三一	二〇〇	二九五	二〇七	六二一	二五四	四七一	二三三	四五七	二八一	四〇〇
交通業	一三五	三九〇	一九七	四〇三	一七三	四三九	二六八	五四二	一一八	二五六	二四六	三七
政務に關する業	一九	一六九	三	一三	四六	六一	六	一〇	三四	一三四	一	一三

自由業	三〇	一六	一二	二四	五一	一二	九	三	三七	八四	八	一八
其他の業	七八	五五	七六八	一、〇四一	二〇三	一六二	六三	九〇八	一八五	三三四	六三八	五六六
無職業	一	七	三	二〇五	一〇三	六八	一二七	四一	三	一八四	一三	二四
總計	一、三二七	一、九九三	三、六八七	二、三八七	一、二四三	二、七三五	三、五七一	九、六四三	八八七	二、二三七	二、九〇四	八、四二三

次に死因別の主なるものを擧くれは

死因	大正九年 男	大正九年 女	大正八年 男	大正八年 女	大正七年 男	大正七年 女	大正六年 男	大正六年 女	大正五年 男	大正五年 女
全身病	九七	七七	一〇六	八〇	九〇	一〇三	一二六	一〇一	九五	二九
神經系病	六七	五七	九三	六三	五五	四六	八一	五九	六三	三七
循環器病	一二一	九	一二三	八四	一〇三	七六	五五	六二	九二	八七
呼吸器病	三一二	三〇四	三二八	二八〇	三九三	三二一	二〇八	一八一	一七四	一六三
消化器病	二三九	二三五	二六四	二八四	一七三	一六九	二一三	二〇〇	一四九	一五六
泌尿及生殖器病	五三	六三	四〇	四五	四一	四一	四〇	三〇	三四	二五
脚氣	一〇一	六四	一四三	七七	一一六	三五	五七	四〇	八五	五五
呼吸器結核	一〇五	九〇	一一八	一四	九二	一〇三	九一	九五	八三	八五
赤痢	五五	五五	七四	六五	六四	四四	五二	六五	三一	三七
腸室扶私	一八六	一一八	一一九	八七	八二	五八	七六	五九	五六	三〇
流行性感冒	五四	六八	二〇六	二〇八	三一	二四	一四	四	三	—

五、渡歸航者

大正九年に於ける渡航者人員は日本人五八、五八二、支那人二四〇、五一〇にして歸航者人員は日本人四三〇九五、支那人一二五八七六てある。之を職業別にすれば

渡航者

年度	農林漁業	鑛山業	工業	商業	交通業	政務に關する業	自由業	其他の職業	無職業	計
大正九年	二〇、四〇一	八、一六〇	一〇、一三〇	三八、三六〇	七、八四三	八、六三七	六、二四七	一四二、八六五	五八、八六九	三〇一、五一二
同八年	一九、六八四	六、五一七	七、三七六	四八、一八二	四、八二九	六、八五七	三、六五四	一五六、九一七	三五、八〇一	二八九、八一七
同七年	三〇、一〇一	二、七〇三	六、二五〇	四五、一五九	五、三三三	五、二〇三	三、六〇三	八八、八五一	四〇、二四九	二二七、四五二

歸航者

年度	農林漁業	鑛山業	工業	商業	交通業	政務に關する業	自由業	其他の職業	無職業	計
大正九年	二一、一一八	九、〇七七	四、五七一	四〇、〇三七	三、五三五	三、一三七	六、〇二八	五四、六五六	二八、六七四	一七〇、八三三
同八年	一三、九五六	七九八	二、九二四	三七、七六一	二、〇〇八	四、二〇三	三、七四七	六三、二三〇	一九、七八五	一四四、四二一
同七年	一九、九四八	四一三	二、二五七	三二、三一七	三、七八七	三、三八二	二、〇六六	三八、三九〇	一四、三〇七	一一六、八六七

更に之を渡歸航者月別よりすれば

渡航者

年度	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	總計
大正九年度	一三、〇七七	九、九五五	六四、七七九	五〇、一九八	二六、七五八	一八、四五五	一八、七二五	一八、一七八	二一、六六七	一九、〇一〇	二一、八七三	一九、九四五	三〇一、六三六
同八年度	九、八〇五	二三、〇二九	六八、三〇六	三〇、二〇三	二一、四四八	一三、〇四六	一七、六六〇	一一、五一九	一一、八一九	二五、六六三	二三、九九四	二四、三〇九	二八九、八一七
同七年度	一一、九〇八	八、〇四九	二四、六八六	三九、八六八	二一、四九八	一六、〇四三	一六、六八〇	一六、二五九	一五、三〇三	二〇、〇〇四	一五、八四八	一六、二五一	二二二、四五二

歸航者

年度	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	統計
大正九年	一四、七二八	九、九〇四	一三、四四三	一五、九八八	一二、五五八	一二、四五六	一三、七一九	一四、四一九	一三、九三六	一四、三八四	一八、八七六	一七、四二五	一七〇、八二六
同八年	一二、五五九	七、五九九	一二、一八七	一一、三一七	七、七八四	七、五七六	九、〇四六	一〇、三二七	一一、六九七	一七、八四三	二〇、七〇九	一五、七五七	一四三、四一一
同七年	一四、〇四一	五、五七九	九、六〇九	七、七〇三	七、六一七	七、七一二	九、三一三	九、九一〇	七、一三九	一〇、九八四	一一、五四三	一五、七一七	一一六、八六七

外國旅券下付人員としては

年度／地方	英吉利及其領地	米國及其領地	露國及其領地	和蘭及其領地	佛國及其領地	合計
大正九年	一七	四四	一八	二	一	八二
同八年	二六	三二	四九	三	一	一一九
同七年	一七	二六	二七	四	—	六〇

てあり、其目的としては例年共視察か三分の二以上を示してゐる。

第三章　北滿洲地方現住人口

第一　現住邦人戸口數（大正十年六月末現在）

北滿地方現住邦人戸口

地方		戸數	内地人 男	内地人 女	朝鮮人 男	朝鮮人 女	合計 男	合計 女	合計 計
哈爾賓總領事館管內	哈爾賓	一、三三三	二、一三九	一、六二四	二九〇	二二一	二、四二九	一、八四五	四、二七四
	雙城堡	二六	三三	四二	一	一	三四	四三	七七
	一面坡	六二	三九	五〇	四〇	二七	七九	七七	一五六
	海林	八五	五一	四〇	一一五	八〇	一六六	一二〇	二八六
	綏芬河	一一三	三三	四九	二二〇	一九三	二五三	二四二	四九四
	其他	一、四九八	六二	一三〇	五、〇七一	四、〇五一	五、一三三	四、一八一	九、三一八
	計	三、一〇七	二、三五五	一、九三四	五、七三八	四、五七六	八、〇九三	六、五一二	一四、六〇五
齊々哈爾	齊齊哈爾	四一	四二	六二	五	七	四七	六九	一一六
	昂々溪	一二	八	九	二	—	一〇	九	一九
	安達	九	二	二	一	—	三	二	一四
	札蘭屯	八	—	四	六	三	六	七	一三

爾領事館管內								
博克圖	二	一	三	八	五	九	一七	二六
海拉爾	二三	五	二四	二七	三	三三	三六	六八
滿洲里	三九	三〇	四三	一四	六	四四	四九	九七
黑河	五六	五	三三	四二	三〇	四七	六三	一一〇
計	一九六	九三	一九八	一〇五	六三	一九八	二六一	四五九
累計	三、三〇三	二、四四八	二、一三三	五、八四三	四、六四〇	八、二九一	六、七七三	一五、〇六四

備考

一、本表は哈爾賓總領事館及齊々哈爾領事館の調査に因る。
二、哈爾賓總領事館內の其他とは寧古塔、三岔口、穆稜、橫道河子、石頭城子、陶賴昭、三姓、佳木斯及外蒙大庫倫各地の現在邦人戶口の總計を示せるものである。
三、齊々哈爾管內には其他大溝甸子（戶數七、男七、女六、計一三）哈拉蘇（戶數一二、男一九、女一八、計三七）の朝鮮人在住者がある。
四、此外南滿洲てはあるか關東廳所管外なる間島に左の邦人在住者がある。

	戶數	人口
內地人	二九六	一、〇六八
朝鮮人	四九、八七八	二七四、〇〇五

第二　東支沿線各國人口數

東支沿線各國居住人口

北滿洲か多年露國の勢力範圍下に屬した結果、上該地方に於ける露國人の在住者は、南滿洲に於ける日本人の夫れの如く、多きを占む。

又露支兩國を除いた其他外國人の在住者も、年々多きを加ふる傾向かある、今一九二〇年一月一日民警署調表に依り、東支鐵道沿線居住各國人口を擧くれは、左の如くである。

東支鐵道沿線居住各國人口

哈爾賓市附近

（一九二〇年一月一日民警署調表ニ依ル）

國籍別／種別／區別	露國人 鐵道從業員 男	露國人 鐵道從業員 女	露國人 鐵道從業員 小兒	露國人 其他 男	露國人 其他 女	露國人 其他 小兒	露國人 小計	外國人 支那人	外國人 其他	外國人 小計	合計
第一區	一二、〇九九	六、九五〇	九、四六四	一、七三七	一、一二五	九八八	三二、三六三	一九、三七九	四〇六	一九、七八六	五一、三三四
第二區	七五〇	五三〇	六〇三	三、五七八	三、〇六五	二、九〇五	一一、四三二	三八、七五四	二〇〇	四四、七六四	五六、二九五
第三區	六、三八五	三、一三三	四、二二五	一〇、一七六	八、二三八	三、三七一	三五、五二八	七、九四一	四九〇	八、四四三	四三、九七一
第四區	九二〇	三八二	四二三	七三五	七一九	八二八	四、〇〇六	九一〇	一五	九二五	四、八三一
河岸區（松花江左岸）	一六二	一六一	二五三	二五二	二〇四	三七三	一、四〇四	五〇二	一	五〇三	一、九〇七
合計	一九、三一六	一一、一五六	一四、九六六	一六、四七八	一三、三五一	八、四六五	八五、七三三	六七、四八六	一、一一三	六八、五九八	一五八、三四九

西部沿線

國籍別	露國人							外國人			
種別	鐵道從業員			其他			小計	支那人	其他	小計	合計
區別	男	女	小兒	男	女	小兒					
滿洲里	一、二九〇	一九五	四五二	五、〇〇〇	二、三〇〇	三、二〇〇	一三、四一〇	六、二二三	三〇五	一〇、五二八	二三、九三八
アバガツイ第一	二	二	六	—	—	—	一〇	五	—	五	一五
達賴諾爾	二九	三五	六七	二二五	一一〇	八〇	五三六	一九三	—	一九三	七二九
達賴諾爾炭坑	—	—	—	六〇〇	四〇三	三四〇	一、二四三	—	—	—	一、二四三
咱剛	二三	一七	二五	四五	三三	四四	一八七	二〇〇	—	二〇〇	三八七
赫勤皇德	二三	一六	三五	二	一〇	一六	一〇〇	四〇	—	四〇	一四〇
完工	二二	九	一四	一	一	二	九三	三三	—	三三	一二三
庫々諾爾	二一	一五	—	—	—	—	三六	二〇	—	二〇	五六
海拉爾	八七六	五四三	—	三五七	三四〇	—	二、一一六	一、五〇〇	四三	一、五四三	三、六五九
哈克	三一	二三	—	—	—	—	五四	五	—	五	五九
熱勤木德	三二	二四	—	—	—	—	五六	一〇	—	一〇	六六
牙克石	二六	二〇	—	—	—	—	四六	二	—	二	五七
們都河	八九	六八	—	五四	四八	二五九	五一八	九二	四	九六	五八四

區別	露國人 鐵道從業員 男	露國人 鐵道從業員 女	露國人 鐵道從業員 小兒	露國人 其他 男	露國人 其他 女	露國人 其他 小兒	小計	外國人 支那人	外國人 其他	小計	合計
待避驛カシモーチムトイホールムイ、ベブオドイザクルイトイズテプノイラウニンヌイ	三一	三三	五一	—	—	—	一一五	三八	—	三八	一五三
烏諾勤	一〇	九	一二	—	—	—	三一	九	—	九	四〇
伊勤克的	六	四	—	—	—	—	一〇	四	—	四	一四
興安	九七	三三	八	一三	八	一六	一八四	二四三	七	二五〇	四三四
ペトウリヤ	一八	六	九	—	—	—	三三	四一	—	四一	七四
ソルターノチ	六	三	四	三	四	四	二四	六四	—	六四	八八
布哈圖	五九七	四六三	五六一	七三	三六	八二	一、八二二	二、四六八	八四	二、五五二	四、三六四
ホロイゴール	四	—	—	—	—	—	四	六二	—	六二	六六
デベイルガーデル	八	四	七	二	一	—	二三	八三	—	八三	一〇六
雅爾	一二	六	九	四	三	七	四一	二二四	二	二二六	二六七
トリヤシナ	四	三	四	—	—	—	一一	四七	—	四七	五八
巴里木	二五	二一	三三	五	四	七	九五	一二〇	—	一二〇	二一五
哈拉土	二二	一八	三八	三	二	三	八六	二〇	—	二〇	一〇六

札蘭屯	二〇	九八	一七三	三〇	四一	五八	六二八	一七〇	一五	一八五	七一三
城吉汗	一三	八	一五	二	二	三	四三	一〇	丨	一〇	五三
寧子山	一五	一〇	二二	三	四	六	五九	三五	一	三六	九五
トウルチチハ	一四	八	二	丨	丨	丨	四四	八	丨	八	五二
ゲルショーチ	六	三	五	丨	丨	丨	一四	七	丨	七	二一
庫爾庫爾	一一	一一	九	二	一	三	三六	一四	丨	一四	五〇
胡拉爾吉	四	五三	八五	一七	一八	二四	二四六	一、三〇〇	丨	一、三〇〇	一、五四六
齊々哈爾	三九〇	三二〇	五六〇	七九	五八	一四〇	一、五四七	三、〇〇〇	六	三、〇〇六	四、六五三
煙筒屯	一六	一七	三	丨	丨	丨	三五	三〇	丨	三〇	六五
小河子	一八	一五	二四	一	一	丨	五九	六〇〇	丨	六〇〇	六五九
喇嘛尖子	一六	一五	二〇	一	一	三	五八	一〇〇	丨	一〇〇	一五八
薩爾圖	六	八	二〇	三	一	二	三九	六四	丨	六四	一〇三
プイリタイ	四	二	丨	丨	丨	丨	六	丨	丨	丨	六
バユチーノ	五	二	三	丨	丨	丨	一〇	丨	丨	丨	一〇
安達	一六三	一五八	八三	六	五	一〇	四二五	九、四七〇	丨	九、四七〇	九、八九五
テムノイ	二	一	四	丨	丨	丨	七	丨	丨	丨	七
ウシチユーガ	一	一	三	丨	丨	丨	五	丨	丨	丨	五
宋	一三	一一	二〇	丨	丨	丨	四四	九七一	丨	九七一	一、〇一五

國籍別 種別 區別	露國人 鐵道從業員 男	露國人 鐵道從業員 女	露國人 鐵道從業員 小兒	露國人 其他 男	露國人 其他 女	露國人 其他 小兒	小計	外國人 支那人	外國人 其他	小計	合計
ゴルロース	一	一	二	—	—	—	四	一〇	—	一〇	一四
蒙古	一八	二七	二九	二	五	二	九一	四、〇〇〇	—	四、〇〇〇	四、〇九一
ルーチコ	二	一	四	—	—	—	七	—	—	—	七
リムヂヤン	二	一	四	—	—	—	七	—	—	—	七
對青山	一〇	六	二	—	—	—	二六	一〇	—	一〇	三六
合計	四、一八五	二、二三四	二、四四二	六、五四六	三、四四一	四、三三一	二三、二五九	三一、五二四	四六七	三一、九九一	五五、二五〇

東部線

國籍別 種別 區別	露國人 鐵道從業員 男	露國人 鐵道從業員 女	露國人 鐵道從業員 小兒	露國人 其他 男	露國人 其他 女	露國人 其他 小兒	小計	外國人 支那人	外國人 其他	小計	合計
チエンガウス	七	三	九	—	—	—	一九	一九	—	一九	三八
チエン	—	六	四	一〇	—	—	二〇	三八	—	三八	五八
阿什河	五九	三七	九三	一七	二九	三九	二八四	三六〇	二九三	六五三	三三七

タイアゴー	八	三	七	―	―	―	一八	三	―	三	二
二層店子	二五	一四	一七	一	―	―	五八	三一五	―	三一五	三七三
イスエース トコウイイ	一[illegible]	四	六	―	―	―	二一	五三	―	五三	七四
小嶺	一九	一一	三二	三	―	―	六五	三四	―	三四	九九
エルダベースイ	一〇	六	八	―	―	―	二三	三六	―	三六	五[illegible]
猫兒山	三六	一八	三七	四	三	―	九八	八七	―	八七	一八[illegible]
馬賊河	一二	五	四	―	―	―	二〇	二	―	二	二二
新河	七	四	六	―	―	―	一七	一三〇	―	一三〇	一四七
烏吉密	二〇	一〇	一七	二	一	二	五三	四三	―	四三	九五
烏吉密河	二四	一五	二一	四，	三	五	七二	一六七	―	一六七	二三九
ヤクーニ	九	四	四	―	―	―	一七	二〇	―	二〇	三七
一面坡	三五一	一九二	三九九	九〇	二三八	二四〇	一五〇〇	九、六六〇	一七	九、六四七	一一、一四七
自賞河	四	三	三	―	―	―	一〇	―	―	―	一〇
末修河	六一	八七	八〇	一四	一九	四六	三〇七	六五〇	一	六五一	九五八
ヤーブロニヤ	二三	二三	二一	二	一四	三〇	一二一	三八〇	―	三八〇	五〇一
十頭河子	五四	四四	五七	二一	一六	二三	二一四	四八〇	一五	五〇五	七一[illegible]
交嶺子	二六	一七	一五	―	―	―	五八	九	―	九	六七
里道河子	三	二	六	―	―	―	二	―	―	―	二

國籍別 種別 區別	露國人 鐵道從業員 男	露國人 鐵道從業員 女	露國人 鐵道從業員 小兒	露國人 其他 男	露國人 其他 女	露國人 其他 小兒	小計	外國人 支那人	外國人 其他	小計	合計
サラヘーズイ	一〇	六	—	—	—	—	一六	五〇	—	五〇	六六
横道河子	六九三	六四五	一、二八一	四一〇	三八一	三六六	三、七七六	三、四四九	一五〇	三、五九九	七、三七五
サンダーチージ	二二	一九	二二	九	一三	一九	一〇〇	六〇	八一	一四一	二四一
山西	二六	二三	三五	三	三	六	九六	四八	—	四八	一四四
シーホ	一三	七	一〇	—	—	—	二九	一四	—	一四	四三
チットー	一	一	二	—	—	七	一一	—	—	—	一一
海林	三三	二八	四二	一八	二七	一六	一六三	二、八〇〇	—	二、八〇〇	二、九六三
ラグー	一	二	一	—	—	—	四	四	—	四	八
牡丹江	三三	二四	四一	三	—	—	九〇	一、八五六	—	一、八五六	一、八八六
工木	三〇	二九	五八	三三	三七	五六	二四三	一、三五六	三二五	一、六八六	一、九二四
リーシヌイイ	一	一	四	三	二	三	一四	五	—	五	一九
磨刀石	二四	二三	四五	六	一三	一八	一二九	五七	一三〇	一八七	三一六
ポツドゴールヌイイ	六	三	四	—	—	—	一三	八	—	八	二一
ナゴールヌイイ	六	三	四	—	—	—	一三	八	—	八	二一
トンヌエリ	三	二	五	—	—	—	一〇	一〇	—	一〇	二〇

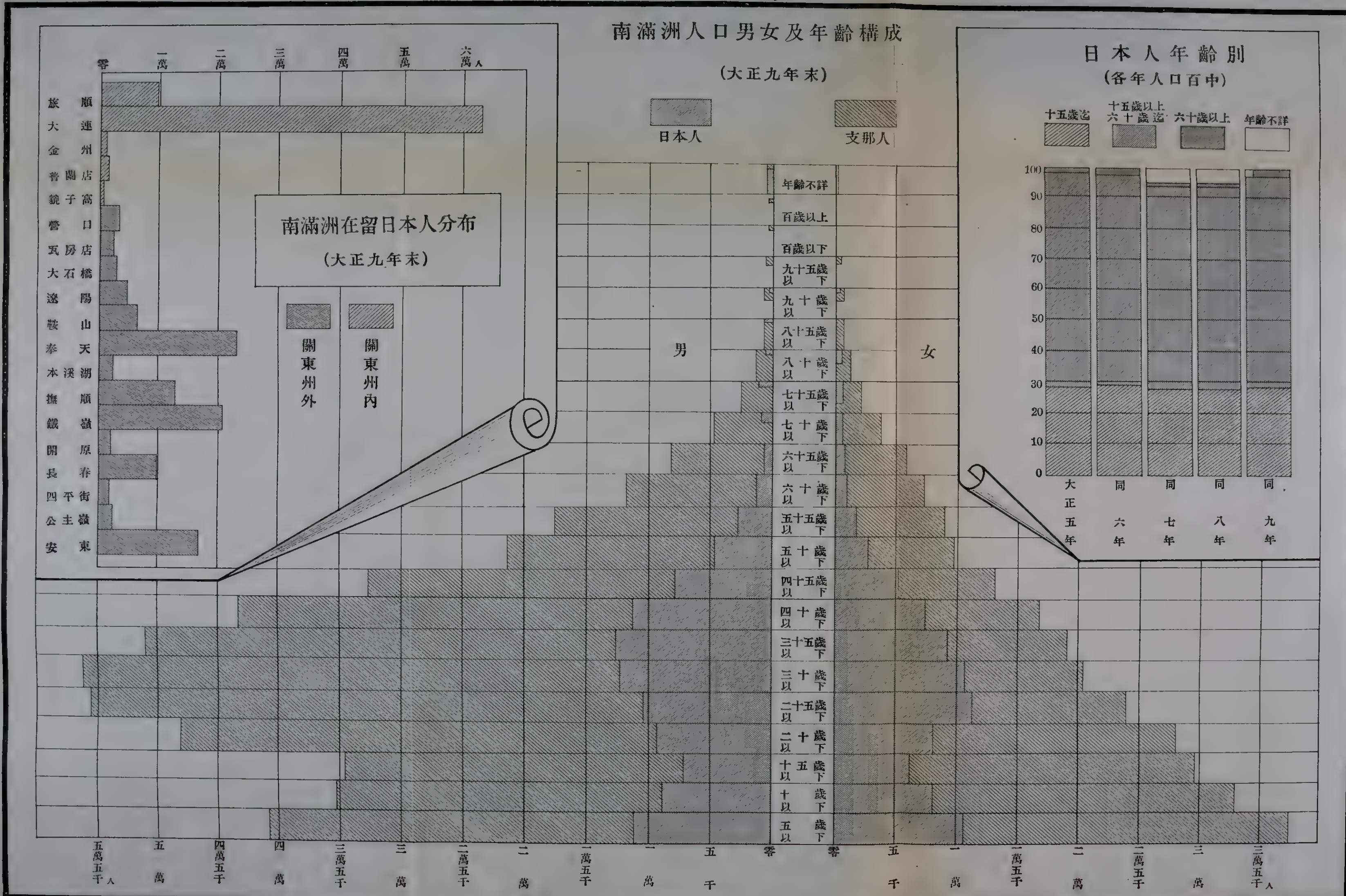
撻馬句	一八	一五	二七	一	七	八	七七	一〇七	一〇	一一七	一九四
ザサーダー	四	四	六	｜	｜	｜	一四	八	｜	八	二二
ビイリンツヘ	一〇	八	一二	｜	｜	｜	三〇	一六	｜	一六	四六
プラウーチイ	八	六	一〇	｜	｜	｜	二四	一〇	｜	一〇	三四
一二四九露里假兵舎	二	｜	｜	｜	｜	｜	二	｜	一〇	一〇	一二
美嶺	三一〇	三二〇	三七六	三〇	二五	五〇	一、一一一	一、五〇〇	三一	一、五三一	二、六四二
イリインスキー	五	六	七	｜	｜	｜	一八	一〇	｜	一〇	二八
ソチンツイ	八	五	七	｜	｜	｜	二〇	一四	｜	一四	三四
馬橋河	一七	一八	二五	二六	一五	二五	一三六	四〇五	｜	四〇五	五四一
ジヨノルタイドール	六	四	五	｜	｜	｜	一五	｜	｜	｜	一五
ラミ	三	二	四	｜	｜	｜	九	一六	｜	一六	二五
ポポフ兄弟商會支線	｜	｜	｜	二〇	一三	一三	四六	二、二〇〇	｜	二、二〇〇	二、二四六
大平嶺	一四	一四	三五	｜	｜	｜	六三	一六	｜	一六	七九
チヘンバフ	二	一	三	｜	｜	｜	六	｜	｜	｜	六
細鱗河	二〇	一七	三二	二五	三一	五五	一八〇	六二一	一〇九	七三〇	九一〇
小綏芬	三四	三四	六七	六	一〇	一三	一六四	六六〇	二五六	九一六	一、〇八〇
ボクラニーチナヤ	六五六	五一八	七〇三	三〇五	二七八	四〇七	一一、八六六	三、六三三	二三八	三、八七一	一五、七三七
合計	二、七〇八	二、二九三	三、七二四	一、〇七七	一、一六八	一、四四三	一三、四八三	四〇、七〇六	一、四〇七	四二、一一三	五四、四九六

南部線

區別＼種別＼國籍別	露國人 鐵道從業員 男	露國人 鐵道從業員 女	露國人 鐵道從業員 小兒	露國人 其他 男	露國人 其他 女	露國人 其他 小兒	小計	外國人 支那人	外國人 其他	小計	合計
ユーゴウイッテ	八	九	一五	—	—	—	三二	一三	—	一三	四五
五家	一〇	八	二三	—	—	—	四一	二七	—	二七	六八
雙城堡	三五	三二	四二	四	五	一〇	一二八	九八	—	九八	二二六
蔡家溝	一六	一五	一八	一	一	—	五一	六四七	—	六四七	六九八
サンチャヘ	一九	一七	二二	—	—	—	五八	四六三	—	四六三	五二一
陶賴照	一七	三二	二一	—	二	一	七三	四二七	—	三二七	五〇〇
老燒鍋	一〇	六	一一	—	三	—	三〇	三一	—	三一	六一
窰門	一四〇	一三〇	一九三	一五	二五	二五	五二八	三、八四五	—	三、八四五	四、三七三
卜海	一三	一三	二一	—	—	—	四七	三五	—	三五	八二
木沙子	一八	一八	三三	—	—	—	六九	—	—	—	六九

寛城子	三一〇	二九〇	二〇〇	四〇	四六	三五	九二	二、四〇〇	三	二四三	三、三三四
老燒鍋村	一九	一七	二九	三	九	三	八〇	四五八	—	四五八	五三八
合計	六二五	五七七	六三八	六三	九一	七四	二、〇五八	八四四四	三	八、四四七	一〇、五〇五
總計	二六、八九四	一六、三五〇	二一、七七〇	二四、一六四	一八、〇五一	一四、三〇三	一三一、五三三	一四八、一六〇	二、九八九	一五一、一四九	二七二、六八一

地理及戸口　終



南滿洲人口男女及年齡構成
(大正九年末)
日本人
支那人
男
女
年齡不詳
百歲以上
百歲以下
五歲以下
十歲以下
十五歲以下
二十歲以下
二十五歲以下
三十歲以下
三十五歲以下
四十歲以下
四十五歲以下
五十歲以下
五十五歲以下
六十歲以下
六十五歲以下
七十歲以下
七十五歲以下
八十歲以下
八十五歲以下
九十歲以下
九十五歲以下
南滿洲在留日本人分布
(大正九年末)
關東州外
關東州內
旅順
大連
金州
普蘭店
貔子窩
營口
瓦房店
大石橋
遼陽
鞍山
奉天
本溪湖
撫順
鐵嶺
開原
長春
四平街
公主嶺
安東
零
一萬
二萬
三萬
四萬
五萬
六萬人
日本人年齡別
(各年人口百中)
十五歲迄
十五歲以上六十歲迄
六十歲以上
年齡不詳
大正五年
同六年
同七年
同八年
同九年
五千
一萬
一萬五千
二萬
二萬五千
三萬
三萬五千
四萬
四萬五千
五萬
五萬五千人

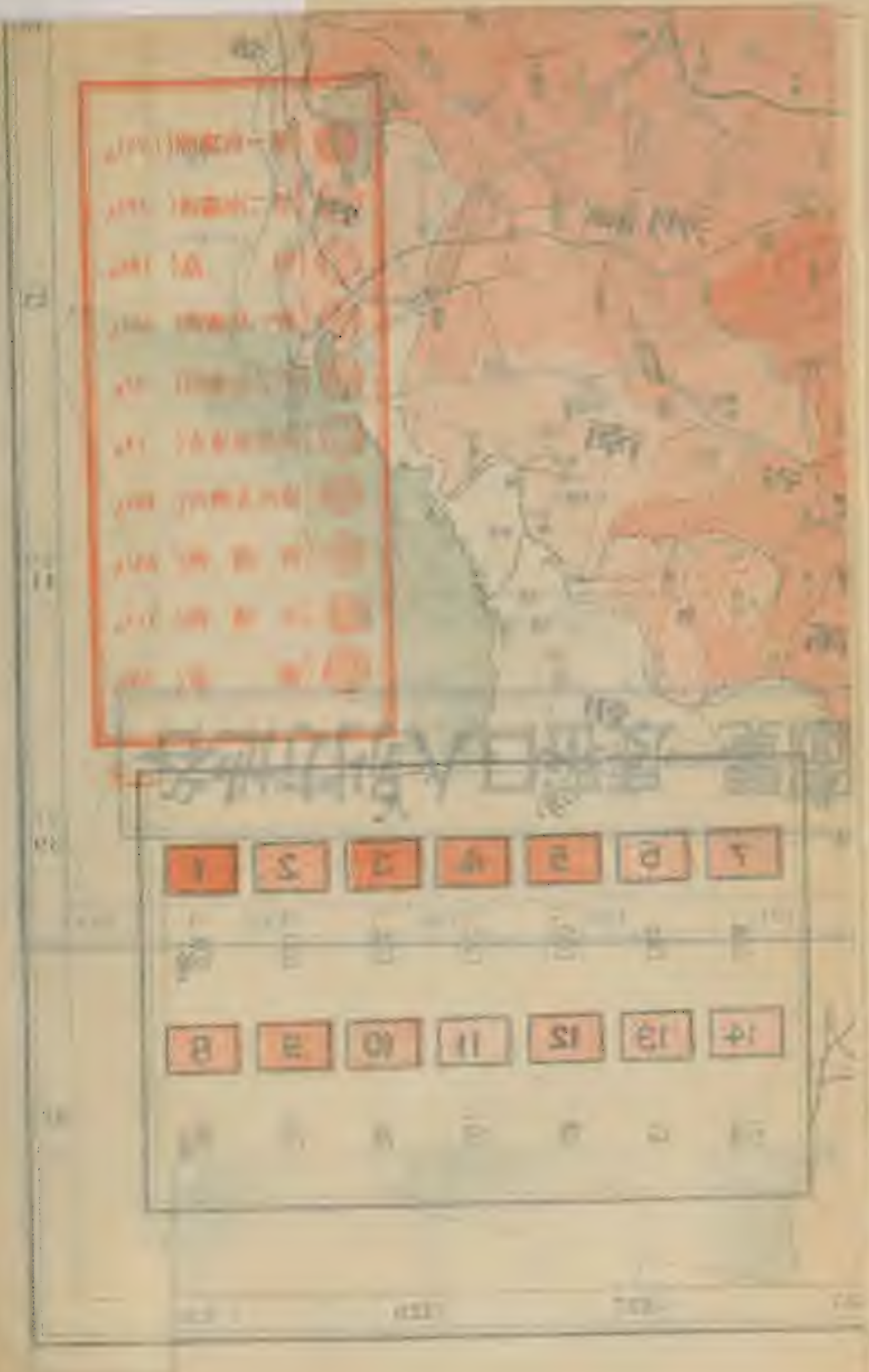
第一圖





第二圖


各地方別人口密度一覽圖
日本本州(2,152人
第一南滿洲(1,251人
第二南滿洲(139人
間島(156人
第一北滿洲(363人
第二北滿洲(32人
沿黑龍地方(13人
遼西及熱河(593人
南滿洲(642人
北滿洲(113人
滿蒙(328人
凡例
黑龍江省
吉林省
奉天省
南滿洲
北滿洲
內蒙古
熱河
朝鮮
沿海州



氣象

凡例

一、本篇は滿蒙に於ける氣象一般を記載せんとする者なれとも觀測所の設備あるは僅に關東廳並に東支鐵道廳所屬のものあるのみ以つて茫漠たる滿蒙を推すへくあまりに不備なれと又止むを得ない。

一、氣象統計は關東廳氣象報告、東支鐵道廳觀測報告書（露文）並に在滿帝國領事館觀測の結果等より之を擧けた。

一、氣象統計表作成には課員上野一郎君を煩はした。

大正十年九月

擔當者　野中時雄

氣象

氣象

第一　概說

廣漠たる滿蒙各地の氣象を概說せんは頗る難事に屬するも凡そ之を三部に分つて見ることが出來る。一、海洋の影響を受くる氣候。二、山嶽森林帶內に於ける氣候。三、平原的氣候であつて各々特異の氣象狀態を表はすものであるが、概して、其範圍の多くが平原的であるが故に大陸的氣象の特性を具備して居る。

大平原は溫熱に對する吸收放射共に急劇にして從つて氣壓の變化著しいものがある。之を滿蒙の一年に見るに夏季に於ては東風又は東南風となりて現はれ冬季に於ては北風又は西北風となる。然れ共滿洲の山嶽地方にては更に此關係に變化あるは勿論である。寒暖に就いて之を察するに冬季嚴寒をあらはすは多く大陸內氣壓の著しく高まり他方楊子江方面に低氣壓を現出せし時にて强烈なる西北風滿蒙の野を吹き荒びて氣溫も從つて甚だしく降下し北部地方では攝氏零下、三、四十度に達し南部地方にても猶零下二十度に過ぐ、此時期海水すら氷結するに至

る。然れ共若し楊子江方面に高氣壓を生じ滿蒙内陸に低氣壓を生じたる場合には緩和なる氣候を現出す所謂三寒四暖は此の氣壓の交互轉換に依るものである。夏季の氣溫は海洋の影響及ばざる内陸に於て特に高く攝氏三十四、五度に及ぶ之れ農作物のよく生育する所以である。然るに夜間は急に冷却して涼風至り日本内地各所の酷暑に似ざるものがある。

降水狀態を見るに夏季大平洋上より吹き涉る風多きを以つて比較的濕潤にして從つて降水量も多く七、八月の交は滿蒙に於ける雨季をなして居る。即ち年降水量の半は此時期に見る、之に反し冬季は大陸より吹く風多きを以つて氣候概して乾燥し降水量亦少い。濃霧は春秋二期に南滿及松花江沿岸に襲來する。

第二　南滿洲の氣象

南滿洲と雖北緯四十四度内外以内の總稱なれば其範圍も廣く且つ海洋の影響を受くる地帶を含むを以つて各地の氣象に變化あるは免れ難い。即ち旅順大連等の氣候は東北北海道よりも凌ぎ易きが如きに反し北方に於ては大陸的氣候にして冬季の劇寒なるに夏季亦酷暑全く旅、大の比にあらざるべく此處を以つて旅、大の氣候を以つて、直に滿洲氣候と稱し難く往々日本内地

人の彼此混同し誤解の生ずる處である

(一) 氣　溫

南滿洲に於ける氣溫は平均一月に於て最も低く七、八月の交最も高い而して旅順に於て最も溫和、北するに從つて其度を高む、即ち大正八年に於つて一月の平均氣溫、旅順(一)七度一分、奉天(一)十五度三分長春(一)二十度四分、又七月に於て旅順は二十四度二分、奉天、長春は二十七度五分に昇るを見る、又、營口に於て冬季零度以下の氣溫を示す日は約百七八十日、大連にては一ヶ月少く奉天は又一ヶ月多いといふ、寒暑の轉換を見るに北するに從つて其度甚しく例へば長春にては七月の氣溫旅順よりも高きも八月には却つて之より低きが如き最高最低の差の大なるを見る。

之を日本內地と比較するに夏季に於ては東北地方と大差なく、冬季は樺太と相似たものがある。

左に南滿洲に於ける旅順、大連、營口、奉天、長春と東京、札幌、落合とを比較して表示すれば次の如くである。

四

各月平均氣溫 （大正八年）

觀測所	平均 旅順	平均 大連	平均 營口	平均 奉天	平均 長春	平均 東京	平均 青森	平均 札幌	平均 宗谷	平均 落合	最 旅順	最 大連	最 營口	最 奉天
一月	(－)七・二度	(－)八・二	(－)一二・八	(－)一五・三	(－)一〇・四	三・一	(－)二・六	(－)六・四	(－)五・九	(－)一三・八	七・七	五・三	三・九	二・四
二月	(－)一・二度	(－)二・〇	(－)四・四	(－)五・九	(－)一〇・〇	(－)三・七	(－)二・二	(－)五・四	(－)五・九	(－)一三・八	一三・〇	一三・七	七・六	一三・一
三月	三・二	三・三	一・一	〇・三	(－)二・七	六・九	〇・七	(－)一・八	(－)二・三	八・二	一八・五	一四・六	一五・三	一五・五
四月	九・八	九・三	八・八	七・七	四・七	一三・六	七・一	五・二	三・三	〇・四	二七・四	二三・〇	二三・一	二三・五
五月	一三・四	一三・七	一五・九	一五・一	一三・九	一六・五	一六・三	一四・八	一〇・九	一〇・三	二五・六	二六・五	三一・一	二八・一
六月	一九・二	一九・七	二一・七	二一・七	一九・六	二〇・六	二〇・四	一八・六	一五・〇	一四・二	三二・九	三二・九	三二・六	三三・五
七月	二四・二	二四・五	二六・六	二七・五	二七・五	二三・九	二〇・四	一八・六	一五・〇	一四・二	三三・九	三四・〇	三四・一	三六・五
八月	二五・七	二六・一	二五・九	二四・九	二三・七	二五・三	二三・七	二〇・六	一七・八	一六・五	三五・四	三五・七	三六・九	三七・〇
九月	二〇・一	一九・七	一八四・	一七・一	一五・五	二一・八	一八・四	一六・〇	一五・六	一一・八	二八・四	二八・四	三〇・五	二九・二
十月	一四・二	一三・六	一〇・八	九・〇	七・〇	一五・九	一一・九	九・四	九・四	五・七	二五・八	二四・四	二五・〇	二六・二
十一月	六・六	五・九	一・四	(－)〇・七	(－)四・六	一〇・四	五・八	二・八	一・九	(－)二・五	二二・四	二三・〇	一九・八	二一・五
十二月	(－)一・六	(－)二・六	(－)七・六	(－)九・四	(－)一三・七	五・三	〇・一	(－)三・三	(－)三・七	(－)九・七	一〇・四	一〇・三	八・五	八・五
全年	一〇・五	一〇・二	八・八	七・七	四・九	一三・八	九・二	六・七	五・三	一・三	三五・四	三五・七	三六・九	三七・〇

最高	長春	(-)三・六	一〇・五	一五・一	一九・六	三〇・七	三三・二	三八・二	三五・八	二八・一	二七・〇	一八・六	三・四	三八・二
	東京	八・三	八・八	一一・八	一七・四	二一・一	二四・六	二七・九	二九・七	二五・八	二〇・四	一五、六	一〇・九	一八・五
	青森	〇・八	一・八	四・九	一三・三	一七・一	二〇・七	二四・五	二七・二	二三・二	一七・五	一〇・一	三・四	一三六
	札幌	(-)一・九	〇・八	二・五	一〇・四	一六・三	二〇・四	二三・七	二五・九	二一・四	一五・三	七・五	〇・八	一一、八
	宗谷	(-)三・三	(-)三・二	四・五	六・六	一一・三	一四・六	一八・四	二一・〇	一九・〇	一三・一	四・八	(-)一・一	八・一
	落合	(-)九・〇	(-)六・八	(-)二・〇	五・一	一〇・五	一五・五	一九・三	二三・〇	一七・八	一一・六	一・九	(-)四・七	六・八
最低	旅順	(-)一六・三	(-)一七・五	(-)五・八	(-)〇・六	〇・一	一一・一	一八・四	一七・七	一三・五	一・三	(-)七・八	(-)一三・八	(-)一七・五
	大連	(-)一六・九	(-)一七・八	(-)七・三	(-)〇・二	一・四	一一・三	一八・五	一七・六	一三・一	一・〇	(-)八・九	(-)一四・四	(-)一七・八
	營口	(-)二四・九	(-)二三・二	(-)一一・[illegible]	(-)五・二	(-)一・[illegible]	九・八	一八・九	一三・九	五・四	(-)五・二	(-)一三・七	(-)一九・四	(-)二四・九
	奉天	(-)二六・四	(-)二五・〇	(-)一三・四	(-)六・一	(-)〇・八	八・八	一九・七	一三・二	四・七	(-)六・九	(-)一八・三	(-)二〇・一	(-)二六・四
	長春	(-)三三・〇	(-)三一・八	(-)一六・二	(-)一一・三	(-)三・三	七・〇	一六・一	一三・六	一・八	(-)九・二	(-)二五・二	(-)二五・四	(-)三三・〇
	東京	(-)一・三	(-)〇・七	(-)二・四	八・一	一三・一	一七・一	二〇・七	二三・〇	一八・七	一三・三	六・〇	〇・六	九・八
	青森	(-)六・三	(-)六・二	(-)三・二	二・五	七・二	一二・九	一七・三	一九・一	一四・三	七・四	二・一	(-)三・一	五・三
	札幌	(-)一一・九	(-)一一・二	(-)六・九	〇・一	四・五	九・八	一四・三	一五・八	一〇・五	三、四	(-)一・九	(-)八・二	一・五
	宗谷	(-)八・〇	(-)八・〇	(-)五・八	〇・七	四・一	八・一	一二・三	一五・四	一二・九	六・四	(-)〇・五	(-)五・六	一・五
	落合	(-)二四・八	(-)二三・六	(-)一六・〇	(-)四・五	〇・八	五・七	九・八	一一・八	六・四	〇・〇	(-)七・三	(-)一六・二	(-)四・八

一、本表ノ温度ハ攝氏ノ寒暖計ニ據ル(-)印ハ零度以下ヲ示ス
一、東京、札幌、落合ハ大正六年度迄ノ平均ナリトス

平均氣溫累年比較

観測所	旅順					大連					營口			
年次	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年
一月	(−)六・六度	(−)一・六	(−)七・七	(−)四・五	(−)七・一	(−)六・六	(−)二・三	(−)八・一	(−)五・六	(−)八・二	(−)一四・〇	(−)七・二	(−)一三・九	(−)一〇・〇
二月	(−)五・〇度	(−)二・二	(−)四・五	(−)一・五	(−)一・二	(−)五・〇	(−)二・二	(−)四・八	(−)二・一	(−)二・〇	(−)九・一	(−)六・一	(−)七・七	(−)五・五
三月	〇・一度	〇・〇	一・八	三・一	三・二	〇・五	〇・〇	二・二	三・三	三・三	(−)一・五	(−)二・三	〇・三	二・一
四月	七・一度	七・六	九・五	九・二	八・九	八・一	八・四	一〇・一	九・五	九・三	六・七	七・三	八・八	九・二
五月	一三・九度	一四・一	一四・四	一三・五	一三・四	一四・七	一五・二	一五・二	一四・二	一三・七	一五・〇	一五・七	一四・七	一四・七
六月	一八・七度	一九・三	一九・八	一九・五	一九・二	二〇・一	二〇・四	二一・〇	一九・九	一九・七	二〇・三	二〇・六	二二・四	二〇・九
七月	二二・七度	二三・三	二三・一	二三・九	二四・二	二三・四	二四・一	二四・一	二三・一	二四・五	二四・五	二四・五	二五・四	二四・六
八月	二三・六度	二四・三	二四・三	二四・三	二五・七	二四・四	二五・一	二五・一	二四・五	二六・一	二三・八	二四・四	二四・五	二四・二
九月	一九・八度	一八・七	一九・七	一九・八	二〇・一	一九・八	一九・五	二〇・〇	一九・六	一九・七	一七・五	一七・四	一七・八	一七・八
十月	一四・三度	一三・八	一四・〇	一四・四	一四・二	一四・一	一三・五	一四・〇	一四・一	一三・六	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一一・三
十一月	七・五度	六・八	四・九	五・〇	六・六	七・〇	六・三	四・四	四・四	五・九	二・八	二・一	(−)〇・三	〇・八
十二月	(−)一・九度	(−)二・九	(−)四・四	(−)一・七	(−)一・六	一・四	(−)三・二	(−)五・〇	(−)二・六	(−)二・六	(−)三・二	(−)八・四	(−)一〇・七	(−)七・四
全年	九・九度	一〇・一	九・六	一〇・三	一〇・五	一〇・二	一〇・四	九・九	一〇・三	一〇・三	七・八	八・二	七・七	八・六

觀測所	年次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	全年
	大正八年	(−)一三・八	(−)四・四	一・一	八・八	一五・九	二一・七	二六・六	二五・九	一八・四	一〇・八	一・四	(−)七・六	八・八
奉天	大正四年	(−)一六・九	(−)一一・八	(−)三・三	五・九	一四・八	二〇・三	二四・四	二三・五	一五・八	九・〇	〇・五	(−)五・四	六・三
	大正五年	(−)一〇・七	(−)九・五	(−)四・二	六・九	一五・四	二一・〇	二四・九	二四・四	一六・四	九・三	〇・三	(−)一〇・八	六・九
	大正六年	(−)一六・九	(−)九・八	(−)〇・三	八・六	一四・四	二四・二	二五・五	二三・九	一六・六	八・九	(−)二・四	(−)一五・〇	六・五
	大正七年	(−)一四・三	(−)六・八	一・四	九・三	一四・八	二一・二	二四・四	二三・五	一六・一	九・四	(−)一・五	(−)一〇・七	七・二
	大正八年	(−)一五・三	(−)五・九	六・七	七・七	一五・一	二一・七	二七・五	二四・九	一七・一	九・〇	(−)〇・七	(−)九・四	七・七
長春	大正四年	(−)二一・一	(−)一六・五	(−)八・七	三・〇	一三・五	一八・五	二三・三	二〇・九	一四・〇	六・二	(−)三・〇	(−)九・八	三・三
	大正五年	(−)一四・三	(−)一三・四	(−)八・三	四・四	一三・八	一九・二	二三・二	二三・五	一四・〇	七・一	(−)二・八	(−)一四・六	四・三
	大正六年	(−)二〇・六	(−)一三・七	(−)二・八	六・七	一三・三	二三・二	二三・四	二一・七	一四・七	六・三	(−)六・二	(−)一八・〇	三・九
	大正七年	(−)一八・七	(−)一一・五	(−)〇・八	六・九	一三・六	一八・九	二二・四	二一・七	一四・六	六・八	(−)五・四	(−)一五・四	四・四
	大正八年	(−)二〇・四	(−)一〇・〇	(−)二・七	四・七	一二・九	一九・六	二七・五	二三・七	一五・九	七・〇	(−)四・六	(−)一三・七	四・九

最高氣溫累年比較

觀測所	年次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	全年
旅	大正四年	五・一	七・七	一三・五	一九・一	二八・八	二九・三	三三・六	三二・八	二九・七	二五・八	一九・九	一三・五	三三・六
	大正五年	六・九	七・〇	一四・九	一九・〇	二七・三	三〇・六	三二・五	二四・六	二九・〇	二四・九	一九・二	一二・三	三四・六

觀測所	順			大連					營口					奉	
年次	大正六年	大正七年	大正八年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正四年 (一)	大正五年
一月	四・三	五・四	七・七	五・〇	七・二	四・五	六・二	五・三	〇・九	二・六	三・三	二・九	三・九	一・三	三・六
二月	一〇・〇	七・七	三・〇	五・八	九・一	九・六	七・六	一二・七	五・九	四・八	六・五	七・八	七・六	五・八	三・六
三月	一八・六	一七・〇	一八・五	一一・二	一二・三	一四・七	一六・六	一四・六	一〇・二	一〇・八	一五・〇	一四・四	一五・三	一三・一	一一・八
四月	二〇・八	二四・九	二六・四	一九・九	一九・五	二一・一	二六・五	二三・〇	一七・〇	一九・〇	一九・二	二一・八	二三・一	一七・三	二三・五
五月	二八・六	二三・四	二五・六	二六・三	二七・三	三〇・九	二六・八	二六・五	二六・四	二七・九	二六・六	二五・八	三一・一	二六・一	三二・四
六月	三一・三	三〇・〇	三二・九	三一・六	三二・七	三〇・七	三〇・四	三二・九	三〇・六	三〇・〇	三五・一	三一・七	三二・六	三二・六	三五・六
七月	三四・二	三一・一	三三・九	三一・〇	三三・三	三三・五	三〇・五	三四・〇	三二・一	三二・九	三三・五	三三・七	三四・一	三三・一	三五・六
八月	三二・一	三一・二	三五・四	三一・七	三四・五	三四・二	三三・五	三五・七	三三・〇	三四・三	三三・六	三二・二	三六・九	三二・六	三五・四
九月	二八・三	二九・九	二八・四	二八・七	二九・四	二八・〇	二九・〇	二八・四	二七・〇	二八・五	二九・一	二八・七	三〇・五	二七・三	三〇・一
十月	二四・九	二四・九	二五・八	二六・二	二三・五	二五・七	二四・四	二四・四	二五・九	二四・二	二四・〇	二三・六	二五・〇	二五、〇	二五・三
十一月	一七・五	一五・九	二三・四	二〇・四	一九・三	一六・〇	一五・五	二三・〇	一七・二	一六・七	一四・三	一四・七	一九・八	一八・三	一八・二
十二月	一三・九	八・九	一〇・四	一一・七	一一・四	一一・九	九・九	一〇・三	八・四	八・八	九・六	六・五	八・五	九・七	一〇・〇
全年	三四・二	三一・二	三五・四	三一・七	三四・五	三四・二	三二・五	三五・七	三二・一	三四・三	三五・一	三三・七	三六・九	三三・一	三五・六

觀測所	天			長春				
年次	大正六年	大正七年	大正八年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年
一月	二・五	一・八	二・四	(一)四・〇	(一)一・八	(一)四・三	(一)四・[illegible]	(一)三・六
二月	一一・二	八・九	一三・一	(一)〇・三	〇・八	四・〇	二・四	一〇・五
三月	一六・五	一九・五	一五・五	三・九	八・二	一六・二	一六・五	一五・一
四月	二三・八	二五・五	二三・五	一六・七	二一・七	二三・九	二三・六	一九・六
五月	三〇・八	二九・八	二八・一	二七・〇	三〇・一	三一・六	二九・六	三〇・七
六月	三七・二	三三・〇	三三・五	二九・二	三四・一	三七・八	三〇・六	三三・二
七月	三五・七	三二・五	三六・五	三二・〇	三四・四	三五・二	三一・六	三八・二
八月	三四・〇	三三・一	三七・〇	三二・八	三七・〇	三三・五	三一・九	三五・八
九月	二九・八	三〇・二	二九・二	二六・八	二九・五	二七・二	二八・一	二八・一
十月	二六・二	二三・六	二六・二	二四・三	二一・七	二四・〇	二三・一	二七・〇
十一月	一四・七	一七・〇	一二・五	一六・五	一四・八	九・一	一六・一	一八・六
十二月	九・三	四・三	八・五	七・三	七・三	六・〇	(一)二・二	三・四
全年	三七・二	三三・一	三七・〇	三二・八	三七・〇	三七・八	三一・九	三八・二

最低氣溫累比較

觀測所	旅順				
年次	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正四年
一月	(一)一八・八度	(一)一四・四	(一)一九・三	(一)一四・二	(一)一九・三
二月	(一)一九・三度	(一)一〇・八	(一)一三・五	(一)一〇・[illegible]	(一)一九・三
三月	(一)九・八度	(一)九・七	(一)八・一	(一)五・八	(一)七・四
四月	(一)一・八度	(一)三・一	(一)〇・一	(一)〇・三	(一)一・三
五月	四・五度	四・五	五・一	六・五	四・七
六月	一一・一度	九・九	一一・一	一一・七	一二・三
七月	一五・四度	一六・二	一七・六	一五・九	一五・〇
八月	一七・八度	一六・七	一九・一	一九・二	一八・一
九月	一二・一度	六・一	一三・九	一〇・四	九・二
十月	一・七度	〇・一	一・五	二・九	(一)〇・八
十一月	(一)六・一度	(一)五・五	(一)六・六	(一)六・四	(一)五・〇
十二月	(一)一二・六度	(一)一八・二	(一)一五・五	(一)一三・三	(一)一三・六
全年	(一)一九・三度	(一)一八・二	(一)一九・三	(一)一四・二	(一)一九・三

九

觀測所	年次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	全年
大連	大正五年	(一)一四・二度	(一)九・九度	(一)九・一度	(一)四・〇度	五・七度	一一・五度	一七・四度	一七・二度	七・〇度	〇・三度	(一)一六・五度	(一)一八・九度	(一)一八・九度
	大正六年	(一)一八・四	(一)一三・六	(一)七・五	(一)〇・八	六・七	一三・三	一九・〇	一九・三	一〇・九	二・九	(一)五・四	(一)一五・九	(一)一八・四
	大正七年	(一)一五・三	(一)一〇・二	(一)六・八	(一)〇・〇	七・〇	一二・五	一六・五	一九・三	一〇・六	三・一	(一)六・〇	(一)一二・八	(一)一五・三
營口	大正四年	(一)二八・四	(一)二九・〇	(一)一四・七	(一)一・八	四・六	一一・〇	一八・〇	一四・四	六・〇	(一)三・八	(一)一〇・八	(一)一七・五	(一)二九・四
	大正五年	(一)二〇・三	(一)一八・六	(一)一六・二	(一)一四・六	三・五	七・一	一六・二	一三・七	〇・〇	三・二	(一)一一・六	(一)二六・八	(一)二六・八
	大正六年	(一)二六・八	(一)二一・七	(一)一三・一	(一)四・三	(一)〇・一	八・二	一七・三	一七・三	八・三	(一)三・二	(一)一二・五	(一)二三・〇	(一)二六・八
	大正七年	(一)二〇・五	(一)一七・〇	(一)一二・五	(一)二・七	二・四	九・五	一六・二	一六・六	七・九	(一)一・七	(一)九・一	(一)一九・七	(一)二〇・五
奉天	大正四年	(一)三一・五	(一)三〇・九	(一)一六・八	(一)二・九	〇・五	九・八	一七・八	一二・三	四・八	(一)五・五	(一)一二・四	(一)二一・五	(一)三一・五
	大正五年	(一)二七・〇	(一)二六・二	(一)一九・〇	(一)八・〇	一・八	六・六	一六・三	一二・二	(一)一・〇	(一)五・三	(一)一三・九	(一)二九・〇	(一)二九・〇
	大正六年	(一)三一・三	(一)二四・四	(一)一五・二	(一)六・二	(一)〇・九	七・二	一七・二	一六・二	六・九	(一)四・四	(一)一四・九	(一)二九・〇	(一)三一・三
	大正七年	(一)二六・〇	(一)二〇・五	(一)一七・一	(一)三・二	二・二	九・二	一五・六	一五・五	五・九	(一)六・七	(一)一三・四	(一)二五・〇	(一)二六・〇
長春	大正四年	(一)三五・七	(一)三六・〇	(一)二五・七	(一)五・二	(一)〇・九	七・六	一二・二	九・一	二・五	(一)八・五	(一)一七・一	(一)二四・八	(一)三六・〇
	大正五年	(一)二八・六	(一)二五・七	(一)二六・〇	(一)一一・九	(一)〇・二	六・六	一四・九	一一・〇	(一)二・七	(一)七・五	(一)一八・八	(一)三三・〇	(一)三三・〇
	大正六年	(一)三三・〇	(一)二八・八	(一)一九・八	(一)一三・七	(一)三・四	五・二	一四・四	一三・八	五・〇	(一)六・八	(一)一九・〇	(一)三三・五	(一)三三・五
	大正七年	(一)三二・七	(一)二六・二	(一)一八・二	(一)九・七	(一)二・〇	八・二	一三・八	一二・三	三・三	(一)八・一	(一)一九・二	(一)二六・一	(一)三二・七

右の外帝國領事館にて觀測せる大正七年度の平均氣溫を表示すれば左の如くである

	吉林 平均最高	吉林 平均	吉林 平均最低	農安 平均最高	農安 平均	農安 平均最低	間島 平均最高	間島 平均	間島 平均最低
一月	(一)五・三	(一)一三・六	(一)二一・八	(一)一・二	(一)一八・六	(一)二四・九		(一)一三・二	
二月	(一)〇・三	(一)七・九	(一)一五・五	(一)五・三	(一)一一・六	(一)一四・七		(一)八・一	
三月	五・七	〇・四	(一)四・九	五・四	(一)三・六	(一)七・三		(一)一・一	
四月	一三・七	八・〇	二・三	一四・四	六・九	一・四		八・三	
五月	一九・二	一四・四	九・六	一九・六	一三・三	七・二		一四・八	
六月	二三・五	一八・七	一四・九	二四・三	一八・八	一三・五		一八・九	
七月	二六・一	二三・七	一九・三	二六・九	二三・四	一八・八		二二・六	
八月	二五・一	二三・〇	一八・八	二六・八	二二・九	一七・七		二二・八	
九月	一九・〇	一五・六	一二・二	一九・九	一四・八	一〇・七		一六・四	
十月	一三・九	八・九	三・八	一二・六	五・三	一・六		七・九	
十一月	四・二	(一)一・八	(一)七・八	(一)〇・三	(一)五・七	(一)九・九		(一)二・六	
十二月	(一)一・九	(一)九・八	(一)一七・六	(一)九・九	(一)一五・四	(一)二〇・七		(一)一三・〇	
平均	一二・八二	六・四七	一・一二	一一・七二	四・一〇	(一)〇・五五		五・一四	

（二）氣壓（低氣壓）

南滿洲に於ける氣壓の高さは冬期にして十二月一月の交に現はれ日本內地の夫れに比し約十耗內外高を示す低きは夏期六、七月交の交である而して南部沿海地方より漸次內陸に向つて遞

減するを例とする。

満洲附近を通過する低氣壓は大略三種ある第一は蒙古北支那方面より來り満洲を通過して日本海方面に向ふものにて多くは冬期に發現して陸上にある間は著しい勢力を有しないが日本海に出れば急速に發達すると共に一面强大なる高氣壓は其を追ひ忽にして大風雪を起し凛烈な朔風荒みて海陸の被害多い、第二は直隷山東方面から渤海又は黄海北部を超へ東方に向ふもので冬季に多い、第三は夏季のものにて楊子江流域又は東海方面から黄海に出て多くは朝鮮を通過するものであつて當時大陸又低氣壓にあれば第一の如くに其被害を及ぼすことは少い。

最近氣壓の調査を表示すれば左の如くである。

平均氣溫（粍）　大正八年

觀測所	旅順	大連	營口	奉天
一月	七七一・二	七七一・六	七七二・六	七七二・四
二月	七六八・三	七六八・三	七六八・〇	七六七・五
三月	七六四・八	七六四・八	七六四・八	七六四・三
四月	七五九・八	七五九・九	七五九・七	七五九・〇
五月	七五七・六	七五七・七	七五七・七	七五七・二
六月	七五三・二	七五三・四	七五三・一	七五二・六
七月	七五六・五	七五六・七	七五六・四	七五六・〇
八月	七五六・五	七五六・四	七五六・二	七五五・九
九月	七六一・二	七六一・〇	七六一・三	七六一・〇
十月	七六二・七	七六二・七	七六二・七	七六二・一
十一月	七六六・五	七六六・七	七六七・一	七六六・五
十二月	七七〇・九	七七一・一	七七一・八	七七一・二
全年	七六二・四	七六二・五	七六二・六	七六二・一

觀測所	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	全年
長春	七七一・一	七六六・二	七六三・二	七五七・五	七五六・三	七五二・〇	七五五・二	七五五・一	七六〇・六	七六一・四	七六五・七	七七〇・六	七六一・二
東京	七六二・五	七六二・〇	七六二・四	七六一・五	七五九・二	七五七・〇	七五七・〇	七五七・六	七六〇・一	七六二・六	七六三・八	七六二・四	七六〇・七
青森	七六一・九	七六一・五	七六二・〇	七六一・二	七五八・八	七五六・九	七五六・九	七五七・六	七六〇・一	七六二・八	七六三・三	七六一・四	七六〇・四
札幌	七六〇・八	七六〇・六	七六〇・二	七六〇・三	七五七・九	七五六・六	七五六・五	七五七・四	七六〇・〇	七六二・一	七六二・〇	七六〇・一	七五九・六
宗谷	七六三・〇	七六二・五	七六〇・二	七六〇・二	七六三・〇	七五六・四	七五四・八	七五五・七	七六一・七	七六三・七	七六五・八	七六五・七	七六四・四
落合	七六一・一	七五九・六	七五九・五	七五八・三	七五七・九	七五七・六	七五七・三	七五八・〇	七五九・六	七六〇・九	七五九・七	七五八・五	七五九・〇

一、本表ノ事實ハ重力及海面ノ更正ヲ施シタルモノ

平均氣壓累年比較（粍）

觀測所	年次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	全年
旅順	大正四年	七七〇・五	七六七・六	七六六・〇	七六二・五	七五七・一	七五四・六	七五三・一	七五三・七	七五九・八	七六四・七	七六九・七	七六七・三	七六二・二
	大正五年	七七〇・二	七六八・一	七六六・五	七六一・九	七五八・二	七五四・〇	七五四・三	七五五・二	七六一・二	七六六・五	七七〇・六	七七〇・二	七六三・一
	大正六年	七七一・五	七六八・四	七六七・四	七六〇・一	七五六・八	七五三・〇	七五四・八	七五四・九	七一六・二	七六四・三	七六八・六	七六八・四	七六二・六
	大正七年	七七一・三	七六九・七	七六六・〇	七六一・九	七五六・八	七五四・二	七五二・六	七五七・一	七五八・八	七六五・二	七六八・五	七七〇・四	七六二・七
	大正八年	七七一・二	七六八・三	七六四・八	七五九・九	七五七・六	七五三・二	七五六・五	七五六・五	七六一・一	七六二・七	七六六・五	七七〇・九	七六二・四
	大正四年	七七〇・八	七六七・五	七六六・〇	七六二・四	七五七・二	七五四・六	七五三・二	七五三・七	七五九・八	七六五・〇	七七〇・一	七六七・七	七六二・三

観測所	年次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	全年
大連	大正五年	七七〇・七	七六八・三	七六六・七	七六二・〇	七五八・三	七五四・一	七五四・五	七五五・三	七六一・三	七六六・七	七七一・一	七七〇・八	七六三・三
	大正六年	七七一・八	七六八・五	七六七・三	七六〇・二	七五六・八	七五五・二	七五九・一	七五五・二	七六一・三	七六四・五	七六八・八	七六八・八	七六二・八
	大正七年	七七一・五	七六九・九	七六六・二	七六二・一	七五六・八	七五四・〇	七五二・六	七五七・一	七五八・九	七六五・四	七六八・七	七七〇・八	七六二・八
	大正八年	七七一・六	七六八・三	七六四・八	七五九・九	七五七・七	七五三・四	七五六・七	七五六・四	七六一・〇	七六二・七	七六六・七	七七一・一	七六二・四
営口	大正四年	七七一・六	七六七・七	七六五・六	七六二・〇	七五六・八	七五三・七	七五二・五	七五三・四	七五九・五	七六五・〇	七七〇・〇	七六七・五	七六二・一
	大正五年	七七一・〇	七六八・八	七六六・六	七六一・九	七五七・三	七五三・五	七五四・〇	七五五・二	七六一・二	七六六・三	七七一・二	七七一・三	七六三・二
	大正六年	七七一・九	七六八・八	七六七・一	七五九・七	七五六・三	七五四・二	七五四・五	七五五・一	七六一・五	七六四・三	七六八・九	七六九・四	七六二・六
	大正七年	七七一・八	七七〇・一	七六六・〇	七六一・七	七五六・三	七五三・三	七五二・二	七五七・〇	七五八・六	七六四・九	七六八・九	七七一・二	七六二・七
	大正八年	七七二・六	七六八・〇	七六四・八	七五[illegible]・七	七五七・七	七五三・一	七五六・四	七五六・一	七六一・三	七六二・七	七六七・一	七七一・八	七六二・六
奉天	大正四年	七七一・六	七六七・七	七六五・三	七六一・六	七五六・六	七五三・四	七五二・五	七五三・四	七五九・五	七六四・九	七六九・八	七六七・二	七六二・〇
	大正五年	七七一・〇	七六八・五	七六六・〇	七六一・五	七五六・八	七五三・一	七五三・七	七五五・二	七六一・〇	七六六・〇	七七一・〇	七七一・〇	七六二・九
	大正六年	七七一・六	七六八・四	七六六・五	七五九・二	七五五・九	七五三・五	七五四・四	七五五・〇	七六一・三	七六三・九	七六八・六	七六九・一	七六二・三
	大正七年	七七一・四	七六九・七	七六五・六	七六一・一	七五五・九	七五二・七	七五二・一	七五七・〇	七五八・四	七六四・四	七六八・七	七七〇・九	七六二・四
	大正八年	七七二・四	七六七・五	七六四・三	七五九・〇	七五七・二	七五二・六	七五六・〇	七五五・九	七六一・〇	七六二・一	七六六・五	七七一・二	七六二・一
長	大正四年	七七〇・九	七六六・二	七六四・一	七五九・[illegible]	七五五・三	七五二・〇	七五一・八	七五二・六	七五八・五	七六四・二	七六八・三	七六六・〇	七六〇・八

春	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年
	七七〇・四	七七〇・四	二七〇・五	七七一・二
	七六八・三	七六八・一	七六八・七	七六六・二
	七六四・三	七六五・六	七六五・三	七六三・二
	七六〇・五	七五八・一	七六〇・〇	七五七・五
	七五五・五	七五五・一	七五五・〇	七五六・三
	七五二・三	七五二・二	七五一・六	七五二・〇
	七五三・一	七五三・七	七五一・九	七五五・二
	七五四・九	七五四・五	七五六・六	七五五・一
	七六〇・三	七六〇・六	七五七・四	七六〇・六
	七六五・〇	七六二・九	七六三・四	七六一・四
	七七〇・一	七六七・八	七六七・七	七六五・七
	七七〇・二	七六七・八	七七〇・二	七七〇・六
	七六二・一	七四八・三	七六一・五	七六一・三

（三）風

南滿洲に於ける風は多く且つ強い殊に春季から初夏にかけて空氣乾燥した候に暴風屢々來つて礫を飛し土砂を捲いて黃褐色の塵煙天空に漲り日光も爲に光を失ふことが屢々である。

風向は全年平均概位は旅順は北東、大連は南東、營口は南東、奉天、長春は南西にして每月に見るに營口以南は冬季北偏風、夏季は南位の風多く、奉天は夏季南風冬季は區々、長春は殆ど全年南西の風である。

風速度は奉天最も弱く平均四米強、大連、長春は最も強くして六米以上に及ぶ、從つて暴風日數は奉天最も少く八、九十日を上下するに、大連、長春に於ては二百日以上に及ぶ、之を東京の五十日餘、札幌の五十日餘、落合の九十一日餘に比するに南滿洲一般暴風多きことを察知することが出來る、其時期は冬期より春期にかけて最も多い。

平均風力（米）　大正八年

観測所	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	全年
旅順	六・七	五・五	六・八	六・三	六・五	三・九	四・一	三・九	四・一	五・七	六・四	六・〇	五・五
大連	八・七	七・九	九・七	八・七	八・四	五・三	五・〇	五・七	六・〇	八・四	八・三	七・九	七・五
營口	五・七	五・九	七・五	五・八	六・七	四・五	三・八	四・二	三・七	五・七	六・二	五・四	五・四
奉天	四・〇	四・四	五・八	五・三	五・九	三・八	三・二	三・六	二・八	四・二	四・一	三・九	四・三
長春	五・二	六・九	七・六	七・六	七・三	五・〇	三・六	四・一	三・一	五・六	五・八	四・七	五・五

右表は一秒時間に馳走する風の速度を示すものなり

平均風力累年比較

観測所	年次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	全年
旅順	大正四年	六・五	七・二	八・一	七・三	六・六	五・四	五・三	四・四	五・三	五・八	六・八	七・〇	六・三
	大正五年	七・一	六・五	六・三	七・五	七・一	五・三	四・二	三・九	五・一	四・七	五・八	七・八	五・九
	大正六年	六・二	六・三	七・〇	五・九	六・〇	四・二	五・七	五・八	四・九	六・一	五・九	六・七	五・九
	大正七年	六・二	七・二	六・四	六・二	六・七	五・二	四・二	三・五	四・八	五・六	六・二	七・〇	五・八

大正八年	大連					營口					奉天					
大正八年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正四年
六・七	六・三	六・五	七・五	九・四	八・七	六・二	五・〇	五・二	五・三	五・七	四・六	三・五	三・一	二・六	四・〇	五・七
五・五	六・一	七・〇	六・七	八・八	七・九	五・六	六・〇	六・五	六・一	五・九	四・三	三・九	四・二	四・一	四・四	七・四
六・八	七・八	六・八	八・一	七・六	九・七	六・九	五・八	八・一	七・〇	七・五	五・一	四・七	六・一	四・四	五・六	六・七
六・三	六・七	七・三	六・〇	八・二	八・七	七・一	七・二	七・六	七・二	五・八	五・六	五・二	五・九	五・四	五・三	七・四
六・五	六・九	七・九	四・四	七・七	八・四	六・二	七・八	六・五	六・九	六・七	四・八	五・九	四・九	四・五	五・九	六・七
三・九	六・五	五・五	五・一	六・二	五・三	六・七	六・〇	六・六	六・一	四・五	四・九	四・七	四・四	四・一	三・八	七・〇
四・一	七・九	四・六	六・九	五・三	五・〇	六・三	四・三	六・五	四・七	三・八	四・五	三・五	四・四	四・一	四・一	六・二
三・九	五・五	四・〇	五・九	四・六	五・七	五・〇	三・七	四・一	三・四	四・二	三・一	二・九	二・九	二・七	三・六	四・九
四・一	六・四	五・六	四・六	六・一	六・〇	六・二	五・八	四・〇	四・一	三・七	四・一	四・二	二・八	三・二	二・八	六・二
五・七	五・七	四・三	五・四	七・三	八・四	六・九	四・八	五・八	五・八	五・七	四・七	四・〇	四・二	三・七	四・二	六・七
六・四	六・四	五・八	六・一	八・一	八・三	六・〇	五・六	五・〇	五・三	六・三	四・八	四・四	三・三	三・一	四・一	七・七
六・〇	六・九	七・四	七・九	八・〇	七・九	七・三	六・七	五・二	五・一	五・四	四・五	四・八	二・九	三・四	三・九	七・二
五・五	六・六	六・一	六・二	七・三	七・五	六・四	五・七	五・九	五・六	五・四	四・一	四・三	四・二	三・八	四・三	六・七

一七

觀測所	年次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	全年
長春	大正五年	六・一	五・三	七・六	八・〇	八・一	六・七	四・二	三・五	五・三	五・九	六・六	六・六	六・二
	大正六年	五・六	四・三	七・〇	七・四	六・六	七・四	五・六	三・八	四・一	六・五	五・二	六・〇	五・八
	大正七年	五・五	六・一	六・七	七・七	六・八	六・三	四・〇	三・三	四・七	五・九	五・五	五・五	五・七
	大正八年	五・二	六・九	七・六	七・六	七・三	五・〇	三・六	四・一	三・一	五・六	五・八	四・七	五・五

平均風向

大正八年

月次	旅順	大連	營口	奉天	長春
一月	北一二度東	北八度西	北三七度東	北三六度東	南六七度西
二月	北一九度東	南一三度西	南一七度東	南七度西	南四九度西
三月	北一三度西	西	北二六度西	北四〇度西	北七三度西
四月	南二四度東	南三度西	南三度西	南七一度西	南六六度西
五月	南八八度東	南五三度東	北四三度東	南七度西	南六七度西
六月	南六二度東	南三〇度東	南二七度西	南二一度西	南三六度西
七月	南三九度東	南二八度東	南三〇度西	南二五度西	南四一度西
八月	南四〇度東	南一度西	南一一度西	南三四度西	南二〇度西

月					
九月	北四三度東	北一八度東	北四八度東	北七五度西	南四〇度西
十月	北四一度西	南八八度西	南二〇度東	南七六度西	南四六度西
十一月	北四三度西	南八四度西	北六〇度東	南一八度東	南四六度西
十二月	北一五度西	北一三度西	北三六度東	北二四度西	南二五度西
全年	北六五度東	南一九度東	南四四度東	南三六度西	南三六度西

平均風向累年比較（度）

觀測所	年次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	全年
旅順	大正四年	北一九東	北二西	北一九西	北二四西	南六九西	南二四西	南三東	北三〇西	北三六西	北四三西	北五〇西	北三五西	北三六西
	大正五年	北一八西	北一東	北五西	南七二東	南一東	南三東	南一東	北六一東	北一八西	北六八西	北二東	北一八西	北
	大正六年	北二三西	北二西	北三六西	北六九西	北六六西	南二一東	南三七東	南三一東	北三六東	北二〇西	北一三東	北四〇東	北一東
	大正七年	北一三東	北五東	南四三西	北五七東	南二三西	南一八東	南七八東	南八七東	西	南四三西	北三六西	北一九西	北五西
	大正八年	北一二東	北一九東	北一三西	南二四東	南八八東	南六二東	南三九東	南四〇東	北四三東	北四一西	北四三西	北一五西	北六五東
大	大正四年	北三〇西	北八一西	北五六西	南四三西	南一〇東	南六西	南二四東	北二八西	南八四西	北七四西	北七〇西	北七三西	南六四西
	大正五年	北四五西	北二四西	北四三西	北四四東	南五西	南一八東	南一九東	南七八東	北八六東	南七一西	北二八西	北二八西	北七九西
	大正六年	北三五西	北六三西	北六三西	南六西	南一六西	南一八東	南三三東	南一七東	北一〇西	北八五西	北四八西	北五西	北六六西

觀測所	年次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	全年
大連	大正七年	北四五西	北三三西	南六五西	北五六西	南四西	南二西	南	南一〇西	北八二西	南四九西	北三三西	北三五西	南六九西
	大正八年	北八西	南一三西	西	南三西	南二三東	南三〇東	南二八東	南一西	北一八東	西八八西	南八八西	北一三西	南一九東
營口	大正四年	北四九東	南七七東	北六西	南五六西	南二八西	南五七西	南一東	北五六西	南七西	北四八東	南八九東	北三六東	南四三東
	大正五年	北四一東	北一東	北六九西	南三四東	南八東	南二東	南二八東	北五七東	北三九東	南四西	北六二東	北四三東	南七一東
	大正六年	北三三東	北五東	北三三西	南三三西	北一〇西	南三西	南二六東	南五七東	北二一東	北二八東	北四八東	北二東	北五一東
	大正七年	北二八東	北二西	南四二東	南四三西	南一三西	南二二西	東四東	北一二東	北七七東	南二三東	北五東	南八六西	南四三東
	大正八年	北三七東	南一七東	北二六西	南三西	北四三東	南二七西	南三〇西	南一二西	北四八東	南二〇東	北六〇東	北二六東	南四四東
奉天	大正四年	北二東	南二東	北七九西	南三三西	南三六西	南一〇西	南一東	南四一西	南二七東	南五二西	南四一東	北五四西	南一〇西
	大正五年	南八四東	北六四東	北七二西	南四六西	南三四西	南二三西	南一四西	南三一東	東	南一西	南六五東	北一七東	南七西
	大正六年	南八二東	北三三東	北三一西	南八八西	南六西	南二九西	南三西	南一二西	北五西	北六八西	北一三西	南五五西	南三五西
	大正七年	北六九東	南七七西	南五五東	南七四西	南三〇西	南二八西	南四西	南三三西	南六九西	南一四西	北八八西	南六四東	南一四西
	大正八年	北二六東	南七西	西四〇西	南七一西	南七西	南二二西	南二五西	南三四西	西七五西	南七六東	南一八東	北二四西	南三六西
長	大正四年	南六一西	南六三西	南六七西	南八六西	南七一西	南六〇西	南一〇西	北七四西	南五六西	南五六西	南七一西	南七四西	南六四西
	大正五年	南六六西	南六〇西	南七二西	南八四西	南五九西	南五三西	南四八西	南九西	南七八西	南六八西	南五一西	南六七西	南六三西
	大正六年	南七一西	北六八西	北三二西	北八六西	北五五西	南四七西	南二八西	南一八西	南四四西	南六五西	南八〇西	南七六西	南六八西

春													
大正七年	北七五西	南七九西	南五八西	南八二西	北八四西	南六六西	南二東	南六二西	南五七西	南三八西	南六八西	南六三西	南六五西
大正八年	南六七西	南四九西	北七三西	南六六西	南六七西	南三六西	南四一西	南三〇西	南四〇西	南四六西	南四六西	南二五西	南三六西

右表は前記平均風雨表の事業に就き既往三箇年間を列擧して比較對照に便するものなり

(四) 降水

降水量は概して少なく日本内地の二分の一乃至三分の一にして降水日數も亦之に準ずる即ち南滿に於て四、五百粍なるに東京の千五百粍、札幌の九百粍に依つても知られる、降水は夏に於て多く冬は僅少である從つて降雪亦少く積雪一尺に達することは稀である然れは農作物の凍害を被ること甚しく多くは冬期其生命を完し得ず、南滿洲も北方するに至つて降水量を増加する之を降水日數に見るに長春に於ては一ヶ年八、九十日以上にも達するに奉天以南にては六七十日内外てある。

降水量に關し農業上より觀察するに水分を要する播種期に降雨少く往々にて發芽せさるか甚しく遲れ旱害を受く、又七、八月の雨期に際會して前述の如く一ヶ年の半の降水あり之が豪雨となりては作物を害し殊に麥類の收穫期に當つて農家の患を増す、降水量の均一を缺くと其分量の少きは滿洲に於ける農作上の一大缺點としなければならぬ。

次に濕度に就いて見るも日本內地に比し著しく乾燥し其度冬季は夏季に比して甚しい。

次に降水日數及量並に濕度に關する統計を掲げる。

降水日數及水量（耗）

大正八年

觀測所	旅順 日數	旅順 水量	大連 日數	大連 水量	營口 日數	營口 水量	奉天 日數	奉天 水量	長春 日數	長春 水量	東京 日數	東京 水量
一月	一〇	一五・三	九	一九・一	七	四・八	三	三・二	七	五・七	七・三	五六・七
二月	—	〇・〇	—	〇・〇	—	〇・〇	—	〇・〇	五	二・一	七・七	六三・九
三月	二	〇・六	一	一〇・〇	五	三四・五	五	二七・四	二	六・五	一三・三	一一〇・七
四月	四	二九・四	六	三六・五	四	六・四	五	二六・六	一〇	一八・五	一四・四	一三一・八
五月	七	六五・一	七	三七・七	九	八五・四	七	三二・六	九	二四・七	一三・五	一五二・二
六月	七	一八・五	六	三〇・〇	九	四七・七	一〇	二〇一・五	一三	一〇二・八	一五・七	一六三・〇
七月	六	三三・六	六	二五・三	五	八二・三	八	三一・〇	六	一〇五・一	一四・九	一四〇・九
八月	四	六四・三	五	七六・三	一二	六九・一	一三	一四六・四	七	八二・〇	一三・七	一六二・六
九月	七	九四・四	七	一三一・九	六	五二・七	八	四四・四	六	三一・九	一六・八	二三一・七
十月	七	二五・三	七	四二・二	一一	五七・九	九	八八・四	三	二八・六	一四・三	一九一・七
十一月	四	二〇・二	五	一六・八	三	一二・六	三	一三・一	六	一三・七	九・六	一〇三・〇
十二月	六	一四・〇	五	七・九	一	二・一	三	〇・九	三	一・一	六三	五一・八
全年	六四	三七六・七	六四	四二九・五	七二	四四〇・四	七三	六一五・五	八・五	四二一・七	一四六・五	一五四九・〇

青森 日數	青森 水量	札幌 日數	札幌 水量	宗谷 日數	宗谷 水量	落合 日數	落合 水量
一六・七	一四一・〇	二〇・五	七三・[illegible]	二九・〇	五〇・八	一八・六	四二・四
三二・七	一〇九・三	一七・八	六六・五	一九・七	一七・九	一六・三	四〇・三
二一・一	九〇・四	一八・二	六一・七	二〇・七	四七・四	一七・九	三六・五
一三・四	六五・二	一三・〇	五六・八	一五・〇	八・三	一三・三	五〇・三
一三・〇	七〇・六	一二・九	六二・七	一一・七	八一・三	一三・九	六一・二
一三・六	八五・五	一三・〇	六一・二	一八・〇	七四・〇	一六・〇	八八・三
一四・四	一三二・七	一三・三	九二・八	一一・〇	六八・一	一六・九	一〇五・七
一一・七	一〇八・四	一二・七	九六・一	一一・三	一四七・四	一二・三	九三・四
一六・一	一四一・五	一六・一	一二八・九	一六・三	一九八・五	一五・九	一一三・八
一七・四	一二六・六	一七・〇	一〇八・八	一五・〇	五一・六	一五・一	一〇六・三
二二・〇	一三七・〇	一八・八	一〇〇・三	一八・三	六九・六	一九・〇	七八・七
二六・七	一六一・五	二〇・二	九五・一	二七・〇	一〇〇・一	二一・二	七〇・四
二二八・八	一三六〇・四	一九三・六	一〇〇四・八	二二五・〇	九一五・〇	一九七・五	八八七・二

右表ノ日數は一日間に〇、一粍以上降水ありたる日を計上し水量は一箇月間の總量なり

降水量累年比較 （粍）

観測所	年次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	全年
旅順	大正四年	三〇・〇	一四・四	八・四	一九・九	四六・〇	七二・四	二二七・一	四・二	八・八	一六・八	七・二	一・七	四五六・五
	大正五年	三三・六	一〇・七	三・七	二四・〇	四〇・一	六四・六	四七・三	九四・二	五九・六	一三・五	一五・六	二〇・二	四一六・一
	大正六年	二・〇	三・八	〇・八	二・二	二九・六	一六・〇	三三五・二	二四六・一	一九四・五	一一・六	二八・九	一九・六	七九〇・三
	大正七年	〇・〇	一・一	六六・一	四・七	八八・三	五九・二	一二七・九	一八三・八	八・八	一七・〇	五四・一	二・一	六八五・一
	大正八年	一五・三	〇・〇	〇・六	二五・四	六五・一	一八・五	三三・六	六四・四	九四・四	二五・三	二〇・二	一四・〇	三七六・七

觀測所	年次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	全年
大連	大正四年	三二・六	二一・五	二六・一	一八・八	五四・八	六一・〇	二六五・九	二〇・五	一一・一	三一・六	一二・三	〇・五	五五六・七
	大正五年	二六・九	一二・一	一〇・五	三〇・〇	四九・二	七三・六	五七・八	七八・七	六三・〇	八・八	一〇・三	二〇・〇	四四〇・九
	大正六年	〇・一	六・七	七・二	四・〇	四〇・〇	二六・五	二九八・一	一三八・五	一五〇・四	二三・七	三七・一	一一・六	七四三・九
	大正七年	〇・〇	〇・四	五五・七	八・七	一〇九・五	八四・四	一三九・〇	一九七・一	七八・七	二三・四	五一九	一九・九	七五八・七
	大正八年	一九・〇	〇・一	一〇・〇	三二・五	三七・七	三〇・〇	二五・三	七六・三	一三一・九	四二・二	一六・五	七・九	四二九・五
營口	大正四年	一六・〇	一一・四	一三・四	一三・一	五七・二	九三・〇	二五二・四	四八・七	二八・二	三一・九	三三・二	一・七	六〇四・二
	大正五年	一五・三	七・四	一一・六	三七・一	九五・〇	五三・五	五七・九	一〇六・二	三四・五	五八・六	二一・七	四・七	五〇三・五
	大正六年	〇・〇	一・七	九・〇	三・〇	二〇・六	二九・一	三一七・〇	一七一・二	六三・四	五・五	八・三	八・三	六三七・一
	大正七年	〇・〇	二・六	三一・八	四・〇	六七・〇	六〇・六	一一九・六	三〇四・三	一四六・七	五七・二	二三・四	四・五	八二一・一
	大正八年	四・八	〇・〇	二三・四	六・四	八五・四	四七・七	八二・三	六五・一	五二・七	五七・九	一二・六	二・一	四四〇・四
奉天	大正四年	一〇・〇	六・九	一〇・七	一七・九	五九・八	一三七・〇	一八三・九	一二五・六	六七・四	三一・七	三四・三	二・一	六八七・三
	大正五年	九・六	一〇・四	二・五	三八・一	一三〇・五	五二・〇	五四・六	一四七・一	五四・八	一四・七	二六・八	五・六	五四六・七
	大正六年	一・五	一・六	五・五	二・九	二七・四	二〇・〇	三三四・九	一三一・二	五三・一	二三・八	一・八	一七・三	五〇九・九
	大正七年	〇・〇	七・五	四四・〇	一〇・四	一一三・二	六〇・五	一六二・五	二二四・四	一六九・一	四五・七	二七・一	四・九	七六九・二
	大正八年	三・二	〇・〇	二七・四	二六・六	三二・六	二〇一・五	三二・〇	一四六・四	四四・四	八八・四	一三・一	〇・九	六一五・五

	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年
	一七・〇	一一・七	一・九	一・九
	一一・五	六・九	一・二	一・八
	四・二	六・一	三・六	九・九
	三九・六	二八・四	五・四	一三・一
	七六・〇	九〇・〇	一七・一	一三一・二
	一六三・〇	八三・四	三七・〇	三一一・三
	一八一・六	四八・三	二五五・七	二五四・七
	一四四・一	一三・六	二六一・七	九六・七
	一四一・七	四二・七	六二・八	九四・二
	六四・〇	一七・〇	二七・七	四八・〇
	一八・九	六・五	二・三	一八・七
	四・二	六・二	三・〇	〇・一
	八六五・八	四五八・八	七〇八・六	九七〇・五

右の外帝國領事館にて觀測せる降水量及月平均大正七年度に於ける吉林、豐安、間島に於けるものを表示すれば次の如くである。

	吉林	農安	間島
一月	一・九	一・〇	二・〇
二月	六・七	〇・五	〇・七
三月	一一・八	六・五	三・六
四月	二九・八	一四・四	一三・五
五月	七九・九	五九・九	七〇・七
六月	二五二・四	一九九・〇	一五八・六
七月	一四三・八	三三一・六	一四三・七
八月	一五九・一	一四〇・一	一三〇・一
九月	一三一・九	一三三・〇	七五・六
十月	三七・六	二三・一	三〇・四
十一月	一六・九	一四・七	九・一
十二月	一・四	〇・三	二・四
平均	八六・三	—	—

平均濕度 （大正八年）

觀測所	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	全年
旅順	六七	六三	六〇	五八	六五	七七	八四	七三	六九	五九	六三	六一	六七

觀測所	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	全年
大連	六八	六四	五九	五五	六六	七四	八一	七四	七一	六二	六四	六一	六七
營口	六七	六一	六一	五三	五九	六九	七三	七四	六九	六七	六三	六三	六五
奉天	六六	五六	五二	四八	五四	七〇	七一	七二	七三	七三	六一	五四	七二
長春	七七	六八	五〇	五四	五二	六八	六三	七一	六九	六四	六四	六七	六四

右表は百分率を以て示すものにして最乾を零とし最濕を百とす

平均度累年比較

觀測所	年次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	全年
旅順	大正四年	七四	六八	六三	六六	六七	七九	九〇	八四	六九	七三	六二	六七	七三
	大正五年	六七	六六	五九	六三	六三	七〇	八一	八〇	七二	六九	六八	六九	六九
	大正六年	六五	六三	六一	四六	五六	七二	八七	八四	六八	六〇	六三	六六	六六
	大正七年	六〇	六〇	六三	五三	六九	七一	八四	八五	七三	六八	五九	六一	六七
	大正八年	六七	六二	六〇	五八	六五	七七	八四	七三	六九	五九	六三	六一	六七
	大正四年	七三	六六	六〇	五八	六二	六九	八二	七四	六〇	六五	六一	六三	六六

大連				營口					奉天					長春		
大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正四年	大正五年	大正六年
六七	六〇	六〇	六八	六九	七五	六六	六一	六七	七一	七五	六六	七五	六六	六七	七二	七九
六三	六	六一	七四	六五	七三	五七	六二	六一	六五	七三	五七	七三	五五	七五	七五	七三
五七	五七	六三	五九	六二	六二	五六	六五	六一	六六	六一	五六	六二	五一	七六	六七	五二
六二	四七	五七	五五	六五	六四	四九	五一	五三	六七	六四	四九	六四	四八	六七	五七	四二
五九	五五	六九	六六	六三	六〇	五三	六三	五九	六八	六〇	五三	六	五四	六九	六〇	四八
六七	六八	七〇	七四	七二	六六	六二	六五	六九	七	六六	六二	六六	七〇	七七	六六	五二
七七	八一	八四	八一	七九	七六	七六	七一	七二	八一	七六	七六	七六	七一	八〇	七五	八〇
七八	七七	八一	七四	七七	七七	七	七七	七四	八二	七七	七四	七七	七二	八五	七七	八〇
六八	七一	六九	七一	六四	六七	七一	七四	六九	七五	六七	七一	六七	七三	七四	七一	七二
六三	六	六一	六二	七二	六八	六三	六九	六七	七七	六八	六三	六八	七二	七一	六四	六九
九三	六四	六〇	六四	七一	七〇	六五	六六	六三	七二	七〇	六五	七〇	六一	七三	六〇	六七
六三	六五	五八	六一	六八	六六	六八	六五	六三	六一	六六	六八	六六	五四	六四	六九	七八
六六	六四	六六	六七	六	六九	六三	六六	六五	七二	六九	六三	六	七二	七三	六八	六六

觀測所	年次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二年	全年
春	大正七年	七三	七〇	六二	五一	五五	七二	八〇	八〇	八一	六八	六七	七〇	六九
	大正八年	七七	六八	五〇	五四	五二	六八	六三	七一	六九	六四	六四	六七	六四

（五）結霜、降雪、結氷

結霜を之を日本內地と比較するに北海道より晚霜は早くして初霜は遲い即ち左表の如くである。

地名	初霜	晚霜
大連	十月下旬	四月上旬
奉天	十月上旬	四月上旬
長春	九月下旬	五月上旬
東京	十一月旬上	四月上旬
札幌	九月下旬	五月下旬
落合	九月中旬	五月下旬

降雪日數は長春に最も多くして四十日にも及び他は皆二十日內外である。

結氷　南滿洲に於て遼河の結氷は十一月中旬先づ流氷を見十二月中旬全く結氷するを例とす

る、結氷終日は三月下旬流氷終日は四月上旬にして流氷期間は平均百四十餘日、結氷期間九十餘日である。

次に霜雪の初終を表示する。

霜雪ノ初終

大正八年

観測所	霜 初日(前年)	霜 終日(本年)	霜 初終間ノ日數	霜 平年トノ比較 初日	霜 平年トノ比較 終日	霜 本年ノ初日	雪 初日	雪 終日	雪 初終間ノ日數	雪 平年トノ比較 初日	雪 平年トノ比較 終日	雪 本年ノ初日
旅順	十一月十二日	三月十三日	一二二	早二	早二一	十月三十一日	十一月五日	三月二十七日	一四三	早三	晩一	十一月十七日
大連	十月二十三日	三月二十九日	一五八	早五	早六	十月二十二日	十一月五日	三月二十七日	一四三	早二	早四	十一月十七日
營口	十月二十二日	四月十九日	一八〇	晩一二	晩九	十月十四日	十月十七日	三月十四日	一四九	早一九	早二一	十月十八日
奉天	十月十一日	五月十五日	二七	晩八	晩一三	十月十四日	十月十七日	三月十四日	一四九	早一一	早二五	十月十八日
長春	十月十日	三月二十一日	三四	晩一八	晩二〇	十月一日	十月十七日	四月十日	一七六	晩二	早一四	十月一日

一、表中(前年)トアルハ大正七年(本年)トアルハ大正八年ナリ故ニ旅順ニ於ケル霜ノ初日(前年)ハ即チ大正七年十一月十二日ニシテ其終日ハ大正八年三月十三日ナリ。隨テ初終間ノ日數ハ大正七年十一月十二日ヨリ大正八年三月十三日ニ至ル間ノ日數ナリ

次表亦同シ

一、平年トハ觀測所創始以來ノ平均ナリ

霜雪ノ初終累年比較

觀測所	年次	霜 初日（前年）	霜 終日（本年）	霜 初終間ノ日數	霜 平年トハ比較 初日	霜 平年トハ比較 終日	霜 本年ノ初日	雪 初日（前年）	雪 終日（本年）	雪 初終間ノ日數	雪 平年トハ比較 初日	雪 平年トハ比較 終日	雪 本年ノ初日
旅順	大正四年	十一月十七日	四月五日	一四〇	晩四	晩一	十一月十七日	十一月六日	三月二十八日	一四三	早三	晩三	十一月十一日
旅順	大正五年	十一月十七日	四月七日	一四三	晩四	晩三	十一月三十日	十一月十一日	四月二日	一四四	晩三	晩八	十一月七日
旅順	大正六年	十一月三十日	四月七日	一二九	晩一七	晩三	十一月七日	十一月七日	三月二十二日	一三六	早二	早四	十月二十九日
旅順	大正七年	十一月七日	四月三日	一四八	早八	早二	十一月十二日	十月二十九日	三月二十五日	一四八	早一〇	早一	十一月五日
旅順	大正八年	十一月十二日	四月十三日	一三三	早二	早二一	十月三十一日	十一月五日	三月二十七日	一四三	早三	晩一	十一月十七日
大連	大正四年	十月二十一日	四月二十一日	一八四	早八	晩一九	十月二十八日	十一月三日	三月二十八日	一四六	早五	早四	十一月十八日
大連	大正五年	十月二十八日	四月七日	一六三	早一	晩三	十月二十五日	十一月十八日	四月二日	一三七	晩一一	晩一	十一月七日
大連	大正六年	十月二十五日	四月十日	一六八	早四	晩五	十月二十一日	十一月七日	三月二十二日	一三六	早一	早一〇	十月二十九日
大連	大正七年	十月二十一日	三月二十七日	一五六	早七	早九	十月二十三日	十月二十九日	三月二十五日	一四八	早一〇	早六	十一月五日
大連	大正八年	十月二十三日	三月二十九日	一五八	早五	早六	十月二十二日	十一月五日	三月二十七日	一四三	早二	早四	十一月十七日

營口												
大正四年	十月二十一日	四月十四日	一七六	晩一〇	晩七	十月十二日	十一月三日	四月九日	一五八	早一	晩四	十一月十日
大正五年	十月十二日	四月二十七日	一九九	早一四	晩一九	九月二十八日	十一月十日	四月四日	一四七	晩六	早一	十一月七日
大正六年	九月二十八日	四月十日	一九五	早五	早晩ナシ	十月六日	十一月七日	三月二十三日	一三七	晩三	早一三	十一月七日
大正七年	十月六日	四月十一日	一八八	晩一二	晩一	十月二十二日	十一月七日	三月二十五日	一三九	晩三	早一〇	十月十七日
大正八年	十月二十二日	四月十九日	一八〇	晩七	晩九	十月十四日	十月十七日	三月十四日	一四九	早一九	早二一	十月十八日
奉天												
大正四年	十月八日	四月二十四日	一八七	晩二〇	早九	十月十二日	十一月三日	四月二十二日	一七一	晩六	晩一五	十月十八日
大正五年	十月十日	五月八日	二一〇	晩一〇	晩六	九月二十七日	十月十八日	四月十日	一七六	早一〇	晩二	十一月六日
大正六年	十月二十七日	五月四日	二二〇	早六	晩一	十月六日	十一月六日	三月二十五日	一四〇	晩一〇	早一五	十月二十八日
大正七年	十月六日	四月二十三日	二〇〇	晩四	早一〇	十月十一日	十月二十八日	四月十八日	一七三	早晩ナシ	晩一一	十月十[illegible]日
大正八年	十月十一日	五月十五日	二一七	晩八	早一三	十月十四日	十月十七日	三月十四日	一四九	早一一	早二五	十月十八日
長春												
大正四年	九月二十三日	四月三十日	二三〇	晩一	早二	九月十五日	十月二十日	四月二十九日	一九二	晩九	晩九	十月十八日
大正五年	九月十五日	四月三十日	二二九	早七	早一	九月十四日	十月十八日	五月七日	二〇三	晩五	晩一六	十月十五日
大正六年	九月十四日	五月四日	二三三	早七	晩三	十月五日	十月十五日	四月三十日	一六八	晩二	晩六	十月二十九日
大正七年	十月五日	五月一日	二〇九	晩一四	早一	十月十日	十月二十九日	四月十八日	一七三	晩一五	早七	十月十七日
大正八年	十月十日	五月二十一日	二二四	晩一八	晩二〇	十月一日	十月十七日	四月十日	一七六	晩二	早一四	十月一日

要之南滿洲の氣候は日本內地と比し寒暖共に激烈にして空氣乾燥甚しく降水少く其分布又不

均一にして、暴風又屢々來り見舞ひ年平均としては良好を缺くものあれど之を農業上より觀る時は夏季氣溫高く雨量も亦潤澤にして東北北海道に比しては寧ろ良好なるものがある。

參考の爲め南滿洲各地の天氣日數を表示すれば次の如くである。

天氣日數

大正八年

觀測所	雨天	雪	霰	雹	電雷	霧	霜	快晴	曇天	暴風	地震
旅順	六四	二六	二	二	一二	二六	三八	一三二	六〇	一五五	—
大連	六四	三	一	—	一五	四八	三八	一三三	八二	一三七	—
營口	七二	二	二	二	一五	六	九三	一三五	六五	一五四	—
奉天	七三	三	二	三	一三	二	一四一	一三五	六七	一〇一	—
長春	八五	四七	四	二	一八	八	一三四	一〇四	七三	一五五	—

雨天ハ雨雪量粍ノ十分ノ一以上アリタル日、雪、霰、雹及霜ハ其量ノ如何ニ關セス現象ノアリタル日、電雷ハ電光雷鳴ノ相伴ヒタル日、霧ハ濃霧アリタル日、快晴ハ雲量二以下ノ日、曇天ハ同八以上アリタル日、暴風ハ風ノ速度一秒時間十米以上アリタル日ナリ故ニ一日中ニ二種以上ノ現象アリタルトキハ各之ヲ一日ト數ヘ彼是互ニ相重複ス

天氣日數累年比較

觀測所	年次	雨天	雪	霰	雹	電雷	霧	霜	快晴	曇天	暴風	地震
旅順	大正四年	八一	二七	六	—	九	二〇	五二	一一一	七二	二〇九	—
	大正五年	七五	三四	三	一	八	二五	三八	一〇八	七五	一七七	—
	大正六年	八四	三七	三	二	六	一三	五三	一一四	七五	一七九	—
	大正七年	七四	一七	四	一	一三	二一	六六	一三三	六六	一六三	—
	大正八年	六四	二六	二	二	一三	二六	三八	一三三	六〇	一五五	—
大連	大正四年	八六	三六	三	二	八	一七	七二	九九	八〇	二二八	—
	大正五年	八七	三七	五	—	一四	二九	七一	一一一	八八	一八二	—
	大正六年	七六	二八	—	一	七	一九	七三	一三三	七七	二一九	—
	大正七年	七四	一六	一	—	一九	三〇	七一	一一〇	七三	二五〇	—
	大正八年	六四	二三	二	—	一五	四八	三八	一三三	八二	二三七	—
營口	大正四年	一〇九	三八	六	一	一四	三	一二一	一一四	七五	二一九	—
	大正五年	九六	二九	五	五	一七	三	一三三	一三三	七〇	一六七	—
	大正六年	七六	一八	二	一	一七	二	一二三	一二八	七三	一八五	—

觀測所	年次	雨天	雪	霰	雹	電雷	霧	霜	快晴	曇天	暴風	地震
口	大正七年	八五	一八	―	一	一七	六	一〇三	一一九	七五	一七四	―
	大正八年	七三	二三	一	二	一五	六	九三	一二五	六五	一五四	―
奉天	大正四年	一一三	四九	五	―	一九	六	一三八	八八	八三	一二四	―
	大正五年	一〇三	四〇	二	二	一八	一二	一四三	一三三	七六	九八	―
	大正六年	八三	三四	四	一	二一	五	一三八	一二〇	六六	八七	―
	大正七年	九七	二六	一	二	一七	七	一四二	一三四	六九	七六	―
	大正八年	七三	二三	二	三	一三	一一	一四一	一二五	六五	一〇一	―
長春	大正四年	一三七	六二	二	五	二七	五	一五〇	八二	一一九	二一七	―
	大正五年	一一〇	四六	一	三	二八	六	一六三	一〇六	八四	二〇一	―
	大正六年	一三四	五三	二	―	一八	一	一三〇	八四	九七	一七一	―
	大正七年	一一六	五三	二	四	二七	一〇	一五五	一一二	一〇五	一七四	―
	大正八年	八五	四七	四	二	一八	八	一三四	一〇四	七三	一五五	―

第三　南滿洲に於ける氣象觀測所

南滿洲に於ける氣象の觀測は關東廳の經營に屬し大連に觀測所を營口、奉天、旅順、長春に支所を設く、始め明治三十七、八年事件の際軍事上航路保護の爲滿韓地方に於ける氣象觀測の必要上中央氣象臺の臨時觀測所として設置せられ今日に及んだものである今其位置及び創立年月日を表示すれば左の如くである。

	北緯	東經	海拔高	創立年月日	所在地
觀測所	三八度五四分	一二一度三六分	九五米六	明三十七年九月七日	大連南山頂
同營口支所	四〇度四〇分	一二二度一四分	二米九	同年同月三十日	營口新市街青柳町
同奉天支所	四一度四八分	一二三度二三分	四三米八	同三十八年五月一日	奉天西塔大街三丁目
同旅順支所	三八度四七分	一二一度一六分	七九米六	同年七月十七日	新旅順特憲地第七號
同長春支所	四三度五五分	一二五度一八分	二二五米五	同四十一年十一月三十日	長春鐵道附屬地西一條街

第四　北滿洲の氣象

(一)概說

北滿洲は南滿洲の夫れに比し其範圍更に內陸にして廣く完全なる觀測所を缺くも今東支鐵道關係の露國測候所の報告に據つて之を述べる。

北滿洲に於ける氣象も概ね大陸的特性を有するも主として興安嶺の以東、以西、及び浦鹽方面の三部分に分ちて其差を認めらる。即ち海洋の影響を受くると山嶽帶及び平原帶に依る各氣象を此處に見る。

四季の如きも冬季の長きに比して夏春秋の頗る短き即ち九月初旬既に降雪結氷して翌年三年に至る迄氣溫概ね零度以下にして半年以上は冬季である。從つて農業上より之を見るに其耕作期間愈々短縮せられる夏季は一般に六、七、八月にして各月共其平均溫度十五度以上である。浦鹽附近に於ては九月猶夏季に入れ得べく山嶽地帶に比し特殊の狀態である。春秋は此間にあつて四、五月及び九、十月の各二箇月弱である、雨期は夏季に於てあることを南滿のそれに異らない。

一日に就いて見るも夏日晝間炎熱耐へ難いものがあるも夕陽西に舂けば涼風徐に來つて、晝間の苦熱を忘れしむ、故に土人は夜間の冷却に備ふるため四時燒炕すといふ。

杉山氏草稿黑龍江通誌に依れば古來黑龍江省內に左の如き俚俗がある以つて氣象一般を察知

することが出來やうと思ふ。

一、四時風多し四月に尙雪降る

一、春月雪降りて軒下に氷柱を作るの歲次は必ず豐饒である

一、春夏の北風は晴である

一、四月下旬草木始めて發芽す五月家畜漸く飽蹓す

一、夏日の南風必ず雨がある雨降らねば曇にして江流漲る

一、三伏雨多し時に降雹する大さ盤の如くである

一、七月旣に降霜を見る

一、秋分後數日微霜あり草木漸く萎縮す、更に十數日を經て結霜すれば百草皆盡く枯死す

一、九月地皮裂く

一、降雪遲速あり齊々哈爾八、九月、愛琿八月、墨爾根七月(以上陰曆)

一、降雪必しも曇ならず晴天尙飛雪紛々として下り

明月皎々として雪降る又珍しくない

以上は何れも適切なるもののみを列擧したものであつて就中南風に雨降らねば江流の漲溢す

るは興安山中の雪融けを指示したものであつて一般被害の著しいものがある。

雨期は末伏前後二旬を普通とするも穀雨竝に秋分後の降雨時に甚しいものがある。

經緯度の差より生ずる晝夜長短の懸隔甚しく到る處に俚諺があり曰く『夏日、一夫日沒に山を下つて獸肉を煮す肉塾すれば東天既に紅であると』、最近支那測量手の呼倫具爾に於ける晝夜長短の實例なりとし表示ずるところに依れば。

夏至最長　日の出　午前三時十三分五十四秒
　　　　　日　沒　午後七時一分六秒

であるさ。

(二) 氣　溫

北滿洲一箇年間の平均溫度は概して一度四分(ウヤゼムスキ)乃至三度五分(窰門)なれど興安嶺以西は悉く〇度以下にして免渡河の如き〇下三度四分、之に反し浦鹽は四度九分にして前者に比し遙に高溫である

北滿地方最寒地は齊々哈爾、海拉爾及び免渡河等であつて、何れも冬期氣溫〇下卅度以下である、又北方西比利亞との接壤地方の狀況を察するため、ブラゴエシチエンスクの觀測に依る

に冬季氣溫（十二、一、二月）○下二十一度五分である、夏季最も溫度の點いのは安達であつて、平均最高溫度二十八度を超へる、其他齊々哈爾の如き往々三十四五度に昇ることも珍しくない。ブラゴエンチエンスクにては夏季（六、七、八月）平均氣溫十九度四分である、猶寒暖の差は興安嶺の内外と浦鹽地方に依つて異るものがある、興安嶺以西に於ては冬季零下以下の日數二百日以上であるが以東にては二百日以下であり嚴寒の始期も以西にては九月初旬若くは中旬、以東にては更に十日乃至二十日遠く浦鹽附近にては更に一箇月餘の差がある嚴寒終期も之に準ずる、氣溫の年較差は六十五度内外一日較差は十一、二度である。

（三）降水量

北滿地方に於ける降水量の分布も亦南滿に同じく其六割以上は夏季であつて冬季は一割弱に過ぎない、ブラゴエシチエンスクの觀測によれば夏季三二六・一粍に對し冬季七・九といふ甚しい差をさへ示してある、降水量の最も多いのは浦鹽附近である、積雪量亦少くして五六寸を出づることも少ない。

雷雨は布哈圖、札蘭屯、哈爾賓、窰門に於て比較的多い。霧は一面坡、浦鹽間に特に多い。

（四）　風

北滿地方に於ける風位は、西風、西北風、西南風最も多く但し海洋の影響を受ける浦鹽方面では東偏風がある風速は三米五乃至六米であつて、暴風は布哈圖、浦鹽附近に多い。

（五）　北滿地方主要河川結氷及解氷狀況

千九百十八年發表の黑龍洲水路部調査に依れば左の如きものがある。

	結氷期	解氷期
烏蘇里河	十月下旬乃至十一上旬	四月下旬乃至五月上旬
綏芬河	十一月下旬	三月下旬
牡丹江	十月	四月
松花江	十一月下旬乃至十二月上旬	四月中旬
呼蘭河	十一月下旬	四月上旬
「シルカ」河	十月中旬	四月下旬

「ゼーヤ」河	十月下旬	四月下旬乃至五月上旬
黒龍江	十月下旬乃至十一月上旬	四月上旬乃至同中旬

備考 （一）本表に示す結氷解氷期は共に其終期に氷上通過若くは航行を許す時期を示す
（二）松花江は哈爾賓附近、黒龍江は武市附近のものを示す

第五 東支沿線（自一九〇九 至一九一八）十年間氣象

更に北滿地方の氣候概略を示さん爲め東支沿線中黒龍江省内にある觀測所の報告に據り自一九〇九年至一九一八年最近十年間の氣象表を掲くれば大略左の通りである。

第一表 觀測所の位置及所在名

地名	北緯	東經	海拔	地表ヨリノ高度		
				溫度	濕度	風力
滿洲里	四九・三五	一一七・二六	六五七・三	三・六	二・〇	九・八
海拉爾	四九・一四	一一九・四四	六一八・三	三・六	二・一	八・九
傳河多	四八・四六	一二一・五二	七〇二・二	三・二	二・三	二・四
札蘭屯	四八・〇一	一二三・四四	三三〇・五	三・五	二・三	自九・九 至二・九

地名	北緯	東經	海拔	地表ヨリノ高度 溫度	濕度	風力
齊齊哈爾	四七・一〇	一二三・四七	一五一・五	二・七	一・九	一二・五
安達	四六・二四	一二五・三二	一五三・九	三・二	二・二	九・三
哈爾賓	四五・四五	一二六・三八	一五四・[illegible]	三・〇	二・一	三・八
窰門	四五・二五	一二五・四二	一八〇・六	三・二	二・五	九・八
一面坡	四五・〇二	一二八・〇四	二一六・二	三・二	二・四	九・八
牡丹江	四四・三六	一二九・三六	二四三・六	三・二	二・〇	一〇・九
太平嶺	四四・三三	一三〇・三九	五六一・三	三・二	二・二	八・八

第二表　滿洲里

（一、風位中二月及三月の回數は九ヶ年間の合計とす
二、積雪日數は平均最大降雪量及積雪時の平均積雪量は五ヶ年の平均による）

月	氣溫 平均	平均最高	平均最低	最高平均	年號	最低平均	年號	最高	日	年	最低	日	年	風位（回數） 北	北東	東	南東	南	南西	西	北西	無風	風速（米）
一月	(−)二五・七	(−)二〇・四	(−)二九・八	(−)一六・三	一四	(−)三四・一	〇九 一〇	(−)七・六	二五	一六	(−)四六・五	二	一五	二六	二三	七四	一八	二三	三七	二四四	六三	一四五	四・〇
二月	(−)一三・一	(−)一五・八	(−)一八・一	(−)一三・六	一三	(−)三〇・六	一五	(−)三・七	二五	一二	(−)三九・五	七 二二	一三 一五	一七	九	七七	一五	二二	三三	一九三	八四	八四	五・〇
三月	(−)一四・五	(−)七・七	(−)二一・二	(−)四・二	一七	(−)二三・五	一二	一三・五	三〇	一三	(−)三四・八	二	一三	四二	三〇	八六	二八	三三	三八	一八九	一九一	九一	六・五

四月	〇・二	六・三	(一)六・七	一〇・五	一四	(一)一〇・七	〇九	二八・二	二四	一四	(一)二六・九	二	〇九	一〇八	四三	六二	二八	六三	一一八	一五三	二一三	一一二	七・六
五月	一〇・四	一六・六	一・八	一七・九	一四	一・〇	一二	二九・七	二三	一三	(一)八・一	一三	一二	一〇三	七〇	八一	五三	六七	一一三	一三四	一七八	一三一	七・四
六月	一七・二	二三・二	九・三	二五・六	一七	七・〇	九	三五・〇	二七	一三	(一)四・一	五	〇九	七五	九八	一一四	八五	八四	八三	一一一	一二九	一三一	五・一
七月	二〇・二	二五・九	一三・七	二七・八	一七	一二・三	一二	三八・三	三一	一七	六・六	三	一二	四〇	三六	一〇〇	八七	九五	八二	九八	七八	一七三	四・七
八月	一八・〇	二四・三	一一・四	二七・二	一七	九・八	一二	三六・二	二一	一七	一・四	一六	一二	四二	五八	一五〇	八五	八三	一〇二	一三三	八七	一八二	四・九
九月	九・三	一六・〇	二・五	一八・[illegible]	一四	一・八	一〇	二七・一	二四	一一	(一)七・四	二八	一六	六三	四五	一一一	三五	五七	一四二	一五六	一四七	一六六	五・[illegible]
十月	(一)〇・七	六・四	(一)七・四	一〇・二	一四	(一)一二・三	一三	二〇・四	一五	一五	(一)二三・八	三一	一三	五三	三四	七〇	二四	六一	一八九	一六四	一五五	一七九	五・六
十一月	(一)一三・七	(一)七・八	(一)一九・六	(一)五・一	一五	(一)二三・八	一三	七・〇	一	一五	(一)三七・七	二五	一四	三五	二五	七八	二四	二九	二二〇	二二五	一三九	一三六	五・〇
十二月	(一)二四・二	(一)一九・[illegible]	(一)二九・五	(一)一四・八	一五	(一)三三・七	一六	(一)二・五	一	一五	(一)四六・五	二五	一六	一四	一八	四五	一三	二二	三一九	二〇五	九六	一八八	四・三
計(平均)	(一)二・[illegible]	四・〇	(一)八・六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六一七	五三八	一一三八	五〇六	六二八	二一三六	一九九五	一四八四	一七六八	五・四

	雨量(糎) 一ヶ月平均	一ヶ月最大	年號	一ヶ月最小	年號	一晝夜最大	日	年	日數 降水	降雪	降霰	雷雨	晴天	降霧	暴風	嚴寒	積雪	平均降雪最大量	積雪時ノ平均積雪量	最初ノ結氷ト最後日	最初ノ降雪ト最後日	氣壓(糎)
一月	二・二	八・四	一二	〇	一八	四・九	三〇	一二	五・〇	四・三	〇	〇	一二・一	三・〇	〇・四	三一・〇	三一・〇	五・二	四・〇	—	—	七〇七・六
二月	一・五	五・〇	一六	〇・一	一三	二・二	二三	一六	三・〇	三・〇	〇	〇	七・[illegible]	二・九	〇・三	二八・〇	二三・六	六・〇	四・〇	—	—	七〇六・五
三月	一・一	三・八	一一	〇	一三 一二	一・五	二五	一二	三・二	三・〇	〇	〇	七・〇	一・九	一・二	二一・〇	一九・四	五・〇	二・六	—	—	七〇五・二
四月	五・六	一七・九	一八	〇・一	一二	一四・〇	二四	八	三・八	三・三	〇	〇	五・一	〇・六	三・二	二七・一	四・四	一・〇	—	—	二七	七〇一・二

		五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計（平均）
雨量（粍）	一ヶ月平均	一四・四	四九・六	七〇・六	四四・五	三〇・八	三・五	二・九	二・五	二三九・一
	一ヶ月最大	三六・九	一一八・五	一二九・七	九八・一	七七・六	八・三	六・八	五・二	—
	年號	一二	一六	九	一二	九	一六	一〇	一一	—
	一ヶ月最小	〇・二	七・五	三四・〇	一〇・四	三・三	〇	〇	一三	—
	年號	一七	九	一三	一六	一三	一四	一七	一八	—
	一晝夜最大	二四・九	四七・三	三七・六	五四・九	三七・四	五・四	四・六	三・四	—
	日	九	三〇	一九	三〇	五	二六	五	四	—
	年	一三	一六	九	一二	一七	一三	一三	一五	—
日數	降水	四・七	一〇・六	一三・一	一〇・五	九・四	二・四	二・九	四・三	七二・九
	降雪	〇・一	〇	〇	〇	〇・六	一・二	二・九	四・三	二二・七
	降霰	〇・一	一・〇	〇・二	〇・一	〇	〇	〇	〇	一・四
	雷雨	〇・一	一・八	二・一	一・三	〇・四	〇	〇	〇	五・七
	晴天	二・三	一・〇	〇・八	二・六	四・六	八・〇	七・二	八・一	六六・一
	降霧	〇・三	〇・六	一・五	一・四	一・五	一・三	二・四	四・四	二一・六
	暴風	二・〇	〇・四	〇・八	〇・八	〇・六	〇・三	〇・一	〇	一〇・一
	嚴寒	一〇・五	〇・三	〇	〇	八・四	二八・六	三〇・〇	三一・〇	一二五・九
	積雪	—	—	—	—	—	二・四	一三・三	三一・〇	一一三・〇
平均降雪最大量		—	—	—	—	—	一・四	四・四	五・二	—
積雪時ノ平均積雪量		—	—	—	—	—	〇・二	二・五	三・四	—
最初ト最後ノ結氷日		二六	—	—	—	三	—	—	—	—
最初ト最後ノ降雪日		—	—	—	—	二八	—	—	—	—
氣壓 粍		六九七・〇	六九八・八	六九八・一	六九九・八	七〇二・四	七〇五・七	七〇五・八	七〇六・七	七〇三・九

摘要

	最大		最小	
	一年間雨量	年號	一年間雨量	年號
雨量	二七六・九	一三	一四〇・一	一七

	最大日數	年號	最小日數	年號
降水	八一	一五	六〇	一八
降雪	三二	一五	六	一八
降霰	四	一二	〇	一五・一六・一七・一八
雷雨	九	一〇・一三・一七	二	九・一六・一八
晴天	一一三	一七	三三	一三
降霧	四三	一四	一	九
暴風	三八	一三	四	一〇・一二
嚴寒	一三二	一三	一〇三	一八
積雪	一六〇	一六	五三	一八

最大積雪量九珊 一四年二月

年月日	早キ年		晩キ年	
	一〇・五・一六	一五・九・一	九・六・六	一四・九・一九
	一一・四・二	一七・九・一〇	一三・五・二六	一〇・一一・一

第三表　海拉爾

（一、風位中二月及三月の回數は九ヶ年間の合計とす
二、積雪日數は平均最大降雪量及積雪時の平均積雪量は五ヶ年の平均による）

	氣溫 平均	平均最高	平均最低	最高平均	年號	最低平均	年號	最高	日	年	最低	日	年	風位(回數) 北	北東	東	南東	南	南西	西	北西	無風	風速(米)
一月	二八・〇	㈠二四・九	(一)三四・〇	㈠一八・二	一六	㈠三七・六	一五	㈠六・三	一六	一六	㈠四八・二	二一	一五	五八	七〇	三九	三九	八〇	一三三	一六〇	七六	二八四	二・二
二月	二三・九	㈠一六・七	㈠三〇・三	㈠一二・八	一二	㈠三二・〇	一五	㈠一・三	二六	一三	㈠四四・五	三	一五	四八	八八	二三	一八	七三	一二三	一七六	八一	二二〇	二・八
三月	㈠一五・八	㈠八・三	㈠二三・一	㈠四・三	一八	㈠二七・二	一六	九・四	三〇	一三	㈠三六・二	五	一一	五四	一〇六	四八	二三	六八	一二三	二三五	一一〇	一八五	四・一
四月	〇・九	六・一	㈠六・六	九・一	一四	㈠一〇・四	一六	二八・五	二四	一四	㈠二七・四	三	一六	九三	四六	四八	三二	六五	九二	二一七	二〇八	九六	六・三
五月	一〇・三	一七・〇	一・九	一九・一	一四	〇・一	一三	三〇・〇	二三	一三	㈠八・〇	三	一八	一一九	八九	七四	五三	六五	七一	一五五	一八五	一一三	五・〇
六月	一六・九	二三・二	九・一	二五・八	一七	七・一	九	三五・四	二七	一二	㈠一・七	五	〇九	一〇二	八三	八一	五二	九一	七〇	一〇三	一二九	九九	四・〇
七月	二〇・三	二六・四	一三・五	二八・三	一七	一二・八	一三	三八・〇	三一	一七	六・〇	五	一七	七二	一一七	一四五	八二	一一六	八九	八四	八〇	一三三	三・二
八月	一八・三	二四・六	一一・六	二七・一	一六 一七	九・七	一二	三五・一	二二	一七	二・〇	二四	一三	八〇	一〇五	一〇三	七七	七四	八九	一三一	一〇二	一七三	三・五
九月	九・三	一六・三	二・七	一七・九	一四	〇・九	一二	二六・五	二四	一一	㈠七・一	二七	一六	八三	六〇	五五	三五	六二	一〇〇	一六八	一五二	一八四	四・〇
十月	㈠〇・五	(一)六・四	㈠八・一	一〇・六	一四	㈠二・八	一二	二二・二	一五	一五	㈠二七・二	三一	一二	七九	五四	三一	二三	六一	一一〇	二三一	一五八	一七七	四・四
十一月	㈠一四・〇	㈠七・八	㈠二〇・二	㈠四・七	一一	㈠一三・四	一七	八・三	一四	一五	㈠三七・二	二六 七	一四	四〇	四六	二九	二一	八〇	一五三	二四六	一〇六	一八三	四・二
十二月	(一)二五・七	㈠二〇・六	㈠三一・六	㈠一四・八	一五	㈠三四・一	一二	㈠三・八	一	一五	㈠四六・九	二二	一六	三九	六七	二三	二五	七八	一三一	三一三	七六	二六八	二・八
計(平均)	㈠二・七	三・五	㈠九・六	|	|	|	|	|	|	|	|	一	|	八六七	九二九	六九八	四七〇	九一三	一二八二	二二一九	一四四九	二二一五	三・九

		一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計（平均）
雨量（粍）	一ヶ月平均	三・八	三・八	三・五	八・六	一八・七	六二・七	八五・九	六六・六	四一・六	四・一	四・三	四・三	三〇七・九
	一ヶ月最大	八・四	八・六	六・二	二一・〇	三三・一	一七一・五	一三三・四	一〇五・三	八四・〇	八・五	九・五	八・九	—
	年號	二	一六	一八	一六	一三	一四	一〇	一〇	九	九	一四	一七	—
	一ヶ月最小	一・二	〇・九	一・一	一・五	〇	九・九	三三・七	二〇・一	一三・七	一・〇	〇・二	〇・四	—
	年號	九	一三	一三	一二	一三、一七	九	一六	一五	一二	一三	一五	一〇、一二	—
	一晝夜最大	二・六	五・五	五・九	二二・六	一八・二	五一・四	三六・四	三七・五	三〇・一	五・七	五・六	二・四	—
	日	一四	二三	八	九	九	二二	三〇	一	一〇	九	一四	二五	—
	年	一六	一六	一八	一六	一三	一四	九	一〇	一五	九	一四	一六	—
日數	降水	六・六	五・四	四・六	四・八	五・三	一一・〇	一二・六	一二・三	九・四	三・三	四・七	六・〇	八六・〇
	降雪	六・四	四・四	四・六	四・一	〇・六	〇	〇	〇	〇・八	二・一	四・七	五・八	三三・五
	降霰	〇	〇	〇	〇	〇・二	〇・四	〇・二	〇・一	〇・二	〇	〇	〇	一・一
	雷雨	〇	〇	〇	〇	〇・三	一・九	五・〇	三・七	〇・七	〇・一	〇	〇	一一・七
	晴天	一一・二	七・一	八・八	五・一	二・七	〇・九	一・四	一・五	四・六	七・七	六・五	八・六	六六・一
	降霧	六・二	二・六	一・七	〇・四	〇	〇・三	〇・一	〇・七	一・三	〇・六	〇・九	五・〇	一九・八
	暴風	〇	〇・二	〇・四	二・一	一・三	〇・四	〇・六	〇・五	〇・五	〇・六	〇・三	〇・三	七・二
	嚴寒	三一・〇	二八・二	三一・〇	二七・二	一二・四	〇・六	〇	〇	六・九	二八・〇	三〇・〇	三一・〇	二三五・八
	積雪	三一・〇	二八・二	二五・〇	五・四	〇・二	〇	〇	〇	〇・二	二・〇	一七・〇	二七・八	一三六・八
平均降雪最大量		一二・六	一四・四	一六・二	五・六	〇・六	—	—	—	〇・四	三・〇	五・六	八・六	—
積雪時ノ平均積雪量		一〇・四	一一・九	一〇・八	一・〇	—	—	—	—	—	〇・二	二・六	六・五	—
最初ト最後ノ結氷日		—	—	—	—	二〇	—	—	—	三	—	—	—	—
最初ト最後ノ降雪日		—	—	—	元	—	—	—	—	—	一〇	—	—	—
氣壓（粍）		七一一・〇	七〇九・七	七〇八・三	七〇四・〇	七〇三・五	六九九・八	七〇一・〇	七〇三・一	七〇五・六	七〇八・八	七〇九・二	七一〇・二	七〇六・一

摘要

一年間雨量	最大	四一五・〇	年號 一四
	最小	一九八・四	年號 一七

	最大日數	年號	最小日數	年號
降水	一〇三	八	七五	一三
降雪	四八	一四、一八	二三	一八
降霰	四	九	〇	一一、一四、一六、一七、一八
雷雨	二四	九	五	一二、一四
晴天	一二〇	一八	二三	一二
降霧	三八	一七	三	一五
暴風	一九	一〇	二	一四、一八
嚴寒	二三三	一三	一七五	一五
積雪	一六二	一六	一三〇	一八

最大積雪量二十一珊 一八年三月

年月日	早キ年		晩キ年	
	一六・五・八	一五・九・一	九・六・五	一三・九・二四
	一三・四・一〇	一二・九・一三	一五・五・一七	一〇・一一・一一

第四表　傳河多

（一、風位中二月及三月の回數は九ヶ年間の合計とす
二、積雪日數は平均最大降雪量及積雪時の平均積雪量は五ヶ年の平均による）

	氣溫 平均	平均最高	平均最低	最高平均	年號	最低平均	年號	最高	日	年	最低	日	年	風位（回數）北	北東	東	南東	南	南西	西	北西	無風	風速（米）
一月	(一)二・六	(一)一六・[illegible]	(一)二六・一	(一)一一・八	一八	(一)三四・七	一五	(一)四・六	三	一八	(一)三八・三	一九	一五	一六	二	二	一〇	三	一	七六	八七	八二	六・四
二月	(一)一七・六	(一)一三・三	(一)二三・三	(一)一〇・七	一四	(一)二六・八	一五	〇・三	一五	一七	(一)三二・二	三	一五	二三	一	四	一〇	五	一	九〇	一六〇	一〇五	五・九
三月	(一)一二・四	(一)七・三	(一)一七・六	(一)四・五	一七	(一)一九・〇	一六	九・二	一九	一四	(一)三五・七	一	一五	二三	一三	六	七	三	四	八八	一一二	一一二	六・七
四月	(一)一・五	四・四	(一)六・五	九・一	一四	(一)九・二	一五	二六・六	二四	一四	(一)二〇・四	一	一四	二五	一二	一七	二四	六	三	六九	一一二	九一	八・一
五月	八・一	一五・二	一・六	一七・五	一四	〇・七	一七	二六・五	一八	一七	(一)五・二	一七	一五	三九	二九	三二	三[illegible]	九	〇	三七	九五	九五	七・八
六月	一五・〇	二〇・九	七・九	二三・九	一七	六・七	一六	二九・〇	二二	一四	(一)〇・八	一	一七	二三	一四	三六	四一	一一	八	三二	四五	一五〇	五・一
七月	一八・一	二三・八	一一・四	二四・六	一七	一〇・二	一八	三一・五	二七	一七	三・五	二	一八	一六	一七	五七	五九	九	三	二九	三〇	一四二	四・[illegible]
八月	一六・五	二二・八	一〇・二	二四・三	一六	九・〇	一四	三〇・三	六	一四	一・四	三一	一五	二〇	一五	三四	四四	六	三	二五	三六	一八九	四・四
九月	八・六	一五・四	二・二	一六・九	一四	一・三	一五・一六	二四・五	七	一八	(一)三・五	二七	一五	一三	九	一四	一五	九	六	三八	三九	一二七	四・三
十月	〇・三	七・二	(一)五・五	一〇・一	一四	(一)七・五	一五	二一・五	八	一八	(一)一七・六	二四	一五	一八	五	一七	一九	七	六	六三	七一	一六四	六・四
十一月	(一)一一・八	(一)七・〇	(一)一六・六	(一)三・六	一六	(一)一八・〇	一四	一一・〇	二	一五	(一)三〇・一	二六	一四	八	四	一二	一六	三	一	八八	九六	一三二	五・六
十二月	(一)二二・〇	(一)一七・〇	(一)二四・六	(一)一三・一	一五	(一)三七・三	一六	(一)一・〇	四	一五	(一)三九・一	二三	一六	四七	四	三	九	四	〇	一〇五	一八一	一三一	六・七
計（平均）	(一)一・六	四・〇	七・二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二七一	一三三	二三四	二八六	七五	三六	七四〇	一〇六三	一五一九	六・〇

		一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計(平均)
雨量(粍)	一ヶ月平均	二・五	二・五	三・二	一四・五	二四・五	一三四・八	一〇二・九	七九・〇	四九・五	三・一	六・九	二・九	四一八・四
	一ヶ月最大	四・八	四・二	七・八	三六・二	六八・九	二六二・四	一六八・六	九七・七	六五・四	一一・六	九・六	六・七	—
	年號	一五	一六	一五	一六	一五	一四	一五	一五	一五	一五	一四	一六	—
	一ヶ月最小	〇・七	〇・一	〇・四	〇	二・〇	五一・六	六三・九	四四・五	三八・三	一・一	四・六	一・一	—
	年號	一七	一七	一四	一四	一七	一五	一四	一六	一四	一四	一五	一八	—
	一晝夜最大	一・六	三・七	一・八	三四・八	二九・九	六一・八	四八・六	二八・四	二四・六	五・六	六・四	四・一	—
	日	六	一三	二一 二五	一八	八	二四	二七	一八	九	一七	一四	三	—
	年	一五	一六	一五	一六	一五	一四	一五	一五	一五	一五	一四	一六	—
日數	降水	四・七	三・二	五・五	六・七	六・二	一三・二	一六・二	一四・〇	一二・四	四・三	三・八	四・四	九四・六
	降雪	四・七	三・二	五・五	六・二	一・七	〇	〇	〇	一・二	二・八	三・八	四・四	三三・五
	降霰	〇	〇	〇	〇	〇・五	〇・七	一・六	〇・二	〇	〇	〇	〇	三・二
	雷雨	〇	〇	〇	〇	〇・二	四・二	三・二	一・八	一・五	一・五	一・八	三・四	一七・六
	晴天	八・七	一〇・五	八・七	六・〇	〇・五	一・〇	四・二	三・四	一〇・二	一〇・〇	七・二	七・二	七七・六
	降霧	一・〇	〇・五	〇・二	〇	〇	一・二	一・八	三・五	一・二	一・〇	一・二	〇・八	一二・四
	暴風	〇・七	二・五	一・二	五・二	四・〇	〇・五	〇・二	〇・八	一・〇	三・四	七・四	九・五	三六・三
	嚴寒	三一・〇	二八・二	三一・〇	二七・二	九・七	〇・二	〇	〇	九・二	二六・〇	三〇・〇	二六・四	二一八・九
	積雪	三一・〇	二八・二	二八・〇	一三・〇	〇・二	〇	〇	〇	〇・二	二・七	二六・二	二六・四	一五五・九
平均降雪最大量		一四・二	一三・〇	一八・〇	一三・八	二・〇	—	—	—	—	二・八	九・〇	一三・〇	—
積雪時ノ平均積雪量		一二・一	九・七	一三・九	五・三	—	—	—	—	—	〇・二	一・四	一〇・九	—
最初ノ結氷ト最後日		—	—	—	—	—	八	—	—	五	—	—	—	—
最初ノ降雪ト最後日		—	—	—	—	一・〇	—	—	—	二〇	—	—	—	—
氣壓(粍)		七〇三・二	七〇〇・四	七〇〇・三	六九六・二	六九五・一	六九二・五	六九四・六	六九六・六	六九八・二	七〇三・七	七〇三・三	七〇一・二	六九八・六

摘要

一年間雨量		年號
最大	五〇三・六	一五
最小	三九〇・八	一七

	最大日數	年號	最小日數	年號
降水	一三三	一五	八一	一四
降雪	六三	一五	一七	一四
降霰	五	一八	二	一四 一五 一七
雷雨	三六	一八	一〇	一四
晴天	八二	一六	五七	一五
降霧	一四	一五	八	一四
暴風	七〇	一八	三	一四
嚴寒	二三九	一七	二一八	一四
積雪	一七八	一五	一四四	一七

最大積雪量 二十八珊 一五年三月

	早キ年		晩キ年	
年月日	一四・五・二九	一五・九・一	一五・六・二九	一四・九・一四
	一七・四・二九	一八・九・一〇	一四・五・二三	一七・一〇・三

第五表　札爾屯

（一、風位中二月及三月の回數は九ヶ年間の合計とす
二、積雪日數は平均最大降雪量及積雪時の平均積雪量は五ヶ年の平均による）

	氣溫 平均	平均最高	平均最低	最高平均	年號	最低平均	年號	最高	日	年	最低	日	年	風位（回數）北	北東	東	南東	南	南西	西	北西	無風	風速（米）
一月	(一)一八・四	(一)一二・三	(一)二三・八	(一)九・四	一二	(一)三〇・〇	一五	(一)〇・六	一六	一四	(一)三八・八	二〇	一五	三三一	八	八	二七	二二	三	二六	二九五	二一一	三・八
二月	(一)一三・九	(一)六・一	(一)一九・〇	(一)三・三	一二	(一)二三・四	一五	八・八	二九	一二	(一)三三・六	二	一五	三〇九	九	五	二四	二三	二	三〇	二八五	一五八	四・四
三月	(一)七・五	(一)三・一	(一)一三・四	四・六	一八	(一)一六・二	九	一七・五	三〇	一三	(一)二九・八	九	九	三〇三	二七	一八	三六	四二	一〇	三三	二九二	一六〇	四・七
四月	三・九	八・六	(一)二・七	一四・八	一四	(一)四・七	一五 九	三一・二	二四	一四	(一)一六・七	二・一・	一三	二二一	一八	二二	五四	四七	二二	六六	二六九	一八三	五・三
五月	一二・三	一七・六	四・六	二一・八	一四	三・七	一二	三一・九	二五	一〇	(一)四・三	八	一	二〇九	五二	三六	五四	四七	一八	五六	二一三	二四三	三・八
六月	一七・九	二二・三	一一・〇	二六・四	一七	九・五	九	三三・六	二 二一	一三 一四	二・六	五	一六	一九〇	二九	四二	八三	六六	二二	三一	一六八	二六九	二・九
七月	二一・一	二四・四	一五・四	二八・一	一七	一四・一	一三	三五・六	三一	一七	五・六	二	一四	一九七	三六	四一	八〇	六五	二二	二六	一四〇	三一四	二・四
八月	一九・六	二三・七	一四・〇	二七・四	一八	一二・三	一二	三四・五	五	一三	四・九	一八	一二	二〇三	三四	三一	六八	五八	二二	三四	一五一	三二九	二・四
九月	一一・五	一七・一	五・五	二〇・九	一四	三・二	一二	三一・二	五	一一	(一)五・五	一五	一二	二四四	一六	一八	五八	五四	一二	四三	一八一	二七四	三・一
十月	三・二	八・八	(一)三・〇	一三・二	一四	六・五	一二	二五・九	一	一三	(一)一六・八	二三	一二	二五〇	一三	一一	四七	五〇	一五	四三	二〇七	二九三	三・六
十一月	(一)八・七	(一)二・八	(一)一四・一	〇・六	一六	(一)一七・三	一八	一五・八	一	一五	(一)二五・一	八	一八	二三六	一六	一〇	三三	二九	一三	四一	二七二	二四八	三・六
十二月	(一)一七・八	(一)一一・五	(一)二三・七	(一)九・〇	一五	(一)二六・七	一八	(一)二・八	二	一一	(一)三三・八	一五	一八	二七一	一一	四	一九	一三	四	二八	三四二	二一八	三・四
計（平均）	一・九	七・二	(一)四・〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二九六四	二六九	二四六	五八三	五一六	一六一	四五六	二八一五	二九〇〇	三・六

		一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計（平均）
雨量（糎）	一ヶ月平均	二・五	二・八	五・四	一七・一	三八・二	八八・九	一四六・七	九五・七	七二・八	一八・七	六・七	二・五	四九七・九
	一ヶ月最大	六・一	八・八	一三・六	四八・二	一三五・五	一九三・一	三三三・〇	一八五・八	一三一・三	六七・九	二五・四	五・〇	｜
	年號	一五	一五	一一	一六	一五	一一	一五	一七	一一	九	一四	一六	｜
	一ヶ月最小	〇	〇	〇	〇	〇・六	一六・四	五〇・五	六・四	二〇・六	二・〇	〇・一	〇	｜
	年號	一三	一〇、一八	一三	一四	一四	一五	一八	一八	一三	一七	一一	一〇	｜
	一晝夜最大	三・五	四・三	七・〇	三三・四	四七・四	七一・三	七二・三	六三・〇	五八・七	三八・〇	一六・一	二・九	｜
	日	三一	二三	三〇	二四	八	二五	二七	一〇	九	二〇	一四	八	｜
	年	一一	六	一六	一八	一五	一一	一五	一五	一五	一〇	一四	一七	｜
日數	降水	三・五	二・三	三・五	三・八	七・四	一四・一	一五・九	一三・七	一〇・四	四・九	三・〇	二・九	八四・四
	降雪	三・五	二・三	三・五	二・二	〇・三	〇	〇	〇	〇・一	一・七	三・〇	二・九	一九・五
	降霰	〇	〇	〇	〇	〇・三	〇・三	〇・一	〇・一	〇・二	〇・一	〇	〇	一・一
	雷雨	〇	〇	〇	三・三	〇・五	三・五	三・七	三・七	一・九	〇・二	〇	〇	一六・八
	晴天	一四・七	一一・四	九・四	六・七	三・八	二・四	二・七	五・三	七・二	九・九	一〇・八	一三・八	九八・一
	降霧	〇	〇	〇	〇・四	〇・五	一・一	一・九	二・二	〇・九	〇・四	〇・一	〇	七・五
	暴風	一・一	一・四	一・八	二・三	二・〇	一・〇	〇・八	〇・六	〇・八	〇・六	一・三	〇・六	一四・三
	嚴寒	三一・〇	二八・二	三一・〇	二一・七	三・六	〇	〇	〇	二・二	二一・七	二九・九	三一・〇	二〇〇・三
	積雪	二九・〇	一八・〇	一〇・八	三・四	〇	〇	〇	〇	〇	〇・八	一八・四	二六・四	一〇六・八
平均降雪最大量		一三・四	一四・二	一三・〇	八・一	｜	｜	｜	｜	｜	一・六	八・八	九・八	｜
積雪時ノ平均積雪量		九・三	七・八	五・二	〇・八	｜	｜	｜	｜	｜	｜	四・三	七・五	｜
最初ノ日最後ト結氷		｜	｜	｜	｜	一三	｜	｜	｜	一六	｜	｜	｜	｜
最初ト最後ノ降雪日		｜	｜	｜	一六	｜	｜	｜	｜	｜	一六	｜	｜	｜
氣壓（糎）		七三八・三	七三六・五	七三四・九	七三〇・二	七二八・二	七二五・二	七二六・五	七二八・六	七三一・三	七三五・一	七三六・三	七三七・二	七三二・二

摘要

一年間雨量		年號
最大	七七四・八	一五
最小	三三八・二	一八

	最大日數	年號	最小日數	年號
降水	一二〇	一五	七一	一三
降雪	三九	一五	九	一三
降霰	四	一一	〇	九、一四、一五、一八
雷雨	二六	一一	三	一四
晴天	一二七	一八	七五	一一
降霧	二〇	一七	一	一八
暴風	五二	九	一	一五
嚴寒	二一五	一三	一九一	一四
積雪	一三三	一七	九〇	一四

最大積雪量四〇珊 一五年二月

年月日	早キ年		晩キ年	
結氷	一〇・五・二	一七・九・二三	一七・五・二三	一〇・一〇・六
降雪	一四・三・二	一五・一〇・三	一七・五・二三	一八・一〇・九

第六表　齊々哈爾

（一、風位中二月及三月ノ回數は九ヶ年間の合計とす
二、積雪日數は平均最大降雪量及積雪時の平均積雪量は五ヶ年の平均による）

	氣溫 平均	平均最高	平均最低	最高平均	年號	最低平均	年號	最高	日	年	最低	日	年
一月	(-)一九・九	(-)一三・五	(-)二五・九	(-)九・五	一四	(-)三二・七	一五	二・五	一七	一四	(-)三九・四	二〇	一五
二月	(-)一四・六	(-)七・三	(-)二一・二	(-)三・六	一三	(-)二五・五	一五	四・九	二九	一三	(-)三五・六	三	一五
三月	(-)七・五	(-)〇・五	(-)一三・九	四・二	一八	(-)一七・九	一五	一八・九	三〇	一三	(-)二七・三	一四	一〇九
四月	四・三	一一・五	(-)二・一	一五・三	一四	(-)四・三	一五	二九・七	二四	一四	(-)一六・八	一	一六
五月	一一・九	一九・六	五・七	二三・八	一四	四・二	一七	三二・九	九	一二	(-)三・六	三	一八
六月	一九・〇	二五・二	一二・六	二七・二	一七	一一・三	一三	三五・二	二二	一四	三・四	四	一三
七月	二三・〇	二七・九	一七・三	二八・八	一六	一六・〇	一八	三五・一	三一	一七	九・七	二〇	一八
八月	二一・三	二六・六	一六・一	二八・一	一六	一四・七	一三	三五・八	五	一三	六・二	三〇	一三
九月	一二・一	一九・七	七・三	二一・〇	一四	四・三	一二	二九・四	三	一四	(-)三・〇	一五	一三
十月	四・二	八・一	(-)三・〇	一三・三	一四	(-)一五・三	一八	二七・三	一	一三	(-)一五・三	二三	一三
十一月	(-)八・二	(-)三・六	(-)一四・八	一・〇	一二〜一六	(-)二五・八	一八	一五・四	三	一二	(-)三〇・六	二八	一八
十二月	(-)一八・三	(-)一三・四	(-)二三・六	(-)九・三	一三	(-)二六・二	一四	(-)〇・五	九	一三	(-)三三・六	二一	一六
計（平均）	二・二	八・五	(-)三・八	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―

	風位（回數） 北	北東	東	南東	南	南西	西	北西	無風	風速（米）
一月	二一	三九	一四	二九	九五	八九	一一七	二四七	七五	四・五
二月	一六〇	五〇	一五	三九	七八	六三	一二四	二五〇	六五	五・〇
三月	一八五	七八	二六	四一	九七	七四	一一八	二五三	六八	六・二
四月	一三四	五九	三六	五四	一二三	七九	一三三	二一七	六五	六・七
五月	一六一	一一五	四五	五九	一〇七	五七	九三	一三四	六一	六・六
六月	一二九	一〇七	九二	八三	一三〇	八七	八〇	九四	九六	五・〇
七月	一三九	一一九	一〇〇	一〇八	一三五	七六	六一	八一	一〇八	四・五
八月	一四九	一二三	七八	八三	一三九	九五	七六	九九	九八	四・九
九月	一〇三	五七	二九	六〇	一三三	一〇三	一三三	一五八	三三	五・八
十月	一五二	五八	二九	四九	一一五	一〇八	一一九	一七三	四〇	五・五
十一月	一二一	四三	一四	三九	一一〇	一〇三	一五〇	二〇〇	三一	五・〇
十二月	一七七	三九	一四	三六	八一	九二	一五二	二七九	六三	四・五
計（平均）	一三二	八八七	四九二	六七六	一三四三	一〇二五	一三五四	二二八五	八〇三	五・四

		一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	月	十月	十一月	十二月	計（平均）
雨量（粍）	一ヶ月平均	二・二	一・七	四・〇	一〇・八	二四・三	八五・七	一四二・四	八四・八	三七・一	一二・九	五・五	二・〇	四一三・四
	最大一ヶ月	五・九	八・二	九・七	二五・八	九〇・四	二〇一・〇	二三三・〇	一七三・五	六〇・一	四二・九	一四・五	六・六	—
	年號	一二	一三	一八	一五	一五	一四	一五	一五	一五	〇九	一四	一七	—
	最小一ヶ月	〇	〇・一	〇・三	四・二	〇・八	三三・五	六八・二	二七・一	一八・三	〇	〇・三	〇	—
	年號	〇九	一〇・一一・一二	一〇	一四	一三	一六	〇九	一八	一四	一三	一三	一〇	—
	一晝夜最大	二・七	五・〇	六・一	九・三	五四・一	八二・四	八七・七	六八・八	四三・〇	二四・四	六・一	二・八	—
	日	一七	四	九	二	九	二七	三	二〇	九	九	二七	一九	—
	年	一六	一三	一八	一五	一五	一四	一七	一五	一五	〇九	一五	一七	—
日數	降水	三・二	二・二	三・八	四・三	五・八	一三・二	一四・〇	一一・七	八・六	三・六	三・一	三・三	七六・八
	降雪	三・二	二・二	三・七	二・一	〇・一	〇	〇	〇	〇・一	一・二	三・〇	三・一	一八・七
	降霰	〇	〇	〇	〇	〇・三	〇・二	〇・二	〇	〇・三	〇	〇	〇	一・〇
	雷雨	〇	〇	〇	〇	〇・五	二・四	三・七	二・一	一・四	〇・二	〇	〇	一〇・三
	晴天	九・四	九・〇	七・五	五・八	二・二	〇・九	〇・八	二・二	五・一	五・四	四・八	九・五	六二・六
	降霧	〇・八	〇・四	〇・七	〇・七	〇・七	〇・六	一・三	一・〇	一・五	一・三	〇・六	〇・四	一〇・〇
	暴風	〇・二	〇・六	二・〇	三・三	二・一	〇・六	〇・三	〇・二	一・一	〇・八	〇・六	〇・七	一二・五
	嚴寒	三一・〇	二八・二	三一・〇	〇・四	一・二	—	—	—	〇・八	一七・〇	二六・八	三一・八	一八九・二
	積雪	三一・〇	二二・六	一一・〇	三・〇	—	—	—	—	—	一・〇	一四・二	三・一	八五・九
平均降雪量最大		七・二	四・二	四・八	一・八	—	—	—	—	—	一・六	七・〇	六・四	—
積雪時ノ平均積雪量		五・七	三・六	二・〇	〇・四	—	—	—	—	—	〇・二	五・〇	四・五	—
最初ト最後結氷日		—	—	—	—	八	—	—	—	—	二	—	—	—
最初ト最後降雪日		—	—	—	八	—	—	—	—	—	一三	—	—	—
氣壓（粍）		七四六・一	七五二・三	七五〇・四	七四四・五	七四二・七	七三八・六	七四〇・六	七四二・八	七四六・一	七五〇・一	七五二・〇	七五三・六	七四六・七

摘要

		一年間雨量	年號
最大		六五二・二	一五
最小		二七六・九	〇九

	最大日數	年號	最小日數	年號
降水	一〇二	一五	四九	一八
降雪	三四	一五	一〇	一三・一八
降霰	三	一五	〇	一四・一七・一八
雷雨	二三	一〇	一	一八
晴天	九四	一〇	二八	一三
降霧	二四	一一	四	〇九
暴風	二五	一〇	三	一三
嚴寒	二〇三	一三	一四八	一八
積雪	一四九	一五	七五	一四

最大積雪量一五珊　一四年一一月

年月日	早キ年		晩キ年	
	一〇・五・二	一三・九・一五	一一・五・一四	一七・一〇・一一
	二四・三・一〇	一三・九・一五	一七・五・一五	一三・一二・一〇

第七表　安達

（一、風位中二月及三月の回數は九ヶ年間の合計とす
二、積雪日數は平均最大降雪量及積雪時の平均積雪量は五ヶ年の平均による）

	氣温 平均	平均最高	平均最低	最高平均	年號	最低平均	年號	最高	日	年	最低	日	年
一月	(一)二三・二	(一)一六・七	(一)二九・三	(一)一二・一	一六	(一)三四・八	一五	(一)四・三	二九	一六	(一)四四・三	二二	一五
二月	(一)一七・三	(一)九・五	(一)二四・〇	(一)六・九	一六	(一)二八・五	一五	一・〇	一五	一七	(一)二九・七	三	一五
三月	(一)八・二	(一)三・一	(一)一五・二	三・一	一八	(一)二〇・五	一五	一三・七	二三	一八	(一)三二・二	一〇	一五
四月	三・五	九・七	(一)二・〇	一二・五	一六	(一)三・七	一六	二四・〇	二八	一七	(一)一八・六	一	一六
五月	一二・一	一八・二	三・九	一九・五	一八	二・七	一七	三一・〇	一七	一七	(一)五・四	四	一八
六月	一九・三	二五・五	一二・一	二六・二	一七	一一・五	一五	三四・六	三〇	一七	三・七	一	一七
七月	二二・七	二八・三	一七・〇	二八・九	一七	一五・七	一八	三四・一	三一	一七	八・九	二一	一八
八月	二一・二	二七・〇	一五・八	二六・四	一六	一四・六	一八	三四・四	二五	一六	八・七	三	一五
九月	一三・九	一九・六	六・六	二〇・七	一七	五・六	一六	二七・七	八	一八	(一)四・三	二八	一六
十月	四・二	一一・三	(一)二・〇	一三・七	一六	(一)二・七	一五	二三・六	一	一七	(一)一五・二	三一	一七
十一月	(一)八・五	(一)二・三	(一)一四・二	一・七	一六	(一)一八・八	一七	一三・六	二	一五	(一)二五・九	一〇	一五
十二月	(一)一八・二	(一)一三・二	(一)二三・九	(一)八・八	一五	(一)二五・八	一八	二・五	二七	一五	(一)三六・六	二四	一七
計（平均）	一・七	八・〇	(一)四・六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

	風位（回數）北	北東	東	南東	南	南西	西	北西	無風	風速（米）
一月	二九	一四	一七	一八	五一	六八	六四	六九	四二	三・八
二月	四〇	一〇	一七	二二	四〇	五〇	六一	四七	四八	四・三
三月	七四	二七	二一	一九	四六	三八	四四	五〇	五三	五・四
四月	四五	二一	二六	二五	四六	三六	六一	六三	三七	六・五
五月	六二	四四	五〇	三〇	三四	三五	四七	四一	二八	五・六
六月	四七	二八	三〇	四二	五四	六五	三七	二七	三〇	四・六
七月	二三	二七	五五	六八	七四	三五	一七	三〇	四一	四・二
八月	五一	五一	三五	四二	五一	四三	三一	二五	四三	三・六
九月	三五	二四	二四	三二	七四	六四	四五	三七	三七	四・五
十月	三七	一七	一三	一八	七〇	五九	六五	五七	三六	五・一
十一月	二九	一一	一〇	一七	六一	六九	五九	五七	四七	四・三
十二月	四七	一三	一五	一八	三五	五五	七九	六九	三九	四・〇
計（平均）	五二九	二八七	三一三	三四一	六三六	六一八	六二〇	五七二	四八一	四・七

		一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計(平均)
雨量(粍)	一ヶ月平均	〇・九	二・〇	一・八	一九・九	三五・六	六二・二	一二一・九	一〇・九	七・六	一〇・八	三・八	二・六	四九・〇
	一ヶ月最大	一・六	三・六	四・三	四一・二	六〇・四	八九・一	一六一・二	一四九・一	一二一・六	三〇・二	五・八	四・九	—
	年號	一七	一五	一六	一五	一五	一六	一五	一七	一五	一六	一八	一七	—
	一ヶ月最小	〇・二	〇・二	〇	〇・四	五・三	二七・六	六〇・八	六九・四	四〇・八	一・〇	〇・五	〇・八	—
	年號	一八	一七	一八	一七	一七	一七	一八	一六	一七	一八	一五	一五	—
	一晝夜最大	〇・五	二・二	二・九	二一・一	一七・三	三四・八	四〇・八	五三・六	六七・七	九・四	五・八	三・二	—
	日	二	一三	二八	二四	二四	一〇	八	五	九	一五	一	一三	—
	年	一七	一六	一六	一八	一六	一八	一七	一七	一五	一六	一八	一八	—
日數	降水	三・〇	二・八	五・〇	五・五	一〇・一	一三・五	一三・〇	一一・〇	一一・二	四・八	二・〇	四・八	八七・七
	降雪	三・〇	二・八	五・〇	二・八	〇	〇	〇	〇	〇	一・二	二・〇	四・八	三一・六
	降霰	〇	〇	〇	〇	〇・五	〇・二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇・七
	雷雨	〇	〇	〇	〇	一・五	二・二	三・二	二・〇	一・〇	〇	〇	〇	九・九
	晴天	一三・五	一一・五	九・二	五・〇	一・五	二・〇	一・二	四・五	六・五	五・五	七・二	六・二	七三・八
	降霧	〇・八	〇・八	一・五	〇・八	〇・八	〇・五	二・〇	一・五	一・七	一・二	一・〇	〇	一二・六
	暴風	〇	〇・二	〇・八	二・二	〇・八	〇・五	〇・二	〇	〇	一・〇	〇	〇	五・七
	嚴寒	三一・〇	二八・二	三一・〇	二三・八	五・二	〇	〇	〇	一・〇	一九・八	二九・五	三一・〇	二〇〇・五
	積雪	二九・二	二二・〇	一四・二	三・二	〇	〇	〇	〇	〇	一・五	一四・七	一七・七	一〇二・五
平最最大降雪量		一・一	二・〇	一〇・〇	二・五	—	—	—	—	—	二・〇	五・八	六二	—
積雪時ノ平均積雪量		九・〇	七・八	四・〇	〇・二	—	—	—	—	—	〇・二	三・〇	三・七	—
最初ト最後ノ結氷日		—	—	—	—	一六	—	—	—	—	二	—	—	—
最初ト最後ノ降雪日		—	—	二八	—	—	—	—	—	—	—	四	—	—
氣壓(粍)		七五四・四	七五二・一	七五〇・三	七四五・七	七四二・〇	七三八・八	七四〇・五	七四一・〇	七四五・四	七四九・四	七五三・三	七五二・七	七四七・一

摘要

		一年間雨量	年號
最大		五六二・一	一五
最小		三六五・八	一八

	最大日數	年號	最小日數	年號
降水	一二八	一五	六三	一八
降雪	三六	一五	五	一六・一七・一八・一八
降霰	三	一五	〇	一八
雷雨	一七	一六	四	一五・一八
晴天	九六	一七	五七	一五
降霧	一九	一五	八	一七
暴風	九	一五・一八	二	一七
嚴寒	二〇三	一六	一九八	一五
積雪	一二五	一七	八一	一六

最大積雪量一六珊　一七年二月　一八年一二月

	早キ年		晩キ年	
年月日	一六・五・八	一六・九・二三	一七・五・二三	一七・一〇・八
	一八・二・二三	一七・一〇・一六	一五・四・二二	一六・一一・二五

第八表　哈爾賓

（一、風位中二月及三月ノ回數は九ヶ年間の合計とす
二、積雪日數は平均最大降雪量及積雪時の平均積雪量は五ヶ年の平均による）

	氣溫 平均	平均最高	平均最低	最高平均	年號	最低平均	年號	最高	日	年	最低	日	年
一月	(一)二〇·一	(一)一四·三	(一)二五·六	(一)八·六	一四	(一)三〇·七	一五	〇·九	二三	一四	(一)四〇·〇	二三	一五
二月	(一)一五·五	(一)八·六	(一)二一·六	(一)三·七	一四	(一)二五·〇	一五	四·三	二八 二六	一四 一六	(一)三七·五	四	一五
三月	(一)七·四	(一)一·一	(一)一三·五	(一)二·五	一八	(一)一七·七	一五	一六·五	三一	一三	(一)二七·八	一	一六
四月	五·二	一一·四	(一)〇·九	一四·四	一四	(一)三·二	〇九	二四·九	二四	一四	(一)一四·〇	二	一四
五月	一三·三	一九·六	六·四	二二·五	一四	四·〇	一七	三四·四	二四	一三	(一)五·七	一	一〇
六月	一八·九	二四·七	一三·二	二七·四	一七	一一·二	九	三五·〇	二二	一四	三·九	六	〇九
七月	二二·三	二七·五	一七·五	二八·八	一〇	一五·九	一三	三三·四	二八	一六	九·七	七	一三
八月	二一·三	二六·七	一六·八	二九·〇	一六	一五·四	一三	三四·八	七	一三	八·〇	三一	一三
九月	一三·六	一九·七	八·四	二〇·五	一七	六·四	一二	二九·七	一	一一	(一)三·〇	二九	一六
十月	五·一	一一·四	(一)〇·二	一三·五	一〇	(一)三·五	一二	二八·一	一	一三	(一)一三·七	三一	一二
十一月	(一)七·九	(一)一·七	(一)一三·一	二·〇	一六	(一)一七·〇	一七	一六·五	二	〇九	(一)三一·六	二七	一四
十二月	(一)一七·七	(一)一三·四	(一)二三·八	(一)八·三	一五	(一)二四·七	一四	四·六	三	一六	(一)三三·七	二四	一七
計（平均）	二·六	八·六	(一)二·九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	風位（回數） 北	北東	東	南東	南	南西	西	北西	無風	風速（米）
一月	四六	三五	二九	三七	一八八	二六八	一九〇	九九	三八	五·二
二月	五七	二五	一九	四四	一八二	二三五	一七五	八七	一二	五·六
三月	八二	五七	五六	四七	一六〇	一九四	一九〇	一一四	三〇	六·七
四月	八六	五一	四二	五〇	一三九	一八二	一八九	一二六	三六	七·六
五月	八八	八四	一〇八	六六	一二四	一八七	一四九	一二二	一二	七·〇
六月	六七	七四	一二二	一〇〇	一七八	一五〇	一〇六	八六	二七	五·七
七月	五〇	六四	一四五	一四一	二〇七	一二八	八九	七三	三三	五·〇
八月	五八	七八	一四六	一一六	一九四	一四一	九〇	六〇	四六	四·九
九月	六二	四二	四八	七一	一八六	一九三	一七六	九七	二五	六·一
十月	九三	五六	四三	四六	一七二	二二二	一五四	一二五	二二	六·四
十一月	五八	三三	三一	三九	一七九	二三三	一九六	九七	二八	六·六
十二月	三六	二六	二四	二八	一八五	二九八	二〇五	一〇二	三六	五·五
計（平均）	七八四	六二五	八一三	七八五	二〇八四	二四二九	一九〇九	一一八八	三三四	六·〇

雨量

月	一ヶ月平均	一ヶ月最大	年號	一ヶ月最小	年號	一晝夜最大	日	年
一月	四・三	一三・二	一一	〇・五	一三	五・〇	三一	一一
二月	四・七	一〇・五	一五	〇・六	一四	五・七	一五	一三
三月	一一・八	二四・一	一九	一・七	一七	一四・九	二〇	一三
四月	三一・〇	二七・二	一五	四・九	九	二五・二	二七	一五
五月	三九・四	七七・七	一三	五・八	一七	二五・三	一五	一二
六月	一〇三・八	一四七・四	一二	四六・二	一三	三七・五	二八・一四	一七・一六
七月	一七八・一	三〇九・三	一四	一〇六・四	一八	一四六・五	二八	一四
八月	一〇七・七	一六八・九	一八	二四・八	九	九三・九	四	一八
九月	六五・六	一二七・五	一八	四・八	一三	五四・三	九	一五
十月	二四・八	三七・八	一五	九・八	一一	一九・七	二〇	一三
十一月	一二・九	三二・五	一九	三・四	一三	一三・一	二	九
十二月	五・一	一六・二	一七	〇・一	一八	七・七	三	九
計(平均)	五八〇・二	―	―	―	―	―	―	―

日數

月	降水	降雪	降霰	雷雨	晴天	降霧	暴風	嚴寒	積雪
一月	五・九	五・八	〇	〇	一二・八	一・七	〇・二	三二・〇	三一・〇
二月	五・〇	五・〇	〇	〇	九・九	一・六	〇・一	二八・二	二三・三
三月	六・七	六・三	〇	〇	七・〇	一・八	〇・三	三〇・五	一七・五
四月	七・一	四・二	〇・一	〇・四	三・四	〇・八	二・九	一七・九	三・三
五月	九・七	〇・一	〇・五	一・七	三・四	〇・八	二・三	二・〇	〇・二
六月	一五・七	〇	〇・八	四・八	二・〇	〇・六	一・五	―	―
七月	一六・四	〇	〇・二	四・三	一・四	〇・七	〇・三	―	―
八月	一三・二	〇	〇・三	三・一	二・三	一・四	〇・三	―	―
九月	一一・二	〇・一	〇・四	一・三	五・九	二・二	〇・六	〇・六	―
十月	七・四	二・八	〇・一	〇・三	八・〇	一・七	〇・一	一六・六	二・四
十一月	六・四	五・八	〇	〇	七・八	一・六	一・二	二九・三	一七・八
十二月	六・七	六・七	〇	〇	九・七	一・七	〇・四	三一・〇	二六・六
計(平均)	一一一・四	三六・八	二・四	一五・九	七三・四	一六・六	一〇・三	一八七・〇	一二二・一

月	平均最大降雪量	積雪時ノ平均積雪量	最初ト最後ノ結氷日	最初ト最後ノ降雪日	氣壓(粍)
一月	一一・八	九・八	―	―	七五四・〇
二月	一二・四	一〇・六	―	―	七五一・八
三月	一三・四	九・六	―	―	七四九・三
四月	三・六	〇・二	―	三	七四四・九
五月	―	―	四	―	七四二・一
六月	―	―	―	―	七三九・三
七月	―	―	―	―	七四〇・二
八月	―	―	―	―	七四二・三
九月	―	―	―	―	七四五・五
十月	七・六	〇・二	四	一四	七四九・九
十一月	二一・六	五・四	―	―	七五一・九
十二月	七・四	七・四	―	―	七五三・二
計(平均)	―	―	―	―	七四七・〇

摘要

一年間雨量		年號
最大	七〇五・八	一五
最小	三九四・〇	〇九

	最大日數	年號	最小日數	年號
降水	一三六	一五	九六	一三
降雪	五八	一五	二〇	一八
降霰	四	一二・一七	一	一〇・一一
雷雨	二三	一七	八	一八
晴天	八八	一八	四六	一二
降霧	二三	一二	七	九
暴風	二六	一四	四	一二
嚴寒	一九六	一二	一七八	一四
積雪	一五	一五	一〇四	一四

最大積雪量二八珊 一五年三月

年月日	早キ年		晩キ年	
	九・四・二五	一六・九・二七	一七・五・一〇	一七・一〇・一三
	一七・三・三〇	一六・九・二六	一六・五・六	一一・一〇・二七

第九表　窰門

（一、風位中二月及三月ノ回數は九ヶ年間の合計とす
二、積雪日數は平均最大降雪量及積雪時の平均積雪量は五ヶ年の平均による）

	氣溫 平均	平均最高	平均最低	最高平均	年號	最低平均	年號	最高	日	年	最低	日	年	風位(回數) 北	北東	東	南東	南	南西	西	北西	無風	風速(米)
一月	(-)一一・九	(-)一四・〇	(-)二五・九	(-)九・六	一六	(-)二八・三	一五	(-)二・六	八	一六	(-)三八・一	二二	一六	一九	一七	八	四	三三	九〇	六一	三七	一〇七	三・一
二月	(-)一四・八	(-)七・九	(-)二一・二	(-)六・一	一八	(-)二三・六	一五	二・一	一六	一七	(-)三八・〇	四	一六	一八	五	六	七	四一	七八	五六	三四	九二	三・六
三月	(-)五・九	〇・二	(-)一三・二	四・三	一八	(-)一六・二	一五	一四・三	三〇 二三	一八	(-)五・三	二二	一六	三七	一九	五	三	二五	四六	四四	四八	四九	三・八
四月	五・八	一〇・九	(-)一・一	一三・三	一八	(-)一・五	一六	二三・四	二五	一七	(-)一一・一	四	一七	二九	一七	九	八	四〇	五六	六四	五七	六七	五・七
五月	一二・九	一八・八	六・二	一九・四	一六	四・〇	一七	二九・一	一七	一七	(-)一・九	八	一六	三一	二五	一三	一二	三五	四三	四三	四一	四五	四・三
六月	一九・九	二五・五	一三・七	二九・〇	一七	一二・九	一六	三五・九	三〇	一七	五・一	一	一七	一六	一三	九	一〇	四〇	七二	三一	二四	五〇	三・五
七月	二三・五	二七・八	一八・三	二八・三	一六	一七・七	一六	三三・七	二七	一六	一二・六	四	一五	一五	二四	三一	二六	五七	六〇	三五	一四	九八	三・一
八月	二二・八	二一・八	一七・四	二八・八	一六	一七・二	一八	二四・八	二五	一六	九・九	二八	一五	二九	三〇	二三	二〇	三六	四七	三三	二四	一二六	二・七
九月	一四・二	二〇・〇	八・五	二〇・六	一七	六・八	一六	二七・五	七	一六	(-)二・四	二九	一六	二四	一三	八	九	四八	六五	四五	二九	一〇四	三・六
十月	六・一	一二・四	〇・五	一三・四	一六	〇・二	一五	二三・〇	八	一五	(-)一〇・一	二八	一六	三一	一三	七	六	四九	八〇	四七	三三	一〇四	四・六
十一月	(-)五・五	〇・二	(-)一〇・七	三・〇	一六	(-)一三・五	一七	一四・五	三	一五	(-)二三・三	二一	一六	二六	一四	五	三	四二	七二	六五	四〇	八九	四・五
十二月	(-)一五・一	(-)九・五	(-)二〇・四	(-)五・〇	一五	(-)二二・八	一七	六・八	三	一六	(-)三五・七	二四	一七	二六	一五	三	四	三七	八五	六四	四六	八九	三・九
計(平均)	三・五	九・三	(-)二・二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二九七	一九五	一二七	一一二	四八三	七九四	五八八	四二六	一〇二〇	三・九

月	雨量 一ヶ月平均	一ヶ月最大	年號	一ヶ月最小	年號	一晝夜最大	日	年
一月	三・九	七・六	一五	〇	一八	三・二	二六	一五
二月	二・七	七・四	一五	〇	一八	三・三	二六	一五
三月	五・八	六・七	一五	三・九	一八	四・三	二三	一七
四月	二〇・九	五五・六	一五	三・六	一七	一七・九	二七	一五
五月	六一・五	八三・九	一六	一四・九	一七	二九・八	二五	一八
六月	一〇六・九	一九六・〇	一八	三九・六	一七	四六・五	二八	一八
七月	二一四・一	三二一・二	一八	七五・五	一六	七〇・〇	二四	一七
八月	一五四・七	一八五・〇	一五	一二五・四	一二	九四・〇	二	一七
九月	九一・八	一三二・五	一八	六〇・三	一七	五七・七	九	一五
十月	三三・四	六五・四	一五	一四・六	一六	四二・一	三	一五
十一月	一〇・九	一八・一	一八	二・八	一六	一一・一	八	一五
十二月	五・七	一六・〇	一七	〇	一八	六・八	九	一七
計(平均)	七一二・三	―	―	―	―	―	―	―

月	日數 降水	降雪	降霰	雷雨	晴天	降霧	暴風	嚴寒	積雪
一月	六・〇	六・五	〇	〇	一三・〇	〇・七	〇・二	三一・〇	三一・〇
二月	三・七	四・五	〇	〇	一〇・〇	〇・五	〇・七	二八・二	二七・〇
三月	五・二	五・二	〇	〇	六・〇	〇・七	一・〇	二八・〇	二一・九
四月	七・二	三・七	〇	〇・五	二・七	〇・五	一・五	一五・〇	八・九
五月	一〇・〇	〇・二	一・〇	二・〇	二・五	〇・二	〇・五	一・七	一・〇
六月	一五・〇	〇	二・〇	三・五	二〇・	〇・七	〇	〇	〇
七月	一八・〇	〇	〇・二	五・七	〇・七	一・七	〇・五	〇	〇
八月	一四・七	〇	〇・二	三・〇	[illegible]・二	二・〇	二	〇	〇
九月	一三・〇	〇	〇・二	一・〇	七・五	一・七	〇・二	〇・七	一・〇
十月	七・〇	二・二	〇	〇	八・五	二・二	一・〇	一三・七	五・三
十一月	四・〇	三・七	〇	〇	一〇・一	一・七	〇・二	二八・五	一六・〇
十二月	三・五	五・五	〇	〇	二一・七	〇	〇・五	三一・〇	一六・九
計(平均)	一〇七・五	二九・五	三・六	一五・七	七七・八	一二・六	六・三	一七八・〇	一二九・〇

月	平均降雪最大量	積雪時ノ平均積雪量	最初ト最後結氷日	最初ト最後降雪日	氣壓(粍)
一月	一〇・〇	五・五	―	―	七五一・八
二月	一一・五	七・八	―	―	七四九・六
三月	一〇・二	五・〇	―	―	七四七・四
四月	二・〇	〇・二	―	―	七四三・〇
五月	―	―	五	一	七三九・四
六月	―	―	―	―	七三六・七
七月	―	―	―	―	七三七・六
八月	―	―	―	―	七三六・九
九月	―	―	―	―	七四三・一
十月	〇・六	―	九	一九	七四五・六
十一月	四・七	〇・九	―	―	七五六・九
十二月	五・三	〇・五	―	―	七五〇・〇
計(平均)	―	―	―	―	七四四・三

摘要

	一年間雨量	年號
最大	九一四・四	一八
最小	五一六・二	一六

日數	最大日數	年號	最小日數	年號
降水	一三三	一五	九七	一六
降雪	四八	一五	一四	一八
降霰	七	一五	一	一六〜一八
雷雨	二二	一五	七	一七
晴天	九三	一八	六〇	一五
降霧	一五	一八	一二	一七
暴風	一三	一五	一	一七
嚴寒	一八九	一五〜一六	一五二	一八
積雪	一八九	一六	一一九	一五

最大積雪量二三糎 一五年二月

年月日	早キ年		晩キ年	
最初ト最後結氷日	一五・五・一	一六・九・二七	一六・五・八	一七・一〇・一九
最初ト最後降雪日	一七・一五・四・二九	一六・一〇・四	一六・六・五	一七・一〇・二七

第十表　一面坡

（一、風位中二月及三月の回數は九ヶ年間の合計とす
二、積雪日數は平均最大降雪量及積雪時の平均積雪量は五ヶ年の平均による）

	氣溫 平均	氣溫 平均最高	氣溫 平均最低	氣溫 最低平均	氣溫 年號	氣溫 最低平均	氣溫 年號	氣溫 最高	氣溫 日	氣溫 年	氣溫 最低	氣溫 日	氣溫 年	風位（回數） 北	風位（回數） 北東	風位（回數） 東	風位（回數） 南東	風位（回數） 南	風位（回數） 南西	風位（回數） 西	風位（回數） 北西	風位（回數） 無風	風速（米）
一月	(一)一八・八	(一)一三・八	(一)二六・〇	(一)七・三	一四	(一)二九・九	一五	二・四	一二、一三	一四	四三・四	二一	一五	四三	四	九	六七	六五	二六一	一七〇	四九	二六二	三・六
二月	(一)一四・八	(一)七・二	(一)二一・五	(一)三・九	一三	(一)二五・九	一五	一〇・九	二六	一二	(一)四一・二	四	一五	四一	三	一一	六七	三七	二五一	一六〇	四五	二三〇	四・一
三月	(一)六・八	(一)〇・五	(一)一三・一	三・三	一八	(一)一五・八	一五	一七・〇	三一	一三	(一)二八・〇	三	一七	八四	四	一八	五九	四九	二三四	一七九	八六	二一六	四・六
四月	五・二	一三・一	(一)一・二	一七・二	一七	(一)二・八	一六	二四・六	二九	一四	(一)一六・九	一	一〇	六四	九	三〇	九四	五九	二一八	一八二	九二	一五三	四・七
五月	一三・七	一九・〇	五・三	二三・四	一四	二・九	一七	三一・六	二四	一三	(一)六・三	一	一〇	八七	二八	五六	一一三	七九	一四九	一三三	一〇八	一八八	四・四
六月	一七・九	二四・一	一一・九	二四・八	一四	一〇・四	一九	三二・一	三〇	一七	〇・三	五	一三	八〇	二一	六八	一四九	九一	一五四	九六	五六	一八五	三・二
七月	二一・四	二六・九	一六・三	二八・一	一六	一四・二	一三	三三・八	七	一二	五・四	七	一三	八九	一五	九三	一七二	七五	一一九	八一	七六	二〇八	二・九
八月	二〇・七	二六・四	一五・五	二八・九	一六	一四・〇	一三	三四・八	二七	一三	五・七	二五	一三	七四	二四	七九	一五四	七九	一一九	八九	七八	二三九	三・〇
九月	一三・二	一八・九	七・二	二〇・五	一一	五・〇	一三	二九・九	一	一一	(一)五・一	二九	一六	六五	一七	四二	一六五	七四	一六九	一三三	七三	一六〇	三・六
十月	五・二	一一・九	(一)〇・六	一四・四	一〇	(一)三・七	一三	二八・六	一	一三	(一)一四・一	二三、二四	一二	六五	一三	二七	一二八	八一	一九五	一六四	七二	一八六	三・九
十一月	(一)六・三	一・一	(一)一三・四	二・六	一六	(一)一五・三	一三	一四・七	三	一五	(一)二七・八	二七	一四	五三	一三	二〇	六三	六〇	二五三	一八四	八七	一七四	四・三
十二月	(一)一六・八	(一)一一・〇	(一)二三・八	(一)六・五	一五	(一)二四・七	一一	七・三	二七	一五	(一)三八・四	三〇	一〇	三〇	四	一一	六三	五四	二八四	一八一	四八	二五七	三・九
計（平均）	二・五	八・九	(一)三・五	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	七七五	一五五	四六四	一二九四	七九三	二四〇六	一七四一	八六九	二四三八	三・九

		一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計（平均）
雨量	平均一ヶ月	八・〇	八・五	一七・五	一六・〇	五五・五	一四八・六	一八〇・四	一二五・八	八六・五	四五・二	三四・七	二〇・九	三三七・七
	最大一ヶ月	一八・一	一四・五	三三・四	六四・一	一〇二・八	一七四・七	二四一・七	二三六・七	一六二・二	九〇・八	六一・三	二〇・九	―
	年號	一五	一五	一〇	一五	一二	一一	一〇	一二	一八	一五	一四	一七	―
	最小一ヶ月	一・四	〇・九	一・七	一・七	九・六	九三・七	一〇五・一	四七・九	二八・一	二三・五	八・五	一・五	―
	年號	一三	一〇	一七	一四	一四	一三	一三	九九	一三	一〇	一六	一八	―
	一晝夜最大	五・八	四・九	一四・五	一三・一	二九・五	五〇・四	五七・六	八・三	六七・八	一三・五	二一・二	七・二	―
	日	二二	一六	一九	二二	八	三	二八	二二	二	三	二九	三一	―
	年	一六	一二	一三	一五	一二	一八	一四	一二	八	一五	九	九	―
日數	降水	八・三	七・五	八・四	九・七	一四・四	一九・三	一八・二	一六・七	一六・二	一〇・二	九・九	一〇・二	一四九・〇
	降雪	八・三	七・五	九・〇	五・八	〇・一	〇	〇	〇	〇	三・〇	八・八	一〇・〇	五二・五
	降霰	〇	〇	〇	〇・一	〇・三	〇・八	〇・一	〇・一	〇・五	〇・二	〇	〇	二・一
	雷雨	〇	〇	〇	〇・一	一・三	五・〇	四・五	二・六	二・一	〇・三	〇	〇	一一・四
	晴天	九・一	八・六	四・九	二・〇	一・五	一・〇	一・一	一・八	三・九	五・六	五・三	七・七	五二・五
	降霧	三・六	二・四	三・七	二・三	二・三	三・一	五・七	八・七	四・九	二・七	三・八	三・二	四六・四
	暴風	〇	〇	〇・二	〇・六	一・六	〇・一	〇・一	〇・一	〇・二	〇	〇・二	〇	三・一
	嚴寒	三一・〇	二八・二	三〇・二	一八・七	四・四	〇	〇		一・七	一七・六	二九・〇	三一・〇	一九一・八
	積雪	三一・〇	二八・二	二五・四	六・二	〇・二	〇	〇	〇	〇	二・六	二三・四	三一・〇	一四八・〇
平均最大降雪量		二四・八	三〇・六	二四・二	一三・四	―	―	―	―	―	七・〇	一三・〇	一六・二	―
積雪時ノ平均積雪量		二二・八	二四・五	二二・八	二・四	―	―	―	―	―	〇・二	六・四	一一・一	―
最初ノ結氷ト最後日		―	―	―	―	一五	―	―	―	一七	―	―	―	―
最初ノ降雪ト最後日		―	―	―	一三	―	―	―	―	―	一七	―	―	―
氣壓（粍）		七四八・一	七四六・六	七四四・三	四四〇・二	七三七・五	七三四・八	七三五・七	七三七・七	七四一・二	七四四・九	七四六・九	七四七・九	七四二・一

摘要

	一年間雨量	年號
最大	九六二・七	一五
最小	六一四・〇	一三

	最大日數	年號	最小日數	年號
降水	一八三	一五	一三二	一八
降雪	七八	一五	三四	一八
降霰	四	一五〜一六	一	一〇〜一三
雷雨	二三	一四〜一五	九	九
晴天	八三	一〇	二〇	一五
降霧	一一六	一五	一〇	一〇
暴風	六	一四	〇	一五
嚴寒	一九九	一二〜一六	一八五	一八
積雪	一六三	一五	一四四	一七

最大積雪量五九珊 一五年三月

年月日	早キ年		晩キ年	
最初ノ結氷ト最後日	一五・四・二九	一六・九・一四	一三・五・三〇	一八・一〇・一〇
最初ノ降雪ト最後日	一三・四・一三	一三・一〇・一五	一六・五・七	一一・一〇・二七

第十一表　牡丹江

（一、風位中二月及三月の回數は九ヶ年間の合計とす
二、積雪日數は平均最大降雪量及積雪時の平均積雪量は五ヶ年の平均による）

	氣溫 平均	平均最高	平均最低	最高平均	年號	最低平均	年號	最高	日	年	最低	日	年	風位（回數） 北	北東	東	南東	南	南西	西	北西	無風	風速（米）
一月	(一)二〇・二	(一)一二・四	(一)二六・三	(一)三・〇	一四	(一)二八・三	一七	三・八	一三	一四	(一)四三・一	一三	一五	五五	四九	一一	七	九三	一五八	一三〇	六四	三五二	三・六
二月	(一)一五・七	(一)七・七	(一)二三・八	(一)四・三	一二	(一)二七・二	一五	七・五	二七	一三	(一)四〇・五	三	一五	四一	五三	三	七	七四	一七八	一四一	六一	二七三	四・二
三月	(一)七・六	〇・〇	(一)一四・七	一・三	一七	(一)一八・四	一六	二〇・五	三一	一三	(一)三三・八	二一	一五	五三	九三	二〇	九	八五	一六八	一六八	九五	二四〇	五・三
四月	四・八	一一・八	(一)二・三	一五・一	一四	(一)三・八	九	二五・五	二八	一三	(一)一八・二	二	九	四六	八九	一一	一八	七五	一八五	一五一	九一	二三六	五・七
五月	一二・五	一八・三	四・五	二三・〇	一四	二・五	一七	三一・四	九	一二	(一)七・二	二	一〇	五一	一一二	二七	一八	一一二	二〇三	一二五	七〇	二〇一	五・二
六月	一七・八	二四・五	一一・四	二七・三	一七	一〇・一	一三	三三・九	二三	一七	(一)〇・二	五	一三	五一	九〇	二七	二六	一〇六	二一〇	一一二	三六	二一九	三・八
七月	二一・二	二七・一	一五・六	二八・九	一六	一三・九	一三	三六・一	二九	一六	六・八	三	九	五六	一一四	三六	二二	八〇	二〇七	一〇二	三四	二七七	三・二
八月	二〇・六	二七・〇	一五・〇	二九・九	一六	一二・三	一三	三六・六	一七	一六	四・四	二四	一三	七八	一六三	二五	一六	七二	一五九	八四	四一	二六二	二・八
九月	一二・八	二〇・九	六・三	二一・〇	一一	三・四	一二	二九・六	二	一一	(一)五・三	二九	一六	七五	九五	二一	一〇	七四	一七八	一一六	六一	二六八	四・〇
十月	四・四	一二・五	(一)二・二	一四・〇	一八	(一)四・七	一二	二九・一	二	一三	(一)一四・五	二四	一三	六六	七三	一六	一三	七八	一九〇	一三五	六九	二八七	四・五
十一月	(一)七・三	(一)一・三	(一)一三・七	一・六	一一	(一)一五・七	一四	一六・〇	三	一五	(一)三二・三	二七	一四	四二	六二	一九	七	六九	一一五	一五八	七六	二九八	四・七
十二月	(一)一七・五	(一)一〇・七	(一)二三・三	(一)七・三	一五	(一)二五・四	一二	四・三	二八	一五	(一)三五・九	一四	九	三三	四二	七	一〇	八七	一八〇	一五三	一六	三五二	四・一
計（平均）	二・二	九・四	(一)四・五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六四六	一〇三五	二三三	一六三	一〇〇五	二一三一	一五七五	七〇四	三二七五	四・三

		一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計(平均)
雨量	一ヶ月平均	四・二	四・六	八・五	二三・八	四八・六	一二一・二	一二四・八	一〇一・五	七三・八	二六・九	二〇・一	五・〇	五四三・〇
	一ヶ月最大	一二・三	一〇・五	一八・〇	四一・四	八九・五	一四五・八	一五三・八	一八八・二	一二八・八	四七・二	五八・三	一二・二	―
	年號	一五	一五	一五	一二	一五	一四	一七	一五	一四	九	一二	一七	―
	一ヶ月最小	一・三	〇・七	一・五	一・〇	一三・三	八三・四	三四・三	三五・六	三二・二	八・四	五・六	〇	―
	年號	一二	一八	一七	一四	一三	一七	一六	一三	一二	一八	一八	一八	―
	一晝夜最大	四・四	四・四	七・四	一八・三	二〇・三	四八・一	八九・四	五六・〇	三三・五	一八・一	三二・三	六・六	―
	日	二七	二六〜二七	二六	一九	一八	二五	二八	九	一〇	一五	一三	三	―
	年	一五	一五	一五	一七	一三	一一	一四	一五	一〇	一六	一一	〇九	―
日數	降水	四・一	三・七	五・五	七・二	一二・二	一八・五	一五・四	一四・五	一三・八	八・七	六・〇	四・〇	一二三・五
	降雪	四・一	三・七	五・三	三・七	〇・一	〇	〇	〇	〇	二・三	四・八	三・九	二七・九
	降霰	〇	〇	〇	〇	〇・二	〇・八	〇	〇	〇・三	〇・一	〇	〇	一・五
	雷雨	〇	〇	〇	〇	〇・八	三・八	二・七	一・四	一・五	〇・二	〇	〇	一〇・四
	晴天	一〇・〇	七・二	四・九	三・一	二・六	一・四	一・四	一・七	三・六	五・九	五・五	八・二	五五・四
	降霧	一・三	一・三	〇・八	〇・四	一・一	〇・九	三・四	五・四	八・七	三・一	二・〇	〇・四	二八・八
	暴風	〇・三	〇・五	〇・五	〇・八	一・七	〇・五	〇・四	〇・四	一・〇	〇・九	〇・五	一・三	八・八
	嚴寒	三一・〇	二八・二	二九・二	一九・四	五・二	〇・一	〇	〇	三・四	一七・一	二八・一	三一・〇	一九二・七
	積雪	三一・〇	二八・〇	二五・〇	四・四	―	―	―	―	―	一・六	二〇・〇	二五・〇	一三五・〇
平均降雪最大量		一六・〇	二三・〇	一八・〇	七・八	五・六	―	―	―	―	七・四	一五・〇	一一・八	―
積雪時ノ平均積雪量		一三・〇	一七・〇	一三・〇	二・〇	―	―	―	―	―	〇・六	八・〇	七・〇	―
最初ト最後ノ結氷日		―	―	―	―	一九	―	―	―	三	―	―	―	―
最初ト最後ノ降雪日		―	―	―	一九	―	―	―	―	―	二〇	―	―	―
氣壓(粍)		七四一・七	七三九・二	七四〇・八	七三四・四	七三三・四	七三〇・一	七三一・二	七三二・七	七三五・六	七三八・七	七四〇・二	七四四・六	七三六・八

摘要

	一年間雨量	年號
最大	七三九・〇	一四
最小	四一三・六	一三

	最大日數	年號	最小日數	年號
降水	一三三	一五	九九	一六
降雪	四二	一五	一四	一八
降霰	四	一二	〇	一〇〜一八
雷雨	二〇	一四	五	一一
晴天	九五	九	二九	一三
降霧	六〇	一四	七	九
暴風	一八	一六	二	一三
嚴寒	二二四	一三	一四〇	一七
積雪	一五三	一五	九六	一八

最大積雪量三五珊
一五年四月

年月日	早キ年		晩キ年	
	一二〜一三・五・一〇	一六・九・一四	一三・六・五	一四・九・二九
	一四・四・二	一三・一〇・五	一七・五・二	一〇・一一・二

第十二表 太平嶺

（一、風位中二月及三月の回數は九ヶ年間の合計とす
二、積雪日數は平均最大降雪量及積雪時の平均積雪量は五ヶ年の平均による）

	氣溫													風位（回數）									風速（米）
	平均	平均最高	平均最低	最高平均	年號	最低平均	年號	最高	日	年	最低	日	年	北	北東	東	南東	南	南西	西	北西	無風	
一月	(一)一八・二	(一)一一・二	(一)二三・六	(一)八・八	一四	(一)二六・六	一五	一・五	一三	一四	一三六・八	二三	一五	一〇八	五	四	八七	五三	二〇	一六〇	三六〇	一三二	五・七
二月	(一)一四・二	(一)七・四	(一)一八・七	(一)五・四	一二	(一)二二・二	一五	七・五	二七	一二	(一)三二・四	四	一五	九二	七	一六	九九	四四	二一	一六四	三〇二	九六	五・七
三月	(一)八・四	(一)三・三	(一)一三・〇	(一)〇・一	一八	(一)一五・六	一六	一六・〇	三一	一三	(一)二四・八	七	一三	六四	六	三〇	一三三	五六	三九	一九九	二八一	一二二	五・六
四月	三・五	七・〇	(一)二・一	一一・四	一四	(一)四・一	九	二三・二	二五	一四	(一)一三・九	二	一四	五〇	五	四〇	一七七	七九	八四	一九五	一七三	九九	六・五
五月	一〇・五	一三・三	四・七	一九・七	一四	三・二	一七	二八・九	二八	一四	(一)五・三	一	一〇	六二	一二	七六	一八七	七三	七六	一四四	一五八	一一一	五・九
六月	一五・六	二一・三	一〇・六	二四・二	一七	九・七	九	二九・〇	一〇、二三、二六	一七、一八、一八	一・二	五	一三	四八	五	七五	二五五	九八	六四	一〇三	一二六	一二二	五・〇
七月	一九・一	二四・〇	一四・五	二九・〇	一六	一二・七	一三	三三・八	三〇	一六	四・八	三	九	四四	一一	一〇八	三一三	一〇五	四七	七八	九五	一二八	三・九
八月	一九・一	二四・三	一四・三	三〇・〇	一六	一三・五	一三	三四・八	一七	一六	五・七	二五	一五	四八	一二	一〇〇	三一一	一一八	三七	七六	一一七	一四二	三・五
九月	一一・七	一四・一	六・八	一八・七	一一	三・九	一三	二七・八	一	一一	(一)二・三	一六	一二	五九	一七	四八	一八五	九三	五四	一二六	一四七	一七〇	四・九
十月	四・〇	九・九	(一)一・二	一二・六	一〇	(一)四・一	一二	二六・五	二	一三	(一)一三・五	三一	一三	五三	五	二八	一七〇	九〇	五九	一九〇	二〇七	一一九	五・八
十一月	(一)七・二	(一)二・三	(一)一一・七	〇・三	一六	(一)一四・四	一三	一四・六	四	一五	(一)二六・六	二七	一三	五六	三	二二	一二八	六三	五七	二二五	[illegible]	一二四	六・二
十二月	(一)一六・四	(一)一三・三	(一)二〇・四	(一)八・四	一五	(一)二三・五	一〇	四・二	二七	一五	(一)三三・五	九	一〇	九一	六	五	八四	四六	三三	一八二	三三七	一四七	六・六
計（平均）	一・六	六・五	(一)三・二	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	七六六	九三	五五二	二一二三	九三八	五九〇	一八四二	二五三二	一五〇二	五・四

		一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計(平均)
雨量	一ヶ月平均	四・四	四・〇	一〇・四	二七・六	四九・六	一〇六・九	一二四・二	八八・四	八五・八	三〇・七	二五・二	七・〇	五五四・二
	一ヶ月最大	八・二	七・六	二〇・〇	四八・七	九九・八	一四九・四	一八〇・九	一四三・二	一九四・四	七二・九	七五・八	一八・一	—
	年號	一四	九	一四	九	一二	一五	一四	一五	一四	九	一一	九	—
	一ヶ月最小	一・六	〇・三	一・二	一・八	一六・一	三六・二	五六・三	一九・七	二八・二	六・五	三・九	一・〇	—
	年號	一〇	一七	一六	一四	一〇	一七	一七	一三	九	一八	一七	一〇	—
	最一晝夜大	三・六	三・二	一二・二	一九・二	二三・四	三一・六	四九・四	五九・二	六四・六	四三・七	四一・三	四・二	—
	日	二一	二七	一	二九	一八	二五	五	九	一二	四	二三	一	—
	年	一六	一五	一四	一三	一二	一二	一一	一五	一四	九	一一	一三	—
日數	降水	七・〇	六・二	八・三	九・七	一三・七	一八・六	一七・三	一四・六	一三・四	八・一	八・三	七・三	一三二・五
	降雪	七・〇	五・八	八・四	七・〇	一・四	〇	〇	〇	〇・二	三・三	七・八	六・八	四七・七
	降霰	〇	〇	〇	〇	〇・二	〇・五	〇・一	〇	〇・二	〇・二	〇	〇	一・二
	雷雨	〇	〇	〇	〇	〇・七	二・八	一・五	一・八	〇・七	〇	〇	〇	七・五
	晴天	七・六	五・三	四・五	二・三	〇・七	〇・五	〇・四	一・四	二・〇	五・四	四・九	六・四	二一・四
	降霧	〇・三	〇・四	一・三	一・四	一・八	三・六	七・一	八・一	四・四	三・〇	一・六	〇・七	三四・二
	暴風	一・六	〇・七	一・二	二・〇	一・九	〇・四	〇・一	〇・一	〇・七	〇・八	一・五	一・三	一二・三
	嚴寒	三一・〇	二八・二	二〇・七	二〇・四	三・一	〇	〇	〇	一・四	一七・三	二九・一	三一・〇	一九二・二
	積雪	三一・〇	二八・〇	二九・四	二一・六	〇・六	〇	〇	〇	〇	二・〇	二三・〇	二六・四	一五二・〇
平均最大降雪量		一五・四	一二・二	一八・六	八・六	〇・四	—	—	—	—	九・八	一四・二	一三・四	—
積雪時ノ平均積雪量		二一・二	九・五	二一・〇	一・八	—	—	—	—	—	〇・六	六・八	七・七	—
最初ト最後結氷日		—	—	—	—	二三	—	—	—	二九	—	—	—	—
最初ト最後降雪日		—	—	—	—	一	—	—	—	—	二	—	—	—
氣壓(粍)		七一三・一	七一一・五	七一〇・八	七〇八・六	七〇七・六	七〇六・〇	七〇七・五	七〇八・八	七一〇・六	七一三・八	七一三・三	七一二・八	七一〇・三

摘要

		一年間雨量	年號
雨量	最大	六八九・〇	一七
	最小	四四四・〇	一六

	最大日數	年號	最小日數	年號
降水	一四四	一二	一〇八	一六
降雪	六六	一五	三五	一〇
降霰	四	一三	〇	九・一三・一八
雷雨	一二	一七・一八	六	九・一〇・一六
晴天	七七	一八	〇	一五
降霧	四七	一六	二	一八
暴風	二二	一三	九	一一・一五
嚴寒	二〇五	一三	一八〇	一四
積雪	一七六	一五	一二	一八

最大積雪量三二珊
一四年三月一七年十月

年月日	早キ年		晩キ年	
最初ト最後結氷日	九・四・三〇	三・九・一四	一七・五・一三	一七・一〇・一九
最初ト最後降雪日	九・一四・四・三	三・九・一四	一七・五・一〇	一七・一〇・二八

次に接壤地方と比較研究するの參考として浦潮に於ける氣象表を掲ぐれば。

第十三表　浦潮斯德（自一九一五 至一九一八）

（一、風位中二月及三月の回數は九ケ年間の合計とす
二、積雪日數は平均最大降雪量及積雪時の平均積雪量は五ケ年の平均による）

	氣温 平均	氣温 平均最高	氣温 平均最低	氣温 最高平均	氣温 年號	氣温 最低平均	氣温 年號	氣温 最高	氣温 日	氣温 年	氣温 最低	氣温 日	氣温 年	風位(回數) 北	風位(回數) 北東	風位(回數) 東	風位(回數) 南東	風位(回數) 南	風位(回數) 南西	風位(回數) 西	風位(回數) 北西	風位(回數) 無風	風速(米)
一月	(一)一四・三	(一)一〇・二	(一)一九・〇	(一)五・七	一六	(一)二一・三	一五	二・〇	一三	一七	(一)三〇・二	二二	一五	一八六	五四	七	四	三	二	〇	四〇	七二	六・九
二月	(一)一〇・二	(一)四・八	(一)一五・五	(一)一・四	一八	(一)一七・一	一五	四・七	三	一六	(一)二七・四	五	一五	一四六	五一	五	一九	八	三	四	二	六四	五・六
三月	(一)四・一	〇・八	(一)八・七	五・一	一八	(一)九・七	一五	一一・九	一五	一八	(一)一九・八	二	一八	九二	三九	一九	四一	七	六	六	三五	九一	六・五
四月	四・六	八・四	〇・五	九・一	一七	(一)〇・八	一七	一六・六	三〇	一六	(一)五・七	五	一七	四九	二〇	二九	一〇三	一五	一五	一三	二四	九三	六・三
五月	九・七	一三・一	五・一	一五・三	一七	四・八	一六	二三・二	一五	一六	(一)二・二	六	一八	四三	一三	五三	一四	二八	二二	一五	一七	六九	六・〇
六月	一五・三	一八・四	一一・五	一九・八	一七	一〇・七	一五	二七・七	一五	一七	四・七	一	一五	二三	一〇	五三	一四二	四八	一三	一〇	三	五七	五・九
七月	一九・二	二三・一	一六・一	二五・七	一八	一五・一	一五	三一・〇	二四	一七	一一・六	一二	一五	二三	四	四〇	一五三	二七	二一	一六	六	八二	五・九
八月	二一・八	二六・〇	一八・五	二七・二	一八	一六・六	一八	三一・八	二四	一七	一〇・七	三〇	一八	五二	二〇	三〇	一一一	三六	三一	一〇	一三	六九	四・六
九月	一六・六	二〇・九	一三・一	二一・六	一七	一三・四	一六	三一・七	四六	一八	三・八	三〇	一六	八一	二七	二一	八〇	二三	三三	八	三一	五六	五・八
十月	九・八	一四・四	六・一	一五・二	一七	五・三	一五	二三・三	二	一七	(一)三・五	二一	一五	七九	二六	二四	六五	三一	一九	一九	二七	七一	五・九
十一月	(一)〇・六	三・四	(一)四・三	五・二	一六	(一)六・九	一七	一二・八	一	一六	(一)一四・五	二九	六	一二〇	四二	一三	二四	四	七	一六	四四	九一	四・七
十二月	(一)九・三	(一)五・七	(一)一二・七	三・七	一五	(一)一一・三	一五	一〇・四	四	一六	(一)二五・七	二七	一六	一六二	四一	一一	一六	四	八	一四	四五	七一	六・八
計（平均）	四・九	九・七	一・四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一〇五六	三四六	三〇四	八七二	二三四	一七九	一三〇	一三六	八八六	五・九

	雨量 一ヶ月平均	雨量 一ヶ月最大	年號	一ヶ月最小	年號	一晝夜最大	日	年
一月	二一・三	三八・一	一五	八・三	一八	二三・二	二二	一六
二月	一六・二	二六・四	一五	八・九	一八	一五・六	二七	一五
三月	三八・二	五六・五	一五	一四・九	一七	三五・四	二五	一八
四月	二六・八	三七・〇	一六	一〇・五	一八	三三・五	九	一六
五月	七〇・二	九六・七	一五	三五・〇	一七	四三・四	六	一六
六月	九九・八	一三九・八	一五	一〇・八	一七	五三・三	二八	一六
七月	一三一・七	二四六・三	一八	八四・七	一六	七七・六	二一	一七
八月	八五・六	一四〇・八	一五	三六・六	一七	九〇・五	九	一五
九月	一一八・五	三〇九・五	一七	八九・〇	一六	一一二・五	三	一七
十月	三三・九	七五・二	一五	二一・二	一八	二七・一	八	一五
十一月	四五・〇	七六・八	一八	四・五	一七	五一・七	二	一八
十二月	二八・四	四六・九	一七	八・〇	一八	一八・三	九	一七
計(平均)	七八・五	—	—	—	—	—	—	—

	日數 降水	降雪	降霰	雷雨	晴天	降霧	暴風	嚴寒	積雪
一月	六・七	六・七	〇	〇	一二・五	〇・五	四・二	三一・〇	二三・七
二月	六・〇	六・〇	〇	〇	一〇・五	〇・五	四・五	一八・二	二七・七
三月	八・〇	七・七	〇	〇	八・五	一・二	六・〇	三〇・七	一〇・七
四月	八・五	二・〇	〇・二	〇	三・〇	六・五	三・〇	二一・七	〇・三
五月	一四・五	〇・二	〇	〇	一・二	九・七	三・〇	〇・五	〇
六月	一七・二	〇	〇	〇・五	〇・二	一九・二	二・二	〇	〇
七月	一八・〇	〇	〇	〇	〇・二	三〇・二	二・〇	〇	〇
八月	一二・二	〇	〇	〇・二	二・〇	一〇・二	二・七	〇	〇
九月	一〇・五	〇	〇	〇・二	五・〇	二・七	三・五	〇	〇
十月	九・二	〇・五	〇・二	〇・五	六・七	四・五	四・〇	四・七	〇
十一月	五・二	二・七	〇	〇	一〇・〇	四・五	四・五	二四・〇	三・〇
十二月	七・五	七・五	〇	〇	一一・〇	一・七	九・〇	三〇・七	一〇・七
計(平均)	一二四・三	三三・三	〇・四	一・四	七〇・八	八一・一	四八・六	一六一・五	七六・一

	平均降雪最大量	積雪時ノ平均積雪量	最初ノ結氷ト最後日	最初ノ降雪ト最後日	氣壓(耗)
一月	二六・七	一六・七	—	—	七六一・五
二月	二二・三	一二・〇	—	—	七六〇・二
三月	二〇・〇	三・〇	—	三	七五八・五
四月	一・七	—	二二	—	七五五・八
五月	—	—	—	—	七五三・五
六月	—	—	—	—	七五〇・三
七月	—	—	—	—	七五一・五
八月	—	—	—	—	七五二・〇
九月	—	—	—	—	七五五・五
十月	—	—	三	二六	七五九・三
十一月	二・三	〇・三	—	—	七六二・四
十二月	二四・七	九・七	—	—	七六〇・三
計(平均)	—	—	—	—	七五六・六

摘要

	一年間雨量	年號
最大	八三七・二	一五
最小	六六五・六	一七

	最大日數	年號	最小日數	年號
降水	一四二	一五	一〇五	一六
降雪	四四	一五	二三	一六
降霰	二	一八	〇	一五・一六・一七
雷雨	四	一七	〇	一五・一六
晴天	八三	一六	五八	一七
降霧	九七	一七	六二	一五
暴風	八六	一八	二六	一五
嚴寒	一七二	一五	一五三	一六
積雪	八三	一七・一八	六五	一六

最大積雪量五四珊 一六年一二月

年月日	早キ年		晚キ年	
結氷	一八・四・二三	一五・一〇・二〇	一五・五・五	一六・一〇・二〇
降雪	一六・三・二二	一五・一〇・一九	一五・四・二三	一六・一一・七

附記

一、温度

平均溫度は午前七時午後一時及午後九時に於ける溫度を平均したるものとす

平均最高(最低)溫度は最高(最低)溫度を平均したるものとす

最高(最低)平均溫渡は一ヶ月の平均最高(最低)溫度中最も高き(底き)某年のものを示す

最高(最低)溫度は同月中溫度の最も高き(低き)某日のものを示す

二、風位

一日三回の觀測に依る回數の合計を以て示す

三、風速

午後一時の風速を平均したるものとす

四、雨量

平均雨量は一ヶ月間の平均雨量を示す

最大(最小)雨量は一ヶ月間の雨量最大(最小)なりし某年のものを示す

一晝夜の最大雨量は同月中雨量最も多き某日のものを示す

五、日數

降水日數中には雨、雪霰の日數を含有す

晴天は一點の雲なき快晴の日を示す

暴風は風速十五米以上のものを示す

嚴寒は一晝夜を通し温度〇點に上らざる日を示す

積雪は積雪觀界の大部分を掩ふ日を示す

六、平均最最積雪量

同月中降雪最も多き日の深さを平均したるものとす

七、最初と最後の結氷(降雪)日

秋季の始め及春季の終りに於ける最初若しくは最後の結氷(降雪)日の平均日附を示す

八、表中記載せる數字の注意

年號中に09. 15. 等とあるは凡て1909 1915年等の略記とす

第六　東部內蒙古の氣象

(一) 概　說

東部內蒙古に於ける氣象は南北滿洲よりも更に海洋に距るを以て純然たる大陸的にして寒暑の差特に甚しく晝夜の氣候にも其差を著しくする又其位置に依つて之を異にする即ち興安嶺の南方、支那本土に接する附近は海洋の影響を受くるに反し興安嶺東部は滿洲氣候の影響を受け更に山を超て烏珠穆沁に出れば更に著しい、蒙古は其緯度よりする時は我北海道に當り歐羅巴にては伊太利佛蘭西と之を同じうするも其の氣候は全く雲泥の差を見る、之が源因には種々ある可きも海洋を距ること遠く土地平原にして樹木少く人口又極めて稀薄なるを以てであつて純然たる大陸的氣象を現出するのである、殊に其冬季凛烈且つ長きことは其農耕地としての價値を減ずること誠に大なりと云はねばならぬ、其最と溫良なりと稱せらるゝ洮南地方に於ても九月中下旬に初霜を見十月中旬より初雪降下して翌年四月に漸く雪止み同下旬に至つて解氷する、然れば農作期間の如きも約百六七十日を出ない。更に奥地に至れば農耕期間の如き七八十日を出でない。此處を以つて農業栽培作物の撰擇上注意を要す可く成熟日數を多く要するが如き

作物にあつては成熟前早寒の爲凍死を蒙れない。

（二）氣溫

氣溫等に關して正確なる觀測を欠くも東部內蒙古南方にては冬の量低溫度攝氏零下四十度を超へ平均零下十度乃至二十度であつて少し烈風等の日は忽ちにして五六度を降下せしめる、夏は之に反し相當高溫を保ち三十七八度に達することがある、北方烏珠穆沁にては寒氣殊に著く、十月初旬に於て氣溫最低零下十七八度日中零度以上に上らず興安嶺外では最低零下三四度日中十二三度である。

晝夜溫度の差は極めて甚しく最高最低氣溫の差は約十五度乃至二十五度の間を上下する。

（三）風力及び風向

蒙古地方は一般に山少く平原にして樹木亦少く風强く多い初春晩秋には最も猛烈にして殊に三四月に吹く風は旋風にして砂塵を起し所謂黃塵萬丈にして農作物の幼芽を枯死せしめる風速よく四十米以上に及び及ぶ風向は冬期西北の風多く夏期には西南風が多い。

雨、雪、結氷

降水量は亦一般に少く雨季は七、八月の交にして降水量の大牢を此時に降らすのは彼の滿洲各地と異らない。降雪も亦極めて稀にして積雪四五寸を越へず從つて土壤の凍結深く地下七八尺に及ぶといふ。

河水の結氷は十一月起り四月中下旬解氷する。

(四) 晝夜の長短

晝夜の長短は殊に著く夏季に於ては日出より日沒迄十六時間半に及ぶ即ち、午前三時頃より東天白み午前四時には日出て午后八時三十分頃日沒し午后九時に至るも尙明い、之に反し冬季十二月下旬に於ては午前七時四十分頃日出、午後四時二十分頃日沒夜間極めて長い。

東部内蒙古に於ける氣候大約存の如くなるも人口の增殖、殖林、土地の開墾行はるゝに從つて次第に緩和せらる可く漸を以つて吾等の住居にも適す可きも農耕には氣象上周到の注意を以つて之を行はねば失敗することがある。何となれば同地方の凶作屢々にして其源因氣象上の影響が最も大である。

氣象（終）


表中に記載せる觀測所の位置
縮尺六百万分之一
凡例
日本側觀測所
露國側觀測所
1. 旅順
2. 大連
3. 營口
4. 奉天
5. 長春
6. 滿洲里
7. 海拉爾
8. 傳河多
9. 札爾屯
10. 齊々哈爾
11. 安達
12. 哈爾賓
13. 寬問
14. 一面坡
15. 牡丹江
16. 太平嶺
17. 浦潮斯德
黒龍江省
南滿洲
北滿洲
吉林省
奉天省
關東州
沿海州
直隸省
內蒙古
熱河
朝鮮



滿蒙之歷史

凡例

一、本篇は滿蒙の歷史の概略を紹介するを以て目的とし、滿洲を中心とし、東部蒙古の歷史を是に關連して記述した。

一、年代は支那歷代の年號を以て示し、時に西曆を附加する事とした。

一、本篇參考書は次の如くである。

一、清朝全史　上、下　稻葉君山

一、滿洲發達史　同

一、滿洲歷史地理　白鳥庫吉　津田左右吉

大正十年三月　擔當者　奧村愼治

滿蒙之歴史

目次

滿蒙之歴史

第一章　序　說

滿洲は淸朝の中期に至るまて滿洲人の滿洲として經營し來りし處にして此所に住居せる滿人は古くより肅愼の名を以て支那本部に聞えた、肅愼として滿洲族が支那本部に聞へたるは三千年以前より二千年以前に渡る間にて、松河江支流牡丹江の上流にある鏡泊湖沿岸にその本據を置きしものて今日の寧古塔の南東京附近である。

肅愼の後に二大國か滿洲に起つた、一は高句麗にて一は扶餘てある、此の二族は今より千八百年程以前支那の漢の中程より末にかけて興りし民族にして當時漢は大に滿洲に勢力を及ほし北は今の奉天附近に及ひ東は鴨綠江河口朝鮮に通する通路を開いた、高句麗は鴨綠江沿岸を中心として國を建て扶餘は長春府の西北農安縣を中心として西遼河の沿岸に國を立てた、この二國は共に長く繼續したか扶餘先つ亡ひ高句麗も後遂に唐の爲に攻め亡ほされた、唐の高宗の時日本の天智天皇の時にあたりて高句麗の滅亡を中心として日本と支那の勢力か初めて滿鮮の地

に於て接觸したのである。

高句麗の亡ふや直に同し滿洲族たる勃海興隆して高句麗の故地に依り一大國を形成した、是れ當時契丹民族か北より東に來つて遼西の地に入り滿洲と支那本部との交通困難となりしに乘して起りしもので鴨綠江口より奉天（當時瀋州と云ふ）にかけ更に扶餘の故地たる長春農安より松々江の流域に到る廣大なる地域を占領し三百年程繼續した、勃海は日本と極めて親密に通商した勃海は有名なる東西南北中の五京を置き、東京府は今のニコリスク附近に置き南京は今の間島の局子街附近に西京府は鴨綠江の上流帽子山の附近にあつた、今の開原の東長嶺附近に長嶺府あり、中京府は松花江の支流輝發河の沿岸地方に在り上京府は寧古塔附近にあつた、勃海は後契丹に亡ほされしか契丹はその民族を治むる事を得ずして滿洲の地を放棄したる爲、勃海國は亡ひしかその民族は依然舊地に住して契丹の治外にあつた、契丹の衰ふるや再ひ此の民族か立つて國を起した是か金である。

金は今より八百年以前に今の哈爾賓附近の阿哈什又は阿勒楚喀城の南方なる白城に起つたのてある、金は白城附近に都を置き東南朝鮮の咸鏡北道までを有したるか、阿骨打の時大に勢を增し忽ち西方へ侵略して契丹即ち遼國を滅し更に宋を破つて支那の北半を取りしか、その後百

餘年を經て蒙古族の元の爲に亡ぼされた、元滅亡の後明興り明亡ひて淸か興つた、淸朝は渾河の上流地方に起りしものにて、淸朝起つて支那本部を統一するやその故地たる滿洲の歷史は絕へて今より百年程以前まて滿洲の歷史は中絕するの奇觀を呈した、是れ淸朝か滿洲に對する政策の結果てある。

淸朝は興京附近より興り明朝を破つて北京に遷るや、その發祥地方の人民の多數を引連れて禁軍なる八旗兵を組織して支那本部へ行かしめしため、殆んと滿洲を空虛にするに到つた、而もこの空地を開放して支那人を容るれはその故地を奪はるゝ恐あるを以て支那人の滿洲に入るを禁して之を封禁地と稱した、只一ヶ年の間に數回滿洲人丈をその特產採集の爲此所に入るを得せしめた。

この中絕したる歷史の再ひ復活したのは嘉慶四年にして扶餘の故地たる今の長春より初まつたのてある、長春附近は當時蒙古の郭爾羅斯の領地にて牧地として領有したるが竊かに山東より農民を招いて之を耕作せしめしが、淸朝の官吏の是を發見したる時には戶數二千餘戶田地二十六萬餘畝となつて居つた、政府は止むを得す之を許可すると共に滿洲八旗をしてその故地に歸して田地を耕さしむるの政策を取つた、かくて長春に次て開懇せられたのは今の東支南線の

沿線にある雙城堡である、然るにその後支那本部に長髮賊の大亂起りて滿洲をかへり見るに暇なかりし頃、漢人は滿洲に入り込みて開懇又は金鑛採掘を初めその中最大のものか鴨綠江の沿岸殊にその支流の混江より通化懷仁邊りの土地であつた、後長髮賊の平定後政府は禁封地に多數の漢人入り込み多くの田畑の開墾せられたのを知り大に狼狽したるか決局政府の方針を一變して封禁を開放して滿洲を開發するの方針を取つた、かくして吉林、黑龍二省漸次開發せらるゝに到つたのである。

第二章　明代前の滿蒙

第一節　滿漢最初の交涉

第一項　滿漢民族最初の接觸

滿漢兩民族が最初に接觸したるは戰國春秋の世燕國昭王の時であつて、昭王は名將秦開を用ひて東胡民族と戰ひ彼等の大部族をシラムレンの北方に驅逐した、燕國はこの時造陽（直隷省、獨石口附近）より遼陽に至る大弧形を劃したる地方を占領し上谷、漁陽、右北平、遼西、遼東、の五郡を置きその外緣に連續して一大長城を起した、是れ即ち後世秦の始皇の修繕したる萬里の長城の基礎をなすものにて、燕國はその東方の遼河域を占領した、將軍秦開は更に長驅して東に進み鴨綠江を越えて半島の一部に突入した。

第二項　秦の滿洲經略

六國亡びて秦の天下を統一するや燕の長城を繼承して一大長城を建設して滿蒙と支那本土との間の境となした、秦の長城は直隷省にては今の承德府の北部を包容し建昌と赤峯の間を通過して朝陽の北を走り醫巫閭山の東邊より開原に出て南馳して遙に朝鮮に接續した、以て當時い

かに秦の國勢の盛なりしかを知る可きてある、秦は大凌河の上流に右北平郡を、遼西と朝陽の一帶には遼西郡を遼東には遼東郡を置きその東南は鴨綠江を越へて居たのてある。

秦亡ひて漢興り、遼東の方面には多少の變動も行はれたるか、大體に於て漢は前代の規模を承繼したのてある。

秦王の大亂に依り支那本部動亂の巷と化するや、燕王盧信の一族衞滿はその一族を率ひて朝鮮に入り箕子朝鮮を亡ほして新國を立てその首府を王儉城に居いた。

然るに衞滿朝鮮は右渠の時漢の武帝に亡され、漢は衞滿朝鮮の故地及その附近を併せて四郡となし太守又は都尉を置いた、著名なる朝鮮四郡は是てある、四郡とは樂浪郡眞番郡臨屯郡玄菟郡てある、然るに次の昭帝の時には漢の國力續かす眞番、臨屯の二郡を罷めて樂浪、玄菟の兩郡に併合する事となり次て玄菟郡治は咸鏡南道より奉天省の渾河上流の地に退去した、是れ地方の土民たる貊人濊人との衝突の結果漢吏は遂に土民に驅逐せらるゝに到つたのてある、かくて武帝の雄略の破るゝと共に東方の諸民族は反對に漢の領土を侵すに到つた、而も邊境の動搖は朝鮮四郡に止まらす右北平、遼東、遼西の三郡にも及んた、そは當時東胡の餘裔と云はれたる、鮮卑及ひ烏丸(烏桓)の發展にて遼東方面にては高句麗の名を冒したる貊人の侵略てある、

即ちシラムレンの南北に居住したりし烏丸人は早くも長城の一角を突破して朝陽一帶の地を占領し右北平郡北方の諸道も亦烏丸人の掌中に歸したる爲、支那本部より遼東に到る通路たる遼西道は烏丸人の爲遮斷せられたるを以て漢人の東方經略は大頓坐を生ずるに到つたのである。

後漢の光武帝は滿洲に於ける形勢に心を惱ましきりに烏丸人の懷柔につとめ烏丸の子弟の京師に宿營を希望するものを許し、長城以内の居住を許可した、之れ蓋し烏丸を馴致して匈奴、鮮卑の動靜を偵察し或は之を助擊せしめんとしたのであつた。

斯くて光武帝は朝陽附近に居住せる烏丸を主要の戶口として遼東屬國を建設した、遼東屬國の範圍は極めて廣濶にして西は山海關東は遼河に到り今の柳條邊牆の一線を以て北方の境とした かくて遼東と支那本部との中間に一種の特別區域を作り聽て北人建國の桶を作るに到つた。

第二節　滿洲初期の諸民族

第一項　挹婁と扶餘

滿洲民族にして最も早く漢人に知られたるを挹婁とす、彼等の文化は頗る低級にして射獵生活を逐ひ營み主として松花江の上源地より烏蘇里ホルハ兩江の山地に住居し、支那人との交涉

は只彼等の得たる天産物と支那の物産とを交換する事にあつた、漢代に於ては挹婁貂と云へは貴重なるものとして尊重せられたのである。

滿洲最古の土着民たる挹婁肅愼の文化か甚た低級なる事は上述の如くなるが、此所に扶餘なる優越せる文化を有する民族の移住し來るに及んて多大の感化を受けたのである、扶餘の故地は明ならず、一説に扶餘は太古北方にありし國の逃亡人なりと云はれ、又西方より來りし周室とその源と同しふすと云はる、扶餘か滿洲に入りしは紀元前數世紀にして支那と接觸するに到つりしは戰國の時代にあるであらう。

扶餘は挹婁と異より農業民族にして長春の廣野に住居してその附近を耕し、その省府は長春の西、農安の地なりと云はる、扶餘の移住は滿洲發達の上に一大紀元を劃したるものにてその故地は爾後長く滿蒙兩民族の接觸點となつたのである、扶餘は代々支那の正朔を奉して屬國たるの形式を取り物々交換に依つて支那と交易し名馬、赤玉貂狖の皮、美珠等を以て漢人の工藝品たる錦罽、繒繍などの織物と交換しその交易地は今の開原附近なると云はる。

支那より扶餘に與えたる國璽は濊玉の印と云ひ公孫氏の如きは蒙古方面の鮮卑種族と朝鮮方面の高句麗より來る連合的壓迫を中斷する政策の爲にその宗女を扶餘の王に妻はしめし事あ

り、然らは高句麗とは如何なる民族てあるか。

高句麗の始祖米裴は扶餘の亡人なりと云ふ、高句麗は扶餘の分派にして扶餘より逃れて松花江の平野より分水嶺を越えて鴨綠江の谷地に逃げ込みそこに一國を建設したるものにてその文化も大體扶餘のそれと同しく、只その性故國のものに比し險惡なりと云はる、扶餘の移住の年代の明白ならさりし如く高句麗の鴨綠江流域に入りし年代も明白ならざるか多分秦漢の際ならんとせられて居る。

第二項　朝鮮四郡の退廢

漢の朝鮮四郡は昭帝の時廢合の行はれし事前述の如くなるか、その第一に放棄せられたるは眞番郡にて、その地方に出張して居た漢人はやかて漢水流域に退去した、次に臨屯郡の中今の江原道咸鏡道の南部にありし地方も放棄され、それそれ隣郡に併合せられたのてある、これ眞番地方の濊人の侵略を制禦し得さりしに依るものてある、次てその東北なる玄菟郡も元鳳六年中その郡の治所たる咸鏡道南部の城塞先つ濊貊に奪取せられ郡治は興京附近に退去した、これ眞番臨屯兩郡の撤退後六年に起つた事てある、即ち漢の滿鮮に有したる勢力は三十年間に破壞せられたこれ高句麗の種族か漢の勢力より離脫して鴨綠江流域の大部を侵蝕したるに依るのてあ

る。

第三項　高句麗の組織と漢人との交通

扶餘に於ては國王となる可き家柄は一系にして王の直屬として諸加ありしか、王そのものは諸加より出なかつた。高句麗は建國の初より五部族ありそれか涓奴部、絶奴部、順奴部、灌部、桂婁部の五部となつた、王は初め涓奴部より出でしか、三國の時代にはその部か衰弱して桂婁部か代つた、桂婁部は內部の事一に黃部と云ひ絶奴部は北部の事或は後部とも云ふ、順奴部は東部にて左部とも云ひ灌奴部は南部にて前部とも云ひ涓奴部は西部とも云ふ、桂婁部の內部と云ひしは國王の出つる部なりし爲にて黃部と稱したのは全く支那の五行の思想に依つた事と思はれる。

漢人と高句麗との交涉は扶餘の如く平和的なるを得なかつた、扶餘は漢人に供給すへき名馬美珠の類を持つて居たか高句麗は提供すへき何物もなかつた、故に彼等はその國是として武力を練磨して他部族を侵掠する外に存立の良法かなかつたのである、故に西に渾河を下つて遼東の漢人植民地を脅かし北方へ出ててはその母國たる扶餘を侵略し南方に出てては樂浪郡の部落を犯し尙東方に出てては咸鏡道に據つて居た沃沮を取りて貢賦を納れしめたのである。

第四項　滿洲接壤の諸民族

此所に滿洲接觸の諸民族に付て一瞥するてあろう、この當時滿洲接壤地方の民族は第一にシラムレン水に據りし鮮卑とその南方にあつた烏丸(烏桓)とてある。

鮮卑は東胡の餘類なりといはる、その鮮卑と號したのは匈奴を逐はれて鮮卑山に據つたからてある、彼等は前漢の時代、匈奴の强盛なりし時には巧に遠遁し後漢の世となつて匈奴か南北に分裂してよりは彼等は初めてシラムレンに南下しそこに根據地を作つた、後漢の末その部落に名王檀石槐を出し、廣大なる鮮卑王國を作つたのてある、檀石槐は高栁の北三百里彈汗山の下に牙張を建て、その領域を三分して今の平泉附近より長春の東邊までを東部とし熱河附近より獨石口附近に至る一帶を中部とし又それより以西、燉煌に至り北烏孫に接する地方を西部と云つた。

烏丸も鮮卑と同しく東胡の一種にて、匈奴にその國を亡ほされし爲逃れて烏丸山に據れりと云ふ、鮮卑と同しく遊牧の民にて水草を逐ふて移動したのてある烏丸の本據はシラムレン水の近傍にして、前漢の武帝はこれ等の殘類を今の承德府の北半より奉天省の西部に配置して漢の爲に匈奴に備へしめし事は前述の如くてある、後漢の初期より烏丸の勢强盛に赴き、漢の邊塞

內に侵入し遼東郡の東北大凌河の上流地方は烏丸の勢力に入り漢人の滿洲經營はこゝに一大變化を受くるに到つたのである、後漢の末名酋長蹋頓出て遼の烏丸上谷の烏丸及び右北平の烏丸を一手に統括して勢大に振つたか建安十二年魏の曹操に破られその部衆は滅裂するに到つた。

第三節　慕容氏の興隆

第一項　慕容氏の起原

烏丸の名酋長蹋頓は烏丸を統一して大勢力をなしたか、後魏の曹操の破る處となつた事は前述の如くてある然るに烏丸は西晉の初期よりその後繼者たる鮮卑は宗文氏と柘跋氏と慕容氏とに分れてその種族は益々繁衍するに到つた。就中慕容氏の一族は遼西に權力を振ひ、漢人の對滿經營に對し歷史上の一大要素を爲すに到つたのである。

慕容氏は檀石槐の部衆の中より出たる一族にて三國魏の初にその酋長莫護跋は司馬懿に從つて遼東の公孫氏を打つて功を立て率義王に拜せられ國を棘城義州附近の北方に建てたのてある、その子の木延（バヤン）と云ふもの母丘倶の高句麗征伐に從つて督大都の號を加へられその子の涉歸は柳城（大凌河上流の要地）を保全したる功に依り單于に拜せられ部落を遼東に遷したと傳へられる。

渉歸の子か即ち慕容廆である慕容氏の發展はこれより初まるのである。

第二項　慕容氏の建都

慕容廆は大康十年遼東地方より遼西の徒河の青山に渉り四五年の後更に北の方大棘城に移り、そこに定住の計を定め、東司馬氏の遼東を蠶食し北宇文氏をシラムレンに撃攘した。彼の代に於ては當時支那本部に國をたてたる司馬氏に隷屬の形式を取りつゝあつたか彼の子の慕容皝か代り立つに及んて彼は大凌河を遡つて龍城と云ふ今の朝陽府の地に移り自ら第二代の燕王たる事を宣言した。

慕容氏は皝廆雋の父子孫三代皆權略に富み當時支那本部か五胡十六國の亂に陷つて統一的勢力なきに乘し遂に達大なる勢力を築き上くるに到つたのである。

慕容氏は西の方遼西道を指して好城、乙連、凡城、白狼、廣城、石城の要塞を設け今の平泉、古北口より直に薊城(北京)を攻略した、一方海道には大棘城より徒河青山及ひ新城を經山海關より永平に出て令支(遷安)に據つて居た段氏の首領を大凌河上に捕殺した、彼か和龍に都したる頃は慕容氏の勢力は遙に直隷省の南方に及んたのである然らは滿洲方面に於ける慕容氏の活動は如何と云ふに、是より先、漢末に襄平(遼陽)に據つた公孫氏は度、康、淵の三世四十年間

遼東を支配して居つたか、是れ遼西に遼東屬國や烏丸の大集團かあらはれて支那方面の威力の漸次喪失し來つたに依る事か多いのてある、公孫氏は遼東を遼西中遼の二郡となし旅順方面より海を越えて東萊の諸縣を收めそれに營州刺史を置いたと云ふ、公孫氏は又樂浪郡及帶方郡をその勢力の下に收めたのてある、尙公孫康は漢末高勾麗を破り國內城を陷るるに到つた、尙扶餘と親密にして宗女を出して夫餘の君長に妻はせ鮮卑及高句麗に備へしめたのてある、然るに支那本部に於て當時勢力を振へる曹操と宜からず明帝の景初二年遂に彼に破られた。

公孫氏の亡後魏晉は同しく郡縣を施したか西晉の末期には遼河流域のみならず朝鮮半島をも外人に占領せらるゝに到り滿洲の野は鮮卑と貊人乃ち慕容氏と高句麗の獨占場となつたのてある。

第四節　高句麗の盛衰

第一項　高句麗の遷都

高句麗は東晉の建元元年を以て朝鮮平壤に遷都した、是れ西方慕容氏の勢强盛にてその壓迫を受け西方に發展の道なき爲にして彼等は全力を朝鮮經略に用ひその首府を平壤にうつすことゝしたのてある、その結果遠く南方まて經略し京城には南平壤を廣州には漢城を設けその邊界

は烏嶺、竹嶺より江原道の三渉に至る一線に達するに至つたのである。
後慕容氏斃れ遼西方面の混亂に陷るや高句麗は再び遼東に進出し、文咨王の三年(四九四)には扶餘は國を擧け降服するに到つたのである、斯くて高句麗の版圖は朝鮮の過半、遼河以東の滿洲、及ひ吉林、長春の平野露領沿海洲の一部にわたり滿漢境上に空前の大國を作り上けたのである、これ當時支那は南北に二大分裂をなし干戈を弄して滿洲をかへりみる餘裕かなかつたからである。

第二項　隋唐と高句麗との交渉

隋か支那本部を統一するや漸く、滿鮮に勢を延へんとし、隋の文帝の時高句麗か遼西郡を侵したりとの名の下に直に兵を派しその陸軍は臨渝關と云ふ今の永平府の東より大凌河の上流に出て柳城より遼河に進ましめ、その水軍は山東の登州より出發したるか双方とも失敗に終つた、文帝の死後、煬帝即位し大規模の遠征軍を計畫し大業八年(六一二)に水陸兩面より攻擊したるか再ひ失敗し、その翌年及ひ翌々年の遠征も亦失敗に終たのである、隋亡ひて唐興るや唐の太宗は高句麗に命し前代に戰沒したる漢人の遺骨を葬はせ且つ戰勝記念として建設したる京觀を毀たしめた、高句麗の宰相、泉蓋蘇文は唐軍の攻伐を豫期して一大長城を建設するに到つた、

その位置は北方長春附近より遼東の千山々脈に沿ふて海岸に達する一線にて、首尾約一千餘里に亘り農安縣の扶餘城その南の金山、奉天附近の新城、その南の蓋東城、遼陽の遼東城、その南の安市、建安の二城、大連の附近の卑沙城より各々兵を配置して守備に充てたのである。後貞觀十六年(六四二)蓋蘇文はその王の建武を殺し甥の寶藏王を擁立し自ら莫離支と云ふ顯職に就いた、當時新羅は唐の屬國なりしかその大使金春秋と云ふもの新羅が高句麗と百濟の同盟に壓せらるゝを訴へその救濟を乞ふた、太宗は高句麗に說諭の使者を出したか蓋蘇文敢て承諾せす却つて新羅の一城を取て唐に入貢の道を塞いだ、太宗は遂に兵を派して高句麗を討つ事となる貞觀十九年(六四五)その先鋒は名將李世勣の下に幽州を出發した、太宗は四月幽州を出發し五月遼澤を取り六月までに遼東、白岩新城を陷れたか安市城は九月に至るも陷落せす、太宗は止むを得す師をかへして柳城に還へりその地に招魂祭を行ひそれより臨楡關を經て再ひ幽州に達し翌年二月長安に歸着した、され共太宗は尙高句麗征伐の念を斷たす貞觀二十一年翌二十二年それぞれ遠征軍を出したか遂にその國の首都を陷る事を得す翌二十三年には太宗遂に死歿した、然れ共唐軍の攻擊は益々東進し鴨綠江一帶の戰地に入り龍朔二年には百濟を亡ぼすに到つた、於是高句麗は腹背敵を受け乾封元年(六六六)には蓋蘇文死し、その長子泉男生は男建と惡

しく救を唐に求むるに到り高句麗の勢大に衰へ、總章元年唐將薛仁貴は金山より扶餘の四十餘城を連破し南して李世勣の軍に合し間もなく全軍平壤を包圍し九月之を陷れた、高句麗二十八王七百五年の宗廟もこゝに跡を絕つに到つたのである。

第五節　渤海及黑水靺鞨の盛衰

第一項　渤海及黑水靺鞨の起原

靺鞨は南北朝時代に知られたる勿吉にて隋末唐初に於ては七大部に分れその最南部にありし粟末部か著名する渤海國の中心をなすに到つたのである。

渤海建國の祖とも云ふ可き大祚榮の父乞乞仲象は元と營州の唐の都督が、契丹の酋長李盡忠の爲に殺されし時共に走つて長白山の東北に據つた、一說に營州より逃れしは大祚榮なりとも云ふ、兎に角、唐軍と大祚榮との衝突か今の興京の北英額城附近に行はれし事は歷史の一致する處てある。大祚榮はこゝに唐軍を破りしを以て輝發江か松花江に合流する附近なる東牟山に據て國を立て震國と號した、大祚榮か唐の大軍を擊退したる事は全滿洲の人々の心を打ち唐軍に打ちもらされたる高句麗の殘兵は競つて大祚榮の下に來つた、大祚榮は當時唐の一大强敵た

る突厥と結んで唐軍を牽制し頻りにその四方を攻略したるを以てその極盛の時には扶餘（長春）も沃沮（咸鏡北道）も海北の諸國（沿海州）も盡くその攻取するところとなつた。

支那本部に於ても久しくこの民族と交戰の狀態にあるはその遼東方面の領土を維持する上に於て不都合なるを知り、祚榮にその一子を唐の天子の侍衞として遣すへきを諭し、祚榮はこれに從つて兩國の間に平和か成立したのである。

第二項　渤海の文化

渤海の唐と平和關係を結ふや、震國の號を撤して唐より封せられた渤海郡王を稱へ忽汗州都督を領した忽汗とは寧石塔附近の忽汗城の名に因みしものである。

渤海と唐との交通は頗る平和的に進行し唐の文化は急速にこの國に流入した、かくて種々の制度より佛敎道敎の如きもこの國に輸入せられたのである、又この國より支那に輸入せられたる產物の中沃州の綿、顯州の布、龍州の細、位城の鐵の如きはこの國の文化の程度を示すに足るものである。

第三項　黑水靺鞨の投附

唐代に至つて東部蒙古、北滿洲等に散在したりし諸民族は著しく發達し漸次支那本部と接觸

し來つたかその中、渤海興隆の時代に今の三姓附近に黑水靺鞨ありて黑龍江の南北に散在したるが、開元十二年この部の酋長は唐の安東都護府に內附を申し出でし爲唐は黑水軍をその地に置き黑水府を設けた。

第六節　契丹の興隆

第一項　高句麗と突厥の對立

隋唐の初め高句麗か滿鮮の一大國を建設したるは前述の如くなるか突厥も亦支那の長城以北に於て大國を立て兩々相對立して居たのてある、突厥はトルコ種にて久しくアルタイ山の南に居り柔然國に服屬したりしか六世紀の中頃伊利可汗に至つて勢を張り木杆可汗に到つて柔然を亡し契骨（キルギス）を併せ嚈噠を服し牙張を外蒙古の都斤山に立てた。

高句麗は突厥の侵入を恐れて長春、奉天間に長城を築き以て突厥の東漸に備へた。

第二項　契丹の興起

契丹の原住地につきては明確なる資料なしと雖新民府附近に遊牧生活を送りしものとせらる太宗は高句麗征伐の時彼等を徵發したるかその功に依つて饒樂都督府を今の巴林の石橋附近に

設けたるかその後支那本部の騷亂につれて反服常ならならす、玄宗帝の時宗室の固安公主を降嫁したるを初として歷代その方法を取つた。則天武后の萬歲通天元年に唐か唯一の東蒙古探題としたりし、營州は遂に契丹の爲に陷られその長官は殺された、營州は今の朝陽である、かくて契丹は遂に古北口方面より北京方面に突出したのである、而も唐は西に於て契丹の强敵たる突厥を擊破し、東に於て高句麗を征服したるを以て契丹の發展の障碍を除去し契丹は長城以北に於て縱橫に活躍するに到つたのである、契丹には從來八大部あり、各部に各々大人ありその大人間には一人の君王を選出して各部の號令を掌り三年每に交代した、然るに阿保機なるもの一度君王とするや退位を肯しないので七部の大人等は阿保機か北方の戰より還へり來るを境上に却かして退位を實行せしめた。

阿保機は同時に自己の種族を率ひて漢人と共に古漢城に到つて別に一部を作る事とした、阿保機こゝに雌伏すること多年、やかて機を見て七部を擊滅し併せて一國となしたこれより契丹の勢大に振ふに到つたのである。

斯くして契丹の統一するや先つ最初に征服したるは奚の部族にて奚はシラムレンの流域に據つた民族であるか、契丹は九一九年に著名なる臨潢府の名城を築き此の民族の最高幕府はそこ

に置かるゝ事となつたのである、臨潢は今の東部蒙古の巴林の東北にある、波羅城である、次て契丹は黒龍江の上流地ベコルノール附近に居りし室韋を征服し東して渤海か契丹城に押としたる扶餘城を取り天顯元年(九二六)にはその首府たりし忽汗城を陷れ、その王の一族をは臨潢に遷し渤海人は多く半島に逃入したのである。

第三項　高句麗との衝突

渤海滅亡の後平壤より清川江に到る間は高麗の領する處となりしか、清川江以北の地は女眞人の手に遷りしを以て高麗は半島統一の目的を以て女眞人の攻略に着手し渤海を亡して今の遼陽に東平府を置きし契丹も亦この希望あり斯くて兩國の衝突は清川江以北の女眞人問題に依つて開始せられたのである、當時高麗は契丹か渤海の與國にてありなから却つて之を滅したる事實に恐怖の念を抱きてこの國と連盟するを好ます、契丹にては南方支那を窺へる時なるを以て此の方面の平隱ならん事を望み、契丹の太宗は交聘使に駱駄五十頭を附して差向けたか高麗はその使者三十餘人を海島に流し駱駝は橋の下に繫いて遂に之を餓死せしめた、而も高麗は契丹の敵たる北宋と交通を行へる爲兩國の關係は一時危殆に陷つた、交涉の結果高麗は北宋との往來を絕ち契丹の正朔を奉する事となつた、その後も高麗は數回契丹の襲擊を受け開城を蹂躙せ

られたるもあるか後金の興るや鴨綠江の守備を徹し高麗との交渉は絕へたのである。

第七節　金國の興隆及衰亡

第一項　金國の興隆

遼の全盛の時代に於て滿洲の東北部に住居せるものは契丹人に亡ほされたる渤海の遺種及黑水靺鞨の部族なりしか、この時代には女眞の名に於て知られて居る、契丹人は最初よりこの民族に留意し太祖阿保機はその强宗數千戶は遼陽の南に移置して兩者の交通を絕ち之を合蘇款(ハスカヽ)と稱した、而も遼の勢力は全く女眞を征服するに及はす、滿洲東北部には幾多の半獨立國か起つたのである。然るに契丹はその好める放鷹の爲海東靑と稱する鷹を得る爲に女眞人を先鋒として三牲地方にありし五部國と云ふ地方の土人と戰ひしか、女眞はその繁に堪えす而も貿易市上に於ける契丹人の暴力、出張官吏の法外の收賄及ひ銀牌天使と云ふ契丹特派の使者の淫亂は益々女眞人の怨恨を强めたのである、而も女眞か遂に立て契丹を破るに到つたのは實に契丹か支那文化に毒せられて固有の强味を喪失したる事を洞見したのに依るのである。遼の末帝たる天祚帝の乾統二年國舅蕭哈里か遼に叛を謀つて成らす遼東に逃入するや女眞の酋長阿蘇は甲兵千

餘を募集して遼兵と共に松花江に攻め入りしか勝たす、阿蘇はこれを遼兵の弱きにあるとなし單獨にて哈里の軍に突進して遂に彼を擒にした、女眞はこの時より契丹の恐るるに足らさるを知り遼の隙を窺ふに到つた、その子阿骨打奠長の地位を次くに及んて其の勢力は頓に盛となり遼と衝突するに到つたのである。

契丹と女眞人との衝突は先つ吉林の北方石頭城子附近に開始せられたか、契丹は大に破れて十數萬の精兵を失つた、かくて女眞は破竹の勢を以て黃龍府を陷れ長驅して遼東一帶を占領したのである、遼帝天祚はこゝに到つて阿骨打を懷柔して東懷國皇帝に冊封したか阿骨打冊文を見て大に怒りその冊封使を追ひかへした翌天輔二年(一一一八)北宋の宰相、蔡京及童貫は買馬に托して密使を送り阿骨打の朝廷に欵を通し以て共に遼を亡さん事を議したのである。

第二項　宋金の同盟

これより先宋は澶淵の一役にて契丹の爲に大敗し宋は歲幣として銀十萬兩絹十萬匹を提供しその代り契丹は宋と兄弟の國となり弟分となつなつたのである、その後百年契丹は歲幣の增額を求めた事はあるか敢て兵を進めて宋に侵入する事はなかつたのである。

然るに今や契丹か女眞の爲に攻められ國危ふしときくや女眞と通して契丹を攻め却

故に北宋の文化大に振ひ一面西夏の侵さに堪えたる所以のものも契丹との同盟に負ふ事か多つて自ら國を危ふするに到り、支那外交政策の弱點は遺憾なくこゝに曝露されて居るのである當時宋の朝臣の中にはかかる密謀か却て邊境に事を繁くする所以なる事を上書して是を諫むるものもありしか時の皇帝徽宗は之をきかす、童貫等の言に從ひ燕京の無賴子馬植を金國に派遣して密約を訂決し金は遼國の西京を攻め宋は南京を取り事若し成らは五代の時契丹の割取したりし十七州は宋に歸與し宋は歲幣五十萬を金に贈與する事及ひ金軍は南伐するも古北口松亭關及ひ平州楡關の線を越ゆるを得すとした。

是れ支那人の以夷制夷の策の最も露骨なるものにて宋は金の力に依つて勞せすして十七州を收めんとしたか金も宋の術策を知つて只表面之に從て之を利用せんとし金人は若し金にして獨力遼を平けなは戰はすして宋を服するを知つて居たから敢て宋に求むるを要しなかつたのである。天輔五年(一一二一)金軍は約に從つて契丹の中京及ひ西京を陷れて天祚帝を逐ひ宋も亦童貫等をして南京を攻めしめたか宋軍は却つてその守將に破られ遂に金軍に援兵を乞ふに到つたのである。

宋は自ら南京を取る事を約して以て金軍か長城以南に來るを拒んたか自力を以て南京を取る

能はすして遂に金軍に援を乞ひ以て自らその約を破らしめたのである、金の太祖は直ちに居庸關より冒平に出てゝ南京府を陥れた、かく宋金談判の結果多大の賠償を以て南京及ひその附近の地を得たのてある。

第三項　金宋の交渉

金の太祖の沒後三年天會三年(一一二五)太宗は天祚帝を捕へて遼を亡した、かくて金宋は南北兩々相對峙するに到り軟弱なる宋の外交の爲宋は非常なる窮況に陥つたのてある、金は遼を亡ぼすや直に南下して同年燕山の州縣を取り翌年進んで宋の首都汴京を圍み、講和の結果兩國は伯姪の關係となり中山、河間、太原の三鎭をおき、多大の償金を納しめたのてある、やかて宋の背信を責めて金將粘罕は大軍を率ひて宋を攻めその首都を屠り五年正月太上皇徽宗皇帝欽宗の二人を生擒して韓州(今の八面城)にゞいたかついて五國城に送り兩帝は遂にそこに死するに至つた。

又金の將宗弼(兀述)は新に即位したる高帝か自ら臣と稱するに拘はらす長驅揚子江を渡つて江寧を屠り杭州に勝ちその別軍は高宗を今の寧波の海中より舟山島に逐ひ込んたのてある。

金の遼を亡ほして支那人に接するや急激に支那文化に同化せられ帝海陵江ハルヒン附近の上

京を不便として今の北京に都し、更らに汴京（開封）の宮殿を造營したる爲その風俗嗜好は戰敗國たる宋人に急激に同化された、斯くして金は收國元年（一一一五）より海陵帝の遷都（一一五三）まて三十八年に滿たさるに國語すら打ち忘れその國初に製作したる文字をも通曉せざるに到つたといはれて居る。

女眞の小堯舜とまて賛せられたる世宗は女眞人か忽ち支那文化に同化してその國粹を失ふを恐れ、東宮に忘本の危險を諭し國人の漢性を譯造するを禁し、宮廷の衞士等までに女眞語を學習せしめしか大勢の趨く所よく一政府の方針の阻むを得なかつたのてある、然し世宗か國粹保存の努力は尋常ならさるものあり、自ら上京に到つて國風を歌ひ王業の艱苦をといて子弟を勵したのてあつた、又帝は女眞人の訴訟は女眞語を以て問ひ漢人の訴訟は漢語を以て之を問はしめ以て國語の維持につとめたのてある、かくて女眞人は漢文化に同化せられて固有の强點を失ひ而もその兵制の宜しきを得さりし事は其兵力に一大弱點を加へ女眞か開國十年にして支那一半を領有したると正比例して民族の元氣は衰退し、章宗の泰和六年（一二〇六）蒙古に鐵木眞（テムチン）興りオノン河源に即位し數年にして東部蒙古より支那本部を平定し金を亡ほすに到つたのである。

明昌五年（一一九四）世宗の孫に愛王大辨と云ふものあり、父鄭王か暗愚なる章宗の爲に殺

されたるを怒り自己の領土なる五國城（三牲）に反旗翻へした、章宗は之を聞いて大に怒り前後二十萬の大兵を送つて愛王を捕殺せんとした、愛王の判兵と官兵とは先つ東煙津に戰ひ判兵破れて五國城に退いた愛王はその後も頻りに戰つて頻りに破れたのてある、於是愛王は使を蒙古の太祖の許に出して救を求めた、王は蒙古の援に依て危難をまぬかれ和龍（朝陽）以北は一氣に攻取する事を得た、然れ共その實權は來援軍たる蒙古の手に歸し蒙古王の勢力は著しく西南に延ひたのてあつた。

第四項　金の滅亡

金軍か蒙古の爲壓迫せらるるを聞ける宋國は再ひ遼を亡ほしたる猾手段をこゝに用ひ遂に身自ら亡ふるに到つた事は支那國民性の最弱點を遺憾なく曝露せるものてある、即ち宋朝は韓侂冑を主謀者とし元と同盟して金を打つの謀をめくらし元と共に金を攻めたのてあるかくて金朝最後の帝たる哀宗は汴京を脫出したる後蔡州に走つたか遂にその城中に自盡した。

第五項　金元の時代に於ける朝鮮

金の興隆したる時朝鮮には高麗朝あり、今の滿鮮境界地方を得んとして努力しつつありしは前述の如くてあるか、高麗にては將軍尹懽等をして今の咸鏡道の南方を犯さしめた事かあつた

か後漸次擊退せられて今の咸興の東南定州(定平)に至つて界をなした、金人はその以南に攻め入る事をせざりしか元興るに及んて尙南下して今の安邊の東鐵嶺まて攻め入るに到つたのてある、鴨綠江方面に於ては元の世祖の時代に高麗の叛臣か、西京以北の諸城を捧けて蒙古に降りし爲世祖は開城の西、慈悲嶺以西を割取して今の平壤には東寧府を置いた。

元代の滿洲行政區域はシラムレン、ラオハ方面と大凌河、遼西方面とに大なる區劃の作られたる外大なる變動はなかつた、又世祖の時征東元帥府を黑龍江口奴兒哥におき又海峽を越へて骨嵬即ち今の樺太土人を征服せんとした。

第六項　元の滅亡

元は一時歐亞に據る大帝國を建設して空前の大國を作り上けたるかその民族か游牧生活より城廓生活に遷りし爲、急激に兵力の衰退を來しその威力を維持し得さるに到つた、加ふるに內にしては帝位の簒奪あり外にしては財政の紊亂を來し、加ふる漢人の不平日に強く群盜次第に蜂起し朝廷も遂に之を押ふる事を得す、汴京を拔きてここに都して宋と號したる韓林兒漢陽に都して漢と號したる陳友諒等はその最たるものてその他方國珍、張士誠等は江、浙を占領して猛威を振つた、明の太祖朱元璋も亦これ等群盜の一人にて安徽より金陵に據り十年にして元の

京師たる大都(北京)を陷れ順帝は多倫泊(ドロンノール)の北方應昌に殂落した、而してその子孫は外蒙古に逃れ和林(カラルムマ)及ひその附近に據り韃靼可汗(タヽールカカン)として一時覇をとなへたのである、而も大都を陷れたる明人は長驅して內蒙古のみならす外蒙古まて遠征した即ち名將李文忠は洪武四年を以て居庸關を出て沙漠を越へて和林を衝かんとしたるか、元の君臣の逃れ去りしを聞き進んてケルレン河に到り遂に稱海にまて達したと云はれて居る、又勇將藍王は捕兒海(ブマルノール)の東北なる今の海拉爾附近にて順帝の孫にあたる脫古思帖不兒の次子を初め男女七萬七千人を生擒し多大の財寶を鹵獲したと云はれて居る。

斯の如く明人の武功は朔北に輝き元の根據を衝いて明人の威力を示したのであるか洪武四年遼東に於ける元の官吏はその一切の圖籍を齎して降服を明廷に申し入れた明國の滿洲經營は實にこの時に初まつたのてある。

第三章　明代の滿洲經營

第一節　明軍の滿洲平定

元の南滿洲に於ける最高政廳は遼陽路と稱して今の遼陽におきその政廳の長官平章劉益は太祖の派遣したる招撫の官吏に兵馬、錢糧、輿地の數を書き上けて降服した、於是明は遼東衛なる政廳を設けて南滿洲の行政を掌らしめたるか、劉益の處置に不平を抱きし元の官吏は合同して劉を殺害し明國の招撫官を捕へ金山に據つて明に反抗したる納哈出の下に走つたのである、納哈出は元の太祖の功臣として聞へし木華黎の子孫にて南は朝鮮の高麗朝を壓し東は長白山東西の女眞人を綏撫しつつあつたか彼の勢は一時全滿洲を壓するに到つたのである。

然も當時西北諸省に出沒せる元の主力は名將王保に統率され洪武八年王の病死後も西邊の兵亂靖まらす爲に明は敢て滿洲に兵を出す事を得なかつたのである、かくて太祖は數回に渡つて按撫の使者を出したか納哈出遂に應せす洪武十九年十二月に到つて太祖は彌々東征の諭文を將軍馮勝に下したのである。

明軍は大寧即ち元の太定府の所在にして今の承德府建昌縣の西北老哈（ラウハ）河の西なる大名城に兵站

の主力を置き溤勝はその主力を携へて亭闒を出て敵將果來を破つた、次て彼は洪武二十年の三月より五月までに大寧附近に壁固なる四城を築造し、六月金師を擧けて金山に突進したか、納哈出破れて遂に降服するに到つた、かくて明の滿洲經營はこゝに初つた、然して太祖は遼東には開原以西の遼河流域北京方面にてはラオハ河の流域を把持するに決し各施設する處かあつたのてある。

第二節　太祖の滿蒙經營

明軍の滿洲に於ける成功は頗る急速なるものかあつたか太祖は明の勢力版圖を開原以西に限られたる事は明の滿洲經營をして一大遺算あらしめたのてある、元代には遼河の流域は咸平遼陽、廣平の三路に分たれ咸平路は王府を開原において東遼河の一圓を包容したのてあつた、何となれは咸平路は松花江の一大支流をなす尹通河と東遼河の分水嶺を含み滿洲を爭ふものの爭奪の中心たる可き地てあるからてある、然るに太祖は之を放棄し開原に近き北方に境界をおきしため開原占領の價値はその半を失つたのてある。

然し太祖は頗る東北邊防の事に意を用ひ大寧都司遼東都司皆軍政を主として行つたのてあ

る、斯て大寧新城を築造しこゝに守備兵をおき次て彼の十四子權を寧王としてその地に封したのである。

明は一時蒙古兵を追つて外蒙古のオルコントラーの流域にまて到つたか永くその地域を維持する事を得す、明兵退却の後より直に蒙古兵之を追躡する有樣にて支那内部に於ても蒙古人回鶻人その他内他に定住の色目を驅逐するは全く出來得へからさる事情かあつたので太祖成祖の宮廷には蒙古人を全く排斥する事を得す一部の口碑には成祖は馬皇后の子にあらすして元の宮女の子てあると云はれて居る。

第三節　永樂帝と兀良哈

太祖の孫建文帝の時燕王(永樂帝)は『靖難』に旗を飜へして遂に帝位を繼いたか多くの諸王の同情を得す殊に大寧に於て大兵を擁する寧王かその背後をうかかふを以て大寧を處分せされは一步も南下する事を得なかつたのてある故に建文元年(一三九九)秋靖難の兵は大寧の兵と先つ松亭關(喜峯口)に衝突したか帝は間道より敵の背に出て單騎大寧城に寧王と會見した、その結果寧王を籠絡して從者を城内に引き入れ密かに諸胡と結托した、かくて寧王を捕へて北平(北

京）に連れ行きかくて大寧を略取して後顧の患を絶つのみならす大寧にて諸胡と結托する事に依つて多大なる兵力を得たのてある。

元末明初の頃、東蒙古の北方に據つた蒙古人は兀良哈（スランカイ）の名を以て知らるる部族にて今の洮南一帶の地方に居住して居たるか、太祖の洪武二十年（一三八七）明か大寧城を築きし翌年元の宗室なる遼王や朶顔元帥等は各明に内附を乞ひこれ等は兀良哈の名和巨帥と呼はるるものてある、明はこれを機會として彼等に三衛を置くを命し第一は朶顔第二は福餘、第三は泰寧と云つた、太祖はこの三衛を大寧都司に屬せしめたから永樂帝か寧王を捕つた頃は大寧の守備兵は半はこれ等蒙古人より成つて居つたのてある。

斯くて永樂帝は蒙古兵數萬を得それそれ各軍に分屬せしめ疾驅して包圍に陷りつゝあつた北京を救濟したのてある、かくて永樂帝は兀良哈なる蒙古人の集團を利用することに依つて當面の危機を免れしのみならす更にこれ等の兵力を以て南京を滅ほしたのてある。

第四節　永樂帝と女眞人

第一項　明代女眞の區別

明代の女眞人は海西女直、建州女直、野人女直の三部に分つて居る、海西女直は松花江の大屈折點乃ち今の伯都訥からハルビン阿什河の一帶を指するもので建州女直は長白山の東より寧古塔フルハ河の流域三姓一帶等を概括してこの名を附して居る野人女直は黑龍江南北の土人を云ふのでその果して女眞人を以て認む可きかどうかは疑問に屬して居る。

これ等の中建州女直の火兒阿（ホルア）の酋長阿哈出は女眞の最大なる君長として南京、北京の政府に頗る優遇せられて居たのである、明初滿洲經略の事に着手するや明軍は四方に遠征して元代の行政廳は一切承繼せすんは止まさるの意氣を示し歩騎二千を東方に送つて今の三姓の對岸にまて進みそこに斡朶里衛（オドリエイ）を立てしか糧餉の不便より遂に退去するに到つた。この遠征は元の開元城即ち三姓を占領せんとする計畫にして、その計畫の不可能に歸するや今の開原に三萬戶府をおいたのであるか、女眞人殊に三姓附近の名酋か右の遠征軍との間に何等かの交渉行はれ遂に建州衛創建の基礎をなしたのである。

第二項　永樂帝時代に於ける內外蒙古の形勢

蒙古は順帝の死後にも種々の內訌行はれしか阿魯臺と云ふもの勢力を得事實上の君王として頗る勢力を振ひしきりに明國を侵した、然るに永樂四年（一四〇五）阿魯臺は今の伊犁（イリー）の各地に

據りつゝあつた處の瓦刺(オイラツド)にその和林(カラコルム)を破られてケルロン河谷に逃け入りし情報來るや帝は將軍丘福に追擊せしめたか反對に掩殺され五將軍一時に戰沒するに到つた、かくて蒙古軍は益々南下するに到つたので帝は大に怒つて永樂六年親征の命を下した帝の親征の道順は獨石口より達里泊(ダリノール)の西を過き錫林格勒盟(シリンゴル)を北々東に横斷しケルロン河の中央に突出したものと思はれる、蒙古兵は是を聞いてその一部は本雅矢里(ベンガシリ)に附いて西方に逃れ一部は阿魯臺に附屬して東方に逃れたか帝は先つ本雅矢里を斡難(オノン)河に追擊してその輜重を奪略して歸途につけるときそこに阿魯臺に會して激戰の後歸還した。

帝の遠征は多少の效果あつた如くてあるか、韃靼人の苦む所は明軍の遠征てはなく寧ろ瓦刺(オラ)に在たのてある、瓦刺はしはしは彼等の本據を犯したので瓦刺か侵犯し來ると明に哀を乞ひ瓦刺去れは直に戈を逆にして明に逆く有樣にて永樂帝は一四二二年に又も韃靼征伐を行つた。

永樂帝は遊牧生活殊に蒙古の如き廣漠の野に馳驅する民族と戰ふ事の甚た不利なるを思ひ蒙古との關係を親善にせんとして種々努力する處かあつて阿魯臺かオイラットに追はれて內蒙古に逃け入つた時彼の母及夫人を王太夫人及王夫人に冊封し王子の也先(エッセン)の來降した時には忠勇王に冊封する等、蒙古の操縱には頗る努力する處かあつたのてある。

然るに蒙古以外例のオイラットも更に支那の西邊を犯しつゝあつた、而して一四一二年には遂に和林に突入して韃靼可汗を掩殺してその傳國の國璽を奪ひ去るに到つたのである彼等は更に進んで開平（今の熱河）附近に攻め來つた故一四一四年永樂帝は大擧して外蒙古へ進出するに到つた、かくてオイラットは明帝に擊破せられてモハメットは纔に身を以て脫し去るに到つた、オイラットはその後韃靼にも破られモハメットの死後その子脫懽之を承繼し明國と平和の交通をなすに至つた。

かくの如く韃靼瓦剌の二部族は今の喀爾喀を舞臺として烈しき衝突を行つて居つた、かくて宣德九年（一四三四）には脫懽は遂に阿魯臺を殺し事實上外蒙古を併呑し盡し朶顏三衞の如きからオイラットの手先となつて支那の北邊を衝くに至つたり支那北方の維持は頗る危殆に陷つた。

永樂帝は早くよりこの形勢を豫測したる故滿洲の女眞人か蒙古人と連結するを恐れその韃靼征伐も女眞人を從軍せしめ以て兩者の關係を切斷せんとした、又それと共に女眞人それ自身の結合を分離して强大なる勢力となる事を防いたのである。

第三項　建州衞の創設

永樂帝は女眞鎭撫の機關として永樂元年十一月建州衞軍民指揮使司を創設し女眞の頭目阿哈

出を以て指揮使となしその部下は千戸、百戸、鎭撫と各官に任命した。

又同年行人の刑樞知縣の張斌を奴兒干の地方に到らしめその地方の吉烈迷（ギリヤーク）部落を招撫せしめた、兒干は前代元朝に於ける征東元帥府の所在地にて元は忽必烈の東樺太を征服し西、黑龍江を彈壓せんと試みたる策源地である。

永樂帝の招撫は大體に於て効果を收め、女眞や野人の土地に置かれたる衞も漸次增加したか女眞人はその頃より漸次南下の傾向を示し永樂十年に建州衞は今の三姓より吉林附近に移住した、これと前後して建州右衞か豆滿江の右岸なる今の會寧に創建せられて李氏朝鮮との交渉か新に頻繁を加へたのてある。

朝鮮の咸鏡道は元代にては滿洲の開元路の流域に屬して居つたか高麗の末期勇將李成桂か元將納哈出と咸興の原野に戰ひ、次て李芳遠か祖業を繼いて益々北方に土地を開拓した爲朝鮮の東北面には李朝の勢力大に發展し一時豆滿江邊にまて行政廳を置きし樣に思はれたか一四一〇年女眞人大擧して朝鮮人は鏡城の東北にある車踰嶺の南に退却したのてある。

第四項　永樂帝の對女眞策

明國はその國初より蒙古の來襲に苦しみ日本か對策に苦心したか、滿洲に於ける女眞人をし

て蒙古人と合體せす蒙古人の側面を衝かしめんとの希望は早くより帝の心中にありし處にて帝は即位の元年より招撫使を此の方面に派遣したのである、招撫軍の成績は永樂十年以降に於て著しく顯はれ帝の一代二十二年の間に百八十餘の衛所を南北滿洲の女眞部に作つたのである。

帝は支那を侵略したる外人は北方の韃靼に次いて東北の女眞なることを知るを以て女眞の衛所設定に就ては格段の注意を拂ひその長白山や黑龍江の方面に女眞人の大集團の現はるることは國家の深憂大患となし彼等の分離を畫策したのである、故に海西（ハイシ）にも建州にも多數の衛所を設けて內部の合同を妨ぐる事とした。

然しこの政策は永樂帝の偉大なる實力の發輝に依つて效力を收めたもので帝の阻落後はその統一力漸次減退して實質的效力は全く無に歸するに到つたのである。

かくて明初に於ける女眞人は大體勢力微弱にして而も、建州、海西の如き大なる部落とは受け取られなかつたか宣德の末期より正統に及んては西方よりする瓦剌の刺激及ひ漢人に對する不平及ひ內部の鬪爭に依り漸次彼等の地位と實力とを自覺するに到り明朝の滿蒙經營は漸次困難を加ふるに到つたのである。

第五項　瓦刺の南下

外蒙古を併吞したる瓦剌は新に也先可汗を首長に載いてより國勢益々發展して天山南北路、青海、西藏皆靡龍として彼の命を奉するに到つたのである、かくて彼と明國との間に「貢市」は平和の安全辨であつたか漸次にその效力を失つて其の關係は漸次危殆に瀕するに到つた、太祖成祖の時代に定めた條約に依つて瓦刺の入貢の使者はその數を五十人となした、也先の代に到つて二千人も增發する事かあつて、北京政府の負擔は定例の四十倍に達した彼等はこれにも滿足せす兀良哈（オランカイ）、西藏人の通貢權を奪取しその報酬を要求するに到つた、正統十二年瓦剌の使者はさらに增して三千人と稱せられたか實際はその數丈の米鹽なり食糧なりを明國から受取らうとする詐略に出てたことか探知され明の方ては請求の五分の一丈を供給した事から也先は之を憤慨し大擧して南伐することとなつた。

正統十四年（一四四九年）七月也先は自ら山西省の大同を衝き一軍は東蒙古の兀良哈や女眞人を煽動して遼東を犯し他の一軍は張家口より進んて宣化を取り次て赤城を包圍した、帝英宗は大同に親征して失敗し退却の途土木堡にて也先に包圍せられて敵兵の爲に生擒せられた、也先はついて北京を犯したか尙書干謙の功に依つて北に去つたのである。

也先の明國侵略は明國との國交斷絕に依つて通貢上の特權を失つたので國人は也先可汗のこ

の武斷的處置を喜はさるもの多く、遂に景泰元年（一四五〇）に明帝を新に即位したる景帝の下に送還したのである。

かくて瓦剌は益々發展して明國への國書には、大元田盛前汗と認め添元々年の年號をさへ加ふる事になつた、田盛とは天聖の意味である也先は一四五五年その部下の大人に殺害せられ一時部衆は四散し再ひ先の國勢を恢復するを得なかつたのである。

其の後瓦剌か支那本部を侵略した事は甚た稀て支那の西北は一とまつ平穩を見ることとなつたか、也先可汗の猛威をたくましうせる頃その部下として活動した東部蒙古の朶顏三衞及滿洲の女眞人は今や漸くその態度を一變して明人の敵たるに到つたのである。

第六項　兀良哈の南進と邊牆の造營

兀良哈の部族の本據はシラムレンの北方哲里木盟の地方にあつてその一部のものか寧王の部下に編入せられて長城附近に南下して居つたか寧王の徹癈後には彼等と明の長城附近との間には一種の空地か保留をれて居たのであつた。

然るに一度永樂帝の死するや兀良哈は續々としてシラムレン以南の地に侵入し來り正統六、七年代に於て山海關より錦州に通する道路上の一要塞なる前屯を脅かしたといはれて居る、以

て當時大凌河上の沃土か兀良哈の占領する處となつた事を相像し得らるる故に明人は北京より遼東に通する唯一の通路たる遼西の海岸道に對して特殊の防備を施さざるを得さるに到つた邊牆はここに於て初めて生する。

兀良哈の遼東間侵略もこの頃に至つて漸く頻繁を加へ女眞人も彼等と合同して遼東を衝き主として遼河方面を犯した、於是北京政府は當時一流の政治家たる都御央王翶をして遼東を經略せしめた。王翶は正統七年(一四四二)遼東に赴任し經營の第一着手として五淸里每に堡を置き十里每に屯を設け各守備兵をおき東西の連絡に勉めた惟ふに遼東の守備は山西の宣化府のそれと相待つもので兩者を連接する地點は大寧てある、然るにその大寧は已に明人の手中にあらさる故遼東の孤立に赴きつゝある事は必然と云はねはならぬ、即ちシラムレンラオハの喪失は朝陽一帶の喪失を意味し朝陽一帶の喪失はやかて遼河以遼の喪失を語るもので明の遼東は初めてそこに非常の危殆を感知するに到つたのてある。

王翶はこの重大なる形勢を觀取したるを以て畢恭を遼陽百戸官より拔きその意見に聽從した。遼河に沿ふて邊牆を創設したのてある。

斯くて明人は遼東に於ては開原鐵嶺遼陽の西を流るる遼河に注意しそれ等の水險を利用して

その沿岸の要處に木柵を立て列ねた又遼西にては海岸道に沿ふて大虹螺山の山脈があるかそれ等を利用して石壘を置きその要害と思はるるところには烽燧臺や屯堡を設定することとした。後世漸次之を改良し明人の遼東拓殖はこの邊牆に依つてその西邊を防護されたのである、是に依つて最初の邊牆の地位を略說すれは遼西は大虹螺山の山脈にて寧遠より錦州までの西邊及ひ北邊を圍繞する邊牆はこれより稍東北走して義州の西北をすき廣寧の北を走り白土廠邊門附近より漸次東南に折れやかて南して今の牛莊の對岸なる三岔關に達したのである。邊牆はこえて遼河に中斷される、遼東にては牛莊附近の馬圈子より渾河の左岸を迦り遼陽の西にては黃泥窪を走り長灘附近にて渾河を越え彰義站、沙嶺、老邊の一線をすきて石佛寺より遼河を越えて對岸の舊門老邊を經、鐵嶺の北中固の西にて遼河の右岸に出て開原の西を走つて今の昌圖の北方に達したのである。

第七項　女眞人と邊牆

前述の如く建州の女眞人はその原住地より兩道を擇ひ一は東海岸より豆滿江の谷地に移住し一は松花江を溯りて今の吉林附近に移住したるか、吉林の居住者は西紀一四二六年の前後に於て酋長李滿任に統率せられ南下して鴨綠江の支流佟家江に移住した、然るに女眞人は朝鮮の壓

迫に依つて更に渾河の上流蘇子河の谿谷に移つたのである。後朝鮮の會寧から遼東に逃れ來つた建州左衛の女眞人を前の滿洲衛の酋長である、李滿住と同居せしむ可き由の詔書發布され建州左壓も亦渾河附近に移住し來つたのである、この二衛の數か幾何であつたかは明確でないかその合計二三千に上つた事と思はれる。

彼等は初め明人に對して恭虔であつたか漸くにして明の官憲と衝突し正統十四年の也先の亂には兀刺の手先となつて遼東の東邊を侵犯した。女眞は年々に發展して戸口も增加したかその發達につれ遼東の被害は益々著しくなつたのである。その結果遼陽の東方山地に産出して北京に進貢しつゝあつた人參は全く採堀不可能となりこれか動機となつて明人は愈々兵を渾河の上流に加ふることとした斯くて成化三年の役か起つたのである。

この役は獨り明軍か遼東方面より進出したに止まらす朝鮮も援軍を鴨綠江方面に進めたので李滿住及その子の古納哈は韓人の爲に命を墜したのである。遼東より渾河の上流に向ひし將軍趙輔も敵塞を陥れ蘇子河の上流なる虎城や佟家江の山塞等を一時に攻略したかその年十月には霜雪を恐れて急遽兵を班へした。

永樂帝の大寧放棄に依り遼東なる西部の邊牆の遼河を包容する事を得さりしは明の遼東經營

に對し多大の禍を殘したものであるか遼河水運か敵前に曝露されたる事はその禍の最大なるものであつた、即ち明人か遼河の水運を充分に行使するを得なかつたと同時に外敵防御の邊牆か遼河に依つて中斷され東西の運絡か甚た危殆に陷る事も多かつたのである、故に一四六七年侍郎馬文升は牛莊より遼西に通する三岔河の地點に一大浮橋を設けんとする意見を提出した。後八年將軍邊牆改革の根本的意見を提出してかの遼河套を恢復して邊牆の凹處を前方に推し出さんとした、然れ共當時明の實力を以てしては到底之を實現する事を得すして終つたのである。

第四章　清朝と滿蒙

第一節　清朝の勃興

第一項　女眞建國の經過

第一目　女眞人の勃興

明朝を苦しめてその國勢を衰へしめしものは海路よりする倭寇と陸路よりする北虜とにして蒙古人、日本人共に不斷の攻擊に依つて明國の內政を苦境に陷れ明國の財政はその防備費の爲に非常の苦境に陷つたのである明人は北虜南倭を常套語として之を以て國家の二大患とした然れ共明の天下を取りしものは韃靼人日本人にあらずして實に滿洲より興りし女眞人なのであつた。

前述の如く明の對女眞策は漸次その効力を減しこれを輓回する事の至難なる事は多數の識者に論議せらるゝに至りか、嘉靖四十三年(一五六四年)に李輔を遼東に遣してその地の諸城を外圍する邊牆に至るまでも相當の修理を施して糧餉武器の如きも他省より集めて萬一の變を警しめた。萬曆の初年には宰相張居正は名將李成粱を遼東の總兵官に任命して大にその力を振はし

めた。李成梁は今の鐵嶺の世族にして一門には武人に富み彼は自家の力にて南關北關の女眞部落を威壓し、萬曆三年女眞の名酋王杲を生擒して之を北京に送り同十一年に蘇子河と渾河との會流點にある古勒山塞に進んで王杲の遺孽たる河臺を亡したのである。

然るに萬曆二十年(一五九二)我豐臣秀吉は征韓軍を起し朝鮮國王は鴨綠江口の義州に逃れ將さに對岸の寬甸に避難せんとする形勢を示した。明廷は李成梁の子弟に命して日本兵を驅逐せしめたか、彼の長子李如松は平壤の勝に狃れて我か小早川隆景立花宗茂と碧蹄館に戰つて破れた。然れ共日本軍も又終局の勝利を得すして終り明軍亦內政の窘迫と外交の失敗を贏ち得たるのみにて何等根本の解決を見すして終つた。而も明國の財政は根本的打擊を受け遼東の施設は甚しき混亂に陷つたのである。

第二目　淸の太祖

淸の太祖名は奴兒哈赤と云つた、萬曆十七年を以て建州衛の都督僉事に任命せられたか同十九年龍虎將軍といふ異數の名號を得た。當時彼の號令の及んだ範圍は吉林の略ぼ全部と朝鮮の東北部並にウスリ江の流域沿海州の大部分であつて其の地方に住居した民族は皆彼れの居城たる赫圖阿拉(フトアラ)(橫甸興京老城)に貢物を納むるの止むを得さるに至つたのである。斯くて彼は北京

に向け前後三回の朝貢を行ひ、兼併に依つて得たる一千餘通の勅書を提出してその賞賜を要求したのである。

斯くて女眞人の勢力統一せられその勢盛なるに及んで、明人は今や北虜と南倭とに憊れ果てゝ宗主國と云ふも徒らに空名を繼ぐに止まるの事實を暴露したる時にあたつて女眞人か戈を倒にする事は寧ろ必然と云ふ可きてあつて太祖は女眞人一般の要求に從つて立つたのてある。

彼は先つその使命を果さんか爲に八旗制度を創設し次て文字を改創し飜譯の力に依つて外國の智識をその部族に普及せん事を企てた、かくて一六一六年後金國の國號を宣し天命元年の曆を分つたのてある。

斯くて天命三年（萬曆四六年）天意をかしこみ天命を奉する名の下に宗主國たる明廷に對する七大恨をはかの祭天壇たる堂子（タンツ）に告け四月七日撫順城を陷れその翌年を以てサルホアリンの陣地に一大決戰を試みたのてある。

今の撫順を距る事八十淸里渾河と蘇子河との會流地點なる左岸に沿ふて薩爾滸（サル）か岡と云ふ處かある。乾隆帝か祖業を讚美したる、豐碑は今にその岡側に峙てるか、その地の一帶は明清戰爭の關ヶ原を演じたところてその岡には明軍の統率者杜松の陣地のおかれたところてあつた。

太祖の要砦地は蘇爾滸か岡の對岸界凡山の懸崖に設けられ前には渾河の水險を控へたのてあつた。

明軍凡そ三萬は萬曆四十七年(一六一九)の春二月撫順岡を出てゝ三月一日雨を犯して敵の要砦を仰攻したか何等の結果なく却つて間道より敵の强襲を受けその大營は瞬間に破摧され退路を絕たれたる、杜松は將卒と共にその命を授けたのてある。是より先明軍は撫順方面より主力を進めたかそれと併行して開原より今の三岔兒を經由して一萬五千の兵を出し敵の根據地なる興京へは淸河城より鴉鶻岡を出つるに二萬五千の兵を出し更に寬甸、懷仁の方面よりは朝驛援軍の一萬及明軍の一萬を出した。明軍はかくの如くにして四路等しく起り敵をして腹背相兼顧する能はさらしめ一擧にして根據地を覆へさんとする戰略てあつて若し四路の連絡にして機敏に行はれたらんには大なる失敗には遇はなかつたてあらう。然るに太祖杜松を破るや直にその儘開原兵を邀擊し急遽兵をかへして懷仁への道路上にて朝鮮民國聯合軍を蹂躪した、かくて淸河城よりの兵は戰はすして遼陽に退却した。

斯の如くにして明軍はその兵力を分ちたる點に於て敗れ、各方面との連絡不便なるに於て破れ朝鮮軍を依賴したるに依り大に敗れたのてある。

太祖は翌年三月奉天を取り遼陽を取り鐵嶺を取り開原を陷れその先鋒は遼西を脅威したのてある。かくて太祖は天命十一年(一六二六年)明國征伐の途に上り遼西の諸城は風を望んて解散した、然るに彼か山海關を取らんとして寧遠城を攻むるや守將袁崇煥の爲に敗られ而もこの戰に負傷して遂に立たさるに至つた。寧遠破れされは山海關は陷ちぬ、山海關陷ちされは北京を降すことは出來ないかくて明人と女眞人との遼西爭奪戰は尙二十年の久しき間行はれたのてある。

女眞人の寧遠雪辱戰は太祖の第四子太宗に依つて行はれた。

第二項　朝鮮と清國

第一目　第一次朝鮮役及ひ其の經過

金國の可汗第一世死して第四子位につく之を太宗とす太宗の即位したる時は寧遠の師空しく敗績して太祖之に死し正に國歩艱難の折てあつた、太宗は太祖の雪辱戰を試みたか又も敗衄を重ねたのてある、寧遠城にては依然として葡萄砲を用ひ又城内には前回の戰に勝利を得たる袁崇煥の外蒙古人の名將滿桂も居つたか明軍の勝利は單に是等名將の力に依ると云はんよりむしろ兩國の兵事智識に依るものてある、女眞人はもとよりその兵馬就中騎兵戰に於て明人を凌駕

するを以て野戰の際には明人は女眞人の敵てはないか要砦戰に於ては必しも明人に優らなかつたのてある、是れ女眞人の地方には支那に於けるか如き斷壁高墻を圍らしたる城のなき爲に是等を攻略するの經驗に乏しかつたものてあらう。更に明人は文明の利器を手に入れて之を應用し女眞人を苦しむる事を得たのてある。明人か西洋の大砲を實戰に用ひたるは尙以前より初まるのてあるか最も偉大なる効力を收めたのは實に寧遠城の戰に初まるのてある女眞人は勇敢なれ共彼等の武器は弓矢に外ならぬのてあつて遼西戰は恰も弓矢と鐵砲との爭ひの感かある。然るに會々一六三三年葡萄砲の多數を手に入るゝ事を得遼西攻擊は一段の活氣を加ふることになつたのてある。

奴兒哈赤か後金國の國號を取て以來彼等はいつれも金人の蹤をつかむと企て渤海國や高句麗の起りし時に於てすらその西界は內蒙古を併すを得す後世は西界は全く兀良哈（オランカイ）の割據に委ねたのてあつた、明代の女眞は種々の點に於て蒙古の壓迫を受けその文化も蒙古の感化を受くる事多く爲に兩者の間に共通的の事實か少なからすあつたのてある。

太祖は天命九年今の哲里木盟を根據となしつゝあつた科爾沁と會盟した。女眞人か異種族と攻守同盟を結んたのは之を以て初とするのてある、而も內蒙古との會盟の効力は內蒙古の霸者、

林丹汗か嫩江襲擊の際に著はれたので會盟は益々强固を加へたのである、彼等は更に天聰二年を以て喀喇沁會盟をラオハムレンの上流に於て行つたのであるか喀喇沁蒙古は當時朶顏三衞の管掌者として明國に通交しつゝあつたと傳へられて居る。斯くして後金國の馬蹄は萬里長城の外側に及んだのである。

前述の如く後金國は寧遠の攻擊に前後二回ともその志を得す明國の先鋒は長驅して錦州を取り大凌河城を略し時にその前哨の十三山に出沒する事もあつた。

天聰三年即ち明の崇禎二年太宗はその行軍の路を古の遼西道の北方に取り長城の一角を突破して北京の東北に間近い遵化に驀進した。

然してこの遠征にあたつて金軍を嚮導したものは喀喇沁會盟に依つて金と同盟したる喀喇沁蒙古てあつた、彼等は明よりの財幣の不足に不滿を抱いて居たか遂に女眞人と同盟してその先導をなすに到つたのである。太宗は進んで北京を包圍したか遂に志を得す、山海關を背面より陷れんとして是れ又失敗に終つたかその征戰の間接の効果は頗る多大なるものかあつた。

太宗の北京を包圍するや四方より勤王の師なるもの起り糧餉供給の不足の故を以て多く中途にして流賊となつた、是れより明は內部の流賊の亂に苦しみその國を亡ほすに到つたのである。

第二目　朝鮮と女眞との關係

明代の朝鮮はその宗主國たる明に對する關係に於て遙に女眞の上にあつて女眞人も半島の王朝に對して相當の敬意を拂ひつゝあつたか、積極的武力に依つて王廷を脅威する爲め文弱なる韓人は常に之を以て憂と爲したのてある。

然れ共女眞人は貿易上の利を得る爲に朝鮮の王廷より官爵を受けた事もあつた。遼東方面即ち今の佟家江の地方より來る女眞人か半島方面と親密なりしに拘はらす茂山の谷間を占領しつゝありし女眞人の一種族は東海岸に沿ふた咸鏡道の地帶を脅威してしはしは南北の交通を遮斷せんとした。豆滿江の內面には韓人の所謂藩胡と云ふ內附の女眞人も多數入りこみし形勢か認められるのてある、斯くの如く朝鮮と女眞は種々なる關係に於て各方面に於て連結して居つたのてある。

當時朝鮮王國には一樣の思想か政界に徂徠して居た、即ち一は朱子學派を標榜してその社稷を亡ほすも正統の爲には戰はさる可からすとする體面論にて他は支那の國運の賴む可からさるを知つて新興國たる女眞人に親み禮幣を爲すも可なりとするものてあつて前者の代表者を洪翼漢とし後者の代表者を崔鳴吉とするのてある。

太宗の天聰元年（一六二八）奉天なる後金國政府は光海君廢立事件の半島に起りしを機會として兵を半島に進め金人と王廷との間に江都（江華島）會盟の條約か成つた。

この會盟は兩者の關係を兄弟となし女眞人は兄たるの格式を占め利權としては國境上の貿易口を開放せしむる事、明國への援助に多少の制限を加ふる事等を規定した。

第三目　後金の朝鮮征伐

江都會盟成りしか朝鮮は是を實行するの誠意なく而して後金の明國との戰の不利は朝鮮をして後金を輕侮せしむるに到つた。

當時後金は天聰九年を以て國號を改めて大淸とし崇德と改元したか彼等は今や內蒙古を併せ全滿洲を取りその部下に來投せる多數の漢人あり今や儼然たる一王國となつたのてあるかその內部の經濟はこの國勢に伴はす太宗の朝廷も頗る是に腐心したのてある。女眞王國は廣大なる領圍を有するに到つたかその徵收する租稅は人參、貂皮の天產物に過きぬ、これ等の產物は漢人の需要する處てあつて、平時はその利益を納むる事か出來るか、明國と交戰してよりその產物を輸出する事を得す又支那より購入したる緞子絹、木綿の如きは一切その供給を杜絕されたのてある。於是太宗は是等國民必需品を朝鮮に求め以て國民の要求を滿すと共にその天產物を

朝鮮に輸出し韓人の手に依つて更に是を南方漢人に供給せんとしたのである。

斯くて太宗は崇德元年冬朝鮮の無禮をせめて自ら兵を率ひて南伐した、朝鮮王（李源）は早くも逃れて京城の東廣州なる南漢山城に立て籠る事となつたか其の城は築城の堅固なるに似す翌年一月開城し太宗は三田渡の岸に受降壇を築いてその降を入れ頗る和親の態度を示した。是れ太宗か朝鮮と親しみ以て經濟上の利益を求めんとしたのに依るのである。この時は條約は丁卯和約として知らるゝものであるか王廷の代表者崔鳴吉との間に交換された條件は實に下の如くである。

一、君臣の禮を取り新に宗屬關係を結ふ可し。

二、明國の年號を去り明國と往來を絕ち明國の與へたる誥命册印を献納す可し。

三、王は長子及第二子を質とし大臣は子若しくは弟を質とすへし。

四、明國の同例に準して貢獻すへし。

五、明國を打たんとする場合は出兵に期日を違ふ可からす。

六、今次皮島を攻取するに兵及兵船を出す可し。

七、捕虜の鴨綠江を渡りて後本國に逃還せるは執つて本王に送る可し、若し贖還せんとせは兩

王の便に從ふ可し。
八、兩國臣民の結婚を行ふ可し。
九、新舊の城垣は擅に築造を許さす。
十、一切の瓦爾哈人は刷送すへし。
十一、日本との貿易は是を許すその使者を導いて來朝すへし。
十二、毎年の進貢額は左の如く定む。

黄金一百兩		白金一千兩	
水牛角弓面	二百副	豹皮	一百張
鹿皮	一百張	茶	一千包
水獺皮	四百張	青鼠皮	三百張
胡椒	十斗	奴腰刀	二十六把
順腰刀	二十把	蘇木	二百斤
好大紙	一千卷	好小紙	一千五百卷
五爪龍蓆	四領	各樣花蓆	四十領

白　苧　布	二百匹	各色綿細	二千匹
各色細麻布	四百匹	各色細布	一萬包
布	一千四百匹	米	一萬包

右條約の中日本に關するものは太宗の朝廷か日本を知らん事を望めるを見る可く是れ太宗か日本と連盟して明國を南方より脅威せんとする企てにも依る可く又一は日本と和親して貿易上の利益を得ん事を望めるものであらう。

第三項　國號改稱問題

そも〳〵滿洲なる名稱は清の太祖の尊稱、滿住より來ると云はれて居る。太祖は明の天啓七年(一六二七年)に死し太宗即位し明の崇禎八年までは太宗は太祖の命名したる金國(後金)の名稱を以て終始したかその翌年(一六三六)より彼れは國號を大清と改め舊稱金國の代りに滿洲の名稱を以てしたのである。

この滿洲の名稱には二樣の意義かあつて一は前述の如く太祖の名より來つたもので女眞人をして父太祖の舊部なりし事を忘れさらしむる事てその二は滿住即ち文孫師利なる佛名を部族の名稱とする事は女眞人蒙古人か一般漢人に好感を與ふるに依るのである。即ち太宗か大清の國

號を揭けたのは相手國たる明國の人心を緩和せんか爲てある。

後金の國號か當代の漢人に取つて惡魔羅刹の代名詞の如く受け取られたる事は歷史の示すところ　是れ漢人は前代の宋人か金(女眞)に苦しめられ其君主は彼等の捕虜となつて五國城と云ふ黑龍江上の幽鬼となつた、明人には蒙古と女眞との區別も一般に明白ならすして東北塞北に起りしものは韃靼人の後裔となしたのである。この事は亦反て女眞人の感念を煽る事になつた。

太宗はその在位八年の經驗よりして早くもこの氣運を洞見し金國や女眞の名稱か國運の發展に多大の惡影響を與ふるものなる事を思ひ女眞の文字金國の文字は之を一切の揣子(ダンツ)や記錄より取り去り新に滿洲國又は滿族にして從來全くなかりし名稱か記錄の上に突然として表現したのである。

彼は第一に太祖實錄を改訂して滿洲と云ふ文殊に因める國號はその第一祖たる布庫(フクク)里雍順か昔長白山の東なる斡朶里城にありし時立てし國號にて子々孫々之れを承繼し來つたものであると宣言した。

良政治家は國民の思想を利用し若しくは之を善導するを以て能事とせは清太宗の如きは良政治家の理想てあらねはならぬ、良外交家なるものは國際間の思想傾向を機微に觀取し禍害を未

然に防ぐといふを本然とすといへは太宗は又た外交家としても偉大なる外交家と云ふ可きてあらう。太宗か後金の國號を立てしより既に二十年の星霜を經たか南方漢人は女眞に對し神經を過敏にし警戒を嚴にするのみにて女眞は大なる發展をなす事を得なかつたのてある。而も女眞の兵力はその最大限度も二十萬に過きす爲に後金國の發展をはかるには漢人の懷柔に依る可きは太宗の早くより看取せる所てあつて機會たにあらは、その手段を公にし内外の耳目を一新せんと心懸けて居たのてある。

第二節　淸と明との交渉

第一項　遼西の爭奪戰

山海關の死守は明人の女眞防備策の基礎てあつて明人は例令滿洲人か北京東北を突破して、北京山東を侵略するも山海關にして破れすんは根本的危險には陷らさるものとし、これか防備の爲種々苦心する所かあつた。故に滿洲人か山海關地方を迂回して北京を背後より衝くに至りしに拘はらす遼西爭奪戰は幾回となく繰りかへされた。

斯くて山海關防備は明人の最も頭を惱ましたるものてあつたか、その防備策に就いては、當

時代表的の二論があつた、一は王在晉の消極論にて他は孫承宗の積極論てある。前者は山海關確守の爲にこの地點より遙か前方の大凌河や錦州を固守するの危險を注意し、寧ろ山海關そのものを强固にし、その前哨陣地としては、八里舖を選はんとするものてある。これ徒に擴大したる陣地を維持する爲に、戰費の膨脹を來し財政を亂すを恐れたのてある。後者は關外の諸城を維持するに據つて、山海關は防守せらるへきを主張し、その眼目とする所は寧遠にて、前哨は之を錦州に置くへき事となつた。これ寧遠はその海岸に覺華島の港あるを以て、海陸の連絡に便なる故てある。清兵も亦この地の險をさけ、その行軍もかつて營口方面よりすることなく、常に大凌河の上流義州より邊牆を突破し、直に錦州の西に出てたのてある。かくて彼等は一氣に錦州を陷れんとしたか、常にその目的を達することを得なかつた。太宗はいたく之を苦心した。錦州はその西にある松山、杏山の二城に依つて援護されつゝあるを以て、右の二城の通路を斷ては、錦州は自ら陷落すへきを以て、杏山、松山と錦州の二城との連絡を絕つことを努力した。

明の總督洪承疇は當時山海關より寧遠一帶を占領して遙に錦州の應援を爲して居たか淸軍益々肉迫すと聞くや、糧餉を護送せしめて、高橋、連山、松山、杏山と步々陣地を作つて糧食を輸送し自ら敢て動かす、淸軍を牽制した。然るに北京政府は錦州の包圍急を告くとの報に驚き、

しばしば勅を下して彼の出動を促した。玆に於て崇禎十四年五月彼れは麾下の兵六萬を以て松山に入り、部下八總兵の卒十萬餘は彼に續いて前進した。太宗是を聞いて大に喜ひ、晝夜兼程して錦州に來着し、直ちに軍師を松山と杏山との間に進めた。かくて彼は直に金軍に錦州西方の大路を遮斷せしめ、その附近に堆積したる糧食を奪つた。

太宗は又松山に入れる敵軍かその糧食の不足の爲數日中に退却すへきを信してその退路を打たんとして待つたか果して敵は夜間に退却した。松山以西、寧遠に通する大道は上の諸城は高橋連山等皆淸兵の手にありしを以て、明兵はその側面より海岸に壓迫せらるゝ事となり、一時海中の浮屍は雁鶩の如くなりしと云はれて居る。翌崇禎十五年二月城内に內應するものあり爲に形勢一變して洪承疇は淸軍に降つた。此戰は著名なる松山役にして役後二年にして明國の亡ひたるに徵するも如何に重大なる意義を有するものあるかを察す可きてある。松山陷落の後太宗は洪承疇を說いて遂に淸軍の爲に力を盡すに至り、玆に淸軍は一大勢力を加ふるに至つた。松山陷落の報北京に達するや擧朝愕然として驚いたか、この後媾和問題か眞面目なる問題として大に議せらるゝに至つた。明の崇禎帝は中は流賊に苦み外に松山陷落に驚き、兵部員外郞馬紹愉を奉天に派遣して和議を議せしめた。太宗群議を排して下の媾和條件を提出せしめた。

イ、和好以後兩國吉凶の大事は相互に慶弔すへし。

ロ、毎年、明國は黄金萬兩銀百萬兩を清國に贈與し清國は、人參千斤貂皮千張を明國に贈與すへし。

ハ、清國の逃判人滿洲蒙古人、朝鮮人の明國に至るものは、明國之を清國に刷送し、明國の逃判人の清國に至るものは、清國之を明國に刷送すへし。

ニ、兩國の國界を次の如く定む。寧遠と双樹堡との中間の土嶺を明の國界とし塔山を以て清國の國界とす乃ち連山を以て適中の地と定む。

ホ、互市場を連山に設く。

ヘ、寧遠と双樹堡との間の土嶺界より北寧遠の北臺に至り、直に山海關、長城の一帶に至り、清國人の越人明國人の越人は共に律を按して死刑に處すへし。海道は寧遠と双樹堡中間の土嶺より海に沿ひ、黄城島以西に至るを界となす双方の越界者は死刑に處す可し。

多數の臣下は媾和は只明國に利にして、清國に利ならさるを思ひ、之に反對するものか多かつた。然るに明國側に於て和議の衝にあたりし兵部尚書陳新甲の不用意より、機事漏洩し、崇禎帝はその立場を失ひ和議は絶えた。これ崇德七年(一六四二年)の秋てあつた。太宗は和議の

成らさりしを以て、同年十月再ひ長城を突破して內地を侵さしめ、直隷山東の三府十八州六十七縣を陷れ、人民三十六萬口、牲畜五十五萬を捕獲して奉天に凱旋したのはその翌年の夏てあつた。爲に明國の內亂盛々甚しくそれより約一年の後一六四四年三月流賊李自成遂に北京を陷れ、明帝は縊死を遂けたのてある。

第二項　北京陷落

明國の滅亡に先たつこと約そ半歳にし太宗暴かに殂落した。時に崇德七年八月てあつて幼冲なる順治帝はその後を襲ふたのてある、然して太宗沒後奉天の實權はその弟睿親王の掌るところとなつた。王は順治四年四月兵十萬を出して遼西に入らしめた。然るに王か翁後と云ふ地方に至りしとき、明國の將軍平西伯吳三桂は山海關より書を致して降を乞ふた、その文に依れは李自成を屠りて、國家の恨を伸へんと欲するもその兵力の寡少なるに依り援を淸國に請ふたのてある。

王は書を送つてその請を許し、崇禎帝の爲に仁義の兵を出して流寇を亡ほさんと云ひて討明の帥を忽ちにして救明の帥にかへ、仁義の名に依つて支那本部に攻め入つたのてある。

かくして睿親王は倘西して連山に至つた時三桂か敵情を報するの報を得、進んで李自成の前

哨を撃破して山海關外に至つた白旗は纛り三桂は門を開いて王を迎へた。李自成はこのとき關內の要地を占め、北山より海岸に亘つて陣を列ねた、王は密集の陣形を作りて先つ敵の一角を突破した、李自成の軍大に破れ、李自成は北京にかへつて三桂の父を殺し、金銀を車載して西安に歸送せしめ、明の太子及二王子を挾んで西走した。

睿親王の師は行く行く直隸省の北部を撫定し五月二日、朝陽門より北京に入り武英殿に入り帝座に陞つて假に朝賀を受けた。越えて一日王令を下して崇禎帝の爲に服喪すること三日、に及んた。此年九月奉天に於ける幼帝世祖は、都を北京に遷し、翌十月一日を以て、長元に中國に君臨せん事を布告した。

第三項　清朝の支那統一

順治帝北京にその政府を遷し、歷史はこゝに一階段を劃したものであるか事實上支那を統一したるは、康熙大帝の時てある。清初に於ては清朝の兵力を以て十八省を征服したるにあらすしてその南方に加へられたる兵力には明國の降將あつて漢人より成る兵力の大集團を有し必しも清朝を尊敬することなく、この態度は頗る橫暴てあつたその主なるものを擧くれは、廣東には尙可喜あり、福建には耿精忠あり、雲南に平西王吳三桂かあつた。

吳三桂の淸朝に於ける地位は、彼か滿洲兵を山海關に引き入れて、北京遷都の前驅をつとめ、又明の最後の永明王を緬甸に擒にして、之を殺したる武勳等に依り、頗る重きをなし遂に雲南に封せらるゝに至つたのである。かくこの三者は互に聲息を通して居た彼等は王號を稱へたる藩國なるを以、儼然たる諸侯である彼等藩王を除かされは、眞の支那統一は行はれないのである。この重大なる問題は先つ年少なる康熙帝の初政に現はるゝに至つたのである。

當時淸朝はその財政狀態良好なる能はさりしか、楊子江流域に於ける租稅は三藩の爲に强取された、兵力の上より見れは耿と尙との二藩も可なり强大にして北京政府の顧慮する所てあつたか殊に吳藩は常備兵十萬を下らす西藏方面に貿易の通路を開きたる結果、南方に缺けたる馬匹を補ふ事を得爲に一層の强みを加へた。順治の末に於ては雲貴二省一年の俸餉は、九百萬兩と稱せられ福建廣東二藩の軍備を加算すれは、優に二千萬兩を越えたのてある中央の收入四千萬兩に過きさりしに見れは天下の財賦半は三藩の有に歸したのてある。

聖祖の時に至りこの三藩の處置は、中央當局の最も頭を惱ました所てあつたか帝は三藩にして久しく重兵を握るは、尙ほ人體に癰を養ふかことし、今若し早きに及んて之を除かされは、何を以てか後を善くせん、その勢の旣に成るに於ておや、撤するも亦反し、撤せさるも亦反す、

若かす先つ發して之を制せんにはと云つて、種々なる異論を廢して立ろに三藩撤回の令を下した。

茲に於て清朝と南方三藩との間に戰端か開かれ、呉三桂の兵威一時燎原の火の如くにして、西南方六省雲南貴州四川湖南廣西福建は繼いで敵手に陷つた。三桂は四川湖南の豐富なる糧食を採り、雲南の銅を以て通貨を鑄、貴州の木材を以て巨艦を作らしめ洞庭東西の地を占領した。滿洲兵はその東進を阻止せんとして、第一線を荆州、宜昌、武昌に進めたれ共、何人も楊子江を渡りて敵の根據地たる長沙を衝くものなく、むしろ呉三桂の軍の爲に壓迫されたのてあつた。

滿洲八旗の兵力も疲弊したる人民と困憊したる軍隊とを壓するに足りたか未た、三桂の部下の如き訓練ある兵士に對しては頗る優力と云ふ能はさるものかあつたのてある、斯く滿洲軍は三桂の死に至るまて七八年の間一歩も湖南の内地に踏み入る事か出來なかつた清廷か三桂を討伐し得たるは、(一)撤藩を議せし人々を咎めさりし事、(二)西藏の達賴喇嘛(ダライラマ)の居仲調停に從はさりし事、(三)諸國貝勒の罪を寛貸せさりし事、(四)聖祖か漢人を激勵したることの四點にありと云はれる。

第三節　清朝と蒙古との關係

第一項　內蒙古の併合

滿洲と蒙古との兩立せさるは、有史以來の事實に徵して明てある、內蒙古に有勢なる民族の勃興すれは、滿洲はその統治下に立ち、滿洲に强國出現すれは、內蒙古を併合するを常として いた、契丹のシラムレン流域に興るや、直ちに、勃海國を破て、遼東を併せ女眞人の松花江に興隆するや又忽ちにして契丹を破つた、明四百年の間は、女眞人は多く內蒙の從屬的地位に立つて居たか淸の長白山下に起るに及んて、內蒙古征服の業か開始せられた、

萬曆二十一年內蒙古の葉赫(エホ)、哈達(ハダ)の兩部族は建州女眞の發展を憎み他の女眞及蒙古部落も語つて淸の太祖の根據地を拔かんと企て、三馬の兵を以て、攻め來つたか太祖は之を古埒(クロ)山下に邀擊して、之を破り、太祖は新に蒙古にその勢力を延すに至つた。

天命四年三月太祖、明軍を薩爾滸山下に破り、次で開原、鐵嶺を陷るや、蒙古の喀爾喀兵來襲し、淸軍之を遼河の畔に破つた。喀爾喀族即ち和を乞ひ、次て攻守同盟の約かなつた、而もこの盟約は、基礎鞏固ならすして、天命十年中喀爾喀は、全國の斥候を斬つて、之を明廷に送

り太祖怒つてその部下をして、巴林部をは襲しめたる事かあつた。

天命九年二月中太祖は使を科爾沁部に遣して察哈爾に對する攻守同盟を結はしめた、會盟の翌年十一月察哈爾の林丹汗は、兵を嫩江に出して科爾沁の居城を圍んたか、金國の將士の來援するを聞いて、圍を解いて、西奔し、兩部の會盟はこれより益々鞏固となり、天命十一年科爾沁の奠長奥巴新しく金國に來つて臣禮を取り、太祖はその弟の孫女を以て、之に妻はした。これより、金國は東北滿洲を觀みるの要なく、内蒙經營の根據を得たのである。

察哈爾の林丹汗は明の成化嘉靖の頃、内外蒙古を統一したる韃靼の奠長達延汗の子孫てあるか、明末清初の頃にあたつては、内蒙古は雜然として統一かなかつたか尙西部に察哈爾の集團あり、東部に科爾沁の部族かあり、只その中央、喀喇沁部、及ひ上默特左翼の地方は、何等統一する所かなかつた。

清の太祖の初期に於ては、葉赫族の聲望蒙古女眞の大半を壓し、察哈爾の林丹汗、金國の太祖共にその奠長金臺什の女婿であつたか、常に明國に加擔せるを以て、金國の反感を買ひ、天命四年太祖遂に葉赫を滅し、遺衆は逃れて、察哈爾に投した。明國は之を知つて、利を以て林丹汗を誘ひ彼も亦内外蒙古統一の平常の理想を達する爲には、新興の女眞人と兩立すへからさ

るを知り、明國の指嗾に應したのである、始め明國は銀四千兩を供したか後には、年四萬兩を給するに至つた。

右の如くして、察哈爾と金國とは相對立して、兩立す可からさるものとなつて居たのである、然し太祖の死に至るまては、遂に著しき衝突を見ることなくして止むた。

その後林丹汗の形勢漸く非にして、天聰二年七月、老哈(ラオハ)河の上流に據りし喀喇沁の下衆は、使を金國に送つて同盟を求めた。喀喇沁(カラチン)は元太祖の大臣札爾楚泰の孫てあつて、當時爾喀諸目部を統へて居たか、林丹汗の許求に堪えす察哈爾の駐兵四萬人を殺傷し又林丹汗部下の明に使するものを要して、之を殺戮した、於是他の諸部落も響應して立ち、金國と兵を合せて、林丹汗を討つの議を決した、太宗大に悦んて、使を遣して之と會盟せしめ同年九月親ら諸軍を督して、察哈爾を打ちて興安嶺地方に行つた。その結果察哈爾の勢力は全くシラムレンの流域より退却しそれと共に、東北方面より北京に至るの通路か開かるるに至り、天聰三年太宗は北京を包圍するに至つたのである。

天聰五年十一月林丹汗は兵をシラムレン水の上流地方に出したか、太宗はこの報知を得て、察哈爾を撃たんとした、翌六年四月内蒙古歸附の衆をシラムレン水の畔に會し、興安嶺を過き

て、不意に多倫諾爾(ドロンノール)北方の達里(ダリ)泊に出つるや林丹汗恐れて、十餘萬の人畜を率ひて、逓走し、歸化城を經て、黄河口を渡り、青海の附近に至つて病死した、太宗は進んで歸化城に至つてその部衆數萬人を收め、更に長城を越えて明境に至つて兵をかへした。

天聰八年太宗は兵を率ひて再び長城を越えて、大同地方に至り、多數の察哈爾の部下を收めたが翌九年林丹汗の子額哲(エヂエ)その部下を率ひて、降り、内蒙古は全く金國の統一する所となつた。

第二項　外蒙古の併合

外蒙の喀爾喀(カルカ)族は、明代に於て外蒙を統一せる、達延(ダヤン)汗の季子格埒森札(ゲレスンヂヤ)の子孫の統治する所にて、車臣(チエチエン)、札薩克圖(ヂヤサクト)及び土謝圖(トシエ)の三汗世々之を分掌した、太宗の察哈爾を征服するや使を漠北に遣して戰捷を告げたが、車臣汗碩壘(シヨレイ)は烏珠穆沁(ウヂムチン)等の諸長と共に駝馬を送つて、好意を通した。

順治三年事に依つて、喀爾喀清國に反し、清軍之を破り順治十二年三汗の子弟は、北京に到つて盟を乞ひ、世祖は八札薩克(ヂヤサク)を設けしめた。

喀爾喀の根據地は、杭愛山の北鄂爾坤(オルマン)土拉の流域であつたかこの西方にあたつて一大集團か現はれた是準噶爾(ズンガル)部である。

準噶爾は斡刺の後裔であつて、明の初部長瑪哈木の出つるや、一時沙漠の南北に雄飛して、明の成祖と土拉河畔に戰つた、其の子脫歡科爾沁の祖、河魯臺を殺し、諸部を併せたかその子也先、遂に南下して明を犯し、正統帝を土木堡に擒にした。也先の後は又振はず達延汗の出つるに及んで、全く明に服從して、衛拉特と稱した。

その後伊黎の谷地より、起り近傍の諸落部を平定したるか、噶爾丹の立つや、彼は康熙二十六年甘粛省甘州なる南山一帶の番目等を調集して、西套を襲ひ、その汗を殺しその衆を併せた、又彼は達賴刺麻の命を奉して、康熙十七年天山を踰え大小の回城を下すこと、千餘悉く元裔の諸汗を執へて、伊犂に移し、かくて噶爾丹は回疆を平け威令青海西藏に及ひしかは、遂に馬首を東して、喀爾喀を侵略するに至つたのである。

當時喀爾喀は、右翼の額琳沁汗は、同じく右翼なる、札薩克圖汗旺舒克を襲ふて之を殺し、喀爾喀七旗に內訌があつた。

札薩克圖汗の部衆は多く土謝圖汗による土謝圖汗は額琳沁を攻めしかは彼は遁れて準噶爾によつたのである。

札薩克圖に於ても成袞立つてその汗となつたか、土謝圖汗との間に紛爭を生し、達賴刺麻は

人を遣して調停せしめたか、二者共に聽かすして、益々不和となつた、康熙帝は二者の不和を不利とし、使者を遣して兩者の間を調停せしめ、互に侵犯せる土地人民をその本王に返還せしめて和議を遂けしめた。然れ共その和議も實際に行わす喀爾喀の內紛は絕えなかつた。噶爾丹(カハダン)は、喀爾喀の內紛を見て、乘すへしとなし一六八七年土謝圖汗部に侵入し、札薩克圖汗沙喇(ビモラ)を誘ひ、土謝圖汗部を攻めた、土謝圖汗は沙喇を殺したか、噶爾丹は益々兵を進めた。

當時清國の準喀爾に對する關係は喀爾喀と異ならす、兩者の間に屢々使者の往來あり、康熙二十一年三藩の亂の平定せる際帝は大臣を遣して、喀爾喀の諸汗と同しく冠服弓刀の類を賜つたのてある、

清國と喀爾喀及び準喀爾に對する關係斯くの如くなれは、喀爾喀族を偏愛して準喀爾を打つを得すをれは、土謝圖汗か準部の來襲を報して、援を乞へるも、清廷は之に同意せす、兩者の調停を要求した。康熙二十七年、噶爾丹は三萬の精兵を率いて、土謝圖汗の部落を犯し土謝圖汗の兵を特穆爾(チムル)に破り次て鄂羅會諸爾(オロホイノール)の激戰に喀爾喀の連合軍を破つた。康熙帝は使を遣してその出兵(ヘイ)を圖らしやたか、その戰か土謝圖汗より挑みし事を告けて、辨疏し之か爲に兩國の貿易を破らさらん事を、請ひ且使を遣して、進貢せしめた。

喀爾喀は噶爾丹の强兵を防ぐを得すして、器具、畜類を途に捨て、砂漠を越えて訊(アルン)界内に來つて、清廷に保護を求めた。喀爾喀も又要求を提出して、喀爾喀を入れさるか、又はその旅の酋長を捕へて、交付せん事を求めた。康熙帝は、使を派して、達賴の使者と共に會盟する所あらしめんとしたか、土謝圖汗は之を希望せす、帝は更に尙書阿喇尼を遣し、達賴の使者と共に噶爾丹を慰諭して、喀爾喀の侵地をかえさしめんとした。噶爾丹は之を聞かす清朝は噶爾丹の要求を容るゝか、之を拒絕して、噶爾丹と戰ふかの二途あるのみとなり、遂に噶爾丹と戰ふに決した。康熙二十九年、噶爾丹は露軍の合同を揚言し、噶爾丹を追ふと稱して、南下した、帝は裕親王福全皇子允禔を克北より、恭親王常寧等を喜峰口より各々滿洲軍を率ひて、之を防かしめ、親ら之を率ひて中道に出てた。噶爾丹は恭親王の兵を破り、多倫泊(ドロンノール)の東北まて攻め入つたか裕親王の爲に火器を以て破られ、夜に乘して營を退け、シラムレンの上流を橫切つて、科布斗(コブト)に走つた。

噶爾丹の兄の子策妄阿拉布擔(ケーワンアラブタン)なるもの、噶爾丹の東征の虛に乘して、背後より立つて、噶爾丹を攻め康熙二十八年噶爾丹、策妄の爲に破られた。噶爾丹は又露國と結はんとしたか、當時露國は、清國と尼布楚(ネルチンスク)條約を結ひし後なりしを以て、その要求に應しなかつた。

康熙王は噶爾丹かその根據を失ひ、糧食に苦しめるを以て、噶爾丹と同しく、牧地を與え之を懷柔せんとし、來降を勸めしか、彼は之に從はす兵を出して、噶爾丹を侵掠し、尙北京附近を衝くの計を立てた、帝は土謝圖汗の內報に依つて之を知り、却つて之を勦滅するの計を立てた、康熙三十四年、噶爾丹は、兵三萬を率ひて、ケルレン河に沿つて、噶爾丹に侵入した翌三十五年三月帝は愈々親征に決し、十萬の兵を東中西の三路に分ち東路は黑龍江將軍薩布素之に當り、噶爾丹の逸出を遏め西路は、大將軍費揚古に命し寧夏より、沙漠を渡り、土拉河に向つて、その退路を擊たしめんとし、帝親ら獨石口より、多倫泊の西を過きて、沙漠に右科多より訌界に出てた、噶爾丹は帝の進軍をみて、大に驚きて遁走し、帝は之を拖諾山まて追擊したか及はなかつた。

費揚古は西路の軍を率ひて、七十餘日の行軍の後土拉河の北肯特山の南の平野に達しそこに噶爾丹の兵に會した。噶爾丹大に破れ淸軍之を邀擊すること三里餘その大部分を捕殺した。かくて帝は同年六月に凱旋し、前後六個月を費した。

この戰の後、噶爾丹は、その勢力を回復することを得す、帝は喀爾喀と同しく、撫養すへしと云つたか、彼は恥ちて來らなかつた。

康熙三十六年帝は又寧夏に至り馬思哈費揚古をして、西路より進み別に薩布素をして、ケルレン河に向はしめたか、其の地方の部族風を望んで降つた、喀爾喀は遂に帝の勸告に應せすして、毒を仰いで死し、噶爾丹の諸地悉く清國の版圖に入つた。又帝は阿爾泰以西の地を策妄に與えて、遊牧せしめ、外蒙古の諸部は、盡く故地に歸らしめ、外蒙古は斯くして、清廷の正朔を奉するに至つたのである。

噶爾丹の死後策妄那布坦は、祖業を復して、伊犁の谷地を經營し、散失せる準噶爾の部衆を收集せしを以て、年を經ずして再び大部落を形成した。斯て策妄は既にカルムイクを領有し、東北は額爾齊斯河の上流に出で、今の科布土の全土を占め、土爾扈特部を離間して、阿玉奇汗の子及び萬餘の戸口を沒收した。かくの如くして康熙の末年には、土爾扈特を併せて和碩特の大部を青海に控制し自立して準噶爾の一大王國を再造したのである。清廷は準噶爾が意外に强大に赴きたるに駭き、康熙五十八年には巴里坤に重兵を出し六十一年には進んで烏爾不齊を固めた。

雍正五年策妄死しその子策零次ぎ大に四方を經略した。玆に於て、清朝は大擧して、準噶爾の根據を覆せん事を決議し、雍正九年四月將軍傅爾丹は滿洲及び綠營五萬人を率ひ、科布斗に

至り、更に西進したか、その前衛四千を和通泊に包圍した。傅爾丹後軍を率ひて往援せしに敵は既に清の前鋒を全滅して、直ちに本營に突入した。傅爾丹急に索倫、蒙古の兵をして之を禦がしめしか遂に策零の兵の爲に破られ、諸隊大に潰えた。傅爾丹滿洲兵四千を率ひ輜重を衛り且つ戰ひ且つ退いたか、哈爾納河を渡りし時副將軍以下皆戰死した八日科布多に歸るを得たるもの二千人を出てなかつたと謂はれて居る。

清兵は和通泊の敗に懲り、科布多の大營を東南二百淸里の地察罕泊に移した、九月準部は勝に乘して東喀爾喀を犯し精兵六千を以て突入したるか額駙策凌能く禦き爲に空しく歸つた。十年七月噶爾丹策零親ら大兵を率ひて杭愛山に至りエルデニズー附近を掠めた。八月彼等は額駙策凌の軍の不在を知り、其の張を塔密爾河に襲ひ盡く子女牲畜を掠めた。策凌計の出つる所を知らさりしか理藩院侍郎綽爾鐸の言に從ひ、諸部を統率し全力を擧けて敵の歸路を絶たんとし軍を率ひて敵に赴いた。

策凌蒙古兵三萬を督し間道を繞つて山背に出て、黎明策零の本營に斫り入つた。準噶爾大に敗れ、鄂爾昆河源の南麓に向つて敗退したか、蒙古兵暮に乘して之を攻め、半は水に墜ち半は殺され只策零は圍を突いて山を繞つて推河に遁れ輜重を山谷に委棄して、道路を塡塞した。策

凌急き拜達里克なる淸軍に移牒して、その退路を絶たしめたが守將は怯懦にして、出でなかつた。

玆に於て淸廷策凌の功を稱して超勇親王となし大札薩克を授けた。札薩克とは酋長の義てある。又喀爾喀はこの勢に乘して西北にその地を廣め、土謝圖汗十七旗又三十八旗になつたがその中二十旗を分ちて、策凌に與え、賽音諾顏部を創建した。

準噶爾と淸兵との衝突は、爾後屢々巴里坤附近に行はれたが、雍正十二年政府は使を準噶爾に遣し、再び阿爾泰山を界として、相互遊牧の地を決定した。乾隆四年又その通市を許し、進藏煎茶とて、達賴喇嘛に謁禮の儀は人馬を限りて同意を與えた。斯くの如くして康熙末より雍正朝に亙つた戰亂は、一段落を告けたのてある。

準噶爾は噶爾以後三世皆人材を出しその威大に振つたが乾隆十年噶爾丹策零死しその所部大に亂れた。策零の死後長庶子那木札爾位に卽きしが恣に大臣を害し兄弟を幽殺せしかはその兄達爾札は札爾を殺して自立した。達爾札は策妄の孫達瓦齊の輝特部の臺吉、阿睦爾撒納と共に雅爾の地にありしを殺さんとせしかは、達瓦齊、阿睦爾撒納と謀り精兵千餘を率ひて伊犁に入り、達爾札を斬り達瓦齊立つて位に卽いた。其の後兩者の間和せす阿睦爾撒納は乾隆十九年淸

國に逃け來つた。

乾隆皇帝之を聞き出兵の可否を議せしめたか昔和通泊の敗に懲りて可を云ふものなかつたか、獨り大學士傅恒出兵の議に賛し遂に乾隆二十年二月道を兩路に分つて進み、班弟は北路に將とし阿睦爾撒納之に副とし永常西路に將とし薩賴爾之か副となつた。一路の兵二萬五千皆な準部の渠帥其の旗をもつて先進せしを以て、各部風を臨んで降つた。達瓦齊兵を率ひて、格登山に據つたか、清兵之を破り達瓦齊は回疆の烏什城の回首の下に走つた。回酋之を捕へて、清軍に交付し阿睦爾撒納は雙親王に晉められた。

乾隆帝は伊黎平定に乘して準部を四部に分つてその力を分たんとしたか阿睦爾撒納之を喜はす專斷事を行つて將軍の命を奉せす帝は之を熱河に致さしめんとしたか、烏隆古河に至り、逃亡して國に還つた。彼は準噶爾王國を再現せんとしたか、舊部は多く彼の命に從はす乾隆二十二年(一七五七年)將軍成袞札布は北路より、將軍兆惠は西路より各々大兵を率ひて進發した。時に準部は内訌甚しく加ふる疫病流行して兆惠の兵の長驅して至るや、諸部旁く潰え阿睦爾撒納は奔つて哈薩克に投した。清兵伊犁に入り、準噶爾を捜討して殆んと斬殺し盡した。兆惠の一軍は、伊犁より、キルキスの野に出て哈薩克を破りしかは、阿睦爾撒納は更に露國に逃れた。

阿は露國に病死し、露國は屍を清朝にかへした。玆に於て伊黎全く平いだ。この戰にオイラットの病死するもの十分の二、露國及びキルダスに逃亡するもの十分の三、清兵に殺をれしもの十分の五に達したと稱せらるかくて準噶爾の盛時二十餘萬戸人口六十餘萬と云はれしくもの今又一人も止めさるに至つた。

第四節　清朝と喇嘛教との關係

第一項　喇嘛教の興隆と蒙古との關係

西藏に於て、佛教の僧侶が政治上の勢力を占むるに至りしは、元の世祖忽必烈(クヂライ)が始めて、釋迦派の怕斯八(パスハ)を西藏の法主となしたるときに初まるのであつて、怕斯八は西藏全土に對する或る程度の政治的權力を握るに至つたのである、一四一七年宗喀巴(ヅンカバ)出てその敎義を改正したか、その子弟に達賴(ダライ)班禪(パンシャン)の二人あり、達賴は不死と稱せられ、多くの名刹を創建した、彼を第一世達賴喇と云ふ。第二世達賴も亦雄材あり、學術文藝を興し、又た第巴なる官職を置いて、兵刑賦稅を代理せしめ、胡土克圖をして、敎化を分掌せしめた、實に彼は敎主政治を西藏に創設したる鼻祖である。第三世達賴も亦學德高く、當時歸化城にありし俺爾汗(アルタン)の招きに應して內蒙古

に至り、此方面に於ける宗教上に一新紀元を劃した。第五世達賴に至り、額魯特の固始汗を説きて西藏を占領せしめ、達賴の尊號と共にその國土を自己に獻せしめた、此時より彼は曾に西藏の法王たるのみならず假令其初は唯名義のみなるにせよ西藏全土の君主となつた。

內蒙古の喇嘛黃敎は族長俺答汗の熱心なる歸依と達賴の巡行とに依つて、著しく發展したる事は前述の如くであるか喀爾喀の三音諾顏汗阿巴岱は、達賴に會見する爲、一五七七年沙漠を越えて歸化城に至つた、彼は賴達を招いて、額爾德尼招を建立した、招とは寺の意義てある。阿巴岱は後西藏に至つて達賴に謁した。斯の如くにして、喀爾喀に喇嘛敎行はるゝに至つたか達賴班禪か西藏に轉生しつゝあるを見て、喀爾喀は自己の境內に化身の轉生を要望するに至りその候補者を土謝圖汗の嬰兒に求め、喇嘛ジャムバリンは、彼に戒を授けて、格根に叙し、ザナバッサールと云へる最初の僧名を與えた。順治七年春格根は西藏に入り、班禪達賴を訪れたか兩大喇嘛は頗る彼を優遇し喀爾喀に歸り、喇嘛敎を弘布し、寺廟を建立せしむることとし、西藏の黃敎五十名並に各種の匠工畫工等を伴ひ行かん事を勸めた。この時格根と共に西藏より、喀爾喀に赴きたる喇嘛は六百名に上つたと云はれて居る。

斯くて喀爾喀に赴いた格根は漸次その勢力を擴植し、遂に蒙古諸王の上に、賞罰を行ふの權

利を有する、政治家となつたのである。

第二項　清朝の喇嘛教利用

清國と喇嘛教との關係は早く既に太祖の頃に初まつて居る。太祖か喇嘛を尊信して、其より多くの智識を學ひし事は明てある。天聰八年察哈爾の墨爾根喇嘛は護法嘛哈噶喇の全身を載せて盛京に來つた佛の全身は元の世祖の時帝師怕斯八か、千金を用ひて、佛像を鑄五臺山に奉祀せるもので、後元の裔なる、察哈爾國に移されたのを喇嘛は天運金國(清國)に歸せるを察して、太宗の下に送たのてある。太宗即ち殿側に一座の銀塔を造つて。之を禮拜した之を溝哈噶喇樓と云つた。斯くて、太宗は蒙古に代つて、正法の保護者たる地位を將來に占めたのてある。格根か蒙古に於て政治的勢力を得るに至りし事は、前述の如くてあるか一六八三年格根は、北京に使節を派して、康熙帝に二個の佛像を贈つた、是れ一面格根か當地の喀爾喀の內訌に關係なき事を示すと共に、北京朝廷に接近して、喀爾喀諸王を凌駕せんとするの念に出てたるものと稱せらるその翌年一六八四年清帝か格根に優詔を降し、喀爾喀諸王の會盟に臨んて達賴の使者と力を合せ諸王に報告して、和解せしめん事を命したるに見るも兩者の關係頗る接近したるを見る可きてある。格根は、達賴より派遣せられた噶爾丹寺の席勒圖と共にこの會議に勢力を振ひ喀

爾略諸王に向つて、和解輯睦すへき說敎をして、不完全なから、一時の內紛を解除したのてある、是を庫倫の伯勒齊爾會盟と云ふ、阿爾泰山の西に幡墝して喀爾喀の隙を窺つて居た準噶爾の噶爾丹はこの會盟に於ける格根の態度を潜越なりとし、席勒圖と同席の地位につきしは、達賴に對する敬意を失するものとなし、一六八八年の春大擧して兵を哈爾に進め、一隊は車臣汗の遊牧地を衝かしめ一隊は、當時格根の駐在せる額爾德尼に向はしめ、略爾略聯合軍の敗戰後喀爾喀諸王は會盟を催して格根にその處置を問ひしに、格根は淸國の正朔を奉す可きを勸め、喀爾喀人を率ひて、淸廷の保護の下に歸順すへきを上奏した。

多倫泊會盟に於ては、康熙帝は格根を大喇嘛の位に昇らせ是に喀爾喀の宗務管理を一任し、加ふるに、格根を遇するに喀爾喀百官有司の首班たる禮を以てし、格根は喀爾喀の諸王のみならす、諸汗を紹介して、康熙帝に謁見せしめた。格根は此の會盟より直ちに、北京に赴き一六九二年の夏は帝に扈從して熱河の離宮に至り、その後多年夏は熱河に冬は北京に過した、康熙帝の彼に對する優遇は、一方ならすして、常に彼を招見して、好みて談話を交へ出遊の時も多く彼を伴つた。斯くの如くにして、帝の喇嘛敎利用に關する政策は着々として成功せしたのてある。

康熙帝崩殂の翌年彼は北京に示寂したが當時格根の選定權は西藏にありしを以て蒙古の使者は、一六二四年の秋拉薩に到着し蒙古喇嘛の指命した四名の候補者を提示してその決定を求めた然るに達賴班禪の兩大喇嘛は之に確答を與えなかつた。使節は更に北京に赴きしか、雍正帝は土謝圖汗の子を撰定して格根とした。第二世格根の時彼は單に政治上に關與したるのみならすその管下の戶數は已に千餘戶に達し、從僧の總數三萬を算した。淸廷は、格根の權力の强大に赴くを防かんとしその國家の主治者として、人民に對する交際を制限せんとし、乾隆十九年帝は詔を發し、その事務を管するか爲に、庫倫に額爾德尼商卓特巴なる特別の官職を設け、庫倫の司庫官をしてその職を執行せしむるの旨を宣明した。第二世格根は乾隆二十二年中示寂した。

格根の選定は、蒙古諸王を相爭はしめ、互に相滔れ賄賂を行ふ爲に人民を誅求し、其部下又黨を組み、暴行を爲すに至つた。

斯の如き蒙古の內紛は、北京政府をして之か鎭定の爲に兵を派し、大軍を養はさる可からさるを以て淸廷はその內紛の甚しきを好ます、又一面格根か蒙古人に對して、絕大の勢力を有するより、格根の下に統一さる、蒙古か從來の如く淸廷に信服するか否かを疑ひ乾隆帝は格根か

喀爾喀に生せすして、西藏に生せん事を希望するに至つた、乾隆帝格根を西藏より出さんとする意向ありとの風說か外蒙古に傳りし時彼等は狼狽して、喀爾喀の格根か布敎に努力し、又喀爾喀を清朝に歸順せしめたる功績を述へ格根は必す爾喀清に生せしむ可きを求めた。

然れ共格根は遂に、達賴に依つて決せられ、乾隆二十年第三世格根は庫倫に護送せられた。

喀爾喀人は之を如何ともする能はさるを以て、庫倫は格根の主治の爲に極めて、不便の地なるに尙既に準噶爾に刧掠せられ且つ支那を去る事遠く防備殆んと皆無なれはその安全を期し難く加ふるに平時は、庫倫に集る人民甚た多く寺に婦人商賈住し、大聖修法の地たるに適せす漠南多倫泊(ドロンノール)の地にその居を移すへき旨を申し出てた。帝は多倫泊に移置せん事は格根に信服する喀爾喀人をして心を傷ましむ可きを以て、庫倫に居るを善しとしその申出に應しなかつた。乾隆三十二年庫倫に又は達賴喇嘛を設けて事務を管掌せしめた。喀爾喀人は尙その希望を失はす徐ろに格根の示寂を待つたか彼は齡十五にして歿せしを以て、人心再ひ動搖し土謝圖汗の將に生兒あらんとするに囑望して格根認定の機を窺つたか不幸にも生れたのは女子なりし故彼等は遂に絕望した。

斯くの如くにして、格根は清廷の傀儡として蒙古統治の爲に利用せらるに至り、又喀爾喀人も

年と共に柔懦に流れて邊境を顧慮するの要なきに至つた。格根も代を重ぬるに從つて墮落して逸樂に耽り婦女と交るものも生するに至つたか、その信仰は惰勢に依つて永く、繼續したのである。

第五節　清代に於ける滿蒙の統治

第一項　滿洲の荒廢

清明の戰は一六一七年より以來二十餘年の長きに渡り、爲に支那本部の財政紊亂して明朝は頗る苦境に陷つたか、清國もその爲頗る疲弊して、內政甚た困難てあつた其の原因は種々ある中その第一は土地の荒蕪である。

太祖の興京に旗上したる時、旣に八旗の完成されたのてあつて、一旗は七千五百人より成れは、全八旗總數六萬人てある。而も彼等が單に長白山下に覇を稱するに甘んせす明國と對戰して支那本部を征服せんとしては、兵力は單なる八旗を以て足れりとしない、又數十回の大小の戰に依つて兵力補充の必要を感じ、朝鮮及蒙古より壯丁を徵發したか、國軍の基礎たる滿洲八旗は同族を以て組織するの必要あるを以て、益々滿洲部族を驅り集める事に腐心した。故に一

面明國と戰ひつゝ一面兵力を北滿洲に派遣してその地方の壯丁を浮虜として之を奉天に送らしめたのである。是に依つて滿洲八旗は補充され所謂滿洲の勁敵は、他の畏憚を買ひ得たのである。然しその壯丁を徴發された地方は、農業衰退し、往々にして無人の野を現出したのであつた。即ち豆滿江にては茂山の谷地、東間島及西間島の如き、自然の間曠地帶を見るに至つた、これ建州の老哈赤（ヌルハチ）かその民戸を悉く引き上けた結果てある、滿洲は古より多くの民族の足跡を印したる所てあつて、之を處女地と云ふを得ないが、清朝の兵力集中策は、偶然にも人爲的の處女地を將來に提供するに至つたのである、その結果從來自國內より徴發したる物資は、著しく減少するをまぬかれなかつた。

又遼東に於ても明朝の遼東都司か、その遼河流域に開拓した三百萬餘畝はその十分の一すら耕地として保存する事を得す又遼東の明人は逸早く逃亡して、朝鮮又は支那本部に避難したのてある。第二には清國か北京を占領した事に依り、從來遼東一帶にありし滿洲人が先を爭ふて支那本部に向つたのである。斯くて滿洲は其の主を失ひ漸次荒廢に歸せんとするに至つたのである。

第二項　政府の勸農政策

是に於て滿洲政府は順治元年(一六四四年)に法令を出して、全國の地方官に勸農の急を說かしめ、無主の土地を流民官兵に分給して有主のものは、原主を招いて開墾せしめ、政府は牛具食糧を施給することにした。順治八年に法令を出し、山海關外の荒地開墾の希望者には、山海關道の保護の下に、居住分地を許すことゝした。尙順治十年(一六五三)には命を發して遼陽を府とし、これに海城遼陽二縣を附屬せしめ、その祖先發祥の地を保護するの政策を取つた。

次て遼東招民開墾令を出し招民を招頭(チアトウ)といふ世話人に請負はしめ、その人數に從つて官等を與えた。又招民そのものに給與を與え每月食糧一斗(我か五升七合余)開墾新地一晌每に種子六升每百名に付農牛二十頭を貸與することゝした然れ共その結果良好ならず一六六八年に至り、聖祖は遂に招墾令を撤回した。

第三項　滿洲の封禁政策

封禁とは、滿洲の疆界を嚴にして、外人又は外人の勢力を防壓することゝである。これ滿洲人かその祖宗發祥地を、長えに保存すると云ふ意義に於て採用されたのである。而も是を大成したるは康熙時代であるか、その濫觴は、之を前代に求めさるを得ないので封禁は、淸朝一貫の方針てあつて滿洲人の立場から之を要求したのである。

滿人の北京占領後直ちに山海關を把握して。漢人の往來を吟味した。彼等は絕對に漢人の滿洲侵入を拒絕せんと欲したか其の實行不可能なるを見て、山海關道に命して、路票を出さしむることとし、之を所持せさるものは法に問ふこととした。以て漢人の滿洲侵略を防ぎその故地を全ふせんとしたのである。

次ぎに蒙古人の滿洲侵入に對する防壓が講せられ蒙古人をして各々その境界を防かしめて境を越ゆることを許さなかつた、尙後には外藩蒙古は每十五丁に廣さ一里縱二十里の土地を給與することとなつたと謂はれて居る。この結果滿洲と蒙古との境界線はこの分地の施行の結果として自ら劃定せらるゝに至つたのである。かくて山海關より遼西の北邊を繞り法庫門に達する一線を劃されたか、而も開原以北は、尙ほ自然に放任されつゝあつたか一六八一年には、巴彥(バヤン)、佛羅(フロ)、伊通赫爾蘇佛圖庫巴爾罕(イトンハルスブルトクハルカン)の四邊門か遽かに創建されたのである。右四邊門の位置は吉林の北、松花江の沿岸より、長春の東石碑嶺の西を過ぎ、開原に達する線上に設けられ、是等を連結したる一線を以て滿蒙の境界としたのである、かくの如く蒙古人防壓の警戒線は、一六五〇年代より着手せられ、一六八一年代に略ほ決定を見たのである、而もそれ等の警戒線は必す不動のものでなく、時代に依つて、多少の變動を見たのである。

鮮人の竄入に對する防壓も、國初以來屢々講究せられたか一六三八年代に、太宗は鴨綠江下流の地方より鳳凰城を經今の靉場邊門に達する一線に於て防壓工事を施した。

清朝に於ては天聰元年(一六二八年)を以て江都會盟を、朝鮮の宰相との間に契約して相互に封境を嚴守して、相犯さゞるを約した。當時相當の境界線の決定せられありしを見る可きてあるか、朝鮮は爾後その約束を守らす屢々外交上の紛議を生し遂に(一六三七年)再び戰端か開かれた。半島は殆んと蹂躪されその國主は面縛して、太宗の脚下に哀を乞ふに至つた、この時の和約にも、越界逃人の送附のことを約定した。

上述の如く、滿洲とその隣接せる、國々との境界は順治康熙の時代に定められたか、境界は單なる境牆てはなく、外人防壓の意味を以て劃定されたる事故、その境界に邊牆を設定して、外人の侵入を防いだのである。邊牆は支那人に依つて支那本部滿洲等に於て外敵防禦の爲採用せられたる形式てある、長城もこれより發達したものてある。然して清朝か滿洲に於て採用したる邊牆は。柳條邊牆てあつた。柳條邊牆はその外面に邊濠を穿ち、邊濠の內側に沿ふて土堆を置き、土堆の上に柳樹の柵を植列するを以て通則としたのてある。

第四項　封禁政策の原因

清朝の滿洲封禁策の原因の第一は漢人の滿洲竄入に對する防壓である。滿洲に於ける第一の財源は、野生人參の採掘と、その貿易に依つて得る利益である、貂皮、人參護臘草の三種は昔より滿洲の主要產物として珍重せられたのである。

支那の記錄に依るに康熙五十年代には黃參一兩（我一〇匁一七强）が五千文乃至銀十兩の相場であつたか乾隆十五年には銀一兩六錢で人參一錢（一匁一七一）に易へ同二十八年には三兩二錢乃至二兩五錢の相場であつたと云はれる。即ち康熙年代に比すれは二倍三倍となつたのである。道光年間には更に十餘倍餘に上つたと云はれて居る。これ人參か清朝に取つて至重の政策と見做された所以である。

斯くて人參の採掘權は全然滿洲皇室及ひ王公の獨占する所となり、一般人民は旗人も之を許されなかつたのである。人參の貴重さるゝに從つて、一般漢人の慾望を刺戟しこれと同時に政府の禁令の嚴なるに從つて秘密の行動か增加したのである。故に康熙帝即位の翌年（一六六三年）には從來山海關にて發行し來つた滿洲出入許可票を取り上けて、之を中央の兵部にて發給することに改正したのである、山海關の交通の監視の嚴重なる結果、天津山東より旅順口鴨綠江方面の海岸に上陸するもの續出したと云はれて居る。

野生人參の產地は、長白山彙より、沿海州の西部を走る完達山彙を主とするのであつて、これ等の土地か朝鮮國境と接續するを以て、韓人はその國境を越えて、滿洲の內地を侵し、その野生人參を採取したのてあつた。かくて鳳凰城一帶の長柵は、鮮人の人參夾帶を取締る關門てあつたのてある。

然れ共滿人か漢人をして、滿洲に入れざらしめんとしたのは單に經濟的理由のみに依るにあらずして、滿人がその民族精神を維持せんか爲に滿人かその發祥地たる滿洲に漢人の浸入するを壓つたのてある。滿人は武力を以ては、漢人を征服したか、その同化力に對しては少なからす恐れて康熙帝雍正帝の如き、滿人の民族精神維持を以て國家最高政策の一としたのてあつた、彼等のその國粹保存の爲國語を奬勵し國俗を主張し、漢人より來る可き一切の影響を排斥せんと努力した。されども文化の低級なる女眞人が既に高度の文化にあつた漢人に同化せられその固有の强所を失ふに至る可きは當然てある。

第三の原因は蒙古人に對する狩獵地の防壓である。當時滿洲の天產たる貂鼠黃狐等を蒙古人の採取するを防ぐため、邊牆を設けて、之を防いたいてあつて、各圍場を八旗に分屬したのてあつた。

第五項　清初に於ける朝鮮との關係

清朝はその起原に於て明でなかつたか、康熙帝の時その發祥の地として長白山崇拜の例を開き長白山は長白山之神として、愛眞覺羅(アイシンギヨロ)氏の崇敎を受くることとなつた。爲に清朝はこの山の實體を測度して、確實に之をその版圖内に置かんとの希望を生するに至つた。而も前述の如く人參私堀流民の潜入に依る境界の紛糾絶えす爲に康熙帝は、松花鴨綠二江の水源地を實査せしめ、兩國の界址を確定せん事を命令した。この計畫は康熙十六年二十三年の二回行はれたかその目的を達せす遂に康熙五十年(一七一〇年)吉林總督穆克登(ムクトン)に國境審査の命を下し穆克登は翌年上諭を奉して、興京の東北邊門より進み十小舟を作つて頭道溝に出で鴨綠江に入り、水陸並ひ進んて溯行し厚州に至り茲に朝鮮の使節と會し、更に進んて惠山に至り、これより陸路長白山に至り、遂に江源をきはめて、山上の潭水と鴨綠豆滿二江の源とを實測し、石に刻して界碑を建設した。

此審査の結果西は鴨綠江の本流を東は土門江を以て界とし、一時多年の繋爭こゝに一段落を告げたか、後土門江の意義に就きて疑問を生し朝鮮側は土門江は豆滿江の義にあらずして松花江の上源地にあるそれなりと主張し支那側の土門江は即ち豆滿江の意なりとするを承認せす後所謂東間島問題を生したのてある。

第六項　八旗の貧窮

八旗には漢滿蒙の三種八旗あつたか滿洲八旗は、淸朝の武力的中心を爲して居つたのてある。滿洲八旗の數は明てないか、北京遷都の頃に北京及その附近に於て八萬、康熙の時代には十二萬と云はれて居る。康熙の如きは頗るこれを愛惜し、彼等も又一騎當千の武勇者てあつた。八旗の下には上三旗下五旗の區別あり、上三旗は國初以來の親軍てあつて、下五旗は諸王の兵てあつて其の間多少の優劣かあつたか武力に於ては共に遙に漢人を凌いて居た、然るに漸次その精鋭力を磨しその力を失つて來たその主要なる理由は、漢人趣味の誘惑と生計困難の二つてある。八旗の生計困難の主要原因は實に物價の騰貴と八旗戶口の增加てある。順治康熙の時代には物價は頗る低廉なりし故八旗はその俸給を以て相當豫裕ある生活を營むことを得たか後代物價の騰貴に伴ひ其の生活は漸次困窮に陷らさるを得なかつたのてその事情は我か德川時代の武士の困窮と同一理由に依るものてある。

第二は八旗戶口の增加てあつて、八旗の戶口は年々增加するに拘はらす採用せらるゝ數は增加せられさる故官職に就かざる滿人の數は、漸次增加するに至るのてある、一家に就て見るも領催軍校等の職につき得るものは只その長子に過きす次男三男は只部室（ヘヤ）住（スミ）の身として徒食せね

はならなかつた、この事情も亦甚た、我德川時代の事情に似て居た。かゝる部屋住のものは間散もしくはスラ（蘇拉）と云はれたかそのは數は每年增加したのてある。爲に軍紀の弛廢兵力の衰憊も又止むを得さることてあつた。この現象は單に八旗に止まらなかつた清朝の宗室親貴も亦同樣の狀態てあつて、滿洲人の北京に入りしとき、宗室の數二千人てあつたか道光末年には三萬人を超過したと云はれて居る、その結果旗人と同しく所謂間散宗室の增加を來した。

淸朝の北京遷都の當時、京城附近には、明代の皇莊、功臣の封地かあつて、明朝の滅亡と共に自ら無主の地となつた爲、淸朝は之を沒收して、皇室王公以下八旗の兵士に分給しその版圖を五百淸里に限つたそは之に依つて八旗の居住を束縛して、その以外の逃亡するを防ぐこと、漢滿兩族の紛爭を避くること、北京の周圍に旗人を置きて王室の警備にあたらしむること等の爲てあつた。

旗人の中には漢軍旗人なるものあつて、時の勢に依つて止むを得す、旗人生活に入りしも他に尙有利なる業務あらはいつにても逃亡せんとするものも少なからすあつたのてある。故に漢軍にして、外省に任官する場合の如きは頗る嚴重なる取締を行つた、滿八旗に對してはその警戒一層嚴重てあつて、當初指定以外の地域に移轉を許さす絕對に商業を行ふを許さす尙土地の

賣買及通婚を許さなかつた。殊に營利事業の禁止は彼等の生計をして著しく窮迫ならしめたのである。政府はこの旗人の貧困に對して屢々內帑金を支給したか徒に彼等の濫費を助長するのみて何等の效力もなかつたのてある。

又順治七年の法令に依り、旗人はその土地の賣却を絕對に禁止せられて居た。然るに旗人はその法令に違反せさるの手段として賣買を行はすして典地の方法を選たのてある。典地とは、旗人の世錄地をは長年に亘つて租借することてあつて、旗人は多くその土地の恢復するの期を永久に失ふのてある、これには旗人かその生計の急を救はんか爲に爲されたのてあるか、一面又彼等か蒙古人と同しく遊牧的生活を爲ること多かりし爲、土地に對する、愛惜を有しなかつたからてある。滿洲旗人は多く農業に親します賜給せられたる土地をは、漢人の小作人に一任し、それより納租を徵して生活の資に充てた。小作人は多く、細民てあつたか、中には地主の要求に應して、約束以外の金帛穀類を供給して、小作人は受典者の形となり、土地の上に實權を占むるに至ることかあつた。

第七項　旗人の滿洲移住問題

上述の如く、旗人の人口增加と、物價の騰貴は、武力の衰退を來し、康熙雍正の諸帝は旗人

に對して、種々の恩典を與え、特別の救助を謀つたが、何等の效力なく、別に妥當の方法を按出して、この問題を解決せんとして、種々攻究せられた。其の結果旗人の過剩人口を滿洲その他の地方に移住せしめんとする意見が有力となつた。

斯くて乾隆九年(一七四四年)北京朝廷は、京營八旗の散丁三千人を、吉林なる拉林(ラリン)と阿勒楚喀(アロケマ)の二地に送つた、是は政府の强要に基くのであつて、彼等旗人は多く妻子を北京に殘しおきて、單身吉林に赴いたのである。然し北京の生活に於て安佚の生活を繼續した八旗の子弟が、遽かに邊外の屯田に甘んず可きやは、甚だ疑問であつて、政府は拉林等の二地を屯田に指定したるは、土地の豐饒なる上松花江の水運を利用するの便宜あるが故である。而も彼等の出發するにあたつては、政府は每戶に若干の準備費を給し、その沿途には、車輛と馬糧とを與え、該地に着すれは、尙立產銀と云ふ一種の產業資金と、官設の家屋田地併に耕作田の牛具種粒等一切を與えて彼等の生計を助けのであつた。然るに彼等は初より永住の志なく、生活の緩和は只その浪費を助長するに止まり、立產銀を費ひ果してる頃は其の地を脫走して北京に歸還した。

加之乾隆の末年より嘉隆年代に亘つた連年の內亂に依つて、滿洲八旗は常に白蓮敎徒を討伐するに努力したが尙滿洲に於ける旗人を招募して、討伐に向はしめたから、吉林地方の開墾は

更に振はなかつたのである。内亂平定の後再ひ八旗の生計問題に就て政府は種々研究する所かあつた。此の頃政府威力の減するに從つて、流民の滿洲に入るもの少なからす、到るところその部落を爲し、又直接間接に滿人の生活を脅かした。爲に政府は八旗の滿洲移住の必要を切に感し、嘉隆帝は名相松筠及ひ當時の盛京將軍英和等と謀て、在京の間散旗丁を吉林に移住せしめんとしたが、會々その年凶年てあつた爲中止された。尚その後政府は吉林、盛京等の各地の踏査を爲さしめ旗人の移住の候補地を求めたのてあつた。その後嘉隆十九年(一八一四年)吉林將軍富俊拉林試墾章程を提出して、開拓意見を述へた、斯くて一八一六年より開墾に着手することとした。吉林地方より一千名の旗人を收容して雙城堡に於て試墾せしむることとなつた、旗丁の逃亡するもの甚た多く、開墾開始の年に於て、既に補充の必要に迫まらるゝに至つた、これ彼等か狩獵生活を好んて農業に親しまさる爲てあつて、先つ吉林在住の旗丁をして開墾に從はしめ、その成蹟に依つて、北京の旗丁を招かんとせる計畫は失敗に歸したのてある。而も雙城堡開墾の實際的計畫は漢人寶心傳の手に依つて行はれ、その裏面には漢人をして、滿洲開墾に。あたらしむるの素地を作つたものと云はれて居る。故に旗丁の爲に與えられた開墾地は漸次漢人の手に歸するに至り、北京附近に行はれた事情は、再ひ滿洲に繰りかへさるゝに至つた

のである。

雙城堡の開墾地は、初め北京の旗丁三千人を收容する計畫であつて、一年に二百戸を移住せしめ、各戸に戸部及ひ本旗より四十五兩を給し八町歩强の田地と四間の室を有する家とを與える事とし、頗る優遇を與えたのであつたか事實は豫想に反して、旗丁のその地に赴くもの甚た少なく、この計畫も失敗に終つたのであつた。

尙伯都訥（ペトナ）を開墾して、旗丁の移住地たらしむるの議もあつたか、遂に實現せられす、その後清朝は、嘉隆帝の後財政窮乏し、次て歐洲各國との交渉、大平亂の勃發等あり、爲に政府は滿洲を觀るの暇なく、滿洲封禁は漸次破壞せらるゝに至つたのである。

第八項　漢人の流民滿洲に入る

漢人は、滿洲を以て塞外の蠻地として、頗る畏怖しつゝあつたか、露國の南下策に對して、康熙帝の出兵せる際漢人の從軍するもの多く、滿洲の地に入つて、その豫想に反して豐穰なるに感し、滿洲移住の念を刺戟せられたり、加之、清朝は南滿より北滿に至る、交通路を整理して、各要所に驛站を設け以て交通に便したる爲、漢人の滿洲移住の欲望は一層刺戟せらるゝに到つたのである。尙吳三桂平定の時は部下の雲貴二省の住民の俘虜となりしものを、その驛站

に配置したる爲、その親戚故舊の、彼等を訪問するもの多く、爲に一層漢人をして滿洲に親しましむるの機を作つたのである。斯の如く漢人か漸次滿洲を知り之を恐れさるに至つた頃、支那本部に於ては、太平打續きて、人口の增加甚しく、從つて貧民階級の增加を來し、內地にその食を得る能はさる流民は滔々として滿洲に侵入するに至り、朝廷は滿洲封禁の令を嚴にして、是等流民の滿洲に入るを防いたのである。流民の滿洲に入るもの年と共に多き爲、漢人、旗人の旅行票の發行權を康熙年間に山海關より中央政府の兵部に引き上けしを乾隆二年再ひ山海關に移した。然るにその後四五年を經てその官吏は私腹を肥やし、爲にその流民禁止策も充分に行はれなかつた。

　而も流民の滿洲に入るものは、必しも山海關に因らすして、海上より商船又に漁船に依つて、遼東の海岸に上陸するもの少なからす、爲に政府は、乾隆十五年西南各省に布令を出して、海港の僭越を禁止し、同時に山東、江蘇、浙江、福建、廣東、廣西の各督撫に、商船の取締を命し、同時に奉天沿海の地方官に警戒を嚴達せり。然るに山東方面より密航する流民は、遼河流城の監視を避け、封禁以外の間曠に向つてその移住地を求めた。茲に於て政府は、一面滿洲に於ける旗人に訓示して、土地の典賣を禁止し、一面漢人私墾の土地の整理を決行し、以てその

限りなき彼等の發展を抑制せんとした。
斯くの如く、政府の種々なる努力に拘はらす、流民の滿洲に入るもの年と共に多かりしか、乾隆の末年には至るところ、私墾地發生し、而も是は地方官の歡迎に依つて大に助長せられたのてあつた。即ち滿洲の地方官は、流民の私墾を默認して、時機を謀つて、その土地を一旦官に沒收し、別に官片より小作權を認むることとし、官片の收入を增加する事を企てたのてある。
又旗人も、漢人を引き入れて、彼等に代墾せしめ、年貢金を徵收して、自ら勞せすして、生活する事を希望し、漢人の流入を歡迎するの風かあつたのてある。
故に嘉隆四年に政府は旗人に向つて嚴諭を下し、自作農たらん事を命し、地方官か移民禁止令を實行せさるを叱責した。
又康熙帝の準噶爾征伐に依り、蒙古は擧けて清朝の治下に歸したる爲、漢人の間に蒙古に對する、畏怖心を滅じ、且つ康熙帝に從つて遠征軍に從ひたるものは、多くの豐澤なる、處女地の橫はれることを知り、續々として蒙古の地に入りその地を耕したのてある。
然るに清朝は漢人の蒙古接觸を好ます蒙古に一種の封禁政策を行ひ、蒙古に入れる漢人を査

出して之を現籍地に歸らしめたり、

而して漢人か續々として、蒙古に潜入したる一面の理由は、地主たる、蒙古王公の招民によるものにして、蒙古人は土地典賣に依る利益を以て、自己の負債を償却せんと企てしが、乾隆十三年頃土默特喀拉沁の兩旗地の兩旗地に於て、漢人の承典せる土地二千數百項となり、政府は兩者の中間に立ちて、整理の方法を講じ、典耕年限を延長して、漢人を驅り出さんと企て、尙法令を出して漢人の蒙地占耕を絶對に禁止せるもその效果なく、乾隆四十一年(一七七六年)には、政府は再度の典地整理を行つたのである。

次て乾隆四十九年(一七八四年)に至り、科爾沁左翼前旗中旗後旗即ち遼河の屈折點東西併ひに柳條邊牆に沿へる、蒙王の旗地に多數の漢人侵入し、斯くて、乾隆五十六年代には、長春、農安地方は、漢人の來るもの甚た多かつたのである。千七百九十九年頃政府は郭爾羅斯公旗の會長、恭格喇布坦か流民を招いて、その地を墾やさしめつゝある事を知り吉林將軍秀林をその地に遣はせしが、當時民戸二千三百戸に達し、彼等は既に十年の久しき間小作を行ひ、且つそれに依つて、蒙古人の生計を助け、經濟上密接なる關係にありしかば、急に之を驅逐する事不可能なる故、政府は止むを得す、一定の地域を區劃して、民墾を許可することとし、同時

に理事通制一員を長春堡に置いて、漢人を管理せしめたりこれ今日の長春繁榮の初てある。長春の開放に次て、昌圖地方開放せられ、一八〇六年通判一人を置く事となりしも、奉天地方の王領も是と前後して、盛に流民の浸入する所となり、長春堡は數年にして流民の新來、一萬を越ゆるに至り、通判を以ては、處理し得さるに至り、堡を上せて廳とするに至つた。

支那本部より滿蒙に流入する漢人は、空手空拳を以て未知の土地に來り、何等の武力もなく、國家の保護先達の指導もなく、而も上述の如き成功を收め得たる所以は、實に彼等の不撓不掘の努力の結果てある、彼等か山東地方より遼東に至るや、その第一の足溜りは遼河平原にして、そこに滿人の地主の小作人となり漸次經濟的實力を養ひ、滿人か小作人に對して年貢の前借を爲すに至るや、漢人は漸次その土地の上に權利を有するに至り、又旗人か生計上の必要より土地を典出するや、漢人は是を受典し、土地の實權は漢人の手に收むるに至るのてある。

斯くて流民はその故鄕の友を呼ひ、その數は年と共に加はるに至るのてあつた。斯くて滿洲より漸次蒙古に入るや、人口稀薄、土地豐穰にして、而も蒙古王公は、土地の丈量、徵租の計算に就き無知なるに乘し、多大の利益を得たのてあつた。尙蒙古王公は、其の土地の開放に依り、經濟上少なからさる、利益を得たるを以て、流民中の有力者に命して、漢人を招集せし

め、之を攬頭と稱したか遂に蒙古王公の徵租に干涉しその權利を把握するに至つたのである。

斯の如くして漢人は、蒙地に侵入し同種族の間より攬頭なる統領を出し、衙門を組織するに至つて、蒙古の王公は最早一の傀儡に過ぎさるものとなつた。蒙古人は年々その牧地を侵奪せられ、僅少なる地域を劃して、その生存を計からさるを得さるに至つた。

滿洲蒙古に斯くの如き勢力を得るに至つた漢人は、主として山東人にして、山東も青州、登州、萊州の三州出身のものを主としたのである、是れ一にはこれ等の地方か磽确にして、耕作に堪えざる爲、滿蒙植民を企てたのてあるか、その外山東人か漢人中最も滿洲に對する知識を有したる事及山東人か身體强健且つ勤勉にして、南方人に對して、勞働に堪ゆるか故である。

上述の如く、滿洲開發の第一の功勞者は、農業者なるがそれに次ては商人と金匪とてある、農業者か山東人を主としたるに對し、商人は主として直隷人てあつて、支那本部に本店を有するものか、その支店を滿蒙の各地に設けたのてあつて、その多くは雜貨店なるが、その地の需要に依つて、種々のものを賣買するに至り、第一は强烈なる酒を賣り木綿藥品日用具を賣り斯くして農夫は一軒の店に於てあらゆる日常の需要を滿すことを得たのてある。

人參が滿洲の主要物產にして、清朝は之を獨占して、その財源とせる事は前述の如くてある

か、人參の採取に從つて、その產地は益々東北して長白山の東西に求めさるを得さるに至つた。然して多數の山東人は鴨綠江を溯つて、長白山の東西に、人參私掘に赴いたのてある。而もこれ等の人參掘りは、やかて沙金掘の極めて有望なることを知るに至つたのてある。

斯くて夾皮溝一帶の地には、千餘の金匪か、沙金の採掘に從事し、夾皮溝は年と共に發展して單に採金夫のみならす、人參木耳の採取者もこゝを中心とし、やかて農業も起り、商店も設けられ人口二萬五千に達する山中の一部會を形成するに至つたのてある。夾皮溝に一大根據地を形成したる彼等は、四方に出てゝ金苗を求め、奉天、吉林の封禁山は殆んと彼等の私採を免れさるに至つたかそれと共に漸次その地方は開發せらるゝに至つたのてある。

第九項　滿蒙の開放行はる

北京政府は滿人を滿洲に移住せしめて、その故地を守らしめ旗人の生活難を緩和せんとしたか、旗人の滿洲に赴くもの甚た稀れにして、而も滿洲封禁の令を行へるに拘はらす、漢人の滿洲に入るもの多く、滿洲より東出して蒙古に入り滿蒙の事實上の主は漢人となるに至つたのてある。かくて嘉隆帝の一八〇三年には、滿洲の一部を開放するに至つた。

尙漢人の勢力增進は、滿洲に於ける、滿漢兩民族の訟訴に關して大なる變化を生した。滿人

は漢人を征服せる關係上、その法律上の地位も頗る優越であつて、滿人は一種の治外法權の如きものを有しその不法も回庇せらるゝ有樣なりしが、一七七九年頃乾隆帝は、刑部の旗民（滿漢）の訟訴は、悉く州縣の審理に歸せしむと云ふ要求を裁可し、漢人の組織する、州縣即ち衙門の審理に滿人を服せしむることとした。次て一八一三年旗人の城外にあるものは、州縣の管理に一任せしむることとし、一八二一年には、州縣に於ける旗民の（滿漢）せり訟訴審理に對し滿人の關預することを得さることとし、漢人は漸次その法律上の地位を確立したのである。

一八二〇年嘉隆帝は道光帝に位を讓り、道光帝は一八五〇年に位を咸豐帝に讓つたか、當時天下漸く亂れ、內亂は各地に起り、その首領は皆滿人排斥を標榜して立つた。玆に於て政府は咸豐二年（一八五二年）旗民交產例を發し、滿人に對する反感を緩和するに至つた。

旗民交產は即ち滿漢兩民族の自由交產であつてその條文は十數條から成り、漢人か從來土地を購入するに典當の名に依つたものを賣買の地契を交付することとし、莊園の買出しを許し、帶地當充を嚴禁した。

淸朝はこの法令を支那本部にのみに限りて、滿洲に施行せざりしが、一九〇五年奉天將軍趙爾巽に依つて滿洲にも、行はれたり、

第十項　清末に於ける、滿洲と露國及朝鮮との關係

滿洲と朝鮮との間には古より貿易行はれしが、清朝の起るに及んて、貿易は兩國官吏の監視の下に行はれ頗る窮屈なるものとなりしか、康熙二十九年(一六九〇年)頃より密貿易は盛に行はれたり、中江後市柵門後市、團練使後市と稱する種々の形式の密貿易か行はるに到つた。

太宗の時、朝鮮との約束に定められた、豆滿江、鴨綠江間の空間地留保はその後久しく守られしが、山東人の滿洲流入に從つて、その地方も漸く山東人の侵入を受け、北京政府はしはしは朝鮮の要求に依つてこれ等流民の驅逐に努め、又統巡會哨と稱して、時期を定めて、兩國より、巡視立會の官吏を發遣することとしたかその後同治六年(一八六七年)北京政府は遂ひに口實を設けて、空間地帶を一般漢人の墾地に開放するに至つた。

前述の如く山東人か鴨綠江流域に侵入したのは、人參採取の爲てあるか、その一部のものは鴨綠江沿岸の豐富な森林に着目して之か伐採事業を始め、是に次て開墾を初め、同治六年には五十萬畝の熟地かあつたと云はれて居る。越えて八年に、盛京將軍か、提督左寶貴等に丈量を命したか、新に熟地百八十萬畝を得たのである、此他前節に述し如く彼等の一部は金匪として沙金採取を行つて、到るところて採掘を爲したるを以て、地域を劃して、彼等の侵迫を防禦せ

さるを得さるに至つた。

斯くの如く山東の流民は滔々として、鴨綠江流域に侵入し、西回鶴に於ける空間地の保留は先つこゝに破棄せられたのてある。

盛京將軍崇實は、東邊一帶に縣官を設定するの議を提出し、遂に安東寬甸、通化懷仁等の行政廳は新設せられ、國初以來朝鮮の保留せる權利は、一朝にして失なはれた。朝鮮は之を見て抗議を提出したか、決局何等の效果もなく、漢人は益々鴨綠江方面に侵入した、然るに東間島方面即ち、豆滿江方面にも同一の問題を生したか、これ間島問題として長く、兩國葛藤の問題となつた。

光緒七年(一八八一年)淸國は、豆滿江東北の荒地を開墾せんと企て、その旨を朝鮮に通知し、吳大徵を欽差大臣に任命して、開墾着手せんとしたるに意外にもそこに多數の朝鮮人部落を發見した。

是に於て淸國政府は、旣に國境を越えて、淸國內に住居せる以上は之を淸國人と認め、納稅の義務を負はしめ、淸國の冠服に從はしめんとし光緖八年より、その方針の下に實行に着手した。然るに朝鮮政府は、越墾の朝鮮人を直に中國臣氏と認むる事に反對し、間島にある鮮民を

旁く本國に還らしむ可き事を要求した。然るに間島在住の鮮人は清國に編入せらるる事を好まさるのみならす、本國に歸還するを欲せす却つてその土地は、鮮領にして清領にあらすと主張した。

かくて彼等は、直に人を派して、白頭山の界碑を踏査し、その報告を鐘城府使に提出し府使は更に清國の敦化知事に昭會を發した。かくて朝鮮は豆滿と土門とを別ものと主張し、土門は松花江の水源を指したるものなれは間島は朝鮮の領土なりと主張した。かくて一八八五年の秋、兩國委員は境界審査の爲にその境界地を探險したか、朝鮮は漸次その主張の根據を失ひ、日清戰役前には單なる豆滿江源の堪定と云ふことに縮少され、廣義の間島問題は、已に消滅したのてあつた。後日韓合併の後、日支間の交渉となつたか一九〇九年九月、間島協約に依つて落着をつけたのてあつた。

第十一節　北滿の開放

黑龍江省は、吉林省と同しく、初め全省を擧けて旗人の所有に屬して居た。南滿の方面には早くより漢人流入して、その形勢に大なる變化を惹起したか、北滿方面には清初より二百年間漢人の移住するもの甚た稀に、只流罪人の赦免に會ひて、旗屯に編入せられたるもの、吳三桂

の叛亂に浮虜となり、滿洲に於て驛夫とせられたるもの等があるのみてあつた。然るに道光初年齊々哈爾（チチハル）の人崔氏山西の商人を招致して、之を保護した、山西人は昔より各地に金融業を營み、北京等に於て地方會計の承辦を營んて居たか、黑龍江省に於ても、その活動の手を全省に展へ、漢人の移民に多大の便益を與えた。

かくて咸豐以後は直隸、山東の移民の黑龍江省に至るもの多く、その多くは、哈爾賓の對岸なる呼蘭（ホラン）の地に志した。

これ呼蘭の地か、北滿第一の肥沃の地にして、同時に溫暖なりし爲にて、北京朝廷は遂に漢人の開墾熱に促かされてその封禁を開いたのてある、これ一面地方官府の收入增加の爲てあつて呼蘭の徵税に依つて黑龍江省軍事費の半近くを滿すことを得たり。

第十二項　滿洲の開發成る

當時北京政府は財政逼迫して內亂起り、加ふるに英佛聯合軍の北京を占領し皇帝の熱河に蒙塵する等の事あつて、清朝の威令地に墜ちたのてある。爲に滿洲に對する中央政府の威力失墜すると共に、一方中央及地方の財政を救はむか爲に、漸次滿洲の開墾を行ふに至り、滿洲開發の大轉機を爲したり、

一八六〇年黑龍江將軍特普欽（テヅチン）の呼蘭平野開墾に次て、六一年には、吉林省の双城堡、拉林の荒地、舒（ス）蘭の流域、吉林西部一帶を開放し、六四年代には、伊兒們河の全流域を開放し、六八年には滿洲禁地中の禁地とも云ふ可き御膳地（圍場）の開放の建議か採用せらるゝに至つた。かくの如く、滿洲の各地の開發行はるゝと共に、支那內地殊に直隷、山東の地方に於ては、流賊横行して生民はその堵に安んせす、滿洲移住熱は益盛にして、滿洲を避難地として、潮の如く東出したのてあつた。

光緒元年（一八七五年）には盛京將軍崇實に依つて、滿人の治外法權を奪つて、一般漢人の司法に聽從せしむることとし、同四年には吉林將軍銘安か墾務局をおいて、公然漢人を導くに至り、漢人は完全に勝利者となるに至つた。

滿洲か內部的に滿人に開放され、漢人の手に依つて開發されつゝある間に、南北より滿洲の門戶を開かしめて、之か開發を刺戟したものかある、これ北よりする露國と南よりする英國とてある。一八五八年英清條約に依つて、牛莊は國際貿易港として開かれ、英領事の着任するに及んて、牛莊か河身狹窄にて大船を入るる能はさるを見て營口にその位置を移したか、こゝに初めて滿洲か國際市場に入る第一歩を踏んたのてある。而も開港後十年にして、一年の輸入額

五百三十萬兩に達したと云はれる。

露國と淸國との滿蒙に於ける、折衝は「國際關係」の編に於て略述したるか露國は淸國の積弱に乘して漸次南下し來り獨佛を誘ひて、日本に對し日淸媾和條約に依る、遼東半島占領を抗議して之を還付せしむるや淸國と談判して、一八九六年のカシニー條約及千八百九十八年の旅順、大連租借條約を締決し、遂に東淸鐵道を布設するに至つた。延長東西五百五十五哩、合計約一千五百七十五哩にして、一九〇二年を以て、その布設を完成し、翌年營業を開始するに至つた。是れ滿洲に於ける下級勞働者たる苦力の豐富なる供給に依つて、かく短日月間に、完成する事を得たるものにて、支那苦力は東淸鐵道の工事の爲、直隷山東より續々として、流入し來つたのてある。

この東支鐵道の完成に依つて、滿洲開發の事業は一大變化を生し、滿洲に於ては漢人の外露人か一大勢力となり、淸國政府之に對抗すへく、滿洲植民の計畫を立て、多數の人民を黑龍江省に送らんとした、この計畫は、豫期の效果を擧けざりしも、尙移民奬勵と　り、年々多數の流民は滿洲に移住しつゝあるのてある。

日露戰後日本人は滿洲に於ける一大勢力となり、日、支露三國人を以て滿蒙開發の首要勢力

とするに至つたか、歐洲戰後露人の勢力頓に減退し、滿蒙の開發は今や、日支人の上にあるに至つたのである。

第五章　滿洲と日本との歴史的關係

我か國か初めて滿洲と直接交涉を開くに至りし、渤海國か滿洲に興りし以後にして、兩國の間に貿易の行はれたるは、七二七年より九三〇年に至る二世紀の間に跨かつて居たのである、彼等は貂皮、虎皮、豹皮乃至は野生人參を持ち來つて、日本の彩帛、綾絹絲眞綿の類を購つた。渤海國か我か日本國に交通を求めたるは、渤海と支那との通路か、契丹人に梗塞された爲てあつて、彼等は今の渾春附近にあつた東京龍原府より海路日本海を渡つて今の敦賀に上陸し陸路大和山城の都城に向つたのてある。渤海は九二六年契丹に亡ほされ、日本と滿洲との關係も絕えたのてある。

其の後元の支那を統一するや元の世祖は朝鮮を平定し、一二六四年高麗の使者潘阜をして國書を我に致し、鎌倉幕府は之を拒絕し、遂に文永、弘安の役を惹起した、元軍覆滅の後日本人はその跡を逐つて海賊として朝鮮半島を襲ひ、次て滿洲の沿岸より南支那に達し、至る所に掠奪を行へり。斯くて元末より明初に渡つて、朝鮮海、支那海は、至る所日本海賊の横行せさるなきの有樣なりしを以て朝鮮の高麗朝も、明朝も、使者を日本に送り、その取締を乞ふたのて

ある。

高麗の名臣、鄭夢周は我か九州探題今川貞世に會して、兩國の交易の利をといて、海賊の寇掠を禁せん事を求め、又將軍義滿か明の求に依つて海賊禁遏の號令を出したる事は、皆この當時行はれた事である、而も幕府の政令行はれす、和寇の掠奪は依然として盡なかつた。當時北支那への海賊は、對島を根據として朝鮮の西海岸なる多島海を辿り、黃海道の岬角を迂廻して、鴨綠江に達し、それより五家島や本島を經て旅順を掠奪するか、或は廟島列島を迂つて山東に至つたのである。然るに彼等海賊はその戰勝に狃れ永樂十七年(一四一九年)大連の東方六七里の海岸の望海堝に於て全滅の悲運に會した。事かあつた。明初に於て日本の海賊は、屢々この地點に上陸するを以て明朝は、遼東總兵官劉江の建議を入れ、望海堝に築城し海賊の來襲を待つた。その年四月朝鮮より海賊來襲の警報北京に來りしかは、明廷は驚いて劉江等にその次第を知らしめた。海賊の一隊は六月初め五家山島附近に現はれしを以て、劉江は命して望海堝を空城とし、自ら城外の要處に伏兵して敵を待つことゝしたか、間もなく和寇の一隊を滿載せる海船二十餘隻は馬雄島より望海堝を望んで上陸した。彼等は上陸して堝城に入つたか寂然として、音なきを以て急に引き返さんとしたるに、劉江の兵側面より突出して、その退路を扼し彼

等の陣形の整はさるに乘して、和寇の軍隊を破つたのてある。此戰は日本海賊の一大打擊にして、この戰に於て日本人の生擒せらるゝもの百十餘人、斬首七百餘に達したと云はれて居る。此の一戰より秀吉の朝鮮征伐まて我か海賊は又遼東攻擊を企てなかつたのてある。

その後に於て日本と滿洲と直接の交渉のありしは、實に秀吉の朝鮮征伐の時にして、秀吉に依つて統一せられたる日本の國力は、到底國內に消費する事を得す、その膨脹力は遂に溢れて、明國征伐となり道を朝鮮にかりて、滿洲に進まんとした。

この文祿の役に於て日支の軍隊は朝鮮に於て、相爭つたか我か軍は遂に志を得す、明國打入の希望を達せすして引上けたかこの戰役中驍將加藤清正は、その軍隊を率いて、豆滿江の左岸今の東間島に至つたのてある、即ち清正は會寧より豆滿江を越え今の局子街附近の敵塞を陷れて隱城に引き返した。

文祿の役に於て明國の費したる軍費は詳細に知るを得され共萬曆二十九年明軍の去りし時まて出兵せし數は、二十一萬人、往來の將士三百七十餘人、その費用八百萬兩に達したと云はる。この巨大なる失費は明國の財政の上に多大の損害を與へ、その國勢の振はさる原因となつた。女眞人は實にこの時に興りたるものにして、彼等は日本の爲に打擊を被れる明國を襲ひ是

をたほしたのである。

建州女眞の勃興するや、朝鮮はしば〳〵日本の名を援いて、女眞人に對抗したか清の太宗か朝鮮王李倧を南漢山上に包圍したるときも、降服の條件として、日本との貿易は之を許すも、その使臣を來朝せしめよとあるに見ても、朝鮮淸國間に日本か、常に問題たりしを察す可きてある。その後清朝は、東征西伐その地歩を占め、遂に山海關を破つて北京を陷れ更に南下して南京にありし明人の根據を覆するに及んて、隆武元年我か正保二年十二月明の都督崔芝と云ふものその參將林皐を長崎に遣して援兵を乞はしめた、德川幕府は閣議の結果、遂に之に答へす軍器の輸出をも禁止した。又一說に、時の將軍家光は一面その來意を拒絕しつゝ一面に出師の準備を親藩に命したと云はれて居る。隆武二年(正保三年)八月福州なる唐王及ひ鄭芝龍は、使者黃徵明を派して援兵を乞ふた、此の書狀は幾分幕府を動かしたるか、尋て長崎より福州陷落落の報ありしかは、使者を歸還せしめた。

其の後凡そ十有二年鄭成功は更に請援の情を幕府に通した。時に萬治元年七月てあつた、然れ共當時明軍の形勢全く非にして恢復の餘地なきを以て、遂に出兵を見合はせた、此の外にも舟山に據つた魯王の朝廷か、前に碩儒黃宗義を我に派したる事及ひ朱舜水一派の志士か王翊と

共に機密を通し、以て援兵を乞はんと欲したる事ありしも共にその目的を果すを得なかつた。舜水は名之瑜浙江餘姚の人、後留まつて歸らす我か柳川の儒者安東守約就いて學ひ、後徳川光國之を師としたが、貞亨中江戸の駒籠邸に死んだ。

現代滿蒙之諸民族

凡例

一、滿蒙支那等の諸民族に關する風俗志は未た世に存在して居らぬ、否な存在せさるにあらすして其纏まつたものかないのてある、故に本書の資料を得るに就ては非常に苦心したのてある、併し彼是を比較涉獵して幸ひに本書を編纂することが出來た、唯た執筆の時日が甚だ短少てあつた爲め其意を盡すことが出來ず、又他との釣り合上、細微の點を省略したり、又記載項目を廢したりした結果物足りない感のあるのは豫め讀者諸氏の諒恕を望みたいのてある。

一、支那滿蒙等の風俗中て其特徵を知ることの出來ぬのは滿洲族の分てある、之れは支那の感化力が偉大なる爲め全く同化せられたのてあらうけれとも、一方世人の主とする處か單に實利主義の方面にのみ走せて、斯る民情風俗等を精探する念慮か乏しい爲め、多少特徵かあつても之を知らせる手段を取らない結果てあらうと思ふ、願くは今日滿洲の地に勢力のあるものは官民に拘はらす、此種の事柄に一臂の力を揮つて貰いたいと思ふのてある。

一、風俗の淵源は非常に古い時代に發源して居る例か幾らもある、又甚た惡ひ風や可笑な習ひ

が行はれて居る場合か往々にある、之れ等は皆な歴史上の關係かあるのてあるから實を曰へは其系統關係を說かないと根本も解らないし、又興味もない、即ち其眞相を明にすることか出來ないのてある、併し現代を主とする本書は右の點を記する遑かないから全部省略した、併し餘りに眼前のみては無味てもあり、淺薄てもあると思はれる箇所は極めて簡單に一二の記事を加へた分もある。

一、本書の參考に供した原本は其種類か乏しいから彼の多くの書を總合して抽象的に記述することか出來す、已むなく原文を伸縮して前後の纏まりを付けた點も數個所ある是等は他日考證文ても記する際に、其根據を明にする豫定てあるから看者は幸ひに右を承知されんことを願ふのてある。

大正十年十月中旬

擔當者　八木奘三郎

現代滿蒙之諸民族

目次

現代滿蒙の諸民族

現代滿蒙の地域は元來政治上の區別に出つるを以て、其間に住する民族を單に地理上より說明せんとするは無理と謂ふ可く、又其數の多少に依て輕重を定めんとするも適當てはない、例せは滿洲の如きは其人口固より精確を期す可からすと雖も、統計上其數の多きは漢人にして、滿族は僅々十分の一に過きすと云ふことてある、又此地に於ては現今吾々邦人の外に、朝鮮人歐米人、回々人等の如きも多少に拘はらす移住せし爲め頗る混亂の狀を呈して居る、蒙古に至つては交通上の關係と、文化の程度とによつて、其共住の狀態は滿洲の如く甚たしからすと雖も、猶ほ諸種族移住の迹を絕たない、故に地理に因つて民族を說くことは徒らに繁雜を來す恐れかあるから、本篇に於ては主として人種學上より其區別を述へることゝ仕やう。

(一) 滿蒙種族の位置

滿蒙の住民は人種學者の所謂亞細亞の北方種族に屬するけれとも、此區別は亞細亞を南北に別つものと南北中、即ち南方種族、中央種族、北方種族に別つものとによつて異同かあり、又

同し亞細亞民族中にても、之を古民族と新民族とに別ち、又系圖上の本據によつて、歐洲系、亞弗利加系、亞米利加系、南洋系、亞細亞本系等に別つものもある、併し斯る説明は一々玆に列記する必要かないから、凡て右を省略して、只た世人の念頭を離れさる滿洲人、蒙古人等の如きか、學説上其北方種族に組入れらるゝことを一言し置くことに仕やう。

(甲) 滿洲人の民族的系統

滿洲に於ける一種族か長白山下に起つて、支那全土を征服せしことは世人の普く知る所なれとも、其民族上の關係は多く等閑に附せらるゝ傾向かある、今本篇中に其説明を加ふるに先ちて、此種族の系統的關係を左に表示しやう。

- 滿洲在住の北方種族
  - (一) 通古斯(ツングース)族
    - (甲) 滿洲人
    - (乙) ツングース
      - (イ) ゴルデ(ド)(黒斤又は赫哲)
      - (ロ) オロンチヨン(俄倫春)
      - (ハ) ダウリ(ル)(達呼爾)
      - (ニ) ソロン(索倫)

（ホ）マニヤルグ（瑪涅克爾）（マネルゲ）
（ヘ）ビラル（畢拉爾）
（ト）キレ（奇勒）

（二）ギリヤーク族（喀穆尼堪とも稱す）（費雅客）

亞細亞の北方族は其種類か頗る多いけれとも、南北滿洲内に住居せさるもの若くは住居するも其確證を得さるものは皆除外することゝした。

又滿洲族は前表の如く、ツングースの一派にして支那の古書に所謂肅愼、挹婁、勿吉靺鞨と同一なりと云ひ、或はツングースの名は漢代に見えたる東胡の語より來れりと云ひ、彼是を混一して皆な同種族と見るものかあるけれとも、元來東胡の語は東夷と同一にて其内に異種族の含み居たることは略ほ推測することか出來る、又肅愼族以下と東胡族とは舊同一なりや否やも判然しない、故に是等の古民族に關する考證は他日に讓つて本篇には凡て其説を省略した、併し女眞族のことは參考上必要なるにより次の文中に列擧することに仕た。

滿洲人（ツングースの一派）

滿洲人（Manchu）は近來學者の間に於てツングース族の一分派と稱して居る、然れとも此こ

とは確定不動の說てはなく、唯た其體質、言語、風俗等の二三か互ひに相類似する所あるか爲めてある、蓋し彼等は周代の肅愼にして、漢時には挹婁と稱し、又六朝には勿吉と呼はれ、隋唐には靺鞨と云ひ、宋以後は女眞と稱し、遼金元明の間に至つて女眞と曰はれしことは古く文献上に記する所てあるか右は容易く信することか出來ぬ、何となれは歷史上の名稱には往々諸種族混同の恐れかあるからてある、併し明時の女直か淸時の滿族たることは略ほ疑ひなかる可く、又此種族は一方朝鮮方面にも侵入せしこと有りて、現に其部落は今も咸鏡北道の一隅に殘存して居る是等は猶ほ世人の記憶を去らさるものなれは諸事明かなる筈なれとも、其實判然せさる點か甚た多く、又長白山下に起つて明國を征服せし淸人の主腦者は、姓を愛新覺羅と云ひ、國を滿洲と號せりと稱すれとも、此點も甚た疑ふ可きものかある蓋し最近歷史上に顯はれたる高名の種族にして、而も滿洲本來の民族か猶ほ不明に屬することは最も遺憾の次第なれは本篇には明代に於ける女眞族の大略を說んとすれとも、其以前に先つ滿洲の地名に就て一言しやうと思ふ、之れは其種族と關連して最も大切の點と思ふからてある。

支那、朝鮮等の文献を按するに、滿洲の國號は淸の太宗の崇德以前に見る事かなく、明代にては此種族の居地を概して建州と云ひ滿洲一帶の場合は遼東と呼んて居る、而して種族名は女直

と云ひしか、滿人は一度東方に崛起して遼東の地を取るや、其國號を金と號せり、爾後支那全土を征服するに當つて國號を清と改め、遼東を滿洲と號せしも其理由は不明である、抑も金の國號は宋代に一時勢力を得て、滿洲、北支那等を領有せし大金國か自己と同族に出つるを以て、其名を襲ひしとの說は信す可き樣てある併し滿洲の名稱は古代九夷の一種族に滿節若くは滿飾の名かあつて、清廷は之を變更せりとの論は採る可からす、又之を人名若くは佛名等の上に出ると云へる起源說は猶更從ふことか出來ぬ次に清の國號は金の支那音チンなるか爲め、單に音に因て其文字を改めたりとの談も採る事か出來ぬ、右は今後の研究にあれとも、要するに滿洲の國名か清の崇德年代以後に屬することは動かさる點にして、滿洲人の名稱も實に此以後のことに屬せり、又彼等の舊名に「オランカイ」の稱かあり、其文字は支那にて、兀良哈吾良哈、吾郎哈、吾郎改(Wu-liang-hu Uriankha Uriangkhai)なそと書し、多少發音に異同はあるけれとも朝鮮側にては單に之を「オランカイ」とのみ稱し邦人も亦之を襲へり、彼の文祿征韓の役に際し、加藤清正か今の間島方面に入つて、「オランカイ」を討伐せしとの談は古來人口に膾炙すれとも此兀良哈と云へるは明初遼東に於ける蒙古の一族か、明に服屬した折に、彼等の團體名に用ひたるものにて、其後彼等か蒙古地方に移りても猶は兀良哈三衛の名稱を存して居て專ら蒙古族に冠せしもので

ある。今日烏梁海(ウリヤンハイ)と云へる部落か蒙古地方に於て勢力あるは一に舊名を襲へる譯てあらうか、已に兀良哈即ち「オランカイ」の名稱は明初蒙古族の一派に冠せしことは明かなれとも、朝鮮側にては女直族を指せし例あるにより、多少混同の恐れかある故に其區別を略記せし次第てある。

次に明代に於ては東方の女直を綏撫する爲めに今の吉林地方に建州衞を置きて專ら彼等を統轄せしか、此衞所は時代によりて移動したけれとも、其種族は常に建州女直と稱して居る、然れとも細別しては左の三種と爲して居る。

(1)建州女直。建州、毛憐地方に居るものを指せり。

(2)海西女直。海西地方に居るものを指せり。

(3)野人女直。極東の野人女直を指せり。

右の中(1)(2)は所謂熟蕃にて、每年支那に貢獻し、又支那風に化せんとせしものを云ひ、(3)は即ち生蕃にて殆んと支那と沒交涉の種族を指したのてある、而して建州の地點は吉林を中心として其周圍の地を云ひ、海西は專ら松花江流域の廣地を指せしか、其海西の名は一に日本海の西方と云ふ意味の樣てある次に野人女直の地域は所謂支那の極東にて專ら黑龍江の下流を呼んて居る、蓋し此地方には今日人種學者のアジア北方族と稱する諸民族かあり、就中ツングースの

分派は犬牙錯綜して居るから、此間に於ける女眞族と他民族との混血は無論のこと其風俗言語の相互類似する點があるのは固より怪むに足らず、顧ふに彼等は北方に於て他の蠻族と混し南方に於ては支那民族と混し、西方は蒙古族に混して、其純潔なる固有の形體を存するものは殆んど絶無の觀がある樣である、今遼東志に載する盧瓊の文を見るのに左の如く云て居る。

東戌見聞錄曰、夫遼阻山帶海諸夷環徼而居、自寧前東抵開原曰三衛、逐水草無恒居、部落以千計、而朶顏爲最。自湯站抵開原曰建州、毛憐、海西、野人兀者、皆有室廬、而建州爲最開原北近松花者、曰山寨夷、亦海西種類、又北抵黑龍江、曰江夷、俱有室廬、而江夷爲最、三衛契丹阿保機遺孽也、自寧前抵喜峰近宣府曰朶顏、自錦義歷廣寧至遼河曰太寧、由黃泥凹逾瀋陽鐵嶺至開原曰福餘、其俗喜偸常入北漠盜馬、四三人、驅千百足、善剽掠、即殺人寇抄、髡其髮以自標、性貪黠、邊人以酒若貨啗之、執而殺之、玆故報復抄虜無寧時、一遭剉衂、數十年不入其地、若誠信撫之、不勞兵、而易戢也。建州、毛憐則渤海大氏遺孽、樂住種、善緝紡、飲食服用、皆如華人、自長白山迤南可哲而治也。海西山寨之夷、曰熟女直、完顏後、金之遺也、俗種耕稼婦女以金珠爲飾、倚山作寨、居黑龍江者、曰生女直、其俗略同

山寨一、數與二山寨一讐殺、百十戰不レ休、近呰酋與和レ難、平二其曲直一、以二馬牛羊段一云、諸夷皆善馳獵。女直建州、多喜レ治レ生、三衛則最無賴也、江夷之外、曰二阿哈妻得一、誌種自相雄長矣、云々。

右は少しく解說を加ふる必要かあるから、次に之を述へやう。

「夫れ遼は（中略）諸夷環徼して居る」と云へるは遼東の夷族一ならさるを指すのてある、次に「寧前より東開原に抵るを三衛と曰ふ」とあるは廣寧の前方より開原間を指せしと覺しく、右は三衛の區域を示せし譯てある、此蠻族の部落約千個所あれとも、皆な水草を追ふ境遇に在るを曰ひ、而して「朶顏を最と爲す」とあるは即ち最强なりとの謂てある、猶後の「建州及ひ江夷を最と爲す」とあるも同一てある次に建州、毛憐、海西の地域は湯站より開原までの間にして其夷族は兀者即ち兀良哈にて定住の室廬ありと云へるのてある、但し此中開原の北方松花江に近きものは別に山塞夷の名ありて、海西の夷族と同一なるを云へるのてある、次に「三衛は契丹阿保機の遺孽なり」と云へるは、彼の遼の子孫及ひ其遺民を指し、其內に(1)朶顏、(2)太寧、(3)福餘の三大別ありて居地は各々同しからさるも、其性質や風俗は同一なる由を說たのてある、又建州、毛憐は渤海大氏の遺孽なりとあるは、即ち唐代高勾麗の遺民を率ひて東方に國せし大

祚榮の子孫及ひ其遺民を指せし譯にて此渤海と靺鞨とは歴史上舊同一の如き觀あれとも、高勾麗の先を爲せし扶餘族とは異るにより、之を別種と定むる方適當の樣てある、次に海西は建州及ひ毛憐の一派と同樣にて山寨夷の稱かあり、其中て南方に居るものは熟女直と云ひ、北方黑龍江邊に居るものは生女直と稱し、前者は金の完顏氏の遺種なりと云ふのてある。

以上を區別して見れは三衞は契丹族にして、西方に居り建州毛憐は扶餘族にて中間に居り、海西は最北に居りて女直族たることを知ることか出來る、今之を前揭の建州、海西、野人の三女直說に比すれは大なる逕庭かあり、而して之を決することは他日に讓つて、今日の滿族には種々の混淆かあり、又古來此地は諸民族割據の地たることを知れは足るのてある。以下現在の滿人に就て其要點を述へやう。

滿洲人は其體質、言語等は稍やツングース族に類似する所かある故に今日は彼等の一派と見做されて居る、而して舊時の本據は吉林より長白山下の方面にて、身體は支那人よりも小に、皮膚は概して黃白若くは淡褐色を呈して居り、顴骨は較や秀てゝ頭髮及ひ眼睛は黑く眼形は蒙古式に類似して居る、又鬚髯は稀少なるも老者以外は皆な之を剃て居る、又女子は男子よりも丈け低き方なれとも漢族の女子と大差はなく、中には寧ろ高きものもある、又一般に纒足せす、

故に動作は至て活潑である、元來滿族は永く蠻境を脫せさりし爲め、專ら敏捷勇健を尙ひ、又弓箭や馬術に通せしか、熟蕃として古く支那に服屬せしものは早く文化に染みたる類もあらうか、其北方のものは明代と雖も猶ほ生蕃の境遇を脫せす、隨て性質は率直ならんも、機敏の點に於ては漢族に及はす、故に勇武の氣象に富みたるものは多く軍營に入り、他は耕耘に從事した、又結婚は上流者間に於て多く漢族と取結ふことを避くる風あれとも其辟妾は此間よりも採つたから混血の點は下級者よりも甚たしき點かあつた樣である、蓋し滿族は其容貌は別段漢族に讓らされとも、風俗は舊來粗野なりし爲め、凡て支那風に化して今日は古俗の見る可きものかなく、唯た辮髮は北方族の舊體を保ちしも是等は殆んと勢力かなく、又女子の結髮は漢族と異る風かあり、其品種亦頗る多きも、是等は彼の廣東地方の女子間に行はるゝ例と同樣て、古く漢族間の風習か彼等の間に遷れるやの觀かある、故に滿漢兩族間の風俗は今日男子の辮髮と、女子の不纏足とを除きては、他に其異る點を知ることか出來ぬ、併し強て之を求むれは、彼の乾隆帝か吉林土風雜詠中に記したる類は確に滿洲族の舊風を語るものと謂ふ可きである、但し夫等のことは別に風俗の條に述ふることゝ仕やう。

次に人口の數を曰んに、此點は固より不明てあるけれとも、其總數は東三省を合して約七百

萬人ありと云へり、而も他の地方、即ち支那內地、若くは蒙古地方に移れるものもあれは總計は尙ほ增加するてあらうと思ふ、又滿洲の地を踏んて、直ちに彼等の風俗を知る可きは家屋の類にて、其形狀は一見鐵道客車の如く、上部四方は凡て土塗りとなし、內部には炕即ち朝鮮にて溫突（オンドル）と稱する通煙採溫の構造となし、夜間には其上に起臥するのを常として居る、勿論此構造は朝鮮とは異れとも、起源は寧ろ此地方に在りと云はさるを得ぬのてある。

又墳墓の構造は概して饅頭形てあるか、上部に一種の異るものを置くのは、一に喇嘛敎に歸依するの結果、其塔形を模造した樣てある、但し此方には煉瓦製にて正しく塔形を表せしものかあり、又宗敎にしては喇嘛の外に、シャーマン敎を奉するものもある、併し是等は北部地方の滿族に限るか如く、又其風は一にシベリヤ諸民族より移つたものゝ樣てある。

ツングース（北方族）

ツングース（通古斯 Tunguses. 又は、Toungus. Tungusians）の稱呼は支那の秦漢時代に見えたる、東胡の語より來れりと謂へり、蓋し東字の支那音は廣東（カントン）、東京（トンキン）等の如く凡てトンと呼ひ、又英語綴りの中にも前例の如く Tung とあり、又古の字は汎河小古城（滿洲）Fan-ho hsiaoku ch

eng の如くクの音かあり、又スは三苗氏、蠻子等の如く子字を附せし爲め斯く稱せしか如くに思はる、隨つてツングースはトングースか全くの本音にて、其東胡子より來れりとの說は略ほ動かさる樣てある、而して露國人は布持哈（ブトハ）、打牲等に住する同民族を喀穆呢堪（カモニカン）若くは通古斯（トンクス）と稱すと云へは、カモニカンは彼等の自稱なるか、其邊の事情は猶不明てある、蓋しツングースの名稱には廣狹の二義かある、其廣義の場合は古代滿洲の地に住せし、肅愼、挹婁、靺鞨、女眞より、近くは現在の滿洲人をも包括し、又シベリヤ地方にては、東方太平洋端のオコツク海より、西方はエニセイ河畔にまて到達して居り、又南方は滿蒙の北境より北方は北緯六十五度、即ちヤクート族の領地なるレナ河附近に住する諸民族の類をも總稱して居る、而して狹義の場合は右の中より滿洲の分を除去すれとも、其細微の相違點は單に言語風俗習慣等の上に過きさる樣てある。

以上はツングース民族と稱する名義上の廣狹を示せし譯てあるか、其內狹義のツングース中にも使用動物其他によりて。

(1) 馴鹿ツングース
(2) 馬ツングース

(3)犬ツングース
(4)曠原ツングース
(5)森林ツングース

等の五部族に區別した例かある、是等は種族別としては無意義なれとも、便宜上にては面白き點かある、又地理上より區別して。

(1)南部ツングース
(2)北部ツングース
(3)海邊ツングース

と爲すものもある、右は住居地方を知るには便利たけれとも、別に支族名と其特徴とを擧けされは用を爲さす、又彼等の中には特種の言語を使用するものは多少アジア古代民族の混血せるモンゴル的の體質を具備するものかあつて、其諸支族をも總合せるに依り其間に相互の差違少なしとせされとも、概して曰へは、四肢の調整か頗る宜しく、身長は不同なれとも短身の部類に屬して居る又、頭形は中頭及ひ短頭の兩者かあるけれとも、中頭は極めて僅少である、又衣服は男女ともに毛皮製の品を用ひ、食物としては專ら獸獵を殊とするか故に鳥獸の肉を食し、

住居は革製の圓形テントを張つて其中に生活し、多くは水草を逐ふて轉徙するか、中には耕作を營みて永久の計を謀るものもある其小區別は別表の如く、又支族によりて種々の相違かあるから、以下之を別ち記して參考に供することゝ仕やう、但し其人口は今より百七八十年以前は七八萬と稱せしも、其後は五萬人に減せりとのことてある。

附　言

以上記し終れる後、猶ツングース名に就て追加する必要を感せしに依り、左に之を錄することゝ仕た。

白鳥庫吉博士の東胡民族考（史學雜誌第廿一編第四號より、同廿四編第七號迄十四回に涉りて記載せる論文なり）を見るに次の如く云て居る。

現時の東洋學者は大概匈奴を以てトルコ種となし、東胡を以てツングース種となせり、然れとも右は便宜上の假定說にて科學的の考證を經たるものに非す余（白鳥氏）は匈奴の骨子を以て蒙古種に屬すと認め、東胡を以てツングースに緣故なきものと信す、（以上大意）と、又氏はツングース名に對する結論を附して曰く。

『以上陳述し來れる所を一括せんに Tungus とは元來 Yakut 人の如きトルコ人か其隣民族を輕侮したる稱呼にして、其義は豕のことなり、露人は十七世紀に始めて之を聞きて歐洲に傳へてより、此名は遂に亞細亞北部に住する同民族の總稱となりしなり然るに東胡とは春秋時代より漢代に至るまで遼河の上流域に游牧せる蒙古人を呼ぶ漢名にて其名義は既に文字自身か之を語るか如く、東方の胡と云ふなり而して胡とは匈奴（Hung-nu）の原名を漢人の省略せしにて、蒙古語、人の義なり、然れは東胡（Tung-nu）と Tungus とは音聲に於て酷似するにも拘はらす、此二民族は住地に於ても、種類（種族ならん）に於ても、將た名義に於ても全く互に關係なきものなり』

白鳥氏の東胡を以て蒙古種とする說は當否猶ほ不明てある然れとも東胡を以て東方の胡と云へるは當れるか如し、唯た同氏の說として如何にやと思はるゝはツングース名かヤクート人の語にして豕の義なりと云ふ點てある、元來或種族か他民族に綽名を附する場合、殊に輕蔑的の惡口に類する名稱を冠する場合は其命名者か文化の度案外に高く、被命名者か頗る野蠻の狀態に在る時に限るやの觀あり、萬一双方同樣の位置に立つ場合は斯る輕蔑的の名は下さゞるものてある、然るにヤクートの如き未開族かツングースに對して豕なりと云ふは餘りに生意氣の仕

業にして事實有り得可からさる例てある、又十七世紀の後半期に露人か始てヤクートより聞けりと云ふ Tongus（ツングース は後の轉訛ならんと云ふ）の語なるものも實は Du Halde 氏の著『支那及ひ支那領韃靼誌』に出てたるものにて、此書は又十七世紀の後半期に淸國皇帝の命を帶ひて韃靼地方を數回往復せし Gerbillon 氏の紀行文より採りしと云へば益々以て根據の薄弱なるを覺ゆるのてある、何となれは今日の疑問を決するには此紀行文の本文を見されは判斷し得されとも、其事全く不可能なれは暫く他の點より推測を下さゝる可からす、而して常識より考ふれは淸國皇帝の命を受けて數回韃靼地方に往復せし人物なれは支那側より此方面に任せし古今の民族證を聞くなる可く、又通譯なとより傳聞せし例も多かる可し、左すれは其點をも加味總合して實地上を併せ記せしやも圖られす、隨て東胡の名稱を知らさりしとは見る可からす、然るに夫等を度外視して單にヤクート語のトングースと云へるか遇ま豕の義なるを知りて恐らく之を綽名とせしならんと輕信を懷き、深く其根本を探らすじて斯く決定せしものとすれは容易く其說に從ふことは出來ぬのである、要するに白鳥氏の說は歐人の假說を破るに於て（ツングース東胡說）價値あれとも、其豕の綽名說に至ては未た熟せさるを覺ゆるのてある。

以上說く所の如くツングース豚豕說は固より信す可からすと雖とも去りとて肅愼以下の歷史

的諸民族を以てツングースと認むることも亦危險の見なりと稱せさるを得す故に、本篇に於ては共に右の二説を取らす單にツングースの名稱か彼の東胡子より來れりと一點のみを主張し、其現民族か果して古代の東胡に當れりや否やは更に他日の研究に委することにした。

ゴルヂ（ツングースの一派）

ゴルヂ（Goldi）はゴリド（Golid）と稱するものかあるけれとも、英國讀みにては前者を常とする、又ゴルド（Golde）と記するものもあるか、要は同一民族てある、支那人は彼等の凡てか、魚皮の衣服を着する爲め、之を**魚皮套子**（Yu-pi-da-tzi）と呼ひ、又頭髮を剃る風習か存する爲め、**奪毛子**（Twan-moa-tze）とも云へり、元來ツングース族の一派なれは體質、言語等は概ね彼等と相類し、宗教はシャーマン教を信仰せり、又美術心に富みて、人物及ひ諸動物の彫刻に妙を得て居る、其住居地は主として黒龍江の下流なれとも、吉林省の東北部にも散居するとのことである。彼等は容貌少しく暗青色を帶ひて宛も病者の風かある又顏面は長方形にて上下は多少厭迫的の觀を示す、又顴骨は秀てゝ額は狹く、鼻口は尋常にして目は細く頭髮は黒く鬚髯は稀薄てある、骸軀は中等にて骨格は逞しき方なり、又性質は質朴、誠信、慈愛の情かあり

至て平和好きの爲めに殺伐の氣風はなく、隨て他國人との交はりは頗る親密である、言語は滿洲語に近く、又虎豹を尊敬する風習があるから、自身に其危害を受けざる限りは之を殺さず、又已むを得ずして之を殺すも、丁寧に棺柩に收めて埋葬し、號叫して殺戮の罪を謝すると云ふ、又種々の木製なる偶像があつて多くは之を祭つて居る、又シャーマン敎は匾鼓と金屬の樽とを揲ち舞踊して呪文を誦し、水をそゝぎて病者を祈禱することは他の民族間の風と大差はない、又彼等は廉潔を重んずるから竊盜の弊は全くなく、又夫婦親子の關係が親密なる許りではなく、又長者を敬し、他人の急を救ふと云ふが如き點は尤も重んぜられて居る、衣服は前條の如く魚皮を用ゆるけれども、其外に種々の品があり、中には露國の上衣を着用するもあり、又支那服に似たものもある、併し固有の類を曰へは、第一が襯衣で次が短き上衣であるが、之は大抵支那製の木綿を用ゆる譯であつて夫れを二枚ながら膝の邊にて紐結ひとする、次は短袴で男子は膝の邊に達するもの、次は魚皮製の長き襯衣で、之れには種々の色の中に模樣ある布を縫ひ付け、時としては其裾に錢若くは貝を添付することがある、次は廣袖の衣服であつて、之は立働きの際其便を圖るが爲めに手首の邊に種々の紋樣ある廣き紐を付して之を緊縛する、其他小刀、煙草入の嚢、喇叭の類を帶に垂下し、頭上には毛氈製の支那帽子に似たものを戴く、之

は又樺皮製の椀形のものもある、又靴は魚皮製の長靴てあるか、女子の服裝其他も略ほ右と同樣てある、併し衣服に種々の彝箔を施し、其美觀を圖る點か、多少相違する譯てある、但し女子には別に前垂れかある、之れは魚皮もあれは織物もあるか、併し一般に右を用ゆるのてはなくして少女か富者の婦人に限つて居る、又女子の頭髮は二個の辮髮を編みて背後に垂れ、或は之を頭の周圍に纏ひて前額に結ふのもあるか、此場合は頭の前部を剃りて殘餘を一個の辮髮に編むのか普通の例てある、又小錢を鼻に吊す爲めS字形の銀線を附し、又耳環をも垂下する風習かある、次に住居は支那風てあるか富者は之を二分して前室を厨房となし、後室を居所とするか、他の者は別に斯る區別かない而して物置其他は極めて稀れに見る丈て普通はない、又彼等は其部落を取圍むには必す森林を以てするか之は防風林の外に他の必要も存する樣てある、彼等の生業は無論漁業と獸獵とてあるか、或一小部分には農作もあつて粟や豆や胡瓜や煙草等を栽培する、狩獵には小銃もあり、弓弩もあるか、其獸を捕ふるには犬を用ゆるのか一般の例てあつて、之れは多く橇引きに用ゆるのてある、又ゴルヂの支那に對する納稅義務は單に一年一度黑貂の皮を一枚丈納むる譯てあつたか、其代りに彼等を遇することは甚た過酷てあつた、然るに今より三十年前滿洲人と同一の待遇を得たから、最早昔時の樣な取扱ひは受けぬ、爾後

學校建ちて敎育を施す樣になつたから追々開明に向ふてあらう、又滿洲居住のゴルヂは其數固より不明てあるか大約二萬五千人位は居るてあらうとのことてある。

附言。本文中に記せし、奪毛子は支那の北京音にては（To-mao-tzu）なれとも右は川毛子（Chuang-mao-tzu）山毛子（Shan-mao-tze）にあらすやとの說かある舊來ゴルヂを「Twan-moa-tze と云ひ、オルチアを Shang-moa-tze と稱せしは多少誤謬あるやも圖られす、故に前說を附記したのてある。

オロツチヨン（ツングースの一派）

オロツチヨン（Orochons）は支那にて俄倫春（オロンチヨン）又は鄂倫春と書す主として黑龍江の中流及ひ其支流なるゼヤ河、其他レナ河の上流オレクマ河の邊に住居し、又興安嶺の山中にも棲息して居る、其名稱は蓋し『馴鹿保有者』（Reindeer Tunguses の義なりと云ふ、多くは山居を好み、獵狩を以て生業と爲し、又野鹿を養ふて騎乘、駄載兩用に供して居る鹿の身毛は灰白色を呈して驢馬に類する、又馬を養ふものかある彼の黑龍江の沿岸から興安嶺の山中に棲むものか之れてある、多くは山陽に居つて世々土著の民となれり、體軀は矮小にして瘦せ形てあるか、頭

部は廣頭に屬し、殊に前額部より頸部にかけて一見厭迫せるか如く、顏面は偏平にて、顴骨秀て、顎は前方に突出し、前額廣く鼻短く、且つ圓し、唇は厚く、眼睛は茶褐色若くは黑色を呈して眼形は細く斜截して居り、頭髮は黑く、鬚髯は少なく皮膚は淡暗色を帶ひたり、男子は頭髮を側面或は中央より分けて、之を梳つり、束ねて後方に垂れて剪斷し、女子は頭髮の中央を別ち餘は辮髮として後方に垂下して居る、言語はツングースと相類し、又多年所獵の毛皮を以て露人と交易する所から、隨て露語に通するものか一般の風となり居る、又住居は樹皮或は毛氈を以て天幕風に造り衣服は冬期毛皮を着し、夏季は多く露西亞服を用ひ少女はヤクート產の頸飾りを施し、冬季は肩掛けを用ひ、男女共に短き袴及ひ皮製の靴を穿く、又家は一家族中其父を以て家長となし、二三家或は四五家を合して家長を設け、他は凡て其指揮を仰くか例である。

其性質は愚直なるも、勇悍にして愛憐の情に富み家族團欒して相爭はす、又健步疾走殆んご猛獸の概かあり、又騎馬槍を使ふことは、其特徵と稱せられて居り、又銃器を操縱するに尤も巧妙を極め、百發百中の觀かある、嘗て清朝の同治年間に、吉林の馬賊金匪を勾合し、四出して猖獗を極むるや、時の將軍富明阿、（一說に黑龍江省の馬賊にて、將軍は特普欽なりとあり）奏請して、鄂倫春の兵五百を調練し、一戰して之を定む、因て布特哈八旗に隸屬し、九佐領八旗に

編せしことありとのことである、又光緒年間に、黑龍江將軍上奏して鄂倫春人を籠收して興安城を設けんとす、裁撤して鄂倫春人を以て、愛琿、墨爾根、布特哈、呼倫貝爾の四城に分歸し、愛琿を管理するに、上下二路に分ち、墨爾根、布特哈、呼倫貝爾は各々一路と爲し、每路專ら協領一員を設け、貲を以て收集す、畢拉爾、庫瑪爾、多布庫托河等の如き各路は即ち是れてある。

右はオロチョンの熟番とも稱す可きものにて、全く清朝に隷屬使役せらるる部分なれとも、其山中に居りて野人の舊慣を保つものは皆な肉を食ひて其皮を衣、嘗て布米の何物たるやを知らさるの狀態てある。

ビラル（ツングースの一派）

ビラル（Birars.）は支那にて畢拉爾と記す、孰れか誤りてあらうと思ふ即ちツングースの一派にて鄂倫春の別部に屬して居る、其居地はマニヤルグ、ニナギス、ソロゴン等と同樣、黑龍江中流の沿岸（東經百三十度）に位すれとも、滿洲地方には呼倫貝爾地方に散在して居る、其骨格、容貌、風俗習慣、衣服等の狀態は殆んと滿洲人の風と相類して居る併し言語は『マネグール』に能く似て居り、又滿洲、支那ダウール人等の言語も多く交つて居る。

ダウリ（ツングースの一派）

ダウリ（Daurians）は又（Dagon 及ひ Dakhon）とも綴れり、邦人はダウルと呼ぶものがある、支那にては達呼爾（タホル）と記し、又達虎爾（タハル（タフリー））と云ふも同一民族ならんか一に愛門人と云ふ、其居地は多く黒龍江省内に限るの觀あれとも猶他所にも居るてあらう、今文献を按するに多くは布特哈に住し、又黒龍省城、及ひ各城にも居ると云ひ、又昔日は東布特哈の北境に住して遊牧をして居たか、今日は興安嶺の山脚一帶の地に在りと云ひ、又嫩江の右岸に注く支流の各地及ひ稚爾（ヤール）河以東に棲息するけれとも、近時漸く一所に定住して農業に從事する傾向かあると云ひて、多少區々の記載を免れぬけれとも、黒龍江省にては之を軍隊に編して八部落若くは八圍と稱し、又新滿洲とも號し、漢滿兩軍と共に、索倫（ソロン）、俄倫春（オロンチョン）、畢喇爾（ピラル）等と並んて達呼爾を其一部に加へるのを見れは、漸次文化に進みて、舊體を改めて行くことは確かな樣てある、蒙古地方にては此種族か專ら風氣の先を得ると云ひ、又頗る富裕の稱かありと云へは、其文化に染みて貲財に富むことは明かてある、而して其居地も蒙古、黒龍江省等兩地の間に跨かつて居る樣てある彼等は身長高くして、骨格雄偉、顏面は偏平或は細長きものかあり、眼瞼は斜裂の狀かあり、頭髮

は黑く、又皆な顋鬚を蓄へて居る、家屋は樺の木を以て骨組を造り、覆ふに泥土を以てす、而も初め水草に就て轉移せりと云へは當時の家屋は右と異つて居たてあらう、體質は陳巴爾虎に似て居るけれとも、衣服は滿洲人の類と略ほ同してある、又村落には首長を置きて、一村を統轄せしめて居るか彼等は他と結婚せす、又其婦女は善く孩兒を保育するから、人口は次第に增殖し、且つ遊牧に長すと云ふ、而も清朝に隸屬して布特哈八旗に加はり、三十九佐領三旗に編入せられたるものゝ如きは、其程度滿人と大差はなからうと思ふ、又彼等は三百年以前に於て巳に塹濠を繞らせる砦堡を造り、又木壁の都邑なとを經營した例もあり、宗敎はシャーマンを信して居るけれとも案外進步せるものゝ交つて居ることは確かてある。

ソ　ロ　ン（ツングースの一派）

ソロン（Solons）は支那側にて索倫と記せり、蓋し『射手』の義なりと云ふ、シベリアにては黑龍江の中流、東經百二十度の南方に住すれとも、支那領に於ては額爾古納河の東岸、興安嶺の東麓、嫩江（墨爾根）の上流沿岸、黑龍江の右岸一帶の地及ひ布特哈、呼倫貝爾等の地に散在し、或は滿洲人と雜居し、或は獨立の部落を營むものかある、人種學志は彼の海岸に住するオ

ルチエ、ダウル等と共に之を南部ツングースの中に入れて居る、又彼等は多少蒙古種族と混合せる形迹かあり、隨てクルジャ地方に移住せるものもあり、支那書の中には彼等を以て蒙古地方の巨族と爲せは其人口は案外に多數の樣てある、又身體は長大て、骨格は雄偉に、頭形は椿圓にして毛髮は黑く、鬚髯は少く顏面は丸く、額部は廣く、目は細くして、其光彩は黑く、顴骨は秀て、顎形は廣くして鈍角を呈し、鼻は低く、口は大に、唇は厚く、性質は勇敢にして膽大てある、言語はツングース語から出て居るか、又滿洲語に類する所もある、其他漢語、蒙古語等をも交へ用ゆ、顧ふにシベリア地方のものは又露語をも解する譯てあらう。

支那にて黑龍江省內に住するソロンは、常に游牧を以て生活をなし、多くは布特哈及ひ墨爾根(即ち嫩江縣)呼倫貝爾地方に住居して居る、而して呼倫貝爾のソロンは主として內興安嶺の東北方に在りて尤も巨族と稱せられ、又南方は喀爾喀、庫勒等に至り、又北方は喀拉布爾霍に達し、西方は索岳爾濟山根に至り、東方は濟普器兒に及んて居る、右は皆な彼等の游牧場地と稱せらるけれとも、已に淸初以來軍旅に從ひて大功を立て、驍勇天下に聞ゆと云へは其節制あり、規律あることも確かなるか如し、康熙年間、羅刹の內侵に際し、ソロンの兵を訓練して之に當りしことかあり、又雍正以還、伊犁衛藏の軍事に當りて徵集せられても從はさりしか、海

蘭察逐に戰功を以て特に起用せられ、最近又捻豫の亂を平けしことかあり、又東黑龍江及ひ西丹精の率は僧格臨沁の麾下に隷屬して尤も勁旅と稱せられた、猶支那の記述によれはソロンの名は興安嶺左右の土着民を指す總稱にて、其内にはオロンチョン、タホール等かあり、又他の著名なるものにて山林中に生活を爲すものには、ブリヤード、ヤルートの類もありと云へとも、人種系統の論としては採ることか出來ぬ、又ソロン以下は露支兩國の接近地に跨て棲息せる爲め去就常ならす、唯た水草の美なる處に之れ移るの風かありと云ひ、又國家の何物たるやを解せすと稱せらる、顧ふに右は舊風を說せさるものを指せし譯てあらう、又彼等の中にて能く露語を操縱するものは頗る需要多く、又漢語を解するものは用ひられすと云へり是等は居地の關係に基く爲めと思はれる。

又索倫（ソロン）は契丹の遺種なりと稱するものかある、蓋し明代に於ける朶顏、大寧、福餘の三衛は遼西に於ける大族にて、其位置は契丹族の稱に適合せり、而も其一致を釋明することは尙ほ今後の研究を要する點てあらう、又彼等は常に密林地帶に在つて數木の樹枝を連結し、一見鳥の巣の如くに造つて、樹上生活を爲し居れりとの記事もある。

マニヤルグ（ツングースの一派）

マニヤルグ（Manyargs）は又マネグル（Manegres）或はモナギル（Monagirs）メネグル（Menegrs）等と呼べり、皆な多少間違ひの結果に出つるのてあらう、彼等は黒龍江の中流、東經約百二十六度の邊に住すれとも、又黒龍江省の内部にも居住して居る、即ちオロツコ、オロチヨン、オレニー等と共に馴鹿を飼養する爲め、馴鹿ツングースと稱せられ、又其居地の北方に偏する處より北部ツングースとも呼はるゝのか普通の例てある。

支那側にては瑪涅克爾（メネグル）と云ひ、居地は額爾克訥（オルコム）河の下流に在りて現在は勞働者風の生活を爲し、支那人の服裝を爲して居る爲め、風俗上にては其區別を爲し能はすとのことてある、又彼等の容貌には二種の相違があつて、一は顏面か廣濶の上顴骨か秀てゝ鼻か低く、宛も蒙古人に似た處かあり、他は顏面か楕圓形にして美貌を呈し、鼻は高く、顴骨は秀てす、如何にも優美てある、而して身體は共に長大てある、又男子の頭髮は滿人風の辮髮てあるか、女子は頭髮を二つに分けて辮髮に編み、冬季は毛皮製の頭巾を被り、夏季は毛氈製の頭巾を被る、又衣服は男子の分か筒袖の膝下位のもので、其上に背心子形のチヤンチヤンを纏ひ冬期は更に山羊の毛

衣を着る、夫れに毛編みの紐又は馬尾を編みて釦とせる帯及び毛皮製の下袴等を用ゆる、而して婦人服は更に其裾を長くし、又袖や裾や背面等に色布にて種々の模樣を示してあるから、多少美貌か加はる譯てある、又家屋としては木骨に樺皮若くは麋鹿皮を以て蔽へる圓錐形の天幕を用ひ、言語は『オロチヨン』に能く似て居る、彼等は夏期は河邊に住居し、冬季は森林や山嶽の地に移轉する風かある、又竊盗を好むか故に他國人は牛馬物品等を掠められる例か往々にある、宗教はシヤーマンて、其教は子孫相傳てある、彼等は年長者を以て首長を撰み凡て其指揮を受くる風かある。

キレ（ツングースの一派）

キレ（Kile）は支那にて奇勒と書す、シベリアにてはゴルド、オルチヱ、ネグダ、ニギダ等のツングース派と共に、黒龍江の下流に住し、就中キレは同下流の西方東經百三十五度の邊に棲息して居る、支那側にては黒龍江省、寧古塔の東北方二千餘里、及び亨滾河等の處に居り、猶其他には內興安嶺の山中にも住居すると云ふ、其性質は生蕃に類し捕魚、打牲を以て生業となし、衣服は皆な鹿皮を著け、或は之を染色す又多くは鮭（答抹哈魚）皮を用ゆ故に魚皮韃子

の稱かある、住居には室廬なく、牲に隨て轉徙する、尤も未開の民族である。

附言　奇勒とゴルドとは同一支族に似たる點かある其魚皮韃子と稱するか如きは即ち之れなり、又別に赫哲（ho-che）若くは黒哲（ヘチヨ）と記するものあり、又黒斤（ヘチヌ）と云へるものあり、後者はゴルドの稱なれとも前者も亦類族の如くに見へ、又韃靼族の如くにも記せり、是等は頗る混亂せしやの狀かある。

ギリアーク（北方族）

ギリアーク（Giliaks 又は Gilyaks）は自ら呼て尼古奔（ニコポン）と云ふ、阿穆爾（アムール）地方に在るものは那貨克（ナホク）と云ひ、樺太の西岸にあるものは那害克（ナハイク）と呼ふ、其居地は黒龍江即ちアムール河口の海に注く邊より、ニコラヱウスク、樺太の北部及ひ黒龍江省の東北端に在り、人口僅かに五千に過きされとも、右は北海道のアイヌと共に亞細亞最古の民族と稱せられて居る、體質はチユクチカムチ、ヤダール、又はアイヌ、ツングース等に類する所かあるけれとも、其著明の點をあくれは、頭髪は黒くして且つ長く、男子中には多量の鬚を有するものかあり、顴骨は高く秀て、目は小にして窪み、鼻は偏平にして肌膚は黃色を呈せり、身長は小なれとも、頭形は廣頭である

彼等は頭髮を編みて背後に垂れ、身には筒袖の衣服を着し、下部には寬き股引を穿ち、夏期には別に魚皮製の服を着するものあり、女子は衣服の裾に金屬製の小圓服を縫付けて裝飾となし、帶には日用の器具、即ち小刀、煙草入、烟管の類を吊着して居る、彼等は專ら河畔、海岸等の地に住居し、漁業を以て生活を支ゆ、冬期は半穴居の家屋に住居し、夏期は小舍に移住する、而して宗教はシャーマン教を信仰し、又熊祭を行ひ、又彫技を能くし、貿易を爲し、且つ商業をも營んで居る、現に彼等は二百人以上每年三姓市の地方に來つて毛皮を貢納する。

(乙) 蒙古種族の系統表

滿蒙の地は行政上の區劃が判然として居るけれども、其民族は互ひに兩地方に入交り、或は猶ほ支那に入りシベリアに入るものがある、是等の點は一々詳記する遑がないから、多くは之を省略した、而して此蒙古族の分類系統に就ては諸々に一致せざる點が甚た多く、聊か適從に苦むけれとも、姑く穩當と信ずる處によりて左に之を記載した、又是等の小支族に對する研究上の論文は未た世に出てさるやの觀があるから、便宜の爲め多くは之を略記せしが、要するに此地方の民族は支那の文献に徵するに、古來非常なる移動があり、又混亂があつて純粹の蒙古人

なと云へるものは存否不明の點かある、隨て小支族の分立は單に部落の相違、地理上の相違等に過きすして、體質上の如何は恐らく大差はなからうと思ふ、故に今彼等の系統分類を示すに先ちて、其總括的性質と歷史上の名稱とを次に說くことゝ仕やう、蒙古族（Mongolians）は今日學者の間に於て、其純正なるものを蒙古人（Mongols）と云ひ、又他民族と混血せし觀あるものを蒙古族と呼び、前者は單にカルカ（喀爾喀 Khalka）を指し、後者はカルマック（Kalmucks）ブリアート（Buriats）及ひ他の蒙古人を指稱せり、然れとも歐米人なとか普通蒙古族と呼ぶ場合には亞細亞の全部、並に北部露西亞、ハンガリー、トルコの諸民族を總稱する實例を見る、勿論亞細亞南部に住するアリアン派若くはセミツ系統の民族は除外すれとも、他は之を包括せり是等は固より、採るに足らさねとも前者は聊か信用す可き價値かある、併し人によりてはカルマック及ひカルカを以て蒙古族の體質を示す可き標準となすものかある、蓋しカルマツクはカルカより分派せりと云へは互ひに系圖關係の密着せし點あるは明かなれとも、已に他族と混して多少の變化を示すものを標準とするのは不都合と謂ふ可し左れとも其說は姑く措きて右の體質を曰へは、身長は平均一米六三一六四にて中等に屬し、頭形は生體指示數八三にて亞廣頭に入れとも、猶廣きものは多い樣てある、頭髮は直毛にて色は眼の虹彩と共に黑く、其横

斷面は稍や圓く、鬚髯は凡て粗薄なり、而して體毛も多少ありて日本人なとよりも多く、皮膚は光澤なき黃色若くは帶褐色なれとも、其光澤なきは入浴の如何と食物の關係とによる可し顏面は偏平にして圓く、眼は蒙古式を呈して傾斜し顴骨は突出し、鼻は低くして鼻翼廣く、言語は皆な漆着語を使用して居る、又此蒙古族と韃靼族（Tatars）とを同一に見るものもあり、又ターターは蒙古の一種族なれとも、蒙古即ちターターに非すと云ふものもある、又ターターと蒙古族とは舊同源の種族にして後、混血其他の結果として分岐せしならんと云ひ、又ターターの名はツングース語若くは滿洲語にて『射手』又は『遊牧』の意味なりと說くものもあり、其說は未だ歸着せされとも顧ふに彼の『オランカイ』と同樣此名は尤も混亂せしものであらう、今日歐人の間にて土耳古族をターターと云ふは其名同ふして、其實は變ぜりと說くものかあるけれとも、東亞に於ける韃靼名も亦此嫌ひなしとせす、但し其始めて突厥碑に見へたる頃の韃靼は其時代古きか爲めに、後世の如き混亂はないかも知れぬか、當時のターターは唐書の室韋傳に見へたる蒙兀（或は蒙瓦とも記す）とは又別なり、故に韃靼を以て蒙古の一種と云ふのは又當らす唯た二者同源說は稍や信す可きか如しと雖とも、是とても猶ほ研究の餘地はある可し蓋し唐代に見へたる蒙兀人なるものは其數も其範圍も共に極めて狹少なりしならんか元の興るに及ん

て其範圍と民族の分布とは假に廣大のものとなつた然れども元代の蒙古人即ち當時尤も純粹の蒙古族と認められしものは決して今日の如き多數者にはあらざる可く、又其蒙古族の數を增加せしは恐らく元一代の間に諸民族を混一せし結果であらうと思ふ、今史を按ずるに漢時の匈奴、唐代の突厥等は其盛時に當りて範圍と民族と共に廣大の狀を示せども、其實純民族の數は寧ろ減ずることも增加することはなく、偶ま斯く見ゆるのは諸族を打て一丸となし、之に同名を加ふる所以なる可し、斯く觀察し來る時は世の蒙古族と稱するものも、此混同民族を指すに似たれども、夫等は他日の論として、今便宜の爲め左に其系統表を掲く可し。

蒙古種族
- (一)カルカ（喀爾喀又は瓦爾喀と書す）
  - (甲)チユメツト ┐南部
  - (乙)サツカー ツアツカー ┘
  - (丙)カルカ(北部)
  - (丁)カルマツク（額魯特エリユートとも云ふ）
    - (イ)ズンガリア(準噶爾)
    - (ロ)タルグート(土爾扈特)
    - (ハ)コショート(和碩特)
    - (ニ)ツルベツト(杜爾伯特)
    - (ホ)輝特
    - (ヘ)コラツセ
    - (ト)テレウヅ
- (二)新陳巴爾虎……ブリアート 布里雅特

（三）烏梁海（兀良哈とも書す）
（四）鄂爾多斯
（五）蘇尼特
（六）明噶特
（七）ソーヨーン

此表の支族分岐は甚だ不明なるものがある、是等は已むを得す、上列に掲記せしが、右は將來變更の時期ある可く、又ブリアートの中には十一種の最小分派あれども、是等は全部シベリアのバイカル湖畔に居りて蒙古地には緣故なく、且つ其數も少く、又小部落の名稱ならんかと思へるから凡て之を省略した。又ブリアートの新巴爾虎より出ることは最近支那側にて調査せし『黑龍江』と題する書册の說に從ひしも歐人の著書には嘗てなきことてある、併し右の當否は猶不明なるにより、他日不可なる點を發見せは更に改むることゝ仕やう。

カルカ（東部蒙古族）

カルカ（Khalka）は一に（Kalka）とも書し、支那にては之を喀爾喀又は瓦爾喀と記せり

彼等は人種學者の所謂東部蒙古種族中の一種に屬すれども、其實東北部の蒙古族を指稱する總名と爲つて居る、猶細かく曰はば、其南部に在るものは之を Tumets, Shakars, 或は Tsakhar と呼ひ、其北部に居るものは之を、Khalkhas と稱せり、然れども普通は之を總名として用ひ居れり、其人口は約二十五萬人あり、彼等の中には外蒙古の喀爾喀四部、及ひ呼倫貝爾の新、陳巴爾虎等あり、世人の俗に蒙古と呼へるは概して是等の地方に在るものを云ひ、又一時天下を震撼せし元の成吉斯汗の如きも亦此種族中より輩出せし譯である、彼等は身體長大ならさるも、骨格强健肩幅廣くして且つ高く、頸部は概して短小である而して頭髪は黑く、顏面は偏平に、顴骨は秀てゝ鼻は低く、顎は尖り、鬚髯は少く、眼形は傾斜して、眼睛は黑褐色を呈し、皮膚は黃色又は赭色を帶ひて居る。

カルマツク（西部蒙古種族）

カルマツク、（Kalmucks）は又（Calmucks）或は（Kalmycks）とも記せり、其名稱は露人なとより命名せられしものと覺しく、自身には常にヱリユート（Eleut）又は（Olot）と云て居る、而して支那にては額魯特（オロト）、厄魯特、衛拉特、瓦拉特等と呼へり、此中に數小派あることは別表

の如く、又其居地は蒙古の西南部及びズンガリア、並に露西亞の南部ヴォルガ地方其他ドン河の兩河流及び西藏方面に迄分布して居るけれども概して西方に偏倚する爲め、近來の人種學者は之を西部蒙古種族と稱して居る、彼等の人口は約五十萬あり、昔時は强盛を致せしことあれとも、爾後戰亂と移住とによつて歐亞の間に分散した、其體質は純粹の蒙古風なりと稱すれとも信す可からす唯たブリアートなどに比して稍や古風を存するに過きぬのてあらう、今其要を曰んに、彼等の體格は中等にて、其胸圍は頗る廣く、骨格亦逞ましく、頭形は圓くして、胸部は大に、四肢は短くして且つ小に、頭髮は黑く、皮膚は黃褐色を呈し、鼻孔は大にして、唇薄く、眼は細くして外眦上り、兩眼の距離は遠くして顏面は偏平である、身體は强健なるも性質は朴直にして且つ慓悍てある、男女は共に騎馬を好み、男子は又相撲を善くせり、常に游牧によりて生活をなし、言語は他の蒙古同系統のものを使用すれとも地方的の相違は有り、又宗教は主として喇嘛敎を奉して居る、康熙年間準噶爾、杜爾扈特、杜爾伯特、和碩特の蒙古族を四額魯特と稱せしこと有り、元來準噶爾はトルコ族のヤクート人か居る處なれとも、蒙古族も往時は多數に住居した樣てある。

今最近の調査に係る支那書に據るに厄魯特（即ちエリユート）は準噶爾（Zungar）部の人に

て、多く呼裕爾河の流域に住し、亦呼倫貝爾にも住するものかある、又呼裕爾河に住するものは、伊克明安貝爾を以て首領を爲し、呼倫貝爾に住するものは其地の總管を以て首領として居る、之は原と新疆省に隷屬せしか、雍正年間に、始めて黑龍江省に遷れりと記述してある、茲書にてはカルマック族即ちエリユートを其分派たるジユンガルの一派と稱して寧ろ反對に記載するけれとも、右は多少の誤りかある可く、事實は前文の如しと見て可なりてあらう、併し孰れにせよ蒙古族の準噶爾地方に住居せしことは殆んと疑ふ可からさる點てある。

同書に復た曰く、厄魯特(オロト)は其言語、索倫(ソロン)、巴爾虎(バルハ)に通せすして、惟た布萊稚(ブリアード)と相近し、昔日喀爾喀の境に在つて遊牧せしも、今は則ち遷りて貝加爾湖の西北に至れる、此種族は性格愚魯なれとも、身體頗る強健なり其分派の外興安嶺に在るものは已に露籍に隷屬せり、露語にて之を古魯金子と云へりとあり。

此準噶爾族(Zungars)は一時強盛を極めて、其四邊を攻伐せし爲め、他族中或は遁れ、或は其壓迫に苦みたるものあれとも、清朝に至りて準噶爾は征服せられて、其國遂に滅亡せしかは、難を露領に避けたる杜爾扈特人の如き隨て故地に歸牧し、他の土爾伯特、輝特、和碩特と共に更に四額魯特と稱せられ、其族は青海阿拉善、科布多、阿爾泰、伊犁地方等に遊牧せしか黑龍

江省の伊克明安旗なる莽鼎(モンナイ)公の祖先は額魯特種屬にして、輝特(ホイト)部より出て、乾隆二十二年に其家族十二名を携へて烏里雅蘇臺管內より呼倫貝爾に移牧し、後ち現在の地に移駐せしものなりと云ひ、又呼倫貝爾、伊敏河の東岸一帶の地にも額魯特族の部落あり、清朝は之を佐領に編して、鑲黃旗を設け、呼倫貝爾に隷せしめたりと云て居る。

又タルグート（Turguts）は一にトルゴット（Tolgod）又はヅールグート（Turguts）トールグート（Taurgouths）なととも記され、ズンガリア及ひ蒙古の南部地方に住居せり、支那にては之を土爾扈特と書して居るコショート（Khoshods）は支那にて和碩特と云ひ、蒙古の西部地方に居住して居る。

ツルベット（Turbets）は支那にて杜爾伯特と記し、蒙古の西部に住居して居る。

輝特(クオイト)は歐人の書中になし、而も支那側の記述には其名稱往々に見ゆ、又和託輝特と云へるものあり之は、又同一部族かも知れぬ、其詳細は目下不明てあるけれとも、四額魯特の一なれはカルマックの部類なることは明かてある。

コラッセ（Chorurs）は蒙古の西南部に住する一部族にして、支那側は之を綽羅斯と記して居る。

テレウヅ（Teletz）は蒙古の西部に居住すると云ふ、而もトルコ族中のテレウトにあらすやと思はる、唯た從來カルマックの一小派とせしにより玆に加へた。

陳巴爾虎（蒙古族の一派）

陳巴爾虎はダウリに似たりと云ふ、而も歐人側の記錄には一向に見へて居らぬ、故に支那書によりて其略を曰んに、彼等は普通巴爾虎（Barhu）と云ひ、八旗編入の新舊によつて、其古きを陳と云ひ、其後なるを新と稱せり、而して蒙古八旗に隷屬して兵役に服するものは多く黑龍江省城に住居し、他は多く嫩江一帶の地より、呼倫貝爾方面に棲息して居る。

又陳巴爾虎は昔日黑龍江省木蘭圍場縣の近邊に在りて常に遊牧に從事せしか、爾後遷つて興安嶺の北以東の地に移住せり、冬日は海拉爾河上に沿ふて游牧し、夏日は同河の下流に沿ふて游牧す、其性情は索倫人と相近くして言語は稍や異つて居る、習俗は喇嘛を敬信せす、其子弟の呼倫に在るものは往々漢文を習ふと謂ふことである。

新巴爾虎。は皆な外蒙古に在り、昔日は外興安嶺の北麓に住して遊牧を事とせしも、清の嘉慶年間に至りて漸く南方に轉徙し、遂に部落を成して居る、言語は陳巴爾虎と通す、故に巴爾

虎と名けて旗中に編入す、但し編入の時期新らしきか爲めに、新名を附せり、後遷つて伊敏河の兩岸に至り、水草を逐ふて遊牧す、土俗喇嘛を敬信し、生命を佛に託せり、故に陳巴爾虎は之と水火視して、常に新巴爾虎を目して蠻族と爲して居る。

ブリアート（蒙古種族）

ブリアート（Buriats）は又（Buryats）とも綴れり、支那にては布哩雅特と記し、歐人は蒙族中二大別の總名として居るけれとも、人によつては喀爾喀を以て之れに代へ、ブリアートは單に其一分派となすものかある、盖し此種族は舊とカルカ族より出てたる譯なれは、或は此見解の方か當つて居るかも知れぬ、彼等の人口は十二萬五千人と云ひ、或は二十五萬人と稱すれとも、大略其間と見て不可なからん、此種族は人によつて純粹の蒙古種なりと記して居るけれとも、其實はシベリア地方のツングース、及ひヤクート族等と混血せし痕迹かあるから前説は當らぬ樣てある、彼等の體格は短小にして兩脚短く、顴骨は突起して外眦上り、毛髮は黑く、鼻は低く且つ其端か上向きとなつて居る、又皮膚は暗褐色を呈し、頭形は圓くして大なる方てある、家屋は天幕に住し衣服は皮革及ひ毛裘を着し、就中女子は其裝飾を美麗にする風かある、

其頭髪は女子は辮髪と爲し、男子は頂上の一部を殘して他は剃髪となして居る、又彼等は好んで客を饗し、且つ勤勉を主として懦弱を嫌ふ性質である、故に富贍なるものが多く、其子弟も幼時は必ず艱難の家に養ひて思想の堅實を圖つて居る、言語は蒙古系にて、宗教は喇嘛を奉せり、其居所は蒙古、シベリアの兩地方に渉り、廣野、森林の地方としてはイルクックの居所があり、又谷間としては蒙古のオルコン若くはアルグン河の地方がある、然れども其中心はツランス、バイカル地方にして全部游牧して居る、又新疆の塔爾巴哈臺（タルバガダイ）の管下に隷屬する、哈薩克（ハサツグ）人なるものも亦ブリアート族であつて其人情風俗等はカルカ族と大同小異なりと云はれて居る、此ブリアートは性質勇猛なる爲め、舊露國の帝政時代には、之を兵士に編入して警備の任に當らしめたることがあり、又黑龍江省に在るものは舊二十四旗ありしも現今は十三旗に減し、而も皆な露國の籍に入り、露語にて彼等を『阿白拉子』と云て居る又彼等は即ち新巴爾虎の分支なりと稱せられて居る。

烏梁海（蒙古族）

烏梁海は蒙古游牧記卷の二に姓烏梁罕氏とある字面より來りしものにて、通鑑集覽には本烏

梁海とも書せり烏梁罕は喀喇沁部の祖先なりと云へは其東部蒙古族なること明かにして、明代には元を兀良哈（Wu-liang-hai）と云て居る、此兀良哈は明の洪武二十二年にもと元の宗室なりし遼東王阿札失里等の降を乞ふに當り明の太祖は之を許して、朶顔、福餘、泰寧の三衛を潢水の北方兀良哈の地に置いて明の外藩と爲せしに始まり、爾後東蒙古に據りて、韃靼、瓦剌及ひ建州女直の間に介在せしか、此兀良哈の三衛と彼の滿洲人の條に記せし建州女直の三衛とは其民族か全く異るにも拘はかす、兀良哈即ち『オランカイ』の稱呼か雙方に通する爲め之を混同せしことかある、元來兀良哈の名は遼史に見へたる嗢娘改（Uriangkai）と同樣にて、此部族は遼族か、蒙族か判然せされとも若し遼族とせば滿蒙孰れにも緣故なく、單に其名か三種族間に行はるゝと云ふに過きさる可し、而して今日の所謂蒙古烏梁海族は其位置か西部に在るを以て地理上にては彼の額魯特に屬すれとも、之を別個に記する例あるにより、玆にも矢張り記することゝなした。

彼等は其居地一ならす、或は阿爾泰地方に在り、又は唐努山方面にもあるを以て、前者は之を阿爾泰淖爾烏梁海と云ひ、後者は之を唐努烏梁海と呼へり阿爾泰烏梁海（Altai Urianghai）は阿爾泰泊を抱擁して、其一部は露領のエニセイ地方にも入り、又阿爾泰山中にも散居して居る、

而して唐努烏梁海（Tarru Urianghai）は唐努山地方より、南方阿爾泰山に及ひ、東に抗愛山を望み、北は薩彦嶺に連なり、克穆克穆河は北より來つて其中央を貫流し、露領のエニセイ河に注ぎ、彼等は其河の左右の一帶の地に在つて游牧せり、但し唐努は外蒙古の地にして、阿爾泰は西蒙古なれとも、種族としては兩地方に跨れる譯である、又彼等は明噶特（Mingad）と共に土耳古族の雜種なりとも謂はれて居る。

オルドス其他（蒙古族）

オルドス（Ordos）は支那にて鄂爾多斯と記せり、蒙古河套の住民なれとも、他の支族との關係は明かてない。

スーニテ（Sunnites）は支那にて蘇尼特と記す、又他に蘇布特とあるも同一ならんか、スーニテは蒙古の東南部に住居して居る、而して蘇布特は速不臺なりと云へと二者の同異は不明てある。

明噶特は。一に明阿特とも書す、蒙古族の一派てあるか、又土耳古族の雜種なりとも稱せられて居る。

ソーヨーン（Soyons）は又ソーヨート（Soyots）とも云へり、蒙古の西北部に住する人民なれは、或はガルマックに屬するならんかと思へども判然せす、Tushetu 此族は蒙古の北部に居れども、其詳細は不明である。

（二）漢民族

支那の漢民族中滿洲の地に移住せしものは其數頗る多く、今日に於ては滿人の約九倍に達せりと云へり、此中古く移住せしものは之を老漢人と云ひ、主として南滿地方に居住して居り、又新たに渡來せしものは之を新漢人と呼びて多くは奥地に入込みて重に農商力役等の業務に從事して居る、而して其生地は大抵直隷、山東、山西及ひ南省の由なるか、猶細かく調査せは、多少遠隔の地方より來れるものもあらうと思ふ、又蒙古地方に徙れるものも同樣にて、其數は蒙古族に尋て大なりと云ふ、元來滿蒙の地は初め漢族を容れす、明に及んでも其地に官たるものゝ外は移住を許さす、清朝後と雖も彼の邊牆以北は漢族の侵入を止めしか、順治以來は漸次滿洲の地に流入し來るもの甚た多く清廷も之を防くに道なく遂に嘉慶二十五年に至て之を開放した、而して山東の住民は重に農業に從事し、山西人は專ら商業及ひ金融上の衝に當り、直隷

人は双方を兼ね、南省即ち江蘇、福建、湖北、雲南、河南地方の人民は概して戰亂の爲めに流謫せられしものゝ子孫にて其他に靖邊軍及び水師の調遣によつて遷移せられしものもあり、是等は多く軍務に服せりと云ふ。

以上の現象は蒙古地方に於ても全く同一にて殆んと他の相違點を見出さゝるは尤も妙と謂ふ可してある。

蓋し彼等漢族は人種學上單に支那人（Chinese）と稱せられ、其種族は古來混亂錯雜し、其孰れの地方に住するものか、舊體を保存するやは不明てある、而も其大略を曰はゝ頭形は中頭にて、身長は平均一六三仙米あり、皮膚は黃色を呈して、體質は肥瘠一ならす、頭髮は直毛にて且つ黑く、容貌は端麗にて面長の例多し、併し偶ま獰猛の相貌を呈するものあるは諸人種混亂の結果てあらうと思ふ、鼻形は一種の支那式あり、眼は傾斜して兩眼の距離遠きもの多し。

以上は其要點てあるか、細別せは南北によつて相違あり、又中央部の住民も特質あり、而して滿蒙に入込める漢族は多く北部の支那人なれは、其體質は矢張り北方式と見てよからうと思ふ、此漢族の特徵は身長か高く、頭形は中頭の點に在る。

此漢族は一時其政權を滿洲朝廷に掌握せられ、且つ辮髮の風を全般に强制せしめられたけれ

とも、言語、風俗、文物制度の如きは却て滿族を統一し、且つ其土地も知らす識らすの間に回復せしか、唯た寒地の爲め家屋内の炕(カン)のみは彼等の風を模倣して未たに改めて居らぬのである。

滿蒙風俗略誌

凡例

一、滿蒙の地は今日世界の注目點となつて居るが、其間の住民を明にした書物は餘り多くはない、又其住民の記事があつても甲乙互ひに異同があり、又往々其住民の或種族を除外して居るものも見へる、斯る缺點は何とかして補はねばならぬ譯であるが、本書は大體に於て之を網羅した積りである、假令其中に漏れたものがあるとしても夫れは微々たる一二のものに過ぎぬ。

一、又從來の書中には全く滿蒙の地に居らぬものを加へてある例も見へるが、是等は確に誤謬であるから本書は凡て右を削除した、夫れから世の人種學者の説でも其間に區々の異同あるものは自己の思考する所に從つて其孰れかに定めたのもあるが、要するに人種上の區別は今日確定して居らぬ點が幾らもある、故に現在の人種別は將來變更す可き部分が大分にあることゝ思ふ。

一、本書に載する所の人種記事は全部平均した分量に書て見たいと思つたのだけれども、從來の書が繁簡宜しきを得て居らぬ爲め、勢ひ不同のものとなつた、是等は他日本社で調査する

か、或は他の好書の出つるのを待つて調和上宜しきを得る樣に改めたいと思ふのである。

一、滿蒙の地は支那の有史以後ても、其民族の移動、變轉の度か非常に劇しいから其點も充分に參酌して掛らぬと飛た誤謬に陷る恐れかある、併し現在の人種書は多く歷史を省略し、歷史家は又事實人種調へに暗いから勢ひ言語なそに重きを置て居るけれとも、之れは餘り當てにはならぬ、故に正確の人種書は二者を打て一丸となし、其間に不動の說を立つるのか必要てある、けれとも今日は斯る好著かないから、姑く世說に從つて本書を編した譯である、故に看者は豫め其積りて一讀あらんことを希望する。

大正十年九月末日

擔當者　八木奘三郎

滿蒙風俗略誌

目次

滿蒙風俗略誌

緒言

滿蒙の地は古來異族の聚る所であつて、而も分散離合は常に一樣ではない、故に之を類別して、其間に行はるゝ事情を詳記することは容易でないけれとも、現在に於ては其人民を大別して三種とすることか出來る。即ち滿洲人、蒙古人、漢民族の類か夫れてある。其他に猶ほツングース族、日鮮民族、歐米人等の如き類も交つて居るか、右は年代上、地理上倶に其緣故か極めて薄いから、本篇に於ては單に以上の三民族に限つて、其間に行はるゝ風俗、習慣等を略叙することゝして、其他は一切省略することにした。

抑も滿蒙及び漢族の三人種は其盛衰消長、互ひに同し樣てはないか、其關係は密着して離れることか出來ないのてある。而して風俗上の異同は古代に於て共に大差を示して居るけれとも其歷史の最も古くして、文化進展の度か獨り傑出して居るものは即ち漢族てある。故に勇猛、果決の氣風は後世滿蒙民族の方か漢族を淩駕したことかあるけれとも、其文化風俗の點に至りては常に漢族に同化せられて自已の舊慣を失ふ實例を示せして居る。故に其同しき類は之を別

叙せすして、二族三族共に併記する手段を採ることにした、之れは其繁を避くるか爲めはかりてはない、又通讀上にも非常に便利の點かあるからてある。

第一　衣服

今日滿蒙の地に行はれて居る衣服、即ち滿洲人、蒙古人等の着用する衣服は大體に於て支那の漢民族か服用するものと大差はない。去れは其特種の例を除くの外は之を同一物と見て記載するの不可てはないか、併し此衣服は果して漢族の風習を滿蒙兩民族か模倣したのであるか、或は漢族か逆に彼等の風俗に同化せられて使用するのであるか、此點は多少考ふ可き價値かあらうと思ふ、或人は滿洲朝廷か漢族を征服した時、女子の服裝は別に舊慣を改めなかつたけれとも、男子の服裝は之を變更せりと云つて居る。隨て現代漢人間に行はれる服制は滿洲風俗にて、古來漢族固有の舊例は其迹を絶てりと斷定して居る。此説も亦一見識てはあらうけれとも、併し蒙古も亦滿洲風に同化せられたのてあるか、猶遠き雲南、貴州地方の苗族も是と同一てあるか、彼等も亦滿洲風に從つたのてあるか。

彼の清朝の勢力は一時甚た强大であつて、彼の辮髮の如きは之を强制したことか歷史上に嚴

然と存して居るけれとも、他の風俗は其迹かなく、殊に蒙古、苗族等の如き諸民族に對する理蕃政策は殆んと不干渉主義を採つて居たから、彼等に故國の風習を强要せさりしことは略ぼ疑ふ可き餘地かなく、唯た彼等か好んて右を模倣せしや否やの點を究むるのか肝要てあるけれとも、斯ては時代關係の上から見て解す可からさる所かある、故に前說は漫りに從ふことか出來ぬけれとも、世に斯る說のあることは豫め知つて置く必要かあらうと思ふ、本書は是等の考證を充分に試みる遑かなく、又紙數上の制限かあるから凡て其說を省略して單に一般に關する現行衣服の大要のみを述ることゝして置た。

（甲）支那服の種類　附分類表

今日漢族間に行はるゝ衣服の種類は幾何ありやと云ふのに、大略左表の十一種類か行はれて居る樣てある、但し是等の衣服には一物異名の類もあつて文字上甚た不明の點かあるけれとも、恐らくは此外を出てないてあらうと思ふ。而して其間に貴賤、貧富、老幼男女、公私上下の區別かあつて、其原料には精粗高下の相違かあり、其仕立形には巧拙疎密の差等かあり、又大小寬狹の不同もあるけれとも、形狀の點に至りては別に異つては居らぬ樣てある、勿論清朝時代

の禮服には別に。

(1) 外掛子(ワイクワツー)

(2) 開氣袍子(カイチーパオツー)

(3) 套子(タオツー)

(4) 蟒袍(マンパオ)

の四種類があつて、制度上其身分の高下によつて、右の着用を許して居たが、民國新政以後は之を全廢して現在は大總統令の定むる所に從ふことゝなつて居る。猶此點は冠り物の類も同樣である。

又表記の衣服は滿蒙漢三民族共に同一であるけれども、唯だ蒙古服は滿漢服に比して稍や寬濶の點がある、之れは恐らく古風を存する爲めであらう。滿洲服の如きも淸朝初期の作は矢張り寬濶なりしが、近代に至りて今日の如く狹小のものとなつたのである。顧ふに漢族の服裝に流行があり、變化があつた結果、他は右に伴れて現在の風に移つたのであらう。猶細かい點は他日の記述に讓つて先つ表の順序上、其名稱の說明を下そうと思ふ。

支那衣服の種類

(甲) 外衣

- (一) 袍子（パオツー） 長袍とも云ふ。
- (二) 長掛子（チャンクワツー） 大褂子、長衫子とも云ふ。
- (三) 斗篷（トウポン） マントの類なり。
- (四) 大衣 オーバコートなども斯く云ふ、又古き武人の服にも大衣あり。

(乙) 上衣

- (一) 馬掛子（マアクワツー）（額褳褡とも云ふ、冬物、夏の單衣は—(イ)大褂兒、小褂兒の類あり）
  - (イ) 對襟
  - (ロ) 大襟
- (二) 襖（アオ） 緊身とも云ふ、婦人用なり。(イ)大襖(長形) 小襖(短形) 皮襖の別あり。
- (三) 背心子（ペイシンツー） チャン／＼風のものなり。背褂子、坎肩兒、被搭領褂とも云ふ。
- (四) 飯單 胸褂けなり。

（丙）下　裳

（一）套（タオ）褲（クー）（ヅボンの類）上紐を套褌帶套褌又は褡包と云ふ。

（二）裙（チエン）子（ツー）（裳の類なり）圍裙は別種にて前掛の類なり。

（丁）襯　衣

（一）小掛子（シヤオクワーツー）　汗褂、汗袗兒、汗褂子、汗溜兒とも記す。（袖なし襦袢なり）

（二）小單褂兒　汗褟兒（ハンタル）（肌シャツ）なり。

（三）褲　子（下股引の類なり）上紐を褌帶と云ふ。

（戊）襪　子　上紐を襪帶又は腿帶子と云ふ。

（イ）袍子(パオツー)　は一に長袍(チャンパオ)とも云ふ、其形狀は長褂子(チャンクワツー)と同一てあるけれとも、袍は重ね合せにて右脇にて結紐を引掛けとなし、褂子はツメ襟にて前合せとなせば其仕立形に相違かある此品は洋服にて曰はゞ外套にて、婦人用の襖子と同一の用途に供せられて居て、多くは春秋冬の三期間に着用するのてある、隨て袷せ綿入れ、毛裏附きの三種かあり、通例男袍女襖と稱せらるゝは前記の如く共に外套の類に屬するからてある。論語に縕袍を着て云々の語かあるから此ものゝ古きことは略ほ推測か出來る。



袍子及び領子

（ロ）長褂子(チャンクワツー)　は單に褂子とも云つて居る、男子の夏季用の上衣なる爲め一に長衫(チャンセー)とも云ふ。衫は夏衣の謂てある、丈けは長くして足に達せさること僅かに三四寸のものもある、普通は單へに限れとも、又四

季共に着用する例もある。斯る場合は袷せ、綿入れの類もあつて、專ら衣服の不潔を防ぐ爲めに用ゆる、故に平素の上つぱりと見て可なりてある。但し右の袷せは之を夾衫（カセ）と云ひ漢族の婦人は之を用ひす、故に短衫に限つて居る。然れども滿洲婦人は皆な之れを用ゆること恰も朝鮮に於ける周衣（ツルマキ）と同樣てある。顧ふに漢族婦人か長褂子を用ひないのは古來の階級制度によるものて、滿人は右を知らさるか爲めに一般に着用するのてあらう。……猶衫の由來は頗る古いのてある。



袍子及領子背面

（八）斗蓬（トウポン）はマント形のものて、頸筋の處には襞積（ヒダ）を寄せ、宛も赤毛布を手拭にて頸部にクヽり付けた形と能く似て居る。其品は布帛中に綿を入れ、若くは裏毛附となし、其他毛布製なともあり、固有の作とは思はれさるも、其物

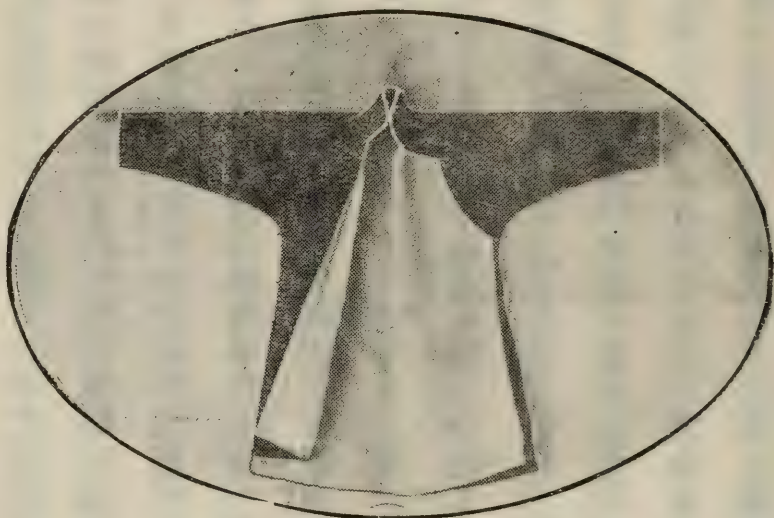
の存在することとは確かてある。其使用地は北支那、蒙古等てあつて南方にはない。

（ニ）大衣　此衣服は舊來存在せすして、近來洋服の外套を應用したもの丶樣てある、故に一名又外套とも云ふ、其丈けは袍と合す必要上、非常に長く、領は糸瓜領に造り、前面は釦留めとなし、背後は帶附きにて、後方には割を入れ、頗る無恰好の製となつて居る。最初は男女とも大差はなかつたか、爾後女子は袖章肋骨等を附して裝飾を加へ、近來は更に改良を施し、切れ地は天鵝絨を用ひ、領及び釦等に注意したから、其着用者は一見西洋婦人に類して、其美裝云ふばかりなく、又最近に至りて更に改良を加へ、切れ地は綢、緞の精巧なるものを用ひ、腋の左右には開きを入れす、腰廻りをズンドー式となし、領及び項後、袖口、裾まわし等に凡て美麗なる緣飾りを施せし點は一に滿洲婦人の服形によつたのてあらうが、茲に至て一變化を生し、純然たる支那式を表せんとするもの丶樣てある。顧ふに古代の支那服にも之と同樣に他國の風を取入れて夫れを全く同化した類も少くはなからうかと思ふ。

（ホ）馬掛子（マアクワヅ）　は日本の羽織に類するものなれとも、其性質上よりすれは上衣と云ふか適當てある。長さは腰の邊までを限りとなせとも、中には臍位迄の短き例もあり、主として袍若くは長衫の上に用ひられ、現在支那男子の普通禮服となつて居るけれとも、近來は多く着用しな

い樣てある。此服は夏は紗、冬は厚地の緞、羅紗を用ひ、袖口は長袖と云つて廣袖の作と、臥龍袋（ホーロンタイ）と云て筒袖の風と二樣の別かある、又襟造りにも（１）對襟（トーチン）（２）大襟（ターチン）の二種別かある、元來馬褂子は清朝の初期に營兵の正服として用ひられしものを、康熙の末年に至りて、富豪の子弟か之に倣ひて着用せしに依り、一時世人の物笑ひとなつたか、雍正年間には次第に其數を增加し、遂に一般の第二禮服と變化せりと云ふ、又一說に馬褂子は舊來旅行服にて俗に前記の二種名ありと云ひ、又傳文忠か金川を征伐して歸りし際、其戰勝を喜ひ、平時之を服して得勝褂と名けしものか即ち對襟方袖の衣服なりしより、遂に燕居の平服となれりと云ふ。又馬褂子は對襟てなくして右衽なるを便服と爲す、即ち兩袖亦平かな作りてあつて、其襟は右に在り、世俗に右手を指して大手と呼ぶから、又右襟をも大襟と云ふ。其四周は異色を以て緣とりとするのか常てある、之を大襟馬褂子と曰ふとの說もある。是等の說は當否不明なれとも、其流行の度か甚たしかりし丈に、又其說も區々として一定して居らぬ。蓋し馬褂子中の對襟と云へるは今日の所謂ツメ襟にて、大襟なるものは我吾妻コートの如く重ね襟として右腋下の紐釦にて留むるものてある。民國以前には右の對襟（トイチン）を以て半禮服に供して居たか、女子の方は絕對に此衣を用ひて居らぬ、又此服は一に額褳褡（オーレンター）とも云て居る。

（ヘ）襖（アオ）　には二樣の別かある。其外衣に用ゆるものは單に大襖と云ひ、下着用のものは小襖と呼へり、形狀は女衫即ち長褂子樣の作りにて、昔時は長さ膝に達する程のものを用ひたけれども、最近は丈け短き品を用ゆ故に短衫の稱かある。字典によれは女襖は裘ノ屬也とありて、專ら毛裏若くは毛皮の冬物を指す語と見へたり。又袄字を用ゆる場合もあり、袄は襖の俗字なり、現今の品には袷せ、綿入れ、毛皮製の三種かある、之を夾襖（チイアオ）、棉襖（メンアオ）、皮襖（ピイアオ）と呼へり。又小襖は日本の下着或は胴着の如く男女共に袍、襖の下重ねに用ひ居れども苦力の如き下級者は袍を用ひさる爲め、夏は小衫冬は小襖を上着に用ひて居る。



小毛皮襖　（短毛皮附きの衣服にて女子用のものなり）

（ト）背心子（ペイシンツー）　は袖無しのチョッキ樣のものにて、日本のチャン〳〵と相似たり、其種類は單衣袷、綿入、毛皮附きの四樣かある、夏季は男女ともに之を肌着として用ひ、次は胴着に用ひ、

冬期は防寒上之を上着、或は外衣に用ゆ、此中には對襟（トイチン）とてチョッキと同樣前面の中央にて合すものと、大襟（ターチン）とてダブルチョッキの如く、横脇にて合すものと二樣の作法かある。又背心子は昔時之を半臂と云ひ、現在に於ては北方にて之を坎肩（カンチエン）と稱し、上海地方にては馬甲（モーカ）と云つて居る。是等は歴史上の關係あるを以て左に其略を述ぶることゝしやう。

半臂は漢時に繡裾と云ひ、又背心とも記せり、隋の大業年代、内官多くは半臂を服す、其風古く日本にも傳はれりと見へて我正倉院の御物中にも見へたり、此品は說文に無袂の衣を𧜟と云ふと記し、趙宧光の長箋には半臂は衣也、武士之を蔽用方と云ひ、俗に之を披襖と云ふ、其小なるものを背子と云ふ、古への裲襠と相似たり、其一は胸に當り、其一は背に當つ、亦兩用に作るもあり、花西堂嘗て婦女半臂の詩を詠して曰く。

更衣酌斟十分難。親製國紈祇半端。取レ便最宜春起早。護嬌偏稱晚妝殘。渾疑斷袖留ニ遺愛一。卻喜專房免レ忍レ寒。曾與ニ三郎一換ニ湯餅一。重提ニ舊事一淚闌干。

京師に巴圖魯坎肩兒か盛行せし時、各行部の司員、堂官を見るに往々之を服し、上に纓帽を加ふ、南方呼んて一字襟馬甲と云ふ、通例皮付きの者は袍の中に襯し、暖を覺ゆれは即ち手を以て自ら探り、上排の鈕釦を解き、僕をして兩旁の鈕釦を代解せしめ、之を曳いて出す、

更衣の勞を免る、後ち單、夾、棉、紗等の類孰れも流行す、其兩袖を加へたる者を鷹膀と云ふ、則ち乘馬に宜し步行する者は著る能はす、又江蘇、蘇五屬及び潼關附近の婦女には炎署僅かに坎肩兒のみを着し、或は其兩臂を現はし、或は更に上體を赤露し、游行して市に入る上海にても、盛夏の夜三馬路、雲南諸邊にてはベランダの上に此種の女子を見ることあり、皆な藝妓若くは其屋の女中なりと、此半臂の條は支那風俗の書中に見へたり。

（チ）套褲（タオクー）はヅボン下即ち褲子（クーツー）の上部に着用するものにて、形狀は上尖り下平かにて宛も脚袢の如く、又小兒の股引の如く、前は膝を掩ひ、後部は臀部を掩はさるものにて、多くは冬期に用ひらる。此套褲は單へ及び袷せ、即ち支那にて裌（チヤ）と云ふ類と、綿入即ち棉と、毛裏附きと三樣の別かある。沍寒の地は專ら裏毛製を用ひ、織物は緞、綢、紗、羅紗の類を用ゆ、右は大率男子の用に供すれとも、女子中にては旗人及び湖南、江蘇の鎭江以北のものに限りて使用せり元來物の外面を覆ふものを套と云ひ、箱の如きも外函は之を套と呼へり、去れは套褲は脛衣の謂にて、古への所謂袴を指せるなり、隨て其下には別に褲子を穿てとも、勞働者の如きは其費用に窮する爲め之を用ひて居らぬ、而して套褲は下部の內側に四寸位の割れ目を作り、之を重ねて後、更に幅一寸許りの帶即ち上紐を其足首の所に卷つけて梱り置くな

り、此紐は別に套褲帶と呼んで居る。

童褲。は幼兒の褲子にて其作風は日本の小兒の股引と相似て臀部は全部開けつ放しとなせり、其普通品は之を兩片童褲と云ひ、靴下附きのもは之を聯襪童褲と呼んで居る。

元來褲子は小兒用の如きものか古式にて、古代は男女共に此種の品を穿ち居りしか、乘馬の際は臀部の摩擦或は其痛みを避けんか爲めに彼の開け放しの部分に切れを附し、或は同し織物、毛皮等をも附して造ること〻して居る、之を滿襠褲と云へり襠とは股間の切れなり、滿は其部分か滿つるなり、而して男子の羽織を馬褂(モーカー)と云ひ、女子の背心を馬甲(モーカー)と稱し、又男女共通の褲子を馬褲(モーグー)と呼べるは皆な乘馬用の衣服にして、今日は其名のみ殘りて、乘馬風習は廢せしも、此名によりて往時の風習を推察し得らる〻譯てある。

(リ)飯單　は洋風の食膳に用ゆる前掛けなぞより思ひ付きたるものであらうか、右は初め宴會の際、衣服の汚損を防かんか爲め、方錦或は綿布を用ひたる由てあるか、近來は專ら割烹の時に服する胸掛けの名稱となつて仕まつた。而して其背心子形に作られたる服は之を飯單背と呼んてゐる。

(ヌ)裙子(チエンツー)　は女子特有の服裝品にて男子には全く用かない。其內に、(1)和合裙、(2)套裙の二種

類かあつて其形狀は我邦女學生の袴と大差かなく、所謂アンドン袴に似て居るけれとも、平服用としての裙子は、小襠(コワキ)を前後に有して日本袴の如く、左右の開きたる例しなし、而して之を上衣の下、褲子の上に着する點は寧ろ西洋のスカートに類する處かある、次に和合裙、套裙の別を曰んに、(1)は裙の後方の切れを深く重ね合せて一種の襞付袴となす譯てあるか、之れには十二襉裙、十六襉裙、細襉裙等の種類かあり、又細襉は九十餘襉、百二十襉、二百襉等の多數に達するものもある。襉はヒダにて、其折目を重ぬるを云ふ、織物の材料としては緞、綢紗等の類を用ゆる、

次に(2)の套裙は洋風のスカートを摸したるものにて上部に一のワナを作つて、上より穿き込むもの多く、妙齡の女子は大抵襞なしの品を用ひ、或は裾詰まりのもの、或は裾開きのもの、其他種々の裝飾を施したる作風の品を交へ用ゆ、又其織物の色は概して紺、黑等の類なれとも、中には上着と同色の品を用ゆるものもある。丈けは長短共に隨意にて、近來は褲子と共に其短きものか多く流行して居る。

是等の品には、單へ、袷せ、綿入れ裏毛附き等の四種類かあつて、其中に綿入れ裏毛附の如きは清朝時代に於て官吏の家族以外は用ひさりしか如く、又春秋冬の三期間には重に府綢(フーチヨオ)

洋綢（ヤンチヨウ）等を用ひ、夏期は紗若くは外國品のゴーズに花形を置き、色は黑きものを喜ふ風かある然れ共夏季以外は藍色、黑色等を併用し、又慶事には多く深紅色を用ひ、近來ハイカラ式を好むものは幕本緞（モーペントワン）等を使用する、而も右は正式の作てはない。又清朝時代は此裙を穿つものは一人前の女子を表するに似たれとも、民國以後は處女と雖も女學校等へ通ふものは之を穿つ、又花柳界のものは四十、五十の老女子と雖も右を用ひさる由てある、之れは彼等の間に滿洲婦人の如く長褂子なその廣く行はるゝか爲めてあらうと思ふ。

此裙は元來下裳の儀にて、其由來は甚た古し、故に古書に羅裙飄々昭儀光とあり、又清朝男子の禮服には朝裙、戰裙の名あり、即ち『朝裙は禮服也、外褂の內、開衩袍を外に着る、朝賀祭祀には之を用ゆ』とあるか如きは其例てある。勿論裙は婦人特有の服てあつて男子用としては其本儀にあらさるものてある。

圍裙（ウエーチエン）　此ものは漢人の婦女か仕事着として腰に纏ふ襞積附きの前掛けにて、彼の滿蒙の女子か袍子を着ると相同し、即ち漢人の婦女は袍子を用ひす、故に之を着くる、而して滿蒙の女子は袍子を着する爲め、此圍裙の必要を感しないのてある。但し其材料は千草色の綿布等にて其一部分はサシツコ縫になしたものもある。右は上衣の外に纏ふことゝなつて居る。

（ル）小褂子（シャオクワツー）　は日本の襦袢、西洋のシャツと等しきものにて、支那の上海にては之を短衫と云て居る、衫は元來單衣を指し、短衫は女子の上着なれども、玆にては下着即ち汗衫（ハンサン）を云ふのてある、其形狀は馬褂兒（單へ物の上衣）と大差なく、長さは腹部に限り、襟の作り方は對襟とてチョッキ樣に前面の中央にて合せ、之に五個の釦を附して居る、昔時は紐釦を用ひしも現今は貝釦に改め、袖口には左右に三個宛を附したり、然るに最近は此小褂子を廢して輸入品のシャツを用ゆる風を生して居る。又支那人は晝夜の別なく小褂子又はシャツを着用し就寢の際と雖も、他衣に改むることは絕對にないのてある。

（ヲ）小單褂兒　は單へ製の肌付襯衣にして且つ袖かある。襟は前面又は右側にて紐掛けに造れとも、近來は此衣服を廢して西洋のシャツを用ゆる場合多しと云ふ。

附言　一說に小褂子は袖なし襦袢にして小單褂兒は袖着きシャツの如きものなりと云て居る、然れとも二者同一物にて小褂子は背心子を指すやに思はるゝ場合かある。

（ワ）褲子　はヅボン下即ち日本の股引と同性質のものなれとも、其の作法はヅボンの前後を縫ひ合せたる我古代の大口と相類し、朝鮮男子の用ゆる下裳と同樣の風を示して居る。此ものは四季共に脫することなく、就床の際も猶は穿て居る、切れは單へにて袷せ綿入の類はなく、

又便用の折は割れ目なき爲め全部を引下けて其用を達する譯てあるか、此風は寧ろ寒地の衣服としては適當せるやの感かある。洋服の如きは釦掛けの爲め嚴冬大寒の候は手指コ、ヱて釦を懸ること能はす、大に困難を生する場合かある。然るに双手を以て上部に引上くれは足る此褲子は決して斯る恐れかなく、寧ろ自在の點あれは、却て進歩の狀を見るのてある。又支那人は夏期に際して小褂子の如き上衣を脫し、上部半身を露出すれとも、此褲子丈は撤去することかない。故に彼等は裸體を示さすとて深く賞揚する人かあるけれとも、併し此服は日本の獨鼻褌と同性質を帶ふるにより已むなく之を取り去ることか出來ぬのてある。

猶褲子は足頸ノ處をリボン樣の紐にて梱り、下方より風の入らぬ手段を執り、又上部の方も紐にて腹部に緊結するのてある。

又女子の褲子は近來非常に短縮し、僅に膝頭を掩ふ半ヅボン風と變化したか、中年以上の婦人は依然古式を用ひて居る。併し男子の分に比すれは猶は短く、又下部はヅボンの如く開け放しにせる爲め、兩脛の顯はるゝことか往々にある。又女子の褲子は男子の分よりは締りのある作法てある。

（カ）襪子　は衣服の附屬品にて、他の履物、頭髮具、冠り物等と同一なれとも、其物質上最も

衣に近きを以て玆に記すことゝした。

此ものは日本の足袋にて、唯た長さ即ち深さの點に於て異れり、其作法は底を雲齋織りの如き丈夫なる布にて造り、表面は靴足袋の如く嚢形となし、之を綿入製となし、長さは七八寸に作り、色は白若くは藍色を選み、上部は腿帶子(トイタイヅ)と云てリボン樣の紐にて別に結へり、猶此紐は褲子(クーヅ)、套褲子(タオクーズ)等に用ゆるものも同名てある。

(1)**衣服使用の不同と統一原因**　以上の如く支那、滿蒙以下西方の苗族及ひ土耳古族等の間に最も廣く行はるゝ共通的の衣服は其品數種あれとも、元來支那の範圍は頗る廣大なるを以て南北寒暖の度同しからさる地あり、從つて其用途も一樣ならす、例せは南方溫暖の地には衣服に裏毛のものを用ひす、又單に裏毛のみにあらす、斗蓬(トウポン)即ちマント風の品は絕對に用ひて居らす、又袖の長さも寒地の冬衣は凡て長く、暖地の分は概して短きを常とせり。又貧富階級等の相違によつて其品質を異にするは無論なれとも、其外に使用の有無を別つゝのかある、例せは勞働者の中には彼の套褲(タークウ)即ちヅボンを用ひさるものあり、勿論之れなくとも下に褲子(クーヅ)とて股引の如きものを穿つにより、夫にても間に合ふか爲めてあるけれとも、又褂子及ひ袍子を着せすして、直ちに馬褂子を服し居るものかあり、又中流階級の人にて冬期も猶ほ夏

季の褂子を用ゆるものがある。又蒙古人の袍は非常に長くして地を引く爲め、之を腰邊に引上けて、側背に皺襞を寄せ帶を以て裾短かに着せし爲め、前後の胸背にたるみを生して頗る見惡き風があるけれども、是等は乘馬の必要上より來る譯にて、歩行を主とする地方には用がないのである。又漢人の婦女子は褂子及び袍の如き長き上衣を用ひさるを以て、專ら圍裙を腰邊に纏へり、其狀は今日の洋裝に見るスカートの如くなれとも、右は舊時の裳より來ること明かである、而して滿洲婦人は此長衣を服する爲め、一方の圍裙を用ひさることと全く反對の現象なれとも、是等は支那の舊慣に因はれさる結果にして、其使用上にては反對の例を示して居る、要するに氣候關係、民族關係等の結果として、使用上に異同あり、又着用の上に巧拙あり、又作法上に省略ありと雖も、其形狀と名稱とに至りては殆んと同一の觀を呈して居る、故に衣服の統一は彼の泉貨、度量衡、政度以下の不一致に比して非常に整然たる觀を示して居るが、顧ふに此現象は單に自然の大勢に任せて、漫りに急激なる人爲の變更を加へす、故に年代上の歷史關係は其必要と嗜好とに適應する範圍内に陶汰せられて、遂に今日の如き形狀を保ち、彼の流行と變化とは僅かに色合、長短、廣狹等の上に止まりて茲に不動の形式を生せしものであらうと思ふ。

2) **衣服着用の順序**　支那服着用の順序は、先つ第一に小褂子即ち汗衫兒(ハンシャンル)を肌着として服す、之は袖なし襦袢である、次に褲子(クウヅ)即ち下股引の類を穿ち、上紐（褌帶、又は帶子、若くは褡包(ターバオ)と云ふ）て之を片脇にて結ひ、其餘りは之を垂下する。次に套褲(タークー)を穿つ、即ち日本の大口洋服のヅボンの如きものである。此套褲の吊紐は帶に插り、次に足先には襪子を穿き、紐即ち襪帶にて足頸の處を捲き插り、次に上衣を着す。即ち夏季は單への長衣（褂子を云ふ）冬は袍子を着するのである。其上には馬褂子又は砍肩兒を服す、是等の點は男女共に同一なれとも、女子は別に圍裙を着けて、男子は右を用ひさる相違點かある。又幼兒の褲子は兩便の汚れを避けんか爲め、總て股下を明け放しにしてあるから、蹲む毎に臀部露出して冬期は其皮膚か紫色に變する場合もある。

普通は以上の順序であるか、本篇には反對に上から脱て行く順序に記して置た。

（乙）禮服類

支那の服裝は淸朝か明を滅ほして都を燕京に奠めた時、前明の重臣洪承疇に命して、新たに制定したとのことであるか、禮服の如きも同樣てあつたか否かは一考の餘地かある。彼の

冠婚葬祭に用ゆる服裝を見れは殆んと明服の風を存して居るから、是等は別段手を附けなかつたものてあるかも知れぬ、併し朝廷に用ゆる官服は其形狀か通常服に似て居るから他と倶に改正を加へたものであらう、此服に對する禮用の標識は主として胸部の表背に黼黻を附着する點にあるので、右は普通に補子とも稱



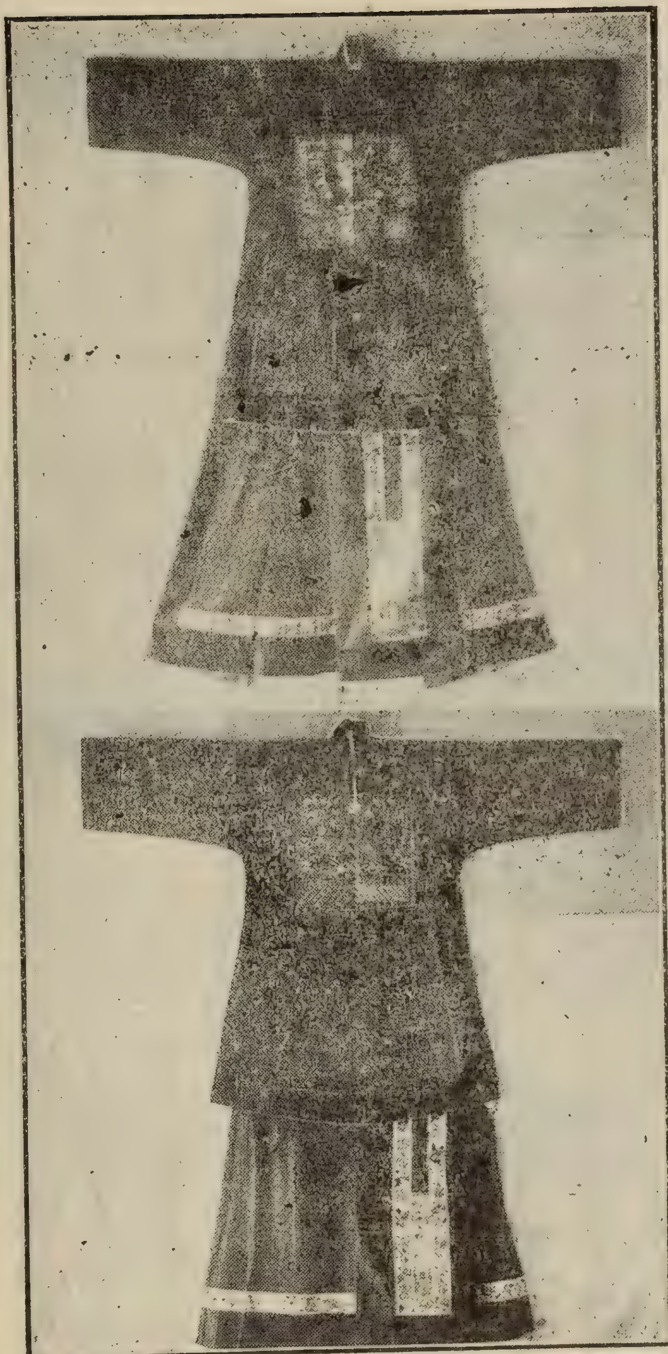
男子大禮服表背

(領子(ゑり)は青き繻子にて作る。(胸飾り)は文官が鶴、武官が龍、補子など表はし、朝珠(頸飾り)な頸にかく。(上は表、下は背面なり))

するか、黼黻は古く禮記などに見へて居るから、由來は頗る遼遠なりと謂ふ可きである、而して此補子は、武官によりて異り、文官は鳥、武官は獸と云ふ區別があり、又其間の上下別は更に色を以て區別してある、其他天子、親王、皇族等は凡て眞向五爪の龍を附くるのであるが其中の白は眞珠、赤は珊瑚などの贅澤品が用ひられて居る。又此補子を始として、他の袖や裙の長さも清朝初期のものは割合に廣濶であつたが、最近に至ては皆な小となり、民國後は全く此禮服は廢止となつた。併し何等か禮服に代るものが無くてはならぬ譯であるから、袁世凱が臨時大總統となつて間もなく、參議院で、此男女の服制十二條を議決したことがある、今其要領を擧ぐれは次の通りである。

男子の禮服は之を(1)大禮服、(2)常禮服の二種に別ち、大禮服はフロックコート及び燕尾服の二種となし、其衣料は支那製品を以てし、色は黑色に限り、又常禮服は細別して、(イ)甲種、(ロ)乙種となし、甲種はモーニングコートと同一の形式となし、衣料は大禮服と同一になし、乙種は舊風の常禮服即ち馬褂、袍子等を用ひ、宴會、上長等への面會などには之を服用し、下着には普通の長褂子又は長袍等を着し、上衣には對襟馬褂兒を着用する例となつて居る、又其織物は前淸時代に規則上、天青緞の無地物と限れるも、近來は他の衣料を用ゆる

風を生して來た、又警官、法官、學生、軍人等は詰め襟の洋服を許してあるが、其服地は自國産の絹製緞、綢を用ひ、夏季は絹紬、麻布、木綿等に限る制となつて居る、併し斯る洋服

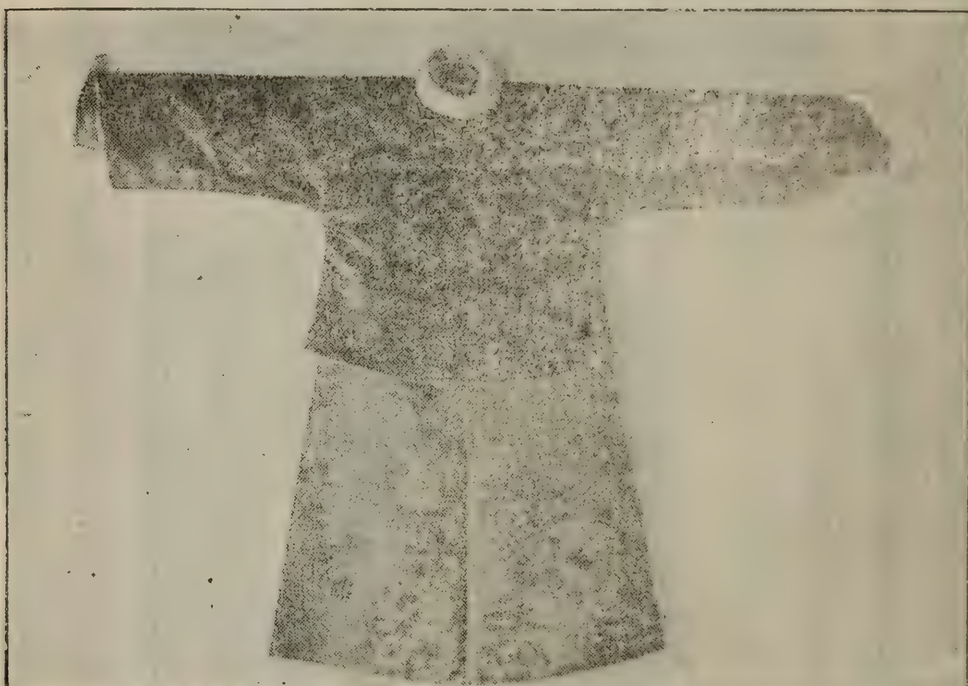


漢人女子大禮服表背

（此服には朝珠、補子を附すること男子と同様なり。下部の袴の如きは之を裙子と云ふ。）

は一向に引立ぬ爲め容易に行はれ難く、通例は輸入の毛織物なる純粹の洋服を着して居る、去れとも多くの場合即ち婚禮葬式以下の際は對襟、馬褂兒等か最も廣く行はれて居る様てあ

る、又女子の禮服は前清時代に於て男子と同樣最も複雜を極めて居たが新官制の結果として、上衣は對襟（トイチン）の外褂子（ワイクワツー）と襞付きの套裙とを用ひて居る、之は現用の常服とは大差あり、對襟の丈けは膝に達し、且つ領ありて之に五個のかくし釦を使用し、袖



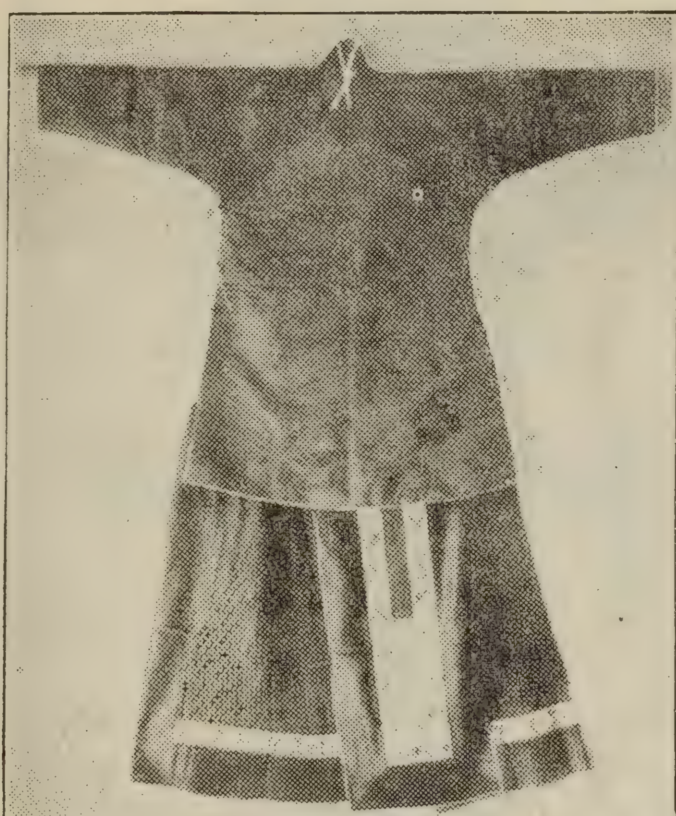
尋常禮服（普通の禮服にして之に補子朝珠を附すれば大禮服となるなり）

の長さは手首の邊にとゞめ、左右及び後方の下端を開き、全體整然たる形式に作つて居る。要するに此服は男子用の馬褂の丈けを長くして、其袖を短少にし、周圍を緣取りとして、全身に繡を施した作りてある。又套裙も繡花あり、又普通品とは反對に左右に小（コ）襠（アキ）を有する上下揃ひ

の品を用ひて居る。併して近來市内にて見る婚禮用の女子服は、宛も通常服の如き大襟式にて、其色は蘇枋染めの品てある。

次に褲子の形式は全くヅボンと同一の形狀なれとも細微の點は已に前條に記した樣に多少の相違かある。

以上の如く禮服の形式は洋風に變化しても、其服地は自國產の絹木綿に限つて居るが、其實斯る品は殆んと世人の目に觸れぬ樣てあるから、或は一部上流の當局者間に作られた位て、一般には行はれす仕まいに終つたのかも知れぬ。又陸海軍の軍人服は清代、民國兩時代共に同一形式なるも、民國に入りては財政窮乏の爲め羅紗を廢して、鼠



漢人女禮服

（漢人女子の通常禮服にして之に補子と朝珠とを附すれば大禮服となるなり）

色の綿布を用ひ、唯た警官巡査のみ黒羅紗金釦の服を着用し居り、法官は日本の判官、辨護士等に類する服を用ひ、學生は前記の如く洋服制なるも、是亦使用者極めて乏しき現象を呈して居る、要するに現在の支那人は一方經濟上の必迫と他方は自給自足の觀念とに驅られて、其生活の簡易を圖る爲めに外國品は出來る丈け使用せす、又節略し得らるゝ限りのものは之を避けて居る爲め、大抵の場合は肌着を以て寢衣となし、其上に袍を着し、更に馬褂を服して普通の禮服に供して居る樣である。

次に喪服の制を曰んに、支那にては古來葬禮を重んするの結果、親族死去の際は其一族の着する衣類などに對しても、之を各自の隨意に任せす、一の法律を設けて其制度に從はしむる方法を取て居るが、此點は清朝に至ても別に明制を改めす、又民國となつても清制を變せさる爲め案外古風か其儘に殘つて居る、夫れで父母死去の後は斬衰（ツァンシァイ）と云て三年の喪に服することか古來の例となつて居るか、此際は男女共に白色の粗布（ツーブー）を裏返しに縫放して着用し、且つ上着には粗麻（ツーマー）製の外套を用ひ、最初の百日間は此白衣を服し、其後三年間を經過する迄は黑、藍、灰色等の衣服を着用して居る、但し女子は別に麻の裙子を用ゆる點か男子と異つた點てある。又昔時は下衣の裳に就ても一定の制かあつたか、近來は全く廢絶して居る。又喪

服は其材料の精粗と裁縫の異同とによりて之を五等に別ち、其他冠、絰、履、杖の類も一定の制ありしが、今は其場合々々の詳しき記事を省略することゝした、但し冠及び腰絰の品料は麻製となし、履は菅草にて造り、杖は哭杖と稱して父の時は竹、母の時は桐を用ゆるのである、次に祖父母の喪は一年にて、之を齊衰と云ひ、男子は白の細布の長衣に、細麻の外套を着用し、女子は白の細布の衫に裙子を纒ふ例となつて居る、此外兄弟、姉妹、伯父等の喪も同布を用ひ、麻布は父母の喪期に限られて居る、又前條の粗布と云へるは極めて織目の荒き綿布にて、細布は稍や織目の細き類を指すのである。

又近來は洋風を眞似て、男子は左腕に黑紗を纒ひ、女子は胸部に蝶形の黑紗を附する例も見ゆるが是等は單に現況の一端を示すに過ぎずして、未た全般の風潮とは見る可からさるものである。

(丙) 道服及ひ僧服

道敎の祭祀者は之を道士と云ふ、彼等は辮髪を用ひずして古風の結髪を爲し、頭上には道冠、又は道帽と云へるものを被り、身には日本服と大差なき寬濶にして廣袖なる衣服を着せり。之

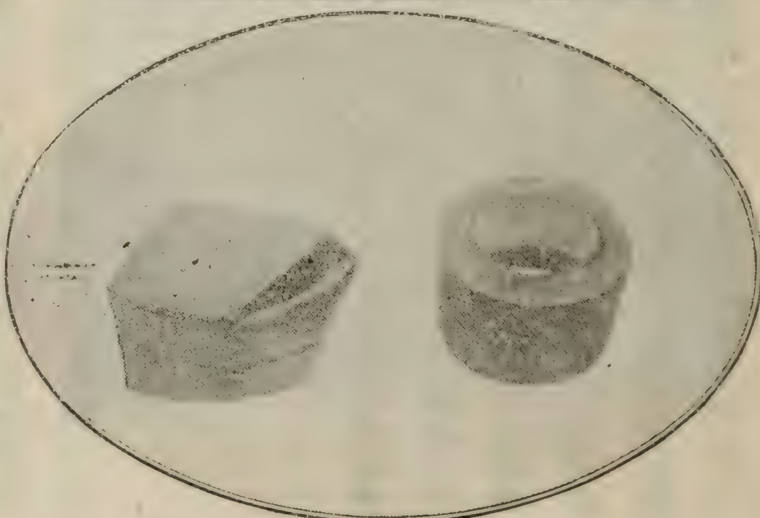
を道服又は布袍と云ふて居る、其襟は日本服の如く、左右の腋下へ上下に合せる、之を斜襟（シエーチン）と稱す、袖の長さは一尺三四寸であるか、此服には帶を用ひす、左腋下に紐釦を附して引掛る風



道士（タオシ）（僧侶と異つて總髪なり）

（道士の居廟は觀（Koan）又は庵（An）と云ふ、僧侶の寺と同一なり）

となつて居る。又色は鼠色や藍色にて極めて地味なることは侶僧と一般である、併し道士僧侶等か法事其他に用ゆる禮服には紅緞袍とて紅色の緞にて作り



道冠（道士の帽子なり）

たる衣服を着用し、其胸背には官人の禮服に用ひたるか如き補子を附して居る、之は五色の絲繡にて、道士は仙鶴、僧侶は如來佛を附して居る、又道服には紅色の木綿服或は黑色の毛繻子を使用し、其前後に絲繡を施せし例かあるとのことなれとも、是等は餘り見受けさる樣てある、又僧侶の冠服は道士と全く異つた袈裟及ひ冠り物等か多く行はれて居る模樣てある。

（丁）蒙古人の衣服

蒙古の服裝にも公私の別かあつて、其公服は制度上に見へて居る、而して舊時の分は大淸會典に載せてあるか、現代の風は民國の制度に依て定まつて居るから、次に其略を曰ん、王公の甲種禮服は親王か上將の服、貝勒、貝子は中將服、公及ひ札薩克臺吉、同塔布囊は少將服を用ゆること、又乙種禮服は、蒙人の習用する馬掛、長袍、但し馬掛は綠色、（鑲式）の緣取りに金線の押型を以てし、掛袖は袍袖の如くにして捲袖を用ひす、禮帽は抱裝式にて頂上に絲結ひを置く、又封爵の尊卑は爵章に因て識別することゝして居る。右は大典の場合丈に用ゆるものにて、其外に舊慣を加味せし通常禮服かある、其中にて冠は冬期間染貂を用ひ、春秋は呢、夏季は羽緞を用ひ、帽頂は靑緞を用ひ、底上には平金寶桐花を加へ、冬季は貂尾を飾り、帽頂には帽章

を附す、夫れは質を金にて造り、寶桐花紋を鑽し、貫くに寶石を以てす、其色は汗、親王、王、公か珍珠を笄し、又珠數に因て等級を別つことゝ仕てある、又衣服は、日月の對襟、色は青、實は黑色、領圈袖口は平金、桐花を加繡し、或は金辮を加へ補服の舊制を襲ひ、改めて圖章を用ひ、又内衣は舊制の開衩袍式を用ゆ、此内に又二種あり、一は禮服にて藍色を用ひ、下に五色の彩水を繡し、週身に寶桐花を繡す、一は常服にて色に拘はらす、又繡彩を加へす、領圈袖口の寶桐花は皆な九花を以て最上の一級とし、汗、親王之を用ひ、郡王は八花を用ひ、貝勒は七花を用ゆ、



蒙古の喇嘛僧風俗（モリン廟）

以下遞減して一花に至り、四等臺吉、塔布囊之を用ふ、又右以下の分は領圈袖口に唯た辮を用ひ、三條より一條に至るまで三級に別つと云ふことになつて居る。

以上は民國以後の服制てあるか、更に普通に行はれて居る平常服の要を曰んに蒙古は淸朝に服屬して以後漸次其風に化せられて來たから、大體に於ては大差かない。併し滿漢人の衣服に比すれは凡ての點か緩やかに出來て居るし、又其色彩か黃紫紅等の如き單純なものはかりてあるのか、一の相違と云へは云はれるのてある、又裁縫は支那と同一にて別段に變化かない。次に着衣の工合は上衣をハスに胸腹部にて重ね、左右の側部及ひ後方に殊更皺襞を



蒙古大官の盛服

造り、腰の邊を絹、木綿等の兵兒帯様のものにて緊縛し、帯の兩端は左右の腹側に挿みて其餘分を四五寸許り垂下する。此衣服の皺襞は一見ヒダに似て蒙古人たる點を知るには好都合なり、又帯の前部には嗅煙草を其右側には食事用の蒙古刀を後方には燧石を、左側には煙草袋を下け、煙管は左腰か又は長靴の間に挿入して居る。又冬季より早春の間は専ら狩獵の氣節なるにより、『テウラ』と云へる二尺許りなる形の短桿を携行することあり、之は不意に兎なそに出逢ひたる際、速坐に投付て撲殺するのであるか此『テウラ』は一方に圓錐形の重さ五、六十匁の鉛丸を附し、其柄の端には孔を穿ちて、革紐を通し、之を手にさけて行くのであるか、放擲の妙は實に想像以上てある、夫れから長衣の上には更に上衣を着し、足には革



蒙古風俗（擅羊毛）

製か布製の靴を穿ち、頭には帽子を冠りて其上を手拭の類にて鉢卷し、又寢ても覺めても念珠を持ち又護符としては襯衣の上に小なる佛像を頸より掛けて胸邊に垂下し、以て守り本尊として居るか、之は金屬製の小箱に收め、夫れを金鎖りにて吊すもあり、其他赤紫等の絹布の袋に納めて吊すのもある、右は平素の御守りに供するはかりてはなく、戰爭の際は矢丸を避ける御利益かあると信しられて居るから、出征兵士は多く之を胸に下けて居る、現に數年前外蒙の兵か支那兵と多倫經棚地方にて戰ひし際、其陣沒者は悉く此種の佛像を所持して居にと云ふことてある、又携帶品としては前條『テウラ』の外に必す鞭を所持する、之れは乘馬と否とに拘はらぬのてあるか、其目的は一に猛犬の多き爲め之を追拂ふ爲めてある。



蒙古の機織（織裁綢褥子）

次に蒙古の衣服を物質上から云へは、富者は絹布を用ひて居り、貧者は棉布を用ひて居るか、其貧者の衣服は場合によりて拭巾にも、風呂敷にも手拭にも、萬般の用に供せられ、、即ち風呂敷の場合は其裾をまくり上けて其中に物を入れ、之を手にククリて持還るのであるか、元來彼地は水に乏しひ土地てあるから、衣服を洗濯すると云ふこ



蒙　古　風　俗　　洗　毡　子　（毛布仕上げの圖）

とはなく、新調の時から破れて用をなさぬ時迄着通してある。又冬季は防寒用として専ら羊の裏毛を用ひ、又此毛の餘りか衣服の縁外に現はれる様に造ることは彼の支那服と同様てある。又女子の外衣には長袍の類あり、元來支那にては男袍女襖とて女子は襖を用ひて、袍は着せさる風てあるか蒙古ては斯る歴史的の慣例なく、又嚴寒地帶てあ

るから、冬期は此種の長袍を着る方防寒上非常に好都合の爲め用ひて居るものと見へる、之れは長さか足首にまで達するから、靴と外衣との間にすき間なく、隨て下部の寒氣を感する度合か殆んとないと云てもよからうと思はれる。又背心子の如きも女子の上衣に着るものは其丈けか案外に長い。

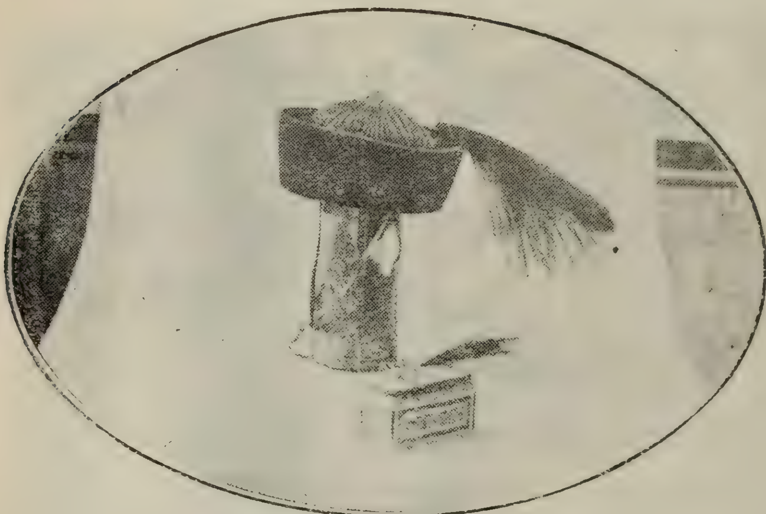
第二　帽子類　附　身體衣服の附屬裝飾品

（甲）　支那人の冠り物

支那にては冠り物の類を凡て帽と云ふ、其實、笠とか巾とか稱する方か適當てあらうと思はれるものもあるか、一般には皆帽と呼て居る。此帽の中には舊來

(1)禮帽
(2)便帽

の二者かあつて、(1)禮帽には更に(甲)官帽と(乙)朝帽との二種別かあり、又(甲)

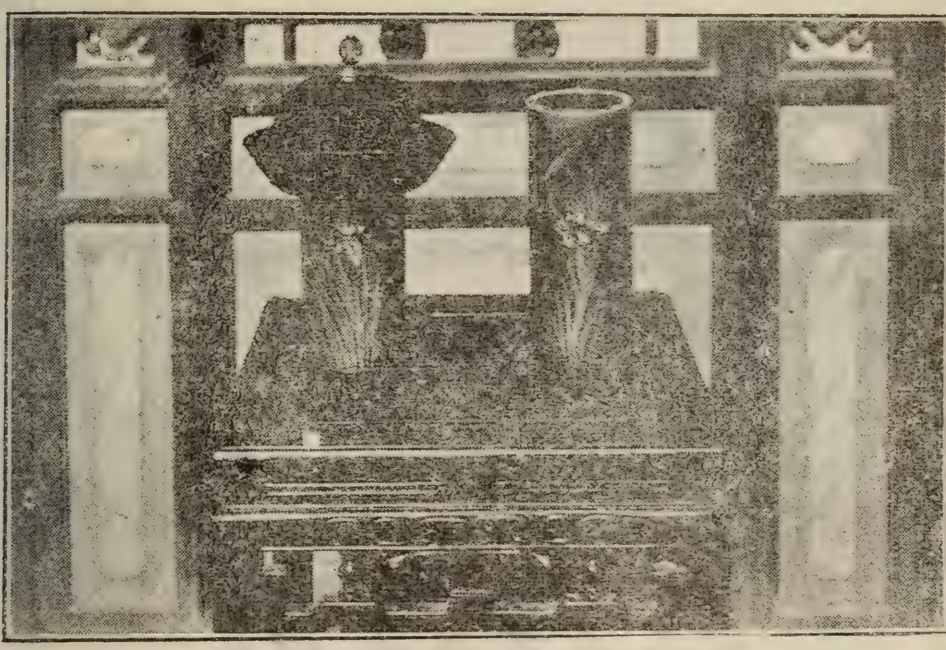


大帽子並に鈿子

の官帽には(イ)涼帽、(ロ)小帽(ハ)大帽(ニ)絨帽等の四小別かあり、又(2)の便帽には(甲)小帽、(乙)風帽の二者かありて、(乙)の中には更に(イ)長式、(ロ)短式の二小別かありと云ひ、其外鉗帽と云へるものもあるか、右の相違は更に後段に說くことゝしやう。又其外に百姓の冠る草帽、女子の

用ゆる兜、耳を掩ふ耳帽なそを加ふる例も見ゆるか、兜と耳帽とは其性質上帽名を以てすることは不適當てあらうと思ふ。又以上の外に歐米風の帽子も行はれて居るか、先つ其古式の分から説明を加ふることにしやう。

(1)禮帽中の官帽兒(クワンマオル)　は前清時代官吏の戴きたる帽子にして、其涼帽、小帽以下は四季の氣節に因て多少作法を變し、又同時



帽子及び帽筒（帽子と帽子臺となり）

に其名を異にせし譯てある、又朝帽も同様に官吏の用ゆるものにて、之は大禮服着用の際に戴く品てある、右は其頂きに孔雀の羽を附したる樽形帽子や、又は赤毛の類を附けた摺鉢形の夏帽子なともあるか、官位の等級を別つ爲めには主として頂上に金銀、珠玉を附してある、是等

は大抵廢絶に歸して、今日は洋風の帽子以外に、古式の類としては單に便帽の類か存して居るに過きないから、次に其略を述へて[illegible]やう。



涼帽

（夏期の禮帽にて頂きにある玉を頂戴と稱し、之が色によりて品級を區別す）

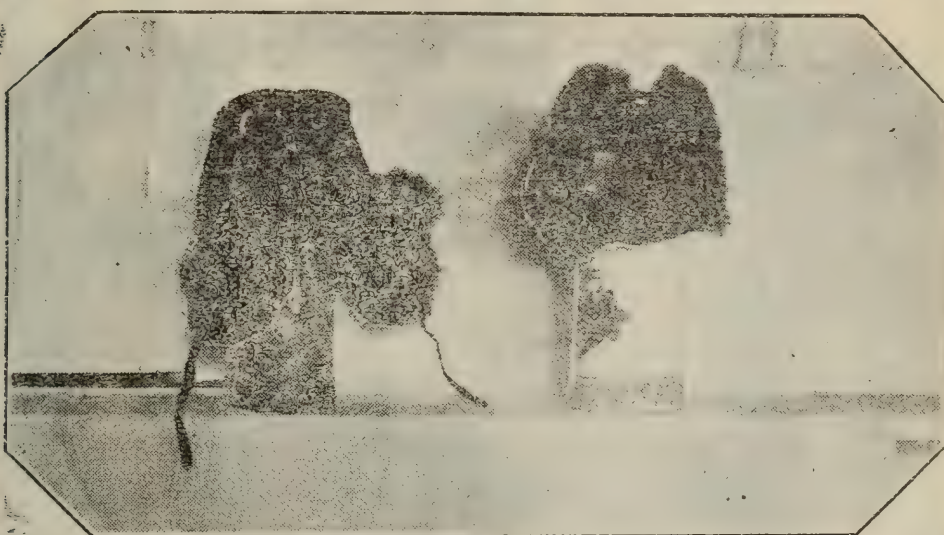


風帽

（緞子、繻子其他各種の布を以て作り、便帽に之を附し、冬期防寒の用に供せり其の状我邦の火事頭巾に似たり）

(2) **便帽**　中の小帽は舊帽の一種なるか、是も革命の際は一時廢絶の傾向ありしも、今日は又々復活して廣く行はれるやうになつた、此帽子は全く冬季用のものにて、切れは黑の繻子か、

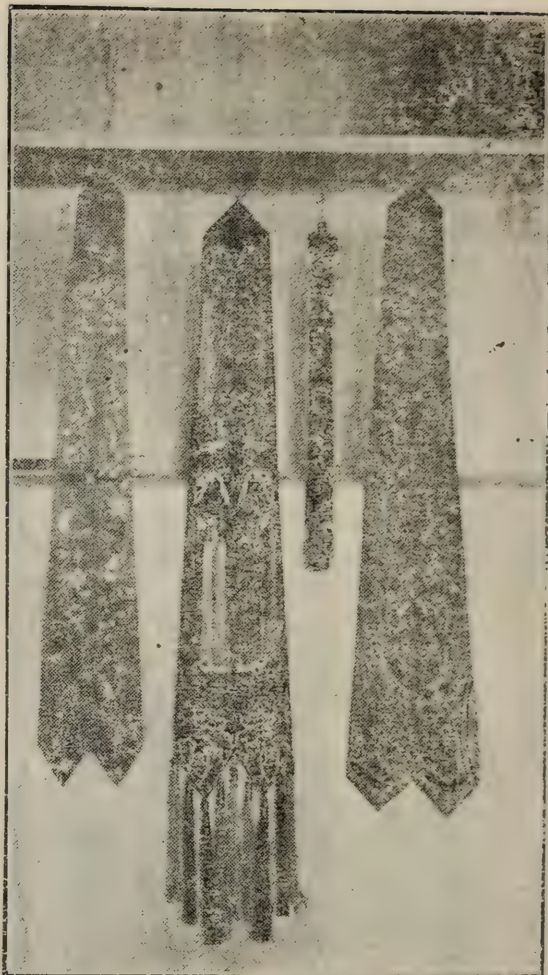
緞子、天鵞絨、木綿等を用ひ、之を六瓣に縫合せたること、宛も椀を伏せたるか如き形狀にて、普通の支那人は一般に之を冠つて居る、其頂上には紐を結んだ摘みか附て居るか、之を疙疸（コウチエイ）即ち瘤と呼んで居る、其色は黑に限ら稀れに紅綠の二色をも用ゆる事かある、又白色は喪中の印してあつて平時には決して用ゆることかない、又、清朝時代



皮帽及び暖帽（毛皮製の帽子を皮帽と云ふ暖帽とは防寒帽子の義なり）

には平素は赤色を用ひ、又頂毛とて馬毛を附したることもあれと、今日は行はれす、其他珊瑚、絹絲毛絲等にて紐結ひの形となしたるもあり、又死去以外の凶事には藍綠黑の三色を用ひたるも、目下は斯る區別なく、又下部の周邊は大抵上部と同一になし、其前額には銀の玉や、紫水晶、翠玉なとを飾り付たる派手者もあり、又裏は赤色を普通

となし、不吉の際は白色、藍色等を附くること今も依然として變化せすと謂ふ、又近來は夏季用として表裏共に紗の赤色を用ゆる由なるも、是等は極めて少數なるか如し、次に此小帽には硬軟の二種あつて、軟なるものは疊み込みの自由を得、且つ單へ製と袷せ製と二樣の別



瓢(ピヤオ)帶(タイ)（女子の帽子に附して背後に垂るゝ裝飾品なり）

かある、是等は漢族、滿族、回族共に同一なれとも、獨り蒙古人、殊に喇嘛僧は赤色の小帽に金モールの裝飾を施したるものを用ひ居れりと謂ふ、又支那内地にては此のもにも變化ありて最近には先の尖りたる尖頂と稱するものを見ることありと云へり。

次に風帽と云へるは、日本の山岡頭巾を底抜けに作りし樣なものにて、之を小帽の上より冠れは宛も兜の錏に類して、大きく兩耳の邊より肩の凡てにまて達し、又一方には頤當ても

ありて、是は紐釦にて留る仕組となし、切れは自國製の毛織物、又は綿入の刺子を用ゆ、其種類は長短の二種あつて、冬季は多く老人連の間に使用せられる、形狀は前記の外に蒙古風の兜に類したものもある、色は表面か黑色て裏は多く赤色を用ひて居る、右は田舍の支那人か主として寒風の荒野を往來する際に用ゆるものゝ樣てある。又毡（チャンヌマオ）帽と云へるは絨製、防寒用の帽子にて、其種類は割合に多いか、大抵は兩耳と前額とを掩ふ爲めに三個の庇しか附て居り、材料は絨製の外に天鵝絨を用ひ、且つ毛皮の耳掩ひを附したるものもある、併し此類は使用者か案外に少い樣てある。又草（ツアオマオ）帽と云へるは農夫及ひ勞働者などの使用する饅頭形の高粱帽にて、之れは重に屋外にのみ使用されて居る。

又耳帽と云へるは、苦力、小使ひなとか冠るものにて、形狀は饅頭形をなし、表面は茶褐色の織物を用ひ、裏は雨を通さぬ爲め革類を附し、最も實用的にして、且つ暖きものてある。

次に革命後は新式の中折帽を室内にて被るものも大分に見受けたか、夏季になると右の反對に屋外の散步ても帽子なして平氣て步いて居る場合か往々にあつた、之れは從來の習慣てもあるか、現今は右を不體裁と思つたか、外國製の麥稈帽子を被つて步く樣になつた、又此外に鳥打帽を被る例もあるか、是等は餘り廣く行はれぬ樣てある。夫れは使用者の多くか下

級者である爲め、之を冠れは何やら品位か下る樣な感しかするからてあらう、又山高帽は今日公式の禮帽とされて居るから、洋服には無論のこと、支那服の場合ても之を冠つて居る例か幾らもある。

次に女子は一般に帽子を用ひさりしも、最近支那の歌妓なとの間には、男子用の帽子を冠つて得意然たる例を見ることかあると云ふ。併し是等は例外にて他には甞て其類なし、去れとも包頭(パオトー)と云へる額へ當ては已に昔時よりあり、之を兜(トノー)又は搭兜と稱して居る、右は主として前額及ひ双鬢の亂れを防く爲めなれども、亦容貌を美にする効力もあり、故に中年後の婦人に取りては事實上有望の觀かある、此品は帽と曰んよりは寧ろ鉢卷と稱する方かよい樣てあるか。古く包頭の名ありて、其中に前額當ての意味か含んて居るから、依然此名を襲用するのかよからうと思ふ、其材料は繻子(支那にては普通に緞と云ふ)又は天鵞絨(支那にては單に絨と云ふ)を用ひ、周圍及ひ中央には襞を取つてあり、其多きものは十數倍に及ふのもあり、之を九龍兜(ヂユウロントー)と云ひ、又冬季は縐紗(チヨーシヤ)即ち縮みの紗を用ひ、中には綿を入れて之を包頭と呼て居るものかあり、其小別名、即ち種類別の名としては、四滾、三和合、九龍、濶心九龍、十三龍、十七龍、盤花九龍の稱あれとも、是等は裁縫上の小區別に過きすして、總名は

兜の外に帽卷若くは昭君套と云て居る、此後の名は古代王昭君か附けて居たとの傳說かある爲めてあるか、當てにはならぬ。

次に滿洲旗人の婦女中には獨特の冬帽子かある、之は鍔なしにて外方に開いた絨製のものにて、外面には金絲の刺繡なとか施してあり、頂上には疙疸即ち紐結ひか着けてあり、又水兵帽の樣に後ろに二條の飄帶と稱する二尺以上の緞子地に刺繡を施したるリボン樣の帶を垂下して居る、其色は普通紅色なるも、寡婦連は藍色無飾の品を用ひて居る、又老婦人なとは耳の邊までを掩ふ風帽を用ひて居る。

又蒙古の女子は帽子を用ひす、單に風呂敷樣の布を以て頰冠りをする風習かある、併し是等は更に後段に說くことゝする。

次に帽箍のことを曰んに、此ものは少女の冠り物にて、其形狀は既婚婦の兜と同一てある、而して其頂顱の上部には毘沙門天の冠上に附着せるものと同し樣な裝飾を施し、地質は緋色て夫れに錦繡を加へてあるから絢爛目を奪ふはかりてある、此帽箍は兜と同一の起源から出たらしく、其本は全く武人の抹額なるか如し、之れは演劇用の額上に附くる古式の類を見れは自つから理解され樣と思ふ。

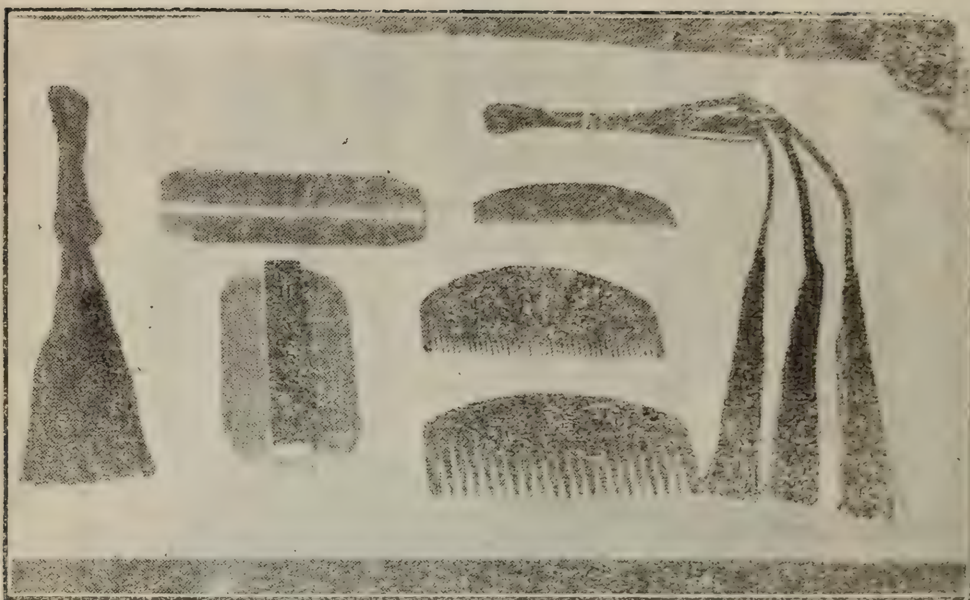
以上古式の冠り物の外に、近來は冬季間に中折帽を被るものもあり、夏期には麥桿帽子、パナマ帽子等を冠つて居るものもあり、其他鳥打帽も行はれて居り、又大禮服の場合はシルクハットを冠ることになつて居るが、此ものは使用の範圍極めて少くして他の數者は中々盛行して居る。

又冬期に用ゆる耳掩には表面を織物として、裏面には毛を附して之を兩耳に引掛て防寒に供して居るが、最も上等の者になると其表面の裝飾に眞珠なそを縫付けて頗る立派に作つて居る類もある、之れは矢張り耳帽の名を付て居るから、前者の冠り物と混同する恐れがある。

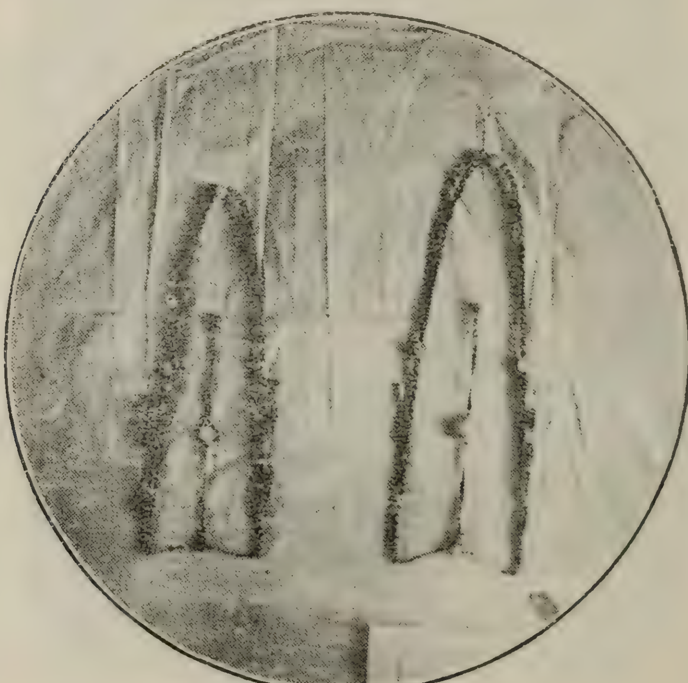
衣服の附屬品　此類の品には手袋、足袋、帶の類があるけれども、右を除外して猶ほ錢入、眼鏡、巾着、箸入、小刀、煙草入、扇子、腕輪、頸飾り等の如き類もあり、是等は一の携帶品、身體裝飾等に過ぎされども、常に衣服に伴隨して殆んど附屬品の觀あれは玆に併せ說くことゝせり。

錢入れは巾着と紙入樣のものと二通りあつて、前者は之を錢袋（チエンタイ）と云ひ、古來支那に行はれて居るが、之は口の下部に横紐を附し、此紐の伸縮によつて開閉が自由に出來る樣な作りになつて居る、地質は上物になれは緞子の上に刺繡を施した立派なものもあり、下級者は極め

て粗末な切れを用ひて居るのもあるか、其形狀は共に長方形てある。又紙入れは之を皮夾（ビイチヤ）と云ふ、現今紙幣入れとしては此方か便利の爲めに使用するのてあらうか、其品は大抵他よりの輸入物て、物質は皮もあり、織物もあり、價格も精粗によつて大差かある樣てある、又眼鏡は近來洋風の金緣製もあるか、古式は大形にて緣は鼈甲製か多い樣てある、是等は官吏か老人連か使用するのてあつて、若者は決して用ひない樣てある、其サヤは革張りもあるか多くは刺繡製の織物を表面に張り、且つ差込蓋附の作てあつて橫開きのサヤは洋風の外に見ない樣てある、是等の品々は皆な紐附て、之を腰帶にクヽリ附けて步くのか一般の例てある、又箸と小刀とは大抵縱に並へて差込てあり、煙草入はキザミを入れる巾着形の袋に造つてあるか、近來卷煙草を用ゆるものは洋風の煙草入れか、然らすんは紙袋入のまゝポケツトに入れて居る。又女子は頭髮の亂れを直す爲め、櫛や鏡を入れる袋を所持して居るか、是等は七ツ道具の樣に必す一揃ひに出來て居るものてある、又腕輪、耳輪、首飾りの類には非常に贅澤な品かあつて、夫等は櫛、簪の類と共に日本の小間物屋の如く、首飾樓（シヨウシーロウ）と稱する店にて賣るのてあつて、其裝身具は之を首飾（シヨウシー）と總稱して居る、而して從來は是等の品に多く金を用ひ、次は銀製を主として居たから、支那婦人の身體は宛も金銀つくめてあつたか、其後は洋



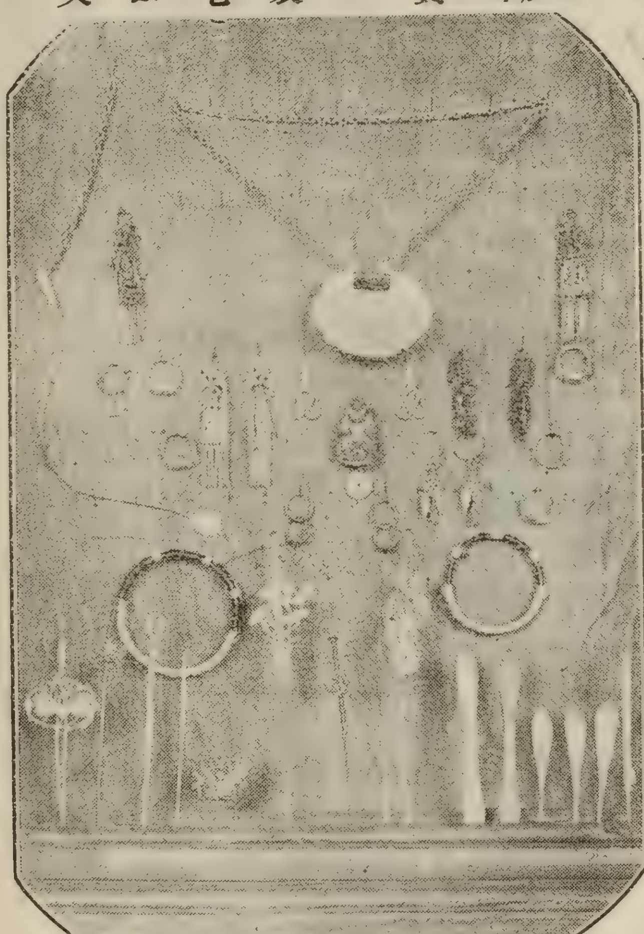
櫛類及飾り紐



朝珠

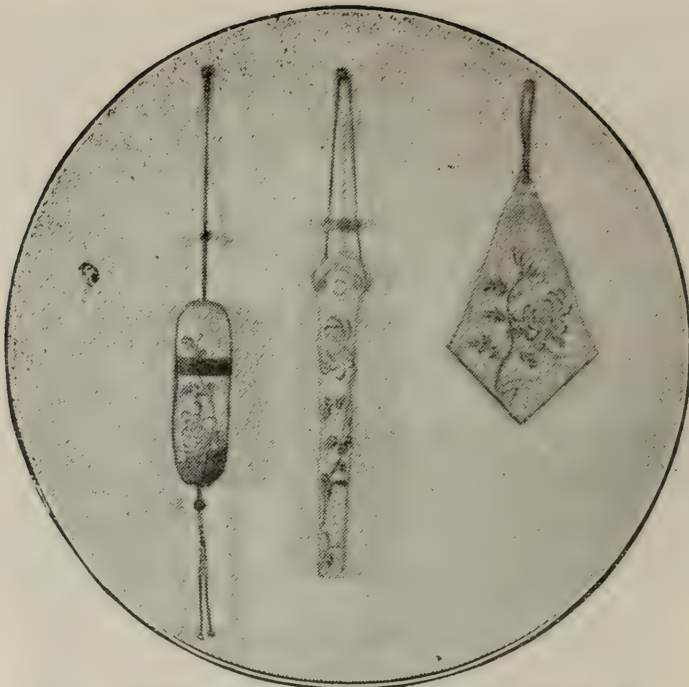
（前清の大禮服着用の時之を頸に掛けしものなり、珠の種類は種々あり。）

風に移つて寶石を重んずる様になつて來た、其他の銅製品は全く田舍者向きで、木製は道教奉旨の婦人連に限つて居る、併し概して曰はゞ、今日は冬期間に金銀の裝身具が行はれ、夏期には寶石類が喜ばれる傾向がある、以下其例を述んに、耳環は支那で耳(アル)釧兒(チエンアル)と云ひ、古來金銀寶石を以て造つて居たが、之れには下部に別個の裝飾を施し、或は其間に七寶を箝し、絢爛眼を奪ふ樣な類が往々にある、又指環は之を戒指(チエチー)と云ひ、金銀、銅錫、寶玉等種々の製があり、又金銀に寶石を箝し、或は七寶を施した類もある、男子は左手の無名指若くは小指に之を插し、女子は双手の同一の指に一對はめて居る、舊來は其

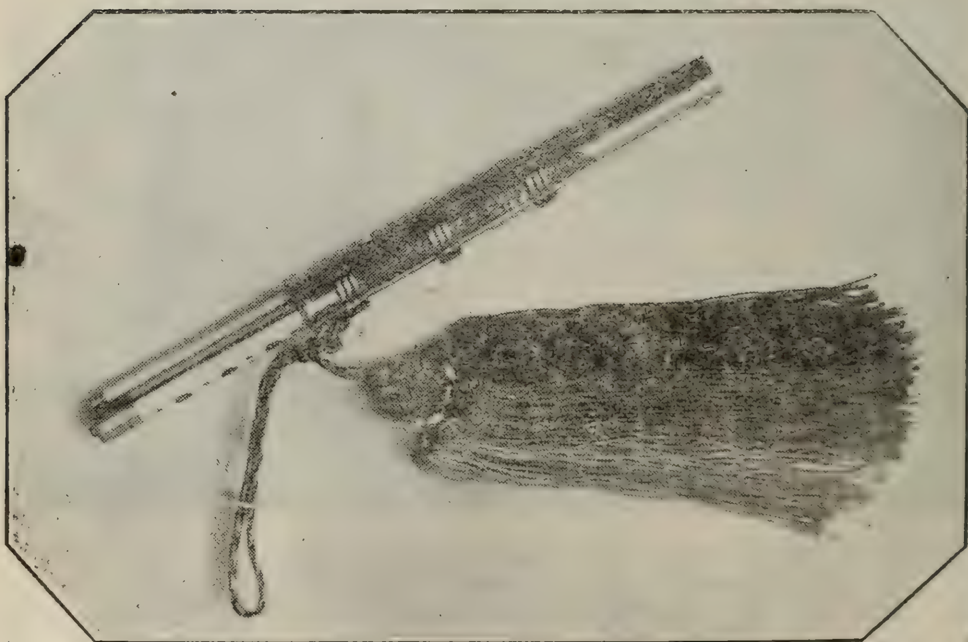


漢族の銀製各種裝飾品

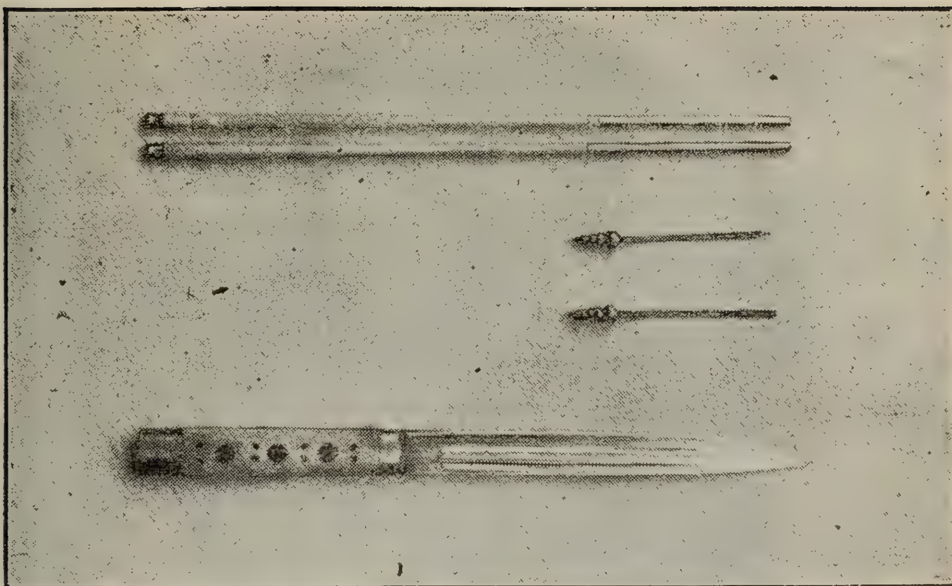
（上部の鎖中前方のものは長命鎖(チヤンミンソオ)と稱し、出産の際祝として之を贈り、其子の長命を祝福するものなり）



(左)眼鏡盒兒(眼鏡入れ)　(中)扇套兒(扇子入れ)
(右)表絹兒(懐中時計入れ)



蒙古刀　(蒙古人は之を京刀(Chirg-tao)と稱して携帶す、中に小刀と箸とあり、旅行用に便なるものなり)



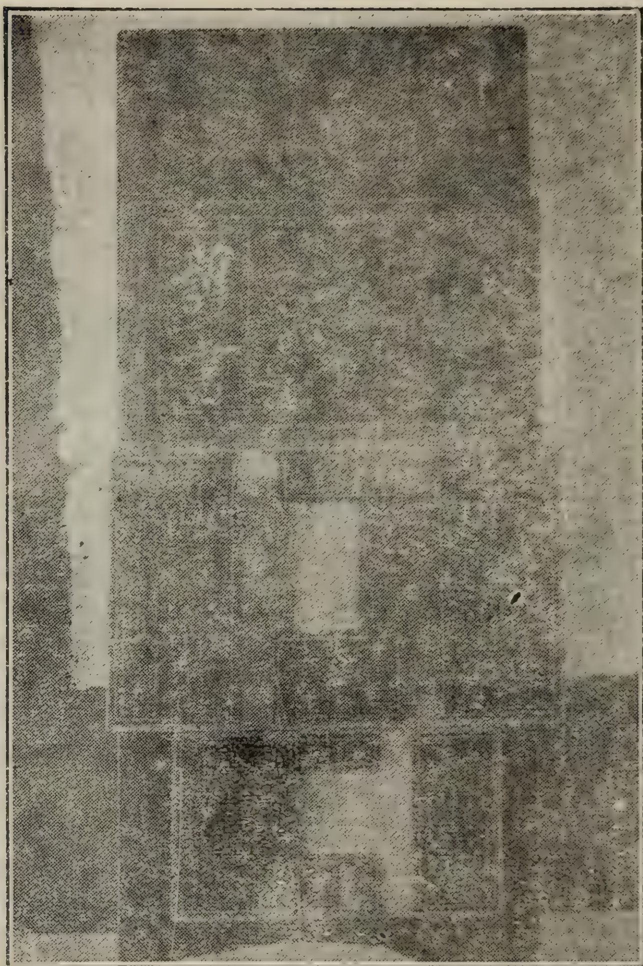
蒙古刀、牙籤子、筷子（小刀、妻楊子、箸の類）
右は食器用にて絶へず携帯するものなり



首飾

（(1)戒指兒、指輪 (2)鐲子（腕子）(3)鉗子（輪耳）(4)簪子（かんざし）の類を首飾と稱し之を賣る家を首飾樓と云ふ (5)四方樓又は透風樓と云ふ（日本の髷眞なり））

品大なりしも、近來は之を細くしてダイヤモンドなどを箝入した品を喜んで居る、次に腕輪は古く釧と書し、普通は之を鐲子（チューツー）と呼んで居る、此品は往時男子と雖も、玉製或は玳瑁製の



護書（本東ノれなり）

ものを左腕にのみはめた例があつて、後漢時代に孫程以下十九人か順帝の擁立に功ありしを以て、各々金釧及ひ指環を賜ふと云ふことか記してある、又女子は金銀若くは藤製のものを双腕にはめるのであるが、其多きは左右に五箇宛穿つのもあるから、重量は二百匁以上になるとのことである、此中には眞珠を鏤めた湖珠鐲子などと稱した類もあるか、民國以後は洋風か行はれ、中には寶石及ひ懐中時計等を挿入した類も出來

る様になつた、其他花彫刻のバネ附の類もあるか、是等は凡て高價の爲め、已むなく贋物を承知てはめて居るものもある。

次に首飾りの類は之を鍊子(レンツー)と稱し、女子の腹掛け即ち兜肚(トウードウー)を吊る爲めに、頸の周圍から胸間に掛けるのてあるか、其品は金銀製もあり、寶玉製もあつて、高價の分は數萬元に達すると云ふ、此外時計の金鎖り、珠玉製の時計鎖りもあるか、皆な高價てあるから普通は矢張り安物を用ひて居る、次に扇子(シャンツー)は男女となく夏季中之を用ゆるか、南方は暑氣か長ひから、殊に流行する樣てある、支那ては之を入れる袋を造り、又不用の時は之を胸間に挿し込て居るのてある。

(乙)　蒙古人の冠り物

蒙古人の冠り物は其禮用の外に普通男子の用ゆるものに二種の別かある、其一は托鉢形にて、其下邊には兩耳と前額とを覆ふ附屬物あり、暖氣の際は之を折り上けて置き、寒氣の際は之を垂下するなり、物質は羊毛を叩きて泥絨となし、其裏には薄き栗鼠の毛皮を附したるもので、之を耳朵帽と稱して居る、次の分は帽頂か扁平て、緣邊は上下に折返し得可き幅二寸餘の緣を

有する作柄の帽にして、表裏及ひ緣邊には共に縫を施してある、此帽は宛も擂鉢形にて頂上には紐の類か附けてある、右は男女共に用ゆる場合もあるか、女子の冠り物には別に碗形の綱帽とも云ふ可きものかある、又女子の冠り物には其帽子の種類如何に拘はらす、凡て顏の左右に當る部分に珠飾りの如き装飾を施す風かある、是等は矢張り女子の美を好む結果てあらうかと思ふ、又此點は其上に別の帽を冠る例もあるらしいから、或は下帽の類かとも考へられる。

又冬季の際は前記擂鉢形の帽子の緣に、タルバカン即ち旱獺及ひ水獺其他貂皮等の類を用ひ、貧き者は狗、猫、猳狐等の毛皮を附着する例を見る、是等は暖を取るには便なれとも、其毛の多きと且つ柔めしの利かさる爲め甚た見苦しき狀を呈して居る。

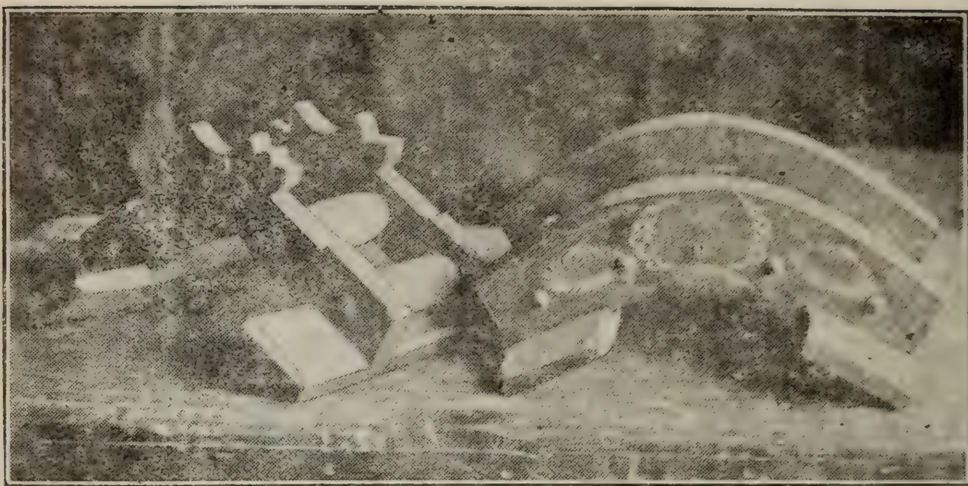
文武官の服裝　支那民國己後、蒙古の服制は前段に記述せしも、實際に於ては此風彼地に行はれす、故に頭上には紅藍白等の翎子及ひ孔雀の羽根を附したる禮帽を戴き、身體には黼黻を胸背に現はしたる大袍を着して得意とせるものあり、又兵士は背心子の類を着し、其胸背には正圓形の白布を縫ひ附け、之に漢蒙兩字にて何旗の兵員たることを記し、或は白地に黑の緣取りあるものを胸部に二列に記述し、又其服は紅地に黑天鵞絨の廣き緣取りとなし、且つ其裾を切つて步行に便せし樣なとは今日支那新式の兵士には決して見ること能はさる舊式のものてある。



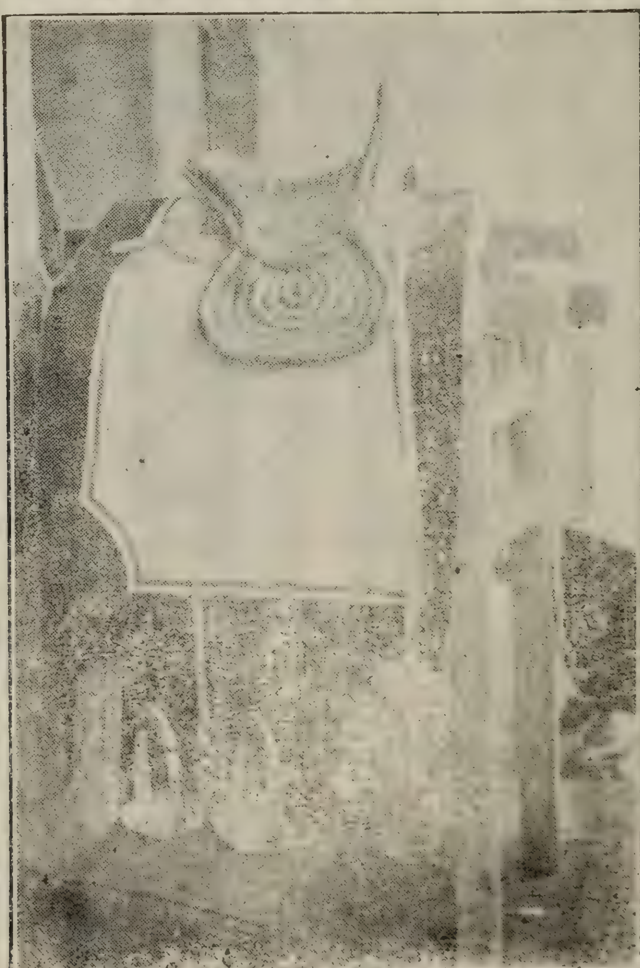
鄭家屯附近に於ける駱駝隊



蒙古兵騎馬の圖



馬駄子（馬に荷を着ける時に用ふる鞍なり）



馬鞍子（鞍韂、馬鐙。馬鞍、障泥、鐙の三者なり）

第三　頭髪風習　男女老幼

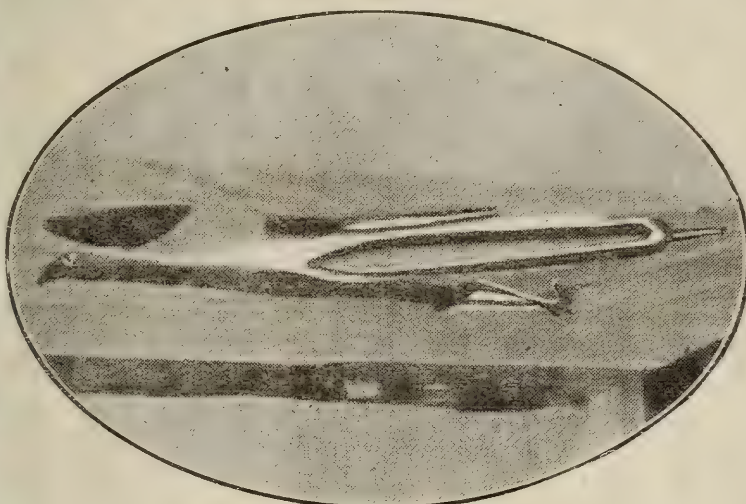
支那人の頭髪風習は古今によりて大差あり、又男女老少の間に於ても夫れ〳〵の相違がある、併し沿革上のことは除外して單に現在の分を曰んに、元來支那の男子と云へは凡て辮髪に限る様に思つて居るか、是れに就ても例外はある、即ち僧侶、道士の如きは夫である、又清末には外交官と軍人とは斷髪を許して居つたか、他は皆な辮髪てあつた爲め、其數の多き結果として全部辮髪と思はれた譯てあらうと思ふ、併し精確に云へは以上の四者を除いた成年以上の男子丈けて、幼少のものは無關係てある、又女子の間ては滿漢各々結髪を異にして居る爲め、此點と足の大小とによつて直ちに兩族の區別を知ることか出來る、今右の事柄を述るに當つて先つ小兒の分より始めることゝしやう。

(1)**小兒の頭髪**　漢族は初め小兒の生るゝ際に必す其生毛を剃る風習かある、之を重ぬること半歳にして始めて前頭部に方圓孰れかの形狀を殘して他は皆な剃り落す風習かある、此中圓形最も多く、方形は其數少し、前者は之を桃子式（タオツーシー）と云ひ、後者は之を四方式（スーファンシー）と呼て居る、其風は宛も唐子の如く頗る可愛らしき狀を呈して居る、而して其髪か長すれは之を編て辮髪

を作る、古書に蒲桃髻とあるは、恐らく此の類であらう、生後一年以上を經れは更に中央の月代を剃り、一見蛇の目風の髮を殘す、之を劉海髮と稱して居る、爾後五六歳に至りて男兒は一分刈りにするか、又はクリ／＼坊主となし、女子は中央の髮を編て之を垂下し、周圍の髮は切り下けて阿童形と爲す、之を沖天辮と稱する由である、猶ほ前の劉海髮に就ては二説ありて、其一つは周漢時代に行はれた髦の遺風であり、又髦は頭項の髮て髫と同樣其殘髮を意味し、又唐子風に結髮しても同樣に呼ふと云ひ、又劉海は仙人の名にして、其人物は遼時代の進士劉操のことなるか、此者は後に呂純陽の門下生となりて、仙術の奥義を極めし爲め、道家の南宗派は之を其祖先となし、常に福德圓滿の財神として奉し居る譯なるか、彼は其頭髮を罌子坊主の如くに剃り居たるにより、後世小兒の前途を祝福する意味にて、其髮を同形になし、又其名をも劉海髮と命名せるなりと云へり、右の當否は別として斯る頭髮形の風習は由來頗る古しと謂ふ可きてある。

又女子は十歳前後になれは中央の髮を三條に編み、其中間より先に辮絲と云へる絹線類の紐を交へて誼くか、其色は平生黑を用ひ、又父母の喪中には二年間白色を用ひ、伯叔は藍色と定まつて居る、又極く少き女子は赤又は紫色の紐を編込んで居る。

(2)男子の頭髮　此風習は清朝か明國を取つた時に一般の人民に强制したと云ふことは誰ても知つて居るか、其起源は順治元年の四月に、明將呉三桂か流賊李自成を討滅する爲め、清の攝政睿親王に援兵を請ひし時自ら辮髮して臣と稱したるに始り、爾後清末まて持續せしか、民國に至りては斷髮令を出し、從はさるものは强て之を切りたる例もあるか、今日は大分八箇間敷くなつた樣てある、夫れて大抵は洋風に化せしも、支那人は前額を分けた髮を洋装頭(ヤンチヨワントウ)とて西洋式と認め、[illegible]五分刈、七分刈りの如き短き髮を東洋頭(トンヤントウ)とて日本式と思つて居る、而して後者は軍人、學生に多く其他の人々は皆な前者を用ひて居る。



剃頭的所用的傢伙（理髮師用具）

又辮髮は五日に一回編直し、十日に一回頭を剃り、凡て理髮師に任す風となつて居たか、村里僻陬等の地は家庭や近隣間にて相互に之を濟ます例か開けて居るやうてある。

(一)女子の頭髪　此風は滿漢各々同しからす、又其種類も多樣なれは悉く之を記することは困難てある、人によると漢婦人の結髪は簡なりと云ひ、他の者は滿婦人を簡なりと稱すれとも其一方を簡と見るものは必す他方を繁と思つて居る、其可否は姑く措きて、今其結髪の略を次に述へやう。

滿漢の女子は古來日本の風と同樣、人の妻となる場合は髪揚けをなすを以て其分界期の例となして居る、但し支那人は同時に開臉とて額の生へ際の生毛を拔く風習あり、又結髪に就ては女髪結（オンナカミユイ）の類なしと云ひ、又有りと云て一定せさるも、要するに多く自身に結髪することは明かなる樣てある。

（乙）滿洲人の頭髪

次に滿洲婦人の結髪を曰んに、此風は民國以後非常なる變化を生し、又全く廢絶せりとも云へと、其實滿洲には依然として今も多く行はれて居る、蓋し彼等の結髪は之を旗粧（チーチヨワン）と稱し、其中に、(1)兩把兒頭（リヤンパールトウ）、(2)一把兒頭（イーパールトウ）、(3)架子頭（チヤーツートウ）、(4)叉子頭（チヤーツートウ）、(5)老樣兒頭（ラオヤンルトウ）等の區別かある、此中兩把兒と云へるは、一尺許りなる扁平の撞木鮫の頭部に似たる張出しあるものにて、形狀最大の部

類に屬して居る、其外過風樓（コーフーンラウ）とて稚兒髷の大形のものもあるか、右の二種は今日最も多く行はれて居る樣てある、但し是等は大抵附け髷にて、眞髮を以てするは極めて稀少の例と謂て宜しからうと思ふ、叉兩把兒頭は就寢の際には取りはすし、塵埃の甚たしき時も取り外し、大風の折も取外ずすのてあるから、是等は日本の鬢に近ひものと見て差支へはない、叉斯る結髮は既婚者の外に二十歲以上の未婚者も行うとのことてあるか、普通の處女は髮を三つ組にして背後に垂れ、何等の裝飾をも加へさるか、滿洲女子の風習てある。

次に漢人女子の結髮を曰んに、之れは普通に漢粧（ハンチヨワン）と云ひ、其中に(1)喜散尾兒（シーシーオイアル）、(2)天寶鬠兒（テンパオツアンアル）(3)蘇州扁兒（スウチヨオペンアル）、(4)平三套（ピンサンタオ）、(5)高冠兒（カウクワンアル）等種々の區別かあつて、其全體は到底俄に知ることは出來ぬのてある、夫れて今重なる一二を曰へは、往時女子の結髮は多く圓形てあつたか、近來は次第に長圓形の風か流行し、髷の下部は兩蟬鬢と稱して、宛も蟬の樣な結髮をする、俗に之を後形（ホーシン）と云て居る、民國後は多く變化を生して、若き婦人は美人頭（ミーレントウ）と稱し、額上に結髮するものもあり、叉東洋頭（トンヤントウ）と云ひて、日本風の束髮をするものもある、併し恰好は頗る惡い、叉鞭子頭（ペンツートウ）とて多數の辮髮を組合して西洋式に結髮し、或は相打頭（シヤンタータオ）とて上部を束髮として、下部を御下け髮とするものもあり、或は盤香頭（パンシヤンタウ）とて日本のグル〳〵卷の樣にするのもあり、其他夏季には風涼頭（フオンリヤンタウ）

或は散心髪(サンシーファー)と云へるものも流行する、以上の結髪は其形狀によりて茄子頭(チヤーツータオ)、蝴蝶頭(フーテータウ)等の名稱か附してある、右は二十歲以下の處女の結髪で、民國以前は其ことなく單に垂髪なりし樣なるも、近來は凡てハイカラとなり、斯く處女に至るまて結髪をする樣になつた次第である、又前髪の如きも一箇のものと、二箇のものとあり、又結婚後も舊式の結髪なる楊州巴々(ヤンチヨウパアー〱)、蘇州巴々(スウチヨウパアー〱)、上海巴々(ハイパアー〱)なとと云へる風を結へ



假纘及假頭 (髻型の類にて滿洲旗人既婚者の結ふ兩巴兒頭の型を示せしなり)

るものもある、此楊州巴々と云へるは、髻の形狀圓形にして最も舊式を存し、且つ下級社會に行はれ、蘇州巴々は楕圓形にて中流社會に流行し、上海巴々は最近のハイカラ式にて其形狀は最も長く、既婚前の娘達は其前面を劉海髪となし、後部を上海巴々と爲すものか多數ある樣である。

右に云へる劉海髪は前條に記したる小兒の分と其名同くして、其形狀は異つて居る、即ち日本て一時流行した前髪

を切り下けた形ちて、十七八の少女や年若き婦人かやつて居れは中々に愛らしき趣きある爲め支那にて盛行する澤てある。

（丙）蒙古人の頭髮

蒙古人の中にて男子は支那と同樣凡て辮髮にして居るけれとも、女子は未婚者と既婚者との間に大なる相違かある、即ち未婚者は朝鮮人の如く前額の髮を中央にて二分し、後頭にて其殘餘の分を辮髮となし、更に其先を紅色の紐て結て垂けて居るか、之は殆んと蒙古共通の風と見てよい樣てある、次に既婚者は各旗共に多少の相違かある樣てあるか、今其一二の實例を次に述へやう。

克什古騰旗の既婚婦は、其髮を前額の中央より二分し、之を各別に編みて其端を折疊んて中央を緊く結ひ、之を耳後に垂れて、笄を横に挿し、珊瑚珠の根掛けに類する長きものを髮に卷き附け、後頭部には金屬の粧飾を垂るゝ風かある、而して貧者は右に代ゆるに模造品を以てするのてあるか、平素は斯る類を用ひぬ樣てある。

又喀喇沁王旗の婦人連は、全く支那化して居るから、滿洲婦人其儘てあるか、最近には日本

婦人の廂髪に類する風習か交つて居る、又其少女は彼の劉海と稱する前髪切り下けのものか多くある、右の外に笄の數を增し、又は其挿し方を異にする例もあるか、要するに大體は滿洲婦人と似たるものてある、之れは王の妃なるもの侍女なるものか、間々滿洲朝廷や、其皇族から來て居るから、右の風か蒙古に移るは當然てあるし、又淸廷は滿蒙を一家族として漢族に壓迫を加へ、又は萬一の際其東北兩地の本據を保つ爲め、一の政略上より此婚姻關係を主としたものてあらうと思ふ。

第四　頭髪裝飾

頭髪の裝飾品は滿漢兩女子ともに數種類の品かあつて、貴族富豪は隨分贅澤を盡して居るか、今其重なる類を次に述へやう。

(1)簪子（ツァンツー）　は古く笄と稱せし由なるか、今日ては花釵即ち花かんさしを意味して、『こうかひ』とは別になつて居る、古昔は姑く措き現在の支那婦人は造花の類を死花（スウホワ）と稱して餘りに好ます、多くは生花を用ひて居る。夫れは春冬は主として梅花、蘭花等を用ひ、夏季には白蘭、桂花の類を用ひ、秋季には菊花を用ひて居る、又清明節等には柳葉を挿して居るか、此外に花かんざしをも用ひて居り、中には日本の雛妓か用ゆる加き壯大美麗のものを老母の頭上に飾て居る場合か少くない、勿論未亡人となれは日本女子と同樣、凡ての裝飾を廢するけれども切り髪なとの例は全くしないのてある。

生花、造花のかんざしは右の通りてあるか、他の玉製、金屬製其他玳瑁、木竹の作品になると、笄即ち『こうかひ』の用を爲すものと『かんざし』の用を有すものと二種別かあつて挿子（チャーツー）即ち『ピン』は其中に這入て居る、今之を別ちて云へは『こうかひ』に屬するものには

(1)如意簪、(2)扁簪、(3)元寶簪の三種かあり、又『かんざし』に屬する類には、(1)荷花瓣簪（ホーホアベンツワン）、(2)茉莉簪、(3)蓮蓬簪、(4)絞絲簪等の類かあり、又ピンに屬する類には、(1)風涼簪、(2)繡球髻簪の類かある。併し是等は多く舊式の爲め、上海地方にては專ら眞珠、寶石類を以て蝶々や鳳凰の形狀を造り、之を珠鳳又は珠蝴蝶なとゝ稱し、普通は之を右側に挿し、最近に至りては頭髮全體にさす風か見へる樣てある。又品質と季節との關係は夏季には寶石を用ひ、冬季には金銀製の品を用ゆる習慣になつて居る、又序てなれは前數者の略解を附することゝしやう。

如意簪　は婚禮祝壽其他儀式用として缺く可からさるものになつて居るか、要するに延喜上より來つた作てある。

扁簪　は劍形の扁平なるものにて、長さは三寸以上一尺に達するものかあり、今日は舊劇に用ゆる外、河南、福建地方の女子か用ひ、又民國以前には旗人の婦人か使用せり、要するに最も古代の風を傳ふるものである。

元寶簪　は獨鈷形とも云ふ可きものにて、舊は扁簪より變化せしならんと云ふ、始め元寶髻とて二十餘年以前に流行せし頭髮に用ひられたもので、其結髮は廢せられしも、此簪の

みは依然として盛行して居る。

荷花瓣簪　は蓮瓣形の簪にして、一本或は三本程頭髮に挿したもので、元來元寶簪の附屬品に似て居るが、今日は殆んと廢棄されて居る。

茉莉簪、蓮蓬簪、絞絲簪　此三種は上部に耳搔き或は球を附けたる一本足の『かんざし』にて質は鍍金製となつて居るが、舊は絞絲髻、三套髻等を結んた意氣な婦人連か用ひたるものなれとも、今日は使用者極めて少い樣てある。

風涼簪、繡球髻簪　は鐵若くは銅製のピンにて皆な黑『ゐふし』を掛けて居るが、此止め針の中には如意針と稱して、金銀銅及ひ玉、眞珠製等の類かあり、之を髷の中間へ一本若くは三本位眞直に挿すのてある。

以上の外に耳かき即ち耳控子(アルワーツー)を金銀銅、若くは玉にて製し、之を髮の中央に挿す風習かあり、又壓鬢(ヤーピン)とて半月形の金屬製品を鬢の兩側に當てゝ、髮の解けぬ樣にする風もある。

(2)櫛　には梳と篦との區別かある。梳と云ふのは齒の荒きもので、篦と云ふのは齒の細かき類を指すのてある、即ち前者は荒すき、癖直し等に用ひられ、後者はふけ取用のすき櫛に用ひらる、挿櫛としては黃楊、象牙、翡翠、セルロイド製等の類かあり、之を十六七歲の少女

か切り下けの前髪上に挿して飾りとなし、癖直しは夜間用の品にて形狀大て、質は木に限つて居る樣てある、又すき櫛は竹製て、日本品と能く似て居る、又此櫛は男女共に使用して居るけれとも、男子は理髮店に趣くから、平素自用の分は殆んとなく、散髮後は毎朝之を使用するけれとも、其數は極めて少く、又別段裝飾もない。

女櫛は貝類や金屬て各種の模樣を表示し、隨分高價にして意匠を凝らしたものもある。

第五　化粧風習

身體に化粧を施すと云ふことは何處の民族にもあることであり、又此風習は男女老幼に限らさることも明てあるか、就中女子間に行はるゝ化粧か最も複雜にして、且つ濃艶を極めることは世界一般の風習てある、夫れて此點は支那も同様てあるか、玆には主として顏面部の化粧に就て述べやうと思ふ。容貌上の化粧法は單に紅、『おしろい』の類を塗抹するのみてはない、其外に生へ際の毛を拔なり、又は眉毛を剃つたりするのも其一つてあるか、支那ては前額の廣くして且つワの字形の生へ際を喜ぶ風かある爲め、態々毛拔て其形に毛を拔くものかあり、又眉は蛾眉と云て細長く圓味を持つのを好いとして居たか、清朝時代は武氣を尊ぶ爲め、或は梯形或はアミーバ形に造つたものもある、併し今日は寧ろ自然のまゝを好しとして居るから、彼の畫眉（ホワメイ）と稱する引き眉の風習はなくなつて來た。

次に男子は若き間は顏面を剃るから鬚髯と云ふものはないか、老人になると之を蓄へることになつて居る、即ち年齡て云ふと普通の人は四十歳以上、軍人は五十歳以上て、唯た醫者丈は三十歳以上て、ヒゲを生やしたけれとも、近來は若者てもカイゼル鬚なそを生やして喜んて居

るものかある、之れを燕尾（エンオイ）と呼て居る、又老人のヒゲは鼻ヒゲの外に、顎ヒゲをも生やすのか通例てあつて之を三鬚と稱して居る、但し若者のヒゲを剃る風習は全く後世の例て古代は多く鼻ヒゲ顎ヒゲを生やして居つたのてある。

次に女子は處女時代に於ては顔を剃ることは仕ないか、一旦妻女となると全面の毛を悉く拔き去て仕まう風かある、之れは剃刀を當れは毛根か太くなりて美觀を損するか爲めと云て居る。

又紅、『おしろい』等を附けることは之を粧扮（チヨワンバン）と稱し、文語にては修飾若くは收飾と記して居る、其方法は白粉を香水にて釋き之を顔面に塗りて後、紅を雙頬、眼瞼、唇等へ淡く着けるのてあるか、民國後は頗る淡粧となりて、昔時の濃粧は全く廢せられた、但し支那にても四十歳以上になれは、此化粧を止める風はあるか、有夫の際は何歳になつても、之を續けて差支へなき爲め、中には白髮の老婆か白粉を施して居る例もあり、且つ概して若作りの風を喜ぶ風か見へる樣てある。

第六　履物類

履物は男女によりて其形狀に相違かあり、又女子にても滿漢兩族によりて異同はあるか、其種類と名稱とは大略次の四種類に限るか如し。

履物の種類
(1) 靴子
(2) 鞋子
(3) 草鞋
(4) 木履

(1) 靴子　は支那に於て太古以來用ひ來つた樣てあるか、其由來の久しき爲めか、又此ものを美にする風習も古くから見へて居る。例せば趙の春申君か他國の使者に接見する場合に、食客三千人皆な珠履を穿つて出たと云ふことか、戰國策に載せてある、蓋し當時の履と後世の靴とは形狀物質共に同一なるや否やは不明なれとも、記述上にては大概併用せらるゝを以て先つ同一物と見て可ならんか、併し序なれは先つ此字義を一言しやう。

履は古字に屩とも屨とも書く、其解釋は異同あれとも履行と續く文字なれは『フム』と云

ふ意味に取るを宜しとす可く、又屝は舟か物を載するか如く足を載する意味に解するのか穏當てあらう。次に靴は鞮なりとあつて、鞮は革履也とあるを正當とす可く、要は履中の一種に過きぬか、今日履字を用ゆる場合少きは其總名を避けて專ら小區別名に從ひし結果てあらう。

次に現在の靴子は西洋の長靴及び短靴に相當し

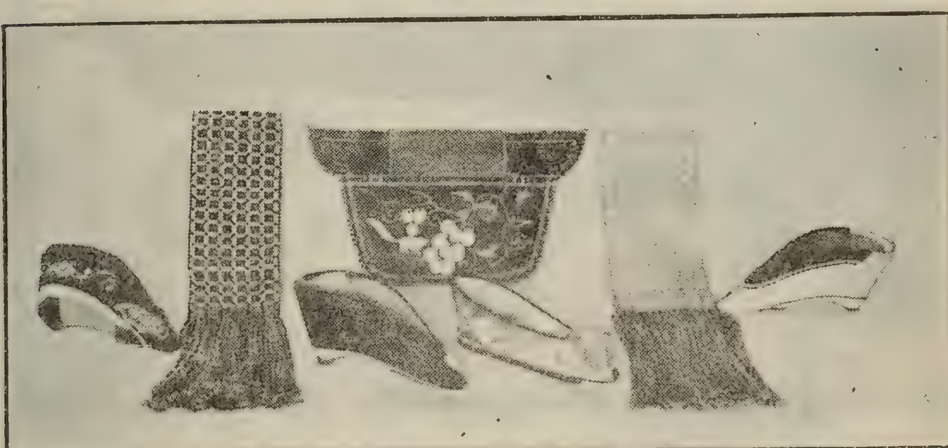


小兒帽子、履、拂子の三品

民國以前は其中に、(1)朝靴(チヤオシエー)、(2)薄夜緞靴(プーエイトワンシエー)、(3)快靴(クワイシエー)、(4)皮靴(ピーシエー)の四種類かあり、(2)は普通の靴、(3)は乘馬用の靴を指すのてある、此中、朝靴(チヤオシエー)は舊時大禮服着用の際に用ゆる長靴にて、其形狀は普通の靴子と大差なきも、唯た其靴前の中央に皮梁(ピーリヤブ)とて普通靴に見るか如き三本の皮の線なく、而して西洋靴の如く前飾りとも云ふ可き個處に縫目のある造りてあつて、其底には通草(トンツアオ)とて蓆の如きものを編み入る

ゝを以て正式として居る、右は謁見の際に靴音のしない爲てあるか、近來は毛氈、紙、破布、皮等にて造りし例か少なくない、又靴幇(シエーパン)即ち靴の外部は繻子(緞(トワン))を普通として、裏面は綿布を附けるのてあるか、是等は大總統に面謁の際用ゆる位に過きすと云ふことてある。

次に普通の靴子は表面に繻子、天鵞絨、木綿等を使用し、靴先には皮梁(ピーリヤン)三個を附し、底には牛皮、布、紙



漢人女鞋、服帯子、兜肚子
(漢人の女子が纏足したる上に穿く靴、套褲の下を結ぶ即ち腿帯子、帯に着けてポケツトとなす兜肚子の三者)

等を用ひて居るか、是等は又綿入、袷せ、單への三通りかある、彼の夏履冬履、皮履、と稱する三種類は矢張り前記の作法異るものを指すのてある。

次に快靴と云へるは舊時乘馬用のものてあつたか、近來は輕便の爲め、廣く一般に行はれる様になつた、其作法は普通の靴子よりも、少しく短く、皮梁は一本限りとなし、材料は前同様のものを用

ひ、裏はネル若くは綿布を用ひ、富豪連は毛皮を附着す、民國後は更に衛生絨靴なるものを工夫したが、其形狀は洋風の皮靴と相似て、表面は羅紗を用ひ、裏面にはネルを附し、底には革を使用して居る。

次に皮靴の中には二種の區別があつて、一は固有品、一は洋靴の類であるが、是等は凡て雨中用に供せられて居るけれども、元來支那人は雨中の外出を厭ふが故

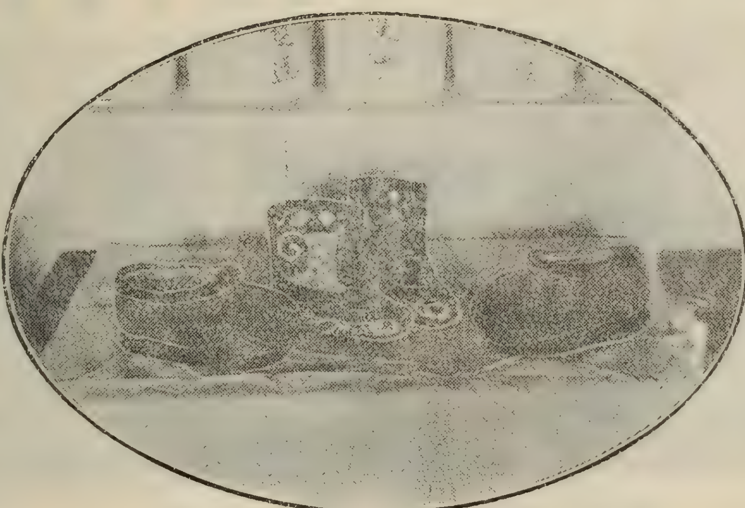


旗人女鞋（旗人女子用の短靴なり）

に、右は單に下等社會の人民間に使用せられる、其皮は黃黑の二色あり、共に厚く丈夫にして底には多數の鋲釘が打付てある、近來は中流社會の人々も亦雨中に出歩く爲め、新形の品を製し、形狀を支那風となし、材料は帆布護謨引皮等を用ひて居る、又漢人は乘馬、降雨及び冬期等には稀れに油皮の靴を用ひたれども、蒙古人は常時騎乘の關係上、男女となく、皮靴を穿

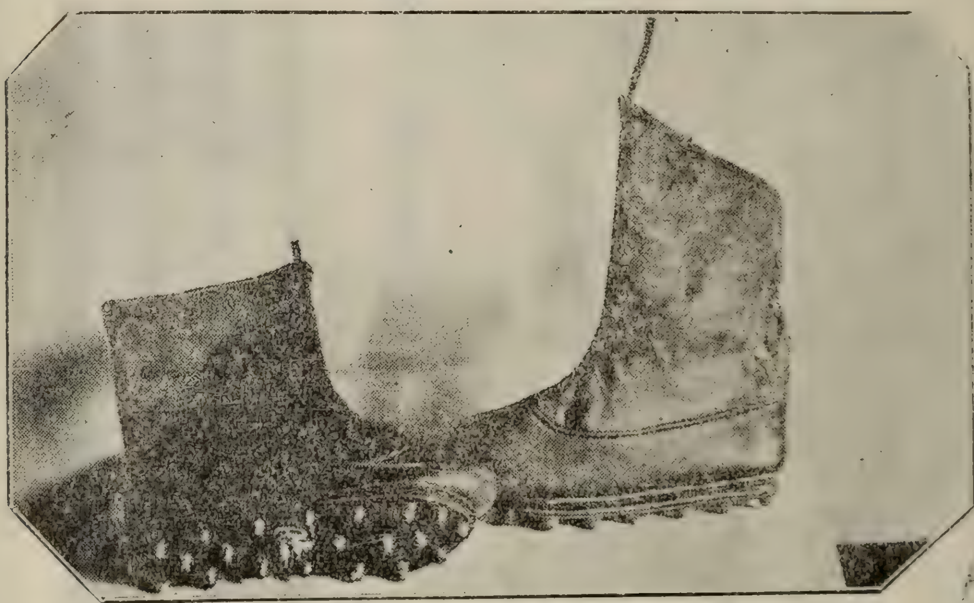
ちて鞋(シエー)の類は其使用極めて稀れてある。

(2)鞋子(シエーツー)　は今日の紐靴に當り、其大さより云へは、半靴に當るものてある、往時は此中にも朝鞋(チヤオシエー)なるものかあつたけれとも、現今は廢絶せり、又他の鞋子には數種の別かあるか、普通品は其形狀か夜會靴に似て居る、而して其底には、紙、布皮の三種類かあるけれとも、舊時は單に紙に限り其紙は毛邊紙(マオペン)と云へるものを數十枚重ね、其下には一枚の薄き皮を敷て居る爾後紙を廢して古き布を用ひ、其厚さを四五分位となせしか、最近は之をも減して、更に厚き牛皮を一二枚重ねる丈て濟すやうになつた、又表面は繻子、紗、綿布、羅紗、ネル、帆布等を用ひ、春季には主として繻子、綿布、帆布等の鞋を穿ち、夏季は紗、冬季は羅紗ネル等のものを用ゆ、猶縁邊には毛皮等を附着して居る、昔時は鞋子の装飾頗る多く、套雲頭(タオウイントウ)、蝴蝶頭(フーテートオ)、四鑲(スーシヤン)、綉花(シウホワ)、



毡鞋。靴子。(絨製防寒靴と長靴の二者なり)

等の名稱も存して居つたか、現今は無裝飾の素鞋(スーシエー)か行はれ、皮梁(ピーリヤン)の如きも舊時は黑綠二色の孰れかを二本附することか一般の例なりしも、今日は蒲底靴(プーデーシエー)とて右のなきものか流行する、又此外に夜會靴を眞似て靴先にリボンの蝴蝶形を結んたものか行はれる、又水鞋(スイシエー)とて布に蘇子油(スウヴーユー)即ち胡麻の油を塗た半長靴、及ひ



油　靴（雨靴さして用ゆるものなり）

防寒用の毡窩(チャンウオー)と云へる毛絨製其他皮製の巾着形なる靰鞡(ウーラー)等の鞋子かある此靰鞡は牛皮製にて全部を巾着風に紐締となし、内部に烏拉草と云へる枯草を布て煖を取ることゝしてあるか、右は日本の大和靴と同樣てある。

(3) 草鞋　は日本の『ワラジ』に似たもので、矢張り藁樣の品て造り、且つ前紐は一本足の拇子に掛ける丈で、二本を左右に別

けて結ふ風とは異つて居る、是等は主として車夫等か用ひて居る。

(4) 木履（ムーリー）　は汲水夫等の使用するものてあるか、其形狀は長方形にて質は竹を用ひ、夫れに鼻緒をすけてはいて居る、其形狀は日本の庭下駄と似たものてある。

第七　食物

滿漢、就中漢人の常食、饗宴等の類は上下貴賤の別によりて精粗、繁簡の別ありて、之を詳記することは容易ならず、殊に支那は土地廣大の爲め、地方的の特徴あり、隨つて北京料理、上海料理、南京料理、廣東料理、福建料理以下種々の相違ありて、頗る繁雜の趣きあり、之を記するも、之を口にせさるものは殆んと理解の力らなし、故に本篇には單に其一端を記するに留むることゝ仕やう。

（甲）支那人の飲食物

(1)滿洲料理　滿洲の地に在る民百姓の食物は概して高粱及ひ玉蜀黍の類にて、其簡易なること驚く許りなり、今其食物狀態を記するに先ちて、高粱其ものゝ解釋を掲けて置かう。

盛京通志に曰く。

蜀黍。古謂之蘆黍、今俗呼高粱、淘宏景本草云、種始自蜀、故名蜀黍、王伯穀靖江縣志引山堂肆考云、黍苗高丈餘、穗黑色、粒圓重、是即今之所謂高粱者、○奉省有秔糯紅黃白黑各

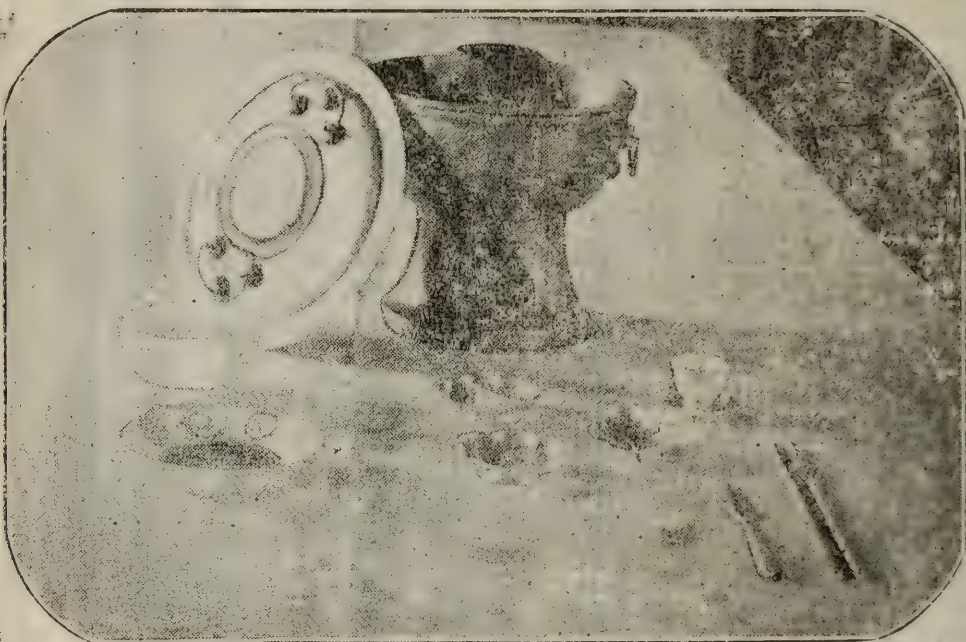
種爲二本邑農産大宗一、北方人民常食之品、漚爲二米粉一可レ製二餅餌一、析二其穰覈一可レ飼二家畜一、本草養生論並云、穄令二人肥一、故飼畜尤宜、和以二麥麵一又可レ釀レ酒、香味芳冽、麻醉力最大、遇レ火輙燃、即古燒春也、今呼二高粱燒酒一俗又呼二燒刀子一言二其害之烈一也、其秸用爲二燃料一可レ代二煤炭一。

此文によれは高粱は俗名にて、古人は蘆黍と云ひ、其種子は始め蜀の國より來れるを知るに足れり、而して之を粉抹となし、更に煎餅の如くに製して食ひ、其カスは以て家畜を養ひ又此高粱を以て酒を製す、香味芳烈なるを云ひ、又カラは以て燃料とする由を云へる譯なるか、今日行ふ處實に此通りてある、又歐人の說によれは滿洲は高粱の原產地て、其外猶ほ北支那方面より西に展ひて居ると云つて居るか、本草によれは舊は蜀の國より移したとのことてあれは彼說は當らされとも、其地味に適して居ることは確かてある、又高粱酒は其味ひ燒酎の如くにして、之を繼續して呑めは手にふるひを生するから確に害のあることは明てあるか、併し酒杯に一杯位宛呑めは非常に腸を堅固にするから、極く少量に用ゆれは又益あることか知れる。

次に玉蜀黍に就ては同く通志に次の通り記してあるから、掲けて參考に供へやう。

玉蜀黍。俗呼ニ包粒米ト有ニ黄白各種ノ嫩者可ニ煮食ス成レ熟者可ニ磨而粉ニ亦可ニ煮粥ス色白者攙麥粉ヲ種者尤多モク六七月間ノ青黄之交農家常用代ニ飯。

此文亦現在に於て實現せり、併し其食料に供する期間は單に六七月の候に限らす、其分量たに多け



鍋子（一に之を火鍋子とも云ふ、我國の寄せ鍋の如きものにて中央に火を入れ、其周圍汁肉野菜等を入れて煮る銅製、錫製の二種あり）

れは翌年の收獲時迄も食し居れり、普通は粉抹として柏餅形の大なるもの、即ち包米（パオミー）に造り、火にあふりて食ふなり、又主食物は右の二者に限らす、他に麥もあり、麵もあり、又野菜は芋、大根、午榜、人參、茄子、胡瓜、大豆以下數多あり、肉類は豚肉、鷄肉、牛魚肉等あれとも、

下級者の料理食物等は取り出てゝ詳記する程のものゝなければ、次に支那風俗の中より、滿洲人の宴會と題する條を拔て、其上流者の食物狀態を示すことゝしやう。

滿洲生粹の宴會は他地方とは除程變つた趣かある、先つ客の坐は南炕に設けられ、客入れは主人は之に煙草を献し、次に奶々茶を献し、次に酒を爵に注き、盤の上に載せて献す、而して、客か年長者ならは主人は跪いて一方の手を以て進め、客は受けて之を飲み、答禮せぬ、主人は客の飲み畢るを待つて起つ、又主客同年配なれは客は跪いて之を受け、飲み畢つて坐に戻る、若し又客か年少者ならは、主人は立つて酌し、客は跪いて飮む、而して婦女も亦出てゝ酌す、婦女の酌は最も敬々しいもので、必す長跪し、客か一爵の酒を飲み盡す後に非れは決して立たぬ、飲畢れは油布を取出し、各其前に掛け、汚れぬ用心をする、此布を劄單と云ふ、特牲を進むる時には刀を以て之を割き食ふ、食畢つて殘物は皆客の奴僕に與へられ、奴僕は地に坐して叩頭し、主人と相對して食ふも咎めす、爰に最も面白いのは、宴闌なるの時、主家の男女は必す立つて迭る〳〵舞ふ、一つの袖は額に揭け、他の袖は背らに飜して、くる〳〵廻つてゆきかふ姿は、中々優美なものである、之を稱けて恭式といふ、而して衆中の一人は歌を唄ひ、皆空齊と呼んて之に和す、空齊とは壽き祝ふの意て

あるそうな。

此宴會風は最も面白い事柄てあるから、茲に掲載した譯てある、次に滿漢の大席と稱せらるゝ燒烤席と云ふものかあるから、次に夫をも載することとしにやう。

燒烤席。俗に滿漢大席と稱す、筵席中無上の上品てある。烤は火を以て之を乾かすの意、則ち燕窩、魚翅諸珍什の外に必す燒猪、燒方を用ゆ、燒猪は一頭の豕の全體を燒いたものてある、通例酒三巡にして之を進む、膳夫僕人皆禮服を着用し、先つ膳夫敬々しく之を奉侍して出つれは、僕人佩ふる處の小刀を以て之を臠割して、器に盛り、一膝を屈し、首坐の專客に献す、專客箸を起せは坐にある者續いて之を嘗む。中々儀容堂々たるものてある、燒方は豚肉の一方てある、全體てはない、然も尙ほ燒鴨よりも貴しとしてある。

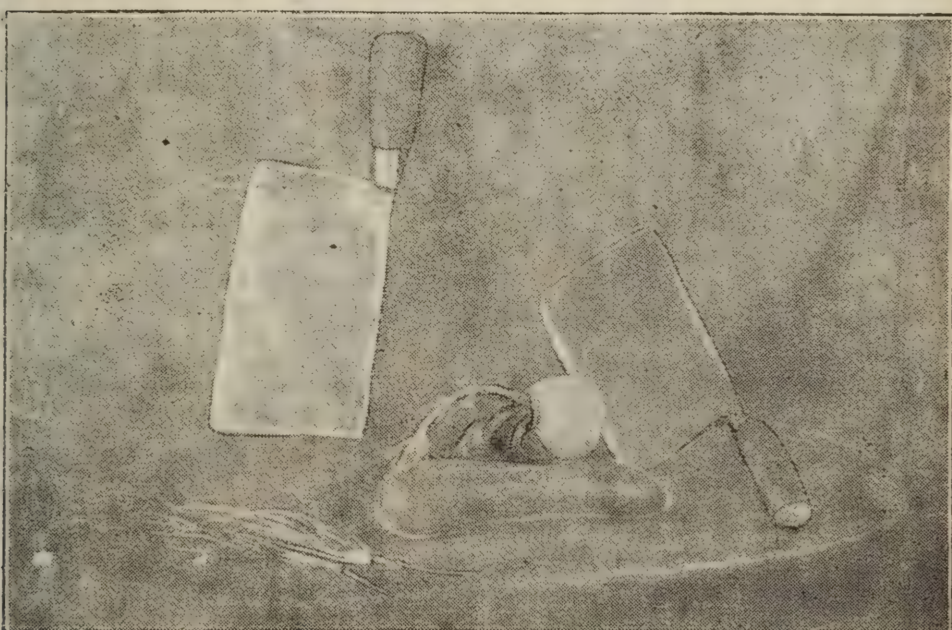
右の文は案外簡單てはあるか、如何にも盛大に、如何にも山海の珍味佳肴か多く配列さるるかは略ほ想像することか出來る、此外に『燕窩席』と云ふのかあつて、之は前者に次く大饗て、通例貴賓を迎へる時の料理としてある、此時には必す大椀に盛つて出すのか禮儀に叶つたものとしてある、此外地方々々の得意な料理かあるから、迚も饗宴上の食物を精しく述ることは出來ないか、要するに其品種の多きと、其廢物を廢物とせすして凡ての料理材料に

供することは確に支那料理の特徴てある、其外十中の八九は油てイタメたるものてあるか、油を用ひさる類ては必す糖分を多く用ひて居る、辛きもの、鹽氣あるもの等は、百中の一二に過きない。又支那には『隨園食單』と題する食物調理上の論語とも云ふ可き書冊かある、之れは日本の四季料理、開席料理なと云へる書物に比して、名文てもあり、含蓄もあり、且つ簡單てもあるか、矢張り彼地にては實行されて居らぬ由てある、夫れは經濟關係や、多食主義やを希望する爲めて各人皆な安價て、品數多く、且つ珍味を得んとするも不可能の點かあるからてある、併し斯る饗宴上の食物は一般に行はれて居る譯てはないから次に支那人の普通食物に就て其大略を述ることとゝしやう。

(2)支那料理　某外人の談に『支那人ほと世界最上の料理を食ひ、又最下等の食物に甘んずる者はない』と云つたか、事實此言葉は適中して居る、日本人は能く支那人か生物(ナマモノ)を食はぬ、夫れは自然の衛生に叶ふなとと云て居るか、之れは全くの半可通てある、今日田間に至て下級者の食物を見よ、野菜は無論のこと、其他草ても木ても人間の食ひ得らるゝものは皆な生(ナマ)にて食して居る、而も其不潔厭ふ可き狀を平然として顧みる所かない、彼の火食を主とする者は全く都會人士、就中中流以上の風てある、又賤民の食は平素一飯一菜に過すして、肉類

を食するは稀有てある、又時としては麵を食ひ、粥を啜つて飯菜を廢することか往々にある、又滿洲北支那等に住する支那人は滿洲人と同樣大抵高粱と、玉蜀黍にて、飯米を食ふなとと云へるは病人か、死に際に限つて居る、唯た彼等か一般に食ふものは右の外に韮、蒜の類かある、之れは確に殺菌劑ともなれは、溫暖を取る手段ともなるか、其代りに口中なり、身體なりに臭みを生して到底近つくことか出來ぬのてある、殊に夏季は此臭氣に加ふるに汗と汚れとを以てするから、邦人の如きは三舍を避けねはならぬ、況して其食物を口にすること能はされとも、此下級者の食物にして案外用ひらるゝものは饅頭と餛飩とてある、此中、饅頭は間食にも用ゆるけれとも、亦常食の代りに供する場合か少くない、又北支那の食物としては粟の類最も多く、次か麥にて、次か玉蜀黍、次か高粱と云ふ順序てある、高粱の分量は其產額か少ない爲めに食用の場合も減する次第である。又支那も滿洲も食事は大概朝夕の二回丈て、三食者は農民か、勞働者の類に限つて居る、勿論日永の際は普通人も點心と稱して午前午後ともに間食をすることかある、夫れて支那人の食物は飯即ち飯（フアン）粥（チヨウ）と點心との二つに區別してあつて、點心は菓子の外に果物の類即ち西瓜、眞瓜、落花生、胡桃、蓮子以下の類かあり、又西瓜其他の種子（タネ）かあり、又菓子は餑々（ボウ〱）と稱して其中に蒸（チヤヌ）即ち蒸し物、炸（チヤー）即ち豚油に

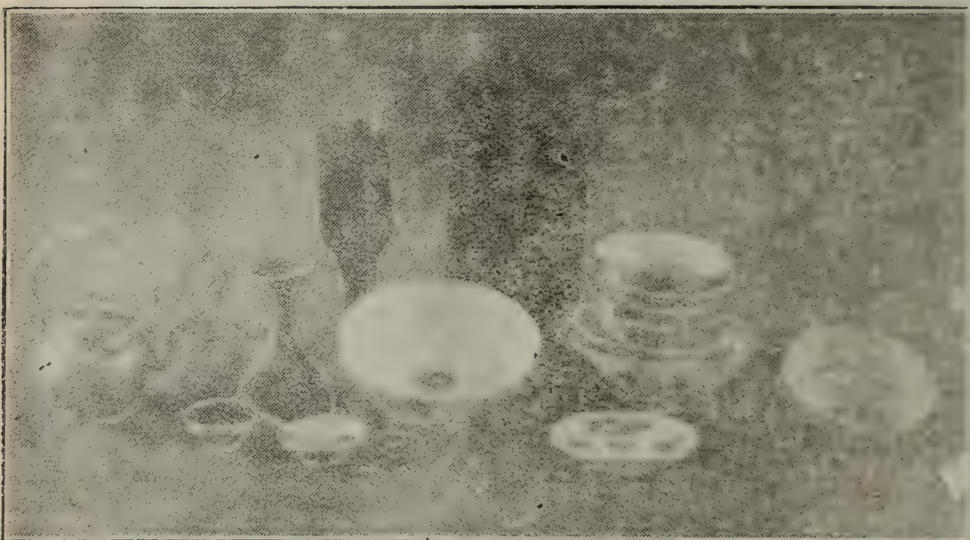
て揚げたもの、烙（ロー）即ち烹（イ）たもの〻三通りかある、又飯粥も地方によつて相違のあることは前述の通りてあるか、猶は蒙古地方になると、肉と乳とを主とし、之れに炒米（チヤオミー）とて稻黍等の炒（イ）りたるものを少量に混用して食して居る、又支那人は一般に豚肉を喜へとも、回教徒に限つては決



菜刀（庖丁）と菜墩子（爼）

して之を食はぬ、又豚肉のみにあらす他の肉も惡食するものは鳥獸となく皆な之を食せぬ樣てある、而して佛教や、喇嘛等の僧侶及ひ道士の類は凡て肉類を食する、即ち生くさ坊主てある、併し可笑なことには葷物や、豆油にてイタメたるものは決して食はぬ、是等は寧ろ奇風とても稱す可きてあらうか。

次に中流以上の常食を臼んに、其主食物たる米飯には、水稻と、陸稻との二種類があつて、其炊爨法は我か日本なとと異り、初め米を焚て、其熟するを待ち、直ち之を抄ひ揚ける、故に脂肪分を失つて麥飯の如く、其飯は婆裟〳〵として淡白てある、又直隷省の上流社會にては老米（ラオミー）とて古米を賞美する風習がある。之れは南方の産米を運河



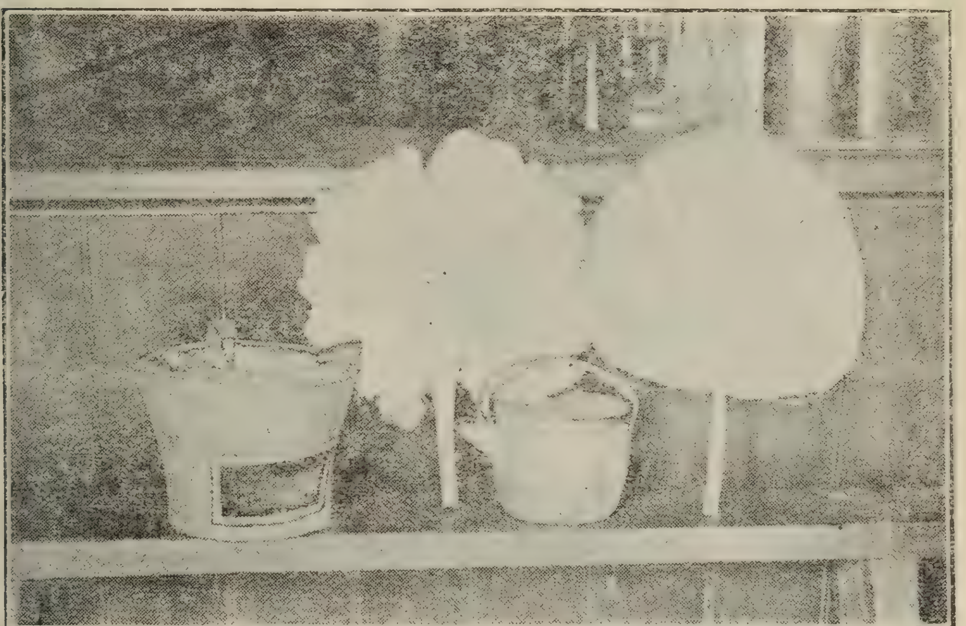
食器類（酒瓶、調羹匙『チリレンゲ』、碟子『サラ』海碗、盤子『ワンミハチ』の類なり）

にて貢運して來たのを、北京の南方通州の地に永年貯藏し、稍や赤色に變したもので、殆と粘着力を失つた樣なものであるか、斯る脂肪質のない米を喜ふのは一に副食物の方に油氣か多いからで、全く二者の調和上賞美する爲めてあらう。

又高粱飯の炊き方も略ほ同樣て、之は高粱を搗いたのを其儘か若

くは味を善くする爲め、粟、小豆等を加へて炊き上げて、其熟せし時に笊て抄ひ上げて食するのてあるか、殘りの脂肪分ある湯の汁は食事の際飲用に供して喉を濕をす次第てある。

又副食物の類には(1)葷菜(ホンツアイ)、(2)素菜(スーツアイ)の二大別あり、(1)は專ら獸鳥魚の肉類を指し(2)は全く野菜類を云

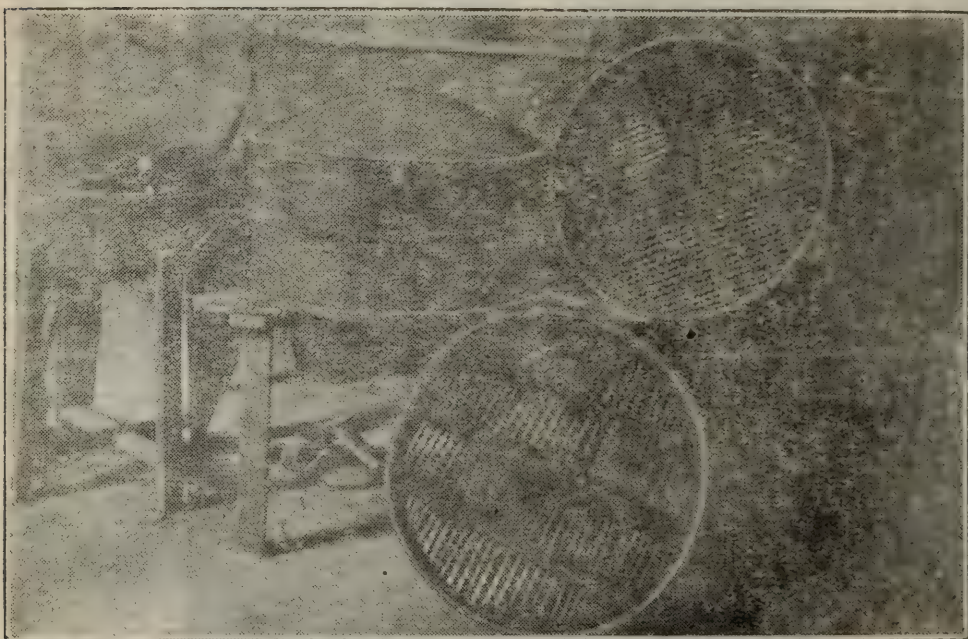


圖の前列左方なるは爐火(こんろ)にして、右方なるは藥吊子(煎藥土瓶)なり、又後列左方の分は鷄の羽根にて製したる團扇にて、同右方なるは芭蕉製の團扇なる

ふのてある、右の中肉類ては豚を主とし次か牛肉、次か羊肉て、其他鳥魚の肉は割合に用途か少い樣てある、但し是等の葷菜中鳥獸の類は單に其肉はかりてはなく腸ても肝臟ても、舌ても脚ても食し得らるゝ分は悉く喰ふ譯てあるから、殆んと無駄と云ふものはないのてある、又魚

類は海産の分少きも、淡水産は非常に多く、且つ味も日本のものより遙かに好いとの評判てある、又料理としては大抵の場合に蝦と蟹との類か用ひられるか、是等は頗る美味てある。其他貝類も多く机上に列なるか、雲丹、カラスミなとは用ひぬ樣てある。

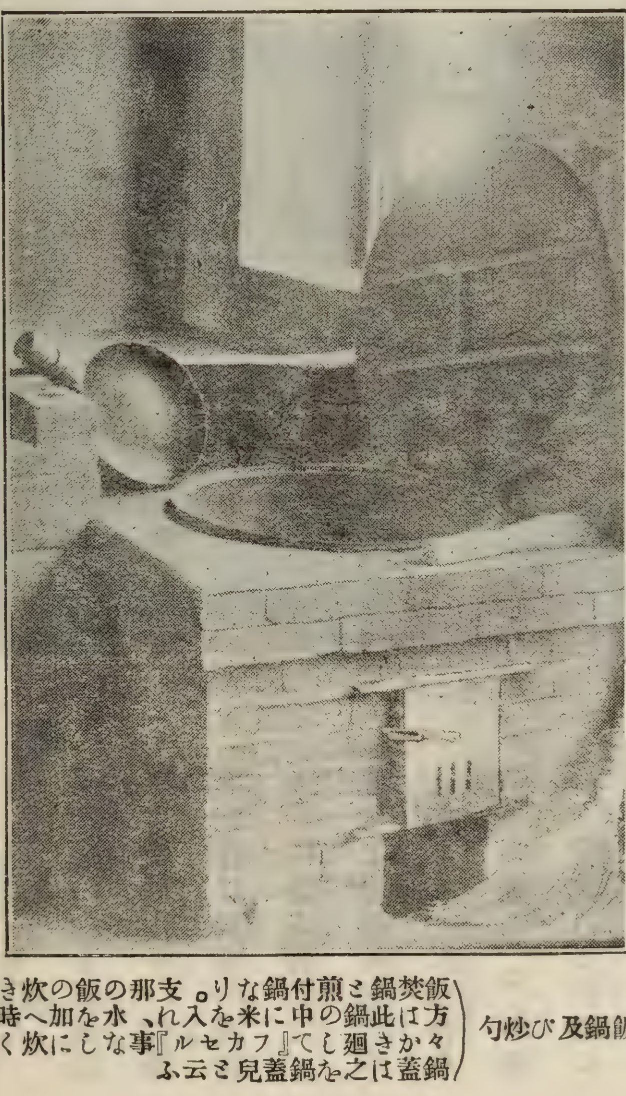
　次に素菜即ち野菜の類としては、薯類、瓜



蒸　籠（せいろう）重に饅頭蒸しに用ゆ

類、菜葉、大根、午蒡、人參、筍、茸類以下其全部を使用し、又麵類の如き製造品をも併せ用ゆ、勿論其配合は料理の場合々々による譯にて、筍なとは揚物類の中に加へす、又銀杏や蓮子の如きは汁物か、甘味ある料理に用ひ、麵類も大抵汁物に限る樣てある、此汁氣のあるものは

之を湯(タン)と稱して居るか、其中には蒸(チエン)、煮(チユー)、燉(タン)の三通りあつて、煮は水煮にして更に醬油て味を附けたもの、燉は又熬(アオ)とも云て肉類を爛れるまて煮て、夫れに野菜を交せたものてある、其外燴(ホイ)と云つて煮たものに薄く葛を掛けたものや熘(リユー)と云つて油て煎て葛をかけたものもあり、其他は前條に記した三通りの類てあるか、普通は先つ此れ以上に出てぬ樣てある、又右の數者は全部火食類にて總稱しては熟菜(シユウサイ)と云ひ、又火を用ひさるものは之を冷菜(リヤンサイ)と呼ひ、其中に又鹹菜(シエンサイ)、醬菜(チヤンサイ)の二つかあつて、鹹菜は鹽漬け、醬菜は醬油又は味噌に漬けた類を指すのてあるか、其種類は又數通りある。



飯鍋及び炒勺

（飯焚鍋と煎付鍋なり。支那の飯の炊き方は此鍋の中に米を入れ、水を加へ時々かき廻して『フカセル』事なしに炊く鍋蓋は之を鍋蓋兒と云ふ）

以上は中流階級の食物であるか、上流者と雖も、普通の場合は其品種に大した相違はない樣てある、唯た食事の度數を三食となし、又皿數を增加する位てあるか、此食事の度數に點心を加へるものと、加へぬ者とによつて、回數に相違か生する、併し上流社會ては點心以外に三



野菜市場（食料品賣買の狀況を知る可きもの）

食するので、朝も必す粥を食ふ、而して晝は米飯、晚は粥と云ふ譯てあるから、是等は前の階級者よりは其度數の多い事は確てある。

次に宴會の狀況を述へやうと思ふか、元來支那人は飲食好きてあるから、單に家內丈ても每月二回位は家族一同を會して宴を開き、商人は又每月福德神を祭るか爲めに會食し、

官吏其他に至つては殆んど寧日なしと云ふ有樣の爲め、光緒の末年に太史長霖なるものは『八不堪』と云へる意見を建議せしこと有り、支那風俗に之を譯載せしものあれは其一節を次に掲けやう。

今日財政窮乏を告け、人民其途に安んせす、且つ物價の昂騰は十年前に



菜　市(野菜市場)　食料品賣買の狀況を見る可きもの

較ふれは驚く可きもの有之候、小生初めて上京致し候節は、四元の料理を以て可成りの客を致す事相適ひ候ひしか、今は倍額の出費を致しても、尚ほ見すほらしき物に候、故に小生一年の俸給は僅かに四五回の宴席に於て蕩盡致す次第に候、斯の如き惡習を繼續する事は相互の不利

益にて自然官吏の廉潔を缺くものと寒心に堪へす候。

如何に宴會好きなれはとて、一年の俸給か僅か四五回分にて盡ると云ふことは何人も堪へさる所なる可し、今日は斯る風習も漸次改まりしならんか、何にせよ支那人の宴會好きは此文にても略ほ推測することか出來る。



白薯桃子　（日本の燒芋屋にして、丸ごと鐵線に貫き之を爐中に吊して燒くなり）

次に宴會上の方式即ち儀禮の樣子を曰んに其場所は公署、私宅、酒樓、園亭等必すしも一樣てはないか、當日は主人客を門に迎へ、坐席は卓多き時は向つて右方を上席となし、又一卓の場合は南を以て首席となし、北は主人の席となし、東を以て第二席となし、西を以て第三席とす

るのである。併し室の構造如何によりて方位の工合か惡ければ、向て右を首席となし、相對せるものを二坐となし、首坐の下を三坐となし、二坐の下を四坐となして、主人は之れに坐するのである、要するに入口に近い方か最下の坐席と定まつて居る譯である、來客か右の坐席に就く前に、主人一々酒を酌んで廻り、或は接伴役に命して代酌せしめ、然る後客を其席に招するのである、此際客は立て之を受け、右一巡して後更に酒を勸め、食を勸め、又酒酣にして拳を打つことかある、之れは至極目出度いことゝしてある爲めである、斯くして粥飯か出る時は席の終りであるから、客は或は別席に移り、或は歸宅するのであるか、斯る宴席に用ゆる器物は身分と場所とによりて不同はあるか、卓や椅子は上等なものになると、紫檀、黑檀、樟、蠟石等の作品を用ひ、彫刻なそも精巧美麗を極めて居るか、中流以下になると、雜木、竹篠の類を用ひ、食器は割合に粗末なるものか多く、普通は陶器の海碗(ハイワン)即ち日本の丼、碟子(テイツー)即ち小皿、盤子(バンヅー)即ち鉢、飯碗(フワンワン)、酒盃(チユーペイ)、羹池(カンチー)即ち散り蓮花等の類か用ひられ、又金屬製品には、鍤子(チヤーツー)即ち肉差し、匙子(チヰツー)即ち『サジ』筷子(クワーツー)即ち箸の類か配列されるのである、此外錫製の酒瓶即ち日本の土瓶形のもの並に火鍋子(ホワコーツー)即ち寄せ鍋の類の出るのは上等の部であるか、併し支那料理は元來日本の如き着け別けの風てはなく、一つ皿や一つ鍋のものを互ひに突つゝき合

て食ふ所謂卓袱料理であるから、箸は必ず長く出來て居て、大抵八寸内外はある、質は上物になると唐木の先に二寸許り銀を冠せた類があり、又肉差し即ち挿子や蓮花即ち匙子なども亦銀製品が用ひられて居る、之れは銀の性質として毒物に逢へば忽ち色を變ずる爲め、驗毒の如何を知る必要上、古來用ひ來つた譯であらうと思ふ。又支那料理は熟菜とて温き食物の出る前には冷菜即ち冷たき品々の鮮果、乾果、蜜果、氷糖、冷菜、點心等の類が出る、其碟數は十數個より二十碟位もあり、又卓邊には着席數丈の皿、箸、肉差し、匙の類が配置されてあるが、其皿類は之を圍千若くは圍碟と稱して居る、又支那には滿漢全席とて滿漢人の料理を各々區別し居たけれども、滿洲料理は多く賞玩せられずして、漢人料理が一般に行はれて居る、夫等は又、大漢席、中漢席、小漢席と呼はれて居て、日本の本膳、或は會席料理に相當して居るのである、而して是等の中にも、北京、南京、揚州、廣東、鎭江、安徽等の區別はあるが、就中、廣東料理が優れて居る爲め、俗謠の中に、

生在㆓蘇州㆒、食在㆓廣州㆒、着在㆓杭州㆒、死在㆓柳州㆒、

と云つて居る、其意は蘇州に生れ、廣東料理を食ひ、杭州の絹織物を着て、柳州産の棺内に納まりたいとのことである。

以上は食ひ物てあるか、次に飲物のことを一言しやう。

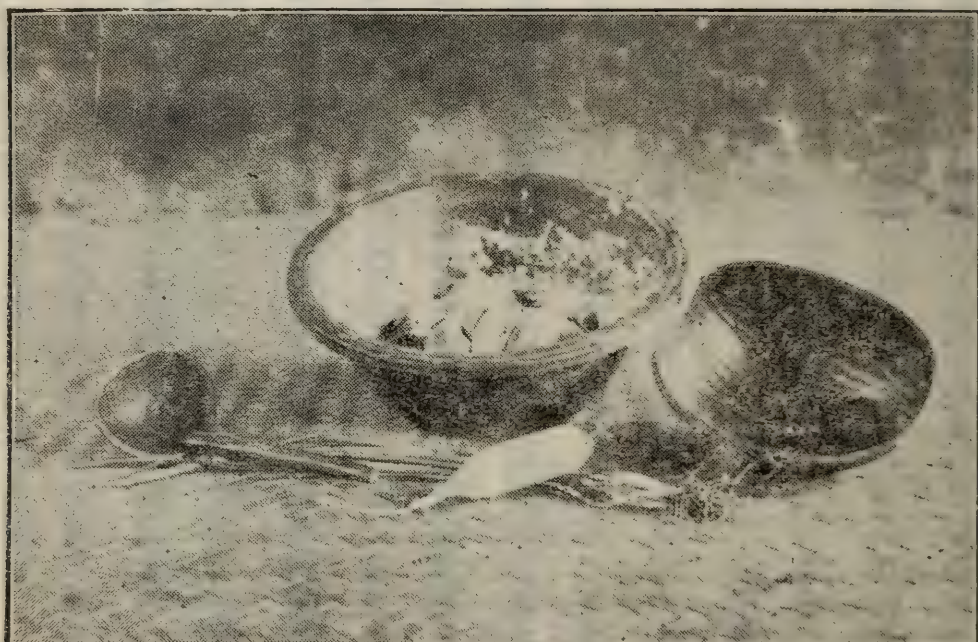
(3)**飲料品**　の種類には水も加へねはならぬか、支那や滿洲は概して水か惡ひ、隨て日本の如く生水を飲むと云ふことは絶對にない、而して此外には茶や酒か主なるものてあるか、歷史から云ふと茶よりも酒の方か古い樣てあるから、先つ此方より說明することゝしやう。



井戸釣瓶（釣瓶は柳條を以て之を造る右を水計子と稱す 釣瓶繩は圖の如く捲き上ぐるなり）

酒類　歷史上て云ふと酒は夏禹の時に始ると云ふか、之れは當てにはならぬ、併し其古い事は確かてあるし、又其始めは酒醪と云て濁酒の類てあるらしひ、而して清酒の出來たのは周の杜康からてあると云ふ說てあるか、斯る沿革上のことは姑く措き、單に現在の分て云ふと、支那の酒類は

大別して(1)水酒と、(2)氣酒との二者となる、此中水酒と云ふのは又黃酒とも呼はれて居て、古く唐代の詩に『蘭陵美酒鬱重香』とあるか如く、黃金色を帶びたものて、其種類には金檀子酒、德州盧酒、四川郫筒酒、湖州南潯酒、常州蘭陵酒、溧陽烏飯酒、蘇州陳三白酒、金華酒、京口



水勺（水子杓）　盆　鉢　水（瓢子杓）

百花酒、滄州酒、紹興酒以下數種類かある、次に氣酒と云ふのは一に燒酒とも稱せられて、日本の燒酎てあるか、之れは其起源か案外に若く、最も確實な時代て云へは元代の汗酒と云へるものか即ち夫れて、色は全く白いのてある。今日滿洲邊ては酒の類を高粱酒、黃(ホワン)酒(チユー)、藥酒(ヤオチユー)なとと別けて呼て居るか黃酒の外は

燒酎の類てあるから、矢張り二種となる譯てある、今順序として水酒の類を次に述へやう。

今日支那酒の最上なるものを云へは必す紹興酒を指す樣てあるか、元來酒の良否は其原料や製法の工合にもよるか、主として水の善惡に大關係を保つ樣てある、隨つて良酒の產地か古來變つて行くのは一に此點てあつて、唐氏には陝西省を以て第一となし、又常州からも美酒か出た、即ち蘭陵の美酒は夫れてある、次に宋代は湖南から良酒か出たか、現今紹興の地に佳酒を產するのは全く水質の純良なる結果てある、此酒は葡萄酒や、ブランデーと同樣永く年を經たものを以て尊しとする爲め、飮酒家は皆な老酒を求む、併し老酒必すしも紹興酒てはなく、紹興酒亦必す老酒てはない、唯た紹興酒の上物は數十年を經過して居るから、其酒入れの罎に納めてあるものか、半減する場合もある、今其種類を列擧すれは次の通りてある。

(1)太　號　(2)大　號　(3)大花雕　(4)小花雕　(5)京　莊
(6)竹葉靑　(7)本　色　(8)陳　々　(9)元　紅

是等は悉く製造上の品質か異る譯てはなく、一つ酒か年代の經過によつて名か變るのてあるから、釀造上の相違は極めて僅かなものてあらうと思ふ、されは太號、大號等の酒も花雕

の一種で唯た最上の爲めに斯く別名を附したのであるか、元來支那の資産家は家に女兒か生れると、同時に酒數甕を釀造す、之れを名けて女兒酒(ニユールチユー)と云ふ、而して成長後、嫁入すれは、其際此酒を添へて送るのであるから、婚禮の酒は非常に好い譯である、又京莊(チンワオン)と云へるは、遠く紹興より北京に至るものは必す上等の品としてあるので、普通の惡酒は其地を變ゆれは必す腐敗する、然るに佳酒は遠くに運へは益美味を加へると云へるか古來の原則となつて居て、京莊は右に叶へる爲め斯く名けた次第である。其他の酒も皆な此類の理由か伴ふ譯であるか此中竹葉酒(チユイエーチユー)と云へるは竹の葉を入れて釀造したもので、其色青く、一種の酸味かあり、古く唐代から其法を傳へて居るから、餘程古酒の趣きかある樣である、又一般に黃酒(ホワンチユー)と稱するものは混合の原料如何によつて種々の名か附してある、假令は、木瓜酒(ムーコワチユー)、百花酒(パイホワチユー)、東漆酒(トンチーチユー)、雪(シユエ)清酒(チンチユー)、乾酢酒(カンチヤーチユー)等の如きは夫れてある、此黃酒、老酒等の名稱を得たる酒は概して良いのであるか、就中紹興酒は一種の香氣かあつて、而も其味ひか淸淡であるから、陶然として醉を生し、且つ濃厚なる支那料理と調和して頗る適當な感しかする、又飲用の際は紹興酒や黃酒の類は微溫燗となし、燒酒は熱燗とするのか常例となつて居る。

又藥酒(ヤオチユー)と云へるは其種類か頗る多いけれとも、其飲用者は一部の間に限られて廣く行は

れない様てある、此酒は燒酒中へ果實又は藥材を混合して作つた品てあるか、併し必すしも藥用に供する次第てはなく、大抵强壯劑に飲用する譯てある、而して其品名中には、(1)狀元紅(チヨワンコワンホン)、(2)竹葉青(チユーチンチン)、(3)史國公(シーコーコン)、(4)玫瑰露(メイクワイルー)、(5)葡萄露(ポータオルー)、(6)果蘋露(クオピンルー)、(7)沙果露(シヤクオルー)、(8)黃蓮露(ホワンレンエー)、(9)五加皮(ウーチヤーピー)、(10)佛手露(フーシオールー)、(11)珍球紅(チエンチユーホン)、(12)參苓酒(ツアンリンチユー)、(13)甕頭春(ワートーチユイン)(13)、(14)迎風醉(インフオンツオイ)、(15)茵蔯(インチエン)、(16)蓮花白(レンホワンパイ)、等の種類かある。

次に高粱酒(カオリヤンチユー)のことを曰んに、之れは滿洲の特產て、殊に牛莊か本場てある、其原料は黏高粱即ち糯高粱を主とし、之れに小豆、大麥其他蕎麥の類をも加へ麯子(チユイツ)即ち日本の麴を以て醱酵せしめ、錫製の蘭引にかけて、蒸溜したもので、其色無色透明、且つ强烈なることは日本の泡盛、燒酎と同一てある。

次に奶酒(ナイチエー)のことを述んに、之れは蒙古特有の酒て、其原料は牛乳てあるか、其釀造法は先つ牛乳を搾り溜めて、之を腐敗醱酵せしめ、更に之を蒸溜して一種の酒とするのてあつて、蒙古人は其名を『スーヌエレ ハ』と呼んて居る、盖し奶酒の名は漢人の稱呼て、蒙古名とは全く異つて居る。酒の色は無色透明て、味も香ひもなく、極めて淡々たるものなれとも、飲めば陶然として壯快を覺ゆる。元來蒙古人は極めて酒好きの民族なれは、各戸皆な之を造れと

も、輸出貿易丈けの額はなし、故に漢人の如きは燒酎を以て之に代へ、以て奇利を博すと謂ふことである。

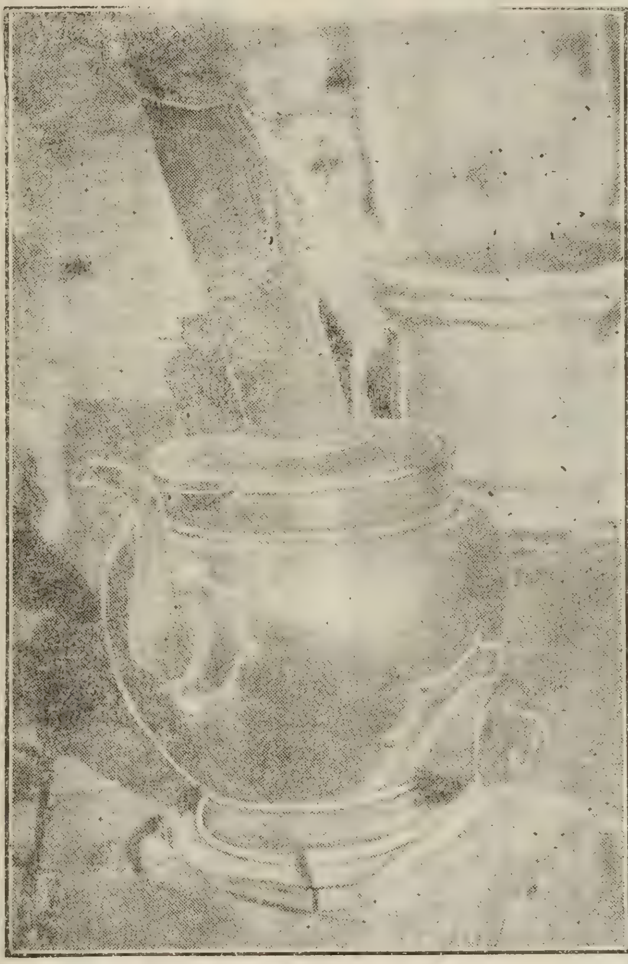
又支那人も非常に酒好きてはあるか、彼等は一方に食物を多く採る爲めか、亂醉して狂體を演することは少い、勿論古書によれは其事あれとも、先つ現在は其風か見えぬ樣てある。又酒席て唄を歌ふこともしないやうてある。

又酒の中に滄酒と云ふのかあるか、之れは矢張り紹興酒の一種て、唯た新酒を指すのてある、併し其名は滄州と云へる地名より來つた譯て、是に就ては謠曲に於ける猩々の如き古傳あり、即ち明末時代滄州城外の酒樓に三名の老人來て酒を飲み錢を與へすして去り、次日亦來り、三日復來りて共に飲み、歸るに臨んて餘酒を門外に傾棄す、河中の水色忽ち變す、其水を酌みて酒を造るに美酒を得たりとのことてある、又此酒を麻姑酒と呼んたものもある。

茶類　支那に於ける茶の由來は頗る古く、又其種類も中々多ひ、故に支那人の茶を好み茶を賣り、又茶席を設くる類は迚も日本なとの比ひてはない、又支那には野生の茶かあるから、之を以て栽培茶に勝るとして珍重する例も往々にある、今是等の概略を次に述へやう。

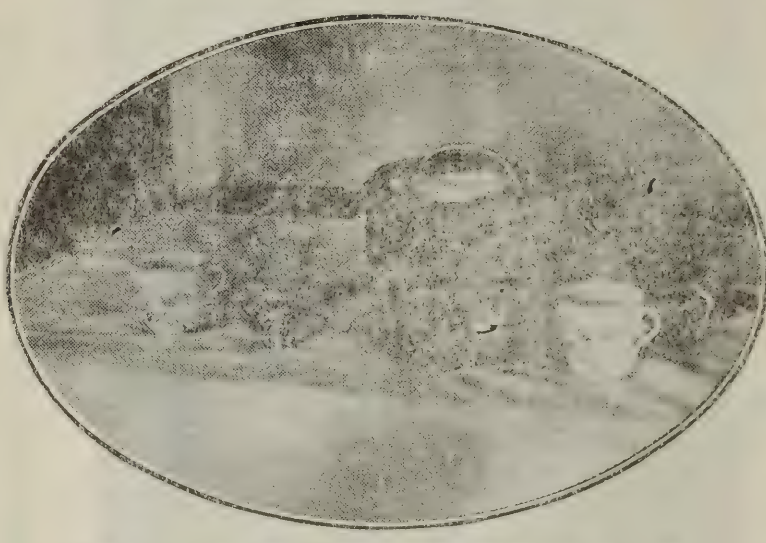
茶の起源は審かならす、或は周代と爲すものあり、或は漢代と爲すものあり、其他三國時

代となし、又晉代にまて引下るものあれとも、元來支那には野生の茶あれは之を地方的に飲喫せしことは確かに古いてあらう、左れは其點より考ふれは、周代說も當つて居らうか、正しく、記錄上に現はれたのは漢時代である、猶ほ陸羽の茶經には神農氏時代とあれとも信することか出來ぬ、又茶は荼字か正當てあるのを陸羽時代から茶字に代つたと說て居る又陸羽の說ては茶は、一曰レ茶、二曰レ檟、三曰レ蔎、四曰レ茗、五曰レ荈、とあれは、同し茶樹ても種々の名て呼はれたものと見えるか、斯く一物に數名の出來たと云ふのも詰り年代の古い結果てあらねは



茶湯壺（市中各所に此具を備へて湯を賣る店あり人皆土瓶、藥鑵の類を持行きて小買をなす、頗る便利なるものなり）

ならぬ。次に支那の製茶は古今によつて異同はあるが、今日世に行はるゝものは、(1)綠茶、(2)紅茶、(3)磚茶、(4)粉末茶、(5)莖茶、(6)烏龍茶等の數種があり、更に之を原產地や形狀によつて分類すると數十種の多きにのぼると云ふが支那人の日々に飲用して居る茶は大抵紅綠の二種て、磚茶の如きは全く輸出向の品である、而して紅綠の二種の內でも普通支那人の用ゆる茶は、龍井、雀舌、雨前、銀針、龍團、鳳髓、六安、老君眉、松羅、普洱、



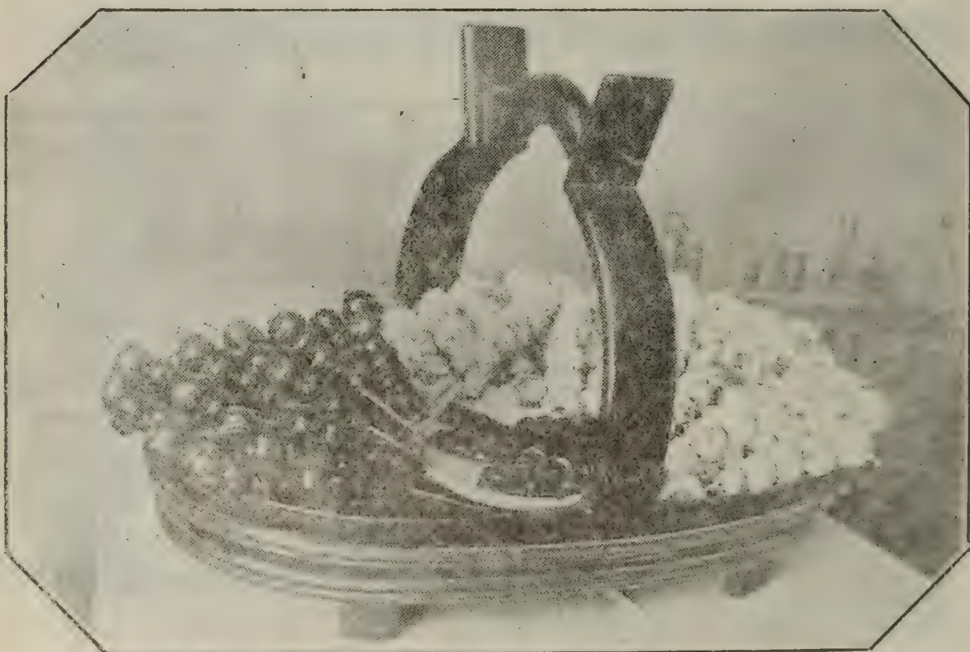
暖　壺（保溫裝置をなしたる土瓶入れされ茶碗）

武彝、珠蘭、香片の數種であつて、其產地は浙江安徽、江西、福建、湖南の五省を主とするのである、又前記の綠茶、紅茶が色に因ての名であることは明かであるが、磚茶は文字だけでは不明である、蓋し此茶は紅綠兩茶中孰れかの粉末を熱蒸し之を型に入れ機械を以て壓遍し、長方形に固めたる磚形のもので、其形狀より命名したものである、又此品には紅綠

の二種があつて、綠磚茶の大なるは長さ一呎、幅七吋、重さ三ポンド半のものあり、又紅磚茶は長さ八吋半、幅六吋、重さ二ポンド以上のものあり。是等は支那內地の需用に供するにあらずして全部蒙古及ひ露西亞地方に輸出されるのである、此磚茶(トワンチヤ)は外蒙古の一地方にては貨幣の代用として交換物の媒介に使用して居る場所がある、右は全く珍重の結果であるか、蒙人の之を飲料に供するには先つ小刀にて一方より削り、更に牛羊又は馬の乳の中に投し、鍋にて煮て然る後に飲むのである、又前記の紅綠茶中で紅茶は重に上流社會に行はれて居るか、其產額が多いから、輸出も亦非常な


賣糖葫蘆的(マイタンフールテ)
(菓物に砂糖を掛けたる花紅又は糖葫蘆を行商するもの)

ものである。次に緑茶は滿漢人共に飲用して居るか、其製法は初め豚の油で煎しる爲め、之に湯を入れると油か浮て幾分か臭味を生しる、故に豚を忌む回教徒は決して飲ます、別に日本の緑茶と同一なる清茶（チンチャ）と稱するものを飲用することゝなつて居る。又緑茶の煎し方は、大なる土

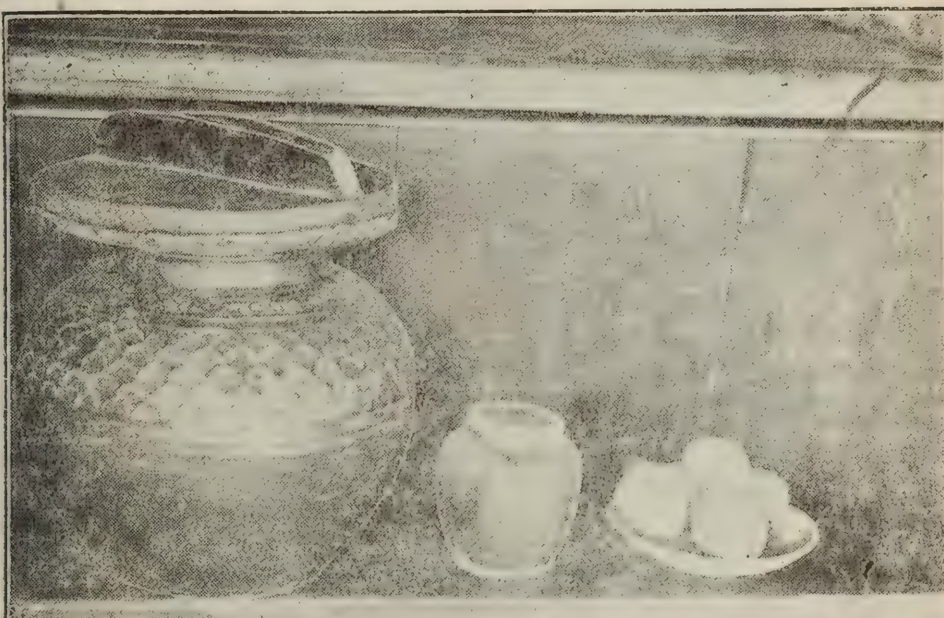


花紅（ホアホン）或は糖葫蘆（タンフンル）（各種の果物を串に貫き、之に砂糖を懸けたるものなり）

瓶に茶を入れて熱湯を注き、之を茶碗についで飲むか、或は初め飯茶碗の類に茶を入れて熱湯を注き、蓋をして茶からを防きなから飲むのであるか、之を客に出す場合は金屬製の茶托に載せたまゝ呈するのである、又緑茶の中には一種の芳り高き乾花を入れた類もあるか、夫れは茶莉花（モーリーホワ）、木蘭花（ムランホワ）、水圭花（スイクエイホワ）、珠蘭花（チユランホワ）、柚（ニユウ）

花（ホワ）、橙花（チエヌホワ）等の類てある、但し普通に用ひらるゝものは茶莉花（モーリーホワ）即ち梔の花て、支那人は此香氣を非常に賞美する風かある。

次に烏龍（ウーロン）茶のことを曰んに、此ものは元來紅茶の一種にて壽眉（サウメー）、紅梅（オンメー）と並ひ稱せられて居るか、多少他と製法を異にする點かある、而して此茶は今より約百年



（罐子、罈子、松花）

（罐子、罈子は共に味噌、漬物等を容る器にして松花は一に皮蛋と稱し鴨卵を石灰鼻にて包み發酵させたるものにて色は綠黑色を帶び之を食へばアンモニヤの臭氣を衝けり而も之を食ひ慣るれば支那食としては缺く可からざるものとなるなり）

以前に福建省て造り初めたのてあるか、其後臺灣の勢力に押されて殆んと廢滅に歸して仕まつた。併し飲用者は別に減する譯てはないから、使用の範圍は中々に廣く、又之を飲ます茶店も多くある、勿論漢人は商用の外茲に入るものは頗る稀有てある

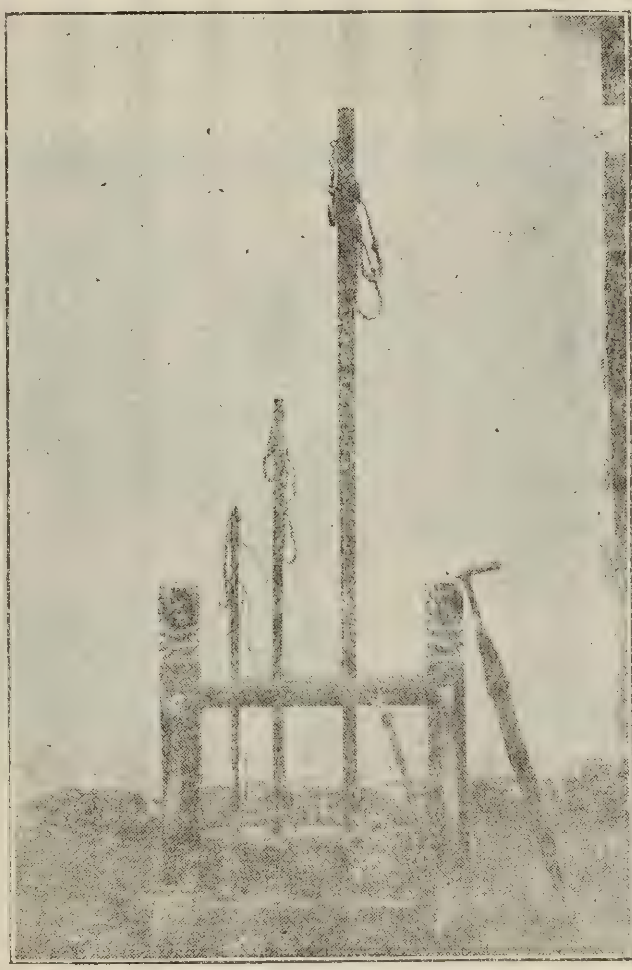
か、滿人は好んで此茶店に飮む風か盛んである。

次に茶館のことを一言せんに、支那は茶を呈して客を集むるビャホール樣の商家か往々に之れ有り、之を茶館と云ふ、其茶代は二三仙より、五六仙、或は十仙位の所もある、併し概して六仙位か普通の相場である、若し其切符を買ふ時は一弗に就て三十枚位の茶券を呉れる、此茶館は安價て便利なる爲め、又支那の習慣上自宅にて物の相談を避くる爲め、凡て玆に集る、其狀況は宛も日本の倶樂部に似て居るか、其代りに中流下流の各階級者か聚るから、其風氣は甚た宜しくない、中には所謂ゴロ付も居て、眞面目な人間に迷惑を懸けることも少くはない、又南方に行くと茶の外に菓子を供する風かある、隨て客の方ても晝飯代用に茶と菓子とて濟す場合も少くはない、又茶館兼料理屋もあるか、是等は茶館の性質に添はぬ樣に思はれる。

又支那の習慣として、客に茶を呈する時は必す熱きを主とする、故に、冷茶は甚たしき無禮のことゝしてある、勿論日本ても茶か冷へれは取り換へて出すのか普通なれとも、支那は殊に其風か甚たしき樣てある、卽ち客の茶か少しても冷て居れは從僕は之を他へ棄てるか、或は復た土瓶中にあけて出す風かある、又支那ては客の方て先つ用談を濟して愈よ歸ると云

ふ時に茶を喫するのであるから、主人の方でも豫め其樣子を見計つて出す習慣があるさうたか、日本人なとに對しては別に斯ることはしない樣である。

又支那ては食後に茶を飲むはかりてはなく、其間にも多く茶を飲む爲め、多人數の家ては大なる銅壺に茶を一杯に入れて置て、其下方に小口を附し、之に栓をさして置て、随意に飲むことか出來る樣な仕組になつて居る、又街頭には大抵据風呂樣な金屬製の湯沸しを置て、白湯を賣て居るから、中流以下の者は喫茶の際は別に湯を沸かさす、之を買て茶を煮る風になつて居る、是等は寧ろ經濟上にも適して



稱。（　はかりの種類なり）

居る様に思はれる。

（丁）蒙古人の飲食物

蒙古人の食物は支那の地に接近した場所は高粱、大豆、粟、小麥、燕麥、豚の類を用ひて居るか、一度游牧地方に入れは全く其類の迹を絶ちて、牛乳と炒米（チヨウミー）とを其常食に供して居る、其他蕎麥、小麥粉、干溫の類もあるか、普通は前二者に限る場合か多い、今先つ支那の接近地より始めて次に他の分を一言しやう。

張家口から多倫諸爾の地方は粟と燕麥粉とを其主食物に供して居る、又多倫諸爾から經棚の西南部は燕麥粉と麥を用ひ、其東北部は小麥粉と燕麥、其他粟の類を常食として居り、又經棚から赤峯の北西地方は燕麥と小麥とを主食とし、其東南部は高粱と小麥と粟とを常食とし、次に熱河所屬の蒙古地帶及ひ赤峯以南の場處は前諸地方と同一の主食物を用ひて居る、夫れて是等の諸地方には支那人の移住者か多く散居して居るから、隨て蒙古人も右に倣ふて農作を營み、主食物には前數者を用ひ、副食物には羊肉、鷄肉、豚肉、鷄卵等を始めとして、野菜類には大根、蕪菜、白菜、葱、韭、芹等の類かあり、其他には胡瓜、南瓜、西瓜なそも栽培されて居る、

又加工品には豆腐、豆素麵の類かあり、其外乾魚類、乾物等もあるから、蒙古氣分は一向に感しぬ樣てある、又赤峯以南、熱河迄の邊は近來水田事業も興つて居るから、今後は米食も困難を覺へぬ樣になるかも知れぬ、又飮物としては牛乳の外に燒酎もある。

次に前記の肉類に就て其貯藏法と調理法とを一言せんに、游牧地帶の肉類には、鹿、兎、山羊狍、雉子等の數種類かあるけれとも、右を食ふ場合は極めて稀てあつて、其最も多く用ひらるゝのは羊肉の一種てある、他の牛肉類は單に死肉を用ひて屠牛肉は僅に祝祭の儀式に供する位のものてある、而して肉類の貯藏法は凡て鹽漬けとなして、之を日光て乾かし、右を深さ三四尺の桶の中間に棚を造つて其上に並へ、上部の蓋には柳條製の梵鐘形に類する編物を覆ふのてあるか、夏日は之を屋外の淸涼地に存置してある、又野獸の肉は兎か最も多く、鹿や狍は興安嶺地方てなければ得ることか出來す、東蒙古の平野には兎、雉子等か頗る多く、察哈爾の閃電河地方には黃羊か多く群集して居る、又調理法は游牧地方ては單に鹽料理の一種外に他の調理法を知らぬけれとも、其間に幾分の相違を示す例は往々にある。夫れは羊肉の調理に丸焚かあり、又鳥の料理にブツ切りかあり、其事皆な單純なれとも原始的の料理法を知るには確に參考になる可きものてある。

又烏丹城より林西縣に至る間は其人口の稀薄と倶に食物の如きも其品種を減し、遼河の上流地なる巴林の邊に達すれは純蒙古の風に近く、主食物は黍と牛乳及ひ其製品の類に過きす、此黍は未た皮殼を去らさるものを糜子（シーヅ）と云ひ、其皮を去つたるものを炒米（チョウミー）と云ふ、而して黍は稷と同一なりと云ふ説あれとも、實際は別なるか如し、此黍は耕作最も容易にして山野孰れの地に於ても栽培し得可く、且つ肥料を要せさる爲め、農作最初の品としては幼稚の民に頗る適當せるものなり、且つ收穫は一反歩に付き四五斗より一石以上を獲ること容易なりと云ふ、又糜子は細砂を混して釜にて炒り、然る後臼にて搗き、其皮を去り糠を篩ひ、之を革袋又は箱中に收めて貯藏して置くのである、又之を食ふのには普通奶子茶と稱する牛乳の中に磚茶の煎汁と少量の食鹽とを交せて沸湯せしめ、其儘食ふてもよいのであるか、更にバタ奶豆腐、奶皮子等を加へ、夫れに砂糖を混して食すれは最も好味を覺ゆるのである、今日支那接近地の上流蒙古人は炒米中に乾葡萄や、乾青梅、乾棗、乾梨等を加へ、更に砂糖と牛乳の調味品とを混するから、外人連も非常に旨しとして之を食して居る、併し煮熟すれは粟飯なそよりも不味てある、夫れて蒙古人は旅行の際之を革袋中に入れて携行し、湯茶を得れば直ちに食することか出來るか、其分量は大抵一回半椀位て充分てある、已に斯る便利な食物てあるから、蒙古軍は輜重運

搬か容易であり、其爲めに敏捷な活動も出來る譯であると云ふ說がある。

次に牛乳は至る處盛に搾取されて居るけれとも、之れは重に夏場牧草の多き時分に取て置くので、冬場は牧羊の絕へる爲め牛乳の量は極めて少量に減するのである、又蒙古の牛乳は水分多く滋養少き爲め、之を飮めは下痢を生することか往々にある、故に蒙古人は大抵酸乳を用ひて居る、此酸乳と云ふのは上部に浮んだ脂肪を以てバターを製し、下部に沈澱したものを以て牛乳餠を造り、其中間に殘つた液體か酸味を帶ひて居るから、之を酸乳と云ふのであるか、若し此中に砂糖を加味して飮めは甘酸互ひに調和して頗る美味を感するとのことである、又牛乳製の名物には奶豆腐（ナイタウフ）と云ふものかある、之れは牛乳の固形分を乾し固めたもので、蒙古語に之を『ボシルガ』と云ふ、夫れは宛も西洋料理のチースに似た處かある、之は主食物ともなり、又菓子の代用ともなり、時としては貨幣ともなり、最も便利な品である、其形は方形もあり、長方形もあり、或は型に入れて花形に造り、又は文字形にも作つたものかある、右は初め日光にて乾し、夫れを器中に入れて貯へて置くのもあり、又繩に貫て屋內に吊すもあり、又軟き間は直に食ふことも出來るか、乾燥後は大抵煮るか炒るかして食ふのである。

右の外に又『ウルモ』と稱するものと『バタ』との二種類かある。『ウルモ』は支那側で『奶（ナイ）

皮子（ビーヅ）』と云ひ、冬期牛乳を沸湯せしむれは其上層に浮く乳精の凝集せるものか出來る、之を他の器物中に取り置きて食物に供するのてあるか、其分量は極めて少いから廣く賣買する程には製造されて居らぬ。又『バタ』即ち黃油は蒙古語にて『シャルタースン』と云ひ、各戶多量に製造し、之を黍に混し、或は他の食物の調理に用ひ、又喇嘛僧は之を燈火用に供して居る。又此外に乳菓もあつて、之は奶豆腐の未た乾涸せさる以前に砂糖を交せて之を型中に入れ、固乾して一種の菓子とするのてあるか、其中には麥粉の類を混和して型に入れたる菓子もある。清朝時代は蒙古王公の朝覲に際しては、必す此乳製菓を獻上する例になつて居たとのことてある。

飮物　蒙古人の飮物には前記牛乳の外に**乳酒**と稱する一種かある。之れは牛馬の乳て製した酒て、其色は白色透明て、僅かに乳臭を帶ひ、又少しく苦味もあつて、固より旨い酒てはないか、蒙古人は之を唯一のものとして好愛して居る。故に來客にも侑めれは、自分も飮み、陶然として胡歌を唱ふ樣は、殆んと日本人の酒宴と相類して居る。而して彼等の飮酒は古來餘りに甚たしき爲め、成吉思汗か之を訓誡した例なともある。

次は茶の類てあるか、其茶には三種類の別かあり、就中磚茶は最も貴重する爲め、貨幣の代用にも供されて居るか、併し普通は矢張り葉茶を用ひ、蒙古人は之を煎して飮用すること頗る

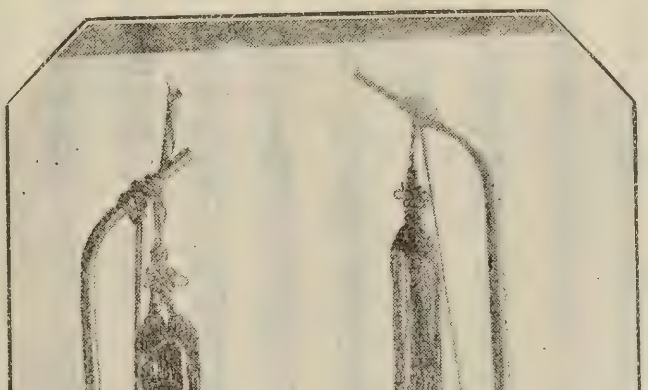
多く、大抵一二合容りの大碗にて限りもなく喫して居るか、之れは他の植物性のものを口にせさる爲め、自然の要求上斯く多量に飲用するのであらうと思ふ、此茶には普通の葉茶と甎茶又は磚茶と云へる茶葉を壓搾して爪形に固めたるものと、代用茶とて萩の若葉の青々たるを枝附のまゝ煎しるものと三様の區別かある、此中其使用の範圍最も多きは磚茶にして、次は葉茶、次は代用茶てあつて、最後のものは主として下級者の間に行はれる、又外に奶子茶と稱するものあり、之は甎茶を削りて小臼にて搗き、粉碎して熱湯中に入れ、永く煮て之を長筒中に注き、濾過して茶滓を除き、之を固有の茶碗に移して喫するのである、元來蒙古人は王公の家にあらされは陶器を用ひさる爲め、皆な木椀を所持し、之を携帶して他行し、用ある場合は他人より其中に茶を請ひ受けて飲用する譯なりと云ふ。

又蒙古人は茶と煙草とを客に侑むるを以て一般の禮として居るから、家に在ては中央の爐上に小釜を掛け、主客其周圍に團坐して茶を喫し、互ひに談話に耽るのか常てある。

(ハ)**煙草と阿片**　煙草は支那にて一年生草とも淡巴菰とも又蔫草とも呼て居る、此中淡巴菰は即ち『タバコ』にて蔫(イエン)は煙草の煙の假借字てあらう、其種類は支那たけても十餘種あるか、其最も痲醉性に富て居るものか、能く疲勞を解くと稱せられて居る、故に彼等は喜んて之を

飮て居る、要するに支那人の煙草を飮むは酒と同樣て醉んか爲めに飮むのてあるから、阿片ても煙草ても一吸恍然殆んと神氣を失する樣な點を喜ふのてあつて、單に香氣や味ひを主とするのてはない、此種は明の時代に呂宋から支那に入り、其後各省て植て居るか、其中福建關東なとの產か最も著名てある、夫れて煙草の嗜好は世界的てあるか、其吸飮法は東西其風を異にして居る點か幾らもある。支那人の普通吸飮法は所謂煙管の一本棒に吸口と雁首を着けて吸ふのてあるか、之れも貧富貴賤に因て異同かある、上流者は玉製や金銀製の吸口や、雁首を附けて居り、下級者は眞鍮の品を用ひて居るか、此外に支那の中流以上ては水煙袋(スイエンタイ)とて煙りか水中をくゞつて來る裝置の作かある、其質は銀や洋銀製てあるか、斯る煙管は世界中さこにもない。顧ふに悠長な同國の民族性か自然に適應したものを造つたのてあらう、此煙管は一服々々に刻み煙草を詰め換へ、長い紙よりて點火する頗る手數の掛つたものてあるか、上流者は家僕を側らに侍せしめ、其詰め換へや點火を命しるのてあるから、自分には一向苦痛を感しないのてある、其煙草は福建產の皮絲(ピースー)を第一とし、其他に淨絲(チンスー)、青條(チンテヤオ)、白條(パーテヤオ)等の各種類かある、又旱烟(ハンエン)の中には金蘭(チンテン)、元奇(ユリンチー)以下の種類かあるけれとも、下級者は刻み煙草ところか大抵は葉をむしつてそれを指先て丸め、之を棒形の雁首に詰込てスパ〳〵やるのて

居るから前者とは雲泥の差違かある殊に煙草か本物てなく、何やら贋物らしいから其臭氣は寧ろ鼻を衝く樣な感しかして、迚も堪へ得られぬものてある、滿洲ては南山菸とて吉林省の松花江上流地方て出來る葉煙草か最も香氣か善いとのことてあるか、近來は日本や歐米の卷煙草か流行するから前者の刻みは餘程減して居る樣てある。



水煙袋並火紙捻兒（水煙管火付け紙よりの類）

次に阿片は清朝の末年以來全く禁止になつて居るけれとも、其實依然として行はれ、彼の癮者と稱する者は一向に迹を絕たぬ。元來阿片は明の成祖の頃、暹羅から朝貢したもので其量は天子に五十斤、皇后に二十斤てあつたか、當時は之を藥用に供

して居たのてあつた、然るに清朝の乾隆時代に至りて廣東に住せし或る尼僧か病中過て阿片壜を破壊し、夫れを火に灸りて嗅た爲め、永年の病氣か一朝に全癒せしかは、之を親戚知已に語り、世人は又之を聞て使用せし爲め、遂に支那人全般の習癖性と化したのである、其後道光十九年に及んて兩廣總督の林則除か其害を除かんとして英人の輸入した阿片を沒收火燒した爲め、有名なる阿片戰爭か起つたけれとも、猶之を遮ることか出來す、却て支那同地に罌粟の栽培か盛んになり、滔々相率ひて全國を風靡したのである、此阿片の吸ひ方は身を寐臺の上に横臥し、煙鎗（イエスチヤン）と稱する管形の吸管を口に咬へ、煙膏即ち阿片液を練つた膏藥を酒精（アルコール）燈て溫め、煙斗と稱する笛の孔に一種の雁首を附した樣なものに其液を塗り、之に點火して吸ふのてあるか、其吸煙には一定の量かあるけれとも、慣るれは慣れる程其量を增さねはならぬのてある、夫れて之を吸へは神氣恍惚として神か仙か將た王侯か、夢寐の間心遠く山近くして翠帳香閨の中、合歡の樂みを得るに勝れりとの話てある、而して主人之を吸て癮者となれとも、其妻は決して之を留めさるのみならす、反つて之を薦むるのは一に房事上の關係に基くのてあるとの談もある、而して之を常習すれは其生命は永くも三千六百日て終り、夫れ以上は生存か出來ぬとの事てある、然らは中途之を廢せは如何と云ふに、斯くすれは阿片

吸煙の定刻に至りて顏色蒼白となり身體に震ひを生し、殆んと病者と變するのてある。其際重ねて阿片を吸入すれは忽ち元氣回復、身體爽快如何なる活動ても出來るのてあるから己むなく復々續ける風になるのてある、併し其害毒は酷たしいのてあるから錢塘の人、范春船は鴉片詩を作つて次の如くに歌つた。

有レ鬼有レ鬼日之夕。兩肩高聳骨如レ臘。倒ニ身徑上榻旁一眠。袖中管竹橫三尺。一燈熒然大如レ粒。挑煙入管向レ燈吸。是煙非レ墨亦非レ漆。如ニ塗レ之附レ膩而濕一。大口小口妃呼レ豨。覆レ手翻レ手身交鼓。不レ知白日是何樣。俾レ晝作レ夜天旋移。可レ憐萬錢一兩土。令ニ人食レ之如一レ食レ蠱。始則精力頓充盈。繼乃形神日消沮。如ニ潮之信來有一レ期。如ニ痁之作レ候無一レ差。否則其死可ニ立致一。請看涕泗先橫頤。屋梁有レ鼠環而伺。每レ遇ニ燈開一亦吸レ氣。昨宵此處無ニ人來一。早起開レ門鼠墜レ地。不レ識何人作レ俑者。於レ今流毒偏ニ朝野一。聞道臺州罌粟花。家々種取遍ニ桑麻一。

癮者を指して鬼と云ふは最も妙てある、顧ふに支那を亡すものは阿片てあらう、阿片の害は蒙古に於ける喇嘛と一對の害物てある。

第八 住居

家屋の構造は民族に因て相違かあり、又其間に種々の得失もあるか、併し元々實用上から發達したものてあるから、其精粗大小の如何に拘はらす、各々土地の風土氣象等に適合する様に成つて居ることは明かてある、勿論他に習慣性と美觀とを喜ふ風習か伴ふ爲め、或は溫暖地の家屋か寒地に移つたり、或は舊式の家屋が他民族風に變化して行く例は往々にある、現に滿蒙の兩民族及ひ漢人の間には其現象か示されて居る、即ち滿蒙民族は支那風の家屋を模し、又支那人は西洋式の建築を眞似て居る、併し夫等は別として茲には右三民族の舊式家屋に就て其大略を述へて見やうと思ふ。

（甲）支那家屋

東亞の建築は支那を以て第一となす、故に他民族も多く之を模造して居るから、先つ此分より記述しやうと思ふか、夫れとても上は宮室より下は庶民の分までを細記する遑かないから、茲には單に其重なるものを擧けることにする。

（イ）城郭　普通の生活には城郭を知る必要はないか、支那の都市發達と家屋の構造とは共に防禦上から來て居るし、又此點に向て進歩して居るから之を閑却する譯には行かぬ、而して此安全物は城と名けさるまでも、其性質は同一てあるから世人も大略丈は知て置く必要がある。

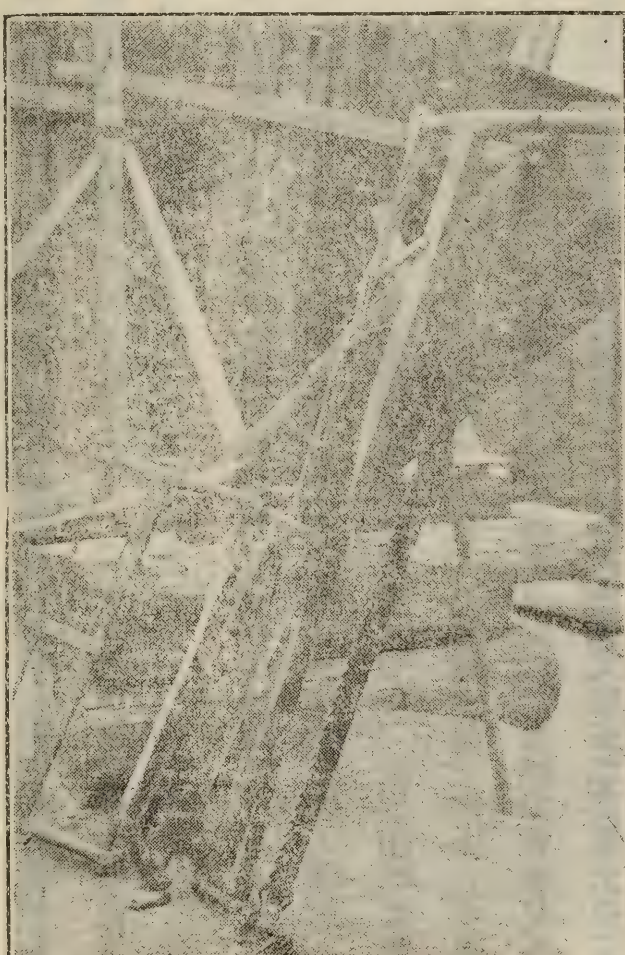
支那に於ける流賊の害は四千年來其迹を絶ぬものてあるか、其人民の之れに苦しめられたる度合は非常なものてあらう、故に彼等は右を防禦する爲めに家の構造を堅固にして容易に侵入し得さる手段を取て居る、彼の入口を一方若くは二方にして窓を嚴重にせし點も其一つてはあるか、更に周圍の垣寧ろ垣と曰んよりは塀を高くするなとも全く其趣旨に出つるのである、而して個人の家屋許りではなく、一村は一村の周郭を造り、一都市は一都市の周郭を造る實例も亦右に基くのである、夫れて斯る防禦物ありて、住居に安全なる土地は必す繁昌する、支那にて古來堡と云へるは後世都城を守る日本の取手、又は陣屋の樣になつて居るけれとも、其實は田舍の村落を守る防禦物てある、夫れて住居と城堡とは離る可からさる關係かあると同時に、今日ても此城堡には一の門限があつて、其時間外は夜間開門を許さぬ規定か立つて居る、蓋し是等の城堡は大抵方形若くは長方形に造られて居るけれとも、斯る形狀の分は凡て支那式と云ふ可く、滿洲式になると概して圓形を爲して居る、勿論滿蒙共に支那

式を採つて居る例が多いから、之によつて民族の異同を考へる譯にはゆかぬが、根源は自づから別れるのである、而して郭の物質は土もあり、煉瓦もあり、石もあるが、土築を以て古式となし、石築を以て新式となし、煉瓦は中間の時代に發達したものと見てよからうと思ふ、併し是は概括論で、實際は古式を後世に傳へる風があるから、夫等は歴史事實に據て考證する必要がある。

（ロ）普通家屋　漢族の家屋で普通の人民が住む所は大抵農家と市民の家屋とであるが、其中にも多少の相違はある、併し玆には凡ての通有性を説いて次に他に及ばうと思ふ。

家屋建築に就ては先づ風水家に依頼して其方位の善惡を撰定せしめ、愈よ佳地と決せし後は吉日をトして地ならしをする、而して一方の圖面に基いて石灰粉を以て地上に線を畫く、之れは日本の繩張りと同樣の譯である、次に畫線の土を掘り返して、基礎の軟弱なる點には杭を打ち、又は柱下や間取の仕切り下若くは壁下等には石灰に煉瓦屑或は黑黃土の三者を交せたものを適度に流し込み、夫れを厚さ五六寸位に搗き固め、其上に柱の沓石を据へて柱を立てるのである、併し向きは出來得る限りは南面し、市街地や、街路面で已むを得ざる場合は他の向に建てることもある、以上の土臺が出來上れば更に柱を立て、棟桱木を置くのであ

るか、此家屋も貧富貴賤、土地の關係等て不同はある、併し普通の例て云へは、一般に間口何間と云ふ數は必す奇數を用ゆる、即ち一間は柱と柱との間を一室の分界として、其數は三間五間七間九間等の奇數とする、而して其間數は尺度上の名稱てはないから、九尺もあれは又一丈もある、之を建築上の用語て間房子(チエンフアンツー)と呼て居る、次に屋上の梁も亦奇數を用ひて偶數は決して使はない、此梁は常に檁(リン)と稱して居るか、其數は三、五、七等てあるから、隨つて三檁(リン)、五檁(リン)、七檁(リン)と稱して居る、但し支那の檁(リン)梁は日本の棟に當るので、吾々か梁を『ハリ』と呼て居るのとは大に其性質か違つて居る、日本の『ハリ』は棟木か家の横に渡つて居るとすれは、之を



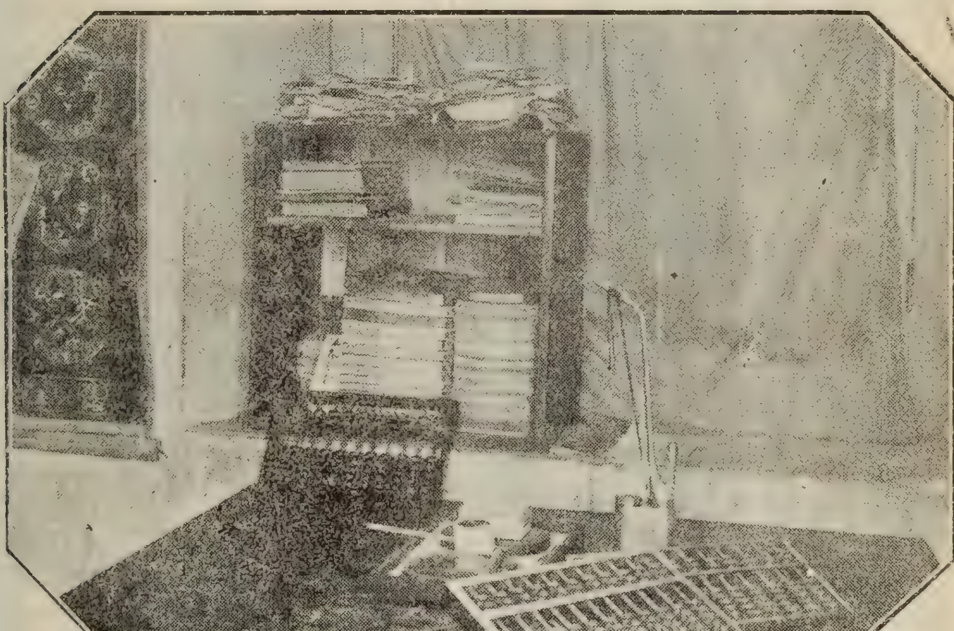
鋸(大中小の三種あり用途によりて大小を異にす)

縦に置て天井の如き水平を保たしてあるのたけれとも、支那の梁は棟と同一てあるから日本の『ムナ木』に當るのてある、勿論支那ても棟字(トン)は『ムネ』にて梁と同一に見て居るか、日本側から解すれは何やらまぎらはしく思はれる、併し夫等は姑く措て、支那の例を曰んに、頂上の棟木は之を正梁(チヨンヤリン)と云ひ、左右傾斜面の棟木は之を旁梁(パンリヤン)又は過梁(コウリヤン)と稱して居る、此梁檁(リン)の數か増加すれは家の奥行は益深くなる譯てあるけれとも、大抵は室の間口か九尺か一丈とすれは、奥行は一丈二尺か二丈二三尺止りとなるのてある、右樣の譯て檁(リン)は奥行、間(チエシ)は間口と見れは最も解し易ひけれとも、尺度上の正確は此語の上ては知ることか出來ない。

次に棟木の上には垂木を並へて釘附けにするか、之を椽と謂ふ、此組立終りて後、其周圍に黑若くは鼠色の煉瓦即ち甎を積重ねて壁を造る、之を青磚(チンチヨワス)と稱して居る、其繼目は石灰或は泥土を塗る、又石多き地方ては石を積上け、下流者は墼即ち坏子(ピーツー)と稱する天日乾しの煉瓦を用ゆる。斯く支那家屋は木骨煉瓦建てあるか更に西南地方に行けは全くの木材建築も少くはない。

次に屋根は垂木の上に板を敷き、最下級者は高梁なとを並へ、中流者は柳の枝を編んた柳條杷(リユーテヤオパ)と云ふものを載せ、其上に土を置て更に瓦を葺くのてあるか、是等は上等の方て、他

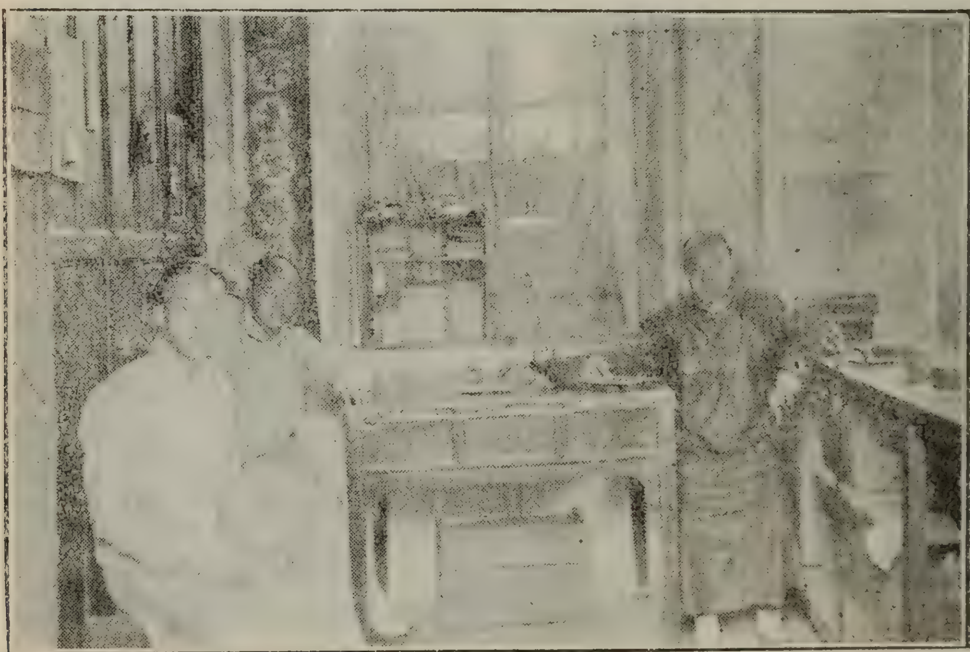
は葭や粟稈の類を以て葺く、前者は之を瓦房（ワーファン）と云ひ、後者は之を草房（ツァオファン）と呼て居る、又瓦房の上棟、角棟等は漆喰を塗て雨漏を防くけれとも他の部分は用ひない、又入口や窓は周壁の煉瓦積みに際し先づ枠木を入れて其周圍に磚を積み、又各室の仕切りには日本の如き障子や襖を入れ



賬房（チヤンファン）罷（ポイ）設（シヤウ）（帳場の設備）

る處は極めて少く、大抵は煉瓦壁として隣室との出入は出來ぬ様になつて居る、而して室の出入口は土間の通路であるから、其處を通つて入口に出るのであるか、此土間の通路は左右に室を造る際は中央に置き、一方にのみ室を置く時は壁附を通路とするのであるか、臺所は必す入口

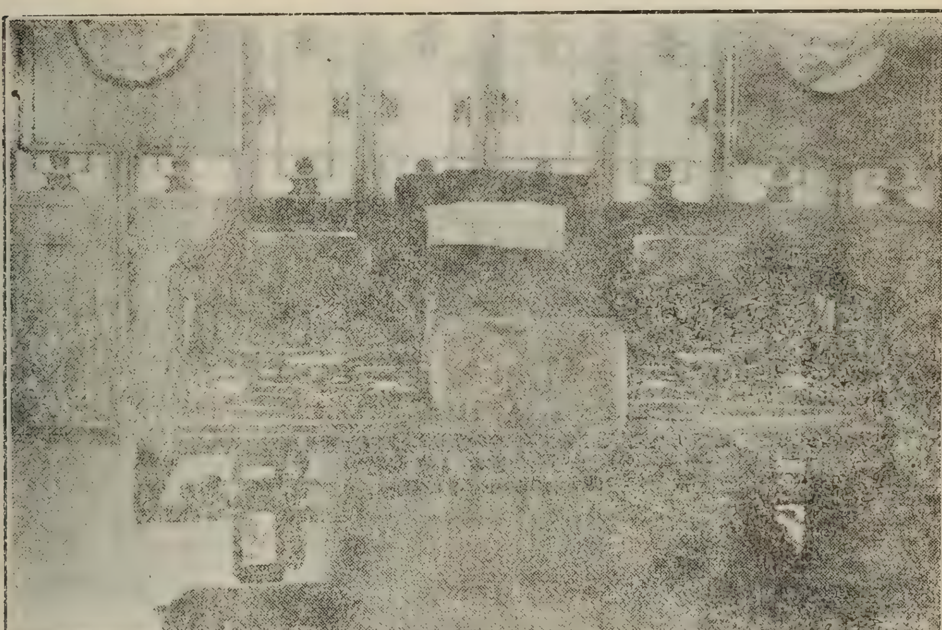
の邊にあつて、炊事上の火氣や烟りは之を放散せすして、炕(カン)即ち溫床(オンドル)を通過して室內を溫める經濟手段を執つて居る、又出入口は通例家の中央に設けてあるか、更に裏家屋のある場合は之を表裏突き通しとするし、又裏家屋若くは裏庭のない家は單に表口丈の一方にする、而して之



櫃　上　擺　設（商店帳場の設備）

には必ず觀音開きの二枚戸を設けて中から閂て戸締りをする風に造つて居る、又室內は下塗りに藁漆喰等を用ひ、上塗りに紙漆喰を用ゆるか、下は日本と同樣のものにて、上は馬糞紙樣の支那紙と石灰とを混入したものてある、右終つて石灰の汁を以て胡粉塗りを加へるのてある

か、多くは紋様のある壁紙を張り、甚たしきは古新聞を張れるもあり、併し斯る類は古家屋で新築の家には用ひぬ樣てある、又床は板張りの類もないてはないか、大抵は土間て其上に煉瓦を敷き炕を設くるか、或は溫暖の地は寢臺を置き、暖爐を据へるのてある、又炕の構造は室



床（客室若くは飲食店に備へ付けたる寢臺にして、客の休憩に供す、又中央の臺は多く阿片吸入に便せり）

內の一方に高さ二尺許りの床を設け、其下を煉瓦若くは石にて疊み、屈折せる溝を造りて火氣を通し、其上は又煉瓦にて覆ひ、更に漆喰を塗るのてあるか、之は凡て壁附きの邊に在り、土間の方を枕にし窓壁の方を足として寢るのてあるか、此長さは約五六尺あり、横幅は壁から

壁まで炕なるにより横並ひに寐れは四五人は寐られる譯てある、但し就寐の際は炕上にアンペラが敷てあるから、其上に蒲團なり、絨氈なり、毛氈なり、毛皮なりを敷くのてあるか、是等は上流社會の例て、普通は煎餅蒲團を敷く丈てある、又炕は多く一方にのみ設くる例なれとも旅



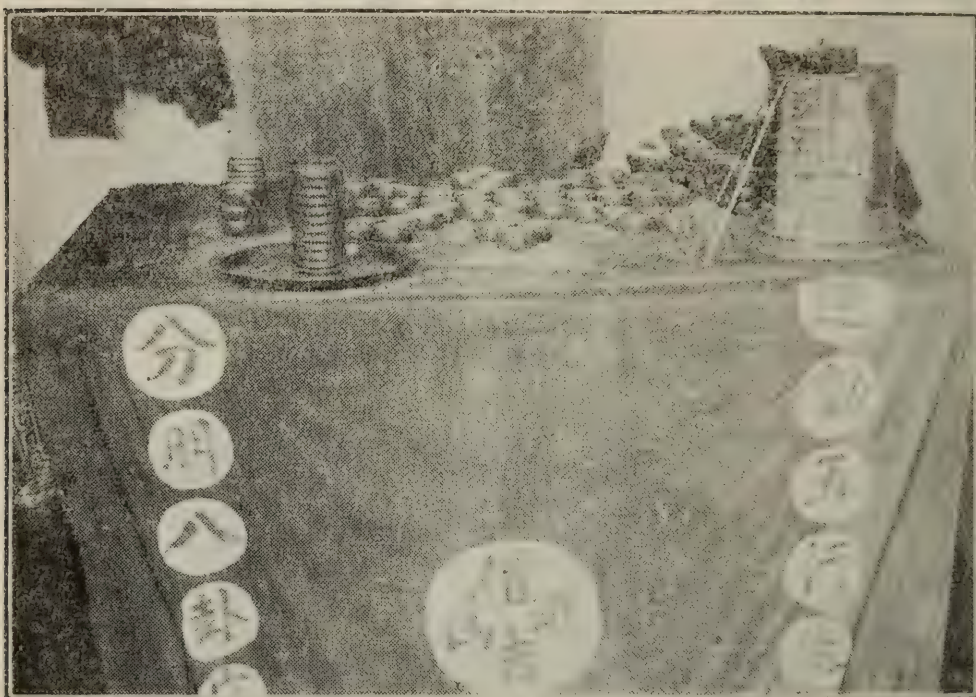
屋裏擺設（室内の設備）
（中央花瓶の前には「馬春林」と記せし札を添へたり）

館、兵營、寄宿舍等多人數宿泊の場處には中央に通路を造りて其左右に室を設け炕を置く、之れを對炕（トイカン）と稱して居る、又炕の燃料は土地によつて異れとも、北支滿洲等ては皆な秫稭（チユウカイ）とて高粱の稈を多く用ひて居る、又炕は室内全部を暖める力かないから、別に炭火を入れて置く火鉢かあつて、之を火盆（ホウベン）と稱して居るか、下級者は儉約上右を廢し

て居る、又各室には南東孰れかの方面に窓かあつて、夫れに二枚の障子か嵌つて居て、上流者は其棧を綾に組むか彫刻を施すかして、中央に硝子なそを嵌め込んで居る例もある、而して紙は油紙もあり、白紙もあるか、概して朝鮮紙に似た厚い丈夫なものを張てある。

以上は支那家屋の大略てあるか、少しく富貴の者は右樣の家を前中後の三棟に並べ、其前なるを前房と云ひ、次を正房、次を後房と稱へ、總稱して三層房（サンスンフアン）と呼ひ、其後房を缺くものを兩層房（リヤンスンフアン）と唱へて居る、此中正房には主人夫婦か居り、又客間をも置き、前房には家僕以下應接間の類を置き、後房には婢妾の類を置く、又上流者は右の外に廂房、耳房なそと稱して、三棟の家屋の左右に別の建物を置き、廂房には子女を入れ、耳房は之を納戸の如くに使用して居る、而して三棟の間た〱の中庭を院子（ユエンツウ）と稱して玆には煉瓦を敷き詰めてある、次に斯る家には必す正面に大門かあり、門外には昭牆又は影壁と云へる日本の衝立樣のものあり、又第二棟を過くる處にも昭牆あり、玆にも亦門ありて、前後を別つ、又是等の家には二階建てもあれと、元來北支那地方にては寒氣の烈しき爲め、二階建ては防寒設備の困難を感し、且つ經濟關係の伴ふ結果、官衙、貴族、寺觀、神廟、青樓、料亭等を除くの外は凡て平家建と爲す、故に或者は制度上之を許さすなと稱すれとも、其實斯る規定はなく又南支一帶は古來概

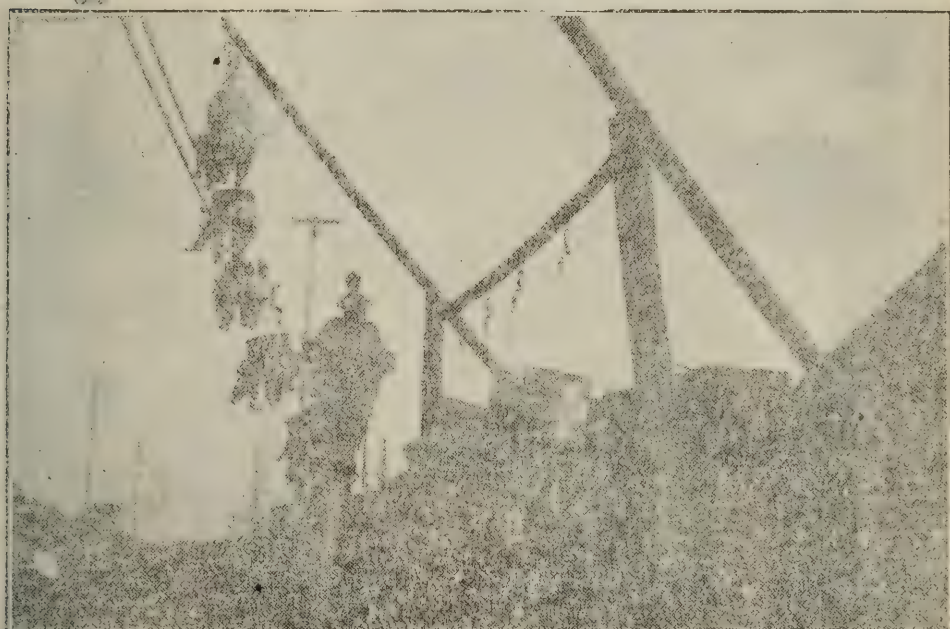
ね二階建ての風あれは旁々以て其説は當らさるなり、又支那の住居は如何に大なるものでも奥行は三四間の間に限られ、夫れに前後の回廊を附するとしても大約五間以上のものはない、又其室内には日本の如き棚なるものなく、又浴室もなく、便所も



卦　攤　兒（賣卜者の店構へ）

ない。勿論近來の官衙學校營所等には便所もあり、又中流以上の家には稀れに浴室もあるか、是等は先つ例外と云て宜しからう、而して棚に至ては絶對になく、其棚とも稱す可きは側壁に窓形の窪みを造りて、之に物を置く位のものである、又此棚と云ふ字は日本の日よけ、即ち庇（コシ）

簀棚の如き場合に用ひらて、室内の棚は殆んど知らさる樣てある、又便所に就ては昔し秦の李斯か厠に入て鼠か人糞を食ふを見て感悟發憤せりと云ふことや、晉代に桓溫か奢侈を極めたる便所を造つたと云ふ文献かある通り支那人も古來便所を設置せしことは確實なれとも、中世蠻



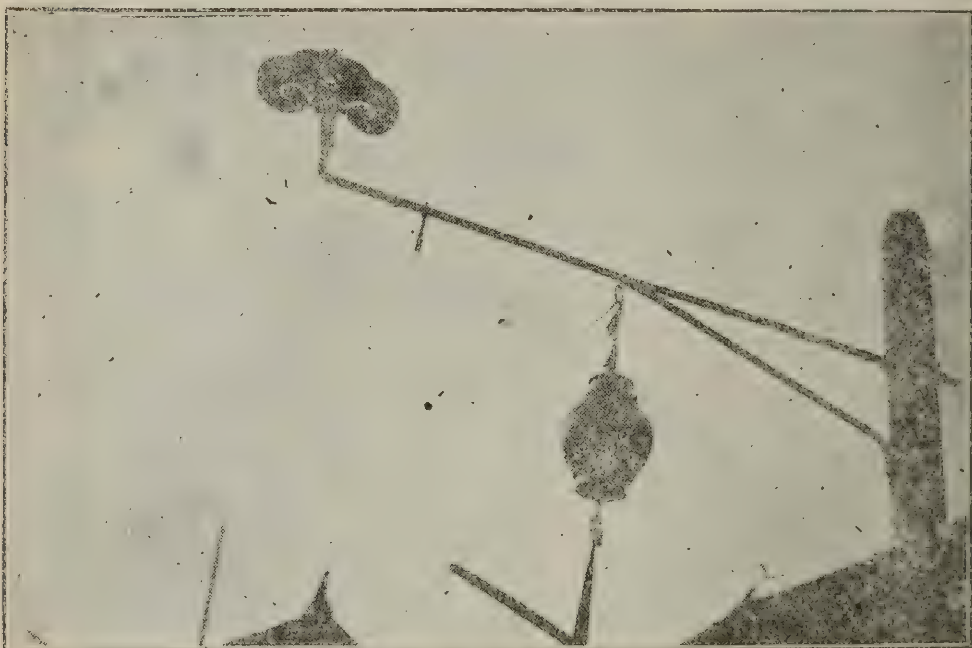
飯館字的幌子（フアンコアンヅデホアヅン）（飲食店の看板）

（赤の紙を細く切り下げたるは「うどん」を形どれるものなりと云ふ）

人の支那内地に入りし結果遂に斯る舊風を廢せしにはあらさるか、現在に於ても支那人の間には毛房（マオファン）又は茅（マオ）厠（ス）なとと稱する便所的の言語、文字等はあり、而も一般に兩便は野外にて辨し、都會地は馬桶兒（マートール）と云へる便器を使用して、之を屋外に棄るなら

はしとなり居れり。

以上の如く支那家屋は浴室も、棚類も、便所もなしとせは入浴の如きは絶對になさぬかと云ふに、右は一生に三度行ふと云へり、即ち生時の產湯と婚禮の際と死後の湯棺となり、併し上流者は流石に身體の不潔を厭ふか爲め、家屋内に浴室を設くることもあり、



洗澡堂子的幌子（風呂屋の看板）
（軒頭高く赤き燈を揭げしは浴場の看板なり）

又湯屋即ち澡堂なるものは都會中には多少存するにより、中流者は之に浴する場合もあり、併し人口四五千に對して一軒位の割合なりと云へは、其入浴の稀有なる事は略ほ推測するに足れり、又此湯屋の看板は晝間高き旗竿を立てゝ、其上端に赤き圓筒

形の標を吊し、夜は赤燈を揭けて居る、此外支那の看板には普通の扁額類てなく、他に種々の形狀を示すものあり、例せは酒屋は偏壺の形、又は杯形のものを看板となし、兩替屋は孔錢を數條連接して垂下し、藥屋は菱形の大なるものを三個垂下し、

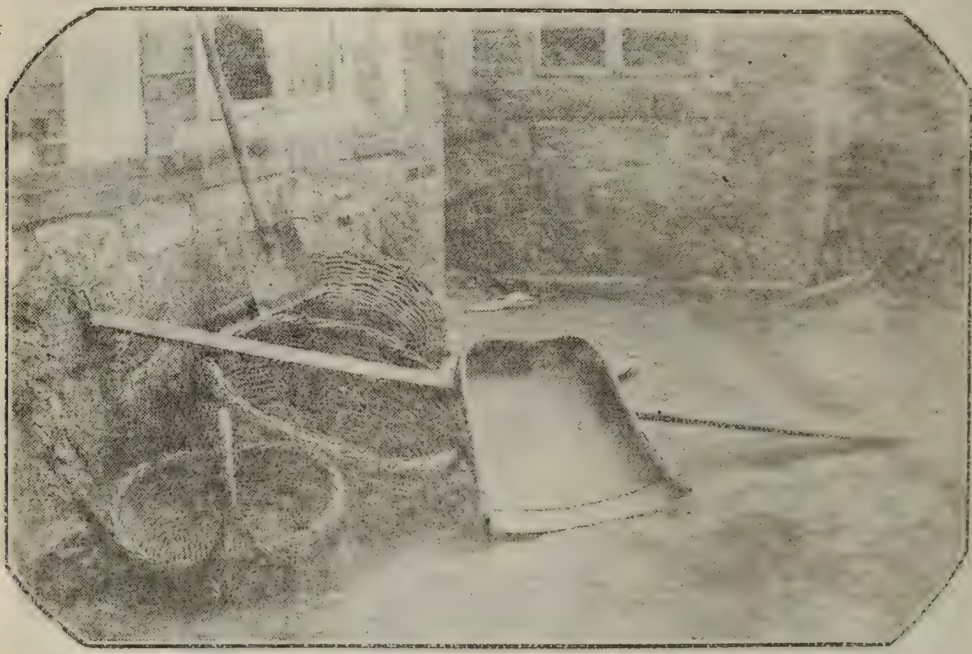


支那大街上的光景
（支那城内主要道路の商店にて如何に看板裝飾に意を用ゆるかを見るに足る可し）

且つ其色を黑塗となし、其上下には三角形のものを附着し、豆腐屋は右の小形のものを白色として四個垂下し、料理店は味噌こしの下にビラ〳〵を多く垂下し、且つ之を重ねて垒部紅色となし、雜貨屋は八掛燈と稱する硝子張りの下け燈籠に似たるも

の又は日本の灯焜形のものを垂下する風習かある、而して書肆の分は頗る平凡にて、普通の縦看板を往來者の左右より認め得る様表柱より直角に示して居る、之は日本の袖看板とも謂ふ可きものてある、又饅頭屋の看板に桃形のものを屋外に吊るして置くなとは中々面白い意匠てある。

右は普通の家屋てあるか、其中にも商店あり農家あり、又同し商店にても、酒樓、茶館、店舗、旅館等の類かありて、其間に異同はあるか、大體の構造は互ひに大差はないのてある、唯た大通りの商店には門と云ふものなく、又店先の間取を大にして客を引き物を賣る

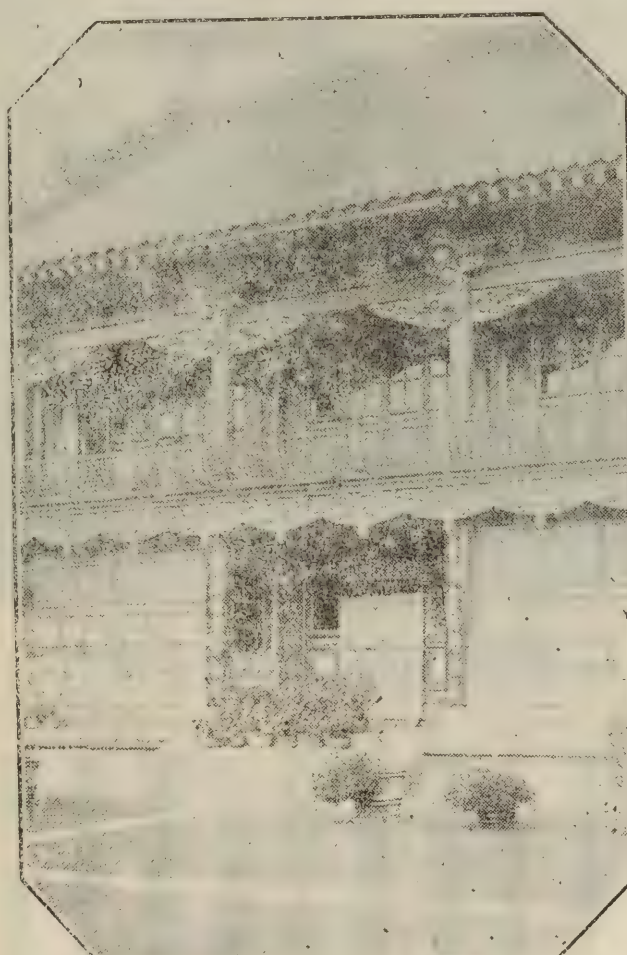


筐子(カゴ)、笸箕、綑擔(テンビンボウ)、鐵掀(スキ)

に便し、又酒樓、茶館等は廊下を造り、手擦りを設け、室を多くする等の相違はある、而して家の善悪は其人の性質と貧富とによつて異同かある。

（八）官衙寺廟以下の建築物

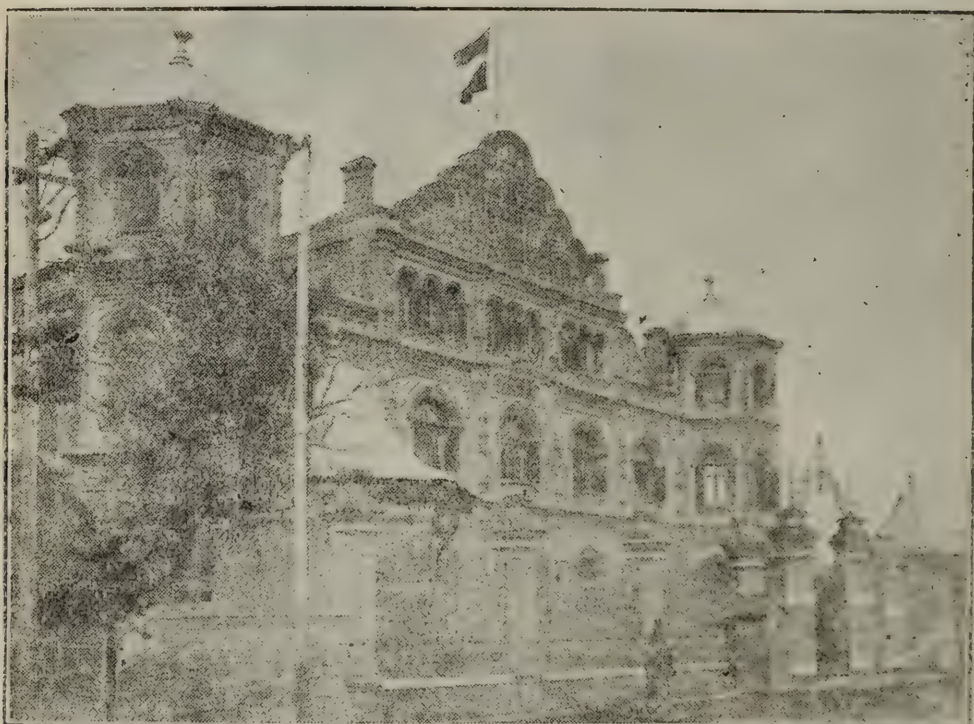
和漢、歐亞となく、建築の粹を聚め、工匠の技量を發揮せしものは概ね官衙寺廟の類てあるか、支那にても是等は確に美術建築、代表建築として世界に誇るものかある、勿論近來は支那にても官衙に西洋風を用ひて來たか、



支那上流社會の家屋

猶舊例の儘の建物も少くはない、随て總督衙門や道臺衙門か純支那風のものを用ひて居る爲め、當分はまた／＼舊建築を知る便宜はある、是等の建物も前記の普通家屋と同様門前には

照牆かあつて、夫れに告示文を貼付してあり、其外には必す左右に石彫刻の獅子かある、之は普通家屋には決してない事てある、又門扉には極彩色の門神像か畫てあり、道路より必す敷瓦かしいてあり、門内の左右には號房即ち受付あり、次に通路の



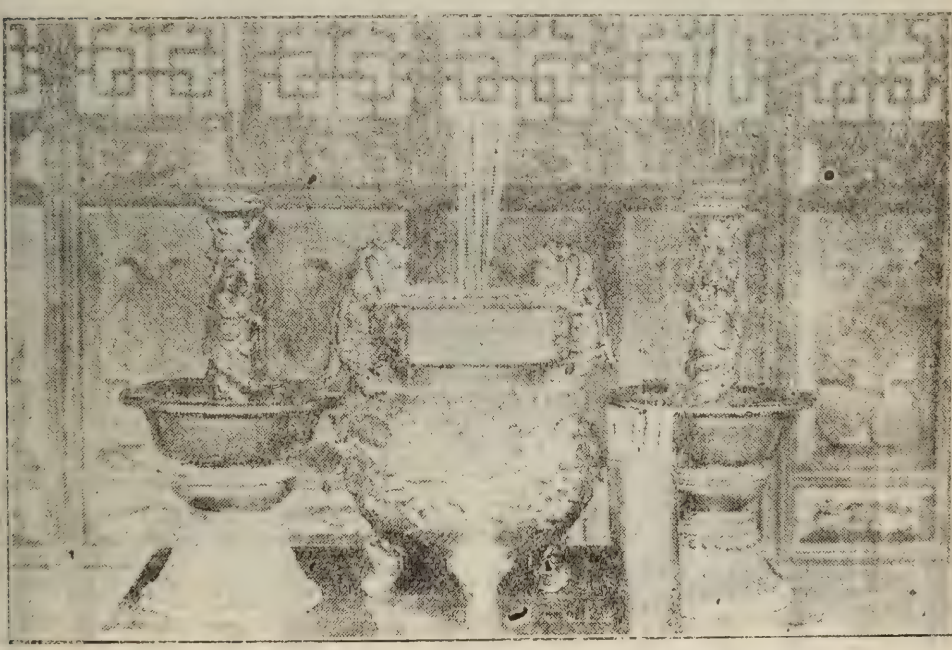
奉天中國銀行建物（是等は新式家屋の最も大なるものなり）

（此銀行は支那政府の直屬にして、初め戸部銀行と稱し、後大清銀行と改め、民國後中國銀行となせり）

中央に碑坊（バイファン）さて木柱を立てるあり、其突當りに大堂ありて、又後方に小門あり、之を通過すれは又二堂、三堂ありて、二堂の傍らには應接間ありて、之を花廳と稱し、三堂の後方には官

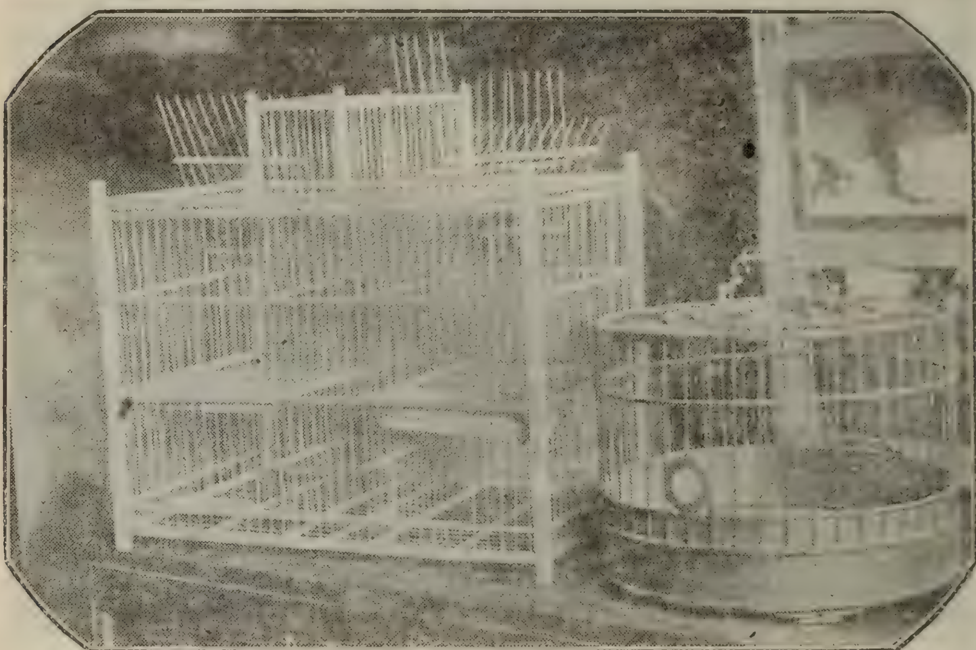


支那雜貨舖（是等は商人家屋の前裝飾な見る可きものなり）



蠟臺（蠟燭立）香爐（共に神佛の祭具なり）

吏の住宅ありて之を宅門若くは上房と呼て居る、次に寺廟は二者兼帶のものと、別個のものとの區別はあるか、寺院丈て云へは前面には山門かあつて門扉の前には木柵かあり、其出入は大抵脇門からさせる事になつて居る、之を入れは大庭あり、突當りには前

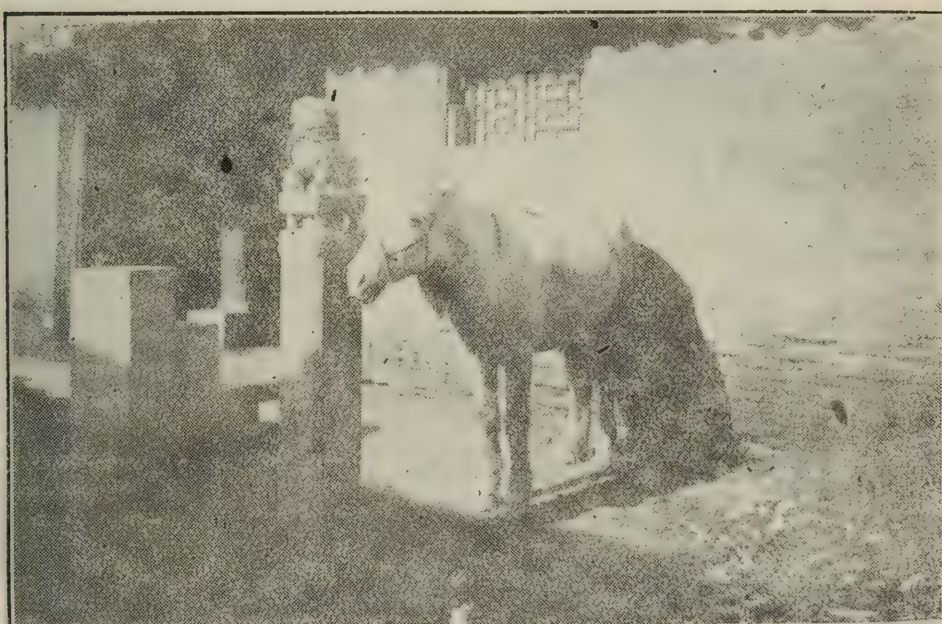


鳥兒籠並打籠兒（鳥籠とおとり籠）

殿あり、夫を過きて大講堂あり、其後に大樓を置き、前殿と講堂との左右に東廡西廡を置き、前殿の左右前面に鐘樓鼓樓を置くものあり、又山門を入て中門を置き、其奥の突當りには大雄寶殿を置くものあり、而して左右の建物は僧房其他に當てるのてあるか、正式としては前者は三殿建築てあつて、後者は寧ろ

略式である、又寺院の門には必す左右に金剛力士の像を置き、右を黒色左を赤色に塗り、手に金剛杵を持たして居るか、其次の殿には四天王を置く場合か多ひ、故に又天王殿の名も存して居る。

又廟は照牆(チャオチャン)の左右に下馬碑を置き夫を過きて門あ



上馬石（乘馬用の臺）　拴馬樁（馬繫ぎ石）

り、門を入て拜殿あり、其次に第二門あり、門前の左右に華表あり、門を入て正面に本殿あり、其左右に鐘樓、鼓樓を置く。而して周垣は壁に造り、壁に沿ふて額堂以下を配すれとも、是等は廟の規模如何によりて增減かあるから、必すしも一定はして居らぬ。

以上の外に祠堂あり、學堂あり、公所あり、會

館ありて、其内部と附屬物の建物とに各々少差を示して居るか、玆には一般の住居を主となすのであるから、他の分は凡て省略することゝしやう。

（乙）蒙古の家屋

蒙古人の家屋にも亦數樣の別がある、例せは(1)純粹の支那風家屋、(2)支那蒙古混淆風の家屋、(3)土造天幕風の家屋、(4)純粹の蒙古包等か夫れてある、今是等に就いて其大略を述へて見やう。



蒙古多倫諾兒西喇嘛廟(其一)本堂の外觀

(1)純粹の支那風家屋

此種の家屋は主として察哈爾、克什克騰蒙古の一部、及ひ熱河所屬の南部、蒙古科爾沁十旗の全部等に行はれて居て、康熙、乾隆の頃より支那風に化すると共に其民族と混血し、言語も支那風となりしか、併し智識程度に於ては他地方のものより

も優つて居る。

(2)支那蒙古混淆風の家屋　斯る家屋を建築して居る地方は興安嶺の東側、及び察哈爾地方等であるか、其位置は洋式蒙式兩家屋の中間地帯に狹まつて居る、而して其構造は木骨、土造の平屋であつて、漢蒙共に半々に造られて居る、勿論炕床は其全部に通し其側ら



蒙古遠紹罕旗モリン廟（集寧寺本堂）

には通路あり、又窓の類も設けてある。又此地方には純支那式、純蒙古式の家屋もないではないか、特徴を云へは前條の樣な現象を呈して居る。

(3)土造天幕風の家屋　此家屋は興安嶺中の小巴林より北方に當る地方に行はれて居るか、純蒙古式家屋も亦其間に交つて居る、其構造は天幕の

如く數本の丸太を柱となし、其上に傘形の小き丸木を結び付け、其屋根と周壁とに相當する部分には葭葦、茅茨の類を編み附け、壁は砂土混入のものを塗り、其間に入口と窓とを設くるのである、又屋根は草葺の外に土塗りもあり、必すしも一定して居らぬ樣である。

(4)純正蒙古包（モングル）は蒙古語にてウーグルグルと云ふ。右は多少前記の方面にも存在して居るか、阿爾科爾沁及ひ、東札魯特の西部、西札魯特の全部、圖什業圖の西南部、其他興安嶺以西の一帶の地は全部此包のみ行はれて居て、前三者の類はない、已に蒙古人も支那地方に接近する場所は、漸次舊風を失つて居るから、將來交通の便か頻繁になれは此包を廢する時期か必すや存するてあらうと思ふ。併し其事は姑く措て先つ包の構造を曰んに、此ものは大小數種の



蒙古多倫諾爾西喇嘛廟（其二）
（本堂內部の光景）



蒙古達賴罕旗下卓理克圖王府



蒙古卓里克圖王府の正門



蒙古達賴罕旗モリン廟の景



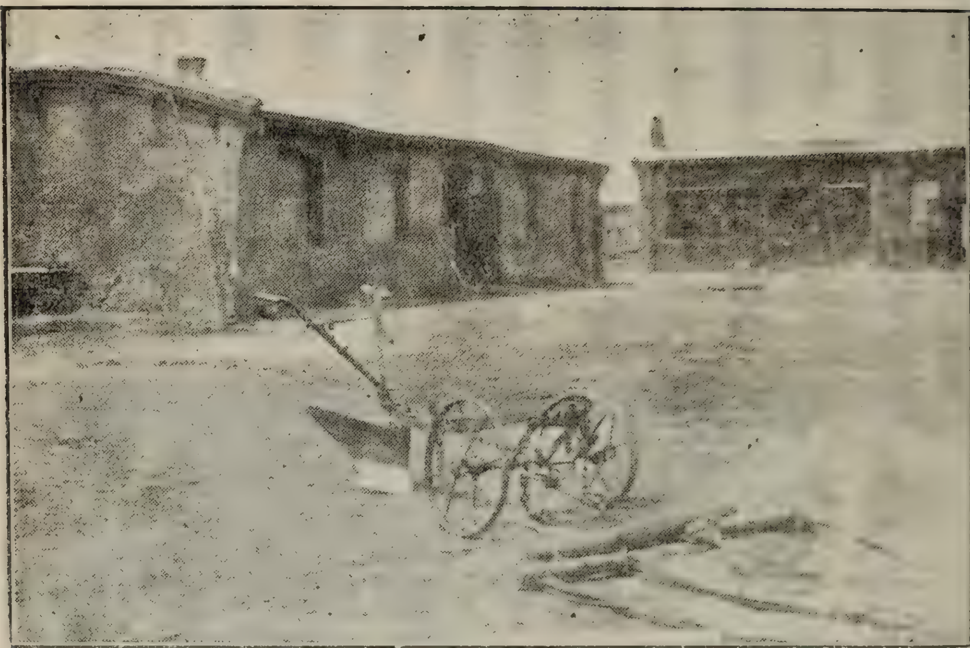
蒙古達賴罕王府の景



蒙古達賴罕旗モリン廟（後活佛倉）



蒙古風俗（甘草及び牛皮の野積）

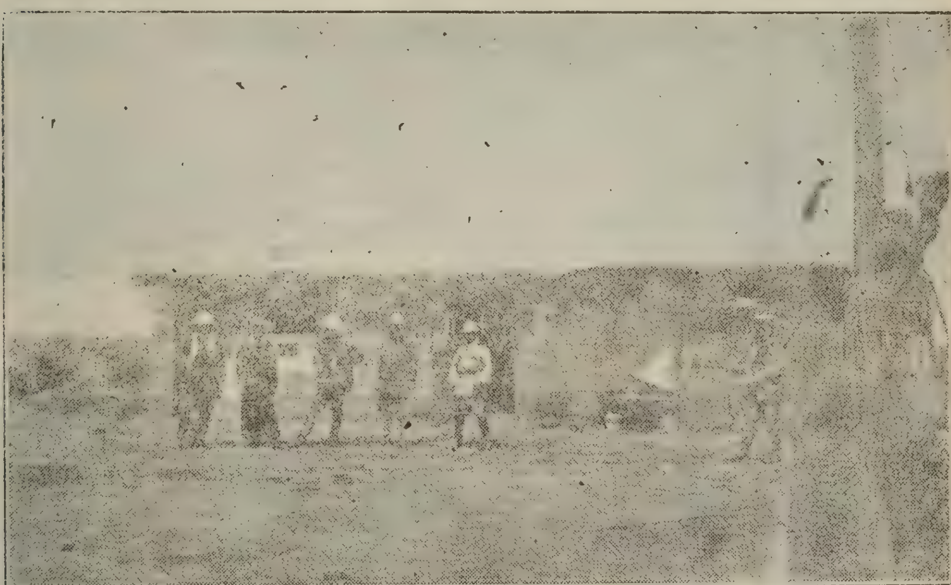


蒙古地方の家屋及び農具



蒙古風俗（家屋の構造）

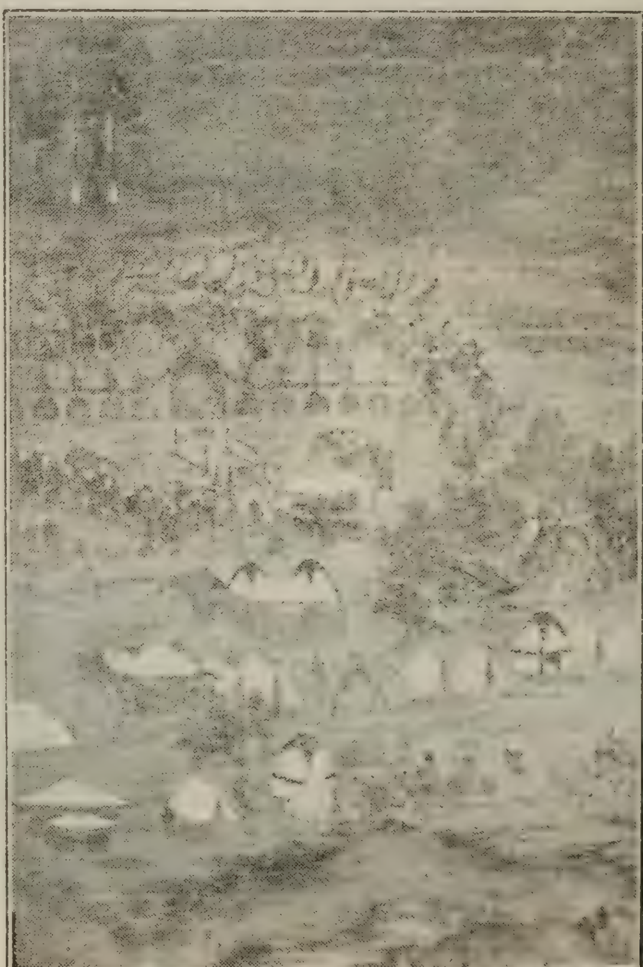
相違はあるか、概して云へは、高さは約一丈三四尺位、支柱は約四尺餘、屋の內徑は七八尺以上、一丈七八尺迄を限度となす、其形狀は圓筒の如く、其上には傘形の屋根を造り、南面に戶口を設け、圓筒形の周圍は徑一寸內外の柳條を以て、四つ目に編みたる七八尺のものを數個連接し、其取付けと取はつしとを



蒙古に於ける漢人の家屋（農業開墾者の家屋なり）

便利にし、又屋上も同樣の雨傘形なるものを組立て、且つ其開閉を自由になし、頂上には特種の框（かまち）を附して水氣の侵入を防て居る、而して是等の骨組の上には羊毛製の毛氈即ち毡子を一二重に張りまはし、又其上を駱駝毛の繩を以て上下左右に緊縛し、屋根の一部は烟出し、兼空氣流通の爲め引窓樣に開閉し得る

部分を設け、又戸口は高さ三尺五六寸、幅二尺五六寸位の框を取付け、夫れに板戸を附くるか、或は絨氈の幕を垂れて居る、此包は冬期間丘陵南側の好位置に立て、春期雪解けの際は平地に移り、家畜の食料如何によりて日の長短に拘はらす他へ移動する例になつて居る、蓋し蒙古人は富貴の者程家畜多く、其食料は一に自然の野草に待つか爲め、勢ひ移動か頻繁となり、隨て右に便なるか爲め、斯る包の構造を案出せしに相違なし、故に包の周圍には單に牛車の類を排列して、他の牆垣等の類は造つて居らぬ、次に包内は中央に爐を設けて之れに高さ一尺許りの五德に類するものを据



東部蒙古オボ祭儀の狀況



(上)蒙古移動式天幕



(下)蒙古包の圖(巴林旗內)



蒙古包組立(其一)(東烏珠穆沁王府附近)



蒙古包組立（其二）（東烏珠穆沁王府附近）



蒙古包組立（其三）（東烏琢穆沁王府附近）



蒙古包組立（其四）出來上り（東烏珠穆沁王府附近）



移動式蒙古包（西烏珠穆沁旗內）



克什騰旗下の蒙古包（夏期のみ移動し冬期は移動せず）



東烏珠沁穆王府全景（王府は多く支那家屋の式なるも此風は少し）

へ、其中に牛馬の乾糞を投して火を點し、之に因て炊事もすれは暖も取るのてあるから室内の臭氣は鼻持かならぬ、併し慣るれは決して不快を感せすとの事てある、次に爐外は全部土間にて、主人のみは正面に高く床を設けて其上に起臥し、其左方をは男子若くは客坐とし、又其右方は婦人の坐とし、又其箇處に

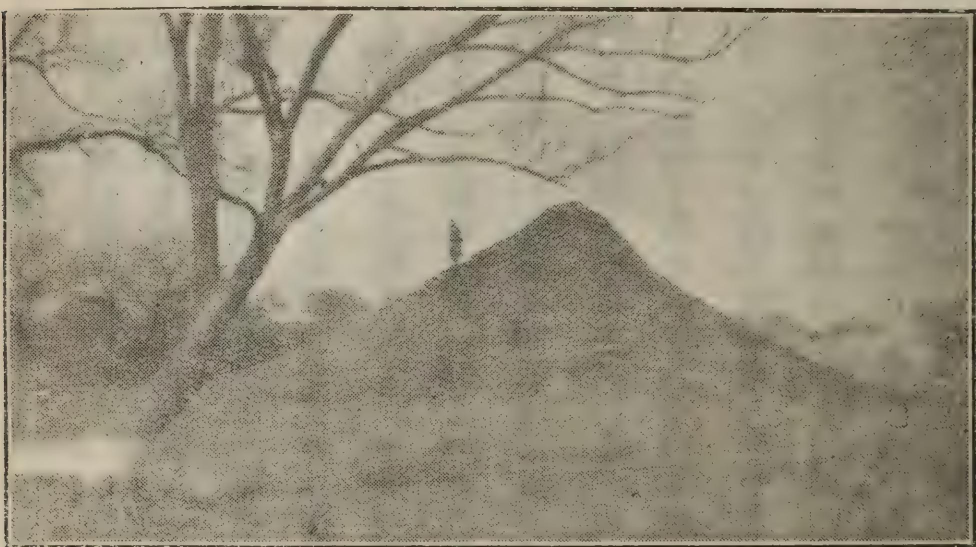


蒙古達賴罕王府の「オボ」

は長方形の床板を敷くもあり、併し普通は土間の上に羊毛製の毛氈を敷く丈て、別に床板を置ぬやうてある、此包内は單に乾糞を焚く丈てあるから、案外に寒いけれとも、蒙古人は唯た毛氈の上にゴロ寢をする丈て、上かけは何も仕ないのてある、又正面の左方には佛像を安置して此方には決して足を向けす、又婦人席の右側には衣裝櫃や、勝手

道具や、其他食料品なとか置てあつて、分擔は自つから極つて居る、此包の大小は自つから制限かあつて大抵八疊敷位に過きぬから、内部に寢るのは四五人位て多人數の收容は困難てある、故に富裕のものは其包を多く造つて家族を分居せしむる手段を採て居る。

(丙) 滿洲家屋



博王旗下蒙古人家屋前の糞堆

滿洲民族には特有の家屋なしと稱する人かある、併し是は誤りてあつて、彼等には其古風を知る可き家屋かある、夫れは何かと云へは汽車の客舍に似て屋根か蒲鉾形て、横か長方形をなして居る、泥屋根造りと稱するものかそれてある、斯る風の住居は單に滿洲はかりてはなく、北支那地方の直隷、山東方面から遠くは甘肅省邊にも多少存在して居るから、滿洲式てはあるま

いと云ふのてあるか、古來支那家屋の發達を見るのに、棟なし家屋は彼の寢殿造りの外には先つ對絕になしと謂ても宜しひ。而して寢殿造りは棟こそなけれ、其形狀は全く普通の屋根形てある。されは蒲鋒形の泥屋根造りは古來支那になしと云ふも不可なることなく、隨て右は滿洲式と見るか穩當てある。夫れて此造りは周壁を土て造り、屋根は下に木を渡して其上に高粱桿を載せ、更に泥土を塗つて其上を漆喰塗にしたのてあるか、裏側の天井も矢張り漆喰て塗固め、又表面は乾燥して龜烈を生する爲め、右を防く必要上、多量の鹽を混入して每年雨期前に塗り變へるから、其費用は案外安くはない、斯る家屋は入口か東南孰れかの一方て、且つ窓の設けも碌になく、周圍の牆壁や垣籬の類もなく、極めて單純な構造てある、此種の家屋は凡て土房（トウファン）と呼んて居るか、多くは長屋造りにて獨立家屋は商店位なものて、他には其例かない樣てある、室內には無論炕もあるか、極めて狹隘てあるから、支那家屋の如き廣大の造りは一つもない、但し滿洲の支那商店には、北方へ行くと往々此類のものかあり、其構造は煉瓦や、塗り壁て中々立派な例もあるか、普通は前者の類か多いのてある、又此種の家に限りて直角に造ることは決してなく、單に算木を橫に並へた樣に幾つても增して行く風か見へる樣てある。

第九　冠婚葬祭及ひ出生

古へは冠婚葬祭の四事を以て人生の最大事となせり、而して誕生の一事も亦之に伴へり、然れとも冠禮は今日文明國に於ては殆んと廢絶の觀あり、支那にても民國以前は日本の元服と同樣、一の冠禮なるものありて、男子は十八歲乃至二十歲に達すれは親戚、朋友を招きて饗宴を張り、加冠の披露を爲して、其際に字名をも定めたものてあつたか、近來は全く其こと廢絶して、大抵は學生として各學堂に入る折、字名を附する樣てある、又從來は小供の際、唐子樣に四方髮を揚けて結ひ居たるものか、愈よ頭髮の周圍を剃り落して、單に中央の辮髮を殘し、例の便帽を戴く時には多少お祝ひを仕た樣てあるか、今日は凡て斷髮となつたから右の風も自然に廢されてしまつた、要するに冠禮は支那滿蒙等に其迹を絕て、僅かに朝鮮の地に名殘を留めて居るか、是とても散髮帽子の風か盛行すれは廢滅に歸するに違ひはない、されは東洋の冠禮は遠からす全く其風を見ることか出來ぬ樣になるてあらう。

（甲）婚禮

冠婚葬祭の四禮中、冠禮は已に廢止の姿であるから前記の分に止めて、次に婚禮のことを曰んに、元來支那にては、(1)南禮、(2)北禮として儀禮上のことには大略二樣の區別かあつて、南禮は一に漢禮とも稱して支那の古式を存し、北禮は一に旗禮とも云はれて滿漢八旗間に行はるゝ特種の禮式を指すのてあるか、此方は大分變化をして居つた樣てある。殊に今日ては双方とも頻りにハイカラを競つて居るから、古式は追々廢するてあらうか、併し第一の變化は大抵服裝上の點て他は依然として舊慣を存して居る場合か多い、今其略を曰んに一般の婚禮は概ね次の樣な風てある。

(1)**漢族の婚禮**　支那の結婚には所謂賣買結婚の風習もあり、猶甚たしき場合は賣妻結婚の實例もある、併し是等は下級民の舊風にして、中流以上の間にては左の如き必要條件を伴ふのか常てある。

(甲)　男女共に婚姻年齡に達せしこと。

(乙)　一夫一妻たること。

(丙)　互ひに異姓なること。

(丁)　相互間に親族關係の存せさること。

（戊）夫妻たるもの互ひに合意あること。

右の要件は時代によりて異同あり、例せは結婚年齢の如きも古へは男子三十にして立つと云へるか如く、此年齢に至りて妻を娶り、女子は二十にして嫁すとあるか如く、此年齢に至りて嫁入するのてあるか、今日は男子十六歳以上、女子は十四歳以上に達すれは結婚することを許されて居る、併し右は南北によつても、都鄙によつても、貴賤によつても多少の相違はある、唯た實際上から云へは男子は十八歳より、廿四五歳迄の間、女子は十六歳以上、二十歳迄の間に結婚するのか多い樣てある、又稀有の例としては男子十五歳、女子十三歳と云へるものもあるけれとも、是等は一般を律することは出來ぬ、又女子か男子よりも年長てあり、若くは同年てある場合もあるか、普通は男子の方か年長てあるのを正當として居る。

次に一夫一妻たることは古昔法律を以て定めたる場合もあるか、然らさる時代と雖も、同樣てある、唯た妾を以て第二妻、第三妻なと云へる地方あれとも、是等は表面の口實に過きすして正妻の外は必す妾なのてある。

次に異姓を主とすることは、一に周禮に基く譯にて、其以外には斷ることはなく、又此點を嚴重にせし所以は全く親族間の別を正しくし、又同一祖先の血統を一族間に於て亂さゝら

んか爲めなれとも、今日は眞の同族たることか明かなるものは別として、單に同姓にて緣もゆかりもなきものは其結婚を許して居る、又母方の親族と結婚することも禁してあるか、其緣遠き類は差支へなきことゝなつて居る。

次に夫妻たるものか互ひに合意あることは結婚上無論のことなれとも、支那にては父母、祖父母の承諾あれは大抵は成立する風になつて居る、是は親として子を思はさるはなく、子として親に順はさるはなしと云ふ次第なれとも、法律上にては夫妻相望まさるものを强要すれは之を罰する明文か存して居る。

以上の如く支那にても結婚問題に就ては中々嚴重な條件を必要とするか、下級者は殆んと人身賣買の樣な眞似をして居るから、凡てか此樣てあると信する人もあるか、夫れは大なる間違てある、隨て之を取結ふに就ても亦夫れ〳〵の手續か入る、例せは夫妻間には必す媒酌人を入れねはならす、此媒酌人か双方の間を奔走して其承諾を得れは玆に婚約か成立するのてあるか、之を古來定婚と稱して居る、而してこの婚約成て後に六禮と云て、納采、問名、納吉、納徵、請期、親迎の手續き、即ち儀式を經ねはならぬことになつて居る、此中の納采は日本て云へは見合の時に男子か女家に贈る禮物の樣なもので、次の問名は寧ろ前者と同時に、

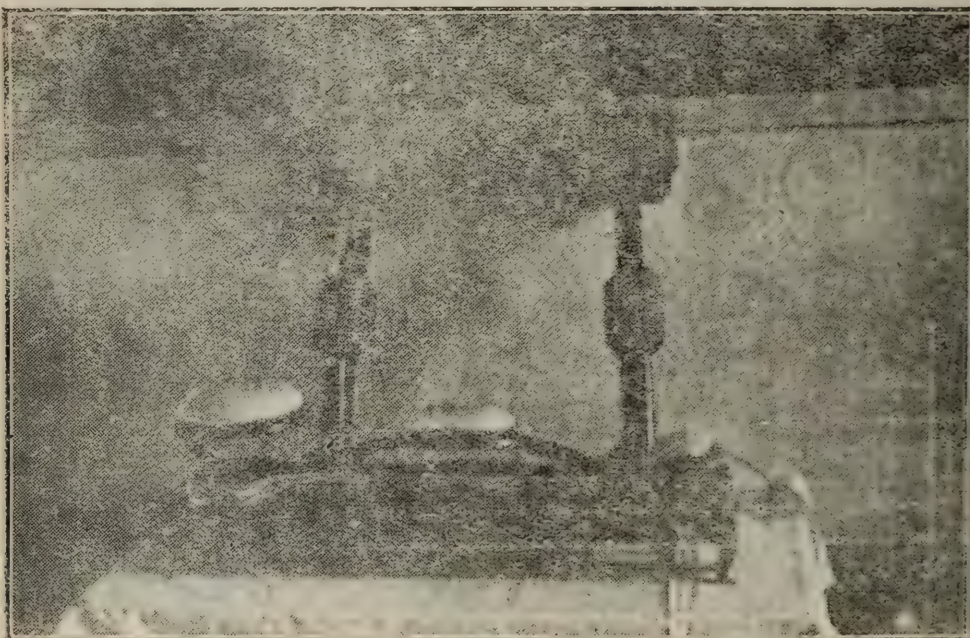
男女双方の國名、年齢、父母祖父母の來歴等を知らせる譯にて、日本の戸籍調へと同樣のものである、次の納吉と云へるは日本にて相性を調へるとか、卜筮家に占つて貰ふとか云ふことにて、其吉凶を卜し、且つ吉兆を女家に通するのてある、次の納徵と云ふのは即ち結納の儀て、之を納幣とも稱して居る、次の請期は婚禮の日を定めること、親迎とは當日男子か女家に至て新妻を迎ふることてある。

右は南方の漢禮て寧ろ古式の方てあるか、北禮の旗人間に行はれる分は同一事にして名稱の變つて居る例もあるから、次に其名と其手續の次第とを記載しやう。

北方ても婚禮に媒酌者を必要とすることは同樣てあつて、之を媒灼（メイシユオ）と云ひ、次に問名、納吉等のことを前にして、第一に男女の兩家より父祖三代の系圖、官職等を紅紙に書いて送る、之を換帖（ホアンチー）と云ふ、即ち前條の問名てある、此際同姓は無論てあるか、餘り身分か違ふか又他に差障りかあれは不調となる、次に換帖に故障なければ双方の內情を探り、愈よ良緣と思へは相互に當人同士の生年月日時間等を紅紙に記した八字帖（パーツーチイー）を送る、是等は寧ろ二重の手數てあるか、斯くするとのことてある、次に前條の納吉に等しきことをするのてあるか、此吉凶判斷は單に夫妻同士はかりてはなく、双方の父母の干子も相尅てあつてはならぬのてある、以

上の諸點か無事に通過すれは、茲に始めて相看(シャンカヌ)即ち見合をするのてあるか、夫れは實際上父母同士の見合て夫妻たる可きものはなさぬのてある、此相看か濟んて後に結納をする、之を放定(フワンテン)と云ふ、即ち前條の納徵てある、此際男女兩家は夫あり、子女ありて、而も懷妊中ならさる婦人二名若くは四名を請し、男家よりは緣女に衣服、首飾り若くは如意、鳳冠、鐲子、環子、指環等を送り、緣女は之を身に着けて喜ひの言葉を述へるのてある、此後四五日を經つて女家よりも又男家に贈り物をする、之を回帖と云ふ、此放定後二三ヶ月を經て更に吉日を撰み、男家より女家に對し長さ約一尺、幅約二寸位の紅紙の短册に『吉擇於某月某日、過禮通信大吉』と書したる通知書を發する、即ち前條の請期にして、之を過禮(クウオリー)と云ふ、又過禮の當日には一對の豬羊、鵝酒に皆な喜字を附し、羊鵝は其頭部を紅く染め、豬即ち豚と鵝鳥とは紅き竹籠に入れ、外に緣女の鈿子(カンザシ)、四季の衣裳、轎に乘る時着用す可き紅襖兒(コウアウパル)其他馬蹄銀、喜字を書したる大饅頭を六七百個、又針綫料、蒲團料の銀若干を添へて先方に贈り、同時に龍鳳と稱する結婚期日時刻等を記したる通知書を送り、又女家よりは麟趾呈祥と云へる同一形狀の書面に當日緣女の到着時刻、合巹、交杯の方位等を記して送る。此書式は凡て舊慣に從ひて取行ひ、大抵易家道士の人々に托して記述して貰ふ譯てある。又女家は男家より送れる

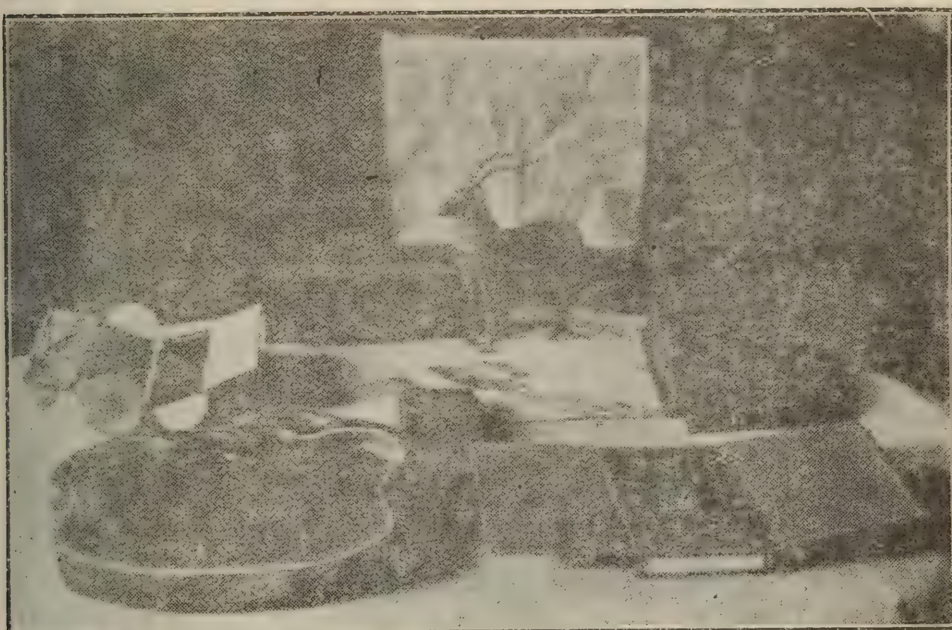
禮物中、飲食物は夫々親戚知巳等へ頒ち、衣裝物品等は嫁入道具、即ち嫁粧を送る際に再び男家に送り屆けるのであるか、之は結婚の前日に取行ひ、男家にては夫を夫妻の室に立派に配列して置くのである。此嫁粧は貧富に因て不同はあるか、富貴の者は百二十擡からの品物を送り、



如意（萬事意の如しとの語を取りて慶事の際に之を二本送ること一般の禮なり、但し其材料は一ならざるなり）

其中には四季の衣裳を始め、手道具、家具、書畫、董骨品までも網羅し、甚たしきに至ては金銀、土地、家屋、召使ひの女中及ひ商店までも持參するのかある、併し中流以下は大抵八擡、極貧者は箱子(カウツ)、匣子(シャイツ)各々一對及ひ鏡、金盥の類を持參する例になつて居る、又嫁入道具の送り込

は、一の行列を作つて先頭には其父祖の官職勳功等を各別に記載せる職事、即ち官銜牌(コワヌカウパイ)なる赤看版を持たせ、次に個々の品を個々の輿に載せて行くのてあるから、如何にも澤山の様に見へる、之れは無論白晝て前列には樂隊か囃し立てゝ行くのてあるか



墨

（安徽の墨、湖州の筆は其名四百餘州に冠たり爲めに湖筆徽墨の稱あり此寫眞は安徽省安慶に於て製せし各種の墨の有様を示せしもの）

ら頗る大業てある。

扨て右の道具類か男家に着すると、邸內一圓に安篦張りの御殿即ち高塔彩棚か出來て居て、其四隅には喜字を書き現はし、又無數の紅燈を吊るし、諸家より送られたる祝意の壁掛けを掲けて置く、之は緞子製て方七八尺もあり、夫れに金絲を以て造つた佳言を貼付して置く、又門の框には

秀球（シュウチウ）とて幅五六寸位にて黄紅の布を別々に垂下し、其左右には各二個宛の結ひ球か附せられてある、斯る彩棚中に一旦荷物を入れて家屋内に運ひ入るゝのてあるか、其中には食物類もあるから、家内の子供等は玄關口にて爭つて右を攫み去り、大人は



文具（筆、筆立水指し、肉池等各種の類を示せしものなり）

之を取戻す風習かあると云ふ、猶斯る慶事のある家には兩家とも各々門前に喜字を書したる紅紙を二對若くは一對宛貼付する慣例となつて居るから、夫を見れは他人も直くに解る樣になつて居る。

又結婚の當日は豫め定めある時刻を圖て男子は女子の家に至りて親迎の禮を執る、此時刻は頗る正確て、之を違へれは更に日時を變更せねはなら

ぬから寸分を違へぬ慣例になつて居る、又途中の行列は新郎の前に彩燈四盞を第一とし、次に肅靜牌、廻避牌、次に紅黑帽を着けたる執事以下、次は銜名牌、德政牌、萬名傘、大鼓手、小鼓手等次第に歩行し、次に官轎子とて新婦の乘る可き花轎か行く。之を滿天星（マヌテエヌシン）と云ふ、次に白馬金鞍に跨かる新郎か行き、次か陪迎者にて奏樂裡に練て行くのてあるか、其出發に際して新郎の新房內ても奏樂する風かある、之を響房と云ふ、又新婦を乘せたる官轎子（コワヌチヤーヅ）內に鏡を懸けて四方を照らす風習あり、之れは妖魔なとか其中に潜み居りてはならすとの趣意に出つと稱すれとも、實は新婦か其姿を寫して容粧を整へる爲めてあらう、又其中を香にて燻する場合もある、之も神氣を爽快にする爲めに相違はない、次に此一行か女家に達すると直ちに表門を閉ちるのてあるか、其際に陪迎者は紅紙に一對の銀子を包みたるもの、若くは茶葉を容れたるものにて門を敲き、或は門內に投すれは直ちに門を開ける譯てあるか、之を大門包又は小門包と云つて居る。開門後新郎は女家に入て鵝鳥を贈るのか一般の風習てあるか、女家は之を正面の大卓に置き、菓子類を出して新郎を饗應し、新郞は先つ岳父母に禮して後、饗應を受く、其節お對手に出るものは新婦の近親者にして身分宜しき若者四人を撰定するのてあるか、之を同時に兩家の媒灼人其他にも酒食を勸めるのか例てある、此間に新

婦の母は嫁入後の心得を其娘に訓誡し、且つ化裝をも施すのてあるか、第一は入浴、第二は髪揚けて、夫迄は小供時代の垂髪てある、化裝は開臉とて絹糸に捩りを掛けたもので顔面上の生毛を拔き、眉を整ふ、之れは女子の身體には剃刀を加へぬ風習か存するからてある、次に臙脂は多く泣別れの爲め頰に施さす、次に禮服を着し、寶冠を戴き、封眼を行ふ、此封眼は一家中富裕の婦人か金箔を以て新婦の眼を封しるのてあるか、之は新婦か不便てあるから單に眼上に張付る丈のことてある、猶出發前に母と泣別れをするか、當時大聲を發する程男家か富むと云ふ傳説のある爲め、隣室に聲か漏れる程に泣き立てる、尋て鼓手の三鼓か合圖となつて、媒灼人か先に立ち、次は新婦、次は父兄と云ふ順序にて室を出て、西より東に廻つて花轎に入る、當日は大小便を催すことかあつてはならすとて前日來一切新婦には食物を與へす、又一歩も地を踏ましめぬ慣例上玄關口にて轎に乘り、又面部には錦帛の覆面、即ち日本の綿帽子に類するものを冠らせる、次に途上の行列は前の通りにて、轎子は大抵八人にて舁き、紅帛を覆ひ、珠玉を飾る、而して愈よ男家の門に達すれは、又々門を閉開すること前者の如くす、但し之は新婦の氣象を落付かせるとの説かある、開門の際は爆竹を擧け、門內には庭火を焚き、新婦の轎は其上を乘り越へるのてあるか、之は運氣の上昇を望み、家庭

の溫情を欲するか爲めてあると稱せられて居る、次に新婦か轎より出れは室内に迎ふる中間に、林檎を覆へる馬鞍を置て之を跨かせる風習かある、之れは林檎か蘋果（ピンコウ）のピン即ち平安の平（ピン）に通し、又鞍は安に通するか爲めなりと稱すれとも、自つから他に理由ある可し、尋て新郎は正面の卓上に立ちて新婦を迎へるのてあるか、斯くすれは新婦か終世柔順に夫に仕ふる爲めなりと云て居る、此式か終れは花燭を點し、奏樂をなし、音樂か終て後、左右に立てる贊禮は『福星今日照二高堂一。祿位高昇大吉昌。壽同二王母一千秋歲。早生二貴子一狀二元郎一。』など云へる詩を三唱し、次に新婦は介添への婦人、即ち喜娘に扶けられて新夫と並ひ立ち、次に媒妁者は兩人を伴ふて祖先に祭告し、天地を參拜し、又夫婦交々禮拜せしめ、畢て媒妁者は紅糸を以て新夫婦の手を繫く。之れは月下老人紅糸を以て繫足する故事に擬するのてあらう、夫より兩人は新房まて行くのてあるか、其間紅毛氈を敷くのか例てある、併し不足の場合は順くりに後の分を前に持行て間に合せるか、此間に多くの見物は競ふて新婦の顏を見んとする爲め、僅かに五六の室か、又は廊下を經過するにも數十分を要すると謂ふ、而して新房には美麗に飾れる寢臺あり、兩人之に並ひ男は左、女は右に坐すれは、豫め依賴されたる富裕の老人（男子）は窓邊に山積せる果物を多數に攫みて兩人に投し『子孫滿堂。夫婦齊

眉』と高唱す、右畢て酒杯を交はし、介添の婦人は紅箸の如き秤を新郎に與ふれは、新郎は夫にて新婦の錦巾、即ち綿帽子を取り去るのであるか、之を幕帷禮と云つて居る、彼の親同士の見合て取極めた結婚は實際此時に於て夫婦始て顔を合す譯である、此時富裕の婦人か來て新婦の封眼を取り除き、新婦は紅襖を脱て衣服を改め、少憩の後內堂に至つて父母を拜し、伯叔兄弟姉妹に禮し、更に花燈街ゆき式場に出て、宴に臨む。此時室の四隅に林檎を置く平四八隱の吉祥を表する場合もあるか、前の老人か喜果を投ける方か古式の様である、又此際に庭前ては紙にて作つた月下氷人、黃錢元寶、錠千張り等を焚て兩人の安全幸福を祈り、又新婦は自家より金銀及ひ茶碗二個、箸二膳、其他棗、栗、圓々、落花生等を持參する、之れは棗、栗、圓々の三者は一家の圓滿を希ひ、又落花生は子孫繁昌を祈る趣意に出つるのである、此席を去て後に再ひ新房に行くのであるか、初め喜酒を酌交す時、即ち日本の三々九度を行ふ時、媒酌婦人は兩人に餃子(チャオツ)即ち子孫餑々(ツースヌボーボー)と稱するものを食せしむ、之れは俗に云ふ豚饅頭のことて、其生(ナマ)の餃子の中央を紅の木綿糸て結ひ付け、其糸を兩人か口に啣へた時、窓外にて親戚の男兒か生不生(ションブション)と問へは、新郎は即ち生(ション)と答ふる。是等も矢張り生兒を望む儀式にして、日本の數の子を用ゆると同一の意である、又長壽麵(チャンショウシェヌ)と云へるものを食す

る形式上の儀式もあり、是等を終れは最初の式は濟むのであるか、一度宴席に出て新房に入る時は單に介添人のみ同行し、新郎か床に上らんとする時、其鞋を脱かしめて、歩々高陞と云つて禮をすれは、新郎は之に謝儀を送りて、介添を返し、玆に全く婚儀を完了する次第てある、又地方に因ては鬧新房と云て、新夫婦か寢臺に入る前に、親戚の若者か新房に來りて猥褻極まる歌を唄ひ、或は見るさへ厭ふ可き狀態を示して新夫婦に强ゆる風もある由てあるか、是等は上等社會には決してなきことてある、又新婦か果して處女てあるか、否かを驗する例も有りとのことてあるか、之も中流以下の風習に過きまいと思ふ。

又婚禮當日の衣服は舊來支那芝居に見るか如き全身刺繡の美觀極まるものを用ひ來つた爲め、頭髮の裝飾、衣服の附屬品等隨て眼さむる許りのものてあつたか、近來は漸次右を廢し、或は參議院の制定した新衣服を採用するか、或はハイカラ風の淡白な輕裝を用ゆる樣になつた。

又此結婚は女家の變心にて結納後、或は拒絕し、或は遷延して容易に應せさる場合あり、斯る際は男家に於て豫め女家の近傍に轎子を備へ置き、不意に其女を奪取して無理に結婚する事もあり、之を槍親と云ふ、是等は下級者の間に行はるゝ事例に過きされとも、古代奪略結婚の遺風か猶最近まて存することは右の類ひて略ほ推測することか出來る。

次に里返りのことを曰んに、支那にて之を回門（クワイメヌ）、或は歸安（キアン）と稱し、新夫婦相伴ふて里方へ至るのであるか、之は大抵結婚後、四日目か六日目に行ひ、九日目は單九（タヌチユ）と云つて男家にて女家の者を饗應し、十八日目は雙九（ソワンチユ）と稱して女家か男家の者を饗し、一ヶ月後には再度の里歸りを爲して約一ヶ月間滯在する風習かある。此事終て結婚關係の儀禮は全く絶へるのであるか、此間双方の入費は非常に嵩み、且つ時日をも空費す爲め、彼等は其簡易手段に就て種々に苦心すれとも因襲の久しき習ひとて容易に其古風を脱却することを能はす、僅に行裝、服飾等を變して滿足し居る樣である。

以上の外猶幼時の許婚、即ち云ひ名つけもあれは養子女として幼時より養ひ、長して後に結婚せしめるのもあり、又前記の婚禮儀式も身分により貧富によりて異同はあるか、細大漏さぬ譯には行かぬから、漢風は右　止めて、次に滿洲の結婚式を述ることに仕やう。

(2) 滿族の婚禮　滿洲人は男子二十歳にして冠し、女子は十五歳にして笄するのか舊例となつて居る、而して此後は相互に結婚を許すのであるか、先つ自家の男子に妻を迎へんとする時は、母たるもの先つ女家に趣きて問名し、兩家異議なき折は男家より女家へ如意、釵釧等を贈る。之を小定と云ふ、此事終て後、吉日を擇んて男家は一家、親族、親友等を集め、新郎と

なる可きものと俱に女家に至つて再び名問す。時に女家亦宗族を聚めて女家の連中を中庭の左側に迎へ、女家は右側に列す、時に男家の年長者進んて曰く『某家某男不肖と雖も、已に冠す、將に婦を聘して後繼の計を定めんと欲す、聞く尊家の女賢淑にして令名あり、願はくは聘して以て家政を委し、以て敝族を輝さん』と女家は之に答へて辭退すること二回、始て婚事を決し、新郞は神前に拜し、舅姑に禮し、終て茶を進め、次に女家は右席に着き、男家と相對して酒宴を設け賀言を述ふ、其後男家は吉日を撰んて聘物を贈る、即ち過禮なり、其品種は前者と同樣てある、但し此際男家は跳神の祭儀を行ふ、之はシャーマン敎に類するものにて、滿族は每年觀音如來等を祭り、糕酒を献し、鈴鼓を鳴らし、巫は刀を舞はし牲を進め、祭祀三日にして畢る。而して貴賤老若皆な之を祭ること最も愼めり。故に結婚の際は亦之を祭り、又輿入れの前一日に嫁入道具を男家に送る、時に新郞騎乘し、往て女家に謝す、而して之を卓上に置き其多きを以て誇となす、當日より又響房の樂あり、迎親の際は男家にて年長富裕の婦人を撰んて女家に至らしめ、新婦に代つて化粧を施し、且つ『娶親太々』と云ふ、蓋し太々は夫人の稱にて親しき夫人を娶ると云ふことを唱ふるなり。又送親即ち新婦を送る時には女家より同樣の婦人を男家に送つて新婦を扶持し、且つ『送親太々』と云ふ此全

福女は又新婦と同様に花輿に乘す、花輿の數は必す三個なり、新婦輿に乘るに禮服を着せす、布衣を服す、又髮は兩把頭に結はすして、毛を中央に聚めて髻となし、夫を結束して紅巾を覆ふ、而して下着は夏日と雖も棉服を用ひ、三伏の際は袷を用ゆ、されとも肩膝等の部分は必す綿入となす、又新婦門に入れは新郎は矢を彎て三度射る。矢は必す輿前に落つる度合となせり、之れを慾神(サクシン)の禮と云ふ、願ふに惡氣を除くか爲めならん、新婦寶瓶を抱いて輿を出て、後、祖先を祭らす、花燭を拜せす、直ちに洞房に入り、新郎と炕上に並ひ坐し、戸を閉して帳坐の禮を行ふ、終て外に出れは先つ第一に一族中の全福者たり、又最尊者たる人の前に至て跪拜する。其時長者は吉服して中庭に祭祀し、羊酒諸物を奠め、刀を以て肉を割き、吉詞を陳ふ、禮畢れは新夫婦牀に登つて合巹の禮を行ひ、尋て五鼓鳴れは始て天地、神像、宗祀を拜し、舅姑は坐して新婦の禮を受け、宗族尊長順を追ふて新婦に面謁す、此際福者たる長者は口中に吉語を述へて、手に秤竿を持し、新婦の面に覆へる紅巾を撤して、餃子を食せしむること前條の如し、次に新婦衣を易へ、鈿子喜花なと云へる冠り物の類を戴き、常人は單に髻を束ね、常服を着し、衣を易へて後、炕に坐し、言はす、語らす、動かすして居る、若し右に反すれは不吉なりと云ふ、夕刻に及んて新郎は新婦に代つて花を取り、之を窓

の低格に挿す、其低きもの程子を得ること早しと謂ふ、翌朝に至て新夫婦は共に廟に至て禮拜し、又三日若くは五日の後、夫婦相携へて歸寧即ち里返りを爲し、儀式上の饗宴を受け、月滿ちて後婦再ひ歸寧し、數日を經て夫家に還り、玆に至て婚儀の式全く終りを告るのてある。

又滿洲の王公貴族は結婚上結納の事を文定と云ふ、其日他家の福晋即ち正妻二人を賴みて共に女家に行かしめ、緣女に會見せしむ、時に緣女は眼を閉ち、膝を盤し牀に坐するのてあるか、二福晋は之に如意を與へて衣上に置き、又小荷包とて蓮葉の包二個を以て其衣服の紐に懸く、此中には金貨各一枚を入れてあるのてあるか、此外大喜の二字を刻せる金の指環二個を以て新婦の指上に置て歸る、之れか結納の標しとなる譯てある、又斯る婚儀の盛宴には、酒酣にして婦女出てゝ酒を勸め、大碗に滿たし跪て之を客に奉し、客は必す之を飮みほすのを以て禮とする風習かある。

以上滿人の結婚は漢族と似た點もあるか、其媒灼を要せす、又跳神を祭り、花輿を射るなとの俗は全く漢人と異つて居る、又柳條邊外の結婚は女子十歲を出てさるを普通とすると謂ふ。

(3) 蒙古族の婚禮　蒙古民族は其分布の範圍か頗る廣く、又各部族の種類も非常に多いから一

樣には云へぬか、概して早婚の風てあることは明かてある。今其年齡を按するに男子は十六歲以上て結婚するのか最も多く、殊に十七八歲の處か多數てあり、又女子は大抵十八九歲て結婚するから、夫婦關係は女子の方か男子よりも一二歲年長の例か多いのてある、夫から結婚の順序は先つ媒灼人かあつて中間に立ち、双方共に父母の合意で決するのてあるから、當人同士は親から聞く丈て全く精しい樣子は知らぬのてある、又此婚約か定まると男家の方からは結納として贈物をするのか禮てあるか、夫れは必す家畜か主なるもので、他物は殆んと附屬物も同然てある。而して此家畜の數か、多く奇數に限られて偶數てないのは如何にも異樣に感しられるのてある、例は結納の家畜は三、五、七、九と云ふ數て、夫を重ねる場合もあるか其根本は全く奇數てある。勿論大淸會典には牛二頭、羊二十頭を取るを許さすと記してあるから、淸廷ては偶數を示して居るけれとも、此會典は事實上蒙古に行はれて居らぬから當てにはならぬ、唯た支那の接近地丈は支那化して居る爲め偶數を喜ふ風もあろうか、他は概して奇數てある、隨て接近地は家畜の外に或は銀塊を送り、又は衣服なとを贈るのもあるか、奥地は家畜丈て其外は燒酎位のものてある、又此贈物は其家の貧富によつて相違はあるか、其外に女子の美醜によつても高下かあるから面白い、併し彰武縣の賓圖王府地方は家畜の類

か乏しいから、豚一頭に、羊二頭、外に燒酎八十斤を以て結納とするのか普通の例になつて居る、又多數贈與の例を云ふと、奈曼王旗と賓圖王旗との中間地帶に居る某富豪は牛十頭に馬十頭を贈つたとの話もある、又結納は凡て女家て取りつ放しか舊例てあるけれとも、漢習に染みたる蒙人や、又蒙人中の上流者間には矢張り男家に返禮物を贈る風習かある、夫れは家具、帳幕の類も見へるか、是等は全くハイカラ式にて、舊慣としては奴才と稱する下男下女の人間を送る、之は新婦のお伴として遣るのてあるから、男家の奴僕として終身使つてよいか、年配によつては配偶者を與へ、且つ終世養なつてやらねはならぬのてある、又男家の結納品は新郎の父と媒妁人と共に同行して女家に持參し、女家の兩親及ひ祖父母、叔伯父母等へ『ハタブ』と稱する紬布を送り、且つ佛壇に拜禮して、『ハタブ』を長上に呈し、又女家よりも男家に對して羊頭、乳、『ハタ布』等を送り、之を佛前に供へて禮拜し、右の返禮を爲す場所もある、斯る際は、双方とも必す食膳を供して饗應を爲し、又結婚の期日は喇嘛僧に托して吉日を撰定して貰ふのてある、次に結婚の當日は新郎盛裝して馬に乘り、且つ弓箭を携へて媒灼人、親朋等と共に女家に行く、時に新婦の親戚知己は門前に出てゝ圓形を造り、女の他出を防ぐ狀態を示し、又新郎側は是非同行せんとする氣勢を表し、然る後女をして馬に乘

らしめ、馳せて父母の家を三匝し、親戚知己皆な轡を並へて新郎の家に導かれ、豫め設けある新郎夫婦の房に入り、衣粧を整へて後舅姑に拜謁し、新郎と共に佛前に禮拜す、時に喇嘛僧讀經をなし、次に新婦は竈を拜し、更に父母親戚を拜し、新郎は又他包に聚まれる女家の親戚知己等に挨拶を爲し、次に宴に移るのであるか、此日親戚知己は皆な贈物を爲す、其主なるものは鷄、鷄卵、白麵、麥麵等の類にして、時に金錢、靴、帽子等を送るものもありと云ふ、又土地によりては、新郎女家に趣く時、先つ女の父母に拜謁し、哈達と稱する布、若くは綾の類を送ることになつて居る、此綾は佛像の織込あるものを以て貴しとして居ると云ふ、時に女家は新郎を上坐に請して、羊の丸煮と牛乳の酒、即ち奶酒とを饗し、兩家の親朋亦其饗宴に與る、新郎女家に一宿し、翌朝に至て自家に還る、次日女家又親朋と共に騎乘して女を男家に送る、時に男家は室中に火一盆を焚き、新夫婦は共に此火を拜し、次に舅姑を拜し、別に合巹の禮を擧けす、飯後初て親戚を拜する風かある。

又結婚上の祝宴は場所と貧富とによつて異同はあるか、大抵五七日間は饗應する、其品種は蒙古のことなれは碌なものはなく、先つ羊の丸煮、脂肉、肉汁等にて炊きたる米粥、又『アムスバタ』と云へる黍米を『クリーム』と『バタ』とにて煮て夫れに砂糖を交へたるも

の及ひ牛肚子脖々等は最上の大饗となし、酒は燒酎と奶酒とを用ひ、老若男女皆な打混して興を催ふす、其狀は支那なそとは全く異つて居る、又此饗宴中は親戚知己等皆な新夫婦の室を訪ふて面晤することは自由なれども、饗宴日か過きての後は容易に之を許さす、又里歸りは自家の饗宴終りて後なれは、早くも三日、遲けれは七日以後てあるか、女家よりは第三日目に其親戚を男家の近傍に遣はして密かに新婦の落付如何を伺はしむ、蓋し彼地の風として新婦か新郎の氣に合はされは其門前に特種の白旗を揭けて離婚の意を表する風習かあるからてある、但し之と似た例は支那內地にもある、夫れは新婦か處女てあるか否かを新婚の夜に驗して、處女なれは翌日早朝門前に紅旗を出し、又他の男子に接した點を認定すれは紅旗を出さぬのてある、故に新婦か夫家に落付か否かは蒙支倶に此門前の紅白旗如何によりて決するのてあるから、女家の心配は中々のもので、支那ては紅旗出てす、女子家に還れは、父母は其女に迫て自害せしめ、或は兩家の恥辱と思へは媒灼人に因て何とか圓滿の解決を附くる例になつて居る。

又新婚の當日は祝賀に關する音樂を奏して興を添へる風かある、之は平素より各家庭に於て胡弓、蛇味線、胡笛等を單奏し、或は合奏するから夫を應用する譯てあるか、支那の接近

地にては純然たる樂師を聘して終日門前の小屋中にて音樂を奏することもある、又蒙古にては酒席にて泥醉者を出しても、別に不體裁とは認めぬから、斯る新婚の席上にも往々泥醉者を出すことかあると云ふ、又此接近地地方ては結婚に招かれたる親戚知己等より祝儀の金を贈り、又宴終て後、新婦か來客に對して長き煙管に烟草を詰め、跪きて之を呈すれは客は單に押し戴きて之を返し、又豫め用意せる紅紙包の金を贈り、又里歸りの際は同行の新郎か新婦の親戚知己に面晤して跪拜の禮を行ふ譯てあるか、其際は又右の連中より同しく祝儀の金を新郎に送り、新夫婦は各自己れの貰ひ受けし金を以て當坐の小遣ひに供する由てあるか、斯る折に目前にて其金を開き何樣より何程頂戴と披露せらるゝには、思はす赤面する連中もありとの事てある。

又夫婦は家庭にありては同權てあるけれとも、親戚關係としては男系を尊ひ、又家庭外のことは一切夫の隨意に任せてあり、又男子は正妻の外に妾を置て之を一家内に同居せしむることを得れとも、家政上のことは正妻の權内に在り、又生子の類も嫡庶の別ありて相續權は全く嫡子に歸するのてある、夫れから離婚再婚等は支那と違つて自由てあるか、其離婚は新婦の氣立如何による許りてはなく、三年を經て子なけれは去る風かある、是等は支那の儒教主

義から來たのかも知れない、又其間に子か生るれは、父方の財產は其半分、母方の財產は其一分を得られる習慣になつて居る、併し若し離婚すれは新婦方よりよこした贈物は全部返却すると同時に新郞方より送りたる分も悉皆取返し、其後は再嫁自由である、又王妃は三年にして子なけれは別に第二の妻を娶る、若し聽かされは臣僚は其部下の位置を去る風習かある、又嫡庶の分界は非常に嚴重て、庶子は嫡母に子なき際と雖も、旗人全體の同意なけれは後繼者たることか出來ぬ。

以上は蒙古地方結婚の大要なれとも、右は地方によりて多少の異同かあり、又支那式は別とするも、古風の例中には多少異るものかある、現に喀喇沁地方にては新生活の家具類は一切新婦か携帶し行き、又兩人の就寢後は附近の若者か屋外の周圍に聚り來つて內部の樣子を窺ふて快とすることかある、之を聽響と名付て居る。

(乙) 出　產

出產は冠婚葬祭と共に人生の大事である、故に法律上ては出產、結婚、死亡の三者を最も嚴重に規定してある、而して冠禮即ち元服は今日殆んと亡ひて居るから、本篇は右に代ゆるに

此出産の次第を記して其補ひとしやう、勿論近來は諸事古風を失ひ、極めて簡單を尊ふから出産風習の如きは別に特種の記事を要せさるに似たれとも、夫れても他から見れは面白い點かある。

(1)漢族の出産風習　支那にて子を孕めは胎敎とて姙娠中母たるもの其擧止を端正にし、日々名敎を聞き、目に邪色を視す、耳に淫聲を聞かさる手段を取りしことあれとも、今日は行はれす、唯た衛生上より身體精神等の過勞撃動を愼む風習か行はれて居る、又支那人の迷信は中々澤山にあるから、姙娠の際も房中に胎神ありて常に來り宿すと爲し、其器物を他へ移すことを禁する風や、又は夜間路を行けは黑虎神なるものありて姙婦を犯すにより外出してはならぬとか、種々の制限を設くる風習かある、又姙婦は五箇月目に腹帶を爲し、産婆即ち穩婆、或は收生婆を招きて其式を擧けしむることを例として居る、而して爾後食物は淡薄にして且つ滋養あるものを取り、又産室に移るのもあるか、大抵は産婦の房中を以て右に宛て、男子は他へ移るのを以て例として居る、又出産の際は床上にて産むと床下にて生むと兩樣の別はあるか、中流以上のものは皆な床上て産むことゝなつて居る、其際は必す産婆來て其子を取り上け、胎衣は鋏刀を用ひて切斷するか、又竹篦を使用する地方もありと云ふ、次に絹布又は絹

糸を以て臍帶の切口を緊しく結ひ、綿片に氷硫と稱する白粉を貼付し、更に薄布を以て其上を腹より背にかけて纒ひ、或は灼金て灼き切り、創口に藥を付て燥す風なそもある、又胎衣は灰を滿せる磵內に埋め、紅紙を以て密封し、之を產婦の床下に置くのもあれは、又蓋付の磁器に容れて宅地內の清淨なる地に埋め、或は數產後之を山間に持行て埋むるのもある、併し例の方位說かあるから其點は大に注意する樣てある、但し深さは大概三四尺位の間にて、又昔時は其中に古泉を入れた例もあるとのことてある、又產室には安產の呪ないとして種々紙製の神形を造り、之を處々に飾り付け、又金銀紙にて作れる金錢、馬蹄銀及ひ菓子の類を供へる風かある、次に產婦は床上に褥子又は綿被なと稱する蒲團類を重ね、之に寄り掛りて安臥せしむ、右は血暈なからしむる爲めてあるから、其恐れなき時は七日若くは十日にして平臥せしむるのてある。其食事は產後糯米の粥を少量に數回食せしめ、其後は飯米を食せしむる、併し約一箇月內は魚肉油物等を忌み、五七日の間は姜辛鹹味を忌み、其間は專ら砂糖汁にて益母草を煎して飲ましむ、勿論地方によりて其品に異同はあるか、要は腹中の汚血を淸むる爲めてある、又出產の際に血暈を防ぐ爲め、酢を熱して其氣を嗅かしむるものあり、又之を難產の時に行ふものあり、其際は鐵、石の類を熱して酢中に入れ其香によりて覺醒せしめ、以て

一時の危急を救ふのであるか、是等も亦酢の香の効力を信するからである、其外童兒の小便を茶碗に一杯程飲ませる類ものあり、中には之を熱燗の酒に和するのもあるか、其目的は凡て血暈の治癒に出るのである、又產湯は生後三日目に行ふとの說もあるか、之れは表面上の儀式と覺しく、實際は出產と同時に、產婆か甘草湯に食鹽を交へたものを以て嬰兒を洗ひ、且つ口中の汚血をも洗ひ出し、身體を能々拭ひ膩粉を全身に塗つて後、綿或は絹布を以て包み、更に襁褓にまとひて人手に抱くと云ふか正當なる可し、而して三日後復た產婆を招きて嬰兒を入浴せしめ、親戚知己は之に對して、祝ひ物を贈るのであるか、其際產婆は來客に向つて添盆(チエンペンヌ)を請ひ、來客は其請に應して慶賀の語を述へつゝ銅錢を湯中に投け入れ、又紅白の鷄卵若くは玩具を浮へる風かある、此產湯は朝三若くは洗三(シーサンヌ)と稱する由であるか、右終て初て嬰兒に入浴せしめ、浴後生薑の粉末と艾とを混和したものを以て嬰兒の臍と頸とに灸點をすへ、其後男子は袖着き綠衣、女子は同し紅衣を着せしめ、女兒には特に脂粉をも施す風かある、(右は湯餅會とも云ふ、)此式は顧ふに古代設弧設悅の禮か、他の風に變化したものであらうと思ふ、蓋し設弧と云へるは男兒生れて三日、弧即ち弓を門の左方に設け、又女兒は悅即ち佩巾を門の右に設く、之れは日本の破魔弓其他を用ゆるのと同例であるか、右の禮式廢れ

て朝三、洗三の風か生したものであらう、又此日父又は祖父母は嬰兒を抱て祖先を拜し、尋て乳名の式を行ふ、併し命名は場合によりて一箇月後に行ふこともある、又嬰兒は出産後二

四時間を經て、乳汁を呑ましめるのであるか、其前には牛黃、黃連湯、或は葡萄、大棗等を碎き、之を煎して吸入せしめ、以て胎毒を去る、併し地方によりては最初三日間は米汁に砂糖を混したるものを飲ましめ、三日後に至て乳を與ふる例もある、又十二日目には、糞餑々(チユボー〳〵)と稱して肉饅頭を産婦に與ふる例かある、之れは捻骨縫(ネンクーオン)とて産婦の胎盤か開いたのを再ひ合せると云ふ意味たと云ふか、何時も支那人には肉饅頭か附きものと見へる、次に彌月若くは滿月の禮とて嬰兒生れて滿一箇月に當るの日は、外祖母來つて嬰兒の頭髮を剃る、此際面桶の中に石若くは錢十二文を入れ、之に葱汁を注き、其液汁を以て胎髮を濕ほし、又玉子の白味を塗りて、然る後に髮を剃り、又沐浴せしむる風もある、此入浴後は壽星菩薩とて南極星を祭れる寺廟に參詣せしむる譯なるか、是等は日本の宮詣りと相似たり、當日は其家にて客を招きて饗應し、外祖母の家よりは衣服帽子、履等の品を送りて、其祝ひを賀し、諸客も亦祝品を贈る、又嬰兒には剃髮後、葉茶を嚙碎きて其頭上に塗り付るのであるか、場合によりては杏仁や薄荷を用ゆることもある、而して胎髮は全部之を取纒め、五色の糸を以て結ひ、右を小兒の寢

所の帳内に掛けて置くのか例である、又來客の贈り物は麵粉にて造れる紅蛋、青蕉、鳳盒、蠟灼及び兒童の胸飾りなる銀牌、鳳凰、獅子等の紋樣を附したる花帽等であるか、產家よりは更に油飯、米糕等を各家に贈ることになつて居る、爾後百日目に又客を招て祝ひをなすのか一般の例であるか、之は四箇月後に行ふ場合もある、次は周歲の禮であるか、此日は先つ祖先神明を祭り、親戚知己等を饗すること前例の如く、又小兒には卓上に並へたる筆墨、書籍、文具、算盤、金銀貨等の玩具十二種を配列し、兒の好む品を採らしめて、其性質を驗し、又將來の敎育方針等を定むるのである、此後は每歲誕生祝ひを行ふ、者と行はさるものとありて一定して居らぬか、五十歲以上は每十年目に祝賀の宴を開くことは一般の例である、又支那の女子には凡て名なるものなく、單に一娘、二娘若くは大姐、二姐と呼へり、此姐は、又姑とも書す、故に長女を大姑娘（タークーニャン）、次女を二姑娘（アルクーニャン）と云ふ、右の娘（ニャン）なる語は女子の尊稱なれは其子か母を呼ふ場合にも常に娘と云ひ、父母か子女を呼ふ時も亦娘と云ふ。此娘々は頗るマギラワシと雖も、習慣上支那にては何等の不便をも感せさる樣なり、又女子は一度人に嫁すれは生家の姓を冐す、故に劉備の妻吳氏、曹操の妻袁氏と云ふか如くに名乘るなり、又娘時代にても詩文書畫なそを能くすれは字若くは雅號を用ゆることあり、其外にて女子に名ある

は俳優、妓女の類である、又男子は幼名の外に字を附し、又本名を定むることは己に冠禮の條に記して置たから茲には略する。

(2) 蒙古族の出產風習　蒙古人は姙娠後、別に產婆を雇はず、又雇ふても殆んと役に立たぬからであるか、其外又腹帶を施さず、故に胎兒の位置に移動を生し、愈よ出產と云ふ時に死亡することか往々ある、併し幼稚の民であるから別段新式を學んで改良しやうとも思はぬらしひ、又彼地の風として古くは臨月の頃、數里を隔たりたる產婆の家の近傍に產屋の天幕を造り、茲に產婆と共に引移るのであるか、東部地方では多く右を廢して居る、夫れて多くの天幕あるものは其內の一を產屋に供し、又支那家屋に住する者は一室を產場に供して居る、又出產後は一ヶ月程を經れは遠隔の地に移つて居る者は自宅に歸るのであるか、自宅にて產む場合は斯る手數を要することかなく、且つ經費も掛らぬから右の古風は全く廢せられるてあらう、又出產の間際は蒙古包內の土間に白砂を敷き、產婦は其砂上にて分娩するのであるか、此白砂は清淨にして塵埃を留めす、故に支那人なそに比すれは遙に清潔てある、己にして分娩を終れは胎兒は直ちに沐浴せしめ、布片を以て其體を包み、床上に臥せしめ、姙婦は其汚物を拭掃して後、又床上に移され、砂は屋外に運ひ去るのである、次に臍帶は糸にて之を緊縛し、其中

間の箇處を切斷すること他と同樣なりと云ふ、次に出產當日は嬰兒に何物をも與へす、二日目より乳を飮ます風になつて居る、又分娩後約一ヶ月を過れは親戚知己の人々は麥粉、素麵、鷄、雉、兎、鷄卵等の品を贈與して出產の賀辭を述へ、又産家は之に對して羊の丸煮、肉汁製の粥及ひ乳酒、燒酎等を饗應するのである、又贈品は舊來食物に限つて居たけれとも、最近には衣服、腕輪、蹄胸、踏胸等を送る風か生して來た、又命名の日數は別に定まつては居らぬけれとも、大抵は一ヶ月後に祖父か父か命名し、或は上官、豪族又は有德の喇嘛僧に托して特に命名して貰ふ場合もある、此外誕生後の儀式は別段行はさるも、前記來客の贈品ある當日丈は大いに饗宴を開く例になつて居る、但し王公貴人に至れは彼の誕生祝ひなるものあり、殊に王に對しては毎年當日には臣下打揃ふて賀辭を述へ、喇嘛僧は佛殿を設けて讀經し、又祭壇を造つて、其上には彩色せる桃形の饅頭一千個と、外に菓子一千個とを供へ、又多數の蠟燭を點し、鉦鼓を打ち、銅羅を鳴らし、儼かなる儀式を擧けるか、此際の供物に一千個の數を滿たすは千歲の壽を祈る爲めてはあるか、其桃形を表せしは頗る面白き點てある、又當日は王其賀辭を受くる後、宴を張つて其臣下を饗すと云ふ。

(丙)　葬禮

葬は人生の終りなり、故に國の文野を問はす多くは之を重んす、就中支那は古來其葬を丁重にして財を靡し、哀を盡すこと極度に達せり、歷代の治者其弊を憂へて屢は薄葬の令を發すと雖も行はれす、依然舊風を襲ふの觀あれとも、此間に多少の異同はあり、又儒教、道教、佛教、回教等其主とする處同しからさるか爲め、儀式亦自つから差違を生す、而して其風習に感化せらるゝ周圍の諸民族も互ひに舊慣を交へて之を行ふか故に異同あり、今之を分解細敍するは容易の業にあらさるを以て、玆には其最も廣く世に行はるゝ普通の例を擧けて他は之を省略することゝせり、又滿蒙の葬儀も古今によつて相違あり、本篇は專ら最近の事例を擧くると雖も、文化波及の度、迅速を極むる今日に在つては亦已に變化を示すものなしと云ふ可からす、是等は一々探査の遑なし、故に夫等の點明かなるを得は他日更に追記することゝしやう。

(1)漢族の葬儀　支那にて喪と云ひ死と云ふは固と同一のことである、唯た子孫たるものか死を謂ふに忍ひさる爲め喪と稱したのである、而して死者の臨終には其病室を去つて、自己平生の居室に移るのか古例てあるか、今日は病院もあるから、其處て死する場合もある、併し此

臨終の確定した時は地方によつて床上に死することを忌み、之を床より下す事をする、之れは死者の靈か床上に縛せられて自由を得さるか爲めなりと云ふ迷信より來るのである、又此際に遺言あれは病者は之を述へ、侍者之を筆記するのであんか、愈よ瞑目の間際となれは燈心なり、綿なり輕くして動き易き品を口邊に置て絶息の如何を察し、男子は男子の看護によつて死し、女子は女子の手によつて死するのを本懷として居る、病者全く死すれは男は冠履を脱して、被髮、徒跣し、女子も被髮して笄を去り、親戚の男女は冠飾を除き、首飾を去り、竹木の簪を用ひて素服に改めるのてある、而して男は牀東に女子は牀西に並ひ立て慟哭するのてある、次て死者の身體に未た温か味のある間に、銀紙の枕をなさしめ、男は自己の穿てる鞋の底革を去り、女子も其鞋の木蹈を去る、之れは共に音を立てぬ爲めてあらう、又古昔は此際に死者の衣を持して屋上に登り、三度死者の名を呼て招魂の意を表する事かあつたそうてある、次に魂帛とて白絹の類を以て圭の形に造り、其上部に上細く下廣き小帛を附して股形の如く左右に開き、之に死者の姓名出生死亡の年月日時を書し、中央には姓名年壽以下を記して之を東邊の卓上に置き、更に生前食餘の酒食を供す、次に訃告を發して親戚知己等に報し、又官に在るものは官に報し、又同時に葬具を備へ、或は新調し、或は葬儀屋に命して之を整へし

むるのもある、又死去の翌日は其舊衣を脫して新衣を盛裝せしめるか、之は古く襲と云て居る、次に衣衾を以て死體を包む譯てあるか、是より先死體は湯を以て全身を拭ひ、又辮髮のものは頭髮を剃りて辮髮を梳り、其後右の小斂を行ふ、之は前に述へた衣服の上より衾にて包む儀式てある、又翌日は其上を細布にて卷き、棺內には蒲團を二三枚敷て其內に遺體を納む、之れは大抵親戚會合して夜間に行ふのてあるか、右は大斂と稱して居る、勿論地方により身分によつては簡路主義を取り、單に更衣と共に入棺の式を行ふ場合もあつて、斯る際は之を入斂と稱して居る。其遺體に屬する品は概ね襲衣、冠履、含具、斂衣、復衾、錢貨、紟、絞の九種類しあつて、衣衾の中には綿を入れす、又衣服は三重、五重、七重等其貧富に因て異同かある、又紟と云へるは日本の敷布と同樣なもので、之れは五幅の布を縫ひ合せて作り、又絞と云へるは遺體を縛する紐にして、之は布を以て作るのてある、又棺は古來沿革あるも公爵は釆棺とて朱漆にて塗りたる上へ、更に紋樣を施せしもの、侯伯以下は朱棺とて朱漆丈のもの、六品以下は黑棺とて黑漆塗のものを用ひたることもあり、其漆塗りの度數は矢張り高下によつて等差かある、之は永く其柩を家に留むる爲め、其臭氣なり、液體なりの外に漏れぬ必要もあり、又埋葬後、棺材の長く保存される必要もあるからてある、又棺材は杉もあり、柏

もあり、松もあるか、中には楠を用ゆる例もある、又遺體は朱詰め砂糖詰め、白灰詰め木炭詰め等貴賤貧富の等差に依て異同かある、又其上には七星板とて星形を刻せし板を容れ、又銘文を入れて蓋をする、此棺は長方形の箱であるか、板の厚さは四五寸から六七寸もあり、蓋は挿し込造りてあるけれとも、中には大丸太をクリ貫にして造つたのもある、其上等なものになると百圓以上、千圓も二千圓もするとのことである、滿洲から北支那方面では多く鴨綠江材や、松花江材を用ゆるので、此地方の良材は凡て棺材に供せられて居る、又此死亡に就ては入斂出棺等の日を撰む處から卜筮家の指明を請ふことは普通であるか、佛徒を招く場合は其三日目に來つて讀經をして貰ふ、故に接三（チエサム）と稱して居る、又死者のある場合は直ちに紙製の轎を門外にて燒き、又門扉には白紙制の紙錢を掛け、別に『制（チイ）』の一字か、或は『不領帖（ブリンチイ）』の三字を白紙に書して之を貼り、其忌中たることを知らしめるのか一般の例である、此制と云へるは守制（ショウチイ）とて忌中を表し、不領帖とは忌中の爲め酒食の招待を斷る意味て、之を張出す日限は日本なとよりも永い樣である、又家族は長上の死と同時に斬衰とて荒き麻布の衣を制し、其裾を切放しとなし、他は荒縫ひにせしものを裏返しに着し、其外の子弟も齊衰、緦麻とて麻布、熟布の喪服を着するのであるか、近來は洋服か流行するから、其人々の中には男子は左

腕に黑紗を纏ひ、女子は胸部に蝶形の黑紗を付する風かある、併し一家内の者丈けは猶舊例を襲ひ、父母の喪は百日の間は白衣を着し、其後三年間は黑、藍、灰色等の衣服を着用する樣てある、又女子も同樣て麻の外套(ワイタオ)に麻の裙子(チユインツウ)を穿いて居る、而して衣服は無論白の粗布てあるか、祖父母の場合は一年丈て、其間に男子は白の細布の長衣、同細麻の外套を着け、女子は白の細布(シープー)の衫(サン)及ひ裙子を付ける、其他の子弟も之に順して右の類を着用して居る、此祖父母の喪は齊哀(チヤイマイ)と呼んて居るか、要するに支那ては凶事の場合、就中死去の際は大抵白色つくめてあるから之を白事と稱して居る。

以上の如く死後三日までの儀式か濟むと、其夜紙製の車馬や、冥器等を街道に送り出して之を燒き棄る風かある、夫れを送三(スンサヌ)と稱して居るか、右は死者の靈魂に對し是等の品を送つて途上の不便なからしむる趣意なりと謂ふ、爾後靈柩を正房に安置し、又中庭にはアンペラ製の假建物を造り、其中に月臺を築き、靈位を安置し、其前に香爐、香盒、悶燈、酒壺、奠杯、蠟燭臺、花瓶、其他の供物をなし、普通一般の弔客は皆な此中に入て拜禮を行ふのてあるから、混雜を避るのには非常に都合か好ひ、又出棺は之を發引、出殯なとと稱して居るか、死後早くも三週間、遲きは四十九日を要し、甚たしきに至りては數年に及ふものあり、古代は

五年七年に達せし爲め數喪相重りあつて、大弊害を生した例もある、併し近來は斯ることなく、殊に貧者は一日にして葬る場合もある、是等は別として普通は死後一日三回家族は紙錢を燒て慟哭し、又親戚知己と倶に通夜をする、之を伴宿(バンス)又は伴夜(バンエー)と稱して居る、又初七日には導師を聘して讀經せしめ、出棺の當日は親戚以下來りて奠酒(テイエムチウ)を擧け、其家族を慰籍するか、其人々は皆深紫の衣を着け、最親の者は帽子の纓を廢してしまう、此數日間は晝夜三回樂を奏して深更に達するから中々賑やかである、又出棺後三日は毎日二回親戚知己を招て饗應し、客は又奠儀(テイエヌイー)若くは奠敬(テイエヌチン)と稱して金錢なり掛幕なりを送るか、上流社會では此出棺以前に死者か文官なら、秀才、擧人等の資格ある同役を頼み、位牌の下部に書したる王の字の上に朱點を加へて主の字と爲す、之を點主の式と稱して居る、又武官の場合は武秀才、武擧人の武人を聘して祭門(チイメヌ)の式を行ふ、之は騎馬　武官か門前に至りて閉されたる門外にて禮拜する式てあるか、今日は殆んと廢されて居る樣てある、右終て靈柩に對して告別即ち辭靈を陳へ、次に出棺となるのてあるか、之は參靈と稱して居る、此際喪主たるもの父母孰れかを亡ひたる場合は其名を書したる旗を持ち、徒歩にて靈柩に從ひ、柩輿は大小によりて舁手に不同あれとも、八人以上六十四人迄の人數にて舁き、陰樂奏裡に墓地に向ふ、萬一途中に寺

廟、井戸、若くは四辻等あれは紙錢、紙樓の類を燒きて通過す、之れは魔鬼を拂ふ所以なりと稱すれども、其實死者の穢れを他に及ほさゝる意味ならんか、已にして靈柩壙に入れは子孫は皆な土を投して奠酒哭泣し、尋て之を埋む、舊時は其前に祭地の文を讀み、又は方相氏を用ひたることあれども、今日は大抵廢せられたり、又埋棺後は壽盆を破毀すれは、夫を相圖に會葬者は其側らの祭壇に禮拜して歸り、墓上には土を盛り、上流者は墓前に石碑を建てるのであるか、此墳墓に就ても古來夫れ〳〵の制度かあつて、中々儼重な規則か定められてあるから、其墓制の一端を次に述へやう。

墳墓の制には第一に兆域の定めかあり、一品は九十步、封は一丈六尺、二品は八十步、封は一丈四尺、三品は七十步、封は一丈二尺と云ふ樣な規定かある。此中封とあるは塚の高さてあるか、斯る制度は古來から存して居る、次に周垣を設けるのであるか、公侯伯は周圍四十丈、二品以上は三十五丈、五品以上は三十丈と云ふ工合て、次に公爵二品は石人、石馬、石虎、石羊、石望柱各二個宛、三品は右の中にて石人を減し、四品は石人、石羊を減し、五品は石人、石虎を減すと云ふ樣に身分か下るに從つて減して行くのである、又碑石の如きも公侯伯は碑身の高さ九尺、廣さ三尺六寸、螭首龜趺首の高さ三尺二寸、趺の高さ三尺八寸、一品

は碑身の高さ八尺五寸、廣さ三尺四寸、螭首、龜趺首の高さ三尺、趺の高さ三尺六寸、二品は碑身の高さ八尺、廣さ三尺二寸、麒麟首、龜趺首の高さ二尺八寸、趺の高さ三尺四寸、三品は碑身の高さ七尺五寸、廣さ三尺、天祿、辟邪、首龜趺、首の高さ二尺六寸、趺の高さ三尺二寸、四品より七品に至るまでは碑身の高さ三品に眂ふて遞ひに減し、廣さは三品に眂ふて二寸を減す、皆な圓首方趺、其高さ均く三品に眂ふて遞ひに二寸を減す。而して庶士の場合は墳塋の周圍は二十步、高さは六尺、圍うに垣を以てす、其周十二丈、墓門に石碣あり、圓首方趺と定めてある、又庶人の墓は墳塋九步、封は四尺、牆を四方に繞らす、全周八丈、誌有つて碣なしとある、是等は通禮の規定てあるか、斯る墓制は歴代共に存して居つて、偶ま明主賢君か出て之を簡單にしやうとしても、依然として其風か止まないのは確に支那の國民性か墳墓を重んする結果てあらう、夫れから現今支那全範圍の住民には木火土金水の五葬か行はれて居ると云ふ說もあるか、右は木棺に收めて埋葬するのを木葬と云ひ、漢滿人の佛敎信徒は皆な之れによる、又火葬は蒙古人の富者か之を行ひ、土葬は棺に納めす唯た布て遺體を卷て埋葬する方法て、之れは回々敎徒の全部か行ひ、金葬は金屬製の棺を用ゆるものを云ひ、水葬は河海に投して魚腹に葬る南支那の一部に行はるゝものであるとの說である、之

は聊か失當の點もあるか、夫等の批評は暫く措て、火葬の一事は少しく說明を加へる必要かあるから次に其ことを一言しやう。

火葬は和漢ともに佛敎の影響と信して居るし、又日本は事實持統天皇の時に始る由か記してあるか、支那ては初め刑戮上の意味て死體を火化して居るから、其起源に就ては別に佛敎上の關係はない樣てある、勿論佛敎東漸の後、其感化を受けた點は確かにあるか、獨其敎義に關係せすして之を行ひたる例も存するか如し、今其例を見るに、(1)炎暑死體の臭氣を畏れて火化したるもの、(2)戰時多數の死體を埋葬する暇なくして一時に燒棄せしもの、(3)軍人官吏、商賈の連中か他鄕に客死せし爲め遺骨持參の便を圖る爲めに火化したるもの、(4)土地狹く人多くして土地を得るに困難なる爲め火葬に附したるもの等てある、是等は已に記したる書もあれと要するに右は佛敎尊信の結果にあらすして事情已むを得さる手段に出たのてあるから、之を別派と見てもよからうと思ふ。

以上の如く支那には古來種々の墓制かあり、火葬もあるか、葬式の順序は大略前述の樣な譯てあつて、夫れか濟むと翌日は道師を招て讀經せしめ、其後親族以下は靈前に哭泣し、第二日も右を繰返し、第三日は墓前にて紙錢を燒き、三十五日目には傘を燒き、六十日目には

紙船及ひ紙橋を燒き、百日目には封筒の表面に子孫の名を記載して、其中に銀錠及ひ紙錢を入れ、屋外にて之を燒き捨て、夫れにて一通りの式は終りを告けるのであるか、喪期は第一期を百日とし、漢禮は全部二十七ヶ月、滿洲人の禮は百日と定めてある、併し上流者は滿人も、矢張り漢人と同時日間喪に服する例かある、又前百日間の喪服は麻、百日後は青色の袍褂又頭髮の紐、靴の類は白色であるか、ハイカラ連は其舊風を破つて居るものもある。

右は尊族親に對する葬儀の大要であるか、一方目下の者、就中十歲以下の小兒に對する葬式は實に冷淡極るもので、甚たしきに至ては、其死骸を郊外に放棄し、之を鳥獸に食はしむるものありと云ふ、併し是等は多く下層民の所爲であつて、中流以上は矢張り相當の葬式を營む樣である、又支那人の間には往々改葬と云ふことかある、之れは天災地變の爲めに墳墓破壞の場合、一家不幸續きの際、埋葬地の不適當を知りし場合、他の有力家より墓地の龍脉を絕たれし場合、又富豪より其地を買收されし場合、祖先の墓中に、金銀珠玉あるを知り、之を取らんか爲めに發掘せし場合等てあるか、此中龍脉と云へるは他民族の知らさる點、れは、一言しやう、支那にては古來地を龍に譬へ、殊に山脉の走る所を其脉となし、龍脉の源は崑崙山に在りとなし、其支脉は四方に發し、支脉又支脉を生し、殆んと全國に洽きものと信し、

其内に山脉の連なる處を龍脉と云ひ、突起せる箇所を龍腦と云ひ、支脉分岐の箇所を分龍と云ひ、山脉の起る處を起龍と云ひ、其末端を注龍と稱せり　而して墳墓築造の地は此龍脉に當り、就中支脉の當に發せんとする所を最善となして居る、然れども滿洲の如きは崑崙山脉に緣故なきにより、彼の長白山を起點として、其山脉の走る處を龍脉と呼んて居り、隨て奉天の東陵、北陵なとも皆な此龍脉に當つて居ると書てある、併し此高地に墳墓を築くことは必すしも支那のみに限る譯てはなく、大抵孰れの國ても同樣てあつて、要は乾燥を主とし、水害を避くる趣旨から來たのてある、次に子孫か祖先墓中の金銀珠玉を採らんか爲めに改葬すると云ふのは實に意外の點てあるか、實際に於て支那人程墳墓發掘を盛んにやるものはないから右の如きは深く怪むに足らぬのてある。

(2)蒙古族の葬禮　蒙古の地は古式の葬法なしと云ふ者かある、又王公貴人の墳墓はあつても、是等は純然たる支那風て蒙古式とは關係なしと云ふ者かある、併し蒙古にも葬禮かないのてはない、唯た餘りに喇嘛敎か勢力を得た爲め、彼の敎法上、遺骸放棄の風か盛んになつて遂に本來の葬法を忘るゝ樣になつたのは遺憾てある、今其舊法より記して更に新法の葬式を紹介しやうと思ふ。

蒙古の葬式中て其古法と思はれるものは石壓葬てある、之れは人か死ねは其遺骸を毛布に包み、別に棺槨の類を用ひすして野外に埋め、其上を馬を放つて踏ましめたる後、近傍の石を取て積重ねて置くのてある、之れは小石もあれは多少大きな石もあるか、要するに石て壓せられる爲め、石壓葬と稱したのてあらう、彼の元の太祖の墳墓なとも此葬法に過きないのてあるか、一度此上石か取り去られ、又は春草か其上に生すれは此種の葬所は不明に歸するのてある、又石壓葬てなくして單に埋葬後、馬に踏ませるたけの分もあるから、夫等は猶更早く所在を失する譯てある、次の火葬は蒙古ても富豪の間に行はれる葬式て其仕方は人死すれは先つ之を茶毘に附し、其骨灰を喇嘛僧の許に持參すれは、喇嘛僧は之を粉にし、更に麥粉を交へて三寸許りの塔に造り、之を自家の佛壇か五臺山の如き靈地に置かせるのであるか、此火葬は別に薪化と稱して居る。

以上の二葬は今日東部蒙古には行はれて居らぬから餘程遠方に行かねは見ることか出來まいと思ふ、次に他地方ては五行葬と云ふのか行はれて居る由てあるか、これは人死すれは其子孫親戚等相會して、喇嘛僧の讀經を請ひ、然る後珠露海と題する吉凶、禍福、卜筮等を記したる書冊中の記事を按し、若し野葬を可とする場合は之を山に埋め、又木葬に當れは樹上

に掛け、火葬は即ち其骸を燒き、水葬は之を河水に投し、土葬は之を地に埋め、又五葬に入らさるものは其帳房を毀ちて死骸を路傍に遺棄するのであるか、此風も亦東蒙古には餘り行はれて居らぬ樣である、又斯る際は子孫たるもの四十九日の間、讀經三昧に日を送り、一切の殺生を禁し、又頭髮を剃らす肉類を食はす、夫死すれは妻は髮を切り、耳環を去り、綵衣を脫し、忌辰には果品、乳湩の類を列ねて其靈を祭り、春草生すれは子孫は其父祖を想ひ、酒を灌きて之を野に奠す。是等は喇嘛習味を除けは其古風の趣きか見へる樣である。

以上の中に廣く一般に行はれて居るのは即ち原野へ遺棄する風であるか、之れは全く喇嘛教の感化と覺しく頗る殘忍の性質を帶て居る、右は人死すれは之を山野に遺棄し、鳥獸をして隨意に食はしむるを目的とし、殊に早く食はしむるを以て善果なりとす、故に三日後遺體其儘なれは刄物を用ひて之を切斷し、喇嘛僧を招して讀經せしめ、一方には死者の罪業消滅を願ふと同時に、他方には其肉の一日も早く野獸に食盡されんことを祈るのである、之は漢人か呰餧と稱して居るか、此蒙古の葬式は餘りに殘酷の爲め、清人謝濟世梅莊の著書西北域記の中には『慘哉蒙古葬也、何以レ葬奉ニ其骨拙鬼馬之處一、請ニ命於喇嘛一』と記して居る、併し支那人間にも死體遺棄の風は依然として諸地方に行はれて居るから他人のことは決して

云へぬか、支那人の死體遺棄は一に小兒の類てあつて、大人は流石に捨てることを仕ない、之れは勿論迷信に基く譯て、若し小兒の死體を埋葬すれは次の小兒か生れぬとか、或は祟へぬとか云ふのてあるか、斯る迷信外に儒敎の結果として、親に先つて死するのは不孝の子てあると云ふ點から放棄する例もある、それて北京の如きは外交上其體面を保つ必要ありとて大に取締りを儼にせし爲め、今日は餘り其風を見されとも、舊來は之か普通の例になつて居たとのことてあるから、支那人は漫りに他人の批評は出來ぬ地位に立つて居る。

次に蒙古の葬式にも王公貴族になると堂々たる墳墓を築造する風かある、之れは無論支那の例を移したのてあらうか、元代の墓にも斯る類かあり、又其墓には石碑の殘つて居る例もある、又近代のものになると、王公の分は之を王爺陵と稱し、王妃の墳は之を公主陵と呼て居る、是等の中て清朝の勅建に係るものは其宏莊、偉麗眞に人目を驚すに足るものかあると云ふ、即ち法庫門の西北二十五里に在る博王府の公主陵及ひ其西北四十五淸里に在る王爺陵の如きは其一例てある、是等の陵墓には漢滿蒙の碑文あり、建物あり、又下部は磚積み上部は漆喰塗りの墳墓もあり、其狀は奉天の東北陵等に似たるか如し。

又前條の死體遺棄に際しては病者の未た死せさる前に之を室外の野に出し、絶命を待て後、

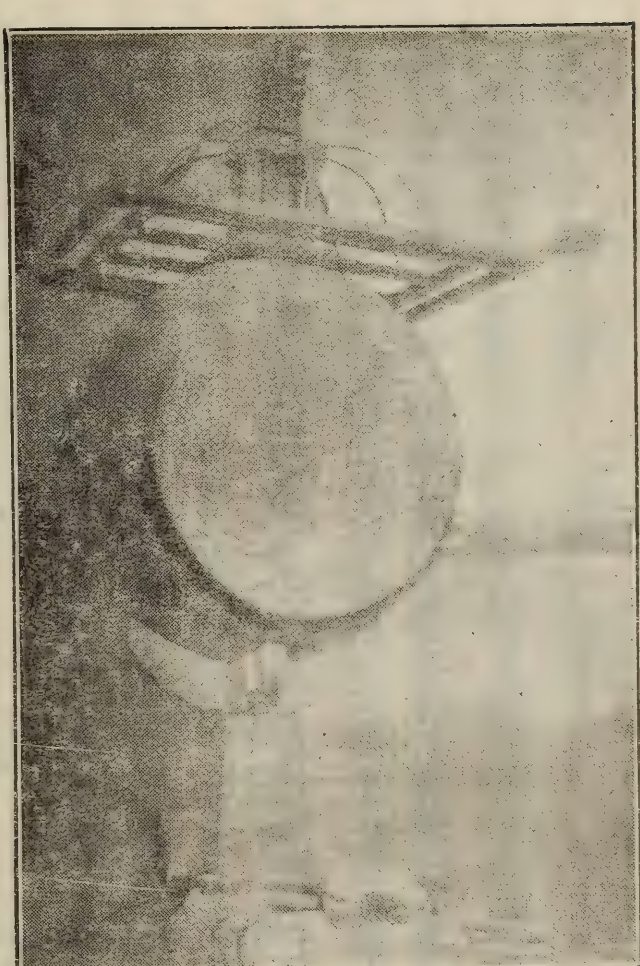
遺棄する譯なれども、是等は貧家の例にして東部蒙古にては棺に入れて新設の小屋に移し、祭壇を設け、供物を捧け、多數の僧を招して僧讀經せしめ、然る後埋葬する風かある。

（丁）祭　祀

支那に於ける祭祀の種類は其數か澤山ある、例せは天を祭り地を祭り、名山大川を祭り、祖先を祭り、鬼神を祭り、社稷を祭り、儒佛を祭り、黃老を祭り、喇嘛を祭り、回敎を祭る。併し天地社稷、名山大川等を祭ると云ふことは主として天子に限られて居るから一般人民の間には別に要はない樣である、されとも世人は天を仰き、地を敬して居るから其尊崇の度合は他の神と兄弟の相違なきのみならす、寧ろ最も偉大なるものと信して居るらしい、又儒敎の勢力も支那漢族間には頗る强盛てあるか、其開祖の孔子を祭ると云ふことは一般の例てはなく、唯た宮祭に限る樣てあるから是等は本篇より除いた方かよからうと思ふ、其他佛敎、喇嘛敎、道敎、回敎等の如きは之を夫等の條に讓ることゝして、玆には各人各家か家々にて祭祀する祖先のことを說くことに仕やう、勿論滿蒙兩民族の祭祀は漢族と異る點もあるから、右は又別項に於て述ることゝする。

（イ）漢族の祭祀　漢族が其祖先を崇拜する思想は殆んど我日本人の祖先崇拜に譲らず、故に其祭祀は單に一人一家の事柄として放任しあるにはあらず、古來之を禮典上に記載して其尊卑上下の階級を明にし、又其實行を以て治國の要道となして居る、而して此祭祀は禮法上より云へは即ち吉禮に相當し、五禮中の最も重大なるものとして取扱はれて居る、隨て官位あるものは宗廟若くは神堂を建て、一般人民は家々に祖龕を設けて、其中に高祖、曾祖、祖禰四世の神位を置く、此神位は位牌形のものにて一に之を木主とも稱して居る、而して嫡妻繼室は皆な之に配してある、又四祖を祭るは天子以下皆な同樣であつて、それ以外は殆んど許されない風になつて居る、又此四祖を祭る家柄には大宗小宗の別があつて、大宗派は始祖の嫡系中別家せしものを謂ひ、小宗派は其支系より出るものを云ふのであるが、此中又四宗に別れ高祖の嫡系は之を高祖宗と云ひ、曾祖の嫡系を曾祖宗と云ひ、祖の嫡系は祖宗、父の嫡系は禰と云ふのである、禰は親廟なりとあり、又父廟を禰と云ふともありて、父を指すのであるが、大宗派は百世不遷と稱して永久に其始祖を祭り、小宗派は四世則遷と云て、己れより以上の四世迄を祭り、又五世の祖は其神位を祖廟の側なる夾室即ち側室に遷すことゝなつて居る、次に宗廟、祖龕のことを曰んに、宗廟又は禮廟と云へるは共に古代の名稱にて後世は之を家廟と

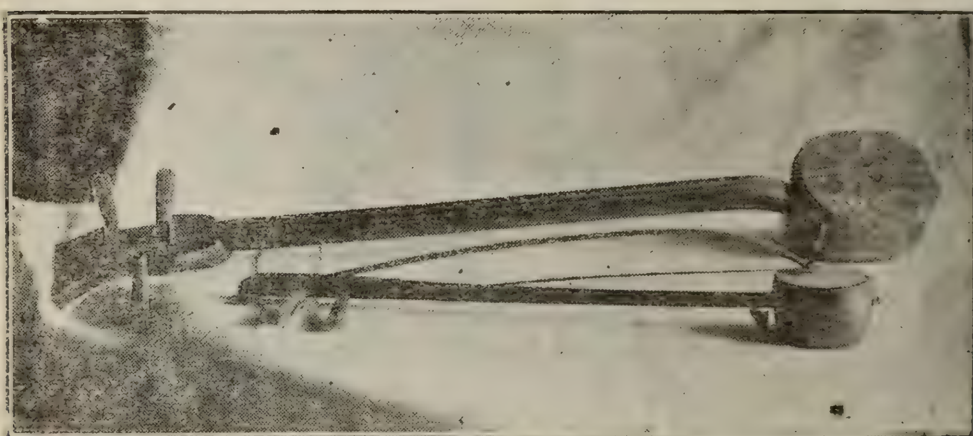
云ひ、土地によりては祠堂とも呼て居るか、之は官設でもなく、民立てもなく、全く一家一族の費用にて建設した爲めに斯く稱するので、司馬溫公の書儀には之を影堂と記してあり、


太　鼓　（表面には眞向の龍紋あり、臺下の器は四方に四個の獅子を附せり。）

朱子の家禮には祠堂と記してある、而して此家廟も時代によりて多少の變更あり、古へは天子は七廟、諸侯は五廟、大夫は三廟、士は一廟と云て一級を下る毎に二廟を減して居たか、當時は一廟一祖を祭つて居たにも拘はらす、後世は一廟中を區劃し、其一室に高祖以下を祭つて居るのであるから、大分儉約主義を採つて居たことか解る、右の中にて天子の宗廟は古く堯舜の時代より存

在して居て其官名は秩宗と呼で居つた、又此宗廟には昭穆の位列か左右に配置せられて居て、其序列は中々八ケ間しき規定に成つて居るから、次に其事を說明しやう。

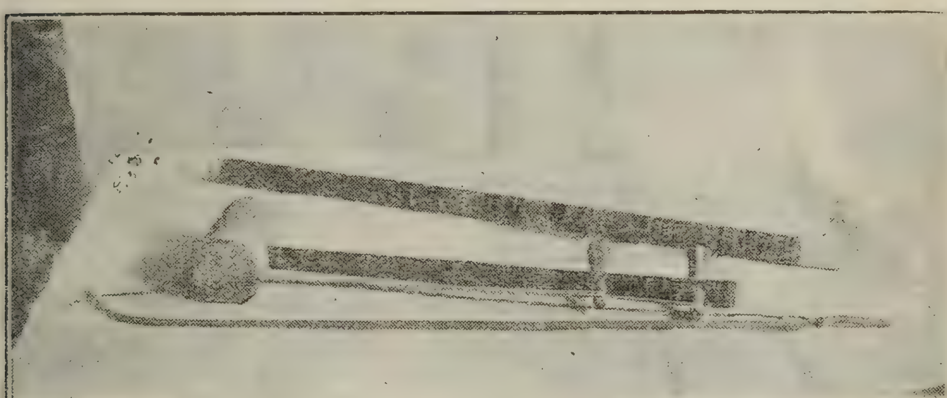
宗廟家廟の類は家か南面して居れは必す中門外の東方に置く、即ち家より外に向て其左方に置くのか古來の舊例てある、之れは一に尊卑の別から來た譯て、其右方には社稷廟か設けてある、而して宗廟は七廟、五廟、三廟等の制限



絃子及び呼々（蛇味線と胡弓なり）

はあるか、其廟は共に南面して居つて、其左方即ち東側を昭となし、其右方即ち西側を穆として居る、此昭と云へるは明に向ふの意味て、其側には父を配し、又穆と云へるは深遠の意味て其側には子を配する例となつて居る、併し宗廟家廟の類は南向もあり、東向もありて必すしも一定して居る譯てはなく、又昭穆は父子と限つた譯てはない、

夫れは妻妾に子なき時は、子と同列に在る姪を立つる事かあり、又弟か兄を嗣き、孫か祖を承くる例もあれは、斯る際は父子關係とは云ふ可からす、而も廟中に配列する順序は此昭穆に從ふのであるから、昭穆と父子とは必すしも一致して居るのてはない、唯た正當の順序と尊卑の別とか滯りなく行はれる場合は父子對立の制に法ると云ふのか支那の法則てある、次に祖龕と云へるは彼の庶民か廟を建る



笛子及び胡琴（笛と胡弓なり）

ことか出來ぬ爲め、四世の神位は其嫡妻と共に之を正寢に安置し、且つ四時の祭りをする所てあるか、今日ては之を作らすして廳堂の正面、即ち入口の突當りに卓を置き、其上を神位奉安の所として居る例もある。

　次に支那ては此家祭の爲めに其費用を蓄積する風習あり、其分は決して他用に供することを許さす、又他の費用を家祭に

用ゆることなく、劃然其間を明にして居るのは感す可き次第である、又前記四世の系統は皆な廟祭を享くることゝなり、又神位も存在して居るか、他は其廟の孰れかに附祭せられ、其名は木版面に記して其側らに置かるゝのみである、則ち男は東序に女は西序に祔して並へ置くのてある、又家廟を祭る者は宗族に限り、他の無關係者は之を許さぬ。殊に宗族中の宗子即ち迹繼きてなけれは祭主たることか出來ぬ風になつて居る、又祭日は官位あるものは四季の仲月と定め、庶民は五節の日即ち、三月の清明、五月の端午、八月の仲秋、九月の重陽、十一月の冬至と定めてあるか、之を時祭と稱して居る、又此祭祀には牲を用ゆると用ひさるとあり、右は官民の別にもよるか、猶宗敎上の關係にも基くてあらうと思ふ、而して其牲あるは之を祭と云ひ、牲なきは之を薦と呼んて居る、又祭祀の際は祭主以下其關係者は三日以前から齋戒沐浴して其自身を潔め、前日に飾り付を爲し、先つ正面には畫像を掛け、其前には神位を置き、又前には香机を置き、香爐、燭臺等を配置し、其前に高き卓子を据へ、左右に花瓶を置きて花を挿し、又一對の燈籠を掛け、多くの器上には果物、菓子、饅頭以下三牲の類を供へ、當日は主人盛服し、家族を率ゐて火を點し、酒を獻し、香を焚いて禮拜し、家族順を追ふて又拜し、畢て數日間其儘になし置き、其後之を徹去することあり、又淸明節と中

元節及ひ十月一日の下元節とは年々墓参を爲す例となつて居る、其内清明節は墓に詣して、圓丘に土を添へ、紙錢を燒くのてあるか、中元、下元の二節には、墓所にて紙製の衣服を燒く風かある、漢族は之を送寒衣(スンハヌイー)と稱し、死者に冬衣を送る意味なりと云て居る。

此外正月に祭祀を行ふ所もあるか之は一般の例とは認められぬ樣てある、又病氣其他一身一家の安全を祈る爲めに祭ることもあるか、是等は例外と見て宜しからう、要するに支那人は祭祀を屢はすれは却て誠意を欠くと云ふ說かあつて、其爲めに殊更度數を少くしてある譯てある。

漢族の祭祀は家廟の外に種々の例あり、殊に地方に緣故あるものは皆な其廟を建てゝ祭祀を行ふ、例せは孔明の蜀に於ける、韓退之の潮洲に於ける、蘇東坡の赤壁に於ける皆な之を祭り、之を尊む。又臺灣邊にては埤圳とて農作地の灌漑に力を爲せし人物は之を祭て居る、併し斯る地方的のものは姑く措き、其一般に盛行する祭神の例を求むるに、城隍廟、關帝廟、娘々廟の如きものは廣く諸地方に在り、故に夫等のことを略記しやう。

城隍廟　城隍は城の濠なり、而も之を祭るは城郭守護の趣意に出て、又其神は初め其地に德澤を施し、又は名賢の聞へ高き人物を撰みて祭るのてあるか、此廟は殆んと諸州府縣とも

に存在して居る、夫れて知縣以上の官吏か赴任して來る時は、三日目か五日目には必す行て祭る、之を城隍宿と云て相當の祭儀を行ふ、又此神は陰府の孤魂を司る爲め、陰官と稱せられて居るか、之れは知縣か生民を司る陽官の爲め、相對上の關係て陰官なとと稱したのてあらう、其例祭は三月の清明と、七月の中元と、十月一日の下元節と年に三度てある、此日は神體を大轎に乘せて郊外の廟壇に遷し、官民共に祭るのてあるか、之れは陰間孤魂の爲めに祭る趣意なりと稱して居る、右終て當日申時に廟に返し、他は廟祭とて廟にて祭るか、儀式の盛大なるは郊祭て、此時は途上音樂を奏し、又神前には三牲魚肉、野菜、菓子等を數十種供へて祭るのてある。又城隍神の像は滿洲邊ては凡て塑像てあるけれとも、本來は木彫て、且つ手足や首等は動く樣に造つてあるとのことてある。

土地神　此神は土地宮と稱し、又福德正神とも云ひて、日本の初產神の如く、鄉里村落共に之を祭祀して居る、又富豪になれは其邸內に祀て居る所もある、廟宇の大小美惡等は固り一定して居らぬか、其祭日は二月二日の誕生日と極つて居る、併し此神の由來に就ては萬事不明に歸して居ると云ふ、其神像は頭に連山冠か、東坡冠の如きものを戴き、右手に物を持ち椅子に掛れる一個の老人像てある。

娘々廟　は天后聖母宮と云ふのか正式の樣てある、之は日本の水天宮に似て海上安全を守る神としてあるか、猶他の點にも御利益かある、此神は宋代林氏の子にて神の敎へを道士に授かり、二十八歲にて神に化せりとの傳說かある、併し神の靈感か顯著なる爲め、上は天子より、下は庶民に至るまて、其信仰の度は非常なもので、遂に康熙年間に至て天后の名號を贈られ、春秋の祭祀は盛大を極め、其誕生地の福建興化府湄洲の場所には本廟を建造して神體を安置してある、其他南北支那及ひ滿洲の地にも至る所に廟宇あり、就中大石橋近傍迷鎭山の娘々廟、及ひ奉天城外の娘々廟は其廟宇と祭祀と共に高名なものてある、又祭儀には必す大牢を用ひ、京畿の地は天子之に參拜し、他地方は長官九拜し、然る後諸民參拜する例になつて居る、其祭日は三月廿三日天后の誕生日と他は二月八月の上の癸の日とを用ひて居る、又祭日には種々の餘興も行はれる。

關帝廟　は壽亭侯關羽を祭つたもので、普通は老爺廟と云て居る、其外關皇帝君又は關菩薩と稱する由てあるか、是等は廣く行はれぬ名稱てある、祭日は五月十三日歸天の日と外に二月八月上戊の日とを夫れに當てゝ居るか、專ら武事、軍事等に利益ありとて、武運長久を祈るものは皆な此神を尊信する、又其廟は場所を撰はす、孰れの地にも建てられて居り、中

には非常に立派なものもあるが、此神の祭日には天后宮以下の如き餘興の游戯は決して行はぬのである、之れは神の尊儼を穢さぬ爲めと覺しく、此神としては最も適當して居る樣である。

以上の外に孔子廟の祭祀もあるが之れは一般的のものでないから姑く除外することにした。



蒙古喇嘛の祭典に行ふ宗教劇の服裝

（ロ）蒙古族の祭祀　蒙古民族は彼の支那人とは異りて祖先崇拜の念慮は極めて乏し、然れども王公の家には夫々家廟ありて其祖先を祭れり、現に喀喇沁王府の佛壇内には彼等の太祖成吉思汗の畫像を掛けて祭つて居り、又卓理克圖王の建立せし東蒙の大巨刹莫力廟（モーリンスム）内

には王の祖廟なる集寧　る寺廟あり此中には國家　功勞あ　歴代著名の王公の畫像を揭けあつて、毎年春秋二回に祭典を行ひ、王は參拜の爲めにす茲に來ると謂ふ、右は確に祖先を祭る例てはあるか、其外に蒙古人中の富豪は祖父母と父母の命日に當り喇嘛僧を招きて讀經供養の禮



蒙古喇嘛祭典の時に行ふ宗教劇の服裝

を行ふ實例かある、併し一般　人民は唯だ年に一回同　僧を聘して天下泰平、息災延命の祈りを爲すに過きない、此際は庭内の白旗に經文を書して掲揚するのか常例てある。又其外には鄂博(オボ)祭典とて、家畜の安寧と、其繁殖とを禱る爲めの祭典もある、又施餓鬼の爲めに毎年舊の六月十三日に擧行される喇嘛の大祭かある、之は東部蒙古の中て最も有

名な祭であるか、當日は老若男女を撰はす、遠近より陸續として喇嘛廟に參拜し、廟中には管內の僧全部を集めて、頗る莊儼の儀式を行ひ、讀經の上施餓鬼を施すのであるか、其節僧侶は種々奇怪、偉大の假面を被り、音樂、唱歌に伴れて圓陣形を造り、其節に從つて舞蹈するか、其假



蒙古風俗音樂圖

面は人面の外に多く獸形のものあり、又角を附し、口を開き、髮を被り、鬚髯を施し、加ふるに濃厚の色彩を施してあるから、如何にも恐ろしき樣な感じかする、喇嘛僧の談によれは、死後餓鬼道に陷れる亡者も此莊儼なる念佛と百味の美食とによりて皆な幽界の苦をのかれ、其功德經

恩の有難さに絕へすして感喜跳躍する譯にて、其假面を被りて踊るは一に右の亡者に假裝するなりとのことである。

又施餓鬼踊りの外に撒路燈と稱する儀式かある、之は祭祀に伴ふ類てあるから序てなから玆に紹介する。此式は正月十五日即ち上元節、又は元霄節と稱する夕



鄂博(オボ)祭典餘興蒙古の相撲（モリン廟附近）

刻にて、南部蒙古の博王旗、賓圖王旗等の管下に行はれる、夫れは當日死者の亡魂一年一回其家に歸り來る時なるに、月あれとも道路猶暗くして迷ひ易し、故に各鄉里にて滿地に燈火を點して其往來に便するなりと云ふ、即ち此日は早朝より村內の若者各家より油を貰ひ集め、之を

大釜に入れ、更に砂糖を加へて火を點し、火焰萬丈の釜を舁きて、鍾太皷の囃しと共に各戶を巡回し、窓下、緣下の嫌ひなく杓子を以て其火焔を散布し歩く、故に光焔天を照して、不夜城の觀あり、其熾んなることは殆んと他に類例を見ない樣てある。

蒙古の地は舊來祭祀に就て面白い風習かあつたに違ひないか、一度喇嘛教の弘通によつて其舊風を失つたのは如何にも遺憾の次第てある、併し以上の外に猶多少見る可き例かあるかも知れぬから、夫等は他日追記することゝしやう。

滿蒙風俗略誌（終）

年中行事

凡例

一、年中行事は國民風俗の鳥瞰圖であつて、一國の民情土俗を察するには、年中行事を研究することが一番の捷徑である。從つて書けば無限に書き得るものであるが、これも他の篇との釣合上其れが許され無いことを遺憾とする。

一、本篇の記述は滿洲に於ける漢人並に蒙古人の習俗を主として記述し、滿洲人並に其の他の少數人種の習俗は成るべく之を省略した。

一、若し詳細に年中行事を研究せらるゝ方は左記參考書並に著者の支那民俗誌を參考せられたい。

本篇編纂に就いて參考書とせしものを擧ぐれば。

荊楚歲事記、燕京歲時記、吉林並に奉天の通志。滿鐵地方部編、南滿洲農村土地及農家經濟の研究。守田中佐滿洲地誌、松原孝久濱田純一著蒙古地誌、及著者の手帖

大正十年十二月　　擔當者　永尾龍造

年中行事

目次

年中行事

滿蒙の地に行はるる年中の行事は、漢人の居住するもの最も多きを以て、大體の形式は直隷山東二省に行はるるものと大差無く、且つ蒙古人と雖も漢人の移住せる地方に居住するものは次第に漢人の樣式を模倣するもの多きを以て、玆には主として漢人の間に行はるるものを揭げ次に蒙古人の間はる行事を書く事とする。

漢人の間に行はるる行事

一月

一日　年の始めの一日として、支那では一年を通して最もめでたい日として祝ふ。年の元、時の元、月の元なれば三元ともいふ。年改まるや間も無く諸神天上より降らるるを以て接神の禮を行ひ、爆竹に放ちて敬を致すと共に山臊惡鬼を退く。其の音は徹宵止まない程である。除夜から歳を守つて寢無いのもあるが、多くは十二時頃歳を迎え、二三時頃接神の儀を終ると一寸休むものが多いが、休んでも早起きして吉方に向ひ喜神に迎へて室内に入る。天地を祭り、

祖先を祭り、竈の神を祭り、父母を拜して樂しい食事にうつる。正月三日間は吃素といつて葷氣を食へ無い習慣であつて、主として餃子を食べのである。餃子の中には小錢を入れ——富貴の家では金銀小錁をさへ入れて——それを食べあてた人は其の年中幸福を得るといつて祝ふ。人々拜年廻禮の爲めに出歩く、新婚のものは先づ妻の里に廻禮するが、女子は五日までは餘り外出しない習慣である。塵を掃き出したり水を捨つる事を忌む。

年末から休んだ芝居は、今日打初めをして、千客萬來の大賑いである。一般の樂みは何と云つても賭博であつて、殆んど公開御免の有樣である。

今滿鐵地方部の調査に係る『南滿洲農村土地及農家經濟の研究』に記載された滿洲南部及中部地方の農家の正月の狀況は、滿洲一帶の農家の此日の有樣を髣髴するに好いと思ふから、參考の爲め轉載させて頂く事とする。

（其一）　熊岳城附屬地內農村杜家營に於ける例

正月、年始、元旦。

午前零時より越年の儀式を行ふ。其順序大約左の如し。

1．祖先を祭る。

多くは家內の北壁に祖先の位席を設け、其前に卓を据へ、之れに供物を擺列し、蠟燭を點し、線香及紙を焚きて、家內一同禮拜す。供物は貧富の程度及生業の種類により同しからずと雖も、當地方農家に於ては、概ね左の如し。

A．大饅頭十箇　一箇一斤に餘る大型にして、表面に紅色の乾棗五箇を附着せるもの。

B．菜物、五碗。粉皮、乾茸、豚肉、魚及豚肉の丸子各一碗宛、但調理せるもの。

C．菓子五皿　菓子糕、芙蓉糕、鷄蛋餅、氷華、料華等適宜五種の菓子を菓子屋に求め供ふ。但し貧者は之を略すること多し。

D．酒、三盃。富者は自家にて釀造せる黃酒を、貧者は買ひ入れたる燒酒を用ふ。

E．飯、三飯。富者は白米の飯、貧者は粟の飯を用ふ。

2．天地を祭る。

屋外に小さき壇を設け、蠟燭を點し、線香及紙を焚き、家內一同禮拜す。供物は小饅頭十箇、祖先に供ふるものに比し小形にして、各五箇の紅棗を附著せり。但し此供物は大豚に食はるゝの懼れあるを以て、太陽の出ると共に取り去るものとす。

3．竈の神を祭る。

炊事場の一隅に、天地の供物同様の小饅頭十箇を供へ、家内一同禮拜す。

4．大門に線香を供へ紙を焚く。

5．自家内に於て年少者は年長者に對し叩頭の禮を行ふ。

6．未明（五時頃）に朝食す。

朝食には餃子を用ふ。餃子とは麥粉を以て造れる皮に豚肉、大根、又は白菜等の細片を入れ、湯煮したるものなり。此の際酒を飲む。富者は自家にて釀造せる黄酒を用ひ、貧者は買入れたる燒酒を用ふ。

7．井戸の神を祭る。

午前八時頃井戸端に小饅頭五箇を供へ、線香及紙を焚きて禮拜し、初水を汲む。但し饅頭は直ちに取り去るものとす。

8．夕　食

午後二時頃夕食す。夕食には富者は白米の飯、貧者は粟飯を用ふ。副食物には豚肉、粉條子、（豆素麵）白菜、又は大根を混して煮たる菜を用ふ。又一般に酒を用ふること朝食の場合と同じ。

（其二）遼陽附近に於ける例

元旦

祖先を祭る。

室内の北壁に祖先の位席を設け、其の前の祭壇に燭臺一組、其上部に花菓を附着せる大饅頭五箇、菜物五碗（鯉魚、豚肉、片粉、丸子、白菜、各一碗宛但し調理せさるもの）白米飯五碗（各碗の飯中に乾棗一箇つゝを附す）菓子五皿（糟子糕、鷄蛋糕、芙蓉糕、喇嘛糕狀元餅）燒酒三杯、箸四膳を供へ、爆竹六發を放ち、家人一同禮拜す。但し供物は貧富の差により多少を異にす。

竈の神を祭る。

炊事場の一隅に竈神畫像を貼り、其前に乾菓三皿（栗子、紅棗、榛仁）酒二杯、箸二膳、菓一架を供ふ。

戸神を祭る。

屋門、大門には均しく門神の畫像を貼り、門の傍には香爐一箇を備へ以て燒香す。井戸の神も亦三十日夜迎神後一同香を焚きて之を祭る。但し供物無し。

元　旦

午前二時頃神を迎ふ、俗に之を三十晩上といふ。豫め中堂に設けありし包馬全部を庭内に迎へて安置し、燈を點じ香を焚き、然る後包馬全神を印せる紙を燒き、酒三杯を供へて三叩の禮を行ひ、爆竹を放つ。此時家中の幼者は長者に向つて叩首の禮を行ふ。之を拜年といふ儀式畢れば歳錢と言ひて家長は家人に金錢を分與す。而して一同元寶湯と稱する煮たる餃子を食す。蓋し吉祥を意味するものなり。食後即附近の各廟に參詣し、香を焚きて財神及喜神を迎ふ。右終つて先に庭内に安置せる包馬全神を屋内に迎へ來り、燈を點し香を焚きて之を祭る。而して其期間は或は半箇月或は一箇月にして同じからず。朝食は午前六時に於てし、豚肉及大葱等を餡にして『スープ』を用ひて煮たる餃子を食す。富者は紹興酒、貧者は燒酒を飲む。佛教信者は一日乃至三日間は素菜及素飯を食す。

夕食は午後二時半頃に食す。富者は白米飯の外酒肴完備し、貧者は白米飯以外に多少の肉類を用ふ元日より五日間は賭博公許せらるるを以て、各家とも之を唯一の樂となす。各家の年少者は年長者の家に廻禮するものあり、又は祖先の靈前に至りて首禮を行ふものあり。廻禮するものは皆新春大喜といふ。

正月一箇月間は祖先、天地、竈神、門神に線香を絶たざるを常とするも、中には半月にして止むるものあり。

以上の二例によりて、略滿洲に於ける漢人の一般の正月の模樣を想像し得ると思ふが、此の二例によると、兩地の樣式に非常の差かある樣であるが、これは調査の方法と聞き方を異にした爲めに出來た記述の相違で有ると思はれる。遼陽に於ける樣な有樣は只に遼陽に於てのみならず、支那の大部分か略々同樣であるのである。

二日　この日は財神を祭る日であつて、商家は殊に盛んにお祭りを行ひ、使用人には美食を供して犒ふのである。滿洲人は院中に席棚を建て、天地の神祇を祀り、其の前には高さ一丈許りの松樹二本乃至六本を建て、桃符を貼り、綵燈を設けて賑ふのである。

三日　午前三、四時頃點燈燒香して元旦早朝に迎えた神々を御送りする儀式をする。處によりては四日に送る地方もある。

五日　俗に破五（ポーウー）といふ。元日以來守り來りし正月の習慣に、いろいろとやかましい束縛の有るのを今日解かれて自由に成るのである。佛敎の思想から來たのか、飯と犯と音を通するところから、五日間は米の飯を食へ無い習慣があるのを、今日から勝手に食へるのである。これは

式を重んする人々の間のことて、滿洲に來て土着して居る樣な、いはゝ苦力出身の百姓なとの食ひ意地の勝つた連中は中々こんなことを考へてなそは居ないのてある。此の日に粟を食へ無い習慣か普ねく行はれて居て、盛んに白米を食へて喜ふのは、要するに正月四日間米飯を食へ無かつた爲めに、今日始めて白米を食へ初める習慣からして、平素粗食して居て、正月に成つて珍らしかつて白米を用ふる百姓連中まてか、今日は粟を食へるもので無いなとと思ふ樣に成つたので有らう。

四日―六日　四日から六日までは、一般商家にては盤貨といつて、棚おろしをして、店に存する貨物を點檢して、近く開業すへき店舖の準備をなすのてある。

六日正午の頃。祖先及竈の神の前に供へて有つた飯、菜、其他の供物を下ろす。其の時は香を焚き、爆竹を放つて、叩頭の禮を行ふ。但し供物の饅頭丈けは供へて置く。今日から月末まては朝晝夕の三回線香を供へる。

使用人等の中、年末から急かしくても暇が取れ無かつた連中て、自分の家か餘り遠く無いものの達は今日からそれそれ暇を取つて歸宅するのてある。

農家ては四日頃からそろそろ仕事に取り掛り始める。商家ては半日の間賣り初めする向きも

ある。

七日―九日　一日から八日まではそれぞれ主とするものかある。一日は鷄を、二日は犬を、三日は豚を、四日は羊を、五日は牛、六日は馬、七日は人、八日は穀類てある。其の日か天氣晴朗てあれは、それぞれ主とするものかよく生育し、陰天なれは災かあると稱して居る。人日といつても今日は二十歳以下の人に云ふのてあつて五十歳までは十七日、それから二十七日までは六十歳以上の人を司とるのてある。

八日―穀日　農家ては此の日を大切にして、美食して祝ふ。

九日　玉皇上帝の誕生日てあつて、滿漢人の差別なく、何れも美々しく飾つて玉皇廟に參詣し、香を焚いて禮拜する。

十日　穀生日と云つて、必す粟飯を食へる。正月以來の御馳走の殘物もそろそろ無くなる頃てある。農家ては溫暖な日を見て肥料の準備に着手する。

十三日　この日から十七日までの五日間を燈節（トヌチエ）といつて、夜分は各家燈籠を掛け、各々珍奇の意匠を競ふのてある。

十五日　元宵節、三大節の始めの一つてあつて、天官の誕生日てある。天官は福を賜ふとこ

ろの神である。十三日から飾り初めた美しい燈籠は、今夜愈々其の光を增す、平素閉ち込め勝ちの生活を送る婦女子も、今日は晴れて出遊して燈籠を見る。都も鄙もおしなへて、意氣を競ふ青年達は、龍燈、彩船、それから高脚子なとの戲を演して街衢を練り步きつつ歌を唱ふ。これを秧歌といふ。

家々ては、正月に劣らぬ程に祝ひ。樂しむ室內の隅々、竈の中、門の陰、衣裳箪司の脚の高いのは其の下に、それそれ香燈を點す、これを一般に散燈といつて居る。

此の日は祖先や竈の神の前に糯米て作つた元宵（ユアンシャオ）を供へ、夜八九時頃に成ると家內一同之を煮て食へるのてある。

又走百病といつて、男女とも相往來し、平砂の地を踏んて自らの病を去り、これに依つて一年の無病息災を願ふ習慣かある。

この日か過きれは、永い正月の休業も終つて、各々自分の家業にいそしむのてある。

十六日　落燈夜といつて居るか、實際は十七日まて賑ふ。走百病の風習は今日ても行ふところが多い。又耗磨日といつて、官私共に倉庫を開か無い習慣である。この夜俗に走橋摸釘といつて、北京ては夜、婦女打連れて出遊し、橋のある所を悉く渡るのてある。その意味は橋を渡

る毎に厄も渡つて終歳無病息災に成るといふのである。又城門を通るときは手を擧けて門扉の釘を摸てゝ見る。若し一度で釘に當ると吉兆たとしてある。

十七日　この夜を以て燈節を終る。

十八日　洗龍日、元宵節に賑はつた龍燈の龍をすつかり洗つて、只骨丈けにして保管するのである。若し洗はずに紙をつけておくと祟りがあるといふ。

二十日　上工日、年雇ひの使用人などは、正月の間主家から暇を貰つて歸宅して居たのか、今日から歸つて來て仕事を始める日である。

二十五日　封龍日、塡倉日。

此の日農家は獨頭の蒜を戸外に懸くる習慣がある。又子女は五彩の布を圓形に切り、彩絲で之れを綴つて身體に着けて居る。之を小龍尾といつて痘にかゝらぬ呪としてある。

塡倉又は添倉といつて、市中では主として米穀商、それから田舍では一般の農家に皆行はれる習慣であるが、いつれも倉庫内の穀物がいや增しに增して、繁昌せん事を願ふ爲めの祭事であつて、米穀商などは隨分賑やかに祝ふのである。北京歳華記によると、此の日は非常の御馳走をして、若し客があれば無理に引き留めて飽食して歸す習慣があるさうである。

倉神は漢の韓信を祭つたといはれて居り、倉神廟に供へてある書像は皆韓信である。農家では地上に灰を置き、之れを囤の形に作つて、中に少しはかりの穀物を入れ、風向きに依つて豊凶をトすることをする。

二月

二日　土地神の祭日である。又龍擡頭ともいふ昔の中和節である。朝飯には餃子を、晩食には饅頭を食へるのか此の地方の風習である。北京では此の日に餅を食へる。これを龍鱗餅といひ、麵は龍鬚麵といふ。婦女子は殆んど絶對に針仕事をしない。龍の眼を傷ける恐れかあるといふのである。

農家では灰を門外からくるくると龍の這ひ廻る樣な有樣に撒いて臺所に入り、水缸の周圍を一めくりする。それて龍を連れて歸つた即ち引龍回といふ。又炕をよく焚いて百虫の生し無い呪をする。

祀孔日

二月の上丁と八月のその日とに孔子を祀る國家的の大祭典か行はれる。之れを釋典といふ最

も盛んなのは曲阜の孔子廟に於て行はれるのであるか、北京の方は國家の元首か自ら祭るところに成つて居るので、之れに劣らす賑ふのである。從つて各地方の孔廟所在地ても同様に地方文武官及鄉紳學生の參拜かある。

祀關岳日

關羽と岳飛とを合祀したもので、其の祭日は春秋二回上戊の日に定めてある。

關羽を祭つたお宮は武廟といつて、孔子の文廟に對して、殆んと如何なる地方にも有るのてある。而して民間の信仰は寧ろ孔子の上に在るともいへる位いてある。或は『關聖帝君』といひ或は『關老爺』といひ又は『關菩薩』といひ、民間の信仰上缺くへからさるものに成つて居る。元來は武廟てあつて、武の神様てあるか、餘り民間との接觸かうまく行つた爲めに、安產にも、發財にも、問事にも、旅行にも、何んてもかても此の神に聞かすんはの慨か有る。而して清朝の興つた時、征戰に非常な冥助を受けたのと、瘟疫の流行した時關帝に祈つて利益か有つたので、いやか上にも信仰か盛んになつて來た。

岳飛の方は『精忠廟』とか『岳武忠王祠』とか呼はれて祀られては居るか、地方ては餘りお宮を見受け無いのてある。

春分

月命廣義によると『分者半也。當二九十日之半一也。故謂二之分一。』とある。春期の半はに當る日てある。以前は宮中ても盛んに祭事かあり、民間の大族亦祭を致したので有つたか、今日ては此の風か次第に癈れて來た。

滿洲ても此の頃に成ると、次第に氣候もおたやかに成つて來るのて、菜園には小白菜、小葱等の種子を蒔き、又大蒜を植える。そして今日か過きると農家は次第に繁忙に赴くのてある。

十九日　觀音菩薩の誕生日てあつて、子女の關帝廟に參拱するものか多い。觀音の誕生日に關帝廟に詣てるはおかしい樣てあるか、習慣たからやむを得無い。又觀音素といつて此の月初めから今日まて男に觸れ無いて持齋して、そしてお參りすると子供を授かるといふのてある。今日のお參りを燈油會ともいふ。

清明節

『孝經緯』に『春分後十五日、斗、乙を指すを清明三月節と爲す。萬物此に至つて皆素齋にして清明なり矣』とある。春分後十五日てあるから、大概二月二十四日前後に當るのてある。

此の日は家々ては皆祖先を祭り、且つ其の墓をも祭るのてあるか、新佛の三年以内のものに

對してはやはり墓地に行つて焚紙燒香して祭る。家庭的の祭事としては、正月以後最も重んせられるものであらう。此の日墓參には滿洲では男女とも柳の小枝を頭に挿す習慣がある。唐の高宗か三月三日渭陽に祓禊して、群臣に柳圈一つつゝを賜はつて、それを頭上に戴けは蠆毒を免かれるといつた故事に據るものである。

又此の日は前日と共に寒食と云つて、火を絶つて煮たきを禁して居た。それは周の介子推か讒言に遇ふて母と共に棉山に逃かれて居たか、山を燒かれて焚死した日であるので、國民之を吊して火を絶つたのである。昔は禁烟節と云つて、いろいろの傳說を殘して居るか、今は殆んと行はれて居ないのである。

農家ては大小の麥の種播きをし、且つ開犁日と稱して一家並に使用人に御馳走を出すのである。

正月、二月の頃の遊戲としては、滿洲人は子女のある家ては鞦韆の遊ひをして樂しむ。これを打油千といふ。それから見踢といつて錢を包んたものを蹴つて遊んて居る。錢は包んたのもあれは、其のまゝのもあり、又は小石を蹴つて居るのもある。温かい地方ては風箏を揚けて樂しむものもある。

三月

清明節過ぎから三月に入ると、そろそろ農家の忙かしい時期に成る。年雇ひの勞働者は勿論早くから土糞の運搬や、耕地の整理、繩なひ、高粱蓆子の手入、農具の修理をする。山東や直隷からの出稼人も、この頃から潮の寄するか如くに入り込んて來る。四十萬とか五十萬とか云はれる多數のものか、殆んと農事の方面に大部分吸集されて行つて、久しく雪の中に眠つて居た滿蒙の土地も、これから始めて暖かい日の光を吸ふて活氣が滿ちて來るのてある。農家ては冬の間一日二食てすましてきたのか、此の頃から日も永く、仕事も忙かしく成るので、三食に改める位ゐてある。

三日　西王母の誕生日

各所ともお宮てはお祭りをし、芝居をする。又仙人堂や三皇廟のある所ては何れも廟會を行ひ、田舍ては謦者か多く參詣する。

穀雨節（三月初旬）　この前後に農家は粟、黍、高粱、豆等の播種をする。

十四日　地藏菩薩の誕生日

十六日　城隍奶々の誕生日

兼ねて山神廟の祭日であつて、滿洲の田舍の樣な山に富んだ地方では、非常に尊んで、山村の居民は牲を具へて祭り、人參を取扱ふ商人なとは廟に參拜して芝居を打つて賑ふのである。

二十八日　東嶽大帝祭

山東泰山の神の誕生日であつて、月の十五日から開廟、二十八日か最も盛んである。廟に七十二司の神が有つて、中でも岳武穆は人の寃罪に苦しんたり、無實の難くせを掛けられたりするものに對して、最も早く必迹を明らかにして呉れるといふので、お祭りするものか最も多い。

四　月

八日　佛の誕生日

佛敎の勢力を道敎に奪はれて、民間の信仰か後者に走つて居る今日、佛の誕生日は餘り重んせられて居ない。併し形式的の尊崇は今尙ほ充分に殘つて居る。

小滿（四月初）　農家では第一回の除草をする。天候の都合で播種を遲れたものは此の時に播く。糜子の第二回目を播く。又此の前後に於て天候を見定めて、農家なと土蓋の家は更に土

砂を塗り修理して、來るへき雨期に備へる。

十五日　呂祖誕

呂洞賓の誕生日　此の月二十八日の藥王誕と共に醫家並に藥屋の祭日てある。

十八日　天后即ち海神の誕生日

この日より向ふ三日間娘々廟會といふ、天后宮と娘々廟とは、大概の所ては別に成つて居る樣てあるか、祭神は同しものてあると思ふ。何れも子供を欲しかる連中や、賑はひを見に集まる連中て、何處のお宮も非常な賑はひてある。一般に豚饅頭を食へる習慣かある。

それから子供て七八歳位ゐのものは、今日留髮するし、又子供の無病息災を願ふものは、此の日廟に連れて行つて、僧侶に賴んて跳牆といふ事をして貰ふ。それは僧侶に喝命を受ける事て、長い腰掛の樣なものを跳り越えて歸るのてある。それを飛ひ越える時に身に在る病か落ちるのてあらう。走り歸る途中後を振りかへつて見ると効果か無いとせられて居る。

芒種　作物の播種は今日まてゝある。此の日を過きるともう播か無いのか普通てある。

小滿から此の節にかけて農家は非常に忙かしい時期てある。相互に勞働者を融通し合つたり馬車を持つて居るものは他人の貨物運搬に雇はれたり、小作人なとは早く自身の土地を形付け

て他に雇はれて行つたりするのである。この忙かしさかすむと、一時雇ひの苦力なとは、それ〳〵田舎を引き上けて都會に出て來て職を求めるのもあるのである。

二十八日　藥王誕

神農の誕生日にて田舎の小さなお宮には農家か参り、都會の大きな宮ては賣藥業者かお祭りをする。

五　月

商家の決算日　五月に入ると、商家は決算に多忙となる。一日から四日までの間に、掛賣や貸金に對してはそれ〳〵請求書を送る。これを送賬といひ、決算か濟めはそれを清賬といふ。四日までに一切の勘定を終つて五日となれは、殆んとすへての業務か休みとなるのである。

五日　端午節

昨日から粽糕を作つて、今日の節句を樂しみに待つて居る。朝早く大門、房門、房簷の上に桃の枝と蓮を挿す習慣かある。桃の枝には紅い紙て作つた胡蘆を付けておく。

粽糕は粽子ともいひ、糯米を灰汁に浸し、蘆の葉を以て三角形に包んたもので、今日の景物

として飲くへからさるものである。又お晝には雄黄と菖蒲の根とを細末にしたものを少し黄酒に入れて飲む。俗に雄黃酒といつて居るか、毒を防き無病息災を欲する爲めである。

小女は紅色の毛絲て小さい箒を作り、紅白の布て之を結んて頭にいたゞき、又は五色の糸て人形や虎や蜈蚣の形をこしらへ、簪として髪に挿し、男の子供は、五色の布て小猴を作つて手に持つたり頭髪に着けたりして居る。毒虫の害を防く意味てある。是等を健符といふ。

部屋の内には鐘馗や關帝の畫像を掛け、其の前には菖蒲艾葉を花瓶に活ける。

此の日は商家ては第一期の決算を濟ました日てあり、農家ては繁忙の時期もすきて一ト休みといふ時てあるから、皆それ〳〵に身分相應な御馳走を食へるのてある。粽子か主なものてはあるか、相當の家ては白米の御飯、饅頭に豚肉、粉條子なとを用意し、貧家ては饅頭や秫米飯位ひのものてある。

南方ては屈原を吊ふ爲めの遺俗たといつて、龍頭船に打乘つて競渡の遊ひに興するか、滿洲地方ては見受け無いのてある。

十三日　關帝歸天の祭日とも、關帝過江會呉の期ともいふ、十二日を關帝磨刀期といひ、今日を關帝單刀會といふ。北京の方ては『大旱不過五月十三』といつて、旱天と雖も必す雨降る

といふ云ひ傳へか有つて、此の日の雨を磨刀雨といふ。
又此の日を竹醉日といつて、竹を栽れはよく榮えるといはれて居るか、竹を見ない滿洲ては格別この名稱を聞か無い。
夏至、夏至から小暑に至る頃までには、農家ては除草、中耕位ゐて餘り忙かしくも無いか、麥は追々伸ひて來て收穫の時期は次第に近ついて來る。
惡月　俗に『善正月、惡五月』といつて、正月は善いか、五月は惡いものにしてある。普通『惡月』とさへ云つて居る位ゐてある。江南地方は雨多く、濕つほくて、虫けらは出て來、病氣は多いといふ樣なところから來た言葉て有らうと思ふか、それても石榴や夾竹桃の時節に成つて、家々の中庭なとに夾竹桃の鉢植なとか並へられ、金魚鉢なとをそれに配した趣は、他の時期に得られ無い氣分てある。
甜瓜か市中を賑はすのも、やはり此の月からてある。

六　月

麥の收穫　五月の末頃に小暑かあつて、それかすむと麥の收穫に忙かしく成る。大麥かすむ

と更に小麥のとり入れか始まる。

六日　土用の入りてある。虫王を祭る。天氣宜しけれは衣服書籍等の虫干をする。併し農家ては此の日降雨かあれは吉兆として居る。一般に饂飩を食へる習慣かある。俗に伏麵といふ。綠豆湯に添へ豚肉の御馳走かある。頭伏蘿葡、二伏白菜、末伏蕎麥といつて、大麥小麥の收穫跡に大根を蒔くのてある。

十三日　龍王廟會。龍王は水を司とる神樣てある。其の怒に觸れまいとして、漁家は此の日盛んに祭事を行ふ。漁村の人々は聯合して、各々相當の資金を集めて龍王廟に於て豚を殺して犧牲とし、芝居を演して神に酬ゆるのてある。大連露西亞町の黑嘴子の漁夫等は一回に一家小洋二十五元から三十元位ひを負擔して祭をするさうてある。それから漁家て平素願掛けをして居る家ては、此の祭日に當つて願ほときをするのか習慣てある。願掛け願ほときに要する費用は小洋十五元內外てあるといふ。

中伏、大暑、末伏いつれも此の月中にある。農家として相當に忙かしい月てある。末伏を過くれは蕎麥を植える。

十九日　觀音の祭り。

二十三日　馬王の祭り。馬王は房星である。軍隊や民間の車馬を有するものは皆祭る。
二十四日　關帝を祭る。盛んに鞭炮を放つ、新年の時にも劣らぬ位ゐである。歳時記に『蓋帝之禦災捍患有德於民者深也』とあるに依るのである。

七　月

立　秋

時節は立秋に入つて朝夕は非常に涼しく成るが、日中は多少暑さが殘つて居る。大豆、粟、高粱などの除草、中耕が行はれ、青蔴が苅られる。

滿洲名物の馬賊の期節である。高粱の茂りが苅られるまでは、田舍ではお互に警戒して防禦に頭をなやますのである。

七日　巧日

織女渡河の日であつて、夜、兒女は織女神を祭る。乞巧といつて女子は縫針の仕事の巧みならんことを祈るのである。庭前に卓を据ゑ、菓子、菓物の七品と、針七本、絹糸七すぢとを牽牛織女の二星に供へ、夜半に至つて禮拜し、供へて置いた針と糸とを取つて通して見ることを

する。一度てうまく通れは、其の子はお針か上手に成れるといつて喜ふのてある。

又丟針といつて、碗に水を盛りて、日光の照らすところに置き、みんなて自分自分の針を水面に浮かせて見る。水面をすかして碗の底を見ると、針の影か或は散し、或は動き、いろ〳〵の形に見える。其の影を見て巧拙を云ふて樂しむ風もある。

十五日　中元

歳時記に『中元不爲節、惟祭掃坟塋而已』とあつて、この日を節としては取扱つて居ないのてある。俗に鬼節といつて亡靈を祭る日てある。民家ては十二日頃から祖先の亡靈を迎へて、接祖先の儀を爲し、佛前のお供へものには中々心を配はる樣てある。各寺院ては盂蘭盆會を設け燃燈唪經して幽冥界に沈淪して居る亡魂を救ふ。目蓮の母の地獄に落ちたのを救つた故事によるものてある。城のあるところては城隍神か郊外に出巡し、縣官自ら無主の孤魂を祭るのてある。

大きな川のある所ては、大概法船を作つて、夜、燈を載せて流すのてある。放河燈といふ。

處暑　農家の行事。

鈴虫、くつわむしの聲凉しく、市中にては之を賣り、田舍にては子供自ら之れを捕へ、高粱

の程などにて籠を作りて入れ樂しむ。棗は紅の實に垂れ、葡萄葉を綴りて、秋聲耳をうつ。

八　月

十五日　白露の期を過ぐれは、滿洲は朝夕に愈々秋らしい感しかする。日中の暑さはまた急には去らないか、涼しい夕方から、すみ切つた空に、冴えた月の上るのを見ると、流石に秋たと思はせる。

月か段々丸くなつて十五夜か近つくと、支那の菓子店は仲秋月餅か山を築く。

十四日の晩から支那人は盛んに爆竹を打ち、酒肉の用意か出來て、樂しい十五日は迎へられるのである。

日頃近しい人々は、月餅果品を相餽つて親しみを增すか、しかし此の節句は俗に團欒節といひ供月と云はるゝか如く、一家團欒して樂しく過こす日て有つて、相互の往來は餘りせぬのである。諺に男不レ拜レ月、女不レ祭レ竈、といつて居る如く、餘り男性的ては無いといへる。

初秋菓物の時期てあるから、林檎、梨、葡萄、瓜、莢豆なとは、見るからに美しい色をして供へられる。月光馬兒といふ上の方に太陰星君如菩薩を、下の方に月宮及ひ玉兎搗藥の繪をか

いた紙を供へて、あとて燒くことをするのか一般の風俗てあるか、滿洲ては直接月を祭つて、此の繪を祭るを見ない。

勞働者にいたるまても、今日は休んて美しい月を見やうとする。爆竹、銅鑼の音は徹宵絶ゆることは無い。月宮の誕生を祝するのてある。

二十日　犒勞日

農民は一日の休養を取り、朝食には多少の御馳走をする。追々高粱や豆や、滿洲の名物の收穫か初まる爲めの骨休めてある。

九　月

寒　露　月初めに當る。

秋分以後には滿洲の樣な寒い土地ては、もう餘り田地に作物の殘つて居るのを見受け無い。田地に晒してあつた高粱なとも、大概打場に運搬されて山の樣に積まれて居るのを到る所に見受けるのてある。

九日　重陽節

主として文字あるものゝ喜ふ日てあつて、農民の間には餘り重要視されて居ないが、それても小娘なとは洗濯したさつはりした衣物位ゐは着換へさして、心持ち丈けの御祝ひはする様てある。

相當の家ては、豚なと料理して友人を招いたりするし、學生達は登高の意に從つて山に登つて詩なと吟して喜ふ。所に依つて名は違ふか、菊花糕とか栗糕とかいふ餅の様なものを食へる習慣かある。

野外に菊の馨る頃てある。

十五日　戒火日

此の日て大概農家の野外の仕事は仕舞ふ段取りに成る。雇人を持つ家ては、相當の御馳走をして忙かしかつた收穫期の勞を犒ふ。

十七日　財神の誕辰

商家ては御馳走を神前に供へ、御祭をすますとこれを下けて皆に食へさす。手すきのものは廟に參詣して商買繁昌を祈る。

霜降　月末に當る。

打場に取り入れた穀物の仕上けに男女共非常に繁忙を極める。霜降かすんて野良の仕事に一段落を告けると、日もそろ〳〵短かく成るのてあるから、夏中三食てあつた農家も又二食にかへる向きもあるのてある。

十月

一日　鬼節又は十月朝といふ。

城隍廟のある土地ては、城隍神の出遊かある。先祖を祭る日てあつて、春の清明節に相對するものてあるか、清明節程には賑やかて無い。家の内の祭りも賑はひも餘程淋しい様てある。一家相携へて墳墓に詣て冥衣を燒く、これを送寒衣といふ。粥廠の設備のあるところてはそれか開かれ、篤志家の寄附に成る棉衣か散せられる事もある。寒氣に赴いて貧民の窮する時節に入るのてある。

立冬　十月の初旬に當る。

この頃に成ると、收穫物の脫穀も略々すみ、農家の多忙も一段落を告けるのてある。大概この日に臨時の雇人には暇を出す。久しく收穫に忙かしかつたのと、暇を呉れる雇人の爲めに

晩飯には多少の御馳走を出すのか習慣であつて、了場飯ともいふか、一般には只搞勞といつて居る。

この頃から田地の仕事か減ると共に、野に出て高粱の根を掘つて燃料の足しとしたり、牛馬の糞を拾ひ集めて堆肥を作ることにいそしむのである。

小雪　二十日前後に當る。

自家用の穀物を碾子を用ゐて脫桴する外は、折柄の寒さて土地も凍り始めて、馬車輸送に都合か好くなるので、それを利用して他へ賣り出すのである。滿鐵沿線へ特産物の山を築くのも此の頃からである。

十一月

大雪　初旬の頃である。牛馬の糞を拾ひ集めて、作つた堆肥の切返へしをする。

冬至　下旬の頃に當る。

民國以前に在りては、此の日は恰かも新年の如く、官吏は朝服を着して參內拜賀し、在外の官吏は寺廟に參詣して、相當の賑はひを呈したものである。蓋し此の日は一陽來復の節である

から、民間でも各家それ〳〵先祖を祭り、豚肉を煮、包子を食へる。雇人にも御馳走を食へさせて、十二月の竈祭と共に小正月の面影がある。

滿洲地誌に『又吉林にては松花江岸に多くの店を開き、獐狍鹿豚等の獸類を售るものあり、地方人之を購ふて歳を度るの饈に供し、又餽禮に用ふ』とある。北地年末の狀況を忍ふに足りる。

十二月

小寒　初旬の頃である。

農家と市場の商家の決算は此の頃から始まる。馬車を持つて居る農家では、この農閑の時を利用して他人の荷物を運搬し、それによつて收入を計る。

八日　臘八。

臘八粥を食す。粥は黃米、白米、江米、小米、菱角、栗子、紅江豆及ひ皮を去つた棗を合せて作る。

七日の日は一家打集つてこれ等の用意に忙かはしく、八日の早朝には已に粥か出來上かつて、先つ神佛及ひ祖先に獻し、それから親戚朋友の間に贈るのである。北京てはこの粥を贈るとき

には必ず白菜の鹽醃したものを添へてやることに成つて居て、其の醃けもの丶好惡を見て其の家の盛衰を見るといふ習慣があるので、此の白菜は頗る吟味されるのである。志ある家では餘分に此の粥を作つておいて、それを貧者に施すことをする。

商家決算

商家では十五日頃から帳簿の整理を始め、店卸しをする。廿日過ぎると決算をする。二十三日即ち竈祭までにすまして、年末までに貸金の取立をする。

二十三日　竈祭

この夜竈の神を祭る。城隍、土地の兩神が都市村落の守護神であるに對して、竈の神は家々の守り神である。他の日のお祭りについては廣い支那の事であるから、祭りをする地方と、せぬ地方とか有るが、此のお祭丈けは殆んど漏れ無く行はれる樣である。それといふのは、竈の神樣は家の守護をするので有るけれど、其の家の成績を見て、來年中の其れに相應する運命を授けて貰ふ爲めに、今夜上天して玉皇上帝の玉座へ行くのであるから、惡口を云つて貰はぬ樣に、從つて來年は更に好い幸運を授けて貰ふ樣にと、盛んにお祭りをして送るのである。草で造つた馬は乘り料に、馬の爲めに水や豆を用意し、更に神樣には飴や酒を供へて惡口を云はれ

ぬ様にするのである。此のお祭りには女子は餘り參加しないのか普通の慣はしてある。祭を終ると昨年の此の日に掛けられた古い神像を燃やすのである。併し神像は三十日の夜此の神様か天から降りて來られるときに、更に新らしいのと取り替へるのてある。此の日も小年下又は小過年と云つて、殆んと小正月の觀かあつて、正月と同樣に餃子を食へるものか多い。

この日か過きると、あはたゝしい日か、只管に正月の準備に費やされて、すく大晦日か來る。

三十日　除夕

一年中て一番大切な元日か、すく一夜を隔てゝ來るのてあるから、支那人として此の日位ひ忙かしい日は無いのてあらう。春を迎ふる爲めの春聯も貼らねはならす、惡魔除けの門神も是非入る。部屋の中を賑はすいろ〳〵の芽出度い繪も貼らねはならぬし、今夜天降つて來られる諸神をお迎へする準備もいる。祖先の位牌を祭つて其の靈も迎へるし、正月中の御馳走の準備は何はおいても大切な事てある。

門神は神荼鬱壘てある。又秦瓊敬德ともいふ。又一般の家て必す祀らるゝ神佛は孔子、關帝、張仙、觀世音菩薩、財神及ひ中雷神、竈神等てある。滿洲ての商農民の間には、狐仙か祀られる場合か頗る多いのを見受けるのてある。

これ等の諸神を祀る爲めに、或は中庭に或は座敷に長方形の机を並へ、其れに百分（パイフエン）といふ諸神の像を揭け、机の上には密供といふ菓子のお盛り物を供へるのてある、これを供花といふ。夜、天神の天降らるゝを迎ふる接神の儀式をするとき、此の百分は燒くのてあるか、それからは此の案上に燒香を絕やさすして、元宵節まて續けるのてある。この諸神を祀る事を供天地卓といふ。

此の日は各神佛や祖先の位牌は早朝から準備され、いろ〳〵の供物を整へ、茶酒を獻する。午後から夜にかけて、子女から雇人の末に至るまて多少のお金を分けてやることをする。これを壓歲錢又は收歲錢といふ。それに依つて其の年の一切の不吉を拂つて、來年から一新した生活に入らんとする迷信から來て居るのてある。

夜に入ると皆早く仕舞つて、親戚や懇意なところへ挨拶に廻る。これを辭歲といひ、夜寢ねすして歲を守つて新年を迎へることを守歲といふ。

婦女子も今夜は身體を淸めて、樂しい歲を迎へんとし、或は正月に食へる餃子を作るに忙かしいのてあるか、夜半過くる頃適當な時期に接神の儀をすれは、やかてめてたい新年に成るのてある。

爆竹は終日終夜絕ゆる時無く放たれるのてある。

滿洲人の行事

滿洲人本來の行事は、殆んど全部漢人のそれと異なつて居て、其の古俗は甚た趣味あるものてあるか、年久しく漢人と交はつて、經濟上からも、文化の上からも、次第に漢人の壓服を受けて、從つて其の風習の上にも少からぬ影況を受け、現今ては只滿洲語の行はれて居る地方にのみ原來の滿洲の風習を見得る位ゐてあつて、滿洲一圓に散布して居る滿洲人は殆んど漢人の風習を學んて、僅かに家庭内の行事にのみ多少の面影を傳へて居るに過きないのてある。

滿洲の風俗か次第に漢人化して來た事は、歷史の上から見ても頗る古い事てあつて、金史にも『金の世宗大定十三年三月乙卯、上、宰臣に謂つて曰く、朕時に常に女直風俗を見る。今に至る迄忘れす。今の燕飮音樂、皆漢の風を習ふ、蓋し以て禮を備ふる也。朕の心好む所に非らす。東宮女直の風俗を知らす。第〻朕の故を以て猶ほ尙ほ之を存す。恐らく異時此の風を一變せん』とあるを見れは、己に金の時代から、滿洲原來の風俗か、次第に其の影をうすくしつゝあつた事を知る事か出來るのてある。

滿洲人は原來蒙古人と同しく、始めから曆日を用ゐたものては無い。曆を用ゐることからして

己に漢人から學んたものてあるから、從つて暦によつていろ〳〵の儀式をすることは、やはり漢人の風習の影響てあるといはねはならないと思ふ。大金國志十二卷に『女眞舊絕小、正朔所㆑不㆑及、自㆑興㆑兵以後、寢㆓染華風㆒。帥將生朝皆自擇㆓佳辰㆒。粘罕以㆓正旦㆒、兀室以㆓元夕㆒、(中略)國主亶以㆓七夕㆒矣。其他如㆓重午重九仲秋中元下元四月八日㆒皆然』とあり。其の意は女眞國は舊國て絕小の國てあつて正朔の及はさる國てある。(支那と交通あり、國交ありて其の命に從ふときは、每年冬至の頃暦を支那より頒つの例てあるか、此の國には其の事も無かつたのてある)兵を興して支那と戰爭して、始めて支那の文化を知つて支那の風俗に浸染したのてある。それて將帥等は皆自分て勝手に支那の暦にある吉日を選んて、それを自分の誕生日と定めて喜んたのてある。粘罕は元日を選ひ、兀室は正月十五日を、國主亶は七夕の日を選つた。其の他端午や九月九日や中秋節や、中元、下元或は四月八日の釋尊誕生日の如き、皆勝手に選はれて彼等の誕生日となつたのてある。これを見ても如何に彼等に暦日の觀念のはいつたのか遲かつたかを知る事か出來るのてある。

それては滿洲人元來の行事は何んてあるかといへは、それは、(一)天を祭ること、(二)祖先を祭ることてあつて、それを春秋二回に行ふに過ぎないのてある。吉林通志に『祭祀典禮滿洲最重。一祭星。一祭祖』とあるのか即ちそれてある。

一、祭　天

滿洲人の系統に屬する人種は、大概木の棒や樹の幹を庭に立てゝ、それを神體として祀る風習がある。これを神桿といつて居る位ゐである。寧古塔紀略に『凡大小人家、庭前立二木一根一、以レ此爲レ神』と記し、柳邊紀略に『先樹三丈餘細木於二牆院南隅一、置二斗其上一謂レ之曰レ竿。祭時著二肉斗中一、必有レ烏來啄食。之謂二神享一。』と書いて居るのは其の一例である。そうして其の木を神として天を祭り、或は七星を祭るのであるか、其の模樣は禮記に云ふところの五祀の禮によく似通つて居て、其の精神も亦『反レ古求レ本不レ忘二其初一』ものである。

其の祭の模樣を略述すれば、先づ一丈餘りの細木を庭の南の隅に立て、淺い椀の樣な斗といふものを其の上に掛けて祭る。其の次きの日に牲を其の神木の前に献する儀式をする。これを祭天といふ。此の時男子は皆冠を脫して拜し、女子は與ら無い。そして其の斗の中には豚の腸や肺の如き內臟の臟器を置いて烏に食はせる。祭が有る每に烏や鵲が喜んで來て食へる。丁度印度の拜火敎徒が死骸を擅上に捨てゝ、荒鷲に食はせる樣な印象が湧いて來る。斗の上、神木の下には豚の喉骨を橫へておいて、再び祭るときには新らしいのを以て舊いのと取りかへて、舊いのを燒いて仕舞ふ。三日目を換鎖といつて、子供の首に掛けて居る糸を以て作つた鎖を新

らしいのと取りかへるのである。

二、祭祖先

これも亦祭天の禮と共に大切な行事の一つである。しかし祖先を祭るといつても、其對相とする神は観世音菩薩を主とし、次きに伏魔大帝及ひ土地神である。新纂前林外記に『所跳之神、人多莫ㇾ知、相傳以爲ㇾ祭祖ㇾ。按所ㇾ奉之神、首ㇾ観世音菩薩ㇾ次伏魔大帝、次土地』と書いてある如く餘り明瞭ては無いのてある。

一般の家ては富貴と官民とに論無く、其の内室に必す神牌を祭つて居る。神牌は只一枚の木板てあつて何等の文字も書いては無い。又室内に木龕を用ゐて居る人もある。其の場合は室の西壁に一龕を、北壁に一龕を設くるのてあるか、室か南向きか又は北向きてある場合は、西の方か上座てあり、又室か東向き又西向きの時は南方を上座として、龕をも南側の壁に設けるのてある。其の前には黄色の布を掛けたり、簾を垂れたりして居て、北龕の上に臺を設け、其の臺の下に位牌の臺の様な木を五枚置いておく、又西龕の上にも臺を設け、其の下に木三つを置く。そして春秋二期に日を擇んて祭をするのてある。之れを一般に跳神といつて居る。其の位牌の臺の様な木といふのは香盤てあつて、お祭をする時香末を其の上に灑いて燃やすのてある。

祭を行ふ前には必す齋戒することが必要てあつて、祭用として供ふる豚は、其毛の純黑て雜毛の無いのを擇ふのてある。其の祭の日になると未明の頃、其の條件を具へた生きた豚を神前に置き、主祭者は酒尊を捧けて祝する。それか終ると酒を以て豚の耳に澆く。其の時若し豚か耳に酒を入れられて身を動かせは、神の嘉納か有つた者として喜ふか、若し動かない時は更にお禱りをして豚の動くまて續けるのてある。而してやつと動くと、始めて神の御嘉納か有つたものとして、神前に於て其の豚を殺し、其の首、尾、肩、脇、肺、心などの臟器を爼に載せ、又其の各部分の肉を少し許りつゝ取つて大銅盌に盛る。これを阿瑪尊肉といつて、其れを神前に獻して三跪三獻の禮を行ふ。

禮を畢ると神前に於て供へてあつた所の阿瑪尊肉をいたゝくのてある。蓋し幸ひを受くるの意てある。

晩になつて又朝の禮と同しことを今一度くりかへし、そして燈を撤して祭るのてある。それを避燈肉といつて居る。此の祭神の肉は門外に持ち出すことを許され無い。そして骨は犬に與へ、犬の食へ餘した骨は夜に入つて戸外に棄てるもあり、又焚いて灰と爲して埋めるのもある。併し避燈肉は親戚友人の極く近しいものに丈けは送る習慣かある。

此の日客を招いて饗應するに、客は初め來た時に挨拶する丈けて、食を終つた時には決して御禮を云は無い。又客の歸る時送りもしないのてある。

以上述へた位ゐのことか、滿洲人原來の祭儀て有るのてあるか、其の後支那から曆か輸入されて以來非常に趣を異にして、月々に按して特別の祭をする樣に成つた。しかし其の祭神は前にも書いた通り頗る曖昧なものてある。併し滿洲人の云ひ傳ふる所によれは、滿洲朝廷か長白山麓に發祥して、滿洲に國を開き、後支那本部に攻め入るときも、軍事ある每に必す天を祭つて告祭を行つたさうてあるから、やはり其の目的は天に在つたのてあらう。それから後、或の時非常に流行病か有つて、人民の之れに倒るゝもの頗る多く、悲慘の極に達した事か有つたか、其の時關帝と菩薩を祀つた爲めに非常な應報かあつたといふので、今に至るまて此の二像を非常に崇拜するのてある。

それて現今滿洲人の間に行はるゝ祭儀を大別すれは、(一)祭天神儀、(二)家祠祭祀とすることか出來ると思ふ、而して祭天神儀は天を祭る昔の形式からいろ〳〵の行事か生れて來、家祠祭祀の方は祖先を祭る風習か又いろ〳〵の形式を生んて今日に至つたのてあると思ふ。而して一般に行はれて居る年中行事は、今日にては殆んど漢人と異なるところは無いのてあるから、煩を避けて省略した。

蒙古

蒙古人もと暦を用ゐず、其の暦を用ふるに至つてからも多くの年代を經て居ないのと、一般に文化開けず、游牧の生活を送つて居た爲めに、文明人の間に行はれる樣な行事を餘り多く有して居ない。最も漢人種と雜居して居る地方では、近來其の習俗に傚つて形式丈けは漢人の樣な行事をする樣に成つたか、内容に至つてはやはり蒙古元來の習慣に從つて喇嘛僧中心の行事に過ぎないのである。

それて漢人雜居地方の極く表面に現はれた形式的の行事を述へると、その大部分は前に述へた漢人の間に行はれるものと重複する恐れもあり、且つ大した意義も無い事であるから、玆には純蒙古人の行事と、漢人の習慣から學んだ者ても餘程蒙古化したもの丈けを記述するに止める。

漢人は前にも述へた通り、年中を通していろ〳〵と趣味ある行事を行ふのであるか、蒙古人は只漢人と年久しく雜居して居る地方にのみ、正月や其他の重要な節句に御祝ひをする丈けて其の他に於ては只正月前後の祭事と鄂博の祭と、それから祖先を祭ること位ゐに過ぎなくて、頗る單純なものてある。

暦は專ら陰暦に依つて居る。民國に成つてからは、所轄官廳から太陽暦による時憲書を各旗王府に交付しては居るが、支那自身さへ只形式的に太陽暦を用ゐて居て、實際は一般に陰暦が使用されて居る今日、蒙古がまた〳〵大陰暦にのみ據つて居る事に不思議は無いのである。

第一項　布和樂と供佛（十二月三十日）

支那でいふ除夕である。暦が輸入されて始めて正月といふものが出來たのであるから、正月としては比較的新らしい歴史しか持た無い蒙古人は、餘り獨特の儀式を持つて居ない。しかし大體に於て支那の風習を學んだとしても、内容に至つては、やはり面白いものがある。

此日の早朝羊や豚をおとして、熱湯につけて毛を去つたものを佛前に供へる。それには支那人が使用すると同樣な菓物や饅頭が盛られる。そして一家擧つて朝飯に『布和樂（プホロ）』といふ食事をする。それは牛、羊、豚などの肉を大きな塊に切つて、其のまゝ煮て出す。そうすると一座のものは先づ京刀（ホトツタ）といふ小刀と箸入とを一所に喰つ付けた樣な小刀を持つて、それを適當に切る。切られた小塊の肉を、皆んな箸を持たないで素手でつかみ食ひをするのである。此の場合決して箸を使は無い。それは食へる人の腹のみを飽かしめず、指の先きの爪までも飽かしめたいといふ意味であるさうである。そうして少しの野菜も用ゐ無いで、酒は奶酒と燒酒と飲む。

かくして舊を送り新を迎へんとするのである。

晩になると家々に佛が祭られる。其の供物には黄油（即ち牛乳で作つた飲みもの）、奶豆腐、奶皮子、白糖、紅糖、其他の菓物などで、其の數は或は七碗、或は九碗、或は五碗といつた風に奇數を喜ぶのである。其の碗に盛られた以上の供物の上には、彩花（ホアル）といふ簪の様な形をした中央に人形を作り、其の兩側に多くの花を以て飾つたものを挿して、それを祭壇の上に置き、其の兩側に哈達布（ハタブ）といふものを置く。—哈達布といふは二種あつて、佛壇に供へたり喇嘛に献したりするのは多くの場合絹で作り、普通長者に禮拜又は敬意を表する爲めに用ゐるには白木綿を以て作る。長さ二尺五六寸、幅一尺位ゐのものである。それを長者の膝頭又は長者の右手の掌の上に置いて、其の上に額を付けて敬意を表するのである。—其の哈達布の上には制錢貳吊文づゝが載せてある。

かくして喇嘛の來臨を待つのである。喇嘛が來て讀經して呉れる。此の時祭壇の上には蠟燭を點し、三本の線香が焚かれる。讀經がすむと、主人と家人とがお互にお辭儀をして、爆竹が三發放たれると、それで越年の儀式と、佛に對する御禮とがすむわけである。

それから小さい家では其のまゝ、大きい家では別室に移つて、年少者から順次に父母を始め

年長者に挨拶をする。

それから、支那人の風習をまねたのか、壓歳錢を一同に呉れる。普通一元位ひてある。それを貰ふときは又順番に家長の前に跪く。家長は『お前も此の錢の樣に長命てあれ、そして來年も壯健て居るやう』にといつて渡すのてある。

それかすむと一同團欒して飮食して樂しい歳を送る。此の夜最も氣を付ける事は火を絶やさぬ事てある。火を絶ては衣食に窮すといはれて居る。火については十二月二十三日火神を祭る儀式を見ても知る如く、非常に大切なものとしてあるのてある。

第二項　交　拜（一月一日）

元日の風習は最も漢人のものをまねて居る形かあつて、格別に蒙古人としての正月に特色か無いやうてある。從つて守歳などいふことは殆んど無いと云つてよい。游牧地方の蒙古包ては其の前面を赤包て覆ひ、特に貴人の包は周圍までも覆ふのてある。そうして今尙ほ淸朝時代の禮服を着るのてある。

起きて先つ四方の諸神を拜し、それから自分の家に祭つてある佛を拜する。これ丈けて神佛に對する儀式かすむのてある。それから一家のもの皆家長の前に集まり、跪いて敬意を表し、

そして家長からめでたい言葉を掛けられんことを待つて居る。

家長はそれ等のものに『お前等は百歳までも生き延ひて福祿を受けなさい。今日獨身で來たものは來年は嫁と一所に來る樣に、子供の無いものは來年は可愛い子供を抱いて來て見せて呉れ』といふ樣な事を云ふ。これを聞いた皆のものは異口同音に『難有う御座います。御陰で本年はめでたく過ごされませう』といつて叩頭をする。これで家の內の式はすんで近所に拜賀に出掛けて行く。

家々では、皆机の上に四皿から八皿、十皿位ひの御馳走を並らへ、奶酒、奶茶等の用意をして來賓を待つのである。

第三項　廻禮（一月五日）

四日までは大概家に居て樂んで、五日からそろ〳〵親類などを廻るのである。新婚夫婦の如きは是非共岳家舅家には何を措いても行かねはならない。そうすると先方でも非常に大切に待遇する。其の歡迎の方法は烏叉（ウーチャ）を御馳走することである。

烏叉とは羊や豚の後脚の股の肉をいふのである。經二尺計りの木盤に烏叉の肉を盛り、厨役夫は右の手に刀を握り、左の手に布巾を持つて客の前に進む。右の脚を折つて跪つき、客に對

して顔を向けて其の肉をすゝめる。そうすると客は其の刀を受取つて、起つて肉を適當に切る。厨役は其を受取つて退き直く料理して、更にそれを持つて出る。これを一同で樂しく舌皷を打つのである。

第四項　祭　星（一月八日）

蒙古の各部落では皆この祭を行ふ。これは一家で行ふのでは無く、一村一部落の共同祭禮である。

星か滿天に輝く頃を見計らつて、請せられた喇嘛は蕎麥粉でねつた油壺に油を入れて燈火を作り、それを九星の形に並へて讀經する。參集した男女老幼は、皆自分の歳に相當した數丈けの制錢を献して會費を分擔するのであるか、それかすむと、それ〳〵線香を焚いて、そして前以て喇嘛に聞かされて居る自分の屬する星の前に行つて拜む。自分の星を拜かむと次きに四方の神を拜して祭星の儀式は終るのである。

第五項　打花臉と撒供（一月十六日）

今日は早朝から嫂と弟、弟の嫁と兄といつた間に、お互に墨と油とを交せた眞黒いもので塗り合ふ習慣かある。こんなことをされても怒ることを許され無い。うまく塗り付けると其の年

の穀物に鳥朱か出來無いと信せられて居る。

夜、星の出揃つた頃、家々ては正月以來佛前に供へてあつたものを撤するのてある。

第六項　出行

正月か過きて十五日頃までの吉日を選んて、男子は騎馬て出行といふことをする。大概二三支里位ゐのところへ出るのてあるか、其の出發に當つては兼ねて喇嘛に願つて貰つておいた『ヒイメル』と稱する咒符を四方に散布する。そうしておけは何れの方角にも自分に對する運氣か散つて居るから安全に行けるといふ意味てある。

第七項　鄂博祭

蒙古人は由來天地山川谿谷原野あらゆるものを神と視て居る。何を見ても有り難いところから、遂に鄂博なる標識か出來て仕舞つたのてある。或は西藏の古宗教てあつたボム教かやはり天然崇拜てあつたか、其の風習の轉化して來たものともいはれて居る。

鄂博とは蒙古語てあつて『堆』といふ意味てある。石を堆んたものと、土を堆んたものと二種あつて、更に一旗又は數部落共同て祭るものと、只一部落丈けて祭るものとか有る。一般に前者を旗鄂博と云ひ、後者を村落鄂博と呼んて居る。

鄂博の構造は種々あるか、先つ堆の數は十三てあつて、其の中の一か大きな堆てあつて、其の他の十二は小さい堆てある。そして其の大きな堆を小さな十二の堆て取り巻くいろ〳〵の形に依つて其の構造に變化を生するのてあるか、其の意味に於ては變りは無いのてある。併し清朝に成つて『游牧山河に近きもは、山河を以て界と爲し、山河無きものは鄂博を設けて界と爲す』といふ規定を設けた爲めに、遂に鄂博を以て旗界の標識とする樣に成つて、其の目的を以て特に設けられたものも少く無いのてある。

それから鄂博の形狀は、一般には尖頂の圓形てあつて、山や峠の上砂丘の上に立つて居るのは、元來は石のものてあるか、中には煉瓦を用ゐて居るのもあり、沙地に立てゝあるのは其壞崩を防く爲めに柳條を使用してあるものをも見るのてある。

前にも述へた如く、天然崇拜の對象として出來た鄂博てあるから、蒙古人のこれに對する尊崇の念は非常に強いものてある。途中鄂博を見れは、急きの旅の外はわさ〳〵馬を下りて拜する位ゐてある。

一、旗鄂博の祭

旗鄂博は毎年五月十三日に祭奠を行ふ。主祭者は其の旗の王爺か自ら之れに當ることに成つ

て居て、若し王爺に差間か起つた時は、代理の者か主祭することに成つて居る。旗内の人民は殆んど數を盡くして參集する有樣てある。

祭の當日になると、其の世話役か定められて、祭場に鍋二個を用意し、肉粥を煮る。それから牛や羊か殺して供へられる。祭品としては牛の烏叉か二つ、羊の烏叉か四つ又は六つ位ゐ、それに蒙古には付き物の黃油、奶皮子、奶豆腐、奶酒等か供へられる。準備か出來ると大概正午頃を見計らつて主祭者か臨場する。

主祭者か祭棹の前に跪くと、喇嘛僧數名は其の側に立つ、參列者は皆主祭者の後ろに跪く。すると喇嘛か讀經を始める。主祭者は人民一同に代つて天地山川の諸神に全旗衆人の保佑と、牲畜の安全とを祈る。そうすると大衆は一同に鄂博に向つて禮拜をして式を終る。大衆は皆立つて木碗を持つて肉粥の寄進にあつかる。

かくて此の祭は終るのてあるか、主祭は此の時競馬のことを宣して餘興に移るのてある。從つて此の祭場の周圍は馬市の樣な觀を呈して、馬商人の四方から集まるものは非常な數に上るのてある。

二、村落鄂博の祭

村落鄂博の方は五月十五日に行はれる。祭主は村長か之れに當ることに成つて居る。祭禮用の品物は旗鄂博の祭りと大差は無い。又祭禮の模樣も格別の變りは無いのであるか、只餘興としては競馬の代りに角力か多く行はれ、賞品としては主祭者から牛の烏叉を貰ふのである。

第八項　太平紅

六、七月の頃各部落ては喇嘛を請して太平經を讀むことをする。其の喇嘛を招いた家には親戚朋友皆集まつて太平を願ふのであつて、それと共に家に飼つて居る家畜類を牽いて來て同しく太平を願ふのであるか、若し其の時懷胎して居るのか居ると、喇嘛は紅い布を其の尾や角に結ひ付けて吳れる。これは一切殺すことを許され無いのである。これを太平紅といふ。

第九項　祭火

十二月二十三日になると、蒙古人の所謂祭火（カルテイエン）をする。火神を祭り福祿を願ふのである。夜、星の出揃ふ頃喇嘛を招く。火鉢の中には盛んに火か焚かれて、其の前に火神に献するいろ〳〵の祭品か並へてある。神の召される箸も供へる。喇嘛の讀經か始まると、主人か線香を三本點し手に五色の絹を持つて、一家のものを從へて火鉢の前に跪く。そうすると主人か神に向つて、福祿を下し玉はれと祈ること數度。喇嘛は傍から『福祿は來たか』と三度問ふ。主人

は更らに三度福祿か來たと答へる。そうして福祿を迎へると、一切の祭品を火鉢の烈火に投して神に酬ゆるのである。

第十項　掃塵

年末に成ると大掃除をする。十二月二十三日を過ぎると諸神か上天せられるので、其の留守に掃除して、そして綺麗な家に正月の神を迎ふるのである。

蒙古人の年中行事の主なるものは、大略右に擧けた事て盡きて居ると思ふか、尙喇嘛敎の盛んな土地てあるから、一年中喇嘛寺て行はれる供養の日には、人民の多くは業を休んて參拜する程てあつて、一面民間の行事とも云へる位ゐてあるから、左に其の日期を擧くれは、

正月、一日から三日まては讀經をしない。

十四、十五の兩日供養

二十四日より向ふ八日間供養し、其の終りの日に打鬼の儀式かある。

打鬼といふのは惡鬼を殺して太平を祈る儀式てあつて、觀音の化身を扮するもの四、其の守護神を扮するもの八、併せて十二の神跳舞して出て、又別に十地菩薩に扮せる喇嘛十八出て來

り、之れに伴ふ多數の喇嘛、（鐃）鈸と鉞とを撃つ、其の調子の緩急につれて跳舞する。一僧經偈を誦すると衆僧之れに和し甚た壯嚴を極める。時に牛と罷の面を被ふつた僧か手に刀を持つて出て、地を砍つて鬼を殺す風をする。拜觀の人々禮拜して其の式を終るのであつて、蒙古の諸儀式の内、有名なものてある。

二　月　　二十二日に釋尊涅槃會。
四　月　　八日灌佛會。
六　月　　十四、十五兩日供養。
七　月　　十五日盂蘭盆供養。
十　月　　二十五日敎祖宗喀巴供養。
十二月　　八日臘八。
　　　　　二十四日打鬼。

又漢人雜居地方ては餘程漢人の風俗かはいつて來て、正月の拜賀、端午節、仲秋節、重陽節の行事をして業を休むものか多くなつて來た。

言語

凡例

一、滿蒙の地には古來多くの種族が住まつて居た。そして近來漢民族の勢力に掩はれて仕舞ふと共に、日露兩國の勢力の侵入を見、言語も從つて多種多樣であるか、要するに北京を中心とする地方に語らるゝ所謂北京官話に多少の訛を持つたものと、蒙古語とか其の主なるものである。

二、從つて本篇も其の二者を中心として、他の範圍の狹い言語は只略說するに留めておいた。大體に於て本卷の紙數の都合上、他の諸篇との釣合を取る爲めにわさわさ稿を削つて省略しなければ成らなかつたことを遺憾とする。

一、參考書

民友社—蒙古通志、後藤朝太郎著支那語學、其他二三の語學書

大正十年十二月　　擔當者　永尾龍造

言語

目次

言語

第一節　滿洲及蒙古に行はるゝ言語

茫漠たる滿洲は、土地廣く人稀れなれど、開地植民の年代が未だ淺い爲めに、文化あまねく行はれず、敎育は普及せず、交通機關が整はぬ爲めに、言語は充分に統一されて居らぬ。之れに加ふるに多數の異人種が今尚ほ北滿蒙古の各地に割據して居るので、言語の種類が愈々雜多であるのは免かれ無いところである。

併し今日では、移住の歷史の比較的に新らしい漢民族が、文化の上にも、經濟的にも頗る優秀の地位を占めて從つて、言語の上にも一大勢力を張つて仕舞つて、大概の地方は北京官話で押し通せるまでに成つて居るのである。

滿洲鐵道沿線の日本人多き地方では、次第に日本語が普及されんとしつつあるのは注目すべきことである。北滿地方に於ては露西亞語が相當に支那人に了解されて居るし、之に反して原來の土着人種の滿洲語は却つて衰へて行つて、僅かに三姓の奧地や寧古塔の山地に多少之を語

るものか有るといふに過ぎ無い。其の他北滿地方に現存する各人種の間に、それぞれの言語か行はれて居るか、要するに滿洲及ひ蒙古に行はれつゝある言語を大別すれは左の五種を擧けることか出來ると思ふ。

一、滿洲語
二、蒙古語
三、北京語
四、雜語
（イ）ツングウス系語
（ロ）ギリヤーク系語
五、外國語
（イ）日本語
（ロ）露西亞語
（ハ）朝鮮語
（ニ）其他外國語

第二節　滿洲語

第一項　滿洲文字

滿洲文字は其の源をウイグル（Wigur）文字に發し、滿洲人自身の創始したものでは無い。ウイグルの古文字か、先つ蒙古に傳はり、次第に成吉斯汗や其の官吏の努力によつて、滿洲語の話される地方まて其の文字か擴かる樣になつた。併し蒙古ては追々蒙古文字か創始されたかまた不完全を免かれぬ爲めに、餘り一般的には用ゐられなかつた。淸の太祖の起るに及んて、己亥の年（西紀一五九八年、淸は尙年號を有せす、支那にては明の萬曆二十六年）エルデニ及ガハイチャルグチ等の學者に命して、從來の蒙古文字に改良を加へ、以て滿洲語を寫すの用に供せんとしたか、やはり充分の用を足すには及はなかつた。後太宗の天聰六年に更にガハイに命して、一層の研究をなさしめた結果、從來の蒙古文字を基礎とし、それに圈や點を加へて滿洲語音を表示し得る樣になつたのである。

第一表

[illegible]

第二表

[illegible]

第三表

[illegible]

第四表

[illegible]

第五表

[illegible]

第二項　滿洲語

滿洲人は、西比利『アムール』河地方に住する『ツングウス』族の一系統であつて、種族として支那人とは全然異なつて居るし、蒙古族とても——今日蒙古人種と云つても純粹のものは非常に少く大部分は混血して居るといはれては居るが——人種學上の系統からいへは、漢民族とは全然異なつて居るとせられて居る、併し其の何れもか今日ては多く支那語を操つつて居る有樣である。そして滿洲語を語る種族は僅かに吉林省の三姓、寧古塔の奥地方に居るもののみたといはれて居る。從つて其の使用區域も狹少てあつて、餘り問題には成ら無いのてある。

併し滿洲文字の方は、言語とは異なつて、清朝の政策上其の末年に到るまて、公文に滿、漢兩文字か併用されて、例へ形式に過き無かつたとしても、言語に比して其の公的生命は長かつたのてある。

三姓、寧古塔方面に多少滿洲語を語る種族か居るとしても、次第に侵入して行く漢民族の勢力の下に、其の言語も支那語を借り無けれは用を辨し無い有樣てあつて、追々は全く支那語化して仕舞ふ時期か來るてあらうと思ふ。

一體言語の系統と人種の系統とは、大體に於て相一致するものては有るか、必すしもさうて

有ること斷定し難い場合も少く無い。文化の程度の懸隔、經濟上から見た優劣、戰爭の結果、異人種の侵入、政治的に治者被治者の立場等の諸原因からして、異民族か同一の言語を使用する場合は案外に多いものてある。滿蒙兩族の多數か、次第に支那語を話しつつあるか如きは其の一例てある。

滿蒙兩族何れも、言語上漢族に打負けて仕舞つて、支那語を以て日常の用を辨しつゝあるか、其の程度は滿洲語の方か蒙古語よりも甚しいのてある。蒙古語の方は僅かに漢人と雜居して居る地方に支那語か語られる丈けて、其他には尙相當に廣き使用範圍を有して居るのてある。

第三節　蒙古語

第一項　蒙古文字

先きに滿洲文字の項にて述べた通り、蒙古文字は滿洲文字の母てあつて、そしてウイグル文字の子てある。そして其の祖先はシリア系統のネストリア文字である。セム系の文字は右から書き始めて横に左に行くのてあるか、ウイグル文字は左から書き始めて竪に下に書きおろすのを特長として居る。而して其の系統を受けた蒙古文字はやはり其の通りてある。

ウイグル文字か蒙古に採用せられた由來は、元史に據ると、成吉斯汗か秘書とも書記ともして使つて居た人かウイグル人てあつた事に依るものと思はれる。其の秘書たる塔塔統阿（タタトヌア）は、成吉斯汗の一族の爲めにウイグル文字と言語とを敎授して居た。それから三代の可汗の時には尙ほ其の文字を使用して居たらしい。降つて忽必烈可汗の朝に至つて西藏の學僧サヂヤバンドイタか蒙古に招かれて喇嘛敎の傳道に從事して居たか、この人かウイグル文字を基として蒙古語に適應する樣な文字を發明せんと試みたか餘り成功せすして死し、次て帝師となつた八思巴（パスパ）は更に蒙古文字制定を命せられて大に研究した。この人は其の本國の西藏文字を以て蒙古文字を創造せんと努力したか、實際試みて見ると案外にもウイグル文字から來たものよりも尙一層學習使用か困難てあつた爲めに遂に餘り行はれすして止んだ。しかし現今ては其の面影を朝鮮の諺文に殘して居るのてある。其の後ツォルヂォヂルといふ高僧か來て、西藏の佛典を蒙古語に翻譯する必要上、八思巴のやつた文字を復興せんとつとめたか、やはり不成功に終つて、サチヤバンドイタの計畫したウイグル文字を以て翻譯した。後、武宗帝か非常に篤學の人てあつたので、數多の學者を集めて、いろいろと研究したものか即ち今日の蒙古文字てある。

漢人の蒙古地方へ發展して、土地の開發に、商業貿易に、年々甚しい速度を以て侵入して行くので、尚牧畜經濟時代を脱せ無い蒙古人は、次第に其の土地を漢人に蠶食されて年々其の勢力を殺かれて行く有樣であるから、從つて其の言語も次第に支那語の勢力範圍に成つて行くことは已むを得無い勢である。

第二項　蒙古語

蒙古人は歴史的には、代々漢民族の恐怖であり、且つ目の上の瘤であつた。蒙古種族に對する爲めには常に帝京の地位の選擇が頗る重要なる問題と成つた。萬里の長城も之れが爲めに築かれた。然るに軍事上に於ての優者であつた蒙古族も、言語と文化に至つては常に弱者の地位を脱する事は出來なかつた。

併し彰武縣（賓圖旗）鄭家屯（達賴罕旗）突泉縣（圖什業圖旗）洮南縣（札薩克圖旗）鎭東縣（蘇鄂公旗）塔子城（札賚特旗）多耐站（杜爾伯特旗）肇州縣（郭爾羅斯後旗）等に於ては婦女及び小兒の間には尚ほ蒙古語が語られるけれど、男子は支那人に對する場合は悉く支那語を以て用を辨して居るのであつて、彼等自身の間には多く蒙古語が話されて、全然言葉の上の勢力を失つたわけでは無いが、餘程弱く成つて居ることは爭はれ無い現象である。それから西の

方に行くと殆んど蒙古語の勢力圏內てあつて、支那語の勢力は左程强くは無いのてあるか、それても大きな都會に成ると、やはり支那語は相當の勢力を保つて居るのを見受けるのてある。

要するに蒙古語はウラル、アルタイ（Ural - Altaic）語系の一派てあつて、其の方言を約三つに大別することか出來る。一般には地理的に東部、西部及ひ北部といふ風に分けて居て、東部の方言に屬するものはシャルラ（Sharra）方言といつて蒙古本部に用ゐられて居る。西部の方言に屬するものはカルムク（Kalmuk）方言といつて露國と境を接する方面に行はれて居る。北方ブリアト（Buriat）方言と云つてバイカル湖の方面に語られて居る。就中『ブリアト』方言は餘り進歩せす頗る昔の面影か殘つて居るか、他の二語は餘程進歩した形を持つて居るのてある。

蒙古語は、トルコ語の話される地方と、滿洲語の語らるる地方との中間にある關係上、兩語と非常に密接な關係を持つて居る。其の特長としては非常に多數の部族か各地方に割居して、それぞれ各特種の方言を有しては居るに拘はらす、其の方言の相違は餘り甚しくは無く、大概のところては差支無く通する樣てある。而して其文語に至つては殆んど同一てあつて、恰かも支那本部に於ける如く、各地方の方言は地方に依つて非常の相違かあるか、一度漢文に據る時は、直ちに意思相通するか如きと同樣てある。內蒙古と外蒙古とては、言語には相當に差異か

あつて、普通には了解か困難て有るやうてあるか、それても蒙文に通して居る者同志ならは、案外容易にわかるし、さうて無くとも多少の日子を共に暮らせは、別に學習せなくとも大概の事はわかる樣に成る樣てある。

されは蒙古の文語は、蒙古人三百萬人に共通する言語の鏡てあつて、非常に重寶なものであるか、これは上流の人士間に行はるると共に、公文書や漢文の側に解釋的に書かれるのてあつて、一般中流以下の人民には俗語の方か用ゐられて居る。俗語ても文語に最も近いのは『カルカ』方言てあつて、中にも其東部地方は、蒙古の中央に當たる『ウルカ』及ひ其の附近と共に、最も著しく文語に近い言語を話して居る。尙蒙古語の概念に關しては蒙古通志の一章を參考するを最も便利と思ふ。

蒙古は東西數千里、南北亦數千里、人の聲調相同しきこと能はす、言語豈に異らざるを得んや。然れとも大抵西國嘟嚕舌多く東國は然らす、國音の較々異なるのみ。之れを文字に寫せば互に相通す。天山北路に至つては大に異なる所あり。故に別に準噶爾語といふ。其の文字も亦少く異なれり、左れと要するに本と同語源同字母の小異のみ。天山南路は全く此に異なり、言語文字皆相同しからす。概して回々語といへと、其の內亦少しく差異なくんはあらす。哈密吐

魯番より以西喀什噶爾に至り、西南和闐に至る。其の間言語相同し、之れを圖爾奇語といひ、葉爾羌西南一帶地方自ら別に一種、之れを帕爾西語といふ。(圖爾奇は、土耳其即ち突厥、帕爾西は波斯の音轉に非るか暫く後考を俟つ)又一語あり、和爾盎語といふ回教祖國の語なりといふ。回人或は之れを傳習す。蒙古にはもと文字なく、事を記すには漢字又は畏吾兒字を借用せしか、世祖中原を一統し、諸藩國皆文字あり、蒙古獨り之れなきを見て、國師帕克斯巴をして新字を作らしむ。然れとも今其字體を檢するに、大抵托忒字に異ならす。唯々托忒は七母韻、蒙古は六母韻なるを小異とするのみ。蓋し帕克斯巴、蒙古の音韻を考へ、六母韻にして事を辨するに足るを以て其一母韻を減して蒙古言語を寫すに便にせしにすきさるなり。後世清の太祖又蒙古字を假りて其點を多くし、滿洲語を寫すに便にし以つて滿洲字と稱すると同例にして、皆其の創作には非るなり。托忒文字は回紇文字にして即ち畏吾兒字是れなり。標音文字にして數音を合せて一字を成し、其の書法は直下右行し、全く蒙古滿洲の字式と同し、皆横書右行し、及ひ左行するものと均しからす。竹筆髮帚を用ひて之れを書す。竹筆の制は竹を削つて片となし、長さ四寸許上の廣さ二分許にして其の末を鋭にす。準噶爾語に之れを烏珠克といひ、髮帚の制は人の頭髮を長さ四寸許りに切り、一括して之れを緊束すること小箒の如くし、其の末

五分許りを餘して緊束せす、之れに墨汁を漬して墨を蓄へ、竹筆を之れに染めて字を寫すに便にす、之れを必爾といふ。蓋し回紇の舊俗此の如きなり。而して天山北路は回紇の故地なり、故に準噶爾之れに因りて之を用ひ、遂に準噶爾字の稱あり。然れとも杜爾伯特、土爾扈特諸部今に到つて猶ほ之れを用ひ、伊犁界外の哈薩克も亦或は之れを用ふる者あり。準噶爾獨用の字に非るなり。回々はもと回紇なり。回紇文字を用ふへくして今は反つて阿拉比亞文字を用ふるは、天方教に因つて其古風を變したるなり。今回子其字を稱し哈特といひ頗る書籍あり、其の歷史を陀犁克といひ、字書を阿里といひ、醫書を惕普奇塔普といひ、農書を理薩克といひ、占候書を魯斯納默といふ。然れとも想ふに天方教中の書にして回々固有の書に非す。猶ほ蒙古の書大抵蒙古舊來の書に非らすして、西藏より出てて喇嘛之を譯せるに非れは、漢書を飜譯せるものに過きさるか如くならんのみ。故に蒙古回子には倶に觀るへきの文字なきなり。唯々其歌章蒙古は自ら蒙古の國風あり、蒙古音樂と偕に傳へて今に到つて猶ほ時々之を聞くことを得。一句の中首尾自ら韻をなし、每句に皆韻あり。天山北路も亦然り、未た知らす天山南路も亦然るや否や。

第四節　支那語

滿洲一帶及蒙古の一部に最も勢力を有して居る支那語は、將來或る時期には全然他の土語、地方語を驅逐して仕舞ふ時が無いとも限ら無いと思ふ。

滿洲に行はるゝ支那語には二つの系統がある。一は北京及直隷省から移住して來た人々によつて話さるる美しい北京官話、及び之れに近い直隷省の方言を交へた言葉。二は山東省及山東省と境を接する江蘇の北部、河南の東北部及直隷省の南部等の地方からの移住者又は出稼者に依つて話さるる濁音を帶びた方言の澤山はいつた言葉である。

兩者共言葉の組織に於ては大差を見無いが、只發音上の相違があるに過ぎ無いのである。都へて何れの國でも下等勞働者の話す言葉は、何んと無く濁音を帶びて、氣持ちの好い響きを傳へ無いものであるが、これ等山東省及其附近から出稼來る勞働者の發音には隨分聞きづらひ土音を帶びて居るのがある。そして山東省や其れに隣接して居る僻地から來た人の言葉は支那人自身でも中々聞き取れ無いと云つては居るが、大體に於て了解に困しま無いと云つて差支へ無いのである。

そして此の地方に話さるる支那語も、近來北京や上海方面の影響を受けて、新語の增加は夥しい數に上り、其の新名詞を自由に言葉の中に織り込んで綾を作らねは、紳士の體面に係はる

位ゐに思つて居る連中も少くは無い。そして其の新名詞は歐洲語から來るものよりも、我か日本語から來るものか多く、日露戰爭以來日本語又は日本に用ゐらるる熟字又は學術語か其のまま支那音に讀まれて、支那語に化した數は殆んと枚擧に遑無い位ゐてある。

特に近來、支那人間に、其の言葉の間に日本語を交へて話すものか多く成つた。しかしそれは上流社會ては無く、中流以下のもので殊に日本人と常に接觸する商人等の仲間に多いのてあるか、これも多數の人の間に用ゐらるるか故に將來は次第に其のまま支那語化する時か無いても無い。中流以下の支那人の間には、特に日本人と相對して話す場合の外、彼等相互の間にても、日本語を交へて話しつつあるのは常に聞くところてある。上流社會の人々ても、日本人と接する場合には、間々聞覺えの日本語を交へて愛嬌を振り撒きつゝあるのは珍らしくは無いのてある。

又滿洲の各都市には、職工なとの間に上海語や廣東語なとか用ゐられる場合か少く無いか、これは只其の話す人々か其の地方の出身者てある爲めてあつて、其の話さるる範圍も僅かに同鄕者仲間の間に限られて、其の勢力か他に及ふ樣な事は全然無いと思ふ。

第五節　其他雜語

滿洲には滿洲族と同一系統に屬する人種が色々居る。興安嶺及嫩江の上流甘河の流域には達呼爾、鄂倫春、索倫等の人種が居て、何れも滿洲語と同一系統の言語を語つて居る。

尙ほゴルヂ族は主として黑龍江の下流及び吉林省の東北部に、ビラル族及マニヤルグ族は黑龍江の中流地域に『キレ』及び『ギリヤーク』族は同江の下流、海に近きほとりに住ひ、それそれの言語を語りつつあるも、今日彼等は唯彼等相互のみの獨立せる生活を營むこと困難にして、何れも次第に漢人との交渉を保ちつつあるを以て、それ等の用語は自然支那語を使用することと成りて、自然支那語の勢力範圍擴張せらるると共に、彼等自身の言語は別に大なる價値を有し無い事と成りつつあると思はれる。

第六節　外國語

一、日本語　日本語の滿洲には入つたのは、先づ日淸戰役の當時からで有らう。併し遼東半島還付と共に日本人の踏み止まるもの無く、僅かに露國の南下に當つて少數の日本商人や散髮

師の類か、露西亞人相手に居住したに過ぎ無いのて、從つて彼等も露西亞語を學んて自國語たる日本語を語らなかつた爲めに、日本語としては何等の印象も殘さなかつた樣てあるか、一度日露戰役と成ると、日本語は滔々として南滿洲に廣まつた觀か有る。百萬の貔貅に伴ふ小數の通譯を以てしては、到底用を足さない。兵卒各自か生覺えの片言交りの支那語に交ゆるに日本語を以てして、尙且つ不自由なからも用を辨したのてあるから、自然不正確なからも簡單な日本語は廣く滿洲の野に廣められたのてある。

之に續いて戰爭中から、日本軍の骨折て各地に師範學堂や公學堂なとか設けられて、日本語及日本流の教育施設か始まつた。最も戰爭中の事て、日本て如何するわけにも行かないのて、日本軍から支那官憲を勸誘して、金州、蓋平を先つ試み、次いて海城、岫巖、遼陽、奉天、安東、營口等の各地に續々設立し、事業も着々其の緒に着いたのてあるか、戰後滿洲支那官憲に排日の風潮か起つたのと、我か官憲の注意か、此れ等支那側應聘の教師にまて及は無かつた爲めに、其の事業も中絶して仕舞つて、見るへき功績を殘さなかつたのは惜しむへき事てあつたか、一方露國の權利を繼承した鐵道沿線及ひ關東州內ては、盛んに公學堂や、日語學校の經營に努めた結果、更に前者に勝る好成績を擧けて、之れ等の機關に依つて養成された子弟は少か

らさる數に上ほり、將來滿洲に於ける日本語は相當の範圍に廣まることて有らうと思ふ。

日露戰爭後間も無く開校された金州南金書院、公學堂の如きは、其創立當時の生徒の子弟か、近頃ては又生徒として入學して來て、父子二代にわたる學生さへ少く無いといふ事てある。

現今ては滿洲て日本語を學ふものは、右に述へた學生社會にのみ限られす、日本人と接觸する支那商人は、中々熱心に日本語を習得して、日本人の得意を得ることにつとめ、且つ其の子弟には夜間の時間を利用して日本語を學習せしむる向きも少く無いのて、他日支那人上下の各階級を通して相當の日本語の理解者か多く成るて有らうと思ふ。

二、露西亞語　露西亞語と滿洲との關係は、歷史的には日本語よりも遙かに古いのてあるか、それか南滿洲に及んたのに日本語よりも少し後れてゝある。しかし日露戰爭前に露西亞の南下政策か着々實行せられ、大連旅順までの鐵道敷設か完成して、露國官民の旅大の地に住む者か次第に多く成つた當時の如きは、露國人相手の商人の如きは、市場や緣日商人に至るまても片言なから露西亞語をあやつつて、恰かも今日彼等か日本語を語るか如き有樣て有つたといふ。其の後久しからすして露國の勢力か南滿の地を去るや、この地方の言語は日本語の勢力範圍に歸したのてあるか、北滿地方に於ける其の勢力は中々侮るへからさるものか有つて、一時は支

那人自身でさへ露語をあやつるを以て名譽と心得た程であつた。今日と雖も北滿及西比利にかけて支那人の露語を語るものは決して少くも無く、又減少もしないか、露國革命以後に成つては露國に對する輕悔の念を生すると同時に、北滿に於ける露國勢力を支那人自らの手に恢復して仕舞つた結果、露語を口にするを得意とする樣なものは少く成つた樣である。

三、朝鮮語　朝鮮人の滿洲移住は大分年代か古い。其の移住民として滿洲に現はれたのは、鴨綠江方面か一番古く、それについて間島地方、それと前後して西比利亞方面に行つたのてあるか、正確な統計か得られぬ爲めに、幾何の朝鮮人か支那領土内に居るか判然とは分らないか恐らく百萬人に上る數てあらうと思はれる。從つて其の言葉の通用區域は中々廣いのてあるか、いつでも弱者の地位を離れ得ぬ此れ等移住民は、或者は自ら進んて支那語や日本語やを習得して用を辨せんとし、然らさるものは田舍に引き込んて、みしめな生活を送つて居る爲めに、言語上の勢力といふものは餘り認められす、只彼等の仲間相互に於て自國語を話すのみて、外に對して其の言葉を使用するなとは思ひも寄らぬ事てある。

四、其他國語　以上擧けたものゝ外、滿洲在住の歐米人に依りて或る特種の範圍内に於ては多くの國語か話されては居るものの、其の在住者か餘り多く無い爲めに　從つて其の勢力範圍

も廣くは無く、僅かに外國に關係を有する役所や會社商店等に奉職するものや、英國人に敎育された小數の學生及卒業者や、京奉鐵道の支那從事員等か英語を話し得る位ひか注目し得らるるもので有らう。

言語（終）

滿蒙之宗教

例言

本編の編成に、部分的に見て極めて多くのムラかあること、それ佛、儒、道三教の部分に於て特に甚しいものであることは、編者の自ら認めるところである。而かも第一章の冒頭に於て述へたるか如く、民間の信仰に於ける三教の區別は極めて不明瞭であつて、喇嘛教、回教、基督教等の劃然たるか如きものはないのてあるから、此の方面の弱點、特に全然歴史的叙述を缺くか如きに對してさへも、編者は甚しき自責を感し乍らも、自ら慰むるところを持つのてある。

喇嘛教に就ては、在滿一年の編者かよくこれを研究し得る所てはないので、最多く福昌公司編の蒙古通誌により、その摘要をなしたるに過ぎさるか如き體裁となつた。記して同書の編輯者に多謝する。

回教、及ひ基督教新教派の部分は、他に比して稍や詳細てあつて、全般の平均を破ること甚しきものかあるか、此の二章は宗教的見地よりする時は、最も興味ある部分なれは、必すしも過當な努力を拂つたものてはない。

在滿日本人の宗教、及ひ宗教的活動に至つては、殆んど特記するに足るか如きものを見出な

さい。これ編者か單に社寺、布教所の所在地、及び信徒數等を略記するに止めて、敢て詳述を略した所以てある。

最後に本編の參考書を連ねて感謝の意を表する。

宗教大宗　大屋德藏

世界の宗教　日本文明協會

蒙古通誌　福昌公司

滿洲一般誌

吉林省通誌

統計月刊

Walsh: Observation in the Orient

Directory of Protestant Missions in China.

Chinese Missionary Year Book. 1913—17

The Educational Directory & Year Book in China 1920

Marshall Broomhall: The Chinese Empire.

Marshall Broomhall: Islam in China.

W. J. Clennell: Historical Development of Religion in China.

以上の外、雑誌、刊行物、及ひ領事館報告等に依る所か多かつた。

大正十年十月

擔當者　上村哲彌

滿蒙之宗教

目次

滿蒙の宗教

第一章　支那人の宗教意識

支那の人民が三教即ち孔子教、道教、佛教の何れかに屬して居るとの誤解は久しいものであるが、而かもそれは單に外國人のみの誤解ではなく支那人自身も亦、三教の存在を稱へて居るのがある。然るに少しく注意して觀察するならば、斯くの如き區別の正しくないといふことは直ぐにも解る。支那の三教は猶太教、基督教、回教等の教派の區別のやうに判然たるものでもなく、その各々が獨立して支那人の思想や見解を支配して居るのでもなく、又互に相容れないといふやうな性質を有するものでもない。それは寧ろ思想上の學派や傾向の間の區別にも比せらるべきものである。

三教のうち佛教と道教とは僧侶の階級といふものがあるが、孔子教にはそれがない。然し寺廟聖地等は三教共通に之を有するけれども、普通の支那の俗家はその何れに屬するともいふことは出來ない。彼等は時々佛教や道教の勸行に連なりまた寺廟に對しては奉納をもし、或は祈禱

をも賴み、巡禮にも出かけるが、されぱとて彼等がその何れかの信徒だとは言へないし、定つて禮拜集會に出席するなどといふこともないのだ。彼等の宗敎に對する無關心の態度は、祀祭や葬禮に際して佛敎からでも道敎からでも其時々の都合で僧侶を招くのを見ても明かである。

全ての有識者階級、官吏階級は儒敎の古典及び孔子の敎義を深く崇信することを標榜して居り、佛敎信者或は道敎信者と言はるゝことを以て宛かも魔術師や、修驗者に見なされることの如くに嫌惡して居るが、それでも尙ほ葬式の際には佛僧を聘して讀經を請ひ、或は道士を招いて小兒の運命をトせしめるのである。息災盛運の時は支那人は一體に偶像を侮みして居るが、いざ病氣となれは直ちに打つて變つて靈驗あらたかな(?)狐仙の使なる誣者を呼び迎へるのである。

戰前露國の正敎スペインの羅馬正敎土耳古のモハメット正敎の如く何れの國に於ても一般にその國民の正敎と信せらるゝものがあつて、近來はやゝその傾向を滅じたか、之に屬せさるものは異端視され、現世に於ては擯斥を受け、來世に於ては刑罰を蒙るものとの思想か行はれて居るのたか、支那に於ては殆んとそれかないといふことは、最も注目すへき事實てある。從來支那は儒敎に對しては兎に角厚遇を與へて居るし、儒敎は本來國家と結ひついて有能な國民を

養ふことに重きを置いて居るため、自ら正教或は、正道と稱して居るけれども、儒敎の感化は未だ曾つて民衆の心情や道德に浸潤し、之を支配したことはないし、且又支配階級の人にして或は佛に歸し或は道敎に依つて德を積んだ者も少くないが、彼等はそれを矛盾とも不都合とも考へるが如きことはないのである。尙ほ支那にも宗敎迫害の歷史はあるか、それは他の國々に見るやうな信仰上の嫌惡からてはなくて、政治的社會的の動機から出て居り、從つて歐洲のそれの如く組織的てもなく、又深刻てもなかつた。

彼等に取つては、宗敎も一種の裝飾品に過きない、彼等は宗敎に對しても、亦た一種のディレタントてある、然り最も淺薄な意味に於ての、ディレタントてある。彼等か近來『孔敎國敎』なとと騷いて居るけれとも、それは信仰のスタンダートとしててはなくして、外部に示す可き支那特有の立看板的宗敎として、立てゝ置き度いといふのに過きない。支那人の形式主義は、信仰の上にも遺憾なく表はれ、孔子廟、關帝廟等を崇信し、特に儒敎、從つて孔子は表面上尊敬の的となつて居るか、論語の精神は前述の如く未た曾つて實際的に支那社會の上下を支配した例しかない。獨り儒敎のみならす、佛敎も亦た寺院を存し、僧侶を有するのみにて少しも實際的勢力を有たない。その中にあつて、道敎のみか獨り支那人の實際生活と直接して居る。此れ道

敎か老莊の精神を超へて、民衆の實際的要求そのものに同化して行つたからに外ならない。

道敎的趣味、道敎的思想、道敎的傾向は支那人一般の心を支配する日常生活の福利、子孫の繁榮等の要求によく融合して、或は災難除けの神、或は安產の神、或は財神等、俗間の信仰を繫いて居るものは悉く道敎の神である。現代の支那人の情緖にぴつたりと結び付いて、土民の實際生活の要求に觸れて居るものは、實に道敎のみであつて、二千年の長きに亙つて、持續し來つた、三敎九流悉く今や單に形骸を存するに過きない。支那人日常の念願は、實に『富貴と子孫所謂天官賜福酒地肉林財寶瑞祥の類である』此の念願の嘉納者なりと信せらるる富貴、財寶、子寶の神々は道敎の中に攝取されて、或は廟に、或は道觀に祀られて居る。又老爺廟、娘々廟、城隍廟等の神々も悉く道敎の神々となつて居るのである。

彼等の神々に求むる所は、以上の如く極めて感覺的な幸福であるが、その神々に對する供物の觀念にも支那人特有の現金主義は遺憾なく發揮されて居る。即ち彼等は神を祭るや、必す供物をするのであるか、神の靈驗はその供物の多寡に比例するものと信じて居るのである。即ち彼等は神の意志や、欲望を自分自身の平準に於て、忖度して居る。兎に角至てに至て實到主義、現金主義の支那人の信仰は、今日に於ては純然たる徹底現實主義の宗敎となりきつて居るので

ある。

支那には尙ほ、三教の何れに屬するといふこともない實際的な宗教信仰即ち、祖先崇拜の行はるることは日本と同して、黃帝堯舜等か半神として崇敬されて居るか如きは、即ちその一例てある。抑支那の傳統的信仰に於ては、人間の靈と、彼等の信仰の對象との間には越え難き隔てはないのてある。全ての存在に超越した全ての存在物の主宰者としての、漠然たる天の觀念はあるか、全ての信仰の對象たるものは、過去に於て人間の相を有つて居たか、或は未來に於てそれを有つたものとされて居る。斯くて死者の靈は全能てはないか、その子孫の上に思を懸けて彼等かその靈を覺えて之を尊敬する程度に應して、彼等の運命を支配するものと信せられて居る。支那の宗教觀念を解し得る爲めには、此の吾等の祖先の靈か信仰の對象となり得るてふ彼等の信念を知らねはならぬ。支那に於ても、我國に於ての如く、此の祖先宗拜の觀念からして、若し死者か偉大なる者てあれは、家族を超越して一般人の信仰の對象となり得るのてある。關羽か武神關帝として崇信せらるゝか如きは、即ちその最好適例てある。

第二章　滿洲に於ける三教

第一節　概況

佛教

今、滿洲に於ける儒、道、佛三教を概説せんとするのであるか、儒教か宗教なりやに就ては、編者は未た大いなる疑問を存す事と共に、其の活きた信仰的事實を綴るに足る可き、充分の資料か乏しい爲め之れを詳述するを得ないから、單に教義の大意を摘載するに留める。

佛教の滿洲に弘通するに至つたのは、高麗の時西域の僧を招聘したのに始まるか、其後、渤海、遼、金の時代に至つても佛寺を建立し僧侶を厚遇した。佛教には雜多の宗派かあり、その區別の如きは至難てあるか、臨濟禪宗はその多きを占めて居るやうてある。

寺院は我か國と同しく寺、庵等の稱號を有し、亦た廟（ミヤヲ）とも稱せられ、到る處の都邑に存在するも、何等宗教生活上の社會的中心となつて居ない。

僧侶は俗に和尚（ホーシヤン）と稱はれる、相當の寺產ある者は別として、普通の僧侶は社會上殆んと乞食同様の待遇を受けて居る。何となれは僧侶たる者は身體虛弱にして、他の職業に從事するを得さるの者共て、幼時病弱なるまゝにその父母か之を佛前に捧け、病氣平癒を祈り併せて從來佛

道に入らしむ可きを誓つたものにて、俗に捨身と稱せらるゝ者か、然らされは孤獨者又は懶惰にして他の勞役を厭ふ者等に過きないからてある。從つて彼等の日常生活を見るに、徒らに佛前に向つて念經する時あるのみにて、その餘は悉く無爲にして言葉通りの醉生夢死の一生を畢るのてある。又その念經の如き所謂空念佛にて彼等の多くは悉く無學者てある。

從つて寺院の經濟は非常に困難てあつて、都會にありてはその境内の家堂を賃貸し、村落にありては寺田を耕して僧侶等の生活は維持されて居る。但し千山地方の如く寺產豊かな寺廟にありては、例外として幾百の徒弟を養ふことか出來るのてある。

尙ほ佛敎の敎義に到つては、我等に餘りに親み多きものてあり、且つその說述は煩瑣にたえさるのみならす、敎義と實際の寺院生活、或は俗人の信仰とは何等の係はりもなきものなるを以て、項を設けて記述することはしない。

道敎

道敎は、後に詳述するか如く、本來老子の哲學人生觀から出てたものてあつて、その純粹なる相に於て宗敎と稱し難きはなほ儒敎と同一てあるか、而かもその末流に至つては佛敎に傚つて種々の偶像を祀り、敎門を設けて居るのみなるならず、今や純然たる民衆の宗敎となり、俗間信仰の中心となれるは前述の如くてある。道敎にも祖師の異るに由つて各種の敎派かある

か、我か滿洲にある諸宗派中最も勢力あるものは、龍門派と稱せらるゝものである。尙ほ道敎入滿の年代は正確に知ることは出來ないか、凡そ山東人の移住と共に移植されたものであらうと推測されて居る。

道敎の寺院は通常觀と稱せられ、亦た廟とも呼はれる。觀中に祀るものは玉皇を主とし、老子を之に配し、其の他に天官、地官、水官の三官をも祀り、更に關帝には娘々、佛爺、龍王、火神、馬王、牛王、財神、藥王、神農、狐仙等を配祀する、從つて道觀中には一見宛かも諸偶像の百貨店（デパートメントストア）を思はしむる如きものがある。

道敎の僧侶に相當するものを道士（タオシー）と稱し、道觀內に居住するを常とする。道士には火居道士及び淸居道士の二種かある。淸居道士は剃髮して妻子を有せす、且つ廟內に住する。火居道士は前者の如き僧院生活をなさす、且つ剃髮をもなさす妻子を貯えて家居しつゝ、喪事讀經を職とするものであつて、喪事なき場合には商業又は其の他の業務に從事するものである。火居道士は道常五味道士とも稱せられ、其の讀經費は佛僧に比して安價なる爲め、中流以下の俗家は多く彼等を招くのである。從つて是等の道士中には、佛僧に於けると同しく有德の宗敎家と稱するに値する者は殆んと絕無である。唯た中には少數の篤志なる者かあつて、日夜讀經靜心に

努め、屢々千山其の他の道士廟に參習するを常として居る。又道士中には屢々吾等の眼に親しみある文人畫の道士の如き風貌を備へた者共を見出すことか出來る。

尙ほ道教は前述の如く、民間に於ける信仰の的となつて居るの事實はあるか、それにしても一道觀に就て檀徒幾何なとと、明確に列擧し得る性質のものでないことも亦た前出の如くてあるから、第三節に於て教義の大意を述へ、更に第三章に於て其の寺觀中主要なるものを列記するに止める。

第二節　儒教の教義

儒教と一口に言つても、孔子に發し子思を經て孟子に大成したるものなれは、其の教説の上には、進化發展かあるか、茲には孔子のそれに就て、極めて概括的に述へることとする。

孔子の説く所、その大本は仁に存する。仁は信愛の義にて道德の本源たる原理である。仁は君臣の間にありては、忠となり、父子の間には孝となり、夫婦の間には別となり、兄弟にありては悌となり、朋友には信となる――此の根本原理たる仁の德たるや廣大深玄にして説き盡し難きものてある。曾子曾つて孔子に仁を問へは、彼は『參乎吾道一以貫之』と答へた。曾子之を

解して『夫子の道は忠恕のみ』と言つて居る。忠恕は即ち『自れの欲せさるところ之れを人に施す勿れ』といふ論語の言葉に盡きる。忠恕は要するに仁の説明に過きない。仁は人の須臾も離る可らさる德なるか故に之を道と稱する。道は離る可らす、離る可きは道てはない。造次も顚沛も之を離る可きてはない。仁は斯くの如く廣大の德てあり、不可離の道てはあるか、されはとて常人の近づく可らさるか如きものてはない。『仁遠からんや。吾れ仁を欲すれは仁此に至る』と孔子も說いて居る。而かも仁を全得し、仁に合一することは難中の難てある。之を體得した者は聖人てあり、聖人は實に儒敎の理想てある。心の欲するところに從ふも矩を越その名人、努めす煩へす、行爲自ら道德に協ふ自由人かそれて、禹、湯、文武、周公、孔子かその名に値する。聖人は到底常人の達し得さる所なるか故に、第二段の理想として君子を立てる。君子の條件は甚た常識的てあつて、學問、趣味、品性、德行の備つた、圓滿なる人格者を指すのてある。

人には生れなからに、上智、中根、下愚の區別はあるか、何人と雖も仁を求めて、努力修養すれは之を得ることは不可能事てはないと孔子は說く。然らは仁を得て、君子たるの道は如何なるものか、彼の敎は、智德合一即ち善を行はんか爲めには、先つ何か善なるかを知らさる可

らさるか故に、學を修めて知を磨かねははならぬ。之と同時に行動三爲の、外面的修行即禮か大切となる。禮の眞髓は克己にあり、愼謹にあり、反省にある。學と禮とは君子の實質てあるか之を人格の光として完全に發揚せんか爲めには、更に文を要する。即ち詩樂を修めて美的陶冶をなすのてある。

孔子は以上の如く常識的圓滿を尊んて偏倚を卑めた、故に彼れの實踐法則か、中庸てあるのは當然てある。中庸は即適度てある。修身齊家治國平天下の言葉にも、窺はれる通り、孔子は道德と政治とを根本的に同一視する。天子は先つ其德を修め名分を正さねはならぬ、名分を正すとは人々其の分を守らしめることてある。名分を明かにすることは結局修身に歸する『天子より庶人に至る一に是れ皆其身を修むを以て本と爲す。』

最後に孔子の教說の、中核たる仁は一視同仁の博愛なるか、何處までも常識的な彼は、仁の實行に於ても近きより遠きに及し、親より疎に及び、決して本末を顚倒するなからんことを力說するのてある。

第三節　道教の教理

支那に於て發達した二つの思想の內、孔子は多く人性哲學を說き、その敎へは倫理的てあつたか、老子は形而上學(本體論)を說き、その發展——或は墮落の結果は、著しく宗敎的となつたのてある。然らは老子の說く宇宙の本體は如何なるものてあるか。

雜然紛然たる森羅萬象の集合せる宇宙は、其の外見にも似す、其の根本は一つてある。而かも此の唯一の根本、唯一の本體は、吾人の感害を以てして、到底認知し得さるものなるか故に、之を無と名つける。無は萬物の本體にして、萬物一として無に出てさるもの無きか故に、之を道といふ。(老子は之を玄牝又は谷神と呼ふ。)道は天地に先つて生し、天地に後れて存するものてある。認識を絕する此の道は到底之を言葉に飜譯することは出來ない。故に彼は樣々に說明して或は見れとも見えす、聞けとも聞こえすといひ、姿なき姿と呼ひ、或は形なき形なとと形容して居る。斯くの如く本體は無爲にして萬物を生し、周く萬物に偏滿する老子の所謂『無爲にして爲さゝるなく周行して殆からす』てあり『玄の又玄、衆妙の門』てある。

根本の思想か、斯くの如くなるを以て、老子の考へ方は當然回顧的てあつて、無か有を生せさる以前か、理想的な單純淳朴の境て、それか一度有を生し、分化し發展するに從つて、社會は複雜となり、種々の混亂か生し聖人等といふものか出て仁義禮智を說き、禮樂刑政の道を興

すに到り、衆愚擧つて此に隨喜渇仰するに到つては最早や度し難い。物は凡そ必要なくて生するものてないから聖人出て、君子出て、道を說くは人情は輕薄となり、人は巧智にたけ、大道癈れて、仁義の用も出て來るのてある。今の世は國は國と戰ひ、人は人を憎み、貨幣出てゝ人は金銀財寶を無上のものとなすに至つた、實に卑む可く厭ふ可き世てある、故に老子は逃れて山に入つたのてある。

然らは斯く厭ふ可き俗世を脫して、理想世界に還元するにその道如何、老子は之に對して、放任主義、退步主義を採つた。彼れの理想國家は無爲以て修むる、放任國家てある。知なく、禮なく、仁なく、義なき純朴單調の原始的、嬰兒的狀態か彼れの理想世界てある。彼れは言ふ我等は名利の念を去り、慾望を斷ち、靜を守り、虛に還る可し『小國寡民什佰の器あるも而も用ひしめす、民をして死を重んして、而も遠く涉らさらしめ、舟輿ありと雖も、之に乘ところなく、甲兵ありと雖も、之を陳ぬるところなく、人をして復繩を結んて之を用ひしめ、其の食を甘しとし、其の服を美なりとし、其の居に安んし、其の俗を樂み、隣國相望み、鷄犬の聲相聞え、民老死に至るも、相住來せすとは、實に彼れのユートピアてあつた。

老莊の說か後來發達して、所謂神仙敎となつた。道敎に取つては此の神秘的方面こそ却つて

重要である、長生不死を求めて丹を服し、山に隠れて神仙たらんとすることか、道教の道教たる所以て、老莊の説は附會に過きない。物欲を離れ虚無自然に一致した賢者は、眞人或は至人と呼はれて、道家の理想的人物である。『藐姑射の山に神人ありて居れり。肌膚は氷雪の如く、淨約として處士の如く、五穀を食せす、風を吸ひ露を飲み、飛龍に御して四海の外に遊ふ。其の神疑りて物をして疵癘せしめす、年穀をして熟せしむ。』或は『之人や物之を傷る事なく、大浸天に稽れとも溺れす、大旱に金石流れ土山焦るれとも熱せす、是れ其の塵垢粃糠も、將に猶ほ堯舜を陶鑄せんとするものなり』又は『至人は神なり矣。大澤焚くれども熱する能はす、河漢沍れとも寒えしむる能はす、疾雷山を破り風海を振けとも驚かす能はす。然る若き者は雲氣に乘し日月に騎りて四海の外に遊ふ、死生已に變する無し而も況んや利害の端をや』以上は莊子か眞人の精神狀能を譬喩を以て表現したのてあるか、後には之を事實的に解して、不老不死の仙人と仙鄕とを希求するの餘り、長生の仙藥を尋ね神仙術を生み出すに至つたのである。

以上の如き神秘的傾向は、漢代の誰南子に依つて大いに長成され、晋代の葛洪に依つて大成されたか、彼は神仙の存在を疑はす丹を服して修行怠らされは、自在境に達するものと信し且つ教へた、神丹の法は老子の師元君の創始する所て、其の箸太清觀天經九篇に示す。其中上三

篇は教ふる能はさるの書、中三篇は傳を失するといひ、下三篇即ち丹經のみ殘つて居るか、もとより荒唐無稽な神仙及神丹の法か説いてある。之によれは神仙には三階級あつて、上士の道を得た者を天官と云ひ、中士の道を得た者は崑崙山の神仙であり、下士の道を得たる者は此の世に長生する者て、之を長壽と稱する。神丹にも亦數種あつて、三年服して神仙たる者を、丹華といひ、二年服して神仙たる者を、神符といひ、一年服して仙人となる者を、神丹と稱する。其他短きは三日、長きも半年にして仙人を得るといふ妙藥には餌丹、鍊丹、伏丹、寒丹等かある、而かも斯くの如く滑稽なる神丹存在の事實か眞面目に信せられて居るのを見ては、吾人は何處も同しき人間の迷信の力に驚かさるを得ないものである。

最後に道教の系統を見るに、其祖を黃帝に歸する者もあるか、要するに支那流の勿體振りと見て、老子を以て其の祖とす可きてあらう。老子は其の年齢に於て孔子よりは僅かに先輩の同時代人てあつた。性は李、名は耳、字は伯陽、楚の苦縣の人て周の史官となつたか、時勢に慨して青牛に騎して隱遯す可く散開に行つた時、關伊子の請を容れて學の聆綱を授けた、此れ即道德教である。道教は此れから廣まり文子、蝟子、列子、莊士以下三十七家著書九百三十八篇とは漢書の記する處である。此等の諸經典中最も重きをなす者は老子、列子、莊子、抱朴子此

等の中最後のものは晋の葛洪の作てある。彼れは名利を捨て、山に入り仙術を得たと稱せられる。道敎の宗敎化——寧ろ迷信化には葛洪は最も與つて力かあつた。

尙ほ後世の道家は老聃を尊んて太上老君といひ、唐代に至つては同しく李性なるより自家の祖先として、尙ひ老子と稱し太上玄元皇帝と隘號した。

第四章　東三省に於ける主要寺觀廟祠

第一節　概　說

民間の信仰に於て、儒佛道三敎の信仰は融合と言はんよりは、寧ろ甚しく混交し、それを彩るに支那人一流の放誕なる現實的、實利的、迷信の强き色合を以てせるものなることは前述の如くてあり、實際的信仰に至つては、一種の混合宗敎の如きものを形成して居るのてあつて、佛敎、道敎、或は喇嘛の寺廟內に關帝廟を有するか如きは、決して珍しい事實てはない、甚しきに至つては、八百萬神佛を雜然と集めたものも屢々見らるゝのてある。故に今便利の爲め三省各縣の寺廟觀祠を一纒として左に載せんとするのであるが、其の前提として特に最も通常的にして殆んど各地に見出さるゝものに就て簡單に說明すれば、

(一)**社稷壇**　之は舊來天子か土神、穀神等を祭る場所にして、皇城內にては宮闕の右方に在るのか古制てある。而して其祭壇は方形て二層に重ね其上層は五色の土を以て之を築くと云ふことてあるか、地方によつては必すしも、斯る嚴重な制度はない樣てある。但し壇の高さは二尺一寸方二丈五尺宛てあるか、各州縣のものは社を右に建て稷を左に立て、唯た壇丈を一にする

風かある。奉天にては清朝の雍正十一年に至つて始めて之を天祐門外の西南隅、即ち王皇廟の前に建て乾隆六年に至て增築したか、其祭祀は大抵孰れの地に於ても、春秋の仲月戊日を以てすることゝなり、總督、巡撫以下皆な參拜するか、要するに此は五穀の神を祭るのか本來の目的なれとも、穀は土に生するを以て土神をも併せ祈る譯てある、今日は社稷を國家と云ふ意味に解して居るか、其根源は事實右の通りてある。

(二)**風雲雷雨山川壇**　此ものは滿洲の地に於て清の雍正十一年始めて奉天城内社稷壇の前に立てしか、元來風雲雷雨の神祠と名山大川の神祠と嶽鎭海濱の神祠とは皆な別種のものてある、併し地方によりては經費其他の都合上之を一所に祭る譯なるか、其風雲雷雨と云へるは即ち、地方によりて清和、宣惠、風伯の神とも稱して風伯、雨師、雷電師の神を祭り、又名山大川の神は其地方地方に名ある山川を祭り、又嶽鎭海濱と云へるは所謂五山三川を祭るのてあるけれとも、要するに是等は四時の調和を得て五風十雨の惠に浴せんか爲めに祭祀を勸むる所以てある、其祭りは春秋に於てするものと都合上其時を限らさるものとの別はあるか、其由來は至て古いのてある。

(三)**先農壇**　之は始めて民に耕稼の法を敎へたる神農氏を祭つたもので、已に後漢の時代には

各縣邑に於て乙未の日に之を祭つた例を見るか、其祭壇は略ほ社稷壇と同一の樣てある。又其祭りは後世仲春亥の日と定めてあるか、滿洲にては淸の雍正五年に始めて此神を奉天の德盛門外なる東南隅、即ち瀋水の南に之を建てゝ乾隆六年に至て更に增築して居る。又此神廟に屬する耕田は其祠前に在つて面積は各府縣ともに各四畝九分てある。

（四）**厲壇**　厲壇の神は明かならす、然れとも古代厲山氏の子を農と曰ひ能く百穀を殖ゆ、周の棄之に繼ぐ故に祀て以て稷と爲すとあつて、矢張り五穀の神なれは後世此神を各地に祭るとある。滿洲にも處々に在つて、奉天は地載門外に建てられて居る、祭日は北京にては三月寒食の日と七月望日との二回に定まつて居る。

（五）**八蜡廟**　蜡祭は穀物に對する歲終の祭祀にて、夏の代には之を淸祀と曰ひ、殷の代には之を嘉平と稱し、周に至て蜡と呼ふことになつた。併し秦代には之を臘と改めたか、後世また蜡祭の名に復したものと見へる。禮記によれは歲の十二月萬物を合聚し索して之を饗すとあれは、凡ての食物か出來上つて其終りを告けた際、之を料理して神に供せしならんか、八蜡の解によれは、毎歲建亥の月、田切成るを告くれは、則ち八神を合聚して之に報饗す、之を八蜡と謂ふ其一は先嗇即ち神農の類の如し。二は司嗇即ち後稷なり。三は農、即ち古への田畯民に功ある

者を謂ふ、四は郵表畷即ち田畯の百姓と井間の處に督約して神あるを謂ふ、故に亦之を祭る、五は貓虎、其野鼠、野獸を食ふて以て苗を穫るか爲めなり、六は坊、即ち堤坊なり、七は水庸即ち溝なり、八は昆蟲、螟螽の類其害を爲すことなからんことを祝するなりとあり、是等は總合的の祭祀なれとも元來農事に關係する者なるを以て、一般に祭祀を致すのである、滿洲ては奉天の南門外に此廟ありて、春秋に其祭りを行ふことになつて居る。

(六)城隍廟　此神は其築城地方の鎭星を祭りしものなれとも、其名は易經に城復於隍と云ひ、又禮記に天子は大蜡八、水庸居無とありて、水は隍也庸は城也と解せる字面に基いて居るのである。又此城隍神の名か始めて歴史上に見へたのは南齊書の慕容儼僧てあつて其文中に郢を守つて城隍を禱り、祐けを獲ることありし由を載せたれは古く六朝時代に存在せしことは確かなれとも當時一般に此神か祀られてありしや否やは不明てある。其後唐代には張說、張九齡、杜牧等の集中に城隍を祭るの文あれは、其漸次に盛なりしことを知るに足る可く、其後宋初の建隆年代に至て其祠廟は遂に天下に遍き有樣となつた。爾來此神祀を亂用すると同時に或は神像を造り或は各般の祈願を爲し、又種々の俗惡不倫なる祭をなし來つたか、其祭壇を築く樣になつたのは明以後てあつて、滿洲には奉天に元の至正年間の碑を存する城隍廟かあるから、其由

來は案外に古くから祀られてあつたことか知られる。

（七）忠義孝悌祠　此廟は其名の如く、其地方地方の忠臣、義士孝子悌節の士などを祭りしもので、滿洲では淸の雍正九年に奉天の德盛門內に建てたものか其始めてある。

（八）節孝祠　此祠も雍正九年、奉天の壞遠門外に建てたのか其始にして、其主たるものは節婦、孝女等の如き女子側のもの分離して祀つた廟と思はれる。

（九）褒功祠　此神祠は滿洲に於て奉天になく、遼陽に存せしものなるか、其廟は明の正德年間に總兵韓斌の建てたるものにて、其後何時頃まて維持せられしかは不明なれども、今日は全く廢絕に歸して居る、但し其主神は即ち祭祀する地方より出てて國家に功勞ある人士てあつて、其活動せし地方の遠近は敢て問ふ所にあらぬ譯てある。

（十）關帝廟　此神廟は滿洲ても至る處に在りと云つてよい程に澤山祭られて居る。其主神は即ち三國の時蜀の大將たりし關羽其人てあるか、支那て此神を祭り初めたのは餘り古くはなく、其歷史上に見へたのは宋の崇寧中、崇惠公に封せられ旋て武安王に加封せられしか其神廟を設け始めたるは大抵元代なるか如く、中には宋の岳飛を合祀せる箇處もある。而して多くは老爺廟と呼んて居るか、之れは俗稱にして、矢張り關帝廟と云ふのか正式てある。滿洲ては遼陽に

在るものか最も古く其神廟の土臺は元代の儘て、茲には當時の碑文なども今に至るまて現存して居る。

（十一）**龍王廟**　支那人の龍を尊ふことと、又龍の由來の古きこと及ひ龍を各般の上に應用せし事例は殆んと枚擧に遑なしと雖も、龍王の話は嘗てなく其之れあるは印度の佛典に始るか如し。併し佛敎には龍王あれとも東海に限るにあらす、去るを支那にて東海龍王を祭るは此國古來東方の星を龍に見立て、五行上東方を青龍となせは是等と印度說とを結合して神廟に祭りしか、世の龍王廟なる可し。而して奉天にては此の龍王廟四箇所に存在し、一は外攘門外にあり、二は觀音閣の東方に、三は撫近門內路の北方に、四は城を距ること十二淸里白塔堡の地に存在して居る。又其祭祀は大抵春秋の二期に限る樣てある。

（十二）**土神廟**　支那に於ける土神には種々のものあり、古代土神と云へるは五行上の神て水神は智、土神は信なぞと稱して居た類てある。又土地の神として祭るものには其地に功あるものにて、元代に徽州の土神汪華を改封して、昭忠廣仁武烈靈顯王となした類てある。之は前揭の褒功祠に似て居るか、右は國家全體に對して大功あるものを祭り、是は其土地限りの小功者を祭ると見れは自つから其間の區別か付くてあらう。又此他に時日方位等を司る神を土神と呼たこ

とかある、例せは宋書の明帝記に『宮内禁忌最も甚たし、床を移し壁を治むるにも必す先つ土神を祭る、文士文祠を祝策爲るに及んて、大祭の饗の如し』とあるものか夫れてある。併し普通の土神と稱するのは大抵第二者を指す様てある。滿洲ては此神は奉天、遼陽等になく、海城に存在して居るか、右は清の知縣たりし陳王星か始て縣儀門外に建てたのを、雍正七年に至て同知縣張士毅か大門外に移して改築したものてある。

（十三）火神廟　此廟は滿洲にて、遼陽に在るものの古き分にて其建立は康熙年間に屬し、其後乾隆三十七年に重修した。右は城内の西北隅に在るか、祭祀は六月下旬に行ふのか一般の例てある。又火神の本體は不明てあるか、古く漢書の五行志に『火祖は祝融と閼伯となり、民其德に賴る以て火祖となし、配するに火星を祭るとあれは世の火神廟は恐らく此二者を併せ祭るのてあらう。

（十四）娘々廟　娘は少女の謂なれとも、娘々と云へば人妻の儀となり、又轉しては天子母后の稱ともなるなる。而して世に娘々廟と云へるは全くの俗稱にて正しくは天上聖母宮、又略しては媽宮とも云ふ、此神はもと福縣蒲田縣湄洲嶼の人、林氏の女なるか、生れて靈慧死して屢々顯應あり、故に宋代夫人に封し、元明を經て天妃に累封し、清朝に至て遂に天后聖母と稱せら

れしと云ふか世の通說てある、併し右は後世の謬說に出たもので、之は古く神仙の西王母か能く人壽を保ち又子女を授くるとの傳說あるか爲めに祭られしもので、夫れか轉して前條の樣な子女に變化したのてあらう。又右の外に臨水夫人と稱せらるゝのかある、之れは唐の大晋二年に生れた福州の人陳昌の女進姑と云へるもので、此女か二十四歲の時懷孕した處か、偶ま數月の大旱に際したので脫胎して雨を禱り遂に死去したことかあるか、其折我れ後來神となりて難産の婦人を救はんと云つた爲め神に祭つたとの傳說かある。顧ふに是等を彼是れ打混んして娘々廟の神を林氏の女としたものてあらうか、其子女を授くると云ふは西王母說より來りしに相違なく、又水難を救ふと云ふことは臨水夫人の話を誤まつたものに違ひはない。併し孰れにせよ女子てあるから俗に娘々廟と呼て居るのてあるか、夫れにしても矢張り後の二者か能く娘々の語に適當して居る。又此廟は各所にありて倶に繁昌して居るか、滿洲にて最も古くもあり又最も有名なるは大石橋近傍の山上にあるもので、春秋の大祭には全山人を以て埋るとのことてある。

(十五)藥王廟　此廟は奉天に三個所あり。一は德盛門外にて、二は外攘門外に在り、而して三は懷遠門外に在りて吉林書院と稱する、又其祭神は地方によりて五谷先帝とも稱して居るか、

普通藥王の名の方か多く行はれて居る樣てある。其神は即ち神農にして醫師藥舖米商なとの連中か之を祀つて居る。猶此神は滿洲にて廣く求むれは他の地方にも存するてあらう。

以上の外三皇廟、馬神廟、財神廟等また到るところに多く見られる。

第二節　奉天省

先つ（奉天）に於ける主なる佛寺道觀を見るに萬壽寺は外攘關路地にあり、正統五年の建立にかかり、寺內には御賜の藏經約一五〇〇函を藏し、また中華佛教總會奉天支部かある。同支部は民國元年の創立にして、會長一名副會長二名を置いて居る。尙ほ總務、理財、演教、文牘、評議の五分科と五百四十六人の會員とを有する。萬壽寺には方丈一僧侶五十を有する、尙ほ（瀋陽縣）には永壽寺、普慶寺、慈雲寺以下五十五の寺、廟、庵、祠等かある。

次に道觀を見るに、最も有名なるものに太淸宮かある、太淸宮は外攘關角樓の西隅にあり、康熙四年の建立にして、御賜の藏經一藏凡七百二十四函を有する。宮には住持の方丈一人、監院一人、職事十六人、道侶百餘人あり、又宮內には中華全國關東道教總分會を附設する、民國元年の創立にかかり會長は一人にして、監院之を兼任し、副會長は二人、分科は佛教のそれと

同じく、會員は敎內會員二百九十二、敎外會員千餘を有する。道德觀は太淸宮の他に斗姆宮、關帝廟淸虛觀、白衣庵九聖祠、老仙人洞、珠琳寺等三十五ある。

以上佛道二敎の寺宮の他所謂鎭鄕廟宇なるものを見るに、最も多數なるは關帝廟にして其數四十一其他に寺號洞號祠號を存するもの及、藥王廟、火神廟、龍王廟、三義廟、七聖祠、九聖祠等を合せて三十七ある。

（遼陽縣）各縣城に共通なものとして、前節に概括說明した社稷壇以下の外、天王寺東嶽廟、長春觀等を併せて三十五を有する。內廣祐寺は最も有名にて、遼陽西門外三里の地にあり、白塔を有し、俗に白塔寺と呼はれる、漢時代創建の傳說ある古刹て、明の神宗の卽位六年淸の天聰九年の二回に修覆された、龍泉寺は城外六十五里の千山上にあり、明の隆慶五年の建立にかかるもので、藏經閣三楹を有する。

（海城縣）社稷壇以下合せて三十九（開原縣）は併せて十八あり、（鐵嶺縣）は三十四あり、（復州）は三十、（寧海縣）は十七、（岫巖城）は城隍廟、關帝廟、王皇廟、財神廟を有するのみ、（鳳凰城）は關帝廟、上帝廟の他に四寺を有するのみ。

（綿縣）には社稷壇以下各地共通のものの他、周將軍祠、大廣濟寺、興隆庵、藥王神、

王廟等總計百十二の多數の寺か廟ある。內關帝廟は十六あり、最も盛んてある、又錦州塔は城內大佛寺の前にあり、唐時代の建築にて塔座八面每面約六丈（一丈は我か一丈四寸）高さ十六層約一百餘丈てある。

（興城縣）社稷壇以下各一、城隍廟四、關帝廟十六の他、百餘の祠廟寺庵かある。城西南一百八十餘里（一里は六丁）の地にある姜女祠は、最も有名にて、秦の貞婦許氏孟姜を祠るところてある。祠宇三楹佛殿三楹、大門三楹內に宋の文天祥の聯句かあると傳へられて居る。亦た淸朝の天子御製の詩文を藏する。

（北鎭縣）北鎭廟は城西にあり。舜か醫巫閭山を祠つて、幽州の鎭となして以來、歷朝之にならひ、唐の開元中廣寧公に封し、遼金の時王號を加へ、元の大德二年貞德廣寧王に封したか、明の洪武の初詔して封號を改めて、北鎭醫巫閭山之神と稱するに止め、廟を建てて朝廷に大典あれば恒に遠く官を遣して祭告した。淸朝また之に仍ひ康熙帝以下扁額詩文書畫を賜ふた。廟は規模頗る閎煥て御香殿三楹、大殿七楹、更衣廳三楹、內香殿三楹、寢宮五楹、碑亭四座、馬神殿五楹、大門五楹、石碑坊一座、左右朝房各楹、左右鐘樓二座、左右配殿各十三楹、神厨三楹、神庫三楹を有する。

北鎭には此他社稷壇以下七十五の寺庵廟祠がある。內靑巖寺は城西南五十里の地にあり。寺旁の絕壁中には優に數十人を容る可き巨洞がある。

（義縣）（原名義州）には合計四十七の祠廟寺庵がある。

第三節　吉林省

（吉林省）省城には先農壇、社稷壇、風雲雷雨山川壇、城隍廟、關帝廟三、八蜡廟三、義廟、藥王廟、財神廟等が備はつて居ること奉省各縣城と異ならないが、吉林に於て最も有名なるは長白山望祭殿である。殿は城西溫德亭山上にあり、雍正十一年の建立にかかり、正殿五楹のほか祭器樓碑樓等を有し、春秋二回盛大な祭事が行はれる。又松花江神廟は小東門外北江岸にあり乾隆四十四年の建立になつたものである。關帝廟三の中一は得勝門外の北山にあり乾隆十九年吉林駕幸の際靈著幽岐の扁額を賜ふた。以上の外縣內には、これを合せて四十一の關帝廟があり、關帝廟の內に娘々殿財神殿等を有するものが多い。尙ほ以上の外火神廟、山神廟、馬神廟、龍王廟等民間の迷信的信仰を思はせるやうな名の廟祠が多い。龍鳳寺は朝陽門外龍潭山上にあり乾隆十九高崇純皇帝駕幸の際賜ふところの御書福佑大東の扁額がある。

（伊通縣）には關帝廟十一あり內に娘々殿、火神殿かあるの外城隍廟、太陽廟各一、娘々廟

六、藥王廟、財神廟、大佛寺等かある。

（敦化縣）には關帝廟、城隍廟、仙人堂、三佛寺、山神、財神、馬王廟等かある。

（長春）の關帝廟は、支那人の信仰か如何に混亂せるものなるかを知る最好例と見ることか出來る、即同廟ば城南門外にあつて、正殿三楹、娘々殿三楹、老君堂一座、了意眞人祠一座、公輸眞人祠一座、胡定眞人祠一座、大仙堂一座、大仙閣一座、藥王殿一座、魁星樓一座、土地祠一座、禪堂十三楹かある。尙ほ長春には文昌宮、城隍廟、火神廟、龍王廟等かある。

（農安縣）には先農壇、關帝廟、城隍廟、財神廟、娘々廟等の他朝陽寺、海晶宮、海雲宮等かある、海雲宮には關帝殿、九聖祠等かある、尙ほ靈衣宮、德慶宮、鬼王廟、太平寺等かある。

（扶餘）（五常）（賓）の三縣には例の社稷壇、先農壇、關帝廟、文昌宮、龍王廟等かある。

（雙成縣）には關帝廟合計九あり、其の中に種々雜神を祠ることは皆な同してある。此の外城隍、火神、鬼王、藥王、三皇等の諸廟かある。

（寧安縣）には風雲雷雨神廟、文昌宮の他關帝廟五、火神龍王廟、山神廟、財神廟、天齊廟、老君廟かあり、又藥王、苗王、蟲王等祠の調法なのかあり、七聖廟二、古佛寺等かある、なほ

城西三里の觀音閣には地藏殿、河伯神祠、天仙聖母殿各一といふやうに例の支那式を發揮して居る。最も有名なのは城南七十里の石佛寺て、東京城正殿三楹、四大天王殿三楹、彌勒殿三楹、大佛殿三楹、左右十八羅漢殿六廟等かあり、金時の建立になると傳へられて居る。

（扶餘城）内には關帝廟以下九廟、龍虎寺以下五寺及土地祠かある。

（阿城縣）には例の關帝廟以下の月並のもの十一廟の外玉皇廟、虫王廟、地藏廟、祖師廟等かあり、又文昌宮かある文昌宮には高さ五丈餘の魁星樓かある。

（依蘭縣）には關帝廟五以下月並十七の他、江神廟、瘟神廟、竈君廟、酒仙廟等かあり地藏寺　文昌宮、照忠祠等かある。

（琿春縣）は甚だ貧弱にて社稷壇以下二壇四廟に過きない。

第四節　黑龍江省

（齊々哈爾）には先農壇、城隍廟、馬神廟、三官廟、藥王廟、龍王廟各一、關帝廟三の他觀音寺、萬壽寺、大悲庵、昔恩寺等かあるか、比較的完全なるは孔子廟である、また萬壽寺には康熙五十一年の鑄工にかかる古鐘かある。

（嫩江縣）には先農壇、城隍廟、龍王、馬神、關帝の三廟かあるのみ。

（黑爾根）には先農壇、城隍廟、大佛寺、關帝廟、土地祠、觀音寺、娘々廟等かある。

（呼倫布爾）は現今分れて三縣となつたか、關帝廟と喇嘛寺とかある。

（呼蘭縣）には先農壇と關帝廟とかある。

第五章　喇嘛教

第一節　概說

喇嘛教は主として蒙古に行はるゝ宗教てあるか、清朝か蒙古懷柔に彼の民族の强烈なる信仰を利用するの政策を取つた爲め、今や滿洲の各地に喇嘛の寺廟と信者とを有することゝなつた。

由來高原民族は深刻なる宗教心を有すると稱せられる、猶太教のヘブライ人然り、回教のアラビア人然り、我か蒙古人また然りてある。喇嘛教は實に蒙古人の生命てあり、糧てあり全ての全てゝてある。彼等の無智と、彼等の未來の福祉に對する渴望と、現世の運命に對する迷信とは實に寧ろ憫む可きものかあると共に、而かも彼等の態度の眞劍には、うたゝ畏敬の外なきものかある。彼等は一意專念來世の冥福を祈り、長子以外の男子あれは必す一二名の喇嘛を出すを以て、家門の光榮となすのみならす、一人出家すれは爲めに九族佛緣ありとの信仰を有して居る。而かもこれらの信仰は、無智蒙昧の愚民に止まらすし、王公等の信仰は最も熱烈にして、朝夕喇嘛を招して勤行せしめ、子弟を出家せしめ、寺廟を建立し、僧侶を供養し、只管佛

の安福を祈るのである。

第二節　教　史（附清朝との關係の沿革）

第一項　當初の傳來

唐の太宗の朝、吐蕃（西藏）拉薩に都せる勇傑スロンツアンカンポ威を四隣に振ひ、使を印度に遣はしてその地の高僧及唐僧瑪哈德等を迎へ、經典を譯述せしめたが、曾孫チスロンツアンカンポの時に西藏在來のポンポ教と佛教との調和を企て、茲に喇嘛教の源を拓き、更に高僧カンガンボデーサトバを印度より迎へた、彼は國内を巡錫し、奇績を行ひ、二十五弟子を選んで教外文化の事物をも教へたので、西藏の佛教文化は燦々として輝き出でた。然るにチスロンツアンカンポ三世の孫ライパタンの弟ランタマは彼を弑して王位を奪ひ、佛教を憎んで經典を燒棄し寺院を破壞し教徒を虐殺したが人民の爲めに殺され、その孫パルトルツアン立つて王位を繼き、再ひ佛教に保護を加へて往時の隆盛を回復した。

然るに茲に喇嘛教の中に眞の奇績的の一大天才が出現した。一大天才その名は發思巴といつた、資性慧敏、七才にして能く經典十萬言を誦し、而かもその大義に通したるを以て、神童の

譽高かつた。時勢は偶々蒙古勃興の時て世祖は未た潛邸にあつたか、十有五才の發思巴は世祖に謁し、互に許すところ厚かつた。彼れは修業精學怠る處なく、國人終に彼の德を崇へて聖と稱するに至つた。世祖の即位するや益々發思巴を尊崇し、帝師大寶法王の號を賜ひ、西藏を領せしめた、此れ喇嘛敎に於ける法王の嚆矢てあつた。尙ほ彼れは帝都にある時、成吉思汗の製字を補添して、蒙古の新字を作つた。

明の天下を統一するや、元朝の偉策を踏襲しつゝ更に法王の數を增加して西藏に於ける勢力を分割せんとし、成祖は高僧哈立麻を帝師に迎へ大寶法王西天大善自在佛の尊號を授け闡化、闡敎、輔敎、護敎、贊善の五王を封するの他西天佛子二、灌頂大國師九、灌頂國師十八を定めた。玆に於てか其徒は只管に世襲の絕へざらんことをのみ冀ふて、全く懷柔され俗化され法王等は皆明朝賜與の紅綺禪衣を纏ひ、戒定を失し密咒を行ひ、果ては呑刀吐火などいふ巫者の行爲を以て世俗を眩惑するに至つた。

第二項　黃敎の改革

甘肅の人甘丹寺の僧に宗喀巴(ゾンカパ)なる者かあつたか、深く敎界の腐敗を慨し奮然立つて、敎義の改革を宣し、紅衣を捨てゝ黃衣を採り、聲聞を斥け幻術咒語を禁し、大乘を說いた。從來の佛

惛等か紅衣を纏ふに對して、彼の徒か黄衣に改めたるを以て、前者を紅敎といひ、改革敎を黄敎といふ、紅敎は妻帶して生子嗣を繼けとも黄敎に於ては世々轉生（呼畢罕爾クビルガン）を信して化身を以て衣鉢を襲はしめる。輪廻不昧世を易ふるも互に敎義の師となり得るとするのか即ち轉生の信念て、宗喀巴は達賴喇嘛班禪喇嘛の二弟子を觀音金剛の化身とし、自己の死に臨んて再生する所を示した。宗喀巴の言空しからす、其驗あらたかなれは、國人皆な翕然として之に歸依し、兩喇嘛は五百有餘年の今日に於ても尙ほ圓寂轉生して、活佛たりとの信仰は其敎徒の間に牢として拔けない。中にも達賴喇嘛は喇嘛僧至高の位に居り、絕對無上の宗權に兼て政權をも有する西藏の統卒者てある。

第三項　蒙古弘通

喇嘛敎の蒙古弘通の歷史を極めて概弘的に瞥見するに、英傑忽必烈即ち後の大元皇帝世祖は、前述の如く西藏の高僧發思巴を禮を厚うして招し、國師大寶法王の尊號を授け、歷代天子亦た大いに帝師を尊重し帝師は天子に亞くの權威を得、其の所在地に宣政院を置き、授戒に際しては皇帝皇后をして膜拜せしむるに至りしを以て、終には其の擅橫極に達し亂行盡る所なきに至り人民は西僧を仇敵視蛇蝎視することとなつた。

元は斯くの如くにして終に西番僧の爲めに滅亡したといふも過言ではないか、明の時代に於て屢々北境の脅威たりし蒙古掉尾の梟傑阿勒坦は、萬歷の初め喇嘛教に歸依し、廟宇を修造し、禮を厚うして第三世達賴喇嘛を迎へ、大祭を行ひ十方より參集の喇嘛實に十萬餘に及んだと言はれる。阿勒坦汗は達賴を尊んで聖識一切瓦齊爾達賴喇嘛の號を奉つたが、彼は親しく蒙古に巡錫して黃敎を布行した。

喀爾喀部土謝圖汗の子、達延汗の曾孫阿巴岱、達賴喇嘛に請ひ、大慈津巴札木蘇呼畢勒罕を迎へて、喀爾喀圖拉河の坐牀とし、大慈邁達里呼圖克圖といふ。蒙人の尊信厚く稱して、轉金輪徹辰濟農汗と爲した。汗は六十にして入寂したが喀爾喀部に於ては準噶部の爲めに西藏の通路を斷たれたので、部衆は喀巴喀第三の弟子哲尊丹巴（ヂエブツンタンバ）の轉生呼畢勒罕として奉じて大呼圖克圖となした。之れか現今の大庫倫活佛の始祖である。

第四項　淸朝の對喇嘛敎政策

淸朝時代に及んでは康熙の時多倫諾爾に彙宗寺を建立し、雍正中呼畢勒罕の爲めに善因寺を建てゝ、內蒙古の本山とした。

淸朝の勃興は蒙古人に負ふ處多かつたので、康熙、雍正、乾隆を始め歷代の天子は喇嘛敎を

崇敬したか、裏面にはまた達賴喇嘛の絶大の教權を利用して、蒙古を破壞せんとの政策かあつた。

太宗の察哈爾を征するや、墨爾根喇嘛は力及はすして、世祖の時發思巴の千金を用ひて鑄たる護法佛を奉して歸順したるを以て、盛京（奉天）城の西三里外に寔勝寺（黄寺）を建立して之を安置した、これ崇德三年の出來事てあつたか、その五年には使を送り達賴班禪の二喇嘛を封して金剛大師とした。

順治帝都を燕京に定むるや、達賴班禪は使を派した。世祖は九年の冬達賴班禪を京師に迎へ西番寺黄寺を建てゝ之に居らしめ、去るに臨んては西天大善自在佛に封した。

康熙の朝外蒙古にありて、準噶爾の噶爾丹は呼圖克圖の態度を僭越なりとし、喀爾喀人の達賴に敬意を失へるを怒り、廿七年（一六八八年）春襲ふて大いに之を破る。三部集議して援を俄羅斯（露國）に求んとした時、民衆崇拜の的たりし哲布尊丹巴は衆議を排して清に歸倚したので、聖祖之か爲めに多倫諾爾に一寺を建立し大喇嘛の位に昇せ、更に喀爾喀百官有司の首班たらしめたのみならす、帝の優遇と尊信は非常に厚く冬は北京に夏は熱河に常に格根を伴つた。三十六年旃檀寺參詣の時の如き帝と一敷物上に並ひ坐した。格根滯京十年漸くにして漠北に還

るを得た。康熙帝崩御の翌年彼は北京に示寂し、臨終に際して第二世哲布尊丹呼圖克圖の呼畢勒罕を豫言した。

哲布尊丹巴呼圖克圖の位置の發展するにつれ、蒙古諸王中爭自己の子を以て呼畢勒罕たらしめんことに腐心し、窃かに達賴に對して運動する者多かりしを見ても其の地位の如何を推することは難くない。當時尚選定權は西藏の兩達喇嘛にあつたか雍正帝の意志に依つて土謝圖汗の雅兒の上におちた。乾隆三年格根十五歳の時呼圖克圖承認の金印を與ふ。從僧三萬餘に達す、十九年勅して庫倫に額爾德尼(エルダニ)、商卓特巴(シャンクトパ)なる官職を置き政務に當らしめ、哲布尊丹巴呼圖克圖の干涉を禁したか、二十二年第二世格根示寂するや、喀爾喀は第三世格根の撰定に就ては推薦權を否認された。何となれは土謝圖汗と東臣汗とは第二世呼畢勒罕の撰擇の紛爭以來反目を續けて爭亂甚たしきに至らんことを虞れて、乾隆は呼畢勒罕を西藏に生せしめんとの意志を漏したるを以て、喀爾喀は北京に反對の運動をなしたるも無効に終り、達賴撰立の化身は乾隆の二十年庫倫に送られた。喀爾喀人等は公然たる反對をなし得す、庫倫は準噶爾(ドロンノール)の劫掠に對する備も薄く且つ婦人商賈多く住みて大聖修法の地に不適當なるを以て呼圖克圖の居を多俗泊(ドロベイール)に移し、また呼圖克圖の生活費は清廷之を賜給し從僧の貢稅を改め一般賦稅をなさんことを請ふ、

乾隆帝は巧みな一片の辭令を以て答へ、倉倫より婦人商賈を却けたので喀爾喀人の計劃は全く畫餅に歸した。三十二年庫倫に達喇嘛を設けて事務を管掌せしめた、爾來呼畢勒罕は清廷の一傀儡となり終り、或は逸樂に耽り或は婦女と交り昔日の聖淨なく、喀爾喀人また逐年柔懦に流れて已に邊疆の脅威てはなくなつた。

乾隆帝は兵亂のために燒けたる固爾札廟に倣つて熱河に安遠廟を立てた。四十五年第六世班[illegible]來朝したる時勅して須彌福壽之廟を熱河に建立した。

乾隆の時に至つて、喇嘛に對する制定は全くなり喇嘛朝貢の制も定つた、哲布尊丹巴は達賴班禪と共に年々貢使することとなつた。而して例年正月には皇帝自ら梅檀佛前に拈香し、年終中正殿の跳步相克には蒙古王臨御し、京師熱河に寺廟を建立すること四十餘に及んだ。

第五項　清朝對喇嘛政策の成功

乾隆帝の五十六年朝庭は駐藏兵を增加し、清國の威力加はるにつれて駐藏大臣（駐藏大臣は雍正帝の時に始まる）の地位達賴班禪と比肩するに至り、噶布倫(ギアブロン)(士官)の任免等も會同任授するに至り、商上喇嘛なる會計官の出入の如きも之か監督の權を有するに到り、同敎徒に對する政權は確實に清廷の把握する所となつた。而して乾隆の末年に至つては、達賴班禪及ひ各大呼

圖克圖は兄弟叔姪の關係を生し化身は一地一族（多くは蒙古汗王貝勒の子弟）に專占せらるゝに至つて弊害甚しかつたので、五十七年帝は金奔巴（ゼルブン）瓶一箇を中藏の大招寺に設け、呼畢爾罕の候補者を籤するの法を定めた、その法は吹忠四名をして平生より降神の法を試演せしめ、一旦達賴班禪の示寂するや右の吹忠四名をして、化身若干名の生年月を併せ各一籤を書して金瓶內に藏せしめ、喇嘛をして誦經せしむること七日の後各呼圖克圖を佛前に招集し、駐藏大臣立會の上掣籤せしむるのである、玆に於て清朝の喇嘛統御は遺憾なく成功した。尙ほ北京雍和宮に同樣の金瓶を設備し、主として各札薩克（ジャサック）蒙古が歸依せる胡圖克圖の化身決定に用ひ、其結果として蒙古王公札薩克（部族長）等の子弟を指して呼畢爾罕とし、若くは達賴班禪等の本族より呼畢爾罕を出すことは禁せられた。（嘉慶會典）

呼圖克圖はその名稱を理藩院の公冊中に記入せられ、其の蒙古に於ける數は、內蒙古に在るもの五十五外蒙古に在もの二十七、北京及多倫諾爾に在もの十三とする。其他達賴班禪を首として地藏にあるもの靑海蒙古にあるもの等を合すれは、實に百五十六の呼圖克圖かある。それらの內蒙古にある呼圖克圖の分布を示せは、

歸化城十二人――額爾德尼達彥齋胡圖克圖、彥察爾齊喇嘛、垂斯哈布達彥齊胡圖克圖、吹齊

托音胡圖克圖、寧寧胡圖克圖、那旺達木巴大喇嘛、錫勒圖胡圖克圖、達彥齊胡圖克圖、達爾漢綽爾齊胡圖克圖、察漢勇彥齊胡圖克圖、札彥班勇達胡圖克圖、鄂木布札木散大喇嘛。

察哈爾九人——額爾德尼諾木齊羅木綽爾濟大喇嘛、葉固爾胡圖克圖、岱青綽爾濟羅布藏丹達爾喇嘛、固什欽珠爾綽爾濟喇嘛、喇木札木巴藏布藏丹巴喇嘛、達賚持胡圖克圖、額木齊達爾漢綽爾濟喇嘛、固什札木張雍嚕依喇嘛。

錫呼圖庫倫二人——庫倫章楚布多爾濟喇嘛、錫呼圖庫倫薩木魯阿旺札木揚胡圖克圖。

科爾沁三人——諾顏胡圖克圖。

郭爾羅斯一人——沙布隴蘊端札木蘇喇嘛。

土默特六人——土默特邁達爾胡圖克圖、喇克巴鄂雜爾大喇嘛、阿玉什墨爾根綽爾濟喇嘛、蘇々克圖綽爾濟阿旺錫喇布喇嘛、察漢弟彥齊胡圖克圖。

烏珠穆沁六人——羅布藏多布丹喇嘛、固沙哩綽爾濟那旺索特巴喇嘛、阿旺羅布藏彭楚克喇嘛、莫羅木喇木札木巴羅布桑里瓦喇嘛、莫羅木羅木嘛木札木巴袞楚克喇什喇嘛。

浩齊特一人——畢里克圖諾們罕。

阿巴噶一人——

阿巴哈納爾五人――班弟達喇嘛、喇木札木巴錫喇布札木蘇喇嘛、固錫羅布藏吹珠爾喇嘛、瑪儂寺羅布藏尼瑪喇嘛、拜札奢布束喇嘛、德尼墨爾根喇嘛。

蘇尼特二人――羅布藏喇什大喇嘛、幹珠爾巴頟爾德尼堪布喇嘛。

四子部落一人――

烏喇特五人――羅布藏達木巴喇布齊喇嘛、巴爾多爾濟喇嘛、東廓爾班弟達喇嘛、喇木托木巴格圖彭楚克喇嘛、固什羅布藏達木闢勤喇嘛、墨爾根第彦齊喇嘛。

鄂爾多斯一人――那旺端多布胡圖克圖。

又喇嘛朝貢の制も定り、蒙古各部に駐する大喇嘛は班を六に分つて、毎歳一回京城に至らしむることとした。斯くて高宗に到つて清朝の喇嘛に對する制度は確立し、各喇嘛職任の上下に從つて食祿を給し、或は年始年末の祭典に皇帝自ら幸臨を賜ひ、宮中の葬儀祭典には喇嘛を參與せしむる等、餘すところなき高遇を給ふた。尙ほ喇嘛に關する則例及事例を制定して。

北京を初め各處に於ける職任喇嘛の定額を定め

呼圖克圖の職銜、名號の定制、印信、冊令、勅命の定制を設け、

弘仁寺に喇嘛印務處を設け印庫の保管、用印の手續を定め、且つ公費月支の事及ひ喇嘛

印務處に幇辦呼圖克圖を設立することを定め、
呼圖克圖等の呼弼勒字樣を裁撤すること、
達賴喇嘛等、寂世後の印信は冊勅を分別辦理すとしてその細則を定め、
呼圖克圖等圓寂轉世後、前輩の恩賞物件は擅用するを禁し、
元旦弘仁寺臨幸の際に於ける喇嘛の資格を定め、
呼圖克圖喇嘛等在廟時皇上の臨幸に遇ひたる場合の瞻覲の次第を定め、
內外札薩克等處各呼圖克圖の來京朝覲の資格次第等を定め、
哲布尊丹巴呼圖克圖の來京瞻覲の儀禮手續等を詳細に定め、
入念洞禮經經の日期を初め、
呼畢勒罕の指認に關する定制を設け、
喇嘛の缺は陞替、品秩、坐次を分つことを定め、
熱河各廟喇嘛等の選補の規定を設け、其他各地の喇嘛補放、挑補のことを定め、
呼圖克圖等の坐褥及車幃のことを規定し、
喇嘛の服色のことを規定し、

蒙古各旗に於ける廟名の呈請を定め、
喇嘛度牒（度牒とは德木齊以下格隆に至る身分職分の證明書）の請領のことを規定し
喇嘛の出入往來徒衆の增設簽りになすことを禁し、
格隆班弟等の擅に游牧喇嘛を收留し、或は在京喇嘛にして西藏に使する者の私に班弟を帶ふるを禁し、又家奴を作りて班弟となすを禁し、
無籍の喇嘛を容留することを禁し、又蒙古の驍騎壯丁の私に烏巴什（ウバシ）と爲ること、婦女の私に齊巴罕察と爲ることを禁し、
喇嘛廟内に婦人を容留すること、盜賊を容留することを嚴禁し、
喇嘛の逃走犯罪等に對する罰則を定め、
呼圖克圖、堪布喇嘛等の錢粮は徒衆の數、月糜を分別するの原則、及ひその細則を設け、
學藝班弟の咨取、及呈送せし學藝班弟の錢糧の定限を規定し、
額設喇嘛の錢糧に就ては、各階級及隨帶の徒弟を分ちて頗る詳細の規定を設け、且各廟喇嘛に對する烤炭を支給するものとし、其他錢糧を中心とする種々の罰則等を規定し、
呼圖克圖喇嘛等の圓寂後の錢糧の裁汰、米石の出口に關する規定を設け、

呼圖克圖等の本游牧處に於ける徒衆は、商卓特巴を設け管轄すへきことを規定し、

供器を偸竊せる喇嘛、請規を守らさる班弟等に對する處罰の手續を定め、

喇嘛の降調補缺のことを規定し、其他喇嘛の陞遷放補等のことを規定し、

札薩克喇嘛以下の告假の定期を規定し、

哲取班弟の補缺、四學西番の補缺等の規定を設け、

諾們汗請願の名號の印勅は、轉世未轉世を分別する旨を規定し、

蒙古各廟呼圖克圖、諾們汗の涅槃後、徒衆五百名を過ぐれは、徒衆内に於て分別職銜を給予すへきことを規定し、

呼畢勒罕の指認は札薩克の印結を取具すと規定し、

屬下の臺吉に喇嘛たらんとする者に對する手續を定め、

各寺廟徒衆の更名は、之を漏れなく報告すへきことを規定し、

達喇嘛陞任して外寺に至る旨の徒衆を引帶するを禁し、

喇嘛等の降革議罰處分は分別題奏する旨を規定し、

喇嘛商卓特巴の承緝賞罰は均しく牲畜に折す旨を規定し、

哲布尊丹巴呼圖克圖の牧場、徒衆の報告に關する規定を設け、其の本身來京時の供給の定額を定め、
九進貢の來使、廩餼の定額に就て詳細規定し、喇嘛等の廩餼定額を定め、
蒙古喇嘛の出境には票據を請領すへきことを規定し、
盛京廟宇喇嘛の賞賚を規定し、
隨圍（狩獵隨從）の呼圖克圖及ひ喇嘛等の名典禮を規定し、
哲布尊丹巴呼圖克圖の熱河朝覲の典禮を詳細に規定して居て居る。

第三節　民國政府と喇嘛教

民國政府は、元年八月蒙古待遇條例を公布し、其第五條に於て『蒙古各地呼圖克圖喇嘛等の存する封號は舊に依る』と宣言して凡ゆる原有の待遇を保存したか、此れは前清蒙古制馭の故智を學ひたるに外ならない、以下その喇嘛待遇の概略を擧けやう。

一　京外寺廟喇嘛の冊籍

轉世呼圖克圖以下、北京、熱河四十廟の有識及ひ四學（咸安官學、唐古特學、托感學、蒙古

學）の名號喇嘛は、皆な蒙藏院に登錄し、各旗の寺廟に散在せる有職喇嘛は、該管長官より補任の報告ありたるもの、及ひ、劄付度牒の引換へ下付を受けたるものも、亦た蒙藏院に登錄し、又喇嘛の册籍を分ちて五種と爲したそれは左の如くてある。

（イ）封奬名號喇嘛册
（ロ）京外（北京）呼圖克圖履歷册
（ハ）京熱（北京熱河）各寺廟有職喇嘛册
（ニ）四學名號喇嘛册
（ホ）名旗有職喇嘛册

一　喇嘛の封敍

京外寺廟の各呼圖克圖喇嘛等か共和に贊成し、來京して貢物を納め、及ひ國家又は地方に於て功績を著したものは、均しく蒙藏院より審査の上大總統に請ひて封奬を給與することゝした。其封奬を四種に分れて居る。

（イ）四字、二字等字様の加封
（ロ）名號の加封

（八）職銜の給與

（ニ）實職の獎叙

一　劄付度牒の發給

舊制には、京外喇嘛寺廟の有職喇嘛に對しては、劄付度牒を發給して其職務及ひ、身分を證明するを例とし、劄付は札薩克喇嘛以下蘇拉喇嘛以上に發給し、度牒は德木齊以下格斯貴以上に發給するものとしたか、民國成るや、凡そ各寺廟の喇嘛か、新に劄付、度牒の下附を請ひ、又は現在喇嘛か劄付度牒を請ふものに對して悉く手數料を徵せすして之に應することゝなつた。然るに民國四年に至り、蒙藏院は財政部と協議の上、劄付、度牒印花（印紙）貼用規則八條を定め、一定の手數料を徵する事となつた。

京外呼圖克圖並に札薩克喇嘛等か各寺廟僧衆管理の權は、舊制では理藩院より印信を頒給し、以て信守に資せしめたか、民國に至つて該呼圖克圖等の民國の新印信に引換へんことを請ふものに對し、蒙藏院は審査の上、大總統の允許を受け、印鑄局に於て各印信を鑄造し、院を經て給與した。

一　喇嘛の官缺

喇嘛の職任は、非官缺、官缺に分れる。非官缺職任喇嘛は蒙旗各寺廟に於て自ら設置するもので、札薩克喇嘛、達喇嘛、蘇拉喇嘛、德木齊、格斯貴等の名稱がある。其升遷調補は、舊制では各該管長官辨理し仍ほ院に報して備案した、官缺職任喇嘛は舊制理藩院則例の喇嘛事例に示す通り、札薩克達喇嘛、副札薩克達喇嘛、札薩克喇嘛、達喇嘛、副達喇嘛、蘇拉喇嘛、德木齊、格斯貴等である。其升遷調補に對しては、民國政府は、蘇拉喇嘛以上の官缺各職、及び商卓持巴薩克喇嘛は、大總統に呈請して補任若くは圈放し、德木齊、格斯貴及び、虛銜達喇嘛（五臺山專設）は、舊制に依り印務處より任命し、都綱、僧綱、僧正（甘肅省西寧の寺廟專設）等の喇嘛は、舊制では甘肅省長官から、理藩部に請求して劄付を下附する例であつたが、民國に至り直接に劄付を給與することゝした。

一　寺廟遍額の獎給

舊制に則り、各蒙旗に於て廟宇五十間に過ぐるものは該管地方長官以下の報告により蒙藏院に於て調査の上、廟名を撰定して漢、蒙、藏の三體を書し、大總統の印璽を用ひたる遍額を下附して優崇の意を表することゝした。

一　喇嘛の錢糧及費用

北京、熱河四十廟額設喇嘛の錢糧は規定に照し、蒙藏院より毎月支給することゝし、喇嘛等に於て、升補、調遷、革退、懲罰、出差、病故、告假等の事故あり、增加、消滅、回收、追徵すへき各錢糧は、毎月北京喇嘛印務所に於て明細表を作り、蒙藏院に報告して處理し、其他寺廟修理の補助及ひ撫卹費等は隨時、蒙藏院に於て決定處分することゝした。

一　呼畢勒罕の掣籤

呼畢勒罕金色巴瓶の掣籤は舊制に則り、蒙古各部落の呼畢勒罕は皆な蒙藏院に報告して其裁定を受けたる上、名字を記せる籤を雍和宮に安置しある金本巴瓶內に入れ、蒙藏院總裁か之を籤製することゝした。

一　遞贐

民國に至り舊制の進貢を遞贐と改め且進貢に制限を附した。

一　喇嘛經班

舊制に依れは蒙藏及ひ沿邊地方に於て、名號崇く經卷に熟悉せる呼圖克圖喇嘛等は均しく定班に按し、毎年輪番來京、洞里經を奉誦する例てあつて、民國成立後も之れを踏襲することゝ爲したか、前清編成の經班記錄は不完全、且頗る繁多てあつたから新に經班を制定した。即ち內

蒙古、阿拉善、阿爾泰、西寧、察哈爾、多倫諾爾、歸化城及ひ沿邊の地方を合して六班と爲し、哈爾喀庫倫等處（外蒙古）を六班と爲し、每年班次の銜名に接し、各班を來京せしむることゝした。

一　喇嘛經班、班次、銜名

前掲の民國に至り新に規定された經班、班次、銜名は即ち左の如くである。

内蒙古及沿邊等處六班

第一班

多倫諾爾、甘珠爾瓦呼圖克圖

歸化城、超悟會覺雅雅爾班方達呼圖克圖の呼畢勒罕魯勒楚克蘇凌。

察哈爾、呼畢勒罕堪布額爾德呢諾們罕丹巴琳沁。

東土默特、班方達默爾根堪布の呼畢勒罕羅布桑伊。

什丹巴札拉散

察哈爾、岱淸綽爾巴圖鄂齊爾

同　　固什綽爾濟伊什丹巴棍布呼畢勒罕印札拉査。

杜爾伯特、阿噶依喇嘛の呼畢勒罕額爾德恩呢蘇格阿巴哈納爾、額爾德呢默爾根德勒特の呼畢勒罕羅

布桑僧格

郭爾羅斯、呼畢勒罕克羅根堆

第二班

察哈爾、業固則呼圖克圖の呼畢勒多爾濟托瓦。

東土默特、法慧普靈邁達哩呼圖克圖布彥齊古勒幹圖什業圖王旗、呼圖克圖名號綽爾濟喇嘛棍根楚克。

木丕勒

浩濟特、畢哩克圖諾們罕章賚札布の呼畢勒罕額淋沁。

烏珠穆沁、額爾德呢班方達堪布默爾根の呼畢勒罕。

班沁巴雅爾圖

多倫諾爾、倘果綽爾濟の呼畢勒罕羅布桑丹巴札木蘇。

四子部落、額爾德呢達爾罕堪布默羅木拉布津巴の呼畢勒罕阿克旺噶勒桑濟濟莫特札木嗟。

蘇呢特、 呼畢勒罕堪布濟克默特圖布丹札木蘇。

杜爾伯特、 達魯噶喇嘛羅布桑拉布什濟勒の呼畢勒罕那木濟勒羅魯依。

第三班

歸化城、 悟徹普救察哈爾廸彥濟呼圖克圖敏珠爾多爾濟。

同　　忠誠光大希拉格圖呼圖克圖濟克蜜特呢瑪。

阿巴哈納爾、 班第達呼圖呼圖羅布桑海都市丕凌賚拉布齊。

阿拉善、 多布藏呼圖克圖濟克莫特。

西寧、 托布敦拉佈節靈廟光通智遠却布桑呼圖克圖（圓寂）

阿拉善、 達克布呼圖克圖の呼畢勒罕那完丹彥。

烏珠穆沁、 因什哩綽爾濟伊什多爾濟の呼畢勒罕諾們囊多瓦藏。

察哈爾、 堪布呼畢勒罕那木凱札勒桑。

東土默特、 呼畢勒罕那木濟勒圖爾（圓寂）

第四班

察哈爾、 達賚呼圖克圖羅布桑當津哩克什特。

歸化城、弘智永順吹薩噶巴廸彥濟呼圖克圖羅布桑丹畢薩勒濟特。
同　蘭占巴達爾汗綽爾濟呼圖克圖の呼畢勒罕綽克玉堆。
綏遠城、額爾德呢默爾根對音庫爾班第達弘道大智呼圖克圖阿噶濟丹金帕靈賴那木濟勒錫嚼圖庫倫、札薩克達喇嘛布桑淋沁。
科爾沁、額爾德呢默爾根班第達堪布の呼畢勒罕色特嚼布丹袞那木濟勒。
察哈爾、固什默爾根珠第達額爾柯綽爾濟の呼畢勒罕羅布桑鄂特索爾札木楚。
同　額爾德呢諾木奇羅本綽爾濟の呼畢勒罕烏勒哲依喇什。
圖什業圖親王旗、烏魯錫英圭布彥圖廟呼圖克圖名號丹巴魯勒瑪。

一　經班の帶領覲見

各呼圖克圖喇嘛等入京に際し、大總統に覲見の儀例を定めたものかある。

一　喇嘛贐品の代遞

呼圖克圖喇嘛の來京に際し大總統に封する方物を定めたものである。

一　洞里經の擧行

舊制に則り來京の經班及ひ駐京の呼圖克圖喇嘛は、每年陰曆十二月初七日より始まり、呼圖

克圖札薩克喇嘛掌墡の下に、各寺の僧衆等を率領して洞里經を諷誦し、三日の間國家の爲に祈福するのて之れに對する種々の規定をなしたものてある。

一　洞里經の領賞

例年呼圖克圖喇嘛の洞里經誦諷に對する折賞のことを規定して居る。

一　年例、新年經の捧誦

舊制に依れは、呼圖克圖喇嘛等は、來京、駐京に論なく、毎年陰曆十二月、大建には二十六日小建には二十五日から三日間、各寺廟の徒衆を率領し嵩祝寺に於て迎新年經を諷誦し、札克を挑演跳步し大總統に呈請して翊衛使を派することを定めたか、民國は陽曆に改め同時に改名して新年經と爲した。

一　元旦の帶領覲見

呼圖克圖喇嘛の陽曆新年元旦に於ける大總統に覲見のことを定めた。

一　喇嘛の筵宴、賚品

呼圖克圖喇嘛の新年宴のことを定めたもの。

一　喇嘛口糧、盤費の發給

呼圖克圖喇嘛か經班の爲に來京するものは、規定に照し、品職に分別して毎員に口糧、盤費を發給し、遠人を體恤するの意を示すことゝした。

一　雍和宮の年例熬粥

雍和宮に於て例年舊暦年終に粥を熬、跳步札克の典禮を擧行するは、依然舊制に依ることゝした。

一　後黃寺伊嚕格勒(イロコロ)經の唪誦

毎年舊暦正月に初八日より十五日まて後黃寺に於て伊嚕格勒經を唪誦し、札克を跳步するの制かあるか、民國政府は蒙藏院より員を派し、且つ銀兩を賚豫することゝした。

一　各寺廟に賚豫する香燈、齋飯の銀兩發給

後黃寺に於て伊嚕格勒敎を諷誦するには、各寺廟の使用する香燈、齋飯の銀兩は、誦經終了後各寺廟から明細書を徵し蒙藏院から實費を支給することゝした。

一　各寺廟、稻麥、香蠟、顏料の發給

此れも舊制を採用した。

一　覲見禮節の釐定

舊制を改め、凡そ王、公の覲見は王、公の制服、蒙古冠服又は大禮服を着し、鞠躬禮を行ひ、覲見終れは延見室に引し、大總統は座を賜ひて慰問することに定め、呼圖克圖の覲見禮節は、王公と同じ但た喇嘛の禮服を著け佛、哈達を遞呈することを許し、大總統から哈達を廟賞することゝし、其他の各臺吉、喇嘛は均しく覲見畢れは直に退出することゝした。

各呼圖克圖呼畢勒罕の公謁禮節は呼圖克圖に同し。

一　初次來京して覲見する王、公、喇嘛の待遇

民國成立後遠人を優䘏する起見に因り、各盟旗王、公、呼圖克圖喇嘛か初次來京の覲見者には賚品銀元を給與することゝし、嗣て整齊劃一を期する爲に專條を訂正し、一律に特別川資（旅費）を改給して懷柔を示したか、四年後は初次覲見者か果して道途難にあるときに於て始めて大總統に呈請して路費（旅費）を給與し、以て區別を示し併せて糜費を節することゝした。

一　内外蒙古呼圖克圖初次來京特別川資（旅費）

東三省	呼圖克圖	壹千元
内蒙六盟	同	壹千元
察哈爾	同	壹千元

一　喇嘛年班及び駐京廩餼、口糧

廩餼　無

口糧　每月四石五斗、銀替十八元九角（每日口糧一斗五升銀替六角三の割）

一　福札薩克喇嘛

廩餼每月銀三十六元（每日一元二角の割）

口糧每月三石六斗銀替十五元一角二（每日口糧一斗二升銀替五角の四の割）

一　達喇嘛、副達喇嘛

廩餼每月銀二十四元（每日八角の割）

口糧每月二石七斗、銀替十一元三角四（每日口糧九升、銀替三角七八の割）

一　齊桑喇嘛

廩餼每月銀二十七元（每日九角の割）

口糧每月六斗銀替二元五角二（每日口糧二升銀替八仙四の割）

一　噶布楚、蘭占巴

廩餼每月二十一元（每日七角の割）

口糧毎月二石一斗銀替八元八角二（毎日口糧七升銀替二角九、四の割）
一　德木齊　格斯貴、格隆
廩餼毎月十八元（毎日六角の割）
口糧毎月一石八斗銀替七元五角六（毎日口糧六升銀替二角五二の割）
一　格素爾、班第
廩餼毎月六元（毎日二角の割）
口糧毎月三斗銀替一元二角六（毎日口糧一升銀替四仙二の割）

第四節　教義

喇嘛教といへは、一個獨立の宗教の如くに聞ゆるか、それは外國人の稱呼てあつて、喇嘛教は固と佛教に外ならす、喇嘛とは無上即優者を意味し梵語の『ウツタラ』に相當するものてあつて、蒙古人か僧侶中の高位者を『ラアマ』または『ラマドム』と呼ひたるに出するものてあるから、その教義も何等佛教と異るところなく、須彌山說を立て成住壞空の四時、六道輪廻及ひ渇愛、覺、觸、六入、名色、識、行、無明、取、有、生、老死の十二因緣を說き、涅槃に歸

入するを以て目的とするのである。

又須彌山說は佛敎說法の方便にして、極めて荒唐無稽なものであるか、これに對する地獄說と共に未開な信者達の間には厚く信せられて居るものである。地獄について面白く感せらるゝのは炎暑燒くか如き印度地方の信仰に於て、最惡の地獄か焦熱地獄なるに對して、蒙藏地方の如き酷寒地方の最惡地獄か八寒地獄とされて居ることである。

今蒙古の要語選により某氏の敎義の大綱を說くところを擧くれは、先一切衆生悉有佛性の敎理に就ては『一切のもの佛性を有す、我等下賤の者尙佛性を見出すを得へきか、若し努力せは如何て見出さゝらん。一切のものに佛性を存するに三樣あり、之れ如何の方法に依るか、佛體は遍在にして實相と萬法とは無差別なり、所謂佛體の遍在とは佛の靈的體、佛の理體、即空なり、此の空は一切のものに存するか故に、諸物悉く佛性を存す。所有實相の無差別なりといふは、佛の實相と諸物の實相の無差別なる謂なり、且つ善惡大小高低等悉く無差別なるか故に、一切の物悉く佛性を有す』と即吾人の五官に觸るゝところの現象は、悉く宇宙の本體たる法身理體の佛より發したるものにして、宇宙の本體と現象とは不一不異の關係を有するから、一切の衆生は悉く佛性ありと說くものである。

此の佛性を個人として開發するには五種の聖道がある。

一、不全出處　要語選は此種に屬する人に就ては、斯ふ言つて居る『彼等は此の世に對する慾の害を見ると雖も更に之を悲ます、佛陀の誓を聞くと雖も更に恭敬を感せす、無智のものなりとて、仁惠なく慈悲を有せす、重き罪惡を行ひて少しも悔悟せす』即ち彼等は罪惡のために抑壓せられ、悔悟反省の力もなく、全然動物に等しきものなれは、佛性を開發することは出來ないといふのである。而かも彼等とても亦た決して遠き未來に於てまても開發の望みかないのではない。『若し如此きなれは彼等は、生死大海に彷徨し濟度の道より久しく遠く離れたり、彼等は全く正道を達し得さるか、若し醒覺を起して精進せは即正道を認むへし。佛陀は如此き者のことを左の如く云ひ給へり。阿難陀よ若し如此き難より救はるへき分を有せさる者か佛陀に向つて進みつゝ天に一片の花を撒くなれは災難より救はるへき分を受く可し。

二、不明出處　此れに屬するは善惡是非を判斷すること能はす意志薄弱無定見にして、周圍に動かされて何れにも進むものにて、佛陀は此徒をは彼等は若し聲聞徒の善友に逢へは之を遵奉して聲聞の徒となり、緣覺菩薩に逢へは緣覺菩薩の類を有するに至らん。

三、舍羅婆迦　とは聲聞者又は德聞者にて、佛の敎に聽從し佛の敎を知るか故に、よく現當二

世の事を知つては居るか、自己の善行は悉く自己のために積むのみにて、他人のために營むことかないから完全に佛性を開發することか出來ないものてある。

四、辟支佛　緣覺又は獨覺と稱するものにて、彼等も亦た聲聞の徒の如く專ら自己の利得を以てその本願となし、自我の執着强くして極めて驕傲てあり、他人と同居同住の生活に耐へ得さる者てある。

五、菩提薩埵　佛性開發の理想者てある、菩薩は謙讓慈悲の權化てあつて自己に對して精神上の最大苦業をなし、衆生に對しては謙遜を極め、一切萬法の要するに空に過ぎさるを知り一切の善德と完全性とを身に實現するものてある。而して此の羨む可き佛性開發の理想に達し得さる憐む可き群かある。それは所謂八四障たる地獄、餓鬼、畜生、非天、梵天、外道、排佛、白痴かそれてある。即ち佛性は遍く萬物に備つて居るか同時に頓悟するものてはないからてある。

尙ほ圓定師は喇嘛敎か佛敎に逢ふに十二の因緣を立て、善友に四種の區別ありとし、德義の行爲を身處行爲、心處行爲の二に分ち、十惡を制して十善に進み、四正斷に四種の靈力を發揮し、五力、七覺支、八聖道、十地を經由して佛道を成すと說く所略日本佛敎と同一てあると說いて居る。

最後に僧俗に論なく喇嘛敎徒の家常に唱し信奉する六字名號に

唵嘛呢叭噠嚜吽 ཨོཾ་མ་ཎི་པད་མེ་ཧཱུྃ は即ち唵如意寶珠赤蓮華上吽にして、唵は嗚呼又は阿に相當する感嘆詞、吽は咒結を顯すものなりといふことである。而して喇嘛教徒は單に之を口唱するのみならず、布片に書して屋牆に飜し、或は轉經とて木輪中に之を貼付して之に鐵樞に貫きて旋轉し、（一轉は誦經一遍の功德に勝ると稱せらるゝ）或は風車に貼布して晝夜不斷に回轉せしめ、或は路傍の木石に刻して往來の人に示し、以て結縁せしむるを無上の慈悲善根となす等、全く迷信化して居る。

第五節　喇嘛の勤行

勤行は喇嘛僧侶日々のつとめて、毎日二回必す之を行ふものである。その有樣を見るに每朝黎明頗る騷然たる鉦、鼓、喇叭、法螺貝の響を合圖に本堂佛前に燭を點し香を焚き、一山の僧侶席を正して本堂に入り、石疊の土間の上に約二尺の間隔を置きて並へられたる、極めて短脚の坐板上に設けられたる褥子の上に奥より順次に二列宛互に相面して胡坐し開眼讀經する。讀經には提調の僧かあつて鈷を執り經題を一唱し衆僧之に和するのである、其間一人若しくは二人の役僧は三尺許の鐵棒を手にして坐板の間を巡回し、姿正しからす讀經に入念せさる者を

見れは背部に一棒を加へる。讀經半はにして多數の雛僧は水筩に粥を盛りたるものを提けてまた坐板の間を巡回し、衆僧の無言のまゝ懷中より差出す木椀に粥を掬ひ入れ一僧三椀を以て限度とする、一人の役僧は此の時佛前に供へたる淸水をとり小匙子を以て順次衆僧に與へる黃昏に至れは同樣の勤行を反覆する。又呼圖克圖ある寺廟に於ては、彼は三日に一回朝の勤行に出坐する、その出場の光景は壯嚴を極め衆僧は佛身の出現として極めて恭敬の態度を持する。

又年中の大供養日として各寺廟を通し普通に行はるゝものは、

正月（陰曆）　三日間勤行を休む十四、十五兩日供養、二十四日より八日間供養、最終日には打鬼（タークイ）の儀式施行

二月　二十二日　釋尊涅槃會

四月　八日　灌佛會　十五日　釋尊成道會

六月　十四日、十五日　供養　十六日　羅漢讀經供養

七月　十五日　于羅盆供養

九月　二十二日　釋尊下天

十月　二十五日　敎祖宗喀巴供養

十二月　八日　臘八日供養　十五日　洗佛　二十四日　打鬼

第六節　喇嘛の寺院、佛像及經文

寺院

喇嘛の寺院は前朝時代には地藏懷柔主義の爲め、清國政府の手厚き保護を受けて居たもので、北京の中正殿、雍和宮、盛京（奉天）の地藏寺、實勝寺、萬壽寺、長寧寺の如き其他避暑山莊布達拉寺、熱河普善寺、殊像寺等の如きは全て勅建に屬し建立の費用は内帑から支出せられ、その修繕費の如きも地方の公費から支出される場合か多く、其他種々の點に於て喇嘛寺廟は他宗敎の有たぬ恩典を享受し、その寺廟の民設の如き佛寺道觀と異り民設を許可され、天子より寺名を賜ふことすらもあつた。而してその增築修理の如きも民田を侵さゞる限りに於ては許されて居るので、佛寺道觀の絕對禁止とは此の點に於ても自ら異つて居た。

喇嘛の寺院は建立の事情によつてその俗稱を異にし、活佛の住持するものを佛爺廟、札薩克の菩提寺を王爺廟と稱し、一旗の廟は旗廟、普通の廟は站廟といふも、一廟にして二種以上の性質を兼ぬるものか多い。廟每に廟倉を有し又喇嘛街を以て呼はるゝ僧房を有する、漢人の喇嘛街と稱するは幾百の僧房連接して純然たる市街の觀をなすものかあるからてある。

寺院の周圍は概ね土堆を以て圍らし、境内の中央正面の稍高きところに南面の本堂あり、本堂の正面に大門を設け、大門を入れは左右に數基の副堂かある、大廟にあつては本堂の高さは普通十餘丈、間口十間乃至二十間、奥行二十間乃至三十間を算するものもあるか、小なるものに至つては普通民家に比して稍大なるに過きさるものもあり、遊牧地方に於ては蒙古固有の氈幕を以て寺廟に充つるものもある。寺廟には多く遊牧地田園等の寺領かある。

清朝時代の定制によれは『凡そ內外札薩克旗地方に於て廟宇を建立し、廣潤五十間を過くるものは廟名を賜ふことを請ふ可し、理藩院より名號を選みて具奏し、旨を奉し、內閣に交へ又懋勤殿に交へて敬謹繕寫し、用寶(御璽)して發給すへし』とあるか、民國政府は此の制度を踏襲した。今最近の統計なる民國五年分の發給を見るに三四六の多きに及んで居る。

佛像

『文殊師利菩薩佛に問ふて曰く、我等は今師の相好を拜すれとも師の滅後は何に依つて禮拜せん。佛の曰く、我か像を供養し禮拜せは善行の意は同一なり』といふのか佛像の起原に對する喇嘛の傳說てあるか、喇嘛は他の佛敎と同しく盛に偶像を禮拜し、その種類も極めて多種多樣てあるか主なるものを擧くれは、

(1) ドクシト　獰猛神の像にして舞踏的の形相をなして居る。

(2) ウッズ、グルゲクイ、バイダルタン　俗に陰陽佛又は和合佛と稱し、男女の裸體神の醜惡なる性交の狀を像れるものてある。

(3) バカトル、バイダルタン　惡神の像にして數個の頭首と多數の手足とを有し、足にて何ものかの動物を踏まへて居る。

(4) スルヘイ、ゴワズス　妖怪を足下に踏み、日輪の上に立ち、手に髑髏を提け、各種の武器を持ち、相好は極めて慓悍獰猛てある。

以上は特に吾人の注目を惹くものてあるか、普通のものには釋迦、阿彌陀、金剛菩薩、寶生佛、文殊、觀音、彌勒、大黑神、摩醯首羅、宗喀巴(フォンカバ)、龍樹、四天王等の像かあり、それらのものか雜然と並へられてある。

經史

次に喇嘛の經文に就て述へんに、抑々多くの喇嘛僧は無學文盲にして讀經の力も皆無てあるか、殊に蒙古語の經文を諳んする者は甚た稀にして、殆んと皆な西藏文てある。而して現今用ひる主なる經文は、甘珠爾經七部百八册、丹珠爾經二部二百二十五册てあり、毎日の讀經に用ひらるゝものは大平經(クルハナサン)金剛經(ヒスチンヂー)白命佛影經(トクワラ)の三種てある。

尙ほ西藏語の經文は元の歷世蒙古語に飜譯せられたと稱せらるゝも、僅かに大剛經、心經、觀音經を殘すのみにて多數の經文は全く殘留するを見ない。

第七節　喇嘛の稱號

大寶法王、大乘法王、等朝廷より賜つた稱號は別として、單に信仰上より捧げた稱號は喇嘛・地方寺院の僧侶等によつて潛稱されることが多い。何となれは喇嘛敎には一宗統治機關の設けなく、賞罰等の行はれやう筈かなく、從つて自己の信仰尊信するものを直ちに大喇嘛と呼び、爾か稱せらるゝものも亦たこれを自負し、蒙古到るところ活佛と稱する者比々として然らざるなき爲め、旅行者は何れか眞の活佛なるやに迷ふといはれる。以下現今普通に用ひらるゝ喇嘛の稱號に就て說明せんに、

(1)　佛爺喇嘛

佛爺喇嘛とは、所謂活佛にして、此の稱號を有する者は西藏に於ける達賴班禪の兩喇嘛、蒙古庫倫の呼圖克圖並に內蒙古多倫諾爾及ひ北京雍和宮內に住する呼圖克圖の數人に過きない。

(イ)　達賴　蒙古人の間には大海の意味にて稱せられ、西藏人之を『キャルフリンボチエ』と稱

して大徳中の大徳を意味するのである。觀音菩薩の化身として僧俗一帶に尊崇せられ、現に『ゲルグバ』（黄教）派の管長として西藏に於ける政教兩權を一手に收め、前藏の首都拉薩の南布達拉に在る。

（ロ）班禪、目下後藏の首都札什倫布に住し、達賴と共に黄教を分掌する。

（ハ）庫倫の呼圖克圖、蒙古に於ける喇嘛教の首長か、呼圖克圖の尊號を受るに到つたのは、大慈萬里呼圖克圖に始る、彼は陶巴岱汗の懇請に由つて蒙古に轉生したもので、在世中全蒙古人をして厚く歸敬せしめたのであつた。

（ニ）多倫諾爾の呼圖克圖、清の聖祖康熙三十年四月、哲布尊丹巴呼圖克圖は土謝汗等喀爾喀七旗を率ひて歸服したるを以て、帝は親しく多倫諾爾に幸し、彼等を厚く封し、彙宗寺を建立し內外蒙古各地より一人の喇嘛を送らしめ、第五代達賴喇嘛の大弟子章嘉（チヤンケ）呼圖克圖（ホトクト）を西藏より迎へて之に住せしめ、以て衆志を一にすることにつとめた、これ即ち多倫諾爾呼圖克圖の起原である。

（ホ）北京雍和宮の呼圖克圖、雍和宮はもと雍正帝の藩邸なりしもので、乾隆の初め喇嘛に下賜されたものである。今日の呼圖克圖は西藏から來ることになつて居る。

(2)　札薩克喇嘛

內外蒙古、西藏、青海等の大寺院に住し、佛爺喇嘛の住する寺院に於てはその次位に立ち、佛爺喇嘛の信仰の中心たるに對して、敎政の權を握り管內土地人民を統轄し、寺務萬端を司り、衆僧及ひ一部族の指揮者たる者てある。札薩克喇嘛は斯くの如く政治の事に當るものなれは、各汗王、公、台吉等の名門の血族者か多い。

(3)　廟喇嘛

廟喇嘛といふは習慣的の稱呼にすきない、何等階級的の稱呼てはなく、特殊尊貴の喇嘛と區別するために廟喇嘛と呼ひなしたものてある。彼等の中にも修業の多少によつて位階に區別かある。

(イ)　ハンデ、とは即ち新發意沙彌にて十戒を守る弟子の見習てある。

(ロ)　ゲッリー、年齡十五歲から三十歲までとし、三十六戒を持し、祈禱諸儀式を行ひ、寺院の勤務をなすものてある。

(ハ)　ゲレンギ、とは年齡二十歲以上にて、二百五十戒を持し、廟喇嘛中の第一位を占るものてある。

(4) 黑喇嘛

俗人中寡夫寡婦となりたるものか追善のため剃髪したるものにて、法衣袈裟を纏はす、又經文を修得することをせす、『オンマニパトモアオン』を念して一生を送る者をいふ。

(5) 大喇嘛

其の宗派、種類、品級の如何にかゝはらす、一寺院の座主としてその寺院を支配する首席喇嘛は皆な大喇嘛と稱せられる、大喇嘛には多く通例王公臺吉等の門閥家にして勢力家たるものゝ子弟か推される大喇嘛となるには、その要件として一度は西藏の總本山に參拜せねはならぬ。

第八節　喇嘛の階級

喇嘛の階級には、喇嘛轉生の系統によるものと、清朝より授與されたる名號によるものと、官職によるものとの三種かあるか、轉生の系統優遇の程度は略一致し、達賴班禪の二喇嘛、哲布尊丹巴呼圖克圖、章嘉呼圖克圖の順次にて最上位を占め、前項に述へた稱號に符合するのである、今會典を檢するに『凡そ喇嘛の道行至高なるものは呼圖克圖と曰ひ、轉生するものを呼畢勒罕と曰ふ』とありて呼圖克圖は呼畢勒罕に出てたるもの、換言すれは轉生の喇嘛なれは、

達賴班禪も亦た呼圖克圖に外ならない、次に項を分つてやゝ詳しく述へることゝする。

第一項　名號上の階級

（イ）呼圖克圖、所謂佛爺(ボルボン)喇嘛にて、道行至高の喇嘛である。清朝時代には多く國師禪師の封號を有したのは前述の如くてある。

（ロ）諾們汗(ヌメンハン)、僧位呼圖克圖に亞き、前述の札薩克の官職に就き、道行高き者は等しく國師禪師の封號を授けられる。

（ハ）達爾汗(タルハン)　（ニ）班弟達(パンティタ)　（ホ）堪布(カンプ)　（ヘ）綽爾濟(チヨルシ)　以上四種の稱號を有する者は位階諸們汗に亞き、經文に精通する者は諸們汗に擧けらるゝのてある。堪布とは西藏に於て經典を管掌するものにして其の最上位にある者を總堪布といふ雍和宮及熱河普寧寺にも亦た總堪布かある。

以上は皆な呼畢勒罕に出てたものてある。

（ト）商卓特巴(シヤンチヨトバ)、此は札薩克喇嘛の官職を兼ねる。

（チ）名號大喇嘛　（リ）名號喇嘛、共に政府より名號を與へられたものてある。

最新の調査に依れは呼圖克圖の所在は凡そ左の如くてある。

北京

崇祝寺（駐錫）　章嘉呼圖克圖

東黃寺（同　）　敏珠爾呼圖克圖

雍和宮（同　）　阿嘉呼圖克圖

同　洞濶爾呼圖克圖

哲里木盟

達爾罕旗

集寧寺（莫力廟）　額爾德尼默爾根車臣諾們罕呼圖克圖

圖什業圖旗

ウロンニクイブヤント廟　呼圖克圖名號丹巴勒瑪

普惠寺　呼圖克圖名號喇嘛根楚克催木不勒

郭爾羅斯前旗

禧寧寺　呼圖克圖（俗稱三喇嘛）

札賚特旗

廣濟翊化奈齊托音呼圖克圖

札薩克圖旗
葛顏廟　諾顏(ノヤン)呼圖克圖（通稱格根）
卓索圖盟
土默特部
晉應眞如察罕殿齊呼圖克圖
晉順寺　額爾德尼莫爾根呼圖克圖
瑞應寺（通稱佛喇嘛廟）　名號不詳
喀爾喀旗
壽因寺　邁達哩(ニンタリ)呼圖克圖
照烏達盟
阿魯科爾沁旗
ハン廟　察罕達爾罕(チヤハンタルハン)呼圖克圖
大巴林旗（東廟(ツウンソム)）　巴什克堪布(パンクカンピ)呼圖克圖
小巴林旗（ソンフィン廟）　哈木(ハム)格根呼圖克圖

錫林郭勒盟

蘇尼特旗（寺廟不明）　呼圖克圖二名

浩齊特旗　同　一名

阿巴哈納爾旗（寺廟不明）　同　五名

烏珠穆沁旗

オモト廟　同　一名

ルルカ廟　同

アブト廟　同

ハリ廟　同

ハブタ廟　同

察哈爾多倫諾爾

彙宗寺　章嘉呼圖克圖（冬期北京駐錫）

同　晒志（シャイチ）呼圖克圖

同　薩浪班珠爾（チョワンランパチユル）呼圖克圖

善因寺	阿嘉呼圖克圖
同	珠爾爾瓦呼圖克圖（カンジュルワ）
同	噶爾丹錫瓦圖呼圖克圖（ガルタシンハンレト）
敖達沁	洞濶爾呼圖克圖
	達賴呼圖克圖
	業固晌爾托音呼圖克圖（イエクツアルトイン）
	（其他二名）
正黃旗	業固晌爾呼圖克圖
錫呼圖庫倫	阿旺札木樣呼圖克圖（アワンチヤムヤン）
歸化城	
延禧寺	達爾罕綽爾濟呼圖克圖（ダルハンチヨルヂ）
	吹爾嘎巴廸彥齊呼圖克圖（チヨイルガパチヨヤンチ）

崇善寺　喃雅班弟達呼圖克圖
（寺廟不明）　希拉格圖（シラコト）呼圖克圖
敏珠爾（ミンジュル）呼圖克圖
察哈爾（チャハル）廸彥齊（チョヤンチ）呼圖克圖
甯々（ニン〱）呼圖克圖
嚕爾丹錫呼圖克圖
額爾（オル）遮呢（チョニ）呼圖克圖
駐錫　阿嘉呼圖克圖
同　達爾罕綽爾濟呼圖克圖
同　喇果（ラゴ）呼圖克圖

四子部落
寺廟不明　名號不明呼圖克圖一名
呼畢勒罕一名

烏蘭察布盟

茂明安旗	名號不明の呼圖克圖五名
烏喇特旗	
廣覺寺	對音庫爾呼圖克圖
伊克昭盟	
鄂爾多斯旗	
	那旺端多布呼圖克圖
阿拉善蒙古	
福因寺	多布藏呼圖克圖
廣法寺	達克布呼圖克圖
阿爾泰烏梁海右旗	
衆安寺	那蘭呼圖克圖
外蒙古喀爾喀	
	哲布尊丹巴呼圖克圖
	西瓦錫哷格

响雅爾班弟達
諾彥呼圖克圖
那蘭呼圖克圖
額爾德尼班弟達
那魯班禪呼圖克圖
札(チャロ)勒堪哲(カンチャ)呼圖克圖
札勒堪札呼圖克圖
伊(イ)拉(ラ)固(ク)克散(ザン)呼圖克圖
額爾德呢伊拉固克散呼圖克圖
阿齊圖諾們罕涸潤爾呼圖克圖

西寧

廓隆寺（駐錫）　章嘉呼圖克圖
廣法寺（同上）　章嘉呼圖克圖
塔爾寺　阿嘉呼圖克圖

洞濶爾寺　洞濶爾呼圖克圖

トプトンラン廟　却布桑呼圖克圖

拉布楞寺　嘉木樣（チャムヤン）沙特巴呼圖克圖

第二項　官職上の喇嘛階級

内外蒙古に游牧地を領有する呼圖克圖、又は多數の衆徒を有する寺廟に在つては、寺領內に行政を施行する權利を有する此等の呼圖克圖は、行政事務を掌管せしむるため各商卓特巴札薩喇嘛一名を置く。

北京には喇嘛印務處を設け（弘仁寺）掌仰正副札薩克達喇嘛、札薩克喇嘛、正副達喇嘛、德木齊、格斯貴等の職員を置き、京熱四十廟を管轄せしむると共に一切の喇嘛行政事務の中心機關たらしめて居る。掌印札薩克達喇嘛は聲德拔群の駐京呼圖克圖より選任し、副札薩克達喇嘛以下副達喇嘛に至るものは、政府より一定の俸祿を受けて掌印喇嘛を補佐しつゝ、萬般の公務を處理せしめる

左に官職上の喇嘛階級、及各寺廟に於ける職任の員數を擧くれは、

掌印札薩克達喇嘛

副札薩克達喇嘛
札薩克喇嘛
副大喇嘛（塔爾巴哈臺八音溝の承化寺専役）
達喇嘛
虚銜達喇嘛（五臺山専役）
副達喇嘛
教習副達喇嘛
辦事副達喇嘛
蘇拉喇嘛
教習蘇拉喇嘛
辦事蘇拉喇嘛
倉蘇拉喇嘛
額設蘇拉喇嘛
額外教習蘇拉喇嘛

印務德木齊
大德木齊
德木齊
大格斯貴
格斯貴
教習（奉天法輪寺專役）
都綱（甘肅の普綱寺、靈寺、宏化寺專役）
僧綱（甘肅の西寧各寺專役）
僧正（甘肅の貴德縣地方各寺專役）

一、北京

喇嘛印務所

掌印札薩克達喇嘛　一缺
副札薩克達喇嘛　一缺
札薩克喇嘛　四缺

印務德木齊　二員
大格斯貴　二員
雍和宮。
札薩克喇嘛　一員
教習蘇拉喇嘛　五員
額外、教習蘇拉喇嘛　四員
德木齊　六員
格斯貴　二員
弘仁寺
副達喇嘛　一員
額外蘇拉喇嘛　一員
德木齊　一員
格斯貴　二員
仁壽寺

倉蘇喇嘛　三員（弘仁寺所屬）

崇祝寺

達喇嘛　一員

倉蘚拉喇嘛　三員

德木齊　一員

格斯貴　二員

福祐寺

札薩克喇嘛　一員

德木齊　一員

格斯貴　一員

妙應寺

札薩克喇嘛　一員

蘇拉喇嘛　一員

德木齊　一員

格斯貴　二員

梵香寺

德木齊　一員

格斯貴　一員

大隆善護寺

達喇嘛　一員

德木齊　一員

格斯貴　二員

嘛哈噶喇廟

格斯貴　一員

長泰寺

達喇嘛　一員

德木齊　一員

格斯貴　一員

大清古刹（察罕喇嘛廟）

達喇嘛　一員
德木齊　一員
格斯貴　一員

資福院（洮岷二州喇嘛）

達喇嘛　一員
副達喇嘛　二員
德木齊　四員
格斯貴　二員

清淨化域（西廣寺）

蘇拉喇嘛　一員
德木齊　一員
格斯貴　一員

彙宗梵字（達喇嘛廟）

達喇嘛	一員
額設蘇拉喇嘛	一員
德木齊	一員
格斯貴	二員
普靜禪林（東黃寺）	
倉蘇拉喇嘛	三員
德木齊	一員
格斯貴	二員
普度寺	
達喇嘛	二員
德木齊	一員
格斯貴	一員
普勝寺	
達喇嘛	一員

德木齊　一員
大格斯貴　一員
格斯貴　一員

慧照寺
副達喇嘛　一員
德木齊　一員
格斯貴　二員

化成寺
德木齊　一員
格斯貴　一員

隆盛寺
達喇嘛　一員
德木齊　一員
大格斯貴　一員

格斯貴　二員
淨住寺
達喇嘛　一員
蘇拉喇嘛　一員
德木齊　一員
格斯貴　一員
三寶寺（新寺）
德木齊　一員
格斯貴　一員
三佛寺
達喇嘛　一員
德木齊　一員
格斯貴　二員
永慕寺

達喇嘛　一員
德木齊　一員
格斯貴　二員

聖化寺

達喇嘛　一員
德木齊　一員
格斯貴　二員

慈佑寺

達喇嘛　一員
副達喇嘛　一員
德木齊　一員
栽斯貴　二員

大正覺寺

札薩克喇嘛　一員

倉蘇拉喇嘛　一員
德木齊　一員
格斯貴　一員

闡福寺

札薩克喇嘛　一員
德木齊　一員
格斯貴　一員

同福寺

達喇嘛　一員

寶締寺（包衣三旗を以て喇嘛に充つ）

達喇嘛　一員
副達喇嘛　一員
蘇拉喇嘛　一員
德木齊　一員

格斯貴　二員

正覺寺（同上）

達喇嘛　一員

蘇拉喇嘛　一員

德木齊　一員

格斯貴　一員

功德寺（同上）

達喇嘛　一員

蘇拉喇嘛　一員

德木齊　一員

格斯貴　一員

五門廟（山西五臺山駐京班喇嘛）

德木齊　一員

二、熱河

普陀宗乘之廟（佈達拉廟）

達喇嘛	一員
教習副達喇嘛	一員
德木齊	二員
格斯貴	二員

須彌福壽之廟（札什倫佈廟）

堪布達喇嘛	一員
辨事副達喇嘛	一員
德木齊	一員
格斯貴	二員

普寧寺

達喇嘛	一員
教習副達喇嘛	一員
教習蘇拉喇嘛	一員

德木齊	二員
格斯貴	一員

安遠廟

辦事副達喇嘛	一員
敎習蘇拉喇嘛	一員
德木齊	一員
格斯貴	一員

殊像寺（滿習字經を習學す）

達喇嘛	一員
副達喇嘛	一員
德木齊	二員
格斯貴	二員

溥仁寺

達喇嘛	一員

德木齊　一員

普善寺

辦事蘇拉喇嘛　一員

德木齊　一員

三、多倫諾爾

彙宗寺

札薩克達喇嘛　一員

達喇嘛　一員

副達喇嘛　一員

印務德木齊　一員

德木齊　二員

格斯貴　二員

善因寺

達喇嘛　一員

副達喇嘛　一員
印務德木齊　一員
德木齊　二員
格斯貴　二員

四、奉天

隆福寺

達喇嘛　一員
印務德木齊　一員
德木齊　一員
格斯貴　一員

永福寺（西陵）

達喇嘛　一員
印務德木齊　一員
德務木　一員

格斯貴　三員

寳勝寺

札薩克達喇嘛　一員

德木齊　二員

格斯貴　一員

嘛哈噶喇嘛廟

達喇嘛　二員

德木齊　一員

長寧寺

達喇嘛　一員

德木齊　一員

格斯貴　一員

東塔永光寺

達喇嘛　一員

德木齊　一員
格斯貴　一員

南塔廣慈寺

達喇嘛　一員
德木齊　一員
格斯貴　一員

西塔延壽寺

達喇嘛　一員
德木齊　一員
格斯貴　一員

北塔德輪寺（滿洲喇嘛）

達喇嘛　一員
副達喇嘛　一員
德木齊　二員

格斯貴　二員

教習　三員

五、內蒙古

哲里木盟

集寧寺（達爾罕旗）

住持の達爾罕呼圖克圖は哲里木盟各旗寺廟に於ける職任喇嘛を管理す

卓索圖盟

普順寺（西土默特旗）

札薩克喇嘛　一員

普安寺（東土默特旗）

札薩克喇嘛　一員

瑞應寺（同上）

札薩克喇嘛　一員

錫呼圖庫倫

札薩克達喇嘛　一員
札薩克副達喇嘛　一員
札薩克喇嘛　四員
德木齊　四員
格斯貴　四員

察哈爾

廟不明
德木齊　三員
格斯貴　三員

歸化城

弘慶寺
大德木齊　一員
隆壽寺
札薩克喇嘛　一員

近壽寺

札薩克　一員

札薩克副　一員

札薩克喇嘛　六員

第六章　回教

第一節　教理

回敎なる名稱は日本的稱呼であつて、支那人か西域回々人の信する宗敎といふ意味にて回々敎と稱したるを略したものである。一般に用ひらるるマホメット敎なる名稱は、敎主マホメットの喜はさるところである、何となれは、彼れの宗敎は唯一至上、宇宙創造の神アラーの敎にして、眞の宗敎といふに値するものは他になきを信するか故てある。故に彼は平和、安全、救濟、恭敬を意味するイスラムを以て、自己の宗敎に命名けたのてある。マホメットは彼自身イスラム開敎の敎祖なりとせす、往古より神の啓示せる宗敎の革新者を以て任して居る、故に彼の神はイスラエルの神てあり、キリストの神てあるところのものに他ならぬ。

回敎の敎理は十個の信仰個條の中に收められてある、その十個の內、(一)アラーを信すること、(二)天使を信すること、(三)コーランを信すること、(四)豫言者を信すること、(五)復活及最後の審判を信すること、(六)宿命を信することの、六個條は信仰にして、殘り(七)祈禱、(八)施物、(九)斷食、(十)順禮の四個は勤務てある。

マホメットの神は基督教の三位一體神よりも、徹底的の唯一神にして、(キリスト自身の神も亦た絕對の一であつた)彼れは常に一本の指を示して『神の外神なし』と稱した。而して彼の神は耶蘇の神の如く父なる神てはなく、人間は彼の前には純然たる奴隷てあり、神は絕對の君主てあり、その意に背く者は嚴罰至り、且つ神人直接の交通の如きは、思ひもよらぬところてある。

神人直接の交通は不可てあるか故に、その仲介者としての天使かある。天使は人間の如く塵より作られす、火より作られたるものなれは、不老不死無病無衰にて兩性の別なく、生殖作用を行はす、常に神の玉座を圍繞して禮拜を捧け、絕えす神を讃美し、人間界の出來事を細大となく記錄し、人間界の爲めにとりなしの祈りをなすものてある。天使の長ガヴリエルはアラーの秘書長官にして、マホメットのコーランは彼れによつて授與されたのてあつた。マホメットの天使思想は猶太敎にペルシャ思想を加味して作られたものてある。

コーランとは『讀む』又は『集む』の義てある。永劫の昔より第七の天に貯へられた一つの書かあり、その中にはあらゆる事件か記されてあつたか、天使長ガヴリエルはその寫本を下界に齎らし、折に觸れてマホメットに默示したものか、コーランてある。コーランの根本思想は、

これを左記の五個條に要約することか出來る。

（一）宇宙の創造主たる唯一神を信する事
（二）人間相互の慈惠親和を旨とする事
（三）煩惱罪障を禁制する事
（四）報恩謝德を行ふ事
（五）未來世を信する事

回敎徒のコーランに對する敬虔の念は殆んと偶像崇拜と同一にて、その表紙に『淨めさるものをして觸れしむる勿れ』とあるか如く、彼等は齊戒沐浴し、少くとも兩手を淨め口を嗽き禮拜を行はさる間は之を讀むことをしない、又之を捧くる時は帶より下にするを禁せられ、之に對する接吻は信者間の誓言となり、戰陣にあつては戰勝の護符たるものである。マホメットは經中に、屢々『神の造り玉ひしもの』『神の賜ひしもの』と言ひ神授說はこれより出た。コーランの文體は實に天下の名文にして之を高誦すれは、恍惚として天界を逍遙する感を禁し得ないと言はれる。

回敎徒の信仰といふよりも、マホメットの自覺に從へは、彼れは神の敎を說くへき使命を帶

ひて生れたるものなれは、自ら神に亞くの尊崇を要求したのである。回教の教へに從へは神の遣はしゝ豫言者中、宗教的使命を帶ひたるもの三百十三人更に其の内アダム、ノア、アブラハム、モーゼ、イエス、マホメットの六人は、最も偉大にして、豫言者中の豫言者と稱せらるへきものであり、就中マホメットは最後に而して最重要の豫言書コーランを受けたるものにてマホメット以後は、一人の豫言者、一篇の豫言書もないといふのか信條の一つである。

人死すれは試問の天使來つて神、豫言者及ひコーランに對する信仰の質問をなし、答正しからさる者は鐵矛もて打たれ、土にて塗込められたる後、龍又は蠍と生れ變らしめられる。此の墓の訊問終れは、天使アヅラヱル來つて靈と肉とを分け不信者の靈は畜生道に入り、正信者の靈は天使に導かれて天國に入り、殉教者は青鳥其他の者は白鳥となりて、天界または第七の地下なる綠色の岩影に休む。而して最後の審判の光景は殆んと基督教の豫言書と等しく、天地異象に充され月は蝕け太陽西より出て黑雲天地を被ひ、人界戰鬪騷擾の巷と化し、天使の喇叭地に震ひ日月地海に墮ち山は平坦となり、親子は相離れ牧場の動物は逃れ、第二の喇叭鳴渡れは天上天下總てのものは皆死し、死人の靈空間に充滿する。此時第三の喇叭響き最後審判の幕か切れる。此の審判に依つて不信者の陷る最惡の場處は地獄にして七段に別れ第一段は無神論、

第二段は偶像信者、第三段は波羅門徒、第四段は波斯教徒、第七段は僞善者の行く所となつて居る、之に反して最善至上の極樂てある、極樂には天國の女性七十二人かあつて、妻としてかしつく等感覺的の歡樂かあるか之は略する。而して此の最後審判の日か何時てあるかは天使の長ガブリエルと雖も之を知らす、マホメットに答ふことか出來なかつたそれを知るものは唯神の秘密多き胸のみてある。此れ回教の復活及最後の審判てある。

マホメットは人間の運命は神に依て豫定せられ、世界創造以前已に永遠の卷物に記され居るを以て、戰時平時によつて生命に長短あるものに非すと說き『コーランか劍か』の彼れの傳道に對して信者の勇氣を鼓舞すへく常に敎へた『神の道に滴る血潮は神の最も愛し給ふ處なり、汝等進めよ劍の下に天國あり、汝等の生命は過去の昔より神の定め玉ふ處にして、人爲に依つて短縮あるものにあらす』と言つた。宿命に對する信仰はここに起つたのてある。

次に四個の儀禮勤務を祈禱以下順次略述すれは、回教は一切の偶像を極力排斥し其の信仰は一に祈禱の中に之を維持表出するのてある、マホメットは『祈禱は宗敎の柱にして天國の鍵なり』と稱した、實に祈禱は回敎の生命てある。祈禱には淸淨齋戒割禮の三つの修行を條件とする、これに就ては儀禮の部に於て稍々詳しく記述することにして玆には之を略する。

次に來るものは、喜捨施物の勤務にして、猶太教と同しく十分一を以てその標準とする、マホメットは『祈禱に依つて天國の中途まて達し、齋戒によつて天國の門前に達し、喜捨に依つて門內に入るを得』と說いた。

斷食は齋戒に屬する修行にして、アラビア曆の第九月新月の夕より滿一ヶ月繼續してその期間中は斷食し、交接は勿論抱擁接吻握手交語すらも嚴禁される、併し之は實行し易からさるところであるから多くは日中のみ護持されるのであるか、九月か若しも嚴冬亦は酷暑に際會したる時は（アラビア曆にはかかる事かある）齋戒者は往々にして死に至る事かある。旅行中の者、病人、亦は嬰兒に哺乳中の婦人、小兒等は之を許さるゝも其場合は慈善的行爲をなさねはならぬ。

最後に巡禮とは信者のメッカ本山參詣にて之に就てはコーランは『メッカに巡禮せすして死したるものは猶太教徒基督教徒の死に同しく何等の特典を蒙る事なし』と說き男子は一代必す一回巡禮し女子は寧ろ遠慮すへきものとされて居る。期日は舊曆十二月にして、巡禮者は身に一定の巡禮服を着し、自衞上止むを得す鳶、大鴉、蠍、二十日鼠を殺すの他蚤一匹と雖殺生は嚴禁となつて居る。各參詣者は本山の黑石をなて靈泉に飲み、牝駱駝、牝牛、羊、牝山羊を屠り之を犧牲に献ける。

第二節　儀禮

次に支那回教徒間に行はるゝ儀禮に就きて述へんに、前述の如く眞主を禮拜するには沐浴して先つ身心を潔めなければならぬ。沐浴には大淨と小淨の二種かあり、後者は毎禮拜毎に必ずこれを行ふものにして、前者は男子は房事又は夢精、遺精後、女子にありては房事、夢精及月經終止後、または產後四十日にして爲す禮拜前に之をなす可きものである。沐浴に於ては實に精神を致すことか最大要件にてこれなきものは無意義てある。

(一)　小淨の順序方法は

(1)　手　　　　湯瓶より水を手に受けて洗ふ
(2)　前後陰部　同上
(3)　再ひ手　　同上
(4)　口　　　　湯瓶より右手に水を受け口漱くこと三回
(5)　鼻　　　　右手に水を受け鼻口に吸ひ込みて指頭を以て洗ふこと繰返し三度
(6)　眼　　　　右手に水を受けて洗ふこと三度

(7) 顔　同上
(8) 頭　兩手を水にて潤し頭髪を拭ふ
(9) 耳　頭髪を一拭ひし下る指先にて耳口を淨むる
(10) 腕　水を手に受け衣を捲りて洗ふ
(11) 足　靴を脱して足首より先を洗ふ

(二) 大淨の順序方法

(1) 脫衣　先つ衣服を脫して浴室に入る
(2) 前後陰　湯瓶の水を手先に受けて洗ふ
(3)――(10)　以下(3)より(10)まで小淨と同樣の順序方法にて洗ふ
(11) 身體　上體を先にして下體を後にす

以上の如き順序方法に於て大小淨をなすも、便所に入りまたは身の穢れとなることを行へは、沐浴は効力を失ひ更に之を行ふに非らされは禮拜を許されない。彼等は而かも之を嚴守して破らす、爲めに盛夏の候にもなほ過度の沐浴のため手足に龜裂の絕へない者かあるといふ。

沐浴の水なき時または傷害病氣等のため、沐浴不可能の時は、土淨と稱して穢れなき砂を以

て沐浴することを許される。

次に禮拜の有樣を述へんに、禮拜は天地の眞主なるアラーを禮拜祈念するのてあるから、最も神聖てある。禮拜堂は常住充分に淸掃され、正面の中央部には香か焚かれ、板敷の床上には相當の間隔を保つて數列の蓆かしかれてある。沐浴を終りたる信者は隨意席に就き、祭主の一擧一動に從つて禮拜する。禮拜中は規定の次第に從つて動作し、一擧一動も忽にすることか出來ないものとなつて居る、今その順序方法を擧くれは、

(1) 姿正を正す　蓆の後端に踵の接するか如くして兩足の間を八寸餘に開き、自然姿勢をとりて起立し服裝を正す

(2) 意を致す　即ち誠に歸る

(3) 擧手　掌を上方にして胸の高さに兩手を上け幸を祈りて後顏を一回撫てる

(4) 擧手　掌を西即ち前方に向けて五本の指を開き、母指の耳に接する位の高さに擧く

(5) 默禱　兩手を腹の上に合せ宏大なる主の恩を讃す

(6) 禮　兩手を膝に當て立禮

(7) 獻　頌　主祭者高聲に主の德を頌し衆人謹聽す

(8) 座　禮　其位置に在り掌を前方につき出し、顏の手に接するまで頭を下くること二度拜する時膝を央は立てて臀部を上く

(9) 起立、獻頌　(7)に同し

(10) 默　禱　(5)に同し

(11) 立　禮　(6)に同し主祭者は禮拜し高聲に主の德を頌す

(12) 座　禮　(8)に同し此場合主の德を頌すること前者に同し

(13) 默　禱　座したるまゝ默禱し終りて首を廻して左右を顧る、即禮拜終了す

禮拜中に用ひらるゝ言葉は全然アラビア語にして、信者の殆んと全ては意味を知らすに之を唱へて居る。而して禮拜中目は常に前方二尺の處に注き、他を見ることは嚴禁てある。而かも信徒は此の禮拜を嚴守し、一日一回之を行ひ少くとも一週一度の大禮拜には必す出席するのてある。大禮拜は毎週金曜日午後二時と定められてある。

禮拜は一日五回行はれる、日出前のものを『バームーテ』といひ多くは僧侶のみにて行ひ、午後二時頃に行はるゝものを『ピーエースー』と稱し、四時頃に行はるゝものを『ヂーカル』日

沒前に行はるゝものを『シャームー』と云ひ、日は已に沒して西天に微光をとゞむる頃に行はるゝものを『ホーフータン』といふのである。

第三節　回教寺院——淸眞寺

回敎の寺院は支那到處（從つて滿蒙に於ても）淸眞寺と稱せられる、淸とは潔きを言ひ、眞とは誠を言ひ、回敎を象徵する言葉である。淸眞寺禮拜堂は西方に向つて禮拜するやうに造られ、正面の壁は普通白く塗り花寸様のアラビア文字にて『眞主ヨ永遠ニ天地ニ君臨シ給ヘ』と書してある。淸眞寺は實に信徒の禮拜所であつて、說敎布敎の場所ではない。而かも極端なる偶像排斥の宗敎たる關係上殆んど無裝飾であるか、それかため却て淸淨の感か深い。

回敎徒は禮拜前には必す沐浴をなすのであるから、淸眞寺には禮拜堂の外に必す大小淨用の沐浴所の設備かある。信徒等は單なる沐浴のために沐浴をなすことも多く、人夫は常に沐浴用の湯を沸して居る。

淸寺眞には一日五回の禮拜あり、信徒の大多數は一日一回は必すこれに列する習ひあるため、庫裏はこれら信徒の集合所になつて居る。而して熱心なる禮拜者は、有識階級の者多きため、

その集合は極めて有意義て、清眞寺は實に信徒の教育所として、他宗寺院に見出し得ない特色を有つて居る。近來は清眞寺の附近には多く附屬の小學校を有つて居るか、これは宗教教育の場所てはない。

清眞寺の僧侶は阿洪（アホン）と稱する。阿洪は其の職務上二種に分れ、一は日々の禮拜を司り、他の下級なる者は信徒の爲めに家畜の屠殺を掌るものてある。阿洪は最下級にて以上の外大寺には眞文（ムラー）と稱して、アラビア語の教授をなす僧侶かあり、ムラーの上にはムフチかありムフチの上にはイマムかある。此等僧侶と信徒との關係は一種の雇傭關係て、信徒等か三年或は五年の期限を以て聘し來つたものてある。併し彼等は最も神聖なるものとして、尊崇せられさらてたに彼等は社會的地位高き智識階級に屬するか故に、社會一般の指導者を以て自ら高く居るのてある。

回教寺院の建築を見るに、支那本部に於ては、多數のものは裝飾ある支那式塔の如き形狀の小塔を有し、主として人民を祈禱の爲め召集し、或は觀察をなす等の用に供して居るか、名稱はその用途に從つて異ふ。多くの場合それは望月樓（ワンユエルー）と呼はれ、他の地方にては叫拜樓（キヤオパイルウ）と稱ひなされて居るか、時として此の祈禱召集の叫ひの意味を祈禱そのものと誤解する。支那人等は喊（ハン）天樓（ティエンルー）と呼んて居る。然るに多くの地方に於て回民は普通支那人の間に雑居することとなれる今

日にあつては、尖塔からの祈禱召集は不必要となり、從つてその習慣は自然と廢止された。

高級の寺院にあつては、圓屋根を有するものがあり、又屢々之と共にアラビア風の小破風を有するものもある。又内部はアーチの列を以て三又は四部に區劃され、最奥所には祭司が跪座する爲めの壁龕を有し、天井は圓球狀を爲せるものもある。又殆んど全ての寺院は頭部の圓形をなせる壁龕、又は密閉した扉を有するが、これは回敎の言ひ傳へによつてユダが捕へられて十字架につけられた時、基督がそこから逃れて天に昇つたのを紀念する爲めであると言はれて居る。

尙ほ法庫門（Fakmen）の寺院は、オウネイル氏（Rev. F. W. S. O' Neil）の記述に從へは、高き塔を有する支那式の建築にて市中最美のものとのことである。次に奉天の回敎寺院は招樓を有しないが、普通調和の整つた美しい角屋根の塔を有し、塔の下屋根と主屋との間は格子細工を以て圍れて居る。建築は極めて堅牢で周圍の情景と調和して端麗の姿を見せて居る。本堂廣間内部は廣々として夏は涼しく、冬は暖かである。室内には何らの什器もなく、また敷物もない。唯讀經者の講坐と、床上に集會用の氈があるのみである。最後にアラビア語のメジットは小寺院ジャミは大寺院を表し、アラビア語に通した回敎徒は兩者を區別して話して居る。

第四節　教　史

西暦紀元六世紀の初め、豫言者ムハメットにより唱道された新宗教は、疾風の如く亞剌比亞全土を風靡し、更に西は羅馬帝國の大半を征服し、東は新疆及支那本部に侵入した。

回教の支那傳來には二つの流れかある。一つは中央亞細亞を經て陸路新疆甘粛の地より支那本部に來れるものにして、唐の太宗の頃新疆地方に隣りした突厥人によりて信奉せられ、その手を經て傳播したものである。他の一つは海路南支那に傳へられたものである、即ちムハメット在世中、しかも彼れかメッカに大勝を得た年傳道者宛噶斯（Wakavo）以下三人の亞剌比亞人は萬里の波濤を踏破して廣東に到來した、これは實に唐の太祖の貞觀三年のことてあつた。宛噶斯の何者なりしかは正確に知る由もないか、歷史家の考證によれは恐らくはマホメットの母アーミナの兄弟てあるらしい。彼等は朝庭の許可を得て廣東に於て直ちに傳道を開始したか、教義か極めて平易てある爲め多數の信者を得た。

斯くて彼等は數年の後一度は亞剌比亞に歸つたか、教祖の滅後なりしを以つてコーランを携へて再ひ支那に來り、最初の建立になる廣東の懷眞寺に於て死に到るまで專心傳道布教に

從事した。

回敎は此の後次第に支那內地に廣まり、唐の玄宗天寶元年には、首都長安に宏大なる大伽藍の建設を見るに到つた。

由來アラビア人は、支那を以て智識の國として憬れ居たるものなれは、支那に於ける傳道者等の布敎方法は、アラビアに於ての如く劍かコーランかの蠻勇的ならす、支那從來の思想信仰を研究し自己の宗敎を之に調和せしめやうとしたため、一般識者の排斥を受けすして平和裡に傳播し、殊に天山甘肅地方に移住して支那人と雜婚せし回紇人は悉く回敎を奉し、現在に於ても陝西河南の如きは土民の十分の二三は回敎徒たる有樣である。滿洲誌に依れは回敎の支那東部に入つたのは唐宋以後のことであり、その遼東に及んたのは或は政府の移殖したものてはないかと言つて居る、詳い歷史は今のところ筆者には解らない。

唐は何れの宗敎に對しても寬大なる政策を取つて來たか、殊に回敎は天山甘肅地方の邊外の民に由つて信仰せられたため、此等を懷柔して邊外の朝敵の討伐に利用せんがため、特別の庇護を加へた傾さえある。而して彼の安祿山の反亂に際し、玄宗の四川に蒙塵し、肅宗の位に卽くや、援を回紇の懷仁可汗に求め、可汗は長子に四千の精兵を與へて應援せしめた。

宋の時代を見るに、宋朝は建國の當初より內憂外患に追はれて、西北邊境を顧みるの餘裕なきに乘し、遊牧の民回紇等は甘陝の沃地を得て茲に土着し、茲に盛に漢人種と接近し牢固たる勢力を扶殖するに至つた。

成吉思汗はその子孫に遺言して、宗教は何れの宗教にも特に重きを置くことなかれと言ひたる程て、元朝は歷代各宗教を平等に優遇したるを以て、同教も山西地方まて傳播するに至つた。特に帝成吉思汗はその武威東歐に及ふ程に版圖の擴張を見るや、盛に內外人を顧問として招聘し、特に回教を信するところの彼斯人を重用したるを以て、回教は次第に地方に傳播を見たか、一方此等のペルシャ人はコーランの原文をそのまゝに使用し、また自國語を常用としたるを以て、彼斯語は回教の日用語となつた。

明の太祖、洪武の初め金陵に回寺を建立し、帝親ら百字讃を書して之に賜ひたる程て、明朝も亦た何れかと言へは回教を保護した傾きかある。斯く歷朝か回民族の利用を目的として、その布教を援助するの宗教政策はその傳播に決河の勢を與へた。

清朝の土耳古を征服し、乾隆帝か一時土耳古王女を妃とするや、回教徒はこれを利用して益々發展を計り、清朝は彼等の慓悍を愛して官吏軍人に重用して漢人を統治せんとした。由來回

敎は最も元朝に殊遇を受け、思想上より云ふも漢人のそれよりも元朝の影響を多く受け、且つ世俗的には常に狡猾なる漢人種の爲めに壓倒され居たるものなれは、之を憎むの情は滿蒙族援助の念と化して、淸朝の爲めに精忠を致さんとしたのてあつた。淸朝また之を優遇し、回敎の勢は全支那に及んた。尤も淸朝の利用策か露骨になるや、彼等は之を看破して自家勢力の失墜を虞れて、屢々反抗を試みること多つた。咸豐十一年に起り五十有餘年に亙つた束干の亂の如きその好適例てあらう。

第五節　回敎徒の人口

回敎徒の人口を精確に知ることは非常な困難てある。殊に有名な支那人回敎徒の擧けて居る數には、非常な誇張かある。雲南の支那回敎役員セイドスレイマン（Seyyid Sulayman）は支那回敎徒數を七〇、〇〇〇、〇〇〇と擧けて居り、スーラツト、チヤンドラタスは五〇、〇〇〇、〇〇〇と計上し、支那の回敎學者たるアブド・ウル・ラーマン（Aqd ur Rahman）は一九〇六年カイロに於て支那回敎民の數は全人口の十二分の一即ち三四、〇〇〇、〇〇〇なりと言つて居る。轉して綿密なる學究の計算を見るに A. H. Keane は名著（Asia）の中に於て三〇、〇〇〇、〇

〇〇と計上し多年の間佛國の支那總領事にして、支那に於ける回教の研究に十八年を投したと稱せらるゝ M. de Thiersant 氏は一八七八年に於て二〇、〇〇〇、〇〇〇と計上して居る。一記者は一九〇七年に於て前記の數字は誇大であつて實際は一五、〇〇〇、〇〇〇に過ぎないと云つて居る。W. S. Blunt 氏も亦一五、〇〇〇、〇〇〇說を採つて居る。然るに H. H. Jessup 氏に至つては遙かに低く四、〇〇〇、〇〇〇と計上して居り、廣東の Happer 博士はエヂンバラレヴキウに於て三、〇〇〇、〇〇〇に過ぎすと云つて居る。

諸說紛々たること以上の如くであるか、『支那の回教』の著者は支那地方約二百人の報告者の報告を集めた結果、最少五、〇〇〇、〇〇〇より最大一〇、〇〇〇、〇〇〇を出てすといふ。內、滿洲は最少五〇、〇〇〇最大二〇〇、〇〇〇の間にあつて、奉天約一七、〇〇〇開原(Kaiyuan)二〇〇〇、新民府(Seinminfu)二五〇〇、錦州(Chinchow)三五〇〇、法庫門 (Fakumen)二〇〇〇、遼陽 (Liaoyaug) 二五〇〇、營口 (Newchwang) 二〇〇〇、吉林 (Jiehling) 一〇〇〇、北鎮(廣寧)(Kwangning) 七五〇〇となつて居る。而して奉天全省の信者人口は、少くとも五〇、〇〇〇、吉林省亦た之に近い。奉天には三個の寺院かあり、廣寧地方には九個あり、又殆と全ての都會には集會所かある。

左に奉天に於ける回敎の概況を述べて參考としやう、奉天にあるものは回教中の東干派に屬し、教民全て二〇〇〇餘戸あり、外攘關に淸眞寺、南北東の三寺を有する。敎長をイマムと稱して回民の間に政教の權を兼有し、且世襲となつて居る。教師を阿訇(アホン)と稱して合計五人ある。

南寺は淸初揚氏等の建立したるものである。寺内の組織を見るに、四人の掌教の下に一人の經理、二人の副經理、四人の協助員同じく四人の調査員かあり、正經理は寺を代表して一切の事務を主宰し、副經理は之を輔佐し又正經理に代つて事を代表し、協助員は班を分ちて協助の義務を有すると共に寺中のこと一切を商議し、調査員は寺と密接の關係ある一切の務調査に任じて居る。尙ほ寺には附屬の小學校(國民高等)かあり生徒三〇〇人教師九人を有する。

最後に蒙古に就ては精密なる數字は知り難いか、南部には回敎徒か多く定住し、最少五〇、〇〇〇から最大一〇〇、〇〇〇の間にあると言はれて居る。

第六節　回民の風習

支那の回民は多く一般の支那式服裝をして居るか、彼等はその特異な宗教的風習のみならす單にその骨相や態度のみにて、他の支那人種と容易に見別けられるとは、彼等を知る者の意見の一致するところてある。

彼等はアリアン族の一派てあるか、蒙古人種との雜婚の程度に從つて蒙古化して居る、概して言へは回民は體軀大且つ美て、面長て鬚か濃く、容貌强壯て鼻形鋭く、眼光澄んて且つキヨ

ロ〳〵して居る、而かのみならす勢力旺盛大膽て開けつ放しの表情を有し、概して態度莊重てある。回民の或者特に河南地方のものにありて屢々猶太型の相貌を有つて居る。此れは回教に改宗したる猶太人の子孫たること言ふまでもない。

滿洲及ひ其他の地方に於て、回民の男は口鬚はきれいに口の長さたけ刈り捨て、兩端は生ゆるに任する習慣か行はれて居る。彼等の言ふ所に依れは、それはモーゼから傳つた習慣て異教徒の間にあつて、互にそれと知り合ふ爲めに役立つものである。ムラーやアホンは常にとは言ひ難いか、多くの場合頭を布にて卷き(タバーン)禮拜の間は常に辮髪を隱すことになつて居る。

回民は實利に慧く、且つ忍耐に強い。回民は主として耕作に從事して居るか、彼等の住する地方は屢々盜賊や家畜泥棒て有名となる、といふのは、穴勝ちに彼等か盜みをするのではないか、贓品を買ふことを躊躇しないからである。彼等は又主として商賣に從事し馬商賣を爲す者は殊に多い、彼等は馬を非常に好きてある。彼等は農業に於ては到底支那人には敵はないか、家畜の取り扱は遙かに勝れて居り、牛肉商賣を一手に收め、或は皮商人、ぱん燒人、兩替人となり又時には料理店を營んて居る。回民の料理店の看板には通例水瓶を書き、その上に帽子を冠し教民或は回回の二字を表して居る。水瓶は清潔の表徴て豚肉を使用せさることの保證、帽

子は客扱ひの丁寧を表すものである。

回民は通常酒及ひ豚肉の飲食を禁して居る。彼等は支那人に比ふれは阿片の吸飲、栽培及ひ賣買を爲すことは極めて尠い。又彼等は支那人の使用した食器を用ふることを避けて居る。此のことに關して宣教師オネル氏の物した感動すへき挿話かある、日露戰爭中露兵の一支隊か法庫門(Fakumen)の回民部落に宿營したことかあるか、彼等は回民の平常使用して居る大瓶を用ひて料理をやつたか、其際豚肉を用ひた爲め露兵か出發するや、最貧の回民と雖も破戒の罪を犯すことを畏れて、泣く〳〵もかけ換のないその食器を悉く放棄したのてあつた、而かも彼等かその補充を爲すことは決して決して容易てはないのてある。彼等は實にそれ程貧しく且つそれ程淨い宗教民族てあるのた。又或者は豚なる言葉を避けて『黑い奴』と言ひ支那人と同一の井戸より汲むことを厭ふの餘り河水を用ふるものもある。

併し斯くの如きは決して到る所に見らるゝ現象てはなく、他の地方に於ては回民の料理店に於ても異教徒の客の爲めには豚を料理してすゝめるものもある。

回民は普通アラビア文字の題句を家の裝飾として用ひ、支那人か赤紙に墨を以て書くを喜ふ習慣あるに對して、多くは青紙に白インクを以て書くことか常となつて居る。彼等お互の挨拶

にはアラビア語を用ひて居る。

回民はまた方々の部落或は都市の一區劃に回民區を作つて住むのを通例とするか、官憲か之れを許可せさる地方に於ては、支那人の間に雜居して居る、此等の回民は多く墮落して容易に支那人と妥協するの風かあるので、『一人の回民は回教徒でもなんでもない。二人寄れは半分たけ回教徒て、三人寄つて初めて一人前の回教徒』といふ諺か支那人の間にある。兎に角支那の回民は他國の嚴格なる信徒に比すれは、大いに信仰も戒律も弛緩して居るものなることは疑を容れない。

回民の結婚葬儀等もまた支那人のそれとは異つて居る。最も多くの地方に於ては、支那人の風習に近づき、また近つきゝあるものも少くはない。而かも彼等は決して支那人の家には自家の娘を嫁けない。唯た支那人の家から嫁を取ることはあるか、これは嫁か結婚によつて回教に改宗するものと信せられるからてある。支那人か回教に改宗する場合には、内的清淨の爲めとて、粗製曹達（Tu kien）を與へることゝなつて居る。結婚の式はアホンか之を司り、コーランを誦し支那人の如き天地を拜することをしない。

特に葬式は婚儀に比して、より多く支那人のものとは異つて居る。人死すれは寺院から役人

か來て儀式の裡に幾度も幾度も死體を洗ふ。此場合死人の衣類は彼等のものとなるのである。それかすめは死體は部分毎に丁寧にすつかり白布で包まれるか、此の儀式には非常に重要な意味かあるとされて居る、終れは死體は墓穴へ下けるため紐をつけた板の上に載せられ、然る後全回教國の習慣に從つて底のない棺で被はれる、棺は墓場までの行列の間使用し、死體と共に埋葬するのではない、棺は寺院に備へ付けてあり、日本の棺臺のやうに葬式毎に貸出されるのである。死體は北を枕にし、顏をメッカの方に向けて埋められる。

子供か生るれは七日の內に、經名(キンミン)(コーラン名)を與へねはならぬ、そしてその際には饗宴を催して富者は男兒なれは、二匹の羊を殺し、貧者は肉を振舞はねはならぬ、命名に當つては父は赤子の顏をメッカの方へ向けて抱き、兩の耳に祈を唱へた後コーランを取り、任意に七頁をめ繰り、その七頁目の、七行目の、七番目の字を取つて其兒の名とするのである。子供は七才にして祈禱を敎へられ、且つ割禮を授けられる。男子は一五才、女子は一四才にして元服の式を受け、成人として待遇される。結婚後は男子は長途の旅行を禁しられ、また妻の許しなくして妾を蓄へることは出來ない。臨終に就ても可成り面倒な十項目の敎へかあるか、其の內には死の近つきたる時祈禱文を唱へること、遺言書を作ること、布施をなすこと、墓地の儀式を

行ふこと、初七日二週忌百ヶ日及一回忌二回忌三回忌に祈禱を唱へ、布施をなすことが含まれて居る。但し變死の場合には祈禱は省かれる。

第七章　基督教

第一節　概觀

滿洲には、住民の殆んと十分の九の大多數を占むる漢民の外に、滿洲人、朝鮮人、日本人、蒙古人、ツングース族及露西亞人か住んて居り、此の雜多な人種の間に活動して居る基督教の教派も三四に止らないか、ギリシャ正教派は、在滿露人を牧するのみて、支那人の爲めに殆んと何ことをもなして居ないし、英蘭教會派も少數の在滿英米人の間にのみ働いて居る。日本人の間には亞米利加の宣教師と日本人教役者か働いて居り、より多數の朝鮮人の間には、朝鮮人、教役者と、亞米利加及加奈陀の宣教師か活動して居る。對支那人傳道と對日本人傳道、或は對朝鮮人傳道の事業の間には、未た何等の連絡も協働もないか、それは極めて必要てもあり可能てもあるやうに思はれる。對蒙古人並に對ツングース人の傳道事業も已に開始されては居るか、未た言ふにも足りない程微弱なものてある。

現在滿洲支那人の間に活動しつゝある外國傳道團は、舊教に屬する羅馬カトリック教會（The Roman Cathoric Church）の外に新教派のスコットランド合同自由教會（蘇格蘭長老會 United

Feer Church of Scotlands' Foreign Mission Conittee）アイルランド長老教會外國傳道團、（愛蘭長老會 Foreign Mission of the Presbyterian Church of Ireland）及び丁抹ルーテル教會（關東基督教路德會 Danske Missionsselskab, Danish Missionary Society, Danish Lutheran Mission）の三派を主とし、數年來基督復臨教會（Seventhday Adventist Mission Board）も亦た進入し來り、外に男女基督教青年會（The Young Men's or Women's Chritian Association）及び聖書協會（The Bible Society）等かあつて、蘇愛兩長老會及關東路德會等と提携しつゝ活動を持續して居る。

殆んと同時に、滿洲傳道を開始した兩長老會の間には、早く已に提携か成立し、布教運動の上に大なる効果を收めて居るか、路德會は少しく後れて入滿したのと、國語及び教會組織、並に布教政策等の相違との爲め、親密な有機的協働の成立は難しいか、傳道の當初から兩者の間には傳道區劃等に就ての諒解かあつたし、殊に最近數年來は固き提携か成り、就中教育に於ては諸多の方面に於て、著しくそれか表れて居る。

滿洲に於て活動せる外國宣教者の數は、今や羅馬カトリック四六人、新教三派合計一五四人、支那人教役者羅馬カトリック三六（但し僧侶）新教三派合計九七一人（内僧職は一九八）信徒、は、羅馬カトリック教會五六三〇八人同しく求道者は五、〇〇〇人に達し、新教三派信徒合計

は、三一、八九四人に達して居る。

信徒の社會的地位を檢するに、總數の約三〇パーセントは多少の土地を所有する農夫、約一〇パーセントは熟練勞働者、他の一〇パーセントは未熟練勞働者、一〇パーセントは小賣商人、六パーセントは大規模の營業者、而してその殘部は雜多の職業の從事者である。即ち之を以て見れは、彼等の社會的地位は一般に低いことか窺はれる。

尙ほ基督敎の事業は、單なる布敎に止らすして、敎育、醫藥及ひ種々の社會的救濟にも及んて居り、其の勢力實に侮る可らさるものかある。

第二節　滿洲に於ける基督敎史

第一項　發　端

滿洲傳道の先驅をなしたものは、羅馬カトリック敎會（The Roman Catholics）てあつた。羅馬カトリック敎會か何時頃から傳道の事業を開始したかは精確に知る由もないか、十七世紀には已に、該敎派の信者のあつたことは事實てある。一八四〇年、主として北支地方から入滿して各地に散居して居た、約三〇〇〇餘の信者を探し出す爲め最初の監督か來た。一八九一年に

於てはカトリツク信徒は邊鄙に多く、その數は一三、〇〇〇に達して居た、間もなく勇敢な傳道政策か講せられ、布敎は殆んと全部の都市に開始された。

滿洲に於ける最初の開港市たる牛莊（Newchwang）の開港は、一八六一年のことてあつたか、一八六六年アレキサンダア・ウキリアムスン（Alexander Williamson）かスコツトランド聖書協會（The Bible Society of Scotland）の代理人として初めて渡來するまては、新敎派は未た滿洲傳道には手をつけるところなかつたのてある。之に引續き翌一八六七年には、新敎傳道の開拓者たるウキリアム・バアンズ氏（William C. Burns）が營口に駐在することゝなつたか、彼れは僅かに一冬六ヶ月の傳道の後、翌一八六八年逝去した。然かも彼の記憶は、本國敎會、及傳道者達を刺戟して、彼の志した未開の地へと眼を注かしむることゝなつた。

第二項　アイルランド長老敎會

斯くて先つ最初の召しに應して立つたものかアイルランド長老敎會派（The Presbyterian Church）てある。同敎會はバアンズ氏逝去の翌年即一八六九年ヨセフ・ハンタアー氏（Dr. Joseph M. Hanter）及ヒユウ・ワデル師（Rev. Hugh Waddel）を牛莊に派遣した、後者は幾何もなく病を得て日本に轉したか、一八七四年に至り後任としてゼームス・カアソン師（Rev. James Crson）か渡

來し、爾來今日に至るまで彼は猶ほ同地方に働いて居る。

其後同派は更に宣敎師を增派し、一八八五年錦州（Chinchow 或は Kingchow）に小會堂を開いたか、一八九一年同市は宣敎師の永久的駐在地となり、テー・エル・ブランダア氏(Dr. T. L. Brander）か醫藥の事業をすゝめた。更に又一方テー・シー・フルトン師（Rev. T. C. Fulton）は各地を巡禮して、終に松花江に達するの旅行を終へたる後、一八八七年奉天に駐在することとなつたか、彼は此の地を中心として遼河の西岸北蒙古に達するまでの間に於て、宣敎師より漏らされたる地方々々に布敎を開始した。吉林（Kirin）への進出は寬城子（Kan chung tzu）方面からなされた、寬城子へは一八九〇年カアスン及ひグレイグ（Greig）の兩氏か到來したか、グレイグ氏は其翌年吉林へ數次の醫藥旅行を試みたる後、韃靼將軍の近衞兵に襲はれて重傷を負つた等の苦難もあつたか、終には吉林に廣大な病院を建て現在尙ほ此地に働いて居る。

爾來宣敎師は年々增派され、從來少數の中心地に於て監督されたる、廣大なる傳道區劃の小分けも行はれて、現在に於ては異常の發展をなして居る。

第三項　スコットランド合同自由敎會派

スコットランド合同自由敎會派（The Scottish Mission）の開拓者はジョン・ロッス師（Rev. Jo

hn Ross）である。同師は一八七二年牛荘に居を据へたか、其の後三年にしてジョン・マキンタア師（Rev. John Macintyre）か山東より來り會したので、彼は其後は一年の大部分を奉天に働くことゝなつたか、一八八二年終に同市に根據を据へ、且つクリステー氏（Dr. Christie）は同地に醫藥傳道を開始して、玆に同派の布敎は進歩の第二期に入つたのであつた。其後二三年にして、同派の傳道線は奉天以北に進められ、終にゼームス・ウエブスタア師（Rev. James Webster）の開原（Kaiyuan）に駐在して遠く東部及ひ西部に散在せる敎徒團の監督を司るまでになつた。マキンタアー氏も亦た海城に移り此處を中心として、一九〇五年の逝去に至るまて親切に布敎を進めたのてあつた。丁度同し頃芝罘（Chefoo）から轉任し來つたウエストワアタア醫師（Dr. Westwatar）も亦た其の開始した醫藥施療に依つて、遼陽に於ける保守思潮の反抗を剋服してしまひ、一八九〇年終に同市を布敎の一中心としてしまつた。斯くて中央平原に沿つて、海岸線を去ること約二百三十哩の奧地まて傳道線は完全に連絡されたのてある。此の翌年福音は多數の中心地よりして、交通路のまゝに東部の山地へと傳播され、其後宣敎師の増派を見たか、尙ほ且つ餘りに範圍か廣大過きるので、方々に分散せる敎徒團の監督は困難な有樣となつた程てある。一八九二年聖書協會を經て致された本國への報告の結果として、デー・エム・ヤング醫

師（Dr. T. M. Young）及びダニエル・テー・ロバートスン師（Rev. Daniel T. Robertson）は派遣され、北方吉林地方に開敎することゝなつたか、滿洲官憲の反對に對する久しき忍從の後、終に阿什阿（Ashiho）に定着の地歩を得、之を中心として出張所は今や西に東に大に伸ひたのてある。布敎開拓の事業は又た松花江の北部黒龍江の地方にも進められた。

第四項　兩派の聯合、敎勢の發展

然るに一八九一年に至つて、蘇格蘭及愛爾蘭の兩長老會は、一個の支那敎會を設立する目的て聯合し、玆に傳道上百尺竿頭進一歩程の發展を見ることゝなつたのてある。即ち其の翌年宣敎者達は、九人の長老と共に會して、直下に改信者の生命及其信條の保護に關する規約を制定した、此の合同は直接に土人敎會の建設を招來したはかりてなく、敎育政策の上に非常な好結果を齎し、一九〇〇年に至つて終に愛爾蘭長老會のゼー・アール・ギルスピー博士（J. R. Gillespie）に依つて、奉天に專門學校（Collage）か開設され、蘇格蘭長老會からは協働者を送ることゝなつた。

尚ほ傳道者の養成は早くから注目され、改信者の優秀なるものを選拔して、助敎たらしむるため必要な科目を不規則に敎授して居たか、一八九八年ロッス師フルトン師等の管理の下に神

學館（Theological Hall）か開設され、正規の敎育を受けたる土人の牧師及傳道者を送り出すことゝなり、婦人傳道者も亦養成されることゝなつた。醫學敎育も、當初は病院の助手養成の目的で不完全なからに行はれて居たか、終に正常の醫學校か設立され、堪能な土人の國手か出るやうになつた。

『滿洲傳道の事業は約五年每に起つた洪水、饑饉、戰爭、傳染病等の自然的や政治的の事件の出生に依つて、確然と時代分けをすることか出來る、此等の事件は經濟上に、社會上に、政治上に甚大なる影響を及したか福音宣傳の上にも特に云々』とは在滿宣敎師の一人なるエー・ウエイル氏（A. Weir）の說てあるか、兩長老會は平和裡に健實な進步を遂けて居たか、一八九四年偶ま日清戰爭か起り、其際ゼームス・エー・ウヰリー師（Rev. James A. Wylie）は遼陽に於て戰線へ進行中の清兵に殺害され、全ての外國人敎役者は內地を引揚けさるを得なかつたか、土人敎會は禮拜のみは繼續して居た。夫れにも拘はらす、戰爭は傳道の爲めには却つて好結果を齎らした、支那兵の敗走は土人をして自國の羸弱を覺らしめ、外國人の實力を知らしめて、有司の暴壓に對する避難を敎會の裡に見出さしめることゝなつたのも、その原因の一つてあつた。

斯くて間もなく北松花江に達する全傳道區域に亘つて求信の浪は起り、一八九六年から一九〇

〇年までの四年の間に、受洗信徒は三、〇〇〇から一九、〇〇〇の多數に上つた。

一九〇〇年の風雲は滿洲に於ては全く突發的てあつたか、外國人敎役者等は時を失せす沿岸地方に避難することか出來た。敎會の建造物は全部燒かれ、土人の信者は迫害され、三〇〇人は殺されたか、此等の中には實に崇高にして、壯烈な殉敎的の死を遂けた者も少くはなかつたし、山間に難を避けた者の中にも、亦た勇敢にその生命と信仰とを完ふした者もあつたか、大多數の者は或は罰金を出して敵と妥協し、或は基督敎の邪敎なるを認めて赦狀を得むとしたのてあつた。

拳匪團の擾亂を好辭として露西亞は滿洲を占領したので、傳道事業の回復は容易てなかつた。或地方に於ては、露軍は外國人の通行を禁し、他の地方は群盜徘徊して旅行は困難てあつたし、政界の風雲も前の見分けか着かぬ爲め、臆病な信者等は敢へて外國人宣敎師に接近せす、拳匪亂は敎會と人民との間の疎隔の原因となつた。其後二年間の平和時代は主として土人敎會の復興に費やされたか、又々日露戰爭の發生となつた。日露戰爭の間敎役者達はその任地を引揚くることはしなかつたか、戰線地帶は通行を禁止された。信仰の有無に拘はらす、無一物の避難民の保護事業は、悉く皆宣敎師と上海の赤十字協會との協力に一任されたので、其の爲め人民

その間にも官憲との間にも親密な關係を生し、爲めに一九〇〇年の忌まはしい記憶を消滅せしむることゝなつた。

以下一九〇五年に於ける新教兩長老會派の統計を揭ぐれは、

土人牧師	二	受洗者合計	一一、五九四
支那人長老	四〇	受洗志願者	三、五五七
教會及集會所	二七〇	學校	六九
受洗者（一九〇五） 男 六七三 女 三四五 子供 三〇九	一、三二七	男生	六五三
		女生	三五八
		献金	三九、五一一弗

第五項　デンマークルーテラン教會

滿洲に於て活動せる新教派には、蘇蘭兩長老會の他になほ關東基督教路德會（Danske Missionsselskab Danish Missionary Society or Danish Lutheran Mission）のあることは、前述の如くである。同派は、一八九五年以來主として南部海岸地方に事業を開始した、同派の宣教者最初の支那渡來はこれより前き一八九三年にて、始めは中部支那に於て早く已に傳道を開始して居た、

他のスカンヂナビアンや、ルーテランと提携して傳道する筈てあつたか、或理由の爲めに當初の方針を變更し、先進の蘇蘭兩長老會の同意を得て、前記の年より滿洲傳道を開始することゝなつたのてある。

同派は宣敎の當初から旅順港(Port Arthur)を起點として、北の方鳳凰城（Feng-hwang-cheng）及ひ安東縣（Antung-hsien）に達する全海岸線、及ひその奧地、並に朝鮮沿岸に布敎するの方針を定め、之を實現した。即ち一八九六年には最初の二駐在地か、旅順口及大孤山（Ta-ku-shan）に設けられ、その翌年の十一月に至つて、最初の支那受洗者の一人を得た。而して一八九七年は五人の宣敎師を以て終つた。次の二ヶ所の駐在地は非常な速やさて之に引繼いて、岫岩(Hsiuyen)及ひ鳳凰城に開かれ、一八九九年の終りには、同派は四つの駐在地と、八人（妻を含ます）の宣敎師とを有することゝなつたのてあつた。而して敎會の會員は、受洗者三〇を數へ内二六は受聖餐者てあつた。

一九〇〇年は此の若き敎派にとつてもまた悪い年てあつた。三個の根據地は拳匪の爲めに蹂躙され、殘りの一つなる旅順に於ては布敎は禁せられ、玆に有望なりし傳道事業は、一年半の餘も中止されねはならなかつたからた。拳匪亂後の三年間即ち日露戰爭の開戰まては敎勢頗る

振つて、蹂躙されたる三個の駐在地は再興され、安東縣には更に新しい駐在地か開かれたのみならす、新たに四人の土人傳道者か出てゝ大いに活動し、安東縣の北なる寛甸（Kwantien）懷仁（Huaijin）の二縣も亦た新しき傳道區域となり教徒は一〇〇に達した。

日露戰爭中の二年間は、傳道區域は殆んと戰場と化し、旅順の如き全く砲彈下になつて、信者は他に難を避くるの外なかつたし、他の駐在地に於ても殆んと布教は不可能てあつた。戰後即ち一九〇六年春以來、平和の裡に教勢は正常なる發達を遂け來つたか、同派の第一目的は常に直接傳道及ひ、說教にあるので外人宣教師及ひ、土人教役者も此の目的に相應して增加され一九〇六年から一九一四年の間に、前者は一五から三一に上つたか、その外宣教師夫人中二三人は間接に傳道に從事し、後者は同期間內に八から一一四の多數となり、內六四人は直接傳道、他は學校又は病院に働いて居る。一九〇六年以後寛甸懷仁の二縣には、更に新據地か設けられ大連にも新しく開かる可き形勢となり、一九一〇年まて八個の根據地を有し、更に出張所も大いに數を增した。此の前後、同教會は滿洲北部地方に於ける新傳道區の開拓に着目し、北團林子（Pei tuan lintsu）は一九一一年哈爾賓（Harbin）は、一九一二年に至つて事業を開始した。一九一四年の終りに於ける受洗信徒數は、總計一、四四〇てあつた。

日露戰後婦人の傳道事業も亦た開始されたか、一九〇六年から一四年までの間に、外國婦人宣敎者は三人から一〇人となり、婦人傳道者の駐在地も一から五ヶ所に殖えた。之に伴つて婦人傳道師（Biblewomen）の數も增加して、一九一四年の終りには、二〇人となつた。婦人駐在所には、大部分之れか附屬事業として女學校か設けられた。大孤山の婦人宣敎師駐在地には、女子の寄宿學校と、婦人の職業學校か設けられて居るか如き、その一例である。尙ほ一九一四年までは、同派には孤兒院を有しなかつたか、孤兒は婦人宣敎師の手に依つて世話されて居り、また、婦人ホームの設立も吟味中である。

此の間に醫藥傳道事業も、亦た大いに發展した。同派に於て、醫藥傳道者（The medical missionary）を迎へたのは一九〇五年にて、翌六年から安東縣に於て施療を開始し、更に翌七年同地に病院を開設した。之に續いて一九〇七年一九〇九年及一九一二年に亘りて、更に醫藥宣敎者を迎へ、一九一三年には第二病院を岫巖に開いたか、此の二つの病院に於て取り扱つた患者數は、一九一四年迄に延人員五〇、〇〇〇に達して居る。尙ほ一九一二年八月以來最初の渡來者たるエーレルベック國手（Dr. Ellerbek）は奉天合同醫學專門學校の敎授として、之に關係して居る。

最後に同派の教育事業の歴史を概説せんに、布教と共に教育も着手され男女小學校が開かれたが、續いて男子中學二校、女子中學一校の建設を見、男子中學の一に於ては、科目中に園藝を加へて居る。又奉天に於ては、兩長老會と聯合して文學專門學校を有し、ウヰット氏はその幹部の一人として同校に働いて居る。一九一四年の統計に依れば小學校二三校、中學校三校、生徒合計六一六名であつたが、最近の發展は後章教育事業所載の如くである。

尙ほ青年會事業も、早く已に岫巖、鳳凰城、大孤山、等に於て、小規模に開始されて居たが、其後特に同事業專任の宣教者を置くこととなし、諸地方に亘つて廣く開拓を進めつゝある。

第六項　新教三派最近の情況

日露の講和に引續き滿洲の門戶開放も確立して、傳道の事業は玆に駸々として盛運に進むのみであつた。一九一〇年から一九一一年にかけての肺ペストの流行は、西部線上に於て特に醫學教授の必要を痛感せしめた以外、直接傳道上には何等の効果をも及さなかつた。而して一九一一年に於ける共和制の樹立は、新しき政治上の正義の誕生に對して何となく國民全體の希望を喚起し、教會も亦た外國人の支配を脱せんとするの氣運を示したが、それらも徐々に消失す

る儚なき幻影に過ぎなかつた。過去の國民道徳の傳統か破れて新しき道徳の未た充分な力を得ない過渡期に着き纒ふ困難は傳道の上にも必然に附隨して起つて來た、官憲の暴壓に對する個人の避難所として敎會か久しく有ち續けて居た特權は消滅し、爲めに外部的の吸引力は減退したので基督敎は今や益々純然たる精神的奉仕によること多きを加へたのてあるか、而かも敎會の內外に對して斯くの如き精神的奉仕は何ものてもないのてある。支那人傳道者の一人か言つたやうに創業時代の見せかけの光榮は過き去つて眞の光榮は未た姿を現はさない有樣てある。

有名な、そして大規模な、一九〇七年から一九〇八年へかけての信仰復活運動は、暫時の間は甚た有望の如く思はれ、敎會の事業に熱情と活氣と勢力とを投け入れたか、此の新運動もその永久的精神的成果は、當局者の希望に比へて甚た貧しきもので、特に布敎方面のそれに至つては失望の他なきものてあつた。

一九〇七年以後は、新敎會派は敎育施設の方面に於て特に顯著な發展を遂けた。奉天には已に文學、醫學及神學の三專門學校か設けられ、着々として成績を擧けて居る。女子師範敎育も已に四個の中心地に於てスタートを切つた。宣敎師の居住する在駐地にあつては殆んと皆な中學の新設または擴張を見た、小學敎育の方には餘り力を注いて居ない。丁未派に於ては男子に

は果樹園藝、女子には編物を授けて居る。一九一五年には、長老會は土人敎會と聯合して奉天に工業學校を設立し、汎く全傳道區から學生を集めて居る。之等と平行して傳道事業の各方面に材幹ある指導者を得、また一般に青年の敎養の向上を劃る目的を以て基督敎青年會も多く新設、または擴張されたか、就中奉天、吉林、安東等は最も優勢てある。

第三節　新教派の現狀

第一項　布敎事業

現在滿洲に於て土人の間に活動しつゝある基督敎會には、羅馬カトリック敎會、及ひ新敎派の蘇格蘭長老會、愛爾蘭長老會並に關東基督敎路德會等かあり、その外に數年來は基督復臨安息會か新に進入し來つたし、また基督敎青年會聖書協會等の運動も兩新敎長老會、及基督敎關東會と提携して活動を續けて居ることは概說の部に述へたか、今以上三個の新敎派に屬する外國人敎役者の一九〇五年及ひ同一五年に於ける人數を比較すれは、此の十年間に於ける勢力增長の著しきものあることを窺ふことか出來る。先づ外國宣敎師は

年次	男子	女子 獨身	女子 已婚者	女子 合計	通計
一九〇五	三六	一四	二七	四一	七七
一九一五	六八	四〇	四七	八七	一五五

之に依れは外國宣敎師數は十年間に約二倍の增加を示して居るか、特に關東會派の增加率は最も高く約三倍となつたのである。獨立婦人も亦た同しく三倍となつた。而して此の增加の原因を見るに、新しい地の開拓されたものも少しはあるか、多くは舊根據地と事業の分化とに歸因するものにて、特に敎育の方面に新しい需用か開けたのである。

尚ほ一九〇七年を基點として四年置きに一七一一年、一九一五年の敎勢を比較して、全滿信徒の九五パーセントを占むる兩長老會所屬支那人敎會の發展の有樣を見るに、

項目＼年次	一九〇七	一九一一	一九一五
支那人ニシテ僧職ヲ許サレタル者	七	一六	一五
支那人ノ長老	五五	八三	一〇五
一年間ノ授洗數	一、四七四	二、一五九	一、二〇九

前年度ノ信徒歎ニ對スル授洗百分率	九・七	九・三	四・六
洗禮志願者	六、〇四二	六、四九四	五、〇六〇
諸種ノ學校	一六二	二三五	二一五
男女學生	二、八四五	四、八〇〇	五、〇八六
成年受洗者一人ニ對スル献金率	二・〇八	一・六〇	一・二九

右の數字を撿するに或項目は增加を、他の項目は漸次遞減を示して居り、後者に屬するものにて著く目立つものは授洗數と献金の減少であるか、献金の如き此等の年次に於ける貨幣價値の變動其の他の事を斟酌して考ふれは、必すしも數字面の指示するか如き絕對減少となつて居るのてはない。

外國宣教師其他教役者統計（一九一七年）

傳道會社	男子			女子			合計	Station	Out station
	僧職	其他	合計	獨身	已婚	合計			
關東基督會	一七	六	二三	一七	一七	三四	五七	一一	二四
愛爾蘭長老會	一二	二	一四	九	一〇	一九	三三	九	一五九
蘇格蘭長老會	一九	八	二七	一七	二〇	三七	六四	一〇	一一九
通計	四八	一六	六四	四三	四七	九〇	一五四	三〇	三〇二

注意　茲に僧職といふは聖餐式を司る資格を附與されたる者のみにて、其他の項中に含るゝものは教師や事務主任等を指すものである。又ステーションとは少くとも一人以上の外國人の常住する地でありアウトステーションとは外國教役者の定期に巡會する場所である。

支那人教役者統計

教派	僧職	其他の男子傳道者	其他の婦人傳道者	教役者總數	教會雇傭人
關東基督路德會	一	五五	二七	一五二	一
愛爾蘭長老會	九	一八四	三二	四〇八	一一
蘇格蘭長老會	九	一五三	四五	四一一	二一
通計	一九	三九二	一〇四	九七一	三三

注意　茲に其他男女傳道者といふは『ミッション』又は教會より一定の俸給を受けて傳道に從來せる者であつて、說教者、聖書行商人、婦人傳道者等を含み、教育、醫療等に從來せる者を含まない。而して教役者總數の中には僧職、其他傳道者の外、教師、醫師、病院助手、看護婦等をも含むものである。

支那人教會統計

次に支那人教會の統計を示せは、

教派	教會	其他禮拜所	信徒總數	日曜學校 校數	日曜學校 教師	日曜學校 生徒	其他宗教的機關	献金
關東基督教路德會	一五	二二	一、六七七	一九	六四	七四四	五	一、七八九
愛爾蘭長老會	一五	一六二	一二、九四九	七四	二二五	一、九一七	四	九、一四三
蘇格蘭長老會	三三	※	一七、二六八	※	二一六	三、〇五九	一	一二、〇六八
通計								

注意　其他禮拜所とは一週間少くとも一回の禮拜集會の行はるゝ場所を指す。信徒總數の項中に含まるゝ數字を更に細分すれは、

（イ）　關東基督教路德會の一、六七七人中正會員即受聖餐者は男子六九〇人、女子四五九人、合計一、一四九人、受洗のみにて未た聖餐に與らさる信者は男女合計五二八人あり。

（ロ）　愛爾蘭長老會に於ては受聖餐者男子六、三五三人、女子二、八三五人、合計九、一八三人、受洗のみにて未た聖餐に與らさる信者一、九六〇人あり。その外に志願者（未た受洗せさる信者の子弟をも含む）一、八〇一人にて、

（ハ）　蘇蘭長老會は受聖餐者男女合計一〇、三三四人、受洗のみにて未た聖餐を受けさる信者は三、

二九一人、志願者は三、六四三人である。

尙ほ献金は全ての敎會の事業に對するものではあるか、敎育及醫藥の分は之を含ます、亦た外國からの献金はミッションのものにまれ、個人のものにまれ能ふ限り記入を除外することゝした。

第二項　敎育事業

基督敎諸派は布敎のみならす敎育にも競つて努力して居る。滿洲に於ける支那側の敎育施設は未た大いに不完全てあつて、外國宗敎家の力に俟つ所多く、此の方面に於て彼等は十分な活動の餘地を有して居るのてある。故に當初は布敎事業の補充としてなされた敎育事業も、今や獨立して十分發展すへき階段に入つたといふことか出來る。

今滿洲に於ける新敎派の敎育事業を見るに、先つその種類は、(一)神學敎育、(二)藝術敎育、(三)醫學敎育、(四)師範敎育、(五)工業敎育、(六)普通敎育に分れて居る。

最近(一九一七年)の調査に依れは、敎育事業從事者中、關東基督敎路德會は外國人男子三名、婦人三名、支那人男子三二名、婦人二一名、信徒以外の支那人敎師五名、愛爾蘭長老會は外國人男子三名、婦人五名、支那人男子八八名、婦人四十八名、信者以外の支那人敎師一二名、蘇

格蘭長老會は外國人男子一〇名、婦人九名、支那人男子一〇四人、婦人五三名を有して居る。
而して學校及び學事の一般は左表の如くである。

(一) 幼稚園

教派	學校數	生徒數
路德會	二	四八
愛爾蘭長老會	二	三六
蘇格蘭長老會	—	—
通計	四	八四

(二) 尋常小學(國民學校)

教派	學校	教師	生徒 男生	生徒 女生	生徒 合計
路德會	三〇	四〇	五三八	三九八	九三八
愛爾蘭長老會	八八	一〇九	一、三八六	八八〇	二、二六六
蘇格蘭長老會	一〇六	一二五	一、四〇四	一、一四二	二、五四九

(三) 高等小學校

教派	學校	教師	生徒 男生	生徒 女生	生徒 合計
路德會	五	八	三三	四五	八三
愛爾蘭長老會	一一	一二	一〇三	一〇五	二〇八
蘇格蘭長老會	二	三	一八	—	一八
通計	一八	二三	一五四	五〇	三〇九

(四) 中學校

教派	學校	生徒 男子	生徒 女子	生徒 合計
路德會	二	三八	—	三八
愛爾蘭長老會	九	一三七	三六	一七三
蘇格蘭長老會	九	二二四	一一〇	三三四

(五) 專門學校 (College)

醫學專門學校

文學專門學校

（六）師範學校

教派	學校	生徒 男子	生徒 女子	生徒 合計
路德會	一		一〇	一〇
蘇格蘭長老會	五		八三	八三
通計	六		九三	九三

（七）神學校

教派	學校	生徒
路德會	一	一一

（八）職業學校

教派	學校	生徒 男生	生徒 女生	生徒 合計
路德會	三	三一	七〇	一〇一
蘇格蘭長老會	一	五〇	—	五〇
通計	四	八一	七〇	一五一

以上の內、神學校教育及ひ專問教育に就ては極めて概略の說明を附加し、中學以中に就ては煩を避けて之を省略することゝする。

（イ）神學教育

神學教育の狀態を見るに、長老會に於ては傳道者の爲め五ヶ年間に亙り正式に二三の中心地に於て催さるる一ヶ月の講習會かあつて、生徒は同日に各地に於て筆記試驗を受けることゝなつて居る、每年約二〇〇人の入學者の內三分一か五つの全科目に合格する、少くとも十八科目を通過し、年齡四〇歲に達せさる者にして、長老會に依つて牧會者たるに適すとの認定を受けた者は奉天の神學校（The Theological College）に於て更に四年間の訓練を受ける。同校はフルトン博士（Dr. Fulton）及ひイングリス氏（Mr. Inglis）の主裁するところてあるか、ヨリ高き一般的豫備智識の必要かあるので、今や文學專問學校（The Arts College）の卒業生にして同校に入學する者の增加の勢か現れて來た。同校は今や創立以來二十餘年を經過して居る。路德會に於ても傳道者等は每年一ヶ月の訓練を受けて居る。

（ロ）專門教育

(1) 文學專門學校（The Manchuria Christian College）は文會書院の名に依つて知られて居る。

初め蘇格蘭長老會に依て一九〇二年に創立されたものであるか、後路德會も聯合に加入し、ヨーウキット氏（Mr Yoh Witt）か入つて幹部の一人となつた。修業年限は豫科一年本科三年の四ヶ年とし、生徒は悉く寄宿舍に收容することとなつて居る。現校長ロバートソン氏（Rev Daniel T. Robertson）以下五人の外人敎師、及ひ四人の支那人敎師かある。

(2) 奉天醫學專門學校（The Moukden Medical College）今日の盛運はデー・クリスティー博士（Dr. D. Christie J. M. G.）の、長き奮闘と堅忍の力に負ふところ大なるものかある。同氏は一九一二年の春、一四三人の志願者中五名を選拔、一級として授業を開始したのであつた。入學試驗は一四箇所の中心地に於て同時に行はれる、支那公立中學卒業生も入學の資格を有するか、多くはミッション經營の中學卒業者から採ることになつて居る。地方政府は同校に對して財政上の補助を約し、或は卒業生に免許を授くる等非常な優遇を施して居る。

同校は現在新敎三派聯合の經營となり、路德會のエルレルベク氏（Dr. Ellerbek）は幹部の一人となつて居る。愛爾蘭派からは未た幹部たる代表者を出しては居ないか、文學專門學校敎授タブリユウ、ミスケリー師（Rev W. Miskelly）か同校科學科の指導をして居る。校長は言ふまでもなくクリスチー氏、副校長兼敎頭（Vice Principal and Dean）はエルレルベク氏て、敎授及

講師にはダブリユウ・エー・ヤング（W. A. Young）アール・ホワード・モール（R. Howard Mole）コリン・エフ・シムプソン（Colin F. Simpson）ウキリアム・ネイルン（William Nairn）ダクラス・エスロバートソン（William Doauglas Robertson）フレッド・ビー・クロッカルト（Fred B. Crockayt）エー・ラッセルヤング（A. Russel Young）ビー・デー・ペダスン（P. D. Pederson）の諸氏かあり、英語教師にはドユガルド・クリステー夫人（Mrs Dugald Chinstie）ゼー・スッワート師（Re J. SteWaert）デー・フエールドン氏（D. Whelden）其他若干名の助手かある。編者最近（一九二〇年秋）の調査に依れは敎授及講師は外國人一二名、支那人六名、學生は六五名ありて悉く寄宿制度の下に收容されて居る。經費は年額一〇、〇〇〇磅と稱せられて居る。

學生は入學の初め未信者なる者も多いか、多くは在學中の感化に依り、殆んと皆な立派なクリスティアンとして卒業するとのことである。尙ほ敎授用語としては支那語を採用して居るか、各科に亙つて英語の敎育に怠らす、特に實習の或ものは英語を用ひ、卒業迄には英語の醫書を完全に讀み、英語を以て自由に會話をなし得るやう熟練を積まされる。

同校には附屬として奉天醫院（The Moukden Hospital）かある、同しくクリスディー氏の創設にかかり、起源は一八八二年にて學校の設立に先立つこと三〇年て、遙かに古い。尙ほ同院

に就ては他の項に於て詳說するてあらう。

第三項　醫藥事業（Medical Work）

醫藥事業は布敎開始と同時に創められ、幾多の熱心なる基督敎信者たる醫師は醫藥傳道（Medical Missin）の尊き使命の爲め、滿洲內地に踏み込んて治療投藥の傍ら、傳道に努力したのてあつた。此の方面に於て極めて不完全な機關と、無智迷信の支配する民間療法より他知らなかつた土人達の間に、進步した化學的醫術の齎らした効驗か大なるものてあつた丈、それ丈基督敎弘布に對する醫藥事業の貢献は實に大なるものかあつたのてある。現に奉天のクリステー氏、吉林のグレイグ氏等の如き、彼等の長き努力と熱心とを償ふに値するか如き成功を有して居るのてあるか、醫藥事業はその久しき歷史と緊張した努力とにも拘はらす、未た甚た不完全たるを免れないのてある。此のことは滿洲に於ける外國人經營の病院、例せは鐵嶺のヤング氏のそれの如きを見は何人と雖も肯定することを躊躇しないてあらう。

最近（と言つてもそれは一九一七年のものたか）の統計を檢する。

（一）醫　員

（イ）外人醫師は男女合計二一人にて、各敎派の所屬は左の如くてある。

路德會	男子	四人		
愛愛蘭長老會	男子	二人	女子	四人
蘇格蘭	男子	一一人		

尙ほ路德會は外人看護人四人を有する。

（ロ）正式の免許を有する支那醫者は合計八人、看護人、掃除夫等を除き、醫事上の助手たる支那人八〇人、看護人は二六人にて、その敎派的分布は左の如くである。

敎派	醫師	助手	看護人
路德會	一人	四人	一三人
(愛)長老會	四人	三二人	一三人
(蘇)長老會	三人	四四人	——

（二）病院　施療院　施療巡回

（イ）病院　玆に病院といふは、患者を收容入院せしむるやうの適當の設備を有し、外人醫師の住宅を有するか、又は免許を有する支那人醫師の管理するもののみを指し、その狀況は概略左表の如くである。

教派	建物	病床	入院患者	大手術
路德會	六	一〇八	九七一	二五三
愛爾蘭會	六	二四二	一、五七七	九七八
蘇格蘭會	九	五〇〇	二、四五四	二、七七五

（ロ）施療院　施療院の病院と異るところは、診療か通常無料にてなさるところにある。此の外に完全なる醫術上の訓練を經さる外人、または支那の管理になる全ての施設は、假令入院患者を收容し得る設備を有するものたりとも、施醫院の項中に含めることとする。今三派分屬の施療院及施療患者の數を示せは、

教派	施療院	施療患者
路德會	三	三三、〇三四
愛爾蘭會	六	二八、三四四
蘇格蘭會	七	九五、〇七一
合計	一六	一四六、四四九

（ハ）醫療巡回　或る地方を巡回診療を爲すことが、その中心地に駐在する醫師の本職の一つと

なれるものかあつて、それらのものか時々之れを行ふのてある。

	巡回	授療患者
路德會	—	—
愛爾蘭會	二	二九七
蘇格蘭會	五	四四〇
合計	七	七三七

尙ほ參考の爲め、主要なる二三の病院に就て最近（一九二〇年秋）の狀況を持記すれは、

（イ）奉天病院

同病院は一八八二年クリスティー氏の創設したる者にて、所屬は長老派てある、現在に於ては奉天醫科大學の附屬となつて居る。醫員は外國八一二名、支那八六名の多數にて、病床は合計一六〇個、經費年額は一〇、八三〇・二七兩蓋し滿洲に於ける新敎派經營の病院中最も大規模にして且つ完全に近いものてある。

（ロ）吉林病院

同院の所屬は愛爾蘭長老會にて、前述の如くゼームス・グレイグ氏か多大の困難と闘ひつゝ、

一八九三年之を開設したものである。男女兩院に分れ男子の部はゼイムス氏の外にスコッツマン氏（Scotsman）及支那人助手クォ氏（Dr M. Y. Kuo）かある。病床は六〇にして、經費は年額メキシコ銀七〇〇〇弗に、內二〇〇〇弗は本國の補助に仰き居るも、殘部五〇〇〇弗は吉林地方より集められるのてある。蓋し成功と言はねはならぬ。

婦人病院は女醫エムマ・クルックス女史の管掌するところてあつて三〇の病床を有し、經費は年額メキシコ銀一五〇〇弗、內一〇〇〇弗は吉林地方に於て幕集さるゝのてある。

（ハ）遼陽病院

遼陽にも亦た男女の二病院かある。病院は蘇格蘭合同自由敎會派の所屬にして男子病院は一八八七年ウェストワーター（Dr Westwater）の創立にかかり、現在は外人醫師ヤング氏（Dr Young）及テイラー氏（Taylor）專ら業に當り、支那人醫師ワン氏（Dr Wang）か之を助けて居る。患者は一年に付き約五〇〇〇人、病床は五〇にて、經費は年額三〇〇〇弗を超過し、內二五〇〇弗は地方よりの收入五〇〇〇弗は本國の補助にて主として藥品代に宛てられて居る。

婦人病院は一八九〇年ウェストワーター夫人の創設したる遼陽婦人宣敎部（Liao Yong Women's Mission）の附屬經營になつて居る。同宣敎部は現在八〇〇〇の信者を有し、布敎の外、學

校と病院とを有し、每年二五〇〇兩の經費を使つて居るか、病院は女醫エイトキン孃(Dr. Aitkin)の預るところとなり一年約五〇〇　患者を手にかけて居る。

(ニ)　鐵嶺基督敎施療醫院

蘇格蘭合同自由敎會派の所屬にして、一九〇八年ヤング氏(Alexander Russell Young L. P. C. P. S.)の創設し、現に之を經營するものである。經費年額四〇〇〇弗は全く支那人自身及ひ外國人の寄附によつて支へられて居る。上記ヤング氏の外に五人の支那人が助手として働いて居る。病床は男子の爲めに六〇、女子の爲めに二〇を備へ、一九一九年度の入院患者は七〇〇人に達した。

第四項　在滿外國宣敎師

一九一九年の調査に依れは、東三省の人口は一四、九一七・〇〇〇にて、ミッションの中心地は二十七在駐の敎役者は一七二名である。今此等の分布の有樣を示し、其の事業の明かなるものに就ては、多少の說明を附加するてあらう

(一)　奉　天　省(Fengtien)(ABC順)

安東(Antung)

關東基督敎路德會（創立一九〇二年、通計一一名）

ゴルムセン孃（Gormsen）

アンナ・ハンセン孃（Anna Hansen）

ラルセン氏及夫人（Larsen）

ケイ・ラルセン孃（K. Larsen）

エー・プールセン氏及夫人（A. Poulsen）

ヴキフ氏及夫人（Uyff）

ボーゼープール氏夫妻（Boagoe Poul）

關東基督敎路德會青年會（Y, M. C. A.）（創立一九一三年、通計二名）

錦州（Chinchowfu）

路德會（創立一九一八年、通計二名）

クリステンゼン孃（O. Kristensen）

クルース孃（M. Kruse）

長老會（愛）（創立一八八五年、通計四名）

グリルス孃（G. Grills B. A.）

ハドソン孃（R. Hudson）

キナルス氏（Keers John. B.A.）

同夫人（M. D. L. R. C. P. & S.）

大連（Dairen）

路德會（創立一九一〇年、通計二八）

ウエイトルー氏（P. C. B. Waidtlow）及夫人

法庫廳（Fakuting）

長老會（愛）（創立一八九一年、通計五八）

マクインタア孃（Marion Mcintyre M. .B）

マクウキリアム孃（S. J. Mc. William）

オウネイル氏（F. W. S, O. Neil M. A.）

同夫人（B. A.）

ステイヴンソン氏（J. Stevenson M. A.）

鳳凰城（Fenghwangcheng）

路德會（創立一八九九年、通計三名）

ヘルツ氏（K. Hertz）

同夫人

ニールセン孃（Petra Nielsen）

桓仁（Huanjen）

路德會（創立一九〇九年、通計一名）

リツケガールド氏（J. C. Lykkegaard）

開原縣（Kaiyüan）

長老會（蘇）（創立一八九六年、通計四名）

マクインタア孃（L.S. Macintyre）

マクミン孃（Jean M. Mc. Minn M. A, M.B. ch. B.）

ブラー氏夫妻（Henry Pullar M. A. & Wife）

廣寧縣（Kwangning）

長老會(愛)(創立一八九一年、通計三名)

ハンタア氏夫妻 (William Hunter B. A. & Wife)

ロージャース嬢 (J.M. Rogers)

寛甸縣 (Kwantien)

路德會 (創立一九〇六年、通計三名)

ハグルスキャー氏夫妻 (L. Hagelskjer & wife)

パレセン嬢 (K. Pallasen)

遼陽 (Liaoyang)

長老會(蘇)(創立一八八二年、通計五名)

エトキン嬢 (Isabella Aitkin L. R.C. P. & S.)

ダグラス氏夫妻 (Geo Douglas M. A. & Wife)

マンドル嬢 (Sarah Mundle)

ウエストワーター氏

マクドーナルド (A. Mc Donald, M. D. F. R. C.S., L. R. C. P.)

尚ほ同敎會の開設者は神學博士ジョン、ロス師 (Rev John Ross, D. D.) にして現在はダグ

ラス師主裁し、其の下に三人の支那人牧師があつて、附屬教會を牧して居る。信者は約二、五〇〇、經費は年額一八〇〇〇弗（内半額は本國よりの補助）に上つて居る。教會には亦附屬の學校があつて、約一、三〇〇の生徒を收容して居る。

尙ほ遼陽には一八九〇年にウヱストワーター夫人の設立した婦人傳道部（Yong Womens Mission）があり、上記エトキン女醫とマンドル孃とかその衝に當り約八〇〇の信者、約六〇〇の生徒を有し、婦人病院には約五、〇〇〇の患者を有する。

奉天府（Moukden）

大英聖會公會（British & Foreign Bilble Society）

タアレー氏夫妻（R. T. Turley & Wife）

路德會（創立一九一二年、通計九名）

エルレルベク氏夫妻（Sore Ellerbek G. M. M. D. & Wife）

ノルガルド氏夫妻（Peter Nogrard & Wife）

ペーデルセン氏夫妻（Peter D. Pedersen M. D. ch. B. & Wife）

ブラム孃（E. Plum）

ラズムッセン氏（Johannes）

ウキット氏（Iohannes Witt）

長老會（愛）（創立一八八九年、通計六名）

バアカー氏夫妻（Thomas M. Barker B. A. & Wife）

フルトン氏夫妻（J. C. Fulton M. A. D. D. &Wife）

ミスケリース氏夫妻（William Miskelly M. A. & Wife）

基督復臨安息會（創立一九一四年、通計四名）

バイ氏夫妻（Edwin Bye & Weife）

ピータアスン氏夫妻（Petersen Bernard & Wife）

長老會（蘇）（創立一八七五年、通計三一名）

クリスティー氏夫妻（Dugald Christie & Wife E. M. G. F. R. C. P & S.）

クロッカアト氏（F. B. Crockart）

デヴキッドソン孃（M. S. Davidson）

ドルワード氏夫妻（J. C. Darward M. A. & Wife）

エドワーヅ嬢 (Dora, E. Edwards)
ガリオック嬢 (R. T. Garriock)
ヘイ氏夫妻 (J. Primrose Hay M. A. & Wife)
ホールナアー嬢 (Mary C. Horner L. RC. P. & S.)
ホッチキス嬢 (Catherine Hatchkis M. A.)
イングリス氏夫妻 (James, W. Inglis & Wife)
マックノウタン氏夫妻 (W. M. Macnaughtan M. A. & Wife)
モールス氏夫妻 (R. Howard Mole B. A, M. D, ch B. & Wife)
ネヤルン氏夫妻 (William, M. Nairn M. B, ch B. & Wife)
ロバートスン氏夫妻 (Douglas S. Robertson M. A, M B, ch B. & Wife)
ロバートスン氏夫妻 (Daniel T. Robertson M. A, & Wife)
ルータアフォード嬢 (Dorothy Rutherford)
シムプリン氏 (C. F. S. Simpson M. A, M. B, ch B. D. T. M & H.)
スターマー嬢 (E. L. Starmer M. B, C. M.)

スツワート氏夫妻（John Stewart M. A, & Wife）

ヤング氏夫妻（William A. Young M. B, C. M. D. P H, & Wife）

基督教青年會（創立一九一三年、通計二名）

プラット氏（I. E. Platt）

ラスムツセン氏（路德會前出）

女子基督教青年會（Y. W. C. A.）

フープル孃（Ruth, Hoople）

ホツチキス孃（長老會（蘇）前出）

營口（Newchwang）

長老會（愛）（創立一八六九年、通計四名）

カアソン氏夫妻（James Carson B. A. & Wife）

フキリツプ氏夫妻（Walter, Rhilip M.B, F. R. C. S. E. & Wife）

旅順（Port Arthur）

路德會（創立一八九六年、通計二名）

クリステンゼン氏夫妻（C. Christensen & Wife）

ムースベック嬢（K. Moesbek）

新民府（Sinminfu）

長老會（愛）（創立一八八八年、通計三名）

レールモンス氏夫妻（B.L.L. Learmonth & Weife M.D.C.M. & Wife M.B.E.M.）

オムメルヴナ氏（J.Omelvena B. A.）

岫崖（Siuyen）

路德會（創立一八九八年、通計六名）

ブッシュ嬢（A. Busch）

ニールセン氏夫妻（N. Nielsen M. D. & Wife）

オレセン氏夫妻（O. Glesen & Wife）

トムセン嬢（Katharine Thomsen）

大孤山（Taklushan）

路德會（創立一八九八年、通計六名）

ボルウキング氏夫妻（C. Bolwing B. A, B. D. & Wife）

ブロストレーム孃（N. Brostrom）

ニールセン孃（E. Nielsen）

オクスビエク氏夫妻（A. Oksbjerg & Wife）

鐵嶺縣（Tiehling）

長老會（蘇）（創立一八九六年、通計三名）

ホキー孃（Louisa Howie）

ヤング氏夫妻（Alerx, R. Yvung l.r.c.r. as, & Wife）

永陵（Yungling）

長老會（蘇）（創立一八九四年、通計四名）

レガッタ氏夫妻（Archibald, R. Leggata M. B, Ch. B. & Wife）

マッケンヂー氏夫妻（A. R. Mackenzie M. A, B. D. & Wife M. B, ch. B.）

（二）吉　林　省（Kirin）（ＡＢＣ順）

阿什河（Ashiho）

長老會(蘇)(創立一八九 年、通計六名)

コワン孃 (A. M. Cowan. M. B., ch. B.)

フキンドレー氏夫妻 (J. W. Findley M. A, & Wife M. A, M. B, ch B.)

ペイトン孃 (Mury, Paton)

ストービー氏夫妻 (James Stobie & Wife L. R. E. P. & S.)

長陽鎭 (Chaoyangchen)

長老會(蘇)(創立一八九七年、通計四名)

マツキンタア孃 (Bessie, Macintyre)

ラスト氏 (James, H. Rust M. A.)

ウエツデルバアン氏夫妻 (L. D, M. Wederburn M. B. & Wife)

哈爾賓 (Harbin)

路德會 創立一九一二年、通計三名)

ハウフ孃 (A. Hauch)

マドセン氏夫妻 (C. M. Madsen & Wife)

吉林（Kirin）

長老會(愛)（創立一八九一年、通計九名）

カアジン氏（Wm.M. Cargin B. A.）

クルック孃（F. M. Crooks, M. B, ch. B, B. A. E.）

グレイグ氏夫妻（James A. Greig, b. r. c. s, l. r. c. r, & Wife）

リール氏夫妻（Robert, K, Lyle M. A, & Weife）

マクモードキー孃（F. C. Mc Mordie）

マクホイルター氏夫妻（James Mc Whirter M. A. & Wife）

基督敎青年會（創立一九一一年、通計四名）

カアジン氏（Mm. M. Cargin B. A.）

マギル氏夫妻（Orrin, R. Magill B. S. Wife）

ステワート氏（I. Stewart M. A.）

寬城子（Kwanchengtze or Chungchun）

長老會(愛)（創立一八八六年、通計六名）

クラウフォード孃（R. Florence Crawford. B. A.）
グキルスピー氏夫妻（William, H. Gillespie, M. A. & Wife）
ゴルドン氏夫妻（Robrt J. Gordon M. A, M, B, C. M, & Wife）
マクネイル孃（Margaret E. Mc Neill, L.R.E.P. & S, M. B, ch. B.）

安息會（創立一九一六年、通計二名）

グルンドセット氏夫妻（O. J. Grundset & Wfie）

伯都訥（Petuna）

路德會（創立一九一七年、通計三名）

ゼンセン氏夫妻（J. E. Jensen & Wife）
ゼンセン孃（M. Chr. Iensn）

楡樹店（Yushuting）

長老會（愛）（創立一八九一年、通計四名）

マクカモン氏夫妻（J. Mc Cammon M. A. & Wife）
ウエイヤア氏夫妻（Andrew Weir B. A. & Wife B, A.）

（三）黑龍江省（Heilungkiang）

呼蘭府（Hulan）

長老會（蘇）（創立一九〇五年、通計四名）

デビッドリン氏夫妻（D. Davidson M. A, & Wife）

ヤング氏夫妻（E. Makillop Young M. B, Ch B, & Wife L.R.C. P. S.）

綏化府（Suihwafu）

路德會（創立一九一一年、通計三名）

ビエルガールド氏（P. Bjergaarde）

イリスチアンゼン氏夫妻（N. Kristiansen & Wife）

第四節　羅馬加特力教會

滿洲にあるローマンカソリックは、巴里外國布敎會（Missions Etrangers de Paris）に屬する。初め在北京僧正の管下に屬し、一八三八年長城以外は北京より別れ一人の僧正を有したが、一八四〇年蒙古は滿洲から分離し、一八九八年には滿洲は更に南北の兩布敎區に分れた。

南滿洲布敎管區の現在の僧正は八代目にして、名をシューレー（Choulet）と呼び、奉天に駐在して居る。一九一九年の統計に依れは、その管下には二五人の外人牧師、一九人の支那人牧師、一三〇、二五七の信者、三、〇〇〇の求道者かある。

北滿洲布敎管區の中心地は吉林にあり、管轄牧師ラフアネアエ（Raphaneac）僧正、ピエールマリー・ラルゼー（Pierre Marie Lalouger）閣下の下に、一九人の外人牧師、一七人の支那人牧師、二六、〇五一人の信者、二、〇〇〇の求道者かある。

次に地方別にその布敎事業の概略を記するてあらう、先づ北より順次に、

（一）黑龍江省內

齊々哈爾　省城南門外に天主堂あり、長春の佛國天主堂宣敎師の支配を受く、支那牧師郭子厚、外傳導師一名あり。民國四年の創設、信徒約七〇名、夜學の設備かある。

呼蘭　西城にあり、民國二年の設立、宣敎師二人、信徒八〇名あり。

綏化　南門にあり、光緒三十三年の設立、支那人牧師一名、信徒約一〇〇名あり。

海倫　西城にあり、民國二年の設立、信徒約八〇名あり。

巴彥　民國二年の設立、支那人牧師一名、信徒一三名あり。

蘭西　民國二年の設立、支那人牧師一名、信徒五〇名あり。

木蘭　民國二年の設立、支那人牧師一名、信徒五〇名あり。

（二）長春地方

長春　城内東四道街に天主堂あり、光緒八年に設立せられた、敎會堂は縣下小八家子（長春の西北六〇支里）から分れたものである、小八家子の敎會堂は咸豐十年の設立であるから約五〇年の昔である、信徒の數は約四、〇〇〇と稱せられる、現在の主管者は佛人ラベ・エドモン（Labbe. Edmond. Gerard）といふ、他に四人の支那人助手がある。吉林の天主敎總監督所の指揮監督を受けて居る。

構内に小學程度の學校を附設して支那人の子弟を敎育して居る、生徒は約四〇名にて全部寄宿舍に收容して居る。

城内西三道街に仁慈堂（Franciscan Missionary of Marry）がある、設立は光緒二十八年にて天主堂の管轄に屬し、貧困者の施療、及老幼不具者の收容救護を目的として居る、主管者は佛國婦人ローレンス（Sister Laurrence）といひ、彼の他に尙七人の佛國婦人と、四人の支那婦人とがあつて之を助けて居る。構内に女學校を附設し、凡そ三〇名の生徒がある。

尚ほ構內には收容室三棟、病室二棟、校舍一棟、寄宿舍一棟かある。

尚ほ縣下には以上の他、小八家子、卡倫、對青山、萬寶山、小雙城保等に敎會堂かあり、其他農安縣、伊通縣、磐石縣下の各地にも大小の敎會堂かある。

（三）吉林地方

吉林　吉林は、主敎即ち吉林、黑龍江兩省天主敎總司鐸の居住地てあつて、その管轄地域は更に吉林、長春、磐石の三に區分されて居る。

現在の主敎はクビゾレー（Cubizolles）華名苦若悉といふ、城內に約四、〇〇〇の信徒を有し、且つ構內に小學校を附設して居る。

吉林地方には、尚ほ城內の他、烏拉街、三家子等數ヶ所に敎會堂かある。

（四）奉天地方

奉天　小南門にあり、我か明治九年の設立にかゝる、主敎シユレー（Choulet 華名蘇斐理）の他、佛人、及支那人の敎父各々三名宛かある。

シユレー師在支已に四十餘年に及ひ、信徒の尊信甚た深い。

附屬の拉典語學校（College de la Mission Catholique）には、敎師、佛人、及支那人、各

一八、生徒約二〇名がある。

尙ほ附設として男女各別に、初等及び高等小、學及び育嬰堂がある。男子小學校には佛人敎師一人と生徒五〇人及八〇人　女子小學校には佛婦人敎師二名と生徒約八〇名を有し、育嬰堂には女敎師三人があつて、約一五〇名の兒童と約四〇名の老人とを世話して居る。

安東　于家溝にあり、設立光緒十三年、佛人敎父シッポー（Chipot）他に支那人傳道師一名あり。

尙ほ大東溝、岫巖、寬甸、輯安、桓仁等に主張所を有して居る。

蓋平縣　佛人敎父一名がある

海城縣　光緒二十七年の設立、神父（Snmirleu）之を管す、信徒約四〇〇餘名あり。

遼陽　約二十五年前の設立、佛人敎父あり、エドワード・ロジユー（Eaward Roger）といふ、凡一、二〇〇名の信徒を有する。

遼陽には別に、ジユアンヌ、其他三人の佛婦人の經營になる育嬰堂がある。

尙ほ大沙嶺、及び遼中縣三大子には何れも佛人敎父ありて各九〇〇及一二〇〇の信徒を有す。

鐵嶺　道光三十年の設立、伊太利人の敎父一名あり、信者一、〇〇〇名を有する。附設尋常

小學を有し、亦た孤兒收容所がある。
開原　光緒二十年の設立、佛人教父あり、信徒五〇〇、附設小學校を有する。
掏鹿　光緒二十二年設立、佛人教父があり、附設小學を有する。
鄭家屯　光緒二十一年設立、白耳義人教父あり。信徒六〇〇名、尋常小學を有す。
開原東叢山屯　佛人教父がある。
法庫門　支那人教父がある
牛莊城　佛人教父がある
昌圖　光緒十三年の設立、支那人教父あり、信者一〇〇名。
黑山縣　佛人教父及支那人教父各一名を有する
錦州　佛人教父がある
義州　支那人教父がある
北鎮縣　佛人教父がある
遼中縣界三臺子　佛人教父がある
遼陽西大沙嶺　佛人教父がある

牛莊　咸豐八年の設立、佛人支人敎父各一名あり、附設孤兒院及學校等あり。
大石橋　光緒二十七年の設立、佛人神父あり、信徒約三〇〇名あり、女子初等小學を有す。
懷德縣　佛人敎父かある、
梨樹縣　支人敎父二人を有する
興京縣　佛人敎父二人を有する
西豐縣　佛人及支人敎父各一名がある
連山　佛人敎父かある
撫順縣界黃金屯　支人敎父一人を有する
千山溝家寨　佛人敎父一人を有する
熊岳城　道光十一年開敎、咸豐九年會堂設立、佛人敎父あり、信徒約二〇〇名

第二項　佛人經營の學校

最後に羅馬カソリック敎會附屬の主なる敎育事業を略述すれは、

（一）拉丁館（College de la Mission Catholique）

奉天にあり、約二〇年前の設立にかゝる、設立者佛人ボーリウ氏（Beaulieu）が現に校長たる外、二名の支那人敎師がある。科目は拉丁語、天主敎經典、歷史、地理、物理、博物等にて、學級四學級を有する、各地信者の子弟中優秀なるものを集め、全てを寄宿舍に收容し、費用は一切學校から支出する、程度は中學程度。

（二）奉天天主會堂附屬女學校

奉天の部にて概說したるか如きものである。

（三）長春天主堂設立學校

城內東四街にあり、明治四五年春の創設、佛人宣敎師一人の外、支那人敎師二名あり、男女の兩部に分れて居る。

（四）本溪湖天主敎公立小學校、及公立女學校

共に奉天天主堂に屬し、校長兼敎師支那人一人あり、學生は極めて少ない。

（五）遼陽傳敎所

明治三十六年の設立になり、專ら聖典の講義をなす。

（六）育嬰堂

明治十三年の設立になり、佛人支人三名の教師がある。遼陽の部に於て略述した如く、孤兒養育の目的を有し、四箇年制の初等小學である。

（七）海城天主堂附屬學校

約二十五年前の創立にかゝる、小學程度にて、一〇歳——二〇歳の女子を集め、寄宿舍に收容し、費用は全部支給とする、修業年現五箇年なり。

（八）大石橋天主教會附屬學校

小學程度のものにて、支那人教師二名あり、遼陽の天主會堂に屬する。明治三十九年の設立にかゝる。

（九）吉林天主教會附屬小學校

創立は約三〇年前にて、男女兩部に別れて居る。

第五節　蒙古に於ける基督教

節一項　概說

蒙古は政治的には內外に區劃されるか、外蒙古は廣袤に於て全面積の四分の三を占めて居る。

最多最强の諸種族の故郷の地にて、政治宗教上の都、庫倫（Urga）を初めとして、幾多の商業都市と大河川と、豊饒の谷間と、埋藏礦物とを有する土地であるか、此の地には未た一つの宣敎中心地もなく、一人の定住宣敎師も居ない。唯た英國及海外聖會協會（The British & Foreign Bible Society）の敎役者の一人か、聖書を携へて長途の巡回傳道を試みて居ることのみのか、外蒙に於ける基督敎新敎派唯一の事業てある。

内蒙古は劃然たる地理的區劃を有たないか、通例興安嶺（The Khingans）の東ゴビ（Gobi）の南方に横はる一帯の地にして、北東チチハル（Tsitsihar）から、西アラシャン山脈（Alashan Mountains）に到る部分を、漠然と呼ひなして居るのてある。内蒙古には三箇の宣敎中心地（Mission Station）又は植民地（Mission Settlement）かある。

（一）パチエボロン傳導部（The Patsebolong Mission）同敎會はアメリカ、スカンヂナビア聯合會（The American Scandinavian Alliance）の一分派てあつて、幹部は三人の宣敎師とその夫人等から成つて居る。歴史の部に詳述するか如く最初の宣敎者等は、拳匪亂のために剿滅の悲慘に會つたか、此れより前きオルドス沙漠（Ordos Desert）の北に廣大な農業植民地を獲得することとか出來た。此の地は蒙古人を移住せしめて道を説くため、又基督敎信者たらんことを望み爲め

に同民族の敵意を蒙り、ラマの迫害に暴らさるゝ蒙古人等の、避難所たらしむる目的を有するものである。黄河の水を引き入れ灌漑の道か備つたゝめに土地は豊饒となつたか、支那人は此地に移住することの有利なることを覺つたけれとも、半遊牧の蒙古人等は容易に勸誘に肯くことをしないし、依然として農業を厭ふの風かあり、僅かに數家族の蒙古人か來住せるに過きない。彼等の内、毎週一〇乃至二五人か毎日曜の禮拜に集つて居る。學校も開始され敎育の方はより有望に思はれるか、最近(といつても一九一七年)には約二〇人の兒童か登校して居る。醫藥上の救助も、非常に多分に蒙古人の間に與へられて居る。

(二) ハロン・オッソ傳導部(The Halong Osso Mission)は張家口(Kalgan)の北約八〇哩の平原にあつて、スウェーデン蒙古宣敎會(The Swedish Mongol Mission)の二人の宣敎師か働いて居る。彼等の勤めは、布敎及ひ醫藥の傳道と、廣大なる範圍の巡廻とてある、特に醫療の事業は蒙古人を惹きつけ、彼等は遠くより宣敎中心地に集つて來る。一九一六年に取扱つた患者の數は、一、〇五四に上つた。約二〇人の蒙古人は日曜集會者であるか、一人の蒙古人とその妻とは傳道事業を熱心に助けて居る。

尙ほ近接の植民地タブール(Tabul)には分敎會か出來て、一人の婦人宣敎師か働いて居り、

女子の寄宿學校も開設されて十數人の生徒を收容して居る。

（三）キャシャタイ傳導部駐在所（The Cashatay Mission Staton）同駐在所はハロンオッソから一日里程の地にあり、三人のペンテコステ敎會派宣敎師の本部てあるか、內二人は休暇歸國し殘りの一人なる婦人宣敎師は、留守中タバルの事業を助くることゝなつたので、一九一七年に閉鎖されたか其後復活を見た筈てある。

（四）英國及海外聖書協會（The British & Foreign Bible Society）の宣敎事業　同協會の本部は張家口にあるか、副支配人は西藏語、及蒙古語の聖書を携へて長い旅行を續けて居る。彼は張家口からキャフタ（Kiachta）、興安嶺（Khingan）から、アラシャン（Alashans）へと、同地方の蒙古人の天幕を汎く經巡り、屢々庫倫を訪ふた。一人の蒙古人の聖書行商人は早く已に雇はれて居た。一九〇七年から一七年に到る一〇年間に、四三、八七一の聖書か蒙人の手に渡された。而して此の巡廻訪問の行商間に福音は汎く說かれた。

（五）支那邊境に活動せる四五の宣敎會は、蒙古人、別けても殆んと全てか支那語を解する土着蒙古人に、接近することか出來るため、彼等の間に傳道を行つて居る。

（イ）同胞敎會派（The Brethren）同派は長城の彼方直隷の東北部に、若干の蒙古人部植民地

を有し、その領内多數の蒙古人の間に傳道して居る、六つの駐在地の全てに亘つて、支那人も、蒙古人も共に多大な彼等の感化を受けて居る。

（ロ）在滿の愛爾蘭、及蘇格蘭長老會は蒙古人の會集する境會地に、若干の駐在所を有して居る、西藏語及び蒙古語の福音は彼等の間に配布され、幾らかの蒙古人は已に洗禮を受けたか、駐在地はもと〳〵支那人の爲めに設けられたものであつて、また支那人牧師に依つて、管掌されて居る。此れと同樣の方法に依つて、陜西（Shansi）及ひ甘肅（Kansu）等南部國境に於ては、或は、スカンヂナビア聯合敎會（The Scandinavian Alliance Mission）、又は支那内國宣敎會（The China Inland Mission）等の駐在地に於て、その感化を受けて基督敎に歸依する蒙古人かある。而かも尙ほ、蒙古は實際に於て、未た基督敎の感化を蒙ること幾何もないのは、此の簡潔な記述に依つても充分に窺はれるてあらう。

第二項　蒙古基督敎傳來史

基督敎の支那傳來は西暦五〇五年に溯るのてあるか、景敎が其后、駸々として支那本土に弘通したことから推しても、それか蒙古にも多少知られて居たことは想像し得るのてある。

一二九一年法王ニコラス四世（Pore Nicholas III）は、ションドユ・モントコルヴィノウを、元

朝の祖クブライ（Kubla Khan）の朝廷に派遣した。コルヴィノウは自己の部下なる二四人のフランシスカンの僧侶と共に、全く蒙古傳道の爲めに身を捧げ、また自ら聖書の蒙古譯を成就した。後一三〇六年に至つて彼れは自ら記して曰く、『私が西方からの最後の便りに接してから已に十二年になる。私は年老いて私の髮は白くなつた、けれどもそれは年のせいであるよりも奮鬪と苦難の爲めてある。私は未た五八歳にしかならないのたから、私はタタールの言語と文學とを學ひ、新約の全部とデビデの詩篇とを此の國語に移して丁寧に謄寫せしめた』けれども、その歴史は、蒙古の川のそれの如く砂の中に消え去つて、それらの飜譯されたかも又は公刊されたかも知る由とてはない、其後引續いて來蒙した羅馬カトリック僧の事績は、殆んど知られて居ないか、アッベアリの興味深い旅行は、此れより前き一八四四年法王の任命した蒙古（ンpostoile Vicariat of Mongolia）の命によつて行はれて居る。該　　は蓋し　　帝の迫害の爲め北京を追れて蒙古に遁入した信者達の保護の爲めに設けられたものてあらう。

現在に於て羅馬カトリック教會は、國境に沿ひ滿洲から西藏に對する傳道線を布いて居るか、平原地方には何等の働きをなして居ない。希臘正教派も亦た、三四の重要都市にミッションを開設した。

蒙古に於ける新敎宣布の歷史は極めて貧いものであるか、之に先鞭をつけたのはロンドン宣敎協會（The London Missionary Society）てあつた。

一八一七年、新約聖書の蒙古語部分譯を助けるため二人のブリアト人（普通西伯利蒙古人と稱せられるもの）かペトログラードに到つたか、彼等の熱心なる希望に動かされた露國聖書協會の提議に依つて、エドワード・ストリーブラス（Mr Edward Stallybrass）及コーネリウス・ラームン（Mr Cornelius Rahm）の兩氏を送り、兩氏は一八一八年三月イルクーツク（Jrkutsk）に達して、直に蒙古語の研究を始めたか、一方露都に於てはシュミット氏（Mr Schmidt）は前記のブリアット人の協力を以て馬太傳及馬加傳をブリアット蒙古語に飜譯した。偶々ラーム氏夫人か健康を害した爲め夫妻に代つてスワン氏（Mr Swan）かロバートエイル氏（Mr Robest Yuile）と共にストーリ氏の事業に參加することゝなり、一八二〇年二月セレンギンスク（Lelenginsk）に於て彼と合した。然るにストリー氏は一八三三年第一の夫人を、三九年には第二の夫人を失ひ一八二七年にはユイル氏の夫人も沒し、三八年にはユイルス自身の歸還する等幾多の苦難と試練との裡に、事業は着々成就の途にあつた。斯くて舊約全書の飜譯完成出版も終り、新約も大いに進捗したのてあつたか、不幸にして一八四一年露國政府はミッションを閉した爲

め、彼等は殘りの事業を英國に於て完成しなければならないことゝなつた。然かもその結果として露國ギリシヤ正公會は蒙古傳道の事業を開始するに至つたことゝ、彼等の手になつた聖書か蒙古人の間に今尙ほ行はれて居ることは大なる成功と言はねはならぬ。尙ほスリン氏は一八六六年エデンボローに於て死去し、ストリー氏は九十一歳の高齡を保つて一八八四年ケントのシユウタアスヒルに逝いた。斯くて新教派蒙古傳道の第一期は終つたのてある。

ロンドン宣教協會の第一の努力は、ゼームス・ギルマア氏（James Gilmour）の英雄的事業に依つて始められたのてある。ギルモア氏は一八七〇年北京に到着し、直ちに支那語及蒙古語の習得を始めた。然るに幾はくもなくして、彼の怖る可き天津の虐殺か行はれたのてあつたか、彼は之を見るや却つて蒙古出發の期を早めることゝしたのてあつた。他の人に取つて躊躇の十分な理由となり得る此の慘事か、彼に取つては突進の刺戟に他ならなかつたことを見れは、彼れか如何に怖れを知らぬ神の闘士てあつたかが窺はれるてはないか。彼は八月五日北京を發して一路蒙古を橫切て直ちにカフタ（Kiachta）に着いたのか年の九月てあつた。最初の十五年の間、彼れは遊牧の蒙古人のために獻身した。それは東南地方の農業民の間には、支那本部の宣敎師等の手か屆くことを信したからてあつた。

然るに一八八六年に到り、一八六五年以來商業中心地たる張家口に於て事業を開始したアメリカ傳道部（The American Board）か此地よりして、遊牧蒙古人を感化し得可きを思つたので、彼れは東部蒙古に移り Tachengtse、Tasikow、及ひ Chaoyang Hsien の三中心地を開拓し、一八九一年の逝去まで此の地に働いた。彼れの晩年に及んてロバーツ（Dr. Roberts）スミス（Dr. Smith）パーカー（Mr Parker）コクレーン（Dr Cockrane）リデル（Mr. Liddel）等の共役者か送られ、主として朝陽（Chaoyang）に於て働いて居たか、一九〇一年に至つて事業を愛爾蘭長老會に讓つた。爾來續々として支那移民の進入する者年々多きを加へ來つた爲め、此地は蒙古人傳道よりも支那人傳道の中心と化してしまつた。

ギルマア氏の献身的勞役に就て、彼れの共役者の一人は次の如く書いて居る、『私は聖保羅と雖もゼームス、ギルマア程の忍從を基督に献けたかを疑ふものてある。私はまた曾つて、基督は人間の手から、或は人間の胸から、此れ以上美しく、此れ以上献身的な奉仕を受けられたことかあつたかを疑ふものてある』と、實に彼れの傳道の方法の巧拙の如きに就ては幾多の批評もある可きてはあるか、彼れの示したる熱意と、模範とか稀有の力を以つて、基督教徒の事業に生命を吹き込んたことは、何人と雖も疑はないところてある。

アメリカ傳道部か張家口（Kalgon）に於て事業を開始したのは前記の如くてあるか、一八五三年に二人のモラビア宣敎師か印度から入蒙を試みたか拒まれた。

以上の他、蒙古には尙ほスウエーデンの宣敎者の活動かある。最初のスウエーデン宣敎師はシカゴに本部を有し、在米スカンディナヴィア人によつて支へられて居る、北米スカンヂナヴィア聯合宣敎會（The Scandinavian Alliance Mission of North America）に依つて送られた、ダヴヰツド・ステンベルグ氏（Mr David W. Stenberg）てあつた。彼は一八九五年蒙古に入り、オルドス人の間に若干の土地を求めて宣敎師の移住地とした。一八九六年カール・スバー氏（Mr Carl J Suben）一八九七年にはハンナー・ルンド孃（Hannah Lund）ヒルダア・アンダアソン孃（Hilda Anderson）及ひクララ・アンダアソン孃（Clara Anderson）の三婦人敎役者、及ひフリードストルム氏（N. J. Friedstrom）氏か來り投したか、一九〇〇年拳匪亂か勃發し、西伯利より露西亞を經て遁れたフリードストルム氏及ひヲルソン氏の他は悉く慘殺された。

一九〇二年フリードストロム夫妻は再ひ蒙古に歸り、其後三四の同國人は來つて彼の業を助けて居るか、彼等の植民地には幾多の蒙古人か來り住み、且つ基督敎に改宗した。

此れより先きスヱーデン蒙古宣敎會（The Swedish Mongolian Mission）は同會最初の宣敎師

はエネロツト夫妻（Mr & Mrs Eneroth）を送つた。彼等は一八九八年北西蒙古の Chugachak に入つたか、エネロ夫人の病氣の爲め、留ること幾はくもなくして歸國するの止むなきに到つた。一八九八年の秋ヘルベルク夫妻（Mr & Mrs Helleberg）及エミール・ワールステツド氏（Mr Emil Wahlstead）等か差遣され、張家口西北の支那境界に於て言語の習得をなすことゝなつたか、不幸にして拳匪亂の犧牲として斃れた。一九〇五年にはエドウイン・カルレン氏（Mr Edwin Karlen）翌年にはその婚約の婦人か送られた。

一九〇二年、前記拳匪亂禍の殘存者ラルソン氏は、英國及海外聖書協會（The British & Foreign Bible Society）。の蒙古副代理人に任せられ、爾來夫人と共に、或は別れ〳〵に、困難多き蒙古旅行を試みたか、一九〇五年には三度まで長途の旅行を試みて、ラマに關する有益にして興味深き報告等を齎した。以上の他張家口に於ける米國宣教部、及ひ直隷省宣化府（Hsuanhwa）及ひ、山西省北部に駐在する支那內國宣教會（The China Inland Mission）等に依つて極めて、僅かな蒙古人傳道か試みられた。

第六節　東支鐵道附屬

民政部の中に寺院部かあつて、東支鐵道に關する事務を取扱つて居る。鐵道沿線に於ける寺院は、東支鐵道會社か鐵道從事員、後黑龍護境軍區兵員、及ひ鐵道旅團兵員等の、心靈的要求を充さしむる爲めに設けたるものてある。沿線地區に於ける寺院は左の如くてある。

哈爾賓
聖ニコライ寺院
グランドハルピン敎會

横道河子
ウヴェデンスカヤ寺院

一面坡
聖セルギエフスカヤ寺院

寛城子
窰門寺院

滿洲里
聖セラヒモフスカヤ寺院

達頼諾爾

達頼諾爾寺院

海拉爾

プレオブラジエンスカヤ寺院

布哈圖

アレクサンドル寺院

齊々哈爾

聖アレクサンドル、ピヨートル及バアヴヱル寺院

以上十寺院は夫々寺領を有し、全附屬地を支配して居る。尚ほ右の外、浦汐宗敎地域滿洲敎務官長（競道外）の管轄に屬する寺院が哈爾賓及舊哈爾賓にあつて名稱は左の如くである。

聖ニコライ寺院末寺

聖ソフイヤ寺院

護境兵後黑龍司令部屬イヴヱールスカヤ寺院

ノーヴヱルスカヤゴスピタアリナヤ寺院

以上の内最後のものは、哈爾賓驛附近のゴスピタリナヤ村にある。各寺院の僧侶は寺院部に屬し俸給を受けて居る。

尚ほ到るところに在住猶太人の教會祈禱所等があるか、その主なる地名は、

齊々哈爾、海拉爾、滿洲里、哈爾賓等である。

第八章　在滿朝鮮人の宗教

間島地方を中心として、在滿朝鮮人の信仰を略述するに、間島地方の宗敎は天主敎、耶蘇新敎、大宗敎、天道敎、佛敎等かあり、その信徒の大部分は朝鮮人である。

天主敎は、二十餘年前在鮮佛人宣敎師の一人か龍井村に來り、布敎施藥を行つたのに濫觴する。現在は龍井村を始め方々に三十三ヶ所の布敎所と、五、六〇〇〇の信者を有するも、耶蘇敎のために蠶食さるゝ傾きかある。

耶蘇敎は今から十五年前、李相卨なるものか京城から來つて、龍井村に瑞甸義塾と稱する學塾を設けて、鮮人兒童を敎育する傍ら布敎した結果漸次信者の數を增加したか、其の後加奈陀長老派の敎會に向つて宣敎師の派遣を請ひ、數年に亙つた巡回の後駐在布敎に努力することなり、學校病院等を設立するに至つた。現在に於ては三十四ヶ所の布敎所を有し、男女三名の英國人敎師か布敎に從事し、四、三〇〇〇人の信者を有して居る。

尙ほ耶蘇敎の一派に大韓基督敎なるものかある。同敎は十數年前米國かち鮮名を片爲益と呼ふ外人か元山に渡來し、獨立を以て敎義を說き、主として北鮮地方に布敎したか、今より六七

年前、汪淸縣管內に移住の鮮人か間島にもち來たり、現に三百餘人の信者を有して居る。同敎徒の排日思想は過激を極め、數年前には武官學校を設け、鮮人子弟を敎育養成して祖國の恢復を圖らんとしたこともある。

侍天敎

間島移住の鮮人には同敎を信奉するものか多かつたか、明治四十年京城總本部から李熈眞なるものか龍井村支部長として派遣され、派出所を設け信者を統括して布敎に努めしめた。尙ほ同敎は各地に學校書塾を開き鮮人の敎育に當つて居るか、目下十ヶ所の布敎所と信徒一、九二〇を有し思想極めて穩健である。

天道敎

天道敎は明治三十九年金得雲、黃熙龍の二首領か敎徒を收容し、京城の本部と連絡を保て居たか、四十一年局子街に韓明義塾を設立して敎徒子弟の敎育始め、四十四年に至つて財政困難の爲め遂に之を廢止した、現在は三ヶ所に根據を構へて敎育布敎に努めて居るか、生徒及ひ信徒の數も少く敎勢日々に萎縮の傾向かある。現在信徒の數は約五〇〇人に過きない。

侍天敎及天道敎は共に東學敎より出たものである、その敎旨に大差のある筈かない。東學敎

は崔濟愚の開宗にかかり、人に事ふること天の如くせよといふ以て大綱とし、君に忠父母に孝夫婦相和兄弟友愛を說いた。要するに儒佛仙の合一てある。その東學と稱するは世人か彼の學說を以て當時入り來つた西學なりと誤解したので、彼れが『吾東に生れ東に學ふ道は天道學は則ち東學なり』と言つたによるのてある。而かも東學敎の信仰の發展に見るに、基督敎の影響の大なることは否まれない。彼の高弟崔時亨は『侍天主造化定永世不忘萬事知』の聖呪を授け、信徒をして愈々天に事へ每食必す天に告けしめた、明治三十年在海月は鉢を孫康熙に傳へ號義庵を與へた、之即ち今の天道敎大道主てある。彼の敎門の範圍は世界の等族を汎く愛することを同胞の如くするにあつて、國家の如きはその中の一小分子に過ぎないものてある。

大道主敎門の旨義は、人の精神を引いて修煉に入れ、人の學門を開ひて其實業に施し、社會の規則に遵ひて國民の義務を守るにある。故にその說く所は天道大原の實在、性靈修煉、肉身保護、眞理講解、律例揭門てあり、敎團の面目は儒の溫恭と、佛の圓覺と、仙の高潔と各一種の格致を以て誠敬信法の大面目をなすにある。

天道の命誡は、天は人の宗宰、道は人の定基、敎は人の活機、誠は心の根本、敬は身の表準、信は交際上の特性、法は自分內の防限たることてあり、主愛てあり、主謙てあり、正念て

あり、正氣であり、踐言であり、踐行であり、禁欲であり、禁暴である。

第九章　在滿日本人の宗教

日本人の宗教活動に就ては編者は殆んと書く可きものを有たない。日本人の滿蒙に於ける宗教はこれか本國においてあるものと殆んと選はない、そして本國に於ける宗派の殆んと全てか、滿洲の地にあつて互に日本人の間に信徒を得、檀徒を貯へんとして居るか、未た徹底したる宗教的社會的事業あるを見ない、支那人傳道に着手せるものも殆んとない、之を基督教の活動に比して汗顏の他なきを得ないてはないか、以下神社、神道各派、佛教各派基督教各派、の順序により、社寺の名を連ねて頁を塞くことゝする。

第一項　神　社

滿洲各地の主要なる神社を地方別に別擧すれは左の如くてある。

大　連

大連神社

大連市神明町南山中腹北面の地にあり、天照大神以下三神及配神四神を祀る、五月及九月に春秋の大祭かある、明治四十三年神社設立認可。

沙河口神社

沙河口棚內東方の高地にあり、天照大神以下七神を祀る、祭日十月十七日。

金刀比羅神社

大連市春日町西方高地にあり、大正八年四月社殿竣工。

惠比須神社

市內信濃町市場內

關東神社

老虎灘屯西口漁村

以上三神は何れも一般漁業者の尊信する所である。

尙ほ大連民政署管內の柳樹屯には稻荷祠かある。

貔子窩

貔子窩神社

西街端八十二番地にあり、天照大神以下三神を祀る、例祭十月三十一日。

瓦房店

瓦房店神社

東街第十區十號にあり、天照大神を祀り大國主命を配す、毎年十月及び十月に春秋の大祭かある。大正元年十二月鎮座式を擧けた。

熊岳城神社

熊岳城驛附屬地北七區にあり、天照大神以下三神を祀る、大祭九月九日、大正四年御大典紀念として造營したるもの。

大石橋

大石橋神社

盤龍山西南山腹にあり、天照大神を祀る、例祭五月十五日、大正三年御大典紀念事業として設立。

海城

海城神社

附屬地公園内にあり、明治天皇を祀る、毎年五月十月春秋例祭を行ふ、大正三年設立許可。

營口

營口神社

新市街旭街にあり、大正九年十一月創立。

稲荷大明神

明治四十一年創立

遼　陽

陽遼神社

白塔公園内にあり、天照大神以下を祀る、例祭五月及九月、明治四十二年創立

尙ほ遼陽には伏見稲荷大明神かある。

煙　臺

煙臺神社

守備隊北方にあり、天照大神を祀る、例祭五月九月、大正七年六月創立

奉　天

奉天神社

琴平町十八番地にあり、天照大神を祀る、五月九月例祭、大正五年創立。

撫　順

撫順神社
附属地櫻ヶ岡にあり、天照大神以下を祀る、毎年六月十月に例祭あり、明治四十二年創立。
惠比須神社
彌生町市場内にあり、大正八年創立。

本溪湖
本溪湖神社
公園内にあり、天照大神を祀る、五月十月春秋例祭あり、大正三年八月創立。

橋頭
橋頭神社
公園内にあり、天照大神を祀る、例祭五月及十月、大正四年設立許可。

連山關
連山關神社
天照大神を祀る、例祭四月十月、大正九年設立許可。

安東

劉家河神社
天照大神を祀る、例祭五月及九月、大正五年創立。
安東神社
七番通にあり、天照大神を祀る、例祭五月、明治三十八年軍政署にて創立。
安東八幡宮
鎮江山公園内にあり、應神天皇を祀る、明治四十五年創立、例祭九月十五日。
尙ほ管內通遠堡附屬地には通遠堡神社があり、草河口には草河口大神宮がある。

鷄　冠　山

鷄冠山大神宮
北町にあり、例祭五月及十月、大正四年設立許可

鳳　凰　城

鳳凰城神社
鐵道附屬地にあり、天照大神を祀る。

鐵　嶺

鐵嶺神社
公園內にあり、天照大神以下を祀る、四月及ひ九月例祭を行ふ、大正四年御大典紀念として創立。

稻荷神社
元町三丁目にあり、祭日二月六月、明治四十二年創立。

開　原

開原神社
附屬地第七區にあり、天照大神を祀る、例祭九月、御大典紀念として大正四年創立。
尙ほ管內昌圖には昌圖神社あり、天照大神を祀る。

四　平　街

四平街神社
附屬地內にあり、天照大神以下三神を祭る、例祭九月、大正七年創立。

公　主　嶺

公主嶺神社
公園內にあり、天照大神を祀る、明治四十二年創立。

長春

長春神社

平安町にあり、天照大神以下三神を祀る、毎年五月及ひ九月に例祭あり、大正五年創立。

尙ほ管內范家屯に范家屯神社あり、天照大神を祀る。

第二項　神道各派

神道に就ては何等特記すへきものを有たぬ。神社の項と等しくその宣敎所を列記するにとゞめる。

旅順

金光旅順敎會所　岡山金光敎本部々下、明治四十三年創立、信徒約五〇戶。

天理敎旅順宣敎所　天主敎高知大敎會に屬す、信徒二六〇戶、大正二年創立。

天理敎修德宣敎所　河原町大敎會に屬す、信徒約二三〇戶、大正三年創立。

出雲大社敎旅順敎會所　出雲大社に屬す、信徒敎會會員約二百五十戶、大正三年創立。

大連管內

出雲大社敎滿洲分院　神道大社敎に屬す、大連市內南山麓にあり、信徒約三五〇戶、明治三

十七年滿洲布敎の目的にて松原布敎師派遣され、四十一年敷地貸下けを受け、社殿事務等を造營す、大連市民同敎會所を產土社社として崇信せんことを請ひ、管長の承認を得て社殿其他の建造物及ひ敷地の大半を擧けて神社の有とし、神社と分院とを分離した。

社團法人產靈敎會　神道產靈敎會に屬す、神徒一、二五五戶を有す、大連市近江町にあり、創立大正四年

黑住敎大連敎會　大連市若狹町にあり、信徒二五〇明治四四年創立、黑住敎第二十一敎區

金光敎大連敎會所　市內愛宕町にあり、信徒四四八戶、明治四十年創立

金光敎沙河口小敎會所　沙河口第四區にあり、信徒八〇戶、創立大正四年

金光敎西崗子小敎會所　大連市小崗子宏濟街にあり、信徒一五〇戶、大正五年專ら支那人布敎の目的を以て創立。

宮地嶽敎會本院　大連市近江町にあり、神道實行敎に屬す、信徒二五〇戶、創立明治四十四年天理敎大連宣敎所　市內西公園町にあり、天理敎山名大敎會に屬す、信徒一一二戶、創立明治四十四年

天理敎大連宣敎所沙河口布敎所　信徒六三戶、創立大正三年

天理教關東宣教所　大連市越後町にあり、天理教河原大教會京城支教會に屬す、信徒二九〇戶、創立大正六年
天理教遼東宣教所　大連市近江町、高知大教會中國支部會に屬す信徒一三八創立大正三年
稻荷大教會　大連市信濃町にあり、神道實行教に屬す、信徒二三〇戶、創立明治四十一年
神理教大連教團　市內能登町にあり、信徒一二〇戶、創立明治四十一年
御嶽教關東大教會　大連市八幡町にあり、神道御嶽教に屬す信徒三二三戶創立明治三十九年

遼陽管內

天理教遼陽宣教所　遼陽佟家大街にあり、天理教大教會越後國分教會京城支教會に屬す、信徒一四〇戶を有す、創立大正三年
鞍山宣教所　鞍山北六條通にあり、所屬同前、信徒一〇五名

奉天管內

天理教滿洲布教管理所　奉天琴平町にあり、天理教廳に屬す、大正二年の創立にて信徒一〇〇戶を有し、大講義村田慶職氏は天理教中學卒業者である。
天理教奉天宣教所　奉天琴平町にあり、敷島派に屬す、創立大正九年、信徒一〇六戶

天理敎京奉宣敎所　奉天松島町にあり、河原町大敎會越ノ國分敎會京城支部に屬す、信徒一〇五戶、創立大正十年

金光敎奉天敎會所　江島町にあり、信徒三五〇戶、創立大正五年

神職敎會布敎所　奉天宮島町にあり、御嶽敎分派に屬し、信徒八〇戶、創立大正八年

撫　順

天理敎撫順宣敎所　相生町にあり、信徒約一〇〇戶、大正五年創立認可

金光敎敎會所　高砂町にあり、信徒一五〇戶、設立認可大正六年

黑住敎撫順布敎所　新町にあり、信徒約八〇名、大正十年設立認可

本　溪　湖

御嶽敎三宅稻荷敎會　旭町にあり、信徒二〇戶、大正六年設立

金光敎本溪湖布敎所　石山町にあり、信三〇名、大正九年設立

天理敎本溪湖宣敎所　旭町にあり、信徒一二〇名、大正九年設立

安　東

天理敎安東集談所　大和橋通にあり、信徒三〇戶を有す、大正六年設立、

天理敎安東宣敎所　講社一三〇戸、明治四十四年設立

公　主　嶺

天理敎會公主嶺宣敎所　櫻町にあり、信徒一三七名

四　平　街

天理敎四平街宣敎所　南五條路にあり、信徒一〇三戸、大正八年開設

長　春

金光敎長春小會所　室町にあり、別派獨立にして信徒三〇〇名を有す、大正八年創立

天理敎長春宣敎所　東二條通にあり、郡山大敎會に屬す、信徒一五〇名、創立大正二年

天理敎大陸宣敎所　曙町にあり、撫養大敎會に屬す、信徒二一〇名、創立大正十年

鐵　嶺

天理敎鐵嶺宣敎所　北五條通にあり、越の國宣敎會京城支部に屬し、信徒五〇戸を有する、創立大正十年

第三項　佛敎各派

佛敎各派に就ても前二者同樣不幸にして特に記述すへきものを有たぬ、對日本人布敎事業は

已に日露戰爭の軍隊慰問に端を開いて居るのであるか、以來十有七年果して宗敎的に見て幾何の進歩をなしたてあらうか、編者は佛敎宣敎者及信徒に對しては期待す所多きたけに反省を求めたいのてある。

左に地方別に主要なる寺院布敎所を列記する。

旅順

白玉山日淸寺　旅順朝日町にあり、日蓮宗に屬す信徒約四〇〇名明治三十九年六月設立許可

龍心寺　敦賀町にあり、曹洞宗に屬す、信徒一五〇戶、明治四十一年布敎所を設く

影現寺　鮫島町にあり、眞言宗に屬す、檀徒信徒一五〇戶、明治四十四年以來開敎

明照寺　鯖江町にあり、淨土宗鎭西派に屬す、檀信徒一七六戶、明治三十八年旅順開城後開敎、布敎師神林週道來旅し民屋に夜學を開設したるに始まる。

眞宗本派本願寺出張所　朝日町にあり、檀徒五〇〇戶、明治三十八年開城と同時に出張所を開設

眞宗大谷派旅順布敎所　檀信徒一五〇戶、創立大正六年

大連

大谷派本願寺別院　南山麓にあり、信徒二、〇〇〇戸を有す、明治四十三年創設

本願寺關東別院　若草山にあり、檀徒二、〇〇〇戸を有す、明治三十七年大谷尊由師軍隊慰問のため來滿し、同年乃木町に創設したるに始まる。

新高野山大聖寺　攝津町にあり、眞言宗高野派に屬す、信徒七〇〇、創設明治四十一年

樹德山常安寺　天神町にあり、曹洞宗に屬す、信徒一、〇〇〇戸、明治四十一年創立

春日山大連寺　大連市春日町、日蓮宗に屬す、信徒四五〇戸、明治四十二年假布教所開設

報國山大連院明照寺　對馬町にあり、淨土宗鎭西派に屬す信徒五〇〇戸、明治三十九年布教所を開設す。

日本山妙法寺　信濃町にあり、日蓮宗に屬す、信徒二三〇戸を有す、大正八年布教所開設

滿洲善光寺　老虎灘にあり、淨土宗鎭西派に屬す、信徒一〇〇戸、明治四十二假布教所開設

本願寺關東別院出張所　柳樹屯にあり、信徒一〇〇戸

新高野山大德寺　沙河口にあり、眞言宗に屬す、信徒七〇〇戸、大正二年開設

大谷派本願寺沙河口布教所　信徒四〇〇戸を有す、大正四年開設

明照寺沙河口布教所　淨土宗鎭西派に屬す、信徒七〇戸、開設大正七年

本門佛立講大連敎會所　大連八幡町にあり、本門法華宗に屬す信徒一五〇戸大正四年開設

妙心寺派布敎所　大連近江町にあり、臨濟宗に屬す、信徒八〇戸、大正五年布敎認可を得

曹洞宗沙河口布敎所　沙河口柵外にあり、信徒約四五〇戸、大正八年設置認可

普蘭店

高野山大師敎會普蘭店支部　新市街にあり、檀信徒一六戸、大正七年支部設置

瓦房店

曹洞宗瓦房店布敎所　東街第六區にあり、大連常安寺配下、信徒一〇〇戸、大正七年開設

瓦房店本願寺出張所　新市街西大街にあり、本派本願寺關東別院配下、信徒二五〇戸、大正六年開設

國柱會瓦房店支局　新市街にあり、大正五年創設、信徒一〇戸

大石橋

十方山攝津院蟠龍寺　蟠龜街にあり、淨土宗に屬す、信徒三一五戸、明治四十一年創設

營口

明照山淨土院正念寺　新市街花園街にあり、信徒一〇〇戸を有す、明治三十七年舊市街に布

敎所を開設す

本願寺營口出張所　新市街寶來街にあり、信徒一〇〇戸を有す、明治三十八年末從軍慰問係寺本泰巖か西營口布敎所を設け、淸人敎化に志したるを以て本寺の濫觴とする。

曹洞宗布敎所　新市街青柳町にあり、信徒八〇戸を有す、大正五年開設

高野山大師敎營口支部　新市街青柳町にあり、大正五年創立

遼江山妙光寺　新市街青柳町にあり、顯本法華宗に屬す、大正八年開設

鞍　山

臨濟宗妙心寺派鞍山布敎所　赤城町にあり、信徒三〇〇戸を有す、大正六年開設

眞宗本派本願寺鞍山出張所　信徒約八〇〇名を有す、大正九年開設

遼　陽

護國山淨土院福田寺　東洋街にあり、淨土宗鎭西派に屬す、信徒三二〇戸を有す、明治三十九年開設

日本山妙法寺　西郊外にあり、日連宗に屬す、信徒九〇戸、大正七年開設

本派本願寺遼陽出張所　修家大街にあり、信徒五六〇戸、日露戰中遼陽占領と同時に、明治

三十七年白塔寺內に、遼陽慰問部を開きたるに始まる。

覺王山興國寺　佟家西街にあり、曹洞宗に屬す、信徒二〇〇戶を有す、大正七年開設

高野山大師敎會遼陽支部　佟家大街にあり、會員約一一〇名、大正九年創立

眞言宗大師敎會遼陽支部　信徒五〇戶を有す、大正八年開設

奉天

蓮華寺　宇治町にあり、日蓮宗に屬す、信徒二〇〇戶、創立明治四十一年

奉天寺　宇治町にあり、淨土宗に屬す、信徒三五〇戶、創立明治四十四年

東本願寺　宇治町にあり、信徒三九七戶、大正三年創立

興福寺　富寺町にあり、信徒四五〇戶、創立大正二年

撫順

禪昌寺　千金寨にあり、曹洞宗に屬す、信徒三五〇戶、大正三年開設

遍照寺　富士見町にあり、眞言宗に屬す、信徒七五〇戶、大正二年開設

東本願寺撫順出張所　大和公園內にあり、信徒一、二〇〇戶、明治三十九年開設

本願寺布敎所　明石町にあり、眞宗大谷派に屬す、信徒二五〇戶、大正五年開設

淨土宗教會所　彌生町にあり、信徒五〇〇戶、開設大正四年

本　溪　湖

太德寺　桃日町にあり、曹洞宗に屬す、信徒二二〇戶、明治四十四年開設
光明寺　大和町にあり、淨土宗に屬す、信徒四〇戶、大正五年設立
本妙寺　旭町にあり、日蓮宗に屬す、信徒八五戶、開設大正四年
本派本願寺出張所　永和町にあり、信徒三〇〇戶、開設大正三年
大谷派本願寺本溪湖出張所　旭町にあり、信徒一八〇戶、開設大正二年
眞言宗高野山敎會　旭町にあり、信徒三五名、開設大正五年

安　東

臨降寺　鎭江山にあり、信徒二五〇戶、開設明治三十八年
安樂寺　手牛町にあり、淨土宗に屬す、信徒一二〇戶、開設四十二年
西本願寺　七番通にあり、信徒三〇〇戶、開設明治三十九年
東本願寺　堀割北通にあり、信徒七〇戶、明治三十八年開設
相音寺　堀割南にあり、曹洞宗に屬す、信徒一六四戶、明治四十一年開設

法華寺　六番通にあり、日連宗に屬す、信徒九〇戸、開設明治四十四年
鷄冠山大師堂　鷄冠山南町にあり、眞言宗に屬す、信徒二八戸、大正三年開設
高野山大師敎會安東支部　信徒一五〇戸、創立明治四十四年

鐵嶺

觀音寺　曹洞宗に屬す、信徒一六〇戸、大正三年開設
日連宗布敎所　信徒七〇戸、開設大正五年
本派鐵嶺出張所　信徒四〇〇戸、明治三十八年開設
高野山布敎所　信徒六〇戸、開設大正六年
眞言宗高野山大師敎會鐵嶺支部　信徒二〇〇戸、大正元年開設

開原

本派本願寺開原出張所　信徒一〇〇戸、大正二年開設
開原寺　曹洞宗に屬す、信徒三十五戸、大正五年開設

四平街

淨土宗敎會所　信徒三〇〇戸、大正五年開設

曹洞宗布教所　信徒一六〇戶、開設大正五年
眞宗布敎所　信徒三〇〇戶
本派本願寺四平街出張所　信徒二八〇戶、創立大正九年
四平街眞宗敎會所　興正寺派に屬す、信徒一九〇戶、開設大正三年

公　主　嶺

高野山大師寺　信徒二三〇戶、大正五年開設
興正寺　眞宗興正寺派、信徒七〇戶、大正二年開設

長　春

日蓮宗布敎所　信徒三〇〇名、大正六年開設
本派本願寺長春出張所　信徒二、五〇〇名、明治四十一年開設
金剛寺　眞言宗、信徒二五〇名、開設大正六年
滿蒙淨土院長春寺　淨土宗に屬す、信徒二〇〇名、大正四年開設
大正寺　永平寺直轄　信徒一五〇名、開設大正九年
大谷派本願寺長春出張所　信徒一五〇、開設大正八年

吉　林

大谷派本願寺布敎所

哈爾賓

本願寺布敎所

曹洞宗布敎所

第四項　基督敎各派

日本人經營の基督敎に就ても、不幸にして殆んど特筆すへきものはない。滿洲に於ける最初の日本人敎會は、大連日本基督敎會てあるか、そは實に明治三十七八年戰役當時、大連從軍中の信者、及軍隊慰問の基督敎傳道師等の開いて居た集會に濫觴を發して居るのてある。爾來徐々に發展し來つて、現今に於ては五派一五の敎會を見るに至つた。而かもその社會的勢力に至つては未た自ら以て滿足し難きものあるを免れ難いのてある。

尙ほ關東州管內に於ては路德會等其他に屬する支那人の敎會布敎所等をも加へて左に主要なるものを地方別に列擧する。

旅　順

中華基督敎禮拜堂　橋立町にあり、新敎ルトラン會派に屬す。信徒一二〇望友二〇、約二十五年前、丁抹宣敎師の創立にかかる（外國の部參照）

旅順日本基督敎會　忠海町にあり、會員三九人、創立明治三十八年、

大　連

救世軍大連小隊　西通にあり、信徒一〇八名、明治四十二年創立

大連日本基督敎會　西通にあり、信徒一二〇戶、明治三十七八年役當時、滿洲軍倉庫長日匹信高外十五名の者、軍隊慰問の爲め大連にあり、平信徒有志者の集會をなしつゝある間に、漸次敎會の基礎を作り、三十八年浪速町に假敎會を作りたるに始まる。

大連日本基督敎會沙河口講議所　信徒約三〇名、大正五年創立

大連基督敎會　敷島町にあり、日本組合派に屬す、信徒約八〇名、大正二年日本基督敎會より分離す。

大連聖公會　丹後町にあり、日本聖公會派に屬す、信徒約三〇戶、英國敎會と同一會堂に集會す、大正二年創立

英國敎會　丹後町にあり、アングリカン派に屬す、信徒一〇戶を有す、明治四十三年創立

日本メソヂスト大連敎會　常盤橋にあり

尙ほ以下に、關東基督敎路德會、即新敎ルーテル派に屬し、丁抹人の管理するものをも記述するてあらう。

小崗子福音堂　大連市小崗子北財神街にあり、信徒一五戶(六七人)明治四十三年創立

大連福音堂　東鄕町にあり、信徒六戶(一九名)明治四十二年創立

譚家屯福音堂　老虎灘會譚家屯新市街にあり、信徒六戶(十九名)明治四十四年創立

小平島福音堂　小平島にあり、信徒八戶(三十一名)大正六年創立

柳樹屯福音堂　柳樹屯東街にあり、信徒二戶、大正六年創立

周水子福音堂　信徒一一戶(五一名)明治三十二年創立

華鎭堡福音堂　華鎭堡河正にあり、信徒六戶(十七名)、明治四十二年創立

金　州

禮拜堂　金州民政署南街にあり、ルーテル派に屬す、大正五年創立

浸信會講書堂　金州北街にあり、基督敎新派浸信會に屬す

基督敎會堂　金州會火神廟街にあり、ルーテル會に屬す、二名の丁抹人之を牧す、信徒廿六戶

普蘭店

基督教講習堂　新市街にあり、ルーテル派に屬す信徒九戸大正二年開設

貔子窩

基督教布教所　旅順禮拜堂に屬す、明治四十二年開設

遼陽

遼陽合同基督教會　佟家大街にあり、合同教會派に屬す、信徒三十戸を有す。

明治三十七年戰役に際し、基督教青年會軍隊慰問部開設と同時に教會を設立し、明治三十九年慰問部閉鎖後も教會を存續し、當時は尙ほ小學校をも開設して子弟教育に當つた。同教會もと日本基督教會所屬であつたが四十一年分離獨立し、後合同教會と稱した。

奉天

奉天日本基督教會　八幡町にあり、信徒一〇六戸を有する、創立は明治四十年

奉天ホーリネス教會　八幡町にあり、信徒九四戸を有する、創立は大正八年

尙ほ日本基督會には朝鮮人の爲めの附屬教會があつて、鮮人牧師一名專ら布教に當つて居る。

撫順

撫順日本基督敎會　富士見町にあり、信徒五三戸を有する、明治四十二年より傳道を開始し、大正五年敎會を設立す。

東洋宣敎會撫順ホーリネス敎會　高砂町にあり、信徒四〇戸を有する、大正十年會堂建設す

安東

耶蘇敎會堂　三番通にあり、長老會派に屬す、信徒三〇戸、朝鮮平安南道平原郡永桑面槐峴里崔錫鎭なる者の大正五年創設したるものである。

安東日本基督敎會　信徒三〇戸を有する、明治三十九年開設

長春

長春日本基督敎會　祝町にあり、信徒六〇名を有す、大正五年設立

基督會英監理會長春敎會　浪速町にあり、美監理派に屬す信徒三四名を有す大正十年開設

營口

日本メソヂスト敎會營口講義所　新市街旭街にあり、信徒一四名を有す、大正十年開設

宗教（終）

教
育

例言

（一）編者は、卷頭先づ内容の不完全を佗ひねはならぬと共に、本編か何等の獨創なきものなることを告白する。

（二）新聞、雜誌等は都市編に詳述しあるを以て、本編に於ては之れを省略し、又支那出版法も之を載せなかつた。尙は滿蒙に於ける文藝等に至つては、編者の現在に於てはその力に及ほさる所なるを以て、敢て記述に手をつけなかつた。

（三）本編執筆に際して參考としたるものは左の如くてある。

(1) 清國行政法　臺灣總督府編纂
(2) 奉天省敎育統計
(3) 吉林省敎育統計
(4) 蒙古通誌　福昌公司編纂
(5) 統計月刊
(6) 支那年鑑　東亞同文會編

(7) 戰後の支那

(8) Chinese System of Public Education

右の他、尙ほ參考とした新聞、雜誌等は種々あるか、全部之を省略する。以上の内、清朝學制に就ては、特に清國行政法に負ふ所か多く、亦た蒙古敎育に就ては、殆んと全部蒙古通誌に依つたものである。記して編著者に謝する。

大正十年十月

擔當者　上村哲彌

教育

目次

第一編 教育

教　育

第一編　教　育

第一章　清朝時代の學制

第一節　沿　革

清朝の學制は諸他の制度と共に明朝の遺制を繼承したところか多いか、明朝のそれも歴朝の傳統を襲用したるものに過きない。支那教育の起源は遠く有虞氏の時代に溯り夏殷を經、周に至りて完備した。今周制の概要を擧くれは、學校には國都の學校、諸侯の學校及地方の學校の三大別かあり、國都の學校は辟雍を中央にし之を周らすに東膠、虞庠、成均、瞽宗の四學を以てして之を五學と稱した。諸侯の學校は即ち泮宮て、唯魯のみは此他に米廩、虞庠の二學を有した。地方の學校即ち郷學には、郷校、州序、黨庠、閭塾の四階級を設けた、此の四階級は當時の地方區劃に相應するものである。今その區劃を考ふるに一國を六師に分ち、一郷の内五家を比とし、五比を閭とし、四閭を族とし、五族を黨とし、五黨を州とし、五州を郷とし、閭に塾

あり黨に庠あり州に序あり郷に校があつた。斯くの如く三代の昔に於て支那は已に教育を以て治國の基礎とし、上は王侯より下は庶民の子弟に至るまで悉く學校に於て之を教育し、才能の拔群なる者は與ふるに爵祿を以てして重く用ひたのであつた。支那は斯くの如くにして歴朝教育を重んじたる結果、其の事業は國費を以てする國家占專であつたか、明朝に至つては少しく主義に變更を加へて社學及義學の設立を保護奬勵した、社學は地方郷社の公費を以て支辨し、義學は有志者の義捐を以て經營するものなれど、其の形式を見れは昔の郷學に近く、州縣學校の不足を補ひ中流以下の子弟の教育機關たらしめるものであつた。

清朝の學制は已述の如く概ね明制の襲踏なりと雖も、またその創立にかゝるものなしとしない。前者は漢人教育、後者は滿人教育を主とするものである。一般行政は多く漢人に委ね滿人は專ら軍兵の操縱を掌るより、自然教育目的及學科編成の分化を來し、府州縣學は文官候補者の養成を主とし、宗學、覺羅學及各種旗學は皇族及八旗武職候補者の養成を主とする。尙ほ國子監本科は全國唯一の最高學府とし漢人の高等教育を掌り、清朝の創制に係る附屬部は滿人の高等教育を掌る。其他漢人教育の機關としては公設の社學、義學私設の書院等かあり、滿人の教育機關としては八旗義學かあつた。國子監は古の大學にして府州縣學は各種官學と相竝ひて

古の小學たるものである。但し後者の設置十分ならず、之に入學するには試驗を要する差かある爲め、公設又は私設の學校かあつて一方その入學準備の役をなす所以てある。

以上の如く清國の學校は設立者の差異に從て之を大別すれは官學、公學、私學の三種となり其の目的に依つて區別すれは一般學及特種學の二種となすことを得る。

(一) 官學

- 一般學
  - 國學……國子監
  - 直省學
    - ……府學
    - ……州學
    - ……縣學
    - ……衛學
- 特殊學
  - 宗學
  - 覺羅學
  - 旗學
    - 國子監官學
    - 感安宮官學
    - 景山官學
    - 世職官學
    - 諸營官學
    - 在外官學

（二）公學
- 一般學
  - 社學
  - 各省義學
- 特殊學……八旗義學

（三）私學……………………書院

官學は政府の設立し國庫支辨によつて經營するものにして、其内地方官學の管理は直省に於ては各府州縣、盛京省に於ては奉天府に於て之を行ふ。宗室及旗員敎育の官學は奉天及北京に設立し共に地方官學中に編入せられる。公學は地方紳民の公同設立に係る學にて地方組合の公費を以て郷村に設置するものを社學、有志者の義捐に依つて都鄙城郷に設置するものか即義學である。特殊學即旗人敎育の公學は義學のみてある。蓋し郷社制は旗人と關係なきか爲めてある。

第二節　新學制

拳匪の亂後清廷は新政施行の第一歩として北京に大學堂を設け、亞て張百熙、榮慶、張之洞の三人を管學大臣に任して新學制を編成せしめ、光緒二十九年十一月二十六日學堂章程として之を發布した。該章程は主として我國の學制に則り、敎育を初等、中等、高等の三級に分ち、

北京に唯一の最高學府として大學を置き、各省に高等學堂を設けて之か豫備門たらしめ、各府に中學堂各縣に小學堂を設けて中等、初等の教育機關とし、尙ほ優級初級の師範學堂を以て師範教育に充て高中初等の、農工商學堂を以て實業教育を施し、進士館、譯學館等を以て特殊教育を行ふの制を定めたものである。

（一）小學堂　初等、高等の二級に分つ。前者は直省の各城鎭、鄉村に置き七歲以上の國民を入學せしむ。修業年限を五年とし學科は修身、讀經講經、支那文學、算術、支那歷史、支那地理、格致（理科）體操の八科を必修とし、地方の情況に因り隨意科として圖畫、手工の一科又は兩科を加ふることを得。後者は學修年限四年とし、初等小學課目に圖畫の一科を加へ九科目を以て正科とし、地方の情況に因り手工、農業、商業等の隨意科を適宜に加設する。

（二）中學堂　高等小學卒業者を收容し高等の普通教育を授け、卒業後各實業に從事し又は高等專門の諸學堂に昇入せしむるを目的とする。修業年限は五ヶ年とし、學科は略我中學と類し但た讀經講經を含むの差かある。所在地は直省の各府とし州又は縣にして人文敏盛、設置維持の力ある處には別に一學を置くことを許す。

（三）高等學堂　中學卒業生を收容し大學豫科の教育を施すことを目的とする。學科を三類に

分ち、第一類を經學科、政治科、文科、商科の豫備。第二類を格致科、工科、農科に入るの豫備とし、第三類を醫科のそれと定ること、學修期限を三ヶ年とすること等、皆な我高等學校に均しい、但し體操の他に兵學の一目を併置し、兵學軍制及戰術戰史を課するの特色がある。各省省城に高等學堂各一所を設け、長一人、正副敎員若干人、掌書官、庶務長、文案官、會計官、雜務官、齋務官（舍監）監學官（生徒監）等若干人を置く。職制我か高等學校と異らさるを見るへし。

（四）大學堂　之を分科大學と通儒院とに分つ、前者は高等學堂の卒業者を收容するものとす、分科大學には經濟科大學、政法科大學、文科大學、醫科大學、農科大學、工科大學、商科大學の別がある。政法大學及醫科大學中の醫學門の四年なるを除き修學年限は皆な三年とす。我か帝國大學の照模なり、通儒院は我大學院に該當するものにて、分科大學の卒業生に各專門學の蘊奥を研究せしめ、以て箸書制器の用に備ふるものとする。大學堂の職員は大學總監督の下に分科大學監督あり、各分科に庶務提調（書記官）齋務提調を置き、庶務提調の所屬に文案官、會計官、雜務官あり、齊務提調の所屬に監學官、檢査官、衛生官あり、我か敎授、助敎授に該當する者は各分科大學の正副敎員とし、正敎員中學望ある者を敎務提調（敎頭）とす。此の外

に天文臺經理官、動物園經理官、圖書館經理官、醫院經理官等皆な官制上頗る完備して居る。
尙ほ各分科大學には本科生の他に選科生及實科生を置く。

（五） 其他の學堂

（イ）師範學堂　初級優級の種別あること前述の如し、前者は全國各州縣に之を置き、後者は北京及各省城に置く、修業年限は各三ヶ年とする。

（ロ） 實業學堂　實業を農工商及與船の四類に分ち、各類の學堂を初、中、高の三等に分ち、初等實業學堂には高等小學卒業者を收容し、各本業に關する淺近の知織技能を授るものとする。學修年限は商船は二年他は三年である。中等學堂は同しく高等小學卒業者に各本業必需の知識藝術を授くるを目的とし、豫科二年本科三年とする。高等學堂は中學卒業者に各本業に關する高等敎育を施し、將來各業に關する公私の實務を經理し、又は各實業學堂の敎員管理員若くは高等海員たるへき才幹を養成することを期し、其の修業年限は左記の如し。

農學堂　豫科一年。本科農學四年。森林、獸醫、土木工學　三年。
工學堂　三年。
商學堂　豫科一年、本科三年。

商船學堂　航海科五年半、機關科五年。

以上の外、實業補習普通學堂に於ては農工商業の簡易科を授け、藝徒學堂に於ては工業徒弟を養成し、實業教員講習所を以て中等以下各種實業學堂の教員を養成するものとす。

（八）特殊學堂　特殊學堂とは新章程所定の學堂教育を經さるものを收容教育するものにて、譯學館、仕學館、進士館の三種類かある。譯學館は日英佛露の四國語學を分設し五年間修業の後、內外交渉事務官又は外國語教員たらしむることを目的とす。仕學館、進士館は一度これを併合し、更に京師法制學となされたるものにて、己任官吏又は科擧出身者に法制經濟等の新學を三年間修學せしめる。

清朝時代に於ける學制は大體以上の如くてあるか、光緒三十三年調査第一回全國教育統計に據れは、學校の數三萬七千餘、學生の數百〇一萬三千餘を算する。

第三節　科　學

科擧とは科目によりて人材を擧用するの義て、官吏登用試驗の制度てある。その沿革は極めて遠く、賢者能者の二目を以て任用の要件とし、四民平等に任官資格を與へたる周代の制度に

まて溯らしめることか出來る。近世法治に於ける官吏任用試驗の主義とする四民平等か、支那に於ては實に西曆紀元前十五世紀の昔より歷朝襲用せられて來たのてあるか、今はその發達の跡を迪ることを省く。

科擧には文擧武擧及繙譯科擧の三種かある。繙譯科擧は滿漢文の繙譯に從事するものゝ科擧て旗人の爲めに設けられたものてある。支那は古來文治の國て軒文輊武を本義とするか故に、文擧は最も重きをなし、武を存する場合には多く文擧に關する規定の準用をなすに過きない有樣て、通常科擧といへは武擧は之を含まさる有樣てある。故に左に淸朝文擧の概要を述へる。

第一項　鄕　試

文擧は前代の遺制に則り鄕試、會試、及殿試の三層よりなる。鄕試は科擧の第一層にて、生員(府縣入學者)以上の資格者に對し各省城に於て之を行ふものてある。

試驗期　鄕試は每三年一回八月に之を擧行する。試場は頭場(定例によれは初九日)第二場(十二日)、第三場(十五日)の三回に分つ、試驗一日前に入場せしめ一日後に放出するか故に每場都合三日を要する。

試驗官　試驗官には考官と稱して答案採點をなす者(正、副、同の三種あり)監臨官(外簾)

と稱して試場の監督を司る者、提調官と稱して一般考試義務を司る者、其他監視官、受卷官（答案の書式に合ふや否やを査定する者）彌封官（答案に封緘をなすもの）謄錄官（謄錄は硃筆を以てす）對讀官（硃筆の謄卷と墨筆の原卷とを對讀校正す）收掌官（硃卷を考官に提出し墨卷を保管す）等の諸官あり。

應試者の錄送　各省より應試する者は、學政使に於て府州縣學生徒に對し科考と稱する豫備試驗を爲し、合格者中より定員に從ひ文理通優なる者を選擇し、姓名年申等を詳記して之を科場に送り、國子監生徒は國子監より、旗人は所屬旗の都統より直接に錄送する。

應試者の資格あるものは官學出身者に限る。即ち（一）府州縣衛學の生徒、（二）國子監の生徒（三）宗學の生徒、（四）筆帖式、各寺院効力、各館謄錄人員等とする。但し國子監の貢生中、優貢、拔貢の二生は實力舉人以上の資格ありと推定せらるゝか故に、鄉試を經すして朝試に應することか出來る。

應募者の員數には定限あり、全國諸省を大中小の三級に分ち、大省は舉人一名に對し應募者八十名とし、中省は六十名、小省は五十名とし、副榜一名に對し大省は四十名、中省は三十名、小省は二十名を錄送せしむる。科場條例所載に從へは大省は直隸、江南、浙江、江西、湖北、

湖南、福建の七省、中省は山東、山西、河南、廣東、陝西、四川の六省、小省は廣西、雲南、貴州、甘肅の四省となつて居る。

中式者　即ち郷試に合格して擧人の學位を授與せらるゝものゝ數も亦た定限かあり、各省の人口、税額、文化程度を標準として其の員數を定むることゝし、一科毎に全國擧人の定員合計一千一百八十八名を各地に割當てる。

試驗題目　は一定の方式に從つて擬定せられ（之を題目成式と稱する）三場その題目を異にする。頭場に於ては四書制義三題、五言八韻詩一題とし、第二場は五經制義各一題とし、第三場は策問五題とする。策問は事務に關する各自の所見を開陳せしむるものである。

士子　は各本省の府衙門に於て卷票即ち受驗票を購求し、姓名、本籍、身分を記入して之を携帶するものとす。入場に際しては文具、寢具、食料品と携帶品に制限あるか故にその檢査を嚴重にする。入場すれは卷票と引替に試卷の交付を受け、號舍と稱する貢院內の分房に退き他との交通を禁せられる。受驗者の入室終れは貢院の門戶を閉鎖し、然る後に各房に試題の配布をなす。

試卷の作製には一定の方式かあり、その方式かまた極めて複雜て形式的なものであるか、そ

の制限を超ゆるものは內容の如何にかゝはらず一切無効となるのである。

監臨官、監視官は斷へず場內を巡回し、又は樓閣に登りて試場を臨監し、不正行爲ある者は究明處分する。試卷の提出は午後二時を以て限となし、號舍の柵門は此の定刻までは開放されない。試驗の提出の際に於ける監督も亦た極めて嚴重で、卷に照して籤を發し、卷數と人數とを檢覈し、極めて複雜な驗明の上翌日に至つて之を放出する。試卷か受卷官の手より考官に達するまでには煩鎖な手續を要するのたか、その大體は項首に記したところである。

成績の調査は之を內簾閲卷と稱する。その大體を見るに考官は之を主考と房考とに分ち、房考は各自別々の房舍に入り、番號の順序により配布されたる試卷を分擔審查し、合格と認めたる答案（硃卷）には藍筆を以て句讀圈點を施し之を副考官に送り、副考官審查の結果同じく合格と認めたるものには墨筆を以て正取と書し之を正考官に謀り、正考官更に愼重に檢閲し同意なる時は墨筆を以て中の字を書す、中式即ち合格の意である、斯くの如くにして主考特に正考官は採決權を獨專するのではあるか、成績審查は主考房考一堂に會して之を行ふ、所謂同堂校閲といふのは之を指す。而して中式の標準は三場を通して全瑜なるものを採るにあるか、首場尋常にして後場明確通達なるものは中式とするもその反對は採らない。

以上の手續により中式の員數決定し、其員數擧人の定額に超過する時は、更に成績の優劣に徵し正取、備取に區別し、優者を正榜とし後者を副榜とし、成績發表前正取の卷中瑕疵發見せらるれは備取より補充する。

成績の發表は三場終了後、約四週間目に之をなす。發表當日は職員悉く院内正堂に會し、硃卷は成績順に案に並置し、正考官第一等より之を取りその內號に照して墨卷を取り、彌封せる姓名を折開し係官之を讀めは書記は之を傍より榜即ち成績表に之を列記する、合格者の何人なるかは玆に於て初めて判明するのてある。榜は順天府、及各省布政使司衙門の門前に三日間之を揭示する、發榜といふは即ちこれてある。榜は之を龔虎榜と稱し最優等者は之を解元、第二位より五位まては經魁、第六位より十八位まては魁又は鄕魁と稱する。

第二項　會　試

會試に關する規定は略ほ鄕試に等い、今その特殊なる點を擧くれは、

試驗は鄕試の翌年三月北京に於て行はれ、每三年一回なるは鄕試に等い。

考官、執事官の任命も順天鄕試のそれと同しく、正副考官は進士出身の大學士、尙書以下副都御史以上の銜ある者より充選せられる。

受驗資格は郷試に及弟せる者即ち擧人は或事件又は老朽の爲め休職或は降職されたるもの丶他は皆な之を存するのである。而してその錄送の手續は應試者の種類によりて一様てはないか多くは該擧人所屬長を經て之を爲し、各省擧人に對しては各該督撫より盤と稱する一定の旅費を給する。而して會試に於ける應試者の定額は郷試中額の全部であることは云ふまてもない。

試驗問題は全然郷試に於けると同しく頭場の課題は欽定による。

試驗の擧行に關する手續も、卷票の購求を禮部に就てなすの他、全然郷試に異らない。

成績調査の手續も亦た郷試に於けると略相同しく、唯た考官試卷の查閲を終るときは正取、備取、及不合格の三種に甄別し、各省別に番號を記載したる後、之を上奏しては天子親ら合格員數を定め、然る後成績の發表をなす點に於て趣を異にする。而して合格員數は凡そ三百名以上五百名を出てす、首席を會元、第二位より第五位まてを經魁と云ひ、中式者は總て貢士と稱する。

落弟者中現任教職にある者は、成績發表後五日内に禮部に赴き執照の交付を請求し、一定の期限内に回任し、執照を督撫に提出せねはならぬ。督撫は豫定の期限内に歸任したる時は原職に就かしむるも、若し正當の理由なくして期日を超過したる者は之を議處せしむる。

尙ほ會試に關聯して擧人大挑のことを述へんに、此の制度は遺賢選拔の趣旨に出るものにて、會試に落第せる擧人或は事故のために之に應する能はさりし擧人、各省年老の擧人にして會試に應するを欲せさる者等に對する試驗制度にて、會試終了後禮部に於て大挑を受く可き資格ある者の名簿を作り、之を吏部に送付し、吏部は五大臣の欽派を奏請し會同檢選の上、一等を以て知縣に試用し、二等を以て敎職に銓補するものとする。而して棟選の標準は必しも文藝によらすして年齒精力によることか多い。大挑の制度は初め交通不便にして會試に應することの自由ならさる雲南、貴州、廣東、廣西、四川、福建等の遠省に對する特權なりしか、後近遠を問はす之を許すことゝなつた。其の定額は乾隆三十年の奏准によれは大省百八十名、中省は百二十名、小省は七十六名とし、總數二千人とする。

第三項　殿試

殿試は天子親ら軒に臨みて行ふ所の試驗にして、其の方式は頗る莊嚴てはあるか成績の調査は鄉試會試に比すれは聊か寛大てある。

會試擧行の年の四月二十一日を以て法定試驗日とする。禮部は其の期日前試驗に關する事項を定め裁可を經て之を各衙門に遞達する。

殿試擧行に際しては讀卷大臣、監試御史、受卷官、彌封官、收掌官、塡房官等を任命す。讀卷大臣は御殿に侍し、考卷を朗讀し天子の考試を幇助するものにして、事實上の考官である。印卷官は考卷の結印を掌り、塡榜官は黄榜即ち成績表を塡寫することを掌る。

應試者の員數には別に制限なく、會試中式者は皆その資格を有する。應試者には禮部より試卷及草本を交付し、親ら試卷の前一頁に住所姓名三代の來歷を記せしめ、草本の前一頁には對策の樣式（款式）を開明し、共に禮部の堂印を捺し、箱內に封貯し、之を試場に送り、貢士入場の時に方り之を交付するものとす。

試案は試驗の前讀卷大臣（七名よりなる）命により擬定して欽定を仰き、內閣に於て密かに刊刻に附する。其際秘密の漏洩を防ぐために護軍をして內閣前後の兩門を警戒せしめる。又此日保和殿內の兩房に試案は安排せられ、貢士の姓名は案上に貼次せられる、翌日黎明となれは內閣官は禮裝を爲し試題を捧して保和殿內東旁黄案上に安置し、準備はかくして全くなる。

貢士は二十一日朝定刻、係官の指揮に從ひて正門の左右掖門より入り丹陛の東西に整列する。此時內閣大學士一人進み出て案前に至り策題（欽定試題）を奉して禮部堂官に授く、之を受けて中央の案上に置きて叩禮を行ふ。鴻臚寺官即ち貢士を丹陛の東西に列せしめ、三跪九叩の禮を

行ふ。即ち儀制司の司員制策を各貢士に授け貢士三頁の禮あつてその試案に着く。

對策の時間は試題の配布を受けてより日沒までとし、若しその時間までに答案を呈出し得さるものは、內容如何にかゝはらす最劣等とされる。また字數一千字に滿たさるものは內容の如何にかゝはらす不合格となる。

答案の樣式は冒頭に『臣對』或は『臣聞』の字樣を用ひ、最初の四行或は八行には題義を根據として立論し、五行目或は九行目に皇帝陛下を擡寫し、結尾には『臣末學新進罔識忌緯干冒宸嚴不勝戰慄隕越之至臣謹對』の書式を用ひ、其他『欽惟』『干冒』等の字を書する場合には書到底して空字を許さす、また一切浮華駢儷の文字及ひ四六文體を許さゝる等、頗る複雜なる形式を要し、之に違ふものは內容の如何に拘はらす前茅(前列)に置くことを許されない。

成績調査の方法を見るに、試卷傳達の順序は鄕會試に於けると異らす、即ち受卷官、彌封官收掌官、內閣を經て事實上の考官たる讀卷大臣に達する。讀卷大臣は二十日發題以來內閣に宿し外出するを得す。二十一日試卷の傳達に接すれは二十二、二十三の兩日に於て閱卷をなし、優劣を定め、優等中より特優十卷を擬定し、二十四日黎明之を天覽に供する。皇帝は之に對して甲乙の等級を定め、近侍大學士をして一より一〇までの番號を記入し、奉して內閣に至り門

を閉し考卷の姓名を折開し、一甲三人、二甲若干名、三甲若干名に區分し、各其姓名等弟を黄榜に記入し、再ひ天覽に供し、成績は始めて確定する。

殿試の成績は前述の如く、一甲、二甲、三甲に分ち、一甲第一位を狀元、第二位を傍眼、第三位を探花と稱し、二甲の第一位を傳臚と稱し、其餘は皆な進士と稱する。發表は皇帝黄榜閲覽の翌日、即ち四月二十五日皇帝親臨、王公百官列侍の裡に大和殿に於て最も莊嚴に行はれる、茲には併しそれらを略する。唯た一甲三名には傳臚の式（成績發表式）終れは、特に宮城の南門に出て馬に跨りて、皇帝天壇等臨幸の時以外開くことなき正陽門の中門より、直ちに市街遊觀に出るを許される。是れ實に至大の恩惠にて、滿都の子女齊しく之を羨望し、目するに未來の宰相を以てするのてある。

第四項　朝　考

朝考は傳臚の後、殿試の覆試として殿試中式者中二甲以下（一甲は當然翰林院編輯仰付けらるゝか故にその要なし）保和殿に於て行ふもので、その試驗は才能藝術の長短に重きを措くものにて、任官の遲速、將來の窮達に關係を有するところ深い。

試驗の期日及試題は翰林院に於て擬定し勅裁を經て定むるものにて、其他は略殿試と異らな

い。試題は論、疏、詩各一題とし、試卷は監試大臣をして一々畫押せしめ、閱卷大臣檢閱して一、二、三等を擬定し、天覽に供して欽定を仰き、其の成績に因つて或は翰林院に入り、或は各部に入り、或は外官に任用せられる。

以上によつて科擧に於ける文擧は大略を述へた、武擧は之を省略する、科擧の概念を得るには蓋し以上を以て十分であり得るたらう。

第二章　現行の學制

民國政府の樹立せらるるや、從前の學部を改めて敎育部となし、臨時敎育會議を開き、東西の學制を研究審議して新學制を制定した、次に其の大要を記述すれは、

第一節　行政機關

敎育の最高行政機關を敎育部となす。これか主班たる者は大總統の任命にかゝる總長にして、其の下に一人の次長と、四人の參事かあつて之を補佐する。

敎育部の事務は總務廳及ひ普通、專門、社會の三敎司に分割される。總務廳の所轄は敎育部に直隷する學校關係の事務にして、學校衛生、公立圖書館、博物館、敎育展覽會等の維持、報告類の蒐集、敎育統計の作成等てある。敎育司の主班は總長の推薦に依つて大總統の任命したる司長にして、前述の如く夫れ〲普通、專門及ひ社會敎育の事務に任する。尚ほ以上の外敎育部に直隷する十六人の視學かある。視學の主たる任務は、年一回各自分れて國內各地方を視察して、各地に於ける敎育、學校、の狀態を報告するにある。全國は八個の視學區域に分たれ

て、各區に必ず二人の視學を置くことゝなつて居る、各個の視學區域は下記の如くてある。（一）直隸、奉天、吉林、黑龍江。（二）山東、山西、河南。（三）江蘇、安徽、浙江。（四）湖北湖南、江西。（五）陝西、四川。（六）甘肅、新疆。（七）福建、廣東、廣西。（八）雲南、貴州。

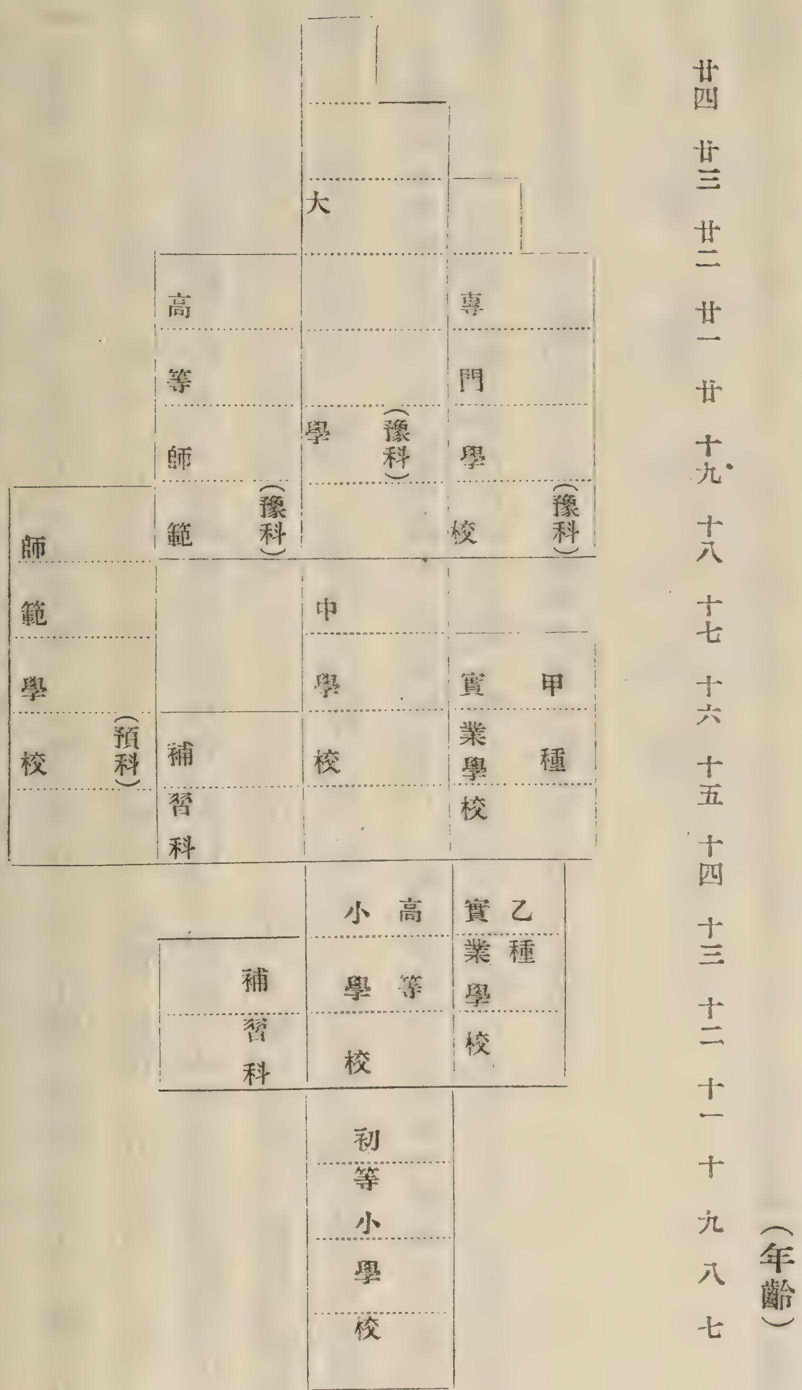
地方の敎育行政機關を見るに、民國四年の敎育令に依れは、各省には敎育總長の推薦に依りて大總統の任命する一人の敎育廳長を置く可きものとなつて居る。廳長は財政、實業、檢察の廳長等と共に省長の支配下に屬すると同時に、敎育一切に關しては敎育部の支配を受けて居る。廳長は初等及中學校長及ひ地方勸學所長の任命權を有し、實業學校及省立專門學校長に就ては推薦權を有しはするが、地方敎育行政の實權は悉く省長の手中に收められて居る。各省には尙ほ廳長の任命にかゝる四乃至六人の省視學を置くの規定となつて居る。

第二節　學校組織

民國第一次の敎育總長蔡元塔に依つて制定發布されたる敎育宗旨には『注重道德敎育以實利敎育軍國民敎育輔之更以美感敎育完成其道德』と云ひ、未成熟者の品性陶汰を眼目とし、之を補ふに實利敎育、軍事敎育を以てし、更に美的敎育を施し、以て道德を完成せしめんとするの

目的を掲げて居る。此の目的の下に創設せられた學校の組織の概略を以下に述べる。

先づ元年九月五日制定の學校系統表を掲げんに、



第一項　師範學校

師範學校には高等師範と師範との二種あること我國の制度と異るところなく、前者は國立にして全國を通して北京、武昌、南京、廣州、成都、奉天の六校に過きす、他に北京には女子高等師範かある。其組織は本科、豫科、研究科、專修科の四分科あること、また我國と等しい。後者は地方に設立し現に百八十餘校の多きに達し、その科目の如きも大體我か師範範敎育に同しく、地方の狀況に從つて農業或は商業學科、女子師範にありては園藝、裁縫等實際敎育をも施して學藝並進の國民敎育にたえ得る敎師を得ることを以て理想として居る。而して舊科程との差を見るに、支那古典を除去して英語、法制經濟、手工、農業、音樂等を加へたことてある。

高等師範の課程は豫科を一年とし本科を三年とし、專修科を一年或は二年とし、豫科の科目は倫理、國語、英語、數學、圖畫、唱歌及體操とし、本科は下の諸科目の一を專修せしめる。（一）國語科　（二）英語科　（三）地歷科　（四）數理科　（五）理化科　（六）博物科、以上六科に共通の學科は倫理、心理、敎育、英語及體操てある。專修科に於ては、本科の科目より特に二三科目を選ひ出して精細に研究せしめる。而して高等師範の敎科々程は校長の定るところてあるか、しかし文部大臣に報告せねはならぬ。

第二項　中學校

中學校は省立とし現に全國に四百六十餘校を有する。各省長は中學の設立地及校數を定めて敎育部長に報告するのであるが、設立の必要を認めたる場合には、文部大臣は省長に向つて命令を發することが出來る。各縣に於て法定の小學校を建設し尚ほ財政上の餘力ある時は、獨立または共立にて中學を設くることを得る。此の場合には省立と區別するため縣立を冠する、此の他に獨立中學もあるが、何れの場合にせよ設立、制度改正、廢校の場合每に敎育部總長の許可を得ねばならぬ。中學の科程を見るに、

（イ）男子にありて、新學制に於て、舊五年より四年となり、文科、實科の二部制を廢して一部制を取つた、但し此の後者の改正は、分化主義を取れる現時の中等敎育の主義から言へば寧ろ改惡といふ可きである。學科は修身、國語、外國語、歷史、地理、數學、博物、化學、法制、經濟、圖畫、手工、音樂及體操の十一課であるが、革命前の古典を除去し新たに手工を加へ、敎授時間は各學年を通して一週三十六時間なりしを一年三十三時間、二年三十四時間、三年及四年三十五時間となした。學科の配給は必要に應し各校長の意向によつて多少の手心をなすことを得るも、全科一週三十二時間以下、また三十六時間以上を越ゆることは出來ない。

（ロ）女子にありては家政、裁縫及園藝を加へることとなつて居る。尤も園藝は之を去除することも出來る、英語は標準外國語となつて居る、場合によつてはその代りに佛語、獨語、露語を採用することが出來る。敎授時間は一年一週三十二時間、二年三十三時間、三年及四年三十四時間である。

第三項　小學校

小學校　は高等小學校と國民學校とに分ち、前者は縣立とし全國に男校七千餘、女校五六百を有する。後者は自治區立とする、但し後者には私立のものも多い。民國四年發布敎令に依れは、國民敎育の根本基礎を以て兒童身心の發育に注意し、適當の陶冶を施し、並に國民道德の根基と、國民生活の必須普通智識、技能を授するにありとなして居る、從つて滿六歳より十三歳の學齡兒童は就學の義務がある。民國十年を以て全部の義務敎育實施期限として居るが、現に全國に男校約十一萬餘、女校約三千餘の多數に及んで居る。

第四項　普通實業學校

普通實業敎育　は甲乙二種に分れる、前者には高等小學卒業、後者には國民學校卒業程度のものを採用する。實業敎育は農業、工業、商業、商船、實業補習、女子職業等の諸目に分れ、

その教授科目等は我國と大差なきを以て之を省略する。甲種實業は之を省立とし、乙種は縣立、市立、町村立とし、又は農務局、通商局、又は商務局立とす。

第五項　大學

大學の目的は各國と等しく專問學術を研究し、國家有用の材たる可きものを養成するにある。分科は革命以前は古典科を加へて八科なりしを、現在は之を廢して、文科、科學科、法科、商科、醫科、農科及應用科學の七科とした。豫科は三部に分れ、一部には文科、法科、商科の志望者を收容し、第二部は理科、工科、農科、藥學科の志望者、第三部には、醫科の志望者を收容する。大學院は、從來五箇年の制限をしたるを無期限とした。豫科三部の學修科目を擧くれは、左の如くである。

第一部

（甲）必修科目

（1）外國語、（2）文學、（3）歷史、（4）論理、（5）心理、（6）法律。

（乙）選擇科目

（1）經濟學、（2）數學、（3）物理。

第二部

（甲）必修科目

（1）外國語、（2）文學、（3）數學、（4）物理、（5）化學、（6）地質學、（7）礦物、（8）製圖。

（乙）選擇科目

（1）動物學、（2）植物學、（3）觀察法。

第三部

（丙）必修科目

（1）外國語、（2）文學、（3）ラテン語、（4）數學、（5）物理、（6）化學、（7）動物、（8）植物、

本科の部門は凡そ左の如くてある、尚ほ各科各部門には夫々多數の學修科目かあるのたか、これを列擧することは其の煩にたえさるのみならす、余り重要てもないからこれを避ける。

第一　大學文科

（1）中國及西洋哲學

(2)文　學
(イ)中國語　(ロ)梵語及梵文學　(ハ)英國文學　(ニ)佛國文學　(ホ)獨國文學　(ヘ)露國文學　(ト)伊國文學　(チ)言語學。
(3)歷　史
(イ)中國及東洋史　(ロ)西洋史。
(4)地　理
第二　大學理科、
(1)數　學
(2)天文學
(3)理論物理學
(4)實驗物理學
(5)動　物
(6)植　物
(7)地　質

(8)礦　物

第三　法　科

(1)法　律

(2)行　政

(3)經　濟

第四　商　科

(1)銀　行

(2)保　險

(3)外國貿易

(4)領事制度

(5)關　稅

(6)國險法

第五　醫　科

(1)醫　學

（2）藥 學

第六 農 科

（1）農 學

（2）農業化學

（3）森林學

（4）獸醫學

第七 工科（Applied Science）

（1）建築材料學（Construction Materials）

（2）機械工學

（3）船用機關學

（4）造船學

（5）造兵學

（6）電氣學

（7）建築學

（８）工業化學
（９）火藥學
（10）採礦學
（11）造幣學

尙ほ大學令によれば文科、理科を主とし、文科に法科、商科を兼設し、理科に醫科、農科、工科を兼設する。國立大學は從來北京大學、北洋大學（天津）山西大學（太原府）の三校なりしが最近に至り東南大學（南京、學長は The Chinese System of Public Education の著者郭秉文氏）の四校となつた。北洋、北京兩大學は商定して前者は法科を設けす專ら理工科に力を盡し、後者は工科を設けす文科、理科、法科に力を盡すことして居る。

私立大學には北京に中國大學、朝陽大學の二校、武昌に中華大學の一校がある。

第六項　專門學校

專門學校　は法政、醫學、藥學、農業、工業、商業、美術、音樂、商船、外國語等に分れ、中學卒業生を收容し、各種高等專門の學術技能を授けて、實用的人材を養成するを目的として居る。設立は國立、公立、私立の三種に分れ、國立は敎育部の直轄に屬し、現に法、醫、農、

工、商、美術の六校かある。公立は各省の管轄にして、各省に法政各一校と、他に農、工各六校、商、醫、各四校、外國語三校かある。私立にして教育部の認可を受けたるものは、法醫商工等合せて二十六校ある。

以上の他交通部直轄には唐山、上海の二校、外交部の直轄には露語專修館、陸海軍直轄の軍醫軍需二校、參謀本部直轄の航空測量の二校、其他各機關に屬する紡織、殖邊、稅務、郵電、鐵道管理等の諸學校もその性質上專門教育に屬すへく、全國を通計すれは百三四十校もある。

第三節 社會教育

教育部に專門の局を設けて以來、年々圖書館、講演等の規程を頒布し、各省に通行せしめて居る。全國圖書館現在數は二百八十六、通俗講演所一千八百九十、巡回講演團七百三十三を算するの盛況てある。遺憾とすへきは、經費の關係よりして博物館、美術館等の完備を見るに至らさることてある。

第四節 教育發達の現勢

支那全土に在る現行學制及教育事業の概況は以上の如くてあるか、今支那教育發展の勢を示すへく、光緒三十三年の第一次調查の全國教育統計と、民國五年のものとを比較するに、前者にありては學校數三萬七千、學生數百〇一萬、歲出一千七百十九萬元、資產三千二百二十三萬元に過きなかつたか、後者に於ては校數約十三萬、學生數四百三十萬、歲出三千七百四十七萬元、資產一億〇三百二十八萬元に上つて居る。即八年間に學校及學生の數は四倍となり、歲出は二倍となつて居る。而かも人口四億に對する比を取れは學生數は百分一强の割合に過きす。英米の百分の十八、佛獨の十五、日本の百分の十二に比して大なる遜色かあるといはねはならぬ。

第三章　東三省の教育

第一節　東三省の教育行政（全書政治部參照）

奉吉黑三省各中央政府直屬の敎育廳を有し、廳長は大總統の簡任となつて居る。廳長は省長の命を受けて全省敎育行政事部を掌り、所屬職員並に、各縣知事の地方敎育に關する事務を管理する。敎育廳には三科（第一科總務、第二科普通、第三科專門、社會）を置き、各科に一名の科長と三名以內の科員を置き、その課の事務を分掌せしめる。以上の外四人乃至六人の省視學ありて、全省敎育事業の視察を掌つて居る。

第二節　三省教育の概觀

支那全般を通し、從つて我滿洲に於ても、學事統計の如き極めて精密を缺くのみならす、吾人日本人か實際に就て視察研究をなすは決して容易てないため、一目瞭然と眞相をのせることは到底困難てあるか、筆者は甚だ不完全な材料と僅かな自己の觀察とに依つて此の章を綴る。

第一項　三省學校及學事の一般的比較

先つ民國五年第四次敎育統計表を見るに、學校數に於ては、奉天省は直隷、四川、山東、山西、湖北、河南、浙江、江蘇に亞て第八位に居り其數六〇〇〇に近く、黑龍江省は遙かに低下して僅かに一〇〇〇を出て、吉林省は更に少くして一〇〇〇に足らす、新疆、察哈爾、綏遠、熱河、等の上に立ちて最低より第五位にある。

學生の數は奉天省は全國の八位にして二三〇、〇〇〇、吉林は二十一位にて約四〇、〇〇〇、黑龍江之に亞いて約三〇、〇〇〇餘てある。

然るに卒業生の數を見るに奉天は群を拔いて第一位に居り、その數は約五四、〇〇〇にのほり、之に對して第二位の直隷は三三、〇〇〇餘に過きない。吉林は四、四〇〇、黑龍江は四、二〇〇餘にして各々最後より七位及五位に居る。

敎員は奉天第十二位にあり、その數約八、〇〇〇にして、四川の二二、〇〇〇に近く、山東の一九、〇〇〇に及はんとするに比較すへくもない。吉林は約一、五〇〇にて黑龍江は一、五〇〇に足らす、各最後より六位及第五位にある。職員は山東群を拔いて遙かに多く、約二三、〇〇〇にして第二位の四川は一二、〇〇〇なるに對し、奉天は直隷と共に第十五位に居りて、約二、〇〇〇吉林は一、〇〇〇に足らす、黑龍江は五〇〇に過きす、前者は最後より五位後者は三位にある。

次に經費を比較するに歳出に於て奉天省は二、五〇〇、〇〇〇元にして、首位にある江蘇省の四、四〇〇、〇〇〇元に近きことは比較すへくもないか、尚全國の第六位に居り、吉林は十八位に居りて八〇〇、〇〇〇元に足らす、黒龍江は二十一位に居りて、七〇〇、〇〇〇元に足らない。

資産を見るに奉天は全省の第十二位にして、三、四一二、九〇五にして、第一位にある直隷の一三、八四一、二二六なるに比較すれは四分一にも足りないか、吉林、黒龍江に到つては遙かに低く、前者は僅かに一、〇七一、六四二にして最後より七位に居り、後者には七四七、三八六にして第五位に居る。

第二項　三省學校別比較

上記の統計により國民學校の比較を見るに奉天は全省の第九位に居り、その數約五、五〇〇首位にある山東の一四、五〇〇なるに比すれは約三分一強に過きないか、黒龍江、吉林は各々最後より第六及第五位に居てその數一、〇〇〇に足らない。

高等小學校は奉天は同しく第九位にして、首位にある廣東の三分一に過きす、吉林、黒龍江は各最後より第六及第五位にある。

乙種實業學校を見るに、黒龍江は全國の第十一位にして約十五に近く、吉林は十三位にして

一〇に近く、奉天は之に亞てまた十四位にある。之を山東の首位七〇を出つるに比較すれは甚た劣るといはねはならぬ。

中學校は四川最も多く其數約六十五なるに對し、奉天は第十位にありて二十に近く、吉林は最後より第六位にして一〇に足らす、黑龍江は之に亞て五に足りない。

師範學校は奉天省首位にて三十八を有し、第二位の四川の二十七に比して遙かに多きのみならす、全國に於て江蘇、河南、直隷、山東、湖南、廣東、四川と共に八校に過ぎさる國立高等師範一校を有する。吉林又六位に居りて九校を有し、黑龍江は最後より三位に居りて四校を有する。

甲種實業學校を見るに奉天は四校にして廣東、江西と共に第六位に居り、第一位の江蘇、河南の十三に比して半數に過ぎない。吉林は三校にして第七位、黑龍江は最低にして二校を有する。

專門學校及大學を見るに、三省各一個の專門學校を有するのみにして、未た一個の大學をも有しない。近く奉天に東三省大學設立の計劃かある、實行の期蓋し遠くもあるまい。專問學校は江蘇一一校にして首位にあり、四川八校にして之に亞き、大學は京兆の三校を最とし、江蘇の二校之に亞き、直隷、山西、湖北、四川は各一校を有する。

第三項　三省外國留學生比較

歐洲留學生を見るに、全國一八四名の內奉天省に於ては二名、吉林省三名にして、四川、江蘇等の十六八に比すれは言ふにも足りない。

次に米國留學生を見るに、全國一八七名に對し奉天省二名、吉林省六名で、外交部の三六、海軍部の二六は之を除外するも、廣東の二六に比すれは遙かに少ない。

日本留學生を見るに、大正五年頃までは公費留學生は尙ほ甚た多數にして、一、〇八六名に達し、その內奉天省は三三名、吉林省は三六名、黑龍省一名を出して居るが、湖南の一二名、廣東の一〇〇名に比すれは東三省の敎育の大勢は概ね察するこか出來る。

第四項　三省の社會敎育

三省の社會敎育は之を前記の統計に徵するに先つ、

圖書館は、奉天省に二箇所、（藏書五五、六七七）、吉林、黑龍江兩省各一箇處あるのみである。

通俗圖書館は、奉天省に三五ヶ處（藏書七、五〇〇）吉黑兩省各三ヶ處ある。

博物館は、三省を通して未たその備へかない。

通俗敎育會は、奉天省七、吉林省三、黑龍江省二ヶ處である。

通俗敎育講演所は、奉天省一五〇、吉林省二〇、黑龍江省一三ヶ所を有する。

閲報所は、奉天省四五ヶ所（一〇種の報紙を有する）吉林省一七ヶ所（五種）黒龍江省五ヶ所（四種）を有し、一ヶ所毎日平均五、六十人の閲覧者を有する。

巡回文庫は、奉天省に一七ヶ處を有するのみである。

之に對して支那全國のそれを比較すれは、圖書館總數二五、通俗圖書館は二三八、博物館は八、通俗敎育會は一八九、通俗敎育講演所は二、一三九、閲報所三、三一三、巡回文庫は三〇てある。

第三節　奉天省の敎育

第一項　總説

最新（民國七年）の統計に據れは、奉天省の敎育財政は歳出經常門に於て四九一、〇三二元を示し、同省歳出經常門全額一一、六三六、四六四元の約百分四强の割合を保つて居る。

次に學校、學生、敎職員等の數を見る。

(1)國民學校（初等小學校）の數は、男子四、九七七、女子三六五、合計五、三四二あり、之に私立の男子一、〇一三、女子三一、合計一、〇四四を合算すれは、總計六、三八六となる。學生は公立の男子二一八、六三五、女子一四、八二四合計二三三、四五九、私立男子二六、〇五一、女

子一、〇〇六 合計二七、〇五七、總計二六〇、五一五あり。敎員は公立男女合計 六、五八四、私立九六六、總計 七、五五〇、職員は公私合計 一、五七四 經費は 公立男女合計一、五二五、〇三八私立 一〇四、〇二一、總計 、六三三、〇五九である。

(2)高等小學は、公立三八二（内四二は女子）、私立一五（男子のみ）、總計三九七、學生は公立二一、三一〇 私立一、二二一、合計二二、五三一あり、敎員は公立 一、〇八六、私立四九、合計一、一三五あり、職員は公私合計三三〇、經費は公立五三三、五八二、私立一九、九一二、合計五五三、四九四である。

(3)乙種實業學校は、農業七校、工業一校、商業四校あり、學生は農業三六七、工業三五、商業四三四にして、敎職員は農業二八、工業三、商業二四、經費は農業一一、五九一、工業一、二二二、商業五、九七八である。

(4)其他初等敎育に屬するものには、男女公私總計一七、學生八一七、敎職員三五、經費一九、六〇九かある。

(5)中學校は、公立男子一九校、學生數 二、二〇一、敎職員數一三一八、經費 一一一、二七(の數字を示して居る。

(6)師範學校は男子二九、女子一二、合計四一あり、其の學生數は男子二、八九九、女子四四四、合計二、三四二あり、敎員は男子一九三、女子四一、合計二三五にて、職員は、男子五八、女子一五、合計七三、經費は男子一四四、〇五七、女子一六、五五八、合計一六〇、六一五てある。

(7)甲種實業學校は、農業一校、工業一校、商業二校あり、學生は各々一三四、一七一、及三三五を示し、敎員は農業一一人、職員は農業四人、工業六人、商業六人、經費は農業一八、三五八、工業三、九〇四商業二二、二九七を示してゐる。

(8)高等敎育機關としては專門學校一、外國語）學生一三五、敎員一五、職員八、經費三四、五〇〇を有す。

第二項　初等敎育

奉天省には省立國民學校十三（省城所在）高等小學校十一校あり。學生數前者は三千五百八十四、後者は一千六百六十二、敎職員前者は九十五、後者は七十三、卒業生前者は六百六十五後者は四百九十六、經費前者は三萬四千〇四十五元（大洋）後者は四萬五千二百四十元、資產前者は八千四百十四元、後者十四萬八千六百九十五元を有する。

次に省内各縣に亘りて之を表記すれは。

縣別	校別	校數	學生數	教職員數	經費
瀋陽	國民	四三七	二二、二九二	五八六	一四一、二五〇
	高小	三二	一、六〇七	八二	三三、五九八
遼陽	國民	四六二	二一、〇七五	五三〇	一五一、八一八
	高小	二二	二、〇六八	八七	三八、一三八
錦	國民	三一五	八、九六四	三五	二八、六九五
	高小	一一	五八七	三九	一、〇一六
營口	國民	一〇一	四、六〇一	二〇六	三五八、二六五
	高小	六	二六七	一九	五九、一五〇
新民	國民	二五八	七、四四五	二八八	八〇、八五九
	高小	二二	八三八	八一	一八、八二一
錦西	國民	一五〇	三、六六〇	二〇三	二四、五七九
	高小	七	四〇三	三六	九、八五二
盤山	國民	九一	二、〇〇五	九八	八、九五四
	高小	三	一二一	一二	四、七三〇
義縣	國民	一八六	六、七七三	二一一	三三、八一三
	高小	八	三七四	三四	八、二三一

興西	國民	七四	二、四五九	九九	一〇、〇〇〇
	高小	四	一二七	三	四、三一〇
遼中	國民	一一八	五、九九八	一八四	三七、九〇八
	高小	一	八四	四	一、九七二
海城	國民	三三五	一一、七八八	六九九	九三、四四九
	高小	七	六四六	三二	一一、五八四
蓋平	國民	三六九	一八、三一三	七九一	七四、二〇一
	高小	八	六〇二	三〇	一〇、八九三
鐵嶺	國民	一九八	一〇、四九六	四四四	七九、一一〇
	高小	一七	八三六	六九	一五、四五九
開原	國民	二六〇	九、八八一	三〇九	六七、一一七
	高小	一四	七二一	四九	一九、七三八
北鎮	國民	一一六	三、八九三	一三六	二四、四八一
	高小	九	六七八	二八	一四、九一六
綏中	國民	七九	二、七八六	一一四	九、五九八
	高小	八	六二〇	三八	一三、一九〇
彰武	國民	一八	五四九	三五	六、九七三
	高小	一	三五	四	一、五〇〇

黑山	國民	一〇三	三、三〇〇	一一五	一七、二五四
	高小	七	二三三	一七	七、九七五
東豐	國民	四三	二、九八九	一一七	二七、五二六
	高小	一二	五二八	三七	二九、一四〇
西安	國民	四五	一、九五九	六〇	二〇、六五〇
	高小	七	三一六	二四	一九、九〇〇
西豐	國民	五四	一、八六〇	七一	二一、三二八
	高小	九	三〇二	八五	一〇、八五二
台安	國民	七六	二、三七三	八六	一三、九四七
	高小	四	一六八	一八	五、七四一
海龍	國民	五七	三、〇七六	一五八	一九、八三六
	高小	七	三九七	六〇	二〇、一二四
長白	國民	六	二〇七	一二	五、三一一
	高小	一	三一	四	一、九二七
興京	國民	一〇八	四、六八二	二一八	二四、九八六
	高小	七	九八〇	四五	一四、五四〇
鳳城	國民	二一九	九、四二六	三二七	四六、二四三
	高小	二六	一、一六八	七二	一五、〇七二

莊河	國民	三九九	一三、五一九	四二八	二六、〇〇〇
	高小	九	五五〇	二八	一一、〇〇〇
渾南	國民	一	六〇二	二七	六、六一三
	高小	一	六六	四	一、三六〇
復縣	國民	三〇〇	一一、一六七	三二六	二一、三七七
	高小	一〇	七九八	五四	一七、四一五
岫巖	國民	一三八	四、四三四	一六三	一一、一六七
	高小	一〇	三三一	二二	八、二六三
撫順	國民	一一六	四、五二二	二四〇	三四、一三九
	高小	一一	四三〇	四〇	一〇、六〇七
本溪	國民	一〇〇	四、〇七八	一〇四	三四、〇三二
	高小	八	三四四	二	八、〇二五
通化	國民	三〇	二、一五四	七六	一〇、六四九
	高小	二	二四二	一三	五、六七七
桓仁	國民	五四	二、二五六	六七	一八、六二五
	高小	三	三六四	一七	七、〇二四
輯安	國民	四四	一、四一一	九六	一四、二八二
	高小	二	一二〇	一〇	五、五三四

臨江	國民	九	二三〇	一七	二、六六〇
	高小	一	三〇	四	三、二〇〇
安東	國民	一四一	五、〇三三	一八二	三〇、一二六
	高小	一〇	六三一	三六	一〇、八〇〇
寬甸	國民	一一九	五、六三三	一四二	四五、一六〇
	高小	八	三一四	三四	一五、七二五
撫松	國民	四	一七四	六	二二、九〇五
	高小	｜	｜	｜	｜
安圖	國民	二	一二二	三	四二三
	高小	一	二九	三	一、四二二
柳河	國民	三四	二、一〇六	九〇	二九、三六五
	高小	六	一二九	｜	｜
昌圖	國民	二二〇	一〇、六八三	二九二	三二、七五七
	高小	一五	七六五	五三	一四、一八八
洮南	國民	九	四九九	二〇	八、二九八
	高小	一	八六	五	一、八七〇
法庫	國民	一二八	七、一三四	一八三	三、二八六
	高小	一一	四一二	三五	二、二一四

遼源	國民	二二	一、七〇三	五四	一九、九〇五
	高小	三	一三一	一〇	四、四七九
開通	國民	一〇	二七八	一二	五、八〇〇
	高小	二	七〇	四	二、三五一
洮安	國民	一	一七九	六	二、三七〇
	高小	一	四五	六	一、〇八二
安廣	國民	四二	一、二四一	四	一、七五[illegible]
	高小	一	七二	一	一、三一〇
突泉	國民	一	七八	三	一二〇
	高小	一	二一	二	一、一九九
鎭東	國民	五	一五四	七	一、二一五
	高小	一	四九	二	一、〇五〇
梨樹	國民	四〇	一、八六三	七五	一六、一九九
	高小	三	一七六	一三	六、五二七
懷德	國民	五三	二、三五一	八六	二一、三三一
	高小	二	一三四	一一	四、五九九
康平	國民	四〇	一、八三五	四四	一一、八五七
	高小	三	一五三	七	二、四四八

雙山	國民	九	二四七	一八	一、八四七
	高小	一	一六	二	六一〇
通遼	國民	一三	五五五	一七	四、四一七
	高小	一	六六	一	一、一八二

尙ほ瞻楡縣には未た一個の國民學校もない。また上記の統計表に明かなるか如く、著者の見た第四小學かその卒業生及上級生に對して實際的職業敎育すら實施して居り、校内に醫藥室を設け醫員を常置せるか如きは、極めて特異な進歩的例外てあつて、如何に名のみの小學校か大部分を占めて居るかを見れは、奉天省に於ける小學敎育の不統一か窺はれる。而して此のことは吉黑兩省に於てもまた同樣てある。

第三項　中學校

中學校は省立二個縣立一七あり、詳細は左表の如くである。

設立	所在地	學生	畢業生	敎職員	經費	資産
省立	省城及錦縣	五五〇	一四六	四二	三六、三五七	一〇一、七四六
	遼陽	二三九	五一	一〇	八、四二四	―
	海城	一六四	六一	―	一、六九一	二一、六八六
	蓋平	一〇四	四三	四	二、一〇〇	一三、七一四

縣立					
鐵嶺	六七	二五	六	五、四九四	二、一五五
開原	一〇六	四五	七	七、二三〇	二、八九六
西安	三二	—	四	三、三五〇	三、八四五
西豐	五六	八〇	四	四、〇四三	四、八八〇
海龍	一一二	九三	一〇	六、八八四	一六、〇八六
興京	七九	六〇	六	三、五五〇	五一九
鳳城	一四三	—	七	六、〇〇〇	五〇〇
莊河	一六〇	—	一一	七、〇〇〇	五、〇〇〇
復	一〇二	一八	一三	五、七〇七	一九、四四五
岫巖	九一	三五	四	一、九九七	五六一
通化	二八	—	六	三、二一四	一四、一六九
桓仁	八三	—	二	五九四	五九四
昌圖	六〇	—	五	二、〇〇〇	四、三〇〇
法庫	一三五	三〇	九	五、六三五	一、五三二

以上の表を見れは、名は中學校と稱するも、實質內容の如何に貧弱なるものなるかは、容易に窺知することか出來るてあらう。

尙ほ奉天省には未た一箇の女子中學校も存在しない、蓋し女子師範學校の多いためてあらう。

第四項　師範學校

東三省概說の項に於ても已に述へた如く、奉天省の師範教育の盛なことは全國屈指であつて、大正七年の統計に據れは、男子二九、女子一二、合計四一校を有し、省立は七校にしてその內男子一校、女子一校は省城に他は鳳城、蓋平、錦西、東豊の諸縣に存するか、其後更に第六師範を遼源に增設した、今之等を表記すれは、

設立	所在地	學校數	學生	卒業生	敎職員	經費	資産
省立	省城（第一）	一	一、六〇四	四四二	一三一	一四四、〇五八	一〇一、七四六
	同（女）	一					
	鳳城	一					
	蓋平	一					
	錦西	一					
	東豊	一					
	遼源	一					
縣立	瀋陽	一	一〇〇	一六五	一〇	一〇、九一三	四七三
	遼陽	二	一六六	三三	一一	八、〇七五	四一、九八〇
	錦	二	九四	一七四	一二	五、三六九	三、三四二
	新民	二	一一七		二五	八、七〇〇	二二、二〇八

三

義	二	一三〇	—	一一	三、二七五	四、九二〇
遼中	一	九二	—	六	五、二二〇	—
海城	二	五三	—	一二	一二、九三三	四〇、一〇六
蓋平	一	八四	四九	四	四、七四五	一四、〇八九
鐵嶺	二	一六一	二〇六	一一	六、六〇九	三、二七三
開原	一	九〇	五四	六	四、八二〇	二、五三〇
北鎭	一	四五	四五	三	一、六五〇	—
綏中	二	三六	三六	一一	二、七四四	—
黑山	一	二五	一四	四	一、二九六	五二九
西安	一	二六	二六	三	三、六〇〇	五、一五〇
西豐	一	五三	一三〇	五	六、二二三	五、二六〇
海龍	一	二四	二四	三	七九八	一、五五〇
興京	一	六五	六五	五	一、二六〇	四一
鳳城	一	四五	四五	四	五、四〇〇	二五〇
岫巖	一	二六	一一七	四	五、七五八	五七一
桓仁	一	七〇	八五	六	七、四二六	七、四二六
昌圖	二	八四	二八	一〇	四、五八〇	一〇、三八〇
法庫	二	五七	五七	—	—	—

	懷德	一	四〇	四〇	─	一、八四〇	六〇〇
	康平	一	四三	二九	三	五、九二四	五五〇

第五項　初等實業學校

乙種實業學校は悉く縣立にして、その分布は次の如くである。

種別	縣別	學生數	卒業生	教職員	經費	資產
商	遂陽	四一	─	二	八〇〇	─
商	營口	八八	─	七	一、九七八	五、七一二
農	開原	三五	三二	三	一、一五〇	一八〇
商	同	七〇	二八	三	二、三〇〇	二三〇
農	東豐	三八	─	─	一、七二〇	─
農	鳳城	六〇	─	四	三、三〇〇	三、三〇〇
工	岫巖	三五	─	三	一、二二二	一、三〇〇
商	同	七一	六五	三	九〇〇	二〇〇
農	撫順	三〇	一九	三	九三三	一五六
同	寬甸	八一	三八	四	二、四九〇	四、五〇〇
同	康平	七五	二九	四	三、四九八	五〇〇
同	黑山	四八	二八	三	九九〇	一三六

第六項　中等實業學校

甲種實業學校は合計四校に過ぎす、其の內三校は省立にて省城內にあり、他の一校は安東に在る。之を表記すれは、

種別	所在地	學生	卒業生	教職員	經費	資產
農	省城	一三四	四五	一五	一八、三六八	九〇、九六八
工	同	一七一	一四	二〇	三九、〇四七	七三、〇〇〇
商	同	二二九	六四	二一	二一、七九七	四、一八〇
商	安東	一〇六	四六	八	五、〇〇〇	七、三〇〇

第七項　專門教育

專門教育としては奉天公立文學專門學校（大西門內街北）、奉天公立工業專門學校、及國立高等師範學校の三つかある。編者は其の學事の詳細を知る可く文書を以て照會したか、終に答解を得なかつた。蓋し未た學事統計の如きものか無いのてあらう。

（一）奉天公立文學專門學校

同校は大正十年秋期から、文科大學に昇格する豫定てあつたが未だ實現を見ない、宗旨には『專習中國文學造就高深文學人材』とある。

科目は大學文、科文學專門及本省の情形を參酌して之を按配し、文學專科の定科目は經學、周秦諸子說文、解字及び音韵學、中國史、世界史、詞章學、文學研究法、中國文學史、近世歐洲文學史、論理學等てある。

修業年限四ヶ年とし、入學資格者は中學卒業者又は之と同等の學力を有する者としてある。

（二）瀋陽高等師範學校

瀋陽高等師範は國立にして、學生は、本科約二〇〇人、豫科三五〇名あり、豫科生は本地即ち東三省から約三〇名、其他を各地の及弟者から取つて居る。校長、敎務主任、學監主任各々一名、學監六名、圖書館主任一名、敎員約一八名を有する。

豫科の科目は倫理學、國文、英語、數學、論理學、圖畫、樂歌、體操とし、本科は國文部、英語部、歷史地理部、數學物理化學部、博物部に分れて居る。

尙ほ經費は年額八、二〇〇〇圓なりといふ。

第八項　社會敎育

東三省敎育概說の項に於て述へたところから一步を進めて、奉天省の社會敎育として記述するに足るものは殆と皆無てあるから、玆には唯た通俗敎育會に就て極めて大略を記す事ゝする。

撫順　勸學員長各議事會發起二十名、每月六時間研究兩月卒業。

海龍　社會教育員事務員溫景逵發起六十餘名、每月二三回開會研究一定しない。

寬甸　學界提唱二十一名。

義縣　勸學員長社會教育會共同研究十數名。

東平　勸學所教育會組織五十六名。

安東　社會教育講習社改組三十八名。

昌圖　十處學校教員學務員組織各處平均十五人、每月開會一回。

第四節　吉林省の教育

第一項　總說

學校數は大正七年の統計に於て、

(1)國民學校　公立總計七三三五（內四八は女子）私立總計三六五（內四は女子）合計 一、〇九八學生は男子、私立合計 四五、三六一、女子 四、六二七總計 四九、九八八、卒業生は公私合計男子 二、五四一、女子四三一、教員數は公立男子九九四、女九五、私立男子四〇〇、女七、總計一、四九六、職員は公立男子三三六、女二四、私立男子一九六、女四、總計五六〇、經費は公立男女合計 四五三二、〇一二、私立男女合計 一〇五、三一九、總計 五五八、三三一、資產は公立

男女合計 四八九、二八〇、私立男女合計 一五九、九二〇、總計 六四九、二〇〇である。

(2) 高等小學公立合計一一五（内二二は女子）私立合計一五（女子なし）總計一三〇、學生は公立男子 九一、〇九一、公立女子七五八、私立男子四一四、總計 二、二六三、卒業生公立男子八七五、女子一九一、私立男子四八、總計 一、一一四、敎員公立男子二八〇、女子五五、私立男子三〇、總計三六五、職員公立男一〇五、女子二〇、私立男一七、總計一四二、經費公立男子 一九九、五五七、女子 四九、二九三、私立男子 一六、〇〇二、總計 二六四、八五二、資産公立男子 二二七、七六八、女子 二六、三九六、私立男子 二四、五四四、總計 二七八、六〇八。

(3) 初等實業學校

乙種農業學校は公立二校學生七六、敎職員五、經費 三、六五一、資産五〇九。

乙種工業學校は公立二校、私立一校、學生合計九六、敎職員合計八、經費合計 八、九三六、資産合計 六、九七五。

乙種商業學校は公立一校、學生數三一、卒業生一一、敎職員三、經費一、九二九、資産二、八八〇。

(4) 其他の初等敎育　公立男子三、女子一、學生合計一二四、敎職員數合計七、經費 一、四

六二、資産なし。

(5) 中學校 公立男子六、私立男子一、學生合計八五五、卒業生一二〇、教職員合計九八、經費 八、四五八九、資産 八五、八六九。

(6) 師範學校 公立男子五、女子二、學生男子六二二、女子一九六、合計八一八、教員男子五六、女子一七、職員男子二二、女八、經費男子八八、八〇八、女子 三〇、六四二、資算男子一二九、七八〇、女子二〇、三三〇。

(7) 甲種實業學校公立農業一、工業一、商業一、學生農業八九、工業四八、商業七七、教職員農業一五、工業一二、商業九、經費農業 一五、六九九、工業 六、一九一、商業 一一、二六〇、資産農六六、七〇〇、工業 八、〇〇〇、商 一四、〇〇〇。

(8) 其他中等學校 男子公立六校、學生二三七、卒業生一一三、教職員三三、經費八、七五七、資産八七五七。

(9) 法政專門學校 公立一、學生七九、卒業生四七、教職員二一、經費 一七、二二二、資産二、一五六。

以上の內中等教育其他の部分に入れたるは師範學校講習科にして、初等教育其他の欄には省

立女子師範附屬幼稚園及瀋江縣夜課學校を含ましめて居る。

(10)　社會教育としては城內省立吉林圖書館、新開門裡に吉林私立通俗圖書館及省立教育品陳列所かある。

第二項　小學校教育

吉林省に於ける教育統計は奉天省よりも更に不完全てあるか、民國七年の統計に徵すれは學校數は國民學校公立七百三十五校、私立三百六十三校、高等小學は公立百十五校、私立十五校、學生數は前者は公立三萬八千九百七十七人、私立は一萬一千〇十一人、後者は公立一千八百四十九人、私立四百十四人てある。今學校總數と生徒總數とを比較すれは、平均一校の學生數は國民學校は四十六人弱、高等小學校は一七人强となる以て、その貧弱と不完全と不統一とを知ることか出來るてはないか、特に財政困難の吉林省にありては統計の示すか如く、私立國民學校は公立の半數に達して居るか、それらは恐くは教會附屬の不完全な小學校を加算して居るのてあらう、同省の國民教育普及は果して何の日てあらうか。

左に小學校の校數、學生數及所在を列記すれは、先つ省城には模範小學校一校あつて、四百九十六の學生を有する。縣立のものは次表の如くてある。

縣別	校別	校數	學生數
吉林	國民	一九一	七、一二八
	高小	一二	六二五
長春	國民	五二	二、九五八
	高小	八	二一七
伊甬	國民	八四	二、二三三
	高小	一〇	三五〇
濛江	國民	五	二〇五
	高小	—	—
農安	國民	三一	一、六五三
	高小	三	三〇七
盤石	國民	二九	一、三六九
	高小	二	一六一
長嶺	國民	一五	七二七
	高小	二	一五九
樺甸	國民	四	一九〇
	高小	一	五四

雙陽	國民	一七	七〇五
	高小	二	七五
德惠	國民	三二	一、七二五
	高小	四	一九八
舒蘭	國民	三二	一、一三一
	高小	一	七三
濱江	國民	二三	一、二七一
	高小	四	二五〇
扶餘	國民	七九	四、二九五
	高小	五	二二七
雙城	國民	七一	三、五五〇
	高小	六	五二八
賓城	國民	二一	九五一
	高小	八	二八九
五常	國民	八	三七二
	高小	一	七六
榆樹	國民	五二	一、九七二
	高小	二	二三四

同賓	國民	三一	一、二九九
	高小	二	八九
阿城	國民	二六	一、四六五
	高小	五	一九四
延吉	國民	六〇	二、二四九
	高小	一二	三三四
寧安	國民	一四	七九二
	高小	三	一三七
琿春	國民	五四	一、七八三
	高小	六	一七三
東寧	國民	八	三九九
	高小	二	四六
敦化	國民	七	二五一
	高小	一	四二
和龍	國民	四〇	一、九一〇
	高小	四	一〇〇
額穆	國民	六	二二〇
	高小	二	六四

汪清	國民	一二	四四七
	高小	三	八二
依蘭	國民	一一	四九五
	高小	三	一〇〇
同江	國民	四	八五
	高小	一	七
密山	國民	六	三〇五
	高小	一	二九
虎林	國民	二	四二
	高小	｜	｜
綏遠	國民	｜	｜
	高小	｜	｜
方正	國民	一四	四八一
	高小	一	四〇
穆稜	國民	四	一六六
	高小	一	二三
富錦	國民	七	二七二
	高小	一	二七

樺川	國民	九	五三七
	高小	二	四八
饒河	國民	一	二三
		—	—
寶清	國民	二	一二一
	高小	一	一六
勃利	國民	一	六〇
		—	—

第三項 中學校

省立中學の分布は左表の如くである。

校別	學生數	所在地
第一中學	二八一	省城
第二中學	一二六	長春
第三中學	八二	雙城
第四中學	八〇	東寧

第四項 師範學校

省立各師範學の分布は左表の如し。

校別	學生數	所在地
第一師範	四〇七	省城
第二師範	一九六	長春
第三師範	四〇	阿城縣
第四師範	一六八	延吉縣
第五師範	七七	依蘭縣
女子師範	一六一	省城

第五項 實業學校

省立實業學校の分布は左表の如し。

校別	學生數	所在地
甲種商業	六九	哈爾賓
甲種農工業	一一七	省城
職業學校	六〇	同

第六項 海外留學生

日本 一三五 內官費 四七

英國 二 一

米國	三	三
佛國	一	一
露國	一	｜

第七項　社會教育

（イ）圖書館

尚ほ教育上の補助機關として省立吉林普通圖書館がある。藏書は漢文一、一〇九種、日文四〇五種、歐文一二種、閲覽者一ヶ月平均約四〇〇名を算するといふ。此の他に所謂簡易圖書館なるものがあるが、其實我新聞閲覽所に類するものに過ぎない。尚ほ講演所が六箇所あり、隨時有志者の口演が行はれて一般の智識を啓發する機關となつて居る。

（ロ）勸學所

教育廳は教育部直屬にて、全省の教育行政事務を執行し、省立の各學校はその直轄になつてゐる、尚ほ獎勵機關として各縣に勸學所を置き、知事を補佐せしめる。

（ハ）通俗教育研究會

通俗教育研究會は左の如くである。

長　春　教育會提唱　十數名
農　安　教育會附屬　毎月　四、五〇名
東　寧　學界提唱にて設立會員　二〇名

第五節　黑龍江省の教育

第一項　概　説

黑龍江省の教育も之を一般的に言へは極めて不完全てあつて、人民の大多數は文育の徒てある。吉奉二省と同しく省長廳內に教育廳があつて省內教育の一般的統轄に任して居る。教育廳には第一科（總務）第二科（普通）第三科（專門社會）を置き、各種の學科事項竝に視學調査事項を處理せしめる。又省には視學を置き、各道各縣には、勸學員、視學員の設けかある。

省教育會は各學校の職員を以て組織せられて居るが、地方的黨派的の小競り合ひのみ多くして、研究上の効果を擧け得ない。

學校教育に就ては以下順を追ふて之を說明することゝし、社會教育に就て一言せんに、圖書館は省城（齊々哈爾）に藏書樓と稱するもの一ある外は、頗る小規模にして列擧するに足りない。

博物館陳列場の如き省内には一個も之を見ない。

第二項　省立學校

黑龍江省唯一の專門教育機關たる法政專門學校は省城（齊々哈爾）にあるか、民國九年現在の學生數僅かに百十人、級數二、職員六、經費一萬六千〇四十二元といふ貧弱さである。

師範教育及中等教育に屬するものを列記すれは、民國九年度に於て、

校別	級數	學生數	職員數	經費
省立師範學校	七	二三〇	四五	四六、〇七〇
省立第一中學校	七	二六五	二〇	二九、一五八
省立甲種農業學校	三	七八	一七	一七、一八四
省立甲種工業學校	四	一二八	二〇	二三、四五六
省立女子師範學校	三	一一五	二二	二七、三八四
省立女子中學校	二	四八	一四	一三、六九二
省立第二中學校	三	一二〇	九	一四、三二〇
合計	二八	九八四	一四六	一七一、五七〇

師範學校には附屬高等小學國民學校がある。同校は第一部（男子）第二部（女子）に分れ前者には學生數三二五人、職員數一二人、後者には學生數二五五人、職員數一一人を有する。又

女子師範學校には附屬女子高等小學國民學校があり、女子高等中學校には附屬國民學校があるか、兩者共學生は一二〇八、職員は前者八八、後者に七八を有する。農業學校、工業學校も亦附屬高等小學、國民學校を有し、各八、九〇人の學生と七八人の職員とを有する。

以上の外省城所在の學校には蒙族中學校、清眞高等小學國民學校、同女子高等小學國民學校女子敎養院等があるが、これ等は特種學校なる獨立の項下に於て概説することゝする。

省城內には尙ほ乙種商業學校（學生一二五、職員一〇）女子職業學校（學生一〇八、職員男女合計七）基督敎文會兩等小學校（學生二〇職員四）韓江縣立高等小學國民學校、同女子高等小學國民學校、蒙養院（生徒男女合計七一、職員女三）等がある。

第三項　縣立諸學校

次に、民國九年度に於ける同省各縣に於ける敎育一覽表を掲げて多少の解説を加へることゝする。

縣別	學校數	學生數	經費	備考
龍江	五五	二、四二二	三六、五一五円	男高一、國二二、女國三、私國二二、女高一、農一、女職一
拜泉	一四四	五、九〇四	一〇〇、四四二	國三六、女國七、私國八四、高三、女高一、農一、男女師範講習所各
大賚	三六	一、三六二	二〇、九八一	國二二、女國一、私國一一

肇洲	五六	二、六一一	五一、四四七	高一、女高一、國二七、女國一、私國一七、高四、農一、女高一
青岡	四三	一、七六八	四二、一三九	國一九、女國六、私國一五、高二、女高一、農一
納河	二一	一、一一五	一九、〇〇〇	國一八、女國一、高二
嫩江	三四	一、一一一	八、六四〇	國八、女國一、區國一九、私國三、高二、女高一
安建	一七	八七二	九、二二九	國一八、女國一、私國五、高二、農一
肇東	五四	二、五一六	四九、一六四	國二三、女國三、私國二五、高一、農一、女高一
克山	一九	九二六	六、二一六	國八、女國二、私國六、高二、女高一
泰來	二三	九一六	一八、六〇三	國六、女國二、高二、私國一三
林甸	九	三四〇	一二、五六三	國六、私國一、高一、女國一
景里	一二	三五六	四、八八三	國四、私國六、女國一、高一
布西	九	二九〇	六、六〇一	國七、私國一、高一
呼蘭	二三一	八、五四〇	九〇、七三五	國一四、女國二、私國二〇五、高六、女高二 私高一、農一、中學一
綏化	一二六	二、四〇九	六三、四二一	國二二、女國四、私國九五、高三、女高一、農一
海倫	一一八	四、三三六	三六、八四七	國一六、女國二、區國二八、私國六八、高二、女高一、區高一、農一
巴彦	一二一	三、三三三	六六、七二七	國三五、私國八〇、高二、農一、商一、女高一
蘭西	五六	二、三三三	四六、二一三	國一三、女國三、私國三四、高三、女高一、農一、商一
木蘭	三一	一、一二一	二一、〇六六	國六、女國一、區國二、區女國二、私國一八、高一、女高一
慶城	七一	二、〇六二	二一、四九一	國一〇、女國二、私國五七、高一、女高一

龍鎮	四	一八〇	二、八一六	國一、區國一、私國一、高一
望奎	四九	三、二一二	三一、〇七三	國一五、女國二、私國二八、高一、農一、女高一
湯原	一二	三八〇	八、〇〇〇	國三、私國八、高一
通河	三四	一、三二七	一五、二四四	國一二、女國二、私國一八、高二
綏楞	一九	六二三	九、九八六	國三、女國二、私國一三、高一
通化	六	一八二	三、四六一	國二、女國一、私國二、高一
鐵驪	一二	二三〇	四、九七六	國六、女國一、區國二、私國二、高一
瑷琿	四五	一、四二四	一七、一七六	國一五、女國二、私國二六、高一、女高一
呼瑪	一	二五	四〇八	國一
蘿北	三	五一	三九〇	國二、私國一
綏東	一	三六	六四八	國一
室韋	一	二〇	一、四一六	國一

右の表は各縣の豫算、學年報、視學報告等を參照して作成したものであるか、索倫、漠河、烏雲呼倫、臚濱、奇乾等の六縣は設治久しからす、人口寥々として學校設立の運ひに到らない。各縣の經費の計算は銀元を單位としたものである。

第四項　社會教育

尙上記各縣に於ける學校以外の敎育施設を表記すれは、

縣別	勸所	講所	教育會	教育社	圖書館
龍江	一	一	―	―	一
拜泉	一	二	一	一	一
大賚	一	一	一	―	―
肇洲	一	一	一	―	―
青岡	一	一	一	―	―
納河	一	一	―	―	―
嫩江	一	―	―	―	一
安達	一	―	―	―	―
肇東	一	―	一	一	一
克山	一	一	―	―	―
泰東	一	一	―	―	―
林甸	一	―	―	―	―
景里	―	―	―	―	―
布西	一	―	―	―	―
呼蘭	一	―	一	一	一
＊綏化	一	一	―	一	―

＊（以上の外農事及農事試驗場各一あり）

	二七	一六	一〇	八	七
海倫	一	｜	一	｜	｜
巴彦	一	一	一	一	一
蘭西	一	｜	一	一	｜
木蘭	一	｜	｜	｜	｜
慶城	一	一	｜	｜	一
龍鎮	｜	｜	｜	｜	｜
望奎	一	一	一	｜	｜
源原	一	｜	｜	｜	｜
通河	一	｜	｜	一	｜
綏楞	一	一	｜	一	｜
通化	一	｜	｜	｜	｜
鐵麗	一	一	｜	｜	｜
瑷琿	一	一	｜	｜	｜
呼瑪	｜	｜	｜	｜	｜
蘿北	｜	｜	｜	｜	｜
綏東	｜	｜	｜	｜	｜
室韋	｜	｜	｜	｜	｜

第五項　特殊學校

黑龍江省内には左記の如き注目すべき特殊の學校がある。

一、省立蒙旗中學校

現在一校に過ぎないが、同校の經費は督軍署籌蒙費より支出する。民國九年度に於ける職員數は一二、學生數は二二、經費は附屬小學校を併せて一四、三一六元である。尙ほ小學校の學生は二五〇人である。

二、省立第一鄂倫春國民學校

三、省立第二鄂倫春國民學校

右二校は共に璦琿縣内にあり、經費は督軍署籌蒙費中から之を支出すること蒙旗中學と異らない。職員數各二、學生數各三〇〇、經費一、七九〇元。

四、省立第三鄂倫春國民學校

同校は嫩江縣城内にあり、經費は督軍署籌蒙費を臨時支出して居る。而してその内容は職員二名級數一、學生數二八〇名、經費一、七九〇元。

五、女子敎養院

職員七、級數三、學生八八〇、經費 四一〇、〇〇〇吊、

六、乙種商業學校

經費は省教育會基金利息、及省商會の補助より支出せられる。職員七名、學級三、學生 一、〇六〇、經費 三、八四〇元を有する。

七、清眞學校

經費は回民の間より支出す、職員九名、級數四、學生 一、六四〇八、經費 七、〇〇〇元。

第四章　蒙古人の教育

蒙古人教育機關には政府經營の蒙藏學校かあり、其の具備整頓してゐる點は、前淸時代に於て曾て見ないところてある。其の他三四札薩克旗に於て、普通程度の教育機關を設け、又基督敎會の附屬學校かある。

先つ玆に蒙藏學校の章程を擧けやう。

蒙藏學校章程

第一條　本學校は蒙、藏、青海人民の學識を開發し、蒙、藏、青海人民の文化を增進するを以て宗旨とす。

第二條　本學校は舊有の咸安宮學、唐古特學、托學及ひ理藩部所辨の蒙古學を基礎とし、力めて擴充改良を圖る。

第三條　本學校に收容する學生は、種族を分たす、但し學校設立の目的上、蒙藏青海の學生を多く收容す。

第四條　本學校の收容する初入學生の定額は、內外蒙古五割、西藏一割五分、青海及ひ其の附

近の各回部一割、其餘の二割五分は專ら漢滿兩族の學生とす。

第五條　本學校は先つ豫備科を置き、卒業後別に專門科を置き、附設補習科は、卒業後廢止す。

第六條　本學校の經費は蒙藏局より豫算に計上し財政部より期を按して發給す。

第七條　本學校は、蒙藏事務局（即ち今の蒙藏院）に直隸し敎育部之を考核す。

補習專科章程

第一條　舊有の咸安宮學、唐古特學、托學及ひ前理藩部所屬蒙古學の學生は、略ほ普通學を習得するに止まり、毫も專門科學なく、民國の敎育宗旨と合はす、本學校は特に補習科を設け該學生等をして法律、政治、經濟等の科學を習得せしむ。

第二條　本科は專ら咸安學、唐古特學、托學及ひ前理藩部所屬蒙古學に在學中の學生を收容す。其他の蒙藏人にして傍聽を願ふ者は之を許す。但し敎室の收容し得る數に限る。

第三條　傍聽生中、學力充足し、補習科生と同樣に試驗を受け、敎習の評定に合格せる者には修業文憑を給與するを得。

第四條　卒業年限を三學年に定め、一年を三期に分つ。

第五條　補習科目

漢文、法學通論、憲法、民法、刑法、商法、行政法、國際公法、國際私法、中學地理、歴史外國地理、歴史、統計學、外交史、外交政策、經濟原論、經濟政策、政治學、財政學、交通政策、殖民政策、簿記學。

第六條　本科の學生には多からさるを以て、唯た一班を開き、諸生を一堂に合して教授す。

第七條　本科の學生は學費を要せす、但し食、住は自辦とし、從前の膏火は、舊規定に照して辦理し、本校は一切關與せす。

第八條　本補習專科は、學生の卒業後復た繼續開辦せす、總章第五條に照して辦理す。

豫備科章程

第一條　本科は普通教育を完呈し、健全なる國民を造成するを宗旨とす。

第二條　本科の修業年限は教育部所完中學校章程に照して四年と定む。

第三條　本科學生の定數は二百名以上とす。

第四條　一年を三學期に分ち、八月一日より十二月卅一日までを第一學期、一月一日より三月卅一日までを第二學期、四月一日より七月卅一日迄を第三學期とす。

第五條　本科の入學資格は當分年滿十五歳より廿才までの男子とし、良體健全なる者を以て合

格とす。
第六條　收容せる學生にして程度甚た低く、全く科學を習得せし事なき者は、豫備科に入る前に校長より程度の高低を分別し、校內に於て一年又は二年間、小學の課程を補習せしむ。
第七條　蒙藏、青海の學生を徵收する時は、各盟長、將軍、都統、各辦事長官より挑選咨送すへく來京の旅費は本旗より酌量補助すへし。
第八條　各地より咨送せる學生の數は每年狀況を斟酌して公平に配分す。
第九條　本科の學生は入學の前後に依り班を分ちて敎授し、每班五十人を過くるを得す。
第十條　本科の所授課目は左の如し。
漢文、蒙文、藏文、修身、本國地理、歷史、外國地理、歷史、算術、代數、幾何、三角、博物、生理、衛生、物理、化學、圖畫、體操、樂歌、手工、法制、經濟。
第十一條　蒙藏、青海の學生は、概して學資を徵せす、食住費も當分政府より支給して奬勵に資す。
右の章程に依つて設立した蒙藏學校は、近きは內蒙古各旗から陸續として學生を送り、遠くは塔爾巴哈臺、新舊土爾扈特の各旗より遊學する樣になつた。

飜て蒙古各旗殊に始終漢文化に接觸してゐる東部內蒙古各旗の教育の狀體を見れは、從前僅かに貴族の子弟のみか純然たる家庭教育を受けて居たのに止まり、生計に餘裕のない一般下級民間ては何等の文化的教育を受くへき機關もなく、將來、王、公府官吏たらんとの志ある者か、初めて先輩に就て公文書に要する蒙文を習得するに過きない。民間に於て眞に蒙古文を解する者は僅に一部落二三を算する狀體てあつたか、時勢の進運は、各藩王、公等を覺醒せしめ遂に不完全なからも、現時の樣に家塾乃至學校の勃興を見る樣になつたのは、蒙古民族のために甚た慶賀すへき事てある。而して家塾、學校は專ら其の旗王、公等の經營に係り、家塾は蒙文を教へ、學校は漢人教師を聘し、旗民子弟を寄宿せしめて漢文を習得せしめる。其課目は千字文、小學、四書、五經を普通とし、又支那小學校教課書を併用する。

かの喀喇沁王貢桑諾爾布は、他旗に先たち夙に心を育英の事業に濺き、曩に我か河原操子女史を聘し、亞て烏居龍藏氏夫妻到り、又、伊藤少佐を招聘し、他旗に率先して學堂を設け、之を崇正學堂と稱し、中學、小學、師範の三科を教へ、更に毓正女學堂を設けて子女を教育し、又別に、守正武學堂を設け、他日武官となるへき者を養成する等、蒙古に於ける文化輸入の率先者たりし功は甚た多い。淸朝時理藩院は常に其功を賞し他旗王、公等に諭すに喀喇沁旗の教

育事業を以てし、盛に學堂開設を慫慂した結果、學堂の設置は諸所に興り、博王旗亦た我那人を聘して學校を開設したのは未た吾人の記憶に新てある。

玆に東部内蒙古に於ける旗古人敎育の機關たる學校の重なるものを列記すれは、略左の如てある。

（イ）喀喇沁旗

崇正小學堂

純日本式にして課程亦我と異らす、生徒は十歲以上廿二歲に至る。別に師範科を設く。

毓正女學堂

我か河原操子女史の遺業にして日本式を以て敎授し、其課程は蒙文、漢文、地理、歷史、理科、算術、習字、圖畫、編物等なり。

守正武學堂

我か幼年學校に則りたるものにして他日軍人たらん者を養成す。

前記三校中、現に存するものは崇正學堂て、二校は殆と廢校の狀態にあり、尙ほ該旗民中露國或は我國に留學した者か多く、且つ河原女史の歸朝に際しては、三名の女學生五名の男學生

を我か國に遊學せしむる樣になつた。又本旗民農伯倫克は我國農科大學の出身に係り、其日本語は流暢を極め、學殖亦淺からす、現時、喀喇沁旗第一人物と稱せられ故山に歸臥して熱心に兒童敎育に從事して居る。

（ロ）博王旗

東蒙古官學堂

博王、賓圖王、達爾罕王の連合經營に係り三旗下の子弟を敎育す。

敎師は我國人を招聘し、我小學程度に則り、八歲以上十五歲未滿の子弟五十名を收容し、成績甚た見るへきものありたるも、目下休校の狀態にあり。

（ハ）賓圖王旗

賓圖旗前王は熱心なる敎育奬勵家にして、先つ各部落に小規模の學塾を設けて旗下の兒童を收容し、修學の期を三ヶ年と定め、卒業に際し王自ら出張して學力優秀なる者を選拔して後新秋に設立せる蒙漢學堂に入學せしめ、四ヶ年間を以て修學年限とし內に優秀なる者を選み、北京奉天に遊學せしめてゐる。新秋兒の學堂は敎習として漢人敎師二名、蒙人敎師一名あり、目下在學する者四拾名を算する。

其他哲里木盟中、開拓地交界地方の旗に於ては、蒙文家塾二三乃至十四五を所有し、尙漢文家塾一二乃至三四ヶ所を有し、他日官吏たらんとする者に蒙文を敎へ、又漢文を敎授する。而して漢文家塾は專ら漢人の經營に係り、塾生束修の外、王府より若干の補助あるを普通とする。蒙文は主として蒙文彙書、理藩院則例、聖諭廣訓、三合名賢集等の飜譯されたのを用ひ、漢文は經書を用ふる。然しその學校と稱せられるものゝ數は未た晨星の寥々たる觀あるを免れない。

又家塾、學校共に是れに學ふ者は、大概ね格式ある旗民の子弟に限られ、下層階級に屬する兒童の入學する者は甚た少く、時に强ひて入學せしめても熱心に學業に志す者か少く、多くは中途逃亡して家に歸り、父兄も亦その子弟を入學せしむる事を嫌ふと云ふ。

要するに各旗一般庶民の子弟をして普遍的義務敎育を享受せしむるを得るのは、前途遙に遼遠てある。（此項は福昌公司編蒙古地誌にある）

第五章　東支鐵道附屬地

附屬地の敎育は主として東支鐵道の經營または管理するところである。同鐵道民政部下に敎育部がある。敎育部は附屬地內に於ける鐵道技術又は普通敎育に關する各種の學校を管理し又は沿線各地に於ける測候事務を監督する旨の規定がある。

東支鐵道租借地內に在る初等學校、即三學年一級制度並に五年二級制度の諸學校は、其維持上の關係よりして、鐵道所屬學校、市町村立學學及私立學校の三種に分れて居るが、租借地內にある諸學校は鐵道敎育部の管理に屬して居る。

敎育部直轄學校は左の如くである。

（一）一九〇二年八月二十二日大藏大臣の認可せし、簡易商業學校豫備科科目に從つて開校された二級制度鐵道學校

滿洲里鐵道學校（一九〇四年開校）

達賴諾爾炭坑鐵道學校（一九〇五年開校）

海拉爾鐵道學校（一九〇四年開校）

布哈圖鐵道學校（一九〇二年開校）
齊々哈爾鐵道學校（一九〇四年開校）
哈爾賓第一松花江學校（一八九九年開校）
第一新哈爾賓鐵道學校（一九〇三年開校）
第二新哈爾賓鐵道學校（一九〇六年開校）
一面坡鐵道學校（一九〇一年開校）
横道河子鐵道學校（一九〇三年開校）
ポグラニーチナヤ鐵道學校（一九〇〇年開校）

（二）一九〇二年八月二十二日大藏大臣の認可した商業學校豫科規程に基き開校された一級制度學校。

免渡河鐵道學校（一九〇七年開校）
興安鐵道學校（一九〇八年開校）
札蘭屯鐵道學校（一九〇六年開校）
安達鐵道學校（同）

哈爾賓第二松花江學校（同）

舊哈爾賓鐵道學校（一八九八年開校）

雙城堡鐵道學校（一九〇七年開校）

寧門鐵道學校（同）

穆稜鐵道學校（一九〇五年）

以上の諸學校は各生徒二五名乃至二〇〇名を有し、敎師二、三名乃至六、七名を有し、聖典及普通學の講義並に手藝等を敎へる。

外に哈爾賓には八級制の商業學校、三級制簡易商業徒弟學校がある。

尚ほ吉林、黑龍江兩省主要附屬地には、民會及び鐵道所屬の第一階梯、並に第二階梯の小學校がある。

敎育部には部長、次長及び學務課主任各一名、校長一七、敎區四七、臨時敎師四、其他合せて部員六五名（外に雇一六）があり、其の外に商業學校職員七七名、商業徒弟學校職員一〇名がある。

現敎育部長はニコライ、ヰクトローウイッチ、ボルゾーフである。

第二編　滿洲に於ける日本人經營の教育

緒　言

滿洲に於ける日本側の教育事業は、主として關東廳及南滿洲鐵道株式會社の經營にかかり、之に居留民團、東洋協會所屬學校、並に極めて小數の私立學校かある。

更にそれは右の如く經營者に因る區別ある外、また教育の對象に因つて支那人教育、及日本人教育の二つに區別せられなければならぬ。今先つ主として關東廳及滿鐵の二系統に大別し、更に各日本人教育及支那人教育の二つに分類して說明するてあらう。

第一章　關東廳經營の教育

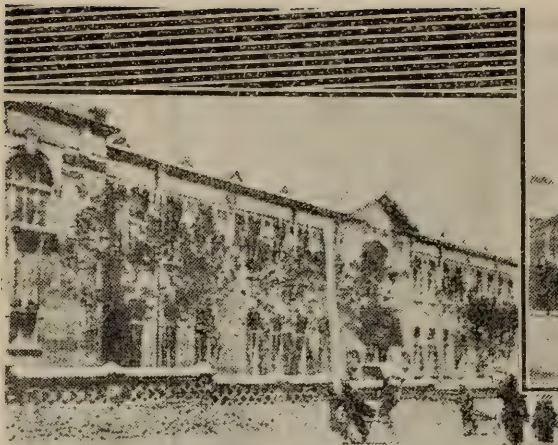
關東州內に於ける教育事業は主として關東廳の經營するところであつて、小學校、公學堂、高等女學校、中學校、旅順師範學堂及工科學堂等がある。

第一節　小學教育

小學校は日本人子弟教育を目的とし公學堂は專ら支那人子弟の教育を目的とする。

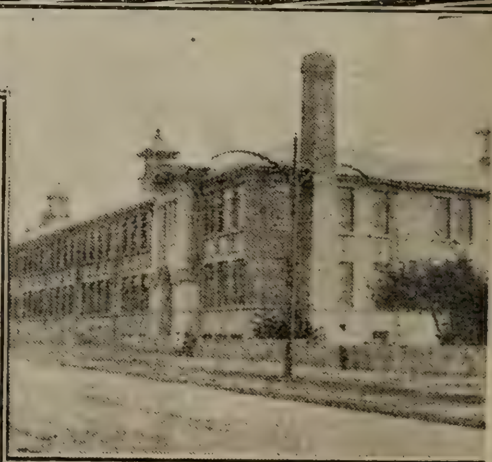
小學校は明治三十九年五月初めて大連及旅順に設立を見たるを以て嚆始とするが、兒童の增加著しく、明治四十一年には大連に於て兒童數十七倍、旅順に於て十倍を示すの勢にて、現在に於ては旅順尋常高等小校二校大連に於て高等小學校一校、尋常小學校五校（今や新たに第六小學增設の議がある）周水に尋常小學校、沙河口及柳樹屯に尋常、高等小學校各一校、金州、普蘭店、貔子窩、に尋常高等小學校各一校を有し合計實に十四校である。

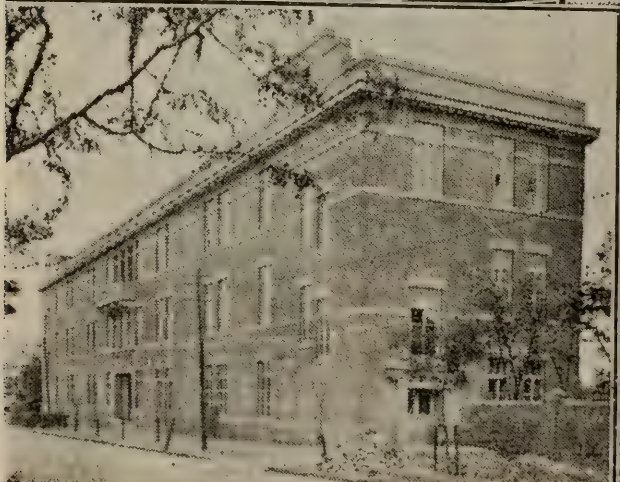












第一項　小學校

大正九年五月一日の調査に依る大正八年末の情況は左表の如くである。

小學堂	學級	男女	尋常科	高等科	補習科兒童數	通計	卒業者三月 尋常科	卒業者三月 高等科
旅順第一尋常高等小學校	一八	男	三七一	三四	—	七九八	四〇	一五
		女	三五六	三七	—		四八	六
旅順第二尋常高等小學校	一一	男	二〇二	一八	—	四三八	二九	三
		女	二一二	六	—		二七	六
大連高等小學校	一三	男	—	三三三	—	六一一	—	一二六
		女	—	二七八	—		—	八三
大連第一尋常小學校	二一	男	五〇九	—	—	九四〇	六一	—
		女	四三一	—	—		五三	—
大連第二尋常小學校	一八	男	五一一	—	—	一、〇〇一	六二	—
		女	四九〇	—	—		九四	—
大連第三尋常小學校	二四	男	六八七	—	—	一、二八三	一〇六	—
		女	五九六	—	—		六四	—
大連第四尋常小學校	一六	男	四六〇	—	—	八七四	六一	—
		女	四一四	—	—		五四	—
大連第五尋常小學校	一一	男	三四二	—	—	六四八	—	—
		女	三〇六	—	—		—	—
周水尋常小學校	一	男	一四	—	—	二二	三	—
		女	八	—	—		三	—
沙河口尋常高等小學校	二五	男	五五二	七〇	七	一、二〇三	五八	二一
		女	五一五	五九	—		四七	二一

柳樹屯尋常高等小學校	二	男	一八	一	—	三四	一	—
		女	七	八	—		三	—
金州尋常高等小學校	四	男	四四	三	—	九二	五	—
		女	四一	四	—		五	五
普蘭店尋常高等小學校	三	男	二四	一	—	四四	一	—
		女	一五	四	—		三	一
貔子窩尋常高等小學校	三	男	二二	七	—	四七	四	—
		女	一四	四	—		一	—
關東州小學校	一七〇	男	三、七五六	四六七	—	八、〇三五	四三一	一六五
		女	三、四〇五	四〇〇	七		四〇二	一二二

第二項　公學堂

公學堂は兒童身體の發達に留意し、日本語を敎へ、德育を施し、竝其の生活に必須なる普通の知識技能を授くるを以て本旨とし、修業年限は初等科四箇年、高等科二箇年とする。公學堂の分布は左の如くである。

署	公學堂	學級	男女	初等科	高等科	速成科又ハ補習科	通計	卒業者三月 初等科	卒業者三月 高等科	卒業者三月 速成科又ハ補習科
旅順	旅順公學堂	一三	男	二五五	七一	二三	四六七	二〇	一〇	五
			女	一〇二	一六	—		八	五	五
旅順	三澗堡公學堂	六	男	—	一五四	一八	一七二	—	五五	一
			女	—	—	—		—	—	—

大連	大連公學堂	二〇	男／女	四七〇／一二七	一八三／二五	六七／—	八七二	四六／一九	三二／五	—／—
	小平島公學堂	六	男／女	一四五／二五	四四／一	—／—	二一五	一五／—	一八／—	—／—
金州	公學堂南金書院	一九	男／女	三六〇／一二一	一九七／一七	一五／四	七一四	四三／一六	四〇／七	七／二
	普蘭店公學堂	九	男／女	—／—	二六六／八	五／五	二八四	—／—	五一／六	二／—
	貔子窩公學堂	八	男／女	—／—	一九三／五	四〇／—	二三八	—／—	五六／八	一二／—
關東州公學堂		八一	男／女	一、二三〇／三七五	一、一〇八／七二	一六八／九	二、九六二	一二四／四三	二六二／三一	二七／七

右表の如く公學堂は通計七校、敎諭（判任官）四四、囑託雇員四九、大正九年度豫算經常費一五三、七八四臨時費二五九、七〇五である。

普通學堂

公學堂の外支那人小學敎育の機關としては、なほ州內各會村に合計一〇七の普通學堂がある其の分布は左の如くである、尙ほ修業年限は四箇年である。

署	普通學堂數	學級	教員	男女	兒童數
旅順	一九	一〇五	一〇六	男女	三、九四一
大連	一一	五一	四九	男女	二、〇〇三
金州	七七	二三六	二四〇	男女	一一、六六一
關東州普通學堂	一〇七	三九二	三九五	男女	一七、六〇五

第二節　中等教育

旅順及大連に中學校及高等女學校各一校宛を有する。

旅順中學は明治四十二年、大連中學は大正七年の設立になり、旅順高等女學校は明治四十三年、大連高等女學校はもと大連市民有志者の設



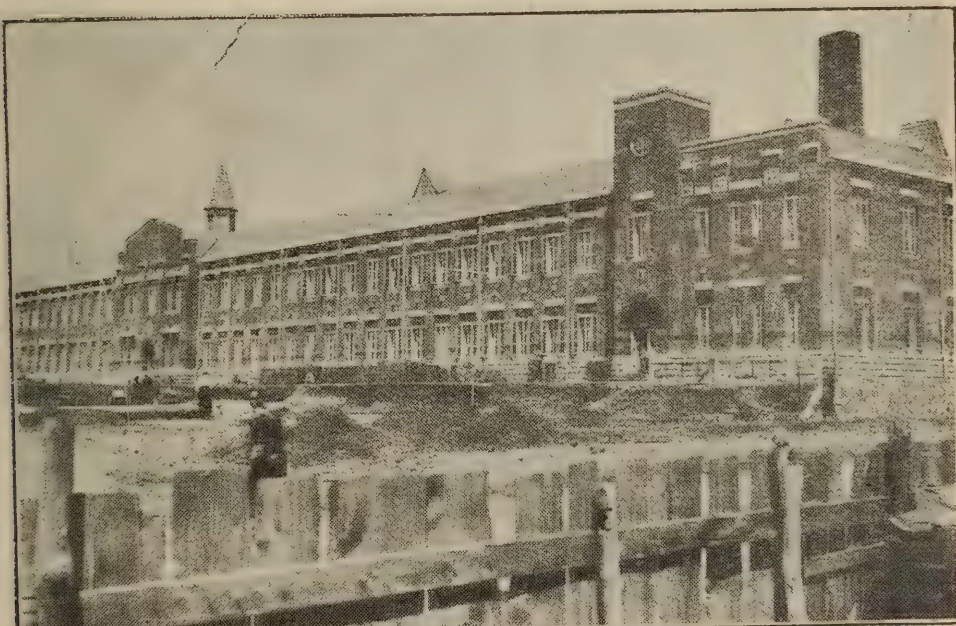
大連高等小學校

立せるもので大正三年の創立てある、大正九年現在の形勢を示せは、

學校	學級	生徒數	地方別生徒數 旅順	地方別生徒數 大連	地方別生徒數 其ノ他	卒業者 本年三月	卒業者 前年迄	卒業者 計
旅順高等女學校	一〇	三四七	一四九	一三	一八五	四八	二四五	二九三
大連高等女學校	一一	四二七	—	四二七	—	五四	一二七	一八一
旅順中學校	一三	四七五	一六六	四七	二六二	五二	三四九	四〇一
大連中學校	九	三七二	—	三七二	—	—	—	—

尙ほ中學教員は高等官七、判任官三二、囑託雇員一六、事務員は一二、高等女校校は高等官五、判任官二五、囑託雇員九、事務員九で。

經費は大正九年度豫算經常費に於て、中學校は一九五、七二九、高等女學校は一三二、七五



西崗子公學堂

四、臨時費に於て中學七五、五八九、高女四四、一六〇を示して居る。

第三節　旅順師範學堂

關東州唯一の支那人子弟中等教育機關に、旅順師範學堂がある、該學堂は初め旅順高等學堂として大正五年設立を見たが、開始の當座は豫科及師範科の二科を設け、前者は修業年限二箇年にし



大連中學堂

て州内公立普通學堂教員の養成所となし、州内公學堂卒業生より學生を募集し、後者は旅順工科學堂の豫備校として支那全國より生徒を募ることとし、修業年限を二箇年とした。

大正七年官制を改めて旅順師範學堂とし、豫科は之を旅順工科學堂豫科とし、當分の間便利の爲め本學堂に附屬せしむることとし、

また師範生生の實地教授練習の爲め附屬公學堂を設ることゝなつた。

旅順師範學堂	學級	本科	研究科	附屬公學堂 初等科	附屬公學堂 高等科	通計	卒業者 本年三月	卒業者 前年迄	卒業者 計
男	二一	一〇四	二三	一七四	三五	三七〇	二五	四二	一〇六
女		一八	—	一四	三		公三九	—	

同校教職員、經費（大正九年豫算）等を示せは、教員高等官二、判任官八、囑託雇員三、事務員四、經費は九九、九五三である。

第四節　旅順工學堂

同校は明治四十二年五月の勅令第三十三號官制に依つて設立されたもので、同年六月民政長官白仁武學長となり、創立準備及設備に關する事務を、各眞野文二、小川義太郎の兩工學博士他數名に囑託した。而して同年九月學堂規則を制定して學科を機械、電氣、採礦冶金の三科とした。校舍は旅順新市街元露國海兵團を以て之に充て、工場寄宿舍を本館の左右に新築した。

同校は工業に必須なる高等の學術技藝を教授するを以て目的とし、各學科の修業年限を四箇

年と定め、更に二箇年間研究生を在學せしむることとして居る。

學長は勅任、教授は奏任とし、內二人を勅任となすことが出來る、助教授及書記は何れも判任である。

大正八年末現在の學生數は左表の如し。（×印は選科生）

旅順工科學堂

學科	學生數	卒業者 大正八年十二月	卒業者 前年迄	卒業者 計
機械工學科生徒數	一一七 ×一四	二六	一二七	一五三
電氣工學科生徒數	一〇五 ×一二	一二	一二七	一三九
採鑛冶金學科生徒數	一〇四 ×一〇	一七	一一六	一三三
豫科生徒數	七	一三	一二	二五
計	三三三 ×三六	六八	三八二	四五〇

尙ほ教授職員經費等を見るに教員高等官二一（內校長及教授中二名は勅任）判任官八、囑託一〇、助手七、工手一二、經費は大正九年度の豫算に於て經常費合計三五四、〇〇四、臨時費七

一、八三六である。

第五節　社會教育
——旅順博物館

社會教育機關として擧くるに足るものは旅順博物館あるのみである、同博物館は元滿蒙物產館と稱し、大正六年四月開館したが、大正七年組織を變更し、考古部を增設し、大正八年關東廳博物館と改稱した。

同館陳列品蒐集の汎圍



大連高等女學校

は、主として (1)滿洲蒙古に關するもの (2)支那に關するもの (3)上記各號の資料に對稱して參考となるべきものとし、部を分つて圖書、(支那、日本、歐文)動物、植物、水產、鑛物、風俗、考古の七部とする。

內容の充實に欠くるところはあるが、同館は現在に於て滿洲唯一の博物館にて、編者の如



旅順高等女學校

き此種の施設か當局者及在住者の共通關心の對象たらんこさを



旅順中學校



旅順師範學校

切望して止まないものである。



旅順工科學堂

第二章　南滿洲鐵道株式會社の教育

第一節　滿洲鐵會社の性質及事業

滿鐵設立の由來は何人も知るか如く、ポーツマスに於ける媾和條約の結果として、もと東淸鐵道所屬の、長春旅順間の鐵道、及其支線、並に之に屬する一切の權利、特權、財產及炭坑等か帝國政府に歸したるを以て、三十九年六月七日の勅令第百四十二號を以て、會社設立に關する規定發布せられ、同年十一月一日を以て設立の認可を得たのてあつた。

當時會社の資本金を二億圓と定め、政府は右の鐵道其他一際の附屬財產等を自己の出資分として一億圓に計上し、殘部は日支兩國人より之を募集することとし、政府は年六分の利益配當を保證し、且つ明治三十九年八月一日の政府命令書（第五條）を以て、會社は政府の認可を受け、鐵道及附屬事業の用地內に於ける土木、教育、衞生等に關し、必要なる施設をなす可きことを委託された。即會社は目下現に鐵道、海運、工作、港灣、礦業、製鐵、電氣、瓦斯、旅館等營利事業の他に種々の試驗所を有し、且つ附屬地內に於ける地方經營をし爲つゝあるのてある。會社か純然たる商事會社營利會社に非らさることは明かにて、地方經營の中にあつても教

育は就中重きをなして居るのである。

第二節　鐵道附屬地及その教育

先つ會社經營の鐵道には大連より長春間の本線及之か支線たる旅順線、營口線、撫順線及安奉線等があり、本線は支線を合して全長五百十七哩一分、安奉線は百七哩、通計六百八十七哩一分ある、即ち全長六百八十哩の鐵道各驛には必す附屬地かあるわけて、此の附屬地に於ては會社は土木、教育、衛生に關する地方經營の施設を爲すへき公德上の權利及義務を有すること前述の如くてある。會社か現に教育上の施設をなせる附屬地面積は大連、沙河口、金州、普蘭店、瓦房店、熊岳城、蓋平、大石橋、海城、鞍山、遼陽、煙臺、蘇家屯、奉天、鐵嶺、開原、昌圖、雙廟子、四平街、鄭家屯、郭家店、公主嶺、范家屯、長春、營口、撫順、本溪湖、橋頭、連山關、鷄冠山、鳳凰城、安東等合計二八、二一六、四五三、三四七坪ある。

尙ほ大連、沙河口、普蘭店、金州、旅順等關東州の管內に於けても、便宜上會社か教育上の施設をなせるものかある、即ち南滿洲工業學校、教育硏究所、參考品陳列所、幼兒運動場、簡易圖書館、實業補習學校等かそれてある。

滿鐵經營の教育施設は之を大別して小學教育（小學校、公學堂）補習教育（實業補習學校、家政女學校）中等教育（中學校、中學堂、高等女學校）實業教育（工業學校、商業學校、實業學校）專門教育及幼兒保育、並に社會教育となす。

第三節　小學教育

小學教育には日本人の子弟のために、小學校、支那人子弟のために公學堂及日語學校がある。

第一項　小學校

小學校は軍政時代、會社監督時代を經て會社の直營となつたもので、明治四十年會社業務開始當時は遼陽及千金寨に小學校各一校あるに過ず、前者は明治三十九年七月同地基督靑年會の創立に係り、後者は同四十年三月大谷派布教師の開設せるものであつた。同年十月居留民會廢止まては小學校は之をして設置せしめ、會社は校舍の補助金の交附をなして奬勵監督をなすに止つたか、爾來各地小學校の施設は日に月に膨張し、最近（大正九年四月末現在）に至つては尋常高等小學校二三、尋常小學校三、分教場二を有するに至り、本線に於ては約三十哩毎に、安奉線に於て約四〇哩毎に一校を有する割合てある。

大正九年四月末日現在の附屬小學校の狀勢は凡そ左表の如くてある。

地名		小學教育 名稱	創立年月日	兒童數	學級數
本線地	瓦房店	尋常高等小學校	明治四〇、一〇、一五	二八三	七
	松樹	—	—	—	—
	熊岳城	尋常高等小學校	明治四一、一一、一	九一	三
	蓋平	大石橋小學校分教場	大正九、四、一	一六	一
	大石橋	尋常高等小學校	治明四〇、一〇、一五	二九四	七
	營口	附屬地兒童教育委託	明治四三、四、一	三六	—
	海城	尋常高等小學校	明治四三、四、一	六五	二
	鞍山	尋常高等小學校	大正八、三、三一	七八三	一八
	遼陽	尋常高等小學校	明治四〇、一〇、一五	五六二	一四
	煙臺	撫順小學校分教場	大正九、四、一	一四	一
	蘇家屯	—	—	—	—
	奉天	尋常高等小學校	明治四一、四、一	一、三六三	二九
	奉天城内	尋常小學校	大正六、一一、二八	一四四	四
	鐵嶺	尋常高等小學校	明治四五、七、二一	三五九	八
	開原	尋常高等小學校	明治四四、一一、二〇	一七六	五

方	昌圖	尋常高等小學校	明治四一、五、一	四七	二
	雙廟子	—	—	—	—
	四平街	尋常高等小學校	明治四三、四、一	一九四	六
	鄭家屯	尋常小學校	大正七、四、一	二五	一
	郭家店	—	—	—	—
	公主嶺	尋常高等小學校	明治四〇、一一、一八	二九五	七
	范家屯	—	—	—	—
	長春	尋常高等小學校	明治四一、五、一	六五九	一五
	吉林	尋常高等小學校	大正九、三、一六	六一	二
	哈爾賓	尋常高等小學校	大正九、四、一	一二六	四
安奉線地方	本溪湖	尋常高等小學校	明治四三、六、一	四七〇	一一
	橋頭	尋常小學校	明治四三、四、一	六三	二
	連山關	尋常高等小學校	大正三、一一、一	一〇四	三
	鷄冠山	尋常高等小學校	明治四三、四、一	一四四	四
	鳳凰城	—	—	—	—
	安東	尋常高等小學校	大正六、三、三一	一、〇八八	二四
	撫順	尋常高等小學校	明治四〇、一一、一五	一、六〇四	三五
合計		尋常高等小學校 尋常小學校	二〇 三	九、〇三〇	二一五

	分教場 教育委託	一二	三六	一

尚ほ大正八年三月末現在の教員數は一九二、經常費は二六〇、〇三三、〇〇〇である。會社の小學教員は特にその物質的待遇を豐かにして、內地各縣下の優良教師を招することとして居る。

第二項　公學堂其他支那人初等教育

會社の支那人教育事業には凡そ左の態樣がある。

（一）土着人教育を目的とするもの……………公學堂初等科
（二）人才教育を目的とするもの……………公學堂高等科
（三）日本語普及を目的とするもの……………日語學堂

（イ）公　學　堂

明治四十二年六月、附屬地土著支那人子弟教育の爲め蓋平に創設したるを嚆矢として、漸次之か擴張を圖り、現在に於ては十一校の多數に上つた。公學堂教育の本旨は『學生身體の發達を圖り、德育を施し、實學を授け、兼ねて日本語を敎ふる』にある。

初等科は支那國民學校程度の教育を施すものにて、修學年限は四ヶ年、教科目は修身、中國

文、日本語、算術、手工、圖畫、唱歌、體操の八箇目である。尙ほ土地の狀況により特に男生の爲、めに農業又は商業の一箇目を加へる。

高等科は初等科卒業者または支那國民學校卒業者を收容し、將來日本語を以て敎授する中等又は高等敎育にたえ得る準備を授くるを目的とする。修業年限は三ヶ年とし、敎科目は修身、中國文、日本語、算術、歷史、地理、理科、手工、圖畫、唱歌、體操の十一科である。

公學堂によつて高等豫科を有するところかある。高等科に入科を希望する支那國民學校卒業生を收容し、一ヶ年に亙り修身、中國文、日本語算術及體操を課する。

公學堂には堂長、敎員、助敎、舍監等の職員かある。現在にあつては堂長及敎員には、日本人にして、小學敎員或は中等敎員資格者を任命し、助敎は皆な支那人である。

(ロ) 日語學堂

支那人間に日本語の普及を圖り、以て日支兩國の親善に資する爲め、附屬內外樞要の地に日語學堂を設立することとし、明治四十五年七月始めて鐵嶺に之を開設し、漸次數を增して、現在は本溪湖撫順を併せて五校を有する。

日語學堂には本科と研究科を置き、修業年限、本科は二箇年として日本語を敎授し、研究科

は之を定めず、專ら研究の資料を與へ日本學藝の研究を指導する。學生は支那高等小學卒業生又は之と同等の學力あるものとし、職員は公學堂と同一である。

（八）　會社補助の支那人敎育

尙ほ會社は以上の如き直接經營の外、他人の經營せる支那人敎育事業に對し、或は敎員を派遣し、或は經費を支出しなとして、補助を支へて居る。現在に於けるそれらの補助事業は左記の如くてある。

海城	東語學舍
遼陽	語學傳習所
奉天	外國語學校
	公學堂
吉林	中日語言學校
安東	中日懇親學堂

以上會社經營の支那人敎育事業を表記すれは左記の如くてある。

地名	名稱	創立年月日	學生數	學級數
本線地				
瓦房店	公學堂 同別科	大正二、四、一	一二二 九	三
松樹	公學堂	大正三、四、一	六一	一
熊岳城	公學堂 同別科	明治四三、一〇、一	一五八 二九	五
蓋平	公學堂 同別科	明治四二、六、五	二二三 八	五
大石橋	—	—	—	—
營口	—	—	—	—
海城	東語學社	—	五一	一二
鞍山	—	—	—	—
遼陽	公學堂 同別科 語學傳習所 同夜學部	明治四三、五、一 一	一九四 七五 六五 三九	六 二一
煙臺	—	—	—	—
蘇家屯	—	—	—	—
奉天	外國語學校 公學堂	— —	一九九 一三四	二 三
同城內	普通學校	—	一七八	六
鐵嶺	日語學堂 同別科 青英學校	明治四五、四、一 —	七三 一二四 五〇	二 一一

方	開原	公學堂	明治四五、七、一〇	二三一	六
		同補習科		一八	
		同別科		七〇	
	昌圖	―	―	―	―
	雙廟子	―	―	―	―
	四平街	公學堂	大正三、六、一	一六九	三
		同別科		四六	
	鄭家屯	―	―	―	―
	郭家店	―	―	―	―
	公主嶺	公學堂	大正五、四、一	一三五	四
		同補習科		一二	
		同別科		一八	
	范家屯	―	―	―	―
	長春	公學堂	大正元、一一、一	二三	六
		同別科		五六	
	吉林	吉林中日語言學校	―	二六	四
	哈爾賓	―	―	―	―
安奉線地方	本溪湖	日語學堂	大正二、四、一	七〇	二
		同別科		六三	
	橋頭	―	―	―	―
	連山關	―	―	―	―
	鷄冠山	―	―	―	―
	鳳凰城	―	―	―	―
	安東	安東中日懇親學堂	―	六九	四

撫順	日語學校	大正四、四、一	六八	
	同別科		三九	二
永安臺	公學堂	大正九、四、一	七〇	
合計	公學堂	一一	二、〇七五	四四
	日語學堂	三	四三七	六
	補助事業	六	四九九	一五

尙ほ支那人に對する敎育事業の、斯くの如き發展の當然の結果として、之か敎科書編纂の急要を生した。玆に於て會社は此等敎科書編纂の事業を計畫し、先つ日本語敎本より漸次他種に及すの方針を立て、初等日本語讀本、速修日語讀本、初等算術書、日本語法提要、日華唱歌集等を成就し、次て高等科日本語讀本、高等科算術書、理科敎科書、地理歷史敎科書、圖書敎科書、支那語敎科書等を出しつゝある。

第四節　初等補習敎育

初等補習敎育機關としては男子の爲めに實業補習補學校女子の爲めには實科女學校かある。

第一項　實業補習學校

冐頭に述へた如く會社の經營は鐵道の外海運、工作、港灣、鑛業、製鐵、電氣、瓦斯、土木

勸業、教育、衛生等諸般の事業に及ひ、從業員も約三七、〇〇〇の多數に達するのてあるか、中には小學を卒業したるのみの少年あり、職務の余暇を利用して尙ほ技術上の知能を向上せしめんとする特志者もあり、且つ附屬地內に於ける住民の增加に伴ひ、私營の商店、工場等に勤務する青年子弟も漸く多くを加へ來たり、彼等を善導訓練して民族發展に資するの必要も增し、適當なる修養機關の需用急となつたので、明治四十三年三月、會社附屬地實業補習學校規則を發布して、之を小學校、同分教場、及公學堂に附設することとし、同年五月十一校の創始を見漸次擴張し、大正元年規則を改正したか、今や校數三四、生徒三、八一九（大正九年四月現在）の多きに及んて居る。

實業補習學校の學科は、その性質上よりして實用實際を旨とし、土地の狀況及實務との關係を密接ならしめんことをつとめて居るか、教科は學科制、學年制の二類とす、學科制は普通科、專門科の二種に分つ、普通科は修身、國語、算術、理科の四科目、專門科は土木、建築、機械、採鑛、電氣、製圖、商業、農業、日語、英語、支那語、露語、幾何、代數、圖畫、法制、經濟、簿記の十八科目てある。修業年限は學科制は各科目を六ヶ月を以て一期とし、性質難易等に依つて修業期間を一期また數期とする。學年制の修業年限は二ヶ年てある。

實業補習學校の職員は主事一名、講師若干名、事務一名とし、別に本社に總主事一名を置く、講師は概ね社員中より撰定囑託する。

今實業補習學校の概況を表記すればの左の如くである。

地名		名稱	創立年月日	生徒數（實員）	生徒數（延員）	學科數
關東州內	大連	寺兒溝實業補習學校	大正四、八、二〇	一一五	一一五	七
		大連實業補習學校	大連八、六、二〇	一六一	三一七	八
	沙河口	實業補習學校	大正二、一、一五	三一五	六二九	一四
	營城子	實業補習學校	大正九、四、一	｜		｜
	旅順	實業補習學校	大正五、四、一	二五	七五	三
	金州	實業補習學校	大正三、一二、一	一二	二四	三
	普蘭店	實業補習學校	大正三、四、一	二七	二七	二
本	瓦房店	實業補習學校	明治四三、四、一	一四八	三一三	八
	松樹	｜	｜	｜		｜
	熊岳城	實業補習學校	明治四三、四、一	二三	四五	四
	蓋平	實業補習學校	明治四三、四、一	四三	六〇	三
	大石橋	實業補習學校	明治四三、四、一	一二七	三六四	一四

線　地				
營口	實業補習學校	大正三、五、一	二〇二　三八六	七
海城	實業補習學校	大正二、四、一九	三四　五二	四
鞍山	實業補習學校	大正八、八、一五	三〇二　三〇二	八
遼陽	實業補習學校	明治四三、四、一	八七　三一四	九
煙臺	—	—	—	—
蘇家屯	實業補習學校	大正二、一〇、一	四二　九二	四
奉天	實業補習學校	明治四三、四、一	三六七　六九九	一一
同城內	—	—	—	—
鐵嶺	實業補習學校	大正元、九、一	一一九　二一五	一一
開原	實業補習學校	明治四五、四、九	六八　一七一	七
昌圖	實業補習學校	明治四三、四、一	四一　七一	五
雙廟子	實業補習學校	大正三、一二、一	四二　九三	五
四平街	實業補習學校	明治四三、六、五	九八　三二四	五
鄭家屯	實業補習學校	大正七、七、一二	四〇　六〇	三
郭家店	實業補習學校	大正三、一二、一	四三　四三	四

地方	所在地	學校名	設立年月日			
方	公主嶺	實業補習學校	明治四三、四、一	一三二	二三七	一〇
	范家屯	實業補習學校	大正三、一二、一	四一	四一	二
	長春	實業補習學校	明治四三、四、一	五一一	七〇三	一一
安奉線地方	本溪湖	實業補習學校	明治四四、七、二一	六〇	一二八	五
	橋頭	實業補習學校	明治四四、七、二一	一〇一	二二六	七
	連山關	實業補習學校	大正四、四、一五	五一	七五	四
	鷄冠山	實業補習學校	明治四五、七、一五	三四	一二四	八
	鳳凰城	實業補習學校	大正三、一一、一	一二	二四	二
	安東	實業補習學校	大正六、六、一	一五六	三〇〇	七
	撫順	實業補習學校	明治四三、四、一	二四〇	四七六	一五
合計			三四	三、八一九	七、一二五	一六二

第二項　實科女學校

小學校卒業の女子も漸く多きを加へ行くを以て、小學敎育の後を承けて適當なる敎養を與ふるの必要を認め、大正二年度より小學校に實科女學校を附設することとした。

實科女學校には、本科、研究科、選科の別がある。本科は修業年限を二箇年とし、教科目は修身、國語、算術、家事、女禮、裁縫とし、研究科は修業年限一箇年とし、本科卒業生を繼續研究せしむるものである。選科は修業年限を一箇年とし、教科目は本科の科目中一科若くは數科を選修せしむることとして居る。

校長は附設小學校長之を兼任し、教員も亦た多く小學校教員中より選定、囑託することとして居る。

現在の實科女學校は左記十一校である。

地名	名稱	創立年月日	生徒（本科、研究科）數	生徒（選科）數
瓦房店	實科女學校	大正三、四、一	一六	一〇
大石橋	實科女學校	大正三、四、一	六	一
鞍山	實科女學校	大正二、五、一	九	一二
遼陽	實科女學校	大正二、五、一二	二一	一五
奉天	實科女學校	大正二、五、二〇	二六	一三
嶺鐵	實科女學校	大正四、五、二〇	六	七

公主嶺	實科女學校	大正二、六、一	五	四
長春	實科女學校	大正二、六、四	二六	四
本溪湖	實科女學校	大正三、四、一	七	九
安東	實科女學校	大正六、六、一	一八	一三
撫順	實科女學校	大正三、四、一	三八	五一
合計		一一	一七七	一三九

第五節　幼兒保育

明治四十二年三月、附屬地幼兒運動場規定を定め、小學校其他に於て設備の餘裕ある場合には、幼兒運動場を設置し得ることとした。蓋し滿洲は氣候風土內地と異り、氣溫の激變甚しく、兒童身體の保健內地に比して重要なるものがあるからてある。

幼兒運動場には相當の學識經驗ある保姆を置き、小學入學前二箇年位の兒童を集め、運動、遊戲、唱歌、談話等を用ひて心身の敎育を授ける。

會社は目下十四の直營幼兒運動場と、六箇の補助事業とを有し、その概要は左表の如くてある。

地名	幼兒保育		
	名稱	創立年月日	幼兒數
大連	北公園幼兒運動場	大正五、八、一二	五一
	寺兒溝幼兒運動場	大正四、七、一	三五
沙河口	幼兒運動場	大正三、七、一	九一
瓦房店	幼兒運動場	明治四三、一〇、一	五五
熊岳城	幼兒運動場	明治四三、一〇、一	一三
大石橋	幼兒運動場	大正九、四、一	四八
海城	幼兒運動場	明治四二、九、一〇	—
鞍山	幼兒運動場	明治四二、四、一	一〇一
遼陽	幼兒運動場	大正六、一一、二八	一〇〇
奉天	幼兒運動場	大正元、八、二一	一八
同城內	幼兒運動場	大正三、四、一	五五
鐵嶺	幼兒運動場	大正八、六、一	二八
開原	幼兒運動場	明治四四、四、六	三三
四平街	幼兒運動場	明治四四、四、一	一〇六
公主嶺	幼兒運動場	大正二、四、一	五五
長春	幼兒運動場	—	四一
本溪湖	幼兒運動場	—	一九

橋頭	幼兒運動場	—		一八
鷄冠山	幼兒運動場	大正二、四、一		七九
安東	幼兒運動場	明治四二、一一、一		一五〇
	東鄉同場	大正七、五、一		六一
合計	幼兒運動場		一四	一、〇二一
	補助事業		六	一六〇

第六節 中等教育

會社經營の中等教育機關としては、邦人子弟の爲めに奉天中學校、子女の爲めに同高等女學校、支那人子弟の爲めに同中學堂かある。

奉天中學は大正八年四月の創設にて目的、教科、編制等は內地中學に準據して居る。

南滿中學堂は大正五年の創立に係り、奉天附屬地內にある。遼陽公學堂併置の舊中等科と、南滿醫學堂の豫科とを併せてなつたものである。中學堂の教科編制には日支兩國の制度を參酌し、日本語の關係上本科の他に豫科を置き、且つ南滿醫學堂の豫科をも併置して居る。

尙ほ以上兩校々舍は隣接し、特別教室の如き兩校共用のものかあり、爲めに校長、教員、事務員等も全然同一とし、生徒間にも共同親善の風を養成せんことをつとめて居る。

奉天高等女學校は僅かに大正九年四月一日開校を見たに過ぎない。三校の現狀は凡そ次表の如くである。

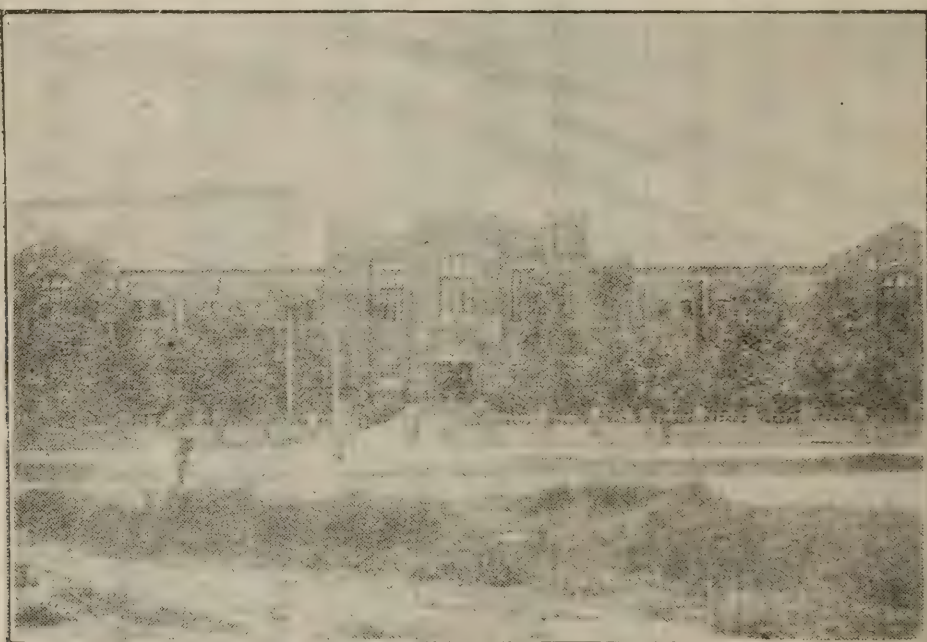
名稱	學科別	學年別及生徒、學生數 第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	計	學級數	教員數
奉天中學校	本科	七七	四二	—	—	一一九	三	專務二 兼務一八
奉天高等女學校	—	四七	—	—	—	四七	一	專務二 兼務六
南滿中學堂	豫科	三九	—	—	—	三九	七	專務一八
	中學科	二九	三三	二一	一七	一〇〇		
	醫學堂豫科	一八	一九	—	—	三七		兼務二
	計	八六	五二	二一	一七	一七六		

第七教　實業教育

會社經營の實業教育機關としては、邦人子弟の爲めに、南滿洲工業學校、及長春商業學校、支那人子弟の爲めには營口實業學校がある。

第一項　南滿洲工業學校

明治四十四年工業實習生の名稱の下に高等小學卒業生七十五名を收容し、撫順炭坑及大連工場に於て實習に服せしめ、傍ら普通學を敎授したのか本校の濫觴てあつた。明治四十五年名を工業學校と改め大正元年十月大連伏見臺に校舍新築の工を起し、大正三年設備全く成ると共に之に移轉した。尙ほ撫順には採



大連　南滿工業學校

礦科實習生の爲分敎場及寄宿舍を設けて居る。

學科を分ちて土木科、建築科、電氣科、機械科採礦科の五科とする。普通學は各科共通に之を授け、工業科目に於ては實際授業の基礎たるへき學理と方法とを會得せしめんか爲、實驗及製圖に重きを置き、實習は本社經營沙河口工場、電氣作業所、撫順炭礦、土木建築の現場等に於てなさしめ

る。修業年限四箇年、生徒定員三百二十人である。

大正二年以來補習夜學部を附設した。晝間勞働に從事する者の内特志者を選ひて、職業上必要なる知識技能を修得せしめんかためてある。工業に關する數箇の學科目と數學、語學等を敎授し、六ヶ月を一學期とし、各科一學期を以て修了するものとする。創立より大正八年三月まて終了生已に十一回、延人員實に三、八七七名である。又大正七年以來職業敎育部を附設し、專ら適切なる徒弟敎育を施さんか爲め、實習敎授を中心とし、修業年限を二箇年内外とする。目下開設中のものは左官、塗工、鉛管工の三種にて、漸次增設の見込てある。敎師は補習夜學校と同しく工業學校敎員の兼務とし、他に師範工若干名を有する。

大正九年四月末現在の情況は左表の如くてある。

學科	學生數	學級數	敎員
土木科	六五	二〇	專務　二八
建築科	四六		
電氣科	七四		兼務　二五
機械科	八四		

採鑛科	八五
計	三五四

第二項　長春商業學校

同校は大正九年四月の創立に係り未た何者の特筆すへきものもない。

第三項　營口實業學校

同校は、在營口日支官民合併の名義を以て大正二年七月之を設立し、教員の派遣、經費の補助上殆んと會社の經營に異らさるものてあつたか、大正七年五月之を直營に移した。

同校は、支那子弟に中學程度の商業教育を施すを以て目的とし、本科の外、豫科及研究科を設けて居る。卒業生は沿線各地の實務に就き聲譽甚た良好てある。

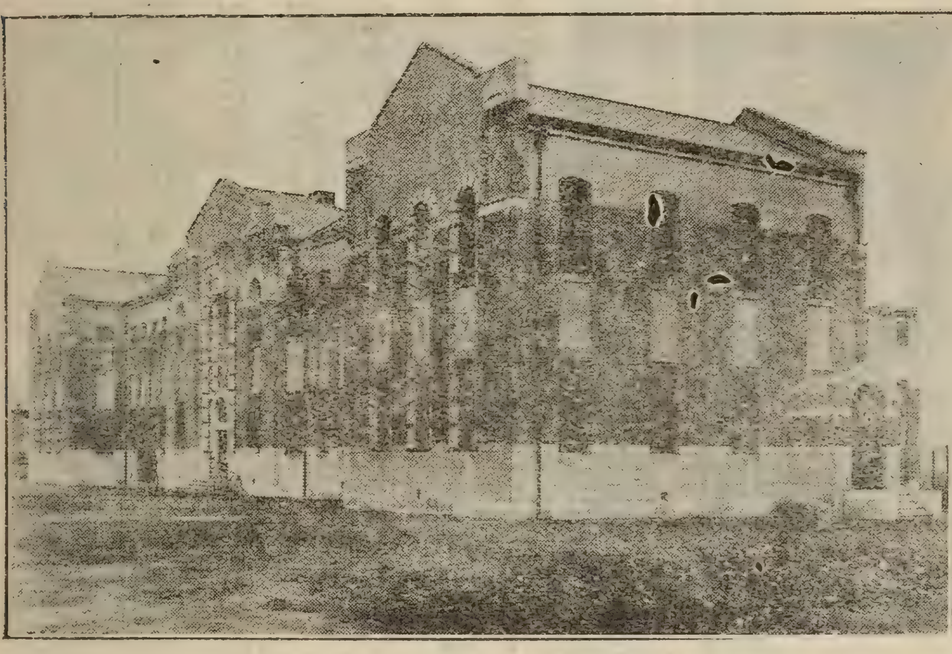
大正九年四月の現状を示せは、

學科	學年別並に生徒數 一學年	二學年	三學年		通計	學級	教員	
豫科	六〇	—	—	—	六〇	四	專務	一〇
本科	三八	二一	二四	—	八三		兼務	一
計	九八	二一	二四	—	一四三			

第八節　專門教育

(南滿洲醫學堂)

南滿醫學堂は會社唯一の專門教育機關として、明治四十四年六月支那官憲の賛同の下に奉天附屬地に創設されたもので、東三省巡閲使兼奉天督軍兼署省長を名譽總裁に戴き、奉天省長公署教育科主任を名譽顧問とし、且つ支那側より幹事一名を出さしめて居る。



大連市立商工學校

學堂設立の目的は、日支兩國人に醫學を教授し、以て醫術の普及を圖り、人道と文明とに貢献し、滿洲開發に資せしめんとするにある。

其の他一般醫學的研究特に滿洲特有の疾病及人種的關係を研究せんとするにある。

學科は本科及研究科の別あり、研究科は實驗觀

察により本科卒業後の研究者を指導する。修業年限は本科四箇年、研究科一箇年以上とし、本科にあるものを學生、研究科にある者を研究生といふ。

本學堂には學堂長、教授、助教授、助手、技術員、舍監、幹事、事務員等の職員を置く。

尚ほ、

大正九年四月末現在同學堂の現狀は左表の如くである。

學科		學年別及學生數					學級數	教員數
		一學年	二學年	三學年				
本科	日本人	三四	二〇	二七	卒業受驗生 一九 二六	一二六	四	專務 二九
	支那人	二五	一九	一五	卒業受驗生 一二 一六	八七		兼務 一〇

第九節　社會教育

會社の社會教育的施設中最も注目すへきは簡易圖書館の普及てあつて、沿線の主要地に之を備ふると共に、巡回文庫を設け、主として貸出の方法により、地方人士の讀書趣味の開發向上を計つて居る。今その大要を表記すれは、

地名	名稱	創立
大連	北公園簡易圖書館	大正四年
	近江町同	同
	電氣遊園同	大正二年
大連	埠頭簡易圖書館	大正八年
沙河口	簡易圖書館	大正三年
周水子	巡回文庫貸付所	大正三年
旅順	同	同
金州	同	同
三十里堡	同	同
普蘭店	同	同
瓦房店	簡易圖書館	明治四十三年
熊岳城	同	同
蓋平	巡回文庫貸付所	大正五年
大石橋	簡易圖書館	明治四十三年
營口	同	大正六年
海城	巡回文庫貸付所	明治四十四年

鞍山	簡易圖書館	大正八年
遼陽	同	明治四十三年
煙臺	巡回文庫貸付所	大正元年
蘇家屯	同	明治四十四年
鐵嶺	簡易圖書館	明治四十四年
開原	同	大正元年
昌圖	巡回文庫貸付所	明治四十四年
四平街	簡易圖書館	大正五年
公主嶺	同	明治四十三年
長春	同	明治四十三年
本溪湖	同	明治四十五年
橋頭	巡回文庫貸付所	明治四十四年
連山關	同	大正三年
鷄冠山	同	明治四十四年
安東	簡易圖書館	明治四十四年
撫順	同	大正元年
	巡回文庫貸付所	

尙ほ大連及ひ奉天には圖書館を設けて居る。特に大連圖書館は、完備したる參考圖書館たら

しむ可き抱負の下に、鋭意內容の充實を圖りつゝあつて、藏書數は、大正九年度末に於て、和漢書四萬六千八百七十六冊、洋書八千六十一冊、合計五萬四千九百三十七冊の多數を算してゐる、尙ほ入館者數は、館內一萬九千七百四十八人、館外千六百七十八人、新聞雜誌閱覽一萬四千百七十二人、合計三萬五千五百九十二人に及んでゐる。

第十節　敎育研究所

敎育研究所は、滿蒙植民地敎育に關する特殊の調査研究、及び敎育從事員の養成、指導、講習に從事するを旨とし、近來は關東廳敎育課と提携して特殊敎科書の編纂を開始して居る。大正二年四月、地方課の下に開設された敎員講習所は、實にその前身たるものであつたが、大正四年敎員講習所の內容を改め、敎育研究所と改稱した。今同所の組織を見るに、本社學務課長は所長を兼務し、その下に調査係（更に之を分つて敎育調査係、圖書係、敎育陳列係、支那事情調査係とする）編輯係、敎務係及び庶務係を置き、各種敎育調査、資料蒐集、統計作成、特に敎科書編輯には多大の成績を示して居る。

尙ほ従事員養成の概況を示せは、

累年講習種別竝修了人員一覧

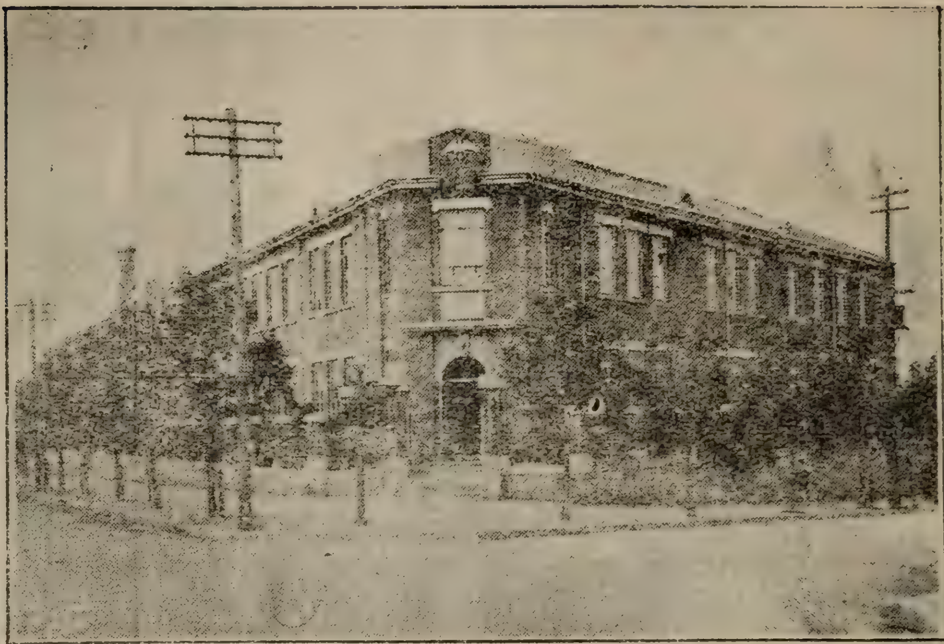
年度＼講習種別	支那人教育従事員 甲科	支那人教育従事員 乙科	邦人教育従事員	兩者共通 本科	兩者共通 專科	計	期間	講習科目
大正二年度	一〇	六	—	—	—	一六	一箇年	（甲）支那語、支那事情、時文、漢文、日本語、日本語教授法等（四、七年度ノ甲科モ概ネ之ニ準ズ）（乙）日本語、各科教授法等
同三年度	九	四	—	—	—	一三		
同四年度	八	—	二七	—	—	三五	百日間（年三回）	教育、倫理、國語、支那事情、理科實驗、圖畫、手工等
同五年度	—	—	三〇	—	—	三〇		
同六年度	—	—	三七	—	—	三七		地理、歴史、理科、算術、圖畫、手工等
同七年度	八	—	—	一九	—	一九	一箇年	支那語、支那事情、滿蒙竝東洋ノ地理、同近世史、理化博物、圖畫手工等
同八年度	—	—	—	一九	—	一九		
同九年度	—	—	—	三七	二六	六三	（本）六箇月（專）五箇月	（本）戰後ノ我國際事情、滿蒙ノ地理、同歴史、同生物、同鑛物、物理、化學、圖畫、手工、支那語及支那時文等（專）支那語、支那時文、支那事情教育及心理等
累計	三五	一〇	九四	七五	二六	二四〇		

第三章　其他の經營に屬する學校

關東廳及滿鐵の經營に屬せさる學校の主なるものには、大連商業學校及ひ大連實科高等女學校かある。

第一節　大連商業學校

同校は東洋協會の經營に屬し、明治四十三年九月、時の關東都督府民政長官白仁武氏自ら校長として開校を見たものである。頭初は商業補習學校と稱したか、明治四十五年商業補習學校を改めて甲種商業學校とし、補習夜學部を併置することとし、大正四年には關東都督府在外指定學校となつた。



大連商業學校



大連市立高等女學校

今大正九年三月の調査にかかる甲種部生徒を本籍府縣別に示せは、

府縣	人員	府縣	人員	府縣	人員	府縣	人員
東京	三二	神奈川	一〇	埼玉	四	滋賀	一六
大阪	三六	長崎	三二	群馬	—	石川	七
京都	五	兵庫	一九	新潟	六	香川	一〇
千葉	五	岐阜	八	富山	六	愛媛	一九
鹿兒島	二〇	長野	六	鳥取	五	高知	一
茨城	一	宮城	二	岡山	五	福岡	三六
栃木	二	北海道	四	島根	六	大分	一三
奈良	二	福島	六	廣島	二九	佐賀	一六
三重	八	岩手	一	支那	五	熊本	一〇
愛知	二〇	山形	三	山口	二九	宮崎	五
靜岡	一〇	秋田	三	和歌山	五	青森	一
山梨	二	福井	二	德島	四	朝鮮	一

第二節　大連市立實科高等女學校

本校は大正八年五月假校舍に於て授業を開始し、大正十年學則を變更して四學年制の現行制度を採用し、四箇年の本科の外に補習科及選科を置くことした。

學級編制

生徒の現在數は左表の如くて未た多數といふを得ない。

	補習科	本科四學年松組	本科四學年竹組	本科三學年松組	本科三學年竹組	本科一學年松組	本科一學年竹組	選科
人員	一七	二七	二五	四一	四〇	四五	四六	二六

尙ほ大正十年度の經費は左表の如くてある。

年度	俸給	廳費	修繕費	旅費	雜給雜費	計
大正八年度	一四、五七二・四八〇	二、九九三・四〇〇	—	一、六四八・一〇〇	二、二八四・九二〇	二一、四九九・九〇〇
大正九年度	三二、〇三四・五三〇	一五、〇七九・九〇〇	五五七・四九〇	一、六七四・五五〇	三、〇九九・五四〇	五二、四四六・〇〇〇

第三節　補遺

本稿編輯締切後に發生したる變動の內主なるものを大略左につらねる。

先づ關東廳の管轄に屬するものとしては、旅順工科學堂の大學昇格があり滿鐵經營の分としては、營口實業學堂の名稱を商業學校、各地の實科女學校を家政女學校と改めた外、遼陽に商業學校、撫順に高等女學校の新設を見、南滿工業學校は專門學校に、南滿醫學堂は醫科大學に昇格した。尙ほ撫順には簡易鑛山學校がある。

大連市立實科女學校も亦た、大正十一年より高等女學校に改められた。

尙ほ以上の外主なる學校としては、夜學校の滿洲法政學院、外國語學校、及び高等の女子敎育機關としての、大連女子人文學院がある、滿洲法政學院は主として滿鐵社員中の少壯學士を敎授とし、過程は二ヶ年で校勢甚だ盛である。女子人文學院は、將來女子大學たらしむる意氣込にて、目下眞摯に計劃中である。

滿蒙全書第一卷　終

大正十一年十一月十三日印刷
大正十一年十一月十五日發行

第一卷

南滿洲鐵道株式會社

著者　社長室調査課

大連市近江町ム區五十五號地
印刷者　山田浩通

大連市近江町ム區五十五號地
印刷所　東亞印刷株式會社大連支店

大連市
發行所　滿蒙文化協會